

会計検査院は、日本国憲法第 90 条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第 29 条の規定に基づいて平成 20 年度決算検査報告を作成し、平成 21 年 11 月 11 日、これを内閣に送付した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項、意見を表示し又は処置を要求した事項、会計事務職員に対する検定等について記載した。

また、国有財産、物品等国の財産等に関する検査事項及び会計検査院法その他の法律の規定により検査をしている政府関係機関等の会計に関する事項についても記載した。

なお、会計検査院は、平成 21 年 9 月 8 日、内閣から平成 20 年度歳入歳出決算の送付を受け、その検査を行って平成 21 年 11 月 11 日内閣に回付した。

平成 20 年度決算検査報告 目次

目

(不当事項の件名の後に付けてある()内)
(の数字は不当事項の一連番号を示す。)

次

ページ

第 1 章	検査の概要	1
第 1 節	検査活動の概況	1
第 1	検査の方針	1
第 2	検査の実施	4
第 2 節	検査結果の概要	6
第 1	事項等別の検査結果	6
1	事項等別の概要	6
2	第 3 章の「個別の検査結果」の概要	9
3	第 4 章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要	36
第 2	観点別の検査結果	38
第 2 章	決算の確認	45
第 1 節	国の決算の確認	45
第 1	一般会計	45
第 2	特別会計	45
第 2 節	国税収納金整理資金受払計算書の検査完了	47
第 3 節	政府関係機関の決算の検査完了	47
第 4 節	国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照	47
第 1	一般会計	47
第 2	特別会計	47
第 5 節	国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出	48
第 3 章	個別の検査結果	49
第 1 節	省庁別の検査結果	49
第 1	国会	49
	(衆議院)	49
	平成 19 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	49
	衆議院赤坂議員宿舍整備等事業契約における消費税の取扱いについて	49
第 2	内閣	50
	意見を表示し又は処置を要求した事項	50
	利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示したもの	50

第3 内閣府	61
(内閣府本府)	61
目 意見を表示し又は処置を要求した事項	61
(1) 新設等工事により取得するなどした国有財産等を国有財産台帳等に適切に記録するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	61
(2) 利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示したもの	66
平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	66
沖縄振興計画推進調査委託費等による調査・検討業務の委託契約等について	66
(公正取引委員会)	68
目 意見を表示し又は処置を要求した事項	68
利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示したもの	68
(警察庁)	69
不当事項	69
予算経理・補助金	69
物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って警察装備費、需用費等を支払っているもの〔2管区警察学校、7都県警察〕	
(1)-(9)	69
役 務	73
G8司法・内務大臣会議開催に伴う会議準備関係業務等の業務委託契約において、ウェブサイトの運用・管理に要する経費等の積算を誤ったため、契約額が割高となっているもの〔警察庁〕(10)	73
目 意見を表示し又は処置を要求した事項	75
利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示したもの	75
平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	75
自動車保有関係手続のワンストップサービスの実施状況等について	75
第4 総務省	76
不当事項	76
役 務	76
指定統計調査等に係る事務の委託費の執行に当たり、委託先において、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って物品の購入等に係る需用費を支払っていて、委託費の支払額が過大となっているもの〔総務本省〕(11)	76

補 助 金	79	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	79	
(1) 市町村合併推進体制整備費補助金が過大に交付されているもの〔総務本省〕	80	目
(12)–(18)		次
(2) 電気通信格差是正事業費補助金等で整備した設備が補助の目的を達していないものなど〔総務本省〕(19)–(22)	81	
意見を表示し又は処置を要求した事項	83	
(1) 委託事業において調達する機器類のリース料について委託対象経費を算定する際のリース期間を適切に設定するよう是正改善の処置を求めたもの	83	
(2) 利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示したもの	87	
平成 19 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	87	
(1) 地域イントラネット基盤施設整備事業等により整備したテレビ会議装置の利用状況について	87	
(2) 市町村合併に係る特別交付税の額の算定について	88	
(3) 自動車保有関係手続のワンストップサービスの実施状況等について	89	
(4) 独立行政法人情報通信研究機構通信・放送承継勘定における産業投資特別会計からの出資金の規模等について	89	
第 5 法 務 省	90	
不 当 事 項	90	
役 務	90	
G8 司法・内務大臣会議開催に伴う会議準備関係業務等の業務委託契約において、ウェブサイトの運用・管理に要する経費等の積算を誤ったため、契約額が割高となっているもの〔法務本省〕(23)	90	
意見を表示し又は処置を要求した事項	90	
不動産登記に要する登録免許税の額を算定する際の基礎となる不動産の基準単価を適切に改訂するよう意見を表示したもの	90	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	96	
(1) 刑事施設における看守による工事の調査又は研究のための出張に関して、適切な出張計画を立案するとともに、出張報告書を作成・保存するなどして、施設施工旅費を目的に沿って適切に執行するよう改善させたもの	96	
(2) 各種図面の入力作業を請け負わせるに当たり、作業実施枚数の実績に基づき契約金額を変更するよう改善させたもの	99	
平成 19 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	101	
(1) 刑事施設における医薬品の調達について	101	
(2) 国有財産の管理における登記の嘱託について	102	

	第6 外 務 省	103
	意見を表示し又は処置を要求した事項	103
目	政府開発援助の実施に当たり、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの	103
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	108
次	(1) 国の援助を受けて取得した日本人学校の校舎等の売却に際して、当該校舎等の残存価額に相当する援助金を国庫に返納させるとともに、援助により取得した財産を処分する場合には、売却益の有無にかかわらず残存価額に相当する援助金を国庫に返納させるよう改善させたもの	108
	(2) 健康管理休暇に際して支給される航空運賃を経済的なものにするなどにより、健康管理旅行費を節減するよう改善させたもの	111
	平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	114
	政府開発援助の効果の発現について	114
	第7 財 務 省	116
	不 当 事 項	116
	租 税	116
	租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの[131 税務署] (24)	116
	そ の 他	122
	給与計算に関する事務が適切に行われなかったため、源泉所得税が納付不足となり不納付加算税及び延滞税を支払う結果となっているもの[東京国税局] (25)	122
	所得税に係る課税額等の訂正に関する書類を作成せず、住民税の賦課徴収を行う地方公共団体に対する当該訂正の周知が遅延したため、当該地方公共団体に損害を与え賠償金を支払う結果となっているもの[東京国税局、渋谷税務署] (26)	124
	意見を表示し又は処置を要求した事項	126
	(1) 賃貸マンション等の取得に係る消費税額のうち非課税売上げである家賃収入に対応する部分の額が、国に適切に納付されることとなるための措置を講ずるよう意見を表示したもの	126
	(2) 建設国債の発行により調達されて、一般会計から特別会計に繰り入れられた資金に係る剰余金等の用途等について、建設国債の発行に対して法律上設けられている制限を形がい化することなどがないようにするための方策を検討するよう意見を表示したもの	132
	(3)(4) 利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示したもの	137
	(5) 還付金が高額となっている申告について他の還付申告と区分するなどして支払事務に要する日数を短縮することなどにより、還付加算金の節減を図るよう改善の処置を要求したもの	138
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	145
	(1) 所得税の申告書とともに提出される譲渡所得の内訳書等を課税資料として確実に活用することなどにより、事業用建物の譲渡がある場合の消費税の課税が適正なものとなるよう改善させたもの	145

(2) 職員に支給する諸手当等の予算執行に当たり、支出負担行為の計画を適時に示達する体制を整備することなどにより、適正な会計処理が行われるよう改善させたもの	148	目次
(3) 埠頭監視カメラシステムの定期保守点検業務の積算について、労務単価に係る基準等を作成することなどにより、仕様書における業務内容及び作業の実態に即した適切なものとするよう改善させたもの	150	
(4) 物納財産として引き受けた土地に係る国有財産台帳の価格改定を適切に行うよう改善させたもの	153	
平成 18 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	156	
独立行政法人国立印刷局における土地及び土地譲渡収入などによる資金について	156	
平成 19 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	157	
(1) 公務員宿舍赤羽住宅(仮称)整備事業等契約における消費税の取扱いについて	157	
(2) 自動車保有関係手続のワンストップサービスの実施状況等について	157	
第 8 文 部 科 学 省	158	
不 当 事 項	158	
役 務	158	
指定統計調査等に係る事務の委託費の執行に当たり、委託先において、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って物品の購入等に係る需用費を支払っていて、委託費の支払額が過大となっているもの[文部科学本省] (27)	158	
科学技術試験研究業務に係る委託費の経理が不当と認められるもの[文部科学本省] (28)	158	
芸術創造活動重点支援事業等に係る請負代金の支払に当たり、実績報告書等に記載した経費が事実と相違するなどしていたため、支払額が過大となっているもの[文化庁] (29)	160	
補 助 金	162	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	162	
(1) 国際文化交流促進費補助金(沖縄県の国際化に対応できる人材育成事業補助)が過大に交付されているもの[文部科学本省] (30)	163	
(2) 公立学校施設整備費国庫負担金が過大に交付されているもの[千葉県] (31)	164	
(3) 公立学校等施設整備費補助金が過大に交付されているもの[3 都府県] (32)-(34)	165	
(4) 国立大学法人施設整備費補助金が過大に交付されているもの[文部科学本省] (35)	166	
(5) 私立大学等経常費補助金(私立大学教育研究高度化推進特別補助)が過大に交付されているもの[文部科学本省] (36) (37)	167	
(6) 私立学校施設整備費補助金が過大に交付されているもの[2 都県] (38) (39)	168	
(7) 民間スポーツ振興費等補助金(日本学校保健会補助)が過大に交付されているもの[文部科学本省] (40)	169	

第9 厚生労働省	171
不当事項	171
目 保 険 料	171
労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの[14 労働局] (41)	171
健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの [21 社会保険事務局] (42)	174
予 算 経 理	178
滞納保険料等の滞納処分に当たり、虚偽の書類を作成するなどして事業所の滞納保険 料等の債権を消滅させており、後日、当該滞納保険料等が納付されると、これを別の 事業所の滞納保険料等として収納するなどしているもの[福島社会保険事務局、6 社 会保険事務所等] (43)	178
後発医薬品の安心使用にかかる意識調査、分析及び報告書作成の業務に係る請負契約 において、契約が履行期間内に履行されていないのに履行されたこととする事実と異 なる内容の関係書類を作成するなどの不適正な会計経理を行い、代金を支出していた もの[厚生労働本省] (44)	180
物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を 行って庁費を支払っているもの[19 社会保険事務局] (45)–(63)	181
許可を受けずに職員団体の業務に専ら従事している職員について、当該従事期間に係 る給与や国家公務員共済組合負担金を支給又は負担しているもの[社会保険庁、3 社 会保険事務局等] (64)	184
役 務	186
指定統計調査等に係る事務の委託費の執行に当たり、委託先において、虚偽の内容の 関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って物品の購入等に係る需用費を支 払っていて、委託費の支払額が過大となっているもの[厚生労働本省] (65)	186
生涯職業能力開発事業等に係る委託事業の実施に当たり、委託費から委託事業の対象 外の経費を支払うなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの[厚生 労働本省] (66)	186
庁舎及び職員宿舍の敷地測量等委託業務において、委託する必要のない業務を委託の 対象とするなどしていたため、契約額が割高となっているもの[岩手社会保険事務 局、東京社会保険事務局] (67) (68)	190
保 険 給 付	192
雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省、107公共職業 安定所] (69)	192
雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの[16 労働局] (70)	195
厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの[社会保険庁] (71)	197
年金記録相談において判明した年金記録について、基礎年金番号への統合等の処理が 適切に行われていなかったため、本来支給されるべき老齢厚生年金等が年金受給者に 適正に支給されないなどしているもの[7 社会保険事務局] (72)	200

医 療 費	204	
国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、看護の実態に即した入院基本料に係る届出を行っていなかったため、診療報酬が請求不足となっているもの[国立障害者リハビリテーションセンター] (73)	204	目 次
国立高度専門医療センターにおける診療報酬の請求に当たり、入院料等などの請求額に過不足があったもの[3 国立高度専門医療センター] (74)-(76)	206	
医療費に係る国の負担が不当と認められるもの[社会保険庁、25 都府県] (77)	209	
労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの[厚生労働本省、8 労働局] (78)	219	
補 助 金	221	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	221	
(1) 医療施設運営費等補助金の補助対象事業費が過大に精算されているもの[福岡県] (79)	222	
(2) 国民健康保険の療養給付費負担金の交付が不当と認められるもの[厚生労働本省、20 都府県] (80)-(123)	223	
(3) 国民健康保険の財政調整交付金の交付が不当と認められるもの[厚生労働本省、10 県] (124)-(152)	227	
(4) 次世代育成支援対策交付金の経理が不当と認められるもの[厚生労働本省] (153)-(160)	231	
(5) 児童保護費等負担金の経理が不当と認められるもの[19 都道府県] (161)-(202)	233	
(6) 生活保護費等負担金が過大に交付されているもの[27 都道府県] (203)-(269)	237	
(7) 地域生活支援事業費等補助金が過大に交付されているもの[東京都] (270)	241	
(8) 在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金の経理において、補助対象事業費の精算が過大となっているもの[大阪府] (271)	242	
(9) 障害程度区分認定等事業費補助金の交付の要がなかったもの[高知県] (272)	242	
(10) 障害者自立支援給付費負担金の経理が不当と認められるもの[13 都府県] (273)-(299)	243	
(11) 社会福祉施設等施設整備費補助金が過大に交付されているもの[九州厚生局] (300)	245	
(12) 老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)が過大に交付されているもの[厚生労働本省] (301)	246	
(13) 保健事業費等負担金(健康診査費分)が過大に交付されているもの[厚生労働本省、7 府県] (302)-(311)	247	
(14) 介護給付費負担金が過大に交付されているもの[厚生労働本省、5 県] (312)-(316)	248	
(15) 介護保険の普通調整交付金の交付が不当と認められるもの[厚生労働本省、沖縄県] (317)	249	
(16) 厚生労働科学研究費補助金が過大に交付されているもの[厚生労働本省] (318)-(324)	251	
(17) 在宅福祉事業費補助金が過大に交付されているもの[厚生労働本省、5 府県] (325)-(331)	252	

	(18) 知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担金が過大に交付されているもの[茨城県] (332)	254
目	(19) 身体障害者保護費負担金が過大に交付されているもの[茨城県] (333)	255
次	(20) 職業能力開発校設備整備費等補助金が過大に交付されているもの[厚生労働本省] (334) (335)	256
	(21) 技能向上対策費補助金の経理において、補助対象経費の精算が過大となっている もの[厚生労働本省] (336)-(352)	257
	不正行為	260
	職員の不正行為による損害が生じたもの[2 社会保険事務所] (353) (354)	260
	そ の 他	261
	労働者災害補償保険の保険給付に要した費用のうち事業主から徴収すべき額を徴収し ていないなどしていたもの[東京労働局、愛媛労働局] (355) (356)	261
	介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの[17 都府県] (357)	264
	意見を表示し又は処置を要求した事項	270
	(1) 労働保険料の延滞金について適切に調査決定及び債権管理を行うとともに、的確 な納入督促等を実施するための体制を整備するよう適宜の処置を要求し及び是正 改善の処置を求めたもの	270
	(2) 生活保護事業の実施において、障害者自立支援法に基づく自立支援給付の活用を 図ることにより生活保護費等負担金の交付額を低減させるよう適宜の処置を要求 し及び是正改善の処置を求めたもの	275
	(3) 利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現し ていない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへ の移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示したもの	280
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	281
	国民健康保険の財政調整交付金の交付額の算定を適切なものにするため、退職被保険 者等のそ及適用に伴う一般被保険者数の調整を的確に行うよう改善させたもの	281
	平成 18 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	285
	国民健康保険広域化等支援事業費等補助金について	285
	平成 19 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	286
	(1) 生活保護事業の実施における詐取等の事態の防止について	286
	(2) 介護保険における財政安定化基金の基金規模について	287
第10	農 林 水 産 省	288
	不 当 事 項	288
	工 事	288
	国営かんがい排水事業の実施に当たり、据付工事の施工が適切でなかったため、ダム 等の管理を行うための制御盤等の地震時における機能の維持が確保されていない状態 となっているもの[九州農政局、九州農政局都城盆地農業水利事業所] (358)	288
	国営中海土地改良事業の実施に当たり、用水路の目地補修工の施工が設計と著しく相 違っていたため、工事の目的を達していないもの[中国四国農政局中海干拓建設事業 所、中国四国農政局] (359)	290

役 務	292	
指定統計調査等に係る事務の委託費の執行に当たり、委託先において、虚偽の内容の 関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って物品の購入等に係る需用費を支 払っていて、委託費の支払額が過大となっているもの[農林水産本省] (360)	292	目
プロジェクト研究に係る委託費の経理が不当と認められるもの[農林水産本省] (361)	293	次
保安林の整備・管理に係る委託事業の実施に当たり、委託事業に従事していない臨時 職員に対する賃金を委託費に含めていたため、委託費の支払額が過大となっているも の[林野庁] (362)	294	
水質影響調査業務の請負契約において、諸経費の算定対象とならない水質分析費を 誤って対象として諸経費を算定したため、契約額が割高となっているもの[東北農政 局馬淵川沿岸農業水利事業所] (363)	296	
補 助 金	297	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	297	
(1) 補助金を過大に受給しているもの	299	
仕入税額控除した消費税額に係る補助金等を返還していないもの[農林水産本 省、水産庁、5農政局、沖縄総合事務局] (364)–(394)	299	
(2) 補助の目的を達していないもの	303	
海外農業移住交流事業等の実施が適切でないもの[農林水産本省、沖縄総合事 務局] (395)–(398)	303	
荷さばき施設が遊休化していて、補助の目的を達していないもの[水産庁] (399)	306	
(3) 工事の設計が適切でないもの	307	
落橋防止システムの設計が適切でないもの[2農政局] (400) (401)	307	
農業用排水路の設計が適切でないもの[関東農政局] (402)	309	
擁壁の設計が適切でないもの[東海農政局] (403)	310	
駐車場の整備面積の算定が適切でないもの[東海農政局] (404)	312	
(4) 補助対象事業費を過大に精算しているもの	312	
水土里情報利活用促進事業の事業費を過大に精算しているもの[2農政局] (405) (406)	312	
地域バイオマス発見・活用促進事業の補助対象事業費を過大に精算しているも の[東北農政局] (407)	313	
(5) 補助の対象とならないもの及び補助金の交付額の算定が適切でないもの	314	
中山間地域等直接支払交付金が交付の対象とならない農用地について交付され るなどしているもの[近畿農政局] (408) (409)	314	
森林整備事業の補助の対象とならないもの及び補助金の交付額の算定が適切で ないもの[林野庁] (410)	315	
(6) 補助金の交付額の算定が適切でないもの	316	
緑の雇用担い手対策事業の補助金額が過大となっているもの[林野庁] (411)	316	
異常補てん交付金が過大に交付されているもの[農林水産本省] (412)	316	

(7)	補助対象事業費を過大に精算しているもの及び補助の対象とならないもの	318
	食品製造工程管理技術力高度化促進事業の補助対象事業費を過大に精算するなどしているもの[農林水産本省](413)	318
(8)	補助の対象とならないもの	319
	集落営農組織の設立に至らず事業の一部が補助の対象とならないもの[中国四国農政局](414)	319
(9)	不適正な経理処理となっているもの及び補助の対象とならないもの	319
	国庫補助事業に係る事務費等の執行に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って物品の購入等に係る需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に需用費、賃金又は旅費を支払ったりしていたもの[農林水産本省、林野庁、水産庁、7農政局、沖縄総合事務局、22府県](415)–(452)	319
	その他	326
	国有林野の貸付料等の算定を誤ったため、貸付料等が低額となっているもの[九州森林管理局佐賀森林管理署](453)	326
	意見を表示し又は処置を要求した事項	328
(1)	貸付けを行っている国有農地等の管理に当たり、国有農地等の使用料の長期滞納者に係る滞納額の収納を適切に行うとともに、貸付条件に違反して国有農地等を使用している場合の契約解除を厳正に行うよう是正改善の処置を求めたもの	328
(2)	利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示したもの	333
(3)	中山間地域総合整備事業の一環として整備された活性化施設について、販売スペース等の設置に関する規制を緩和するなどして、施設の有効利用を促進することにより、中山間地域における農業・農村の一層の活性化を図るよう意見を表示したもの	334
(4)	土地改良事業の受益農地について、例外的に転用の許可を与える場合の具体的な審査方法を定めるとともに、転用許可後の状況に関し適時適切な指導を行うことなどの重要性について周知徹底を図るよう意見を表示したもの	338
(5)	水田・畑作経営所得安定対策として実施している生産条件不利補正交付金の交付が当該対策の目的である土地利用型農業の担い手の育成に資するものとなるよう意見を表示したもの	342
(6)	土地改良施設維持管理適正化事業の実施に当たり、全国土地改良事業団体連合会が管理運営する資金の運用益についての具体的な取扱いを定めるなどして、国庫補助金の運用益相当額を国庫に納付させるよう改善の処置を要求したもの	347
(7)–(13)	農林水産省が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等の有効活用等を図るよう改善の処置を要求したもの	350
(14)	借地に新築等した庁舎等の建物について登記が必要となる場合を明確に定めることなどにより、国営土地改良事業を実施するために設置されている事業所等における国有財産の管理が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの	381

(15) 借地に新築等した庁舎等の建物について登記が必要となる場合を明確に定めることなどにより、国有林野事業を実施するために設置されている森林管理署等における国有財産の管理が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの……………	386	目
平成 19 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……	390	
(1) 林業・木材産業改善資金貸付事業の運営について ……	390	次
(2) 新農業水利システム保全対策事業における農業水利システム保全計画の策定について……………	390	
(3) 農業集落排水事業の計画及び実施について ……	391	
第11 経 済 産 業 省 ……	392	
不 当 事 項 ……	392	
予 算 経 理 ……	392	
物品の購入に当たり、契約した物品が納入されていないのに納入されたとして虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って庁費等を支払うなどしているもの〔資源エネルギー庁、関東経済産業局〕(454)(455) ……	392	
役 務 ……	395	
起業家教育促進事業の委託契約において、実際に要した経費に基づかない時間単価により人件費を算定していたため、委託費の支払額が過大となっているもの〔経済産業本省〕(456) ……	395	
調査委託契約等において、委託先が実際に負担した額に基づかない時間単価により人件費を算定していたため、委託費の支払額が過大となっているもの〔経済産業本省〕(457) ……	397	
指定統計調査等に係る事務の委託費の執行に当たり、委託先において、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って物品の購入等に係る需用費を支払っていて、委託費の支払額が過大となっているもの〔経済産業本省〕(458) ……	398	
補 助 金 ……	399	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの……………	399	
(1) 補助金を過大に受給しているもの ……	400	
補助事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していないもの〔近畿経済産業局〕(459)–(462) ……	400	
(2) 補助対象事業費を過大に精算しているもの ……	401	
補助事業の実施に当たり、同時期に受託した業務に係る人件費として支払を受けていた額の一部を含めて人件費を算定していたため、補助対象事業費を過大に精算しているもの〔経済産業本省〕(463) ……	401	
(3) 工事の設計が適切でないもの ……	402	
落石防護柵の設計が適切でないもの〔中部経済産業局〕(464) ……	402	
(4) 補助の目的を達していないもの ……	403	
IT 活用型経営革新モデル事業により開発・導入等を行うとしていたシステムの開発が完了しておらず、稼働できない状況となっていて、補助の目的を達していないもの〔近畿経済産業局〕(465) ……	403	

	(5) 補助の対象とならないもの	404
	補助事業で制作した冊子の納入が補助事業期間内になされていないのに、納入されたこととして当該冊子に係る支払額を補助の対象としていたもの[経済産業本省](466)	404
目次	意見を表示し又は処置を要求した事項	405
	(1) タクシー事業者等に対するデジタル式GPS—AVMシステム普及に係るエネルギー使用合理化事業者支援事業の実施に当たり、事業効果を適切に把握し同事業の適切な執行体制を整備などするよう是正改善の処置を求めたもの	405
	(2) 利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示したもの	409
	(3) 預託した保証金の利息収入により行うという事業の実施方法を見直すとともに保証金を含めた資産の保有規模を適正なものとするよう独立行政法人日本貿易振興機構に検討させ、これにより不要となる資産は国庫に返納させることができることとするよう意見を表示したもの	410
	(4) 取り崩される見込みのない中小企業金融安定化特別基金について、緊急保証による欠損の補てんにも充当できるようにするなど、有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの	414
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	419
	(1) 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(高効率給湯器導入支援事業)による補助事業の実施に当たり、補助金の交付の対象とするガスエンジン給湯器の購入価格の範囲を定めることにより、事業を効率的に実施するよう改善させたもの	419
	(2) 電源立地地域対策交付金の交付に当たり、国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められている事業を自ら実施する場合だけでなく、負担金を支払うことにより実施する場合であってもこれに交付金を充てることはできないことを明確にすることにより、交付金が適切に交付されるよう改善させたもの	422
	平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	424
	(1) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構鉦工業承継勘定における産業投資特別会計からの出資金の規模等について	424
	(2) エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における剰余金について	425
	(3) エネルギー対策のための地域新生コンソーシアム研究開発委託事業で取得した物品の管理について	426
第12	国土交通省	427
	不当事項	427
	予算経理	427
	一括して一般競争に付することが可能な航空写真撮影業務の契約を意図的に分割して随意契約により特定の業者に発注していたもの[関東地方整備局東京港湾事務所、関東地方整備局](467)	427

役 務	429	
電子複写機の賃貸借、保守等の業務において、落札価格の基礎となった単価よりも高い単価で契約を締結していたため、支払が過大となっているもの[中国地方整備局] (468)	429	
補 助 金	430	目 次
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの.....	430	
(1) 補助金の交付額の算定が適切でないもの	433	
補助の対象となる事務費の算定が適切でなかったため、補助金が過大に交付されているもの[14道府県] (469)-(489)	433	
委託工事費の算定が適切でなかったもの[福島県] (490) (491)	437	
割増分の交付金の交付対象とならない事業を交付対象事業としていたため、交付金が過大に交付されているもの[神奈川県] (492)	437	
国庫補助対象額の算定が適切でないもの[神奈川県] (493)	438	
共用部分の整備費用を案分していなかったなどのため、交付金が過大になっているもの[鹿児島県] (494)	439	
公営住宅の家賃の低廉化に係る対象額の算定が適切でないもの[長崎県] (495)	440	
委託工事に係る消費税相当額の算定が適切でないもの[大阪府] (496)	441	
(2) 工事の設計が適切でないもの	442	
落橋防止システムの設計が適切でないもの[3府県] (497)-(499)	442	
舗装構造の設計が適切でないもの[岩手県] (500)	443	
擁壁の設計が適切でないもの[福岡県] (501)	444	
水路工の設計が適切でないもの[福岡県] (502)	446	
道路照明施設の設計が適切でないもの[大阪府] (503)	448	
(3) 補償費の算定が適切でないもの	449	
自動車教習所の移転に係る補償費の算定が適切でないもの[福島県] (504)	449	
水道管等の移設に係る補償費の算定が適切でないもの[福岡県] (505)	450	
建物移転料等の算定が適切でないもの[山形県] (506)	450	
工作物移転料等の算定が適切でないもの[山形県] (507)	451	
(4) 補助金を過大に受給しているもの	452	
出来高検査を適切に行わなかったため、補助金を過大に受給しているもの[神奈川県] (508)	452	
高齢者向け優良賃貸住宅等整備事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る交付金相当額を返還していないもの[広島県] (509)	453	
(5) 補助の目的を達していないもの	454	
取得した用地が補助の目的を達していないもの[埼玉県] (510)	454	
(6) 工事の施工が設計と相違しているもの	455	
防波堤の施工が設計と相違しているもの[中国地方整備局] (511)	455	
(7) 補助対象事業費を過大に精算しているもの	456	
下水道工事の補助対象事業費を過大に精算しているもの[東京都] (512)	456	

	(8) 工事費の積算が過大となっているもの	457
	耐震補強工事の積算が過大となっているもの[埼玉県] (513)	457
目	(9) 不適正な経理処理となっているもの及び補助の対象とならないもの	459
次	国庫補助事業に係る事務費等の執行に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って物品の購入等に係る需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に需用費、賃金、旅費、人件費、役務費等を支払ったりするなどしていたもの[国土交通本省、10 地方整備局等、32 道府県] (514)–(554)	459
	意見を表示し又は処置を要求した事項	469
	(1) 道路照明施設において、維持管理の経済性と環境負荷の低減に優れた省電力型ランプに速やかに交換するなどして、電気受給契約の契約容量を適切に見直し、電気料金の節減を図るよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	469
	(2) 道路情報管理業務を集約して行うために取得した施設に係る財産を国有財産台帳等に正確に記録するよう適宜の処置を要求し、今後同種の施設を取得した場合、これに係る財産を国有財産台帳等に正確に記録するよう是正改善の処置を求めたもの	473
	(3) 道路附属物等の損傷事故によって必要となった復旧工事に係る負担金債権の管理について、督促状による督促を適時適切に行い、滞納処分及び破産手続に伴う債権の申出に係る具体的な実施要領等を整備することなどにより、負担金債権の適切な管理を行うよう是正改善の処置を求めたもの	477
	(4) 河川工事に伴い鉄道事業者に委託する鉄道工事において、支払を適切に行うため、出来高を的確に把握することができるよう是正改善の処置を求めたもの	481
	(5) 国庫補助事業において工事の委託等がある場合の事務費の算定に当たり、委託工事に係る事務費を適正に控除するよう是正改善の処置を求めたもの	484
	(6) 河川改修事業を実施するために取得した土地について、適切な管理が行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに工事着手までの間の活用が図られるよう意見を表示したもの	489
	(7) 路面下空洞調査業務の契約及び実施に当たり、求める成果の内容を明確にしたり、すべての探査データの提出を求めたり、価格面の競争を取り入れた契約方式を導入したりするよう改善の処置を要求し、占用企業者の負担金を適切に徴収するよう是正改善の処置を求めたもの	494
	(8) 利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示したもの	499
	(9) まちづくり交付金事業の実施に当たり、予算の配分等が市町村の予算要望額を考慮するなどして適時に適切な額により行われ、また、法令等に基づく事業実施状況の確認、精算等の手続が事業完了時まで適正確実に行われることとなるよう意見を表示したもの	500

(10) 競争入札により契約した前工事に引き続き随意契約により行う後工事の予定価格の算定に当たり、前工事における競争の利益を後工事に反映させるよう意見を表示したもの	508	目次
(11) 財団法人民間都市開発推進機構の土地取得・譲渡業務等に対する国からの無利子貸付金及び補助金について、業務の規模の縮小等に応じて国に償還又は返納させることとするなどして、財政資金の有効活用を図るよう意見を表示したもの	512	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	519	
(1) 地域気象観測システム(アメダス)の運用に当たり、解析雨量の精度が向上したことにより必要がなくなった無線雨量観測所を廃止するなどして、より効率的な観測体制とするよう改善させたもの	519	
(2) 固定電話の使用に当たり、経済的な料金プランを利用することにより通話料の節減を図るよう改善させたもの	522	
(3) 道路改良工事等の実施に当たり、再生砕石を積極的に使用して環境に配慮した経済的な設計を行うことにより、工事費を低減させるよう改善させたもの	524	
(4) 航空会社が警備業者に委託して実施する受託手荷物検査業務に係る費用の国の分担額の算定に当たり、検査業務開始時刻をチェックインカウンターの業務開始時刻以降とすることにより、国の分担額を適切なものとするよう改善させたもの	527	
平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	530	
(1) 下水道の管きよ築造工事におけるセグメントの材料単価の決定について	530	
(2) 地盤改良工事の設計について	530	
(3) 調査等業務における交通船等の借上費に係る船員数の積算について	531	
(4) トンネル工事において使用する集じん機の機種及び規格の選定について	532	
(5) 高齢者の生活特性に配慮した公営住宅において高齢者に対する福祉サービスを提供するために整備された高齢者生活相談所及びLSA専用住戸の利用状況について	532	
(6) 国土交通省における一般乗用旅客自動車の使用状況について	533	
(7) 道路整備特別会計における支出の状況について	533	
(8) 自動車保有関係手続のワンストップサービスの実施状況等について	534	
(9) 監督測量船の効率的な運用等について	535	
第13 環 境 省	536	
不 当 事 項	536	
予 算 経 理	536	
物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って国立公園等維持管理費等を支払っているもの〔5 地方環境事務所、4 自然環境事務所等〕(555)-(563)	536	
補 助 金	538	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	538	
(1) 工事の設計等が適切でないもの	539	
廃棄物処理施設整備事業の実施に当たり、設計等が適切でなかったため、工事の目的を達していないもの〔宮崎県〕(564)	539	

	(2) 補助の目的外に使用しているもの	542
	補助金で造成した基金を補助の目的外に使用しているもの[環境本省] (565)	542
目	意見を表示し又は処置を要求した事項	543
次	(1) 国立公園等における施設の新設等工事により取得した国有財産の台帳価格を正確なものとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	543
	(2) 物品の管理等に当たり、帳簿の記録を物品の現況を反映した正確なものとするとともに、物品の亡失又は損傷等の報告を速やかに行うよう適宜の処置を要求し、物品の管理等が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの	546
	(3) 地方環境事務所等に導入した電子入札・開札システムについて、電子入札の実施を促進することにより有効活用を図るよう是正改善の処置を求めたもの	550
	平成 19 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	554
	(1) 浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の実施について	554
	(2) エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における剰余金について	555
第14	防 衛 省	556
	不 当 事 項	556
	不正行為	556
	職員の不正行為による損害が生じたもの[航空幕僚監部] (566)	556
	意見を表示し又は処置を要求した事項	556
	(1) アウトソーシング契約の実施に当たり、競争性及び透明性を確保するため一般競争契約への移行等を推進するとともに、標準資料や実例等の適用を十分考慮するなどして、予定価格の積算を経済的なものとするよう是正改善の処置を求めたもの	556
	(2) 有料道路損失補償額の支払について、駐留軍が使用した通行証が「公の目的」のために使用されたものであることなどを確認するため、当該通行証の記載事項を適切に調査、確認するなどの体制を整備するよう改善の処置を要求したもの	562
	(3) 装備品等の不具合調査及び瑕疵処理を行うに当たり、瑕疵担保期間内にある在庫品等を優先して行うこととする体制を整備するなどして、装備品等の効率的な管理運用を図るよう改善の処置を要求したもの	567
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	571
	(1) 軽装甲機動車を巡回点検する技術援助役務契約の実施に当たり、巡回点検の対象車両数を必要最小限のものとしたり、点検項目を削減したりすることにより経済的なものとするよう改善させたもの	571
	(2) 航空機の機体及びエンジンの定期修理作業の役務請負契約に係る社外購入部品について、航空補給処が商社等から購入して官給することにより、経済的な調達を図るよう改善させたもの	573
	(3) 陸上自衛隊における即応予備自衛官の訓練の実施に当たり、訓練招集命令の発令を適切に行わせることなどにより、即応予備自衛官手当の支給が効果的なものとなるよう改善させたもの	576

(4) 航空自衛隊において、修理の上使用することが見込まれる物品について、不用決定等の処分を保留する処置に係る手続を定めることにより、再利用の徹底を図るよう改善させたもの	579	目次
平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	582	
(1) 廃電池の管理について	582	目次
(2) 部隊発注工事により取得した財産の国有財産台帳等への記録について	583	
(3) 専用サービス契約における高額利用割引の適用について	583	
(4) 陸上自衛隊の会計業務システムの運用について	584	
第2節 団体別の検査結果	585	
第1 沖縄振興開発金融公庫	585	
意見を表示し又は処置を要求した事項	585	
礼金を受領するなど貸貸条件の制限に違反している貸貸住宅貸付けの借受者に対し、礼金の返還等を行わせるよう適宜の処置を要求し、貸貸条件の制限が遵守されるよう是正改善の処置を求めたもの	585	
第2 株式会社日本政策金融公庫	589	
平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	589	
統合して株式会社日本政策金融公庫となる3公庫における職員住宅の管理運営について	589	
第3 日本私立学校振興・共済事業団	590	
不当事項	590	
補助金	590	
私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの〔日本私立学校振興・共済事業団〕(567)-(571)	590	
第4 日本中央競馬会	595	
平成18年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	595	
役務契約の実施における契約事務の適正化について	595	
平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	596	
有料駐車場の運営について	596	
第5 成田国際空港株式会社	597	
意見を表示し又は処置を要求した事項	597	
(1) 子会社が行う業務の発注において、競争の利益をより享受できるよう競争的な契約方式の導入を図らせるよう意見を表示したもの	597	
(2) 会社が行う減損に係る会計処理について、回収可能価額の算定を減損基準等の趣旨に沿って行うよう意見を表示したもの	601	
平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	605	
空港施設用地及び航空保安施設用地の貸付契約の有償化について	605	
第6 東日本高速道路株式会社、第7 中日本高速道路株式会社、第8 西日本高速道路株式会社	607	
意見を表示し又は処置を要求した事項	607	

	(1)-(3) 点検データ管理システムに点検の結果を確実に登録することなどにより、道路構造物が計画的かつ効率的に管理されるよう改善の処置を要求したもの ……607	
目	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……612	
次	(1)-(3) 車両の軸重を計測するため高速道路に設置された軸重計の記録装置について、日々蓄積されているデータの集計等を行うことにより、軸重計の設置目的に沿って法令違反車両に対する取締りの強化等に活用されるよう改善させたもの ……612	
	第9 日本郵政株式会社 ……616	
	平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……616	
	パーソナルコンピュータ用ソフトウェアの使用権の購入について ……616	
	第10 独立行政法人情報通信研究機構 ……617	
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……617	
	職員等に対する旅費の支給に当たり、出張の実態を踏まえた支給とするよう改善させたもの ……617	
	第11 独立行政法人防災科学技術研究所 ……619	
	不 当 事 項 ……619	
	役 務 ……619	
	保安警備業務の請負契約において、端末機器費の積算が適切でなかったため、契約額が割高となっているもの[独立行政法人防災科学技術研究所本所] (572) ……619	
	第12 独立行政法人家畜改良センター ……621	
	意見を表示し又は処置を要求した事項 ……621	
	精液採取用種雄牛の貸付けに当たり、貸付けを無償とせず貸し付けた牛から生産される凍結精液の販売による収入に応じた対価を徴収するなどするとともに、貸付先の選定を競争により行うなどして増収を図るよう改善の処置を要求したもの ……621	
	第13 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 ……624	
	不 当 事 項 ……624	
	予 算 経 理 ……624	
	航空機を利用した出張に係る旅費の支給が過大となっているもの[独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構] (573) ……624	
	平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……625	
	共同研究施設の運営及び共同研究機器の利用の状況について ……625	
	第14 独立行政法人農業生物資源研究所 ……627	
	平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……627	
	農林水産生物ゲノム情報統合データベースシステム運用支援業務等の労務費の積算について ……627	
	第15 独立行政法人森林総合研究所 ……628	
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……628	
	職員が公用車を利用して日帰りの出張を行った場合の日額旅費の支給に当たっては、所定の日額から交通費に相当する2分の1の額を減ずることとして、日額旅費の節減を図るよう改善させたもの ……628	

第16 独立行政法人日本貿易保険	630	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	630	
貿易保険情報システムの国の利用等に関する契約において、国の利用に供することに		目
伴って発生する費用の額に対応する対価を収受するよう改善させたもの	630	
第17 独立行政法人産業技術総合研究所	633	次
意見を表示し又は処置を要求した事項	633	
未利用となっている特許微生物寄託業務等に係る電子申請システムについて、運用停		
止などの抜本的な見直しを行うよう是正改善の処置を求めたもの	633	
第18 独立行政法人造幣局	637	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	637	
警備業務契約について、市場価格を反映した労務単価による積算方法を明確に定める		
などにより、予定価格の積算を経済的なものとするよう改善させたもの	637	
平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	639	
宿舎、庁舎分室等の建物及びこれらに係る用地の保有状況について	639	
第19 独立行政法人国立印刷局	640	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	640	
不要資産とされている久我山運動場について、譲渡を含む適切な処分に向けた調整を		
積極的に進めて、調整がつかない場合には国庫へ返納することとする処分計画を作成		
し、処分を円滑に進めるよう改善させたもの	640	
第20 独立行政法人国民生活センター、第21 独立行政法人科学技術振興機構、		
第22 独立行政法人都市再生機構	643	
意見を表示し又は処置を要求した事項	643	
(1)-(3) 職員に対する給与の支給に当たり、食事手当等の現金の支給を廃止するなど		
するよう改善の処置を要求したもの	643	
第23 独立行政法人農畜産業振興機構、第24 独立行政法人新エネルギー・産業技		
術総合開発機構、第25 独立行政法人日本貿易振興機構、第26 独立行政法人石油		
天然ガス・金属鉱物資源機構、第27 独立行政法人中小企業基盤整備機構	646	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	646	
(1)-(5) 職員に対する給与の支給に当たり、食事手当等の現金の支給を廃止するよう		
改善させたもの	646	
第28 独立行政法人国際協力機構	649	
意見を表示し又は処置を要求した事項	649	
政府開発援助の実施に当たり、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの	649	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	649	
(1) 技術協力業務の開発調査等を委託する契約において、契約相手方が海外に渡航す		
る場合に割安な割引運賃で航空券を手配するよう定めることにより、委託費を経		
済的に執行するよう改善させたもの	649	

(2) 研修員受入事業に係る研修監理業務委託契約において、予約可能で最も安価な割引運賃で国内線航空券を購入するよう定めることなどにより、委託費を経済的に執行するよう改善させたもの	651
平成 19 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	653
政府開発援助の効果の発現について	653
第29 独立行政法人国際交流基金	654
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	654
文化交流を促進することなどを目的として購入した映画フィルムについて、作品の選定手続を見直し具体的な活用のための企画を提案することなどにより、効率的・効果的に利用されるよう改善させたもの	654
第30 独立行政法人日本学術振興会	657
不 当 事 項	657
補 助 金	657
科学研究費補助金の経理が不当と認められるもの[日本学術振興会] (574)	657
第31 独立行政法人宇宙航空研究開発機構	659
意見を表示し又は処置を要求した事項	659
GX ロケット開発における役割分担や LNG エンジンの開発の見通しを明確にし、宇宙開発の推進に寄与するとともに、今後の国民の負担を考慮して開発を行うよう意見を表示したもの	659
第32 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	664
不 当 事 項	664
そ の 他	664
高齢者等共同就業機会創出助成金の支給が適正でなかったもの[独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構] (575)	664
第33 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	666
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	666
(1) 宿舍の使用料の算定に当たり、各戸専用の給排水設備等が設置されていて世帯用宿舍と設備の差異がない単身者用宿舍を減額調整の対象としないことにより、使用料を適切なものとするよう改善させたもの	666
(2) 橋りょう上部工工事における橋面防水工費の積算を市場価格調査を行うなどして適切なものとするよう改善させたもの	668
(3) 技術業務委託契約の積算に当たり、技術者の職種を業務内容に応じて適切に選定することにより、委託費の節減を図るよう改善させたもの	670
第34 独立行政法人水資源機構	673
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	673
宿舍の使用料の算定に当たり、各戸専用の給排水設備等が設置されていて世帯用宿舍と設備の差異がない単身者用宿舍を減額調整の対象としないことにより、使用料を適切なものとするよう改善させたもの	673
(第 26 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	675

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	675	
入居率が低調な借上宿舎について、一括して借り上げることをやめて個別に借り上げる ことにより、空室となっている宿舎に対する賃借料等を支払うことのないよう改善 させたもの	675	目
第35 独立行政法人雇用・能力開発機構	677	次
不 当 事 項	677	
そ の 他	677	
中小企業基盤人材確保助成金の支給が適正でなかったもの〔静岡センター〕(576)	677	
第36 独立行政法人労働者健康福祉機構	679	
不 当 事 項	679	
不正行為	679	
職員の不正行為による損害が生じたもの〔独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災 病院〕(577)	679	
平成 19 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	679	
交通機関等を利用する職員の通勤手当の支給について	679	
第37 独立行政法人国立病院機構	681	
不 当 事 項	681	
医 療 費	681	
独立行政法人国立病院機構病院における診療報酬の請求に当たり、手術料等の請求額 に過不足があったもの〔独立行政法人国立病院機構 9 病院〕(578)–(586)	681	
不正行為	684	
職員の不正行為による損害が生じたもの〔独立行政法人国立病院機構山口宇部医療セ ンター〕(587)	684	
第38 独立行政法人日本学生支援機構	685	
意見を表示し又は処置を要求した事項	685	
学資資金貸与事業の実施に当たり、債務者の住所等を適時適切に把握して、債務者の 実情に応じた割賦金の回収及び返還期限猶予の願い出に関する指導を適時適切に行う よう改善の処置を要求したもの	685	
(第22 独立行政法人都市再生機構)	690	
不 当 事 項	690	
役 務	690	
消防用設備点検等業務の委託費の積算に当たり、一般管理費等率の適用を誤っていた ため、契約額が割高となっているもの〔独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社〕(588)	690	
共同聴視施設維持管理業務に係る契約において、電気料等の年間支払回数等を過大に 算出して委託料を算定していたため、委託料の支払額が過大となっているもの〔独立 行政法人都市再生機構西日本支社〕(589)	691	
平成 19 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	693	
緊急連絡員業務及び管理連絡員業務の委託契約における経費の算定について	693	

第39	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	694
	不 当 事 項	694
目	そ の 他	694
次	高架下の占用許可物件等に係る占用料の徴収に当たり、占用料を徴収していなかったり、占用料の算定を誤ったりしていたため、徴収額が不足しているもの[独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構](590)	694
第40	独立行政法人日本原子力研究開発機構	697
	不 当 事 項	697
	予 算 経 理	697
	固定資産の減損処理に当たり、対象資産を誤って把握するなどしたため、適正な減損額が計上されず、財務諸表の表示が適正を欠いているもの[独立行政法人日本原子力研究開発機構本部、3研究開発センター等](591)	697
第41	独立行政法人住宅金融支援機構	700
	意見を表示し又は処置を要求した事項	700
	(1) 礼金等を受領するなど賃貸条件の制限に違反している賃貸住宅貸付けの借受者に対し、礼金等の返還等を行わせるよう適宜の処置を要求し、賃貸条件の制限が遵守されるよう是正改善の処置を求めたもの	700
	(2) バリアフリー賃貸住宅建設資金の貸付事業において、借受者に対して高齢者の入居機会を確保するための貸付条件を遵守させるよう是正改善の処置を求め、事業の効果を十分発現させるため高齢者の入居促進に結びつくような広報活動等を行うよう意見を表示したもの	704
第42	国立大学法人東北大学	709
	平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	709
	東北大学病院が発注した工事契約に係る内部統制等について	709
第43	国立大学法人東京大学	710
	不 当 事 項	710
	役 務	710
	東京大学医学部附属病院における医療材料等の管理、搬送等業務に係る請負契約に当たり、労務費の積算を誤ったため、契約額が割高となっているもの[国立大学法人東京大学医学部附属病院](592)	710
第44	国立大学法人東京芸術大学、第45 国立大学法人三重大学、第46 国立大学法人京都大学、第47 国立大学法人京都工芸繊維大学、第48 国立大学法人奈良女子大学、第49 国立大学法人九州大学、第50 大学共同利用機関法人自然科学研究機構	712
	平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	712
	(1)-(7) 交通機関等を利用する職員の通勤手当の支給について	712
第51	国立大学法人岡山大学	713
	不 当 事 項	713

予算経理	713	
研究用物品の購入に当たり、研究者が業者に虚偽の関係書類を作成させ大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせるなど不適正な会計経理を行っているもの[国立大学法人岡山大学] (593)	713	
第52 日本放送協会	715	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	715	
コンピューターサービスの調達に当たり、特定調達に該当するものであることを踏まえ、透明性、公正性及び競争性が確保された契約事務を実施するよう改善させたもの	715	
第53 首都高速道路株式会社、第54 阪神高速道路株式会社	718	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	718	
(1)(2) 土木維持補修工事において、予定支払額の大幅な増加が見込まれる場合には、諸経費率の低減により契約単価を減額する契約変更を行って支払額の節減を図るよう改善させたもの	718	
(第53 首都高速道路株式会社)	721	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	721	
警備業務等請負契約について、市場価格を反映させるなどして警備業務の直接人件費の積算を適切なものとするよう改善させたもの	721	
第55 東日本電信電話株式会社	723	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	723	
レガシー系サービスの解約等により回線の切断を行うに当たり、新規加入に伴う新設作業等の際に併せてジャンパ線を撤去することにより、作業の効率化を図り、経費を節減するよう改善させたもの	723	
第56 郵便事業株式会社	726	
意見を表示し又は処置を要求した事項	726	
第三種郵便物制度の適正な運用が確保されるよう、内部統制を十分機能させるための事務手続を整備するなどの是正改善の処置を求め及び意見を表示したもの	726	
第57 株式会社かんぽ生命保険	735	
平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	735	
保険金等の適切な支払について	735	
第58 日本下水道事業団	736	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	736	
下水道終末処理場等の再構築に係る基本設計業務の契約に当たり、透明性、競争性等の確保を図るため、随意契約を見直して競争性のある契約方式に移行するよう改善させたもの	736	
第3節 不当事項に係る是正措置等の検査の結果	739	
第1 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について	739	
第2 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について	745	

	第4章	国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等	749
目次	第1節	国会及び内閣に対する報告	749
	第2節	国会からの検査要請事項に関する報告	751
	第1	国土交通省の地方整備局等における庁費等の予算執行について	752
	第2	独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について	766
	第3	年金記録問題について	777
	第4	防衛装備品の商社等を通じた輸入による調達について	788
	第5	各府省所管の公益法人の財務等の状況について	800
	第3節	特定検査対象に関する検査状況	812
	第1	最近の金融情勢の下における公的資金未返済行を含む金融機関の財務の状況及び金融システムの安定化のための諸施策の実施状況について	812
	第2	都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の経理の状況について	822
	第3	日本銀行の財務の状況及びその推移について	854
	第4	独立行政法人及び国立大学法人が管理運営する福利厚生施設等の状況について	867
	第4節	国民の関心の高い事項等に関する検査状況	880
	第5節	特別会計財務書類の検査	887
	第5章	会計事務職員に対する検定	893
	第1節	国の現金出納職員に対する検定	893
	第2節	国の物品管理職員に対する検定	893
	第3節	国の予算執行職員に対する検定	894
	第4節	政府関係機関の現金出納職員に対する検定	895
	第6章	歳入歳出決算その他検査対象の概要	897
第1節	国の財政等の概況	897	
第1	国の会計	897	
1	概況	897	
2	一般会計の歳入及び歳出	897	
3	特別会計の損益等	898	
4	一般会計及び特別会計の債務	899	
5	今後一般会計からの繰入れを要する措置	900	
第2	国が資本金の2分の1以上を出資している法人	900	
1	資産、負債及び純資産の状況	901	
2	損益の状況	902	
3	国からの補助金等、受託収入及び政府出資額の状況	902	
第3	財政投融资等	903	
1	財政投融资の概要	903	

2	財政投融资の原資	903	
3	財政投融资計画の実績	903	
4	財投機関債の発行状況	905	
5	財政融資資金の財政投融资計画以外の運用	905	
第4	個別の決算等	906	目次
	国の決算における債務の計上の状況	906	
第2節	歳入歳出決算等検査対象別の概要	914	
第1	歳入歳出決算	914	
1	一般会計	914	
2	特別会計(目次26ページ参照)	918	
第2	国税収納金整理資金の受払	958	
第3	法律により設置されているその他の資金の受払	958	
1	決算調整資金	958	
2	貨幣回収準備資金	959	
第4	債権及び債務	960	
1	債権	960	
2	債務	960	
第5	国庫金、国有財産及び物品	962	
1	国庫金	962	
2	国有財産	962	
3	物品	963	
第6	財政融資資金の長期運用	964	
第7	政府関係機関及びその他の団体	965	
1	概況	965	
2	国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算 (目次26ページ参照)	969	
3	日本放送協会の決算	1088	
4	その他の団体の決算(目次27ページ参照)	1091	

特別会計、国が資本金の2分の1以上を出資している法人等の決算記述

目

次 【特別会計】

	ページ
1 交付税及び譲与税配付金特別会計	918
2 登記特別会計	919
3 地震再保険特別会計	919
4 国債整理基金特別会計	920
5 財政投融资特別会計	921
6 外国為替資金特別会計	923
7 特定国有財産整備特別会計	924
8 エネルギー対策特別会計	925
9 国立高度専門医療センター特別会計	926
10 労働保険特別会計	927
11 船員保険特別会計	929
12 年金特別会計	930
13 食料安定供給特別会計	935
14 農業共済再保険特別会計	939
15 森林保険特別会計	943
16 国有林野事業特別会計	944
17 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計	945
18 貿易再保険特別会計	949
19 特許特別会計	949
20 社会資本整備事業特別会計	950
21 自動車安全特別会計	954

【国が資本金の2分の1以上を出資している法人】

[政府関係機関]

1 沖縄振興開発金融公庫	969
2 株式会社日本政策金融公庫	970
3 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	977

[事業団等]

1 日本私立学校振興・共済事業団	978
2 日本銀行	983
3 預金保険機構	984
4 成田国際空港株式会社	994
5 東日本高速道路株式会社	995
6 中日本高速道路株式会社	995
7 西日本高速道路株式会社	995

[独立行政法人]

	ページ
1 情報通信研究機構	998
2 防災科学技術研究所	1003
3 家畜改良センター	1004
4 農業・食品産業技術総合研究機構	1005
5 森林総合研究所	1010
6 日本貿易保険	1013
7 産業技術総合研究所	1014
8 造幣局	1016
9 国立印刷局	1017
10 国民生活センター	1018
11 農畜産業振興機構	1019
12 国際協力機構	1027
13 国際交流基金	1028
14 新エネルギー・産業技術総合開発機構	1030
15 科学技術振興機構	1037
16 日本学術振興会	1040
17 宇宙航空研究開発機構	1041
18 高齢・障害者雇用支援機構	1042
19 日本貿易振興機構	1045
20 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1046
21 水資源機構	1052
22 石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1053
23 雇用・能力開発機構	1058
24 労働者健康福祉機構	1061
25 国立病院機構	1062
26 日本学生支援機構	1063
27 中小企業基盤整備機構	1065
28 都市再生機構	1073
29 日本高速道路保有・債務返済機構	1075
30 日本原子力研究開発機構	1078
31 住宅金融支援機構	1081

(注) 団体名中「独立行政法人」は記載を省略した。

[国立大学法人]

国立大学法人東京大学	1087
------------	------

【その他の団体】

1	首都高速道路株式会社	1091
2	阪神高速道路株式会社	1092
3	東日本電信電話株式会社	1093
4	郵便事業株式会社	1095
5	日本下水道事業団	1096

備考

この決算検査報告中表示されている金額の中には、単位未満を切り捨てているものがあるので各項の金額を集計しても計欄の金額と一致しないことがある。

第1章 検査の概要

第1節 検査活動の概況

第1 検査の方針

会計検査院は、平成21年次の検査に当たって、会計検査の基本方針を次のとおり定めた。

平成21年次会計検査の基本方針

(平成20年9月5日策定)

1 会計検査院の使命

会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する憲法上の機関として、次の使命を有している。

会計検査院は、国の収入支出の決算をすべて毎年検査するほか、法律に定める会計の検査を行う。

会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図るとともに、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する。

会計検査院は、検査報告を作成し、これを内閣に送付する。この検査報告は、国の収入支出の決算とともに国会に提出される。

2 社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況

(1) 我が国の社会経済の動向と財政の現状

近年、我が国の社会経済は、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や、内外経済の構造的な変化、地球環境問題などの難しい課題に直面している。そして、今まで我が国の社会経済を支えてきた行政等のシステムにもこうした変化への対応が求められている。

我が国の財政をみると、連年の公債発行により公債残高は年々増加の一途をたどり、平成20年度末には約553兆円に達すると見込まれており、公債償還等に要する国債費は20年度予算で約20兆1千億円と、一般会計歳出の約24%を占めていて、財政の健全化が課題となっている。

また、政府は、経済、財政、行政等の各分野における改革を行うこととしている。

(2) 会計検査院をめぐる状況

近年、行政においては、歳出・歳入一体改革の推進が重視されており、真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分、ムダ・ゼロ、政策の棚卸し等の徹底による重要課題実現のための政策経費の確保や生産性を向上し、成長力を強化するなどのための抜本的な税体系の改革の検討など、様々な取組がなされている。

また、国会においても、国会による財政統制を充実・強化する観点から、予算の執行結果を把握し次の予算に反映させることの重要性などが議論されている。会計検査院では、国会から内閣に対して決算の早期提出が要請されたことも踏まえ、検査報告の内閣への送付の早期化に努めており、これにより国会における決算審査の早期化に資するとともに、

検査結果の予算への一層の反映が可能となっている。そして、近年、国会法第105条の規定に基づく会計検査院に対する検査要請が行われており、会計検査院では要請に係る検査を着実に実施しその結果を国会に報告しているところである。また、17年11月には、会計検査の機能の強化及び活用を図り、もって国会における決算審査の充実に資するため、会計検査院が検査することができる対象の拡大、実地の検査等に応じる義務、国会等への随時の報告を内容とした会計検査院法の改正が行われている。

このように財政の健全化が課題となっており、また、歳出・歳入一体改革の推進をすること、国民への説明責任の履行を徹底することなどが重視される中で、会計検査院の役割は一層重要となっており、会計検査機能に対する国民の期待も大きくなっていると考えられる。

3 会計検査の基本方針

会計検査院は、従来から社会経済の動向などを踏まえて国民の期待に応える検査に努めてきたところであるが、以上のような状況の下で今後ともその使命を的確に果たすため、国民の関心の所在に十分留意し、厳正かつ公正な職務の執行に努めるとともに、次に掲げる方針で検査に取り組む。

(1) 重点的な検査

我が国の社会経済の動向や財政の現状を十分踏まえ、主として次に掲げる施策の分野に重点を置いて検査を行う。

- (ア) 社会保障
- (イ) 公共事業
- (ウ) 教育及び科学技術
- (エ) 防衛
- (オ) 農林水産業
- (カ) 経済協力
- (キ) 中小企業
- (ク) 環境保全
- (ケ) 情報通信(IT)

また、複数の府省等により横断的に実施されている施策、あるいは複数の府省等に共通又は関連する事項に対して、横断的な検査の充実に図る。

なお、社会的関心の高い事項等については必要に応じて機動的、弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応する。

(2) 多角的な観点からの検査

不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、業績の評価を指向した検査を行っていく。そして、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行っていく。

すなわち、これまで会計検査院は、次の観点から検査を行ってきた。

- (ア) 決算の表示が予算執行など財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点
- (イ) 会計経理が予算や法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性の観点

- (ウ) 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点
- (エ) 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点
- (オ) 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点
- (カ) その他会計検査上必要な観点

今後も、正確性や合規性の観点からの検査を十分行い、その際には、近年一部の府省等において不正不当な事態が相次いだことも踏まえて、特に基本的な会計経理について重点的に検査を行う。また、随意契約など契約方式は適切か、契約相手方の選定は妥当か、入札・契約事務が公正な競争入札を確保するものとなっているかなど契約の競争性、透明性にも十分留意する。さらに、近年の厳しい経済財政状況にもかんがみ、経済性、効率性及び有効性の観点からの検査を重視する。特に有効性の観点から、事務・事業及び予算執行の効果について積極的に取り上げるよう努め、その際には、検査対象機関が自ら行う政策評価などの状況についても留意して検査を行う。そして、事務・事業の遂行及び予算の執行に問題がある場合には、原因の究明を徹底して行い、改善の方策について検討する。

このほか、行財政の透明性、説明責任の向上や事業運営の改善に資するなどのため、国の決算など財政について、その分析や評価を行っていくとともに、特別会計、独立行政法人等については、その財務状況の検査の充実を図る。その際、企業会計の慣行を参考として作成される特別会計の財務書類の検査を行うなど、公会計に関する課題に留意して検査・検討を行う。

(3) 内部統制の状況に対応した取組

内部監査、内部牽制等の内部統制の状況は、検査対象機関における会計経理の適正性の確保に影響を与えることから、検査に際してはその実効性に十分留意する。また、内部統制が十分機能して会計経理の適正性が確保されるよう、必要に応じて内部統制の改善を求めするなど適切な取組を行う。

(4) 検査のフォローアップ

検査において不適切、不合理等とした会計経理の是正やその再発防止が確実に図られるなど、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるよう、その後の是正改善などを継続的にフォローアップする。

また、検査報告において指摘した不適切な会計経理に関しては、他の検査対象機関における同種の事態についても是正が図られるよう必要な検査を行うなど適切に取り組む。

(5) 国会との連携

検査に当たっては、国会における審議の状況に常に留意する。また、国会の要請に係る事項の検査に当たっては、国会における審査又は調査に資するものとなるよう、要請の趣旨を十分踏まえて必要な調査内容を盛り込むなどの確な検査に努める。

(6) 検査能力の向上

社会経済の複雑化とそれに伴う行財政の変化に対応して、新しい検査手法の開拓を行うなど検査能力の向上を図り、検査を充実させていく。

すなわち、検査手法や検査領域を多様化するための調査研究、専門分野の検査に対応できる人材の育成や拡充、検査業務のIT化の推進、検査用機器の活用などにより、会計経理はもとよりそれに関連する事務・事業の全般について検査の一層の浸透を図る。

4 的確な検査計画の策定

本基本方針に基づき、会計検査院に課された使命を効率的、効果的に達成するため、的確な検査計画を策定し、これにより計画的に検査を行う。

検査計画には、検査対象機関並びに施策及び事務・事業の予算等の規模や内容、内部監査、内部牽制等の内部統制の状況、過去の検査の状況や結果などを十分勘案して、検査に当たって重点的に取り組むべき事項を検査上の重点項目として設定する。

そして、検査に当たっては、検査の進行状況により、また、国民の関心の所在等にも留意しつつ、機動的、弾力的に対応して、検査の拡充強化を図る。

第2 検査の実施

1 検査の対象

会計検査院の検査を必要とするものは、会計検査院法第22条の規定により、次のとおりとされている。

- ① 国の毎月の収入支出
- ② 国の所有する現金及び物品並びに国有財産の受払
- ③ 国の債権の得喪又は国債その他の債務の増減
- ④ 日本銀行が国のために取り扱う現金、貴金属及び有価証券の受払
- ⑤ 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計
- ⑥ 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計

このほか、会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、会計検査院法第23条第1項の規定により、次に掲げる会計経理の検査をすることができることとされている。

- ⑦ 国の所有又は保管する有価証券又は国の保管する現金及び物品
- ⑧ 国以外のもものが国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払
- ⑨ 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計
- ⑩ 国が資本金の一部を出資しているものの会計
- ⑪ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計
- ⑫ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計
- ⑬ 国若しくは国が資本金の2分の1以上を出資している法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計

平成21年次の検査(検査実施期間 20年10月から21年9月まで)において検査の対象となったもののうち、⑤は政府関係機関、事業団、独立行政法人等222法人の会計、⑥は日本放送協会の会計、⑨は4,654の団体等の会計、⑩は7法人の会計、⑪は34法人の会計、⑫は3法人の会計、⑬は334法人の契約に関する会計である。

上記の検査の対象のうち主なものの平成20年度決算等の概要は、第6章の「歳入歳出決算
その他検査対象の概要」に記載したとおりである。

2 書面検査及び実地検査

検査対象機関に対する検査の主な方法は、書面検査及び実地検査である。

書面検査は、検査対象となる会計を取り扱う機関から、会計検査院の定める計算証明規則により、当該機関で行った会計経理の実績を計数的に表示した計算書、その裏付けとなる各種の契約書、請求書、領収証書等の証拠書類等を提出させ、これらの書類について在庁して行う検査である。

また、実地検査は、検査対象機関である省庁等の官署、事務所等に職員を派遣して、実際に、関係帳簿や事務・事業の実態を調査したり、関係者から説明を聴取したりなどして行う検査である。

これらの方法により、会計検査院が21年次に実施した検査の実績は、次のとおりである。

- (ア) 書面検査については、20年度分の計算書16万1千余冊及びその証拠書類5288万余枚を対象に実施した。
- (イ) 実地検査については、次のとおり、検査対象機関である省庁等の官署、事務所等3万3千1百余箇所のうち、3千3百余箇所について実施したほか、国が補助金その他の財政援助を与えた前記4,654の団体等について実施した。これらの実地検査に要した人日数は、3万6千9百余人日となっている。

検査対象機関である省庁等の官署、事務所等	左の箇所数(A)	左のうち検査を実施した箇所数(B)	検査実施率(%) (B/A)
本省、本庁、本社等	4,419	2,071	46.8
都道府県単位の地方 出先機関等	7,147	1,162	16.2
小計	11,566	3,233	27.9
駅、郵便局等	21,606	156	0.7
計	33,172	3,389	10.2

検査の進行に伴い、検査上疑義のある事態について、疑問点を質したり、見解を求めたりなどするために、関係者に対して書面をもって質問を発しているが、21年次の検査において発した質問は1千2百余事項となっている。

第2節 検査結果の概要

平成21年次の検査の結果については、第2章以降に記載したとおりであり、このうち第3章及び第4章に掲記した事項等の概要は次のとおりである。

第1 事項等別の検査結果

1 事項等別の概要

検査の結果、第3章及び第4章に掲記した事項等には、次のものがある。

(1) 第3章「個別の検査結果」

- ア 「不当事項」(検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項)
- イ 「意見を表示し又は処置を要求した事項」(会計検査院法第34条又は第36条^(注)の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項)
- ウ 「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」(本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項)
- エ 「不当事項に係る是正措置等の検査の結果」(本院が既往の検査報告に掲記した不当事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関して、当局において執られた是正措置の状況及び処置の履行状況についての検査の結果)

(2) 第4章「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」

- ア 「国会及び内閣に対する報告」(会計検査院法第30条^(注)の規定により国会及び内閣に報告した事項)
- イ 「国会からの検査要請事項に関する報告」(国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条^(注)の規定により国会に報告した検査の結果)
- ウ 「特定検査対象に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況)
- エ 「国民の関心の高い事項等に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた国民の関心の高い事項等に関する検査の状況)
- オ 「特別会計財務書類の検査」(特別会計に関する法律第19条第2項の規定による特別会計財務書類の検査)

(注) 会計検査院法

第30条の2 会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第30条の3 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法(昭和22年法律第79号)第105条(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による要請があったときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその結果を報告することができる。

第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理につ

いて意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。

第 36 条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

上記(1)のア、イ及びウ並びに(2)のア、イ及びウの事項等の件数、金額は、表 1 のとおりである。

表1 事項等別検査結果の概要

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 (背 景 金 額) ^{注(1)}
不 当 事 項	593 件	123 億 2993 万円
意見を表示し又は処置を要求した事項	第 34 条 ^{注(2)} 18 件	<17 件分> 322 億 8701 万円 2 億 2599 万円 38 億 8103 万円 46 億 4418 万円 5 億 2513 万円
	第 34 条及び第 36 条 ^{注(2)} 4 件	< 4 件分> 448 億 7313 万円 409 億 5330 万円 6 億 5692 万円 440 億 3630 万円
	第 36 条 ^{注(2)} 47 件	<23 件分> 1253 億 0964 万円 118 億 7519 万円 ^{注(3)} 38 億 6334 万円 82 億 0369 万円 785 億 8378 万円 904 億 0345 万円 1657 億 5239 万円 2388 億 6073 万円 1259 億 4130 万円 4 億 4171 万円 68 億 9385 万円 138 億 9771 万円 ^{注(4)} 33 億 7579 万円 123 億 4877 万円 2252 億 5466 万円
小 計	69 件	<44 件分> 2024 億 6978 万円
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	46 件	<45 件分> 218 億 0218 万円 (3207 万円)
事 項 計	708 件	<682 件分> ^{注(5)} 2364 億 5000 万円
国会及び内閣に対する報告	^{注(6)} 23 件	—
国会からの検査要請事項に関する報告	5 件	—
特定検査対象に関する検査状況	4 件	—
総 計	^{注(7)} 717 件	<682 件分> ^{注(5)} 2364 億 5000 万円

注(1) 指摘金額・背景金額 指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていない資産等の額等である。

背景金額とは、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進ちよくせず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、上記の指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものである。なお、背景金額は個別の事案ごとにそのとらえ方が異なるため、金額の合計はしていない。

注(2) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」には、指摘金額と背景金額の両方あるものが計8件ある。

注(3) 内閣等11省庁等に対して同一の事態について意見を表示したものである。

注(4) 東日本高速道路株式会社等3会社に対して同一の事態について改善の処置を要求したものである。

注(5) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているものと、「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているものがあり、それぞれその金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

注(6) 「国会及び内閣に対する報告」の23件のうち17件は「意見を表示し又は処置を要求した事項」として、6件は「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」として、第3章の「個別の検査結果」に掲記しており、件数が重複している。

注(7) 件数の合計に当たっては、上記注(6)の重複分(23件)を控除している。

2 第3章の「個別の検査結果」の概要

第3章の「個別の検査結果」に掲記した各事項のうち、不当事項、意見を表示し又は処置を要求した事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項について、省庁等別にその件数、金額を示すと表2のとおりである。

表2 省庁等別事項別検査結果の概要

省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項		計 注(2)	
	件		件		件		件	
内閣			注(3) 36	1			注(3) 1	
内閣府 (内閣府本府)			34 注(3) 36	1 1	59億0207万円 注(3) (4億0867万円)		注(3) 2	59億0207万円 注(3) (4億0867万円)
同 (公正取引 委員会)			注(3) 36	1	注(3) (1億3874万円)		注(3) 1	注(3) (1億3874万円)
同 (警察庁)	注(4) 10	注(4) 2250万円	注(3) 36	1	注(3) (2億2655万円)		注(3) 11	注(4) 2250万円 注(3) (2億2655万円)

第1章 第2節 第1 事項別の検査結果

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1)		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項		計 注(2)	
	件		件		件		件	
総務省	注(5) 12	注(5) 1億8911万円	注(3) ③4 1 ③6 1	注(3) 1億8804万円 (17億4738万円)			注(3) 注(5) 14	注(5) 3億7715万円 (17億4738万円)
法務省	注(4) 1	注(4) 240万円	③6 1	(38億6334万円)	2	1億3722万円	注(4) 4	注(4) 1億3962万円 (38億6334万円)
外務省			注(6) ③6 1	注(6) (82億0369万円)	2	5億7600万円	注(6) 3	注(7) 5億7600万円 (82億0369万円)
財務省	3	11億1641万円	注(3) ③6 5	注(3) 34億1983万円 (785億8378万円) (9億6387万円) (1億0789万円)	4	15億6464万円	注(3) 12	注(7) 60億8780万円 (785億8378万円) (9億6387万円) (1億0789万円)
文部科学省	注(5) 14	注(5) 1億0004万円					注(5) 14	注(5) 1億0004万円
厚生労働省	注(5) 317	注(5) 60億0570万円	注(3) ③4 2 ③6 1	注(3) 52億5229万円 (47億3702万円)	1	28億6294万円	注(3) 注(5) 321	注(5) 141億2093万円 (47億3702万円)
農林水産省	注(5) 96	注(5) 12億9916万円	注(3) ③4 1 ③6 14	注(3) 3億2915万円 451億3710万円 (3億5207万円)			注(3) 注(5) 111	注(5)、注(7) 466億9347万円 (3億5207万円)
経済産業省	注(5) 13	注(5) 1億9601万円	注(3)、注(8) ③4 1 ③6 3	注(3) 8億6490万円 595億8585万円 (14億4701万円) (904億0345万円)	2	5億2546万円	注(5) 注(8) 19	注(5) 611億7222万円 (14億4701万円) (904億0345万円)
国土交通省	88	18億5396万円	注(8) ③4 5 注(8) ③4・③6 2 注(3) ③6 4	注(8) 66億1171万円 (2億2599万円) (38億8103万円) (46億4418万円) 23億4109万円 (409億5330万円) (6億5692万円) 注(3) (17億4596万円) (1657億5239万円) (2388億6073万円) (1259億4130万円)	4	1億5760万円	注(8) 103	注(7) 108億9747万円 (2億2599万円) (38億8103万円) (46億4418万円) (409億5330万円) (6億5692万円) 注(3) (17億4596万円) (1657億5239万円) (2388億6073万円) (1259億4130万円)
環境省	11	2億5945万円	③4 3	27億2483万円			14	29億8428万円
防衛省	1	2952万円	注(8) ③4 1 ③6 2	注(8) 1億5740万円 (5億2513万円) 1億3688万円 (4億4171万円)	4	9960万円	注(8) 8	注(8) 4億2340万円 (5億2513万円) (4億4171万円)
沖縄振興開発 金融公庫			③4 1	11億4891万円			1	11億4891万円
日本私立学校 振興・共済 事業団	5	4223万円					5	4223万円

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項		計 注(2)	
	件		件		件		件	
成田国際空港株式会社			㊿ 2	35億4928万円 (68億9385万円)			2	35億4928万円 (68億9385万円)
東日本高速道路株式会社			㊿ 1	(45億7868万円)	1	9917万円	2	9917万円 (45億7868万円)
中日本高速道路株式会社			㊿ 1	(34億9414万円)	1	8127万円	2	8127万円 (34億9414万円)
西日本高速道路株式会社			㊿ 1	(58億2488万円)	1	3277万円	2	3277万円 (58億2488万円)
独立行政法人 情報通信 研究機構					1	(3207万円)	1	(3207万円)
独立行政法人 防災科学技術 研究所	1	410万円					1	410万円
独立行政法人 家畜改良 センター			㊿ 1	(33億7579万円)			1	(33億7579万円)
独立行政法人 農業・食品 産業技術 総合研究機構	1	228万円					1	228万円
独立行政法人 森林総合 研究所					1	668万円	1	668万円
独立行政法人 日本貿易保険					1	1億0415万円	1	1億0415万円
独立行政法人 産業技術 総合研究所			㊿ 1	8754万円			1	8754万円
独立行政法人 造幣局					1	2550万円	1	2550万円
独立行政法人 国立印刷局					1	37億7186万円	1	37億7186万円
独立行政法人 国民生活 センター			㊿ 1	4947万円			1	4947万円
独立行政法人 農畜産業 振興機構					1	5974万円	1	5974万円
独立行政法人 国際協力機構			注(6) ㊿ 1	注(6)	2	8億0216万円	注(6) 3	注(6) 8億0216万円
独立行政法人 国際交流基金					1	8232万円	1	8232万円
独立行政法人 新エネルギー ・産業技術 総合開発機構					1	2億9839万円	1	2億9839万円
独立行政法人 科学技術 振興機構			㊿ 1	1121万円			1	1121万円

第1章 第2節 第1 事項別の検査結果

事 項 省庁又は団体名	不 当 事 項		意見を表示し又は処 置を要求した事項 注(1)		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項		計 注(2)	
	件		件		件		件	
独立行政法人 日本学術振興会	1	102万円					1	102万円
独立行政法人 宇宙航空研究 開発機構			㊸ 1	(123億4877万円)			1	(123億4877万円)
独立行政法人 高齢・障害者 雇用支援機構	1	1050万円					1	1050万円
独立行政法人 日本貿易振興機構					1	3億2507万円	1	3億2507万円
独立行政法人 鉄道建設・ 運輸施設整備 支援機構					3	1億2751万円	3	1億2751万円
独立行政法人 水資源機構					1	3405万円	1	3405万円
独立行政法人 石油天然ガス ・金属鉱物 資源機構					2	1億6933万円	2	1億6933万円
独立行政法人 雇用・能力 開発機構	1	1070万円					1	1070万円
独立行政法人 労働者健康 福祉機構	1	1943万円					1	1943万円
独立行政法人 国立病院機構	10	9067万円					10	9067万円
独立行政法人 日本学生 支援機構			注(8) ㊸ 1	132億8282万円 (2252億5466万円)			注(8) 1	132億8282万円 (2252億5466万円)
独立行政法人 中小企業基盤 整備機構					1	2億7982万円	1	2億7982万円
独立行政法人 都市再生機構	2	1719万円	㊸ 1	1億3720万円			3	1億5439万円
独立行政法人 日本高速道路 保有・債務 返済機構	1	1億5135万円					1	1億5135万円
独立行政法人 日本原子力 研究開発機構	1	8億9240万円					1	8億9240万円
独立行政法人 住宅金融 支援機構			㊸ 1 注(8) ㊸・㊸ 1	90億2017万円 417億8560万円 (440億3630万円)			注(8) 2	508億0577万円 (440億3630万円)
国立大学法人 東京大学	1	870万円					1	870万円

省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項		計 注(2)	
	件		件		件		件	
国立大学法人 岡山大学	1	500万円					1	500万円
日本放送協会					1	88億4825万円	1	88億4825万円
首都高速道路株式会社					2	1億7596万円	2	1億7596万円
阪神高速道路株式会社					1	8559万円	1	8559万円
東日本電信電話株式会社					1	2億8680万円	1	2億8680万円
郵便事業株式会社			③④・③⑥	1	7億4644万円		1	7億4644万円
日本下水道事業団					1	1億8233万円	1	1億8233万円
合計	593	123億2993万円	注(6) 69	2024億6978万円	46	218億0218万円	注(6) 708	注(7) 2364億5000万円

注(1) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」の件数欄の③④は会計検査院法第34条によるもの、③⑥は会計検査院法第36条によるものを示している。

注(2) ()内の金額は背景金額であり、個別の事案ごとにそのとらえ方が異なるため金額の合計はしていない。

注(3) 内閣の1件、内閣府(内閣府本府)のうち1件、内閣府(公正取引委員会)の1件、内閣府(警察庁)のうち1件、総務省のうち1件、財務省のうち2件、厚生労働省のうち1件、農林水産省のうち1件、経済産業省のうち1件及び国土交通省のうち1件は、同一の事態に係るものである。

注(4) 内閣府(警察庁)及び法務省のうち各1件は、同一の事態に係るものである。

注(5) 総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省のうち各1件は、同一の事態に係るものである。

注(6) 外務省及び独立行政法人国際協力機構のうち各1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構に係るものであり、金額は外務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(7) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの(海外農業移住交流事業の実施に関するもの(303ページ及び350ページ参照)、委託工事に係る事務費の算定に関するもの(433ページ及び484ページ参照))と、「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているもの(租税の徴収過不足に関するもの(116ページ及び145ページ参照))があり、それぞれその金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

注(8) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」には、指摘金額と背景金額の両方あるものが計8件ある。

以上の各事項計708件について、不当事項等の別に、その件名等を示すと次の(1)、(2)及び(3)のとおりである。

(1) 不 当 事 項 計 593 件 123 億 2993 万余円

「不当事項」を収入、支出等の別に分類して、態様別に示すと、次のとおりである。なお、「不当事項」として掲記した事態については、会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し又は是正改善の処置を求めた事項に係る事態及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」中会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事態と併せて、会計検査院法第31条の規定等による懲戒処分の要求及び同法第32条の規定等による弁償責任の検定について検討を行うこととなる。

ア 収入に関するもの 計 25 件 26 億 0738 万余円

省庁又は団体名	予 算 経 理	租 税	保 険 料	医 療 費	不 行 正 為	そ の 他	計
	件	件	件	件	件	件	件
財 務 省		1					1
厚 生 労 働 省	1		2	4	2	2	11
農 林 水 産 省						1	1
独 立 行 政 法 人 労 働 者 健 康 福 祉 機 構					1		1
独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構				9	1		10
独 立 行 政 法 人 日 本 高 速 道 路 保 有 ・ 債 務 返 済 機 構						1	1
計	1	1	2	13	4	4	25

(ア) 予 算 経 理 1 件 7750 万余円

<会計経理が適正を欠いているもの>

○厚生労働省

- ・ 滞納保険料等の滞納処分に当たり、虚偽の書類を作成するなどして事業所の滞納保険料等の債権を消滅させており、後日、当該滞納保険料等が納付されると、これを別の事業所の滞納保険料等として収納するなどしているもの(1件 7750 万余円)

(178 ページ記載)

(イ) 租 税 1 件 10 億 2466 万余円

<租税の徴収が適正でなかったもの>

○財 務 省

- ・ 租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの(1件 10 億 2466 万余円)

(116 ページ記載)

(ウ) 保 険 料 2 件 11 億 5747 万余円

<保険料の徴収が適正でなかったもの>

○厚生労働省

- ・ 労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの(1件 3 億 2116 万余円)

(171 ページ記載)

- ・健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの(1件 8億3631万余円) (174ページ記載)

(エ) 医療費 13件 1億4009万余円

<診療報酬の請求が適切でないもの>

○厚生労働省

- ・国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、看護の実態に即した入院基本料に係る届出を行っていなかったため、診療報酬が請求不足となっているもの(1件 3011万余円) (204ページ記載)
- ・国立高度専門医療センターにおける診療報酬の請求に当たり、入院料等などの請求額に過不足があったもの(3件 3041万余円) (206ページ記載)

○独立行政法人国立病院機構

- ・独立行政法人国立病院機構病院における診療報酬の請求に当たり、手術料等の請求額に過不足があったもの(9件 7956万余円) (681ページ記載)

(オ) 不正行為 4件 3590万余円

<現金が領得されたもの>

○厚生労働省

- ・職員の不正行為による損害が生じたもの(2件 534万余円) (260ページ記載)

○独立行政法人労働者健康福祉機構

- ・職員の不正行為による損害が生じたもの(1件 1943万余円) (679ページ記載)

○独立行政法人国立病院機構

- ・職員の不正行為による損害が生じたもの(1件 1111万余円) (684ページ記載)

(カ) その他 4件 1億7174万余円

<保険給付に係る費用の徴収が適切でなかったもの>

○厚生労働省

- ・労働者災害補償保険の保険給付に要した費用のうち事業主から徴収すべき額を徴収していないなどしていたもの(2件 961万余円) (261ページ記載)

<貸付料等の徴収が適切でないもの>

○農林水産省

- ・国有林野の貸付料等の算定を誤ったため、貸付料等が低額となっているもの(1件 1077万余円) (326ページ記載)

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

- ・高架下の占用許可物件等に係る占用料の徴収に当たり、占用料を徴収していなかったり、占用料の算定を誤ったりしていたため、徴収額が不足しているもの(1件 1億5135万余円) (694ページ記載)

イ 支出に関するもの

計 567 件 88 億 3014 万余円

第1章 第2節 第1 事項別の検査結果

省庁又は団体名	予 算 経 理	予 算 経 理 ・ 補 助 金	工 事	役 務	保 給 除 付	医 療 費	補 助 金	不 行 正 為	そ の 他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
内閣府(警察庁)		9		1						10
総 務 省				1			11			12
法 務 省				1						1
財 務 省									2	2
文 部 科 学 省				3			11			14
厚 生 労 働 省	21			4	4	2	274		1	306
農 林 水 産 省			2	4			89			95
経 済 産 業 省	2			3			8			13
国 土 交 通 省	1			1			86			88
環 境 省	9						2			11
防 衛 省								1		1
日 本 私 立 学 校 振 興 ・ 共 済 事 業 団							5			5
独 立 行 政 法 人 防 災 科 学 研 究 所				1						1
独 立 行 政 法 人 農 業 ・ 食 品 技 術 産 業 技 術 総 合 研 究 機 構	1									1
独 立 行 政 法 人 日 本 学 術 振 興 会							1			1
独 立 行 政 法 人 高 齢 ・ 障 害 者 支 援 機 構									1	1
独 立 行 政 法 人 雇 用 ・ 能 力 開 発 機 構									1	1
独 立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構				2						2
国 立 大 学 法 人 東 京 大 学				1						1
国 立 大 学 法 人 岡 山 大 学	1									1
計	35	9	2	22	4	2	487	1	5	567

(ア) 予 算 経 理

35 件 3 億 9054 万余円

<会計経理が適正を欠いているもの>

○厚生労働省

- ・後発医薬品の安心使用にかかる意識調査、分析及び報告書作成の業務に係る請負契約において、契約が履行期間内に履行されていないのに履行されたこととする事実と異なる内容の関係書類を作成するなどの不適正な会計経理を行い、代金を支出していたもの (1 件 898 万余円) (180 ページ記載)
- ・物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って庁費を支払っているもの(19 件 6964 万余円) (181 ページ記載)

- ・許可を受けずに職員団体の業務に専ら従事している職員について、当該従事期間に係る給与や国家公務員共済組合負担金を支給又は負担しているもの(1件 1億6537万余円) (184ページ記載)

○経済産業省

- ・物品の購入に当たり、契約した物品が納入されていないのに納入されたとして虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って庁費等を支払うなどしているもの(2件 9149万余円) (392ページ記載)

○国土交通省

- ・一括して一般競争に付することが可能な航空写真撮影業務の契約を意図的に分割して随意契約により特定の業者に発注していたもの(1件 757万余円) (427ページ記載)

○環境省

- ・物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って国立公園等維持管理費等を支払っているもの(9件 4018万余円) (536ページ記載)

○独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

- ・航空機を利用した出張に係る旅費の支給が過大となっているもの(1件 228万余円) (624ページ記載)

○国立大学法人岡山大学

- ・研究用物品の購入に当たり、研究者が業者に虚偽の関係書類を作成させ大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせるなど不適正な会計経理を行っているもの(1件 500万余円) (713ページ記載)

(イ) 予算経理・補助金 9件 2010万余円

<会計経理が適正を欠いているもの及び補助事業の経理が不当なもの>

○内閣府(警察庁)

- ・物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って警察装備費、需用費等を支払っているもの(9件 2010万余円) (69ページ記載)

(ウ) 工 事 2件 1億6016万余円

<施工が適切でないもの>

○農林水産省

- ・国営かんがい排水事業の実施に当たり、据付工事の施工が適切でなかったため、ダム等の管理を行うための制御盤等の地震時における機能の維持が確保されていない状態となっているもの(1件 1億5838万余円) (288ページ記載)
- ・国営中海土地改良事業の実施に当たり、用水路の目地補修工の施工が設計と著しく相違していたため、工事の目的を達していないもの(1件 177万余円) (290ページ記載)

(エ) 役 務 22件 2億2569万余円

<委託費等の支払が過大となっているもの>

○文部科学省

- ・芸術創造活動重点支援事業等に係る請負代金の支払に当たり、実績報告書等に記載した経費が事実と相違するなどしていたため、支払額が過大となっているもの(1件 926万余円) (160ページ記載)

○厚生労働省

- ・生涯職業能力開発事業等に係る委託事業の実施に当たり、委託費から委託事業の対象外の経費を支払うなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの(1件 6233 万余円) (186 ページ記載)

○農林水産省

- ・保安林の整備・管理に係る委託事業の実施に当たり、委託事業に従事していない臨時職員に対する賃金を委託費に含めていたため、委託費の支払額が過大となっているもの(1件 545 万余円) (294 ページ記載)

○経済産業省

- ・起業家教育促進事業の委託契約において、実際に要した経費に基づかない時間単価により人件費を算定していたため、委託費の支払額が過大となっているもの(1件 4309 万余円) (395 ページ記載)
- ・調査委託契約等において、委託先が実際に負担した額に基づかない時間単価により人件費を算定していたため、委託費の支払額が過大となっているもの(1件 1616 万余円) (397 ページ記載)

○国土交通省

- ・電子複写機の賃貸借、保守等の業務において、落札価格の基礎となった単価よりも高い単価で契約を締結していたため、支払が過大となっているもの(1件 853 万余円) (429 ページ記載)

○独立行政法人都市再生機構

- ・共同聴視施設維持管理業務に係る契約において、電気料等の年間支払回数等を過大に算出して委託料を算定していたため、委託料の支払額が過大となっているもの(1件 1059 万余円) (691 ページ記載)

<契約額が割高となっているもの>

○内閣府(警察庁)、法務省

- ・G8 司法・内務大臣会議開催に伴う会議準備関係業務等の業務委託契約において、ウェブサイトの運用・管理に要する経費等の積算を誤ったため、契約額が割高となっているもの(2件 480 万円) (73、90 ページ記載)

○厚生労働省

- ・庁舎及び職員宿舍の敷地測量等委託業務において、委託する必要のない業務を委託の対象とするなどしていたため、契約額が割高となっているもの(2件 640 万円) (190 ページ記載)

○農林水産省

- ・水質影響調査業務の請負契約において、諸経費の算定対象とならない水質分析費を誤って対象として諸経費を算定したため、契約額が割高となっているもの(1件 540 万円) (296 ページ記載)

○独立行政法人防災科学技術研究所

- ・保安警備業務の請負契約において、端末機器費の積算が適切でなかったため、契約額が割高となっているもの(1件 410 万円) (619 ページ記載)

○独立行政法人都市再生機構

- ・消防用設備点検等業務の委託費の積算に当たり、一般管理費等率の適用を誤っていたため、契約額が割高となっているもの(1件 660万円) (690 ページ記載)

○国立大学法人東京大学

- ・東京大学医学部附属病院における医療材料等の管理、搬送等業務に係る請負契約に当たり、労務費の積算を誤ったため、契約額が割高となっているもの(1件 870万円) (710 ページ記載)

<委託費の会計経理が適正を欠いているもの>

○総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

- ・指定統計調査等に係る事務の委託費の執行に当たり、委託先において、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って物品の購入等に係る需用費を支払って、委託費の支払額が過大となっているもの(5件 651万余円) (76、158、186、292、398 ページ記載)

○文部科学省

- ・科学技術試験研究業務に係る委託費の経理が不当と認められるもの(1件 1840万余円) (158 ページ記載)

○農林水産省

- ・プロジェクト研究に係る委託費の経理が不当と認められるもの(1件 933万余円) (293 ページ記載)

(オ) 保険 給付 4 件 2 億 2569 万余円

<保険の給付が適正でなかったもの>

○厚生労働省

- ・雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの(1件 6314万余円) (192 ページ記載)
- ・雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの(1件 2598万余円) (195 ページ記載)
- ・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの(1件 8722万余円) (197 ページ記載)
- ・年金記録相談において判明した年金記録について、基礎年金番号への統合等の処理が適切に行われていなかったため、本来支給されるべき老齢厚生年金等が年金受給者に適正に支給されないなどしているもの(1件 4934万余円) (200 ページ記載)

(カ) 医療費 2 件 6 億 3016 万余円

<医療費の支払が過大となっているもの>

○厚生労働省

- ・医療費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 5億9382万余円) (209 ページ記載)
- ・労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの(1件 3633万余円) (219 ページ記載)

(キ) 補助金

487件 69億1724万余円

<補助事業の実施及び経理が不当なもの>

第1章
第2節
第1
事項別の
検査結果

○総務省

- ・市町村合併推進体制整備費補助金が過大に交付されているもの(7件 1億6394万余円) (80ページ記載)
- ・電気通信格差是正事業費補助金等で整備した設備が補助の目的を達していないものなど(4件 2086万余円) (81ページ記載)

○文部科学省

- ・国際文化交流促進費補助金(沖縄県の国際化に対応できる人材育成事業補助)が過大に交付されているもの(1件 2173万余円) (163ページ記載)
- ・公立学校施設整備費国庫負担金が過大に交付されているもの(1件 1673万余円) (164ページ記載)
- ・公立学校等施設整備費補助金が過大に交付されているもの(3件 668万余円) (165ページ記載)
- ・国立大学法人施設整備費補助金が過大に交付されているもの(1件 265万余円) (166ページ記載)
- ・私立大学等経常費補助金(私立大学教育研究高度化推進特別補助)が過大に交付されているもの(2件 1644万余円) (167ページ記載)
- ・私立学校施設整備費補助金が過大に交付されているもの(2件 415万余円) (168ページ記載)
- ・民間スポーツ振興費等補助金(日本学校保健会補助)が過大に交付されているもの(1件 368万余円) (169ページ記載)

○厚生労働省

- ・医療施設運営費等補助金の補助対象事業費が過大に精算されているもの(1件 3826万余円) (222ページ記載)
- ・国民健康保険の療養給付費負担金の交付が不当と認められるもの(44件 9億1509万余円) (223ページ記載)
- ・国民健康保険の財政調整交付金の交付が不当と認められるもの(29件 9億8557万円) (227ページ記載)
- ・次世代育成支援対策交付金の経理が不当と認められるもの(8件 2729万余円) (231ページ記載)
- ・児童保護費等負担金の経理が不当と認められるもの(42件 6444万余円) (233ページ記載)
- ・生活保護費等負担金が過大に交付されているもの(67件 7億7599万余円) (237ページ記載)
- ・地域生活支援事業費等補助金が過大に交付されているもの(1件 167万余円) (241ページ記載)
- ・在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金の経理において、補助対象事業費の精算が過大となっているもの(1件 121万余円) (242ページ記載)

- ・ 障害程度区分認定等事業費補助金の交付の要がなかったもの(1件 100万円)
(242 ページ記載)
 - ・ 障害者自立支援給付費負担金の経理が不当と認められるもの(27件 1億7481万余円)
(243 ページ記載)
 - ・ 社会福祉施設等施設整備費補助金が過大に交付されているもの(1件 434万円)
(245 ページ記載)
 - ・ 老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)が過大に交付されているもの
(1件 110万円) (246 ページ記載)
 - ・ 保健事業費等負担金(健康診査費分)が過大に交付されているもの(10件 1億0107万余
円) (247 ページ記載)
 - ・ 介護給付費負担金が過大に交付されているもの(5件 7537万余円) (248 ページ記載)
 - ・ 介護保険の普通調整交付金の交付が不当と認められるもの(1件 532万余円)
(249 ページ記載)
 - ・ 厚生労働科学研究費補助金が過大に交付されているもの(7件 3720万余円)
(251 ページ記載)
 - ・ 在宅福祉事業費補助金が過大に交付されているもの(7件 7152万余円)
(252 ページ記載)
 - ・ 知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担金が過大に交付されているもの(1件 150万
余円) (254 ページ記載)
 - ・ 身体障害者保護費負担金が過大に交付されているもの(1件 181万余円)
(255 ページ記載)
 - ・ 職業能力開発校設備整備費等補助金が過大に交付されているもの(2件 1827万余円)
(256 ページ記載)
 - ・ 技能向上対策費補助金の経理において、補助対象経費の精算が過大となっているもの
(17件 1億0539万余円) (257 ページ記載)
- 農林水産省
- ・ 補助金を過大に受給しているもの(31件 5855万余円) (299 ページ記載)
 - ・ 補助の目的を達していないもの(5件 1億2950万余円) (303 ページ記載)
 - ・ 工事の設計が適切でないもの(5件 3477万余円) (307 ページ記載)
 - ・ 補助対象事業費を過大に精算しているもの(3件 1億1765万余円) (312 ページ記載)
 - ・ 補助の対象とならないもの及び補助金の交付額の算定が適切でないもの(3件 4335万
余円) (314 ページ記載)
 - ・ 補助金の交付額の算定が適切でないもの(2件 1163万余円) (316 ページ記載)
 - ・ 補助対象事業費を過大に精算しているもの及び補助の対象とならないもの(1件 4100
万余円) (318 ページ記載)
 - ・ 補助の対象とならないもの(1件 231万余円) (319 ページ記載)
 - ・ 不適正な経理処理となっているもの及び補助の対象とならないもの(38件 6億6877万
余円) (319 ページ記載)

○経済産業省

- ・補助金を過大に受給しているもの(4件 2333 万余円) (400 ページ記載)
- ・補助対象事業費を過大に精算しているもの(1件 1057 万余円) (401 ページ記載)
- ・工事の設計が適切でないもの(1件 372 万円) (402 ページ記載)
- ・補助の目的を達していないもの(1件 367 万余円) (403 ページ記載)
- ・補助の対象とならないもの(1件 275 万余円) (404 ページ記載)

○国土交通省

- ・補助金の交付額の算定が適切でないもの(28件 1 億 7476 万余円) (433 ページ記載)
- ・工事の設計が適切でないもの(7件 6036 万余円) (442 ページ記載)
- ・補償費の算定が適切でないもの(4件 924 万余円) (449 ページ記載)
- ・補助金を過大に受給しているもの(2件 2 億 7553 万余円) (452 ページ記載)
- ・補助の目的を達していないもの(1件 3 億 5799 万余円) (454 ページ記載)
- ・工事の施工が設計と相違しているもの(1件 920 万余円) (455 ページ記載)
- ・補助対象事業費を過大に精算しているもの(1件 308 万余円) (456 ページ記載)
- ・工事費の積算が過大となっているもの(1件 149 万余円) (457 ページ記載)
- ・不適正な経理処理となっているもの及び補助の対象とならないもの(41件 9 億 4617 万 余円) (459 ページ記載)

○環 境 省

- ・工事の設計等が適切でないもの(1件 2 億 0547 万余円) (539 ページ記載)
- ・補助の目的外に使用しているもの(1件 1379 万余円) (542 ページ記載)

○日本私立学校振興・共済事業団

- ・私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの(5件 4223 万余円) (590 ページ記載)

○独立行政法人日本学術振興会

- ・科学研究費補助金の経理が不当と認められるもの(1件 102 万余円) (657 ページ記載)

(ク) 不正行為 1件 2952 万余円

<現金が領得されたもの>

○防 衛 省

- ・職員の不正行為による損害が生じたもの(1件 2952 万余円) (556 ページ記載)

(ケ) そ の 他 5件 2 億 3100 万余円

<介護給付費の支払が適切でないもの>

○厚生労働省

- ・介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 1 億 1804 万余円) (264 ページ記載)

<助成金の支給が適正でなかったもの>

○独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

- ・高齢者等共同就業機会創出助成金の支給が適正でなかったもの(1件 1050 万余円) (664 ページ記載)

○独立行政法人雇用・能力開発機構

- ・ 中小企業基盤人材確保助成金の支給が適正でなかったもの(1件 1070万円)

(677 ページ記載)

<不納付加算税等を支払う結果となっているもの>

○財 務 省

- ・ 給与計算に関する事務が適切に行われなかったため、源泉所得税が納付不足となり不納付加算税及び延滞税を支払う結果となっているもの(1件 8655 万余円)

(122 ページ記載)

- ・ 所得税に係る課税額等の訂正に関する書類を作成せず、住民税の賦課徴収を行う地方公共団体に対する当該訂正の周知が遅延したため、当該地方公共団体に損害を与え賠償金を支払う結果となっているもの(1件 519 万余円)

(124 ページ記載)

ウ 収入支出以外に関するもの

1件 8億 9240 万余円

予 算 経 理

1件 8億 9240 万余円

<会計経理が適正を欠いているもの>

○独立行政法人日本原子力研究開発機構

- ・ 固定資産の減損処理に当たり、対象資産を誤って把握するなどしたため、適正な減損額が計上されず、財務諸表の表示が適正を欠いているもの(1件 8億 9240 万余円)

(697 ページ記載)

(2) 意見を表示し又は処置を要求した事項

計 69件

ア 会計検査院法第 34 条の規定によるもの

18件

(ア) 適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

9件

○内閣府(内閣府本府)

- ・ 新設等工事により取得するなどした国有財産等を国有財産台帳等に適切に記録するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 59億 0207万円)

(61 ページ記載)

○厚生労働省

- ・ 労働保険料の延滞金について適切に調査決定及び債権管理を行うとともに、的確な納入督促等を実施するための体制を整備するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 42億 1905万円)

(270 ページ記載)

- ・ 生活保護事業の実施において、障害者自立支援法に基づく自立支援給付の活用を図ることにより生活保護費等負担金の交付額を低減させるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 10億 3324万円)

(275 ページ記載)

○国土交通省

- ・道路照明施設において、維持管理の経済性と環境負荷の低減に優れた省電力型ランプに速やかに交換するなどして、電気受給契約の契約容量を適切に見直し、電気料金の節減を図るよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 1億6977万円)

(469ページ記載)

- ・道路情報管理業務を集約して行うために取得した施設に係る財産を国有財産台帳等に正確に記録するよう適宜の処置を要求し、今後同種の施設を取得した場合、これに係る財産を国有財産台帳等に正確に記録するよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 62億4885万円)

(473ページ記載)

○環境省

- ・国立公園等における施設の新設等工事により取得した国有財産の台帳価格を正確なものとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 26億2183万円)

(543ページ記載)

- ・物品の管理等に当たり、帳簿の記録を物品の現況を反映した正確なものとするとともに、物品の亡失又は損傷等の報告を速やかに行うよう適宜の処置を要求し、物品の管理等が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 7503万円)

(546ページ記載)

○沖縄振興開発金融公庫

- ・礼金を受領するなど貸貸条件の制限に違反している貸貸住宅貸付けの借受者に対し、礼金の返還等を行わせるよう適宜の処置を要求し、貸貸条件の制限が遵守されるよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 11億4891万円)

(585ページ記載)

○独立行政法人住宅金融支援機構

- ・礼金等を受領するなど貸貸条件の制限に違反している貸貸住宅貸付けの借受者に対し、礼金等の返還等を行わせるよう適宜の処置を要求し、貸貸条件の制限が遵守されるよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 90億2017万円)

(700ページ記載)

(イ) 是正改善の処置を求めたもの

9件

○総務省

- ・委託事業において調達する機器類のリース料について委託対象経費を算定する際のリース期間を適切に設定するよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 1億8804万円)

(83ページ記載)

○農林水産省

- ・貸付けを行っている国有農地等の管理に当たり、国有農地等の使用料の長期滞納者に係る滞納額の収納を適切に行うとともに、貸付条件に違反して国有農地等を使用している場合の契約解除を厳正に行うよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 3億2915万円)

(328ページ記載)

○経済産業省

- ・タクシー事業者等に対するデジタル式GPS—AVMシステム普及に係るエネルギー使用合理化事業者支援事業の実施に当たり、事業効果を適切に把握し同事業の適切な執行体制を整備などするよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 8億6490万円)

(405ページ記載)

○国土交通省

- ・道路附属物等の損傷事故によって必要となった復旧工事に係る負担金債権の管理について、督促状による督促を適時適切に行い、滞納処分及び破産手続に伴う債権の申出に係る具体的な実施要領等を整備することなどにより、負担金債権の適切な管理を行うよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 1億0398万円 背景金額 2億2599万円)

(477ページ記載)

- ・河川工事に伴い鉄道事業者に委託する鉄道工事において、支払を適切に行うため、出来高を的確に把握することができるよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 背景金額 38億8103万円)

(481ページ記載)

- ・国庫補助事業において工事の委託等がある場合の事務費の算定に当たり、委託工事に係る事務費を適正に控除するよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 8911万円 背景金額 46億4418万円)

(484ページ記載)

○環境省

- ・地方環境事務所等に導入した電子入札・開札システムについて、電子入札の実施を促進することにより有効活用を図るよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 2797万円)

(550ページ記載)

○防衛省

- ・アウトソーシング契約の実施に当たり、競争性及び透明性を確保するため一般競争契約への移行等を推進するとともに、標準資料や実例等の適用を十分考慮するなどして、予定価格の積算を経済的なものとするよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 1億5740万円 背景金額 5億2513万円)

(556ページ記載)

○独立行政法人産業技術総合研究所

- ・未利用となっている特許微生物寄託業務等に係る電子申請システムについて、運用停止などの抜本的な見直しを行うよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 8754万円)

(633ページ記載)

イ 会計検査院法第34条及び同法第36条の規定によるもの

4件

- (ア) 会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により意見を表示したもの

1件

○国土交通省

- ・河川改修事業を実施するために取得した土地について、適切な管理が行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに工事着手までの間の活用が図られるよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 23億3022万円 背景金額 409億5330万円)

(489ページ記載)

- (イ) 会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め及び同法第36条の規定により意見を表示したもの

2件

○独立行政法人住宅金融支援機構

- ・バリアフリー賃貸住宅建設資金の貸付事業において、借受者に対して高齢者の入居機会を確保するための貸付条件を遵守させるよう是正改善の処置を求め、事業の効果を十分発現させるため高齢者の入居促進に結びつくような広報活動等を行うよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 417億8560万円 背景金額 440億3630万円)

(704ページ記載)

○郵便事業株式会社

- ・第三種郵便物制度の適正な運用が確保されるよう、内部統制を十分機能させるための事務手続を整備するなどの是正改善の処置を求め及び意見を表示したもの

(1件 指摘金額 7億4644万円)

(726ページ記載)

- (ウ) 会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め及び同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの

1件

○国土交通省

- ・路面下空洞調査業務の契約及び実施に当たり、求める成果の内容を明確にしたり、すべての探査データの提出を求めたり、価格面の競争を取り入れた契約方式を導入したりするよう改善の処置を要求し、占用企業者の負担金を適切に徴収するよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 1087万円 背景金額 6億5692万円)

(494ページ記載)

ウ 会計検査院法第36条の規定によるもの 47件

ア) 意見を表示したもの 25件

○内閣、内閣府(内閣府本府、公正取引委員会、警察庁)、総務省、財務省、同(国税庁)、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

- ・利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示したもの

(11件 背景金額 118億7519万円)

(50、66、68、75、87、137、280、333、409、499ページ記載)

[本件については、会計検査院法第30条の2の規定により、平成21年10月14日に、国会及び内閣に報告している。]

○法務省

- ・不動産登記に要する登録免許税の額を算定する際の基礎となる不動産の基準単価を適切に改訂するよう意見を表示したもの (1件 背景金額 38億6334万円)

(90ページ記載)

○外務省及び独立行政法人国際協力機構

- ・政府開発援助の実施に当たり、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの (1件 背景金額 82億0369万円)

(103、649ページ記載)

○財務省

- ・賃貸マンション等の取得に係る消費税額のうち非課税売上げである家賃収入に対応する部分の額が、国に適切に納付されることとなるための措置を講ずるよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 6億3041万円)

(126ページ記載)

- ・建設国債の発行により調達されて、一般会計から特別会計に繰り入れられた資金に係る剰余金等の使途等について、建設国債の発行に対して法律上設けられている制限を形がい化することなどが無いようにするための方策を検討するよう意見を表示したものの (1件 背景金額 785億8378万円)

(132ページ記載)

○農林水産省

- ・中山間地域総合整備事業の一環として整備された活性化施設について、販売スペース等の設置に関する規制を緩和するなどして、施設の有効利用を促進することにより、中山間地域における農業・農村の一層の活性化を図るよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 69億0384万円)

(334ページ記載)

- ・土地改良事業の受益農地について、例外的に転用の許可を与える場合の具体的な審査方法を定めるとともに、転用許可後の状況に関し適時適切な指導を行うことなどの重要性について周知徹底を図るよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 9069万円)

(338ページ記載)

- ・水田・畑作経営所得安定対策として実施している生産条件不利補正交付金の交付が当該対策の目的である土地利用型農業の担い手の育成に資するものとなるよう意見を表示したもの
(1件 指摘金額 7億2561万円)

(342ページ記載)

○経済産業省

- ・預託した保証金の利息収入により行うという事業の実施方法を見直すとともに保証金を含めた資産の保有規模を適正なものとするよう独立行政法人日本貿易振興機構に検討させ、これにより不要となる資産は国庫に返納させることができることとするよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 204億5580万円 背景金額 904億0345万円)

(410ページ記載)

○国土交通省

- ・まちづくり交付金事業の実施に当たり、予算の配分等が市町村の予算要望額を考慮するなどして適時に適切な額により行われ、また、法令等に基づく事業実施状況の確認、精算等の手続が事業完了時まで適正確実に行われることとなるよう意見を表示したもの
(1件 背景金額 1657億5239万円)

(500ページ記載)

- ・競争入札により契約した前工事に引き続き随意契約により行う後工事の予定価格の算定に当たり、前工事における競争の利益を後工事に反映させるよう意見を表示したもの
(1件 背景金額 2388億6073万円)

(508ページ記載)

- ・財団法人民間都市開発推進機構の土地取得・譲渡業務等に対する国からの無利子貸付金及び補助金について、業務の規模の縮小等に応じて国に償還又は返納させることとするなどして、財政資金の有効活用を図るよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 1259億4130万円)

(512ページ記載)

○成田国際空港株式会社

- ・子会社が行う業務の発注において、競争の利益をより享受できるよう競争的な契約方式の導入を図らせるよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 35億4928万円)

(597ページ記載)

- ・会社が行う減損に係る会計処理について、回収可能価額の算定を減損基準等の趣旨に沿って行うよう意見を表示したもの (1件 背景金額 68億9385万円)

(601ページ記載)

○独立行政法人宇宙航空研究開発機構

- ・GX ロケット開発における役割分担やLNGエンジンの開発の見通しを明確にし、宇宙開発の推進に寄与するとともに、今後の国民の負担を考慮して開発を行うよう意見を表示したもの (1件 背景金額 123億4877万円)

(659ページ記載)

(イ) 改善の処置を要求したもの

22 件

○財務省

- ・還付金が高額となっている申告について他の還付申告と区分するなどして支払事務に要する日数を短縮することなどにより、還付加算金の節減を図るよう改善の処置を要求したもの (1 件 指摘金額 27 億 8942 万円)

(138 ページ記載)

[本件については、会計検査院法第 30 条の 2 の規定により、平成 21 年 9 月 18 日に、国会及び内閣に報告している。]

○農林水産省

- ・土地改良施設維持管理適正化事業の実施に当たり、全国土地改良事業団体連合会が管理運営する資金の運用益についての具体的な取扱いを定めるなどして、国庫補助金の運用益相当額を国庫に納付させるよう改善の処置を要求したもの

(1 件 指摘金額 1701 万円)

(347 ページ記載)

- ・農林水産省が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等の有効活用等を図るよう改善の処置を要求したもの (7 件 指摘金額 353 億 3737 万円)

(350 ページ記載)

- ・借地に新築等した庁舎等の建物について登記が必要となる場合を明確に定めることなどにより、国営土地改良事業を実施するために設置されている事業所等における国有財産の管理が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの

(1 件 指摘金額 8 億 5779 万円)

(381 ページ記載)

- ・借地に新築等した庁舎等の建物について登記が必要となる場合を明確に定めることなどにより、国有林野事業を実施するために設置されている森林管理署等における国有財産の管理が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの

(1 件 指摘金額 12 億 0479 万円)

(386 ページ記載)

○経済産業省

- ・取り崩される見込みのない中小企業金融安定化特別基金について、緊急保証による欠損の補てんにも充当できるようにするなど、有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの

(1 件 指摘金額 391 億 3005 万円)

(414 ページ記載)

[本件については、会計検査院法第 30 条の 2 の規定により、平成 21 年 9 月 18 日に、国会及び内閣に報告している。]

○防衛省

- ・有料道路損失補償額の支払について、駐留軍が使用した通行証が「公の目的」のために使用されたものであることなどを確認するため、当該通行証の記載事項を適切に調査、確認するなどの体制を整備するよう改善の処置を要求したもの

(1 件 背景金額 4 億 4171 万円)

(562 ページ記載)

- ・ 装備品等の不具合調査及び瑕疵処理を行うに当たり、瑕疵担保期間内にある在庫品等を優先して行うこととする体制を整備するなどして、装備品等の効率的な管理運用を図るよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 1億3688万円)

(567 ページ記載)

○東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社

- ・ 点検データ管理システムに点検の結果を確実に登録することなどにより、道路構造物が計画的かつ効率的に管理されるよう改善の処置を要求したもの

{	3件 背景金額	東日本高速道路株式会社	45億7868万円
		中日本高速道路株式会社	34億9414万円
		西日本高速道路株式会社	58億2488万円
		計	138億9771万円

(607 ページ記載)

○独立行政法人家畜改良センター

- ・ 精液採取用種雄牛の貸付けに当たり、貸付けを無償とせず貸し付けた牛から生産される凍結精液の販売による収入に応じ対価を徴収するなどするとともに、貸付先の選定を競争により行うなどして増収を図るよう改善の処置を要求したもの

(1件 背景金額 33億7579万円)

(621 ページ記載)

[本件については、会計検査院法第30条の2の規定により、平成21年10月14日に、国会及び内閣に報告している。]

○独立行政法人国民生活センター、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人都市再生機構

- ・ 職員に対する給与の支給に当たり、食事手当等の現金の支給を廃止するなどするよう改善の処置を要求したもの

{	3件 指摘金額	独立行政法人国民生活センター	4947万円
		独立行政法人科学技術振興機構	1121万円
		独立行政法人都市再生機構	1億3720万円

(643 ページ記載)

[本件については、会計検査院法第30条の2の規定により、平成20年12月17日に、国会及び内閣に報告している。]

○独立行政法人日本学生支援機構

- ・ 学資金貸与事業の実施に当たり、債務者の住所等を適時適切に把握して、債務者の実情に応じた割賦金の回収及び返還期限猶予の願い出に関する指導を適時適切に行うよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 132億8282万円 背景金額 2252億5466万円)

(685 ページ記載)

(3) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

計 46 件

第1章
第2節
第1
事項別の検査結果

○法 務 省

- ・ 刑事施設における看守による工事の調査又は研究のための出張に関して、適切な出張計画を立案するとともに、出張報告書を作成・保存するなどして、施設施工旅費を目的に沿って適切に執行するよう改善させたもの（1件 指摘金額 1億0859万円）
(96 ページ記載)
- ・ 各種図面の入力作業を請け負わせるに当たり、作業実施枚数の実績に基づき契約金額を変更するよう改善させたもの（1件 指摘金額 2863万円）
(99 ページ記載)

○外 務 省

- ・ 国の援助を受けて取得した日本人学校の校舎等の売却に際して、当該校舎等の残存価額に相当する援助金を国庫に返納させるとともに、援助により取得した財産を処分する場合には、売却益の有無にかかわらず残存価額に相当する援助金を国庫に返納させるよう改善させたもの（1件 指摘金額 5億4402万円）
(108 ページ記載)
- ・ 健康管理休暇に際して支給される航空運賃を経済的なものにするなどにより、健康管理旅行費を節減するよう改善させたもの（1件 指摘金額 3198万円）
(111 ページ記載)

○財 務 省

- ・ 所得税の申告書とともに提出される譲渡所得の内訳書等を課税資料として確実に活用することなどにより、事業用建物の譲渡がある場合の消費税の課税が適正なものとなるよう改善させたもの（1件 指摘金額 1億0417万円）
(145 ページ記載)
- ・ 職員に支給する諸手当等の予算執行に当たり、支出負担行為の計画を適時に示達する体制を整備することなどにより、適正な会計処理が行われるよう改善させたもの（1件 指摘金額 1億2298万円）
(148 ページ記載)
- ・ 埠頭監視カメラシステムの定期保守点検業務の積算について、労務単価に係る基準等を作成することなどにより、仕様書における業務内容及び作業の実態に即した適切なものとするよう改善させたもの（1件 指摘金額 8170万円）
(150 ページ記載)
- ・ 物納財産として引き受けた土地に係る国有財産台帳の価格改定を適切に行うよう改善させたもの（1件 指摘金額 12億5579万円）
(153 ページ記載)

○厚生労働省

- ・ 国民健康保険の財政調整交付金の交付額の算定を適切なものにするため、退職被保険者等のそ及適用に伴う一般被保険者数の調整を的確に行うよう改善させたもの（1件 指摘金額 28億6294万円）
(281 ページ記載)

[本件については、会計検査院法第30条の2の規定により、平成21年9月18日に、国会及び内閣に報告している。]

○経済産業省

- ・住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(高効率給湯器導入支援事業)による補助事業の実施に当たり、補助金の交付の対象とするガスエンジン給湯器の購入価格の範囲を定めることにより、事業を効率的に実施するよう改善させたもの
(1件 指摘金額 1億1781万円)
(419ページ記載)
- ・電源立地地域対策交付金の交付に当たり、国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められている事業を自ら実施する場合だけでなく、負担金を支払うことにより実施する場合であってもこれに交付金を充てることはできないことを明確にすることにより、交付金が適切に交付されるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 4億0765万円)
(422ページ記載)

○国土交通省

- ・地域気象観測システム(アメダス)の運用に当たり、解析雨量の精度が向上したことにより必要がなくなった無線雨量観測所を廃止するなどして、より効率的な観測体制とするよう改善させたもの
(1件 指摘金額 2388万円)
(519ページ記載)
- ・固定電話の使用に当たり、経済的な料金プランを利用することにより通話料の節減を図るよう改善させたもの
(1件 指摘金額 1262万円)
(522ページ記載)
- ・道路改良工事等の実施に当たり、再生砕石を積極的に使用して環境に配慮した経済的な設計を行うことにより、工事費を低減させるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 9960万円)
(524ページ記載)
- ・航空会社が警備業者に委託して実施する受託手荷物検査業務に係る費用の国の分担額の算定に当たり、検査業務開始時刻をチェックインカウンターの業務開始時刻以降とすることにより、国の分担額を適切なものとするよう改善させたもの
(1件 指摘金額 2150万円)
(527ページ記載)

○防衛省

- ・軽装甲機動車を巡回点検する技術援助役務契約の実施に当たり、巡回点検の対象車両数を必要最小限のものとしたり、点検項目を削減したりすることにより経済的なものとするよう改善させたもの
(1件 指摘金額 1300万円)
(571ページ記載)
- ・航空機の機体及びエンジンの定期修理作業の役務請負契約に係る社外購入部品について、航空補給処が商社等から購入して官給することにより、経済的な調達を図るよう改善させたもの
(1件 指摘金額 1070万円)
(573ページ記載)

- ・陸上自衛隊における即応予備自衛官の訓練の実施に当たり、訓練招集命令の発令を適切に行わせることなどにより、即応予備自衛官手当の支給が効果的なものとなるよう改善させたもの (1件 指摘金額 4392万円)
(576 ページ記載)
- ・航空自衛隊において、修理の上使用することが見込まれる物品について、不用決定等の処分を保留する処置に係る手続を定めることにより、再利用の徹底を図るよう改善させたもの (1件 指摘金額 3198万円)
(579 ページ記載)
- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社

 - ・車両の軸重を計測するため高速道路に設置された軸重計の記録装置について、日々蓄積されているデータの集計等を行うことにより、軸重計の設置目的に沿って法令違反車両に対する取締りの強化等に活用されるよう改善させたもの

{	3件	指摘金額	東日本高速道路株式会社	9917万円
			中日本高速道路株式会社	8127万円
			西日本高速道路株式会社	3277万円
			計	2億1321万円

(612 ページ記載)
- 独立行政法人情報通信研究機構

 - ・職員等に対する旅費の支給に当たり、出張の実態を踏まえた支給とするよう改善させたもの (1件 背景金額 3207万円)
(617 ページ記載)
- 独立行政法人森林総合研究所

 - ・職員が公用車を利用して日帰りの出張を行った場合の日額旅費の支給に当たっては、所定の日額から交通費に相当する2分の1の額を減ずることとして、日額旅費の節減を図るよう改善させたもの (1件 指摘金額 668万円)
(628 ページ記載)
- 独立行政法人日本貿易保険

 - ・貿易保険情報システムの国の利用等に関する契約において、国の利用に供することに伴って発生する費用の額に対応する対価を収受するよう改善させたもの (1件 指摘金額 1億0415万円)
(630 ページ記載)
- 独立行政法人造幣局

 - ・警備業務契約について、市場価格を反映した労務単価による積算方法を明確に定めるなどにより、予定価格の積算を経済的なものとするよう改善させたもの (1件 指摘金額 2550万円)
(637 ページ記載)
- 独立行政法人国立印刷局

 - ・不要資産とされている久我山運動場について、譲渡を含む適切な処分に向けた調整を積極的に進めて、調整が見つからない場合には国庫へ返納することとする処分計画を作成し、処分を円滑に進めるよう改善させたもの (1件 指摘金額 37億7186万円)
(640 ページ記載)

○独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構

- ・職員に対する給与の支給に当たり、食事手当等の現金の支給を廃止するよう改善させたもの

5 件	指摘金額	独立行政法人農畜産業振興機構	5974 万円
		独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	2 億 9839 万円
		独立行政法人日本貿易振興機構	3 億 2507 万円
		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1 億 3664 万円
		独立行政法人中小企業基盤整備機構	2 億 7982 万円

(646 ページ記載)

[本件については、会計検査院法第 30 条の 2 の規定により、平成 20 年 12 月 17 日に、国会及び内閣に報告している。]

○独立行政法人国際協力機構

- ・技術協力業務の開発調査等を委託する契約において、契約相手方が海外に渡航する場合に割安な割引運賃で航空券を手配するよう定めることにより、委託費を経済的に執行するよう改善させたもの (1 件 指摘金額 7 億 3250 万円)

(649 ページ記載)

- ・研修員受入事業に係る研修監理業務委託契約において、予約可能で最も安価な割引運賃で国内線航空券を購入するよう定めることなどにより、委託費を経済的に執行するよう改善させたもの (1 件 指摘金額 6966 万円)

(651 ページ記載)

○独立行政法人国際交流基金

- ・文化交流を促進することなどを目的として購入した映画フィルムについて、作品の選定手続を見直し具体的な活用のための企画を提案することなどにより、効率的・効果的に利用されるよう改善させたもの (1 件 指摘金額 8232 万円)

(654 ページ記載)

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

- ・宿舍の使用料の算定に当たり、各戸専用の給排水設備等が設置されていて世帯用宿舍と設備の差異がない单身者用宿舍を減額調整の対象としないことにより、使用料を適切なものとするよう改善させたもの (1 件 指摘金額 5671 万円)

(666 ページ記載)

- ・橋りょう上部工工事における橋面防水工費の積算を市場価格調査を行うなどして適切なものとするよう改善させたもの (1 件 指摘金額 3690 万円)

(668 ページ記載)

- ・技術業務委託契約の積算に当たり、技術者の職種を業務内容に応じて適切に選定することにより、委託費の節減を図るよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 3390 万円)

(670 ページ記載)

○独立行政法人水資源機構

- ・ 宿舍の使用料の算定に当たり、各戸専用の給排水設備等が設置されていて世帯用宿舍と設備の差異がない単身者用宿舍を減額調整の対象としないことにより、使用料を適切なものとするよう改善させたもの (1件 指摘金額 3405万円)
(673 ページ記載)

○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

- ・ 入居率が低調な借上宿舍について、一括して借り上げをやめて個別に借り上げることにより、空室となっている宿舍に対する賃借料等を支払うことのないよう改善させたもの (1件 指摘金額 3269万円)
(675 ページ記載)

○日本放送協会

- ・ コンピューターサービスの調達に当たり、特定調達に該当するものであることを踏まえ、透明性、公正性及び競争性が確保された契約事務を実施するよう改善させたもの (1件 指摘金額 88億4825万円)
(715 ページ記載)

○首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社

- ・ 土木維持補修工事において、予定支払額の大幅な増加が見込まれる場合には、諸経費率の低減により契約単価を減額する契約変更を行って支払額の節減を図るよう改善させたもの

2件	指摘金額	首都高速道路株式会社	1億1086万円
		阪神高速道路株式会社	8559万円

(718 ページ記載)

○首都高速道路株式会社

- ・ 警備業務等請負契約について、市場価格を反映させるなどして警備業務の直接人件費の積算を適切なものとするよう改善させたもの (1件 指摘金額 6510万円)
(721 ページ記載)

○東日本電信電話株式会社

- ・ レガシー系サービスの解約等により回線の切断を行うに当たり、新規加入に伴う新設作業等の際に併せてジャンパ線を撤去することにより、作業の効率化を図り、経費を節減するよう改善させたもの (1件 指摘金額 2億8680万円)
(723 ページ記載)

○日本下水道事業団

- ・ 下水道終末処理場等の再構築に係る基本設計業務の契約に当たり、透明性、競争性等の確保を図るため、随意契約を見直して競争性のある契約方式に移行するよう改善させたもの (1件 指摘金額 1億8233万円)
(736 ページ記載)

(4) 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

ア 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

本院は、昭和21年度から平成19年度までの決算検査報告に掲記した不当事項に係る21年7月末現在の是正措置の状況について検査した。

検査の結果、是正措置が未済となっているものは30省庁等における481件131億5477万余円であり、このうち金銭を返還させる是正措置を必要とするものは30省庁等における481件131億3708万余円となっている。(739ページ記載)

イ 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

本院は、平成19年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項146件に係る改善の処置の履行状況について検査した。

検査の結果、改善の処置が一部履行されていなかったものが6件あり、4件については、不当事項として掲記した。(745ページ記載)

3 第4章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要

(1) 国会及び内閣に対する報告

会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に対して報告したものは次の6報告事項(23件)である。これらは、「第3章 個別の検査結果」に掲記している。

ア 独立行政法人における食事手当等の現金の支給について

(ア) 職員に対する給与の支給に当たり、食事手当等の現金の支給を廃止するなどするよう改善の処置を要求したもの(3件 643ページ参照)

(イ) 職員に対する給与の支給に当たり、食事手当等の現金の支給を廃止するよう改善させたもの(5件 646ページ参照)

イ 取り崩される見込みのない中小企業金融安定化特別基金について、緊急保証による欠損の補てんにも充当できるようにするなど、有効活用を図るよう経済産業大臣に対して改善の処置を要求したもの(414ページ参照)

ウ 厚生労働省において、国民健康保険の財政調整交付金の交付額の算定を適切なものにするため、退職被保険者等のそ及適用に伴う一般被保険者数の調整を的確に行うよう改善させたもの(281ページ参照)

エ 還付金が高額となっている申告について他の還付申告と区分するなどして支払事務に要する日数を短縮することなどにより、還付加算金の節減を図るよう国税庁長官に対して改善の処置を要求したもの(138ページ参照)

オ 利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう内閣官房等11府省等の長に対して意見を表示したもの(11件 50、66、68、75、87、137、280、333、409、499ページ参照)

カ 精液採取用種雄牛の貸付けに当たり、貸付けを無償とせず貸し付けた牛から生産される凍結精液の販売による収入に応じ対価を徴収するなどするとともに、貸付先の選定を競争により行うなどして増収を図るよう独立行政法人家畜改良センター理事長に対して改善の処置を要求したもの (621 ページ参照)

(2) 国会からの検査要請事項に関する報告

国会から国会法第 105 条の規定による会計検査の要請を受けて検査を実施し、会計検査院法第 30 条の 3 の規定により検査の結果を報告したものは次の 5 件である。

- ア 国土交通省の地方整備局等における庁費等の予算執行について (752 ページ記載)
- イ 独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について (766 ページ記載)
- ウ 年金記録問題について (777 ページ記載)
- エ 防衛装備品の商社等を通じた輸入による調達について (788 ページ記載)
- オ 各府省所管の公益法人の財務等の状況について (800 ページ記載)

(3) 特定検査対象に関する検査状況

特定検査対象に関する検査状況として 4 件掲記した。

- ア 最近の金融情勢の下における公的資金未返済行を含む金融機関の財務の状況及び金融システムの安定化のための諸施策の実施状況について (812 ページ記載)
- イ 都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の経理の状況について (822 ページ記載)
- ウ 日本銀行の財務の状況及びその推移について (854 ページ記載)
- エ 独立行政法人及び国立大学法人が管理運営する福利厚生施設等の状況について (867 ページ記載)

(4) 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

「第 3 章 個別の検査結果」等に掲記したもののうち、国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項等に関し、必要に応じて機動的、弾力的な検査を行うなどした結果の主なものについて、①不適正な会計経理に関するもの、②各府省等が締結している随意契約に関するもの、③補助金等によって造成された基金等の資産、特別会計及び独立行政法人等が保有している土地・建物等の資産及び剰余金等に関するもの、④行政経費の効率化、事業の有効性等に関するもの、⑤その他に区分して整理するなどした。 (880 ページ記載)

(5) 特別会計財務書類の検査

本院は、特別会計に関する法律の規定に基づき、平成 20 年 11 月に内閣から送付を受けた 10 府省が所管する 28 特別会計の平成 19 年度特別会計財務書類について正確性及び規性の観点から検査した。そして、同年 12 月に内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。

検査した結果、特別会計財務書類の計上金額等の表示が適切とは認められないものが、7 省が所管する 8 特別会計において見受けられた。 (887 ページ記載)

第2 観点別の検査結果

会計検査院は、正確性の観点、合規性の観点、経済性の観点、効率性の観点、有効性の観点等といった多角的な観点から検査を実施した。その結果は「第1 事項等別の検査結果」で述べたとおりであるが、このうち「第3章 個別の検査結果」に掲記した事項について、検査の観点に即して事例を挙げると次のとおりである。

1 主に正確性の観点から検査したもの

検査対象機関の決算の表示が予算執行など財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

- ① 国が取得した財産の国有財産台帳等への記録について
 - ・新設等工事により取得するなどした国有財産等を国有財産台帳等に適切に記録するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (61 ページ参照)
 - ・道路情報管理業務を集約して行うために取得した施設に係る財産を国有財産台帳等に正確に記録するよう適宜の処置を要求し、今後同種の施設を取得した場合、これに係る財産を国有財産台帳等に正確に記録するよう是正改善の処置を求めたもの (473 ページ参照)
- ② 固定資産の減損に係る会計処理について
 - ・固定資産の減損処理に当たり、対象資産を誤って把握するなどしたため、適正な減損額が計上されず、財務諸表の表示が適正を欠いているもの (697 ページ参照)
 - ・会社が行う減損に係る会計処理について、回収可能価額の算定を減損基準等の趣旨に沿って行うよう意見を表示したもの (601 ページ参照)

2 主に合規性の観点から検査したもの

検査対象機関の会計経理が予算や法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

- ① 不適正な会計経理について
 - ・滞納保険料等の滞納処分に当たり、虚偽の書類を作成するなどして事業所の滞納保険料等の債権を消滅させており、後日、当該滞納保険料等が納付されると、これを別の事業所の滞納保険料等として収納するなどしているもの (178 ページ参照)
 - ・許可を受けずに職員団体の業務に専ら従事している職員について、当該従事期間に係る給与や国家公務員共済組合負担金を支給又は負担しているもの (184 ページ参照)
 - ・物品の購入に当たり、契約した物品が納入されていないのに納入されたとして虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って庁費等を支払うなどしているものなど (69、181、392、536 ページ参照)
 - ・一括して一般競争に付することが可能な航空写真撮影業務の契約を意図的に分割して随意契約により特定の業者に発注していたもの (427 ページ参照)
- ② 租税及び保険料の徴収について
 - ・租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの (116 ページ参照)
 - ・所得税の申告書とともに提出される譲渡所得の内訳書等を課税資料として確実に活用することなどにより、事業用建物の譲渡がある場合の消費税の課税が適正なものとなるよう改善させたもの (145 ページ参照)

- ・労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの (171 ページ参照)
 - ・健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの (174 ページ参照)
 - ・労働保険料の延滞金について適切に調査決定及び債権管理を行うとともに、的確な納入督促等を実施するための体制を整備するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (270 ページ参照)
- ③ 雇用対策のための給付金、助成金の支給や年金の支給について
- ・雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの (192 ページ参照)
 - ・雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの (195 ページ参照)
 - ・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの (197 ページ参照)
 - ・年金記録相談において判明した年金記録について、基礎年金番号への統合等の処理が適切に行われていなかったため、本来支給されるべき老齢厚生年金等が年金受給者に適正に支給されないなどしているもの (200 ページ参照)
- ④ 診療報酬や労災診療費の請求に対する支払について
- ・医療費に係る国の負担が不当と認められるもの (209 ページ参照)
 - ・労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの (219 ページ参照)
- ⑤ 委託費の支払や契約の事務手続について
- ・生涯職業能力開発事業等に係る委託事業の実施に当たり、委託費から委託事業の対象外の経費を支払うなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの (186 ページ参照)
 - ・起業家教育促進事業の委託契約において、実際に要した経費に基づかない時間単価により人件費を算定していたため、委託費の支払額が過大となっているもの (395 ページ参照)
 - ・コンピューターサービスの調達に当たり、特定調達に該当するものであることを踏まえ、透明性、公正性及び競争性が確保された契約事務を実施するよう改善させたもの (715 ページ参照)
- ⑥ 補助金の経理や補助事業の実施について
- ・国民健康保険の療養給付費負担金の交付が不当と認められるもの (223 ページ参照)
 - ・国民健康保険の財政調整交付金の交付が不当と認められるもの (227 ページ参照)
 - ・生活保護費等負担金が過大に交付されているもの (237 ページ参照)
 - ・生活保護事業の実施において、障害者自立支援法に基づく自立支援給付の活用を図ることにより生活保護費等負担金の交付額を低減させるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (275 ページ参照)
 - ・不適正な経理処理となっているもの及び補助の対象とならないもの (319、459 ページ参照)
- ⑦ 制度の適正な運用について
- ・礼金等を受領するなど貸貸条件の制限に違反している貸貸住宅貸付けの借受者に対し、礼金等の返還等を行わせるよう適宜の処置を要求し、貸貸条件の制限が遵守されるよう是正改善の処置を求めたもの (700 ページ参照)
 - ・第三種郵便物制度の適正な運用が確保されるよう、内部統制を十分機能させるための事務手続を整備するなどの是正改善の処置を求め及び意見を表示したもの (726 ページ参照)

- ・有料道路損失補償額の支払について、駐留軍が使用した通行証が「公の目的」のために使用されたものであることなどを確認するため、当該通行証の記載事項を適切に調査、確認するなどの体制を整備するよう改善の処置を要求したもの (562 ページ参照)

⑧ 国有財産等の管理について

- ・貸付けを行っている国有農地等の管理に当たり、国有農地等の使用料の長期滞納者に係る滞納額の収納を適切に行うとともに、貸付条件に違反して国有農地等を使用している場合の契約解除を厳正に行うよう是正改善の処置を求めたもの (328 ページ参照)
- ・河川改修事業を実施するために取得した土地について、適切な管理が行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに工事着手までの間の活用が図られるよう意見を表示したもの (489 ページ参照)

3 主に経済性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 還付加算金の支払いや職員に対する給与等の支給について

- ・還付金が高額となっている申告について他の還付申告と区分するなどして支払事務に要する日数を短縮することなどにより、還付加算金の節減を図るよう改善の処置を要求したもの (138 ページ参照)
- ・職員に対する給与の支給に当たり、食事手当等の現金の支給を廃止するなどするよう改善の処置を要求したり、改善させたりしたもの (643、646 ページ参照)
- ・健康管理休暇に際して支給される航空運賃を経済的なものにするなどにより、健康管理旅行費を節減するよう改善させたもの (111 ページ参照)

② 工事の設計や積算について

- ・道路改良工事等の実施に当たり、再生砕石を積極的に使用して環境に配慮した経済的な設計を行うことにより、工事費を低減させるよう改善させたもの (524 ページ参照)
- ・橋りょう上部工工事における橋面防水工費の積算を市場価格調査を行うなどして適切なものとするよう改善させたもの (668 ページ参照)
- ・土木維持補修工事において、予定支払額の大幅な増加が見込まれる場合には、諸経費率の低減により契約単価を減額する契約変更を行って支払額の節減を図るよう改善させたもの (718 ページ参照)

③ 物件の調達や役務契約の方法等について

- ・道路照明施設において、維持管理の経済性と環境負荷の低減に優れた省電力型ランプに速やかに交換するなどして、電気供給契約の契約容量を適切に見直し、電気料金の節減を図るよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (469 ページ参照)
- ・入居率が低調な借上宿舎について、一括して借り上げることをやめて個別に借り上げるにより、空室となっている宿舎に対する賃借料等を支払うことのないよう改善させたもの (675 ページ参照)
- ・各種図面の入力作業を請け負わせるに当たり、作業実施枚数の実績に基づき契約金額を変更するよう改善させたもの (99 ページ参照)

- ・軽装甲機動車を巡回点検する技術援助役務契約の実施に当たり、巡回点検の対象車両数を必要最小限のものとしたり、点検項目を削減したりすることにより経済的なものとするよう改善させたもの (571 ページ参照)
 - ・航空機の機体及びエンジンの定期修理作業の役務請負契約に係る社外購入部品について、航空補給処が商社等から購入して官給することにより、経済的な調達を図るよう改善させたもの (573 ページ参照)
 - ・技術協力業務の開発調査等を委託する契約において、契約相手方が海外に渡航する場合に割安な割引運賃で航空券を手配するよう定めることにより、委託費を経済的に執行するよう改善させたもの (649 ページ参照)
- ④ 入札・契約事務における契約の公正性、競争性等の確保について
- ・アウトソーシング契約の実施に当たり、競争性及び透明性を確保するため一般競争契約への移行等を推進するとともに、標準資料や実例等の適用を十分考慮するなどして、予定価格の積算を経済的なものとするよう是正改善の処置を求めたもの (556 ページ参照)
 - ・路面下空洞調査業務の契約及び実施に当たり、求める成果の内容を明確にしたり、すべての探査データの提出を求めたり、価格面の競争を取り入れた契約方式を導入したりするよう改善の処置を要求し、占用企業者の負担金を適切に徴収するよう是正改善の処置を求めたもの (494 ページ参照)
 - ・子会社が行う業務の発注において、競争の利益をより享受できるよう競争的な契約方式の導入を図らせるよう意見を表示したもの (597 ページ参照)
 - ・埠頭監視カメラシステムの定期保守点検業務の積算について、労務単価に係る基準等を作成することなどにより、仕様書における業務内容及び作業の実態に即した適切なものとするよう改善させたもの (150 ページ参照)
 - ・下水道終末処理場等の再構築に係る基本設計業務の契約に当たり、透明性、競争性等の確保を図るため、随意契約を見直して競争性のある契約方式に移行するよう改善させたもの (736 ページ参照)
- ⑤ 補助金交付額の算定について
- ・国民健康保険の財政調整交付金の交付額の算定を適切なものにするため、退職被保険者等のそ及適用に伴う一般被保険者数の調整を的確に行うよう改善させたもの (281 ページ参照)

4 主に効率性の観点から検査したもの

検査対象機関の業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 事務・事業の実施方法について

- ・まちづくり交付金事業の実施に当たり、予算の配分等が市町村の予算要望額を考慮するなどして適時に適切な額により行われ、また、法令等に基づく事業実施状況の確認、精算等の手続が事業完了時まで適正確実に行われることとなるよう意見を表示したもの (500 ページ参照)
- ・装備品等の不具合調査及び瑕疵処理を行うに当たり、瑕疵担保期間内にある在庫品等を優先して行うこととする体制を整備するなどして、装備品等の効率的な管理運用を図るよう改善の処置を要求したもの (567 ページ参照)

- ・精液採取用種雄牛の貸付けに当たり、貸付けを無償とせず貸し付けた牛から生産される凍結精液の販売による収入に応じ対価を徴収するなどするとともに、貸付先の選定を競争により行うなどして増収を図るよう改善の処置を要求したもの (621 ページ参照)
 - ・学資金貸与事業の実施に当たり、債務者の住所等を適時適切に把握して、債務者の実情に応じた割賦金の回収及び返還期限猶予の願い出に関する指導を適時適切に行うよう改善の処置を要求したもの (685 ページ参照)
 - ・住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(高効率給湯器導入支援事業)による補助事業の実施に当たり、補助金の交付の対象とするガスエンジン給湯器の購入価格の範囲を定めることにより、事業を効率的に実施するよう改善させたもの (419 ページ参照)
 - ・地域気象観測システム(アメダス)の運用に当たり、解析雨量の精度が向上したことにより必要がなくなった無線雨量観測所を廃止するなどして、より効率的な観測体制とするよう改善させたもの (519 ページ参照)
- ② 一般会計から繰り入れられた財源について
- ・建設国債の発行により調達されて、一般会計から特別会計に繰り入れられた資金に係る剰余金等の使途等について、建設国債の発行に対して法律上設けられている制限を形がいはすることなどがないようにするための方策を検討するよう意見を表示したもの (132 ページ参照)

5 主に有効性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

- ① 事業の投資効果について
- ・タクシー事業者等に対するデジタル式 GPS—AVM システム普及に係るエネルギー使用合理化事業者支援事業の実施に当たり、事業効果を適切に把握し同事業の適切な執行体制を整備などするよう是正改善の処置を求めたもの (405 ページ参照)
 - ・利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示したもの (50、66、68、75、87、137、280、333、409、499 ページ参照)
 - ・政府開発援助の実施に当たり、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの (103、649 ページ参照)
 - ・水田・畑作経営所得安定対策として実施している生産条件不利補正交付金の交付が当該対策の目的である土地利用型農業の担い手の育成に資するものとなるよう意見を表示したもの (342 ページ参照)
- ② 制度の運用について
- ・賃貸マンション等の取得に係る消費税額のうち非課税売上げである家賃収入に対応する部分の額が、国に適切に納付されることとなるための措置を講ずるよう意見を表示したもの (126 ページ参照)
 - ・バリアフリー賃貸住宅建設資金の貸付事業において、借受者に対して高齢者の入居機会を確保するための貸付条件を遵守させるよう是正改善の処置を求め、事業の効果を十分発現させるため高齢者の入居促進に結びつくような広報活動等を行うよう意見を表示したもの (704 ページ参照)

- ③ 保有資産や事業により整備した施設の利活用等について
- ・ 中山間地域総合整備事業の一環として整備された活性化施設について、販売スペース等の設置に関する規制を緩和するなどして、施設の有効利用を促進することにより、中山間地域における農業・農村の一層の活性化を図るよう意見を表示したもの (334 ページ参照)
 - ・ 不要資産とされている久我山運動場について、譲渡を含む適切な処分に向けた調整を積極的に進めて、調整がつかない場合には国庫へ返納することとする処分計画を作成し、処分を円滑に進めるよう改善させたもの (640 ページ参照)
- ④ 大規模プロジェクトの実施について
- ・ GX ロケット開発における役割分担や LNG エンジンの開発の見通しを明確にし、宇宙開発の推進に寄与するとともに、今後の国民の負担を考慮して開発を行うよう意見を表示したもの (659 ページ参照)
- ⑤ 補助金等によって造成された基金等の規模について
- ・ 預託した保証金の利息収入により行うという事業の実施方法を見直すとともに保証金を含めた資産の保有規模を適正なものとするよう独立行政法人日本貿易振興機構に検討させ、これにより不要となる資産は国庫に返納させることができることとするよう意見を表示したもの (410 ページ参照)
 - ・ 財団法人民間都市開発推進機構の土地取得・譲渡業務等に対する国からの無利子貸付金及び補助金について、業務の規模の縮小等に応じて国に償還又は返納させることとするなどして、財政資金の有効活用を図るよう意見を表示したもの (512 ページ参照)
 - ・ 農林水産省が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等の有効活用等を図るよう改善の処置を要求したもの(7件) (350 ページ参照)
 - ・ 取り崩される見込みのない中小企業金融安定化特別基金について、緊急保証による欠損の補てんにも充当できるようにするなど、有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの (414 ページ参照)

第2章 決算の確認

会計検査院は、国の収入支出の決算等を検査した。その結果、決算を確認したものなどは次のとおりである。

第1節 国の決算の確認

第1 一般会計

会計検査院は、下記の決算額を確認した。

歳	入	89,208,229,535,617	円
歳	出	84,697,395,043,011	

第2 特別会計

会計検査院は、下記の特別会計の決算額を確認した。

所管及び会計名	歳	入	円	歳	出	円
内閣府、総務省及び財務省						
交付税及び譲与税配付金						
交付税及び譲与税配付金勘定	51,127,046,587,480			50,502,918,048,898		
交通安全対策特別交付金勘定	80,265,787,634			74,277,931,178		
法務省						
登記	189,413,890,815			161,915,485,435		
財務省						
地震再保険	65,358,040,887			76,013,522		
国債整理基金	194,751,644,107,431			178,284,150,260,979		
財政投融资						
財政融資資金勘定	42,586,889,024,147			40,284,621,052,962		
投資勘定	246,719,184,221			171,926,759,486		
外国為替資金	3,924,804,961,344			548,704,415,180		
財務省及び国土交通省						
特定国有財産整備	192,150,366,631			73,042,614,394		
文部科学省、経済産業省及び環境省						
エネルギー対策						
エネルギー需給勘定	2,288,852,738,138			2,035,847,866,065		
電源開発促進勘定	383,974,872,868			346,147,152,005		
厚生労働省						
国立高度専門医療センター	169,874,955,887			152,437,826,476		
労働保険						
労災勘定	1,447,405,042,202			1,083,402,587,240		
雇用勘定	2,812,603,398,629			2,028,744,457,944		
徴収勘定	3,674,833,619,095			3,641,299,722,378		

所管及び会計名	歳入 円	歳出 円
船員保険年金	67,391,644,100	63,360,747,506
基礎年金勘定	20,844,806,031,564	19,252,584,958,556
国民年金勘定	5,414,434,546,478	5,834,378,289,878
厚生年金勘定	36,421,701,918,861	36,107,751,976,667
福祉年金勘定	9,439,410,148	9,367,275,648
健康勘定	8,810,507,623,702	8,175,814,970,949
児童手当勘定	484,656,523,676	462,011,670,728
業務勘定	534,586,146,786	463,376,949,630
農林水産省		
食料安定供給		
農業経営基盤強化勘定	19,504,536,996	13,630,906,080
農業経営安定勘定	210,165,606,159	175,316,620,471
米管理勘定	635,290,464,899	632,305,636,270
麦管理勘定	466,403,772,640	460,691,486,078
業務勘定	13,746,669,575	13,746,669,575
調整勘定	1,275,055,488,724	1,238,471,099,952
国営土地改良事業勘定	119,127,694,155	108,097,652,753
農業共済再保険		
再保険金支払基金勘定	21,766,956,836	0
農業勘定	14,921,928,044	6,693,212,667
家畜勘定	45,622,340,113	31,982,291,316
果樹勘定	5,913,567,775	1,380,025,600
園芸施設勘定	4,311,667,547	2,147,815,067
業務勘定	963,067,579	963,067,558
森林保険	11,067,376,098	2,751,726,923
国有林野事業	459,061,651,806	451,002,304,632
漁船再保険及び漁業共済 保険		
漁船普通保険勘定	7,253,627,864	6,806,737,728
漁船特殊保険勘定	47,097,681	0
漁船乗組員給与保険勘定	12,230,001	0
漁業共済保険勘定	8,135,429,854	7,771,568,175
業務勘定	963,560,057	963,559,059
経済産業省		
貿易再保険	219,309,629,362	64,983,719,737
特許	307,267,894,226	109,486,180,400
国土交通省		
社会資本整備事業		
治水勘定	1,390,023,431,705	1,184,409,600,468
道路整備勘定	4,557,516,618,392	3,699,582,242,803
港湾勘定	379,685,707,874	346,034,636,282
空港整備勘定	630,647,213,849	584,186,055,893
業務勘定	262,386,257,902	225,141,330,157
自動車安全		
保障勘定	79,060,234,605	17,432,223,905
自動車検査登録勘定	50,002,582,967	39,608,482,293
自動車事故対策勘定	14,935,114,690	14,477,939,756
計	387,739,529,842,699	359,198,223,825,302

第2節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了

会計検査院は、下記の受払額を検査完了した。

受	入	収	納	済	額	56,185,781,796,814	円
支	払	{ 支払命令済額 10,474,898,545,353 歳入組入額 45,053,497,194,837					

第3節 政府関係機関の決算の検査完了

会計検査院は、下記の政府関係機関の決算額を検査完了した。

政府関係機関名	収	入	支	出
	円		円	
国民生活金融公庫	86,809,642,807		66,474,937,088	
農林漁業金融公庫	35,222,927,574		38,806,265,859	
中小企業金融公庫	215,570,347,611		393,302,069,446	
公営企業金融公庫	314,934,016,134		161,453,217,489	
沖縄振興開発金融公庫	27,374,557,566		23,244,446,959	
日本政策投資銀行	161,588,625,701		121,075,530,476	
国際協力銀行	312,417,818,542		208,061,825,206	
株式会社日本政策金融公庫				
国民一般向け業務	87,092,572,764		65,556,229,173	
農林水産業者向け業務	58,675,617,598		41,988,417,434	
中小企業者向け業務	64,950,440,184		38,337,463,029	
信用保険等業務	156,795,571,460		434,066,303,332	
国際協力銀行業務	176,225,631,147		153,975,153,862	
危機対応円滑化業務	598,754,894		428,242,194	
独立行政法人国際協力機構 有償資金協力部門	126,586,396,203		37,966,108,239	
計	1,824,842,920,185		1,784,736,209,786	

第4節 国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照

第1 一般会計

会計検査院が一般会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額を対照したところ符合していた。

第2 特別会計

会計検査院が特別会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額を対照したところ符合していた。

第5節 国会の承諾を受ける手続を採っていない 予備費の支出

平成20年度における予備費使用決定額については、すべて国会の承諾を受ける手続を了している。また、21年度における予備費使用決定額で国会の承諾を受ける手続を採っていないものは、21年10月21日現在で次のとおりである。

		平成21年度分	
1 一般会計		2 特別会計	
所管	使用決定額 千円		
総務省	3,510,011	(該当なし)	
厚生労働省	49,776,860		
農林水産省	1,478,920		
防衛省	1,911,512		
計	56,677,303		

第3章 個別の検査結果

第1節 省庁別の検査結果

第1 国 会

(衆 議 院)

平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

衆議院赤坂議員宿舍整備等事業契約における消費税の取扱いについて

(平成19年度決算検査報告79ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置

衆議院は、平成14年度に議員宿舍の建設、維持管理、運営支援等を目的とする整備等事業をPFI事業として事業者と事業契約を締結して実施しており、サービス対価の総額に100分の5を乗じた消費税相当額を契約金額に含めて契約している。当該契約金額に含まれる施設購入費は25年にわたる年2回の割賦支払額となっていて、このうちの割賦金利は、割賦元本を分割して支払うことによる利子相当額と認められる。しかし、割賦金利の金額を契約書に明示するなど、割賦金利が消費税法(昭和63年法律第108号)に定める課税されない利子等に該当するものであることが明らかになるように事業契約を定めていれば、割賦金利に係る消費税相当額は支払う必要がないのに、これを契約金額に含めて支払を継続している事態は適切とは認められない。

したがって、衆議院において、事業の支払額の節減を図るために、契約相手方と協議の上、割賦金利に係る消費税相当額が契約金額に含まれないよう契約変更を求めるなどの処置を講ずるよう、衆議院議長に対して20年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、衆議院及び契約相手方において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、衆議院は、本院指摘の趣旨に沿い、20年12月に契約相手方に対して、割賦金利に係る消費税相当額が契約金額に含まれないよう契約変更を求める処置を講じていた。

第2 内 閣

意見を表示し又は処置を要求した事項

利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示したもの

部 局 等	内閣官房、内閣府本府、公正取引委員会、警察庁、総務本省、財務本省、国税庁、厚生労働本省、農林水産本省、経済産業本省、国土交通本省
電子申請等関係システムの概要	国民が国の行政機関とこれまで書面を用いてやり取りしてきた申請・届出等について、インターネット等を経由した電子的な申請等によっても行うことができるようにするためのシステム
効果が十分発現していない10府省等の12電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費	118億7519万円(背景金額)(平成17年度～20年度)

本院は、電子申請等関係システムの利用状況について、平成21年9月18日に、内閣、内閣府、公正取引委員会、警察庁、総務省、財務省、国税庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の11府省等の長に、「電子申請等関係システムの利用状況について」として、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

これらの意見表示の内容は、上記11府省等のそれぞれの検査結果に応じたものとなっているが、これを総括的に示すと以下のとおりである。

1 電子申請等関係システムの概要

(1) 電子申請等関係システムの整備・運用

政府は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成12年法律第144号)に基づいて、13年1月、内閣に、内閣総理大臣を長とした高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(以下「IT戦略本部」という。)を設置し、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関するe-Japan重点計画を作成するなどして、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、国及び地方公共団体の事務におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用の拡大等行政の情報化を積極的に推進することとしている。

そして、各府省等は、その一環として、国民が国の行政機関とこれまで書面を用いてやり取りしてきた申請、届出等(以下「申請等」という。)について、インターネット等を経由した電子的な申請等を行うための電子申請等関係システムを整備・運用してきている。

(2) 電子申請等関係システムに関する施策

IT戦略本部は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画を毎年度策定するとともに、必要に応じて行政の情報化を推進するための施策等を策定するなどしており、近年における電子申請等関係システムに係る行政の情報化を推進するための主な施策は、以下のとおりとなっている。

ア IT新改革戦略

IT戦略本部が18年1月に策定した「IT新改革戦略」の施策において、申請等における「オンライン利用率」を22年度までに50%以上とすることを目標とし、また、国の扱うほとんどの手続においてインターネットによる申請等が可能となっている一方で国民・企業等による電子政府の利用が進んでいないなどの状況を踏まえ、利用者の視点に立って添付書類の電子化、省略・廃止、手続自体の廃止等を図るなどとしている。

イ オンライン利用促進のための行動計画

各府省等は、上記のIT新改革戦略を受け、18年3月に、オンライン利用促進のため、年間申請件数10万件以上の手続、オンライン利用に関する企業ニーズの高い登記、国税、社会保険等の手続をオンライン利用促進対象手続(18年3月時点で175手続、19年3月の改定により165手続)として、「オンライン利用促進のための行動計画」を定めており、これにより原則として添付書類を省略すること、電子署名を簡略化すること、システムを改修することなどの取組を進めることとしている。

ウ オンライン利用拡大行動計画

IT戦略本部は、20年9月に、IT新改革戦略に掲げた目標を達成するとともに、オンライン利用を飛躍的に拡大させていく必要があるなどとして、「オンライン利用拡大行動計画」を策定している。この計画によると、オンライン化された申請等の手続のうち、国民や企業による利用頻度が高い年間申請等件数が100万件以上の手続及び100万件未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する見込みのある手続を「重点手続」(71手続)とし、重点手続全体で25年度末に「オンライン利用率」72%以上の実現を目指すとしている。

また、同計画の実行に当たっては、オンライン利用の飛躍的拡大を図る一方で、利用率が極めて低調であるなどの手続についてはシステムの停止も含めて見直しを図るなどとしている。そして、内閣官房及び総務省は、利用率が極めて低調で、今後とも改善の見込みがない手続については、今後の利用者ニーズや費用対効果、代替措置の有無等を総合的に勘案して、停止すべきシステムの範囲をIT戦略本部に置かれている電子政府評価委員会に対して報告し、その評価や国民からの意見も踏まえた上で、システム停止の是非について結論を得るものとしている。また、停止すべきシステムの範囲は、内閣官房及び総務省において必要に応じて毎年見直していくこととしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、参議院からの検査要請に基づき、18年10月に、「各府省等におけるコンピュー

タシステムに関する会計検査の結果について」として、その検査結果を報告している。そして、同報告において、電子申請等関係システムの電子申請件数を全申請件数(電子申請件数と書面による申請件数の計)で除した率(以下「電子申請率」という。)が全体では低い状況にあることから、各府省等において、手続のオンライン化の必要性、経済性を十分検討するとともに、利便性に対する国民の意見、要望も広く聴取して、そのニーズを的確に把握するなどしてシステムの利用の拡大を図り、もって国民の利便性の向上に努めることが必要であり、本院は、今後とも多角的な観点から検査を実施していくとしている。

また、20年10月に、国土交通大臣等に対し、自動車保有関係手続のワンストップサービスの利用が低調となっているため、サービスの運用方法等の改善を図るよう意見を表示している。

本院は、検査要請に基づいて実施した前記の18年の検査から3年が経過し、この間、前記1のようにIT戦略本部がオンライン利用拡大行動計画を策定していることなどを踏まえ、経済性、効率性、有効性等の観点から、システムの利用が拡大しているか、システムの見直しが行われているかなどに着眼して検査を行った。

検査に当たっては、21年4月時点で各府省等において運用している電子申請等関係システム65システムのうち、前記の自動車保有関係手続のワンストップサービス等を除いた49システムについて、電子申請等関係システムに係る調書を徴するとともに、17府省等^(注1)において、各システムの利用状況、電子申請率向上のための施策等について関係資料により実地に検査を行った。

(注1) 17府省等 内閣官房、人事院、内閣府本府、公正取引委員会、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、国税庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、環境省、最高裁判所

(検査の結果)

各府省等が運用している上記49システムの17年度から20年度までの間の整備・運用等^(注2)に係る経費は、表1のとおり計1080億3064万余円となっている。

(注2) 整備・運用等に係る経費 各システムに係る開発及び運用に係る保守・運用費、機材購入費、ソフト開発費等の支出金額である。この金額の算出に当たっては、他システムとの共通的費用を案分して算出したり、当該システムの経費のみを切り分けることが困難なため電子申請以外の機能を含めたシステムの支出金額を計上したりしているものがある。

表1 電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費

(単位：円)

府省等名	システム数	平成17年度	18年度	19年度	20年度	合計
人事院	2システム	6,456,975	9,268,350	7,609,350	10,833,900	34,168,575
内閣府本府	3システム	89,901,588	169,684,788	114,254,238	386,144,511	759,985,125
公正取引委員会	1システム	22,184,818	14,561,085	43,835,267	58,158,995	138,740,165
警察庁	1システム	25,867,800	93,940,492	67,425,037	39,324,600	226,557,929
金融庁	2システム	1,362,861,363	2,272,697,553	1,807,532,089	993,735,491	6,436,826,496
総務省	4システム	1,369,902,436	1,890,534,489	1,632,899,493	1,499,427,951	6,392,764,369
法務省	2システム	317,923,812	295,224,835	1,399,108,916	1,819,406,133	3,831,663,696
外務省	1システム	28,750,838	68,707,979	28,589,577	147,566,298	273,614,692
財務省	5システム	7,340,802,302	6,926,235,625	6,120,330,948	6,567,817,598	26,955,186,473
国税庁	2システム	8,144,979,729	8,623,502,486	8,956,731,093	9,639,151,787	35,364,365,095
文部科学省	1システム	46,507,366	29,461,530	44,426,707	21,668,562	142,064,165
厚生労働省	5システム	1,723,121,772	1,764,008,322	1,566,397,058	1,523,118,924	6,576,646,076
農林水産省	3システム	454,593,964	394,394,475	944,028,283	732,464,260	2,525,480,982
水産庁	1システム	293,000,000	233,734,000	216,597,000	206,518,000	949,849,000
経済産業省	5システム	983,938,266	883,559,941	864,508,123	731,915,465	3,463,921,795
特許庁	2システム	1,564,385,426	1,579,006,453	963,182,203	1,099,489,594	5,206,063,676
国土交通省	5システム	1,593,333,985	1,155,043,582	952,841,600	1,824,895,213	5,526,114,380
海上保安庁	1システム	97,522,242	71,886,150	74,877,600	68,441,400	312,727,392
環境省	1システム	105,040,088	169,731,873	92,404,185	96,599,657	463,775,803
最高裁判所	2システム	627,463,734	549,767,612	574,838,240	698,056,844	2,450,126,430
20府省等	49システム	26,198,538,504	27,194,951,620	26,472,417,007	28,164,735,183	108,030,642,314

(注) 厚生労働省の5システムのうち、介護福祉士養成施設等事業報告システムは、独立行政法人福祉医療機構が運用しており、システムの整備・運用等に係る経費は、厚生労働省から同機構に交付される運営費交付金の一部であるため、厚生労働省の金額から除外している。

そして、これら49システムの利用状況等を検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 電子申請率の推移

各府省等が整備・運用している電子申請等関係システムの17年度から20年度までにおける電子申請率の推移は全体で見ると、表2のとおり、17年度8.1%、18年度19.8%、19年度26.0%、20年度34.0%となっていて、毎年度向上してきているものの、内閣府本府等^(注3)10府省等が運用している汎用受付等システム等の12システムは、電子申請率が10%以下と低迷していて、このうち7システムは、20年度における電子申請率が1%以下と著しく低迷している。そして、これら12システムの電子申請件数についてみると、表3のとおり、20年度における年間の電子申請件数が100件以下のシステムが6システム見受けられた。

(注3) 10府省等 内閣府本府、公正取引委員会、警察庁、総務省、財務省、国税庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

表2 電子申請率

(単位：%)

府省等名	システム名	平成17年度	18年度	19年度	20年度
人事院	インターネットによる受験申込みシステム	17.6	15.0	11.0	17.0
	国家公務員経験者採用管理システム	—	64.1	100	100
内閣府本府	汎用受付等システム	0.4	0.2	0.4	0.4
	公益認定等総合情報システム	—	—	—	93.0
	適格消費者団体専用電子掲示板システム	—	—	82.8	79.3
公正取引委員会	オンライン共通受付システム	10.6	7.9	7.0	3.3
警察庁	電子申請・届出システム	0.2	0.2	1.3	0.8
金融庁	金融庁電子申請・届出システム	51.1	71.9	82.2	85.6
	金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム	76.7	82.9	99.3	99.8
総務省	総務省電子申請・届出システム	0.5	0.4	0.2	0.3
	総務省電波利用電子申請・届出システム	11.6	18.0	25.7	32.5
	政府統計共同利用システム(政府統計オンライン調査総合窓口)	—	—	—	把握不可
	政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム	0	0	0	0.0
法務省	総合的な受付・通知システム	11.3	15.2	23.3	46.7
	乗員上陸許可支援システム	24.3	31.4	34.0	37.5
外務省	在留届電子届出システム	22.5	24.3	30.9	28.9
財務省	財務省電子申請システム	0.0	0.0	0.0	0.0
	輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)	未集計	94.2	95.9	95.5
	税関手続申請システム(CuPES)	未集計	11.2	12.6	17.2
	法人企業統計調査等ネットワークシステム	14.6	16.7	18.6	20.0
	国庫事務電算化システム	100	100	99.8	99.9
国税庁	国税電子申告・納税システム(e-Tax)	0.4	4.6	21.5	32.9
	国税庁電子開示請求システム	7.2	0.1	0.0	0.0
文部科学省	電子調査票収集システム	52.5	64.5	75.1	90.2
厚生労働省	厚生労働省汎用申請・届出等省内処理システム	0.0	5.6	14.9	13.3
	労働保険適用徴収システム	0.0	0.4	0.7	1.0
	毎月勤労統計調査オンラインシステム	18.8	20.0	20.5	21.3
	看護師等養成所運営報告システム及び看護師等学校養成所入学状況並びに卒業生就業状況調査システム	100	100	100	100

(単位：%)

府省等名	システム名	平成17年度	18年度	19年度	20年度
厚生労働省	介護福祉士養成施設等事業報告システム	100	100	100	100
農林水産省	農林水産省電子申請システム	0.0	0.0	0.0	0.0
	植物検疫検査手続電算処理システム	84.1	85.0	85.5	86.2
	動物検疫検査手続電算処理システム	86.8	88.5	89.6	87.8
水産庁	漁獲管理情報処理システム	98.0	97.8	98.5	98.1
経済産業省	経済産業省汎用電子申請システム	1.1	1.7	1.7	1.9
	貿易管理オープンネットワークシステム(JETRAS)	9.2	8.1	8.3	8.2
	企業活動基本調査オンラインシステム	15.1	20.1	19.2	19.6
	新世代統計システム	27.2	30.7	31.6	32.7
	工業標準策定システム	99.5	99.3	98.2	96.9
特許庁	弁理士試験願書請求受付システム	55.2	56.0	57.4	61.7
	電子出願関連事務処理システム	90.2	91.1	92.3	91.5
国土交通省	国土交通省オンライン申請システム	0.8	1.0	1.2	1.3
	輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)(港湾サブシステム)	—	18.9	27.5	30.5
	特殊車両通行許可オンライン申請システム	8.7	19.5	27.7	37.1
	道路占用許可電子申請システム	32.3	15.4	37.2	61.4
	宅建業電子申請システム	—	—	1.4	12.6
海上保安庁	輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)(港湾サブシステム)	23.4	27.3	30.9	34.3
環境省	環境省電子申請・届出システム	0.3	19.3	23.4	34.5
最高裁判所	最高裁判所汎用受付等システム	把握不可	把握不可	把握不可	把握不可
	督促手続オンラインシステム	—	25.2	32.0	38.9
検査対象システムは20府省で計49システム		8.1	19.8	26.0	34.0

注(1) 総務省の政府統計共同利用システム(政府統計オンライン調査総合窓口)及び最高裁判所の最高裁判所汎用受付等システムは、全申請件数等が把握できないシステムとなっている。

注(2) 財務省の輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)及び税関手続申請システム(CuPES)の申請件数等は、平成17年度においてはシステム別に集計されていない。

注(3) 電子申請率「0」は、電子申請が全くないため「0」としている。また、電子申請率「0.0」は、小数点第2位以下を切り捨てている。

注(4) 「—」は未稼働である。

表3 電子申請率が低迷している12システム

上段：全申請件数

中段：電子申請件数

下段：電子申請率

(単位：件、%)

府省等名	システム名	平成17年度	18年度	19年度	20年度
内閣府本府	汎用受付等システム	4,194	7,211	6,717	7,177
		17	19	30	32
		0.4	0.2	0.4	0.4
公正取引委員会	オンライン共通受付システム	65,956	62,280	98,690	59,141
		7,030	4,958	6,936	1,996
		10.6	7.9	7.0	3.3
警察庁	電子申請・届出システム	2,023	1,934	1,995	1,984
		6	5	26	16
		0.2	0.2	1.3	0.8
総務省	総務省電子申請・届出システム	254,279	219,085	188,154	195,843
		1,474	894	476	688
		0.5	0.4	0.2	0.3
	政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム	6,321	6,048	6,210	6,354
		0	0	0	2
0	0	0	0.0		
財務省	財務省電子申請システム	73,877	67,311	63,569	69,758
		69	48	55	61
		0.0	0.0	0.0	0.0
国税庁	国税庁電子開示請求システム	81,140	145,228	140,974	134,410
		5,920	275	50	61
		7.2	0.1	0.0	0.0
厚生労働省	労働保険適用徴収システム	5,181,433	5,220,165	5,256,518	4,943,257
		3,779	21,032	40,146	54,282
		0.0	0.4	0.7	1.0
農林水産省	農林水産省電子申請システム	161,995	156,436	182,865	145,865
		22	28	20	39
		0.0	0.0	0.0	0.0
経済産業省	経済産業省汎用電子申請システム	671,851	601,960	571,563	580,231
		8,033	10,455	10,220	11,030
		1.1	1.7	1.7	1.9
	貿易管理オープンネットワークシステム(JETRAS)	48,510	53,182	57,634	52,888
		4,464	4,319	4,835	4,348
9.2	8.1	8.3	8.2		
国土交通省	国土交通省オンライン申請システム	2,059,200	2,036,209	1,961,997	2,043,143
		18,403	20,752	25,040	26,726
		0.8	1.0	1.2	1.3

(注) 手続によっては、件数が確定実績値ではないものもある。

上記の10府省等は、電子申請率が10%以下と低迷しているシステムについてその向上を図るため、申請窓口を総務省が運用する電子政府の総合窓口(e-Gov)電子申請システムに統合して申請者の利便性向上を図ったり、ホームページ等において電子申請の利用についての広報、普及を行ったりなどしているものの、郵送等による申請が可能で電子申請することのメリットが少ないこと、電子申請だけでは手続が完結せず別途に添付書類が必要な場合があることなどから、電子申請率が低迷しているとしている。

(2) 電子申請が可能となった手続の利用状況

前記18年の検査において、オンライン化によって電子申請が可能となった手続について、16年度における各手続の全申請件数の申請件数区分ごとの分布状況を調査したところ、表4のとおり、全申請件数が50件以下となっていて申請そのものが極めて少ない手続が全体の72.8%となっていた。そこで、18年の検査と同様に、19年度において電子申請が可能な47システムの12,425手続について、19年度の全申請件数の申請件数区分ごとの分布状況を調査したところ、表4のとおり、全申請件数が0件のものが6,370手続(構成比51.2%)、1件以上50件以下のものが3,055手続(同24.5%)となっていて、申請そのものが極めて少ない手続が9,425手続(同75.8%)と相当数を占めており、16年度と比べ電子申請が可能な手続の利用状況に大きな変化はない状況となっている。

表4 手続の全申請件数の分布状況(平成16、19年度) (単位：手続、%)

年度	区分	電子申請が可能となった手続の全申請件数								電子申請が可能となった手続数計
		0件	1件 ～ 50件	51件 ～ 100件	101件 ～ 1,000件	1,001件 ～ 10,000件	10,001件 ～ 99,999件	10万件 以上	注(1) 把握できないなど	
平成16年度	手続数	7,054	3,309	495	1,061	545	255	149	1,357	14,225
		10,363								
	構成比	49.5	23.2	3.4	7.4	3.8	1.7	1.0	9.5	100
		72.8								
注(2) 19年度	手続数	6,370	3,055	508	1,133	559	261	147	392	12,425
		9,425								
	構成比	51.2	24.5	4.0	9.1	4.4	2.1	1.1	3.1	100
		75.8								

注(1) 手続ごとの申請件数が把握できない場合は、「把握できないなど」として集計している。

注(2) 平成19年度の計数は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第10条の規定に基づき各府省等が電子申請等の利用に関する状況について公表している資料等により集計したものである。このうち手続数については、各システムの処理可能な手続数と把握方法が異なる場合がある。

また、電子申請率が10%以下と低迷している前記12システムを運用している10府省等それぞれの電子申請等関係システムの電子申請件数について、手続ごとの内訳を調査したところ、表5のとおり、電子申請件数が最も多い手続の電子申請件数が全体の電子申請件数に占める割合が50%超となっているものが7省等あり、また、電子申請件数の多い上位3手続の電子申請件数が全体の電子申請件数に占める割合が80%超となっているものが9府省等あるという状況となっていて、電子申請件数の相当数が特定の手続によるものとなっている。

表5 電子申請件数の状況

(単位：件、%)

府省等名	電子申請 件数	電子申請件数が 最も多い手続		電子申請件数の 多い上位3手続		その他の手続	
		電子申請 件数	左の占める 割合	電子申請 件数	左の占める 割合	電子申請 件数	左の占める 割合
	a	b	$c = b / a \times 100$	d	$e = d / a \times 100$	f	$g = f / a \times 100$
内閣府本府	160	66	41.2	135	84.3	25	15.6
公正取引委員会	1,996	1,383	69.2	1,993	99.8	3	0.1
警察庁	16	3	18.7	7	43.7	9	56.2
総務省	134,589	71,796	53.3	128,447	95.4	6,142	4.5
財務省	37,615,739	17,669,707	46.9	34,626,383	92.0	2,989,356	7.9
国税庁	9,454,526	5,076,492	53.6	9,189,400	97.1	265,126	2.8
厚生労働省	22,897,215	22,653,001	98.9	22,733,060	99.2	164,155	0.7
農林水産省	459,100	240,414	52.3	443,150	96.5	15,950	3.4
経済産業省	176,692	101,589	57.4	152,142	86.1	24,550	13.8
国土交通省	448,785	264,536	58.9	389,011	86.6	59,774	13.3

注(1) 総務省、財務省、国税庁及び厚生労働省は平成19年度、その他の府省等は20年度を集計している。

注(2) 複数の手続が1件の申請等によって行われている場合は、手続ごとの申請件数が把握できないため、1手続による申請等として集計している。

注(3) 本表における電子申請件数は、電子的な申請等があった件数から、国以外への申請、申請取下げなどを除いた件数である。

このように、電子申請が可能となっても申請そのものが極めて少ない手続が相当数を占めていて、利用される電子申請の手続が特定の手続に偏っているのは、IT戦略本部が12年度に策定したe-Japan重点計画等の政府の施策において、「国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、2003年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする」とされたことなどを受け、各府省等が、これまで原則としてすべての手続をオンライン化してきたことなどによると認められる。

(3) オンライン申請1件当たりの経費

(注4)
電子政府評価委員会は、各府省等における電子申請等関係システムの整備経費・運用経費やオンライン申請件数等について調査し、その結果を「電子政府評価委員会平成20年度報告書」として21年3月に公表している。そして、同報告書において、電子申請等関係システムを、①経費を比較的容易に把握できるシステム(類型Ⅰ)、②整備経費については比較的容易に把握することができるが、運用経費については、正確な数値が把握できないシステム(類型Ⅱ)及び③整備経費及び運用経費ともに正確な数値が把握できないシステム(類型Ⅲ)の3類型に分類した上で、各システムの年間運用経費に1年当たりの整備経費を加えた額をオンライン申請等件数で除するなどしたオンライン申請1件当たりの経費を公表している。(注5)
そして、類型Ⅰに該当するシステム全体でのオンライン申請1件当たりの経費は、144円となっていて、また、類型Ⅱ及び類型Ⅲを合わせたシステム全体でのオンライン申請1件当たりの経費は、391円となっている。

この報告書によると、電子申請率が低迷している前記12システムの19年度におけるオ

ンライン申請1件当たりの経費は、表6のとおり、3,883円から3,571,159円となっていて、これらシステムの電子申請の現状がこのまま推移すると、費用対効果が十分発現されないこととなると認められる。

(注4) 整備経費・運用経費 システムの整備経費については、平成19年度までの累積額を基に、このうちのオンライン申請に係る分の経費を推計し、これを当該システムの予定使用期間で除して1年当たりの整備経費を算出しているなど、本院が調査したシステムの整備・運用等に係る経費とは一致しない。

(注5) オンライン申請1件当たりの経費 整備経費や運用経費の正確な数値が把握できないため、オンライン申請1件当たりの経費については、システムの実情に応じて推計・算出した値を含む概算値であり、単純比較はできないなどとされている。

表6 オンライン申請1件当たりの経費(電子政府評価委員会平成20年度報告書)

(単位：円/件)

府省等名	システム名	類型	申請1件当たりの経費	備考
内閣府本府	汎用受付等システム	Ⅲ	3,571,159	
公正取引委員会	オンライン共通受付システム	I	3,883	
警察庁	電子申請・届出システム	I	9,357	
総務省	総務省電子申請・届出システム	I	253,834	
総務省	政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム	Ⅲ	—	
財務省	財務省電子申請システム	Ⅲ	332,272	
国税庁	国税庁電子開示請求システム	I	581,620	
厚生労働省	労働保険適用徴収システム	Ⅱ	50,089	
農林水産省	農林水産省電子申請システム	Ⅱ	(487,275) 295,536	19年度運用経費は保証期間で「0」のため、20年度経費を参考値として()内に記入している。
経済産業省	経済産業省汎用電子申請システム	I	13,664	
経済産業省	貿易管理オープンネットワークシステム(JETRAS)	Ⅲ	64,500	
国土交通省	国土交通省オンライン申請システム	Ⅲ	27,292	

(注) 政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステムについては、電子申請が1件もなかったことなどから算出されていない。

(4) システム停止等の状況

前記のとおり、オンライン利用拡大行動計画では、システム停止の是非についても検討することとされているが、これを受けて文部科学省オンライン申請システム及び防衛省申請届出等システムが20年度中に停止している。これらのシステムは、いずれも内閣官房及び総務省が電子政府評価委員会に報告し、同委員会による評価を受けた上で、①利用実

績が極めて低いこと、②電子申請1件当たりの費用が高額となっていること、③対象としている手続の性格上利用促進が見込まれないことなどを理由として、運用を停止したものである。

しかし、電子申請等関係システムを停止する基準については、オンライン利用拡大行動計画において「今後の利用者ニーズや費用対効果、代替措置の有無等を総合的に勘案して」とされているだけで、電子申請率あるいはオンライン申請1件当たりの経費等の明確な指標がなく、また、停止に至るまでの手順等も明確になっていない。

(改善を必要とする事態)

電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費が多額に上っているにもかかわらず、電子申請率が10%以下と低迷しているシステムが10府省等で12システム(17年度から20年度における整備・運用等に係る経費118億7519万余円)見受けられ、これらの中には、電子申請率が1%以下と著しく低迷しているシステムが7システムあるなど、システムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない事態は適切でなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、IT戦略本部が策定した政府の施策を受け、各府省等において原則としてすべての手続を一律にオンライン化してきたこと、10府省等において電子申請率が低迷しているシステムについて費用対効果の検討が十分でなく、抜本的な見直しを行っていないことなどによるほか、内閣官房においてシステムを停止等させる際の基準となる指標や停止等に至るまでの手順等を明確にしていないことなどによると認められる。

3 本院が表示した意見

政府は、国民の利便性の向上、効率的な電子行政サービスの提供等を図るため、今後とも電子申請等関係システムを運用していくこととしている。

については、内閣官房において、オンライン利用拡大行動計画に沿った利用の拡大に向けた諸施策の着実な推進を図るとともに、電子申請率が低迷していて今後とも改善の見込みがなく、電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費に対してその効果の発現が十分見込めないシステムについては、システムの停止等の抜本的な措置を執ることができるよう、当該措置を執る際の基準として電子申請率やオンライン申請1件当たりの経費等の指標や当該措置を執るに至るまでの手順等を明確化することについて、各府省等と所要の調整を適時適切に行うよう内閣総理大臣に対して意見を表示した。

また、10府省等において、オンライン利用拡大行動計画に沿った利用の拡大に向けた諸施策の着実な推進を図るとともに、電子申請率が低迷していてシステムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していないシステムについては、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るようそれぞれの長に対して意見を表示した。

第3 内 閣 府

(内閣府本府)

意見を表示し又は処置を要求した事項

(1) 新設等工事により取得するなどした国有財産等を国有財産台帳等に適切に記録するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名	一般会計		
部局等	内閣府本府		
国有財産等の分類	国有財産 (分類)行政財産 (種類)公用財産 (区分)立木竹 (区分)建物 (区分)工作物		
	物 品 (分類)庁用品 (細分類)備品 (品目)通信機器		
新設等工事により取得するなどした国有財産等の概要	施設の新設、修繕、取壊し等や設備の設置、更新、撤去等の工事により取得するなどした国有財産及び物品		
平成19年度に取得するなどした国有財産等の価格の基礎となる工事費	69億1889万余円		
国有財産台帳等に記録されていなかった国有財産等の件数及び価格	国有財産		
	増額分	178件	47億8491万円
	減額分	6件	574万円
	物 品	161件	
	うち重要物品	106件	11億1142万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

新設等工事により取得するなどした国有財産等の国有財産台帳等への記録について

(平成21年7月29日付け 内閣総理大臣あて)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 新設等工事及び財産管理の概要

(1) 新設等工事の概要

貴府本府(沖縄総合事務局を除く。以下同じ。)は、内閣総理大臣官邸、庁舎、迎賓館等多数の施設を財産として管理している。そして、貴府本府は、施設の新設、修繕、取壊し等や設備の設置、更新、撤去等の工事(以下「新設等工事」という。)について、大臣官房会計担当参事官(以下「会計担当参事官」という。)等が支出負担行為担当官(分任官を含む。以

下同じ。)として請負業者と工事契約を締結して実施しているほか、官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号)に基づき、国土交通省に委任して実施している(以下、この工事を「支出委任工事」という。)

(2) 貴府本府における国有財産及び物品の管理

貴府本府に属する国有財産については、国有財産法(昭和23年法律第73号)等に基づき、大臣官房会計課長(以下「会計課長」という。)が国有財産部局長として管理している。

国有財産部局長は、国有財産法第32条等の規定に基づき、その所属に属する国有財産について、国有財産の分類及び種類ごとに、区分及び種目、所在、数量、価格、得喪変更の年月日等を記録した国有財産台帳を備えて管理することとされており、国有財産の取得、処分等があった場合には、直ちにこれを国有財産台帳に記録することとされている。そして、建物等の新築等の場合や、模様替等により建物等の価格等に変動があった場合は国有財産台帳に記録するが、単なる減耗回復のための工事の場合は、国有財産台帳に記録する必要はないとされている。

また、貴府本府に属する物品については、物品管理法(昭和31年法律第113号)等に基づき、会計担当参事官が物品管理官として管理している(特定の部局で使用する物品について当該部局の職員を物品管理官としている場合等を除く。)

物品管理官は、物品管理法第36条等の規定に基づき、その管理する物品について、物品の分類、細分類及び品目ごとに、物品の増減等の異動数量、現在高その他物品の異動に関する事項等を物品管理簿に記録することとされており、このうち物品管理法施行令(昭和31年政令第339号)で定める重要な物品(以下「重要物品」という。)については、その取得価格も記録することとされている。

(3) 新設等工事における国有財産台帳及び物品管理簿への記録の手続の概要

貴府本府では、会計担当参事官等が支出負担行為担当官として請負業者と新設等工事の契約を締結して実施する場合は、実施請求元である部局が、実施決裁(工事名、工事の概要、概算見込額等を記載してその実施の了解を得るための決裁)文書を作成して、工事契約に関する事務を所掌する部署である大臣官房会計課(以下「会計課」という。)営繕係等に回付してその確認を受けた後に、会計課長の決裁を受けることになっている(日本学術会議及び迎賓館京都事務所においては、それぞれの部局において実施決裁を行う。)。そして、実施請求元である部局は、国有財産の管理に関する事務を所掌し国有財産台帳への記録の事務を行う部署である会計課管財係にも実施決裁文書を回付することになっている。

管財係は、上記の実施決裁文書の回付を受けた場合は、これにより工事の実施見込を把握しておき、工事しゅん功後に、営繕係等から請求書、見積書等の基礎資料を収集し当該基礎資料に基づいて国有財産台帳に記録すべき事項を整理して、国有財産部局長である会計課長の決裁を得た上で、取得するなどした国有財産を国有財産台帳に記録することになっている。

一方、支出委任工事の場合は、工事がしゅん功して財産の引渡しを受けた後に、国土交通省から、国有財産の区分及び種目、所在、数量、価格等を記載した国有財産目録の送付を受け、管財係において、当該目録に基づいて上記と同様の手続を経て当該国有財産を国有財産台帳に記録することになっている。

また、物品を取得しようとするときは、当該物品を取得しようとする部局の物品供用官から物品管理官に物品請求書を提出することになっている。ただし、その物品が高額なものや特殊なものである場合は、各部局が物品名、概算見込額等を記載した実施決裁文書を作成して会計課長等の決裁を受けた後に、これを行うことになっている。そして、物品管理官は、支出負担行為担当官等に対して取得のために必要な措置を請求することとされている(物品管理官が支出負担行為担当官等を兼ねる場合にはこの請求を省略することができることとされている。)。そして、支出負担行為担当官等が物品取得のための契約を締結して物品が納入されると、物品の管理に関する事務を所掌し物品管理簿への記録の事務を行う部署である会計課用度係等が、請求書、納品書等の資料に基づいて取得した物品を物品管理簿に記録することになっている。

(4) 国有財産及び物品の現況の報告

各省各庁の長は、国有財産台帳及び物品管理簿(以下、これらを合わせて「国有財産台帳等」という。)に基づき、その所管に属する国有財産及び所有する重要物品について、毎年度、年度間の増減及び年度末の現在額の報告書である「国有財産増減及び現在額報告書」及び「物品増減及び現在額報告書」を作成して、翌年度の7月31日までに財務大臣に送付しなければならないこととされている。これらの報告書に基づき、財務大臣は、「国有財産増減及び現在額総計算書」及び「物品増減及び現在額総計算書」を作成することとされている。そして、内閣は、国有財産については「国有財産増減及び現在額総計算書」を、また、物品については「物品増減及び現在額総計算書」に基づく物品の増減及び現在額を、それぞれ国会に報告することとされている(以下、これらの国会に報告されるものを「国有財産等報告書」という。)

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

国有財産台帳等は、国有財産及び物品(以下、これらを合わせて「国有財産等」という。)を適切に管理するための帳簿であり、新たに国有財産等を取得するなどした場合は、国有財産法又は物品管理法に従って国有財産台帳等に記録する必要がある。また、国有財産等報告書は、国有財産等の現況を国会及び国民に対して明らかにするという性格を有するものとされている。

そして、国有財産台帳等への記録を適切に行うためには、国有財産台帳等に記録するための事務手続を行う前記の各関係部局等の間で新設等工事に係る必要な情報が的確に伝達されて、遺漏なくその後の事務処理が行われる必要がある。

そこで、正確性、合規性等の観点から、新設等工事により貴府本府が平成19年度に取得するなどした国有財産等が国有財産台帳等に適切に記録されているか、また、そのための関係部局等の間の連携が十分に図られているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

本院は、貴府本府において会計実地検査を行った。そして、19年度にしゅん功した国有財産等に係る新設等工事のうち、単なる減耗回復のための工事等を除く90工事、工事費計69億1889万余円により貴府本府が19年度に取得するなどした国有財産等を対象として、契約書、国有財産台帳等の書類により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 新設等工事により取得するなどした国有財産が国有財産台帳に記録されていないもの

国有財産の件数及び価格	増額分	178件	47億8491万余円
	減額分	6件	574万余円

前記90工事のうち85工事(工事費計55億3886万余円)は施設の新設、修繕、取壊し等を行うもので、貴府本府は、これらの工事により新たに取得するなどした建物、工作物等の国有財産を、国有財産法に従い国有財産台帳に記録する必要があった。

しかし、貴府本府が自ら実施する工事について、実施請求元である部局から管財係に新設等工事に関する情報が確実に伝達されていなかったり、支出委任工事について、管財係が国土交通省から国有財産目録の送付を受けているのに、国有財産台帳に記録するために必要なその後の事務処理が行われていなかったりしていた。このため、これらの工事により取得するなどした国有財産はいずれも国有財産台帳に記録されないままとなっていた。

<事例>

貴府本府は、平成17年度に、有明の丘基幹的広域防災拠点施設^(注1)の整備工事(建築工事、電気設備工事等計6工事、貴府本府負担分工事費計30億3545万余円)を支出委任工事として実施している。そして、20年3月にしゅん功し、その後国土交通省からこれらの工事に係る国有財産目録の送付を受けているのに、管財係において、当該目録に基づいて国有財産台帳に記録すべき事項を整理して会計課長の決裁を得るなどの事務処理が行われておらず、当該工事により取得した建物、照明装置、冷暖房装置、通信装置等の国有財産41件、計30億2074万余円が国有財産台帳に記録されないままとなっていた。

(注1) 基幹的広域防災拠点 広域あるいは甚大な被害に対して、国及び地方公共団体が協力して応急復旧活動を行うとともに、平常時には公園として利活用される防災活動の拠点

イ 新設等工事により取得するなどした物品が物品管理簿に記録されていないもの

物品の件数	161件
うち重要物品の件数及び価格	増額分 106件 11億1142万余円

前記90工事のうちアの工事を除く5工事(工事費計13億8003万余円)は中央防災無線網^(注2)を整備するもので、その工事費の大部分は多重無線通信装置等の通信機器の購入費であった。そして、貴府本府は、これらの工事により新たに取得するなどした物品を、物品管理法に従い物品管理簿に記録する必要があった。

しかし、実施請求元の部局は、一般の工事契約と同様に営繕係には本件工事契約の実施決裁文書を回付したものの、同部局の物品供用官から物品管理官に物品請求書を提出するなどの物品取得に必要な手続を行っていなかった。このため、用度係は物品を取得することを把握しておらず、本件工事により取得した物品は物品管理簿に記録されないままとなっていた。

さらに、前記5工事のうち4工事により撤去された更新前の物品について物品管理簿に減の記録がなされておらず、その詳細が確認できない状況となっている。

（注2） 中央防災無線網 災害発生時の早期警戒情報、被害状況、対応状況等の集約と共有を図るため、国の機関と公共公益機関、都道府県を結ぶ無線通信網

（是正及び是正改善を必要とする事態）

上記のとおり、貴府本府において、国有財産台帳等に記録するための事務処理体制が十分でなかったことなどから、新設等工事により新たに取得するなどした国有財産等の国有財産台帳等への記録が適切に行われておらず、その結果、国有財産等報告書が国有財産等の現況を正しく反映したものとなっていない事態は適切とは認められず、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、貴府本府において、次のとおり、国有財産台帳等の記録に関する業務の適正性を確保するための内部統制が十分に機能していなかったことなどによると認められる。

- ア 新設等工事により取得するなどした国有財産等について、事務処理の状況を適切に管理して適時適切に国有財産台帳等に記録するための具体的な事務手続が明確に定められていないなど、国有財産台帳等の記録に関する事務処理体制が十分でなかったこと
- イ 国有財産等を取得するなどの際に、関係部局等において必要な事務手続が周知されていなかったり、関係部局等相互の連携が十分に図られていなかったりしたこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

国有財産台帳等は、国有財産等を適切に管理するための基本的な帳簿であり、これらを基に毎年度作成される国有財産等報告書が国有財産等の現況を国会及び国民に対して明らかにするという性格を有するものとされていることから、適時適切に記録されることが重要である。

については、貴府本府において、新設等工事で取得するなどした国有財産等の適切な管理を行うよう、アのとおり是正の処置を要求し並びにイ及びウのとおり是正改善の処置を求める。

- ア 新設等工事により19年度に取得するなどした国有財産等で国有財産台帳等に記録されていない国有財産等については、速やかに国有財産台帳等に記録するとともに、新設等工事により18年度以前及び20年度以降に取得するなどした国有財産等についても国有財産台帳等に正確に記録されているか調査の上、記録漏れなどがあったときは当該財産を速やかに国有財産台帳等に正確に記録すること
- イ 新設等工事により取得するなどした国有財産等について、事務処理の状況を適切に管理して適時適切に国有財産台帳等に記録するための具体的な事務手続を明確に定めるなど、国有財産台帳等に正確な記録が行われるよう事務処理体制を整備すること
- ウ イにおいて整備した事務処理体制に基づいて事務処理が確実に実行されるよう、関係部局等に周知するとともに、関係部局等が相互に十分な連携を図るよう指導すること

(2) 利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)内閣本府 (項)内閣本府共通費 (平成 19 年度以前は、(項)内閣本府)
部 局 等	内閣府本府
電子申請等関係システムの概要	国民が国の行政機関とこれまで書面を用いてやり取りしてきた申請・届出等について、インターネット等を経由した電子的な申請等によっても行うことができるようにするためのシステム
効果が十分発現していない電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費	4 億 0867 万円(背景金額)(平成 17 年度～20 年度)

【意見を表示したものの概要】

内閣府本府における電子申請等関係システムの利用状況について

(平成 21 年 9 月 18 日付け 内閣総理大臣あて)

内閣府本府が運用している汎用受付等システムは、システムの整備・運用等に係る経費が多額(平成 17 年度から 20 年度までの整備・運用等に係る経費 4 億 0867 万余円)に上っているにもかかわらず、電子申請率が 1 %以下と著しく低迷しており、かつ、年間の電子申請件数が 100 件以下となっていて、システムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない事態となっている。

(本院が表示した意見の内容は他の分と合わせて 50 ページの内閣の項に総括的に掲記している。)

平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

沖縄振興計画推進調査委託費等による調査・検討業務の委託契約等について

(平成 19 年度決算検査報告 85 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

内閣府沖縄総合事務局(以下「沖縄総合事務局」という。)は、沖縄振興計画推進調査委託費等(以下「委託費」という。)により調査・検討業務を実施している。このうち委託契約により実施しているものについては、業務の実施過程を明らかにして、業務の完了後は精算報告書等に基づいて契約額の精算を行っている。一方、委託契約と調査方法等に差異がないのに、請負契約により実施しているものについて、業務の完了後に契約額の精算が行われていない事態は適切とは認められない。

したがって、沖縄総合事務局において、委託費により行う調査・検討業務の実施に当たっては、業務の実施過程を把握して、その実績に基づいて業務の完了後に契約額の精算を行う処置を講ずるよう、内閣総理大臣に対して平成 20 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定

により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、沖縄総合事務局において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、沖縄総合事務局は、本院指摘の趣旨に沿い、20年12月に沖縄総合事務局内閣府所管調査委託要綱を定めるなどして、委託費により行う調査・検討業務は、委託契約により行うこととするとともに、業務の実施過程を把握し、その実績に基づいて業務の完了後に契約額の精算を行う処置を講じていた。

（公正取引委員会）

意見を表示し又は処置を要求した事項

利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計（組織）公正取引委員会（項）公正取引委員会
部局等	公正取引委員会
電子申請等関係システムの概要	国民が国の行政機関とこれまで書面を用いてやり取りしてきた申請・届出等について、インターネット等を経由した電子的な申請等によっても行うことができるようにするためのシステム
効果が十分発現していない電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費	1億3874万円（背景金額）（平成17年度～20年度）

【意見を表示したものの概要】

電子申請等関係システムの利用状況について

（平成21年9月18日付け 公正取引委員会委員長あて）

公正取引委員会が運用しているオンライン共通受付システムは、システムの整備・運用等に係る経費が多額（平成17年度から20年度までの整備・運用等に係る経費1億3874万余円）に上っているにもかかわらず、電子申請率が10%以下と低迷していて、システムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない事態となっている。

（本院が表示した意見の内容は他の分と合わせて50ページの内閣の項に総括的に掲記している。）

(警 察 庁)

不 当 事 項

予算経理・補助金

- (1)
(9) 物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って警察装備費、需用費等を支払っているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)警察庁 (項)警察活動基盤整備費 〔平成 19 年度以前は、 (項)警察庁 (項)都道府県警察費補助〕
部 局 等	2 管区警察学校、7 都県警察
〈予 算 経 理〉	
経 費 の 概 要	物品の購入等に係る庁費、校費及び警察装備費
不適正な会計経理により支払われた国費	(1) 管区警察経費 1,960,791 円(平成 18 年度～20 年度) (2) 国庫支弁経費 12,401,091 円(平成 15 年度～20 年度)
	計 14,361,882 円
〈補 助 金〉	
補助の根拠	警察法(昭和 29 年法律第 162 号)
補助事業者(事業主体)	3 都県警察
補助事業	都道府県警察費補助
補助事業に係る経費の概要	物品の購入等に係る需用費及び備品購入費
不適正な会計経理により支払われた補助対象経費	14,657,621 円(平成 15 年度～20 年度)
不当と認める国庫補助金相当額	5,746,081 円(平成 15 年度～20 年度)
不当と認める国費及び国庫補助金相当額の合計額	20,107,963 円(平成 15 年度～20 年度)

1 物品の購入等に係る会計経理の概要

警察庁の管区警察局及び管区警察学校並びに都道府県警察は、警察事務等の実施に当たり、毎年度多額の予算を執行している。そして、管区警察局の警察事務等に要する経費(以下「管区警察経費」という。)は国費で支弁されており、都道府県警察の警察事務等に要する経費については、次の区分ごとに国又は都道府県がその全部又は一部を支弁することとなっている。

- ① 警察法(昭和 29 年法律第 162 号)第 37 条に掲げる経費で政令で定める国庫の支弁の対象となる経費(以下「国庫支弁経費」という。)については、国庫が支弁する。

② 国庫支弁経費を除き都道府県が支弁する経費のうち、予算の範囲内において、政令で定めるところにより補助の対象となっている経費(以下「補助対象経費」という。)については、国がその一部を補助する。

③ 上記①及び②以外の経費については、都道府県が支弁する。

国庫支弁経費は、同法第37条等の規定により警視正以上の階級にある警察官の俸給や警備装備品の整備に要する経費等とされており、警察庁が予算措置を行い、都道府県警察が国費として直接執行する制度となっている。また、補助対象経費は、警察法施行令(昭和29年政令第151号)第3条の規定により警察職員の俸給その他の給与、警察官の被服費その他警察職員の設置に伴い必要となるもの以外のものとされており、一般の犯罪捜査、防犯活動及び交通取締りに要する経費等が該当する。

そして、警察事務等で使用する消耗品、備品の物品の購入等に係る経費については、管区警察経費又は国庫支弁経費に該当するものは、庁費、校費、警察装備費等の国の予算科目から支払い、補助対象経費に該当するものは、需用費等の都道府県の予算科目から支払っている。

管区警察局、管区警察学校及び都道府県警察における物品の購入等に係る契約、支払等の会計事務手続は、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等の会計法令等に基づき、おおむね次のとおり行われることとなっている。

① 管区警察局及び管区警察学校の会計課長並びに都道府県警察の本部長等は、警察本部の各課等から物品の取得請求を受けたときは、在庫を確認し、所要の品目、規格、数量等を明らかにした上で、支出負担行為担当官として競争契約による場合は入札を、また随意契約による場合は見積合わせを行うなどした上で、契約業者を決定し、支出負担行為決議を行って契約を締結する。

② 支出負担行為担当官は、上記の契約が適正に履行されたかを確認するため、自ら又は補助者として委任した検査職員に命じて、納入された物品の品目、規格、数量、納品時期等について、契約書、仕様書等に基づき、必要な検査(以下「検収」という。)を行う。

③ 管区警察局の総務監察部長等、管区警察学校の校長及び都道府県警察の本部長等は、それぞれ官署支出官として、業者から代金の支払請求を受けたときは、上記の検収が適正に行われたことを確認の上、請求書等に基づき支出決議を行い、業者に代金を支払う。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、3管区警察局、3管区警察学校及び10都道府県警察^(注1)において、合規性等の観点から、物品の購入等は会計法令等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、平成15年度から20年度までの間に支払っていた物品の購入等に係る警察装備費、需用費等を対象として、支出決定決議書等の書類により会計実地検査を行った。そして、不適正な会計経理による支払があった場合には、更に管区警察局、管区警察学校、都道府県警察及び業者に事態の詳細について調査及び報告を求めて、その内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、2管区警察学校及び7都道府県警察^(注2)において、15年度から20年度までの間に、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って警察装備費、需用

費等を支払っていたものが、管区警察経費で1,960,791円、国庫支弁経費で12,401,091円及び補助対象経費で14,657,621円(国庫補助金相当額5,746,081円)あった。

これを態様別に示すと、次のとおりである(表参照)。

ア 預け金

業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより校費、警察装備費及び需用費を支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させていたもの

1 県警察	国庫支弁経費	656,250 円	
	補助対象経費	86,047 円(国庫補助金相当額	37,041 円)

イ 一括払

支出負担行為等の正規の会計経理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させて、これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより校費を一括して支払うなどしていたもの

1 県警察	国庫支弁経費	476,910 円
-------	--------	-----------

ウ 差替え

業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより、校費、警察装備費及び需用費を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたもの

1 県警察	国庫支弁経費	161,490 円	
	補助対象経費	68,145 円(国庫補助金相当額	29,773 円)

エ 翌年度納入

物品が翌年度に納入されているのに、支出決定決議書等の書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成するなどして庁費、校費、警察装備費、需用費及び備品購入費を支払っていたもの

1 管区警察学校	管区警察経費	1,684,431 円	
6 県警察	国庫支弁経費	5,589,762 円	
	補助対象経費	10,820,344 円(国庫補助金相当額	4,831,259 円)

オ 先払い

物品は年度内に納入されていたが、当該物品が納入される前に、これらが納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成するなどして警察装備費を先に支払っていたもの

3 県警察	国庫支弁経費	119,154 円
-------	--------	-----------

カ 前年度納入

物品が前年度に納入されていたのに、支出決定決議書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして校費、警察装備費及び需用費を支払っていたもの

1 管区警察学校	管区警察経費	276,360 円
----------	--------	-----------

1 都警察 国庫支弁経費 3,278,625 円
 補助対象経費 948,255 円(国庫補助金相当額 206,336 円)

キ 契約前納入

年度内において、契約手続を行わないまま物品を納入させていたのに、支出決定決議書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が契約締結後に納入されたこととして校費、警察装備費及び需用費を支払っていたもの

2 都県警察 国庫支弁経費 2,118,900 円
 補助対象経費 2,734,830 円(国庫補助金相当額 641,672 円)

表 不適正な会計経理により支払われた警察装備費、需用費等の額の管区警察学校、都県警察別・態様別内訳 (単位：円)

管区警察学校名又は都県警察名	ア 預け金	イ 一括払	ウ 差替え	エ 翌年度納入	オ 先払い	カ 前年度納入	キ 契約前納入	計 (ア+イ+ウ+エ+オ+カ+キ)
東北管区警察学校	— (—)	— (—)	— (—)	1,684,431 (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1,684,431 (—)
中部管区警察学校	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	276,360 (—)	— (—)	276,360 (—)
警視庁	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	3,278,625 948,255 (206,336)	2,047,500 2,734,830 (641,672)	5,326,125 3,683,085 (848,008)
岩手県警察	656,250 86,047 (37,041)	476,910 — (—)	161,490 68,145 (29,773)	1,021,189 10,496,734 (4,672,364)	16,065 — (—)	— — (—)	71,400 — (—)	2,403,304 10,650,926 (4,739,178)
宮城県警察	— (—)	— (—)	— (—)	619,920 (—)	— (—)	— (—)	— (—)	619,920 (—)
滋賀県警察	— (—)	— (—)	— (—)	132,300 (—)	— (—)	— (—)	— (—)	132,300 (—)
山口県警察	— (—)	— (—)	— (—)	49,140 (—)	36,120 (—)	— (—)	— (—)	85,260 (—)
香川県警察	— (—)	— (—)	— (—)	3,112,430 323,610 (158,895)	— — (—)	— — (—)	— — (—)	3,112,430 323,610 (158,895)
宮崎県警察	— (—)	— (—)	— (—)	654,783 (—)	66,969 (—)	— (—)	— (—)	721,752 (—)
計	656,250 86,047 (37,041)	476,910 — (—)	161,490 68,145 (29,773)	7,274,193 10,820,344 (4,831,259)	119,154 — (—)	3,554,985 948,255 (206,336)	2,118,900 2,734,830 (641,672)	14,361,882 14,657,621 (5,746,081)

(注) 上段：管区警察経費又は国庫支弁経費
 中段：補助対象経費
 下段：うち国庫補助金相当額

これらのアからキの事態は、2 管区警察学校及び7 都県警察において、契約した物品が納入されていないのに納入されたこととして虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って警察装備費、需用費等を支払っていたもので、これに係る管区警察経費 1,960,791 円、国庫支弁経費 12,401,091 円及び補助対象経費 14,657,621 円の国庫補助金相当額 5,746,081 円、計 20,107,963 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、物品の購入等に係る会計経理を行うに当たり、2管区警察学校においては管区警察経費の、7都県警察においては国庫支弁経費及び補助対象経費の適正な会計経理に関する認識が十分でなかったことによると認められる。

前記のアからキを管区警察学校別、都県警察別に示すと次のとおりである。

管区警察学校名 又は都県警察名	年 度	不適正な会計 経理により支 払われた国費 (a)	不適正な会計 経理により支 払われた補助 対象経費	不当と認める 国庫補助金相 当額 (b)	不当と認める 国費及び国庫 補助金相当額 の合計額 (a)+(b)	摘 要
		円	円	円	円	
(1) 東北管区警察学校	18、19	1,684,431	—	—	1,684,431	エ
(2) 中部管区警察学校	19、20	276,360	—	—	276,360	カ
(3) 警 視 庁	16~20	5,326,125	3,683,085	848,008	6,174,133	カ、キ
(4) 岩 手 県 警 察	15~20	2,403,304	10,650,926	4,739,178	7,142,482	ア~オ、キ
(5) 宮 城 県 警 察	16、18	619,920	—	—	619,920	エ
(6) 滋 賀 県 警 察	16、17、19	132,300	—	—	132,300	エ
(7) 山 口 県 警 察	16、17	85,260	—	—	85,260	エ、オ
(8) 香 川 県 警 察	15、16、19	3,112,430	323,610	158,895	3,271,325	エ
(9) 宮 崎 県 警 察	16、18、19	721,752	—	—	721,752	エ、オ
(1)-(9)の計		14,361,882	14,657,621	5,746,081	20,107,963	

(注1) 3管区警察局、3管区警察学校及び10都道県警察 東北、中部、近畿各管区警察局、東北、中部、近畿各管区警察学校、警視庁、北海道、岩手県、宮城県、岐阜県、滋賀県、山口県、香川県、宮崎県各警察本部、北海道警察釧路方面本部

(注2) 2管区警察学校及び7都県警察 東北、中部両管区警察学校、警視庁、岩手県、宮城県、滋賀県、山口県、香川県、宮崎県各警察本部

役 務

- (10) G8司法・内務大臣会議開催に伴う会議準備関係業務等の業務委託契約において、ウェブサイトの運用・管理に要する経費等の積算を誤ったため、契約額が割高となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)警察庁 (項)警察庁共通費
部 局 等	警察庁
契 約 名	平成20年G8司法・内務大臣会議開催に伴う業務委託
契 約 の 概 要	G8司法・内務大臣会議の開催に当たり、会議準備関係業務、コンサルティング業務等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	株式会社コングレ
契 約	平成20年4月 随意契約
契 約 額	101,680,191円(当初契約額 104,807,662円)
割高になっている契約額	4,800,000円
上記のうち警察庁に係る額	2,400,000円

1 委託契約の概要

警察庁及び法務省(以下「二省庁」という。)は、平成20年6月にG8各国の司法及び内務担当大臣等が出席し、国際組織犯罪対策、国際テロ対策等の共通の関心事項について議論するG8司法・内務大臣会議(以下「会議」という。)の開催を共同して準備し運営している。

会議の開催に当たり、二省庁は国際会議の運営ノウハウを有していないことから、大規模な国際会議の運営ノウハウを豊富に有する業者に業務を委託することとした。そして、二省庁間の協議の結果、業務委託に係る業者の選定、予定価格の作成等については、警察庁が行うこととし、また、経費の負担等については、二省庁の支出負担行為担当官が協定書を取り交わして、経費の負担割合は、それぞれ5割とすること、契約に係る監督及び検査は二省庁が行うこと、また支払は、契約の相手方からの請求により、それぞれが直接支払うことなどを取り決めている。

警察庁は、これを受けて、契約の相手方を公募型プロポーザル方式により株式会社コングレ(以下「会社」という。)に決定し、本件委託契約に係る予定価格を作成して審査及び確認を行った後、法務省に支出負担行為に必要な書類を送付している。そして、二省庁は、20年4月に随意契約により以下の業務等を内容とする業務委託契約を締結し、契約額101,680,191円で実施した。

- ① 会議準備関係業務として、ウェブサイトの運用・管理、会議資料の翻訳、会議に必要な制作物及び資機材の手配等を行うこと
 - ② コンサルティング業務として、会議の準備及び運営が円滑かつ適切に進められるよう、発注者に対して適時適切な支援及び助言を行うとともに、所要の連絡、調整等を行うこと
- 警察庁は、本件委託契約に係る予定価格の積算に当たり、会社から上記の業務を構成する項目の明細が記載された見積書を徴取し、当該見積書の項目ごとの価格に所定の率を乗じて査定するなどしていた。

そして、契約額の支払については、前記の負担割合に基づいて、警察庁は50,840,096円を、法務省は50,840,095円をそれぞれ会社に支払っている。

2 検査の結果

本院は、本件委託契約を対象として、経済性等の観点から予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、二省庁において会計実地検査を行った。そして、契約書、仕様書、予定価格積算内訳書等の書類により検査したところ、次のとおり適切でない事態が見受けられた。

すなわち、会議準備関係業務のウェブサイトの運用・管理に係る項目の経費については、見積価格1,150,000円に所定の率(0.81)を乗じて931,500円と算出すべきであるのに、誤って10倍の率(8.1)を乗じたため、9,315,000円と算出するなどしていた。

したがって、本件委託契約の予定価格を所定の率等により修正計算すると、他の項目において積算過小となっていた経費等を考慮するなどしても96,824,700円となり、本件契約額101,680,191円はこれに比べて約480万円(警察庁に係る分約240万円、法務省に係る分約240万円)が割高になっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、警察庁において、本件委託契約の予定価格の積算における審査及び確認が十分でなかったこと、また、警察庁及び法務省において、本件委託契約の予定価格の積算内容について、相互に確認することとしていなかったことによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)警察庁 (項)警察活動基盤整備費 (平成 19 年度以前は、(項)警察庁)
部 局 等	警察庁
電子申請等関係システムの概要	国民が国の行政機関とこれまで書面を用いてやり取りしてきた申請・届出等について、インターネット等を経由した電子的な申請等によっても行うことができるようにするためのシステム
効果が十分発現していない電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費	2 億 2655 万円(背景金額)(平成 17 年度～20 年度)

【意見を表示したものの概要】

電子申請等関係システムの利用状況について

(平成 21 年 9 月 18 日付け 警察庁長官あて)

警察庁が運用している電子申請・届出システムは、システムの整備・運用等に係る経費が多額(平成 17 年度から 20 年度までの整備・運用等に係る経費 2 億 2655 万余円)に上っているにもかかわらず、電子申請率が 10% 以下と低迷していて、19 年度以外は 1% 以下と著しく低迷しており、かつ、年間の電子申請件数が 100 件以下となっていて、システムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない事態となっている。

(本院が表示した意見の内容は他の分と合わせて 50 ページの内閣の項に総括的に掲記している。)

平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

自動車保有関係手続のワンストップサービスの実施状況等について

(平成 19 年度決算検査報告 89 ページ参照)

(534 ページの国土交通省の項に掲記)

第4 総務省

不当事項

役務

- (11) 指定統計調査等に係る事務の委託費の執行に当たり、委託先において、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って物品の購入等に係る需用費を支払っていて、委託費の支払額が過大となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)総務本省 (項)統計調査費 (項)国勢調査費
部局等	総務本省
委託費の概要	指定統計調査等に係る事務を実施するために直接必要な需用費等の経費
委託の相手方	6 府県知事
過大となっている支払額	6,510,847 円(平成 15 年度～19 年度、5 省分)
上記のうち総務省に係る額	4,306,659 円(平成 15 年度～19 年度)

1 委託費の概要

国は、各種の統計を作成しているが、このうち、統計法(昭和 22 年法律第 18 号)に基づき総務大臣が指定しその旨を公示した統計は指定統計とされており、指定統計を作成するための調査(以下「指定統計調査」という。)は、同法に基づき行うこととされている。そして、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省(以下「5 省」という。)は、指定統計調査等に係る事務(以下「指定統計調査等事務」という。)を実施する経費として、地方公共団体に対して、統計調査地方公共団体委託費等(以下「委託費」という。)を交付している。これは、地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)に基づき、国が専らその用に供することを目的として行う統計及び調査に要する経費については、地方公共団体は負担する義務を負わないこととされていることから、国が負担する金額を地方公共団体に支出しているものである。

委託費の取扱いについては、5 省により指定統計調査地方公共団体委託費取扱要綱等(以下「取扱要綱等」という。)が定められており、委託費の対象となる経費は、物品の購入等に係る経費(以下「需用費」という。)、調査員等への報酬、旅費等となっている。取扱要綱等によれば、知事は、委託費を都道府県の歳入歳出予算に繰り入れ、明確に区分して経理し、毎年度、国に精算書を提出しなければならないこととなっており、また、委託費を指定統計調査等事務を執行する目的以外に使用してはならないこととなっている。そして、国は、必要があると認めるときは、知事に対して、委託費の経理状況について資料の提出等を求め、監査又は調査を行うことができることとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

平成20年9月以降、一部の県において、委託費に係る需用費について不適正な会計経理が行われていたとの新聞報道等があった。本院は、これを契機として、国が地方公共団体に委託した指定統計調査等事務のうち、5省が15年度から19年度までの間に13道府県^(注1)に委託した指定統計調査等事務について、合規性等の観点から、委託費の経理が適正に行われているか、支出等の会計事務手続は適正に行われているかなどに着眼して、委託費の対象となる経費のうち主に需用費を対象として、精算書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

^(注2)検査したところ、6道府県において、15年度から19年度までの間に、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って需用費を支払っていたものが、計6,510,847円あった。

これを態様別に示すと、次のとおりである(表参照)。

ア 預け金

業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させるなどしていたもの

2県(5省) 支払額 5,041,185円

イ 差替え

業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたもの

1県(2省) 支払額 188,688円

ウ 翌年度納入

物品が翌年度に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

5道府県(5省) 支払額 1,243,570円

エ 前年度納入

物品が前年度に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

2県(5省) 支払額 37,404円

表 不適正な会計経理により支払われた需用費の府県別・省別・態様別内訳

(単位：円)

府県名	省名	年度 (平成)	預け金	差替え	翌年度納入	前年度納入	計
岩手県	総務省	16、17、19	447,197	—	230,399	1,963	679,559
	文部科学省	16、17、19	21,743	—	10,001	304	32,048
	厚生労働省	16、17、19	20,139	—	10,761	170	31,070
	農林水産省	16、17、19	119,179	—	59,744	90	179,013
	経済産業省	16、17、19	103,129	—	60,375	988	164,492
	計	16、17、19	711,387	—	371,280	3,515	1,086,182
埼玉県	総務省	15～18	—	27,998	524,589	—	552,587
	文部科学省	17	—	—	12,900	—	12,900
	厚生労働省	18	—	—	19,413	—	19,413
	農林水産省	17	—	—	30,355	—	30,355
	経済産業省	16～18	—	160,690	108,710	—	269,400
	計	15～18	—	188,688	695,967	—	884,655
京都府	総務省	17	—	—	10,965	—	10,965
大分県	総務省	17、18	—	—	111,424	—	111,424
	文部科学省	17、18	—	—	11,500	—	11,500
	厚生労働省	17、18	—	—	7,015	—	7,015
	農林水産省	17	—	—	4,861	—	4,861
	経済産業省	17、18	—	—	21,939	—	21,939
	計	17、18	—	—	156,739	—	156,739
宮崎県	総務省	15～19	—	—	6,715	31,939	38,654
	文部科学省	16	—	—	158	—	158
	厚生労働省	16	—	—	527	—	527
	農林水産省	16	—	—	525	—	525
	経済産業省	15、16	—	—	694	1,950	2,644
	計	15～19	—	—	8,619	33,889	42,508
沖縄県	総務省	15～19	2,913,470	—	—	—	2,913,470
	文部科学省	15、16、19	215,227	—	—	—	215,227
	厚生労働省	16、19	226,854	—	—	—	226,854
	農林水産省	15、16	240,652	—	—	—	240,652
	経済産業省	15～19	733,595	—	—	—	733,595
	計	15～19	4,329,798	—	—	—	4,329,798
合計	総務省	15～19	3,360,667	27,998	884,092	33,902	4,306,659
	文部科学省	15～19	236,970	—	34,559	304	271,833
	厚生労働省	16～19	246,993	—	37,716	170	284,879
	農林水産省	15～17、19	359,831	—	95,485	90	455,406
	経済産業省	15～19	836,724	160,690	191,718	2,938	1,192,070
	計	15～19	5,041,185	188,688	1,243,570	37,404	6,510,847

これらのアからエの事態は、指定統計調査等事務の委託先である6府県において、契約した物品が納入されていないのに納入されたこととして虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って物品の購入等に係る需用費を支払っていたもので、これにより委託費が計6,510,847円過大に支払われており、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、6府県において、物品の購入等に係る会計経理を行うに当たり、会計法令等を遵守することの認識が欠如していたこと、5省において、6府県に対する委託費の適正な執行についての指導及び精算書の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 13道府県 北海道、京都府、青森、岩手、秋田、埼玉、神奈川、奈良、広島、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(注2) 6府県 京都府、岩手、埼玉、大分、宮崎、沖縄各県

補 助 金

(12) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの (22)

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)総務本省 (項)情報通信格差是正事業費
部 局 等	総務本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者	県1、市8、町2、計11補助事業者(市8、町2、計10事業主体)
間接補助事業者 (事業主体)	町1
補助事業	市町村合併推進体制整備、新世代地域ケーブルテレビ施設整備、加入者系光ファイバ網設備整備、地域イントラネット基盤施設整備
事業費の合計	1,871,424,227円
上記に対する国庫補助金交付額の合計	825,031,000円
不当と認める事業費の合計	237,867,270円
不当と認める国庫補助金交付額の合計	184,810,841円

1 補助金の概要

総務省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性、経済性、有効性等の観点から、補助金の交付額の算定が適切に行われているか、補助の目的が達成されているかなどに着眼して、総務本省、5県、177市町、1連携主体(複数の市町村で構成される事業主体)及び3第三セクターにおいて、実績報告書等の

書類により会計実地検査を行った。

その結果、11事業主体が市町村合併推進体制整備費補助金、電気通信格差是正事業費補助金、地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金及び情報通信格差是正事業費補助金を受けて実施した事業において、補助金が過大に交付されていたり、整備した設備が補助の目的を達していなかったりなどとしていて、これらに係る国庫補助金184,810,841円が不当と認められる。

これを補助金別に掲げると次のとおりである。

(1) 市町村合併推進体制整備費補助金が過大に交付されているもの

7件 不当と認める国庫補助金 163,946,098円

市町村合併推進体制整備費補助金(以下「合併補助金」という。)は、市町村の合併を円滑に推進することを目的として、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)及び市町村合併推進体制整備費補助金要綱(平成13年総務事務次官通知。平成18年一部改正。以下「補助要綱」という。)により、合併した市町村が、当該合併市町村の建設に関する基本的な計画を作成して、この計画に基づいて行う事業の実施に要する経費の一部を国が補助するものである。

一方、総務省は、地方交付税法(昭和25年法律第211号)の規定に基づき、普通交付税の算定方法によっては捕そくされなかった特別の財政需要があるなどの地方団体に特別交付税を交付している。

そして、平成17年度における合併市町村補助金の取扱いについて(平成18年2月総務省自治行政局合併推進課長通知)等によると、特別交付税の算定の基礎数値に含めている事業(合併補助金を特定財源として控除している場合を除く。)に係る経費は合併補助金の補助の対象とはならないこととされている。

本院が総務省及び155市町において会計実地検査を行ったところ、7市町において、事業費の全部又は一部が特別交付税の算定の基礎数値に含まれているのに、これら事業費の全部又は一部を合併補助金の補助対象としていたり、事業の実施に要した経費を過大に計上していたりしたため、国庫補助金計163,946,098円が交付の要がなかったり、過大に交付されたりして不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において、補助要綱等の理解が十分でなかったこと、実績報告書を作成するに当たり事業に要した実支出額の確認を行っていなかったこと、また、総務省において実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

高知県高知市(平成17年1月1日に高知市、鏡村及び土佐山村が合併)は、17年度に市内の情報流通の促進及び市民サービスの向上を目的に構築した高知市統合型地理情報システムで運用する行政基本図データ等に旧鏡村及び旧土佐山村両地区のデータを追加する事業を事業費24,990,000円で実施して、同額の合併補助金の交付を受けていた。

しかし、同市は、本件事業の事業費全額を統合型地理情報システム導入に要する経費として特別交付税の算定の基礎数値に含めて総務省に報告して、その措置を受けていた。

したがって、上記の事業費は、特別交付税の措置と重複して合併補助金の交付を受けており、国庫補助金24,990,000円は交付の要がなかった。

<事例2>

和歌山県海草郡紀美野町(平成18年1月1日に野上町及び美里町が合併)は、18年度に、美里町

町誌作成のための事業の実施に要した経費を補助金交付申請額と同額の3,587,000円であるとして実績報告を行い、同額の合併補助金の交付を受けていた。しかし、本件事業の実施に要した経費は2,408,518円であった。

したがって、実績報告の額との差額1,178,482円に係る同額の国庫補助金が過大に交付されていた。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

県名	補助事業者(事業主体)	補助事業	年度	補助対象事業費 千円	左に対する国庫補助金 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金 千円	摘要
(12) 岩手県	花巻市	連絡バス運行等	18、19	13,347	12,900	13,347	12,900	特別交付税の措置と重複して交付を受けていたもの
(13) 和歌山県	紀の川市	地域巡回バス運行	18	35,664	34,687	35,664	34,687	同
(14) 同	日高郡みなべ町	コミュニティバス試行運行	17	11,142	6,200	6,341	1,398	同
(15) 広島県	庄原市	地域生活バス購入	17	10,890	10,890	10,890	10,890	同
(16) 山口県	岩国市	バス運行	18	96,461	90,000	84,363	77,901	同
(17) 高知県	高知市	行政基盤図整備	17	24,990	24,990	24,990	24,990	同
	小計			192,495	179,667	175,596	162,767	
(18) 和歌山県	海草郡紀美野町	町誌編纂 <small>さん</small>	18	3,587	3,587	1,178	1,178	事業費を上回る補助金を交付していたもの
(12)-(18)の計				196,082	183,254	176,775	163,946	

(2) 電気通信格差是正事業費補助金等で整備した設備が補助の目的を達していないものなど
4件 不当と認める国庫補助金 20,864,743円

電気通信格差是正事業費補助金等は、地域における情報基盤を整備して高度情報化社会の均衡ある発展を図るために、次の事業を実施する事業主体に対して施設や設備の整備に要する経費の一部として交付されるものである。

ア 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業(電気通信格差是正事業費補助金)

この補助事業は、センター施設、光ファイバケーブル(以下「光ケーブル」という。)等から成る線路設備、地域に密着した行政、防災等の映像情報等を提供する自主放送のためのスタジオ設備等を整備するものである。そして、本件補助事業は、自主放送を実施しなければならない事業であるとされている。

イ 加入者系光ファイバ網設備整備事業(地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金)

この補助事業は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に基づき過疎地域に指定されている地域等の住民が超高速インターネットアクセスを可能とするための光加入者装置、分岐装置等の設備を整備するものである。

ウ 地域イントラネット基盤施設整備事業(情報通信格差是正事業費補助金)

この補助事業は、センター施設、光ケーブル等から成る伝送施設、児童・生徒による学校間交流等を実施できる交流学习システムのためのテレビ電話、送受信装置等を整備するものである。そして、本件補助事業において管理用情報のデータ入力に係る経費は補助の対象とならないことになっている。

本院が総務省、5県、29市町等において会計実地検査を行ったところ、4事業主体において次のとおり適切でない事態が見受けられた。

補助事業 者	間接補助 事業者	補助事業 年 度	補助対象 事業費 千円	左に対す る国庫補 助金交付 額 千円	不当と認 める補助 対象事業 費 千円	不当と認 める国庫 補助金相 当額 千円	摘 要	
(19) 群馬県	(注) 吾妻郡東 吾妻町 (事業主 体)	新世代地 域ケーブ ルテレビ 施設整備	17	351,750	117,250	35,819	11,939	目的不達 成

(注) 平成18年3月26日以前は吾妻郡東村

この補助事業は、東吾妻町が、同町の旧東村地区において、自主放送、テレビ放送の再送信等を実施するために、光ケーブル等から成る線路設備、自主放送のためのスタジオ設備等を整備したものである。

しかし、同町は、テレビ放送の再送信は実施しているが、自主放送については平成18年3月に開局した直後の短期間に同一内容の放送を繰り返し流したのみで、それ以降は一切実施していない状況であった。

したがって、スタジオ設備(整備費35,819,230円)は補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額11,939,743円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において本件補助事業が自主放送を実施しなければならない事業であるという認識に欠けていたこと、群馬県及び総務省において同町に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(20) 山形県	—	加入者系 光ファイ バ網設備 整備	17	446,849	148,949	3,990	1,330	補助金の 過大交付
----------	---	----------------------------	----	---------	---------	-------	-------	--------------

(注) 平成17年9月30日以前は東田川郡朝日村

この補助事業は、鶴岡市が、同市の旧朝日村地区の住民に超高速インターネットアクセスが可能な環境を提供するために、民間通信事業者の局舎内等に光加入者装置、分岐装置等を設置するとともに、同地区内に光ケーブルを敷設するなどしたものである。そして、同市は、超高速インターネットアクセスを可能とすることに加えて、ケーブルテレビの映像の光信号も同時に流せる波長分割多重機能付の分岐装置を設置していた。

しかし、本件補助事業の目的を達成するには、波長分割多重機能のない分岐装置によることとしても支障はなく、上記機能付の高額な分岐装置を設置する必要はなかった。

したがって、補助対象事業費3,990,332円が過大になっており、これに係る国庫補助金相当額1,330,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において本件事業の経済的な実施に対する認識が十分でなかったこと、総務省において同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

補助事業者	間接補助事業者	補助事業	年 度	補助対象事業費 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金相当額 千円	摘 要
(21) 長崎県壱岐市 (事業主体)	—	地域インターネット基盤施設整備	19	376,748	125,582	18,272	6,090	目的不達成
<p>この補助事業は、壱岐市が、児童・生徒の利用する学校間交流システム等を構築するために、市役所庁舎内にテレビ電話を制御するサーバ等を、小・中学校等に情報入力端末やテレビ電話等をそれぞれ設置するとともに、これらの施設を接続する光ケーブルを敷設したものである。</p> <p>しかし、同市は、テレビ電話を各学校の職員室に設置して、補助の目的である児童・生徒による学校間交流等に一度も利用していない状況であった。</p> <p>したがって、補助の目的に沿って利用されないままになっているテレビ電話及びテレビ電話を制御するサーバ(これらの整備費 18,272,268 円)は補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額 6,090,000 円が不当と認められる。</p> <p>このような事態が生じていたのは、同市において補助の目的どおりにテレビ電話を使用することに対する認識が十分でなかったこと、総務省において同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。</p>								
(22) 熊本県天草市 (事業主体)	—	地域インターネット基盤施設整備	18	499,993	249,996	3,010	1,505	補助の対象外
<p>この補助事業は、天草市が、行政、地域映像等の情報を提供する広域行政情報提供システム等を構築するために、市庁舎と支所等の間を接続する光ケーブルを敷設するとともに、敷設した光ケーブルにおける障害発生を知らせるなどの光ケーブル監視装置等を整備したものである。</p> <p>しかし、同市は、補助の対象とならない光ケーブル監視装置への管理用情報のデータ入力に係る経費 3,010,350 円を補助対象事業費に含めていた。</p> <p>したがって、この補助の対象とならない経費 3,010,350 円に係る国庫補助金 1,505,000 円が過大に交付されていて不当と認められる。</p> <p>このような事態が生じていたのは、同市において本件事業に係る補助対象経費の確認が十分でなかったこと、総務省において同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。</p>								
(19)-(22)の計				1,675,341	641,777	61,092	20,864	

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 委託事業において調達する機器類のリース料について委託対象経費を算定する際のリース期間を適切に設定するよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)総務本省
部 局 等	総務本省
契 約 名	(1) 地域児童見守りシステムモデル事業委託契約 (2) 地域 ICT 利活用モデル構築事業委託契約

契約の概要	(1) ICT を利活用した地域に最適な児童見守りのシステムモデルの構築・運用・評価等
	(2) 地域 ICT 利活用モデル(情報通信システムの企画・設計・開発、継続的運用等 ICT を利活用した課題解決のための一連の取組)の構築等
契約の相手方	(1) 3 市、1 特定非営利活動法人
	(2) 4 市
委託費支払額	(1) 計 3 億 0036 万余円(平成 19 年度)
	(2) 計 2 億 6195 万余円(平成 19 年度)
	合計 5 億 6231 万余円
過大になっている委託費支払額	(1) 計 1 億 7652 万円(平成 19 年度)
	(2) 計 1152 万円(平成 19 年度)
	合計 1 億 8804 万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

委託事業において調達する機器類のリース料について委託対象経費を算定する際のリース期間の設定について

(平成 21 年 10 月 30 日付け 総務大臣あて)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 事業の概要

貴省は、ICT(Information and Communication Technology の略。以下「情報通信技術」という。)を利活用して各種課題を解決するため、貴省に代わって委託契約により受託者に事業を行わせ、その成果を貴省に帰属させて、業務の実施に要した委託期間内の経費を委託費として受託者に支払うこととしている。

そして、貴省は、平成 19 年度に、情報通信技術を利用した、地域における児童を見守る最適なシステムモデルの構築、運用、評価等を、地方公共団体又は地方公共団体と特定非営利活動法人や企業等の民間団体等から構成される協議会に委託して、その成果を全国に普及させることを目的とする地域児童見守りシステムモデル事業(以下「児童見守りモデル事業」という。)を 16 件(委託費支払額 11 億 2299 万余円)実施している。

また、19 年度以降、地域経済の活性化や少子高齢化への対応など地域が抱える課題について、情報通信技術の利活用を通じてその解決を促進するためのモデル的取組を市区町村又は複数市区町村の連携主体に委託し、これにより地域のユビキタス(いつでも、どこでも、何でも、だれでも、ネットワークに簡単につながること)化の促進等を目的とする地域 ICT 利活用モデル構築事業(以下「ICT 利活用モデル事業」という。)を 27 件(委託費支払額 14 億 5785 万余円)実施している。なお、本事業については、委託成果の評価結果を受けて、委託を継続することが本事業の目的達成に必要と認められる場合には、20 年度以降、継続して事業を委託することがあり得るとされている。

貴省は、両モデル事業を実施する受託者を公募し、応募者が提出した提案書により受託候補者を選定した後、受託候補者との間で、契約の目的、契約額、委託期間、事業計画等を定めた児童見守りモデル事業又はICT利活用モデル事業の委託契約(以下、両事業の委託契約を「委託契約」という。)を締結している。そして、受託者は、委託契約の事業計画書に記載した計画に基づき委託事業を行い、委託事業が完了すると、実施した委託業務の内容、システム設計書、モデル運用結果等を記載した成果報告書及び収入支出の明細等を記載した実績報告書を、委託業務の実施に係る経費の支出状況を明らかにした証拠書類とともに貴省に提出し、提出を受けた貴省は、その内容を審査した上で、委託費を支払っている。

貴省は、児童見守りモデル事業の公募要領及びICT利活用モデル事業の実施要領(いずれも19年2月策定。以下、これらを「実施要領等」という。)において、委託事業による成果を貴省に提出させるだけでなく、受託者等の地域におけるユビキタス化の推進等のため、委託事業の終了後に受託者が、自らの負担で自らの事業用として継続してシステムを使用する予定であることを事業採択の要件としている。また、実施要領等においては、委託事業に計上できる経費を当該事業に直接必要な経費に限定しており、当該事業に必要な機器類は、原則としてリース又はレンタルにより受託者が調達することとしている。

このうち、リースは、リース会社が賃借しようとする者に代わって機器類を購入して、当該機器類の購入価格と金利等の諸経費を合わせた金額(以下「購入価格等」という。)をリース期間を通じてリース料により回収するものである。

貴省は、委託事業に必要な機器類のリース料について、実施要領等において、委託期間内に発生したもののみを委託対象経費とすることとしているが、委託対象経費とするリース料の算定に用いるリース期間の設定については、具体的に定めていない。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、委託事業に必要な機器類のリース料に係る委託対象経費は適切に算定されているかなどに着眼して、前記43委託事業のうち、8都県における8市、1特別区、1特定非営利活動法人、計10受託者が19年度に実施した児童見守りモデル事業4件、ICT利活用モデル事業6件、計10件の委託事業を対象として、事業企画書、実績報告書等の書類により実地に検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、委託事業において委託対象経費とされた機器類のリース料に関し、委託対象経費として算定の対象としたリース期間の設定方法について、次のような事態が見受けられた。

前記10受託者のうち、委託事業に必要なサーバ、パソコン等の機器類をリースにより調達していたのは9受託者であった。

このうち、児童見守りモデル事業の4受託者(委託費支払額3億0036万余円、このうちリース料は1億9427万余円)は、リース期間を委託期間内での使用期間とし、また、ICT利活用モデル事業の4受託者(同2億6195万余円、このうちリース料は1992万余円)は、19年度の委託期間終了後も継続して委託事業に選定されることを前提に、リース期間を、19年度の委託期間内での使用期間及び20年度以降に継続して委託されると想定される期間

内での使用期間(以下、これらを合わせて「委託期間」という。)を合計した期間としていた。このため、リース期間を委託期間と同一期間として設定していたこれら計8受託者においては、委託期間内でリース料の全額2億1420万余円が支払われることとなり、購入価格等の全額が委託対象経費となることとなっていた。

しかし、前記のとおり、貴省は、実施要領等において、委託事業の終了後は受託者が自らの負担で自らの事業用として継続してシステムを使用し、かつ、委託事業に必要な機器類のリース料については、委託期間内に発生したもののみを委託対象経費とすることとしていることから、リース料の全額を委託費で負担することとなっているのは、適切ではないと認められる。

したがって、委託事業の終了後に受託者が自らの事業用として継続して使用することを予定している機器類をリースにより調達する場合、委託対象経費とするリース料の算定に用いるリース期間は、委託期間をそのままリース期間とするのではなく、当該機器類の使用可能年数として一般的に認められている法定耐用年数に準拠するなど合理的な基準に基づいて設定するべきであると認められる。

委託期間をそのままリース期間として設定していた8事業において、当該機器類の多くを占めるサーバ等の法定耐用年数である5年をリース期間として算定されるリース料を委託対象経費とすると、前記のリース料2億1420万余円は2615万余円となり、委託対象経費とするリース料が約1億8804万円過大になっていると認められる。

(注1) 4受託者 米沢、鹿沼、島原各市、特定非営利活動法人教育支援協会

(注2) 4受託者 弘前、三鷹、岡山、天草各市

(是正改善を必要とする事態)

実施要領等では、委託対象経費とする機器類のリース料について、委託期間内に発生したもののみを委託対象経費とすることとしているのに、リース料の全額を委託費で負担する結果になっている事態は適切でなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、委託事業に必要な機器類をリースにより調達する場合の委託対象経費とするリース料について、委託対象経費の算定の対象となるリース期間を具体的に定めていなかったこと、受託者において、委託事業の趣旨を十分に理解していなかったことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴省は、本件両委託事業のように、事業終了後も受託者が自らの事業用として継続してシステムを使用することが委託事業採択の要件となっていて、かつ、そのシステムに必要な機器類を原則としてリースにより調達することとする委託事業を、今後も多数実施することが見込まれる。

については、貴省において、今後、同種の委託事業を実施するに当たっては、当該事業に必要な機器類のリース料を委託対象経費とする場合は、原則として、リース期間を委託期間と同一期間として設定するのではなく、法定耐用年数のような合理的な期間に基づいて設定することを実施要領等に明記するなど、委託対象経費とする機器類のリース料が適切に算定されるよう、是正改善の処置を求める。

- (2) 利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)電子政府・電子自治体推進費 (平成19年度以前は、(項)総務本省)
部 局 等	総務本省
電子申請等関係システムの概要	国民が国の行政機関とこれまで書面を用いてやり取りしてきた申請・届出等について、インターネット等を経由した電子的な申請等によっても行うことができるようにするためのシステム
効果が十分発現していない電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費	17億4738万円(背景金額)(平成17年度～20年度)

【意見を表示したものの概要】

電子申請等関係システムの利用状況について

(平成21年9月18日付け 総務大臣あて)

総務省が運用している総務省電子申請・届出システム及び政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステムは、システムの整備・運用等に係る経費が多額(平成17年度から20年度までの整備・運用等に係る経費計17億4738万余円)に上っているにもかかわらず、電子申請率が1%以下と著しく低迷しており、このうち政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム(17年度から20年度までの整備・運用等に係る経費12億0460万余円)は、年間の電子申請件数が100件以下となっていて、システムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない事態となっている。

(本院が表示した意見の内容は他の分と合わせて50ページの内閣の項に総括的に掲記している。)

平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

- (1) 地域イントラネット基盤施設整備事業等により整備したテレビ会議装置の利用状況について

(平成19年度決算検査報告99ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

地域イントラネット基盤施設整備事業等により整備したテレビ会議装置について、平成14年の会計実地検査において利用が低調な事態等が見受けられたので、本院が指摘したところ、14年10月に総務省は事業主体に対して、事業の実施に当たっては需要を的確に把握することを周知徹底するなどの改善の処置を講じた。しかし、20年にその後の状況につい

て検査したところ、テレビ会議装置の利用状況は全般的に極めて低調で、事業目的が達成されていなかった。このため、テレビ会議装置の需要は限定的なもの認められ、テレビ会議装置の整備費を補助の対象とすることは適切とは認められない旨の指摘をしたところ、総務省はテレビ会議装置の整備費を原則として補助の対象から除外するなどの処置を講じている。

したがって、総務省において、これらの処置がより実効あるものとなるように、事業主体向けに作成している地域イントラネット基盤施設整備事業実施マニュアルを早急に改訂するなどの処置を講ずるよう、総務大臣に対して20年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、21年6月に前記のマニュアルにテレビ会議装置は原則として補助の対象外とすることを明記する処置を講じていた。

(2) 市町村合併に係る特別交付税の額の算定について

(平成19年度決算検査報告105ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置及び要求した改善の処置

総務省は、地方団体に対して、市町村合併に係る財政需要額として、合併後のまちづくりのために都道府県が交付する補助金等の経費、市町村が合併準備のために必要とする経費及び合併関係市町村が合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために必要とする経費に係る額(以下「合併支援経費等」という。)を地方団体から報告させて、その報告額の2分の1に相当する額等を特別交付税で措置している。この特別交付税の額の算定において、合併支援経費等に係る財政需要が適切に報告されていなかったり、報告額が決算額を上回り多額の開差が生じたりするなどして、特別交付税が地方団体の財政需要の決算額に基づいて算定した金額と比べて過大に措置されるなどしている事態が見受けられた。

したがって、総務省において、適正な財政需要に基づき特別交付税を交付できるようにするための規定を整備するとともに、地方団体に対して、事業費等を精査して可能な限り適切な報告額を報告して、報告後に報告額に変動が生じたものについてはその額を翌年度に報告するように要請することにより、財政需要を適切に把握して、当該年度の報告額に過年度の開差額を反映させて特別交付税の額を減額するなどの処置を講ずるよう、総務大臣に対して平成20年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め及び同法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、20年10月までに特別交付税に関する省令(昭和51年自治省令第35号)の改正、地方団体に対する合併支援経費等に係る算定資料の精査実施の要請、合併関係項目に係る特別交付税算定資料の検査要領の整備等の処置を講じていた。さらに、21年8月までに19年度の合併支援経費等に係る財政需要の決算額及び開差額を地方団体から報告させ、また、整備した検査要領に基づき、19年度の特別交付税の算定資料の検査を自ら実施したり、都道府県に検査を実施させて報告をさせたりすることによ

り、財政需要を把握して、上記の改正した省令に基づき、20年度の特別交付税の算定資料の報告額に19年度の開差額を反映させて特別交付税を減額する処置を講じていた。

(3) 自動車保有関係手続のワンストップサービスの実施状況等について

(平成19年度決算検査報告114ページ参照)

(534ページの国土交通省の項に掲記)

(4) 独立行政法人情報通信研究機構通信・放送承継勘定における産業投資特別会計からの出資金の規模等について

(平成19年度決算検査報告115ページ参照)

1 本院が表示した意見

独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)は、平成15年4月1日に通信・放送機構が基盤技術研究促進センターから承継した産業投資特別会計からの出資金188億6640万余円等を16年4月1日に承継している。承継した政府出資金等は、機構の通信・放送承継勘定において、承継した株式処分業務及び債権管理回収業務に必要な資金に充てるべきものとされている。そして、株式処分業務は18年6月に終了して、債権管理回収業務についても承継時38億0360万円の貸付金元本残高が19年度末時点で5億2809万円まで減少している。このように承継した業務の規模が年々縮小して、出資金の額は承継した業務量に比べて過大となっていくことが明らかであるにもかかわらず、多額の出資金を投資有価証券の形で保有して承継業務の経常費用を大きく上回る財務収益を計上し続けている事態が見受けられた。

したがって、総務省において、機構の通信・放送承継勘定における出資金の額の適切な規模を検討して、出資金の減資を行うことにより生ずる資金の国庫返納を可能とする検討を行うよう、総務大臣に対して20年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、総務本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、通信・放送承継勘定における出資金の額の適切な規模を検討するために、機構に対して業務に必要な経費の額を試算するよう指示をしておき、勘定廃止時に出資金のき損を生じさせることなく国庫返納できるよう、貸付債権の回収の最大化、経費の縮減等に向けて努力するよう引き続き指導、助言を行うこととしている。

また、不要な資金を国庫に返納させる制度の整備については、政府による独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえて、引き続き検討を行っていくこととしている。

第5 法 務 省

不 当 事 項

役 務

- (23) G8 司法・内務大臣会議開催に伴う会議準備関係業務等の業務委託契約において、ウェブサイトの運用・管理に要する経費等の積算を誤ったため、契約額が割高となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)法務本省 (項)法務本省共通費
部 局 等	法務本省
契 約 名	平成 20 年 G8 司法・内務大臣会議開催に伴う業務委託
契 約 の 概 要	G8 司法・内務大臣会議の開催に当たり、会議準備関係業務、コンサルティング業務等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	株式会社コングレ
契 約	平成 20 年 4 月 随意契約
契 約 額	101,680,191 円(当初契約額 104,807,662 円)
割高になっている契約額	4,800,000 円
上記のうち法務省に係る額	2,400,000 円

(本件事項については、73 ページの内閣府(警察庁)の項に掲記)

意見を表示し又は処置を要求した事項

不動産登記に要する登録免許税の額を算定する際の基礎となる不動産の基準単価を適切に改訂するよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部 局 等	8 法務局等
所有権の保存の登記に係る登録免許税の概要	不動産登記法に基づき、所有権の保存の登記申請を行う際に、不動産の価額を課税標準として課せられるもの
新築建物の棟数	365,878 棟(平成 18、19 両年)
上記の棟数について認定基準単価により算出した課税標準の計及び登録免許税の計	6 兆 2681 億 4843 万余円/133 億 8529 万余円

上記の棟数について認定基準単価と概要調書試算単価とに開差が生じているため過小又は過大になっていると見込まれる課税標準及び登録免許税の試算額の計	(過小)	1兆7692億7571万余円／	36億1377万円(背景金額)
	(過大)	623億9351万余円／	2億4957万円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

不動産登記に要する登録免許税の額を算定するための新築建物課税標準価格認定基準表等の改訂について

(平成21年10月23日付け 法務大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 登録免許税等の概要

(1) 登録免許税の概要

不動産の登記制度は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための制度であり、民法(明治29年法律第89号)第177条の規定により、不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法(平成16年法律第123号)その他の登記に関する法律の定めるところに従い、その登記をしなければ第三者に対抗することができないとされている。

不動産の所有権の保存登記については、登録免許税法(昭和42年法律第35号)により登録免許税が課され、その場合の課税標準である不動産の価額は登記の時における当該不動産の価額、また、税率は1000分の4^(注1)と規定されている。

(注1) 1000分の4 登録免許税法に規定されている税率。ただし、一定の要件を満たす住宅用家屋については、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定により、税率が1000分の1.5等に軽減されている。また、国、地方公共団体等の公共法人等が自己のために受ける登記については登録免許税は課されない。

(2) 登記の時における不動産の価額

登記の時における不動産の価額は、登録免許税法附則第7条の規定により、当分の間、地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第9号に掲げる固定資産課税台帳^(注2)に登録された価格(以下「登録価格」という。)を基礎として政令で定める価額によることができるとされている。

そして、政令で定める価額とは、登録免許税法施行令(昭和42年政令第146号)附則第3項の規定により、登録価格のある不動産については、当該登録価格に100分の100を乗じて得た金額に相当する価額とされている。

また、新築建物のように登録価格のない不動産については、登記の申請の日において当該不動産に類似する不動産で登録価格のある不動産の当該登録価格を基礎として、登記官が認定した価額とするとされている。

(注2) 固定資産課税台帳 固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため市町村が備える台帳で、土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び償却資産課税台帳の五つの台帳の総称

(3) 認定基準表による不動産の価額の認定

法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所^(注3)(以下、これらを合わせて「登記所」という。)において不動産の登記事務を行っている登記官が、登録価格のない新築建物等に係る不動産の価額を認定するために、登記申請の都度、当該不動産に類似する不動産を選定することは困難である。そこで、法務局及び地方法務局(以下「法務局等」という。)の長は、各登記官が認定する価額の妥当性及び均衡を図り、併せて登記事務の迅速な処理を図ることを目的に、あらかじめ、建物の構造・種類の区分ごとの1平方メートル当たりの価格(以下「認定基準単価」という。)を定めた新築建物課税標準価格認定基準表等(以下「認定基準表」という。)を管内の登記所に通知している。登記官は、この認定基準単価に登記面積を乗じて得られる価格を新築建物等に係る不動産の価額として認定することとなっている。

(注3) 法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所 全国の8ブロックの地域に8法務局、主として都道府県単位の地域に42地方法務局(法務局のある地域は除く。)が設置されていて、法務局及び地方法務局の管内に支局が、また、法務局、地方法務局及びこれらの支局の管内に出張所が設置されている。

(4) 都道府県概要調書

登録免許税の課税標準である不動産の価額は、登録価格を基礎とするとされている。そして、登録価格は、地方税法の規定により、総務大臣が定める固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続(以下「固定資産評価基準」という。)に基づいて、市町村長が決定し、固定資産課税台帳に登録した価格である。

この登録価格は、市町村が課す固定資産税の課税標準として用いられるものであり、固定資産税は建物を新築した年の翌年以降に課されることから、市町村長は、新築した時点の建物の評価を行い、この評価した額に課税する翌年までの間の劣化等による補正率を乗ずるなどして決定することとされている。

そして、市町村長は、上記のように固定資産評価基準に基づいて決定した登録価格、登録価格算出の基礎となった建物の床面積、再建築費^(注4)評点数等の年間の実績を集計して都道府県知事に送付し、都道府県知事は、各市町村分を集計して都道府県内の概要調書(以下「都道府県概要調書」という。)を作成することとされている。

(注4) 再建築費評点数 評価対象になった建物と同一の建物を、評価の時点においてその場所に新築するとした場合に必要とされる建築費を点数化したものである。なお、この再建築費評点数に所定の1点当たりの価額を乗じたものを再建築費という。

(5) 認定基準表の改訂

登録価格は、総務省告示により3年ごとに評価替えが行われることとなっている。

貴省は、法務局等の長に対して、「評価額のない新築建物の課税標準価額認定基準の改訂について」(昭和59年法務省民事局長通達)を発して、固定資産税の評価替えが行われる年度の4月1日に認定基準表を改訂するように、また、「固定資産評価替えに伴う評価額のない新築建物の課税標準価額の認定基準について」(民事局民事第二課長名依命通知。以下「依

命通知」という。)を発して、新たな認定基準単価については、現行の認定基準単価に、総務省が算定した在来分の家屋の評価に係る補正率を参考にして定めた評価替えに伴う平均予想上昇率を乗じて得た額を基礎として算出するように指示している。

そして、依命通知には、この現行の認定基準単価に平均予想上昇率を乗ずる方法により算出した額が、都道府県概要調書等により算出した額と著しく相違する場合を除き、改めて見直しを行う必要はない旨の記載がされており、都道府県概要調書等により算出した額と比較して相違の程度を確認することとされているが、都道府県概要調書等によりどのように算出するかという算出方法及びどの程度相違した場合に著しく相違したとするかの基準は具体的に示されていない。

(6) 登録免許税の納付額

全国 510 登記所(平成 19 年度末)における建物の所有権保存の登記に係る申請件数は 18 年度 77 万余件、19 年度 72 万余件となっていて、この申請に係る登録免許税の納付額の総額は 18 年度 294 億 0235 万余円、19 年度 287 億 8427 万余円に上っている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、認定基準表が適切に改訂されているかに着眼して、8 法務局等^(注5)において 18、19 両年の新築建物の所有権保存の登記に係る登録免許税を対象として、会計実地検査を行った。

検査に当たっては、認定基準単価は、登録価格のない新築建物等に係る不動産の価額を認定するために当該新築建物等に類似する不動産の価格の 1 平方メートル当たりの価格として作成されていること、また、認定基準表を改訂する際には、都道府県概要調書等により算出した額と著しく相違していないかを確認することとされていることから、8 法務局等が所在する 8 都府県が作成した 18 年度から 20 年度までの都道府県概要調書を手に入れ、認定基準単価と、都道府県概要調書により本院で算出した新築建物の平均的な再建築費の 1 平方メートル当たりの価格(以下「概要調書試算単価」という。)とを比較することとした。

なお、都道府県概要調書により概要調書試算単価を算出するに際しては、都道府県概要調書に記載されている建物の構造及び種類ごとの再建築費評点数並びに床面積から新築建物に係る分を抽出して、新築建物の再建築費評点数から再建築費を求め、新築建物の床面積で除して算出した数値を 1 平方メートル当たりの価格とした。

(注5) 8 法務局等 仙台、東京、大阪、福岡各法務局、千葉、津、山口、高知各地方務局

(検査の結果)

8 法務局等における認定基準単価と概要調書試算単価を比較したところ、主なものは次表のとおりとなっていた。

表 認定基準単価と概要調書試算単価との比較

(金額単位：円/㎡)

法務局等 建物の構造・種類		仙 台	東 京	大 阪	福 岡	千葉地方	津 地 方	山口地方	高知地方
		法 務 局	法 務 局	法 務 局	法 務 局	法 務 局	法 務 局	法 務 局	法 務 局
木造・居宅	認定基準単価(A)	53,000	77,000	65,000	66,000	65,000	64,000	52,700	57,000
	概要調書試算単価(B)	79,190	83,435	82,076	80,975	77,747	74,851	77,842	75,622
	(A)－(B)	△ 26,190	△ 6,435	△ 17,076	△ 14,975	△ 12,747	△ 10,851	△ 25,142	△ 18,622
	(A)／(B)	0.67	0.92	0.79	0.82	0.84	0.86	0.68	0.75
軽量鉄骨造・居宅	認定基準単価(A)	60,000	67,000	63,000	62,000	67,000	54,000	52,800	54,000
	概要調書試算単価(B)	86,795	90,927	88,931	85,528	86,995	81,403	86,893	83,579
	(A)－(B)	△ 26,795	△ 23,927	△ 25,931	△ 23,528	△ 19,995	△ 27,403	△ 34,093	△ 29,579
	(A)／(B)	0.69	0.74	0.71	0.72	0.77	0.66	0.61	0.65
木造・事務所、店舗	認定基準単価(A)	41,000	70,000	47,000	50,000	54,000	41,000	42,100	45,000
	概要調書試算単価(B)	66,537	71,544	68,589	63,456	63,911	65,460	70,252	64,084
	(A)－(B)	△ 25,537	△ 1,544	△ 21,589	△ 13,456	△ 9,911	△ 24,460	△ 28,152	△ 19,084
	(A)／(B)	0.62	0.98	0.69	0.79	0.84	0.63	0.60	0.70
鉄骨鉄筋コンクリート造・事務所、店舗	認定基準単価(A)	130,000	151,000	150,000	109,000	140,000	116,000	96,000	95,000
	概要調書試算単価(B)	134,753	155,497	90,998	112,323	128,564	88,462	96,736	118,012
	(A)－(B)	△ 4,753	△ 4,497	59,002	△ 3,323	11,436	27,538	△ 736	△ 23,012
	(A)／(B)	0.96	0.97	1.65	0.97	1.09	1.31	0.99	0.81
鉄筋コンクリート造・工場、作業所、倉庫	認定基準単価(A)	52,000	82,000	73,000	48,000	67,000	51,000	58,700	42,000
	概要調書試算単価(B)	84,378	75,058	70,592	65,420	62,450	94,864	95,424	54,950
	(A)－(B)	△ 32,378	6,942	2,408	△ 17,420	4,550	△ 43,864	△ 36,724	△ 12,950
	(A)／(B)	0.62	1.09	1.03	0.73	1.07	0.54	0.62	0.76

注(1) 認定基準単価は平成18年度から20年度まで適用しているものであり、概要調書試算単価は18年度から20年度までの都道府県概要調書による17年から19年までの新築建物に係るものである。

注(2) 認定基準単価における建物の種類等は、法務局等により若干相違しており、概要調書試算単価の算出に当たってはできる限りそれぞれの区分に合わせている。

表のとおり、8法務局等すべてにおいて、認定基準単価と概要調書試算単価とは開差が生じており、認定基準単価と概要調書試算単価との開差額(認定基準単価－概要調書試算単価)及び比率は、建物の構造・種類の別、法務局等の別により区々となっていて公平なものとなっていなかった。例えば、「鉄骨鉄筋コンクリート造・事務所、店舗」における法務局等別の認定基準単価と概要調書試算単価との開差額及び比率についてみると、開差額は高知地方法務局の△23,012円から大阪法務局の59,002円までとなっており、比率は高知地方法務局の0.81から大阪法務局の1.65までとなっていた。

このように、8法務局等の長が作成して各々の管内の登記所の登記官が適用している認定基準単価と概要調書試算単価とは開差が生じており、新築建物等に係る不動産の価額は、固定資産課税台帳に登録された類似する不動産の価格を基礎として適切に認定されているとはいえない状況となっていた。

そこで、8都府県の都道府県概要調書に集計されている登記の申請が多い居宅(共同住宅を含む)、事務所、店舗、工場、倉庫及び作業所の18、19両年におけるすべての新築建物365,878棟について、すべて所有権の保存登記が申請されていると仮定して、各法務局等の認定基準単価に基づき課税標準を算出すると6兆2681億4843万余円になり、これに係る登録免許税の額を試算すると133億8529万余円となる。これらのうち、認定基準単価が各年度の概要調書試算単価を下回る建物は361,606棟となり、課税標準は1兆7692億7571万余円、登録免許税は36億1377万余円、それぞれ過小となっていることになる。また、認定基準単価が各年度の概要調書試算単価を上回る建物は4,272棟となり、課税標準は623億9351万余円、登録免許税は2億4957万余円、それぞれ過大となっていることになる。

なお、貴省は、前記のとおり、依命通知において具体的に示していなかった、「都道府県概要調書等により算出した額」の算出方法及び「著しく相違するに至る場合」について、本院の検査を踏まえて、各法務局等の長が21年度に行う認定基準表の改訂に先立つ21年3月に、民事局民事第二課補佐官名事務連絡(以下「事務連絡」という。)を発して、「都道府県概要調書等により算出した額」の算出方法を、再建築費に基づく算出方法ではなく、新築後翌年までの経年劣化等を見込んだ価格である登録価格に基づく算出方法とし、また、「著しく相違するに至る場合」とは都道府県概要調書等により算出した額との開差が±10%を超える場合であるとしている。

(改善を必要とする事態)

上記のとおり、認定基準単価と概要調書試算単価とは開差が生じており、また、その開差額及び比率は、建物の構造・種類の別、法務局等の別により区々となっていて、登録免許税の額の算定の基礎となる新築建物等に係る不動産の価額は、固定資産課税台帳に登録された類似する不動産の価格を基礎として適切に認定されているとはいえない状況となっていた。そして、登録免許税の課税標準である不動産の価額は、登記の時における不動産の価額とされているのに、21年3月の事務連絡において、依命通知にいう「都道府県概要調書等により算出した額」の算出方法を、新築後翌年までの経年劣化等を見込んだ価格である固定資産課税台帳の登録価格に基づく算出方法としており、また、開差が±10%を超える場合は現行の認定基準単価に予想平均上昇率を乗じて額を算出する方法を見直すこととしているが、開差が±10%を超えない場合には見直すこととしていない。

以上のように、登録免許税の課税標準となる新築建物等に係る不動産の価額が、固定資産課税台帳に登録された類似する不動産の価格を基礎として適切に認定されているとはいえない状況となっている事態は、登録免許税の額が適切に算定されないこととなり、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、認定基準単価の設定が新築建物等に係る不動産の価格の実態を十分反映したものとなっていないことについて十分に認識していないことなどから、法務局等に対する認定基準表の改訂についての指示が適切に行われていないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴省は、新築建物等に係る不動産の価額の認定については、各登記官が認定する価額の妥当性及び均衡を図り、併せて登記事務の迅速な処理を図ることを目的として、法務局等の長

において認定基準表を作成して適用することなどとしているが、認定基準単価と概要調書試算単価とに開差が生じていることなどから、新築建物等に係る不動産の価額が、固定資産課税台帳に登録された類似する不動産の価格を基礎として適切に認定されているとは認められない。

については、貴省において、登記官が認定する新築建物等に係る不動産の価額、ひいては登録免許税の額を適切なものとするために、登録免許税の額の算定の基礎となる不動産の価額は登記の時に於ける当該不動産の価額であることなどを十分に踏まえた上で、各法務局等に対して、認定基準表の改訂に当たり、都道府県概要調書等を用いるなどして適切な認定基準単価を算出するように指示するよう意見を表示する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 刑事施設における看守による工事の調査又は研究のための出張に関して、適切な出張計画を立案するとともに、出張報告書を作成・保存するなどして、施設施工旅費を目的に沿って適切に執行するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)法務本省 (項)法務省施設費
部 局 等	73 刑事施設
施設施工旅費の概要	工事の入札、監督、調査、研究、検査、連絡等の旅費
73 刑事施設における施設施工旅費の支出額	2 億 1890 万余円(平成 19、20 両年度)
上記の施設施工旅費のうち、目的に沿って適切に執行されていない看守調査出張に係る支出額	1 億 0859 万円

1 刑事施設及び施設施工旅費の概要

(1) 刑事施設の概要

法務省の施設等機関である刑務所、拘置所等の刑事施設は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成 17 年法律第 50 号)により、懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者等(以下「被収容者」という。)を収容し、必要な処遇を行う施設とされている。

そして、刑事施設の内部組織は、施設の整備、物品の調達等を行う用度課等からなる総務部門と被収容者の収容に当たって必要な作業等の処遇を行う処遇部門とに大別される。

(2) 施設施工旅費の概要

刑事施設において、用務を遂行するために職員を出張させる場合に必要な旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和 25 年法律第 114 号)に基づき、歳出予算の定めに従って収容業務旅費、施設施工旅費等の旅費の科目から支給している。

上記のうち、施設施工旅費は、施設整備のために必要となる旅費であって、法務省大臣官房会計課が作成した予算科目の解説(以下「科目解説」という。)によれば、工事の入札、監督、調査、研究、検査、連絡等の業務に係る出張に使用することができることとなっている。

そして、施設施工旅費を使用する出張の実施に当たっては、各刑事施設の施設整備を担当する用度課等が、出張計画を立案し、出張者に個別に用務を指示することになっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

平成 19、20 両年度に施設施工旅費を使用した出張を実施している刑事施設は 74 施設であり、その出張の実績は 19 年度延べ 5,993 人、20 年度延べ 4,022 人、計 10,015 人となっており、これに係る施設施工旅費の支出額は 19 年度 1 億 4027 万余円、20 年度 7865 万余円、計 2 億 1893 万余円と多額に上っている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、施設施工旅費を使用した出張について、出張計画が適切に立案されているか、出張の成果は有効に利活用されているかなどに着眼して、74 刑事施設における 19、20 両年度の施設施工旅費を対象として検査を行った。

このうち 11 刑事施設^(注1)に対しては、現地に赴いて旅費請求書や出張報告書等の書類を確認したり、出張者から直接出張の内容を聴取したりするなどして会計実地検査を行った。また、残る 63 刑事施設に対しては、計算証明規則(昭和 27 年会計検査院規則第 3 号)により本院に提出された支出計算書等の証拠書類である旅費請求書や別途提出を求めた出張報告書等を確認するなどして検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、73 刑事施設^(注2)において、施設の整備を担当する用度課等の職員ではない看守等の職員(以下「看守」という。)が、科目解説に示されている「工事の調査、研究」に該当するとして宿泊を伴う出張(以下、このような出張を「看守調査出張」という。)を多数実施していた。

すなわち、19、20 両年度の看守調査出張の実績は、19 年度延べ 2,001 人、20 年度延べ 1,065 人、計 3,066 人、支出額 19 年度 7227 万余円、20 年度 3631 万余円、計 1 億 0859 万余円となっており、73 刑事施設における施設施工旅費の支出額 19 年度 1 億 4027 万余円、20 年度 7863 万余円、計 2 億 1890 万余円の 49% を占めていた。

そして、看守調査出張に係る出張計画の立案及び出張の成果の利活用等について、以下のような事態が見受けられた。

(1) 出張計画の立案等について

用度課等が出張計画を立案するに当たり、「工事の調査、研究」に係る明確かつ具体的な出張目的を設定しておらず、出張行程、出張者、出張先の設定等については、次のような状況となっていた。

- ① 出張行程については、出張者から聴取したところ、初日の午前中に出張先に移動し、当日の午後、出張先の刑事施設内を巡回するのみとなっていて、翌日は出張先に立ち寄ることなく直接帰宅するなどしており、出張先の刑事施設に滞在した時間は 3 時間程度となっている出張が多かった。

- ② 出張者については、明確かつ具体的な出張目的がないまま、複数の看守を同一行程で出張させているものが多く、3人以上の看守を出張させているものが延べ1,220人あったほか、同一の看守を2年連続で同じ刑事施設に出張させているものが延べ32人、年度末に定年等により退職した看守を当該年度に出張させていたものが延べ139人あった。
- ③ 出張先については、明確かつ具体的な出張目的がないまま、大阪、東京、札幌、横浜、広島等の大都市近郊に所在する刑事施設に出張させているものが多く、また、20年度に出張させていた刑事施設延べ491施設のうち、19、20両年度に連続して出張先として選定していた施設は延べ177施設(36%)に上っていて、出張先の選定に偏りが見られた。

(2) 出張成果の利活用等について

看守調査出張に係る成果の利活用等については、次のとおりとなっていた。

出張の成果は出張報告書に記載されることになるが、必ずしもすべての出張について出張報告書を作成することとされていなかった。また、文書の保存期間を定める法務省行政文書管理規程12-06(平成13年秘文訓第340号大臣訓令)によれば、出張報告書の保存期間は1年未満とされている。このため、看守調査出張に係る出張報告書は、法務省に提出を求めた時点では、19年度分については全く保存されておらず、20年度分については全体の45%に当たる延べ484人分が保存されているのみであった。

さらに、保存されている出張報告書については用紙1枚程度の簡易なものが多く、今後の施設整備に資するような工事に関する具体的な知見は記載されておらず、「工事の調査、研究」という目的を達成していると認められるような内容となっていないものが大半となっていた。

上記のとおり、看守調査出張は、「工事の調査、研究」に係る目的が明確かつ具体的に設定されていないなど、出張計画が適切に立案されておらず、また、出張の成果である出張報告書が作成・保存されていなかったり、保存されている報告書も記載内容が十分でなかったりなどしていた。

したがって、看守調査出張に係る施設施工旅費の支出額1億0859万余円(延べ3,066人分)は、施設施工旅費の目的に沿って適切に執行されているとは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、各刑事施設において、看守調査出張の目的が抽象的で明確でない場合でも科目解説に記載された「工事の調査、研究」に該当するとして出張を実施させていたこと、出張の成果を蓄積して利活用することの必要性を十分に認識していなかったこと、また、法務省において、出張計画の立案並びに出張報告書の作成及び保存に関する指導が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、法務省は、施設施工旅費の目的に沿った適切な執行が図られるよう、21年9月に各刑事施設に対して次の内容の通知を発し、これを受けて各刑事施設では内規を整備するなどの処置を講じた。

ア 出張目的を明確かつ具体的に設定して、出張行程、出張者、出張先の設定等が適切な出張計画を立案することにより、真に必要なものに限定して出張させること

イ 出張者に出張報告書の作成を義務付けるとともに、出張の成果を出張後に活用するために、出張で得た知見を適切に蓄積し、その後の施設整備に反映できるよう適切に保存すること

(注1) 11 刑事施設 網走、宮城、福島、盛岡少年、横浜、長野、松本少年、富山、熊本、沖縄各刑務所、大阪拘置所

(注2) 73 刑事施設 札幌、旭川、帯広、網走、月形、函館少年、青森、宮城、秋田、山形、福島、盛岡少年、水戸(平成19年度以前は水戸少年)、栃木、黒羽、前橋、千葉、市原、八王子医療、府中、横浜、新潟、甲府、長野、静岡、川越少年、松本少年、富山、金沢、福井、岐阜、笠松、岡崎医療、名古屋、三重、滋賀、京都、大阪、大阪医療、神戸、加古川、和歌山、姫路少年、奈良少年、鳥取、松江、岡山、広島、山口、岩国、徳島、高松、松山、高知、北九州医療、福岡、麓、佐世保、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄、佐賀少年各刑務所、播磨社会復帰促進センター、東京、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡各拘置所

(2) 各種図面の入力作業を請け負わせるに当たり、作業実施枚数の実績に基づき契約金額を変更するよう改善させたもの

会計名及び科目	登記特別会計 (項)事務取扱費
部 局 等	法務本省、5 法務局、11 地方法務局
契 約 名	各種図面の入力作業契約等 33 件
契 約 の 概 要	登記所に紙で備え付けられている各種図面を地図情報システムに登録するため、各種図面の電子化作業を行わせて、電子化したデータ等を保存した記録媒体を納入させるもの
契 約 の 相 手 方	19 会社等
契 約	平成19年11月～20年11月 一般競争契約
契 約 件 数 及 び 契 約 金 額	33 件 3 億 0087 万余円(平成19、20 両年度)
上記のうち契約金額の減額の変更を要すると認められた契約件数及び契約金額	30 件 2 億 7044 万余円
節減できた契約金額	2863 万円(平成19、20 両年度)

1 各種図面の入力作業請負契約等の概要

法務省は、平成22年度までに、全国の法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所(以下、これらを合わせて「登記所」という。)において、地図情報システムを導入し運用することとしている。

地図情報システムは、登記所に備え付けられている地図等を電子化してその事務処理を行うコンピュータシステムであり、登記情報システムと連動させることにより登記と地図等の一体的な事務処理を可能とするとともに、新たな地図等の公開方法や証明制度も可能とし、行政サービスの向上を図ることを目的として構築されている。

このため、全国の法務局及び地方法務局(以下「法務局等」という。)は、19年度から、紙の土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図(以下、これらを合わせて「各種図面」という。)を地図情報システムに登録するために、一般競争により、次のとおり、各種図面の入力作業請負契約等(以下「作業契約」という。)を締結している。

- ① 当該年度に作業を実施する登記所を決定した上で、作業対象である各種図面の予定枚数(以下「作業予定枚数」という。)を当該登記所における各種図面のつづり込み帳のサンプル調査等により決定し、一般競争参加業者に提示するとともに、決定した作業予定枚数に1枚当たりの積算単価を乗ずるなどして、予定価格を決定する。
- ② 法務局等は、一般競争入札を実施して、落札した業者と作業契約を締結する。
- ③ 作業契約の相手方は、法務局等が準備した登記所内の作業場所及び作業用機器を利用して、契約書及び仕様書に基づき、各種図面を電子化する作業を実施し、そのデータ等を保存した記録媒体(DVD-R)を成果品として法務局等に納入し、法務局等は速やかに成果品の検査を行う。
- ④ 検査に合格した作業契約の相手方は法務局等に契約金額の支払を請求して、請求を受けた法務局等は所定の期間内に契約金額を支払う。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、16法務局等^(注)において、経済性等の観点から、支払われた契約金額は作業の実態に適合したものとなっているかなどに着眼して、19、20両年度に締結された作業契約33件、契約金額計3億0087万余円を対象として、契約書、仕様書等の書類及び成果品である記録媒体(DVD-R)を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

法務省は、法務局等に対して、作業契約の契約書の書式を参考として示しており、法務局等はこの書式に基づいて作業契約を締結していたが、書式には実際に作業を実施した各種図面の枚数(以下「作業実施枚数」という。)が作業予定枚数と異なった場合における契約金額の変更に係る規定が定められていなかったため、作業契約33件のうちの32件において、当初の契約金額どおりに支払が行われていた。

しかし、本院が、この32件の作業契約について、成果品である記録媒体(DVD-R)に保存されている各種図面の枚数により作業実施枚数を確認し、作業予定枚数と比較したところ、次表のとおり、30件(19年度14件、20年度16件)の作業契約については、作業実施枚数が作業予定枚数を下回っており、通算すると作業実施枚数11,316,003枚は作業予定枚数12,475,192枚の90.8%となっており、中には、作業実施枚数が作業予定枚数の52.7%にとどまっている作業契約も見受けられた。

表 作業予定枚数と作業実施枚数との比較

検査実施	年度	契約件数	作業予定枚数 (A)	作業実施枚数 (B)	作業実施割合 (B)／(A) (%)
16 法 務 局 等	作業実施枚数が作業予定枚数を上回った作業契約(2 法務局等)				
	平成19	2	413,368	440,578	106.6
	作業実施枚数が作業予定枚数を下回った作業契約(15 法務局等)				
	19	14	3,632,121	3,137,803	86.4
	20	16	8,843,071	8,178,200	92.5
	計	30	12,475,192	11,316,003	90.8

そこで、この作業実施枚数が作業予定枚数を下回っていた作業契約 30 件、契約金額計 2 億 7044 万余円について、作業契約ごとに、契約金額を作業予定枚数で除して得られる各種図面 1 枚当たりの金額を作業単価として、この作業単価に作業実施枚数を乗じて契約金額を修正すると計 2 億 4181 万余円となり、実際に支払われていた契約金額は計 2863 万余円過大になっていた。

このように、多くの作業契約において作業実施枚数が作業予定枚数を下回っているのに、当初の契約金額を変更しないまま支払っている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、作業予定枚数は各種図面のつづり込み帳のサンプル調査等によって決定しているものであることから作業予定枚数と作業実施枚数との間に開差が生じたり、作業予定枚数の決定後に各種図面の新規提出等により作業実施枚数が変動したりすることが予想されるのに、法務省が各法務局等に参考として示した作業契約の契約書の書式に、作業実施枚数が作業予定枚数と異なった場合における契約金額の変更に係る規定が定められていなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、法務省は、21 年 8 月までに、各法務局等に対して通知を発するなどして、21 年度の作業契約から、作業実施枚数が作業予定枚数と異なった場合における契約金額の変更に係る規定を契約書に追加し、作業実施枚数が作業予定枚数を下回った場合には、下回った枚数に相当する額を契約金額から減額することとする処置を講じた。

(注) 16 法務局等 仙台、東京、大阪、広島、福岡各法務局、函館、山形、福島、宇都宮、千葉、福井、津、大津、京都、山口、高知各地方法務局

平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 刑事施設における医薬品の調達について

(平成 19 年度決算検査報告 130 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

法務省の施設等機関である刑務所、拘置所等の刑事施設は、診療所等として被収容者に対する診療を行うために多額の医薬品を調達している。医薬品の調達に当たり、これを随意契

約で行っていたり、取得請求書に商品名を記載して調達品目が限定されていたりしていたため、調達額が割高となっている事態が見受けられた。

したがって、法務省において、会計法令に基づき原則として一般競争入札による契約を行うとともに、医師が医療上の必要により特定の医薬品を使用する場合以外は、後発医薬品等の同等品を含めて医薬品を広く選定できる方法を採用することなどの処置を講ずるよう、法務大臣に対して平成20年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、法務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、法務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

すなわち、20年11月に、刑事施設を含むすべての矯正施設の長に対して通知を発して、医薬品の調達に当たっては、原則として一般競争入札により契約を行うとともに、医師が医療上の必要に基づいて特定の医薬品を使用する場合以外は、同等品を含めて医薬品を広く選定できる方法を採用するよう指導するなどしていた。そして、21年度の医薬品の調達については、すべての刑事施設において、一般競争入札による契約を行うとともに、同等品を含めて医薬品を広く選定できる方法を採用するなどしていた。

(2) 国有財産の管理における登記の嘱託について

(平成19年度決算検査報告135ページ参照)

1 本院が表示した意見

法務省が国有財産の取扱いに関して定めている訓令に規定されている登記の嘱託についてみると、訓令において登記の嘱託に係る必要性や具体的手続が明確になっていなかったため、土地又は建物を購入、交換又は所管換により取得した場合や、借地に建物を新築したなどの場合に、登記の嘱託が行われていないなどの事態が見受けられた。

したがって、法務省において、国有財産部局長が管理することになっている国有財産について、訓令に基づいた適切な登記の嘱託を行い、適正な管理を行えることとするために、登記の嘱託に係る必要性や具体的手続を明確にする訓令の改正を行い、各国有財産部局長に対して改正後の訓令の周知徹底を図るよう、法務大臣に対して平成20年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、法務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、法務省は、本院指摘の趣旨に沿い、国有財産部局長が管理することになっている国有財産について、訓令に基づいた適切な登記の嘱託を行い、適切な管理を行えることとするために、20年11月に、訓令を改正して財産の保全のため第三者に対する対抗要件を備えるという登記の嘱託の必要性や登記の嘱託が必要な場合の具体的手続を明確にするとともに、改正後の訓令について周知徹底を図るよう事務連絡を発するなどの処置を講じていた。そして、21年6月末までに、各国有財産部局長は、改正後の訓令上、登記の嘱託を行う必要がある国有財産については、すべて登記の嘱託を行っていた。

第6 外 務 省

意見を表示し又は処置を要求した事項

政府開発援助の実施に当たり、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

所管、会計名及び科目	(1) 外務省所管 一般会計 (組織)外務本省 (項)経済協力費
	(2) 独立行政法人国際協力機構 一般勘定(平成15年9月30日以前は国際協力事業団)
	(3) 独立行政法人国際協力機構 有償資金協力勘定(平成20年9月30日以前は国際協力銀行 海外経済協力勘定、11年9月30日以前は海外経済協力基金)
部 局 等	(1) 外務本省
	(2) 独立行政法人国際協力機構(平成15年9月30日以前は国際協力事業団)
	(3) 独立行政法人国際協力機構(平成20年9月30日以前は国際協力銀行、11年9月30日以前は海外経済協力基金)
政府開発援助の内容	(1) 無償資金協力
	(2) 技術協力
	(3) 円借款
検査及び現地調査の実施事業数及びこれらの事業に係る贈与額計、経費累計額又は貸付実行累計額	(1) 74事業 517億5134万余円 (平成5年度～20年度)
	(2) 44事業 312億2645万余円 (昭和53年度～平成20年度)
	(3) 35事業 4114億3086万余円 (昭和63年度～平成20年度)
援助の効果が十分に発現していないと認められる事業数及びこれらの事業に係る贈与額計、経費累計額又は貸付実行累計額	(1) 1事業 14億8741万円(背景金額)(平成14年度～16年度)
	(2) 3事業 16億7963万円(背景金額) (平成10年度～12年度、14、15両年度)
	(3) 1事業 50億3665万円(背景金額)(平成2年度～8年度)

【意見を表示したものの全文】

政府開発援助の効果の発現について

(平成21年10月30日付け 外 務 大 臣 〔あて〕
独立行政法人国際協力機構理事長)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 政府開発援助の概要

我が国は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的として、政府開発援助を実施している。我が国の政府開発援助は毎年度多額に上っており、平成20年度の実績は無償資金協力1746億6333万余円、技術協力760億3919万余円、円借款7142億7166万余円等となっている。

(注1)

(注2)

(注3)

(注1) 無償資金協力 開発途上にある国又は地域の経済及び社会の開発のための事業に必要な施設の建設、資機材の調達等のために必要な資金を返済の義務を課さないで贈与するもの

(注2) 技術協力 開発途上にある国又は地域の経済及び社会の開発に役立つ技術、技能及び知識を移転し、技術水準の向上に寄与することを目的として、技術研修員受入、専門家派遣、機材供与等を行うもの

(注3) 円借款 開発途上にある国又は地域の経済及び社会の開発のための基盤造りに貢献する事業等に係る費用を対象として長期かつ低利の資金を貸し付けるもの

2 本院の検査及び現地調査の結果

(検査及び現地調査の観点及び着眼点)

本院は、政府開発援助について、外務省が実施している無償資金協力、独立行政法人国際協力機構(15年9月30日以前は国際協力事業団。以下「機構」という。)が実施している技術協力及び国際協力銀行(11年9月30日以前は海外経済協力基金。20年10月1日以降は機構。以下、20年9月30日までの活動に言及する場合は「銀行」という。)が実施している円借款(以下、これらを合わせて「援助」という。)を対象として、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から次の点に着眼して検査及び現地調査を実施した。

- ① 外務省、機構及び銀行(以下「援助実施機関」という。)は、事前の調査等において、事業が援助の相手となる国又は地域(以下「相手国」という。)の実情に適応したものであることを十分に検討しているか、また、援助を実施した後に、事業全体の状況を的確に把握、評価して、必要に応じて援助効果発現のために追加的な措置を執っているか。
- ② 援助は交換公文、借款契約等に則して実施されているか、援助実施機関は公正な競争に関する国際約束の的確な実施を確保する方策を適切に講じているか。
- ③ 援助の対象となった施設等は当初計画したとおりに十分に利用されているか、また、事業は援助実施後においても相手国によって順調に運営されているか、さらに、援助対象事業が相手国等が行う他の事業と密接に関連している場合に、その関連事業の実施に当たり、は行等が生じないよう調整されているか。

なお、20年10月1日に、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律(平成18年法律第100号)が施行されたことに伴い、無償資金協力は機動的な実施の確保等の必要に基づき外務省が自ら実施するものを除き機構が実施することとなり、また、円借款は銀行の海外経済協力業務を承継した機構が実施することとなった。

(検査及び現地調査の対象及び方法)

本院は、外務本省及び機構本部において基本設計調査報告書等の提示を受けるなどして会計実地検査を行うとともに、在外公館及び機構の在外事務所において事業の実施状況について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

一方、援助の効果が十分に発現しているかなどを確認するためには、援助実施機関に対する検査のみでは必ずしも十分ではない。このため、本院は、21年次に12か国^(注4)において、調査を要すると認めた無償資金協力74事業(贈与額計517億5134万余円)、技術協力44事業(経費累計額312億2645万余円)、円借款35事業(貸付実行累計額4114億3086万余円)、計153事業について、援助実施機関の職員等の立会いの下に相手国の協力が得られた範囲内で、相手国の事業実施責任者等から説明を受けたり、事業現場の状況の確認を行ったりなどした。また、相手国の保有している資料で調査上必要なものがある場合は、援助実施機関を通じて入手した。

(注4) 12か国 アルゼンチン、カンボジア、イラン、ヨルダン、カザフスタン、ラオス、フィリピン、タンザニア、チュニジア、トルコ、ウルグアイ、ベトナム

(検査及び現地調査の結果)

検査及び現地調査を実施したところ、次の事業については、援助の効果が十分に発現していない状況となっていた。

(1) 技術協力事業：開発調査スキーム(連携D/D)

ア 連携D/Dの概要

機構は、10年度から、技術協力事業と円借款事業の連携を図るために、相手国カウンターパートへの技術指導等を通じた人材育成に貢献しつつ、その後に実施される円借款事業に必要な工事図面、詳細積算書、仕様書等の入札関係図書を作成する実施設計(Detailed Design=D/D)調査(以下「連携D/D」という。)を実施しており、20年度までに11か国で21件を実施している。

(注5) 11か国 エルサルバドル、インドネシア、ヨルダン、カザフスタン、ラオス、モンゴル、フィリピン、スリランカ、チュニジア、ウズベキスタン、ベトナム

イ 検査の結果

上記11か国21件の連携D/Dのうち5か国10件について検査したところ、フィリピン共和国(以下「フィリピン」という。)及びベトナム社会主義共和国(以下「ベトナム」という。)で実施された連携D/D計3件において、次表のとおり、連携D/Dの目的である技術移転と実施設計のうち、実施設計の成果品がその後に実施される円借款事業の入札関係図書として十分に活用されていない事態が見受けられた。

(注6) 5か国 ヨルダン、カザフスタン、ラオス、フィリピン、ベトナム

表 成果品が十分に活用されていない連携D/D

連携D/Dの件名	連携D/Dの調査対象とした円借款事業の概要	連携D/Dの報告書完成年月	連携D/Dの契約金額(千円)	建設工事請負契約の締結年月	連携D/Dの成果品の活用状況
フィリピン国幹線空港施設建設事業実施設計調査	タクロバン空港の拡張工事及び新バコロド空港の建設	平成12年3月	428,941	14年3月、10月、16年5月	タクロバン空港については、事業の緊急性が低いとして拡張工事等を取り止めていた。また、新バコロド空港については、旅客発着中央施設の屋根の形状を変更していた。
フィリピン国次世代航空保安システム整備事業連携実施設計調査	国際民間航空機関の国際標準を満たす航空管制設備の整備	15年10月	555,485	未契約	<事例>参照
ベトナム国カンター橋建設計画実施設計調査	プレストレスト・コンクリート鋼複合斜張橋の建設	12年10月	695,207	16年9月	技術水準や経済的な施工等を考慮した結果、主橋りょう及び取付橋りょうの延長、取付橋りょうの径間長、主塔の形状等を変更していた。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例> フィリピン国次世代航空保安システム整備事業連携実施設計調査

この調査は、円借款による次世代航空保安システム整備事業の入札関係図書を作成することなどを目的として、機構が、平成14年6月から15年9月までの間に、技術協力として5億5548万余円で実施したものである。

上記の円借款による事業は、国際民間航空機関が提唱している衛星主体の航空管制を整備することにより、通信、航法、監視各システムの強化・改善及び航空交通管理の自動化を実現して、航空運輸システムの安全性・信頼性・効率性の向上を図るものである。我が国政府は、フィリピン政府との間で、14年3月に円借款供与のための交換公文を締結し、銀行は、フィリピン政府との間で、同月に貸付限度額220億4900万円の借款契約を締結して、21年3月までの間に6億4215万余円を貸付実行している。

しかし、事業実施機関はフィリピンの財政悪化等の影響を受けて上記の円借款による事業の実施を5年以上先送りしたため、連携D/Dで想定されていた通信方式や通信機器の仕様が大幅に変更になった。このため、事業実施機関は、19年11月に締結した円借款事業に係るコンサルタント契約に実施設計調査業務を追加して、今後実施する航空管制の整備についての入札関係図書を改めて作成させており、連携D/Dの成果品は活用されなかった。

(2) 無償資金協力事業：地方都市水質改善計画

ア 事業の概要

この事業はフィリピンにおいて7か所の水道区に深井戸の揚水ポンプの設置、浄水施設の建設工事等を行うものであり、外務省はこれに必要な資金として14年度から16年度までの間に14億8741万余円を贈与している。機構は、この事業の実施に先立って、14年3月に事業化調査報告書を作成している。

イ 検査及び現地調査の結果

上記7か所の水道区のうち検査及び調査したパニタン、ディングル・ポトタン両水道区において、次のとおり、建設された施設等が使用されていない事態が見受けられた。

(ア) パニタン水道区については、16年10月に深井戸の揚水ポンプの設置、浄水施設の建設工事等が完了していた。しかし、19年5月に事業の対象外であり同水道区に隣接するメトロロハス水道区にパニタン水道区の必要水量も同時に供給できる浄水施設が完成して、その施設から両水道区全体への給水が開始された。このため、パニタン水道区において設置、建設工事等が行われた施設は、完成後約2年6か月間使用されただけで、その後はメトロロハス水道区の水量が不足した際に一時的に使用されている以外ほとんど使用されていない。この理由は、深井戸から取水するパニタン水道区の施設は川から取水するメトロロハス水道区の施設に比べて水源の水質が悪く、揚水費に加えて薬品処理費等の費用が必要になるためであるとのことであった。

(イ) ディングル・ポトタン水道区については、無償資金協力により深井戸からの揚水ポンプの設置、浄水施設の建設工事等を実施するとともに、事業実施機関の資金により同水道区内の老朽配水管の改修工事を実施することとしていた。しかし、老朽配水管の改修工事は事業実施機関の資金不足等により行われず、計画策定時には38%であった無収水率^(注7)が、浄水施設等が完成した16年10月には65%に悪化していた。このため、施設を稼働させても採算がとれないことから、施設の完成後一度も使用されていなかった。この老朽配水管については、機構が14年3月に行った事業化調査報告書において、この事業の効果発現のためには事業実施機関が改修工事を実施する必要があると提言していた。

(注7) 無収水率 浄水場からの配水量のうち、漏水・盗水や配水管洗浄に使用される水等、料金収入が得られない配水量の占める割合

(3) 円借款事業：国鉄南線活性化事業

ア 事業の概要

この事業は、フィリピンにおいて首都マニラ市からルソン島南部のレガスピ市に至る国有鉄道南線を高速かつ定刻に運行できる鉄道にすることを目的として軌道及び橋りょうの修復等の工事を行い、併せて車両及び修理用部品の調達等を行うものである。銀行はこの事業に必要な資金として2年5月から8年9月までの間に50億3665万余円を貸し付けて、事業は10年7月に完了した。

この事業は前回本院が調査した11年6月において事業実施機関の資金不足により、軌道、車両等の日常の維持補修が十分に行われず、旅客数が減少したり、貨物の取扱いを中止したりして、同線の輸送力が増強されておらず、援助の効果が十分に発現していなかったことから、本院は、平成10年度決算検査報告に特定検査対象に関する検査状況としてその状況を掲記している。

イ 検査及び現地調査の結果

同線は、事業実施後に輸送実績が徐々に低下しており、18年の二度の台風により軌道、橋りょう等が損傷して以降は、全列車の運行を停止していた。また、無断で鉄道敷地内に多数の家屋、店舗等が建てられていたり、無許可の簡易台車が頻繁に通行したりしていた。さらに、修復した区間の軌道については、沈下した路盤を周囲の土砂で補修したためぜい弱になっていたり、コンクリート製の枕木に比べて強度や耐久性が劣る木製の枕木が多用されていたり、鉄橋の一部の部材が腐食していたりしており、列車を高速かつ定刻に運行するためには、原状回復のみならず、更なる改修が必要になると認められる。

外務省及び銀行は、平成10年度決算検査報告を踏まえて、11年から現在まで、援助の効果を発現させるために、フィリピン政府や事業実施機関に対して継続的に協議や助言を行ってきたとしている。しかし、12年に銀行が実施した事後評価では、事業実施機関における軌道等の維持管理体制や財務状況の悪化により援助の効果がその後も発現しないことが懸念されていた。また、19年に銀行が実施した事後モニタリングにおいて、この事業の根本的な見直しと事業計画の再検討の必要性に言及していたにもかかわらず、銀行は見直しなどを含めた協議・検討を事業実施機関との間で行っていなかった。そして、この事業の目的である同線を高速かつ定刻に運行できる鉄道にすることについては、21年6月の本院による現地調査の時点においても実現のめどが立っていない。

(改善を必要とする事態)

以上のように、援助の効果が十分に発現していない事態は適切とは認められず、外務省及び機構において必要な措置を講じて効果の発現に努めるなどの改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 連携D/Dについては、機構において、連携D/Dの実施を要請する事業実施機関に対する連携D/Dの目的及び趣旨の説明、相手国の技術水準や経済的な施工等に対する考慮

並びに円借款事業の入札までに長期間を要するに至る事態が生じた場合の対応に対する検討が十分でなかったこと

イ 地方都市水質改善計画については、外務省及び機構において、計画策定時に揚水費、薬品処理費等の費用及び無収水率を勘案した事業の持続可能性に対する検討が十分でなかったこと並びに老朽配水管の改修工事を実施する必要がある旨の事業化調査報告書の提言を踏まえた事業実施機関に対する積極的な協議・助言が十分でなかったこと

ウ 国鉄南線活性化事業については、銀行において、事後モニタリング等を踏まえた対応が十分でなかったこと

3 本院が表示する意見

援助の効果が十分に発現するよう、次のとおり意見を表示する。

ア 機構は、円借款事業を迅速化するため、連携 D/D に代わる新たなスキームを整備して、今後も引き続き機構の負担で実施設計調査を行うこととしている。

については、連携 D/D の成果品が十分に活用されていない事態を踏まえて、今後、新たな実施設計調査を実施するに当たっては、多額の経費を要して作成される円借款事業のための入札関係図書が円借款事業で活用されるよう、実施設計調査の実施を要請する事業実施機関に対する同調査の目的及び趣旨の説明、相手国の技術水準や経済的な施工等に対する考慮並びに実施設計調査の対象、仕様等に対する検討を十分に行うこと

イ 地方都市水質改善計画の事態を踏まえて、今後、浄水施設を建設するなどの場合は、計画策定時に援助の対象となる現地の状況を把握して援助による施設の揚水費、薬品処理費等の費用及び無収水率を勘案した事業の持続可能性について十分に検討を行うとともに、事業実施に先立って作成されている事業化調査報告書等の提言が活かされるよう事業実施機関に対して積極的に協議・助言を行うこと

ウ 国鉄南線活性化事業の事態を踏まえて、今後、鉄道の修復等の事業について、事後モニタリング等により維持管理体制等についての提言等がなされた場合は、それらを踏まえた対応について事業実施機関と十分に協議・検討を行うこと

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 国の援助を受けて取得した日本人学校の校舎等の売却に際して、当該校舎等の残存価額に相当する援助金を国庫に返納させるとともに、援助により取得した財産を処分する場合には、売却益の有無にかかわらず残存価額に相当する援助金を国庫に返納させるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)在外公館 (項)在外公館
部 局 等	外務本省、在ニューヨーク日本国総領事館
援助の概要	海外において、国内の小・中学校と同等の教育を行う日本人学校の校舎等の建設等に要する費用の一部を援助するもの

ニューヨーク日本人学校に対する校舎等建設購入に係る援助金	9億3372万余円(平成4年度～18年度)
上記のうち国庫に返納させた残存援助金	5億4402万円

1 日本人学校に対する援助等の概要

(1) 日本人学校に対する援助の概要

日本人学校は、海外において学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校に準じた教育を実施することを主たる目的として設置され文部科学大臣の認定を受けた教育施設であり、その運営は、日本人会や進出企業の代表者、大使館又は総領事館(以下「在外公館」という。)の職員等からなる学校運営委員会等(以下「運営主体」という。)によって行われている。

外務省は、日本人学校に対して援助を行っており、援助の実施に当たり、外務本省は、在外公館を通じて運営主体から援助要請書等の提出を受け、その必要性等を勘案するなどして採否を決定し、援助を行うと決定した場合には、在外公館が運営主体に援助金を交付している。援助の対象は、運営主体が行う校舎建設等の事業、学校施設の借上げなどであるが、このうち、運営主体が校舎、体育館等(以下「校舎等」という。)を自らの所有物として建設し又は購入する場合に必要な経費(以下「援助対象経費」という。)については、「日本人学校校舎の新・増築及び購入に際しての^(注)「シドニー方式」による政府援助について」(外務省領事局政策課制定。以下「シドニー方式取扱要領」という。)等に基づいて援助している(以下、この援助を「校舎等建設購入援助」という。)。校舎等建設購入援助は、運営主体が援助対象経費に2分の1の援助率を乗ずるなどして算出した額を現地金融機関から融資を受けることを前提として、この融資に係る元利合計額を償還期間(5年間から25年間)で均等割するなどした額について、償還期間中、毎年度、在外公館が運営主体に交付する方法で実施されている。

(2) ニューヨーク日本人学校に対する援助の概要

校舎等建設購入援助の対象となった日本人学校の一つにアメリカ合衆国に所在するニューヨーク日本人学校がある。同校の運営主体であるニューヨーク日本人教育審議会(以下「審議会」という。)は、平成4年に同校の校舎等を購入して改築した際に、外務省に対して校舎等建設購入援助を要請した。外務省は、この要請に対してシドニー方式取扱要領に基づき審査を行い、4年度から24年度まで毎年61万余米ドルを限度に援助を行うこととして、審議会が児童生徒数の減少及び財政の悪化を理由に校舎等及び土地を現地の学校法人に売却したことにより援助を中止した18年7月までの14年間にわたり、在ニューヨーク日本国総領事館を通じて計836万余米ドル(邦貨換算額9億3372万余円)の援助金を審議会に交付している。なお、審議会は、18年7月に校舎等及び土地を売却した後も売却先から当該校舎等及び土地の一部を賃借して、引き続き同校を運営している。

(3) シドニー方式取扱要領

外務省は、シドニー方式取扱要領において、援助の対象となる経費、援助率等について、我が国の国庫補助事業に準じて定めている。しかし、援助により取得した財産の処分

制限に関する規定は、ニューヨーク日本人学校の校舎等が売却された18年7月の時点では定められていなかった。その後の20年1月に、シドニー方式取扱要領が改定されて、財産処分制限に関する規定が設けられ、財産処分制限期間等が定められた。この改定では、財産処分制限期間内に外務大臣の承認を得て財産を処分する場合は、処分する部分の残存価額に相当する援助金(以下「残存援助金」という。)を国庫に納付することを条件とするとしていたが、売却により利益が生じなかった場合は、残存援助金の国庫納付に関する規定の適用を除外するとしていた。

(注) シドニー方式 昭和46年にシドニー日本人学校の建設に対して初めて採用された援助方式であることから、外務省において「シドニー方式」と称している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、校舎等建設購入援助を受けて取得した財産について援助の効果は十分発現しているか、援助の実施に当たり外務省が定めた規程等は適切なものとなっているかなどに着眼して、外務本省及び在ニューヨーク日本国総領事館において、審議会から提出された援助要請書等の書類の提示を受け、関係者から校舎等の財産管理の状況を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

外務省は、18年に審議会から同校の校舎等及び土地を売却するとの報告を受けた際、当時のシドニー方式取扱要領には援助を受けて取得した校舎等の処分に関する規定はなかったが、売却により利益が生ずる場合は援助金の返納を求めると考えて、その要否の検討を行った。その結果、外務省は、売却益は生じないので返納を求めるとして援助金の返納を求めていなかった。

しかし、校舎等建設購入援助は、我が国の国庫補助事業に準じて相当期間にわたって校舎等を維持して使用することを前提に実施されていると認められる。したがって、校舎等に対する援助を開始してから14年という国庫補助事業における財産処分制限期間内に校舎等が売却され、校舎等建設購入援助の目的が十分に達成されていないのに、売却益が生じなかったとして残存援助金の返納を求めていない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(返納を求めていなかった残存援助金の額)

20年1月に改定されたシドニー方式取扱要領の財産処分制限期間の規定に準ずると、ニューヨーク日本人学校の校舎等の処分制限期間は38年間となっていて、援助開始から売却までに経過した年数14年を差し引いた残存期間は24年間となり、残存援助金の額は、援助総額836万余米ドル(邦貨換算額9億3372万余円)のうちの528万余米ドル(邦貨換算額5億4402万余円)となる。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、外務省が、校舎等建設購入援助を受けて取得した日本人学校の校舎等の処分について、シドニー方式取扱要領において適切な規定を定めていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、外務省は、21年9月に、次のような処置を講じた。

- ア 在ニューヨーク日本国総領事館を通じて審議会に対して残存援助金528万余米ドル(邦貨換算額5億4402万余円)を国庫に返納するよう求め、同月に、審議会から同額の返納を受けた。
- イ シドニー方式取扱要領の規定を改正して、援助を受けて取得した日本人学校の校舎等を処分制限期間内に処分する際は、売却益の有無にかかわらず、援助開始後の経過年数に応じて残存援助金を国庫に返納させることとし、在外公館を通じて日本人学校の運営主体に周知した。

(2) 健康管理休暇に際して支給される航空運賃を経済的なものにするなどにより、健康管理旅行費を節減するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)在外公館 (項)在外公館共通費(平成19年度以前は(項)在外公館)
部 局 等	外務本省、4大使館、1総領事館
健康管理旅行費の概要	特定不健康地に勤務する在外公館の職員等が、心身の保養、健康診断、病気治療等を行うために取得する年次有給休暇等に際して国が支弁する旅費
上記5公館に係る健康管理旅行費の額	6076万余円(平成19、20両年度)
上記のうち節減できた健康管理旅行費の額	3198万円

1 健康管理旅行費及び国際旅客航空運賃の概要

(1) 健康管理休暇制度の概要

外務省は、健康管理休暇制度実施規程(平成14年外務省訓令第11号)等(以下「規程等」という。)に基づき、自然、衛生、社会等の環境が極めて厳しく、外務大臣が特定の不健康地として指定した地域(以下「特定不健康地」という。)に勤務する大使館及び総領事館(以下「在外公館」という。)の職員並びに当該職員と同居している扶養親族が、肉体的・精神的に健康な状態で勤務・生活できるよう、心身の保養、健康診断、病気治療等を行うために、在勤地から外務大臣が指定する近隣先進国等の都市(以下「基準都市」という。)までの旅費の国費支弁を受けて年次有給休暇等を取得する制度(以下「健康管理休暇」という。)を設けている。健康管理休暇は、職員が特定不健康地に所在する在外公館に着任した日から6か月、2年6か月等が経過したときに取得できるものであり、その滞在先は原則として基準都市とされているが、健康管理上等の特別な事情があれば基準都市以外の都市とすることが認められている。

(2) 健康管理旅行費の支給

外務省は、規程等において、健康管理休暇に際して国が支弁する旅費(以下「健康管理旅行費」という。)の額を、在勤地から基準都市へ旅行する場合に要する額(以下、これに係る航空運賃を「規定額」という。)又は職員等が健康管理休暇のために実際に支払う額のいずれか低い方の額とするとしている。そして、規程等では規定額を直行往復エコノミークラス運賃としているが、外務省は、経済情勢や航空運賃の実勢等を勘案して、各在外公館に対して、平成20年度第3四半期までは在勤地・基準都市間の航空運賃に日程変更可能な割引航空券が存在する場合はその額を適用するよう指示し、20年度第4四半期からは割引航空券が存在する場合はその額を適用するよう指示していた。また、基準都市への直行便がなく経由地を経る必要がある場合は、利用可能な最も経済的な経路を選択するよう指示していた。

健康管理旅行費は、特定不健康地に所在する全124公館において、19年度に891件4億2918万余円、20年度に930件4億0542万余円、計1,821件8億3461万余円が支給されている。

(3) 国際旅客航空運賃の種類

国際旅客航空運賃には、普通運賃に比べて安価な割引運賃があり、このうち正規の割引運賃には、国際航空運送協会(International Air Transport Association)が設定したIATA・PEX(Special Excursion Fares)運賃、各航空会社が独自に決めたキャリアPEX運賃(以下、IATA・PEX運賃とキャリアPEX運賃を合わせて「PEX運賃」という。)等がある。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、規程等における基準都市は適切に設定されているか、健康管理旅行費の規定額は最も経済的な運賃や経路に基づいて決定されているかなどに着眼して、外務本省及び13^(注1)公館において会計実地検査を行った。そして、13公館が支給した健康管理旅行費、19年度162件5605万余円、20年度138件4148万余円、計300件9754万余円について、旅費精算請求書等により公務出張の際の航空運賃等と比較するなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

検査した13公館のうち5^(注2)公館の多くの職員等は、次のような事情から、規定額の範囲で又は少額の自己負担を追加して、基準都市が東京でない場合であっても本邦へ帰国していたり、基準都市が東京の場合にビジネスクラスで本邦へ帰国していたりするなどしていた。

(1) 規定額に適用する航空運賃

検査した13公館のうち4^(注3)公館は、ロンドン等の基準都市までの航空路線に日程変更可能な割引航空券が存在しないとして、エコノミークラスの普通運賃を規定額に適用していた。そして、20年度第3四半期までにエコノミークラスの割引運賃に変更していたものの、この割引運賃はPEX運賃等に比べて割引率の低いものであった。

しかし、在外公館の公務出張の際にはPEX運賃で航空券を購入することとしており、これら4公館でも、基準都市への公務出張の際にはPEX運賃等で航空券を購入してい

た。

したがって、健康管理休暇においても、公務出張と同じ PEX 運賃等の経済的な航空運賃を規定額として適用すべきであると認められた。

(2) 基準都市までの経由地

検査した 13 公館のうち在イラン日本国大使館は、基準都市(フランクフルト及び東京を交互に指定)が東京の場合に、規定額を在勤地のテヘランからフランクフルトを経由地とする航空路線の PEX 運賃にしていた。

しかし、近年、中東諸国を経由地とする航空路線がテヘランから本邦までの一般的な経路になっており、航空運賃もフランクフルトを経由するより安価であることから、健康管理休暇を取得した多くの職員等は、上記 PEX 運賃とほぼ同額のビジネスクラスの割引航空券を購入して本邦へ帰国していた。

したがって、このように経済的な航空路線の利用が可能な場合は、従前の経由地を見直して経済的な経路による航空運賃により規定額を決定すべきであると認められた。

上記のとおり、在外公館における公務出張等では経済的な PEX 運賃等や経路による航空券を購入しているのに、健康管理旅行費の規定額をそれらの航空運賃等によらずに決定している事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(節減できた健康管理旅行費の額)

上記の(1)及び(2)により、規定額に、公務出張で購入されていた PEX 運賃等の経済的な航空運賃等を適用したとすれば、5 公館の健康管理旅行費 19 年度 50 件 3417 万余円、20 年度 44 件 2658 万余円、計 94 件 6076 万余円は、それぞれ 19 年度 1583 万余円、20 年度 1293 万余円、計 2877 万余円となり、健康管理旅行費を 19 年度 1833 万余円、20 年度 1364 万余円、計 3198 万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 外務省において、健康管理旅行費の規定額に適用する航空運賃や経由地がある場合の経路について見直しが十分でなかったこと
- イ 健康管理旅行費の経済的な執行に対する職員の認識が十分でなかったこと
- ウ 外務省において、基準都市の見直しを適切に行っていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、外務省は、健康管理旅行費の執行が経済的なものとなるよう次のような処置を講じた。

- ア 21 年 5 月に、各在外公館に対して公電を発するなどして、健康管理旅行費の規定額について、最も経済的な航空運賃を適用するとともに、経由地がある場合は最も経済的な経路を選択するよう指示した。これを受けて特定不健康地に所在するすべての在外公館は、規定額が経済的なものになるよう見直しを行った。
- イ 経済的な航空運賃を規定額に適用するよう徹底するために、同年 9 月に、各在外公館に対して訓令を発して、職員の健康管理休暇取得時等に経済的な航空運賃の適用の有無を調査することなどを指示するとともに、職員に健康管理旅行費を合理的かつ最も経済的な航空運賃や経路により執行するよう周知した。
- ウ 基準都市については、定期的に見直すこととするとともに、上記の訓令により、各在外公館に対して、現行の基準都市が現状に合わないと考えられる場合は、速やかに報告する

よう指示した。

(注1) 13公館 在カンボジア、在フィリピン、在ベトナム、在ラオス、在カザフスタン、在イラン、在サウジアラビア、在トルコ、在ヨルダン、在タンザニア、在チュニジア各日本国大使館、在ホーチミン、在ジッダ両日本国総領事館

(注2) 5公館 在イラン、在サウジアラビア、在ヨルダン、在タンザニア各日本国大使館、在ジッダ日本国総領事館

(注3) 4公館 (注2)の5公館のうち在イラン日本国大使館を除く4公館

平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

政府開発援助の効果の発現について

(平成19年度決算検査報告142、819ページ参照)

1 本院が表示した意見

外務省、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)等の援助実施機関が行う政府開発援助について、①無償資金協力において、ガーナ共和国が資材調達型の援助により建設した橋りょうの安全性及び耐久性が損なわれていたり、モザンビーク共和国が我が国の援助により実施したかんがい施設の改修は完了していたが他の援助国・機関の援助により実施する改修が遅れているためかんがい施設が十分に効果を発揮していなかったりしている事態、②円借款において、インドが建設した火力発電所の稼働実績が計画を大幅に下回っていたり、同国が建設したアンモニアプラントが稼働していなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、外務省及び機構において、資材調達型の援助については相手国が行う工事の完成時に出来型の確認を行ったり、相手国の事業計画に多数の国等が関係している場合には相手国及び関係国等との調整を綿密に行い事業の早期完了に向けて進ちょくが一層図られるように努めたり、事後評価及び事後モニタリングで得られた教訓及び提言が十分に活かされるように積極的な事後監理に取り組んだりなどして、援助の効果が十分に発現するよう、外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長に対して平成20年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、外務本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、外務省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア ガーナ共和国が我が国の援助により建設した橋りょうについては、その安全性及び耐久性が回復されるよう同国事業実施機関に働きかけを行った結果、高力ボルトが欠落するなどしていた1橋りょうについては、20年8月にボルトを補充するなどの手直し工事が行われ、同国事業実施機関及び機構が現状を確認した橋りょうのうち不具合のあった4橋りょうについては、21年7月までにボルトを補充するなどの必要な手直し工事が行われた。また、機構は、同年6月に無償資金協力実施監理業務の手引き等を改訂して、今後実施する資材調達型の援助については、相手国実施機関からすべての施設の現状を網羅した報告書の提出を受けるとともに、可能な限り外務省又は機構の担当者が現地へ赴くなどし

て、相手国が行う工事の出来型の確認を行うこととした。

イ モザンビーク共和国が我が国の援助により改修したかんがい施設については、十分に効果が発揮されるよう同国及び関係国等に働きかけを行った結果、21年7月に他の援助国・機関の援助により実施する予定の改修工事について、イスラム開発銀行の資金協力により調査が開始され、かんがい施設が十分に活用される見通しとなった。また、同月に外務省及び機構は、在外公館及び機構在外事務所に文書を発して、今後実施する複数の関係国等が関与する援助については、案件形成の際に相手国及び関係国等との連絡・調整を綿密に行い、関係国等の事業参加の確実性等について情報を収集したり、関係国等との会合等を通じて関係国等の活動のモニタリングを行ったりして、事業が早期に実現するように働きかけることとした。

ウ インドが我が国の円借款により実施した火力発電所、アンモニアプラント両建設事業については、十分に稼働するよう同国事業実施機関に働きかけを行った結果、同国事業実施機関の負担によりナフサからLNGへの燃料又は原料の転換等を図るコンサルタント契約が締結された。また、機構は、21年8月に通達を発して、今後実施する円借款について、事後評価及び事後モニタリングで得られた教訓及び提言が十分に活用されるよう、現状の把握、適時適切な助言等の積極的な事後監理に取り組むこととするとともに、同年7月に通達を発して、案件形成時や審査時において、相手国政府の助成政策や原料の国際市場価格動向等について適切な調査と検討を行うこととした。

第7 財 務 省

不 当 事 項

租 税

(24) 租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	一般会計	国税収納金整理資金	(款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部 局 等	131 税務署		
納 税 者	293 人		
徴収過不足額	徴収不足額	967,891,650 円(平成 15 年度～20 年度)	
	徴収過大額	56,772,946 円(平成 16 年度～20 年度)	

1 租税の概要

源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税、消費税等の国税については、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告・納付の手続等が定められている。

納税者は、納付すべき税額を税務署に申告して納付することなどとなっている。国税局等又は税務署は、納税者が申告した内容が適正なものとなっているかについて申告審査を行い、必要があると認める場合には調査を行っている。そして、確定した税額は、税務署が徴収決定を行っている。

平成 20 年度国税収納金整理資金の各税受入金の徴収決定済額は 56 兆 5702 億余円となっている。このうち源泉所得税は 14 兆 3160 億余円、申告所得税は 3 兆 0684 億余円、法人税は 11 兆 5516 億余円、相続税・贈与税は 1 兆 5840 億余円、消費税及地方消費税は 16 兆 9829 億余円となっていて、これら各税の合計額は 47 兆 5031 億余円となり、全体の 83.9% を占めている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、上記の各税に重点をおいて、合規性等の観点から、課税が法令等に基づき適正に行われているかに着目して、計算証明規則(昭和 27 年会計検査院規則第 3 号)に基づき本院に提出された証拠書類等により検査するとともに、全国の 12 国税局等及び 524 税務署のうち、12 国税局等及び 178 税務署において提出された申告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、国税局等及び税務署に調査を求めて、その調査の結果の内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 徴収過不足の事態

検査の結果、131 税務署において、納税者 293 人から租税を徴収するに当たり、徴収額が、276 事項 967,891,650 円(15 年度～20 年度)不足していたり、17 事項 56,772,946 円(16 年度～20 年度)過大になっていたりして、不当と認められる。

これを、税目別にみると次表のとおりである。

表

税 目	徴収不足の事項数	徴収過大の事項数	徴収不足額	徴収過大額(△)
源泉所得税	2	—	4,960,250 円	— 円
申告所得税	84	5	228,900,900	△ 14,540,700
法人税	143	4	599,637,900	△ 9,127,500
相続税・贈与税	27	4	107,128,300	△ 23,451,700
消費税	20	4	27,264,300	△ 9,653,046
計	276	17	967,891,650	△ 56,772,946

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、すべて徴収決定又は支払決定の処置が執られた。

(3) 発生原因

このような事態が生じていたのは、前記の131税務署において、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤るなどしているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったり、課税資料の収集・活用が的確でなかったりしたため、誤ったままにしていたことなどによると認められる。

なお、上記事態の中には、同一事由により誤っているものがあり、これについて本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項がある(国税庁が講じた処置の内容については、後掲145ページの「所得税の申告書とともに提出される譲渡所得の内訳書等を課税資料として確実に活用することなどにより、事業用建物の譲渡がある場合の消費税の課税が適正なものとなるよう改善させたもの」参照)。

(4) 税目ごとの態様

この293事項について、源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税及び消費税の別に、その主な態様を示すと次のとおりである。

ア 源泉所得税に関するもの

源泉所得税に関して徴収不足になっていたものが2事項あった。これらは、配当及び退職手当に関するものである。

配当及び退職手当の支払者は、支払の際に、所定の方法により計算した源泉所得税を徴収し、徴収の日の属する月の翌月10日までに国に納付しなければならないこととなっている。そして、この法定納期限までに納付がない場合には、税務署は支払者に対して、納税の告知をしなければならないこととなっている。

この配当及び退職手当に関して、徴収不足になっている事態が2事項4,960,250円あった。その内容は、自己株式の取得による配当とみなされる金額について、法定納期限を経過した後も長期間にわたって源泉所得税が納付されていなかったり、退職手当に対する税額の計算に当たり適用すべき年分の税率に誤りがあり税額が過小のままとなっていたりしているのに、課税資料の収集・活用が的確でなかったり、これを見過ごしたりしたため、納税の告知をしていなかったものである。

イ 申告所得税に関するもの

申告所得税に関して徴収不足又は徴収過大になっていたものが89事項あった。この

内訳は、不動産所得に関するもの 41 事項、事業所得に関するもの 19 事項及びその他に関するもの 29 事項である。

(ア) 不動産所得に関するもの

個人が不動産を貸し付けた場合には、その総収入金額から必要経費を差し引いた金額を不動産所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。そして、個人が不動産の貸付けについて、収入及び経費の各項目の金額に消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含めて経理している場合には、経費に係る消費税等の額が収入に係る消費税等の額を超えるときに生ずる消費税等の還付金を不動産所得の計算上、総収入金額に算入することとなっている。

この不動産所得に関して、徴収不足になっている事態が 41 事項 119,657,600 円あった。その主な内容は、収入及び経費に消費税等を含めて経理している場合の消費税等の還付金を総収入金額に算入していないのに、これを見過ごしたため、不動産所得の金額を過小のままとしていたものである。

(イ) 事業所得に関するもの

個人が事業を営む場合には、その総収入金額から必要経費を差し引いた金額を事業所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。そして、個人と生計を一にする親族が、個人の営む事業所得を生ずべき事業に従事したことなどによりその事業から対価の支払を受ける場合には、原則としてその対価の金額はその事業に係る事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することはできないこととなっている。

この事業所得に関して、徴収不足になっている事態が 19 事項 49,308,500 円あった。その主な内容は、生計を一にする親族に対し支払った給与等を必要経費に算入し、総収入金額から差し引く必要経費の額を過大としているのに、これを見過ごしたため、事業所得の金額を過小のままとしていたものである。

<事例 1> 事業所得の必要経費を過大としていたもの

納税者 A は、平成 17 年分から 19 年分までの各年分の申告に当たり、事業所得の計算において、配偶者に対して支払った給与等を必要経費に算入していた。そして、総収入金額からこの必要経費等の額を差し引き、事業所得の金額を算出していた。

しかし、この配偶者は、同人と生計を一にしていることから、同人の営む事業から支払を受ける給与は、その事業に係る事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することはできない。したがって、このことなどにより事業所得の金額が過小となっているのに、これを見過ごしたため、申告所得税額 17 年分 6,882,000 円、18 年分 7,215,000 円及び 19 年分 5,080,000 円、計 19,177,000 円が徴収不足になっていた。

(ウ) その他に関するもの

上記(ア)及び(イ)のほか、譲渡所得、所得税額の特別控除等に関して、徴収不足になっている事態が 24 事項 59,934,800 円、徴収過大になっている事態が 5 事項 14,540,700 円あった。

ウ 法人税に関するもの

法人税に関して徴収不足又は徴収過大になっていたものが147事項あった。この内訳は、法人税額の特別控除に関するもの59事項、同族会社の留保金に関するもの57事項及びその他に関するもの31事項である。

(ア) 法人税額の特別控除に関するもの

法人税額から一定の金額を控除する各種の特別控除が設けられている。このうち、青色申告書を提出する法人に損金の額に算入した試験研究費がある場合には、当該事業年度の法人税額の100分の20相当額を限度として、試験研究費に一定の割合を乗じた金額(以下「税額控除限度額」という。)を法人税額から控除できることとなっている。そして、当該事業年度において控除できなかった税額控除限度額があるときには、翌事業年度の試験研究費の額が当該事業年度の試験研究費の額を超える場合において、翌事業年度に繰り越して控除できることとなっている。

また、青色申告書を提出する資本金又は出資金の額が3000万円以下の中小企業者等(以下「特定中小企業者等」という。)が特定の機械等を取得して事業の用に供した場合には、その最初の事業年度において、当該事業年度の法人税額の100分の20相当額を限度として、取得価額に一定の割合を乗じた金額を法人税額から控除できることとなっている。

この法人税額の特別控除に関して、徴収不足になっている事態が59事項154,038,500円あった。その主な内容は、次のとおりである。

- a 試験研究費の額が前事業年度の試験研究費の額を超えていない事業年度において、前事業年度から繰り越した税額控除限度額を誤って控除しているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったりしたため、法人税額を過小のままとしていた。
- b 資本金の額が3000万円を超えていて特定中小企業者等に該当しない法人が、特定中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除をしているのに、これを見過ごしたため、法人税額を過小のままとしていた。

<事例2> 試験研究費に係る法人税額の特別控除の規定の適用を誤っていたもの

B会社は、平成16年4月から17年3月までの事業年度分の申告に当たり、試験研究費に係る法人税額の特別控除の規定を適用して、同事業年度の税額控除限度額及び前事業年度から繰り越した額の合計額が同事業年度の法人税額の100分の20相当額を超えないとして、同金額を法人税額から控除していた。

しかし、同会社の申告書等によれば、同事業年度の試験研究費の額は、前事業年度の試験研究費の額を超えていないことから、前事業年度から繰り越した額については上記特別控除の規定を適用できず、同事業年度の法人税額から誤って控除しているのに、これを見過ごしたため、法人税額29,058,000円が徴収不足になっていた。

(イ) 同族会社の留保金に関するもの

1人(18年3月31日以前開始事業年度分については3人以下)の株主等並びにこれらと特殊の関係にある個人及び法人が発行済株式総数又は出資金額の100分の50を

超える株式数又は出資金額を有しているなどの同族会社(19年4月1日以後開始事業年度分については資本金又は出資金の額が1億円以下であるものを除く。以下「特定の同族会社」という。)については、通常の法人税のほか、利益のうち社内に留保した金額が一定の金額を超える場合には、その超える部分の金額(以下「課税留保金額」という。)に対し特別税率の法人税を課することとなっている。

この同族会社の留保金に関して、徴収不足になっている事態が53事項370,860,700円、徴収過大になっている事態が4事項9,127,500円あった。その主な内容は、特定の同族会社に該当して課税留保金額が算出されるのに、これを見過ごしたため、特別税率の法人税を課していなかったものである。

(ウ) その他に関するもの

上記(ア)及び(イ)のほか、受取配当等の益金不算入、減価償却費の計算等に関して、徴収不足になっている事態が31事項74,738,700円あった。

<事例3> 外貨建等証券投資信託の収益の分配金のうち利益の配当等に該当しない金額を受取配当等の金額に含めたため、受取配当等の益金不算入額を過大にしていたもの

法人が内国法人から受ける利益の配当等の金額、外貨建等証券投資信託の収益の分配金のうち内国法人から受ける利益の配当等から成る部分の金額等については、所定の方法により計算した金額を所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととなっている。

C会社は、平成17年1月から18年12月までの2事業年度分の申告に当たり、外貨建等証券投資信託の収益の分配金の2分の1相当額を受取配当等の金額に含めて受取配当等の益金不算入額を計算していた。

しかし、外貨建等証券投資信託の収益の分配金は、その4分の1相当額が受取配当等の金額となる。したがって、受取配当等の金額に含める外貨建等証券投資信託の収益の分配金は、その4分の1相当額として受取配当等の益金不算入額を計算する必要があるのに、これを見過ごしたため、法人税額17年12月期分6,605,700円及び18年12月期分5,221,800円、計11,827,500円が徴収不足になっていた。

エ 相続税・贈与税に関するもの

相続税・贈与税に関して徴収不足又は徴収過大になっていたものが31事項あった。この内訳は、相続税については土地建物等の価額に関するもの21事項及びその他に関するもの8事項、贈与税については有価証券の価額に関するもの2事項である。

(ア) 相続税に関するもの

a 土地建物等の価額に関するもの

個人が相続又は遺贈により取得した土地建物等の価額については、相続人は路線価、固定資産税評価額等を基にして計算することとなっている。そして、1区画の宅地については利用の単位ごとに価額を評価することとなっている。また、道路に直接接していない宅地(以下「無道路地」という。)については減額の補正を行って価額を評価することとなっている。

この土地建物等の価額に関して、徴収不足になっている事態が20事項43,945,500円、徴収過大になっている事態が1事項968,400円あった。その主な内

容は、土地の価額の評価において、利用の単位が異なる複数の宅地を一つの単位として評価するなどしているのに、これを見過ごしたため、土地の価額を過小のままとしていたものである。

＜事例4＞ 土地の評価を誤っていたもの

納税者Dは、平成18年3月相続分の申告に当たり、相続により取得した6筆の宅地を1区画の貸宅地とし、無道路地の補正等を行って価額を評価していた。

しかし、1区画の貸宅地としていた宅地はそれぞれ貸家建付地、自用地及び貸宅地として利用され、また、公道二路線や被相続人の公道に面した自用地に接していた。したがって、6筆の宅地は利用単位ごとに評価すべきであるのに評価していなかったこと、また、無道路地の補正ができないのに補正を行っていたなどのことから課税価格が過小となっているのに、これを見過ごしたため、相続税額14,195,500円が徴収不足になっていた。

b その他に関するもの

上記aのほか、有価証券の価額、相続税額の加算等に関して、徴収不足になっている事態が5事項57,357,600円、徴収過大になっている事態が3事項22,483,300円あった。

(イ) 贈与税に関するもの

個人が贈与により財産を取得した場合には、その取得した財産に対し贈与税を課することとなっている。そして、取得した財産の価額は、贈与により取得した時の時価とされている。

この贈与税に関して、徴収不足になっている事態が2事項5,825,200円あった。その内容は、取引相場のない株式等の価額の計算を誤っているのに、これを見過ごしたため、株式等の価額を過小のままとしていたものである。

オ 消費税に関するもの

消費税に関して徴収不足又は徴収過大になっていたものが24事項あった。この内訳は、課税売上高の計上に関するもの10事項及びその他に関するもの14事項である。

(ア) 課税売上高の計上に関するもの

事業者は、課税の対象となる国内において行った資産の譲渡及び貸付け並びに請負等の役務の提供に係る収入金額を課税売上高に計上することとなっている。

この課税売上高の計上に関して、徴収不足になっている事態が9事項14,217,100円、徴収過大になっている事態が1事項3,821,800円あった。その主な内容は、事業者が事業用建物を譲渡しているのに、課税資料の収集・活用が的確でなかったため、課税売上高を過小のままとしていたものである(後掲145ページ参照)。

＜事例5＞ 事業用建物の譲渡収入を課税売上高としていなかったもの

納税者Eは、平成18年1月から12月までの課税期間分の申告に当たり、資産の貸付けによる収入金額のみを課税売上高としていた。

しかし、同人の申告所得税の申告書に添付された書類等によれば、同人は18年11月に事業の用に供していた建物を譲渡している。この譲渡は事業用資産の譲渡に該当することから、当該譲渡に係る収入金額等を課税売上高に計上する必要があるのに、上記の申告書に添付された書類等の活用が的確でなかったため、消費税額3,539,500円が徴収不足になっていた。

(イ) その他に関するもの

上記(ア)のほか、課税仕入れに係る消費税額の控除等に関して、徴収不足になっている事態が11事項13,047,200円、徴収過大になっている事態が3事項5,831,246円あった。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を国税局等別に示すと次のとおりである。

国税局等	税務署	源泉所得税		申告所得税		法人税		相続 与税		消費税		計	
		事項 数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項 数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項 数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項 数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項 数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項 数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円
札幌国税局	札幌北等2					3	2,541					3	2,541
仙台国税局	弘前等4					3	5,401	1	1,230			4	6,632
関東信越国税局	水戸等16			10	21,521	9	19,714	2	15,423	1	1,412	22	58,072
				2	△2,550			3	△22,752	1	△1,598	6	△26,901
東京国税局	千葉南等56	2	4,960	47	136,377	66	388,598	19	45,663	12	14,562	146	590,162
				2	△11,255	4	△9,127			1	△872	7	△21,255
金沢国税局	富山等3			1	553	3	22,142			2	4,638	6	27,334
名古屋国税局	大垣等15			6	11,132	31	48,732			2	1,530	39	61,394
				1	△734							1	△734
大阪国税局	生野等17			11	27,294	13	85,791	1	40,696			25	153,782
										2	△7,181	2	△7,181
広島国税局	岡山西等5			5	27,862	1	900	3	2,539	1	2,979	10	34,281
高松国税局	高松等2					5	6,430			1	502	6	6,933
福岡国税局	八幡等2			1	1,152	1	2,285			1	1,638	3	5,076
熊本国税局	八代等8			3	3,008	8	17,098					11	20,106
沖縄国税事務所	北那覇							1	1,574			1	1,574
計	131 税務署	2	4,960	84	228,900	143	599,637	27	107,128	20	27,264	276	967,891
				5	△14,540	4	△9,127	4	△23,451	4	△9,653	17	△56,772

そ の 他 (25) (26)

(25) 給与計算に関する事務が適切に行われなかったため、源泉所得税が納付不足となり不納付加算税及び延滞税を支払う結果となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国税庁 (項)国税庁共通費
部 局 等	東京国税局
不納付加算税及び延滞税の内容	不納付加算税は、源泉徴収により納付すべき税額を法定納期限までに納付しない場合に、本税の額に対し所定の割合を乗じて計算した金額を課税するもので、延滞税は、法定納期限までに完納しない本税の額に対して、法定納期限の翌日から納付する日までの期間の日数に応じ、所定の割合を乗じて計算した金額を課税するもの
不当と認める不納付加算税等の額	不納付加算税 50,000,000円(平成20年度)
	延滞税 36,556,100円(平成20年度)
	計 86,556,100円

1 給与に係る源泉所得税の徴収及び納付の概要等

(1) 給与に係る源泉所得税の徴収及び納付

給与の支払者は、所得税法(昭和40年法律第33号)の規定により、支払の際に、所定の方法により計算した源泉所得税を徴収して、徴収の日の属する月の翌月10日(休日等の場合はその翌日。以下「法定納期限」という。)までに国に納付しなければならないこととなっている。

そして、給与の支払者は、徴収した源泉所得税を法定納期限後に納付した場合、国税通則法(昭和37年法律第66号)の規定により、その税額に100分の5などの割合を乗じて計算した金額に相当する不納付加算税と、法定納期限の翌日から徴収した源泉所得税を完納する日までの期間の日数に応じて、その税額に100分の4.4などの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞税を納付しなければならないこととなっている。

(2) 東京国税局における給与計算に関する事務

東京国税局は、総務部人事第一課(以下「人事課」という。)において同局及び管内全84税務署の職員の給与計算に関する事務(以下「給与計算事務」という。)を行っている。給与の支給に当たり、人事課は、給与システムを使用して、社会保険料(国家公務員共済組合の短期掛金、長期掛金等)、源泉所得税等の各控除項目の金額とこれらを合計した控除額計の金額等を同局分、税務署分及びこれら両者を合算した局・署合計分ごとに出力した「支給・控除額・金種別内訳書」(以下「内訳書」という。)を作成している。

上記の給与システムは、内訳書出力の際、個々の控除項目については、その金額が10億円以上で桁数が10桁以上になる場合であっても、印字される範囲は9桁目の金額までで、10桁目以上の金額は印字されない仕様となっていた。このため、人事課の給与事務担当者は、内訳書に印字されている各控除項目の金額を合計した額と、内訳書に10桁目まで印字されている控除額計の金額とを照合して、両者が10億円単位で一致しない場合には、10桁目以上の金額が印字されていない控除項目を特定して内訳書の金額を手書きで補正することになっていた。そして、人事課では、内訳書の決裁の過程で給与事務担当者が行った補正内容に誤りがないか、確認の上、内訳書を総務部会計課(以下「会計課」という。)に送付していた。

(3) 平成19年6月分賞与支給時の給与計算事務

給与事務担当者は、19年6月分賞与支給の際、内訳書のうち税務署分において印字された各控除項目の金額を合計した額と控除額計の金額との間に10億円の開差があったため、その原因を長期掛金の10桁目の金額が印字されていないことにあるとして、印字された長期掛金の金額に10億円を加えるなどの補正をして、内訳書を作成していた。そして、人事課は内訳書を会計課に送付し、会計課は内訳書に基づき、19年6月29日、長期掛金2,148,215,485円を財務省共済組合へ、源泉所得税842,717,033円を麹町税務署へ支払っていた。

その後、20年4月23日に、国家公務員共済組合連合会から東京国税局へ長期掛金の金額について確認依頼があり、内訳書を確認したところ、長期掛金の金額が10億円過大であり、19年6月分賞与支給の際に不一致の原因となった控除項目は長期掛金ではなく源泉所得税であることが判明した。その結果、同局は源泉所得税が10億円納付不足となっていた。

同局は、20年4月28日に財務省共済組合から長期掛金10億円の返還を受け、同月30日に麹町税務署へ源泉所得税10億円を納付した。そして、これに伴い、不納付加算税50,000,000円及び延滞税36,556,100円を同年6月2日に同税務署に納付していた。

なお、前記の給与システムは、20年6月に、内訳書の各控除項目の金額について、11桁目までの金額が印字されるように改善されている。

2 検査の結果

本院は、上記の不納付加算税及び延滞税の支払について、東京国税局から事態の通報があったのを受け、合规性等の観点から、給与計算事務が適切に行われたかなどに着眼して、同局において、内訳書等の関係書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、給与計算事務において、次のような適切とは認められない事態が見受けられた。

19年6月分給与支給の際、給与事務担当者は、内訳書のうち税務署分において長期掛金の金額に10億円を加え補正していたが、これは18年12月分給与支給時に内訳書のうち局・署合計分において長期掛金の金額が10億円を超えて、10桁目の金額が印字されないために不一致が生じていたことから、今回も同様の事態であると思い込んだためであり、10億円を超えた控除項目がどれであるか確認していなかった。そして、人事課では、内訳書の決裁の過程で、各控除項目の金額を合計した額と控除額計の金額が一致するかを比較するなどして検算していたが、各控除項目の金額の正確さまでは確認していなかったため、上記の給与事務担当者の誤りを看過していた。

したがって、同局の給与計算事務において、内訳書の補正及び確認を適切に行っていなかったため、源泉所得税が10億円納付不足となり、不納付加算税50,000,000円及び延滞税36,556,100円、計86,556,100円を支払う結果となっていたことは不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同局において、給与システムで作成される内訳書の控除項目には10桁目以上の金額が印字されないため、各控除項目の金額を合計した額と控除額計の金額が一致しない場合には、その原因となった控除項目を特定して補正する必要があることを認識していながら、内訳書の補正及び確認が適切に行われておらず、給与計算事務が適切を欠いていたことによると認められる。

- (26) 所得税に係る課税額等の訂正に関する書類を作成せず、住民税の賦課徴収を行う地方公共団体に対する当該訂正の周知が遅延したため、当該地方公共団体に損害を与え賠償金を支払う結果となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国税庁 (項)国税庁共通費
部 局 等	東京国税局(支出庁)、渋谷税務署(処分庁)
賠償金の支払額	5,196,800円(平成20年度)
不当と認める賠償金の額	5,196,800円(平成20年度)

1 税務署による地方公共団体への課税額等の周知等

(1) 税務署による地方公共団体への課税額等の周知

政府は、地方税法(昭和25年法律第226号)第325条等の規定により、知事又は市区町村長が住民税等の賦課徴収に当たり、政府に対して、所得税又は法人税の納税者が政府に提

出した申告書等又は政府が行った更正等の書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、関係書類を知事等又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させることとなっている。

国税庁は、国、地方を通じる税務行政の効率化と適正な税務執行の確保のため、国と地方の協力関係を推進する必要があることから、知事等からの閲覧要求に応じる書類を定めている。税務署は、これらの書類を知事等の請求を受けてその指定する職員に対して閲覧に供することで、地方公共団体に対して納税者の課税額等を周知している。

(2) 訂正確認決議書

上記に基づき、税務署が地方公共団体への閲覧に供している書類の一つに訂正確認決議書(以下「決議書」という。)がある。決議書は、訴訟等が提起された課税処分について、判決等により、当該課税処分が取り消され、課税額等に訂正があった場合に、このことを確認するために作成される書類である。

この決議書は、税務署内において、国税局国税訟務官室から訴訟が終了した旨の通知を受けた課税部門が作成することとなっている。その後、この決議書を地方公共団体への閲覧に供するとともに、上記の通知を管理部門に回付し、管理部門は還付金を支払うこととなっている。

(3) 渋谷税務署における裁判の敗訴に伴う訂正後の課税額等の周知

渋谷税務署管内の納税者が、品川税務署管内に在住していた時に提出した「平成11年分所得税確定申告書」への更正及び過少申告加算税賦課決定の課税処分に対して起こした訴訟について、20年2月、東京高等裁判所において国側敗訴の判決があり、3月に同判決が確定した。同月12日、渋谷税務署は東京国税局国税訟務官室から訴訟が終了した旨の通知を受けて、同月14日に還付すべき所得税と還付加算金を合わせ319,825,400円を納税者に支払った。

その後、同人から住民税を徴収していた品川区から10月28日に裁判の敗訴に伴う課税額等の訂正の有無について問い合わせがあったため、渋谷税務署は、11月13日に課税額等の訂正があったことを品川区に連絡した。これを受けて品川区は同月14日に住民税の変更決定通知を行い、還付すべき住民税と還付加算金を合わせ240,421,500円を納税者に支払った。

このため、品川区は、渋谷税務署に対して、課税額等の訂正の周知が遅延したとして、遅延した期間に係る還付加算金に相当する額の賠償を求めた。両者は、21年2月24日、品川区が課税額等の訂正を知り得た日の翌日から還付のため支出を決定した日までの期間に係る還付加算金に相当する金額5,196,800円を国が賠償することで合意し、3月24日に、東京国税局から品川区に対して支払がなされた。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、上記の賠償金の支払について、東京国税局から事態の通報があったのを受け、合规性等の観点から、地方公共団体への課税額等の周知に関する事務処理が適切に行われていたかなどに着眼して、同局及び渋谷税務署において会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、渋谷税務署における地方公共団体への課税額等の周知に関する事務処理について、次のような適切とは認められない事態が見受けられた。

渋谷税務署の資産課税部門は、20年3月12日に東京国税局国税訟務官室から、前記の訴訟について一時所得とした課税処分を取り消して譲渡所得とする判決が確定し、訴訟が終了した旨の通知を受けた。同部門の担当者は、管理部門へ訴訟が終了したことを連絡するとともに、本件課税処分が所得税に関するもので個人課税部門にも関係していたことから上記の通知を個人課税部門へ回付したが、決議書は作成しなかった。

一方、個人課税部門の担当者は、同日、管理部門へ上記の通知を回付したが、決議書については、同通知の回付を資産課税部門を通じて受けたため資産課税部門が作成するものと認識して、これを作成しなかった。

このため、渋谷税務署では10月28日に品川区から課税額等の訂正に係る問い合わせがあるまで決議書を作成していなかった。

上記のように、課税額等の周知に関する事務処理において、決議書を作成せず、課税額等の訂正の周知が遅延したため、品川区に損害を与え、品川区に賠償金5,196,800円を支払う結果となったことは不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、渋谷税務署において、個人課税部門と資産課税部門の両部門に係る課税処分であると認識しながら決議書の作成について十分な協議が行われなかったため、決議書を作成しておらず、地方公共団体への課税額等の周知に関する事務処理が適切を欠いていたことによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 賃貸マンション等の取得に係る消費税額のうち非課税売上げである家賃収入に対応する部分の額が、国に適切に納付されることとなるための措置を講ずるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部 局 等	財務本省
消費税額の調整の概要	賃貸マンション等の一定の固定資産の取得に係る消費税額が仕入税額控除された場合において、その課税期間の課税売上割合よりもその後の課税売上割合の方が著しく減少した場合に、調整を行う課税期間において仕入控除税額を減額調整するもの
賃貸マンション等を取得した日の属する課税期間において消費税の還付を受けていた個人事業者数及び還付額	150 個人事業者 8 億 8521 万余円(平成 18 年度)
上記のうち消費税額の調整を免れている個人事業者数及び調整を免れていることにより国に納付されていない額	126 個人事業者 6 億 3041 万円

【意見を表示したものの全文】

賃貸マンション等の取得に係る消費税額の納付について

(平成21年10月20日付け 財務大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 仕入税額控除制度の概要

消費税は、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき製造、卸売、小売等の各段階の売上げに課税され、その税相当額が順次価格に織り込まれて転嫁され、最終的には消費者が負担することが予定されている。そして、消費税法では、前段階で課税されている消費税が各段階で二重、三重に累積的に課税されないように、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除する仕組み(以下、この仕組みを「仕入税額控除制度」という。)を採っている。この仕入税額控除制度により、事業者が納付すべき消費税額が算定されることとなるが、控除することとなる課税仕入れに係る消費税額が課税売上げに係る消費税額より多額となる場合は、その差額が事業者へ還付されることとなる。

(2) 課税事業者の選択及び課税期間の短縮の特例

消費税は、消費一般に対して広く公平に負担を求めするため、課税対象となる取引を行う事業者を課税事業者としている。一方、基準期間(個人事業者は課税期間^(注2)の前々年、法人は課税期間の前々事業年度)における課税売上高が1000万円以下の事業者については、納税事務の負担等に配慮して、消費税の納税義務が免除されることとなっている。しかし、消費税の納税義務が免除される者(以下「免税事業者」という。)であっても、「消費税課税事業者選択届出書」を所轄の税務署長に提出することで、課税事業者になることを選択することができることとなっている。そして、課税事業者になることを選択した事業者は、「消費税課税事業者選択届出書」を提出した課税期間の翌課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間以後であれば、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を所轄の税務署長に提出することができ、当該届出書を提出した課税期間の翌課税期間以後に免税事業者に戻ることができることとなっている。

また、消費税の課税期間は、原則として、個人事業者の場合は暦年とされているが、「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を所轄の税務署長に提出することにより、課税期間を1か月(年12回申告)又は3か月(年4回申告)に短縮することができる特例が設けられている。

(3) 仕入控除税額の計算及び簡易課税制度

課税売上げに係る消費税額から控除できる課税仕入れに係る消費税額(以下「仕入控除税額」という。)は、原則として、課税売上げに対応する課税仕入れに係る消費税額とされている。したがって、社会政策的な配慮等により消費税を課さないこととなっている住宅の貸付け、土地の譲渡等に係る売上げ(以下「非課税売上げ」という。)に対応する課税仕入れに係る消費税額は仕入控除税額にならないこととなっている。

一方、課税事業者の納税事務の簡素化等の観点から、課税期間の課税売上割合が95%^(注3)

以上の課税事業者は、課税仕入れに係る消費税額が課税売上げに対応するものか非課税売上げに対応するものかを区分せず、その全額を仕入控除税額とすることとなっている。

また、基準期間における課税売上高が5000万円以下の事業者については、納税事務の負担に配慮して、「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄の税務署長に提出することで、実際の仕入控除税額を計算することなく、納付税額を簡易に計算する簡易課税制度の適用を受けることができることとなっている。

(4) 消費税額の調整

消費税法では、前記のとおり、課税期間の課税売上割合が95%以上の場合は、課税仕入れに係る消費税額の全額を仕入控除税額とすることとなっている。

しかし、建物等の一定の固定資産を取得した場合の仕入税額控除は、当該固定資産を取得した後の課税期間において事業者の事業形態が変化したことにより課税売上割合が著しく変動することがあることなどにかんがみ、当該固定資産を取得した日の属する課税期間(以下「取得課税期間」という。)のみで完結することとはなっていない。すなわち、当該事業者が取得課税期間の開始の日から3年を経過する日の属する課税期間(以下「調整課税期間」という。)まで当該固定資産を保有していて、かつ、その間の各課税期間の課税売上割合を通算した課税売上割合(以下「通算課税売上割合」という。)が、取得課税期間の課税売上割合より著しく変動した場合は、調整課税期間の仕入税額控除において消費税額の調整を行うこととなっている。そして、この消費税額の調整は、課税売上割合が著しく減少した^(注4)場合、所定の算式により計算した調整額を調整課税期間における仕入控除税額から控除することにより行われ、その結果、調整額に相当する額が、調整を行わないとした場合に算定される消費税額に加算されて国に納付されることとなる。

しかし、この消費税額の調整は、調整課税期間に、当該事業者が免税事業者又は簡易課税制度適用事業者になっている場合は適用されないこととなっている。

(注1) 事業者 個人事業者及び法人

(注2) 課税期間 納付する消費税額の計算の基礎となる期間

(注3) 課税売上割合 課税売上高と非課税売上高を合算した総売上高に占める課税売上高の割合

(注4) 課税売上割合が著しく減少した場合 消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第53条第2項に定める次の2つの基準を満たす場合

- ・(取得課税期間における課税売上割合－通算課税売上割合)／取得課税期間における課税売上割合 \geq 100分の50
- ・取得課税期間における課税売上割合－通算課税売上割合 \geq 100分の5

(注5) 所定の算式 取得課税期間の課税売上割合が95%以上の場合の調整額は、次の算式により算出される。

- ・調整額＝固定資産の取得に係る消費税額－(固定資産の取得に係る消費税額×通算課税売上割合)

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

消費税法は、前記のとおり、消費税が二重、三重に累積的に課税されないように仕入税額

控除制度を採っている。そして、仕入控除税額が課税売上げに係る消費税額より多額となる場合は、その差額が事業者に還付されることとなっている。

しかし、賃貸マンション等の取得に係る消費税額は、通常であれば、仕入控除税額とならないが、本院が消費税の還付に関する検査を実施したところ、賃貸マンション等を取得した個人事業者の中に、課税事業者の選択の特例により課税事業者になった上で、課税期間の短縮の特例を利用して取得課税期間における課税売上割合を95%以上にすることにより、賃貸マンション等の取得に係る消費税額の全額を仕入控除税額として還付を受けている者が見受けられた。

そこで、上記のような事態が生じていることにかんがみ、有効性等の観点から、賃貸マンション等を取得した場合の消費税額に関して、課税売上割合の著しい減少に伴う消費税額の調整を含めた仕入税額控除の制度が有効に機能しているかに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき本院に提出された国税収納金整理資金支払命令額計算書証拠書類により、前記のような賃貸マンション等の取得に係る消費税額の全額を仕入控除税額として還付を受けている場合において、その後、消費税額の調整が行われているか否かの状況などを把握できる直近の年度である平成18年度において、1件300万円を超える消費税額等の還付を受けている個人事業者の中から46(注6)税務署管内の532者を選定し、これらの者の納付又は還付消費税額を対象として、当該46税務署において消費税の申告書等により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような状況が見受けられた。

(1) 還付の状況

前記の532個人事業者のうち150者が、次の方法により、賃貸マンション等の取得課税期間において、当該取得に係る消費税額計8億7892万余円の全額を仕入税額控除していた。

ア 免税事業者が、取得課税期間より前に「消費税課税事業者選択届出書」を所轄の税務署長に提出して、課税事業者になることを選択する。

イ 「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を所轄の税務署長に提出して、課税期間を短縮する特例の適用を受けるなどして、取得課税期間において非課税売上げである家賃収入が発生しないようにするとともに、自動販売機の設置などにより、課税売上げである販売手数料収入等を発生させることにより、当該取得課税期間における課税売上割合を95%以上にする。

そして、前記の150個人事業者は、賃貸マンション等の取得に係る消費税額の全額とその他の課税仕入れに係る消費税額とを合計した仕入控除税額が課税売上げに係る消費税額より多額であることから、その差額計8億8521万余円の還付を受けていた。

(2) 消費税額の調整の状況

上記の150個人事業者について賃貸マンション等の取得課税期間の課税売上割合と取得課税期間の翌年1年間の課税売上割合を比較したところ、取得課税期間の課税売上割合は

95%以上であったものが、取得課税期間後に家賃収入(非課税売上げ)が発生することにより、翌年1年間には最低で0.0%、最高でも43.6%、平均14.6%と著しく減少していることから、調整課税期間まで引き続き同様な課税売上割合であったとすれば、調整課税期間において消費税額の調整を行う必要が生ずることになるのに、次のア及びイのとおり、調整課税期間において消費税額の調整を免れている個人事業者が126者いた。

ア 調整課税期間が到来する前に、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を所轄の税務署長に提出し免税事業者に戻ることににより調整を免れているもの

104 個人事業者

イ 調整課税期間が到来する前に、「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄の税務署長に提出し、簡易課税制度の適用を受けることににより調整を免れているもの

22 個人事業者

前記の126個人事業者について、消費税額の調整を免れることなく、調整課税期間においても取得課税期間の翌年1年間の課税売上割合と同様な課税売上割合であったとして調整額を推計すると、これらの者の取得課税期間に仕入控除税額とされた賃貸マンション等の取得に係る消費税額計7億4161万余円のうち、非課税売上げである家賃収入に対応する部分の額計6億3041万余円が調整額となることから、この調整額に相当する額が調整を行わないとした場合に算定される消費税額に加算されて国に納付されることになる。しかし、126個人事業者は、上記のとおり消費税額の調整を免れているため、上記の調整額に相当する額6億3041万余円は国に納付されていない。

上記についての事例を示すと、次のとおりである。

<事例>

個人事業者Aは、平成17年12月に「消費税課税事業者選択届出書」及び「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を所轄の税務署長に提出することにより、課税事業者になるとともに、課税期間を3か月に短縮する特例を受けていた。そして、18年2月に賃貸マンションを1億4000万余円(税抜き)で取得するとともに、同年3月に自動販売機を設置していた。これにより、取得課税期間(同年1月から3月まで)において、自動販売機による販売手数料収入(課税売上げ)1,828円を発生させる一方、当該マンションの賃貸を同年5月から行うことにより、家賃収入(非課税売上げ)を発生させていなかった。

このため、Aは、取得課税期間に係る消費税の申告において、課税売上割合が100%となることから、賃貸マンションの取得に係る消費税額560万余円の全額にその他の課税仕入れに係る消費税額を加えた563万余円を仕入控除税額としていた。そして、この仕入控除税額が上記課税売上げに係る消費税額40円より多額であることから、その差額563万余円の還付を受けていた。

その後、19年の1年間において、取得した賃貸マンションから非課税売上げである家賃収入が1733万余円発生し、課税売上割合が2.9%と著しく減少していることから、調整課税期間(20年10月から12月まで)まで引き続き同様な課税売上割合であったとすれば、消費税額の調整を生ずることになり、その場合には調整額546万余円(推

計額)に相当する額が調整を行わないとした場合に算定される消費税額に加算されて国に納付されることになる。

しかし、Aは19年10月に「消費税課税事業者選択不適用届出書」を所轄の税務署長に提出して免税事業者に戻ることに伴い、消費税額の調整を免れているため、調整額に相当する額546万余円は国に納付されていない。

このように、賃貸マンション等の取得に係る消費税額が仕入控除税額に算入され還付がされているのに、その後の課税売上割合の著しい減少にもかかわらず、免税事業者に戻ったり簡易課税制度の適用を受けたりすることで消費税額の調整を免れていて、調整額に相当する額が国に納付されていない事態は、消費税額の調整を含む仕入税額控除制度が有効に機能しておらず、賃貸マンション等の取得に係る消費税額を仕入税額控除していない事業者や消費税額の調整を行っている事業者との間で公平性が著しく損なわれていると認められる。

(改善を必要とする事態)

上記のように、消費税額の調整を含む仕入税額控除制度が有効に機能しておらず、賃貸マンション等の取得に係る消費税額を仕入税額控除していない事業者や消費税額の調整を行っている事業者との間で公平性が著しく損なわれている事態は適切とは認められず改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、通常であれば仕入税額控除されることとはならない賃貸マンション等の取得に係る消費税額が仕入控除税額に算入され還付がされているのに、その後の課税売上割合の著しい減少にもかかわらず、消費税額の調整を免れて、調整額に相当する額が国に納付されないこととなる事態を防ぐための措置が十分講じられていないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

消費税については消費一般に対して広く公平に負担を求めるものであることから、消費税額の調整を含めた仕入税額控除制度を有効に機能させ、公平性を高める必要がある。

については、貴省において、賃貸マンション等の取得に係る消費税額のうち非課税売上げである家賃収入に対応する部分の額が、国に適切に納付されることとなるための措置を講ずるよう意見を表示する。

(注6) 46税務署 水沢、土浦、佐野、高崎、熊谷、浦和、新潟、千葉西、麴町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、四谷、新宿、小石川、浅草、向島、江東西、渋谷、中野、板橋、日野、保土ヶ谷、緑、川崎北、厚木、七尾、浜松西、千種、名古屋北、小牧、大津、南、豊能、吹田、枚方、八尾、富田林、神戸、岡山西、広島東、西福岡、熊本東、八代各税務署

- (2) 建設国債の発行により調達されて、一般会計から特別会計に繰り入れられた資金に係る剰余金等の使途等について、建設国債の発行に対して法律上設けられている制限を形がい化することなどが無いようにするための方策を検討するよう意見を表示したものの

会 計 名	一般会計、国立高度専門医療センター特別会計、国営土地改良事業特別会計(平成20年度以降は、一般会計及び食料安定供給特別会計)、国有林野事業特別会計 治水、道路整備、港湾整備、空港整備各特別会計(20年度以降は、社会資本整備事業特別会計)
部 局 等	財務本省
建設国債の概要	財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項の規定に基づき、公共事業費、貸付金等の財源に充てるために、毎年度国会の議決を経た金額の範囲内で発行される公債
(1)建設国債による調達資金が繰り入れられている項の不用額	616億9893万円(背景金額)(平成19年度)
(2)建設国債による調達資金が財源の一部となっている貸付金の償還額	168億8485万円(背景金額)(平成19年度)
(1)及び(2)の計	785億8378万円(背景金額)(平成19年度)

【意見を表示したものの全文】

建設国債の発行により調達された資金に係る剰余金等の使途等について

(平成21年10月30日付け 財務大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 建設国債の概要等

(1) 建設国債の内容等

貴省は、国の歳出需要を賄うための財源として公債を発行しており、平成20年度末の公債残高は680兆5091億余円になっている。

このうち一般会計で発行される公債には普通国債があり、これには建設国債と特例国債(赤字国債)等の種類があつて、20年度末の公債残高の約8割を占めている。そして、普通国債の残高の推移をみると、建設国債は、昭和41年度に6750億円であつたものが年々増加して、近年は減少傾向にあるものの、平成20年度末現在では224兆9269億余円と多額に上っている。一方、特例国債等は、昭和50年度に2兆1169億余円であつたものが年々増加して、平成20年度末現在では321兆0312億余円になっている。

建設国債の発行については、財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項において、「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。」とされている。公共事業費の範囲については、

同条第3項において、毎年度国会の議決を経なければならないとされており、具体的には毎年度の予算総則において公共事業費に該当する(項)が定められている。そして、この公共事業費の財源として建設国債を発行することができるのは、それが消費的支出ではなく、受益が長期にわたる国の資産を形成するものであることから、後世代に相応の負担を求めることが適当であるためであるとされている。

また、貸付金の財源として建設国債を発行することができるのは、貸付金が国の資産であること、貸付金の元本の償還等により公債等の償還が可能となることによるとされている。

19年度における建設国債の発行限度額は6兆0940億円で、発行額(額面ベース)は6兆0439億余円となっている。19年度一般会計予算の予算総則では、同年度の公共事業費の範囲として、国会を始め15府省等の(項)衆議院施設費等230の項が規定されている(以下、この230の項に係る経費を「建設国債対象経費」という。)

(2) 建設国債対象経費の特別会計への繰入れ

特別会計には、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「特会法」という。)に定められている一般会計からの繰入対象経費の財源に充てるために、一般会計から19年度に計47兆8540億余円(一般会計支出済歳出額の58.4%)が繰り入れられている。このうち、財源として建設国債を発行することができる公共事業費に該当する(項)として定められた一般会計の(項)から特別会計に繰り入れられた額は、厚生労働省等3省所管の国立高度専門医療センター特別会計等7特別会計^(注2)における計1兆8772億余円となっている。

また、19年度以前に貸付金の財源として建設国債の発行により調達された資金が一般会計から繰り入れられており、19年度末に貸付事業を行っている4特別会計^(注3)では、一般会計からの繰入れの累計額は9227億余円となっている。

(注1) 3省 厚生労働省、農林水産省及び国土交通省

(注2) 7特別会計 国立高度専門医療センター、国営土地改良事業、国有林野事業、治水、道路整備、港湾整備、空港整備各特別会計

(注3) 4特別会計 食料安定供給、都市開発資金融通、港湾整備、空港整備各特別会計

(3) 特別会計における剰余金の取扱い

特別会計では、19年4月に施行された特会法に、財政健全化に向けた決算上の剰余金の処理に関する特別会計共通の規定がおかれている。すなわち、同法第8条第1項では「各特別会計における毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合において、当該剰余金から次章に定めるところにより当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控除してなお剰余があるときは、これを当該特別会計の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。」とされており、さらに、同条第2項では「前項の規定にかかわらず、同項の翌年度の歳入に繰り入れるものとされる金額の全部又は一部に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れることができる。」とされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

我が国では、連年、建設国債のほかに特例国債等も発行していて、これらの残高は年々増加しており、財政の健全化が喫緊の課題となっている。

そして、特別会計については、行政に要する経費を抑制して将来の国民負担の上昇を抑えるという理念の下、経理の明確化等を図り、資産及び負債並びに剰余金等の縮減の措置等に

より財政の健全化に寄与することを目標として改革が行われて、19年4月に特会法が施行されている。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、建設国債の発行により調達されて、一般会計から特別会計に繰り入れられた資金に係る剰余金等の使途等がどのようになっているかに着目して検査した。

(検査の対象及び方法)

本院は、19年度に公共事業費の財源として建設国債の発行により調達された資金が一般会計から繰り入れられている7特別会計及び19年度以前に貸付金の財源として建設国債の発行により調達された資金が一般会計から繰り入れられている4特別会計、計11特別会計(重複を除いた9特別会計)の19年度決算を対象として、財務本省等^(注4)4本省において会計実地検査を行った。そして、公共事業費の剰余金及び貸付金の償還額の使途等について、予算書、決算書等関係書類により検査した。

(注4) 4本省 財務本省、厚生労働本省、農林水産本省及び国土交通本省

(検査の結果)

建設国債の発行により調達された資金を財源としている9特別会計における19年度の剰余金の処理等について検査したところ、次のような状況となっていた。

(1) 公共事業費の剰余金の使途等

前記の7特別会計に一般会計の建設国債対象経費から繰り入れられた額は、次表のとおり、計1兆8772億余円となっており、各特別会計における計87項の歳出財源に充てられている。

表 7特別会計87項の歳出科目の歳出決算(平成19年度) (単位：百万円)

態 様	特別会計名 (所管省名)	勘定名	対象 (項) 数	支出済 歳出額	歳出科目の財源の内訳					不用額
					一般会計より受入		前年度剰 余金受入 等	地方公共 団体負担 金等収入	歳出財源 計	
					建設国債 対象経費	特定財源 等				
消費的 支出の 財源と しているもの	国立高度専門 医療センター (厚生労働省)		1	10,045	6,744	—	18,174	—	24,918	282
	空港整備(国 土交通省)		11	290,028	73,734	82,516	195,532	5,708	357,492	6,436
後年度 公共費 等財源 として しているもの	国営土地改良 事業(農林水 産省)		7	414,994	302,736	—	61,529	143,058	507,324	19,878
	国有林野事業 (農林水産省)		7	153,120	142,391	—	20,799	3,575	166,766	19,490
	治水(国土交 通省)	治 水	26	1,022,306	800,043	1,118	201,703	231,470	1,234,335	2,001
		特定多 目的ダ ム建設 工事	5	180,400	115,940	—	39,686	61,427	217,054	15
	道路整備(国 土交通省)		16	2,846,520	205,600	1,896,912	804,003	638,265	3,544,782	11,951
	港湾整備(国 土交通省)	港湾整 備	11	304,071	228,329	—	45,282	70,427	344,038	1,642
		特定港 湾施設 工事	3	7,853	1,778	—	964	5,693	8,436	0
小 計		75	4,929,267	1,796,820	1,898,031	1,173,968	1,153,918	6,022,738	54,980	
合 計		87	5,229,341	1,877,299	1,980,548	1,387,674	1,159,627	6,405,149	61,698	

注(1) この表は、建設国債対象経費が繰り入れられた(項)に係る支出済歳出額、不用額等を集計したものである。

注(2) 特定財源等に該当するものとして、道路整備特別会計では揮発油税相当額及び石油ガス税の2分の1相当額、空港整備特別会計では航空機燃料税の13分の11相当額、治水特別会計では建設国債対象経費以外の財源を一般会計から受け入れている。

注(3) 円単位で集計したのち、百万円単位で表記しているため、合計額は一致しない。

これらの7特別会計における公共事業費に係る不用額計616億9893万余円の使途等は、次のとおりとなっていた。

ア 消費的支出の財源としているもの

(ア) 国立高度専門医療センター特別会計では、19年度に厚生労働省所管の建設国債対象経費である一般会計の(項)国立高度専門医療センター施設費から67億4469万余円を受け入れて、同特別会計の(項)施設整備費249億1885万余円の歳出財源の一部としている。

(項)施設整備費の19年度歳出決算においては、契約価格が予定を下回ったことなどにより不用額が2億8226万余円生じており、同特別会計では、この不用により生じた剰余金を翌年度以降の国立高度専門医療センターの経営費に充てるために必要な金額として積立金に積み立てている。そして、この剰余金には、上記の建設国債対象経費に係る分8307万余円が含まれていて、消費的支出の財源に使われる結果となっている。

(イ) 空港整備特別会計では、19年度に国土交通省所管の建設国債対象経費である一般会計の(項)空港整備事業費等7項から計737億3444万余円(内閣府所管の移替え分を含む。)を受け入れて、同特別会計の(項)空港整備事業費等11項計4635億3390万余円の歳出財源の一部としている。

(項)空港整備事業費等11項の19年度歳出決算においては、用地取得の難航や事業計画の変更等により不用額が計64億3651万余円生じており、同特別会計では、この不用により生じた剰余金を21年度の歳入に計上して、(項)空港等維持運営費等の歳出財源に充てている。そして、この剰余金には、上記の建設国債対象経費に係る分が含まれていて、一般会計からの繰入対象経費とされている空港整備事業に要する費用に該当しない消費的支出の財源に使われる結果となっている。

イ 後年度の公共事業費等の財源としているもの

治水特別会計等5特別会計では、19年度に国土交通省所管及び農林水産省所管の建設国債対象経費である一般会計の(項)治水事業費等35項から5特別会計に計1兆7968億余円(内閣府所管の移替え分を含む。)を受け入れて、5特別会計の(項)河川事業費等75項計6兆2449億余円の歳出財源の一部としている。

これら5特別会計の公共事業費に該当する75項の19年度歳出決算においては、地元調整の難航や事業計画の変更等により不用額が計549億8015万余円生じており、5特別会計では、この不用により生じた剰余金を翌年度の歳入に計上するなどして、建設国債が発行された年度よりも後の年度に公共事業費等の歳出財源の一部に充てている。

(2) 貸付金の償還額の使途等

19年度以前に貸付金の財源として建設国債の発行により調達された資金が一般会計から繰り入れられている前記の4特別会計のうち空港整備特別会計及び港湾整備特別会計に

における19年度の貸付金償還額計168億8485万余円の用途等は、次のとおりとなっていた。

ア 消費的支出の財源としているもの

空港整備特別会計では一般会計から建設国債の発行により調達された資金を受け入れて、これを独立行政法人空港周辺整備機構等4法人に対して貸し付けており、昭和54年度から平成19年度までの間における一般会計からの受入額は計3921億2516万余円、19年度末の貸付金残高は3492億9848万余円となっている。19年度における貸付金の償還額は101億2114万余円となっており、同特別会計ではこれを当該年度の歳入に計上して、消費的支出である(項)空港等維持運営費の財源に充てている。

イ 後年度の公共事業費等の財源としているもの

港湾整備特別会計では一般会計から建設国債の発行により調達された資金を受け入れて、これを財団法人民間都市開発推進機構等16法人に対して貸し付けており、昭和56年度から平成19年度までの間における一般会計からの受入額は計1107億4315万余円、19年度末の貸付金残高は550億6068万余円となっている。19年度における貸付金の償還額は67億6370万余円となっており、同特別会計ではこれを当該年度の歳入に計上して、建設国債が発行された年度よりも後の年度に公共事業費等の歳出財源の一部に充てている。

(改善を必要とする事態)

国の歳出は公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源とすることが原則であることから、公債又は借入金を財源の一部としている特別会計において生ずる剰余金は財政の健全化のために活用する必要があると認められる。特に、公共事業費等に充てるために建設国債の発行により調達されて、一般会計から特別会計に繰り入れられた資金については、不用により剰余金となったり、償還により回収された資金に貸付金として使用する予定がなかったりする場合には一般会計に繰り入れることができることとなっているのに、これらが特別会計の歳入に計上されて、消費的支出の財源に充てられたり、後年度の公共事業費等の財源に充てられたりなどしている事態は、建設国債の発行に対して法律上設けられている制限を形がい化していたり、財源の既得権化による財政の硬直化を招くおそれをもたらしたりするものであり適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、国の健全な財政を確保する立場にある貴省において、公共事業費等に充てるため建設国債の発行により調達されて特別会計に繰り入れられた資金が不用となり生じた剰余金等の用途等について十分留意していなかったこと、貴省及び各省において、建設国債の発行の意義・目的、特会法第8条第2項の活用等に対する認識が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

本院は、参議院からの要請を受けて、18年10月に「特別会計の状況に関する会計検査の結果について」を報告しており、その中で、予算の執行状況や決算の精査、分析を一層徹底して、その結果を的確に予算に反映させること、決算剰余金、積立金等の内容や残高に留意

して、可能な場合には一般会計への繰入れも含めてその有効活用を図るなどの検討を行うことなどを所見として記述している。

また、特別会計の改革により19年4月に特会法が施行されて、特別会計の剰余金は、同法第8条第2項の規定に基づき、一般会計の歳入に繰り入れることができることとなっている。

そして、貴省は、現在の厳しい財政状況の下で、特別会計において歳出の適切な見積りなどにより一般会計からの繰入額を圧縮することに努めるとともに、一般会計への繰入れなどにより特別会計の剰余金を財政の健全化に寄与させることに取り組むとしている。

については、貴省において、国の歳出は公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源とすることが原則であること及び建設国債は公共事業費、貸付金等の財源とする場合に限り例外的に発行することができるものとされているものであることにかんがみ、引き続き上記の課題に取り組むとともに、今回の検査結果を踏まえて、前記の剰余金等の使途等に留意して、剰余金等が消費的支出の財源に使われて建設国債の発行に対して法律上設けられている制限を形がい化したり、一般会計に繰り入れられないまま財源の既得権化による財政の硬直化を招いたりすることがないようにするための方策を検討するよう意見を表示する。

(3)(4) 利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示したもの

会計名及び科目	(1) 一般会計 (組織)財務本省 (項)財務本省共通費 (組織)財務局 (項)財務局共通費 財政投融资特別会計 (項)事務取扱費 外国為替資金特別会計 (項)事務取扱費 地震再保険特別会計 (項)事務取扱費 国債整理基金特別会計 (項)事務取扱費 (平成19年度以前は、(項)財務本省)
	(2) 一般会計 (組織)国税庁 (項)税務業務費 (平成19年度以前は、(項)税務官署)
部 局 等	(1) 財務本省 (2) 国税庁
電子申請等関係システムの概要	国民が国の行政機関とこれまで書面を用いてやり取りしてきた申請・届出等について、インターネット等を経由した電子的な申請等によっても行うことができるようにするためのシステム
効果が十分発現していない電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費	(1) 9億6387万円(背景金額)(平成17年度～20年度) (2) 1億0789万円(背景金額)(平成17年度～20年度)

【意見を表示したものの概要】

(1) 財務本省

電子申請等関係システムの利用状況について

(平成 21 年 9 月 18 日付け 財務大臣あて)

財務省が運用している財務省電子申請システムは、システムの整備・運用等に係る経費が多額(平成 17 年度から 20 年度までの整備・運用等に係る経費 9 億 6387 万余円)に上っているにもかかわらず、電子申請率が 1%以下と著しく低迷しており、かつ、年間の電子申請件数が 100 件以下となっていて、システムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない事態となっている。

(2) 国税庁

電子申請等関係システムの利用状況について

(平成 21 年 9 月 18 日付け 国税庁長官あて)

国税庁が運用している国税庁電子開示請求システムは、システムの整備・運用等に係る経費が多額(平成 17 年度から 20 年度までの整備・運用等に係る経費 1 億 0789 万余円)に上っているにもかかわらず、電子申請率が 10%以下と低迷していて、18 年度以降は 1%以下と著しく低迷しており、かつ、19 年度以降の電子申請件数が 100 件以下となっていて、システムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない事態となっている。

(本院が表示した意見の内容は他の分と合わせて 50 ページの内閣の項に総括的に掲記している。)

(5) 還付金が高額となっている申告について他の還付申告と区分するなどして支払事務に要する日数を短縮することなどにより、還付加算金の節減を図るよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)還付金 (項)各税還付金
部 局 等	国税庁
還付金の根拠	国税通則法(昭和 37 年法律第 66 号)
高額還付金支払金額	2 兆 1198 億 5637 万余円(平成 20 年 1 月～12 月)
上記のうち還付加算金額	118 億 5261 万余円
上記のうち節減できた認められる還付加算金額	27 億 8942 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

還付金の支払事務について

(平成 21 年 7 月 14 日付け 国税庁長官あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

1 還付金の概要

(1) 国税の還付

国税の納税者は、国税通則法(昭和37年法律第66号。以下「通則法」という。)等の定めるところにより、課税標準額、税額等を記載した確定申告書を法定申告期限までに税務署長に提出して、国税を納付しなければならないこととされている。

一方、納税者は、国税として納付した税額が本来納税すべき税額より多いためその全部又は一部について還付を求める場合などには、還付金額を記載した確定申告書(以下「還付申告書」という。)を税務署長に提出することとされている。

そして、税務署長は、当該還付申告書に記載された還付金額を還付金として遅滞なく納税者に支払うこととされている。

(2) 還付加算金

税務署長は、国税を還付する場合には、通則法第58条等の規定により、還付することとなった国税の申告期限の日など所定の日翌日から還付金の支払決定日までの日数に応じて、還付金の額に一定の割合を乗じて計算した金額を還付加算金として、当該還付金に合わせて支払うこととされている。この割合は、本来、通則法第58条の規定により年7.3%とされているが、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第95条の規定により、毎年、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合とされており、20年分については年4.7%、21年分については年4.5%とされている。

この還付加算金は、納税者が国税の納付を遅延した場合に延滞税が課されることなどのバランスを考慮したもので、一種の利子に相当するものとされている。

(3) 還付金の支払事務

貴庁は、納税者から還付申告書の提出を受けた場合の税務署における還付金の支払事務を、おおむね次のとおり行うこととしている。

ア 国税の調査、課税処理を行う賦課部門において、提出を受けた還付申告書に記載されている事項の確認等を行い、税目別等に区分した後、還付申告書に記載されている事項を国税総合管理システム(Kokuzei Sougou Kanri システム。以下「KSK システム」という。)に入力するために、還付申告書の写しである「整理表」を分離する。

そして、整理表を還付申告書の受付順に50枚程度の1単位(以下「バッチ」という。)に取りまとめて、光学式文字読取装置(Optical Character Reader。以下「OCR」という。)等を使用してKSKシステムにデータ入力を行い、その後、整理表を還付金の支払等を行う管理部門に送る。

イ 管理部門において、上記のアで入力されたデータを「還付金照合リスト」としてKSKシステムから出力して、当該還付金照合リストと賦課部門から送られてきた整理表とを個別に照合して、入力誤りや他の税目の未納の有無等の確認を行った上で、還付金の支払を行う。

(4) 還付保留

貴庁は、国税の不正な還付や誤った還付を防止するなどのために、申告書の記載内容に誤りがある場合など一定の場合には、還付金の支払を保留する取扱い(以下、この取扱い

を「還付保留」という。)としている。

還付保留とした申告については、前月分のすべてのバッチに係るデータ入力を終了した後に行う当該蓄積データの一括処理(以下「月次処理」という。)により KSK システムから出力される「還付保留法人調査票」(以下「調査票」という。)等に基づき、賦課部門において還付保留を解除するための審査を行うこととしている。

そして、過去の税務調査の実績や申告内容等から見て還付することが相当と認められるものについては、還付保留の解除を決定して、その旨を遅滞なく管理部門に連絡することとしている。

なお、資本金額が1億円以上の法人等に係る還付保留については、各税務署は、当該税務署を管轄する国税局又は沖縄国税事務所(以下「国税局等」という。)に還付申告書と併せて調査票等を送付して、国税局等の調査部がその調査票等に基づき還付保留を解除するための審査を行うこととしている。

また、貴庁は、平成20年5月から、上場法人等については、法人の実態の検討や還付理由の解明など還付保留を解除するための審査を簡素化するとともに、納税者が国税電子申告・納税システムを利用して提出した還付申告書(以下「還付申告書(電子)」という。)に係る還付保留については、従来、月次処理によってしか出力することができなかった調査票等を、月次処理を待つことなく随時に出力することができるように、KSK システムを変更している。

(注1) 上場法人等 証券市場での株式の売買が可能である法人や、当該法人が株式の過半を保有する子会社等

(5) 輸出業者の消費税に係る還付金

消費税の納付税額は、消費税法(昭和63年法律第108号)の定めるところにより、課税期間中の課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除した税額となっている。すなわち、課税仕入れに係る消費税額が課税売上げに係る消費税額より多い場合には、その差額が還付されることとなっている。

また、消費税は国内において行う取引に対して課税されるものであることから、その取引が輸出等の国外における取引に該当する場合には、売上げに係る消費税を免除することとなっている。このため、国外における取引が多い輸出業者については、課税仕入れに係る消費税額が課税売上げに係る消費税額より恒常的に多くなり、その差額を還付することとなる。

消費税の課税期間は、原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度とされているが、恒常的に消費税の還付を生ずる輸出業者については、還付金が還付されるまでの間の課税仕入れに係る資金負担の軽減を図ることを目的として、消費税法第19条の規定により、課税期間を1か月(年12回申告)又は3か月(年4回申告)に短縮することができる特例が設けられている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

貴庁が支払った還付加算金を含む還付金支払決定済額は、17年度5兆9705億余円、18年度7兆1215億余円、19年度7兆5423億余円となっていて、年々増加している。

そして、前記のとおり、還付加算金は、支払までの日数に応じて還付金の額に一定の割合を乗じて計算されるものであることから、還付金が高額であるほど、また、支払事務に多くの日数を要するほど多額となる。

そこで、経済性等の観点から、還付申告に係る支払事務に要する日数が長期間となっているものについて、税務署等における還付金の支払事務等が適切に行われているかなどに着眼して検査を実施した。

(検査の対象及び方法)

還付金支払決定済額の多い源泉所得税、法人税及び消費税について、全524税務署が20年1月から12月までの間に支払った還付金のうち、法人の還付申告書により生じた1件300万円を超える還付金(還付加算金を含む。)を対象として、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき提出された国税収納金整理資金支払命令額計算書及び同計算書証拠書類により検査した。

また、3国税局及び38税務署において会計実地検査を行い、還付金の支払事務の実態を確認するとともに、貴庁に対して調査、報告及び関係資料の提出を求めるなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

524税務署が支払った上記の検査の対象とした還付金の件数、金額及びそのうちの還付加算金の金額は、表1のとおり、支払件数計76,277件、還付金計4兆1811億8382万余円、還付加算金計338億2540万余円となっている。

そして、上記の検査の対象とした還付金のうち、高額還付金(本院において、国税局等別に1税務署当たりの還付処理件数を勘案して設定した1件当たり一定金額^(注2)以上の還付金)は、表1のとおり、支払件数計1,157件、還付金計2兆1198億5637万余円、還付加算金計118億5261万余円となっていて、その割合は件数比では1.5%と低いものの、金額比では35.0%と3分の1を上回るものとなっている。

そこで、高額還付金について、支払事務の状況や還付保留の解除の状況について検査した。

表1 検査の対象とした還付金の支払件数及び支払額(平成20年1月～12月) (単位：千円)

税目	検査の対象とした還付金 (A)		左のうち高額還付金 (Aに占める割合)	
	件数 (件)	還付金額 うち還付加算金額	件数 (件)	還付金額 うち還付加算金額
源泉所得税	3,985	347,402,974	101	200,170,885(57.6%)
		842,324	(2.5%)	438,286(52.0%)
法人税	23,806	759,206,325	201	321,094,921(42.2%)
		17,311,199	(0.8%)	6,646,179(38.3%)
消費税	48,486	3,074,574,521	855	1,598,590,570(51.9%)
		15,671,883	(1.7%)	4,768,146(30.4%)
合計	76,277	4,181,183,822	1,157	2,119,856,377(50.6%)
		33,825,407	(1.5%)	11,852,612(35.0%)

(注) 円単位で集計した後、千円未満を切り捨てているため、各税の金額を合計しても合計額とは一致しない。

(注2) 一定金額 ①東京国税局管内の税務署は10億円、②大阪国税局管内の税務署は7億円、③名古屋国税局管内の税務署は5億円、④関東信越国税局管内の税務署は3億円、⑤広島、福岡両国税局管内の税務署は2億円、⑥札幌、仙台、金沢、高松、熊本各国税局及び沖縄国税事務所管内の税務署は1億円

(1) 高額還付金の支払事務に要した日数

高額還付金の支払事務に要した日数を検査したところ、表2のとおりとなっている。

表2 高額還付金の支払事務に要した日数及び支払額(平成20年1月～12月) (単位：千円)

日数	源泉所得税		法人税		消費税		合計	
	件数	還付金額	件数	還付金額	件数	還付金額	件数	還付金額
	(件)	うち還付加算金額	(件)	うち還付加算金額	(件)	うち還付加算金額	(件)	うち還付加算金額
10日以内	10	36,039,547	17	40,212,045	107	270,567,685	134	346,819,278
		28,855		740,304		231,746		1,000,906
11日以上	91	164,131,338	184	280,882,876	748	1,328,022,885	1,023	1,773,037,099
		409,430		5,905,875		4,536,400		10,851,706
11日以上 20日以内	25	52,739,970	65	98,858,329	285	633,029,530	375	784,627,829
		86,934		2,068,821		1,247,528		3,403,283
21日以上 30日以内	55	98,621,142	102	154,415,757	320	493,899,396	477	746,936,296
		274,595		3,108,650		1,913,791		5,297,036
31日以上	11	12,770,225	17	27,608,789	143	201,093,958	171	241,472,972
		47,901		728,404		1,375,081		2,151,386
合計	101	200,170,885	201	321,094,921	855	1,598,590,570	1,157	2,119,856,377
		438,286		6,646,179		4,768,146		11,852,612

(注) 円単位で集計した後、千円未満を切り捨てているため、各日数の金額を合計しても合計額とは一致しない。

高額還付金の支払事務に要した日数は、10日以内のものが134件(11.5%)、11日以上のもものが1,023件(88.4%)となっていて、平均23日となっている。

多くの税務署では、高額還付金があっても他の還付申告と区分することなく、申告書の受付順に50件程度のバッチに取りまとめて支払事務を行っているが、一方、高額還付金に係る申告を他の還付申告と区分して支払事務を行っている税務署もみられた。

高額還付金に係る申告を他の還付申告と区分することなく支払事務を行っている事例を示すと次のとおりである。

<事例>

麴町税務署は、A株式会社の消費税の還付金の還付申告書を法定申告期限の平成20年6月2日に受け付けた。

賦課部門は、その還付申告に係る整理表を他の還付申告と区分することなく通常どおり50件程度のバッチに取りまとめてから、OCRによりデータ入力を行い、受付から3日後の同月5日に管理部門に整理表を送った。

そして、管理部門は、還付金照合リストと当該整理表の照合等に12日間を要して、同月17日に照合等を終えたが、他の還付金の支払に併せて支払うこととしていたた

め、A株式会社の照合等が終了してから10日後の同月27日に25日分の還付加算金を含む還付金を他の還付金の支払と併せて支払った。

一方、高額還付金に係る申告を他の還付申告と区分して支払事務を行っている参考事例を示すと次のとおりである。

<参考事例>

直方税務署は、B株式会社の消費税の還付金の還付申告書を法定申告期限の平成20年6月2日に受け付けた。

賦課部門は、通常、整理表を50枚程度のバッチとして取りまとめてからOCRによりデータ入力を行うところ、B株式会社の還付申告金額が多額であることなどから、その還付申告書の整理表1件を他の還付申告と区分して、速やかにデータ入力を行い、受付の翌日の同月3日に管理部門に整理表を送った。

そして、管理部門は、還付金照合リストと当該整理表との照合等を速やかにを行い、3日後の同月6日に4日分の還付加算金を含む還付金を支払った。

高額還付金に係る申告については、他の還付申告に比べて同じ支払事務1件でも還付加算金の額が多額となることから、他の還付申告と区分して支払事務を行うことによりその日数を短縮することで、還付加算金を節減することが可能であると認められる。

(2) 上場法人等及び輸出業者の還付申告に係る審査

高額還付金のうち、上場法人等に係る申告の状況は858件、還付金計1兆8749億3464万余円、還付加算金計92億9684万余円となっており、高額還付金の太宗を占めている。

上場法人等の還付申告については、前記のとおり、20年5月から還付保留を解除するための審査を簡素化していることから、審査に要する日数を短縮することができ、これにより支払事務に要する日数をより短縮することが可能であると認められる。

また、消費税に係る高額還付金のうち、上場法人等を除く輸出業者で課税期間が1か月及び3か月のものは56件、還付金計451億5740万余円、還付加算金計1億2635万余円となっている。

消費税の課税期間を1か月(年12回申告)又は3か月(年4回申告)としている輸出業者の還付申告については、還付の理由が輸出による免税であることが明らかであることから、還付保留を解除するための審査に要する日数を短縮することができ、これにより支払事務に要する日数を短縮することが可能であると認められる。

(3) 還付保留解除の迅速化

高額還付金で還付保留となっていたもののうち、還付申告書(電子)以外の還付申告書の受付から還付保留の解除決定までの日数が確認できた121件について、支払事務に要した日数を検査したところ、平均で30日となっており、このうち、賦課部門において整理表のデータ入力を行ってから還付保留の解除までに要した日数は平均で16日となっていた。

還付保留を解除するための審査は、月次処理により出力された調査票等に基づき行われていることから、整理表のデータ入力を行ってから月次処理までの間は還付保留を解除するための審査ができないこととなり、その日数は平均で3日となっていた。

前記のとおり、貴庁は、20年5月から、還付申告書(電子)の還付保留に係るものについては、月次処理を待つことなく随時に調査票等を出力できるようにKSKシステムを変更するなどして還付保留解除の迅速化を図っていることから、還付申告書(電子)以外の通常の還付申告に係る還付保留についても同様の取扱いとすることにより、還付保留を解除するまでの日数を短縮することが可能であると認められる。

上記(1)、(2)及び(3)のことから、還付金額が高額な申告、特に上場法人等の還付申告や輸出業者の消費税に係る還付申告については、他の還付申告と区分して支払事務を行うことにより、また、還付保留となったものについては、保留解除までの日数を短縮することにより、支払事務に要する日数を短縮することが可能であると認められ、ひいては還付加算金を節減することが可能であると認められる。

そこで、支払事務に要する日数が11日以上の高額還付金1,023件に係る還付加算金108億5170万余円について、その支払事務に要する日数を、10日として計算すると、還付加算金の額は計80億6228万余円となり、27億8942万余円節減できたと認められる。

(注3) 10日 高額還付金に係る申告を他の還付申告と区分していた税務署における高額還付金の支払事務に要した最長日数が8日であることを考慮して10日とした。

(改善を必要とする事態)

還付加算金は、所定の日の翌日から還付金の支払決定日までの日数に応じて加算される利子に相当するものであり、還付金額が高額であるほど、また、支払事務に要する日数が長くなるほど多額となる。

したがって、還付金額が高額な申告、特に上場法人等の還付申告や輸出業者の消費税に係る還付申告を他の還付申告と区分していないことなどから支払事務に多くの日数を要していて、その結果、還付加算金を多額に支払っている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴庁において、還付金額が高額な申告を他の還付申告と区分して支払事務を短縮するよう、国税局等及び税務署に対して指導及び監督を十分に行っていないこと、また、還付金額が高額なもので還付保留となった申告に係る調査票等を月次処理による出力としているなどのため、還付保留の解除までに日数を要していることなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

貴庁による還付金の支払額は今後も多額に上がることが見込まれ、これと合わせて支払われる還付加算金も多額に上がることが見込まれることから、還付加算金の節減を図ることが重要である。

については、貴庁において、還付金額が高額な申告、特に上場法人等の還付申告や輸出業者の消費税に係る還付申告で金額が高額なものについて、他の還付申告と区分して、支払事務に要する日数の目標値を設定するなどして早期に支払事務が完了するよう、国税局等及び税務署に対して十分な指導及び監督を行うこと、また、還付申告書(電子)以外でも、金額が高額なもので還付保留となった申告に係る調査票等を随時に出力できるよう取扱いを変更して、適正な審査を確保しつつ、支払事務に要する日数を短縮することなどの改善の処置を要求する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 所得税の申告書とともに提出される譲渡所得の内訳書等を課税資料として確実に活用することなどにより、事業用建物の譲渡がある場合の消費税の課税が適正なものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部 局 等	国税庁
課税の根拠	消費税法(昭和63年法律第108号)
事業用建物の譲渡に係る消費税の課税の概要	事業を行う個人及び法人が事業として対価を得て行う事業用建物の譲渡に対して消費税を課するもの
消費税の課税が適正でなかった納税者	18人
徴収不足となっていた税額	1億0417万円(平成16年度～19年度)

1 制度の概要

(1) 消費税の概要

消費税は、事業を行う個人及び法人が事業として対価を得て行う資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供(以下「資産の譲渡等」という。)に対して課税されるものである。事業者は、課税期間^(注1)の終了後2か月以内に税務署に消費税及び地方消費税の確定申告書(以下「消費税申告書」という。)を提出して、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除した金額を納付し、又は還付を受けることとなっている。ただし、個人事業者については、消費税申告書の提出期限が課税期間の翌年の3月末日とされている。

なお、事業者の納税事務の負担等を軽減するため、基準期間(個人事業者は課税期間の前々年、法人は課税期間の前々事業年度)の課税売上高が1000万円以下の事業者については、納税義務を免除することとされている。

(注1) 課税期間 納付する消費税額の計算の基礎となる期間で、原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度

(2) 事業用建物の譲渡

消費税は、前記のとおり、事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等を課税対象としている。この「事業として」とは、対価を得て行われる資産の譲渡等が反復、継続して行われることであるとされており、法人の場合にはその行う取引すべてが該当する。しかし、個人事業者の場合には、事業者の立場で行う取引のみが対象とされ、自宅の売却等、消費者の立場で行う取引には消費税は課せられないものの、事業の用に供している建物(以下「事業用建物」という。)の譲渡など事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡等については「事業として」に該当するとされている。

(3) 税務署における課税資料の作成及び活用

前記のとおり、基準期間の課税売上高が1000万円を超える個人事業者は消費税申告書を課税期間(暦年)の翌年の3月末日までに税務署に提出することとされている。また、個人事業者は毎年の所得税の確定申告書(以下「所得税申告書」という。)を翌年の2月16日から3月15日までの間に税務署に提出することとされている。そして、土地や建物を譲渡した譲渡所得がある場合には、所得税申告書とともに「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(以下「内訳書」という。)等を提出することとされている。

税務署においては、個人課税部門が所得税及び個人事業者に係る消費税の賦課事務を、また、資産課税部門が所得税のうちの譲渡所得及び相続税の賦課事務をそれぞれ担当している。このため、個人事業者から消費税申告書、所得税申告書及び内訳書等の提出を受けた場合の事務は、両部門において次のとおり行うこととされている。

ア 個人課税部門は、消費税申告書及び所得税申告書について整理番号、住所、氏名等の確認を行った後、それぞれの申告書のデータ入力を行う。ただし、所得税申告書のうち譲渡所得のある所得税申告書については、申告書のデータ入力の前に、内訳書等とともに資産課税部門へ回付する。

イ 資産課税部門は、回付を受けた譲渡所得のある所得税申告書の内容の確認等を行った後その申告書を個人課税部門へ返付する。また、消費税の課税の対象となる事業用建物の譲渡について記載のある内訳書等については、消費税の課税資料として活用できるようその写しを個人課税部門に回付する。

ウ 個人課税部門は、返付を受けた譲渡所得のある所得税申告書について、その申告書のデータ入力を行う。また、回付を受けた内訳書等の写しは消費税の課税資料として活用し、消費税申告書においてその事業用建物の譲渡価額が課税売上高に含まれているかなどを調査して、含まれていない場合にはそれを是正するなどの課税処理を行う。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、個人事業者に対して事業用建物等の譲渡に係る消費税の課税が適正に行われているかなどに着眼して、平成19年1月から21年6月までの間に、325税務署において会計実地検査を行った。その結果、事業用建物等の譲渡価額に対して消費税が課されていない事態を決算検査報告に不当事項として掲記している(平成19年度決算検査報告160ページ及び前掲116ページを参照)。

そこで、上記のうち事業用建物の譲渡価額に対して消費税が課されていない^(注2)16税務署の納税者18人に係る徴収不足となっていた消費税額104,175,500円を対象として、合規性、効率性等の観点から、事業用建物の譲渡に係る消費税の課税資料の活用が適切に行われているかなどに着眼して、会計実地検査時に収集した関係書類により検査するとともに、国税庁に対して調査、報告及び関係資料の提出を求めるなどして実地に検査した。

(検査の結果)

検査したところ、上記の納税者18人は、いずれも事業用建物の譲渡に係る譲渡所得があるとした所得税申告書を提出していた。

しかし、上記の納税者18人は、当該譲渡は、消費税の課税対象となることから、譲渡価額を課税売上高に含めた消費税申告書を提出する要があったのに、消費税申告書において譲渡価額を課税売上高に含めていなかったり、消費税申告書を提出していなかったりしていた。

そこで、税務署における課税資料の活用状況等进行检查したところ、いずれの税務署においても、資産課税部門は上記の納税者18人から提出された内訳書等の写しを消費税の課税資料として個人課税部門に回付しておらず、課税資料が適切に活用されていなかった。

(注2) 16 税務署 紋別、郡山、佐野、西川口、芝、四谷、横浜中、横浜南、大和、鎌倉、富山、一宮、昭和、伏見、八幡、香椎各税務署

このように、税務署において、資産課税部門は事業用建物を譲渡していることが記載された内訳書等の写しを消費税の課税資料として個人課税部門に回付することとされているのに、これが行われていないために消費税の課税の処理がなされておらず前記の104,175,500円が徴収不足となっていた事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、納税者において、事業用建物の譲渡が消費税の課税の対象となる資産の譲渡等に該当することについての理解や認識が不足していたことにもよるが、次のことによると認められた。

- ア 税務署において、資産課税部門は事業用建物を譲渡していることが記載された内訳書等については、その写しを消費税の課税資料として個人課税部門に回付することとなっているのに、その趣旨が徹底されておらず、具体的な手続が定められていなかったこと
- イ 国税庁、国税局等及び税務署において、事業用建物の譲渡は、消費税の課税対象となることについて、納税者等に対する周知が十分なものとなっていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国税庁は、21年6月及び8月に、資産課税部門及び個人課税部門の事務処理手続を定めている資産税事務提要及び個人課税事務提要を改正したり、国税局等に通知を発したりするなどして、事業用建物の譲渡に係る消費税の課税が適正なものとなるよう、次のような処置を講じた。

- ア 税務署に対して、資産課税部門において事業用建物を譲渡していることが記載された内訳書等の写しを個人課税部門に回付しているか確認する手続を定めるなどして、内訳書等が消費税の課税資料として確実に活用されるよう事務処理体制の整備を図った。
- イ 事業用建物の譲渡は消費税の課税対象となることについて国税庁のホームページに掲載するとともに、税務署等において、説明会等を通して納税者等に対する周知を十分に図ることとした。

(2) 職員に支給する諸手当等の予算執行に当たり、支出負担行為の計画を適時に示達する体制を整備することなどにより、適正な会計処理が行われるよう改善させたもの

第3章
第1節
第7
財務省

会計名及び科目	一般会計 (組織)財務局 (項)財務局共通費 (平成19年度は、(項)財務局)
部 局 等	財務本省、5財務局
財務局の職員に対する基本給及び諸手当等の内容	俸給、通勤手当、管理職手当等に要する経費
5財務局の職員に対する基本給及び諸手当等の額	442億9114万余円(平成19、20両年度)
上記のうち適正でない会計処理を行った諸手当等の額	1億2298万円

1 財務局における支出負担行為の概要

財務省は、財政法(昭和22年法律第34号)第31条の規定に基づいて、内閣から、国会の議決を経た一般会計に係る歳出予算の配賦を受けている。このうち、地方支分部局である財務局の職員に支給する俸給等に要する経費(以下「職員基本給」という。)や通勤手当、管理職手当等に要する経費(以下「職員諸手当等」という。)については、平成19年度においては(組織)財務局(項)財務局の中で、また、20年度においては(組織)財務局(項)財務局共通費の中で(目)職員基本給、(目)職員諸手当その他の科目に区分されている。

配賦された歳出予算は、財政法、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等(以下、これらを「会計法令等」という。)に定められた手続に従って執行されることとされている。

そして、会計法令等によれば、各省各庁の長は、支出負担行為を支出負担行為担当官に行わせようとするときは、内閣から配賦された歳出予算の範囲内で、当該支出負担行為担当官に歳出予算を示達すること及びその示達は当該支出負担行為担当官ごとに「目」の区別に金額等を定めた支出負担行為の計画(以下「計画」という。)を示達することにより行うこととされている。

示達を受けた支出負担行為担当官は、計画に定められた「目」の金額を超えて支出負担行為を行ってはならないこととされている。また、当該支出負担行為について歳出科目に誤りがないか、計画に定められた「目」の金額を超過することはないかなどの確認が、官署支出官によって行われた後でなければ、支出負担行為を行うことができないこととされている。そして、このようにして、支出負担行為を行うことができる額(以下「示達の残額」という。)の統制が図られている。

また、支出負担行為に基づき支出の決定等を行うなどした後に、歳出科目等に誤りがあった場合には、官署支出官等は、実務上、科目等を更正することができる取扱いになっている。

財務省では、財務局に係る経費については、財務局の経費の配賦等に関する事務等を所掌している大臣官房地方課(以下「地方課」という。)が、財務局に対して示達する額を算定し、財務省所管の予算等に関する事務等を所掌している大臣官房会計課(以下「会計課」という。)にその示達を依頼して、依頼を受けた会計課が財務大臣名で各財務局に示達するなどの仕組みになっている。そして、(目)職員基本給、(目)職員諸手当その他の科目については、地方課が前年度の各財務局への示達額の実績額等を基にするなどして示達額を算定して会計課に依頼し、その依頼を受けた会計課が、年度当初の4月に配賦された歳出予算の大部分を各財務局の支出負担行為担当官に示達し、その後は各財務局の需要に応ずるなどして示達の追加を行っている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、正確性、合規性等の観点から、各財務局の職員基本給及び職員諸手当等の予算執行の状況について、会計法令等に従い適正に会計処理されているか、その内容に適合した歳出科目をもって執行され計上されているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、5財務局^(注)が支出した職員基本給及び職員諸手当等19年度計224億2707万余円、20年度計218億6406万余円、合計442億9114万余円を対象として、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)の規定に基づき本院に提出された計算書、証拠書類等を検査するとともに、財務本省及び5財務局において会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、職員諸手当等の支出に際して、財務局の支出負担行為担当官が支出負担行為を行おうとしたところ、(目)職員諸手当その他の正当な科目に係る示達の残額が不足していて、これらの科目の支出負担行為を行うことができない状況となった。一方、地方課は、示達の残額の不足が予測される財務局を十分把握していなかったり、財務局からの示達の追加要求の連絡を受けても、支給予定日までの示達は困難だとして会計課に示達を依頼していなかったりなどしていた。このため、財務局は、いったん、(目)職員基本給その他の正当ではない別の科目から支出負担行為を行って支出をし、後日、示達の追加が行われた後に、当該支出を行った科目を正当な科目に更正するという会計処理を行っていた。

そして、このような会計処理を行っていた額が、5財務局において、19年度5件3676万余円、20年度2件8621万余円、計7件1億2298万余円見受けられた。

このように、正当な科目の示達の残額が不足している場合に、後日、正当な科目に更正する意図のもとに、示達の残額に余裕のある別の科目から支出負担行為を行って支出をし、示達の追加が行われた後に、当該支出を行った科目を正当な科目に更正するという会計処理は、示達額以上の支出負担行為を許容することになるものであり、また、予算の全体を把握していない財務局におけるこのような会計処理を放置すれば、「目」の予算額を超過した支出が行われることにつながりかねないこととなる。したがって、5財務局が行っていたこのような会計処理による予算執行は、支出負担行為制度の趣旨に照らして、適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、財務省において、示達の残額の不足を把握した際に財務局が追加要求を行う時期や方法等を定めていなかったこと、地方課による示達の残額の不足の状況の把握や示達の追加についての会計課との連携が十分行われていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、財務省は、21年9月に、財務局における職員諸手当等の予算執行に当たり、適正な会計処理が行われるよう、次のような処置を講じた。

ア 示達事務処理要領を制定することにより、示達の追加要求についての具体的な事務手続を定めて、財務局がこの事務手続により示達の追加要求を行うこととともに、財務局が地方課に提出する調書の様式を変更して、地方課と財務局の双方が示達の残額の不足見込時期を容易に把握できるようにするなどした。

イ 会計課に示達の依頼をする地方課等の部局に対して事務連絡を発し、示達の不足等の事実が判明したときは、会計課に速やかに報告するなどして、会計課との連携を図ることなどを周知した。

(注) 5財務局 関東、東海、近畿、中国、四国各財務局

- (3) 埠頭監視カメラシステムの定期保守点検業務の積算について、労務単価に係る基準等を作成することなどにより、仕様書における業務内容及び作業の実態に即した適切なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計(組織)税関 (項)税関業務費 (平成19年度は、(項)税関)
部局等	7税関等
契約名	埠頭監視カメラシステムの保守契約等13契約
契約の概要	埠頭監視カメラシステムの障害を予防して、常時正常に使用できる状態に保つための保守点検業務を行わせるもの
契約の相手方	3会社
契約	平成19年4月～20年11月 一般競争契約及び随意契約
定期保守点検業務に係る積算額	1億1541万余円(平成19、20両年度)
低減できた積算額	8170万円(平成19、20両年度)

1 埠頭監視カメラシステムの定期保守点検業務の概要

(1) 埠頭監視カメラシステムの概要

(注1)
財務省は、全国の9税関等が行う輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客に対する監視取締りに用いる各種の監視取締機器を整備している。

監視取締機器のうち埠頭監視カメラシステム(以下「監視カメラ」という。)は、埠頭の照明灯柱等に設置されたカメラを庁舎内の監視室から職員が遠隔操作することなどにより、

不審な人物、船舶等を監視するもので、カメラ、無線伝送装置、操作卓、モニター等の機器及びこれらの機器を連結して制御するためのネットワークシステムから構成されている。監視カメラは、平成7年度から、港の輸出入貨物、出入国旅客等の規模に応じて順次設置されており、19年度末で311台、20年度末で323台のカメラが設置されている。

9税関等は、監視カメラを購入契約又はリース契約により設置している。そして、設置した監視カメラの障害を予防して常時正常に使用できる状態に保つための保守点検については、リース契約の内容に保守点検業務が含まれている監視カメラを除いて、毎年度、保守契約を締結しており、保守契約の対象となったカメラは、19年度で217台、20年度で142台となっている。

(注1) 9税関等 函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎各税関、沖縄地区税関

(2) 定期保守点検業務の概要

保守契約は監視カメラの動作確認等を中心とした年1回の定期保守点検、障害発生時等の問い合わせ等に対応するヘルプデスク及び障害等発生時に正常な状態に修復することなどを行う随時保守を内容としており、9税関等が19、20両年度に一般競争契約及び随意契約により締結した契約は、21契約、契約額1億8182万余円となっている。なお、随時保守については、障害等の発生に応じて別に精算を行うこととしているので、上記の契約額には随時保守相当額は含まれていない。

そして、財務省は保守契約の予定価格の積算についての基準等を作成していないことから、9税関等がそれぞれ独自に予定価格の積算を行っており、定期保守点検及びヘルプデスクについて、作業員1日当たりの労務単価に作業に必要となる日数を乗ずるなどして算定している。

定期保守点検の業務の主な内容は、仕様書によると、①カメラの分解点検及び清掃、②電源ケーブル等の点検、③カメラ等の取付金具類の点検、④無線伝送装置の点検、清掃等となっているが、契約書及び仕様書では、当該業務に従事する作業員の具体的な技術資格等については定められていない。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、上記の定期保守点検に係る予定価格の積算は仕様書における業務内容及び作業の実態に即したものとなっているかなどに着眼して、作業員1日当たりの労務単価に作業に必要となる日数を乗ずる方法による積算を定期保守点検とヘルプデスクとに区分して行っていた7税関等^(注2)において、19、20両年度に3会社^(注3)と締結された保守契約13契約、契約額1億3460万余円を対象として、契約書、仕様書、積算根拠資料等の書類により会計実地検査を行った。

(注2) 7税関等 東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司各税関、沖縄地区税関

(注3) 3会社 NECネクサソリューションズ株式会社、株式会社日立国際電気及び三菱電機株式会社

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、7税関等は、監視カメラの定期保守点検には相当高度な技能が要求されるため、市販の積算参考資料に掲載されている一般的な労務単価は採用できないなどとしていた。このため、7税関等は、監視カメラの購入先の業者からの聞き取り調査又は日本電子計算機株式会社に取りまとめている大手メーカー6社の技術者サービス料金を参考にするとして、作業員1日当たりの労務単価を80,000円から105,600円までと算定した上でこれに作業に必要な日数を乗ずるなどして、定期保守点検業務を1億1541万余円と積算していた。

しかし、予定価格の積算に当たって参考としている上記のサービス料金は、システム設計、システムテスト等のシステム開発のような高度な技能が要求される業務を行うシステムエンジニアに対する単価であり、定期保守点検の業務の主な内容として仕様書で定めているカメラの分解点検、清掃等は、システムエンジニアのような高度な技能が要求される業務とは異なるものである。また、作業員名簿によれば、作業は電気工事士等により実施されていた。

このように、定期保守点検に係る仕様書における業務内容及び作業の実態からみて、予定価格の積算に用いている労務単価が割高になっている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

定期保守点検に係る労務単価について、カメラの分解点検、無線伝送装置の点検等を行うとしている仕様書における業務内容から、市販の積算参考資料に掲載されている^(注4)電工の単価(1日当たり13,400円から18,700円まで)等を用いることとして、前記13契約の積算額を修正計算すると、計3368万余円となり、前記の積算額1億1541万余円を約8170万円低減できたと認められた。

(注4) 電工 電気工事について相当程度の技能及び電気工事士等の必要な資格を有して、屋内外における通信設備等の工事に関する作業について主体的業務を行うもの

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、7税関等において予定価格を積算する際に仕様書における業務内容及び作業の実態に即した労務単価についての検討が十分でなかったことにもよるが、財務省において税関等が監視カメラの保守契約の予定価格を積算するに当たっての基準等を作成していなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、財務省は、21年9月に監視カメラの定期保守点検業務の予定価格の積算を適切に行うよう次の処置を講じた。

ア 定期保守点検業務に採用する労務単価やその他の費用に係る予定価格の積算を作業の実態に即したものとするために、積算方法の基準を作成した。

イ 上記の基準を各税関等に対して通知して、21年9月以降に締結される21年度の定期保守点検業務に係る契約から統一的に適用することとした。

(4) 物納財産として引き受けた土地に係る国有財産台帳の価格改定を適切に行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)財務局 (項)財務局共通費 (平成19年度は、(項)財務局)	
部 局 等	関東財務局、6 財務事務所等	
国有財産の分類	(分類)普通財産 (区分)土地	
価格改定の概要	各省各庁の長がその所管に属する国有財産について、原則として5年ごとにその現況を財務大臣の定めるところにより評価し、その評価額により台帳価格を改定するもの	
検査の対象とした物納財産の土地の件数及び台帳価格	4,293 件	494 億 4106 万余円(平成17年度末)
上記のうち価格改定が過大となっていた土地の件数及び台帳価格	214 件	12 億 5215 万円
上記の結果過大となっていた国有資産等所在市町村交付金交付額	計	211 万円(平成19年度) 92 万円(平成20年度) 303 万円
上記の結果過小となっていた国有資産等所在市町村交付金交付額	計	29 万円(平成19年度) 32 万円(平成20年度) 61 万円

1 制度の概要

(1) 国有財産台帳及び物納財産の台帳価格等の概要

各省各庁の長は、国有財産法(昭和23年法律第73号)等の規定に基づき、国有財産の区分及び種目、所在、数量、価格等を記載する台帳(以下「国有財産台帳」といい、この国有財産台帳に記載する価格を「台帳価格」という。)を備えて、国有財産の管理又は処分を行っている。

そして、財務省の財務(支)局、財務事務所等(以下、これらを合わせて「財務局等」という。)が管理又は処分を行っている国有財産の中には、相続税法(昭和25年法律第73号)に基づき、相続税として金銭に代えて税務署等に納付された土地等の財産(以下「物納財産」という。)を引き受けたものが含まれている。この物納財産を新たに国有財産台帳に登録する場合の台帳価格は、国有財産法施行令(昭和23年政令第246号。以下「施行令」という。)等の規定に基づき、当該物納財産を国有財産台帳に登録した時点ではなく相続開始時点の評価額によることとされている。

(2) 物納財産として引き受けた有償貸付中の土地の価格改定

財務局等は、施行令の規定に基づき、その所管に属する国有財産につき、原則として5年ごとにその年の3月31日の現況において、財務大臣の定めるところにより評価して、

その評価額により台帳価格を改定(以下「価格改定」という。)することとなっており、最近では、平成18年3月末時点の評価で価格改定が行われている。そして、この価格改定は、土地については、相続税評価方式又は時価倍率方式により行うこととされている。このうち、時価倍率方式は、例えば、18年3月末時点の評価による価格改定の場合、13年3月末価格改定時又は取得時(13年度から17年度まで)の台帳価格に、時価倍率(台帳価格を価格改定時の時価に換算するため財務省が定めた倍率)を乗ずることにより、18年3月末価格改定時の台帳価格を算定する方法である。財務局等は、時価倍率方式を用いる土地については、18年3月末価格改定のために定められた時価倍率(以下「18年3月末時価倍率」という。)を用いて自動計算で価格改定を行っている。

また、13年度以降に物納財産として引き受けた土地の中には有償貸付中の土地があり、これらの土地の価格改定を時価倍率方式で行う場合には、「財務省所管普通財産(土地)の台帳価格改定に関する評価の特例について」(平成17年財理第1605号)に基づき、相続開始時点から18年3月末までの期間に対応する時価倍率を求めて使用することとされている。そして、財務局等は、13年度以降に物納財産として引き受けた有償貸付中の土地のうち相続開始時点が12年度以前のもの(以下「そ及物納財産」という。)については、18年3月末時価倍率とともに13年3月末価格改定以前の時価倍率を用いる必要があり、18年3月末時価倍率のみを用いた自動計算では価格改定に対応できないことから、個別に相続開始時点から18年3月末までの期間に対応する時価倍率を算定して価格改定を行っている。

(3) 国有資産等所在市町村交付金の概要等

財務省は、国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号。平成19年9月30日までは国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律)に基づき、国が所有する固定資産で国以外の者が使用している土地、建物等について、原則として国有資産等所在市町村交付金(以下「交付金」という。)を市町村等に対して毎年度交付している。これは、国の所有する固定資産については、固定資産税が非課税となっていることから、これに代わるものとしてその所在する市町村等に対して交付するものである。

そして、各財務(支)局は、交付金の対象となる資産が所在する市町村等に対して、原則として交付年度の初日の属する年の前年の3月31日現在における当該資産の台帳価格等を通知し、通知を受けた市町村等は、原則として台帳価格の合計額である交付金算定標準額^(注1)に1.4%を乗じて得た額を交付金の額とする交付金交付請求書を各財務(支)局に送付しており、各財務(支)局はこれを確認の上、交付金を交付している。

(注1) 交付金算定標準額 交付金を算定するため、対象資産の台帳価格の合計額を用いるなどして算出される額。ただし、台帳価格が、類似の固定資産の固定資産税の課税標準の価格と著しく異なるなどの場合には、台帳価格を修正した価格を用いて合計額を算出することができる。このため、台帳価格の合計額を上回る、又は下回る場合がある。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

国有財産台帳は国有財産を適切に管理するための基本的な帳簿であり、これには法令等に基づいて価格改定を適切に行うなどして正確な台帳価格等を記載をする必要がある。

そこで、本院は、正確性、合規性等の観点から、18年3月末価格改定に際して個別に時価倍率を算定すべきそ及物納財産の価格改定が適切に行われているかなどに着眼して、そ及物納財産の件数が多い関東財務局管内の東京財務事務所において、会計実地検査を行った。

そして、上記の検査において、そ及物納財産の一部に価格改定が適切に行われていないものが見受けられたことから、関東財務局に対して、同財務局及び管内の11財務事務所等^(注2)が管理するそ及物納財産4,293件(台帳価格494億4106万余円)を対象として価格改定について調査を求め、その調査結果の内容について、価格改定に用いられた時価倍率や算定過程^(注3)を確認するなどの方法により検査するとともに、同財務局及び管内の4財務事務所等^(注3)において会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

関東財務局及び管内の6財務事務所等^(注4)において、18年3月末価格改定に当たり、相続開始時点の確認が十分でなかったなどのため、そ及物納財産に対して、相続開始時点からの時価倍率を算定することなく、国有財産として引き受けた時点からの時価倍率を乗ずるなどして価格改定が行われたものが214件(台帳価格32億3667万余円)あった。そして、この214件について適正な台帳価格を再計算したところ19億8451万余円となり、214件すべてが過大となっていて、その過大額は12億5215万余円となっていた。

また、この適正な台帳価格を基に交付金相当額を計算したところ、19年度13市等分211万余円、20年度12市等分92万余円、計303万余円が過大に交付されており、19年度6市分29万余円、20年度6市分32万余円、計61万余円が過小に交付されていると認められた。

このように、国有財産台帳の価格改定が適切に行われていなかったり、その結果、適正な交付金が交付されていなかったりしていた事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(注2) 11財務事務所等 東京、横浜、千葉、甲府、宇都宮、水戸、前橋、新潟、長野各財務事務所、立川、横須賀両出張所

(注3) 4財務事務所等 東京、横浜、千葉各財務事務所、立川出張所

(注4) 6財務事務所等 東京、横浜、千葉、新潟各財務事務所、立川、横須賀両出張所

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、関東財務局において、同財務局及び管内の財務事務所等の価格改定を担当する部局(以下「担当部局」という。)に対するそ及物納財産に係る価格改定についての指導が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、関東財務局及び管内の財務事務所等は、20年8月までに、前記214件のそ及物納財産の台帳価格を適正な価格に訂正した。そして、同財務局は、訂正後の台帳価格に基づいて21年6月までに、21年度の交付金の交付を行った。また、同財務局は、国有財産台帳の価格改定が適切になされるよう次のような処置を講じた。

ア 21年3月に価格改定に関する事務処理マニュアルを作成して担当部局に配布し、物納財産として引き受けた有償貸付中の土地の価格改定について指導を行った。

イ 同マニュアルにより、担当部局における事務処理等の体制を明確に定めるなどして、価

格改定事務の進ちよく状況を的確に把握して、事務処理が適切に行われたことを確認する体制を整備した。

また、財務省においても、上記の関東財務局の不適切な事態の発生を受けて、21年3月に上記事務処理マニュアルを他の財務(支)局に配布するなどして、このような事態が再発しないよう注意を喚起する処置を講じた。

平成18年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 独立行政法人国立印刷局における土地及び土地譲渡収入などによる資金について

〔平成18年度決算検査報告100ページ参照〕
〔平成19年度決算検査報告186ページ参照〕

1 本院が表示した意見

財務省は、独立行政法人国立印刷局(以下「印刷局」という。)が、平成15年4月に独立行政法人に移行する際に、印刷局特別会計から現金及び預金などの資金130億1774万余円、事業用の土地1934億4610万余円、賃貸土地1037億8641万余円などの資産を承継させた。その後、印刷局は、賃貸土地の譲渡などにより、中期目標期間の4年目である18年度末には、中期目標期間終了時(19年度末)の資金見込額478億1500万円を300億円程度上回る785億0258万余円の資金を保有しているほか、賃貸土地855億2767万余円を含む土地2782億4010万余円を保有している。上記保有資金のうち498億8629万余円が長期運用資金とされており、また、土地譲渡収入のうち売却益の2分の1相当額については中期目標期間終了後に国庫に納付される見込みであるが、土地の帳簿価額相当額については国に返納する規定がないため印刷局が保有し続けることになっており、国の特別会計から承継させた資産の有効活用の面から適切とは認められない。

したがって、財務省において、印刷局の保有資産の適正規模について検討して、不要な資産は国庫に返納させることができるよう適切な制度を整備するよう、財務大臣に対して19年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、財務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を執り、又は引き続き対応することとしている。

印刷局の保有資産の適正規模については、政府において検討され、策定された独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定。以下「計画」という。)を踏まえて、20年2月に定めた同年4月から25年3月までの期間に印刷局が達成すべき業務運営に関する目標において保有資産の見直しを定める処置を講じていた。

また、不要な資産を国庫に返納させる制度の整備については、各独立行政法人の不要財産の国庫返納等を定めた「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」が20年4月25日に国会に提出されていたが、21年7月21日に衆議院が解散し、当該法律案は廃案となった。財務省は、計画の趣旨を踏まえて、引き続き政府の方針に従って適切に対応することとしている。

平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 公務員宿舎赤羽住宅(仮称)整備事業等契約における消費税の取扱いについて

(平成19年度決算検査報告175ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置

財務省の関東、東海、近畿各財務局は、平成14、15両年度に公務員宿舎の建設、維持管理等を目的とする5整備事業をPFI事業として事業者と事業契約を締結して実施しており、サービス対価の総額に100分の5を乗じた消費税相当額を契約金額に含めて契約している。当該契約金額に含まれる建設費相当分は年1回の割賦支払となっていて、事業契約に基づいて支払う割賦金利は、建設費相当分の割賦元本を分割して支払うことによる利子相当額と認められる。しかし、割賦金利に係る消費税相当額が契約金額に含まれないよう、割賦金利の金額を契約書に明示するなど、割賦金利が消費税法(昭和63年法律第108号)に定める課税されない利子等に該当するものであることが明らかになるように事業契約を定めていれば、割賦金利に係る消費税相当額は支払う必要がないのに、これを契約金額に含めて支払を継続している事態は適切とは認められない。

したがって、各財務局において、事業の支払額の節減を図るために、各契約相手方と協議の上、割賦金利に係る消費税相当額が契約金額に含まれないよう契約変更を求めるなどの処置を講ずるよう、財務大臣に対して20年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、財務本省及び各契約相手方において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、5整備事業の各契約相手方に対して、割賦金利に係る消費税相当額が契約金額に含まれないよう契約変更を求めるなどの処置を講じていた。

なお、5整備事業のうち、公務員宿舎三宿第二住宅(仮称)整備事業、公務員宿舎仲田住宅及び千種東住宅整備事業及び公務員宿舎枚方住宅(仮称)整備事業については、21年6月までに割賦金利に係る消費税相当額が契約金額に含まれないようにする変更契約を各契約相手方と締結した。また、他の2整備事業については、国と各契約相手方との間で消費税に係る会計処理についての認識が異なっているなどとしていて、契約変更は困難な状況となっている。

(2) 自動車保有関係手続のワンストップサービスの実施状況等について

(平成19年度決算検査報告181ページ参照)

(534ページの国土交通省の項に掲記)

第8 文部科学省

不 当 事 項

役 務 (27)-(29)

- (27) 指定統計調査等に係る事務の委託費の執行に当たり、委託先において、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って物品の購入等に係る需用費を支払っていて、委託費の支払額が過大となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)教育統計調査費
部 局 等	文部科学本省
委託費の概要	指定統計調査等に係る事務を実施するために直接必要な需用費等の経費
委託の相手方	5県知事
過大となっている支払額	6,510,847 円(平成 15 年度～19 年度、5 省分)
上記のうち文部科学省に係る額	271,833 円(平成 15 年度～19 年度)

(委託費の概要及び検査の結果については 76 ページの総務省の項に掲記)

- (28) 科学技術試験研究業務に係る委託費の経理が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)科学技術振興費
部 局 等	文部科学本省
契 約 名	科学技術試験研究委託
契 約 の 概 要	神経疾患に対する神経幹細胞を用いた細胞療法を臨床へ応用することを目指すもの
契 約 の 相 手 方	(1) 国立大学法人岡山大学(平成 16 年 3 月 31 日以前は岡山大学)(再委託先 和歌山県立医科大学) (2) 公立大学法人和歌山県立医科大学
契 約	(1) 平成 15 年 9 月ほか(再委託契約 15 年 12 月ほか) 随意契約 (2) 平成 18 年 4 月ほか 随意契約
支 払 額	(1) 41,700,000 円(平成 15 年度～19 年度) (うち再委託費 9,650,000 円(平成 15 年度～17 年度)) (2) 4,050,000 円(平成 18、19 両年度) 計 45,750,000 円
不当と認める委託費の支払額	(1) 14,350,470 円(平成 15 年度～19 年度) (うち再委託費 9,650,000 円(平成 15 年度～17 年度)) (2) 4,050,000 円(平成 18、19 両年度) 計 18,400,470 円

1 科学技術試験研究委託費の概要

(1) 委託契約の概要

文部科学省は、「経済活性化のための研究開発プロジェクト」の一つとして「再生医療の実現化プロジェクト」を国立大学法人等に委託するなどして実施している。

そして、平成15年度から19年度までの間に「神経疾患に対する神経幹細胞を用いた細胞療法を臨床の場へ」という試験研究業務を国立大学法人岡山大学(16年3月31日以前は岡山大学。以下「岡山大学」という。)に委託しており、委託費として15年度から19年度までに計41,700,000円を支払っている。

岡山大学は、15年度から17年度までの間に上記受託業務のうち、「パーキンソン病に対する胎仔・胎児神経幹細胞移植に関する研究」という試験研究業務を和歌山県立医科大学(18年4月1日以降は公立大学法人和歌山県立医科大学。以下「県立医科大学」という。)に再委託して実施しており、再委託費として15年度から17年度までに計9,650,000円を支払っている。

また、同省は、18、19両年度に「神経疾患に対する神経幹細胞を用いた細胞療法を臨床の場へ」(パーキンソン病に対する胎仔・胎児神経幹細胞移植に関する研究)という試験研究業務を県立医科大学に委託して実施しており、委託費として18、19両年度に計4,050,000円を支払っている。

(2) 委託費の経理等

文部科学省が作成している「科学技術振興費 主要5分野の研究開発委託事業 委託業務事務処理要領」(平成14年文部科学省制定。以下「事務処理要領」という。)等によると、委託費は設備費、運営費、一般管理費等と再委託費から構成され、このうち運営費は、研究に使用する消耗品(以下「研究用物品」という。)等の経費とされており、一般管理費は、設備費、運営費等の合計額に一定比率を乗じて算定されている。また、再委託費についても委託費に準じて、設備費、運営費、一般管理費等から構成されている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、委託費が事務処理要領等に従って適切に管理されているかなどに着眼して、文部科学省、岡山大学及び県立医科大学において会計実地検査を行った。そして、納品書、請求書等の書類により検査するとともに、委託費の管理が適切でないと思われる事態があった場合には、同省及び両大学に報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、岡山大学及び県立医科大学において、次のとおり不適正な会計経理を行っている事態が見受けられた。

ア 岡山大学における委託費の経理について

(ア) 岡山大学は、委託業務を実施している研究者から、研究用物品を15年度から19年度までに計19,356,514円で購入したとする納品書、請求書等の提出を受けるなどして、その購入代金を業者に支払っていた。

しかし、このうち4,456,583円は、納品書等に記載された研究用物品とは異なる工具器具備品の購入等に係る経費であった。

(イ) 県立医科大学は、岡山大学から委託を受けた再委託業務を実施している研究者から、15年度から17年度までに計8,392,000円の研究用物品を購入したとする納品書、請求書等の提出を受けて、その購入代金を業者に支払っていた。

しかし、同研究者は、その全額について、業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させ県立医科大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせて、これを業者に預けて別途に経理していた。

イ 県立医科大学における委託費の経理について

県立医科大学は、委託業務を実施している研究者から、18、19両年度に計3,587,000円の研究用物品を購入したとする納品書、請求書等の提出を受けて、その購入代金を業者に支払っていた。

しかし、同研究者は、その全額について、前記のア(イ)と同様に県立医科大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせて、これを業者に預けて別途に経理するなどしていた。

したがって、これらについては本件委託業務に要した経費とは認められず、岡山大学において15年度から19年度までの一般管理費相当額を含めた計14,350,470円(県立医科大学への再委託に係るもの9,650,000円を含む。)、県立医科大学において18、19両年度の一般管理費相当額を含めた計4,050,000円、合計18,400,470円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究者において、委託費の原資は税金であり、事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、委託費を管理する岡山大学及び県立医科大学において、研究用物品の納品検査等が十分でなかったこと、文部科学省において、受託者に対して委託費の不正使用の防止について必要な措置の導入や指導を行っていたものの、その周知徹底が十分でなかったことなどによると認められる。

(29) 芸術創造活動重点支援事業等に係る請負代金の支払に当たり、実績報告書等に記載した経費が事実と相違するなどしていたため、支払額が過大となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文化庁 (項)文化振興費
部 局 等	文化庁
契 約 名	平成19年度芸術創造活動重点支援事業等19請負契約
契 約 の 概 要	我が国の芸術水準向上の直接的な牽引力となる芸術性の高い、優れた公演等を請け負わせるもの
契 約 の 相 手 方	3団体
契 約	平成19年4月ほか 随意契約
支 払 額	155,468,835円(平成19年度)
過大となっている支払額	9,266,564円(平成19年度)

1 契約等の概要

(1) 芸術創造活動重点支援事業等の概要

文化庁は、我が国の創造活動の充実及び国際芸術交流の推進を図るとともに、世界水準の芸術家の養成に資することを目的として、我が国の芸術水準向上の直接的な牽引力とな

る芸術性の高い、優れた公演に対して支援を行う芸術創造活動重点支援事業及び世界のフェスティバル等に参加して行う公演に対して支援を行う国際芸術交流支援事業を、それぞれ支援を受けることを希望する芸術団体に請け負わせて実施している。

(2) 請負代金の支払

文化庁は、公演終了後、芸術団体から公演の実施に要した経費等を記載した実績報告書等を提出させて、以下のとおり、前記の事業ごとに定められている支援の対象となる経費(以下「支援対象経費」という。)等に基づいて、同庁が負担する経費(以下「支援金」という。)を算定している。

ア 芸術創造活動重点支援事業

支援対象経費は、出演費(俳優等出演料等)、文芸費(演出料等)等とされており、次の算式により算定した金額①と金額②とのうちいずれか低い額を限度として支援金を算定している。

$$\text{金額①} = \text{支援対象経費} \times 1 / 3$$

$$\text{金額②} = \text{支援対象経費} + \text{支援対象外経費} - \text{収入}$$

イ 国際芸術交流支援事業(海外公演)

支援対象経費は、旅費(国内交通費及び日当を除く。)及び舞台費(大道具費、小道具費等)とされており、次の算式により算定した金額①と金額②とのうちいずれか低い額を限度として支援金を算定している。

$$\text{金額①} = \text{支援対象経費}$$

$$\text{金額②} = \text{支援対象経費} + \text{支援対象外経費} - \text{収入}$$

そして、文化庁は、上記の方法により算定した支援金をそのまま請負代金として芸術団体に支払っている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、平成19年次の検査において、本件事業に係る請負契約について、公演終了後の精算手続を行うことなく支払っていた事態を指摘したところ、文化庁において、19年度以降の同事業については、芸術団体と請負契約を締結する際に使用する契約書に精算条項を加えて、実績額に基づき精算を行うこととする処置を講じたことから、平成18年度決算検査報告に本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として掲記した。

そこで、本年次においては、合規性等の観点から、上記の処置に基づき請負代金の支払等が適切に行われているかなどに着眼して、文化庁が19年度に請負契約を締結した862契約のうち60契約を対象として、実績報告書、領収書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

文化庁は、3団体と締結した19契約について、3団体から提出された実績報告書等に基づき、請負代金を計155,468,835円と確定して支払っていた。

しかし、支払の事実を証する領収書等を確認したところ、実績報告書等に記載された経費が事実と相違するなどしていたものが見受けられた。

したがって、本件19契約について、実際に公演に要した経費に基づいて適正な請負代

金を算定すると、計 146,202,271 円となり、前記の支払額との差額計 9,266,564 円が過大に支払われていて、不当と認められる。

上記の事態について、事例を示すと、次のとおりである。

＜事例＞

文化庁は、平成 19 年度芸術創造活動重点支援事業についてキャメルアーツ株式会社と請負契約を締結して、公演終了後、同社から提出された実績報告書等に基づき、請負代金を 20,120,673 円と確定して支払っていた。

しかし、支払の事実を証する領収書等により実績報告書等に記載された経費を確認したところ、15,850,000 円とされていた俳優等に係る出演費は、実際には 11,808,000 円であるなどして、支援対象経費計 9,893,004 円が過大になっていた。

したがって、適正な請負代金を算定すると、16,823,005 円となり、前記の支払額との差額 3,297,668 円が過大に支払われていた。

このような事態が生じていたのは、3 団体において、実績報告書等を正確に記入しなければならないことの理解が十分でなかったこと、文化庁において、実績報告書等に対する審査確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 3 団体 キヤメルアーツ株式会社、株式会社メジャーリーグ、財団法人新日本フィルハーモニー交響楽団

補 助 金

- (30) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
- (40)

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)文部科学本省 (項)公立文教施設整備費 (項)国立大学法人施設整備費 (項)私立学校助成費 (項)スポーツ振興費
部 局 等	文部科学本省、5 都府県
補助等の根拠	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和 33 年法律第 81 号)、私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)等
補助事業者等	市 3、町 1、国立大学法人 1、学校法人 4、財団法人 2、その他の団体 1、計 12 補助事業者(計 11 事業主体)
間接補助事業者(事業主体)	財団法人 1
補助事業等	沖縄県同時通訳者養成、沖縄県人材育成海外派遣、公立学校施設整備、私立大学等経常費補助(私立大学教育研究高度化推進特別補助)等
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	4,258,772,656 円
不当と認める国庫補助金等交付額の合計	72,103,534 円

1 補助金等の概要

文部科学省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性、経済性、有効性等の観点から、補助対象経費の算定が適正に行われているかなどに着眼して、26 都道府県、118 市区町村、32 国立大学法人、88 学校法人及び2 財団法人において、実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

その結果、4 市町、1 国立大学法人、4 学校法人及び2 財団法人計 11 事業主体が実施した国際文化交流促進費補助金(沖縄県の国際化に対応できる人材育成事業補助)、公立学校施設整備費国庫負担金、私立大学等経常費補助金(私立大学教育研究高度化推進特別補助)等を受けて実施した事業において、補助対象経費を過大に計上したり、補助の対象とは認められないものを補助対象経費に含めたりなどして、これらに係る国庫補助金 72,103,534 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

(1) 国際文化交流促進費補助金(沖縄県の国際化に対応できる人材育成事業補助)が過大に交付されているもの 1 件 不当と認める国庫補助金 21,734,384 円

国際文化交流促進費補助金(沖縄県の国際化に対応できる人材育成事業補助)は、沖縄県の国際化に対応できる人材育成に資することを目的として、財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団が行う沖縄県同時通訳者養成事業(以下「同時通訳者事業」という。)、沖縄県人材育成海外派遣事業(以下「人材育成事業」という。)等に対してその経費の一部を国が補助するものである(平成 18 年度までは、国はユネスコ・文化交流協会を通じて同法人に補助している。)

この補助金の交付額は、事業を実施するために必要な経費のうち文部科学大臣が認める経費を補助対象経費とし、予算の範囲内で定額となっている。

本院が、同法人において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	事業主体	補助事業等	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金等	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(30) 文部科学本省	財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団	沖縄県同時通訳者養成、沖縄県人材育成海外派遣	15～19	389,909	389,909	21,734	21,734	補助の対象外

ア 同時通訳者事業

同法人は、平成 15 年度から 19 年度までに実施した同時通訳者事業について、補助対象経費を計 212,722,540 円とする実績報告書を文部科学省(15 年度から 18 年度まではユネスコ・文化交流協会)に提出して、同額の補助金の交付を受けていた。

しかし、同法人は、上記各年度の補助対象経費の算定に当たり、同時通訳者養成機関への派遣期間外の研修生の生活費等、同法人が研修生に対する助成の対象としていない経費計 12,844,064 円を含めたり、19 年度の交付申請に当たり、18 年度に交付申請を行って補助金の交付を受けていた生活費 3,057,600 円について、二重に申請を行って補助金の交付を受けたりしていた。

イ 人材育成事業

同法人は、15年度から19年度までに実施した人材育成事業について、補助対象経費を計177,187,116円とする実績報告書を文部科学省(15年度から18年度まではユネスコ・文化交流協会)に提出して、同額の補助金の交付を受けていた。

しかし、同法人は、上記各年度の補助対象経費の算定に当たり、嘱託員の人件費に本件人材育成事業以外の業務に係る嘱託員の人件費計4,913,947円を含めたり、同法人が留学生に対する助成の対象としている授業料等の上限額を超えた額計3,342,242円を含めたりしていた。

したがって、上記ア及びイについて、適正な補助対象経費により補助金の額を算定すると、計368,175,272円となり、前記の補助金交付額の計389,909,656円との差額計21,734,384円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において補助対象経費を適正に算定することなどについての認識が十分でなかったこと、文部科学省及びユネスコ・文化交流協会において同法人から提出された実績報告書等の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 公立学校施設整備費国庫負担金が過大に交付されているもの

1件 不当と認める国庫補助金 16,738,000円

公立学校施設整備費国庫負担金(小中学校校舎の新增築事業)は、公立の小中学校における教室の不足を解消することを目的として、校舎の新築又は増築を行う地方公共団体に対し、当該事業に要する経費の一部を国が負担するものである。

この負担金の交付額は、事業実施年度の5月1日における児童生徒数に基づいて当該学校の学級数を算定し、この学級数に基づく必要面積から同日における保有面積を控除した国庫負担金の対象面積に、1㎡当たりの単価を乗ずるなどして国庫負担対象経費を算定し、これに原則として負担率2分の1を乗じて算定することとなっている。

また、集団住宅等が建設されて当該学校の教室に不足を生ずるおそれがあるなどの場合には、事業実施年度の5月1日における児童生徒数に、5月2日以降に増加が見込まれる児童生徒数を加えて、上記の必要面積の基礎となる学級数を算定することとなっている(以下、これにより算定した必要面積を「前向き整備面積」という)。そして、5月2日以降に増加が見込まれる児童生徒数は、当該集団住宅等の戸数に所定の率を乗ずるなどして算定することとなっている。

本院が、20都道府県の31市区町村において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	事業主体	補助事業等	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金等	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(31) 千葉県	八千代市	萱田小学校校舎増築	19	274,539	137,269	33,477	16,738	国庫負担金の過大交付

八千代市は、平成19年度の萱田小学校校舎増築事業の実施に当たり、集団住宅等の建設が進行していることなどを考慮して集団住宅等の戸数を402戸とし、これに所定の率を乗じて5月2日以降に増加が見込まれる児童数を算定するなどして前向き整備面積を算定し、国庫負担対象経費を274,539,000円(国庫負担金137,269,000円)としていた。

しかし、同市は、上記の前向き整備面積の算定に当たり、集団住宅等の戸数 402 戸のうち 326 戸については 5 月 1 日において既に入居済であったことなどから、5 月 2 日以降の児童数の増加の要因とならないのに、上記の 326 戸を加えていたことから前向き整備面積が過大に算定されていた。

したがって、これを除外して前向き整備面積を算定し、適正な国庫負担対象経費を算定すると 241,062,000 円となり、国庫負担金 16,738,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において前向き整備面積の算定方法等についての理解が十分でなかったこと、県教育委員会において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 公立学校等施設整備費補助金が過大に交付されているもの

3 件 不当と認める国庫補助金 6,684,000 円

文部科学省は、校舎等の建物の地震補強及び大規模改造を行う地方公共団体に対して、それぞれ次の補助金を交付している。

ア 公立学校等施設整備費補助金(地震補強事業)

この補助金は、校舎の耐震性能を確保し地震防災対策の促進を図ることを目的として、公立の小中学校等の木造以外の校舎の地震補強を行う地方公共団体に対し、当該事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、校舎の柱、壁、梁等の補強に必要な耐震補強工事等に係る経費を補助対象経費として、これに原則として補助率 2 分の 1 を乗じて算定することとなっている。

イ 公立学校等施設整備費補助金(大規模改造事業)

この補助金は、教育環境の改善及び建物の耐久性の確保を図ることを目的として、公立の小中学校等の建物の機能低下等に対する復旧措置及び用途変更に伴う改装等の大規模改造を行う地方公共団体に対し、当該事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、①老朽建物の外部及び内部について同時に行う改造工事(老朽施設改造)、②余裕教室等を改造して「地域・学校連携施設」を整備するための内部改造工事(地域・学校連携施設整備)、③昭和 56 年以前に建築された学校建物の耐震補強工事等(耐震補強)に係る経費を補助対象経費として、これに原則として補助率 3 分の 1 を乗じて算定することとなっている。

本院が、25 都道府県の 1 府、2 県、96 市区町村計 99 事業主体において会計実地検査を行ったところ、3 都府県の 3 事業主体において、工事費の積算を誤るなどしていたため、国庫補助金 6,684,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助対象経費の算定方法等についての理解が十分でなかったこと、都府県教育委員会において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

これを、都府県別に示すと次のとおりである。

部局等	事業主体	補助事業等	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金等	摘要
(32) 東京都	小平市	小平第十五小学校校舎地震補強	15、16	千円 120,925	千円 60,462	千円 3,650	千円 1,825	補助金の過大交付

小平市は、上記の事業として平成 15、16 両年度に実施した耐震補強工事等に係る経費を対象とし

部局等	事業主体	補助事業等	年度	補助対象経費 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象経費 千円	不当と認める国庫補助金等 千円	摘要	
				て、補助対象経費を 120,925,000 円(国庫補助金 60,462,000 円)としていた。					
				しかし、同市は、上記耐震補強工事費の算定に当たり、K 型鉄骨ブレース ^(注) (以下「ブレース」という。)を固定するために使用する無収縮モルタルを注入する際などに使用する型枠の所要量をブレースの周囲の長さとするべきであるのに、誤って、その 2 倍の長さとするなどしていたため工事費が過大となっていた。					
				したがって、適正な工事費により補助対象経費を算定すると 117,275,000 円(国庫補助金 58,637,000 円)となり、国庫補助金 1,825,000 円が過大に交付されていた。					
				(注) K 型鉄骨ブレース K 型の形状をした鉄骨筋かいの外周に鉄骨枠を取り付けたもの					
(33)	大阪府	熊取町	熊取北中学校校舎地震補強、大規模改造(老朽施設改造、地域・学校連携施設整備)	15	173,186	62,739	9,886	3,556	補助金の過大交付
				熊取町は、上記の一括して平成 15 年度に実施した 3 事業の工事に係る経費を対象として、補助対象経費を 173,186,000 円(国庫補助金 62,739,000 円)としていた。					
				しかし、同町は、上記 3 事業の工事費の算定に当たり、下請諸経費は共通の経費として各事業の直接工事費等の金額の割合により案分した額を各事業の工事費に計上すべきであるのに、誤って、案分せず下請諸経費全額をそれぞれ各事業の工事費に計上するなどしていたため工事費が過大となっていた。					
				したがって、適正な工事費により補助対象経費を算定すると 163,300,000 円(国庫補助金 59,183,000 円)となり、国庫補助金 3,556,000 円が過大に交付されていた。					
(34)	香川県	三豊市	吉津小学校校舎大規模改造(耐震補強)	17	20,810	6,936	3,910	1,303	補助金の過大交付
				三豊市は、上記の事業として平成 17 年度に実施した耐震補強工事等に係る経費を対象として、補助対象経費を 20,810,000 円(国庫補助金 6,936,000 円)としていた。					
				しかし、同市は、上記耐震補強工事費の算定に当たり、ブレースを固定するために使用する無収縮モルタルの所要量を、設計書に誤って過大に転記するなどしていたため工事費が過大となっていた。					
				したがって、適正な工事費により補助対象経費を算定すると 16,900,000 円(国庫補助金 5,633,000 円)となり、国庫補助金 1,303,000 円が過大に交付されていた。					
(32)-(34)の計				314,921	130,137	17,446	6,684		

(4) 国立大学法人施設整備費補助金が過大に交付されているもの

1 件 不当と認める国庫補助金 2,659,650 円

国立大学法人施設整備費補助金は、我が国の高等教育及び学術の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的として、国立大学法人が行う施設・設備の整備及び不動産の購入に要する経費の一部を国

が補助するものであり、運営費交付金とは別に交付されるものである。

この補助金の交付額は、国立大学法人が行う補助事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として文部科学大臣が認める経費を補助対象経費とし、予算の範囲内で定額となっている。

本院が、32 国立大学法人において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	事業主体	補助事業等	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金等	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(35) 文部科学本省	国立大学法人滋賀医科大学	アスベスト対策	17, 18	111,004	111,004	2,659	2,659	補助の対象外

国立大学法人滋賀医科大学は、補助金の交付対象事業の一つとされていて、アスベストによる健康障害を防止するため国立大学法人が緊急にアスベスト対策工事等を施行するアスベスト対策事業を補助対象経費 111,004,000 円で実施したとして同額の補助金の交付を受けていた。

しかし、同法人は、本件補助事業の実施前に行った調査において使用する建材等からアスベストが検出されていないことが確認できていて、アスベスト対策事業の対象とは認められない建物に係る工事費 2,659,650 円を補助対象経費に含めていた。

したがって、適正な補助対象経費により補助金の額を算定すると、108,344,350 円となり、前記の補助金交付額 111,004,000 円との差額 2,659,650 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において補助事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、文部科学省において同法人から提出された実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(5) 私立大学等経常費補助金(私立大学教育研究高度化推進特別補助)が過大に交付されているもの 2件 不当と認める国庫補助金 16,444,000 円

私立大学等経常費補助金(私立大学教育研究高度化推進特別補助)は、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興を図ることを目的として、私立大学等の経常的経費について国から学校法人に補助を行い、私立大学等における教育研究の高度化を図るものである。

この補助金の交付額は、「私立大学等経常費補助金・政府開発援助私立大学等経常費補助金交付要綱」(昭和 52 年文部大臣裁定)に基づき、「私立大学等経常費補助金(私立大学教育研究高度化推進特別補助)配分基準」に定める方法に基づき算定した額とするとされており、「産学連携研究推進経費」等の補助の対象経費ごとに、その所要経費の 2 分の 1 以内の額(ただし、所定の額を限度とする。)となっている。

本院が 58 学校法人において会計実地検査を行ったところ、2 学校法人の研究者 5 名が、不適正な経理処理を行い 2 学校法人に架空の取引に係る購入代金を支払わせて、これを業者に預けて別途に経理していたため、補助金計 16,444,000 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究者 5 名において、補助金の原資は税金であり、事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、2 学校法人において物品の納品検査等が十分でなかったこと、文部科学省において学校法人及び研究者に対して補助金の不正使用の防止についてその周知徹底が十分でなかったことによると認められる。

これを事業主体(学校法人)別に示すと次のとおりである。

部 局 等	事業主体	補助事業等	年 度	補助対象経費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金等	摘 要
(36) 文部科学本省	学校法人聖マリアンナ医科大学	私立大学等経常費補助(私立大学教育研究高度化推進特別補助)	15、16	千円 15,272,164	千円 682,169	千円 22,437	千円 11,300	不適正な経理処理

学校法人聖マリアンナ医科大学は、同大学に所属する研究者2名が共同研究者等となって実施している研究に係る平成15、16両年度の産学連携研究推進経費等において物品購入費等の所要経費を計222,462,000円とするなどして、計682,169,000円の補助金の交付を受けていた。

しかし、上記所要経費のうち22,437,040円については、研究者2名が、業者に架空の取引を指示して虚偽の請求書等を作成させ同学校法人に架空の取引に係る購入代金を支払わせて、これを業者に預けて別途に経理していた。

したがって、これを補助の対象となる所要経費から除外して算定すると適正な補助金の額は670,869,000円となり、11,300,000円が過大に交付されていた。

(37) 文部科学本省	学校法人獨協学園	私立大学等経常費補助(私立大学教育研究高度化推進特別補助)	15～18	39,000,006	2,455,040	16,301	5,144	不適正な経理処理
-------------	----------	-------------------------------	-------	------------	-----------	--------	-------	----------

学校法人獨協学園は、同学園に所属する研究者3名が研究代表者等となって実施している研究に係る平成15年度から18年度までの研究科特別経費(研究科分)等において物品購入費等の所要経費を計65,537,000円とするなどして、計2,455,040,000円の補助金の交付を受けていた。

しかし、上記所要経費のうち16,301,961円については、研究者3名が、業者に架空の取引を指示して虚偽の請求書等を作成させ同学校法人に架空の取引に係る購入代金を支払わせて、これを業者に預けて別途に経理していた。

したがって、これを補助の対象となる所要経費から除外して算定すると適正な補助金の額は2,449,896,000円となり、5,144,000円が過大に交付されていた。

(36)(37)の計				54,272,170	3,137,209	38,739	16,444	
------------	--	--	--	------------	-----------	--------	--------	--

上記の事態については、文部科学省は、通知文書を発するなどして補助金の不正使用の防止に取り組んでいるところであるが、さらに、学校法人及び研究者に対する指導を徹底して、補助事業の適正な執行に万全を期する必要があると認められる。

(6) 私立学校施設整備費補助金が過大に交付されているもの

2件 不当と認める国庫補助金 4,158,000円

私立学校施設整備費補助金(防災機能強化施設整備事業)は、私立の高等学校等における防災機能の強化を図ることを目的として、校舎等の耐震補強等を行う学校法人に対し、当該事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、校舎等の耐震補強工事等に係る経費を補助対象経費として、これに補助率3分の1以内を乗じて算定することとなっている。

本院が、12都府県の23学校法人において会計実地検査を行ったところ、2都県の2学校法人において、補助対象経費に補助対象外の工事費を含めるなどしていたため、国庫補助金4,158,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、学校法人において補助対象経費の算定方法等についての理解が十分でなかったこと、都県において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

これを、都県別に示すと次のとおりである。

部局等	事業主体	補助事業等	年度	補助対象経費 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象経費 千円	不当と認める国庫補助金等 千円	摘要
(38) 東京都	学校法人白百合学園	白百合学園中学校高等学校校舎防災機能強化施設整備	17	223,765	74,587	4,646	1,548	補助の対象外

学校法人白百合学園は、上記の事業として平成17年度に実施した耐震補強工事等に係る経費を対象として、補助対象経費を223,765,500円(国庫補助金74,587,000円)としていた。

しかし、同法人は、補助の対象である耐震補強工事とは全く関連がない黒板の交換等の内装改修に係る工事費を補助対象経費に含めていた。

したがって、適正な工事費により補助対象経費を算定すると219,119,061円(国庫補助金73,039,000円)となり、国庫補助金1,548,000円が過大に交付されていた。

(39) 熊本県	学校法人九州ルーテル学院	ルーテル学院高等学校校舎防災機能強化施設整備	17	199,337	66,445	7,832	2,610	補助の対象外
----------	--------------	------------------------	----	---------	--------	-------	-------	--------

学校法人九州ルーテル学院は、上記の事業として平成17年度に実施した耐震補強工事等に係る経費を対象として、補助対象経費を199,337,565円(国庫補助金66,445,000円)としていた。

しかし、同法人は、補助の対象である耐震補強工事とは全く関連がない屋根改修、外壁改修等に係る工事費を補助対象経費に含めるなどしていた。

したがって、適正な工事費により補助対象経費を算定すると191,505,114円(国庫補助金63,835,000円)となり、国庫補助金2,610,000円が過大に交付されていた。

(38)(39)の計				423,103	141,032	12,478	4,158	
------------	--	--	--	---------	---------	--------	-------	--

(7) 民間スポーツ振興費等補助金(日本学校保健会補助)が過大に交付されているもの

1件 不当と認める国庫補助金 3,685,500円

民間スポーツ振興費等補助金(日本学校保健会補助)は、学校保健の振興を図ることを目的として、財団法人日本学校保健会が行う学校保健に関する普及指導、調査研究及び児童生徒に関する健康増進の各事業に対してその経費の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、上記の各事業を実施するために必要な経費のうち文部科学大臣が認める経費を補助対象経費とし、予算の範囲内で定額となっている。そして、各事業のうち調査研究事業については、同法人が自ら実施することが求められており、委託費は補助対象経費に含めないこととなっている。

本院が、同法人において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部 局 等	事業主体	補助事業等	年 度	補助対象経費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金等	摘 要
(40) 文部科学本省	財団法人日本学校保健会	学校保健に関する調査研究等	15、16	千円 212,812	千円 212,212	千円 3,685	千円 3,685	補助の対象外

同法人は、平成 15、16 両年度に実施した前記の各事業について、補助対象経費計 212,812,306 円から自己収入の額を控除して、補助事業に必要な補助金の額を 212,212,000 円とする実績報告書を文部科学省に提出して、同額の補助金の交付を受けていた。

しかし、同法人は、両年度における各事業の補助対象経費の算定に当たり、調査研究事業において補助の対象とならない委託費計 3,685,500 円を含めていた。

したがって、適正な補助対象経費により補助金の額を算定すると、計 208,526,500 円となり、前記の補助金交付額計 212,212,000 円との差額計 3,685,500 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において補助対象経費となる経費についての認識が十分でなかったこと、文部科学省において同法人から提出された実績報告書等の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

第9 厚生労働省

不 当 事 項

保 険 料 (41) (42)

(41) 労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(徴収勘定) (款) 保険収入 (項) 保険料収入	
部 局 等	14 労働局	
保険料納付義務者	徴収不足があった事業主数	313 事業主
	徴収過大があった事業主数	90 事業主
徴収過不足額	徴収不足額	295,391,969 円(平成 18 年度～20 年度)
	徴収過大額	25,769,039 円(平成 18 年度～20 年度)

1 保険料の概要

(1) 労働保険

労働保険は、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)及び雇用保険を総称するものである。このうち、①労災保険は、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対する療養補償給付等を行う保険であり、原則として、事業所に使用されるすべての労働者が対象となる。また、②雇用保険は、労働者の失業等に対する失業等給付、雇用安定事業等を行う保険であり、常時雇用される一般労働者のほか、事業所で雇用されるいわゆるパートタイム労働者等のうち1週間の所定労働時間が20時間以上で引き続き1年以上雇用されることが見込まれることなどの要件を満たす労働者などが被保険者となる。

(2) 保険料の徴収

保険料は、①労災保険分については事業主が負担して、②雇用保険分については、失業等給付に充てる部分を労働者と事業主とが折半して負担し、雇用安定事業等に充てる部分を事業主が負担して、①と②のいずれも事業主が納付することとなっている。

保険料の納付は、原則として次のとおり行われることとなっている。

ア 毎年度の初めに、事業主は、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して、その年度の労働者に支払う賃金総額の見込額に保険料率^(注)を乗じて算定した概算保険料を申告して、納付する。

イ 次の年度の初めに、事業主は、労働局に対して、前年度に実際に支払った賃金総額に基づいて算定した確定保険料申告書を提出する。

ウ 労働局は、この申告書の記載内容を審査して、その結果に基づき保険料の過不足分が精算される。

この労働保険の保険料の平成20年度の収納済額は3兆5130億余円に上っている。

(注) 保険料率 労災保険率と雇用保険率に分かれており、それぞれ次のとおりである。

- ① 労災保険率は、労災保険の適用を受けるすべての事業の過去3年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率等を考慮して定められており、事業の種類ごとに平成18年度から20年度までの場合は最低1000分の4.5から最高1000分の118となっている。
- ② 雇用保険率は、失業等給付、雇用安定事業等に要する費用を考慮して定められており、18年度の場合は1000分の19.5(ただし、農林、水産等の事業は1000分の21.5、建設の事業は1000分の22.5)、19、20両年度の場合は1000分の15(ただし、農林、水産等の事業は1000分の17、建設の事業は1000分の18)となっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

近年、事業所で雇用されるいわゆるパートタイム労働者等が増加傾向にあることから、本院は、全国47労働局のうち、14労働局において会計実地検査を行い、管内の事業主のうち、これらの労働者を雇用している割合が高いなどと思われる490事業主を選定して、合規性等の観点から、当該事業主の雇用する労働者の保険加入が適正になされているかなどに着眼して、18年度から20年度までの間における各労働局の保険料の徴収の適否について、事業主から提出された確定保険料申告書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 徴収過不足の事態

検査の結果、上記490事業主のうち、313事業主について徴収額が295,391,969円不足しており、90事業主について徴収額が25,769,039円過大となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が確定保険料申告書を提出するに当たり、制度を十分理解していなかったり、計算誤りをしたりなどして、賃金総額の記載が次のように事実と相違するなどしていたのに、前記の14労働局において、これに対する調査確認が十分でなかったことによると認められる。

ア 雇用保険分の保険料の算定において、同保険の加入要件を満たすパートタイム労働者等を保険加入させていなかったため、その賃金が算入漏れとなっていた。

イ 労災保険分の保険料の算定において、出向労働者に支払われた賃金は出向先の賃金総額に含めて保険料を算定すべきところ、出向先においてその賃金が算入漏れとなっていた。

上記アの事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

大阪労働局は、クリーニング業を営む事業主Aから、平成19年度の労働保険の保険料について、雇用保険の被保険者172人に対して支払った賃金総額は331,399千円、その雇用保険分の保険料は4,970,985円であるとした確定保険料申告書の提出を受けて、

これに基づき、当該保険料額を徴収していた。

しかし、事業主Aは、雇用保険加入要件を満たすパートタイム労働者等114人を雇用保険に加入させておらず、確定保険料申告書において、これらの者に対して支払った賃金156,460千円を賃金総額に算入していなかった。このため、雇用保険分の保険料2,346,900円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、すべて徴収決定又は還付決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数 徴収過大があった事業主数		徴収不足額
				徴収過大額(△)
宮 城	18	4		千円 1,102
		10		△ 2,657
埼 玉	42	23		7,958
		6		△ 883
東 京	88	55		43,435
		20		△ 2,799
神 奈 川	54	44		48,937
		9		△ 3,056
静 岡	38	24		25,906
		9		△ 5,038
三 重	27	20		23,141
		4		△ 3,217
大 阪	45	31		46,671
		9		△ 2,102
兵 庫	32	9		3,970
		6		△ 684
岡 山	30	20		15,657
		5		△ 346
広 島	27	20		15,407
		3		△ 120
山 口	24	17		12,531
		2		△ 618
愛 媛	17	14		13,394
		2		△ 1,903
大 分	24	14		17,122
		2		△ 393
沖 縄	24	18		20,155
		3		△ 1,946
計	490	313	90	295,391 △ 25,769

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、事業主に対する関係法令等の周知徹底等を図って適正な申告・納付を励行させるとともに、確定保険料申告書等に係る調査確認の強化を図る必要があると認められる。

(42) 健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの

会計名及び科目	年金特別会計(健康勘定)	(款) 保険収入
		(項) 保険料収入
	(厚生年金勘定)	(款) 保険収入
		(項) 保険料収入
	〔平成18年度以前は、	
	厚生保険特別会計(健康勘定)	(款) 保険収入
		(項) 保険料収入
	(年金勘定)	(款) 保険収入
		(項) 保険料収入〕
部 局 等	21 社会保険事務局(95 社会保険事務所及び19 社会保険事務局社会保険事務室)	
保険料納付義務者	403 事業主	
徴収不足額	健康保険保険料	251,945,437 円
		(平成18年度～21年度)
	厚生年金保険保険料	584,370,425 円
		(平成18年度～21年度)
	計	836,315,862 円

1 保険料の概要

(1) 健康保険及び厚生年金保険

健康保険は、常時従業員を使用する事業所の従業員を被保険者として、業務外の疾病、負傷等に関して医療、療養費、傷病手当金等の給付を行う保険である。また、厚生年金保険は、常時従業員を使用する事業所の70歳未満の従業員を被保険者として、老齢、死亡等に関して年金等の給付を行う保険である。

そして、事業所に使用される従業員のうち、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者については、労働時間、労働日数等からみて当該事業所に常用的に使用されている場合には被保険者とするものとされている。

(2) 保険料の徴収

保険料は、被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、事業主が納付することとなっている。

そして、事業主は、地方社会保険事務局の社会保険事務所又は社会保険事務局社会保険事務室(以下「社会保険事務所等」という。)に対して、健康保険及び厚生年金保険に係る次の届け書を提出することとなっている。

- ① 新たに従業員を使用したときなどには、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届

- ② 被保険者が退職等により資格を喪失したときには、資格喪失年月日等を記載した被保険者資格喪失届
- ③ 毎年7月には、同月1日現在において使用している被保険者の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額算定基礎届
- ④ 被保険者の報酬月額が所定の範囲以上に増減したときには、変更後の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額変更届
- ⑤ 賞与を支給したときには、被保険者の賞与額等を記載した被保険者賞与支払届

これらの届け書の提出を受けた社会保険事務所等は、その記載内容を審査するとともに、届け書に記載された被保険者の報酬月額に基づいて標準報酬月額を、また、被保険者の賞与額に基づいて標準賞与額を、それぞれ決定してこれらに保険料率を乗じて得た額を保険料として徴収している。

保険料の平成20年度の収納済額は、健康保険保険料6兆6212億余円、厚生年金保険保険料22兆6905億余円、計29兆3118億余円に上っている。

(注1) 標準報酬月額 健康保険では第1級58,000円から第47級1,210,000円まで(平成19年3月以前は第1級98,000円から第39級980,000円まで)、厚生年金保険では第1級98,000円から第30級620,000円までの等級にそれぞれ区分されている。被保険者の標準報酬月額は、実際に支給される報酬月額をこの等級のいずれかに当てはめて決定される。

(注2) 標準賞与額 各被保険者の賞与額から千円未満の端数を切り捨てた額で、健康保険では1年度の支給累計額で540万円(平成19年3月以前は1回の支給につき200万円)、厚生年金保険では1回の支給につき150万円がそれぞれ上限とされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点及び対象

本院は、毎年度の決算検査報告において、短時間就労者を使用している事業主や特別支給の老齢厚生年金の裁定を受けて年金の額の全部を支給されている受給権者(後掲197ページの「厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの」参照)を使用している事業主が届出を適正に行っていなかったなどのため多額の保険料が徴収不足となっている事態を掲記している。

そして、短時間就労者が増加傾向にあることから、検査に当たっては、全国の47社会保険事務局の312社会保険事務所等(21年3月末現在)のうち、21社会保険事務局の132社会保険事務所等において、短時間就労者を多数使用している事業主を中心として、特別支給の老齢厚生年金の裁定を受けて年金の額の全部を支給されている受給権者を使用している事業主等も含めた951事業主について、合規性等の観点から、被保険者資格取得届等の提出が適正になされているかに着眼して、18年度から21年度までの間における保険料の徴収の適否を検査した。

(注3) 特別支給の老齢厚生年金 厚生年金保険において行う保険給付であり、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あって老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が25年以

上ある者等に60歳以上65歳に達するまでの間支給される。そして、受給権者が厚生年金保険の適用事業所に使用されて被保険者である間は、その者の標準報酬月額等が一定額を超える場合等には年金の額の一部又は全部の支給が停止される。

(2) 検査の方法

本院は、上記の21社会保険事務局の132社会保険事務所等において、事業主から提出された健康保険及び厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に社会保険事務所等に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(3) 徴収不足の事態

検査の結果、21社会保険事務局の114社会保険事務所等管内における短時間就労者又は特別支給の老齢厚生年金の受給権者を使用しているなどの901事業主のうち403事業主について、徴収額が836,315,862円(健康保険保険料251,945,437円、厚生年金保険保険料584,370,425円)不足していて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が次のように届出を適正に行っていなかったのに、上記の114社会保険事務所等において、これに対する調査確認及び指導が十分でなかったことによると認められる。

ア 被保険者資格取得届の提出を怠っていたもの

324 事業主 徴収不足額 739,489,127 円

イ 資格取得年月日の記載が事実と相違していたもの

52 事業主 徴収不足額 75,031,236 円

ウ 資格取得時の諸手当の算定を誤っていたものなど

27 事業主 徴収不足額 21,795,499 円

このように事業主が届出を適正に行っていなかったのは、制度を十分に理解していなかったことなどによる。

徴収不足額の大部分を占める被保険者資格取得届の提出を怠っていた事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞ 短時間就労者を使用している事業主が被保険者資格取得届の提出を怠っていたもの

A会社は、食料品の販売等の業務に従事する従業員2,052人を使用していた。同会社の事業主は、これらの従業員のうち916人については勤務時間が短く常用的な使用でないなどとして、社会保険事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の916人について調査したところ、同会社はこのうち22人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料4,843,916円、厚生年金保険保険料5,763,937円、計10,607,853円が徴収不足になっていた。

＜事例2＞ 特別支給の老齢厚生年金の受給権者等を使用している事業主が被保険者資格取得届の提出を怠っていたもの

B会社は、農業サービス等の業務に従事する従業員14人を使用していた。同会社の事業主は、これらの従業員のうち2人については常用的に使用していたが特別支給の老齢厚生年金の受給権者であることから、社会保険事務所に対して被保険者資格取得届を提出する必要はないと認識していた。

しかし、特別支給の老齢厚生年金の受給権者であっても、常用的に使用している場合には被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料1,295,941円、厚生年金保険保険料2,068,461円、計3,364,402円が徴収不足になっていた。

なお、これらの徴収不足額については、本院の指摘により、すべて徴収決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額を地方社会保険事務局ごとに示すと次のとおりである。

地方社会保 険事務局名	社会保険事務 所等	本院の調 査に係る 事業主数	徴収不足 があった 事業主数	徴収不足額		
				健 康 保 険 料 保 険 料 千円	厚 生 年 金 保 険 保 険 料 千円	計 千円
青	森 青 森 等 3	33	19	11,175	19,249	30,425
岩	手 盛 岡 等 4	61	27	9,055	17,097	26,153
秋	田 秋 田 等 4	65	15	3,751	5,446	9,197
埼	玉 浦 和 等 7	52	32	39,650	115,569	155,220
千	葉 幕 張 等 2	4	2	1,746	10,223	11,969
東	京 港 等 13	69	40	22,552	124,009	146,562
神	奈 川 鶴 見 等 12	54	17	8,857	21,718	30,576
山	梨 甲 府 等 3	50	22	14,850	25,180	40,030
長	野 長 野 南 等 6	47	23	14,348	21,245	35,594
愛	知 中 村 等 3	15	8	8,856	14,386	23,243
三	重 津 等 4	41	23	13,433	21,532	34,965
滋	賀 大 津 等 3	39	15	13,445	22,183	35,628
京	都 上 京 等 5	35	15	12,203	20,686	32,889
大	阪 天 満 等 12	46	20	8,716	27,664	36,380
兵	庫 三 宮 等 7	45	21	9,696	18,879	28,576
奈	良 奈 良 等 3	54	19	8,025	14,429	22,454
徳	島 徳 島 南 等 3	25	9	7,376	12,271	19,647
高	知 高 知 東 等 4	58	17	5,989	10,136	16,125
福	岡 東 福 岡 等 9	37	20	13,533	22,246	35,779
熊	本 熊 本 東 等 4	41	17	6,824	10,814	17,639
沖	縄 那 覇 等 3	30	22	17,854	29,397	47,252
計	114 か所	901	403	251,945	584,370	836,315

上記の事態については、社会保険庁は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、事業主に対する指導・啓発の徹底を図るとともに、短時間就労者等が多いと見込まれる事業所に対する調査を重点的に実施するなどの必要があると認められる。

予 算 経 理 (43)-(64)

- (43) 滞納保険料等の滞納処分に当たり、虚偽の書類を作成するなどして事業所の滞納保険料等の債権を消滅させており、後日、当該滞納保険料等が納付されると、これを別の事業所の滞納保険料等として収納するなどしているもの

会計名及び科目	厚生保険特別会計	(健康勘定)	(項) 保険料収入
		(年金勘定)	(項) 保険料収入
		(児童手当勘定)	(項) 事業主拠出金収入
		(業務勘定)	(項) 延滞金
	〔平成 19 年度以降は、		
	年金特別会計	(健康勘定)	(項) 保険料収入
		(厚生年金勘定)	(項) 保険料収入
		(児童手当勘定)	(項) 事業主拠出金収入
		(業務勘定)	(項) 延滞金
部 局 等	福島社会保険事務局、6 社会保険事務所等		
不適正な会計経理の内容	虚偽の書類を作成するなどして滞納保険料等の債権を消滅させており、後日、当該滞納保険料等が納付されると、これを別の事業所の滞納保険料等として収納するなどしているもの		
上記に係る滞納保険料等の額	77,501,366 円(平成 16 年度～19 年度)		

1 保険料の滞納処分の概要等

社会保険庁は、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)及び厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)等に基づき健康保険及び厚生年金保険の事業を運営、監督している。

そして、社会保険庁における保険料の徴収、督促、滞納処分等の会計経理は、各地方社会保険事務局管下の社会保険事務所又は社会保険事務局社会保険事務室(以下「社会保険事務所等」という。)が行っている。このうち保険料の滞納処分等に係る事務手続は、健康保険法、厚生年金保険法、国の債権の管理等に関する法律(昭和 31 年法律第 114 号)等に基づき、おおむね次のとおり行われることとなっている。

- ① 納期限までに保険料を納付しない事業所に対して督促してもこれに応じない場合は、その事業所の事業実態、財産等について調査を行い財産を差し押さえてこれを換価し、滞納保険料及び延滞金に充当する。また、当該事業所が破産等を申し立てた場合は、破産管財人等に対して、滞納保険料等に相当する換価代金の配当を要求する(以下「交付要求」という。)。これらの手続がとられると、滞納保険料等の徴収権の消滅時効(納期限の翌日から起算して 2 年)は中断する。
- ② 滞納処分の後に、差し押さえた財産に換価価値がなかったなどの場合は、差押え及び交付要求を解除した上で、滞納処分の執行を停止することができる。そして、滞納処分の執行を停止すると、滞納保険料等の徴収権の消滅時効が再び進行することとなり、消滅時効が成立した場合は不納欠損処理を行う。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、従来、保険料の徴収について、合規性等の観点から、保険料の徴収、督促、滞納処分等の会計経理が適正に行われているかなどに着眼して検査を行ってきたが、平成19年12月に、社会保険庁から福島社会保険事務局管内の6社会保険事務所等^(注)において滞納保険料等の不適正な収納処理が行われていたことが公表された。

そこで、本院は、合規性等の観点から、上記の不適正な収納処理の是正及び滞納保険料等の債権管理が適正に行われているかに着眼して、6社会保険事務所等において、債権管理簿、滞納処分票等により会計実地検査を行った。

(注) 6社会保険事務所等 福島社会保険事務局東北福島社会保険事務室、平、相馬、郡山、白河、会津若松各社会保険事務所

(2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

6社会保険事務所等は、16年度から19年度までの間に48事業所から滞納保険料等計137,440,557円の納付を受けていた。

しかし、このうち77,501,366円については、6社会保険事務所等は、滞納処分等に係る事務処理の軽減を図るなどのためとして、徴収権の消滅時効が成立したと虚偽の書類を作成するなどして不納欠損処理を行い、これにより保険料等債権を消滅させるなどしていたものについて、後日、当該事業所等から滞納保険料等が納付されたことから、これを本来収納すべき事業所以外の132事業所の滞納保険料等として収納するなどしていたものである。

したがって、これらの会計経理は著しく適正を欠くものであり、上記の滞納保険料等計77,501,366円が不当と認められる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A会社は、保険料等36,224,731円を滞納していたが、平成14年3月に破産手続を行った。平社会保険事務所は翌4月に同会社の破産管財人に対して当該保険料等債権に係る交付要求を行い、この時点で徴収権の消滅時効は中断していた。しかし、平社会保険事務所は、16年3月に、徴収権の消滅時効が成立したとする虚偽の書類を作成して不納欠損処理を行い、保険料等債権を消滅させていた。その後、18年3月に破産管財人から配当金23,175,325円が支払われたため、これを領収し、A会社とは別の16事業所の滞納保険料等として収納していた。

このような事態が生じていたのは、6社会保険事務所等において、保険料等の収納業務に従事していた職員に国の会計経理は法令等に従って適正に行わなければならないとの認識が著しく欠けていたこと、福島社会保険事務局及び6社会保険事務所等において、監督者による関係書類の点検や指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

なお、福島社会保険事務局は、本院の指摘を踏まえて、本件の一連の収納処理について、21年12月末までには是正措置を執ることとしている。

- (44) 後発医薬品の安心使用にかかる意識調査、分析及び報告書作成の業務に係る請負契約において、契約が履行期間内に履行されていないのに履行されたこととする事実と異なる内容の関係書類を作成するなどの不適正な会計経理を行い、代金を支出していたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医薬品等研究開発推進費
部 局 等	厚生労働本省
契 約 名	後発医薬品の安心使用にかかる意識調査、分析及び報告書(案)の作成業務
契 約 の 概 要	医療機関及び一般国民に対して意識調査を行い、後発医薬品使用促進についての今後の課題を把握するもの
契 約 の 相 手 方	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
契 約	平成 20 年 11 月 随意契約
契 約 額	8,988,845 円(平成 20 年度)
支 払	平成 21 年 4 月
不適正支払額	8,988,845 円(平成 20 年度)

1 後発医薬品の安心使用にかかる意識調査、分析及び報告書作成の業務に係る会計経理の概要

厚生労働省は、平成 20 年度に、後発医薬品の安心使用にかかる意識調査、分析及び報告書作成の業務(以下「業務」という。)を企画競争による随意契約により、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社に契約額 8,988,845 円で請け負わせている。同省が作成した仕様書によると、業務の内容は、後発医薬品の使用促進についての今後の課題を把握するもので、医療機関及び一般国民に対して意識調査を実施して、得られた情報を整理・分析等して報告書等を作成、提出するものであり、履行期間は、20 年 11 月 25 日から 21 年 2 月 27 日までの間となっている。

そして、同省は契約が履行期間内に適正に履行されたとして、同年 4 月 23 日に請負代金を支払っている。

2 検査の結果

本院は、同省において、合規性等の観点から、契約が適正に履行されているか、会計経理が会計法令等に従って適正に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、契約書、検査調書等の関係書類により検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

同省は、前記のとおり、契約が履行期間内に適正に履行されたとする検査調書を作成して請負代金を支払っていた。しかし、実際は契約締結後に、一般国民に対する意識調査の充実を図るなどの業務内容の変更を行っており、この変更に伴う調査の内容、方法についての検討、修正に時間を要したことなどのため、一般国民に対する意識調査が実施されたのは履行期間を過ぎた 21 年 3 月下旬であり、報告書が同省に提出されたのは同年 7 月 30 日であった。

したがって、同省において、上記のとおり、契約が履行期間内に履行されていないのに履行されたこととする事実と異なる内容の検査調書を作成するなどの不適正な会計経理を行い、契約額 8,988,845 円を支払っていたことは、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同省において、会計法令等を遵守することなどの基本的な会計経理を適正に行う認識が欠如していたことなどによると認められる。

- (45) 物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って庁費を支払っているもの

会計名及び科目	厚生保険特別会計(業務勘定)	(項)業務取扱費 (項)保健事業費 (項)福祉施設事業費
	国民年金特別会計(業務勘定)	(項)業務取扱費 (項)福祉施設費
	〔平成 19 年度以降は、 年金特別会計(業務勘定)〕	(項)業務取扱費 (項)保健事業費 (項)福祉施設事業費
	船員保険特別会計	(項)業務取扱費
部 局 等	19 社会保険事務局	
不適正な会計経理により支払われた経費の概要	物品の購入等に係る庁費	
不適正な会計経理により支払われた金額	69,643,711 円(平成 13 年度～19 年度)	

1 物品の購入等に係る会計経理の概要

社会保険庁は、厚生労働省設置法(平成 11 年法律第 97 号)等に基づき、全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業のうちの一部、政府が管掌する船員保険事業、厚生年金保険事業、国民年金事業等を適正に運営することを任務としている。そして、地方社会保険事務局は、同庁の地方支分部局として上記事業の事務を行っている。

そして、地方社会保険事務局における事務で使用する備品、消耗品等の物品の購入等(以下「物品の購入等」という。)に係る経費は、社会保険庁の官署支出官から交付を受けた前渡資金から庁費として支払われている。

また、地方社会保険事務局の物品の購入等に係る契約、支払等の会計事務手続については、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)等の会計法令等に基づき、おおむね次のとおり行われることとなっている。

- ① 物品管理官(地方社会保険事務局長)から物品の取得措置要求を受けた契約担当官(同局長)は、業者と契約を締結する。

- ② 契約担当官は、業者から物品が納入された後、上記の契約が適切に履行されたかを確認するため、納入された物品の品目、規格、数量、納品時期等について必要な検査を行った上で資金前渡官吏(会計係長等)に支払を依頼する。
- ③ 支払の依頼を受けた資金前渡官吏は、業者からの請求が正当であるかなどを調査の上で、支払決議を行い業者に代金を支払う。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、社会保険庁及び全国の47社会保険事務局において、合規性等の観点から、物品の購入等は会計法令等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、平成13年度から20年度までの間の物品の購入等に係る契約を対象に、契約書等の書類により会計実地検査を行った。また、地方社会保険事務局へ物品を納入した業者に赴き、当該業者及び地方社会保険事務局がそれぞれ保管している関係書類を照合し、物品の納品状況等を確認するなどして検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、19社会保険事務局において、13年度から19年度までの契約について、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って庁費を支払っていたものが、計274件、69,643,711円あった。

これを、態様別に示すと次のとおりである(表参照)。

ア 預け金

契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより庁費を支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させていたもの

1 社会保険事務局、2件、支払額 884,084円

イ 一括払

支払決議等の正規の会計経理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上で、後日、これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより庁費を一括して支払うなどしていたもの

10 社会保険事務局、49件、支払額 5,385,780円

ウ 差替え

業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより庁費を支払い、契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させるなどしていたもの

7 社会保険事務局、30件、支払額 6,207,340円

エ 翌年度納入

物品が翌年度以降に納入されていたのに、関係書類に実際の納品日より前の日付を検査日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして庁費を支払っていたもの

18 社会保険事務局、192件、支払額 56,756,377円

オ 先払い

物品は年度内に納入されていたが、関係書類に実際の納品日より前の日付を検査日として記載することなどにより、実際に物品が納入されるよりも先に庁費を支払っていたもの

1 社会保険事務局、1 件、支払額 410,130 円

表 不適正な会計経理により支払われた庁費の地方社会保険事務局別・態様別内訳 (単位：件、円)

地方社会保険事務局名	年度	ア 預け金		イ 一括払		ウ 差替え		エ 翌年度納入		オ 先払い		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
(45) 青 森	平成 13、18	—	—	—	—	1	577,395	5	753,795	—	—	6	1,331,190
(46) 岩 手	15、16	—	—	—	—	2	352,275	6	1,039,773	—	—	8	1,392,048
(47) 宮 城	16	—	—	5	240,534	1	267,750	2	766,500	—	—	8	1,274,784
(48) 山 形	14～18	—	—	7	584,321	7	184,854	6	1,952,301	—	—	20	2,721,476
(49) 茨 城	15～17	—	—	13	2,269,243	—	—	7	735,833	—	—	20	3,005,076
(50) 栃 木	17	—	—	—	—	—	—	1	316,050	—	—	1	316,050
(51) 神 奈 川	13～18	2	884,084	1	113,847	12	3,638,596	33	13,638,844	—	—	48	18,275,371
(52) 富 山	15、16	—	—	2	184,800	—	—	1	356,160	—	—	3	540,960
(53) 石 川	15～17	—	—	4	96,638	1	577,500	5	1,427,783	—	—	10	2,101,921
(54) 愛 知	13～15	—	—	8	930,553	6	608,970	49	17,226,268	1	410,130	64	19,175,921
(55) 三 重	15～17	—	—	1	5,250	—	—	12	5,144,809	—	—	13	5,150,059
(56) 奈 良	15、17、18	—	—	—	—	—	—	27	2,456,188	—	—	27	2,456,188
(57) 鳥 取	14	—	—	—	—	—	—	7	2,202,165	—	—	7	2,202,165
(58) 岡 山	15～18	—	—	—	—	—	—	15	3,540,977	—	—	15	3,540,977
(59) 広 島	15～18	—	—	2	763,087	—	—	11	2,760,729	—	—	13	3,523,816
(60) 山 口	15、18、19	—	—	—	—	—	—	3	1,200,465	—	—	3	1,200,465
(61) 長 崎	18	—	—	—	—	—	—	1	849,237	—	—	1	849,237
(62) 鹿 児 島	17、18	—	—	6	197,507	—	—	—	—	—	—	6	197,507
(63) 沖 縄	14	—	—	—	—	—	—	1	388,500	—	—	1	388,500
19 局 計		2	884,084	49	5,385,780	30	6,207,340	192	56,756,377	1	410,130	274	69,643,711

これらのアからオの事態は、19 社会保険事務局において、契約した物品が納入されていないのに納入されたこととして虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って庁費計 69,643,711 円を支払っていたもので、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、19 社会保険事務局において、物品の購入等に係る会計経理を行うに当たり、会計法令等を遵守することの認識が欠如していたこと、社会保険庁において、19 社会保険事務局に対する会計事務処理手続の適正な執行についての指導監督等が十分ではなかったことなどによると認められる。

(64) 許可を受けずに職員団体の業務に専ら従事している職員について、当該従事期間に係る給与や国家公務員共済組合負担金を支給又は負担しているもの

会計名及び科目	厚生保険特別会計	(業務勘定)	(項)業務取扱費
	国民年金特別会計	(業務勘定)	(項)業務取扱費
	〔平成19年度以降は、 年金特別会計 (業務勘定) (項)業務取扱費〕		
	船員保険特別会計		(項)業務取扱費
部 局 等	社会保険庁、3社会保険事務局等		
支給又は負担すべきでなかった経費	職員の給与、国家公務員共済組合負担金		
支給又は負担すべきでなかった金額	165,377,616円(平成15年度～17年度)		

1 服務違反行為の概要等

(1) 服務違反行為の概要

国家公務員法(昭和22年法律第120号)は、一般職の国家公務員が職員団体の業務に専ら従事(以下「専従」という。)することを禁じている。ただし、所轄庁の長の許可を受けた場合には、専従することを例外的に認めている。この許可を受けた職員は、許可が効力を有する間は休職者とされ、国から何らの給与の支給を受けてはならないこととされている。

また、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)の規定により、職員が専従している期間中は、当該職員の短期給付に要する費用、介護納付金の納付に要する費用、長期給付に要する費用等のうち国が負担する部分(以下「共済負担金」という。)を、職員団体が負担して、毎月、国家公務員共済組合に払い込まなければならないとされている。

社会保険庁は、平成19年11月に年金業務・組織再生会議^(注1)からの要請を受けて、9年4月1日から19年9月30日までの間における同庁職員の服務違反行為の有無等について実態調査を行った。その結果、3社会保険事務局管内の計30名の職員が、許可を受けずに、国家公務員としての給与を受けながら専従(以下「無許可専従」という。)していたことが判明したことから、20年4月にその調査結果を同会議に報告した。

(注1) 年金業務・組織再生会議 日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、政府が、社会保険庁の廃止に伴う日本年金機構の設立に際して、職員の採用についての基本的な事項等に関する意見を整理するために学識経験者を構成員として開催したもの

(注2) 3社会保険事務局 東京、大阪、京都各社会保険事務局

(2) 無許可専従をしていた者に係る給与の返納

社会保険庁によると、無許可専従は、長年の慣行として17年3月まで行われていたとしている。そして、同庁は、無許可専従をしていた前記30名の職員に対して、無許可専従をしていた期間(以下「無許可専従行為期間」という。)中に支給した給与の返納を求めることとした。

この返納額は、原則として、無許可専従行為期間中に支払った俸給に諸手当を加えた給与支給総額^(注3)としているが、当該期間中において一部本来の業務に従事していた場合には、その期間中の給与支給総額から本来の業務に従事していた割合(以下「従事割合」という。)に応じた額を控除した額としており、返納額を9年4月から17年3月までに係る分として計833,207,120円と算出している。

(注3) 給与支給総額 資料の保存期限を経過しているため、既に支払った額が特定できない場合は、一部推計により額を算定している。

そして、このうち、会計法(昭和22年法律第35号)の規定により時効(5年)が成立している15年9月以前の分を除いた83,899,616円については、既に全額が国庫に返納されている。また、時効が成立している分の749,307,504円についても、前記30名の職員に対して自主返納を求めており、21年9月現在で708,590,535円が返納されている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、社会保険庁及び前記の3社会保険事務局において、無許可専従をしていた者(以下「無許可専従行為者」という。)に対する給与の支給はどのようになっていたか、共済負担金の取扱いは適正かなどに着眼して、無許可専従行為期間のうち、資料が保存されている15年4月以降に支給又は負担された給与及び共済負担金を対象に、基準給与簿、出勤簿等を確認するなどにより会計実地検査を行った。

検査の結果、東京、大阪両社会保険事務局及び京都社会保険事務局管内の社会保険事務所(以下「3社会保険事務局等」という。)は、前記の社会保険庁の調査結果のとおり、15年4月から17年6月までの間に、無許可専従行為者21名に対して、15年4月から17年3月までの無許可専従行為期間に係る給与計149,760,919円(金額は従事割合に応じた額を控除した後の額。以下同じ。)を支給していたことを確認した。

さらに、同期間に係る共済負担金計15,616,697円についても、社会保険庁が負担して、国家公務員共済組合(社会保険職員共済組合)に支払っていたが、前記のとおり、無許可専従行為者は、その期間中、本来の業務に従事していないものであるから、社会保険庁が負担していた上記の共済負担金については、負担すべきではないものと認められる。

したがって、3社会保険事務局等において、社会保険庁が認定した無許可専従行為者21名に対して支給した無許可専従行為期間に係る給与149,760,919円及び同庁が負担した同期間に係る共済負担金15,616,697円、計165,377,616円は支給又は負担すべきでなく、不当と認められる。

なお、このうち、給与については、前記のとおり、返納が完了し又は同庁において自主返納を求める処置が執られており、共済負担金については、本院の指摘により、同庁において返納等の処置が執られた。

このような事態が生じていたのは、3社会保険事務局等において、無許可専従に対して適切な対応を怠り、長期にわたり不適正に給与を支給するなど、法令等を遵守することの認識が著しく欠如していたこと、社会保険庁において、職員が専従している場合の共済負担金の取扱いについての認識が十分でなかったこと並びに3社会保険事務局等に対する職員の服務管理及び給与支給事務の適正な執行についての指導監督が十分ではなかったことなどによると認められる。

役 務 (65)-(68)

- (65) 指定統計調査等に係る事務の委託費の執行に当たり、委託先において、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って物品の購入等に係る需用費を支払っていて、委託費の支払額が過大となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)厚生労働統計調査費
部 局 等	厚生労働本省
委託費の概要	指定統計調査等に係る事務を実施するために直接必要な需用費等の経費
委託の相手方	5 県知事
過大となっている支払額	6,510,847 円(平成 15 年度～19 年度、5 省分)
上記のうち厚生労働省に係る額	284,879 円(平成 16 年度～19 年度)

(委託費の概要及び検査の結果については 76 ページの総務省の項に掲記)

- (66) 生涯職業能力開発事業等に係る委託事業の実施に当たり、委託費から委託事業の対象外の経費を支払うなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)厚生労働本省 労働保険特別会計 (雇用勘定) (項)職業能力開発強化費 (項)技能継承・振興推進費 (平成 19 年度以前は、(項)雇用安定等事業費)
部 局 等	厚生労働本省(平成 13 年 1 月 5 日以前は労働本省)
契 約 名	生涯職業能力開発事業等 9 事業に係る委託(平成 12、13 両年度、15 年度～20 年度)
契 約 の 概 要	労働者のキャリア形成支援に関する専門的な指導助言、ホワイトカラー労働者の職務遂行のために必要となる専門的知識の習得を支援する職業能力習得支援制度の推進等の事業の実施
契 約 の 相 手 方	中央職業能力開発協会、35 都道府県職業能力開発協会
契 約	平成 12 年 4 月ほか 随意契約
支 払 額	9,070,571,026 円(平成 12、13 両年度、15 年度～20 年度)
過大になっている支払額	62,333,807 円(平成 12、13 両年度、15 年度～20 年度)

1 委託事業の概要

(1) 委託事業の概要

厚生労働本省(平成 13 年 1 月 5 日以前は労働本省。以下「本省」という。)は、職業に必要な労働者の能力の開発及び向上を促進することにより、職業の安定と労働者の地位の向上を図ることなどを目的として、中央職業能力開発協会(以下「中央協会」という。)及び都道

府県職業能力開発協会(以下「都道府県協会」という。)に対して、生涯職業能力開発事業等^(注1)9事業(以下、これらの9事業を合わせて「生涯職業能力開発事業等」という。)の実施を委託している。

このうち、中央協会は、生涯職業能力開発事業等のうち各都道府県内で実施される企業内キャリア形成支援推進事業等^(注2)5事業(以下、これらの5事業を合わせて「企業内キャリア形成支援推進事業等」という。)の一部について、15年度までは(企業内キャリア形成支援推進事業等のうち外国人基礎技能研修生受入事業等は16年度まで)、各都道府県協会に対して再委託していた。そして、外国人基礎技能研修生受入事業等を除く企業内キャリア形成支援推進事業等は、16年度以降、本省から都道府県協会への直接の委託契約に変更されている。

生涯職業能力開発事業等は、事業主等に対し、労働者のキャリア形成支援に関する専門的な指導助言や情報提供を行ったり、ホワイトカラー労働者が、担当職務を適切に遂行するために必要となる専門的知識の段階的かつ体系的な習得を支援する職業能力習得支援制度の推進等の事業を実施したりするものである。

(2) 委託費の交付、精算等の手続

生涯職業能力開発事業等に係る委託費の対象経費は、事業の実施に必要な人件費、謝金、旅費、庁費等の経費であり、各委託事業に係る委託費の交付、精算等の手続は、本省が定めた「生涯職業能力開発事業(都道府県職業能力開発協会分)の委託について」(平成16年3月能発第0331015号厚生労働省職業能力開発局長通知)等によると、おおむね次のとおりとなっている。

- ① 本省は、事業の実施に当たり、中央協会又は都道府県協会から委託事業実施計画書の提出を受けて、その内容が適当と認めるときは、中央協会又は都道府県協会との間で委託契約を締結する。そして、当該委託契約に基づき、概算払により委託費を交付する。
- ② 中央協会又は都道府県協会は、事業が終了したときは、事業の成果を記載した委託事業実施結果報告書・委託事業費精算報告書(以下「精算報告書」という。)を本省に提出する。
- ③ 本省は、中央協会又は都道府県協会から提出された精算報告書の内容を審査して、適当と認めるときは委託費の額を確定して精算する。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、本省、中央協会及び39都道府県協会^(注3)において会計実地検査を行い、15年度から20年度までの間に、中央協会及び39都道府県協会に支払われた委託費を対象として、合規性等の観点から、委託費が事業の目的に沿って適正に支払われているかに着眼して、精算報告書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に本省、中央協会及び39都道府県協会に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

また、中央協会は、15、16両年度に、企業内キャリア形成支援推進事業等の一部を39都道府県協会に再委託していたことから、これらの再委託した事業の実施に要した支払額についても同様に検査した。

なお、検査の過程において不適正な事態等が判明した場合には、可能な範囲において過去の年度までさかのぼって検査を実施した。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

本省は、中央協会及び35都道府県協会^(注4)が12、13両年度、15年度から20年度までの間に実施した生涯職業能力開発事業等について、中央協会及び35都道府県協会から提出された精算報告書等に基づき、委託費の支払額を計9,070,571,026円と確定して精算するなどしていた。

しかし、中央協会及び35都道府県協会において、次のとおり、委託費が過大に支払われていた。

ア 中央協会から12、13、15、16の各年度に企業内キャリア形成支援推進事業等の一部を再委託されていた38都道府県協会^(注5)においては、委託費から、①旅費を不正に支払っていたり(2都道府県協会)、②委託事業とは関係のない用務に係る人件費や会議終了後の懇親会に係る飲食費等委託事業の対象外の経費を支払っていたり(38都道府県協会)、③賃金や光熱水費等を過大に支払っていたり(7都道府県協会)、④翌年度の委託事業に係る経費を支払っていたりなど(14都道府県協会)している事態があったにもかかわらず、中央協会は、これらの経費を含めて再委託による事業の実施に要した経費としていた。このため、委託費計29,140,866円が過大に支払われていた。

イ 本省が直接委託をしている35都道府県協会においては、16年度から20年度までの間に、委託費から、①旅費を不正に支払っていたり(2都道府県協会)、②委託事業とは関係のない用務に係る人件費や旅費等委託事業の対象外の経費を支払っていたり(35都道府県協会)、③賃金や事務所借料等を過大に支払っていたり(11都道府県協会)^(注7)、④翌年度の委託事業に係る経費を支払っていたりなど(15都道府県協会)^(注8)していた。このため、委託費計33,192,941円が過大に支払われていた。

したがって、次表のとおり、中央協会及び35都道府県協会が12、13両年度、15年度から20年度までの間に実施した生涯職業能力開発事業等に係る適正な委託費の額は計9,008,237,219円となり、前記の委託費の支払額計9,070,571,026円との差額計62,333,807円が過大に支払われており、委託費の経理が適正を欠いていて、不当と認められる。

表 生涯職業能力開発事業等における過大な支払額 (単位：円)

年 度	委託費の支払額	適正な委託費の額	過大な支払額
平成 12	2,025,545,778	2,025,443,928	101,850
13	1,330,464,796	1,330,169,570	295,226
15	2,615,211,914	2,587,098,588	28,113,326
16	1,101,056,271	1,090,451,974	10,604,297
17	826,083,580	814,729,933	11,353,647
18	625,789,604	617,536,400	8,253,204
19	505,990,798	502,477,521	3,513,277
20	40,428,285	40,329,305	98,980
計	9,070,571,026	9,008,237,219	62,333,807

このような事態が生じていたのは、中央協会において、再委託先である38都道府県協会から提出された精算報告書の審査が十分でなかったこと、35都道府県協会において、委託費の適正な会計経理に対する認識が欠けていたこと、本省において、中央協会及び35都道府県協会から提出された精算報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

上記の事態については、本省において、委託先に対する経理指導を徹底するとともに、委託費の精算に当たっては、委託先から提出された精算報告書に係る審査の徹底を図るなど再発防止に努める必要があると認められる。

(注1) 生涯職業能力開発事業等9事業 生涯職業能力開発事業、企業内キャリア形成支援推進事業、生涯教育開発業務、高度熟練技能基盤強化支援事業、外国人基礎技能研修生受入事業等、キャリア形成支援体制の整備に係る業務、平成20年度ものづくり立国の推進事業、職業能力習得支援制度事業及び平成20年度キャリア支援企業等育成事業

(注2) 企業内キャリア形成支援事業等5事業 企業内キャリア形成支援推進事業、生涯教育開発業務、高度熟練技能基盤強化支援事業、外国人基礎技能研修生受入事業等及びキャリア形成支援体制の整備に係る業務

(注3) 39都道府県協会 東京都職業能力開発協会、北海道職業能力開発協会、京都、大阪両府職業能力開発協会、青森、秋田、山形、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、神奈川、富山、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県職業能力開発協会

(注4) 35都道府県協会 東京都職業能力開発協会、北海道職業能力開発協会、京都府職業能力開発協会、山形、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、神奈川、富山、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島、沖縄各県職業能力開発協会

(注5) 38都道府県協会 東京都職業能力開発協会、北海道職業能力開発協会、京都、大阪両府職業能力開発協会、秋田、山形、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、神奈川、富山、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県職業能力開発協会

(注6) 2都道府県協会 山梨、岡山両県職業能力開発協会

(注7) 11都道府県協会 山形、埼玉、神奈川、山梨、岐阜、和歌山、鳥取、徳島、高知、福岡、沖縄各県職業能力開発協会

(注8) 15都道府県協会 京都府職業能力開発協会、山形、群馬、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡、兵庫、鳥取、岡山、香川、高知、熊本、大分各県職業能力開発協会

- (67) 庁舎及び職員宿舎の敷地測量等委託業務において、委託する必要のない業務を委託の
 (68) 対象とするなどしていたため、契約額が割高となっているもの

会計名及び科目	年金特別会計(業務勘定) (項)施設整備費
部 局 等	(1) 岩手社会保険事務局 (2) 東京社会保険事務局
契 約 名	(1) 庁舎及び宿舎の敷地測量等委託業務 (2) 東京社会保険事務局所管国有財産にかかる敷地測量等業務委託
契 約 の 概 要	庁舎及び職員宿舎の敷地等について、測量・境界確定等の業務を行わせるもの
契 約 の 相 手 方	(1) 社団法人岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 (2) 大輝測量株式会社
契 約	(1) 平成20年11月 一般競争契約 (2) 平成20年9月 一般競争契約
契 約 額	(1) 5,775,000 円(平成20年度) (2) 37,201,500 円(平成20年度) 計 42,976,500 円
割高になっている契約額	(1) 4,000,000 円(平成20年度) (2) 2,400,000 円(平成20年度) 計 6,400,000 円

1 委託契約の概要

岩手及び東京両社会保険事務局は、それぞれ平成20年11月、同年9月に、社会保険事務所又は社会保険事務室の庁舎及び職員宿舎(以下「庁舎等」という。)の敷地・建物の測量等の業務を、一般競争契約により社団法人岩手県公共嘱託土地家屋調査士協会、大輝測量株式会社に契約額5,775,000円、37,201,500円で委託して実施している。

これらの委託業務は、「庁舎及び宿舎等の敷地に係る境界確定等について」(平成20年庁文発第0819004号社会保険庁通知。以下「通知」という。)に基づき、管内の庁舎等に係る敷地及び建物のうち、敷地については測量・境界確定等の業務を、建物については測量・表題登記等の業務を、それぞれ行わせるものである。

社会保険庁が所掌する年金事業の運営業務については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)により、22年1月以降、新たに設立される日本年金機構(以下「機構」という。)がこれを実施することとされている。これに伴い、公的年金の運営業務に必要な現に国が有する権利及び義務については、原則として、機構の成立の時ににおいて機構が承継することとされている。

前記の通知は、機構に承継する資産を確定させるために発出されたもので、これによると測量等の業務は、庁舎等ごとに次の手順で必要な作業を確認した上で行うこととされている。

- ① 法務局等の登記簿の面積と国有財産台帳上の面積とを照合し、合致しない場合には測量等の業務を委託の対象とする。

② 上記①の面積が合致しても、既設の境界杭が確認できない場合には境界杭を設置する作業を委託の対象とする。

③ 上記①の面積が合致し、かつ、既設の境界杭が確認できた場合には測量等の業務を委託の対象としない。

また、本件委託契約には、敷地の登記簿の面積を測量の結果得られた面積に更正するための地積更正登記を行う作業が含まれている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、岩手及び東京両社会保険事務局において、法規性、経済性等の観点から、本件測量等の業務の対象とすべき庁舎等の敷地が適切に選定されているかなどに着眼して、本件委託契約を対象に、契約書等の書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査の結果、岩手及び東京両社会保険事務局において委託する必要のない業務を委託の対象とするなどしていたため、契約額が計約 640 万円割高となっており不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、岩手及び東京両社会保険事務局において、通知の趣旨、内容に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態を地方社会保険事務局別に示すと次のとおりである。

ア 岩手社会保険事務局

岩手社会保険事務局は、6 か所の敷地について測量等の業務を委託の対象としていた。

しかし、このうち 5 か所の敷地については、登記簿上の面積と国有財産台帳上の面積が合致し、かつ、現地において既設の境界杭が確認できる状況となっていた。

したがって、上記の 5 か所の敷地については測量等の業務を委託する必要はなく、これを除いて契約額を修正計算すると、1,757,942 円となり、本件契約額 5,775,000 円はこれに比べて約 400 万円が割高となっている。

イ 東京社会保険事務局

東京社会保険事務局は、34 か所の敷地について測量等の業務を委託の対象としていた。

しかし、①このうち 4 か所の敷地については、登記簿上の面積と国有財産台帳上の面積が合致し、かつ、現地において既設の境界杭が確認できる状況となっていた。また、②この 4 か所を含む 33 か所の敷地については、隣接地権者の同意が得られないことなどにより、地積更正登記が完了していなかった。一方、同局は、登記名義人の表示を厚生省から厚生労働省に変更する登記を、変更契約を締結することなく実施させていて、これに要した業務量が地積更正登記に係る業務量とほぼ同じであるとして当初の契約額のまま委託費を支払っていた。しかし、この登記は「省名変更に伴う登記名義人の表示の変更登記について」(昭和 53 年 8 月 17 日付け法務省民三第 4541 号民事局第三課長通知)により省略する取扱いで差し支えないものとされているものであった。

したがって、上記 4 か所の敷地については測量等の業務を、33 か所については登記名義人の表示の変更登記を、それぞれ委託する必要はなく、これらを除いて契約額を修正計算すると、34,725,908 円となり、本件契約額 37,201,500 円はこれに比べて約 240 万円が割高となっている。

保 険 給 付 (69)-(72)

(69) 雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)失業等給付費		
部 局 等	厚生労働本省(支給庁)		
	107 公共職業安定所(支給決定庁)		
支給の相手方	275 人		
失業等給付金の 支給額の合計	求職者給付	143,991,561 円	(平成 15、16 両年度、18 年度～21 年度)
	就職促進給付	15,696,098 円	(平成 18 年度～21 年度)
	計	159,687,659 円	
不適正支給額	求職者給付	47,447,223 円	(平成 15、16 両年度、18 年度～21 年度)
	就職促進給付	15,696,098 円	(平成 18 年度～21 年度)
	計	63,143,321 円	

1 保険給付の概要

(1) 雇用保険

雇用保険は、常時雇用される労働者等を被保険者として、被保険者が失業した場合及び被保険者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合等に、その生活及び雇用の安定を図るなどのために失業等給付金の支給を行うほか、雇用安定事業等を行う保険である。

(2) 失業等給付金の種類

失業等給付金には、次の求職者給付及び就職促進給付のほか、教育訓練給付及び雇用継続給付の4種がある。

ア 求職者給付には7種の手当等があり、このうち基本手当は、失業等給付金の支給額の大半を占めており、失業者の生活の安定を図る上で基本的な役割を担うもので、受給資格者が失業している日について所定給付日数を限度として支給される。

イ 就職促進給付には5種の手当等があり、このうち再就職手当は、受給資格者が基本手当を受給できる日数を所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上残して安定した職業に就いた場合に支給される。

(注) 受給資格者 被保険者が、離職して労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にあり、原則として、離職日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上(平成19年9月30日以前に離職した者については、離職日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上)あることの要件を満たして、公共職業安定所において基本手当を受給する資格があると決定された者

(3) 失業等給付金の支給

上記の手当は、公共職業安定所が次のように支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省が支給することとなっている。

ア 基本手当については、受給資格者から提出された失業認定申告書に記載されている就職又は就労(臨時的に短期間仕事に就くこと)の有無等の事実について確認して、失業の認定を行った上、支給決定を行う。

イ 再就職手当については、受給資格者から提出された再就職手当支給申請書に記載されている雇入年月日等について調査確認の上、支給決定を行う。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、全国47都道府県労働局(以下、都道府県労働局を「労働局」という。)の438公共職業安定所(平成21年3月末現在)のうち、20労働局管内の183公共職業安定所において会計実地検査を行い、主として18年度から20年度までの間に失業等給付金の支給を受けた者(以下、失業等給付金の支給を受けた者を「受給者」という。)から11,919人を選定して、合規性等の観点から、これらの受給者に対する失業等給付金の支給決定が適正に行われているかに着目して、受給者から提出された失業認定申告書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、他の年度分も含めて更に当該公共職業安定所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 不適正支給の事態

検査の結果、18労働局の107公共職業安定所管内における15、16両年度及び18年度から21年度までの間の受給者275人に対する失業等給付金(支給額159,687,659円)のうち、63,143,321円が適正に支給されておらず、不当と認められる。これを給付の種別に表示すと次のとおりである。

ア 求職者給付

107公共職業安定所管内の受給者265人に対する基本手当(支給額143,991,561円)のうち、47,447,223円が適正に支給されていなかった。

このような事態が生じていたのは、受給者が誠実でなく、再就職していながらその事実を失業認定申告書に記載していないなどのため、同申告書の内容が事実と相違するなどしていたのに、上記の107公共職業安定所において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

イ 就職促進給付

55公共職業安定所管内の受給者71人に対する再就職手当の支給額15,696,098円全額が適正に支給されていなかった。

このような事態が生じていたのは、受給者が誠実でなく、再就職手当支給申請書に事実と相違した雇入年月日を記載するなどしていたのに、上記の55公共職業安定所において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

なお、これらの不適正支給額については、本院の指摘により、すべて返還の処置が執られた。

これらの不適正支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	公共職業安定所	本院の調査に係る受給者数	不適正受給者数	左の受給者に支給した失業等給付金	左のうち不適正失業等給付金
		人	人	千円	千円
北海道	札幌小	672	30	18,907	5,603
	札幌計	152	6	1,657	1,657
青森	青森小	379	15	8,759	1,973
	青森計	79	2	350	350
宮城	塩釜小	336	11	4,923	481
	塩釜計	81	3	717	717
東京	飯田橋小	793	19	15,052	6,974
	飯田橋計	271	6	1,452	1,452
神奈川	横須賀小	252	9	4,168	1,804
	横須賀計	68	3	591	591
石川	金沢小	444	19	9,161	2,828
	金沢計	73	2	292	292
福井	福武小	308	5	1,404	503
	福武計	73	3	275	275
静岡	浜松小	427	15	7,194	1,333
	浜松計	166	8	1,082	1,082
大阪	大東小	508	14	6,289	4,271
	大東計	205	8	1,742	1,742
和歌山	和歌山小	408	15	9,277	2,982
	和歌山計	31	2	287	287
島根	松江小	388	16	6,751	1,029
	松江計	136	6	1,947	1,947
岡山	岡山小	449	13	5,765	1,114
	岡山計	144	5	898	898
山口	山小	347	13	5,219	2,018
	山口計	109	3	923	923
福岡	福岡小	457	15	10,061	2,968
	福岡計	65	5	1,018	1,018
佐賀	佐武小	259	14	5,488	1,105
	佐武計	44	3	908	908
長崎	長崎小	274	9	6,148	693
	長崎計	58	1	319	319
大分	大分小	265	11	7,314	3,625
	大分計	64	3	581	581
沖縄	那覇小	432	22	12,103	6,134
	那覇計	60	2	647	647
求職者給付計	107か所	7,398	265	143,991	47,447
就職促進給付計	55か所	1,879	71	15,696	15,696
合計				159,687	63,143

注(1) 上段は求職者給付に係る分、下段は就職促進給付に係る分である。

注(2) 公共職業安定所数及び不適正受給者数については、各給付間で重複しているものがあり、実数はそれぞれ107か所、275人である。

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、受給資格者に対する指導を強化するとともに受給資格者から提出された失業認定申告書等に係る調査確認の強化を図る必要があると認められる。

(70) 雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)雇用安定等事業費
部 局 等	16 労働局
支給の相手方	47 事業主
不適正な支給となっていた特定求職者雇用開発助成金	特定就職困難者雇用開発助成金
特定就職困難者雇用開発助成金の支給額の合計	34,707,121 円(平成 19、20 両年度)
不適正支給額	25,984,410 円(平成 19、20 両年度)

1 保険給付の概要

(1) 特定求職者雇用開発助成金

特定求職者雇用開発助成金は、雇用保険(前掲 192 ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、特定求職者(60 歳以上 65 歳未満の高年齢者や身体障害者等、就職が特に困難な者(以下「就職困難者」という。))及び雇用に関する状況が全国的に悪化した場合等に就職支援が必要な者の雇用機会の増大を図るために、特定求職者を雇い入れた事業主に対して、当該雇用労働者の賃金の一部を助成するもので、特定就職困難者雇用開発助成金(以下「就職困難者助成金」という。))及び緊急就職支援者雇用開発助成金の二つがある。

(2) 就職困難者助成金の支給

就職困難者助成金の支給要件は、事業主が就職困難者を公共職業安定所等の紹介により新たに常用労働者として雇い入れたことなどとなっている。そして、支給額は、60 歳以上 65 歳未満の高年齢者を雇い入れた中小企業事業主の場合、原則として、6 か月ごとに 30 万円を 2 回で、計 60 万円となっている。

就職困難者助成金の支給を受けようとする事業主は、当該助成金に係る支給申請書及び当該雇用労働者に係る出勤簿等の添付書類を都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出することとなっている。そして、労働局は、支給申請書等に記載されている当該雇用労働者の氏名、生年月日、雇用年月日、賃金の支払、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上、支給決定を行い、これに基づいて就職困難者助成金の支給を行うこととなっている。

なお、労働局における就職困難者助成金の支給に係る審査については、当分の間、労働局は当該業務の一部を管内の公共職業安定所に行わせることができるとされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、全国 47 労働局のうち、21 労働局において会計実地検査を行い、平成 19、20 両年度に就職困難者助成金の支給を受けた事業主のうち 1,203 事業主を選定して、合规性

等の観点から、これらの事業主に対する就職困難者助成金の支給決定が適正に行われているかに着目して、事業主から提出された支給申請書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 不適正支給の事態

検査の結果、16労働局管内における47事業主に対する就職困難者助成金の支給(支給額34,707,121円)のうち、25,984,410円が適正に支給されておらず、不当と認められる。

上記の不適正支給の主な態様は、既に雇い入れている者又は事実上雇入れが決定している者に形式的に公共職業安定所の紹介を受けさせて、その紹介により雇い入れたこととして申請した事業主に対して、就職困難者助成金を支給していたものである。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

山口労働局は、事業主Aから、就職困難者Bを平成19年11月に公共職業安定所の紹介を受けて同年12月に雇い入れたとする支給申請書の提出を受けて、これに基づき、就職困難者助成金300,000円を支給していた。

しかし、実際には、就職困難者Bは同年9月から勤務しており、事業主Aは既に雇い入れている同人に形式的に公共職業安定所の紹介を受けさせていたことから、同人は就職困難者助成金の対象とならず、就職困難者助成金300,000円全額が適正に支給されていなかった。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったなどのため支給申請書等の記載内容が事実と相違するなどしていたのに、これに対する前記の16労働局又は管内の公共職業安定所による調査確認が十分でないまま、同労働局において支給決定を行っていたことによると認められる。

なお、これらの不適正支給額については、本院の指摘により、すべて返還の処置が執られた。

これらの不適正支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した就職困難者助成金	
			千円	千円
北海道	100	4	4,241	3,619
青森	51	3	1,372	972
宮城	64	3	2,962	2,562
福島	48	2	800	500
埼玉	32	2	1,633	756
東京都	108	3	2,186	2,186
神奈川県	90	5	5,179	4,536
福井	38	1	800	800
静岡県	70	3	1,598	780
大阪府	37	5	3,326	3,026
岡山	70	3	2,113	650
山口	60	5	2,592	1,492
福岡	69	2	1,800	900
佐賀	33	2	1,089	1,089
長崎	46	1	800	800
大分	34	3	2,210	1,310
計	950	47	34,707	25,984

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、事業主に対する指導を強化するとともに事業主から提出された支給申請書等に係る調査確認の強化を図る必要があると認められる。

(71) 厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	年金特別会計(厚生年金勘定)	(項) 保険給付費
	〔平成 18 年度以前は、 厚生保険特別会計(年金勘定) (項) 保険給付費〕	
部 局 等	社会保険庁	
支給の相手方	154 人	
老齢厚生年金の 支給額の合計	245,669,379 円(平成 18 年度～21 年度)	
不適正支給額	87,226,456 円(平成 18 年度～21 年度)	

1 保険給付の概要

(1) 厚生年金保険の給付

厚生年金保険(前掲 174 ページの「健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの」参照)において行う給付には、老齢厚生年金等がある。

(2) 老齢厚生年金

ア 老齢厚生年金の支給の原則

老齢厚生年金では、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)により、厚生年金保険の適用事業所に使用された期間(以下「被保険者期間」という。)を 1 月以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が 25 年以上ある者等が 65 歳以上である場合に受給権者となる。

イ 特別支給の老齢厚生年金

特別支給の老齢厚生年金では、当分の間の特例として、65 歳未満であっても原則 60 歳以上で被保険者期間を 1 年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が 25 年以上ある者等が受給権者となっている。

ウ 特別支給の老齢厚生年金の給付額

特別支給の老齢厚生年金の給付額は、①受給権者の被保険者期間及びその期間における報酬を基に算定される額(以下「基本年金額」という。)と②配偶者等について加算される額との合計額となっている。

エ 特別支給の老齢厚生年金の支給の停止

(ア) 特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の適用事業所に常用的に使用されて被保険者となった場合において、総報酬月額相当額^(注)と基本月額(基本年金額を 12 で除して得た額)との合計額が 280,000 円を超えるときなどには、基本年金額の一部又は年金の額の全部の支給を停止することとなっている。

(注) 総報酬月額相当額 標準報酬月額と、受給権者が被保険者である日の属する月以前
1年間の標準賞与額(総額)を12で除して得た額との合算額

(イ) この場合の支給停止の手続は次のとおりである。

- ① 厚生年金保険の適用事業所の事業主は、常用的に使用している者が受給権者であるときは、その者の年金手帳により氏名、基礎年金番号等を確認した上で、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届を地方社会保険事務局の社会保険事務所又は社会保険事務局社会保険事務室(以下「社会保険事務所等」という。)に提出する。
- ② 社会保険事務所等は、これを調査確認の上、届出内容を社会保険庁にオンラインで伝送して、同庁は、これに基づいて受給権者に係る年金の支給停止額を算定の上、支給額を決定する。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点及び対象

全国の47社会保険事務局の312社会保険事務所等(平成21年3月末現在)のうち、24社会保険事務局の132社会保険事務所等管内において、18年に特別支給の老齢厚生年金の裁定を受けて年金の額の全部を支給されている受給権者等364,197人のうち、厚生年金保険の適用事業所からの給与収入が確認されて調査の必要があると認められた者が916人見受けられた。そこで、合規性等の観点から、これらの受給権者等を使用している511事業所について、被保険者資格取得届等の提出は適正になされているかに着眼して、18年度から21年度までの間における特別支給の老齢厚生年金等の支給の適否を検査した。

(2) 検査の方法

本院は、上記の24社会保険事務局の132社会保険事務所等において、事業主から提出された厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に社会保険事務所等に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(3) 不適正支給の事態

検査したところ、20社会保険事務局の73社会保険事務所等管内における123事業所の154人については、当該事業所において常用的に使用されて厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしている、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が280,000円を超えるなどしているから、年金の額の一部又は全部の支給を停止すべきであったのに、被保険者資格取得届が提出されなかったなどのため年金の支給停止の手続がとられていなかった。このため、特別支給の老齢厚生年金等の受給権者154人に対する支給(支給額245,669,379円)について87,226,456円が適正に支給されておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、受給権者又は事業主が制度を十分理解していなかったり、誠実でなかったりして、事業主が前記の届出を怠るなどしていたのに、上記の73社会保険事務所等において、これに対する調査確認及び指導が十分でなかったことによると認められる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

社会保険庁は、受給権者 A に対して平成 18 年 4 月に裁定を行い、同年 5 月分から 21 年 1 月分まで特別支給の老齢厚生年金を全額支給していた。

しかし、A は 18 年 4 月から B 会社に短時間就労者として就職して、19 年 2 月以降は労働時間、労働日数等からみて常用的に使用されていた。したがって、社会保険事務所に対して厚生年金保険の被保険者資格取得届の提出が必要であるのに、B 会社の事業主がその提出を怠っていた。このため、年金の一部 1,314,854 円の支給が停止されておらず、適正に支給されていなかった。

なお、これらの不適正支給額については、本院の指摘により、すべて返還の処置が執られた。

これらの不適正支給額を地方社会保険事務局ごとに示すと次のとおりである。

地方社会保険事務局名	社会保険事務所等	本院の調査に係る受給権者等数	不適正受給権者数	左の受給権者に支給した年金の額	左のうち不適正支給額
		人	人	千円	千円
北海道	札幌北等 4	23	9	7,199	2,098
青森	八戸 1	6	1	1,344	672
岩手	盛岡等 4	27	6	7,028	1,476
埼玉	浦和等 6	80	26	26,424	8,832
千葉	船橋等 2	14	7	11,856	3,551
東京	港等 6	95	7	21,766	7,224
神奈川	鶴見等 10	57	23	37,774	15,729
富山	砺波 1	4	3	5,764	1,653
山梨	甲府 1	21	5	4,024	637
長野	伊那等 3	27	5	5,083	2,029
愛知	中村等 4	30	5	11,316	7,417
三重	四日市等 2	23	8	8,696	2,738
滋賀	大津等 3	36	8	14,041	5,022
京都	舞鶴等 2	11	5	11,684	3,511
大阪	天満等 12	46	15	30,829	10,232
兵庫	兵庫等 3	8	6	9,160	5,917
奈良	奈良等 2	25	4	10,356	3,648
島根	松江 1	5	2	4,097	1,057
福岡	東福岡等 4	14	6	9,201	1,801
熊本	熊本東等 2	13	3	8,016	1,972
計	73 か所	565	154	245,669	87,226

上記の事態については、社会保険庁は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、事業主に対する指導・啓発の強化を図るとともに、高年齢労働者等が多いと見込まれる事業所に対する調査を重点的に実施するなどの必要があると認められる。

- (72) 年金記録相談において判明した年金記録について、基礎年金番号への統合等の処理が適切に行われていなかったため、本来支給されるべき老齢厚生年金等が年金受給者に適正に支給されないなどしているもの

会計名及び科目	年金特別会計(厚生年金勘定) (項) 保険給付費	
部 局 等	7 社会保険事務局	
基礎年金番号への統合等の処理が行われていなかった老齢厚生年金等の支給等の相手方	(1) 年金受給者のうち年金の再裁定を受けた者	12 人
	(2) 年金受給者のうち新規に年金の裁定を受けた者	12 人
	(3) 年金受給者のうち年金の再裁定の手続が処理中の者等	140 人
	(4) 被保険者等	269 人
	計	433 人
上記に係る年金支給額の増加額、増加見込額等	(1) 年金支給額の増加額(年額)	669,500 円
	そ及して支給された年金額	5,273,073 円
	(2) 年金支給額の増加額(年額)	576,400 円
	(3) 年金支給額の増加見込額(年額)	7,400,300 円
	(4) 年金支給見込額の増加額(年額)	35,423,700 円

1 年金記録の基礎年金番号への統合等に係る処理の概要

(1) 年金記録の基礎年金番号への統合の処理

社会保険庁は、平成9年1月の基礎年金番号の導入に当たり、8年10月にその実施に係る事務の取扱いを定めた通知を発している。これによれば、基礎年金番号を有している者について基礎年金番号以外の年金手帳等の記号番号(以下「手帳番号」という。)の年金^(注1)記録が判明した場合は、当該手帳番号に係る年金記録を社会保険オンラインシステムの端末装置(以下「端末装置」という。)により、基礎年金番号に統合することとされている。そして、このような場合には、社会保険庁は、年金受給者(年金の^(注2)裁定を受けて年金を受給している者をいう。以下同じ。)又は被保険者等(以下、これらを合わせて「年金受給者等」という。)からの届出を受けることなく未統合の年金記録を基礎年金番号に統合することとしている。ただし、年金受給者等について氏名の変更(訂正)及び生年月日の訂正の処理が必要な場合は、年金受給者等からこれらに係る変更又は訂正の届出を受けた上で上記統合の処理を行うこととしている。

(注1) 年金記録 年金受給者、被保険者等の手帳番号、氏名、性別、生年月日等に関する記録

(注2) 裁定 年金を受給する資格ができたときに必要となる手続

(2) 年金受給者等から年金記録の照会があった場合の事務処理

社会保険庁は、18年8月から年金記録相談の特別強化体制を執るに当たり、各地方社会保険事務局に対して年金記録相談の実施方法に係る通知を発するなどしている。

この通知によれば、社会保険事務所又は社会保険事務局社会保険事務室(以下「社会保険事務所等」という。)の年金記録相談で、年金受給者等から厚生年金保険に係る年金記録の

照会があり端末装置によりそれが確認できなかった場合の事務処理方法は、おおむね次のとおりとされている。

ア 社会保険事務所等は、年金受給者等から「厚生年金保険被保険者加入期間照会申出書」（以下「照会申出書」という。）を提出してもらう。

この照会申出書には、年金受給者等が記入する氏名、生年月日、住所、基礎年金番号、職歴等について様式が定められている。そして、①未統合の年金記録の基礎年金番号への統合、②氏名の変更（訂正）又は③生年月日の訂正が必要な場合は、この申出によって当該統合、変更又は訂正の処理が行われるようにするための届出欄が設けられている。社会保険庁は、この届出欄が設けられている理由について次のとおり説明している。

(ア) 未統合の年金記録が判明して、基礎年金番号の氏名、生年月日等と一致した場合には、社会保険事務所等は年金受給者等からの届出を受けることなく上記①の統合の処理を行う必要があるが、照会申出書にこれに係る届出欄が設けられているのは、念のために年金受給者等の意思を確認するためである。

(イ) 前記②の氏名の変更（訂正）又は③の生年月日の訂正の処理を必要とする場合は、年金受給者等にこれらに係る届け書を提出してもらう必要があるが、照会申出書にこれらに係る届出欄が設けられているのは、年金受給者等に社会保険事務所等への再度の来訪等を求めて届け書を改めて提出してもらうことなく、統合の処理を速やかに行うためである。

イ 社会保険事務所等は、年金受給者等から照会申出書が提出された場合は、これに基づき当該記録の調査を行う。そして、年金受給者等が基礎年金番号と手帳番号の両方を保有していることが判明した場合には、手帳番号の年金記録を基礎年金番号に統合するなどして、その結果を年金受給者等に文書で回答する。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

18年以降の国会審議等において年金記録問題が大きな社会問題となった（後掲777ページの「年金記録問題について」参照）ことなどから、本院は、合規性等の観点から、年金記録の基礎年金番号への統合等の事務処理が適切に行われているかなどに着眼して、20年2月から21年7月までの間に、27社会保険事務^(注3)局管内の141社会保険事務所等において会計実地検査を行った。検査に当たっては、前記の年金記録相談の特別強化体制が執られた18年8月以降に社会保険事務所等が年金受給者等から年金記録の照会を受けて回答したものを対象として、照会申出書等の関係書類により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、7社会保険事務^(注4)局管内の58社会保険事務所等において、年金受給者等1,133人に係る厚生年金保険の手帳番号の年金記録1,319件を基礎年金番号に統合する必要があるのに、統合していない事態が、次のとおり見受けられた。

ア 未統合の年金記録が年金受給者等本人のものであると判明した場合は、文書により年金受給者等に社会保険事務所等への再度の来訪等を求めて、これに係る届け書を改めて提出してもらう必要があるとしていたものが一部に見受けられた。

このため、年金受給者等から届け書が提出されていなかったなどのものについて、基礎年金番号への統合を行っていなかった。

イ 前記の年金記録相談に係る通知の発出後においても、地方社会保険事務局又は社会保険事務所等が独自に作成するなどした氏名の変更(訂正)又は生年月日の訂正に係る届出欄の無い様式の申出書を使用していて、年金受給者等にこれらに係る届け書を改めて提出してもらうこととしていたものなどが一部に見受けられた。

このため、年金受給者等から氏名の変更(訂正)又は生年月日の訂正に係る届け書が提出されていなかったなどのものについて、基礎年金番号への統合を行っていなかった。

しかし、判明した未統合の年金記録は年金受給者等からの届出を受けることなく基礎年金番号に統合することとされており、また、年金受給者等に対して氏名の変更(訂正)又は生年月日の訂正が必要な場合は、未統合の年金記録を基礎年金番号に統合するために年金受給者等に対してこれに係る届け書を提出するよう勧奨するなどする必要があることから、58 社会保険事務所等においては、年金受給者等からの届出が無くとも未統合の年金記録を基礎年金番号に統合するための処理を行ったり、年金受給者等から氏名の変更(訂正)又は生年月日の訂正の届出が無い場合に、年金受給者等に対してこれに係る届け書を提出するよう勧奨したりなどする必要があったと認められる。

そして、前記の年金受給者等 1,133 人に係る未統合となっていた年金記録 1,319 件のうち、年金記録の基礎年金番号への統合により老齢厚生年金等の年金支給額又は年金支給見込額^(注5)に変動が生ずる者 433 人に係る年金記録は 499 件であり、その内訳は次のとおりである。

①	年金受給者のうち年金の再裁定 ^(注6) を受けた者			
	12 人	13 件	年金支給額の増加額(年額)	669,500 円
			そ及して支給された年金額	5,273,073 円
②	年金受給者のうち新規に年金の裁定を受けた者			
	12 人	14 件	年金支給額の増加額(年額)	576,400 円
③	年金受給者のうち年金の再裁定の手続が処理中の者等			
	140 人	153 件	年金支給額の増加見込額 ^(注7) (年額)	7,400,300 円
④	上記①から③までの年金受給者を除く年金受給者等			
	269 人	319 件	年金支給見込額の増加額(年額)	35,423,700 円

これらの事態を各地方社会保険事務局別に示すと、次表のとおりである。

表 判明した未統合の年金記録を基礎年金番号に統合することにより年金受給者の年金支給額が増額するなどしていたもの

地方社会 保険事務 局名	①年金受給者のうち年金の再裁定を受けた者			②年金受給者のうち新規に年金の裁定を受けた者		③年金受給者のうち年金の再裁定の手続が処理中の者等		④左の①から③までの年金受給者を除く年金受給者等	
	人数	年金支給額の増加額(年額)	そ及して支給された年金額	人数	年金支給額の増加額(年額)	人数	年金支給額の増加見込額(年額)	人数	年金支給見込額の増加額(年額)
東京	人	円	円	人	円	33	1,563,500	52	6,945,500
長野	—	—	—	3	183,100	2	32,400	8	866,600
岐阜	—	—	—	—	—	64	4,427,900	56	8,557,600
大阪	10	650,500	5,003,243	—	—	37	1,331,200	130	15,924,100
島根	—	—	—	2	60,500	1	1,500	2	39,700
香川	2	19,000	269,830	7	332,800	1	17,300	13	1,009,500
長崎	—	—	—	—	—	2	26,500	8	2,080,700
計	12	669,500	5,273,073	12	576,400	140	7,400,300	269	35,423,700

したがって、年金記録相談において判明した未統合の年金記録を基礎年金番号に統合する必要があるのに、これを行っておらず、その結果、本来支給されるべき老齢厚生年金等が年金受給者に適正に支給されないなどしているのは適切でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、58 社会保険事務所等において、未統合の年金記録を年金受給者等からの届出が無くとも基礎年金番号に統合する必要があることや氏名の変更(訂正)又は生年月日の訂正に係る届け書を提出するよう年金受給者等に勧奨することなどについての認識が十分でなかったこと、7 社会保険事務局において、58 社会保険事務所等に対する指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

(注3) 27 社会保険事務局 青森、岩手、秋田、群馬、埼玉、東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、島根、山口、徳島、香川、高知、福岡、長崎、熊本、宮崎、沖縄各社会保険事務局

(注4) 7 社会保険事務局 東京、長野、岐阜、大阪、島根、香川、長崎各社会保険事務局

(注5) 年金支給見込額 50 歳以上の被保険者について現に加入している制度の被保険者記録を受給権発生日又は60 歳のいずれか早く到来する時点まで延長した場合等の額であり、平成21 年度における年金額の増加見込額である。この額は、必ずしも将来における実際の年金支給額となるものではない。

(注6) 再裁定 当初の年金支給開始の際に行った裁定の変更

(注7) 増加見込額 現に支給されている年金額と記録を統合した場合の年金支給見込額との差額である。この額は年金額の一部又は全部の支給が停止されている場合でも、支給が停止されていないものとして算出している。

医 療 費 (73)-(78)

(73) 国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、看護の実態に即した入院基本料に係る届出を行っていないため、診療報酬が請求不足となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (部)官業益金及官業収入 (款)官業収入 (項)病院収入
部 局 等	国立障害者リハビリテーションセンター(平成20年9月30日以前は国立身体障害者リハビリテーションセンター)
入院基本料の概要	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者が入院した場合に1日につき所定の診療報酬として請求するもの
13対1入院基本料による診療報酬の請求額	598,368,547円(平成18年11月～21年4月)
請求不足となっていた診療報酬の請求額	30,111,054円(平成18年11月～21年4月)

1 国立障害者リハビリテーションセンター及び入院基本料の概要

(1) 国立障害者リハビリテーションセンターの概要

国立障害者リハビリテーションセンター(平成20年9月30日以前は国立身体障害者リハビリテーションセンター。以下「センター」という。)は、障害者のリハビリテーションに関して、相談、治療、訓練、支援等を行うために、管理部、更生訓練所、病院、研究所及び学院を設置しており、このうち病院は保険医療機関の指定を受けている。

そして、病院は、主として重度の障害者等を入院させていて、基本診療料の施設基準等(平成18年厚生労働省告示第93号。以下「施設基準等」という。)に定められている「障害者施設等入院基本料の施設基準」に適合しているものとして、地方厚生局長等(20年9月30日以前は地方社会保険事務局長。以下同じ。)に届け出た病棟(以下「障害者病棟」という。)において、障害者のリハビリテーションに係る診療等を行っている。

(2) 入院基本料の算定

病院が保険医療機関として診療に要した費用については、診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)等により診療報酬として所定の診療点数に10円を乗ずるなどして算定することとなっている。そして、病院は、診療報酬のうち患者負担分を患者に請求し、残りの診療報酬については社会保険診療報酬支払基金等に請求している。

診療報酬のうち入院基本料は、施設基準等に基づき、看護師及び准看護師(以下、これらを合わせて「看護職員」という。)の数が入院患者数に対して所定の割合以上であることなどの厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た(以下、当該行為を「届出」という。)保険医療機関において、患者が入院した場合に、その施設基準に掲げる区分に従い1日につき所定の診療点数を算定することとなっている。

そして、施設基準等によれば、障害者病棟の入院基本料は、1日の入院患者数に対する看護職員数の比率等に応じて、次表のとおり、7対1入院基本料から15対1入院基本料までの4区分(18年4月から20年3月までの間は3区分)が設けられ、それぞれの診療点数が定められている。

表 入院基本料の区分と診療点数

平成18年4月以降	診療点数	平成20年4月以降	診療点数
		7対1入院基本料	1,555点
10対1入院基本料	1,269点	10対1入院基本料	1,300点
13対1入院基本料	1,092点	13対1入院基本料	1,092点
15対1入院基本料	954点	15対1入院基本料	954点

また、届出の内容と異なった事情が生じた場合は、基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(平成18年保医発第0306002号。以下「取扱通知」という。)等に基づき、遅滞なく変更の届出を行い、変更の届出を行った翌月から変更後の入院基本料を算定することとなっている。ただし、暦月で1か月を超えない期間において、実際に勤務した1日当たりの看護職員数が届出による入院基本料の区分に適合する1日当たりの看護職員数を下回る割合が1割以内である場合など一時的な変動については、この限りではないとされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、センターにおいて、合規性、効率性等の観点から、入院基本料について、取扱通知等に基づいて適正な届出がなされ、看護職員の配置に見合った入院基本料の区分により適正な診療報酬を請求しているかに着眼して、18年4月から21年4月までに社会保険診療報酬支払基金等に請求した診療報酬を対象として、届出等の書類の提出及び看護職員の実際の配置状況等の報告を求めて、その内容を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、センターは、18年4月の診療報酬改訂に当たり、同年同月に、障害者病棟の入院基本料は13対1入院基本料に適合するとして届出を行い、同年同月以降、この区分により診療報酬を算定して、請求を行っていた。

しかし、実際の看護職員の配置状況から1日の入院患者数に対する看護職員数の比率等をみると、18年8月からは診療点数のより高い10対1入院基本料の基準に適合していた。

したがって、センターは、取扱通知等に基づき、届出の内容と異なる状態が1か月を超える期間となる18年9月の翌月の同年10月に10対1入院基本料に変更する届出を行い、同年11月からはこの区分により入院基本料を算定すべきであったと認められ、これにより、同年11月から21年4月までの間の障害者病棟の入院基本料に係る診療報酬の請

求額を計算すると628,479,601円となることから、13対1入院基本料による請求額598,368,547円との差額30,111,054円の診療報酬が請求不足となっており、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、看護の実態に即した適正な診療報酬を請求することについての認識が十分でなかったこと、施設基準等に係る届出についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

なお、センターは、本院の指摘により、21年4月に10対1入院基本料の変更の届出を行い、同年5月から10対1入院基本料により診療報酬を請求している。

- (74) 国立高度専門医療センターにおける診療報酬の請求に当たり、入院料等などの請求額
(76) に過不足があったもの

会計名及び科目	国立高度専門医療センター特別会計 (款)病院収入 (項)診療収入
部 局 等	3 国立高度専門医療センター(3病院)
請求過不足があった診療報酬	入院料等、麻酔料、手術料など
請求過不足額	請求不足額 27,827,600円(平成20年度) 請求過大額 2,590,490円(平成20年度)

1 診療報酬の概要

(1) 診療報酬の算定及び請求

国立高度専門医療センター(以下「ナショナルセンター」という。)は、精神疾患、神経・筋疾患、感染症、母性及び乳幼児の難治疾患等に関して、診断・治療、調査・研究及び技術者の研修を行うために病院、研究所等を設置しており、このうち病院では保険医療機関として患者の診療を行っている。

保険医療機関は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「厚生労働省告示」という。)等により、診療報酬として医療に要する費用を所定の診療点数(以下「点数」という。)に単価(10円)を乗ずるなどして算定することとなっている。そして、保険医療機関は、健康保険法(大正11年法律第70号)等により、診療報酬のうち患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬については、診療報酬請求書に診療報酬の明細を明らかにした診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)を添付して社会保険診療報酬支払基金等に対して請求することとなっている。

(2) 診療報酬の構成

診療報酬は、厚生労働省告示により、基本診療料と特掲診療料から構成されている。

このうち、基本診療料は、初診、再診及び入院診療の際にそれぞれ行われる診療行為又は入院サービスの費用等を一括して算定するもので、初・再診料と入院料等に区分されている。

また、特掲診療料は、基本診療料として一括して算定することが妥当でない特別の診療行為に対して、厚生労働省告示において個々に定められた点数により算定するもので、注射料、処置料、手術料、麻酔料等に区分されている。

(3) 入院料等、麻酔料及び手術料

入院料等には、入院基本料、入院基本料等加算などがある。この入院基本料等加算のうち、難病患者等入院診療加算は、特定の疾患のために日常生活動作に著しい支障がある患者が入院治療中の場合に、入院基本料の点数に所定の点数を加算して算定することとなっている。

麻酔料は、厚生労働省告示により、麻酔の種類ごとに所定の点数が定められている。そして、マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔^(注1)(以下「全身麻酔」という。)を、厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に対して行った場合は、それ以外の患者に対して行った場合に適用される点数より高い点数により麻酔料を算定することとなっている。

手術料は、厚生労働省告示により、手術の種類ごとに所定の点数が定められている。そして、手術において特定保険医療材料^(注2)を使用した場合は、当該手術の点数と当該特定保険医療材料の点数とを合算して算定することとなっている。また、同一手術野又は同一病巣に、2以上の手術を同時に行った場合は、原則として主たる手術の点数のみにより算定するが、厚生労働大臣が定める2以上の手術を同時に行った場合は、主たる手術の点数と従たる手術の点数の100分の50に相当する点数とを合算して算定することとなっている。

(4) ナショナルセンターにおける診療報酬の請求事務

ナショナルセンターは、これらの診療報酬請求事務をコンピュータシステムを使用して行っている。すなわち、手術等の診療行為を行った場合は、診療部門は手術名、使用した薬剤、特定保険医療材料、患者の状態等をコンピュータ上のオーダー画面に入力し、又は伝票に記入するなどして料金算定部門に送付して、料金算定部門は、この伝票の記載内容等をコンピュータに入力するなどして、これにより診療報酬の算定及び請求を行っている。

(注1) 閉鎖循環式全身麻酔 閉鎖循環式全身麻酔器を用いて、患者の呼気中の炭酸ガスを除去しながら、麻酔ガスと酸素を補給する吸入麻酔法

(注2) 特定保険医療材料 厚生労働大臣が手術等の点数と合算してその費用を算定することができる^{りゆう}と定めている特定の保険医療材料で、脳動脈瘤手術クリップ、合成吸収性癒着防止材等がこれに該当する。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、6ナショナルセンター8病院のうち、4ナショナルセンターの5病院において、合规性等の観点から、平成20年度の診療報酬の算定及び請求が適正に行われているかなどに着眼して、入院に係るレセプト控えなどの書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査の結果、3ナショナルセンターの3病院において、診療報酬請求額が不足していたものが772件、27,827,600円、診療報酬請求額が過大になっていたものが46件、2,590,490円あり、不当と認められる。

これらについて、その主な態様を診療報酬の別に示すと次のとおりである。

ア 入院料等に関するもの

3病院は、難病患者等入院診療加算の算定対象となる患者が入院しているのに、所定の点数を加算していないなどしていた。このため、入院料等が過小に算定されていて、診療報酬請求額が380件、17,114,650円不足していた。

イ 麻酔料に関するもの

3病院は、全身麻酔を厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に対して行っているのに、それ以外の患者に対して行った場合に適用される低い点数により麻酔料を算定するなどしていた。このため、麻酔料が過小に算定されていて、診療報酬請求額が152件、5,307,020円不足していた。

ウ 手術料に関するもの

3病院は、手術において特定保険医療材料を使用しているのに、その点数を手術の点数に合算していないなどしていた。このため、手術料が過小に算定されていて、診療報酬請求額が187件、4,881,490円不足していた。

また、1病院は、同一手術野又は同一病巣に、厚生労働大臣が定める2以上の手術を同時に行っているのに、主たる手術の点数に従たる手術の点数をそのまま合算するなどしていた。このため、手術料が過大に算定されていて、診療報酬請求額が29件、1,980,770円過大になっていた。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 請求不足については、診療部門及び料金算定部門において入院料等の算定に関する認識が十分でなかったこと、診療部門において手術等の診療内容をオーダー画面に入力し、又は伝票に記入する際に、患者の状態、使用した特定保険医療材料等に関する入力又は記入を漏らしていたこと、また、料金算定部門において伝票の記載内容等をコンピュータに入力する際に記載内容を見落とすなどして入力していなかったこと

イ 請求過大については、料金算定部門において手術料の算定に関する認識が十分でなかったこと

上記の事態をナショナルセンター及び病院別に示すと次のとおりである。

ナショナルセンター名及び病院名	入院料等		麻酔料		手術料		その他		計	
	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
(74) 国立精神・神経センター病院	240	11,591	7	152	2	114	1	2	250	11,861
(75) 国立国際医療センター国府台病院	122 1	4,122 △ 33	40 1	355 △ 5	23 —	1,344 —	26 9	226 △ 28	211 11	6,049 △ 67
(76) 国立成育医療センター	18 3	1,399 △ 446	105 2	4,799 △ 90	162 29	3,422 △ 1,980	26 1	295 △ 5	311 35	9,916 △ 2,522
(74)-(76)の計	380 4	17,114 △ 479	152 3	5,307 △ 96	187 29	4,881 △ 1,980	53 10	524 △ 34	772 46	27,827 △ 2,590

(注) 1件で、複数の診療報酬について請求過不足が生じている場合は、請求過不足額が最も多い診療報酬で分類している。

(77) 医療費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省	(項)医療保険給付諸費 (項)生活保護費 (項)障害保健福祉費
	年金特別会計(健康勘定)	(項)保険給付費及保険者納付金
	平成19年度以前は、	
	一般会計 (組織)厚生労働本省	(項)児童保護費 (項)生活保護費 (項)障害者自立支援給付諸費 (項)身体障害者保護費 (項)精神保健費 (項)老人医療・介護保険給付諸費 (項)国民健康保険助成費
	年金特別会計(健康勘定)	(項)保険給付費 (項)老人保健拠出金 (項)退職者給付拠出金
	平成18年度以前は、	
	厚生保険特別会計(健康勘定)	(項)保険給付費 (項)老人保健拠出金 (項)退職者給付拠出金
	船員保険特別会計	(項)疾病保険給付費及保険者納付金
	平成19年度以前は、	
	船員保険特別会計	(項)保険給付費 (項)老人保健拠出金 (項)退職者給付拠出金
部 局 等	社会保険庁、25 都府県	
国の負担の根拠	健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。平成20年3月31日以前は「老人保健法」)、生活保護法(昭和25年法律第144号)等	
医療給付の種類	健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、生活保護法等に基づく医療	
実施主体	国、都府県20、市460、特別区23、町270、村53、後期高齢者医療広域連合23、国民健康保険組合82、計932実施主体	
医療機関及び薬局	医療機関146、薬局37	
過大に支払われた医療費に係る診療報酬等	入院基本料、特定入院料、調剤報酬等	
過大に支払われた医療費の件数	346,542件(平成16年度～20年度)	

過大に支払われた医療費の額	1,095,678,253 円(平成 16 年度～20 年度)
不当と認める国の負担額	593,826,959 円(平成 16 年度～20 年度)

1 医療給付の概要

(1) 医療給付の種類

厚生労働省の医療保障制度には、老人保健制度(平成 20 年 3 月以前)、後期高齢者医療制度(20 年 4 月以降)、医療保険制度及び公費負担医療制度があり、これらの制度により次の医療給付が行われている。

ア 20 年 3 月以前は、老人保健制度の一環として、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が老人保健法に基づき、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法等(以下「医療保険各法」という。)による被保険者(被扶養者を含む。以下同じ。)のうち、当該市町村の区域内に居住する老人(75 歳以上の者又は 65 歳以上 75 歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。)に対して行う医療

イ 20 年 4 月以降は、上記アに代わるものとして創設された後期高齢者医療制度において、高齢者の医療の確保に関する法律(以下「高齢者医療確保法」という。)に基づき、当該市町村の区域内に居住する後期高齢者(75 歳以上の者又は 65 歳以上 75 歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。)に対して後期高齢者医療の事務を処理するために市町村が設けた後期高齢者医療広域連合(都道府県の区域ごとに当該区域のすべての市町村が加入。以下「広域連合」という。)が後期高齢者に対して行う医療

ウ 医療保険制度の一環として、医療保険各法に規定する保険者が、医療保険各法に基づき被保険者(老人(20 年 3 月以前)及び後期高齢者(20 年 4 月以降)を除く。)に対して行う医療

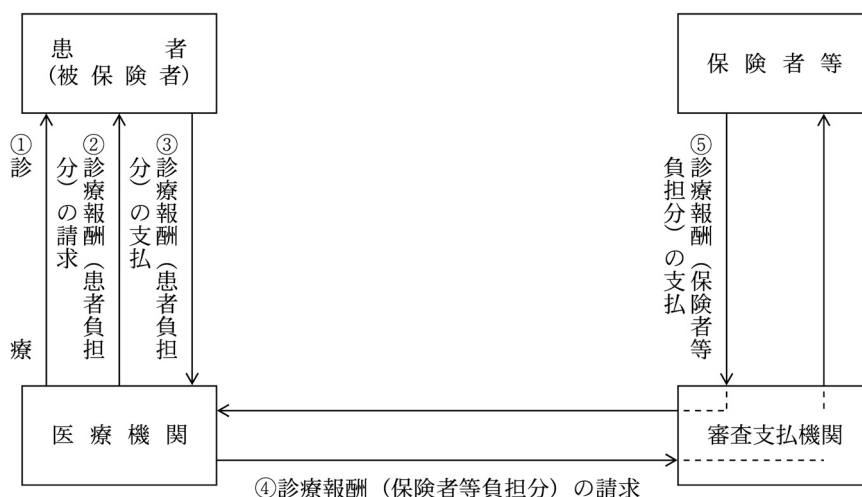
エ 公費負担医療制度の一環として、都道府県又は市町村が、生活保護法に基づき被保護者に対して行う医療等

(2) 診療報酬又は調剤報酬

これらの医療給付においては、被保険者(上記エの被保護者等を含む。以下同じ。)が医療機関で診察、治療等の診療を受け、又は薬局で薬剤の支給等を受けた場合、市町村、保険者又は都道府県(以下「保険者等」という。)及び患者がこれらの費用を医療機関又は薬局(以下「医療機関等」という。)に診療報酬又は調剤報酬(以下「診療報酬等」という。)として支払う。

診療報酬等の支払の手続は、次のとおりとなっている(図参照)。

図 診療報酬の支払の手続



(注) 調剤報酬の支払の手続についても同様となっている。

ア 診療等を担当した医療機関等は、診療報酬等として医療に要する費用を所定の診療点数又は調剤点数に単価(10円)を乗ずるなどして算定する。

イ 医療機関等は、上記診療報酬等のうち、患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬等(以下「医療費」という。)については、老人保健法に係るものは市町村に、高齢者医療確保法に係るものは広域連合に、医療保険各法に係るものは各保険者に、また、生活保護法等に係るものは都道府県又は市町村に請求する。

このうち、保険者等に対する医療費の請求は、次のように行われている。

(ア) 医療機関等は、診療報酬請求書又は調剤報酬請求書(以下「請求書」という。)に診療報酬等の明細を明らかにした診療報酬明細書又は調剤報酬明細書(以下「レセプト」という。)を添付して、これらを、国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金(以下「審査支払機関」と総称する。)に毎月1回送付する。

(イ) 審査支払機関は、請求書及びレセプトに基づき請求内容を審査点検した後、医療機関等ごと、保険者等ごとの請求額を算定して、その後、請求額を記載した書類と請求書及びレセプトを各保険者等に送付する。

ウ 請求を受けた保険者等は、それぞれの立場から医療費についての審査点検を行って金額等を確認の上、審査支払機関を通じて医療機関等に医療費を支払う。

(3) 国の負担

保険者等が支払う医療費の負担は次のようになっている。

ア 老人保健法に係る医療費(以下「老人医療費」という。)については、老人の居住する市町村が審査支払機関を通じて支払うが、この費用は国、都道府県、市町村及び保険者が以下のように負担している。

(ア) 老人保健法により、老人医療費については、原則として、国は12分の4を、都道府県及び市町村はそれぞれ12分の1ずつを負担しており、残りの12分の6については、各保険者が拠出する老人医療費拠出金が財源となっている。

- (イ) 国民健康保険法により、国は市町村等が保険者として拠出する老人医療費拠出金の納付に要する費用の額の一部を負担している。
 - (ウ) 健康保険法等により、国は政府管掌健康保険等の保険者として老人医療費拠出金を納付している。
- イ 高齢者医療確保法に係る医療費(以下「後期高齢者医療費」という。)については、広域連合が審査支払機関を通じて支払うが、この費用は国、都道府県、市町村及び保険者が以下のように負担している。
- (ア) 高齢者医療確保法により、後期高齢者医療費については、原則として、国は12分の4を、都道府県及び市町村はそれぞれ12分の1ずつを負担しており、残りの12分の6については、各保険者が納付する後期高齢者支援金及び後期高齢者の保険料が財源となっている。
 - (イ) 国民健康保険法により、国は市町村等が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。
 - (ウ) 健康保険法により、国は全国健康保険協会^(注1)が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。
 - (エ) 船員保険法により、国は管掌する船員保険事業に要する費用として後期高齢者支援金を納付している。
- (注1) 平成20年10月1日から政府管掌健康保険は、全国健康保険協会管掌健康保険として全国健康保険協会へ承継された。
- ウ 医療保険各法に係る医療費については、国は、患者が、①政府管掌健康保険等の被保険者である場合の医療費は保険者としてその全額を、②市町村が行う国民健康保険の一般被保険者である場合の医療費は市町村が支払った額の43%を、③国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者である場合の医療費は国民健康保険組合が支払った額の47%を、それぞれ負担している。
- エ 生活保護法等に係る医療費については、国は都道府県又は市町村が支払った医療費の4分の3又は2分の1を負担している。

2 検査の結果

(1) 検査の観点及び着眼点

国民医療費は11年度以降毎年度30兆円を超えており、このうち老人医療費は、高齢化が急速に進展する中でその占める割合が3割を超えている。このような状況の中で医療費に対する国の負担も多額に上っていることから、本院は老人医療費を中心に、合規性等の観点から、診療報酬等の請求が適正に行われているかに着眼して検査を行っている。

そして、近年では医療機関において、医師、看護師等の医療従事者が不足して要件を満たしていなかったり、別途介護保険制度の介護給付等として行われるものを診療報酬として請求したりしている不適正と認められる事態が多く見受けられる。また、調剤報酬についても、算定要件を満たしていないのに請求しているなど不適正と認められる事態が多く見受けられる。そこで、本年の検査に当たっても、合規性等の観点から、これらの点を中心に検査することとした。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、社会保険庁の25社会保険事務局及び25都府県において、保険者等の実施主体による医療費の支払について、レセプト、各種届出書、報告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、医療費の支払について疑義のある事態が見受けられた場合は、地方社会保険事務局及び都府県に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(3) 過大となっていた支払の事態

検査の結果、25都府県に所在する146医療機関及び37薬局に対して932実施主体が行った16年度から20年度までの間における医療費の支払が、346,542件で1,095,678,253円過大となっていて、これに対する国の負担額593,826,959円が不当と認められる。

これを診療報酬等の別に整理して示すと、次のとおりである。

診療報酬等	実施主体 (医療機関等数)	過大に支払われた医療費の 件数	過大に支払われた医療費 千円	不当と認める 国の負担額 千円
①入院基本料	214市区町村等 (38)	5,848	221,116	128,652
②特定入院料	52市区町村等 (3)	5,284	373,619	189,610
③入院基本料等加算	267市区町村等 (26)	17,830	132,038	73,296
④初診料・再診料	212市区町村等 (26)	28,368	103,069	53,738
⑤在宅医療料	44市町等 (18)	2,979	61,618	34,558
⑥処置料	314市区町村等 (9)	10,591	36,206	19,537
⑦医学管理料	77市区町村等 (10)	8,764	29,441	17,147
⑧リハビリテーション料 等	196市区町村等 (16)	13,285	47,913	27,020
①-⑧の計	766実施主体 (146)	92,949	1,005,023	543,561
⑨調剤報酬	444市区町村等 (37)	253,593	90,654	50,265
①-⑨の計	932実施主体 (183)	346,542	1,095,678	593,826

注(1) 複数の診療報酬について不適正と認められる請求があった医療機関については、最も多額な診療報酬で整理した。

注(2) 計欄の実施主体数は、各診療報酬等の中で実施主体が重複することがあるため、各診療報酬等の実施主体数を合計したものとは符合しない。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 実施主体及び審査支払機関において、医療機関等から不適正と認められる診療報酬等の請求があったのにこれに対する審査点検が十分でなく、特に、診療報酬請求上の各種届出についての確認が必ずしも十分でなかったこと

イ 地方社会保険事務局及び県において、医療機関の医療従事者が不足していることを把握できる資料があるにもかかわらずその活用が必ずしも十分でなかったこと

ウ 地方社会保険事務局及び都府県において、医療機関等に対する指導が十分でなかったこと

(4) 各事態の詳細

上記の医療費の支払が過大となっていた事態について、診療報酬等の別に、その算定方法及び検査の結果の詳細を示すと次のとおりである。

① 入院基本料

入院基本料は、患者が入院した場合に1日につき所定の点数が定められている。入院基本料のうち療養病棟入院基本料は、患者の疾患、状態等について厚生労働大臣が定める五つの区分に従い、所定の点数を算定することとされている。

検査の結果、16府県に所在する38医療機関において、入院基本料等の請求が不適正と認められるものが5,848件あった。その主な態様は、療養病棟入院基本料に定められた区分のうち、より低い点数の区分の状態等にある患者に対して高い区分の点数で算定していたものである。

このため、上記5,848件の請求に対して214市区町村等が支払った医療費が221,116,023円過大となっていて、これに対する国の負担額128,652,206円は負担の必要がなかったものである。

② 特定入院料

特定入院料には、精神療養病棟入院料等があり、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た医療機関において、その届出に係る所定の点数を算定することとされている。ただし、精神療養病棟入院料は、医療機関において、医師の数が医療法(昭和23年法律第205号)に定める標準となる数(以下「標準人員」という。)を満たしていない場合には、算定できないこととされている。

検査の結果、3県に所在する3医療機関において、特定入院料等の請求が不適正と認められるものが5,284件あった。その態様は、医師の数が標準人員を満たしていないのに、精神療養病棟入院料を算定していたものである。

このため、上記5,284件の請求に対して52市区町村等が支払った医療費が373,619,982円過大となっていて、これに対する国の負担額189,610,560円は負担の必要がなかったものである。

③ 入院基本料等加算

入院基本料等加算には、療養病棟療養環境加算等があり、それぞれ所定の点数が定められている。そして、これらの加算の多くは、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た医療機関において、その基準に掲げる区分に従い所定の点数を算定することとされている。ただし、療養病棟療養環境加算等は、医師の数が標準人員を満たしていない場合には算定できないこととされている。

検査の結果、16都府県に所在する26医療機関において、入院基本料等加算等の請求が不適正と認められるものが17,830件あった。その主な態様は、医師の数が標準人員を満たしていないのに、療養病棟療養環境加算等を算定していたものである。

このため、上記17,830件の請求に対して267市区町村等が支払った医療費が132,038,220円過大となっていて、これに対する国の負担額73,296,573円は負担の必要がなかったものである。

④ 初診料・再診料

初診料は患者の傷病について医学的に初診といわれる医師の診療行為があったときに、再診料はその後の診療行為の都度、それぞれ算定することとされている。ただし、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(定員111名以上の場合)、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、知的障害者入所更生施設(定員150名以上の場合)等の施設に配置されている医師(以下「配置医師」という。)がこれら施設の入所者に対して行っている診療については、その診療が別途介護保険制度の介護給付等として行われているものであることから、初診料、再診料は算定できないこととされている。

また、医療機関に上記の施設が併設されている場合、当該医療機関の医師がこれら施設の入所者に対して行っている診療についても、初診料、再診料は算定できないこととされている。

検査の結果、13都府県に所在する26医療機関において、初診料、再診料等の請求が不適正と認められるものが28,368件あった。その主な態様は次のとおりである。

ア 配置医師が特別養護老人ホーム等の入所者に対して行った診療について、初診料、再診料を算定していた。

イ 医療機関の医師が当該医療機関に併設されている知的障害者入所更生施設等の入所者に対して行った診療について、初診料、再診料を算定していた。

ウ 配置医師でない医師が、定期的に特別養護老人ホーム等の入所者の診療に当たっている場合、その医師は実質的には配置医師とみなすべきであるのに、初診料、再診料を算定していた。

このため、上記28,368件の請求に対して212市区町村等が支払った医療費が103,069,112円過大となっていて、これに対する国の負担額53,738,996円は負担の必要がなかったものである。

⑤ 在宅医療料

在宅医療料のうち在宅患者訪問看護・指導料等は、医療機関が、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、看護師等を訪問させて看護又は療養上必要な指導を行った場合等に算定することとされている。また、歯科診療の訪問歯科衛生指導料等は、歯科医師が歯科訪問診療を行った患者等に対して、歯科医師の指示に基づき、歯科衛生士等が訪問して、療養上必要な実地指導を行った場合等に算定することとされている。ただし、介護保険の要介護被保険者等である患者に対しては、これらの診療が別途介護保険制度の介護給付として行われるものであることから、在宅患者訪問看護・指導料、訪問歯科衛生指導料等は算定できないこととされている。

検査の結果、11府県に所在する18医療機関において、在宅医療料等の請求が不適正と認められるものが2,979件あった。その主な態様は、介護保険の要介護被保険者等である患者に対して、在宅患者訪問看護・指導料又は訪問歯科衛生指導料等を算定していたものである。

このため、上記2,979件の請求に対して44市町等が支払った医療費が61,618,119円過大となっていて、これに対する国の負担額34,558,601円は負担の必要がなかったものである。

⑥ 処置料

処置料には、一般処置料、皮膚科処置料等があり、それぞれの処置の種類ごとに所定の点数が定められている。そして、処置に当たって薬剤を使用した場合は、実際に使用した薬剤の総量に基づいた薬剤料の点数を合算して算定することとされている。

検査の結果、8都県に所在する9医療機関において、処置料等の請求が不適正と認められるものが10,591件あった。その主な態様は、人工腎臓^{じん}の処置に使用される薬剤について、実際に使用した量よりも多い量により薬剤料を算定していたものである。

このため、上記10,591件の請求に対して314市区町村等が支払った医療費が36,206,880円過大となっていて、これに対する国の負担額19,537,313円は負担の必要がなかったものである。

⑦ 医学管理料

医学管理料のうち特定疾患療養管理料等は、生活習慣病等を主病とする患者に対して、治療計画に基づき療養上必要な管理を行った場合等に算定することとされている。ただし、配置医師が特別養護老人ホームの入所者に対して行っている診療については、その診療が別途介護保険制度の介護給付等として行われているものであることから、特定疾患療養管理料等は算定できないこととされている。

また、診療情報提供料(I)は、医療機関が、患者の同意を得て、当該患者が居住する市町村又は介護保険の指定居宅介護支援事業者等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合や、在宅で療養を行っている患者の同意を得て、薬局に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る在宅患者訪問薬剤管理指導に必要な情報を提供した場合などにそれぞれ算定することとされている。ただし、介護保険の要介護被保険者等である患者に対しては、同一月において、介護保険の居宅療養管理指導等を医師が行い居宅療養管理指導費等を算定している場合、診療情報提供料(I)は、市町村若しくは指定居宅介護支援事業者等又は薬局に対する情報提供に係るものには算定できないこととされている。

検査の結果、8県に所在する10医療機関において、医学管理料等の請求が不適正と認められるものが8,764件あった。その主な態様は次のとおりである。

ア 配置医師が特別養護老人ホームの入所者に対して行った診療について、特定疾患療養管理料等を算定していた。

イ 介護保険の要介護被保険者等である患者に対して居宅療養管理指導費等が算定されているのに、診療情報提供料(I)を算定していた。

このため、上記8,764件の請求に対して77市区町村等が支払った医療費が29,441,875円過大となっていて、これに対する国の負担額17,147,307円は負担の必要がなかったものである。

⑧ リハビリテーション料等

リハビリテーション料のうち摂食機能療法は、摂食機能障害を有する患者に対して、個々の患者の症状に対応した診療計画書に基づき、所定の訓練指導を行った場合に算定することとされている。ただし、治療開始日から3月を超えた場合は、1月に4日を限度として算定するなどされている。

検査の結果、8都県に所在する16医療機関において、リハビリテーション料等の請求が不適正と認められるものが13,285件あった。その主な態様は、多くの入院患者に対して長期にわたり摂食機能療法を多日数実施してリハビリテーション料を算定していたものである。

このため、上記13,285件の請求に対して196市区町村等が支払った医療費が47,913,248円過大となっていて、これに対する国の負担額27,020,020円は負担の必要がなかったものである。

⑨ 調剤報酬

調剤報酬のうち薬剤服用歴管理料の服薬指導加算は、処方された薬剤について、直接患者又はその家族等から服薬状況等の情報を収集して薬剤服用歴に記録して、これに基づき薬剤の服用等に関して必要な指導を行った場合に算定することとされている。

また、在宅患者訪問薬剤管理指導料は、在宅で療養を行っている患者に対して、医師の指示に基づき、薬剤師が患家を訪問して薬学的管理指導を行った場合に算定することとされている。ただし、介護保険の要介護被保険者等である患者に対しては、この指導が別途介護保険制度の介護給付として行われるものであることから、在宅患者訪問薬剤管理指導料は算定できないこととされている。

検査の結果、13都府県に所在する37薬局において、調剤報酬の請求が不適正と認められるものが253,593件あった。その主な態様は次のとおりである。

ア 薬剤服用歴の記録に基づき薬剤の服用等に関して必要な指導を行うことなどの算定要件を満たしていないのに、服薬指導加算等を算定していた。

イ 介護保険の要介護被保険者等である患者に対して在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定していた。

このため、上記253,593件の請求に対して444市区町村等が支払った医療費が90,654,794円過大となっていて、これに対する国の負担額50,265,383円は負担の必要がなかったものである。

以上を医療機関等の所在する都府県別に示すと次のとおりである。

都府県名	実施主体 (医療機関等 数)	過大に支払わ れた医療費の 件数	過大に支払わ れた医療費 千円	不当と認める 国の負担額 千円	摘 要
青 森 県	26市区町村等 (2)	2,176	128,754	63,570	②④
福 島 県	109市区町村 等(17)	53,027	115,416	65,826	①④⑤⑦⑧⑨
茨 城 県	89市区町村等 (14)	22,120	59,876	32,989	①③④⑤⑥⑦⑨
群 馬 県	8市町村 (2)	177	3,854	2,147	③⑥

都府県名	実施主体 (医療機関等 数)	過大に支払わ れた医療費の 件数	過大に支払わ れた医療費 千円	不当と認める 国の負担額 千円	摘 要
埼 玉 県	134市区町村 等 ⁽¹⁰⁾	41,408	30,445	17,143	①③⑦⑧⑨
千 葉 県	70市区町村等 ⁽¹⁰⁾	5,516	25,153	14,406	①③④⑤⑥⑦
東 京 都	273 市区町村 等 ⁽¹³⁾	37,301	61,792	30,361	③④⑥⑧⑨
新 潟 県	17 市町村等 ⁽²⁾	5,855	3,846	2,121	⑨
富 山 県	8 市町等 ⁽⁵⁾	1,358	8,355	4,620	③④⑧⑨
静 岡 県	122 市区町等 ⁽⁸⁾	15,523	139,997	67,460	①②③④⑥⑦⑧⑨
愛 知 県	56 市町村等 ⁽¹³⁾	9,216	54,155	31,743	①③④⑤⑥⑦⑨
滋 賀 県	22 市町等 ⁽³⁾	1,665	11,149	6,123	①⑤⑦
京 都 府	7 市等 ⁽¹⁾	406	2,544	1,529	③
大 阪 府	109 市区町等 ⁽¹⁵⁾	25,460	33,005	18,673	①③④⑤⑨
兵 庫 県	81 市町等 ⁽¹⁹⁾	10,968	110,200	62,498	①③④⑤⑥⑦⑧
奈 良 県	91 市区町村 等 ⁽⁹⁾	5,479	56,253	34,574	①⑤⑧
和 歌 山 県	2 市 ⁽⁴⁾	165	6,179	3,376	①⑤
島 根 県	6 市町等 ⁽²⁾	603	5,122	2,858	①④
広 島 県	51 市町等 ⁽¹²⁾	51,206	44,008	24,914	①③④⑤⑨
香 川 県	11 市町等 ⁽²⁾	131	4,515	2,837	③⑤
高 知 県	46 市区町村 等 ⁽³⁾	34,658	8,778	4,694	⑨
長 崎 県	20 市町等 ⁽⁵⁾	4,640	11,129	5,656	①③⑧⑨
大 分 県	26 市町等 ⁽⁵⁾	9,704	12,307	6,631	①④⑨
宮 崎 県	36 市区町村 等 ⁽⁵⁾	3,313	148,834	81,581	①②③
鹿 児 島 県	16 市町等 ⁽²⁾	4,467	10,003	5,483	③⑥
計	932 市区町村 等 ⁽¹⁸³⁾	346,542	1,095,678	593,826	

注(1) 計欄の実施主体数は、都府県の間で実施主体が重複することがあるため、各都府県の実施主体数を合計したものとは符合しない。

注(2) 摘要欄の①～⑨は、本文(213 ページ)の過大となっていた支払の事態の診療報酬等の別に対応している。

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、^(注2)地方厚生(支)局及び都道府県に対して、把握した情報を有効に活用しながら医療機関等に対する指導を実施するよう努めるとともに、審査支払機関、保険者等に対する指導の徹底を図るよう助言等を行う必要があると認められる。

(注2) 社会保険庁の地方社会保険事務局が行っていた保険医療指導監査業務等は、平成20年10月から地方厚生(支)局へ移管された。

(78) 労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (項) 保険給付費
部 局 等	厚生労働本省(支出庁) 8 労働局(審査庁)
支払の相手方	141 医療機関
過大な支払となっていた労災診療費	手術料、入院料等
過大支払額	36,335,836 円(平成 18、19 両年度)

1 保険給付の概要

(1) 労働者災害補償保険

労働者災害補償保険は、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対して療養の給付等の保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業(平成 19 年 3 月以前は労働福祉事業)を行うものである。

(2) 療養の給付に要する診療費の支払

療養の給付は、保険給付の一環として、負傷又は発病した労働者(以下「傷病労働者」という。)の請求に基づき、都道府県労働局長の指定する病院若しくは診療所又は社会復帰促進等事業で設置された病院において、診察、処置、手術等(以下「診療」という。)を行うものである。そして、診療を行ったこれらの医療機関は、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して診療に要した費用(以下「労災診療費」という。)を請求することとなり、労働局で請求の内容を審査した上で支払額を決定して、これに基づき、厚生労働本省において労災診療費を支払うこととなっている。

労災診療費は、「労災診療費算定基準について」(昭和 51 年基発第 72 号労働省労働基準局長通達。以下「算定基準」という。)に基づき算定することとなっている。この算定基準によると、労災診療費は、労災診療の特殊性等を考慮して、①健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に基づく診療報酬点数表の点数(以下「健保点数」という。)に 12 円(法人税等が非課税となっている公立病院等については 11 円 50 銭)を乗じて算定すること、②初診料、再診料等特定の診療項目については、健保点数とは異なる点数又は金額を別に定めて、これにより算定することとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、全国 47 労働局のうち、8 労働局において会計実地検査を行い、合規性等の観点から、各労働局の審査に係る 18 年度又は 19 年度の労災診療費の支払が算定基準に基づき適正になされているかなどに着眼して、診療費請求内訳書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 過大な支払となっていた事態

検査の結果、8 労働局の審査に係る労災診療費のうち、手術料、入院料、注射料、処置料、リハビリテーション料等が過大に支払われていたものが 141 医療機関について 36,335,836 円あり、不当と認められる。

これらの事態について、その主なものを示すと次のとおりである。

ア 手術料に関するもの

手術料は、創傷処理、植皮術等の区分ごとの健保点数により算定することとなっている。また、手術において特定保険医療材料^(注1)を使用した場合は、厚生労働大臣が定めた材料単価(以下「基準単価」という。)を基に算定した特定保険医療材料の価格を10円で除した点数を当該手術の健保点数に合算した点数により手術料を算定することとなっている。

しかし、8労働局管内の107医療機関では、手術料について、本来算定すべき区分の健保点数によらず、異なる区分のより高い健保点数により算定したり、手術で使用した特定保険医療材料の基準単価や数量を誤り、過大に算定された特定保険医療材料の点数により算定したりするなどしていた。このため、手術料140件で24,856,078円が過大に支払われていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A病院では、傷病労働者Bに対する関節形成手術に係る手術料について、基準単価37,500円の特定保険医療材料である固定用内副子特殊型^(注2)を41個使用したとして、その合計額1,537,500円を10円で除した153,750点に11円50銭を乗じた1,768,125円と算定していた。しかし、これは、診療費請求内訳書を作成する際に固定用内副子特殊型の使用個数の入力を誤ったもので、正しい使用個数は4個であり、これに係る手術料は172,500円となることから、1,595,625円が過大となっていた。

(注1) 特定保険医療材料 厚生労働大臣が手術等の健保点数に合算してその費用を算定することができる^{と定めている}特定の保険医療材料

(注2) 固定用内副子特殊型 骨、^{じん}靭帯等の傷病部位を固定するために使用するネジ

イ 入院料に関するもの

入院料のうち特定入院料は、救命救急入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料等の区分ごとに算定できる要件を満たす場合に、当該区分の健保点数により算定することとなっている。

しかし、8労働局管内の27医療機関では、算定できる要件を満たしていないのに救命救急入院料等の特定入院料を算定するなどしていた。このため、入院料82件で8,673,259円が過大に支払われていた。

このような事態が生じていたのは、医療機関が労災診療費を誤って算定し請求していたのに、8労働局において、これに対する審査が十分でないまま支払額を決定していたことによると認められる。

上記の過大に支払われていた労災診療費の額を労働局ごとに示すと、次のとおりである。

労働局名	医療機関数	過大支払件数 件	過大支払額 千円
北海道	20	29	4,265
山形	12	26	4,915
福島	13	88	3,482
茨城	11	15	3,307
東京都	32	44	8,457
岐阜	12	20	2,025

労働局名	医療機関数	過大支払件数	過大支払額
		件	千円
兵庫	27	52	7,954
福岡	14	22	1,926
計	141	296	36,335

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、診療費請求内訳書等に係る審査の強化を図るとともに、医療機関に対して、労災診療費算定基準等の周知徹底を図る必要があると認められる。

補助金

(79)
|
(352) **補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの**

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省
	(項)医療提供体制確保対策費 (項)医療保険給付諸費
	(項)地域子育て支援対策費 (項)保育所運営費
	(項)児童虐待等防止対策費 (項)生活保護費
	(項)障害保健福祉費 (項)社会福祉施設整備費
	(項)高齢者日常生活支援等推進費
	(項)介護保険制度運営推進費 (項)厚生労働科学研究費
	〔平成19年度以前は、
	(項)科学研究費 (項)保健衛生諸費 (項)児童保護費
	(項)障害者自立支援給付諸費 (項)老人福祉費
	(項)老人医療・介護保険給付諸費 (項)国民健康保険助成費
	(項)社会福祉諸費(平成18年度まで)
	(項)身体障害者保護費(平成18年度まで)〕
	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)職業能力開発強化費
	(平成19年度以前は、(項)雇用安定等事業費)
部局等	厚生労働本省、九州厚生局、41都道府県
補助等の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)等
補助事業者等(事業主体等)	府1、県21、市176、区6、町19、村6、法人2、研究者7、計238補助事業者等(うち事業主体等 県4、市176、区6、町18、村6、法人2、研究者7、計219事業主体等)
間接補助事業者(事業主体)	市5、法人19、計24事業主体 (24事業主体と上記219事業主体等の合計の243事業主体等から重複する事業主体2を除いた事業主体等数 241事業主体等)
国庫補助金等	財政調整交付金、療養給付費負担金、生活保護費等負担金等
上記の国庫補助金等交付額の合計	321,879,006,773円
不当と認める国庫補助金等交付額の合計	3,408,300,478円

1 補助金等の概要

厚生労働省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体等又は保険者となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体等に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、補助対象事業費の算定が適正に行われているか、国庫補助金等の交付額の算定が適切に行われているかなどに着眼して、47都道府県及びその管内の595市区町村並びに97法人等において、事業実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

その結果、4県及び43都道府県管内の209市区町村並びに28法人等計241事業主体等が財政調整交付金、療養給付費負担金、生活保護費等負担金等を受けて実施した事業等において、補助金等が過大に交付されているなどして、これらに係る国庫補助金3,408,300,478円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

(1) 医療施設運営費等補助金の補助対象事業費が過大に精算されているもの

1件 不当と認める国庫補助金 38,262,000円

医療施設運営費等補助金(救命救急センター運営事業分)は、地域住民の救急医療の確保を目的として、重篤救急患者の医療を確保するために、初期救急医療施設、第2次救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連絡体制の下に、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が行う救命救急センター(以下「センター」という。)の運営事業に対して都道府県が補助する事業に対して、その費用の一部を国が補助するなどの事業である。

このうち、都道府県が補助する事業に係る補助金の交付額は、センターごとに、次のように算定することとなっている。

- ① 所定の基準額と対象となる経費の実支出額(以下「実支出額」という。)とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額(以下「選定額」という。)と総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額(以下「差引額」という。)とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を補助対象事業費として、これに補助率2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

上記の総事業費及び実支出額の対象となる経費は、給与、退職金等の人件費、修繕費、減価償却費等の運営費等、センターの運営実態を反映する経費となっている。ただし、建物、構築物及び医療機器等備品で、国庫補助を受けて整備したものに係る減価償却費については、対象となる経費から除くこととなっている。

そして、センターの運営実態を反映する経費が明確に算出できない場合は、センターの診療収入を病院全体の入院及び外来の診療収入の合計額で除して得た割合(以下「病院全体収入比率」という。)等を用いて案分計算により算出することとなっている。

本院が、平成19年度3府県15市等計18事業主体、20年度1県2市等計3事業主体において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業	年度	国庫補助金交付額	不当と認める国庫補助金交付額	摘要
(79) 福岡県	福岡県	学校法人久留米大学(事業主体)	救命救急センター運営事業	15~17	千円 93,476	千円 38,262	給与費の案分計算を誤っていたものなど

学校法人久留米大学は、平成15年度から17年度までに係る上記センターの運営事業について、選定額と差引額とを比較して、15年度及び16年度は差引額が、17年度は選定額がそれぞれ少ない方の額であるとして、福岡県から県補助金の交付を受けて、同県に事業実績報告書を提出していた。そして、同県は、この差引額又は選定額に3分の2を乗ずるなどして補助対象事業費を計186,953,000円として、これに対する国庫補助金計93,476,000円の交付を受けていた。

しかし、同法人は、差引額の算定に当たり、給与費等の算出の際に、病院全体収入比率を用いずにセンターの診療収入を病院全体の入院のみに係る診療収入で除した割合により案分計算を行ったり、減価償却費の算出の際に、建物等の取得価格から国庫補助を受けて整備したものを控除した額により減価償却費を算定すべきであるのに、国庫補助金等の交付額のみを控除した額に基づいて算定したり、修繕費の算出の際に、施設の新設工事に係る費用を計上したりなどしていたため、差引額が過大となっていた。

したがって、適正な差引額を算定すると15年度から17年度までのいずれの年度も差引額が選定額を下回ることから、これにより補助対象事業費を算定すると計110,428,000円となり、補助対象事業費が過大に精算されていた。そして、適正な補助対象事業費に基づき国庫補助金を算定すると計55,214,000円となり、交付額との差額計38,262,000円が過大となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において補助制度の内容についての理解が十分でなかったこと、同県において同法人から提出された事業実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、事務処理の適正化について補助事業者等への指導を徹底するとともに、都道府県における実績報告等に係る審査等の強化を図る必要があると認められる。

(2) 国民健康保険の療養給付費負担金の交付が不当と認められるもの

44件 不当と認める国庫補助金 915,095,346円

国民健康保険は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)等が保険者となつて、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関し、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等を行う保険である。

市町村の国民健康保険の被保険者は、一般被保険者と退職被保険者^(注1)及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」という。)とに区分されている。そして、国民健康保険の被保険者の資格を取得している者が退職被保険者となるのは、当該被保険者が厚生年金等の受給権を取得した日(ただし、国民健康保険の

資格取得年月日以前に年金受給権を取得している場合は国民健康保険の資格取得年月日。以下「退職者該当年月日」という。)とされている。退職被保険者等となったときは、年金証書等が到達した日の翌日から起算して14日以内に市町村に届出をすることなどとなっている。

(注1) 退職被保険者 被用者保険の被保険者であった者で、退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に老人保健法による医療を受けるまでの間において適用される資格を有する者である。

国民健康保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村が行う国民健康保険事業運営の安定化を図るため、療養給付費負担金(以下「国庫負担金」という。)が交付されている。

国庫負担金の交付の対象となるのは、一般被保険者に係る医療費(老人保健法(昭和57年法律第80号。平成20年4月以降は「高齢者の医療の確保に関する法律」。以下同じ。)による医療を受けることができる者に係る医療費(被用者保険の保険者等が拠出する老人保健医療費拠出金等で負担)を除く。)であり、退職被保険者等に係る医療費については、被用者保険の保険者が拠出する療養給付費等交付金等で負担することとなっていることから、国庫負担金の交付の対象とはなっていない。

毎年度の国庫負担金の交付額は、「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令」(昭和34年政令第41号。平成20年4月以降は「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」)等により、次により算定することとなっている。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{一般被保険者に係る医療給付費}} - \boxed{\text{保険基盤安定線入金} \begin{array}{l} \text{(注2)} \\ \text{の1/2} \end{array}} = \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \\
 \\
 \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \times \boxed{\text{国の負担割合} \begin{array}{l} \text{(注3)} \end{array}} = \boxed{\text{交付額}}
 \end{array}$$

(注2) 保険基盤安定線入金 市町村が、一般被保険者の属する世帯のうち、低所得者層の負担の軽減を図るため減額した保険料又は保険税の総額について、当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れた額

(注3) 国の負担割合 平成16年度までは40/100、17年度は36/100、18年度以降は34/100

このうち一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額及び入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額の合算額とされている。

ただし、届出が遅れるなどしたために退職被保険者等の資格がさかのぼって確認された場合には、一般被保険者に係る医療給付費から、退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った医療給付費を控除することとなっている。

また、都道府県又は市町村が、国の負担金等の交付を受けずに自らの負担で、年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を、当該被保険者に代わり保険医療機関等に支払う措置(以下「負担軽減措置」という。)を講じている場合がある。この負担軽減措置の対象者の延べ人数が一定の規模以上の場合には、負担軽減措置の対象者に係る療養の給付に要する費用の額等に、被保険者の負担の軽減の度合いに応じた所定の率を乗じて減額調整を行うこととされている。

(注4)

(注4) 減額調整 被保険者が医療機関等の窓口で支払う一部負担金を軽減させると、一般的に受診が増え医療給付費の波及増が認められるとされており、これにより増加した医療給付費を国庫負担対象費用額に含めると、他の市町村との公平を欠くことから、波及増の分を減額するための調整

国庫負担金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書を提出して、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、厚生労働省に提出して、③厚生労働省はこれに基づき交付決定を行い国庫負担金を交付することとなっている。そして、④当該年度の終了後に、市町村は都道府県に実績報告書を提出して、⑤これを受理した都道府県は、その内容を審査の上、厚生労働省に提出して、⑥厚生労働省はこれに基づき交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、41 都道府県の 239 市区町村において、14 年度から 19 年度までの間に交付された国庫負担金について、会計実地検査を行った。その結果、20 都道府県の 44 市区町村において、そ及して退職被保険者等となった者に係るそ及期間中の医療給付費を控除していなかったり、一般被保険者に係る医療給付費の算定を誤っていたり、負担軽減措置の対象となっている医療給付費に係る減額調整を誤っていたりなどして、国庫負担金交付額計 107,090,826,443 円のうち計 915,095,346 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の 44 市区町村において制度の理解が十分でなかったり事務処理が適切でなかったりしたため、適正な実績報告等を行っていなかったこと、また、これに対する上記の 20 都道府県の審査が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 1>

東京都練馬区は、平成 18 年度の国庫負担金の実績報告に当たり、一般被保険者に係る医療給付費の算定において、そ及して退職被保険者等の資格を取得した者について、退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った 18 年度分の医療給付費の一部 527,838,236 円を控除していなかったなどのため、国庫負担対象費用額を過大に算定していた。

その結果、国庫負担金が 369,803,030 円過大に交付されていた。

<事例 2>

新潟県妙高市は、平成 18 年度の国庫負担金の実績報告に当たり、一般被保険者に係る医療給付費の算定において、基礎資料からの転記を誤って高額療養費を 55,750,000 円過大に計上するなどしたため、国庫負担対象費用額を過大に算定していた。

その結果、国庫負担金が 20,335,011 円過大に交付されていた。

<事例 3>

岡山市は、平成 18 年度の国庫負担金の実績報告に当たり、一般被保険者に係る医療給付費の算定において、岡山県が実施している負担軽減措置であるひとり親家庭等医療費助成の対象者に係る療養の給付に要する費用の額等に対する減額調整率の適用を誤ったため、国庫負担対象費用額を過大に算定していた。

その結果、国庫負担金が 3,658,505 円過大に交付されていた。

以上を都府県別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

	都府県名	交 付 先 (保 険 者)	年 度	国庫負担 対象費用 額	左に対す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 費用額	不当と認 める国庫 負担金	摘 要	
				千円	千円	千円	千円		
第3章 第1節 第9 厚生労働省	(80)	岩手県	奥州市	18	4,620,706	1,562,064	51,720	19,804	そ及退職被保険者等のそ及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
	(81)	同	岩手郡 岩手町	18	860,514	289,290	15,693	5,335	同
	(82)	福島県	郡山市	18	12,021,865	4,083,555	4,190	1,676	同
	(83)	茨城県	石岡市	18	3,236,236	1,089,496	28,702	10,694	同
	(84)	同	東茨城郡 城里町	18	911,329	309,711	5,171	1,913	同
	(85)	千葉県	佐倉市	18	4,671,136	1,587,270	23,500	8,600	同
	(86)	同	香取郡 香神崎町	18	263,888	89,271	21,141	8,456	同
	(87)	東京都	練馬区	18	26,813,663	9,088,518	1,032,892	369,803	同
	(88)	同	葛飾区	18	21,665,206	7,364,290	109,071	37,105	同
	(89)	神奈川県	逗子市	18	1,809,259	606,472	40,522	15,342	同
	(90)	新潟県	十日町市	18	2,211,175	750,809	43,032	16,296	同
	(91)	同	妙高市	18	1,253,202	424,882	55,701	20,335	一般被保険者の医療給付費を過大に算定していたもの
	(92)	同	南魚沼市	18	2,268,167	770,287	3,872	1,316	同
	(93)	山梨県	南都留郡 忍野村	19	362,334	123,193	15,737	5,936	そ及退職被保険者等のそ及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
	(94)	長野県	駒ヶ根市	18	796,425	268,709	17,839	7,135	同
	(95)	同	北安曇郡 松川村	18	263,123	89,310	49,598	18,729	同
	(96)	静岡県	静岡市	18	24,452,212	8,306,439	10,207	3,686	同
	(97)	同	焼津市	18	3,145,485	1,056,202	17,115	6,031	同
	(98)	同	伊豆市	18	1,580,548	537,738	6,163	2,553	同
	(99)	同	御前崎市	18	1,458,473	495,527	59,712	22,198	同
	(100)	同	田方郡 函南町	18	1,394,179	474,201	322,508	120,054	同
(101)	愛知県	名古屋市	17	75,034,934	26,866,141	47,546	17,983	同	
(102)	同	豊川市	18	3,788,140	1,284,555	47,966	18,070	同	
(103)	同	西尾市	18	3,104,451	1,056,214	(注5) —	1,232	そ及退職被保険者等の医療給付費の控除額の計算を誤ったもの	
(104)	同	北名古屋市	18	2,599,748	881,742	75,484	29,404	そ及退職被保険者等のそ及期間中の医療給付費を控除していなかったもの	
(105)	大阪府	泉南郡 泉南町	18	1,321,698	450,186	107,823	41,052	同	
(106)	同	泉南郡 泉岬町	18	964,325	328,016	18,609	6,567	同	
(107)	同	南河内郡 太字町	18	534,031	181,602	9,957	3,718	同	
(108)	奈良県	奈良市	18	11,253,000	3,812,379	33,746	13,198	同	
(109)	島根県	益田市	14~17	6,022,071	2,338,980	10,051	3,890	負担軽減措置の対象とした医療給付費の減額調整を誤ったもの	
(110)	岡山県	岡山市	18	20,055,168	6,808,376	10,758	3,658	同	
(111)	同	倉敷市	15	11,450,075	4,580,030	3,912	1,564	同	
(112)	同	津山市	15~18	12,385,886	4,602,281	9,811	3,665	同	
(113)	山口県	光市	18	1,597,064	542,769	6,399	2,175	一般被保険者の医療給付費を過大に算定していたもの	

都府県名	交付先 (保険者)	年 度	国庫負担 対象費用 額	左に對す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 費用額	不当と認 める国庫 負担金	摘 要	
(114) 香 川 県	坂 出 市	18	千円 2,001,529	千円 670,855	千円 26,494	千円 9,543	そ及退職被保険者等のそ及期間中の医療給付費を控除していなかったもの	第3章
(115) 同	さぬき市	18	2,010,461	682,717	6,611	2,584	同	第1節
(116) 高知県	高知市	18	11,396,323	3,871,347	2,601	1,040	同	
(117) 宮崎県	宮崎市	18	14,452,034	4,910,940	62,660	23,205	同	第9
(118) 同	日南市	18	2,231,069	758,786	4,775	1,804	同	
(119) 鹿児島県	枕崎市	18	1,319,156	456,365	(注5) —	11,247	そ及退職被保険者等の医療給付費の控除額の計算を誤ったもの	厚生労働省
(120) 同	出水市	18	3,100,783	1,054,037	18,018	7,175	そ及退職被保険者等のそ及期間中の医療給付費を控除していなかったもの	
(121) 同	指宿市	18	2,932,136	995,827	4,633	1,775	同	
(122) 同	垂水市	18	1,175,670	399,012	10,175	3,437	同	
(123) 同	肝属郡 東串良町	18	560,036	190,412	10,455	4,091	同	
(80)-(123)の計			307,348,933	107,090,826	2,462,586	915,095		

(注5) 西尾市及び枕崎市は、国の負担割合を乗ずる計算を誤ったため、国庫負担金を過大に算定していたが、国庫負担対象費用額には誤りはなかったことから、本表の「不当と認める国庫負担対象費用額」欄には計数を掲げていない。

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、通知等により市町村の事務処理の適正化に努めるとともに都道府県の実績報告等に係る審査等の強化を図る必要があると認められる。

(3) 国民健康保険の財政調整交付金の交付が不当と認められるもの

29件 不当と認める国庫補助金 985,570,000円

国民健康保険(前掲223ページの「国民健康保険の療養給付費負担金の交付が不当と認められるもの」参照)については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が行う国民健康保険について財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村間で医療費の水準や住民の所得水準の差異により生じている国民健康保険の財政力の不均衡を調整するため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づいて交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金がある。

普通調整交付金は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額(以下「調整対象収入額」という。)が、医療費、老人保健医療費拠出金等から一定の基準により算定される支出額(以下「調整対象需要額」という。)に満たない市町村に対して、その不足を公平に補うことを目途として交付するものであり、医療費等に係るもの(以下「医療分」という。)と介護納付金に係るもの(以下「介護分」という。)との合計額が交付されている。そして、普通調整交付金の交付額は、医療分、介護分ともに、それぞれ当該市町村の調整対象需要額から調整対象収入額を控除した額に基づいて算定することとなっている。

(注1) 介護納付金 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づき、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金

特別調整交付金は、市町村について特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付するものあり、結核・精神病特別交付金、減額解除特別交付金、保健事業特別交付金、徴収・医療改正特別交付金等がある。

財政調整交付金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書及び実績報告書を提出して、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、これを厚生労働省に提出して、③厚生労働省はこれに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、35都道府県の257市区町村等において、平成15年度から19年度までの間に交付された財政調整交付金について、会計実地検査を行った。その結果、10県の29市町村において、普通調整交付金の医療分の調整対象需要額を過大に算定していたり、調整対象収入額を過小に算定していたり、特別調整交付金の徴収・医療改正特別交付金の交付額に含めることができない金額を含めていたりなどして、交付金交付額計25,787,073,000円のうち計985,570,000円が過大に交付されていたり交付の必要がなかったりして、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の29市町村において制度の理解が十分でなかったり、事務処理が適切でなかったりしたため適正な実績報告等を行っていなかったこと、また、これに対する上記10県の審査が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、主な態様を示すと次のとおりである。

ア 普通調整交付金の医療分の調整対象需要額を過大に算定しているもの

普通調整交付金の調整対象需要額は、本来保険料で賄うべきとされている額であり、そのうち医療分に係る調整対象需要額は、一般被保険者(退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る医療給付費、老人保健医療費拠出金等の合計額から療養給付費等負担金等の国庫補助金等を控除した額となっている。

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額の合算額であり、その算定については、次のとおり行うものとされている。

(ア) 一部負担金に相当する額は、療養の給付に要する費用の額に10分の3などを乗じて得た額とする。

(イ) 都道府県又は市町村が、国の負担金等の交付を受けずに自らの負担で、年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を、当該被保険者に代わり保険医療機関等に支払う措置(以下「負担軽減措置」という。)を講じている場合がある。この負担軽減措置の対象者の延べ人数が一定の規模以上の場合には、負担軽減措置の対象者に係る療養の給付に要する費用の額等に、被保険者の負担の軽減の度合いに応じた所定の率を乗じて減額調整^(注2)を行うこととされている。

(注2) 減額調整 被保険者が医療機関等の窓口で支払う一部負担金を軽減させると、一般的に受診が増え医療給付費の波及増が認められるとされており、これにより増加した医療給付費を国庫負担対象費用額に含めると、他の市町村との公平を欠くことから、波及増の分を減額するための調整

4 県の 5 市町は、普通調整交付金の実績報告等に当たり、一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたため、医療分の調整対象需要額を過大に算定していた。

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。

<事例>

岡山市は、平成 15、17 及び 18 年度の普通調整交付金の実績報告等に当たり、岡山県が実施している負担軽減措置であるひとり親家庭等医療費助成の対象者に係る療養の給付に要する費用の額等に対する減額調整率の適用を誤ったため、一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していた。

その結果、一般被保険者に係る適正な医療給付費により算出した調整対象需要額に基づいて普通調整交付金の交付額を算定すると、計 4,166,000 円が過大に交付されていた。

イ 普通調整交付金の調整対象収入額を過小に算定しているもの

普通調整交付金の調整対象収入額は、医療分及び介護分それぞれについて、一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者の数を基に算定される応益保険料額と、それら被保険者の所得を基に算定される応能保険料額とを合計した額となっており、本来徴収すべきとされている保険料の額である。

このうち、医療分の応能保険料額は、一般被保険者の所得(以下「算定基礎所得金額」という。)に一定の方法により計算された率を乗じて算定される。

そして、算定基礎所得金額は、保険料の賦課期日現在一般被保険者である者の前年における所得金額の合計額とすることとなっている。ただし、同一世帯に属する被保険者の所得金額の合計額が別に計算される金額(以下「所得限度額」という。)を超えて高額である世帯(以下「所得限度額超過世帯」という。)がある場合には、当該世帯の所得金額のうち所得限度額を超える部分の額に一定の方法により計算した率を乗じて得た額を、上記一般被保険者の所得金額の合計額から控除して、算定基礎所得金額とすることとなっている。そして、介護分の応能保険料額は、介護納付金賦課被保険者について医療分と同様の方法で算定することとなっている。

3 県の 4 市町は、普通調整交付金の実績報告等に当たり、所得限度額超過世帯の所得金額の計算を誤るなどしていたため、調整対象収入額を過小に算定していた。

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。

<事例>

福島県郡山市は、平成 15 年度から 18 年度までの普通調整交付金の実績報告等に当たり、所得限度額超過世帯の所得金額を集計する電算処理を誤ったため、所得限度額を超える部分の額を過大にしていたことにより、算定基礎所得金額を過小に計算していた。

その結果、適正な算定基礎所得金額により算出した調整対象収入額に基づいて普通調整交付金の交付額を算定すると、計 790,107,000 円が過大に交付されていた。

ウ 特別調整交付金(徴収・医療改正特別交付金)の交付額に含めることができない金額を含めているもの

特別調整交付金のうち徴収・医療改正特別交付金は、①保険料徴収システム開発事業及び医療制度改正によるシステム改修事業、又は②住基情報等提供システム及び後期高齢者医療保険料徴収システムの開発事業に伴って、財政負担が多額となっている場合等に交付することとなっている。

そして、その交付額は、被保険者数、システム開発の契約額等から一定の計算式により、上記①及び②に係る調整基準額をそれぞれ算定し、いずれか金額の大きい調整基準額のみを交付額とすることとなっている。

2県の17市町村は、徴収・医療改正特別交付金の実績報告等に当たり、金額の小さい調整基準額も含めて交付額としていた。

上記の事態について一例を示すと次のとおりである。

<事例>

山梨県富士吉田市は、平成19年度の徴収・医療改正特別交付金の実績報告等に当たり、2種類ある調整基準額のうち金額の大きい調整基準額31,155,000円のみを交付額としないで、金額の小さい調整基準額22,004,000円も含めて交付額としていた。

その結果、徴収・医療改正特別交付金が22,004,000円過大に交付されていた。

このほか4県の5市町は、特別調整交付金の結核・精神病特別交付金、減額解除特別交付金又は保健事業特別交付金の実績報告等に当たり、対象とならない事業費を対象事業費に含めるなどしていたため、交付額を過大に算定するなどしていた。

なお、前記の29市町村のうち2市町については事態の態様が重複している。

以上を県別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

	県名	交付先(保険者)	交付金の種類	年度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘要
(124)	宮城県	亘理郡山元町	特別調整交付金(徴収・医療改正特別交付金)	19	千円 10,883	千円 3,806	交付額に含めることができない金額を含めていたもの
(125)	福島県	郡山市	普通調整交付金	15~18	8,947,424	790,107	調整対象収入額を過小に算定していたもの
(126)	同	耶麻郡猪苗代町	同	15、17、18	458,102	4,449	同
(127)	福井県	小浜市	同	17、18	441,840	2,554	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(128)	山梨県	富士吉田市	特別調整交付金(徴収・医療改正特別交付金)	19	53,159	22,004	交付額に含めることができない金額を含めていたもの
(129)	同	都留市	同	19	24,570	10,327	同
(130)	同	山梨市	同	19	7,790	2,211	同
(131)	同	大月市	同	19	23,502	11,805	同
(132)	同	韭崎市	同	19	7,082	1,214	同
(133)	同	南アルプス市	同	19	24,396	11,150	同
(134)	同	甲斐市	同	19	34,022	10,079	同
(135)	同	笛吹市	同	19	16,788	6,449	同
(136)	同	上野原市	同	19	40,965	24,396	同
(137)	同	(注3) 甲州市	普通調整交付金、特別調整交付金(徴収・医療改正特別交付金)	17~19	703,963	16,288	交付額に含めることができない金額を含めていたものなど
(138)	同	中央市	特別調整交付金(徴収・医療改正特別交付金)	19	7,125	1,595	交付額に含めることができない金額を含めていたもの

県名	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘 要	
(139)	山梨県	中巨摩郡昭和町	特別調整交付金(徴収・医療改正特別交付金)	19	千円 26,268	千円 11,456	交付額に含めることができない金額を含めていたもの
(140)	同	南都留郡西桂町	同	19	7,570	2,303	同
(141)	同	南都留郡忍野村	同	19	18,768	3,989	同
(142)	同	南都留郡山中湖村	同	19	7,477	4,307	同
(143)	同	北都留郡小菅村	同	19	6,800	3,085	同
(144)	奈良県	御所市	特別調整交付金(保健事業特別交付金)	15~17	16,577	6,179	保健事業の対象となる事業費を過大にしていたもの
(145)	同	北葛城郡王寺町	同	15~17	14,826	3,924	同
(146)	島根県	浜田市	同	18	8,621	2,599	同
(147)	岡山県	岡山市	普通調整交付金	15、17、18	7,880,215	4,166	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(148)	同	倉敷市	同	15、18	4,659,583	2,278	同
(149)	同	玉野市	同	17、18	805,537	7,156	調整対象収入額を過小に算定していたものなど
(150)	福岡県	糟屋郡宇美町	普通調整交付金、特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	17、18	527,600	5,815	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(151)	長崎県	壱岐市	普通調整交付金	17、18	998,018	2,277	調整対象収入額を過小に算定していたもの
(152)	鹿児島県	姶良郡加治木町	特別調整交付金(減額解除特別交付金)	17	7,602	7,602	交付金の交付要件を満たしていなかったもの
(注3) 平成17年10月31日以前は塩山市							
(124)-(152)の計					25,787,073	985,570	

第3章
第1節
第9
厚生労働省

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、通知等により市町村の事務処理の適正化に努めるとともに都道府県の実績報告等に係る審査等の強化を図る必要があると認められる。

(4) 次世代育成支援対策交付金の経理が不当と認められるもの

8件 不当と認める国庫補助金 27,292,000円

次世代育成支援対策交付金(以下「交付金」という。)は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づき、地域における子育ての支援、母性及び乳幼児の健康の確保等の次世代育成支援対策の着実な推進を図ることを目的として、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が5年を一期として策定する次世代育成支援対策の実施に関する計画により、毎年度策定する事業計画に掲げる病児・病後児保育事業(平成18年度以前は「乳幼児健康支援一時預かり事業」)や育児支援家庭訪問事業等の事業を対象として、これらの事業の実施に要する経費について、その一部を国が交付するものである。

交付対象事業のうち病児・病後児保育事業は、保護者の子育てと就労の両立を支援することなどを目的として、病気であるため集団保育が困難な児童を対象として通常の保育とは別に市町村が実施するものである。

この事業は、市町村が自ら設置する保育所等(以下「公立施設」という。)又は社会福祉法人等が設置する保育所等に付設された専用スペースに看護師等を配置して実施するなどのもので、①保育所に通所中等の児童が病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を一時的に預かる病後児保育、②病気の回復期に至らない場合であり、かつ、当面症状の急変が認められない場合において、当該児童を預かる病児保育等がある。

交付金の交付額は、交付要綱において、市町村が事業計画に掲げる事業について、事業ごとの事業量に応ずるなどして定められた基準点数により算出された合計点等を基に厚生労働大臣が認めた額と、市町村が実施した各事業の総事業費の合計額から寄付金その他の収入額の合計額を控除した額に2分の1を乗じた額(以下「国庫補助基本額」という。)とを比較して、少ない方の額とすることとなっている。

そして、上記の交付対象事業において、市町村職員が交付金の交付対象事業とそれ以外の事業に従事している場合、当該職員が交付対象事業の業務に従事した時間等に係る人件費等に限り交付対象事業費とすることとなっている。

本院が、20道府県の63市町において、会計実地検査を行ったところ、6府県の8市町は、公立施設で実施された病児・病後児保育事業等の事業費を算定するに当たり、交付の対象とならない通常の保育等に係る人件費を含めていたことなどから、事業費が過大となっていた。

このため国庫補助基本額が過大に算定されていて、適正な国庫補助基本額に基づいて交付金の交付額を算定すると計572,690,000円となり、交付金交付額計599,982,000円との差額計27,292,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東大阪市は、平成19年度に、通常の保育も実施するA子育て支援センターにおいて、病後児保育を行った看護師2名及び保育士2名の人件費の合計額21,347,000円を、当該センターの病児・病後児保育の事業費として計上するなどして、交付金を161,239,000円と算定し、同額の交付を受けていた。

しかし、実際は、上記4名は病後児保育だけでなく通常の保育も行っていて、上記の事業費には、これに係る人件費を含めていた。

したがって、上記4名の人件費を、病後児保育に従事した時間数と通常の保育に従事した時間数とで案分するなどして、適正な事業費を算出すると2,331,634円となり、19,015,366円が過大となっていた。そして、これに基づくなどして適正な交付金を算定すると154,080,000円となり、当初の交付金161,239,000円との差額7,159,000円が過大に交付されていた。

このような事態が生じていたのは、事業主体において病児・病後児保育事業の事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、また、厚生労働省において事業主体から提出された事業実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、これを府県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

府 県 名	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫補助 基本額	厚生労働 大臣が認 めた額	交付金交 付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金交付額	摘 要	
			千円	千円	千円	千円	千円		
(153) 群馬県	伊勢崎市	18、19	175,686	177,896	175,686	3,320	1,661	病児・病後 児保育事業 費等の算定 を誤っていたもの	第3章 第1節
(154) 埼玉県	和光市	19	26,990	24,495	24,495	18,032	6,521	同	第9
(155) 石川県	白山市	18、19	81,269	80,955	79,557	8,026	2,302	同	
(156) 同	鹿島郡 中能登町	19	12,055	10,237	10,237	8,530	2,448	同	
(157) 長野県	上田市	18、19	80,957	80,423	80,423	9,568	4,250	同	厚生労働省
(158) 愛知県	一宮市	19	36,421	38,225	36,421	1,325	663	病児・病後 児保育事業 費等の算定 を誤っていたもの	
(159) 大阪府	箕面市	19	33,801	31,924	31,924	8,329	2,288	病児・病後 児保育事業 費等の算定 を誤っていたもの	
(160) 同	東大阪市	19	163,827	161,239	161,239	19,494	7,159	同	
(153)-(160)の計			611,010	605,394	599,982	76,629	27,292		

(5) 児童保護費等負担金の経理が不当と認められるもの

42件 不当と認める国庫補助金 64,441,005円

児童保護費等負担金(保育所運営費国庫負担金及び児童入所施設措置費等国庫負担金に係る分)は、保護者の労働又は疾病等の事由により保育に欠ける児童の保育の実施を、社会福祉法人等が設置する保育所(以下「民間保育所」という。)に委託した市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して、その委託に要した費用(以下「保育所運営費」という。)及び児童相談所長が養育・保護を必要とする児童等を児童入所施設に措置した場合等に地方公共団体が支弁した費用(以下「児童入所施設措置費」という。)の一部を国が負担するものである。

そして、この負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

$$\boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{徴収金の額}} = \boxed{\text{国庫負担対象事業費}}$$

$$\boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \times 1/2 = \boxed{\text{交付額}}$$

この費用の額及び徴収金の額は、次のとおり算定することとなっている。

- ① 費用の額は、保育所運営費については、民間保育所の所在地域、入所定員、児童の年齢等の別に1人当たり月額で定められている保育単価に、各月の入所児童数を乗ずるなどして算出した年間の額による。また、児童入所施設措置費については、児童入所施設等の所在地域、入所定員等の別に1人当たり月額で定められている保護単価に、各月の定員、措置人員数等を乗ずるなどして算出した年間の額による。

これらの保育単価又は保護単価については、民間施設給与等改善費として、当該民間保育所又は民間の児童入所施設等に勤務するすべての常勤職員(勤務形態が1日6時間以上かつ月20日以上(注)の職員)を対象として算出した当該年度の4月1日現在における職員1人当たりの平均勤続年数に応じた加算率の区分ごとに設定された額を加算している。

なお、この加算率の区分は保育単価、保護単価ごとにそれぞれ設定されている(次表参照)。

表 民間施設給与等改善費の加算率(保育単価の場合)

職員1人当たりの平均勤続年数	加算率の区分
10年以上	12%
7年以上10年未満	10%
4年以上7年未満	8%
4年未満	4%

(注) 職員1人当たりの平均勤続年数 個々の常勤職員の勤続年数(他の社会福祉施設における通算勤続年数がある場合には、その年数を合算した勤続年数)について、全常勤職員分を合計(以下「合算総勤続年数」という。)し、これを常勤職員数で除して得た年数(6月以上の端数は1年とし、6月未満の端数は切り捨てる。)

- ② 徴収金の額は、保育所運営費については、児童の扶養義務者の前年分の所得税額又は前年度分の市町村民税の課税の有無等に応じて、また、児童入所施設措置費については、前年分の所得税額又は当該年度分の市町村民税の賦課状況等に応じて、それぞれ階層別に児童1人当たり月額で定められている徴収金基準額等から算出した年間の額による。この階層区分の認定については、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)のすべてについて、それらの者の所得税額の合計額等により行う。なお、児童の属する世帯が母子世帯等の場合等には、階層に応じて徴収金の額を軽減する。

本院が、保育所運営費については23都道府県の114市町村、児童入所施設措置費については8道県2市において会計実地検査を行ったところ、19都道府県の42事業主体において、児童の扶養義務者の所得税額等を誤認するなどして徴収金の額を過小に算定したり、保育単価等の適用を誤るなどして費用の額を過大に算定したりしていた。

このため、国庫負担対象事業費が過大に精算されていて、国庫負担金64,441,005円が不当と認められる。

上記の徴収金の額を過小に算定していた事態及び費用の額を過大に算定していた事態について、それぞれ一例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞ 扶養義務者の所得税額を誤認して徴収金の額を過小に算定していたもの

A市は、平成19年度に、児童Bについて、その扶養義務者である母の18年分の所得税額及び18年度分の市町村民税額はないこと、母子世帯であることから、徴収金の額を0円と算定していた。しかし、実際は、母のほかに児童Bの扶養義務者として祖父がいることから、祖父の18年分の所得税25万余円を基に算定すべきであり、これにより計算すると徴収金の額は732,000円となり、同額が過小となっていた。

そして、同市では、このように扶養義務者の所得税額を誤認して徴収金の額を過小に算定していた事態が上記を含め、17年度児童2人、18年度児童5人、19年度児童8人見受けられ、同市に係る徴収金の額が17年度から19年度までの間において、計5,158,500円過小となっていた。

＜事例2＞ 民間施設給与等改善費の加算を誤って費用の額を過大に算定していたもの

愛知県名古屋市は、平成19年度に、社会福祉法人Cが設置するD保育園に係る保育単価について、同園の常勤職員数が24人、合算総勤続年数が158年10月、平均勤続年数が7年であるとして、前記の表の加算率の区分10%に該当する額を民間施設給与等改善費として加算して、同

園に係る費用の額を 119,762,320 円と算定していた。

しかし、実際は、同園の 19 年 4 月 1 日現在における常勤職員は、上記 24 人のほかに 2 人おり、常勤職員数は 26 人、合算総勤続年数は 158 年 10 月であった。そして、この常勤職員数、合算総勤続年数により平均勤続年数を算出すると 6 年となることから、これに応じた加算率の区分は 8 % となり、この区分に該当する民間施設給与等改善費の額により計算すると、費用の額は 117,852,360 円となり、同園に係る費用の額が 1,909,960 円過大となっていた。

このような事態が生じていたのは、事業主体において徴収金の額又は費用の額の算定に当たっての調査確認が十分でなかったこと、また、都道府県において適正な事務処理の執行についての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを都道府県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

	都道府県名	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	国庫負担 対象事業 費	左に對す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
					千円	千円	千円	千円	
(161)	北海道	帯広市	保育所運営費	17~19	2,084,370	1,042,185	3,154	1,577	扶養義務者の所得税額を誤認していたもの
(162)	宮城県	岩沼市	同	19	184,385	92,192	3,764	1,882	保育単価の適用を誤っていたものなど
(163)	茨城県	行方市 ^(注)	同	15~19	1,160,734	580,367	10,587	5,293	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
(164)	群馬県	前橋市	同	17~19	5,500,422	2,750,211	3,192	1,596	扶養義務者の所得税額を誤認していたものなど
(165)	同	高崎市	同	19	2,623,984	1,311,992	1,162	581	同
(166)	同	太田市	同	18、19	4,146,659	2,073,329	3,199	1,599	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
(167)	同	館林市	同	19	307,432	153,716	1,932	966	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
(168)	同	安中市	同	17~19	1,296,703	648,351	2,123	1,061	扶養義務者の所得税額を誤認していたもの
(169)	埼玉県	さいたま市	同	19	2,425,286	1,212,643	2,488	1,244	保育単価の適用を誤っていたもの
(170)	千葉県	浦安市	同	18、19	272,752	136,376	1,751	875	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
(171)	同	山武市	同	17~19	496,492	248,246	4,774	2,387	保育単価の適用を誤っていたものなど
(172)	東京都	東大和市	同	19	544,670	272,335	2,269	1,134	同
(173)	新潟県	長岡市	同	18、19	2,810,279	1,405,139	5,217	2,608	扶養義務者の所得税額を誤認していたものなど

都道府県名	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年 度	国庫負担	左に対する	不当と認	不当と認	摘 要	
				対象事業 費	国庫負担 金交付額	める国庫 負担対象 事業費	める国庫 負担金交 付額		
				千円	千円	千円	千円		
第3章 第1節 第9 厚生労働省	(174)	新潟県 三条市	保育所運営費	19	377,026	188,513	1,101	550	扶養義務者の所得税額を誤認していたもの
	(175)	同 阿賀野市	同	19	305,568	152,784	1,138	569	保育単価の適用を誤っていたものなど
	(176)	長野県 飯田市	同	15~19	3,310,586	1,655,293	5,302	2,651	扶養義務者の所得税額を誤認していたもの
	(177)	同 須坂市	同	17~19	505,435	252,717	5,038	2,519	扶養義務者の所得税額を誤認していたものなど
	(178)	同 佐久市	同	19	290,516	145,258	1,029	514	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
	(179)	愛知県 名古屋市	同	19	9,424,577	4,712,288	1,352	676	保育単価の適用を誤っていたもの
	(180)	同 岡崎市	同	18、19	1,452,341	726,170	1,463	731	扶養義務者の所得税額を誤認していたものなど
	(181)	同 一宮市	同	19	610,748	305,374	1,825	912	保育単価の適用を誤っていたもの
	(182)	大阪府 箕面市	同	19	325,894	162,947	1,327	663	扶養義務者の所得税額を誤認していたもの
	(183)	同 摂津市	同	18、19	1,255,344	627,672	2,425	1,212	同
	(184)	奈良県 奈良市	同	18、19	2,407,304	1,203,652	3,423	1,711	同
	(185)	同 天理市	同	18	274,724	137,362	1,717	858	保育単価の適用を誤っていたもの
	(186)	同 葛城市	同	19	152,293	76,146	1,197	598	扶養義務者の所得税額を誤認していたものなど
	(187)	鳥取県 鳥取市	同	16~19	3,432,359	1,716,179	5,390	2,695	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
	(188)	同 米子市	同	19	1,225,916	612,958	5,594	2,797	扶養義務者の所得税額を誤認していたものなど
	(189)	島根県 出雲市	同	18、19	3,889,229	1,944,614	3,092	1,546	保育単価の適用を誤っていたものなど
	(190)	同 益田市	同	19	1,131,698	565,849	1,363	681	同
	(191)	広島県 広島市	同	18、19	8,331,291	4,165,645	4,920	2,460	同
	(192)	高知県 高知市	同	18、19	6,170,258	3,085,129	1,249	624	扶養義務者の所得税額を誤認していたものなど
(193)	佐賀県 鹿島市	同	18、19	1,136,274	568,137	2,393	1,196	扶養義務者の所得税額を誤認していたもの	

都道府県名	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	国庫負担 対象事業 費 千円	左に対する 国庫負 担金交付 額 千円	不当と認 める国庫 負担対象 事業費 千円	不当と認 める国庫 負担金交 付額 千円	摘 要
(194) 佐賀県	小城市	保育所運営費	18、19	500,876	250,438	2,947	1,473	扶養義務者の所得税額を誤認していたもの
(195) 宮崎県	都城市	同	17～19	7,976,828	3,988,414	8,206	4,103	扶養義務者の所得税額を誤認していたものなど
(196) 同	延岡市	同	17～19	4,734,346	2,367,173	3,722	1,861	扶養義務者の所得税額を誤認していたもの
(197) 同	小林市	同	19	799,463	399,731	1,691	845	保育単価の適用を誤っていたもの
(198) 同	西都市	同	19	424,684	212,342	1,451	725	同
(199) 沖縄県	名護市	同	19	1,229,791	614,895	1,192	596	扶養義務者の所得税額を誤認していたもの
(200) 同	なかがみ 中頭郡 読谷村	同	19	282,386	141,193	4,735	2,367	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
(201) 茨城県	茨城県	児童入所施設措置費等	18、19	6,002,181	3,001,090	2,019	1,009	保護単価の適用を誤っていたもの
(202) 宮崎県	宮崎県	同	18、19	3,470,673	1,735,336	4,952	2,476	同
(161)～(202)の計				95,284,797	47,642,398	128,882	64,441	

(注) 平成17年9月1日以前は^{なめがた}行方郡麻生町及び同郡玉造町

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、都道府県を通じて事業主体に対する指導を一層徹底して、補助事業の適正な執行に万全を期する必要があると認められる。

(6) 生活保護費等負担金が過大に交付されているもの

67件 不当と認める国庫補助金 775,995,562円

生活保護費等負担金(平成19年度以前は生活保護費負担金。以下「負担金」という。)は、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が、生活に困窮する者に対して、最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護を行う場合に、その費用の一部を国が負担するものである。この保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産や能力等あらゆるものを活用することを要件としていることから、生活保護法(昭和25年法律第144号)以外の他の法律又は制度による保障、援助等(以下「他法他施策」という。)を受けることができる者については極力その利用に努めさせることとなっており、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国民年金法(昭和34年法律第141号)などの法律等について、特にその活用を図ることとなっている。そして、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合等においては、事業主体の定める額等(以下「返還金等」という。)を返還しなければならないこととなっている。

負担金の各事業主体に対する交付額は、次により算定することとなっている。

すなわち、事業主体において、当該年度に調査、決定(以下「調定」という。)した返還金等の額(以下「返還金等の調定額」という。)を費用の額から控除して、これに過年度の返還金等の調定額に係る不納欠損額を加えて国庫負担対象事業費を算出する。そして、これに国庫負担率を乗じて負担金の交付額を算定する。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{返還金等の調定額}} + \boxed{\text{不納欠損額}} = \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \\
 \\
 \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \times \boxed{\text{国庫負担率(3/4)}} = \boxed{\text{負担金の交付額}}
 \end{array}$$

この費用の額、返還金等の調定額及び不納欠損額は、それぞれ次により算定することとなっている。

ア 費用の額は、次の①及び②に③を加えて算定する。

- ① 保護を受ける世帯(以下「被保護世帯」という。)を単位として、その所在地域、構成員の数、年齢等の別に応じて算定される生活費の額から、被保護世帯における就労収入、年金受給額等を基に収入として認定される額を控除して決定された保護費の額の合計額
- ② 被保護者が医療機関で診察、治療等の診療を受けるなどの場合の費用(診療報酬等)について、その全額又は一部を事業主体が負担するものとして決定された保護費の額の合計額
- ③ 事業主体の事務経費

イ 返還金等の調定額は、事業主体において、当該年度に納入されると否とにかかわらず調定した額とされている。

ウ 不納欠損額は、過年度の返還金の調定額のうち5年間納入されなかった場合等に不納欠損処理された額とされている。

そして、本院の指摘により、厚生労働省において、上記の返還金等の調定額の算出については、平成17年9月に、事業主体に対して適切な算出方法の周知徹底を図るなどの改善の処置が執られたところである(平成16年度決算検査報告「生活保護費に係る返還金等の調定額の算出を適切に行わせることなどにより、生活保護費国庫負担金の算定が適正なものとなるよう改善させたもの」参照)。また、同様に、他法他施策についても、18年9月に、被保護者の年金受給等に係る他法他施策の活用を図るなどの改善の処置が執られたところである(平成17年度決算検査報告「被保護者の年金受給及び精神保健法に基づく公費負担医療に係る他法他施策の活用を図ることにより、生活保護費負担金の交付が適切なものとなるよう改善させたもの」参照)。

本院が、34都道府県及び管内の227市区において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、25道府県の63事業主体において、被保護者から返還金等を徴収すべき事由が発生したときは、返還金等の額を決定して、返還金等の債権額を納入義務者に告知するなど当該返還金等の債権を管理していたものの、納入可能な額についてのみ調定していて、負担金の算定において返還金等の調定額の算出が適切でなかった。また、4道府県の4事業主体において、被保護者が就労して収入を得ていたり、年金を受給していたりなどしているのに、計5世帯から事実と相違した届出がなされるなどしていたため、保護費が過大に支給されていたり、必要のない保護費が支給されていたりしていた。

このため、27都道府県の計67事業主体において負担金計775,995,562円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

- ア 前記のとおり、厚生労働省は、返還金等の調定額の適切な算出、被保護者の年金受給に係る他法他施策の活用等について周知徹底を図ったとしていたが、事業主体において、なお理解が十分でなかったこと
 - イ 被保護世帯において事実と相違した届出を行っているのに事業主体において収入の認定等に当たっての調査確認が十分でなかったこと
 - ウ 都道府県において適正な生活保護の実施に関する指導が十分でなかったこと
- 前記返還金等の調定額の算出が適切でなかった事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

大津市は、被保護者に保護費の返還等の事由が発生したときには、当該年度に納入されると否にかかわらず当該返還金等について調定することとなっているのに、当該年度に納入が可能な額についてのみ調定して、これを納入させていた。

そして、同市は、負担金の算定に当たり、返還金等のうち当該年度に納入が可能として調定した額のみを費用の額から控除していた。

この結果、平成19年度末において、債権管理中の返還金等計205,320,670円のうち、本来調定すべきであったのに調定されなかった返還金等の額43,406,386円が費用の額から控除されていないため、同額の国庫負担対象事業費が過大に算定されており、これに係る負担金32,554,789円が過大に交付されていた。

前記の不当と認められる事態について、これを都道府県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

都道府県名	補助事業者(事業主体)	年 度	国庫負担対象事業費 千円	左に対する国庫負担金交付額 千円	不当と認める国庫負担対象事業費 千円	不当と認める国庫負担金交付額 千円	摘 要
(203) 北海道	夕張市	19	610,209	457,656	8,292	6,219	返還金等の調定額の算出が適切でなかったもの
(204)	同 岩見沢市	19	2,950,000	2,212,500	21,901	16,426	同
(205)	同 赤平市	19	791,733	593,799	2,735	2,051	同
(206)	同 紋別市	19	660,516	495,387	3,211	2,408	同
(207)	同 北広島市	19	734,740	551,055	11,223	8,417	同
(208)	宮城県 石巻市	19	2,313,885	1,735,414	3,563	2,672	同
(209)	同 気仙沼市	19	590,606	442,954	7,147	5,360	同
(210)	秋田県 能代市	19	1,332,013	999,009	7,303	5,477	同
(211)	山形県 上山市	19	172,149	129,112	2,509	1,882	同
(212)	茨城県 高萩市	19	474,209	355,656	3,325	2,494	同
(213)	栃木県 佐野市	19	1,471,949	1,103,962	6,130	4,598	同
(214)	同 鹿沼市	19	1,000,918	750,689	6,109	4,582	同
(215)	群馬県 桐生市	19	1,384,826	1,038,620	14,254	10,691	同
(216)	千葉県 館山市	19	834,977	626,232	8,885	6,664	同
(217)	同 松戸市	19	9,273,302	6,954,976	181,766	136,325	同
(218)	同 東金市	19	680,284	510,213	2,532	1,899	同
(219)	同 流山市	19	1,270,710	953,032	17,869	13,402	同
(220)	同 八千代市	19	2,202,940	1,652,205	14,468	10,851	同
(221)	同 我孫子市	19	1,039,461	779,596	6,697	5,023	同
(222)	同 君津市	19	696,637	522,477	18,987	14,240	同
(223)	同 八街市	19	687,659	515,744	12,402	9,302	同
(224)	神奈川県 藤沢市	19	5,439,120	4,079,340	1,614	1,211	同
(225)	同 茅ヶ崎市	19	2,297,828	1,723,371	4,400	3,300	同

	都道府県名	補助事業者(事業主体)	年 度	国庫負担対象事業費	左に対する国庫負担金交付額	不当と認める国庫負担対象事業費	不当と認める国庫負担金交付額	摘 要	
				千円	千円	千円	千円		
第3章 第1節 第9 厚生労働省	(226)	福 井 県	福 井 市	19	2,077,320	1,557,990	2,967	2,225	返還金等の調定額の算出が適切でなかったもの
	(227)	同	敦 賀 市	19	325,509	244,131	1,618	1,214	同
	(228)	山 梨 県	甲 府 市	19	2,699,381	2,024,536	27,023	20,267	同
	(229)	同	笛 吹 市	19	832,106	624,079	2,200	1,650	同
	(230)	同	甲 州 市	19	223,893	167,919	1,437	1,077	同
	(231)	長 野 県	松 本 市	19	2,078,751	1,559,063	1,553	1,165	同
	(232)	同	上 田 市	19	835,047	626,285	3,050	2,287	同
	(233)	静 岡 県	伊 東 市	19	1,806,385	1,354,789	4,950	3,712	同
	(234)	同	藤 枝 市	19	275,228	206,421	1,519	1,139	同
	(235)	同	下 田 市	19	416,068	312,051	7,780	5,835	同
	(236)	愛 知 県	碧 南 市	19	278,423	208,817	2,101	1,575	同
	(237)	三 重 県	伊 勢 市	19	1,981,607	1,486,205	3,237	2,428	同
	(238)	同	桑 名 市	19	1,394,632	1,045,974	2,164	1,623	同
	(239)	同	熊 野 市	19	392,189	294,142	3,094	2,321	同
	(240)	同	伊 賀 市	19	1,552,582	1,164,436	2,281	1,711	同
	(241)	滋 賀 県	大 津 市	19	4,565,124	3,423,843	43,406	32,554	同
	(242)	同	近江八幡市	19	846,425	634,819	7,493	5,620	同
	(243)	同	草 津 市	19	915,865	686,899	1,579	1,184	同
	(244)	京 都 府	福 知 山 市	19	1,103,134	827,351	7,329	5,497	同
	(245)	同	向 日 市	19	657,695	493,271	3,555	2,666	同
	(246)	大 阪 府	富 田 林 市	19	3,136,678	2,352,508	16,273	12,205	同
	(247)	同	東 大 阪 市	19	26,091,859	19,568,894	179,487	134,615	同
	(248)	同	泉 南 市	19	1,840,693	1,380,520	9,995	7,496	同
	(249)	同	阪 南 市	19	788,545	591,409	5,421	4,066	同
	(250)	兵 庫 県	芦 屋 市	19	719,920	539,940	4,325	3,244	同
	(251)	同	川 西 市	19	2,073,707	1,555,280	12,446	9,334	同
	(252)	奈 良 県	大 和 郡 山 市	19	1,694,135	1,270,601	39,637	29,728	同
	(253)	同	橿 原 市	19	1,580,477	1,185,357	30,175	22,631	同
	(254)	同	桜 井 市	19	1,319,818	989,863	11,275	8,456	同
(255)	和 歌 山 県	和 歌 山 市	19	2,235,398	9,176,548	3,380	2,535	同	
(256)	同	御 坊 市	19	902,202	676,651	27,170	20,378	同	
(257)	広 島 県	三 原 市	19	1,473,514	1,105,135	18,166	13,625	同	
(258)	同	大 竹 市	19	442,741	332,055	2,488	1,866	同	
(259)	徳 島 県	小 松 島 市	19	1,107,121	830,341	4,608	3,456	同	
(260)	高 知 県	南 国 市	19	1,395,477	1,046,608	17,951	13,463	同	
(261)	福 岡 県	飯 塚 市	19	8,806,670	6,605,003	31,421	23,565	同	
(262)	同	田 川 市	19	3,921,243	2,940,932	55,680	41,760	同	
(263)	同	大 川 市	19	432,520	324,390	7,270	5,453	同	
(264)	同	中 間 市	19	2,357,525	1,768,144	12,164	9,123	同	
(265)	同	小 郡 市	19	302,161	226,621	21,410	16,058	同	
	(203)-(265)	(返還金等の調定額を適切に算出していなかったもの)の計			136,790,466	102,592,849	1,008,435	756,326	
	(266)	東 京 都	狛 江 市	16~20	11,335	8,501	6,297	4,722	就労収入を過小に認定していたもの
	(267)	神 奈 川 県	川 崎 市	17~19	4,939	3,704	4,833	3,625	同
	(268)	大 阪 府	池 田 市	13~18	7,784	5,838	2,694	2,021	年金収入を認定していなかったもの
	(266)-(268)	(保護費が過大に支給されているもの)の計			24,059	18,044	13,826	10,369	
	(269)	埼 玉 県	川 口 市	15~21	34,903	26,177	12,398	9,299	年金受給権の調査が十分でなかったもの
		合 計			136,849,429	102,637,072	1,034,660	775,995	

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、生活保護の適正実施について事業主体への指導を徹底するとともに都道府県等の監査等を通じて事務処理の適正化を図る必要があると認められる。

(7) 地域生活支援事業費等補助金が過大に交付されているもの

1件 不当と認める国庫補助金 1,679,000円

地域生活支援事業費等補助金(以下「補助金」という。)は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)等に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、都道府県が行う専門性が高い相談支援事業等の都道府県地域生活支援事業、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行う移動支援事業等の市町村地域生活支援事業等に要する費用について、その一部を国が補助するものである。

なお、事業の実施形態としては、都道府県又は市町村が自ら実施するほか、社会福祉法人等の事業者等に委託して実施することもできている。

補助金の交付額は、交付要綱等に基づき、市町村地域生活支援事業等の種目ごとに次のように算定することなどとなっている。

- ① 所定の方式によって算定した基準額と、対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額(以下「差引額」という。)とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額を補助対象事業費として、これに補助率100分の50を乗じて得た額を交付額とする。

本院が、23都道府県の137市区町村において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	補助対象 事業費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(270) 東京都	大田区	18	133,119	66,558	3,358	1,679	翌年度予算で支払った経費を含めていたものなど

大田区は、平成18年度の補助金について、種目ごとに算定した基準額又は差引額により補助対象事業費を算定して、計133,119,774円で事業を実施したとする事業実績報告書を東京都に提出して、国から補助金66,558,000円の交付を受けていた。

しかし、同区は、対象経費の実支出額の算定に当たり、移動支援事業の実施を委託した事業者に対する19年3月分(8,857,910円)の委託費の支払を同年4月に翌年度の19年度予算で行ったことから、19年度の事業実績報告書に計上していたが、同時に、誤って、18年度の事業実績報告書にも含めるなどしていた。このため、適正な差引額を算定すると基準額を差引額が下回ることになることから補助対象事業費が3,358,344円過大に算定されていた。

したがって、この過大に算定された補助対象事業費に係る補助金1,679,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同区において、対象経費の実支出額の算定に当たり、交付要綱等に基づく補助対象事業費の計数についての調査確認が十分でなかったこと、都において、同区から提出された事業実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(8) 在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金の経理において、補助対象事業費の精算が過大となっているもの 1件 不当と認める国庫補助金 1,213,000円

在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金(以下「補助金」という。)は、在宅心身障害児(者)の福祉の向上を図ることを目的として、市町村(特別区を含む。)が行う心身障害児(者)日帰り介護(デイサービス)等事業等に要する費用について、その一部を国が補助するものである。

補助金の交付額は、交付要綱等に基づき、心身障害児(者)日帰り介護(デイサービス)等事業等における知的障害者地域生活援助事業等の種目ごとに次のように算定することなどとなっている。

- ① 所定の方式によって算定した基準額と、対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② 一部の種目については、①により選定された額から、所定の方式によって算定した利用者負担額を控除する。
- ③ ①又は②により算定された額を補助対象事業費として、これに補助率2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

本院が、厚生労働本省及び23都道府県の137市区町村において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 事業費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金交 付額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(271) 大阪府	堺市	心身障害児 (者)日帰り 介護(デイ サービス) 等事業	18	52,358	26,179	2,424	1,213	対象経費の 集計を誤っ ていたもの

堺市は、平成18年度の補助金について、補助対象事業費52,358,800円で事業を実施したとする事業実績報告書を厚生労働本省に提出して、国から補助金26,179,000円の交付を受けていた。

しかし、同市は、対象経費の実支出額の算定に当たり、知的障害者地域生活援助事業等の費用を誤って過大に集計していたため、補助対象事業費が2,424,360円過大に精算されていた。

したがって、この過大に精算された補助対象事業費に係る補助金1,213,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、対象経費の実支出額の算定に当たり、交付要綱等に基づく補助対象事業費の計数についての調査確認が十分でなかったこと、厚生労働本省において、適正な事務処理の執行についての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(9) 障害程度区分認定等事業費補助金の交付の要がなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 1,000,000円

障害程度区分認定等事業費補助金は、障害者自立支援制度の基盤の安定化等を目的として、都道府県又は市町村(特別区を含む。)に対して、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の施行に係る普及啓発・広報、支給決定等に係るシステム開発・改修等に要する費用について、その一部を国が補助するものである。

本院が、23都道府県の137市区町村において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	補助対象 事業費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金交 付額	摘 要
(272) 高 知 県	はた 幡多郡黒潮 町	18	千円 2,000	千円 1,000	千円 2,000	千円 1,000	補助金の交付を重複 して受けていたもの

黒潮町は、平成18年度に実施した障害者自立支援法に係る身体障害者手帳管理等のシステム整備に係る経費について、厚生労働省に対して、障害程度区分認定等事業費補助金1,000,000円の交付申請を19年2月28日に行い、同額の交付を受けていた。

しかし、同町は、これに先立つ同月19日に、総務省に対して、上記のシステム整備に係る経費を18年度の市町村合併推進体制整備費補助金の補助対象事業費80,100,000円に含めて交付申請を行い、同額と同補助金の交付を受けていた。

したがって、障害程度区分認定等事業費補助金1,000,000円については、市町村合併推進体制整備費補助金と重複して交付の要がなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において補助事業の適正な実施についての認識が欠けていたこと、高知県において適正な事務処理の執行についての指導が必ずしも十分でなかったことなどによると認められる。

(10) 障害者自立支援給付費負担金の経理が不当と認められるもの

27件 不当と認める国庫補助金 174,811,634円

障害者自立支援給付費負担金(以下「負担金」という。)は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づき、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)の福祉の増進を図ることなどを目的として、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が、都道府県知事の指定する障害福祉サービス事業者等から居宅介護、共同生活介護、共同生活援助等の障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)等を受けた障害者等に対して、介護給付費、訓練等給付費等(以下「自立支援給付費」という。)を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。自立支援給付費は、指定障害福祉サービス等に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定めた基準により算定した費用の額の100分の90に相当する額となっていて、残りの額は原則として障害者等が負担する(以下、この額を「利用者負担額」という。)こととなっており、この利用者負担額は負担金の交付対象とはならない。

法による制度は、それまでの身体障害、知的障害等の障害の種類ごとに異なる法律に基づいて行われていた支援費制度に代えて、一元的に福祉サービス等を提供する制度として、平成18年4月に創設されたものであり、負担金の交付額については、交付要綱等に基づき、次のように算定することとなっている。

- ① 所定の方式によって算定した基準額と、自立支援給付費の支給に要した費用(以下「対象経費の実支出額」という。)から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額を国庫負担対象事業費として、これに補助率100分の50を乗じて得た額を交付額とする。

また、法の円滑な実施を図り、法の施行に伴う激変緩和等を図るため、18年度に、障害者自立支援対策臨時特例交付金が都道府県に対して交付されて基金が造成されている。この基金からは、都道府県及び市町村が指定障害福祉サービス事業者等を対象として、制度の変更に伴う収入減の一部を保障するための助成措置として実施する事業運営円滑化事業等の特別対策事業に対して、助成金が交付されている。

本院が、23 都道府県の 137 市区町村において、会計実地検査を行ったところ、13 都府県 27 事業主体において、負担金の算定に当たり、誤って、対象経費の実支出額を二重に計上したり、対象外経費を計上したりなどしていたため、負担金 174,811,634 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において、対象経費の実支出額の算定に当たり、交付要綱に基づく国庫負担対象事業費の範囲及び計数について調査確認が十分でなかったこと、都府県において、事業実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 1>

品川区は、平成 19 年度の対象経費の実支出額の算定に当たり、共同生活介護及び共同生活援助に係る自立支援給付費の一部を二重に計上するなどしていたため、国庫負担対象事業費が 32,261,458 円過大に算定されていた。

したがって、適正な国庫負担対象事業費に基づいて国庫負担金を算定すると 1,582,916,744 円となり、交付額との差額 16,130,729 円が過大となっていた。

<事例 2>

春日部市は、平成 19 年度の対象経費の実支出額の算定に当たり、誤って、負担金の交付対象となる自立支援給付費には該当しない、前記の特別対策事業に係る対象経費等を含めていた。このため、国庫負担対象事業費が 10,290,806 円過大に算定されていた。

したがって、適正な国庫負担対象事業費に基づいて国庫負担金を算定すると 976,590,814 円となり、交付額との差額 5,145,403 円が過大となっていた。

前記の事態について、これを都府県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

都府県名	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額		不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
				千円	千円			
(273) 茨 城 県	つくば市	18、19	1,253,084	626,542	5,677	2,838	対象外経費を計上していたものなど	
(274) 同	古 河 市	18	362,481	181,240	12,840	6,420	同	
(275) 同	那珂郡東海 村	18、19	257,353	128,676	21,500	10,750	経費を二重に計上していたものなど	
(276) 埼 玉 県	深 谷 市	18、19	1,354,412	677,206	39,333	19,666	同	
(277) 同	春 日 部 市	19	986,881	493,440	10,290	5,145	対象外経費を計上していたもの	
(278) 千 葉 県	山武郡大網 白里町	19	185,306	92,653	6,297	3,148	経費を二重に計上していたものなど	
(279) 東 京 都	中 央 区	18	237,677	118,838	12,922	6,461	対象外経費を計上していたものなど	
(280) 同	港 区	19	908,455	454,227	8,698	4,349	同	
(281) 同	品 川 区	19	1,615,178	807,589	32,261	16,130	経費を二重に計上していたものなど	
(282) 同	大 田 区	19	3,361,642	1,680,821	50,278	25,139	対象外経費を計上していたものなど	
(283) 同	立 川 市	18	986,957	493,478	4,701	2,350	対象外経費を計上していたもの	
(284) 同	東 村 山 市	18	452,140	226,070	2,597	1,298	対象外経費を計上していたものなど	
(285) 同	清 瀬 市	18、19	889,253	444,626	16,334	8,167	同	
(286) 長 野 県	諏 訪 市	18	133,469	66,734	2,915	1,457	経費を二重に計上していたものなど	
(287) 愛 知 県	豊 田 市	18、19	2,461,402	1,230,701	4,187	2,093	同	

都府県名	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(288) 大阪府	堺 市	19	5,395,495	2,697,747	33,850	16,925	対象経費の集計を誤っていたもの
(289) 同	藤井寺市	18	258,496	129,248	2,629	1,314	経費を二重に計上していたものなど
(290) 奈良県	奈良市	18、19	3,776,401	1,888,200	23,431	11,715	基準額の算出を誤っていたものなど
(291) 同	大和郡山市	18	307,670	153,835	17,676	8,838	対象経費の集計を誤っていたもの
(292) 島根県	安来市	18	181,395	90,697	5,845	2,922	経費を二重に計上していたものなど
(293) 広島県	大竹市	18	82,009	41,004	4,895	2,447	対象外経費を計上していたものなど
(294) 高知県	高知市	19	2,488,557	1,244,278	3,545	1,772	同
(295) 同	安芸市	18	93,113	46,556	5,026	2,513	経費を二重に計上していたものなど
(296) 同	南国市	18	184,774	92,387	4,151	2,075	翌年度予算で支払った経費を含めていたものなど
(297) 福岡県	久留米市	18	1,005,763	502,881	7,556	3,778	経費を二重に計上していたもの
(298) 同	大川市	18	138,533	69,266	5,249	2,624	経費を二重に計上していたものなど
(299) 佐賀県	武雄市	18、19	606,522	303,261	4,926	2,463	対象外経費を計上していたものなど
(273)–(299)の計			29,964,430	14,982,215	349,623	174,811	

第3章 第1節 第9 厚生労働省

(11) 社会福祉施設等施設整備費補助金が過大に交付されているもの

1 件 不当と認める国庫補助金 4,340,000 円

社会福祉施設等施設整備費補助金(保育所耐震化整備に係る分)(以下「国庫補助金」という。))は、地域における子育て支援等の次世代育成支援対策を推進するために、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づき、社会福祉法人等が設置する保育所に係る施設整備事業に対して、地方公共団体が補助する場合にその費用の一部を国が補助するものである。

国庫補助金の交付額は、交付要綱に基づき、①整備する施設の定員や特定保育事業のための保育室(以下「特定保育室」という。)等の種類に応じて定められている交付基礎点数の合計点数(以下「合計基礎点数」という。)を基に算出した交付基礎額と、②対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額と、③地方公共団体が社会福祉法人等に対して補助した額とを比較して、最も少ない額を交付額とする。

(注) 特定保育事業 市町村が定めた事由により、児童の保護者が、一定程度(1か月当たりおおむね64時間以上)の日時について当該児童を保育することができないと認められるなどの要件を満たす場合に、保護者からの申込みにより、必要な日時について保育所で保育する事業

本院が、2市町の2事業主体において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者 等	間接補助 事業者等	補助事業	年 度	国庫補助 金交付額	不当と認 める国庫 補助金交 付額	摘 要
					千円	千円	
(300) 九州厚生 局	宮崎県北諸 島郡三股町	社会福祉 法人信愛 福祉会	社会福祉 施設等施 設整備事 業	19	53,359	4,340	一部の保育室が整備されていないもの

社会福祉法人信愛福祉会は、平成19年度に実施した保育所の改築に当たり、定員60人の園舎整備に併せて特定保育室を整備するなどとして、三股町から補助金の交付を受けていた。そして、同町は特定保育室の整備に係る交付基礎点数を含む合計基礎点数に基づき交付基礎額を算出し、これを交付額として国庫補助金を53,359,000円と算定し、事業実績報告書を九州厚生局に提出して、同額の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、実際には、同法人が整備した保育所には特定保育室が整備されておらず、特定保育室の整備に係る交付基礎点数は算定することができないことから、交付基礎額が過大となっていた。

したがって、合計基礎点数から特定保育室の整備に係る交付基礎点数を差し引いて交付基礎額を算出することなどにより、適正な国庫補助金交付額を算定すると49,019,000円となり、国庫補助金交付額53,359,000円との差額4,340,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において、補助事業の適正な実施について認識が欠けていたこと、同町において、交付要綱等の理解が十分でなかったこと、九州厚生局において、事業実績報告書等の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(12) 老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)が過大に交付されているもの
1件 不当と認める国庫補助金 1,100,000円

老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)は、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の基盤の安定化に資することを目的として、公益法人等が行う高齢者の自立支援及び元気高齢者づくりのための調査研究事業等の事業であって、その内容が先駆的かつ試行的事業と認められるものに対して交付されることとなっている。

この補助金の交付額は「老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)交付要綱」(平成15年厚生労働省発老第0609001号)によると、厚生労働省が認めた基準額と補助対象経費に係る実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と当該事業ごとの総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を合計した額とすることとなっている。

また、補助対象経費は、事業を実施するために必要な諸謝金、消耗品費、旅費、備品購入費等の経費とされている。

検査したところ、次のとおり不適正な経理処理を行っている事態が見受けられた。

補助事業者 (事業主体)	事業の共同実 施者 (所属機関名)	年 度	事 業 数	国庫補助金交 付額	不当と認める 国庫補助金額	摘 要
(301) 財団法人日 本公衆衛生 協会	1 研究者(聖 マリアンナ医 科大学)	15	1	千円 50,000	千円 1,100	不適正な経理処理

財団法人日本公衆衛生協会は、平成15年度に実施した調査研究事業を対象として補助金50,000,000円の交付を受け、事業の一部を共同で実施した聖マリアンナ医科大学所属の研究者に配分した5,000,000円を含めた49,501,130円で本件事業を実施したとする事業実績報告書を厚生労働省に提出していた。

しかし、上記の研究者は、配分を受けた5,000,000円のうち、1,100,000円については、業者に架空の取引を指示して研究で使用する消耗品を購入したとする虚偽の納品書、請求書等を作成させ本件補助金から架空の取引に係る購入代金を支払って、業者から補助対象とは認められない商品券を納入させていた。

なお、上記の商品券 1,100,000 円分については使途が不明となっている。

したがって、適正な補助対象経費に基づいて補助金の額を算定すると 48,401,000 円となり、事業実績報告書に基づく国庫補助金の所要額 49,501,000 円との差額 1,100,000 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究者において、補助金の原資は税金であり、事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、厚生労働省において、補助事業者に対して補助金の不正使用の防止について必要な措置の導入や指導を行っていたものの、その周知徹底が十分でなかったことなどによると認められる。

(13) 保健事業費等負担金(健康診査費分)が過大に交付されているもの

10 件 不当と認める国庫補助金 101,077,995 円

保健事業費等負担金(健康診査費分)(以下「負担金」という。)は、老人保健法(昭和 57 年法律第 80 号)に基づき、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的に、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が、その区域内に居住地を有する 40 歳以上の者に対して行う基本健康診査や歯周疾患検診等の健康診査及び指導の実施に要する経費の一部を、国が負担するものである。

負担金の交付額は、交付要綱等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

- ① 診査の種類ごとに定められている基準単価(基本健康診査については、更に集団検診、医療機関一括方式、医療機関個別方式等の実施方法ごとに定められている。)から、受診者等から徴収する額について診査の種類ごとに定められている費用徴収基準額(基本健康診査については、更に実施方法ごとに定められている。以下「徴収基準額」という。)を控除した額に、それぞれの受診人員数を乗じて得た額の合計額を基準額とする。そして、徴収基準額は、70 歳以上の者、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯及び市町村民税非課税世帯に属する者については算定を行わないものとされている。また、実際の費用徴収額(以下「徴収額」という。)が徴収基準額を上回る場合には、徴収基準額ではなく徴収額を基準単価から控除して基準額を算出する。
- ② ①により算出された基準額、補助対象経費の実支出額及び総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して最も少ない額に 3 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。

そして、健康診査は、医療保険各法の保険者が行う成人病検診等の健康診査に相当するサービスを受けた者は対象としないこと、同一人について年 1 回行うこととされている。

本院は、24 都道府県の 187 市町村において、平成 15 年度から 19 年度までに交付された負担金について会計実地検査を行った。その結果、7 府県の 10 事業主体において、40 歳未満の受診人員数等を負担金の算定対象に含めたり、2 回目以降の基本健康診査の受診人員数、又は国民健康保険事業において実施された人間ドックで健康診査に相当するサービスを受けた後に基本健康診査を受けた人員数を負担金の算定対象に含めたり、基準額を算出する際に基準単価から徴収基準額又は徴収額を控除していなかったりなどして、負担金の交付額の算定を誤ったため、負担金交付額計 6,017,976,811 円のうち計 101,077,995 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において交付要綱等を十分に理解していなかったこと、厚生労働省又は県において事業主体から提出された事業実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを府県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

第3章 第1節 第9 厚生労働省	府 県 名	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担	左に対す	不当と認	不当と認	摘 要
				対象事業 費	る国庫負 担金交付 額	める国庫 負担対象 事業費	める国庫 負担金交 付額	
				千円	千円	千円	千円	
(302)	山形県	東根市	17	32,152	10,717	4,899	1,633	徴収額を基準単価から控除していなかったもの
(303)	福島県	いわき市	17、18	400,004	133,334	7,115	2,371	40歳未満の受診人員数等を含めていたもの
(304)	埼玉県	さいたま市	16、17、19	3,233,146	1,077,715	9,764	3,254	2回目以降の受診人員数等を含めていたもの
(305)	同	川口市	18、19	1,024,638	341,546	8,790	2,930	同
(306)	大阪府	大阪市	15～19	4,676,092	1,558,697	69,591	23,197	2回目以降の受診人員数等を含めていたものなど
(307)	同	堺市	15～18	2,160,183	720,061	45,081	15,027	2回目以降の受診人員数等を含めていたもの
(308)	奈良県	奈良市	17～19	1,676,278	558,759	7,342	2,447	人間ドック受診後の受診人員数を含めていたものなど
(309)	福岡県	福岡市	15～18	2,131,514	710,504	54,141	18,047	2回目以降の受診人員数等を含めていたもの
(310)	同	北九州市	15～18	2,044,865	681,621	72,591	24,197	同
(311)	沖縄県	那覇市	15～19	675,054	225,018	23,914	7,971	徴収基準額を基準単価から控除していなかったものなど
(302)～(311)の計				18,053,930	6,017,976	303,233	101,077	

(14) 介護給付費負担金が過大に交付されているもの

5件 不当と認める国庫補助金 75,372,603円

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となって、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者等を被保険者として、加齢による疾病等の要介護状態等に関して、保健医療サービス及び福祉サービスの給付を行う保険である。

介護保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村が行う介護保険事業運営の安定化を図るため、介護給付費負担金(以下「負担金」という。)が交付されている。

毎年度の負担金の交付額は、「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」(平成10年政令第413号)等に基づき、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{介護給付及び予防給付に要する費用等の額}} \times \boxed{\begin{matrix} \text{国の負担割合} \\ \left[\begin{matrix} \text{施設等分 } 15/100 \\ \text{その他分 } 20/100 \end{matrix} \right] \end{matrix}} = \boxed{\text{交付額}}$$

各算出要素については、次のとおりとされている。

ア 介護給付及び予防給付に要する費用等の額は、当該年度に、国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)が審査決定した市町村負担分の居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費等及び市町村が支払決定した高額介護サービス費、居宅介護住宅改修費等の介護給付並びに予防給付に要する費用の額(以下、これらを「介護給付費等」という。)に、国保連合会に対する審査支払手数料を加えた額とされている。

また、介護給付費等の算定に当たっては、損害賠償金、徴収金、返還金、加算金等の収入額を介護給付費等から控除することとされている。

イ 国の負担割合は、介護給付費等の費用の区分に応じて、次のように定める割合とされている。

(ア) 施設等分は、介護給付費等のうち、施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費等及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る予防給付費であり、負担割合は 15/100

(イ) その他分は、介護給付費等のうち、上記施設等分以外の介護給付費等であり、負担割合は 20/100

負担金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、これを厚生労働省に提出して、③厚生労働省はこれに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院が、21 都道府県の 143 市区町、3 一部事務組合及び6 広域連合において、平成 18、19 両年度に交付された負担金について会計実地検査を行ったところ、5 県の 5 市において、介護給付費等について施設等分及びその他分の区分を誤り国の負担割合が高いその他分を過大に算定するなどして、負担金の交付額を過大に算定したため、負担金交付額計 10,846,662,675 円のうち計 75,372,603 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、各市において法令等を十分に理解していなかったこと、各県において事業実績報告書等の審査確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを県別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

県名	交付先(保険者)	年度	負担金交付額 千円	不当と認める負担金交付額 千円	摘要
(312) 埼玉県	さいたま市	18	6,684,198	48,054	施設等分及びその他分の区分が誤っていたもの
(313) 千葉県	鴨川市	18	434,448	6,737	同
(314) 愛知県	豊明市	18	395,741	2,959	施設等分及びその他分の集計が誤っていたものなど
(315) 佐賀県	伊万里市	18、19	1,434,584	16,218	施設等分及びその他分の区分が誤っていたもの
(316) 宮崎県	都城市	19	1,897,689	1,403	返還金を収入額として控除していなかったもの
(312)-(316)の計			10,846,662	75,372	

(15) 介護保険の普通調整交付金の交付が不当と認められるもの

1 件 不当と認める国庫補助金 5,329,000 円

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となって、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)等を被保険者として、加齢による疾病等の要介護状態等に関して、保健医療サービス及び福祉サービスの給付を行う保険である。

介護保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村が行う介護保険財政が安定的に運営され、もって介護保険制度の円滑な施行に資することを目的として、各市町村における介護給付等に要する費用の総額の5%に相当する額を国が負担して、それを各市町村に交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金とがある。

普通調整交付金(以下「交付金」という。)は、市町村における第1号被保険者の総数に占める75歳以上の者の割合(以下「後期高齢者加入割合」という。)及び所得段階の区分(第1段階から第6段階まで)ごとの第1号被保険者の分布状況(以下「所得段階別加入割合」という。)が、市町村間で格差があることによつて生ずる介護保険財政の不均衡を是正するために交付するものである。

交付金の交付額は、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\begin{matrix} \text{(注1)} \\ \text{調整基準標準給付費額} \end{matrix}} \times \boxed{\begin{matrix} \text{市町村ごとの普通調整交付金} \\ \text{交付割合} \end{matrix}} \times \boxed{\begin{matrix} \text{(注2)} \\ \text{調整率} \end{matrix}} = \boxed{\text{交付額}}$$

(注1) 調整基準標準給付費額 当該市町村における前年度の1月から当該年度の12月までにおける介護給付に要した費用及び予防給付に要した費用等の合計額

(注2) 調整率 当該年度に交付する普通調整交付金の総額と市町村ごとに算定した普通調整交付金の総額とのかい離を調整する割合

上記のうち、普通調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を用いるなどして算出した割合であり、このうち、後期高齢者加入割合補正係数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告(月報)により報告することとされている前年度の1月報告分(12月末の人数)から当該年度の12月報告分(11月末の人数)までの後期高齢者数を基に算出される後期高齢者加入割合を、国から示されるすべての市町村における後期高齢者加入割合と比較した係数である。

交付金の交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査の上、これを厚生労働省に提出して、厚生労働省はこれに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院が、21都道府県の143市区町、3一部事務組合及び6広域連合において、平成18、19両年度に交付された交付金について会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

県名	交付先(保険者)	年度	交付金交付額 千円	左のうち不当と認める額 千円	摘要
(317) 沖縄県	沖縄県介護保険広域連合	18、19	2,556,973	5,329	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたもの

沖縄県介護保険広域連合は、後期高齢者加入割合補正係数の算出に当たり、後期高齢者数について、前年度の1月報告分(12月末の人数)から当該年度の12月報告分(11月末の人数)までの人数を基に算出すべきところ、誤って、前年度の2月報告分(1月末の人数)から当該年度の1月報告分(12月末の人数)までの人数を基に算出していた。

このため、普通調整交付金交付額計2,556,973,000円のうち計5,329,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同広域連合において制度を十分に理解していなかったこと、沖縄県において事業実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、市町村に対して適正な交付申請等のための指導の徹底を図るとともに審査確認の徹底を図るよう、都道府県に対して指示するなどの必要があると認められる。

(16) 厚生労働科学研究費補助金が過大に交付されているもの

7件 不当と認める国庫補助金 37,209,000円

厚生労働科学研究費補助金は、厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関して、行政施策の科学的な推進を確保するため、技術水準の向上を図ることを目的とする研究事業を行う研究者等に対して、厚生労働大臣が認めた額と補助対象経費に係る実支出額とを比較して少ない方の額を国が補助するものである。

この補助金は、厚生労働科学研究費補助金取扱規程(平成10年厚生省告示第130号)等によると、研究計画に基づき遂行される研究事業に関してすべての責任を負う研究者(以下「主任研究者」という。)等に交付されることとなっている。そして、主任研究者が当該研究を他の研究者と共同で実施する場合は、①主任研究者、②主任研究者と研究項目を分担して研究を実施する分担研究者、③主任研究者の研究計画の遂行に協力する研究協力者により研究組織を構成するものとされている。そして、補助金の交付を受けた主任研究者は、交付された補助金の一部を分担研究者に配分することができることとなっている。

研究事業に係る補助対象経費は、①研究で使用する消耗品等(以下「研究用物品」という。)の購入費等の直接研究に必要な経費、②研究事業の一部を他の機関に委託して行うための経費(以下、①、②を合わせて「直接研究費等」という。)及び③研究に必要な間接経費となっている。このうち間接経費は、直接研究費等の額の30%を限度に、研究費の補助を受ける主任研究者の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上に資することを目的として交付されることとなっている。そして、主任研究者は間接経費の交付を受けた後、所属機関の長へ納付し、所属機関の長は、これを研究の実施に伴い研究機関において必要となる管理等に係る経費として使用することとなっている。

また、直接研究費等に係る事務は、主任研究者及び分担研究者の事務に係る負担を軽減するため、原則として、主任研究者及び分担研究者の所属機関の長に委任されることとなっている。そして、委任を受けた所属機関の長は、直接研究費等に係る事務を適正に執行することとなっている。

本院が、28研究機関に所属する研究者196名が実施している495研究事業について会計実地検査を行ったところ、6研究機関に所属する7研究者が実施している18研究事業において、研究者が不適正な経理処理を行って架空の取引に係る購入代金を業者に預けて別途に経理していたり、補助対象経費に補助対象とは認められない経費を含めていたりなどしていたため、補助金37,209,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、①研究者において、補助金の原資は税金であり、事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、②研究者の所属機関において、研究用物品の納品検査等が十分でなかったこと、③研究者及び所属機関において、補助対象経費として認められる経費の範囲についての理解が十分でなかったことや間接経費の交付の目的等についての理解が十分でなかったこと、④厚生労働省において、研究者及び研究機関に対して補助金の不正使用の防止について必要な措置の導入や指導を行っていたものの、その周知徹底が十分でなかったことなどによると認められる。

これを所属機関別・研究者別に示すと次のとおりである。

所属機関名	国庫補助金の交付先(研究者)	年度	事業数	国庫補助金交付額	不当と認める国庫補助金額	摘要
(318) 聖マリアンナ医科大学	A	15~17	3	千円 239,428	千円 13,625	不適正な経理処理及び補助の対象外
上記の研究者は、業者に架空の取引を指示して研究用物品を購入したとする虚偽の納品書、請求書等を作成させ自らが管理する本件補助金から架空の取引に係る購入代金を支払って、その全額を業者に預けて別途に経理したり、補助対象とは認められない研究期間終了後に納品された研究用物品の購入代金を補助対象経費に含めたりしていた。						
(319) 聖マリアンナ医科大学	B	15、17、18	9	168,930	10,735	不適正な経理処理
上記の研究者は、業者に架空の取引を指示して研究用物品を購入したとする虚偽の納品書、請求書等を作成させ自らが管理する本件補助金から架空の取引に係る購入代金を支払って、その全額に相当する商品券を業者から納入させていた。						
なお、上記の商品券のうち 5,210,000 円分については使途が不明となっている。						
(320) 岡山大学	C	14、15	2	62,430	2,013	不適正な経理処理
上記の研究者は、業者に架空の取引を指示して研究用物品を購入したとする虚偽の納品書、請求書等を作成させ研究者の所属機関に架空の取引に係る購入代金を支払わせて、その全額を業者に預けて別途に経理していた。						
(321) 産業医科大学	D	19	1	11,059	1,837	補助の対象外
(322) 福島県立医科大学	E	18	1	63,700	1,653	同
(323) 東海大学	F	18	1	32,150	1,451	同
上記3名の研究者は、各年度の補助対象経費に、補助対象とは認められない研究期間終了後に係る備品費(研究者D)、リース料(研究者E)、レンタル料(研究者F)を含めていた。						
(324) 日本医科大学	G	18	1	52,000	5,895	補助の対象外
上記の研究者は、間接経費として交付され所属機関の長に納付した 12,000,000 円のうち、5,895,218 円を所属機関との協議により間接経費の使途としては認められない自らの研究事業に係る直接研究費等として使用していた。						
(318)-(324)の計			18	629,697	37,209	

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところであるが、さらに、通知等により研究者等に対する指導を徹底して、補助事業の適正な執行に万全を期する必要があると認められる。

(17) 在宅福祉事業費補助金が過大に交付されているもの

7件 不当と認める国庫補助金 71,525,000 円

在宅福祉事業費補助金(以下「補助金」という。)は、在宅の老人等の福祉の向上を図ることを目的として、市町村(政令指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。)が行う在宅介護支援センター運営事業又は介護予防・地域支え合い事業に対して都道府県が補助する場合に要する費用、都道府県又は市町村等(政令指定都市、中核市及び市町村。以下同じ。)が行う居宅介護等事業等、在宅介護支援センター運営事業又は介護予防・地域支え合い事業に要する費用等について、その一部を国が補助するものである。

補助金の交付額の算定方法等を上記の各事業ごとに示すと以下のとおりである。

ア 居宅介護等事業等

この事業は、市町村等が、身体障害者又は障害児若しくは知的障害者(以下「身体障害者等」という。)が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該身体障害者等の身体その他の状況等に応じて、都道府県知事が指定する居宅支援事業者から、入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる援助(以下「指定居宅支援」という。)を受けた身体障害者等に対して、当該指定居宅支援に要した費用について、居宅生活支援費を支給などする事業である。

この事業に係る補助金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- (ア) 所定の基準額と、補助の対象とされている経費(以下「対象経費」という。)の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定した額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額(以下「差引額」という。)とを比較して少ない方から、所定の利用者負担額を控除して算出した額を補助対象事業費として、この額に2分の1を乗じて得た額を補助金の交付額とする。

イ 在宅介護支援センター運営事業

この事業は、市町村等が、在宅の要援護高齢者等に対して、在宅介護等に関する総合的な相談に応ずるなどの業務を行う在宅介護支援センターを運営する事業である。

このうち、市町村が行う事業について補助する場合の補助金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- (ア) 運営費の上限額として定められている基準額と対象経費の実支出額とを基幹型在宅介護支援センター(以下「基幹型センター」という。)及び地域型在宅介護支援センターの各箇所ごとに比較して、各箇所における少ない方の額を算定上の基準額(以下「算定基準額」という。)として選定する。
- (イ) (ア)により選定した算定基準額の合計額と差引額とを比較して少ない方の額を選定し、その額に4分の3を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を補助対象事業費として、この額に3分の2を乗じて得た額を補助金の交付額とする。

そして、基幹型センターには、社会福祉士等の資格を有する職員を配置することとされており、これらの職員の人件費については、基幹型センターの運営業務に従事した分を対象経費の実支出額に含めることができるとされている。

ウ 介護予防・地域支え合い事業

この事業は、都道府県又は市町村等が、要援護高齢者等に対して、要介護状態にならないための介護予防や生活支援等のサービスを提供する事業である。

このうち、市町村等が行う事業について補助する場合の補助金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

(ア) 政令指定都市又は中核市が行う事業について補助する場合

所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と差引額とを比較し、少ない方の額を補助対象事業費として、この額に2分の1を乗じて得た額を補助金の交付額とする。

(イ) 市町村が行う事業について補助する場合

所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と差引額とを比較して少ない方の額を選定し、その額に4分の3を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を補助対象事業費として、この額に3分の2を乗じて得た額を補助金の交付額とする。

この事業のうち、食の自立支援事業は、調理が困難な高齢者等に対して、定期的に居宅を訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、当該高齢者等の安否確認を行う事業である。そして、この事業においては、平成17年6月の介護保険法(平成9年法律第123号)の改正に伴い、同年10月から、食材料費だけでなく調理費の実費相当分についても利用者負担とされており、これらの経費については対象経費から除くこととされている。

本院は、25都道府県の184市区町村において会計実地検査を行った。その結果、5府県の7事業主体において、居宅介護等事業等の対象経費の実支出額の集計を誤ったり、基幹型センターに配置されている社会福祉士等の職員が基幹型センター運營業務以外の業務に従事した人件費を対象経費の実支出額に含めていたり、食の自立支援事業において利用者負担である調理費の実費相当分を対象経費に含めていたりして、補助金の交付額の算定を誤ったため、補助金交付額計877,671,000円のうち計71,525,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において、交付要綱等の理解が十分でなかったこと、厚生労働省又は府県において、事業主体から提出された事業実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを補助事業者又は間接補助事業者別に示すと次のとおりである。

府 県 名	補助事業者 (間接補助 事業者)	事 業 年 度	補助対象 事業費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金交 付額	摘 要	
			千円	千円	千円	千円		
(325) 栃 木 県	栃 木 県 (栃木市)	介護予防・ 地域支 え合い事 業	17	31,247	20,831	2,189	1,459	補助対象外 の調理費相 当分を含め ていたもの
(326) 富 山 県	富 山 県 (氷見市)	在宅介護 支援セン ター運営 事業	16、17	37,850	25,232	4,287	2,858	補助対象外 の人件費を 含めていた もの
(327) 長 野 県	飯 田 市	居宅介護 等事業等	18	6,217	3,108	2,614	1,308	対象経費の 実支出額の 集計を誤っ たもの
(328) 大 阪 府	大 阪 市	介護予防・ 地域支 え合い事 業	17	1,281,876	640,938	106,039	53,020	補助対象外 の調理費相 当分を含め ていたもの
(329) 同	大 阪 府 (吹田市)	同	17	129,525	86,350	4,779	3,186	同
(330) 福 岡 県	福 岡 県 (久留米市)	同	17	125,611	83,740	12,933	8,622	同
(331) 同	同 (中間市)	同	17	26,209	17,472	1,609	1,072	同
(325)–(331)の計				1,638,535	877,671	134,451	71,525	

(18) 知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担金が過大に交付されているもの

1 件 不当と認める国庫補助金 1,502,121 円

知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担金(以下「負担金」という。)は、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に基づき、知的障害者の福祉を図ることを目的として、市町村(特別区を含む。)が、都道府県知事の指定する知的障害者更生施設等から知的障害者施設支援(以下「指定施設支援」という。)を受けた知的障害者に対して、当該指定施設支援に要した費用について特定入所者食費等給付費等を支給した場合などに、その費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、交付要綱等に基づき、特定入所者食費等給付費等の費目ごとに次のように算定することとなっている。

- ① 所定の方式によって算定した基準額と、対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② 一部の費目については、①により選定された額から、所定の方式によって算定した利用者負担額等を控除する。
- ③ ①又は②により算定された額を国庫負担対象事業費として、これに補助率 10 分の 5 を乗じて得た額を交付額とする。

本院が、23 都道府県の 137 市区町村において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(332) 茨城県	牛久市	18	68,831	34,415	3,004	1,502	経費を二重に計上していたものなど

牛久市は、平成 18 年度の負担金について、国庫負担対象事業費 68,831,272 円で事業を実施したとする事業実績報告書を茨城県に提出して、国から負担金 34,415,636 円の交付を受けていた。

しかし、同市は、対象経費の実支出額の算定に当たり、誤って、特定入所者食費等給付費を二重に計上するなどしていた。このため、国庫負担対象事業費が 3,004,241 円過大に算定されていた。

したがって、この過大に算定された国庫負担対象事業費に係る負担金 1,502,121 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、対象経費の実支出額の算定に当たり、交付要綱に基づく国庫負担対象事業費の計数についての調査確認が十分でなかったこと、同県において、同市から提出された事業実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(19) 身体障害者保護費負担金が過大に交付されているもの

1 件 不当と認める国庫補助金 1,819,329 円

身体障害者保護費負担金(以下「負担金」という。)は、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に基づき、身体障害者の福祉の増進を図ることを目的として、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が、都道府県知事の指定する身体障害者更生施設等から身体障害者施設支援等(以下「指定施設支援等」という。)を受けた身体障害者に対して、当該指定施設支援等に要した費用について施設訓練等支援費等を支給した場合などに、その費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、交付要綱等に基づき、施設訓練等支援費等などの種目ごとに次のように算定することとなっている。

- ① 所定の方式によって算定した基準額と、対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② 施設訓練等支援費等を含む一部の種目については、①により選定された額から、所定の方式によって算定した身体障害者等が負担する額(以下「利用者負担額」という。)等を控除する。
- ③ ①又は②により算定された額を国庫負担対象事業費として、これに補助率 10 分の 5 を乗じて得た額を交付額とする。

本院が、23 都道府県の 137 市区町村において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に對す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(333) 茨城県	つくば市	18	117,422	58,711	3,638	1,819	利用者負担額を過小に算定していたものなど

つくば市は、平成 18 年度の負担金について、国庫負担対象事業費 117,422,978 円で事業を実施したとする事業実績報告書を茨城県に提出して、国から負担金 58,711,489 円の交付を受けていた。

しかし、同市は、負担金の実績報告に当たり、施設訓練等支援費等における利用者負担額について、誤って、交付申請書に記入していた金額をそのまま実績額としていたことから、これを過小に算定するなどしていた。このため、国庫負担対象事業費が 3,638,657 円過大に算定されていた。

したがって、この過大に算定された国庫負担対象事業費に係る負担金 1,819,329 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、負担金の実績報告に当たり、交付要綱に基づく国庫負担対象事業費の計数についての調査確認が十分でなかったこと、同県において、同市から提出された事業実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(20) 職業能力開発校設備整備費等補助金が過大に交付されているもの

2 件 不当と認める国庫補助金 18,273,000 円

職業能力開発校設備整備費等補助金は、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づいて、都道府県立職業能力開発校等建物・機械の整備等の交付の対象となる事業の実施を円滑に行い、労働者の職業能力の開発及び向上を促進することを目的として、都道府県知事が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として厚生労働大臣が定める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で交付するものである。

厚生労働省は、補助対象経費について、年度ごとに、「職業能力開発校設備整備費等補助金(職業能力開発校設備整備等事業費)の算定基準」(以下「算定基準」という。)を定めて都道府県知事に通知している。算定基準によれば、補助対象経費は、教室、実習場等の施設の補助対象面積に、施設の構造別、地域別区分により定められた金額を乗じて得た額とされている。そして、補助対象面積の算定に当たっては、職業能力開発促進法施行規則(昭和 44 年労働省令第 24 号)等で定める施設の種類ごとに、それぞれ定められた面積と都道府県の実施計画面積とを比較していずれか少ない面積を補助対象面積として、これを合計することとされている。

本院が、^(注)5 府県において会計実地検査を行ったところ、2 県が実施した施設整備に関する事業に係る補助対象面積を過大に算定していたことにより補助対象経費が過大に算定されており、国庫補助金 18,273,000 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において、補助対象経費の算定に当たり、実施計画図面等に基づいて補助対象面積を算定する際の確認が十分でなかったこと、また、厚生労働省において、補助事業の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

補助事業者 (事業主体)	補助事業	年 度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金	不当と認 める国庫 補助対象 経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(334) 秋 田 県	職業能力 開発校設 備整備等	19	234,173	117,086	27,983	13,991	補助金の 過大交付
(335) 岐 阜 県	職業能力 開発校設 備整備等	16	716,240	358,120	8,562	4,282	補助金の 過大交付

この補助事業は、秋田県が、平成 19 年度に、北秋田市に所在する秋田県立鷹巣技術専門校の教室棟、自動車整備科実習場等を建設したものである。

同県は、補助対象経費の算定に当たり、教室棟のうちマイコン室の補助対象面積を 60㎡、自動車整備科実習場のうち車両置場の補助対象面積を 153㎡とするなどして、本件補助事業に係る施設整備費の補助対象経費を計 234,173,638 円(国庫補助金 117,086,000 円)としていた。

しかし、同県は、計画段階で、教室棟のマイコン室を教室に、自動車整備科実習場の車両置場を実習場にそれぞれ変更するなどしているのに、当初の計画に基づいて補助対象面積を算定していたため、教室棟及び自動車整備科実習場の補助対象面積が計 195.3㎡過大となっていた。

したがって、適正な補助対象面積により施設整備費の補助対象経費を算定すると 206,190,194 円(国庫補助金 103,095,000 円)となり、国庫補助金 13,991,000 円が過大に交付されていた。

この補助事業は、岐阜県が、平成 16 年度に、国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学の新校舎として美濃加茂市に本館棟、実習棟等を建設したものである。

同県は、補助対象経費の算定に当たり、実習棟のうち生産技術科の情報処理実習室の補助対象面積を 120㎡、建築科のデザイン室・製図室の補助対象面積を 180㎡とするなどして、本件補助事業に係る施設整備費の補助対象経費を計 716,240,019 円(国庫補助金 358,120,000 円)としていた。

しかし、同県は、計画段階で上記の情報処理実習室及びデザイン室・製図室の面積をいずれも縮小しているのに、当初の計画に基づいて補助対象面積を算定していたため、実習棟の補助対象面積が計 62.6㎡過大となっていた。

したがって、適正な補助対象面積により施設整備費の補助対象経費を算定すると 707,677,643 円(国庫補助金 353,838,000 円)となり、国庫補助金 4,282,000 円が過大に交付されていた。

(注) 5 府県 京都府、秋田、岐阜、滋賀、鳥取各県

(21) 技能向上対策費補助金の経理において、補助対象経費の精算が過大となっているもの

17 件 不当と認める国庫補助金 105,392,883 円

技能向上対策費補助金(以下「補助金」という。)は、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づき、雇用保険の被保険者等の職業能力の開発及び向上を促進するために、都道府県職業能力開発協会(以下「都道府県協会」という。)が行う職業訓練、職業能力検定等の業務に要する経費について補助する都道府県に対して、その経費の一部を国が補助するものである。

補助金の補助対象経費は、役職員の人件費、一般運営費及び当該技能向上対策事業の実施に要する経費とされている。そして、補助金の交付額は、①厚生労働省職業能力開発局長が定める算定基準に基づき算定された額と、②都道府県が補助対象経費について補助した額のうち都道府県の負担した額

と、③都道府県協会が実施した本件補助事業に係る支出済額から本件補助事業に係る事業収入及びその他の収入(会費収入及び寄付金収入を除く。)を控除した額に2分の1を乗じて得た額とを比較して最も少ない額とされている。

本院が、39都道府県及び39都道府県協会において会計実地検査を行ったところ、17都道府県協会において、補助対象経費に、①不正に支払った旅費を含めていたり(1都道府県協会)、②適正な退職手当積立金の積立額を上回る額の積立金を含めていたり(17都道府県協会)、③本件補助事業の補助対象経費とは認められない減価償却引当金等を含めていたり(13都道府県協会)、④本件補助事業とは関係のない人件費や会議終了後の懇親会に係る飲食費等の経費を含めていたり(17都道府県協会)していたため、補助対象経費が過大に精算されているなどして、補助金105,392,883円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において、補助金の適正な会計経理に対する認識が欠けていたこと、17府県において、本件補助事業の審査・確認及び17都道府県協会に対する指導が十分でなかったこと、厚生労働省において、本件補助事業の審査・確認及び17府県に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

岡山県職業能力開発協会は、平成15年度から19年度までの間に、出張の事実がないのに出張したこととしていたり、宿泊する日数を水増しするなどしたりして不正に支払った旅費を補助対象経費に含めていたり、適正な退職手当積立金の積立額を上回る額の積立金を補助対象経費に含めていたりなどしていたため、補助対象経費が計60,503,583円過大に精算されていた。

したがって、適正な補助対象経費に基づいて補助金を算定すると計132,531,905円となり、交付額計18,838,095円が過大となっていた。

<事例2>

岐阜県職業能力開発協会は、平成15年度から19年度までの間に、本件補助事業の補助対象経費として認められない減価償却引当金等を補助対象経費に含めていたり、本件補助事業とは関係のない人件費や会議終了後の懇親会に係る飲食費を補助対象経費に含めていたりなどしていたため、補助対象経費が計70,678,654円過大に精算されていた。

したがって、適正な補助対象経費に基づいて補助金を算定すると計130,611,691円となり、交付額計23,948,309円が過大となっていた。

前記の事態について、補助事業者別、間接補助事業者別に示すと次のとおりである。

補助事業者	間接補助事業者(事業主体)	年 度	補助対象経費 千円	左に対する国庫補助金 千円	不当と認める補助対象経費 千円	不当と認める国庫補助金 千円	摘 要
(336)	山形県 山形県職業能力開発協会	16、17、20	327,146	79,616	11,887	2,253	精算過大
(337)	群馬県 群馬県職業能力開発協会	15、17～19	579,039	94,111	36,294	6,279	同
(338)	富山県 富山県職業能力開発協会	15～17	364,399	81,581	22,935	6,832	同
(339)	岐阜県 岐阜県職業能力開発協会	15～19	951,830	154,560	70,678	23,948	同
(340)	三重県 三重県職業能力開発協会	15、16	236,908	43,159	16,188	1,988	同

補助事業者	間接補助事業者 (事業主体)	年 度	補助対象 経費 千円	左に對する 国庫補 助金 千円	不当と認 める補助 対象経費 千円	不当と認 める国庫 補助金 千円	摘 要
(341)	滋賀県 滋賀県職業 能力開発協 会	16、18、19	402,354	90,716	25,427	2,397	同
(342)	大阪府 大阪府職業 能力開発協 会	18、19	562,799	97,644	29,229	12,683	同
(343)	兵庫県 兵庫県職業 能力開発協 会	15～18	764,433	148,539	42,487	6,849	同
(344)	奈良県 奈良県職業 能力開発協 会	15、16	151,252	45,999	18,128	1,342	同
(345)	鳥取県 鳥取県職業 能力開発協 会	15、17	148,646	39,581	13,759	1,879	同
(346)	岡山県 岡山県職業 能力開発協 会	15～19	640,058	151,370	60,503	18,838	同
(347)	山口県 山口県職業 能力開発協 会	18	111,549	28,369	2,694	1,065	同
(348)	徳島県 徳島県職業 能力開発協 会	15～18	302,161	89,738	34,331	10,880	同
(349)	香川県 香川県職業 能力開発協 会	18、19	126,335	33,731	4,396	1,562	同
(350)	愛媛県 愛媛県職業 能力開発協 会	15～19	432,714	99,975	16,842	3,857	同
(351)	高知県 高知県職業 能力開発協 会	15	59,868	21,710	3,435	1,002	同
(352)	大分県 大分県職業 能力開発協 会	18、19	196,902	51,152	8,784	1,732	同
(336)～(352)の計			6,358,401	1,351,553	418,007	105,392	

上記の事態については、厚生労働省は、従来本件補助事業の適正な実施について都道府県を指導しているところであるが、さらに、都道府県に対して本件補助事業に係る審査、確認及び都道府県協会に対する指導監督の一層の強化を要請するとともに、都道府県に対する指導や確認の強化を図る必要があると認められる。

(注1) 39都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、秋田、山形、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、神奈川、富山、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(注2) 39都道府県協会 東京都職業能力開発協会、北海道職業能力開発協会、京都、大阪両府職業能力開発協会、青森、秋田、山形、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、神奈川、富山、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県職業能力開発協会

(注3) 17都道府県協会 大阪府職業能力開発協会、山形、群馬、富山、岐阜、三重、滋賀、兵庫、奈良、鳥取、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、大分各県職業能力開発協会

(注4) 13都道府県協会 山形、群馬、富山、岐阜、滋賀、兵庫、奈良、鳥取、岡山、徳島、愛媛、高知、大分各県職業能力開発協会

(注5) 17府県 大阪府、山形、群馬、富山、岐阜、三重、滋賀、兵庫、奈良、鳥取、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、大分各県

不正行為

第3章
第1節
第9
厚生労働省

(353) 職員の不正行為による損害が生じたもの
(354)

会計名	年金特別会計（平成18年度以前は、厚生保険特別会計）
部局等	2 社会保険事務所
不正行為期間	平成16年4月～21年1月
損害金の種類	健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金
損害額	5,349,709円

本院は、2 社会保険事務所における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく厚生労働大臣からの報告及び会計法(昭和22年法律第35号)第42条の規定に基づく同大臣からの通知を受けるとともに、2 社会保険事務所において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

上記の不正行為により損害が生じたものが2件、損害額で5,349,709円(いずれも全額補てん済み)あり、いずれも不当と認められる。

この2件を示すと、次のとおりである。

部局等	不正行為期間 年月	損害額 円
(353) 大宮社会保険事務所	平成21.1	4,999,709

本件は、上記の部局において、徴収課長が、主任収入官吏として厚生年金保険料等の収納事務に従事中、事業主から受領した同保険料等4,999,709円を国庫に払い込まずに領得したものである。

なお、本件損害額については、平成21年3月までに全額が同人から返納されている。

(354) 久留米社会保険事務所	平成16.4から17.1まで	350,000
------------------	----------------	---------

本件は、上記の部局において、徴収課収納係長が、分任収入官吏として厚生年金保険料等の収納事務に従事中、虚偽の領収証書を交付するなどして、事業主から受領した同保険料等350,000円を領得したものである。

なお、本件損害額については、平成21年7月に全額が同人から返納されている。

(353) (354) の計		5,349,709
----------------	--	-----------

本院は、社会保険庁における保険料の徴収及び年金の支給が適正に行われているか検査するとともに、特に年金記録問題について検査しているところである(後掲777ページの「年金記録問題について」参照)が、上記2件の不正行為はいずれも被保険者等の年金記録に影響を及ぼしていなかった。

そ の 他 (355)–(357)

- (355) 労働者災害補償保険の保険給付に要した費用のうち事業主から徴収すべき額を徴収し
 (356) ていないなどしていたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (款) 雑収入 (項) 雑収入
部 局 等	(1) 東京労働局 (2) 愛媛労働局
費用徴収の根拠	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)
費用徴収の概要	事業主の故意又は重大な過失により生じた業務災害について、保険給付に要した費用の一部を事業主から徴収するもの
費用徴収の対象となる保険給付の額	(1) 32,525,339円(平成16年度～21年度) (2) 17,875,586円(平成15年度～20年度) 計 50,400,925円
上記保険給付に係る費用徴収の額	(1) 9,757,589円 (2) 5,362,654円 計 15,120,243円
費用徴収をしていなかった額	(1) 7,139,316円(平成16年度～21年度) (2) 2,477,805円(平成15年度～20年度) 計 9,617,121円

1 費用徴収の概要

(1) 費用徴収

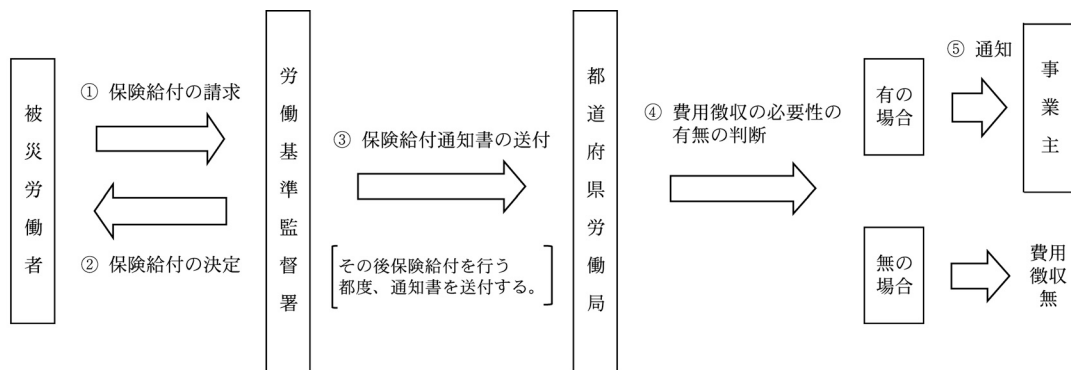
労働者災害補償保険は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)に基づき、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対して療養の給付等の保険給付等を行うものである。

このうち、業務災害に関する保険給付が、事業主の故意又は重大な過失により生じた事故に関するものである場合には、労災保険法の規定により、都道府県労働局(以下「労働局」という。)はその保険給付に要した費用の一部を事業主から徴収すること(以下「費用徴収」という。)ができるとされている。

(2) 費用徴収の手続

費用徴収は、「労働者災害補償保険法第^(注1)25条(事業主からの費用徴収)の規定の取扱いについて」(昭和47年基発第643号労働省労働基準局長通達)により、次のとおり行うこととされている(図参照)。

図 費用徴収の手続(概要)



① 労働基準監督署長は、事業主が労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等の法令の危害防止のための規定に明白に違反したため発生させた事故(以下「費用徴収対象事案」という。)については、療養を開始した日(即死の場合は災害発生の日)から起算して3年以内の期間において支給事由の生じた当該事故に係る休業補償給付、障害補償給付等の保険給付が行われる都度、都道府県労働局長(以下「労働局長」という。)に対してその旨の保険給付通知書(以下「通知書」という。)を送付する。

② 労働局長は、当該事故に係る初回の通知書の送付を受けた後、その内容を審査検討した上で、費用徴収の必要性の有無の判断を行い、そこで費用徴収すべきと判断した事故については、通知書の送付を受ける都度、徴収決定を行い、事業主に対して保険給付の額の100分の30に相当する額(以下「費用徴収金」という。)を費用徴収する旨を通知するとともに、納入告知書を送付する。

なお、労災保険法において準用する労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)により、費用徴収金を徴収する権利は保険給付から2年を経過したときは時効によって消滅することとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、全国47労働局のうち、12労働局において会計実地検査を行い、平成15年度から20年度までの間に発生した費用徴収対象事案355件について、合規性等の観点から、労災保険法等に基づき費用徴収が適正になされているかなどに着眼して、債権調査確認及び歳入調査決定決議書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 費用徴収不足の事態

検査の結果、東京及び愛媛両労働局において、費用徴収対象事案10件の保険給付計50,400,925円に係る費用徴収金15,120,243円のうち9,617,121円について徴収されていないなどして、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記2労働局等において、事業主からの費用徴収の必要性についての認識が十分でなく、その取扱いが徹底されていなかったことなどによると認められる。

前記の事態を労働局ごとに示すと、次のとおりである。

ア 東京労働局

- (ア) 費用徴収の必要性の有無の判断を行っていなかったため、長期間、費用徴収金の徴収決定等が行われておらず、徴収されていなかったもの

東京労働局管内の大田労働基準監督署等3労働基準監督署^(注2)(以下、労働基準監督署を「監督署」という。)は、費用徴収対象事案3件に係る保険給付計16,370,174円について、同労働局に対して、当該保険給付の支給に係る初回の通知書をそれぞれ19年8月、11月及び20年4月に送付していた。

しかし、同労働局は、上記の3監督署から通知を受けてから21年5月までの長期間、特段の理由もなく事業主に対する費用徴収の必要性の有無の判断を行っていなかった。

その結果、前記の保険給付計16,370,174円に係る費用徴収金4,911,050円について徴収決定等が行われておらず、徴収されていなかった。

- (イ) 費用徴収の必要性があると判断していたのに、長期間、通知書の送付がなかったなどのため、費用徴収金の徴収決定等が行われておらず、徴収されていなかったり、時効により徴収することができなくなったりしていたもの

同労働局管内の品川監督署等3監督署^(注3)は、費用徴収対象事案3件に係る保険給付計16,155,165円のうち17年3月から19年2月までに支給した計8,859,807円について、同労働局に対して、当該保険給付の支給に係る通知書を送付しており、同労働局は、費用徴収の必要があると判断していた。しかし、同労働局は、上記の保険給付計8,859,807円のうち8,727,597円に係る費用徴収金2,618,273円については徴収決定等を行っていたが、132,210円に係る費用徴収金39,663円については徴収決定等を行っていなかった。

また、上記の3監督署は、上記の支給後に支給した保険給付計7,295,358円について、21年5月までの長期間、通知書の送付を特段の理由もなく行っていなかった。そして、同労働局も、通知書が送付されないことに対して確認等を行っていなかった。このため、上記の保険給付計7,295,358円に係る費用徴収金2,188,603円について徴収決定等を行っていなかった。

その結果、前記の保険給付のうち計7,427,568円に係る費用徴収金2,228,266円について徴収決定等が行われておらず、徴収されていなかった。

そして、このうち661,565円については、既に時効が成立しているため、費用徴収金の徴収決定等を行うことができず、徴収することができなかった。

イ 愛媛労働局

- (ア) 費用徴収の必要性の有無の判断を行っていなかったため、長期間、費用徴収金の徴収決定等を行っておらず、時効により徴収することができなくなっていたもの

愛媛労働局管内の宇和島監督署は、費用徴収対象事案2件に係る保険給付計8,532,236円について、同労働局に対して、当該保険給付の支給に係る初回の通知書を17年5月及び7月に送付していた。

しかし、同労働局は、同監督署から通知を受けてから20年8月までの長期間、特段の理由もなく事業主に対する費用徴収の必要性の有無の判断を行っていなかった。このため、同労働局は、同年同月に費用徴収の必要があると判断して、上記の保険給付計8,532,236円に係る費用徴収金2,559,659円のうち1,349,859円については徴収決定等を行うことができたものの、残余の1,209,800円については、既に時効が成立しているため徴収決定等を行うことができず、徴収することができなくなっていた。

(イ) 費用徴収の必要性があると判断していたのに、長期間、費用徴収金の徴収決定等を行っておらず、時効により徴収することができなくなっていたもの

同労働局管内の松山監督署等^(注4)2監督署は、費用徴収対象事案2件に係る保険給付計9,343,350円について、同労働局に対して、当該保険給付の支給に係る通知書を送付していた。そして、同労働局は、費用徴収の必要があると判断して、上記の保険給付計9,343,350円のうち15年6月から17年2月までに支給した保険給付計4,824,922円に係る費用徴収金1,447,468円について、17年3月に徴収決定等を行っていた。

しかし、同労働局は、上記の2監督署が17年4月以降に支給した保険給付計4,518,428円に係る費用徴収金1,355,527円について、20年8月までの長期間、通知書が送付されているのに特段の理由もなく徴収決定等を行っていなかった。このため、同労働局は、同年同月に、上記の保険給付計4,518,428円に係る費用徴収金1,355,527円のうち87,522円については徴収決定等を行うことができたものの、残余の1,268,005円については、既に時効が成立しているため徴収決定等を行うことができず、徴収することができなくなっていた。

なお、時効が成立しているため徴収決定等を行うことができない費用徴収金を除いたこれらの費用徴収金については、本院の指摘により、すべて徴収決定の処置が執られた。

(注1) 労働者災害補償保険法第25条 労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(平成12年法律第124号)により第31条に改正され、平成13年4月1日から施行された。

(注2) 3労働基準監督署 大田、江戸川両監督署、及び八王子監督署町田支署

(注3) 3監督署 品川、池袋、青梅各監督署

(注4) 2監督署 松山、宇和島両監督署

(357) 介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省	(項)介護保険制度運営推進費 (項)介護納付金年金特別会計へ繰入 平成19年度以前は、 (項)老人医療・介護保険給付諸費 (項)国民健康保険助成費 (項)社会保険国庫負担金 (項)生活保護費
---------	-----------------	---

部 局 等	17 都府県
国の負担の根拠	介護保険法(平成9年法律第123号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)
実 施 主 体	市80、区2、町53、村4、一部事務組合1、広域連合1、計141実施主体
事 業 者	指定通所介護事業者9、指定通所リハビリテーション事業者・介護老人保健施設1、介護老人保健施設1、指定介護療養型医療施設23、計34事業者
不適切に支払われた介護給付費に係る介護サービスの種類	通所介護サービス、通所リハビリテーションサービス、介護老人保健施設サービス、介護療養施設サービス
不適切に支払われた介護給付費の件数	25,566件(平成14年度～20年度)
不適切に支払われた介護給付費の額	380,360,993円(平成14年度～20年度)
不当と認める国の負担額	118,045,480円(平成14年度～20年度)

1 介護給付の概要

(1) 介護保険

介護保険は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となつて、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者を被保険者として、被保険者の要介護状態等に関して、必要な保険給付を行う保険である。

(2) 介護サービス

被保険者が、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく居宅サービス及び施設サービス(以下、これらを「介護サービス」という。)を受けようとする場合の手続については、次のとおりとなっている。

ア 要介護者又は要支援者(以下「要介護者等」という。)に該当すること及びその該当する要介護状態区分等について、市町村の認定を受ける。

イ 介護支援専門員等に依頼するなどして、介護サービス計画を作成する。

ウ 介護サービス計画に基づいて、都道府県知事の指定等を受けた居宅サービス事業者又は介護保険施設(以下、これらを「事業者」という。)において介護サービスを受ける。

(3) 介護報酬の算定

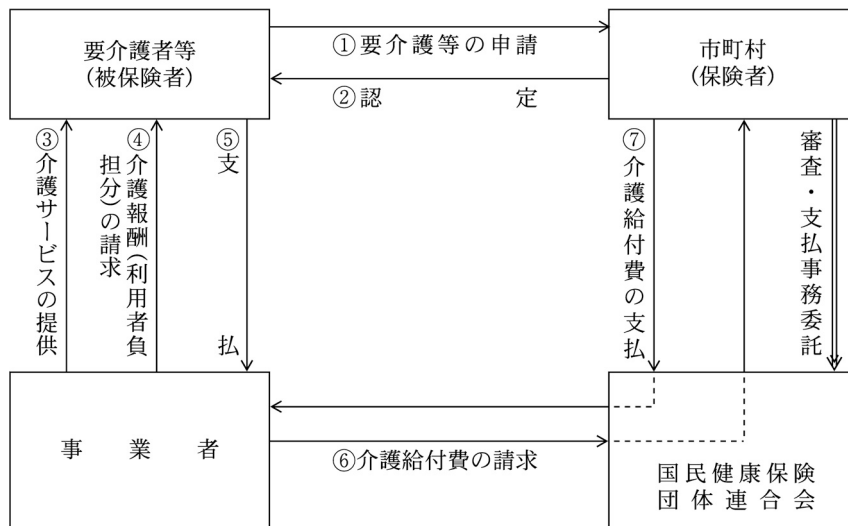
事業者が介護サービスを提供して請求することができる報酬の額(以下「介護報酬」という。)は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)及び「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第21号)(以下、これらを「算定基準」という。)等に基づき、介護サービスの種類ごとに定められた単位数に単価(10円～10.72円)を乗ずるなどして算定することとなっている。

(4) 介護給付費

市町村は、要介護者等が事業者から介護サービスの提供を受けたときは、当該事業者に対して介護報酬の100分の90に相当する額(以下「介護給付費」という。)を支払うこととなっている。

介護給付費の支払手続は、次のとおりとなっている(参考図1参照)。

(参考図1)



ア 介護サービスの提供を行った事業者は、介護給付費を記載した介護給付費請求書等(以下「請求書等」という。)を、市町村から介護給付費に係る審査及び支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に送付する。

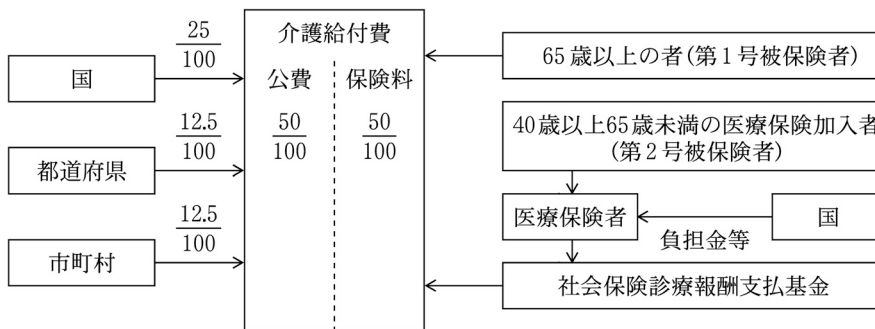
イ 国保連合会は、事業者から送付された請求書等の審査点検を行い、介護給付費を市町村に請求する。

ウ 請求を受けた市町村は、金額等を確認の上、国保連合会を通じて事業者に介護給付費を支払う。

(5) 国の負担

介護給付費は、100分の50を公費で、100分の50を被保険者の保険料でそれぞれ負担することとなっている(参考図2参照)。

(参考図2)



そして、公費負担については、介護保険法に基づき、国が100分の25、都道府県及び市町村がそれぞれ100分の12.5(平成18年度から施設サービス等については国が100分の20、都道府県が100分の17.5及び市町村が100分の12.5)を負担している。

また、国は、健康保険法(大正11年法律第70号)及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、医療保険者が^(注1)社会保険診療報酬支払基金に納付する介護給付費納付金に要する費用の額の一部を負担している。

(注1) 医療保険者 医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う市町村、全国健康保険協会、国民健康保険組合等

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、介護報酬の算定が適切に行われているかに着眼して、31都道府県において、146事業者に対する介護給付費の支払について、介護給付費の請求に係る関係書類等により会計実地検査を行った。そして、適切でないと思われる事態があった場合には、更に都府県に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(2) 不適切な支払の事態

検査の結果、17都府県に所在する34事業者に対して23都道府県の141市区町村等が行った14年度から20年度までの間における介護給付費の支払について、25,566件、380,360,993円が適切でなく、これに対する国の負担額118,045,480円が不当と認められる。

これらの事態について、介護サービスの種類ごとに示すと次のとおりである。

ア 通所介護サービス

指定通所介護事業所において、要介護者等に通所介護サービス^(注2)を提供したときは、算定基準等によると、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数による事業所規模(300人以内が小規模型通所介護費、300人超が通常規模型通所介護費)に従い、1日のサービスの所要時間の区分(3時間以上4時間未満、4時間以上6時間未満及び6時間以上8時間未満)に応じて定められた単位数等により、介護報酬を算定することとなっている。

しかし、4指定通所介護事業者は、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数が300人を超えていたのに、通常規模型通所介護費の区分によらず小規模型通所介護費の区分により介護報酬を算定するなどしており、また、5指定通所介護事業者は、当該事業所における要介護者等へのサービス提供時間が6時間を下回っていたのに、6時間以上8時間未満の所要時間の区分で介護報酬を算定していた。このため、介護給付費4,519件、27,975,311円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額9,293,458円が過大となっていた。

イ 通所リハビリテーションサービス

指定通所リハビリテーション事業所において、要介護者等に提供する通所リハビリテーションサービス^(注3)については、算定基準等によると、常勤の医師が1人以上配置されていない場合には、翌月の介護報酬の算定において所定の1日当たりの単位数に100分の70を乗じて得た単位数により算定することとなっている。

しかし、1 指定通所リハビリテーション事業者は、常勤の医師が配置されていないのに、上記の100分の70を乗ずることなく単位数を算定していた。このため、介護給付費5,289件、45,312,229円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額15,609,899円が過大となっていた。

ウ 介護老人保健施設サービス

介護老人保健施設において、要介護者等に提供する介護老人保健施設サービス^(注4)については、算定基準等によると、常勤の医師が1人以上配置されていない場合には、翌々月の介護報酬の算定において所定の1日当たりの単位数に100分の70を乗じて得た単位数により算定することとなっている。また、常勤の管理栄養士を1人以上配置し、医師、管理栄養士等が共同して、入所者ごとの食形態等に配慮した栄養ケア計画を作成し、入所者ごとの栄養管理を行っているなどの算定基準に適合しているものとして届出を行った場合には、栄養マネジメント加算として1日につき12単位を加算して介護老人保健施設サービスの介護報酬を算定することとなっている。

しかし、1 介護老人保健施設(前記イの1 指定通所リハビリテーション事業者と同一)は、常勤の医師が配置されていないのに、上記の100分の70を乗ずることなく単位数を算定しており、また、1 介護老人保健施設は、栄養ケア計画を作成していないなど、栄養マネジメント加算の算定基準に適合していないのに、1日につき12単位を加算していた。このため、介護給付費2,560件、68,516,318円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額20,786,425円が過大となっていた。

エ 介護療養施設サービス

指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院又は診療所)において、要介護者等に提供する介護療養施設サービス^(注5)については、算定基準等によると、医師等の員数が医療法(昭和23年法律第205号)等に定められている員数に満たない場合には、その翌月の介護報酬の算定において所定の1日当たりの単位数から85単位(18年3月までは75単位)を減算することとなっている。

しかし、23 指定介護療養型医療施設は、医師の員数が医療法等に定められている員数を満たしていないのに、上記の減算をしていなかった。このため、介護給付費13,198件、238,557,135円の支払が適切でなく、これに対する国の負担額72,355,698円が過大となっていた。

(注2) 通所介護サービス 指定通所介護事業所において、在宅の要介護者等に通ってきてもらい行う、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を送る上で必要となるサービス及び機能訓練

(注3) 通所リハビリテーションサービス 指定通所リハビリテーション事業所において、在宅の要介護者等に通ってきてもらい、計画的な医学的管理の下に行う理学療法、作業療法等

(注4) 介護老人保健施設サービス 介護老人保健施設に入所する要介護者等に対する看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話

(注5) 介護療養施設サービス 指定介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者等
 に対する療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能
 訓練その他必要な医療

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等に対する認識が十分でな
 く介護報酬の算定が適切でなかったのに市区町村等において審査点検が十分でなかったこ
 と、都府県において事業者に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを都府県別に示すと次のとおりである。

都府県名	実施主体 (事業者数)	年度	不適切に支払 われた介護給 付費の件数 件	不適切に支払 われた介護給 付費 千円	不当と認める 国の負担額 千円	摘要
青森県	弘前市等10市 町村(1)	17～20	6,247	108,765	34,905	イ、ウ
宮城県	仙台市等10 市町(2)	15～20	1,545	26,263	7,991	エ
秋田県	能代市等7市 町(1)	18～20	1,602	5,063	1,491	ウ
福島県	いわき市等2 市(1)	19	149	2,895	875	エ
東京都	大田区等2市 区(5)	17～19	2,408	13,801	4,344	ア
新潟県	新潟市等15 市町村等(3)	17～19	1,290	26,052	7,784	エ
富山県	富山市等8市 区村等(3)	17～19	850	14,440	4,127	エ
長野県	長野市(1)	20	291	2,369	772	ア
岐阜県	岐阜市等12 市町(2)	17～20	1,394	23,752	6,308	エ
静岡県	静岡市等22 市町(2)	15～18	2,915	47,402	15,040	エ
滋賀県	大津市等11 市町(1)	18～20	1,249	26,632	6,681	エ
大阪府	高槻市等4市 町(1)	18～20	333	3,758	1,166	ア
奈良県	山辺郡山添村 (1)	20	229	1,428	495	ア
熊本県	天草市等2市 (1)	14～20	684	13,894	4,771	エ
大分県	竹田市等2市 (1)	18～20	420	8,138	2,567	エ
宮崎県	東臼杵郡美郷 町(1)	18～20	1,258	6,616	2,513	ア
鹿児島県	鹿児島市等 32市町(7)	15～20	2,702	49,084	16,207	エ
計	141市区町村 等(34)	14～20	25,566	380,360	118,045	

注(1) 計欄の実施主体数は、都府県の間で実施主体が重複することがあるため、各都府県の実施主体
 数を合計したものとは符合しない。

注(2) 摘要欄のア、イ、ウ、エは、本文の不適切な支払の事態の介護サービスの種類に対応してい
 る。

上記の事態については、厚生労働省は、従来発生防止に取り組んでいるところである
 が、さらに、都道府県等に対して事業者に対する指導を徹底させるなど、介護保険の適正
 な運営が図られるよう技術的助言を行う必要があると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 労働保険料の延滞金について適切に調査決定及び債権管理を行うとともに、的確な納入督励等を実施するための体制を整備するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(徴収勘定) (款)雑収入 (項)雑収入
部 局 等	厚生労働本省、46 労働局
事務の概要	滞納事業主より徴収する労働保険料に係る延滞金について、調査決定及び徴収簿への登記並びに納入督励等を行う事務
適切に調査決定等が行われていなかった未納延滞金の額	42 億 1905 万円(平成 20 年度)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

労働保険料に係る延滞金の債権管理及び歳入徴収の事務について

(平成 21 年 10 月 30 日付け 厚生労働大臣あて)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 労働保険料に係る延滞金の債権管理及び歳入徴収事務の概要

(1) 労働保険料に係る延滞金の徴収

貴省は、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対する迅速かつ公正な保護を図ることを目的として労働者災害補償保険を、また、労働者の生活及び雇用の安定並びに福祉の増進を図ることを目的として雇用保険を、それぞれ管掌している。そして、両保険は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号。以下「徴収法」という。)の規定に基づき労働保険と総称され、労働保険の事業に要する費用に充てるため労働保険の保険料(以下「労働保険料」という。)を徴収しており、当該徴収業務については、都道府県労働局(以下「労働局」という。)が行っている。

労働局は、事業主が徴収法で定められた納期限(以下「法定納期」という。)を経過しても労働保険料を納付しない場合(以下、法定納期までに労働保険料を納付しない事業主を「滞納事業主」という。)には、当該滞納事業主に対して、納期限を別途指定して(以下、この別途指定する納期限を「指定納期」という。)労働保険料の納付を督促しなければならないこととされており、督促に当たっては指定納期等が記載された督促状を送付することとされている。なお、貴省によると、平成 19 年度において全国 47 労働局が送付した督促状の件数は計約 33 万件となっており、5 万件を超える東京労働局を始め大都市圏の労働局においては送付件数が多数に及んでいる。

そして、労働局は、指定納期を経過して労働保険料が完納されたときには、労働保険料の額につき年14.6%^(注1)の割合で、法定納期の翌日から労働保険料の完納の日の前日までの日数に応じて計算した延滞金を徴収することとされている。

この延滞金は、労働保険料が完納されるまではその額が確定せず、労働局においては、労働保険料の完納前に延滞金について金額を記載した納入の告知をすることができないことから、原則として滞納事業主に労働保険料を完納する際、自主的に延滞金の額を計算させて、納付させることとされており、督促状にもその旨を記載している。

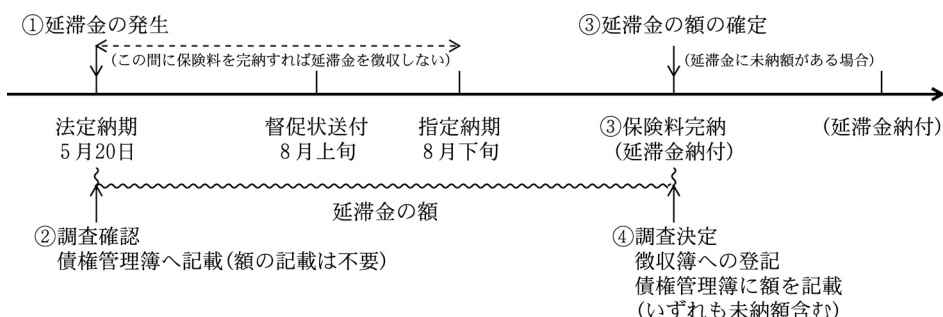
なお、労働保険料に係る延滞金の消滅時効は、労働保険料が完納された日の翌日から2年とされている。

(注1) 平成22年1月より、法定納期から2か月については、前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%の割合(21年は年4.5%)で計算することとされている。

(2) 労働保険料に係る延滞金の債権管理及び歳入徴収の事務

労働局は、延滞金の債権管理及び歳入徴収に当たっては、会計法(昭和22年法律第35号)、国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号)、貴省が労働局に対して発した「徴収関係事務取扱手引I(徴収・収納)」(平成20年3月基発第0331008号厚生労働省労働基準局長通知。以下「取扱手引」という。)等の会計法令等に基づいて行うこととされている。そして、延滞金に係る債権管理及び歳入徴収の事務は、次のように行うこととされている(次図参照)。

図 延滞金の発生とその債権管理及び歳入徴収の事務の例



注(1) 前年度以前より継続して事業を営んでいる事業主が、保険料を一括で納付する場合を示したものである。

注(2) 法定納期等の時期は平成20年度までのものである。

ア 歳入徴収官である都道府県労働局長(以下「労働局長」という。)は、事業主が法定納期までに保険料を完納しないことにより延滞金が発生した場合、遅滞なく、当該延滞金について調査確認の上、延滞金が発生した旨を労働保険徴収台帳(以下「債権管理簿」という。)に記載する。なお、延滞金の額については、労働保険料が完納されるまで確定しないことから、延滞金が発生した時点では債権管理簿に記載しないこととされている。

(図①、②)

イ 労働局長は、指定納期経過後に労働保険料が完納され、延滞金の額が確定した時点で、下記の手続を行う。(図③、④)

(ア) 滞納事業主から労働保険料が完納された場合には、延滞金について調査決定を行い、徴収簿に滞納になっていた労働保険料ごとに計算された延滞金の合計を徴収決定済額として登記するとともに、債権管理簿に延滞金の額の記載を行う(以下、これら調査決定から債権管理簿に延滞金の額の記載を行うまでの一連の会計事務手続を「調査決定等」という。)

(イ) 延滞金の納付があったときは、その額を徴収簿に収納済歳入額として登記し、債権管理簿に債権が消滅したことを記載する。

(ウ) 延滞金の納付がない場合には、未納となっている延滞金(以下、この労働保険料完納時に納付されず未納となっている延滞金を「未納延滞金」という。)について債権管理等を行う。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴省の所掌事務に係る債権の毎年度末における現在額を記載して財務大臣に報告する債権現在額報告書等によると、19年度における労働保険料に係る延滞金の徴収決定済額は7億6892万余円、これに対する収納済歳入額は6億9734万余円で収納率約90.6%となっており、全国47労働局のうち25労働局において延滞金の収納率が100%となっている。しかし、延滞金は、滞納していた労働保険料を納付した後、更に追加して納付するものであることを考えると、半数を超える労働局において収納率が100%となっている状況は、不自然であると思料された。

そこで、本院は、合規性等の観点から、延滞金の債権管理及び歳入徴収の事務は適切に行われているかなどに着眼して、主として20年度に完納された労働保険料に係る延滞金を対象として、貴省及び18労働局^(注2)において会計実地検査を実施するとともに、これらの会計実地検査を行った18労働局を含む全国47労働局から、確認が必要であると認められた労働保険料完納事案について報告を求め、その内容を分析するなどの方法により検査を行った。

(注2) 18労働局 宮城、埼玉、東京、神奈川、石川、岐阜、静岡、愛知、三重、大阪、兵庫、岡山、広島、山口、愛媛、長崎、大分、沖縄各労働局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 延滞金の調査決定等について

20年度における労働保険料に係る延滞金の徴収決定済額は、47労働局で計8億7012万余円となっていた。

しかし、岐阜労働局を除く46労働局は、20年度に完納された労働保険料に係る未納延滞金計130,588件、42億1905万余円について、労働保険料完納時に調査決定等を行っていなかった。そして、債権管理簿において未納延滞金を適切に管理しておらず、その総額を把握していなかった。その結果、債権現在額報告書等に債権の現況が正しく反映されていない状況となっていた。

したがって、前記の延滞金の徴収決定済額に、上記の調査決定等が行われていなかった未納延滞金の額を加算すると、20年度に貴省が債権管理簿において管理を行うべきであった延滞金の総額は50億8917万余円となり、これに基づき20年度の収納率を算定すると、実際の収納率は次表のとおり約13.8%にとどまっていた。

表 労働保険料に係る延滞金及び収納率(平成20年度)

区 分	労働保険料に係る延滞金			収納済歳入額 (B)	収納率 (B)／(A)	
	徴収決定済額	本院の検査の結果判明した調査決定等が行われていなかった未納延滞金				
	千円	件	千円	千円	%	
46 労働局	795,050	130,588	4,219,051	5,014,101	690,202	13.7
岐阜労働局	75,069	0	0	75,069	15,318	20.4
47 労働局計	870,120	130,588	4,219,051	5,089,171	705,520	13.8

(注) 「本院の検査の結果判明した調査決定等が行われていなかった未納延滞金」には、本院の検査を契機として調査決定等を行ったもの計1,248件、49,176千円があり、当該金額については「徴収決定済額」から控除している。また、一部、個別に未納延滞金を算定することが困難であったものについては、試算により算定した額を計上している。

さらに、19年度に完納された労働保険料に係る未納延滞金についても債権管理簿において管理が行われていないものがあることが考えられ、この中には2年の消滅時効が成立していないものがあると考えられることから、貴省が債権管理簿において管理すべき延滞金の総額は更に増加するものと認められる。

なお、岐阜労働局が、20年度に完納された労働保険料に係る延滞金についてすべて調査決定等を行っていたのは、20年2月に延滞金の債権管理及び徴収の事務について見直しを行ったことによる。

(2) 未納延滞金の納入督促等の実施状況について

前記46労働局における調査決定等を行っていない未納延滞金の納入督促及び時効中断の措置の実施状況について報告を求めたところ、次のような状況であった。

ア 納付書の送付状況

前記のとおり、延滞金は、滞納事業主自らが延滞金の額を計算して納付することを原則としているが、未納延滞金の納入督促の一環として、また、滞納事業主の利便を図るため、46労働局は、未納延滞金の額を算定し、これを記載した納付書を滞納事業主に送付しているとしている(なお、この未納延滞金の額の算定は、貴省の労働保険適用徴収システムでは、自動的に算定されないことから、46労働局では個別に算定している。)

しかし、実際には、納付書の送付がなされていないものがあり、特に、埼玉、東京、神奈川、静岡、奈良各労働局は、積極的な納付書の送付に取り組んでおらず、その多くが送付されていない状況になっていると認められた。

イ 納付書送付後の納入督促等の実施状況

46労働局における未納延滞金の納付書送付後の文書や電話による納入督促及び時効中断の措置の実施状況について確認したところ、北海道、大阪、山口、長崎各労働局を除く42労働局は、納付書送付後はほとんど納入督促を実施していなかった。また、北海道、大阪、山口各労働局を除く43労働局は、滞納事業主から未納延滞金に係る債務があることを承認する債務承認書を取得していないなど、時効中断の措置を執っていないかった。

上記ア、イの事態について、今後も納入督促等が実施されない状況が継続すると、時効により消滅していく未納延滞金が増加することが懸念される。

一方、業務見直しにより調査決定等を行っていた岐阜労働局について、その後の納入督促等の実施状況を確認したところ、20年2月から同年8月までに納付書を送付したもののうち、依然、納付のなかった未納延滞金3045万余円について同年10月に再度、滞納事業主に対して納付書を送付していた。そして、このうち285万余円を21年3月末までに収納しており、納入督促等による一定の効果が見受けられた。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

労働保険料に係る未納延滞金の調査決定等を行っていないこと、そのため債権管理簿において債権管理すべき未納延滞金の総額を把握していない事態及び納付書を送付していないなど納入督促等を的確に実施していない事態は、会計法令等に違反するものや時効によりその徴収が不納となる未納延滞金の増加につながるものであり、適切とは認められず、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、労働局において労働保険料に重点を置いて徴収業務を実施していることにもよるが、主として次のことによると認められる。

ア 労働局において

- (ア) 未納延滞金に係る債権管理及び徴収の事務について、会計法令等を遵守すべきことについての認識が十分でないこと
- (イ) 調査決定等が行われていないことにより、未納延滞金の納入督促等の必要性についての認識が十分でないこと

イ 貴省において

- (ア) 会計法令等を遵守すべきことや納入督促等を実施すべきことについての労働局に対する指導が十分でないこと
- (イ) 労働保険料完納後には納付書を送付することとするなどの納入督促等の債権管理の事務に関する具体的な手続を整備していないこと
- (ウ) 未納延滞金の額の算定は、滞納となっていた労働保険料ごとに個別に行う必要があるなど煩雑なものとなっており、督促状の送付の対象となる労働保険料の件数が多数に及ぶ大都市圏の労働局では、それに伴う未納延滞金に係る事務量も大きなものとなっているにもかかわらず、事務を効率的に行うための環境を整備していないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

貴省において、未納延滞金について会計法令等に基づき適切に調査決定等を行うとともに、的確な納入督促等を実施させるための体制を整備するよう、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

ア 労働局に対して、調査決定等が行われていない未納延滞金について、速やかにこれを行わせて、債権管理簿に記載させること

イ 労働局に対して、取扱手引の内容について更に周知徹底するとともに、会計法令等の遵守や納入督促等の実施を行うよう指導すること

ウ 納入督促等を実施することなどの債権管理の事務に関する具体的な手続を整備し、これを労働局に対して十分周知すること

エ 大都市圏の労働局における事務の負担を軽減するため、延滞金の額を自動的に算定するプログラムを開発するなど、事務を効率的に行うための環境を整備すること

(2) 生活保護事業の実施において、障害者自立支援法に基づく自立支援給付の活用を図ることにより生活保護費等負担金の交付額を低減させるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)生活保護費
部 局 等	厚生労働本省、23 都道府県
国庫負担の根拠	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)
補助事業者 (事業主体)	県 8、市 127、特別区 12、町 1、計 148 事業主体
国庫負担対象事業	生活保護事業
国庫負担対象事業の概要	生活に困窮する者に対して最低限度の生活を保障するためにその困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの
活用が可能な他法他施策	(1) 障害福祉サービスに係る自立支援給付 (2) 更生医療に係る自立支援給付
上記の自立支援給付の活用が行われていなかった被保護者等	(1) 介護扶助に係る被保護者 1,589 人 (2) 医療扶助に係る診療報酬明細書 1,142 件
上記の被保護者等に対する支給済保護費のうち低減できると認められる額	(1) 35 億 1518 万余円(平成 15 年度～20 年度) (2) 6 億 1778 万余円(平成 19、20 両年度) 計 41 億 3296 万余円
上記に係る国庫負担相当額	(1) 8 億 7879 万円 (2) 1 億 5444 万円 計 10 億 3324 万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

生活保護事業の実施における障害者自立支援法に基づく自立支援給付の活用について

(平成 21 年 10 月 30 日付け 厚生労働大臣あて)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 事業の概要

(1) 制度の概要

生活保護は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)等に基づき、生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活の保障及び自立の助長を図ることを目的として行われるものである。

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。そのため、保護の実施に当たっては、各種の社会保障施策による支援等の活用が前提となっている。

貴省は、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下、これらを合わせて「事業主体」という。)が、保護を受ける者(以下「被保護者」という。)に支弁した保護費の4分の3について生活保護費等負担金(平成19年度以前は生活保護費負担金。以下「負担金」という。)を交付しており、全国における負担金の交付額は、19年度で1兆9798億余円、20年度で2兆0045億余円に上っている。

(2) 保護の範囲等

保護は、その内容によって、生活扶助、介護扶助、医療扶助等の8種類に分けられている。このうち、介護扶助、医療扶助の範囲等は次のとおりとなっている。

ア 介護扶助は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく保険給付の対象となる訪問介護、福祉用具の貸与等の介護サービスと同等のサービスを被保護者に対して保障するものである。そして、40歳以上65歳未満の被保護者であって、医療保険に加入していないために介護保険の被保険者とはされていない者のうち、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)に規定する関節リウマチ、脳血管疾患等の特定の疾病により要介護状態等にある者(以下「40歳以上65歳未満の被保険者以外の者」という。)が、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する居宅介護支援事業者等(以下「指定介護機関」という。)から介護サービスを受けた場合の費用については、その費用の全額が介護扶助の対象として現物給付される。

イ 医療扶助は、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)等において被保護者が診療を受ける場合の費用等について行われるものであり、被保護者が医療保険の加入者でない場合は、診療費等の全額が医療扶助の対象として現物給付される。

(3) 他法他施策

事業主体が保護を実施するに当たっては、前記のとおり、各種の社会保障施策の活用が前提となっていることから、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年厚生省発社第123号厚生事務次官通知)等により、他の法律又は制度による保障、援助等(以下「他法他施策」という。)を受けることができる者については極力その利用に努めさせることとなっている。

他法他施策については、上記の実施要領等により障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「自立支援法」という。)など40の法律等について、特にその活用を図ることとなっている。これらの他法他施策のうち、自立支援法に基づく給付には、障害福祉サービス事業者等により提供される居宅介護、生活介護、補装具等の障害福祉サービスに係る給付、肢体不自由、心臓、腎臓等の機能障害等がある者に対して行われるこれらの更生のために必要な医療(以下「更生医療」という。)に係る給付等(以下、これらを合わせて「自立支援給付」という。)がある。

このうち障害福祉サービス及び更生医療に係る自立支援給付は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)等に規定する、18歳以上の者であって、都道府県から身体障害者手帳の交付を受けた者(以下「身体障害者」という。)等が対象となっている。そして、身体障害者等が障害福祉サービス等を受けた場合、市町村(特別区を含む。以下同じ。)はこれらに係る費用に対して給付することとなっている。

前記の介護扶助及び医療扶助と、障害福祉サービス及び更生医療に係る自立支援給付との適用関係については、それぞれ次のとおりとなっている。

ア 介護扶助と障害福祉サービスに係る自立支援給付との適用関係について

介護扶助と障害福祉サービスに係る自立支援給付との適用関係については、障害福祉サービスに介護サービスと同等のサービスがあることから、当該障害福祉サービスを受けられる場合は、自立支援給付が介護扶助に優先することとなっている。そのため、貴省は、「介護扶助と障害者自立支援法に基づく自立支援給付との適用関係等について」(平成19年社援保発第0329004号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)等により、事業主体に対して、40歳以上65歳未満の被保険者以外の者であって、自立支援給付の利用が可能な者から介護扶助の申請があった場合、自立支援給付の受給状況等を確認するとともに、自立支援給付の利用申請が行われていない場合は利用申請を行うよう指導することなどを周知している。

イ 医療扶助と更生医療に係る自立支援給付との適用関係について

医療扶助と更生医療に係る自立支援給付との適用関係についても、上記のアと同様に、自立支援給付が医療扶助に優先することとなっている。そのため、貴省は、「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年社発第727号厚生省社会局長通知)等により、事業主体に対して、医療扶助によって医療を受けようとする被保護者が自立支援給付を受けることができる者であると思われるときは、担当する指定医療機関等に連絡を取り、更生医療に係る自立支援給付を受けることができるものであるかなどについて確認するよう周知している。

上記のア及びイに係る自立支援給付は、身体障害者等である被保護者が給付を受ける場合については、費用の額の100分の100に相当する額を給付することとなっている。そして、国は、市町村に対して自立支援給付の費用の2分の1を障害者自立支援給付費負担金、障害者医療費国庫負担金等として交付することとなっている。

一方、生活保護については、前記のとおり国が保護費の4分の3について負担金を交付していることから、介護扶助及び医療扶助ではなく自立支援給付を活用することにより、この4分の3と2分の1の差に相当する国庫負担金の額(以下「国庫負担相当額」という。)が低減されることになる。

なお、自立支援法が施行された18年4月1日より前の障害福祉サービス及び更生医療に係る給付については、それぞれ身体障害者福祉法等に基づく支援費及び更生医療として、自立支援給付と同様に市町村から給付されていた。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点)

19年度における被保護者数は154万人で、そのうちの80%の124万人が医療扶助を受けており、その数も年々増加している。また、12年度に介護保険法の施行に合わせて創設された介護扶助の扶助人員は12年度の6万人から19年度は18万人と3倍に増加している。

そこで、本院は、合規性等の観点から、介護扶助及び医療扶助に係る他法他施策のうち障害福祉サービス及び更生医療に係る自立支援給付等の活用が適時適切に行われているかに着目して検査した。

(検査の対象及び方法)

本院は、貴省及び23都道府県の169事業主体の177福祉事務所(以下「検査実施事務所」という。)において、次のとおり、被保護者等を抽出して、負担金の事業実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(注1)

① 検査実施事務所において、19年度に介護扶助を受給している40歳以上65歳未満の被保険者以外の者を中心に被保護者5,133人

② 検査実施事務所のうち、13都道府県^(注2)の113事業主体の121福祉事務所において、19、20両年度に支給された医療扶助に係る診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)13,440件
(検査の結果)

検査したところ、8県、23都道府県管内の127市、12特別区及び1町、計148事業主体の154福祉事務所において、障害福祉サービス及び更生医療に係る自立支援給付の活用が図られていない事態が次のとおり見受けられた。

(1) 障害福祉サービスに係る自立支援給付の活用が図られていないもの

前記の被保護者5,133人について、介護扶助の支給状況を検査したところ、23都道府県の147事業主体の152福祉事務所における被保護者1,589人については、身体障害者手帳を所持していることなどから、介護扶助による訪問介護等の介護サービスの給付に代えて、居宅介護等の障害福祉サービスに係る自立支援給付を受けることが可能であるのに、保護担当部門と障害担当部門との連携等が十分でなかったなどのため、自立支援給付を受けていなかったり、身体障害者手帳の取得後速やかに給付の申請が行われていなかったりなどしていた。

上記の被保護者1,589人について、自立支援給付を適切に活用したとすれば、15年度から20年度までの支給済保護費が35億1518万余円低減されて、自立支援給付の適用に伴う障害者自立支援給付費負担金等の増を考慮しても、国庫負担相当額が8億7879万余円低減されることになる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

A市は、被保護者Bが平成15年9月から21年3月までの間に受けた訪問介護、訪問看護等の介護サービスに対して介護扶助費1279万余円を支給していた。

しかし、Bは15年8月に身体障害者手帳(1級)の交付を受けており、上記の介護サービスのうち訪問介護790万余円については、障害福祉サービスのうちの居宅介護を利用することにより自立支援給付を受けることが可能であったが、A市は、保護担当部門と障害担当部門との連携等が十分でなく、Bに対して自立支援給付の利用申請を指導していなかった。

したがって、Bが障害福祉サービスのうちの居宅介護の利用を申請して、自立支援給付の活用を適切に行ったとすれば、上記の介護扶助費のうち訪問介護に係る支給済保護費790万余円が低減されて、障害者自立支援給付費負担金の増を考慮しても国庫負担相当額が197万余円低減されることになる。

(2) 更生医療に係る自立支援給付の活用が図られていないもの

前記のレセプト13,440件の診療費等の給付状況等を検査したところ、13都道府県の61事業主体の64福祉事務所における1,142件(被保護者313人)について、被保護者が身体障害者手帳を所持していて、更生医療に係る自立支援給付により人工透析療法、ペースメーカー移植術、人工関節置換術等を受けることが可能であるのに、保護担当部門と障害担当部門及び指定医療機関との連携等が十分でなかったなどのため、更生医療の適用を受けていなかったり、指定医療機関への受診開始後速やかに更生医療の適用申請が行われていなかったりしていた。

上記の被保護者について、自立支援給付を適切に活用したとすれば、19、20両年度の支給済保護費が6億1778万余円低減されて、自立支援給付の適用に伴う障害者医療費国庫負担金の増を考慮しても、国庫負担相当額が1億5444万余円低減されることになる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

C市は、被保護者Dが平成20年6月に受けたペースメーカー交換術等に係る医療費について、医療扶助費145万余円を支給していた。

しかし、Dは13年に心臓疾患によりペースメーカー移植術を受けたことにより、心臓機能障害に係る身体障害者手帳(1級)の交付を受けていることから、上記医療費のうち、ペースメーカー交換術に係る医療費113万余円については、C市から更生医療に係る自立支援給付を受けることが可能であったが、C市は、Dの病状把握や保護担当部門と障害担当部門及び指定医療機関との連携等が十分でなく、Dに対して更生医療の適用申請を行うよう指導していなかった。

したがって、Dが更生医療の適用を申請して、その適用を受けたとすれば、上記医療扶助費のうちペースメーカー交換術に係る113万余円の支給済保護費が低減されて、障害者医療費国庫負担金の増を考慮しても国庫負担相当額が28万余円低減されることになる。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

以上のように、障害福祉サービス及び更生医療に係る自立支援給付を受けることが可能であるのに、これを活用することなく介護扶助及び医療扶助を支給していて、自立支援給付の活用が行われていない事態は、生活保護制度の趣旨からみて適切とは認められず、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 事業主体において

- (ア) 介護扶助と自立支援給付との適用関係について、40歳以上65歳未満の被保険者以外の者は自立支援給付が介護扶助に優先されることについての認識が十分でないこと、また、介護扶助の申請の際に、保護担当部門と障害担当部門、指定介護機関等との連携、サービス内容の把握が十分でなく、自立支援給付の適用の可否について検討が十分行われていないこと
- (イ) 医療扶助と自立支援給付との適用関係について、自立支援給付が医療扶助に優先されることについての認識が十分でないこと、また、更生医療に係る制度の理解及び被保護者に係る更生医療の適用症例の把握、並びに保護担当部門と障害担当部門及び指定医療機関との連携が十分でないこと
- (ウ) 被保護者に対する自立支援給付の適用申請に係る周知が十分でないこと

イ 貴省において

- (ア) 他法他施策の適用に当たって、介護扶助及び医療扶助と自立支援給付との適用関係について、事業主体に対して周知が十分でないこと
- (イ) 自立支援給付の活用について、事業主体に対する具体的な指示等が十分でないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

近年、被保護世帯数及び負担金が増加傾向にあり、引き続き保護の適正な実施が強く求められていることから、貴省において、事業主体に対して自立支援給付が未活用なものについて速やかに活用させるよう是正の処置を要求し、また、自立支援給付の活用が適時適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 事業主体に対して次のような技術的助言を行うこと

(ア) 介護扶助と障害福祉サービスに係る自立支援給付との具体的な適用関係について周知徹底を図り、自立支援給付の活用可否について、指定介護機関等と連携しながら主体的に把握させるとともに、保護担当部門と障害担当部門との連携について明確にすること

(イ) 医療扶助と更生医療に係る自立支援給付との適用関係及び更生医療の制度について周知徹底を図り、その適用症例になり得ると認められる場合に適用申請等が適切に行えるよう、保護担当部門と障害担当部門、指定医療機関等との連携について明確にすること

イ 貴省、都道府県等が事業主体に対して行う生活保護法施行事務監査の際に、介護扶助及び医療扶助に係る自立支援給付の活用状況を確認して、福祉事務所に対して改めて指導を徹底すること

ウ 介護扶助及び医療扶助と自立支援給付との適用関係について、介護扶助及び医療扶助に係る運営要領等において、より明確にすること

エ 全国会議等の場において、介護扶助及び医療扶助の支給に当たって、自立支援給付の活用が適切に行われている事業主体の事務処理、研修教材等の優良事例を取り上げるなどして介護扶助及び医療扶助に係る自立支援給付の活用について徹底を図ること

(注1) 23 都道府県 東京都、北海道、大阪府、宮城、茨城、群馬、埼玉、千葉、新潟、石川、福井、長野、愛知、奈良、鳥取、島根、広島、愛媛、高知、福岡、佐賀、宮崎、沖縄各県

(注2) 13 都道府県 東京都、北海道、大阪府、茨城、群馬、埼玉、千葉、新潟、愛知、広島、愛媛、高知、福岡各県

(3) 利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示したもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(徴収勘定) (項)業務取扱費
部 局 等	厚生労働本省
電子申請等関係システムの概要	国民が国の行政機関とこれまで書面を用いてやり取りしてきた申請・届出等について、インターネット等を経由した電子的な申請等によっても行うことができるようにするためのシステム
効果が十分発現していない電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費	47 億 3702 万円(背景金額)(平成 17 年度～20 年度)

【意見を表示したものの概要】

電子申請等関係システムの利用状況について

(平成 21 年 9 月 18 日付け 厚生労働大臣あて)

厚生労働省が運用している労働保険適用徴収システムは、システムの整備・運用等に係る経費が多額(平成 17 年度から 20 年度までの整備・運用等に係る経費 47 億 3702 万余円)に上っているにもかかわらず、電子申請率が 10% 以下と低迷しており、システムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない事態となっている。

(本院が表示した意見の内容は他の分と合わせて 50 ページの内閣の項に総括的に掲記している。)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

国民健康保険の財政調整交付金の交付額の算定を適切なものにするため、退職被保険者等のそ及適用に伴う一般被保険者数の調整を的確に行うよう改善させたもの

会計名及び科目 部 局 等	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)国民健康保険助成費 厚生労働本省(交付決定庁) 28 都府県(支出庁)
交付の根拠 交付先 (保 険 者)	国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号) 市 427、特別区 11、町 396、村 108、一部事務組合 1、計 943 市区町村等(平成 18 年度) 市 315、特別区 9、町 257、村 79、一部事務組合 1、計 661 市区町村等(平成 19 年度)
財政調整交付金の概要	市町村の国民健康保険に係る財政力の不均衡を調整するために交付するもの
上記に対する交付金交付額の合計	7132 億 6532 万余円(平成 18、19 両年度)
過大に算定される結果となっていた交付金の額	28 億 6294 万円(平成 18、19 両年度)

1 制度の概要

(1) 国民健康保険の財政調整交付金

国民健康保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が行う国民健康保険について財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村間で医療費の水準や住民の所得水準の差異により生じている国民健康保険の財政力の不均衡を調整するため、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)に基づいて交付するもので、一定の基準により財政力を測定してその程度に応じて交付する普通調整交付金と、特別の事情を考慮して交付する各種の特

別調整交付金があり、このうち普通調整交付金には医療費等に係るものと介護納付金に係るものがある。

(2) 財政調整交付金の交付額の算定

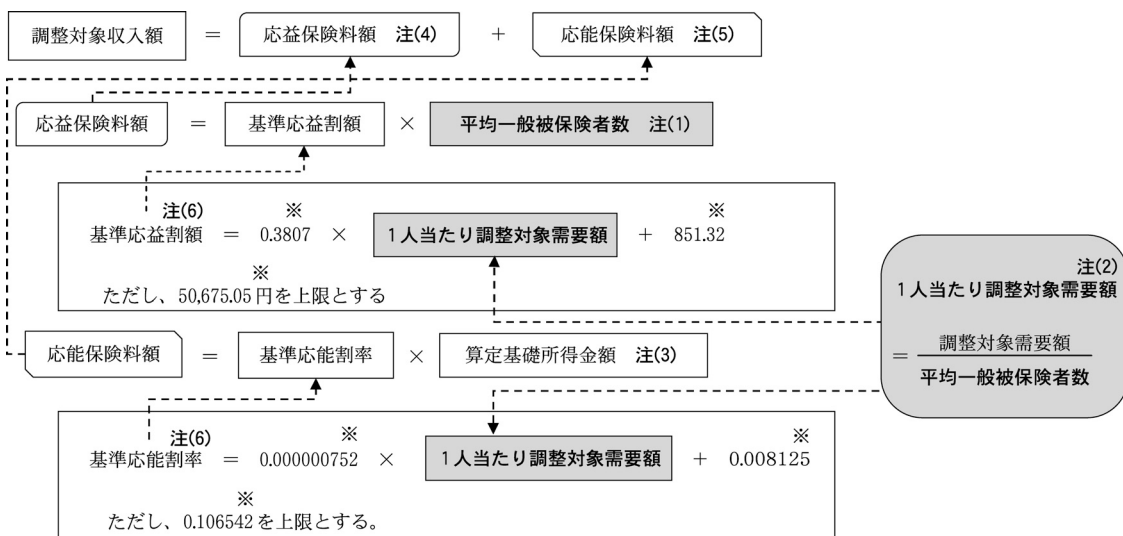
財政調整交付金の交付額の算定方法は、「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」(昭和38年厚生省令第10号。以下「算定省令」という。)において定められている。このほか、財政調整交付金の交付申請及び事業実績報告(以下「実績報告」という。)の手続や実績報告に用いる様式等を示すものとして、厚生労働省は、毎年度、同省保険局長通知(以下「通知」という。)を発出するとともに、通知の添付資料として、実績報告の各様式に記載すべき諸計数の具体的な計算式等の説明書(以下「説明書」という。)を配布している。併せて、交付額の算定に当たっての具体的な留意点や当該年度の変更点を示すものとして同省保険局国民健康保険課事務連絡(以下「事務連絡」という。)を発出している。

これらによって、財政調整交付金のうち、医療費等に係る普通調整交付金の交付額は、当該市町村において、次のとおり、一定の基準により算定される支出額(以下「調整対象需要額」という。)から一定の基準により算定される収入額(以下「調整対象収入額」という。)を控除した額に基づいて算定することとされている。

$$\boxed{\text{交付額}} = \boxed{\text{調整対象需要額}} - \boxed{\text{調整対象収入額}}$$

このうち、調整対象需要額は、退職被保険者(被用者保険の被保険者であった者で、退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に適用される資格を有する者)及びその被扶養者(以下、これらの者を「退職被保険者等」という。)を除いた一般被保険者に係る医療費等を算定の基礎とすることとされている。これは、退職被保険者等に係る医療費については、被用者保険の保険者の拠出金をもって充てられる療養給付費等交付金等で負担する制度があるためである。

また、調整対象収入額は、次のとおり算定することとなっている。



※ 平成18年度の係数等

- 注(1) 平均一般被保険者数 前年度の1月から当該年度の12月までの各月末時点における一般被保険者数の合計数を12で除して算定する。
- 注(2) 1人当たり調整対象需要額 調整対象需要額を平均一般被保険者数で除して算定する。
- 注(3) 算定基礎所得金額 保険料の賦課期日現在の一般被保険者である者の前年における所得金額の合計額。ただし、同一世帯に属する被保険者の所得金額の合計額が、1人当たり調整対象需要額等を用いて別に計算される所得限度額を超えて高額である世帯がある場合には、当該世帯の所得金額のうち所得限度額を超える部分の額に一定の方法により計算した率を乗じて得た額を、一般被保険者の所得金額の合計額から控除して算定する。
- 注(4) 応益保険料額 一般被保険者の受益度に応じて算定されるもので、基準応益割額に平均一般被保険者数を乗じて算定する。
- 注(5) 応能保険料額 一般被保険者の負担能力に応じて算定されるもので、基準応能割率に算定基礎所得金額を乗じて算定する。
- 注(6) 基準応益割額及び基準応能割率 いずれも1人当たり調整対象需要額に厚生労働省が各年度ごとに示す係数を乗ずるなどして計算する。

上記の算定式にあるように、平均一般被保険者数は、普通調整交付金の重要な算定要素となっており、その増減は、交付額の算定結果に大きな影響を与えるものとなっている。

また、平均一般被保険者数は、一部の特別調整交付金(結核・精神病特別交付金等)においても算定要素の一つとなっている。

(3) 退職被保険者等のそ及適用に伴う一般被保険者数の調整

平均一般被保険者数を算定するに当たっては、各市町村が厚生労働省に対して毎月報告している統計資料(以下「月報」という。)に計上した各月末時点の一般被保険者数を用いることとされている。そして、説明書によると、退職被保険者等のうち、届出が遅れるなどしていた退職被保険者等の資格がさかのぼって確認されたことにより、そ及して資格の適用(以下「そ及適用」という。)を行った者(以下「そ及退職被保険者等」という。)がいる場合は、月報に計上した一般被保険者数からそ及退職被保険者等の数を控除して、一般被保険者数の調整を行うこととされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院が平成16年度及び19年度の決算検査報告において、退職被保険者等に係る資格の適用を的確に行うよう指摘したこともあり、市町村は、その適用の適正化を図ってきていることから、そ及適用件数は増加しており、これに伴い、財政調整交付金の交付額の算定に当たって一般被保険者数から控除すべきそ及退職被保険者等の数も増加している状況にある。

そこで、本院は、28都府県の、18年度1,140市区町村等、19年度1,125市区町村等を対象として、合规性、経済性等の観点から、財政調整交付金の交付額の算定に当たって退職被保険者等のそ及適用に伴う一般被保険者数の調整が的確に行われ、ひいては財政調整交付金の交付額が適切に算定されているかに着眼して検査を行った。そして、検査に当たっては、上記のうち301市区町村については会計実地検査を行い、それ以外の18年度839市区町村等、19年度824市区町村等については、それぞれの都府県を通じて調書の提出を受けるなどして検査を行った。

(注1) 平成16年度の決算検査報告は「国民健康保険における退職被保険者の適用の適正化を図るよう改善させたもの」、19年度の決算検査報告は「療養給付費負担金の交付額の算定を適切なものにするため、国民健康保険における退職被保険者の被扶養者の適用を的確に行うよう改善させたもの」である。

(注2) 28都府県 東京都、京都、大阪両府、岩手、山形、福島、茨城、埼玉、千葉、神奈川県、新潟、福井、長野、静岡、愛知、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、徳島、香川、高知、福岡、長崎、宮崎、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、平均一般被保険者数を算定するに当たって、各月末時点の一般被保険者数からそ及退職被保険者等の数を控除して一般被保険者数の調整を行うことは、前記のとおり説明書において示されているものの、調整の具体的な方法については、算定省令、通知、説明書及び事務連絡のいずれにおいても明記されていなかった。また、通知で定めている実績報告の様式上も、各月末時点の一般被保険者数を記載する欄が設けられているのみであり、各月の一般被保険者数から控除すべきそ及退職被保険者等の数の記載欄等は設けられていなかった。

そこで、検査の対象とした市区町村等のうち、普通調整交付金の交付を受けていなかったなどの市町村を除いた18年度28都府県1,044市区町村等、19年度28都府県1,005市区町村等についてみたところ、18年度28都府県943市区町村等、19年度25都府県661市区町村等においては、一般被保険者数の調整を行っていない。これら市区町村等に交付された財政調整交付金は、18年度3924億7915万余円、19年度3207億8616万余円、計7132億6532万余円(普通調整交付金6059億7968万余円、特別調整交付金1072億8563万余円)となっていた。

このように一般被保険者数からそ及退職被保険者等の数を控除する調整を行っていない場合、平均一般被保険者数が過大になることから、1人当たり調整対象需要額は過小となる。この結果、一部で調整対象収入額に変動のない場合もあるが、多くの場合は、調整対象収入額が過小となり、ひいては、普通調整交付金の交付額が過大に算定されることとなる。また、同様に平均一般被保険者数を算定要素としている一部の特別調整交付金についても、交付額が過大に算定されることがある。

上記のことから、本院が、前記の各市区町村等の各年度におけるそ及退職被保険者等の数を調査して、これにより一般被保険者数の調整を行った場合の財政調整交付金の交付額への影響額を一定の条件に基づいて^(注3)計算したところ、財政調整交付金は、18年度3906億7967万余円、19年度3197億2270万余円、計7104億0238万円となり、前記の交付額はこれに比べて、18年度17億9948万余円、19年度10億6345万余円、計28億6294万余円(普通調整交付金28億4110万余円、特別調整交付金2183万余円)が過大に算定される結果となっていた。

(注3) 計算に当たっては、各市町村から報告された前年度の2月1日以降当該年度の12月末日時点までに退職被保険者等の資格の適用があり、かつ、適用月の前月以前にさかのぼって資格を取得したそ及退職被保険者等の数で一般被保険者数を調整することとした。また、この調整に伴う所得限度額の異動の影響については考慮していない。

また、財政調整交付金の交付額の算定に当たって、一般被保険者数の調整を実施しているとしていた市町村についてみても、一般被保険者数から控除すべきそ及退職被保険者等の数の把握方法等が市町村ごとに区々となっている状況であった。

このように、多くの市町村において、一般被保険者数からそ及退職被保険者等の数を控除する調整が本来行われるべきであったのにそれが行われていなかったことにより財政調整交付金が過大に算定される結果となっているなどしている事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、厚生労働省において、通知等にそ及退職被保険者等の数を控除するための具体的な調整方法を明示していなかったこと、また、通知で定めている実績報告の様式においても、控除すべきそ及退職被保険者等の数を記載する欄を設けていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、国民健康保険の財政調整交付金の算定において、退職被保険者等のそ及適用に伴う一般被保険者数の調整を的確に行うよう、21年1月に都道府県に対して通知等を発して、次のような処置を講じた。

ア 都道府県及び市町村に対して、前年度の2月1日以降当該年度の12月末日時点までに退職被保険者等の資格の適用があり、かつ、適用月の前月以前にさかのぼって資格を取得したそ及退職被保険者等の数を一般被保険者数から控除する旨の具体的な調整方法を明示して、これを周知した。

イ 実績報告の様式にそ及退職被保険者等の数の記載欄を設け、これにより市町村が一般被保険者数の調整を的確に行うとともに、都道府県が審査において調整の有無等を容易に確認することができるようにした。

平成18年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

国民健康保険広域化等支援事業費等補助金について

〔平成18年度決算検査報告228ページ参照〕
〔平成19年度決算検査報告392ページ参照〕

1 本院が表示した意見

市町村の国民健康保険事業の運営の広域化、財政の安定化を図ることを目的として、45都道府県が国民健康保険広域化等支援事業費等補助金の交付を受けて、国民健康保険広域化等支援基金を設置、造成し、無利子貸付け等を行っている。しかし、基金を設置した都道府県の3分の2においては全く貸付実績がなく、貸付実績がある他の都道府県においても基金の造成規模に比して利用が十分でないなど、多額の補助金が有効に活用されていないままとなっていた。

したがって、厚生労働省において、貸付条件を見直すなど基金の有効な活用を図るとともに、都道府県ごとの保険者の財政状況等に応じて基金の廃止も含めた事業内容の見直しを行うよう、厚生労働大臣に対して平成19年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、基金の需要動向等の調査結果を踏まえ貸付条件等を見直すこととして21年8月に保険局長通知を改正し、都道府県に対して基金条例等の関連規定を改正するよう通知するなどして利用促進策を講じていた。また、都道府県ごとの保険者の財政状況等に応じて基金の廃止も含めた事業内容の見直しを行うことについては、上記の利用促進策の実施状況を見つつ、都道府県から協議の申入れ等がある場合はその都度検討を行うこととしていた。

平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 生活保護事業の実施における詐取等の事態の防止について

(平成19年度決算検査報告342ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

生活保護の実施に当たり、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所等(以下「福祉事務所」という。)において、保護費等の支給事務等が適正に行われていなかったために現業を担当する所員(以下「現業員」という。)等による保護費の詐取、領得、事務け怠(事務処理を怠って保護費を過大に支給するなどしていたもののうち、懲戒処分を受けたものをいう。)及び亡失(以下、これらを合わせて「詐取等」という。)が発生して、その再発防止対策についても十分でなかったり、詐取等が発生していない福祉事務所においても同様に、事務処理が適正に行われていなかったりしている事態が見受けられた。また、詐取等に係る保護費等について、国庫負担金の精算が速やかに行われていなかったり、厚生労働省において、現業員等による保護費の詐取等について直ちに報告を受ける体制を執っていなかったり、詐取等に係る保護費等が国庫負担の対象とならないよう国庫負担金の精算方法を明確にしていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、精算が速やかに行われていなかった詐取等に係る保護費等について速やかに精算を行うよう事業主体に対して指導して、また、詐取等を防止するため、事業主体における内部統制を十分機能させることなどにより保護費の支給事務等を適正に実施させるとともに、詐取等に係る事案の把握体制や負担金の精算方法等について整備するなどの処置を講ずるよう、厚生労働大臣に対して平成20年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、精算が速やかに行われていなかった詐取等に係る保護費等について速やかに精算を行うよう事業主体に対して指導していた。また、21年3月に都道府県等に対して「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」(厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を発して、生活保護費の支給等の事務処理の適正化とその実施状況についての指導監査時における確認、現業員等による詐取等不正事案の速やかな報告及び現業員等の詐取等に係る国庫負担金の適正な精算等について通知していた。

さらに、21年5月に生活保護費等国庫負担金交付要綱の一部を改正して、詐取等に係る保護費等が国庫負担の対象とならないよう精算方法を明示するなどの処置を講じていた。

(2) 介護保険における財政安定化基金の基金規模について

(平成19年度決算検査報告354ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

財政安定化基金は、都道府県が管内の市町村の介護保険財政の財源に不足が生じた場合に資金の貸付け・交付を行うために設置するもので、国、都道府県及び市町村は、その造成額の3分の1を拠出するなどすることとなっている。そして、都道府県は、拠出に当たり、管内市町村における3年間の介護給付費の見込額の総額に対して、国が定めた標準拠出率を参考にして条例で定めた拠出率等により拠出金を算定することとなっている。検査を実施した24都道府県における造成額に対する貸付け・交付額の割合が、第1期(平成12年度から14年度まで)では17都道府県、第2期(15年度から17年度まで)では19都道府県で30%を下回っているなど、基金の保有額は多くの都道府県で基金需要に対応した規模を大きく上回るものとなっている。

したがって、厚生労働省において、財政安定化基金を適切な規模に保つために、都道府県が基金の一部を拠出者に返還することが適切と判断した場合には基金規模を縮小できるような制度に改めたり、標準拠出率の算定の考え方を都道府県に対して示すとともに都道府県が適切な拠出率を定めるよう助言したりするなどの処置を講ずるよう、厚生労働大臣に対して20年5月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局の処置状況

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、20年8月に国が定める標準拠出率の算定の考え方を都道府県に対して示すとともに各都道府県が基金の保有状況、貸付状況等を十分に検討するなどして適切な拠出率を定めるよう助言することとしていた。なお、標準拠出率については、21年1月に厚生労働省令の一部を改正して、21年度から23年度までの標準拠出率をそれまでの千分の一から一万分の四としたことにより、基金規模の拡大が抑制されることとなった。

そして、基金規模を縮小できるような制度に改めることについては、引き続き検討を行っていくこととしている。

第10 農 林 水 産 省

第3章 第1節 第10 農林水産省

不 当 事 項

工 事 (358) (359)

(358) 国営かんがい排水事業の実施に当たり、据付工事の施工が適切でなかったため、ダム等の管理を行うための制御盤等の地震時における機能の維持が確保されていない状態となっているもの

会計名及び科目	食料安定供給特別会計(国営土地改良事業勘定) (項)土地改良事業費
	〔平成19年度以前は、 国営土地改良事業特別会計 (項)土地改良事業費〕
部 局 等	(1)、(2) 九州農政局 (3) 九州農政局都城盆地農業水利事業所
工 事 名	(1) 都城盆地農業水利事業ダム水管理制御施設製作据付建設工事 (2) 都城盆地農業水利事業都城盆地地区水管理制御施設製作据付建設工事 (3) 平成19年度都城盆地農業水利事業前田南ファームポンド他(水管理整備)工事
工 事 の 概 要	平成18年度から20年度までの間に、木之川内ダムの新設に伴い、同ダム等の管理を行うための制御盤等を設置するなどのもの
工 事 費	(1) 217,875,000円(当初契約額194,250,000円) (2) 232,050,000円(当初契約額207,795,000円) (3) 79,275,000円(当初契約額70,350,000円) 計 529,200,000円(当初契約額472,395,000円)
請 負 人	日本無線株式会社
契 約	(1) 平成19年1月 一般競争契約 (2) 平成19年9月 一般競争契約 (3) 平成20年9月 一般競争契約
支 払	(1) 平成19年2月、20年4月 2回 (2) 平成19年11月、20年4月、21年2月、4月 4回 (3) 平成20年10月、21年4月 2回
不適切な施工となっている工事費	(1) 55,136,608円(平成18、19両年度) (2) 76,627,155円(平成19、20両年度) (3) 26,618,190円(平成20年度) 計 158,381,953円

1 工事の概要

九州農政局及び同局都城盆地農業水利事業所(以下、これらを合わせて「九州農政局等」という。)は、国営かんがい排水事業の一環として、宮崎県都城市山田町山田地内等において、

平成18年度から20年度までの間に、「都城盆地農業水利事業ダム水管理制御施設製作据付建設工事」等3件の工事を工事費計529,200,000円で実施している。

これらの工事は、木之川内ダムの新設に伴い、同ダム等の管理を行うのに必要な24台の制御盤、分電盤等の機器(以下、これらを合わせて「制御盤等」という。)を工場で製作して、同ダムの管理所等に据え付けるなどのものである。そして、九州農政局等は、請負人が本件制御盤等を据え付けるに当たっては、「配電盤・制御盤の耐震設計指針(2003年6月)」(日本電機工業会技術資料JEM-TR144号。以下「JEM指針」という。)に基づいて耐震設計を行い施工させることとしている。

そして、本件各工事の請負人である日本無線株式会社は、JEM指針等に基づき、制御盤等を床又は基礎に固定する際に使用するアンカーボルトについては「あと施工アンカーボルト(おねじ形)」(径12mmのもの計86本。以下「おねじ形ボルト」という。)(参考図参照)を使用することとすれば、地震時に、おねじ形ボルトに作用する引抜力が許容引抜力を下回ることから安全であるとして耐震設計を行い、これに基づき製作図を作成して、設計計算書等とともに九州農政局等に承認申請している。

九州農政局等は、請負人が提出した上記の製作図、設計計算書等を審査の上承認して、これらにより制御盤等を製作し、ダムの管理所等に据え付けるよう指示を行うなどし、本件各工事を実施させていた。

2 検査の結果

本院は、九州農政局等において、合規性等の観点から、本件各工事の施工が適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、これらの工事について、製作図、設計計算書等の書類及び現地の状況を検査したところ、制御盤等の据付工事の施工が次のとおり適切でなかった。

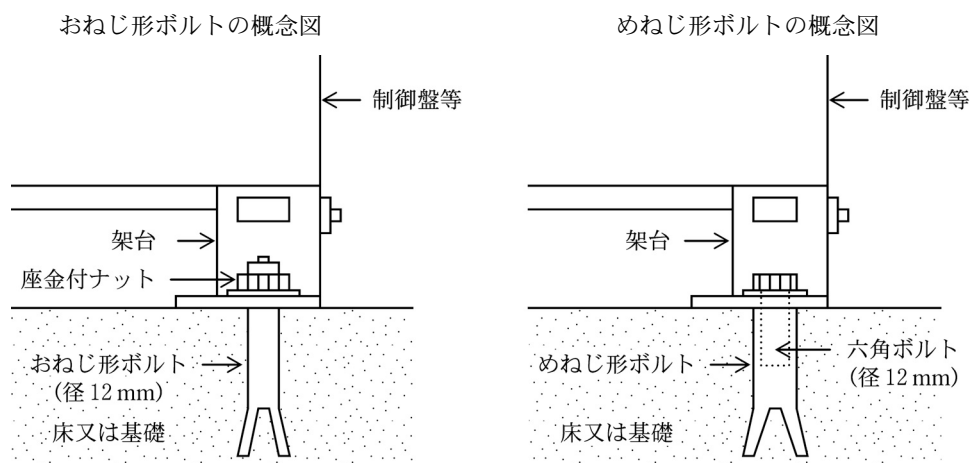
すなわち、前記のとおり、九州農政局等が承認した製作図等においては、制御盤等をおねじ形ボルトにより固定することなどとしていた。しかし、実際には、請負人は、誤って、24台すべての制御盤等を、おねじ形ボルトではなく、JEM指針においては制御盤等の据付けに使用するアンカーボルトとして想定しておらず、許容引抜力の記載がない「あと施工アンカーボルト(めねじ形)」(径12mmのもの計86本。以下「めねじ形ボルト」という。)により床又は基礎に固定していた(参考図参照)。

このめねじ形ボルトの許容引抜力は、JEM指針と同様に農林水産省において電気設備の耐震設計施工に関する指針とされている「自家発電設備耐震設計のガイドライン(2005年8月)」(日本内燃力発電設備協会)によれば0.75kN/本となっていて、おねじ形ボルトの許容引抜力6.57kN/本を大幅に下回っているものである。

以上のように、本件制御盤等の据付けについて、JEM指針において想定されていないめねじ形ボルトにより施工されている事態は、地震時に、制御盤等を固定しているアンカーボルトが床又は基礎から引き抜かれて、制御盤等が移動・転倒して破損するおそれがあり、本件制御盤等の機能の維持が確保されていない状態となっていて、据付工事の施工が適切でなく、これらに係る工事費相当額158,381,953円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、請負人が制御盤等を据え付ける際に、製作図等と異なるアンカーボルトにより施工していたことにもよるが、九州農政局等がこれに対して監督及び検査を十分に行っていなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)



(359) 国営中海土地改良事業の実施に当たり、用水路の目地補修工の施工が設計と著しく相違していたため、工事の目的を達していないもの

会計名及び科目	国営土地改良事業特別会計（平成20年度以降は一般会計） （項）土地改良事業費
部 局 等	中国四国農政局中海干拓建設事業所(契約庁) 中国四国農政局(支出庁)
工 事 名	中海干拓事業古地井手川他用水路整備工事
工 事 の 概 要	用水路のコンクリートの目地からの漏水を防止するなどのために、平成19年度に、水路嵩上 ^{かさ} 工、目地補修工等を施工するもの
工 事 費	13,860,000 円(当初契約額 15,750,000 円)
請 負 人	株式会社ティー・エム・エス
契 約	平成19年12月 公募型指名競争契約
しゅん功検査	平成20年3月
支 払	平成20年4月
不適切な施工となっている工事費	1,779,901 円(平成19年度)

1 工事の概要

この工事は、中国四国農政局中海干拓建設事業所(以下「中海事業所」という。)が、国営中海土地改良事業の一環として、鳥取県米子市車尾^{くずも}南地内等において、農業用水の確保を図ることを目的として設置されている用水路(コンクリート三面張り構造)のコンクリートの目地(28本、延長計123.0m)からの漏水を防止するなどのために、平成19年度に、水路嵩上^{かさ}工、目地補修工等を工事費13,860,000円で実施したものである(参考図参照)。

このうち目地補修工は、目地に新たにシーリング材を充てんして、コンクリートとシーリング材を十分に接着させることにより水密性を確保し、目地からの漏水を防止するものであ

る。そして、中海事業所は、コンクリートとシーリング材のはく離を防止するなどのために、次のように設計し、これにより施工することとしていた(参考図参照)。

ア 各目地を中心として、その両側2 cmの位置にコンクリートカッターで深さ3 cmの切込みを入れ、コンクリートをコンクリートブレイカーで切削して、幅4 cm、深さ3 cmの溝状の切削部を作り、その内部を清掃する。

イ 切削部にシリコン系のシーリング材を充てんする前に、切削部に地下水等が浸入するのを防止するため、止水セメントを厚さが1 cmになるように塗布する。

ウ 止水セメントの表面にシーリング材を充てんする。その際、シーリング材をコンクリートと十分に接着させ水密性を保持するため、接着厚さを2 cm確保することとする。

2 検査の結果

本院は、中海事業所において、合规性等の観点から、施工が適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件工事について、設計図書、工事写真等の書類及び現地の状況を検査したところ、目地補修工の施工が次のとおり適切でなかった。

すなわち、止水セメントの塗布状況が工事写真等では確認できなかったことなどから、現地において8本の目地について計11か所を選定して、シーリング材をはがすなどして施工状況を確認したところ、次のような状況になっていた(参考図参照)。

ア 各目地を中心として、その両側2 cmの位置に入れることとされている切込みは、11か所すべてにおいて、各目地の片側にだけ4 cmの位置に入れていた。

イ 切込み深さは3 cmとされているのに、11か所のうち4か所においては、コンクリートを切削する際にコンクリートブレイカーにより切込み面を損傷しており、切込み深さが確認できない状況であった。また、残りの7か所においては、深さが0.5 cmから1.0 cm(平均0.75 cm)となっており、このため、充てんされたシーリング材とコンクリートとの切込み面における接着厚さは、設計の2 cmを大幅に下回っていた。

ウ 止水セメントは11か所のすべての箇所において、塗布されていなかった。

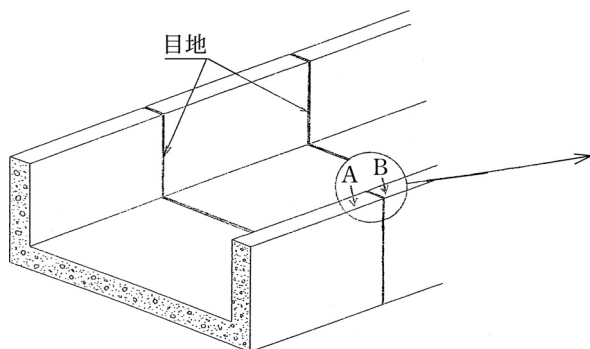
また、その後、中海事業所が、上記の8本の目地以外の20本の目地について施工状況を確認したところ、これらについても同様の状況となっていた。

したがって、本件目地補修工は、施工が設計と著しく相違していたため、シーリング材とコンクリートとの接着厚さが不足するなどとしていて、シーリング材がはく離することなどにより、水密性が確保されず漏水を生ずるおそれがある状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る工事費相当額1,779,901円が不当と認められる。

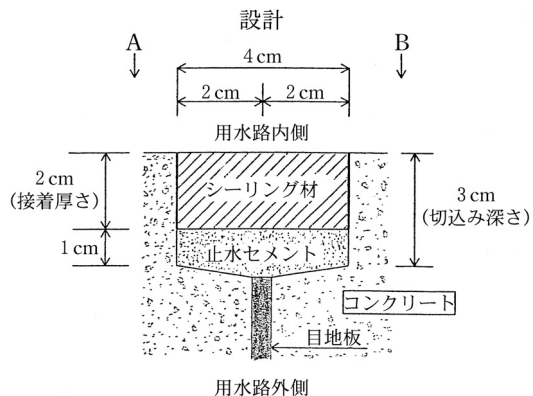
このような事態が生じていたのは、請負人が目地補修工について粗雑な施工をしていたのに、これに対する中海事業所の監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図)

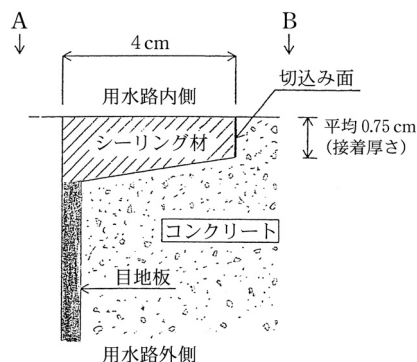
用水路(コンクリート三面張り構造)の概念図



目地の概念図



実際の施工



役 務 (360)-(363)

(360) 指定統計調査等に係る事務の委託費の執行に当たり、委託先において、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って物品の購入等に係る需用費を支払っていて、委託費の支払額が過大となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織) 農林水産本省 (項) 農林漁業統計情報費
部 局 等	農林水産本省
委託費の概要	指定統計調査等に係る事務を実施するために直接必要な需用費等の経費
委託の相手方	5 県知事
過大となっている支払額	6,510,847 円(平成 15 年度～19 年度、5 省分)
上記のうち農林水産省に係る額	455,406 円(平成 15 年度～17 年度、19 年度)

(委託費の概要及び検査の結果については 76 ページの総務省の項に掲記)

(361) プロジェクト研究に係る委託費の経理が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産技術会議 (項)農林水産業技術振興費
部 局 等	農林水産本省
契 約 名	「有用遺伝子活用のための植物(イネ)・動物ゲノム研究」等の委託(平成14年度～16年度)
契 約 の 概 要	農林水産行政上の要請による試験研究等のうち特に必要があると認められる研究の実施
契 約 の 相 手 方	独立行政法人農業生物資源研究所(再委託先 国立大学法人岡山大学(平成16年3月31日以前は岡山大学))
契 約	平成14年6月ほか(再委託契約 14年8月ほか) 随意契約
支 払 額	6,927,318,000円(うち国立大学法人岡山大学への再委託費25,942,000円)(平成14年度～16年度)
不当と認める委託費の支払額	9,339,024円(全額国立大学法人岡山大学への再委託費)(平成14年度～16年度)

1 委託事業の概要

(1) 委託契約の概要

農林水産省は、農林水産行政上の要請による試験研究又は新研究分野の開発若しくは急速な研究水準の向上を必要とする研究のうち特に必要があると認められる研究(以下「プロジェクト研究」という。)を独立行政法人等に委託するなどして実施している。そして、平成14年度から16年度までの間に、「有用遺伝子活用のための植物(イネ)・動物ゲノム研究」等のプロジェクト研究を独立行政法人農業生物資源研究所(以下「生物研」という。)に委託して、当該研究(以下「委託事業」という。)に要する経費を生物研に支払っている。

また、生物研は、委託事業を実施するに当たり、その一部について期間を定めた上で国立大学法人岡山大学(16年3月31日以前は岡山大学。以下「岡山大学」という。)に再委託している。

(2) 委託費の支払額

農林水産省は、委託契約において、委託事業に要した経費の実支出額と委託契約で定めた限度額とのいずれか低い額を委託費の支払額として確定することとしている。

岡山大学は、前記の再委託された委託事業に要した額を14年度から16年度までの計25,942,000円として、生物研に対して委託研究等実績報告書を提出している。そして、生物研は、岡山大学に対する支払額を確定して、他の再委託先等への支払額を合わせて委託事業の実施に要した経費の額を計6,927,318,000円として、農林水産省に対して委託事業実績報告書を提出している。これを受けて、農林水産省は委託費の額を委託事業実績報告書の額と同額と確定して精算している。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、委託費が適切に管理されているかなどに着眼して、再委託先である岡山大学において会計実地検査を行った。そして、実績報告書等の書類により

検査するとともに、委託費の管理が適切でないと思われる事態があったため、岡山大学に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するほか、農林水産省及び生物研が岡山大学の報告を受けて実施した調査の結果についても確認するなどして検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、再委託先である岡山大学において次のとおり不適正な会計経理を行っている事態が見受けられた。

すなわち、岡山大学は、委託事業に従事している研究者から委託事業を実施するために使用する消耗品等(以下「研究用物品」という。)を14、15両年度に5,824,618円で購入したとする納品書、請求書等の提出を受けるなどして、その購入代金を業者に支払っていた。

しかし、このうち5,105,549円については、研究者が業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させ岡山大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせて、これを業者に預けて別途に経理していた。

このほか、実際には研究用物品が委託事業終了後に納品されていたにもかかわらず実際の納品日とは異なる日付の検収印を押印するなどして、委託事業期間中に納品されたこととしていたものなどが14年度から16年度までに計4,233,475円あった。

したがって、岡山大学に対する再委託費は計9,339,024円が過大となっており、ひいては農林水産省から生物研に支払われた委託費が同額過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究者において、再委託費の原資は税金であり、事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、再委託費を経理している岡山大学において、再委託費を適正に執行することについて認識が十分でなく、研究用物品の納品検査が十分でなかったこと、農林水産省及び生物研において、委託費の適正な執行について必要な措置の導入や指導を行っていたものの、その周知徹底が十分でなかったことなどによると認められる。

(362) 保安林の整備・管理に係る委託事業の実施に当たり、委託事業に従事していない臨時職員に対する賃金を委託費に含めていたため、委託費の支払額が過大となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)林野庁 (項)林業振興費
部 局 等	林野庁
契 約 名	保安林整備事業(平成14年度～19年度)
契 約 の 概 要	民有保安林の適正かつ円滑な整備・管理を行うため保安林の指定・解除調査事務等を行うもの
契約の相手方	岐阜県
契 約	平成14年6月ほか 随意契約
支 払 額	70,660,000円(平成14年度～19年度)
過大になっている支払額	5,451,005円(平成14年度～19年度)

1 委託事業の概要

(1) 委託事業の概要

林野庁は、民有保安林の適正かつ円滑な整備・管理を行うことを目的として、保安林整備管理事業実施要領(昭和53年53林野治第1883号林野庁長官通知)に基づき、保安林の指定・解除調査事務等の保安林整備事業を岐阜県に委託して行わせており(以下、委託した事業を「委託事業」という。)、平成14年度から19年度までの委託費の支払額は計70,660,000円となっている。

(2) 委託費の額の確定等

委託契約書によると、事業計画書等に記載された内容の委託事業が終了して、同県から実績報告書の提出を受けたときは、林野庁は、遅滞なく委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうかの検査を行い、適合すると認めたときは、委託事業に要した経費の実支出額と契約で定められた委託費の限度額(以下「支払限度額」という。)のいずれか低い額を委託費の額として確定することとされている。

そして、林野庁は、14年度から19年度までの各年度において、同県から支払限度額と同額で委託事業を実施したとする実績報告書の提出を受け、これに基づき委託費を支払っている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、林野庁及び同県において、合規性等の観点から、委託費の額が委託事業の目的に従った適切なものとなっているかなどに着眼して、委託事業について実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

同県は、同県林政部治山課や農林事務所(旧農山村整備事務所)で雇用した臨時職員のうち、14年度から19年度までの間に計163人の臨時職員が委託事業に従事したとして、委託事業に係る賃金の実支出額を計40,956,000円とする実績報告書を提出していた。

しかし、上記163人の臨時職員の勤務状況を確認したところ、実際に委託事業に従事していたのは132人のみで、残りの31人は委託事業を所管していない部署に配属されていたり、委託事業の対象となっていない保安林標識設置の用務で雇用されていたりして、委託事業に従事していなかった。

したがって、実際に委託事業に従事した132人の賃金の実支出額計35,504,995円に基づき14年度から19年度までの間における適正な委託費の額を計算すると計65,208,995円となり、前記の支払額計70,660,000円との差額計5,451,005円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、また、林野庁において、実績報告書の内容の検査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(363) 水質影響調査業務の請負契約において、諸経費の算定対象とならない水質分析費を誤って対象として諸経費を算定したため、契約額が割高となっているもの

会計名及び科目	国営土地改良事業特別会計 (項)土地改良事業費 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 平成20年度以降は、 一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業生産基盤整備・保全事業費 食料安定供給特別会計(国営土地改良事業勘定) (項)土地改良事業費 </div>
部 局 等	東北農政局馬淵川沿岸農業水利事業所
契 約 名	馬淵川沿岸(一期)農業水利事業大志田ダム貯水池水質影響調査業務
契 約 の 概 要	ダム貯水池周辺における水質影響調査を行うため、採水、水質分析等の業務を行うもの
契 約 の 相 手 方	2会社
契 約	平成16年5月、17年4月、18年4月、19年4月 指名競争契約
契 約 額	43,984,500円(平成16年度～19年度)
割高になっている契約額	5,400,000円(平成16年度～19年度)

1 業務の概要

この業務は、東北農政局馬淵川沿岸農業水利事業所(以下「事業所」という。)^{まべちがわ}が、国営かんがい排水事業の一環として、大志田ダムの貯水池周辺における水質影響調査業務を実施しているものである。そして、事業所は、この業務を平成16年度から18年度までの各年度に株式会社日水コンと、19年度にアジア航測株式会社と、それぞれ請負契約(契約額計43,984,500円)を締結して実施している。

事業所は、上記の請負契約に係る予定価格を、「土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)」(農林水産省農村振興局整備部設計課監修)等(以下「積算基準等」という。)に基づき、毎年度同様の方法で積算している。積算基準等によると、水質調査業務費は水質採水作業費と水質分析費から構成されており、このうち水質採水作業費は、採水作業に直接必要な経費である直接採水費と間接的な経費である諸経費の合計額とされ、諸経費は、直接採水費に諸経費率を乗じて算定することとされている。

2 検査の結果

本院は、事業所において、合規性、経済性等の観点から、請負契約に係る予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、前記の請負契約について、実施設計書等の書類により検査したところ、次のとおり適切でない事態が見受けられた。

18年度請負契約(契約額10,815,000円)において、事業所は、直接採水費に水質分析費を含めた5,056,000円に諸経費率を乗じて諸経費を3,311,000円と算定するなどして、予定価格を11,350,500円と積算していた。

しかし、積算基準等によると、外注により行われる水質分析費等は諸経費の算定対象とならないとされており、上記のように水質分析費を直接採水費に含めて諸経費の算定対象とし、諸経費を算定していたのは適切とは認められない。これは、16、17、19各年度の請負契約においても同様の事態となっていた。

したがって、水質分析費を諸経費の算定対象に含めないことなどとして予定価格を修正計算すると、16年度から19年度までの適正な予定価格は計38,503,277円となり、契約額の合計額43,984,500円はこれに比べて約540万円割高になっており、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業所において、積算基準等に対する認識が十分でなかったこと、予定価格の積算に対する審査・確認等が十分でなかったことなどによると認められる。

補 助 金

(364) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(452)

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省
	(項)農林水産本省 (項)総合食料対策費
	(項)農業・食品産業強化対策費
	(項)農業生産振興費 (項)農村振興費
	(項)農業生産基盤整備事業費
	(項)農業等国際協力推進費等
	(組織)農林水産技術会議
	(項)農林水産業技術振興費
	(組織)林野庁
	(項)林業振興費 (項)森林環境保全整備事業費
	(項)森林居住環境整備事業費等
	(組織)水産庁
	(項)水産業振興費等
	食料安定供給特別会計(農業経営基盤強化勘定)(平成18年度以前は、農業経営基盤強化措置特別会計)
	(項)農地保有合理化促進対策費
	食糧管理特別会計(国内米管理勘定)
	(項)国内米管理費(平成19年度以降は、食料安定供給特別会計(米管理勘定) (項)米管理費)
	森林保険特別会計(項)森林保険業務費
部 局 等	農林水産本省、林野庁、水産庁、7農政局、沖縄総合事務局、22府県
補助等の根拠	土地改良法(昭和24年法律第195号)、森林法(昭和26年法律第249号)等

補助事業者等 (事業主体)	都、府1、県36、市3、団体20、計61補助事業者等(府1、県27、市1、団体7、計36事業主体)
間接補助事業者等 (事業主体)	市14、町8、村1、団体24、その他14、計61間接補助事業者等(市12、町5、団体24、その他14、計55事業主体)
補助事業等 事業費の合計	水土里情報利活用促進事業、経営体育成基盤整備事業等 24,292,184,007円
上記に対する国 庫補助金等交付 額の合計	9,644,318,638円
不当と認める事 業費の合計	659,081,007円
上記に対する不 当と認める国庫 補助金等相当額 の合計	438,799,956円
不適正な経理処 理等により支出 された国庫補助 事務費等の合計	1,474,184,423円
上記に対する不 当と認める国庫 補助金等相当額 の合計	668,776,516円
不当と認める国 庫補助金等相当 額の総計	1,107,576,472円

1 補助金等の概要

農林水産省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性、有効性等の観点から、47都道府県及びその管内の1,720市区町村等並びに232団体において、実績報告書、設計図面等の書類により会計実地検査を行った。また、上記のほか、5団体について、実績報告書等の書類により書面検査を行った。

その結果、28府県、18都府県管内の32市町等及び31団体計91事業主体が実施した水土里情報利活用促進事業、経営体育成基盤整備事業等に係る国庫補助金1,107,576,472円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

(1) 補助金を過大に受給しているもの

31件 不当と認める国庫補助金 58,556,226円

(2) 補助の目的を達していないもの

5件 不当と認める国庫補助金 129,501,737円

(3) 工事の設計が適切でないもの

5件 不当と認める国庫補助金 34,773,073円

(4) 補助対象事業費を過大に精算しているもの	3 件	不当と認める国庫補助金	117,654,474 円
(5) 補助の対象とならないもの及び補助金の交付額の算定が適切でないもの	3 件	不当と認める国庫補助金	43,359,139 円
(6) 補助金の交付額の算定が適切でないもの	2 件	不当と認める国庫補助金	11,636,752 円
(7) 補助対象事業費を過大に精算しているもの及び補助の対象とならないもの	1 件	不当と認める国庫補助金	41,006,812 円
(8) 補助の対象とならないもの	1 件	不当と認める国庫補助金	2,311,743 円
(9) 不適正な経理処理となっているもの及び補助の対象とならないもの	38 件	不当と認める国庫補助金	668,776,516 円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助金を過大に受給しているもの 31 件 不当と認める国庫補助金 58,556,226 円

仕入税額控除した消費税額に係る補助金等を返還していないもの

(31 件 不当と認める国庫補助金 58,556,226 円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(364) 農林水産本省、東北農政局	岩手県土地改良事業団体連合会 (事業主体)、 岩手県、全国土地改良事業団体連合会	岩手県土地改良事業団体連合会 (事業主体)	団体営調査設計ほか4事業	18	335,300	106,722	1,023	398
(365) 同	宮城県、全国土地改良事業団体連合会	宮城県土地改良事業団体連合会 (事業主体)	団体営調査設計ほか4事業	15、16	1,037,536	342,690	2,536	988
(366) 同	秋田県土地改良事業団体連合会 (事業主体)、 秋田県、全国土地改良事業団体連合会	秋田県土地改良事業団体連合会 (事業主体)	団体営調査設計ほか8事業	15～18	1,736,101	611,880	6,624	3,417
(367) 同	山形県、全国土地改良事業団体連合会	山形県土地改良事業団体連合会 (事業主体)	団体営調査設計ほか5事業	15、16	946,184	317,092	2,377	989
(368) 農林水産本省、関東農政局	茨城県土地改良事業団体連合会 (事業主体)、 茨城県、全国土地改良事業団体連合会	茨城県土地改良事業団体連合会 (事業主体)	団体営調査設計ほか8事業	15～19	3,284,958	1,061,785	3,642	2,056
(369) 同	埼玉県、全国土地改良事業団体連合会	埼玉県土地改良事業団体連合会 (事業主体)	団体営調査設計ほか5事業	15～17	1,530,376	491,109	2,047	1,017
(370) 同	千葉県、全国土地改良事業団体連合会	千葉県土地改良事業団体連合会 (事業主体)	団体営調査設計ほか4事業	15～17	1,908,158	601,219	1,003	547

	部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
								千円	千円	千円	千円
第3章 第1節 第10 農林水産省	(371)	関 東 農 政 局		東京都	東京都土地改良事業団体連合会 (事業主体)	団体営調査設計	15、17	2,000	1,000	47	23
	(372)	農林水産本省、 関東農政局		山梨県、全国 土地改良事業 団体連合会	山梨県土地改良事業団体連合会 (事業主体)	団体営調査設計ほか2 事業	18	218,417	69,208	127	63
	(373)	同		長野県土地改良事業 団体連合会 (事業主体)、 長野県、全国 土地改良事業 団体連合会	長野県土地改良事業団体連合会 (事業主体)	団体営調査設計ほか6 事業	15～19	2,362,620	783,571	2,884	1,537
	(374)	農林水産本省、 北陸農政局		石川県、全国 土地改良事業 団体連合会	石川県土地改良事業団体連合会 (事業主体)	団体営調査設計ほか6 事業	15～17	1,284,164	418,717	1,619	762
	(375)	同		福井県、全国 土地改良事業 団体連合会	福井県土地改良事業団体連合会 (事業主体)	基幹水利施設管理技術 者育成支援 ほか4事業	16	244,023	80,130	246	111
	(376)	農林水産本省、 中国四国農政局		鳥取県、全国 土地改良事業 団体連合会	鳥取県土地改良事業団体連合会 (事業主体)	団体営調査設計ほか3 事業	15～17	196,633	79,039	617	308
	(377)	同		島根県、全国 土地改良事業 団体連合会	島根県土地改良事業団体連合会 (事業主体)	団体営調査設計ほか5 事業	15～17	332,675	127,866	1,558	808
	(378)	同		岡山県土地改良事業 団体連合会 (事業主体)、 岡山県、全国 土地改良事業 団体連合会	岡山県土地改良事業団体連合会 (事業主体)	団体営調査設計ほか5 事業	15～17、 19	893,860	358,680	3,392	1,786
	(379)	同		広島県土地改良事業 団体連合会 (事業主体)、 広島県、全国 土地改良事業 団体連合会	広島県土地改良事業団体連合会 (事業主体)	団体営調査設計ほか5 事業	15～19	582,020	295,838	5,258	4,393
	(380)	中国四国農政局		徳島県土地改良事業 団体連合会 (事業主体)、 徳島県	徳島県土地改良事業団体連合会 (事業主体)	団体営調査設計ほか5 事業	15～18	367,124	180,872	3,013	1,470
	(381)	農林水産本省、 中国四国農政局		香川県土地改良事業 団体連合会 (事業主体)、 香川県、全国 土地改良事業 団体連合会	香川県土地改良事業団体連合会 (事業主体)	団体営調査設計ほか5 事業	16～19	714,931	252,071	1,308	869
	(382)	同		愛媛県、全国 土地改良事業 団体連合会	愛媛県土地改良事業団体連合会 (事業主体)	団体営調査設計ほか3 事業	15	181,977	70,781	387	184
	(383)	同		高知県、全国 土地改良事業 団体連合会	高知県土地改良事業団体連合会 (事業主体)	団体営調査設計ほか2 事業	15、16	217,164	72,581	330	165

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額	
							千円	千円	千円	千円	
(384)	農林水産本省、九州農政局		長崎県土地改良事業団体連合会(事業主体)、長崎県、全国土地改良事業団体連合会	長崎県土地改良事業団体連合会(事業主体)	団体営調査設計ほか7事業	15~18	726,710	294,538	4,598	2,651	第3章 第1節
(385)	同		熊本県、全国土地改良事業団体連合会	熊本県土地改良事業団体連合会(事業主体)	団体営調査設計ほか4事業	17	618,292	221,839	1,471	739	第10 農林水産省
(386)	同		大分県、全国土地改良事業団体連合会	大分県土地改良事業団体連合会(事業主体)	団体営調査設計ほか4事業	15~17	880,505	304,252	2,532	1,009	
(387)	同		鹿児島県土地改良事業団体連合会(事業主体)、鹿児島県、全国土地改良事業団体連合会	鹿児島県土地改良事業団体連合会(事業主体)	団体営調査設計ほか6事業	19	240,732	124,738	752	555	
(388)	農林水産本省、沖縄総合事務局		沖縄県、全国土地改良事業団体連合会	沖縄県土地改良事業団体連合会(事業主体)	団体営調査設計ほか2事業	15	189,550	91,174	1,555	777	
(389)	九州農政局	大分県		臼杵市 有限会社豊後大分有機茶生産組合(事業主体)	農業・食品産業強化対策整備	18	403,775	199,947	19,227	9,521	
(390)	水産庁	東京都		大島町 伊豆大島漁業協同組合(事業主体)	漁業経営構造改善	14	87,675	40,249	4,175	1,916	
(391)	同	鹿児島県		肝属郡錦江町 (注1) 大根占町漁業協同組合(事業主体)	漁業経営構造改善	16	103,110	51,555	4,910	2,455	
(392)	沖縄総合事務局	沖縄県		宮古島市 (注4) 平良市漁業協同組合(事業主体)	沖縄県水産業生産基盤等の整備	17	25,620	17,080	1,220	813	
(393)	同	沖縄県		中頭郡与那城町 (注5) 与那城町漁業協同組合(事業主体)	沖縄県水産業拠点強化構造改善特別対策	15、16	67,473	44,982	3,213	2,142	
(394)	同	沖縄県		島尻郡知念村 (注6) 知念村漁業協同組合(事業主体)	高度衛生管理型水産物供給施設モデル整備	15	443,281	295,521	21,108	14,072	
(364)-(394)の計							22,162,945	8,008,740	104,815	58,556	

(注1) 平成17年3月21日以前は大根占町

(注2) 平成18年2月1日以降はおおすみ岬漁業協同組合

(注3) 平成17年9月30日以前は平良市

(注4) 平成18年8月28日以降は宮古島漁業協同組合

(注5) 平成17年4月1日以降はうるま市

(注6) 平成18年1月1日以降は南城市

(注7) 平成18年7月31日以降は知念漁業協同組合

(注8) (注9)
これらの補助事業及び交付金事業(以下、これらを合わせて「補助事業等」という。)は、25都県土地改良事業団体連合会、5漁業協同組合及び1有限会社の計31事業主体が、それぞれ土地改良事業等の適切かつ効率的な運営を確保することや漁家経営の安定化を図ることなどを目的として施設を整備するなどしたものである。このうち、25都県土地改良事業団体連合会が実施する補助事業には、国庫補助金が農林水産本省から全国土地改良事業団体連合会を経由して交付されるもの、地方農政局から直接交付されるもの及び地方農政局から都県を経由して交付されるものがある。

(注8) 補助事業 団体営調査設計事業、土地改良施設維持管理適正化事業、基幹水利施設管理技術者育成支援事業、農村振興支援総合対策事業、水土保全強化対策事業、農地流動化支援水利用調整事業、土地改良事業推進指導事業、経営体育成促進換地等調整事業、農業水利保全支援事業、戦略的畑地農業振興支援事業、水土里情報利活用促進事業、基盤整備促進事業、食の安全・安心確保基盤整備推進対策事業、漁業経営構造改善事業、沖縄県水産業拠点強化構造改善特別対策事業、高度衛生管理型水産物供給施設モデル整備事業

(注9) 交付金事業 農業・食品産業強化対策整備事業、沖縄県水産業生産基盤等の整備事業

そして、前記の31事業主体は、補助事業等を消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)を含め、事業費計22,162,945,050円(国庫補助金等計8,008,740,576円)で実施している。

消費税は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生ずるが、生産、流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」という。)する仕組みが採られている。

そして、補助事業等の事業主体が補助対象の施設、物品等を取得することなども課税仕入れに該当して、上記の仕組みにより確定申告の際に補助事業等で取得した施設、物品等に係る消費税額を仕入税額控除した場合には、事業主体は当該施設、当該物品等に係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

(注10)
また、事業主体が公益法人等である場合は、消費税の確定申告において、補助金収入など資産の譲渡等の対価以外の収入(以下「特定収入」という。)の額を特定収入とそれ以外の収入の合計額で除した割合(以下「特定収入割合」という。)が100分の5以下の場合、特定収入により賄われる消費税額は、課税仕入れに係る消費税額として仕入税額控除できることとなっている。そして、この場合、上記と同様に、事業主体は当該消費税額を実質的に負担していないことになる。

このため、補助事業等の事業主体は、「土地改良事業関係補助金交付要綱」(昭和31年31農地第3966号農林事務次官依命通知)等により、実績報告書の提出後に消費税の申告をして仕入税額控除した消費税額に係る補助金等の額が確定したときには、その金額を速やかに報告するとともに、当該金額を返還しなければならないこととなっている。

上記の31事業主体は、平成15年6月から20年6月までに消費税の確定申告を行い、補助事業等に係る消費税額計104,815,868円を仕入税額控除していた。

しかし、31事業主体は、上記の仕入税額控除した消費税額計104,815,868円に係る補助金等の額計58,556,226円を報告、返還しておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、31事業主体において、補助事業等における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、農林水産省、都、県、市、町、村及び全国土地改良事業団体連合

会において、補助事業等の消費税の取扱いについての指導及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞ 補助事業に係る消費税額を仕入税額控除していたのに、当該消費税額に係る補助金の額を報告、返還していなかったもの

知念村漁業協同組合は、平成15年度に、高度衛生管理型水産物供給施設モデル整備事業を消費税を含めて事業費443,281,650円(国庫補助金295,521,000円)で実施して、16年3月に知念村に実績報告書を提出して、これにより国庫補助対象事業費の精算を受けていた。

そして、同組合は17年5月に消費税の確定申告を行い、本件補助事業に係る消費税額21,108,650円を仕入税額控除していた。

しかし、同組合は、上記の仕入税額控除した消費税額21,108,650円に係る補助金の額14,072,428円を報告、返還していなかった。

＜事例2＞ 特定収入割合が100分の5以下で補助事業に係る消費税額を仕入税額控除していたのに、当該消費税額に係る補助金の額を報告、返還していなかったもの

広島県土地改良事業団体連合会は、平成15年度から19年度までの間に、団体営調査設計事業等の6補助事業を消費税を含めて事業費計582,020,000円(国庫補助金計295,838,490円)で実施して、16年3月から20年4月までに中国四国農政局等へ実績報告書を提出して、これにより国庫補助対象事業費の精算を受けていた。

そして、同連合会は16年5月から20年5月までに各事業年度の消費税の確定申告を行い、特定収入割合がいずれも100分の5以下であることから、本件補助事業に係る消費税額計5,258,900円を仕入税額控除していた。

しかし、同連合会は、上記の仕入税額控除した消費税額計5,258,900円に係る補助金の額計4,393,961円を報告、返還していなかった。

(注10) 公益法人等 国若しくは地方公共団体、消費税法(昭和63年法律第108号)別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等。そして、土地改良事業団体連合会は、同法別表第三に掲げられている。

(2) 補助の目的を達していないもの 5件 不当と認める国庫補助金 129,501,737円

海外農業移住交流事業等の実施が適切でないもの

(4件 不当と認める国庫補助金 87,146,339円)

海外農業移住交流事業は、農業拓植基金協会設立運営指導要綱(昭和34年34振第5823号農林事務次官依命通達。以下「指導要綱」という。)等に基づき設立された財団法人である都道府県農業拓植基金協会(以下「地方基金協会」という。)及び社団法人中央農業拓植基金協会(以下「中央基金協会」という。)が、それぞれの業務方法書に基づき、海外に移住する農業者等(以下「農業移住者等」という。)の営農の安定に必要な資金等の調達を円滑にするため、農業移住者等を資金面で援護しようとする者(以下「援護者」という。)が金融機関から資金を借り入れる際の債務の保証等を行うものである(海外農業移住交流事業の概要については、後掲350ページの「農林水産省が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等の有効活用等を図るよう改善の処置を要求したもの」参照)。

両協会はいずれも、保証債務の弁済に充てるべき資産として国庫補助金、県費補助金等により基金を造成して、基金の運用益を協会の経費に支弁することとしている。そして、援護者が債務の弁済期

限到来の日から3か月を経過してもその債務を履行しない場合には、金融機関からの請求に基づき代位弁済を行い、当該援護者に対する弁済金額に相当する額の求償権を取得することとしている。また、我が国の経済発展や国際社会の情勢の変化に伴い、農業移住者等が減少してきたことなどから、農林水産省(昭和53年7月4日以前は農林省)は、平成8年1月に、地方農業拓植基金協会の取扱いについて(平成8年農林水産省構造改善局農政部地域振興課。以下「取扱通知」という。)を発して、地方基金協会の業務を他の類似団体に統合させる場合には、基金の財産が債務保証業務に適正に使用されるように区分経理を行うことなどが必要であるとしている。

資金援助対策事業(17年度以前は資金援助推進対策事業)は、全国拓植農業協同組合連合会(以下「全拓連」という。)が、国際農業連携活性化特別対策事業実施要綱(平成18年17農振第2162号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)等に基づき、日系農業者等の経営改善及び自立促進を図るため、金融機関が援護者に対して資金を融通した場合に、当該金融機関に対して国庫補助金等により利子補給を行うものである。そして、金融機関は、援護者から提出された借入申込書に基づき利子補給承認申請書を作成して全拓連に提出することなどとされている。

本院が、広島県及び3事業主体において会計実地検査を行ったところ、海外農業移住交流事業を実施した同県及び2事業主体は、解散した地方基金協会から収納した基金残額等を債務保証業務に使用していなかったり、業務の範囲を逸脱した保証による支払のために基金を取り崩していたり、基金の運用益を債務保証業務とは関係のない経費に使用したりしており、また、資金援助対策事業を実施した1事業主体は、実施要綱等で定められた手続に著しく反して利子補給を実施していて、いずれも補助の目的を達していなかったり、業務が適正に実施されていなかったりして、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県及び3事業主体において、国庫補助金等により造成された基金を適正に取り扱うことに対する認識が欠けていたり、実施要綱等に基づき業務を適正に実施することに対する認識が欠けていたりしたことなどによると認められる。

これを部局等別・補助事業者等別に示すと次のとおりである。

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する	不当と認	不当と認
								国庫補助金等交付額	める事業費	める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(395)	農林水産	本省	広島県	財団法人広島県農業拓植基金協会(事業主体)	海外農業移住交流	昭和34~38	22,500	10,000	22,500	10,000

広島県は、財団法人広島県農業拓植基金協会(以下「広島基金協会」という。)に対して補助金を交付し基金を造成させて、債務保証業務を行わせていた。その後、広島基金協会は平成7年12月に解散して、同県は、広島基金協会の債務保証業務は広島県農業信用基金協会(以下「信用基金協会」という。)に引き継がれるとして、8年2月に、広島基金協会が造成した基金22,500,000円のうち、中央基金協会への再保証のための出資金5,000,000円を除く17,500,000円を収納していた。また、中央基金協会への出資金5,000,000円については、広島基金協会が返還請求権を放棄したため、中央基金協会において信用基金協会からの再保証のための出資金として振替処理された。

しかし、結局、信用基金協会が債務保証業務の継承に同意しなかったことから、同県は、7年度以降、債務保証業務を他の団体に引き継ぐことなく、収納した全額を取扱通知に反して区分経理せずに保有していた。また、中央基金協会への出資金については、中央基金協会が信用基金協会名義の出資金で保有したままとなっていた。

したがって、解散した広島基金協会から同県が収納したままとなっていた基金残額17,500,000円、

部	局	等	補助事業者 等	間接補助事 業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に對す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
							千円	千円	千円	千円
										広島基金協会から中央基金協会への出資金5,000,000円、計22,500,000円(国庫補助金相当額10,000,000円)は、債務保証業務に使用されていなかったものである。
(396)	農林水産本省		社団法人中 央農業拓植 基金協会 (事業主体)	—	海外農業移 住交流	昭和 39、40、 44 平成 11～19	321,800	321,500	72,000	71,932

中央基金協会は、平成13年度に全拓連が援護者として金融機関から借り入れた4件の借入金(借入金額計72,000,000円)について債務保証を行い、金融機関からの請求に基づきその全額について代位弁済を行ったとして、全拓連に対する同額の求償権を取得したとしていた。

しかし、中央基金協会が行っていた保証は、実際には、同協会の業務方法書に定められていない金銭消費貸借契約における連帯保証であり、中央基金協会は、16年度から20年度までの間に、当該借入金の元本返済時期が到来する都度、元本返済額相当額を基金から取り崩して、全拓連を経由して金融機関に計72,000,000円を支払い、同額の求償権が発生したとして処理していた。

したがって、上記の支払額72,000,000円(国庫補助金相当額71,932,877円)は、業務の範囲を逸脱した連帯保証のために基金から取り崩されていたものである。

(397)	農林水産本省		全国拓植農 業協同組合 連合会 (事業主体)	—	資金援助対 策	14～20	13,695	13,691	4,412	4,410
-------	--------	--	---------------------------------	---	------------	-------	--------	--------	-------	-------

全拓連は、平成13年度に自らが援護者となって金融機関から借り入れた4件の借入金(借入金額計72,000,000円。前記の海外農業移住交流事業に係る借入金と同一のもの。)について、事業主体として利子補給を行い、当該借入金に係る利子のうち1.25%に相当する金額を金融機関に支払ったとしていた。

しかし、全拓連は、援護者として当該農業移住者等に対して貸付けを行う際、上記の借入金額から利子の一部を預り金として控除して残額を送付しており、事業主体としての上記利子補給の実施に当たり、14年度から20年度までの間に、利払いに際して、利子補給金計4,412,816円を預り金の取崩額と合わせて支払っていた。また、実施要綱等において援護者が行うこととされている借入申込書の金融機関への提出、事業主体が行うこととされている金融機関からの利子補給承認申請書の受領等の手続を行っていなかった。

したがって、本件利子補給(利子補給金額計4,412,816円、国庫補助金相当額計4,410,996円)は、実施要綱等に著しく反して実施されていたものである。

(398)	沖縄総合事務局	沖 縄 県	財団法人沖 縄県農業拓 植基金協会 等 (事業主体)	—	海外農業移 住交流	昭和 47～51	22,400	10,000	1,797	802
-------	---------	-------	--	---	--------------	-------------	--------	--------	-------	-----

沖縄県は、財団法人沖縄県農業拓植基金協会に対して補助金を交付し基金を造成させて、債務保証業務を行わせていた。その後、同協会は平成10年3月に解散して、その業務及び残余財産を引き継いだ財団法人沖縄県国際交流財団も12年3月に解散したことから、現在、債務保証業務及び残余財産は財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団に引き継がれている(以下、これらの財団法人を合わせて「沖縄基金協会等」という。)

一方、同県は、援護者が金融機関から資金を借り受けた場合に、同県の単独事業として、金融機関

(3) 工事の設計が適切でないもの

5件 不当と認める国庫補助金 34,773,073円

落橋防止システムの設計が適切でないもの

(2件 不当と認める国庫補助金 18,802,503円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額	
							千円	千円	千円	千円	
(400)	東北農政局		宮城県 (事業主体)	—	経営体育成 基盤整備	18、19	66,895	33,447	17,969	8,984	
(401)	東海農政局		岐阜県 (事業主体)	—	経営体育成 基盤整備	19	140,952	70,476	19,635	9,817	
(400)	(401)の計							207,847	103,923	37,605	18,802

これらの補助事業は、2県が、ほ場区域内の河川等に橋りょうを新設するために、下部工として橋台の築造、上部工としてプレストレストコンクリート^{けた}桁(以下「PC桁」という。)の製作、架設等を実施したものである。

これらの橋りょうの設計は、重量の大きな車両が通行することから、一般道路と同様に「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)等に基づいて行われている。そして、示方書によると、設計で想定されない地震動が作用するなどした場合でも上部構造の落下を防止することができるように、落橋防止システムを設けることとされている。この落橋防止システムの構成は、落橋防止構造、^(注1)桁かかり長、^(注2)変位制限構造等の中から、橋りょうの形式、地盤条件等に応じて適切に選定することとされている。

このうち落橋防止構造は、上部構造の両端が剛性の高い橋台に支持されていて上部構造の長さが25m以下の橋りょうについては、橋軸方向の変位が生じにくい橋りょうに該当して、その設置を省略することができることとされている。ただし、地震時に橋りょうに影響を与える液状化が生ずる砂質土層等の不安定となる地盤がある場合には、予期しない大きな変位が生ずることがあるため、落橋防止構造の設置を省略してはならないとされている。

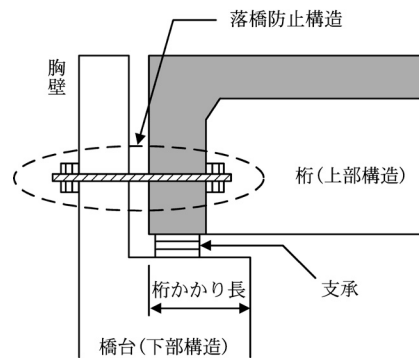
また、落橋防止構造と変位制限構造は、地震時において要求される役割、両構造が作用し始める時期及び変位量が異なることから、これらを兼用すると、一方の機能の喪失が他方の機能の喪失に結びつくため、兼用してはならないとされている。

しかし、2県は、地震時に液状化が生ずる砂質土層の地盤がある場合であるのに落橋防止構造の設置を省略したり、落橋防止構造と変位制限構造を兼用したりして、橋りょう上部工等(事業費計37,605,007円)の所要の安全度が確保されていない状態になっており、これらに係る国庫補助金相当額計18,802,503円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのにこれに対する検査が十分でなかったこと、示方書についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

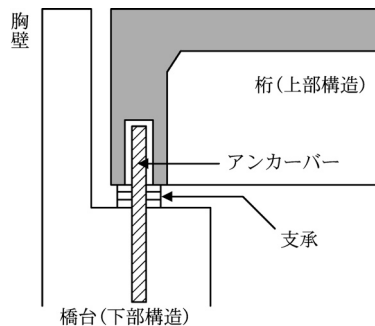
(注1) 落橋防止構造、桁かかり長 桁と橋台の胸壁をPC鋼材で連結するなどして、上下部構造間に予期しない大きな相対変位が生じた場合に、これが桁かかり長(桁端部から下部構造頂部縁端までの長さ)を超えないようにする構造

(参考例)



(注2) 変位制限構造 支承と補完し合って、上下部構造間の相対変位が大きくなるようにするためのもので、桁と橋台をアンカーバーで連結するなどしてその相対変位を制限する構造

(参考例)



これを事業主体別に示すと次のとおりである。

宮城県は、^{かなりきんせい}栗原市金成金生地内において、ほ場区域内の一級河川夏川に橋りょう(橋長18m、幅員7.2m)を新設するために、橋台2基の築造、PC桁の製作、架設等を実施していた。

同県は、本件橋りょうのPC桁の両端が剛性の高い橋台に支持されていること、PC桁の長さが17.9mであることから、橋軸方向の変位が生じにくい橋りょうに該当し、落橋防止構造の設置を省略しても耐震設計上安全であるとして、これにより施工していた。

しかし、本件橋りょうの設計の基礎となっている設計計算書をみると、橋りょうを設置する地盤には、地震時に橋りょうに影響を与える液状化が生ずると判定された砂質土層があった。このため、本件橋りょうは、地震時に不安定となる地盤がある場合に該当して、落橋防止構造を設置する必要があったのに、同県は、誤って、この判定結果を用いることなく、落橋防止構造の設置を省略していた。本件橋りょう上部工等(工事費相当額17,969,397円、これに係る国庫補助金相当額8,984,698円)は、所要の安全度が確保されていない状態になっていた。

また、岐阜県は、海津市南濃町志津地内において、ほ場区域内の排水路に橋りょう(橋長19.2m、幅員8.2m)を新設するために、橋台2基の築造、PC桁の製作、架設等を実施していた。

同県は、本件橋りょうを設置する地盤には地震時に液状化が生ずると判定された砂質土層があり、地震時に不安定となる地盤がある場合に該当することから、落橋防止構造の設置が必要であるとして、落橋防止構造についてはアンカーバーを設置することとしていた。そして、変位制限構造については、落橋防止構造の設計地震力が変位制限構造のそれより大きく、変位制限構造の機能を完全に補完することが可能であるなどとして、その機能を落橋防止構造により兼用させる設計として、これにより施工していた。

しかし、示方書によると、落橋防止構造と変位制限構造は兼用してはならないとされており、設置したアンカーバーが、地震時の当初に変位制限構造として作用する際に、予期しない損傷が生じた場合には、その後落橋防止構造として機能しないこととなり、本件橋りょう上部工等(工事費相当額19,635,610円、これに係る国庫補助金相当額9,817,805円)は、所要の安全度が確保されていない状態になっていた。

農業用排水路の設計が適切でないもの (1件 不当と認める国庫補助金 13,068,414円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(402)	関 東	農 政 局	栃 木 県	栃木県下都賀郡藤岡町(事業主体)	元気な地域づくり交付金	19	34,810	17,405	26,136	13,068

この交付金事業は、藤岡町が、中耕地地区において、農業用排水路(延長419.4m)を整備し湛水被害の解消を図ることなどを目的として、プレキャスト水路工、プレキャストカルバート工等を実施したものである。

このうちプレキャスト水路工は、農業用排水路の開きよ部にプレキャスト製U型水路(延長計345.3m。以下「U型水路」という。)を、プレキャストカルバート工は、農業用排水路が町道等の下部を通過する暗きよ部にプレキャスト製ボックスカルバート(以下「カルバート」という。)6基を、それぞれ設置するなどのものである。同町は、このうち地盤が比較的軟弱な区間に設置されるU型水路(延長計283.2m)及びカルバート3基(延長計27.6m)について、「土地改良事業計画設計基準・設計「水路工」(農林水産省農村振興局制定。以下「設計基準」という。)等に基づき、基礎杭として松杭を打設することとして、次のように設計していた(参考図参照)。

ア U型水路については、その重量を5.0kN/mとするなどして、松杭に作用する軸方向押込み力(以下「押込み力」という。)を算出し、これを、松杭の周面摩擦力と先端支持力を合計するなどして算出した松杭1本当たりの軸方向許容押込み支持力(以下「許容支持力」という。)で除した数値が、松杭の支持層が砂れき層の場合は1m当たり0.62本などとなることから、安定計算上安全となるようU型水路の延長1m当たりに松杭を1本打設する。

イ カルバート3基については、安定計算を行わず、U型水路の設計と同様に、カルバートの延長1m当たりに松杭を1本打設する。

そして、同町は、この設計に基づき施工することとして、本件工事を発注していた。

しかし、上記のU型水路及びカルバートの設計が次のとおり適切でなかった。

ア U型水路の実際の重量は最大9.4kN/mなどとなっていて、設計で用いた重量5.0kN/mは誤りであった。また、設計基準等によると、砂れき層等については、地盤強度(N値)が30程度以上あれば良質な支持層とみなしてよいとされているが、当該区間の地質調査の結果によると、松杭の先端付近のN値は26以下であることから、本件松杭は、良質な支持層に支持されていないおそれがあり、設計において先端支持力を考慮することは適切ではない。

イ カルバートは、上部の道路舗装、通行する車両等の重量のため押込み力がU型水路に比較して大きなものとなることから、U型水路とは別途に安定計算を行う必要がある。

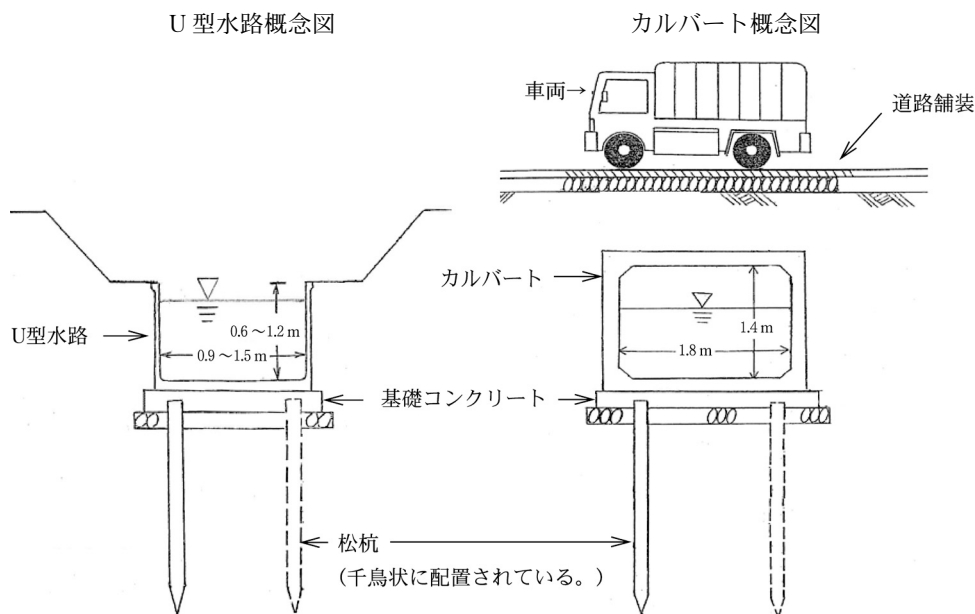
そこで、U型水路については実際の重量に基づくなどして、また、カルバートについては別途に設計計算を行うこととして、改めて安定計算等を行って松杭の延長1m当たりの本数を算定すると、U型水路については、最小1.03本、最大2.50本、また、カルバート3基については、最小

10.58本、最大11.79本となるなど、前記の設計値である1m当たり1本はいずれも安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件U型水路及びカルバート等(工事費相当額26,136,829円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態となっており、これらに係る交付金相当額13,068,414円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのにこれに対する検査が十分でなかったこと、栃木県において、同町に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図)



擁壁の設計が適切でないもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,604,206円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(403) 東海農政局	岐阜県	揖斐郡揖斐川町	バイオマス変換施設整備(事業主体)	19	29,813	14,393	3,208	1,604

この交付金事業は、揖斐川町が、揖斐地区において、バイオマス変換施設への進入路を整備するために、擁壁工、排水工等を実施したものである。

このうち擁壁工は、進入路における切土法面の安定を図るために、ブロック積擁壁(高さ1.8m~5.0m、延長計132.1m)を築造するものである。

そして、本件擁壁については、その高さなどにより1号擁壁から3号擁壁に区分し、それぞれについていずれも擁壁背後の地面が水平であるとして、擁壁に作用する土圧を算定して、この土圧により擁壁の転倒及び基礎地盤の支持力に対する安定計算を行い、安全であるとしてこれにより施工していた。

しかし、1号擁壁の実際の擁壁背後の地形の一部は、擁壁から約1mの部分についてはほぼ水平であるものの、それより先の部分については上方に勾配のある傾斜地となっていた(参考図参照)。そし

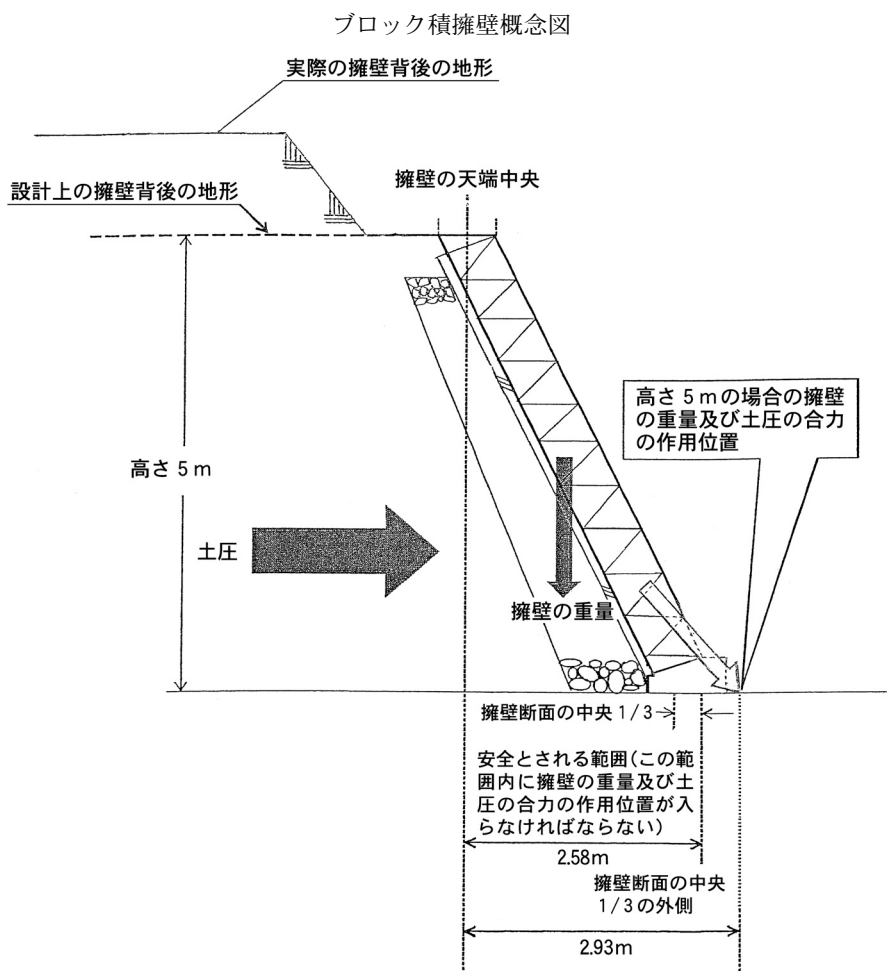
て、このような場合には、擁壁に作用する土圧が擁壁背後の地面が水平である場合より増加する可能性がある。

そこで、実際の地形形状に基づき擁壁に作用する土圧を算定すると、1号擁壁の一部区間(高さ4.8m~5.0m、延長22.8m)については、土圧が増加することにより擁壁の重量及び土圧の合力の作用位置と擁壁の天端中央との水平距離が最大で2.93mとなり、転倒に対して安全とされる範囲の上限値である2.58mを上回っていて、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった(参考図参照)。

したがって、本件擁壁等のうち上記の1号擁壁の一部区間(工事費相当額3,208,412円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額1,604,206円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのにこれに対する検査が十分でなかったこと、岐阜県において、同町に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図)



駐車場の整備面積の算定が適切でないもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,297,950 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(404)	東海農政局		岐阜県	飛騨市(事業主体)	新山村振興等農林漁業特別対策	16, 17	127,375	63,687	2,595	1,297

この補助事業は、飛騨市が、農作業体験等を通じて都市住民の農林業に対する理解を図るなどのため、新山村振興等農林漁業特別対策事業計画(以下「事業計画」という。)に基づき、同市河合地区に体験農園施設及び駐車場を整備したものである。また、同市は、事業計画に基づき、体験農園施設に隣接して、地域の農産物の販売等を行う地域資源活用総合交流促進施設(以下「促進施設」という。)を別途整備している。

そして、同市は、駐車場の整備面積について、利用者数を1か月当たり利用者数が最大となる8月の促進施設の利用者数6,500人と体験農園施設の利用者数3,500人を合計した10,000人とするなどして、乗用車57台分の1,813㎡と算定し、これにより駐車場を整備していた。

しかし、事業計画には、体験農園施設の利用者数は促進施設の利用者数の内数であることが明記されていることから、8月の駐車場の利用者数は、10,000人ではなく促進施設の利用者数6,500人となる。

したがって、これにより駐車場の整備面積を算定すると、乗用車41台分の1,243㎡となり、本件駐車場は、整備面積の算定が適切でなかったため、整備面積が570㎡(工事費相当額2,595,900円)過大になっていて、これに係る国庫補助金相当額1,297,950円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、促進施設の利用者数の内数である体験農園施設の利用者数を外数であると誤認したこと、岐阜県において、同市に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(4) 補助対象事業費を過大に精算しているもの

3件 不当と認める国庫補助金 117,654,474 円

水土里情報利活用促進事業の事業費を過大に精算しているもの

(2件 不当と認める国庫補助金 116,430,905 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(405)	北陸農政局		石川県土地改良事業団体連合会(事業主体)	—	水土里情報利活用促進	18	85,000	85,000	1,094	1,094
						19	44,000	44,000	927	927
						20	166,500	166,500	407	407
						計	295,500	295,500	2,429	2,429
(406)	九州農政局		熊本県土地改良事業団体連合会(事業主体)	—	水土里情報利活用促進	18	80,000	80,000	7,287	7,287
						19	67,000	67,000	19,317	19,317
						20	260,000	260,000	87,395	87,395
						計	407,000	407,000	114,001	114,001
(405)	(406)の計					702,500	702,500	116,430	116,430	

これらの補助事業は、農地や水利施設等に関する地図情報及び農地情報の整備及び管理・提供システムの導入を行うために、農地筆・区画に係る農地面積等の各種情報をデータベース化する作業等を実施するものである。

石川県土地改良事業団体連合会及び熊本県土地改良事業団体連合会(以下、これらを合わせて「2連合会」という。)は、本件補助事業の実施に当たり、平成18年度から20年度までの間に計702,500,000円の事業費を要したとして、それぞれ北陸農政局又は九州農政局に実績報告書を提出して、同額の国庫補助金の交付を受けていた。そして、事業費のうち技術員手当等、共済費等については、18年度から20年度までの間に2連合会の職員が本件補助事業に従事した人日数等により算定するなどしていた。

しかし、2連合会は、職員が補助事業以外の業務に従事していた日を補助事業従事人日数に含めるなどしており、補助事業に従事した実際の人日数等により本件補助事業の適正な事業費を算定すると計586,069,095円となり、上記の事業費計702,500,000円との差額計116,430,905円が過大に精算されていて、これらに係る国庫補助金計116,430,905円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2連合会において、補助事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、北陸農政局及び九州農政局において、実績報告書の審査、確認が十分でなかったことなどによると認められる。

2連合会のうち熊本県土地改良事業団体連合会の事態を示すと次のとおりである。

熊本県土地改良事業団体連合会は、18年度から20年度までの間に計407,000,000円の事業費を要したとして、九州農政局に実績報告書を提出して、同額の国庫補助金の交付を受けていた。そして、事業費のうち技術員手当等、共済費及び賃金については、本件補助事業に従事した職員の費用と臨時職員の賃金を計231,696,963円と算定するなどしていた。

しかし、本件補助事業に従事したとする職員及び臨時職員の勤務状況等を精査したところ、実際には本件補助事業に全く従事していない者をその対象に含めていたり、従事していた者についても、実際の従事時間数を記載した書類は保存されておらず、実際に実施されていた農地面積等のデータベース化作業等に要した人日数が把握できない状況となっていたりしていた。

そこで、全国土地改良事業団体連合会が作成した水土里情報システムデータ作成業務の積算基準等を用いて、18年度から20年度までの間に作成されたデータベースの規模等に基づき、一般的にその作成に必要となる人日数を算出するなどして適正な事業費を算定すると、計292,998,953円となり、前記の事業費計407,000,000円との差額計114,001,047円が過大に精算されていた。

地域バイオマス発見・活用促進事業の補助対象事業費を過大に精算しているもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,223,569円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(407)	東北農政局		株式会社循環社会研究所 (事業主体)	—	地域バイオマス発見・活用促進	19	32,100	32,000	1,323	1,223

この補助事業は、株式会社循環社会研究所が、東北農政局管内において、地域バイオマスの賦存^(注)量・利用状況等の実地調査及び地域バイオマス利活用の普及・啓発のための協議会や研修会の開催等を行ったものである。

同会社は、本件補助事業を32,100,336円(国庫補助対象事業費同額)で実施したとして、同農政局に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金32,000,000円の交付を受けていた。

しかし、同会社は、本件補助事業の実際に要した事業費 30,776,431 円には既に消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)が含まれていて見込む必要がないにもかかわらず、この事業費から旅費 4,298,315 円を除いた額 26,478,116 円に 5 % を乗じて算出した額 1,323,905 円を消費税相当額として誤って加算して、本件補助対象事業費を過大に算定していた。

したがって、適正な国庫補助対象事業費は 30,776,431 円となり、前記の国庫補助対象事業費 32,100,336 円との差額 1,323,905 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額 1,223,569 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同会社において、補助事業における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、同農政局において、本件補助事業の審査、確認及び同会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 賦存量 資源の潜在的な存在量

(5) 補助の対象とならないもの及び補助金の交付額の算定が適切でないもの

3 件 不当と認める国庫補助金 43,359,139 円

中山間地域等直接支払交付金が交付の対象とならない農用地について交付されるなどしているもの (2 件 不当と認める国庫補助金 1,098,139 円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(408) 近畿農政局	兵庫県	佐用郡佐用町 (事業主体)	中山間地域等直接支払交付金	12~20	15,475	7,737	1,948	974
(409) 同	同	津名郡北淡町 (注) (事業主体)	同	12~16	2,828	1,414	248	124
(408)(409)の計					18,304	9,152	2,196	1,098

(注) 平成 17 年 4 月 1 日以降は淡路市

これらの交付金事業は、2 町が、集落協定を締結した農業者に対して、中山間地域等直接支払交付金(以下「中山間交付金」という。)を交付するものである。中山間交付金は、平地地域と中山間地域等との農業生産条件の不利性を直接的に補正するため、中山間地域等の農業者等に対して交付されるものである。そして、交付の対象となる農用地(以下「対象農用地」という。)は、山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)等に基づき振興山村地域等に指定されている地域等内の農用地区域内に存する農用地であって、勾配が 1/100 以上 1/20 未満の田等(以下「緩傾斜農用地」という。)で市町村長が特に必要と認めるもの、勾配が 1/20 以上の田等(以下「急傾斜農用地」という。)などとされている。また、農用地の勾配については、一つの農用地又は畦畔等を境に隣接している農用地を 1 団地として団地ごとに測定し、当該農用地が対象農用地に該当するかを判定することなどとされている。

しかし、2 町は、複数の団地を誤って 1 団地として勾配を測定していたため、当該町長が交付の対象として特に必要と認めていない緩傾斜農用地の団地が、対象農用地に含められるなどしており、中山間交付金が過大に交付されていて、交付金 1,098,139 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2 町において、農用地の勾配を測定する対象となる団地の把握方法に対する理解が十分でなかったこと、兵庫県において、2 町に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

北淡町は、平成12年度から16年度までの間を実施期間とするA集落協定において対象農用地とされている8団地(田)について、団地ごとに勾配を測定した上で、それぞれの勾配を農用地面積で加重平均して算定した平均勾配が1/8であるとして、これにより8団地がすべて急傾斜農用地に該当するとしていた。

しかし、前記のとおり、農用地の勾配については団地ごとに測定し、当該農用地が対象農用地に該当するかを判定することとされているのに、上記のように平均勾配によりすべての団地を急傾斜農用地に該当するとしていたため、北淡町長が対象農用地として特に必要と認めていない緩傾斜農用地の1団地が対象農用地に含まれる結果となっていた。

したがって、本件中山間交付金は、対象農用地に該当しない農用地を対象として交付されており、適正な中山間交付金との差額248,220円が交付の対象とならない農用地について交付されていて、これに係る国庫補助金相当額124,110円が不当と認められる。

森林整備事業の補助の対象とならないもの及び補助金の交付額の算定が適切でないもの
(1件 不当と認める国庫補助金 42,261,000円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等交付額			
							千円	千円	千円	千円			
(410)	林	野	庁	大	分	県	おおいた森林組合(事業主体)	森林環境保全整備、森林居住環境整備	17~20	268,500	80,550	140,870	42,261

この補助事業は、おおいた森林組合(以下「組合」という。)が、大分市において、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、森林環境の保全に資するなどのために、植栽、下刈、間伐等の森林整備事業計641件を実施したものである。

森林環境保全整備事業実施要領(平成14年13林整整第885号林野庁長官通知)等によると、補助金の額は、植栽、下刈、間伐等の事業区分ごとに定められた標準単価に事業実施面積を乗ずるなどして算出した補助対象事業費に補助率を乗じて算定することとなっている。

森林環境保全整備事業のうち流域公益保全林整備事業等及び森林居住環境整備事業の植栽、下刈、間伐等の事業については、1施行地の事業実施面積が0.1ha以上の場合を補助対象としている。また、これらの事業のうち間伐の事業については、林齢11年から35年の人工林を補助対象としているほか、間伐率がおおむね20%以上となるものを補助対象としており、間伐率により標準単価が異なっている。

検査したところ、組合が間伐等を実施したとしていた前記641件のうち65件(事業実施面積計137.6ha)については、架空の施行地を設定したり、前年度に間伐等が実施された施行地を再度申請したりなどしていたものであり、実際には事業を実施していなかった。また、263件(事業実施面積計314.9ha)については、測量データを改ざんしたり、事業を実施していない面積を含めたりなどして事業実施面積を水増しするなどして、計148.3haが過大となっていた。さらに15件(事業実施面積計2.0ha)については、1施行地当たりの実際の事業実施面積が0.1ha未満であり、補助の対象とならないものであった。

このほか、実際の林齢が35年を超えているものが9件(事業実施面積計28.5ha)、実際の間伐率が

要領等で定められた率を下回っているものが8件(事業実施面積計9.5ha)あり、いずれも補助の対象とならないものであった。また、実際よりも高い間伐率で実施したとするなどしていたため高額な標準単価を適用していたものも4件(事業実施面積計1.4ha)見受けられた。

したがって、上記の事態計364件のうち97件に係る補助対象事業費計75,351,000円については補助の対象とは認められず、また、267件に係る補助対象事業費計142,585,000円については計65,519,000円が過大に算定されており、これらの補助対象事業費と認められない金額計140,870,000円に係る国庫補助金計42,261,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、組合において補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、大分県において組合に対する指導監督及び検査が適切でなかったことなどによると認められる。

(6) 補助金の交付額の算定が適切でないもの

2件 不当と認める国庫補助金 11,636,752円

緑の雇用担い手対策事業の補助金額が過大となっているもの

(1件 不当と認める国庫補助金 6,937,600円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等交付額	
							千円	千円	千円	千円	
(411)	林	野	庁	全国森林組合連合会	沖縄県森林組合連合会(事業主体)	緑の雇用担い手対策	18、19	11,861	11,861	6,937	6,937

この補助事業は、沖縄県森林組合連合会(以下「県森連」という。)が、林業就業に意欲のある若者等を林業の担い手として定着させることを目的として、平成18年度に研修生5名、19年度に研修生3名を対象に、研修を実施したもので、県森連は、研修を行った指導員に対する謝金として、18年度は80人日分、19年度は185人日分要したなどとして、全国森林組合連合会に対して事業費の実績報告を行い、助成金18年度3,962,000円、19年度7,899,100円、計11,861,100円(国庫補助金同額)の交付を受けていた。

検査したところ、実際に研修が実施されていたと確認できた日数は、18年度は7日から16日、19年度は8日から10日であり、また、これらの研修に係る指導員の指導人日数は、18年度は16人日、19年度は8人日にすぎない状況となっていたのに、県森連は、指導員が地方に宿泊を伴う出張をしたり、研修生が県森連の経営する木材加工施設で1日中木工作業の業務に従事したりしていて研修を実施していない日についても研修を実施したとする虚偽の実績報告を行っていた。

したがって、上記の研修日数に基づいて、適正な事業費を算定すると計4,923,500円(18年度2,701,400円、19年度2,222,100円)となり、前記の助成金計11,861,100円との差額計6,937,600円(国庫補助金同額)が過大に交付されており、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、県森連において、本事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、全国森林組合連合会において、県森連に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

異常補てん交付金が過大に交付されているもの

(1件 不当と認める国庫補助金 4,699,152円)

異常補てん交付金交付事業は、社団法人配合飼料供給安定機構(以下「安定機構」という。)が、配合飼料価格安定対策事業実施要綱(昭和50年50畜B第302号農林事務次官依命通知。以下「要綱」という。)等

に基づき、輸入原料価格が著しく高騰して、配合飼料が大幅に値上がりした場合において、その畜産経営者に及ぼす影響を緩和するため、畜産経営者に対する価格差補てんを行う社団法人全日本配合飼料価格・畜産安定基金(以下「商系基金」という。)、社団法人全国配合飼料供給安定基金(以下「全農基金」という。)及び社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金(以下「畜産基金」という。)に対し異常補てん交付金を交付するものであり、農林水産省は、当該異常補てん交付金の財源の一部として安定機構に対して国庫補助金を交付している。

上記の各基金は、要綱等により、安定機構から異常補てん交付金の交付を受けたときは、各基金に加入している畜産経営者に対して、配合飼料の購入実績に応ずるなどして、農業協同組合等を通じて速やかに異常補てん金を交付するものとされている。

そして、異常補てん金の交付対象となる畜産経営者は、牛、豚、鶏等を一定規模以上常時飼養し、各基金の会員である飼料会社等が供給する配合飼料を購入する計画を有するなどする者とされている。

本院が、この事業について安定機構、商系基金、全農基金及び畜産基金において会計実地検査を行うとともに、78 農協等において異常補てん金の交付状況等を調査したところ、次のような事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(412) 農林水産本省	社団法人配合飼料供給安定機構	社団法人全日本配合飼料価格・畜産安定基金等3基金(事業主体)	異常補てん交付金交付	18、19	33,870	16,935	9,398	4,699

愛媛東予養鶏農業協同組合(以下「農協」という。)は、自らが異常補てん金の交付対象となる畜産経営者であるとして、加入している商系基金から計7,024,702円の異常補てん金の交付を受けていた。また、農協は、農協の組合員で全農基金又は畜産基金に加入している畜産経営者(以下「加入畜産経営者」という。)に対する異常補てん金として、両基金から計26,846,096円の交付を受けていた。

しかし、農協は、家畜を飼養していないことから、異常補てん金の交付対象となる畜産経営者に該当せず、異常補てん金の交付対象とはならないものであった。また、農協は、加入畜産経営者による配合飼料の購入実績を水増しするなどして、全農基金及び畜産基金から異常補てん金の交付を計2,373,602円過大に受けていた。

したがって、農協は、商系基金から計7,024,702円、また、全農基金及び畜産基金から計2,373,602円、合計9,398,304円の異常補てん金の交付を不適正に受けていたものであり、この結果、当該異常補てん金と同額の異常補てん交付金が安定機構から各基金に過大に交付されていたことになり、これに係る国庫補助金相当額4,699,152円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、農協において、本事業の適正な実施に対する認識が十分でなかったこと、前記の各基金において、本事業に対する審査及び確認が十分でなかったこと、安定機構において、本事業に対する審査及び確認並びに前記の各基金及び農協に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(7) 補助対象事業費を過大に精算しているもの及び補助の対象とならないもの

1件 不当と認める国庫補助金 41,006,812円

食品製造工程管理技術力高度化促進事業の補助対象事業費を過大に精算するなどしているもの
(1件 不当と認める国庫補助金 41,006,812円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(413) 農林水産本省	社団法人日本食品衛生協会 (事業主体)	—	食品製造工程管理技術力高度化促進事業	15～19	354,316	354,316	41,006	41,006

この補助事業は、社団法人日本食品衛生協会(以下「協会」という。)^(注)が、中小食品製造事業所等において HACCP に係る取組を的確に指導できる人材を育成するなどのため、衛生・品質管理を担当する者等を対象に、HACCP システムの基礎等を学ぶ研修を行うものである。研修は、協会本部が中心となり、研修開催地において、当該都道府県等に設置されている協会の支部等の協力の下に実施されている。

そして、協会は、本件補助事業を、平成 15 年度から 19 年度までの間に計 354,316,000 円(国庫補助対象事業費同額)で実施したとして、農林水産本省に実績報告書を提出して、これにより同額の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、協会は、次のような補助の対象とは認められない経費(アからオまでの合計 41,006,812 円)を本件補助対象事業費に含めていた。

- ア 本件補助事業を実施するための事務所は、協会が所有する本部ビル内に設置されていることから、発生することがあり得ない事務所の賃借料等 計 17,603,281 円
- イ 研修の事務経費のうち、使用されていなかった経費 計 2,300,000 円
- ウ 研修の事務経費のうち、領収書等による支払の事実の裏付けがないなど、本件補助事業に係る経費であることの確認ができない経費 計 4,411,795 円
- エ 本件補助事業の実施に関係がない什器等に係る経費 計 2,483,987 円
- オ 補助金の交付決定等の前に農林水産本省の了解を得ることなく事業に着手したことに係る協会本部の人件費等 計 14,207,749 円

したがって、適正な国庫補助対象事業費は、計 313,309,188 円となり、前記の国庫補助対象事業費計 354,316,000 円との差額計 41,006,812 円が過大に精算されるなどして、これに係る国庫補助金相当額計 41,006,812 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協会において、補助事業の適正な実施についての認識が欠けていたこと、同省において、本件補助事業の審査、確認及び協会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) HACCP 食品のすべての製造工程で、あらかじめ危害を予測し、危害防止につながるポイントで継続的に監視・是正することにより、問題のある製品の出荷を未然に防止する管理手法

(8) 補助の対象とならないもの 1件 不当と認める国庫補助金 2,311,743 円

集落営農組織の設立に至らず事業の一部が補助の対象とならないもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,311,743 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(414)	中国	四国	農政局	山口県担い手育成総合支援協議会(事業主体)	—	18	37,909	37,909	2,311	2,311
					集落営農育成・確保緊急支援					

この補助事業は、山口県担い手育成総合支援協議会が、集落営農経営の実現に向けた体制の確立を図るため、集落営農の組織化・法人化に向けた活動を行ったものである。

「農業経営強化対策事業推進費補助金交付要綱」(平成12年12構改B第350号農林水産事務次官依命通知)等によると、この補助事業に要する経費に対する国庫補助金交付額は定額とされていて、地区ごとに事業主体が登用した集落営農の組織化・法人化を推進するリーダー(以下「集落リーダー」という。)が実施地区において、集落営農に参加するすべての者による合意を形成するための活動(以下「合意形成活動」という。)を行った上で、代表者の定め等を内容とする規約等を策定するなど集落営農組織の設立等の活動を行った場合に、その活動に要した謝金、事務経費(以下「集落リーダー活動費」という。1地区当たりの交付上限額は40万円である。)等に対して交付することとされている。そして、この集落リーダー活動費のうち謝金相当額については、集落リーダーが、実施地区において年度内に集落営農組織の設立等を行うことができなかつた場合には、補助の対象としないこととされている。

同協議会は、山口県内の127地区において計203名の集落リーダーにより、規約等を有する集落営農組織の設立等の活動を事業費計37,909,000円で実施したとする実績報告書を中国四国農政局に提出して、同額の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、このうち9地区における計15名の集落リーダーの活動は、集落営農の組織化の前提となる合意形成活動にとどまり、平成18年度中に集落営農組織の設立等が行われていなかった。

したがって、本件補助事業により交付された上記9地区15名の集落リーダーに係る集落リーダー活動費計2,389,700円のうち謝金相当額計2,311,743円は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金計2,311,743円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同協議会において、本件補助事業の補助対象経費に対する理解が十分でなかつたこと、同農政局において、本件補助事業の審査、確認及び同協議会に対する指導が十分でなかつたことなどによると認められる。

(9) 不適正な経理処理となっているもの及び補助の対象とならないもの

38件 不当と認める国庫補助金 668,776,516 円

国庫補助事業に係る事務費等の執行に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って物品の購入等に係る需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に需用費、賃金又は旅費を支払ったりしていたもの

(38件 不当と認める国庫補助金 668,776,516 円)

国庫補助金(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)第2条第1項に規定する「補助金等」。以下「補助金等」という。)の対象となる経費のうち事務費等(以下「国庫補助事務費等」という。)は、国庫補助事業の施行のために直接必要な事務に係る経費であり、国庫補助事業に直接従事する職員の人件費のほか、物品の購入等に係る需用費、国庫補助事業の事務補助等に従事した臨時職員に支払う賃金、職員が国庫補助事業に係る用務で出張した

場合に支払う旅費等の経費がある。そして、国庫補助事務費等に係る補助金等の交付額は、補助金等の交付決定単位ごとに事業費を所定の額に区分して、各事業費の額に、それぞれの区分ごとに定められた率を乗じて得た額を上限として算出することなどとされている。

上記補助金等の交付申請、交付決定等の手続は、補助金適正化法の定めるところにより行うこととされている。そして、補助金適正化法第3条等の規定によると、補助事業者等及び間接補助事業者等は法令の定め及び補助金等の交付の目的に従って誠実に国庫補助事業を行うように努めるとともに、補助金等を他の用途に使用してはならないなどとされている。

本院が、26^(注1)府県及び2^(注2)政令指定都市(以下、政令指定都市を「政令市」といい、これらを合わせて「28府県政令市」という。)並びに6^(注3)道県の13^(注4)市において、国から直接又は道県を通して間接に交付された補助金等の国庫補助事務費等の経理について、需用費、賃金及び旅費を対象として会計実地検査を行ったところ、28府県政令市及び5^(注5)県の10^(注6)市において、平成14年度から19年度までの間に、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に需用費、賃金又は旅費を支払ったりしていたものが、28府県政令市で計1,429,770,690円(国庫補助金相当額644,694,759円)、10市で計44,413,733円(国庫補助金相当額24,081,757円)、合計1,474,184,423円(国庫補助金相当額668,776,516円)あった。

(注1) 26府県 大阪府、秋田、山形、茨城、埼玉、千葉、富山、石川、福井、山梨、三重、滋賀、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、熊本、鹿児島、沖縄各県

(注2) 2政令指定都市 千葉、大阪両市

(注3) 6道県 北海道、青森、岩手、長野、愛知、和歌山各県

(注4) 13市 旭川、北見、青森、八戸、盛岡、北上、八幡平、長野、松本、豊橋、豊田、和歌山、田辺各市

(注5) 5県 青森、岩手、長野、愛知、和歌山各県

(注6) 10市 青森、八戸、盛岡、北上、八幡平、長野、松本、豊田、和歌山、田辺各市

これを需用費、賃金及び旅費ごとに示すと、次のとおりである。

(なお、本件の検査の背景等については、後掲822ページの「都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の経理の状況について」参照)

ア 需用費の支払

28府県政令市及び10市は、国庫補助事業の施行のために必要となる物品の購入等に当たっては、業者から見積書を徴するなどして契約業者、購入価額等を決定し、支出負担行為等の経理処理を行って、契約した物品が納入されたことを確認(以下「検収」という。)した上で、業者からの請求に基づき購入代金を支払うこととしている。

しかし、27府県政令市及び9市において、表1及び表2のとおり、不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に需用費を支払ったりしていたものが、14年度から19年度までの間に27府県政令市で816,458,964円(国庫補助金相当額349,676,809円)、15年度から19年度までの間に9市で32,779,275円(国庫補助金相当額17,610,581円)、計849,238,239円(国庫補助金相当額367,287,390円)あった。

これを態様別に示すと、次のとおりである。

(ア) 預け金

業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする

虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させるなどしていたもの

9 県政令市、支払額 338,099,318 円(国庫補助金相当額 150,325,643 円)

4 市、支払額 3,917,935 円(国庫補助金相当額 2,564,049 円)

上記9 県政令市のうち4 県^(注7)において、会計実地検査時に、業者が保有していた預け金は105,626,822 円となっていた。なお、これらの業者が保有していた預け金105,626,822 円には、県の単独事業に係る支払金も含まれている。

さらに、千葉県においては、業者から預け金の一部を金券で納品させて、これを換金して別途に経理し、タクシー代等業務の目的外の用途に使用していたなどの事態も見受けられた。

(注7) 4 県 千葉、福井、愛媛、沖縄各県

(イ) 一括払

支出負担行為等の正規の経理処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させて、これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を一括して支払うなどしていたもの

11 県政令市、支払額 109,397,026 円(国庫補助金相当額 45,156,968 円)

1 市、支払額 771,203 円(国庫補助金相当額 385,601 円)

(ウ) 差替え

業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたもの

21 県、支払額 72,813,474 円(国庫補助金相当額 27,469,303 円)

8 市、支払額 10,254,229 円(国庫補助金相当額 5,735,055 円)

(エ) 翌年度納入

物品が翌年度以降に納入されているのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

25 県政令市、支払額 263,404,671 円(国庫補助金相当額 111,858,254 円)

7 市、支払額 14,416,489 円(国庫補助金相当額 7,135,007 円)

(オ) 前年度納入

物品が前年度以前に納入されているのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

23 県、支払額 26,541,854 円(国庫補助金相当額 11,490,529 円)

3 市、支払額 60,426 円(国庫補助金相当額 29,728 円)

(カ) 補助の対象外

職員録等国庫補助事業の施行とは直接関係のない物品や国庫補助事業を実施していない部署が使用する物品の購入代金等を需用費から支払っていたもの

7 県、支払額 6,202,621 円(国庫補助金相当額 3,376,112 円)

7 市、支払額 3,358,993 円(国庫補助金相当額 1,761,141 円)

表1 27 県政令市における不適正な経理処理等により支払われた需用費の額の態様別内訳

(単位：円)

県政令 市名	不適正な経理処理					(カ)補助の 対象外	計
	(ア)預け金	(イ)一括払	(ウ)差替え	(エ)翌年度 納入	(オ)前年度 納入		
秋 田 県	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)	(1,050 452)	(1,440,257 664,494)	(1,441,307 664,946)
山 形 県	(—) (—)	(5,181 2,537)	(3,462,491 1,673,893)	(1,735,379 646,817)	(407,253 201,230)	(1,047,060 524,940)	(6,657,364 3,049,417)
茨 城 県	(1,398,610 623,942)	(9,464,109 4,239,016)	(6,493,880 1,299,802)	(39,619,416 12,856,826)	(6,034,557 1,866,427)	(—) (—)	(63,010,572 20,886,013)
埼 玉 県	(—) (—)	(—) (—)	(512,047 160,698)	(3,335,770 1,553,292)	(264,310 79,130)	(—) (—)	(4,112,127 1,793,120)
千 葉 県	(294,770,063 128,602,108)	(46,162,234 16,499,789)	(26,960,550 8,495,600)	(25,781,314 10,858,662)	(233,273 87,132)	(—) (—)	(393,907,434 164,543,291)
富 山 県	(—) (—)	(619,203 220,502)	(2,876,085 967,280)	(17,856,107 7,317,164)	(661,354 290,126)	(53,298 24,794)	(22,066,047 8,819,866)
石 川 県	(2,716,013 1,270,480)	(31,453,268 12,999,046)	(5,029,486 2,209,521)	(42,764,763 16,430,177)	(1,633,859 723,988)	(—) (—)	(83,597,389 33,633,212)
福 井 県	(20,985,535 10,506,192)	(16,992,764 8,955,156)	(1,321,884 648,593)	(19,911,768 10,664,063)	(1,028,600 505,786)	(—) (—)	(60,240,551 31,279,790)
山 梨 県	(—) (—)	(—) (—)	(189,210 139,390)	(5,825,913 2,701,334)	(157,872 74,500)	(585,240 254,879)	(6,758,235 3,170,103)
三 重 県	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)	(15,336,987 8,489,222)	(580,308 382,792)	(—) (—)	(15,917,295 8,872,014)
滋 賀 県	(—) (—)	(—) (—)	(315,356 171,255)	(2,572,034 1,212,251)	(925,589 480,445)	(—) (—)	(3,812,979 1,863,951)
奈 良 県	(—) (—)	(372,960 152,047)	(2,260,066 919,899)	(22,730,813 9,366,204)	(215,693 79,875)	(—) (—)	(25,579,532 10,518,025)
鳥 取 県	(—) (—)	(—) (—)	(236,985 118,730)	(1,411,578 292,119)	(1,366,082 631,219)	(—) (—)	(3,014,645 1,042,068)
島 根 県	(—) (—)	(—) (—)	(245,411 133,095)	(16,510,627 8,147,504)	(1,620,345 821,496)	(—) (—)	(18,376,383 9,102,095)
岡 山 県	(—) (—)	(320,478 144,059)	(3,225,511 1,269,585)	(11,168,205 4,390,060)	(2,197,938 714,906)	(—) (—)	(16,912,132 6,518,610)
広 島 県	(—) (—)	(—) (—)	(960,533 524,463)	(1,024,135 478,294)	(—) (—)	(—) (—)	(1,984,668 1,002,757)
山 口 県	(—) (—)	(—) (—)	(1,395,951 653,940)	(2,086,933 599,467)	(453,871 234,378)	(—) (—)	(3,936,755 1,487,785)
徳 島 県	(425,760 104,288)	(—) (—)	(4,514,689 2,161,500)	(12,544,447 5,169,976)	(5,040 2,541)	(—) (—)	(17,489,936 7,438,305)
香 川 県	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)	(390,451 200,601)	(—) (—)	(—) (—)	(390,451 200,601)
愛 媛 県	(1,010,160 505,364)	(284,035 105,887)	(3,941,920 1,325,552)	(4,896,051 2,513,375)	(4,345,612 2,013,736)	(—) (—)	(14,477,778 6,463,914)
高 知 県	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)	(5,733 2,956)	(13,581 6,643)	(6,060 3,174)	(25,374 12,773)
福 岡 県	(—) (—)	(—) (—)	(222,886 107,844)	(760,149 317,922)	(3,164,779 1,571,158)	(—) (—)	(4,147,814 1,996,924)
熊 本 県	(391,650 195,516)	(3,662,995 1,809,030)	(8,072,320 4,146,269)	(5,665,986 2,607,483)	(236,678 88,833)	(3,360 1,213)	(18,032,989 8,848,344)
鹿 児 島 県	(—) (—)	(—) (—)	(56,542 29,905)	(5,882,562 3,071,918)	(223,440 141,401)	(—) (—)	(6,162,544 3,243,224)
沖 縄 県	(16,372,421 8,503,200)	(—) (—)	(519,671 312,489)	(3,579,329 1,962,376)	(770,770 492,335)	(3,067,346 1,902,618)	(24,309,537 13,173,018)
千 葉 市	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)	(8,221 8,191)	(—) (—)	(—) (—)	(8,221 8,191)
大 阪 市	(29,106 14,553)	(59,799 29,899)	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)	(88,905 44,452)
計	(338,099,318 150,325,643)	(109,397,026 45,156,968)	(72,813,474 27,469,303)	(263,404,671 111,858,254)	(26,541,854 11,490,529)	(6,202,621 3,376,112)	(816,458,964 349,676,809)

(注) 括弧書きは国庫補助金相当額

表2 9市における不適正な経理処理等により支払われた需用費の額の態様別内訳

(単位：円)

市名	不適正な経理処理					(カ)補助の 対象外	計
	(ア)預け金	(イ)一括払	(ウ)差替え	(エ)翌年度 納入	(オ)前年度 納入		
青森市	199,605 (99,802)	(—) (—)	978,169 (528,262)	199,993 (99,996)	(—) (—)	2,216,820 (1,104,570)	3,594,587 (1,832,630)
八戸市	(—) (—)	(—) (—)	127,160 (54,482)	(—) (—)	(—) (—)	13,686 (6,843)	140,846 (61,325)
盛岡市	3,034,803 (2,068,442)	(—) (—)	1,383,453 (966,714)	80,698 (26,898)	(—) (—)	14,145 (7,072)	4,513,099 (3,069,126)
北上市	(—) (—)	(—) (—)	3,918,290 (2,097,522)	85,459 (26)	(—) (—)	696,007 (451,204)	4,699,756 (2,548,752)
長野市	652,699 (380,549)	(—) (—)	23,373 (7,350)	(—) (—)	13,629 (6,330)	276,975 (119,878)	966,676 (514,107)
松本市	30,828 (15,256)	771,203 (385,601)	1,040,193 (482,785)	341,138 (153,716)	22,597 (11,298)	76,429 (35,862)	2,282,388 (1,084,518)
豊田市	(—) (—)	(—) (—)	423,884 (228,742)	34,839 (—)	(—) (—)	(—) (—)	458,723 (228,742)
和歌山市	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)	13,496,512 (6,765,446)	(—) (—)	(—) (—)	13,496,512 (6,765,446)
田辺市	(—) (—)	(—) (—)	2,359,707 (1,369,198)	177,850 (88,925)	24,200 (12,100)	64,931 (35,712)	2,626,688 (1,505,935)
計	3,917,935 (2,564,049)	771,203 (385,601)	10,254,229 (5,735,055)	14,416,489 (7,135,007)	60,426 (29,728)	3,358,993 (1,761,141)	32,779,275 (17,610,581)

(注) 括弧書きは国庫補助金相当額

イ 賃金の支払

28府県政令市及び10市は、国庫補助事業を実施している部署に配属された臨時職員が事務補助等に従事した場合には、当該事業に係る国庫補助事務費等の支出科目から賃金を支払うこととしている。

しかし、^(注8)15府県及び^(注9)3市において、国庫補助事業を実施していない部署に配属された臨時職員に対して、国庫補助事務費等の支出科目から賃金を支払うなどしていたものが15府県で107,901,302円(14年度から19年度まで)、3市で9,066,644円(15年度から19年度まで)、計116,967,946円あり、これに係る国庫補助金相当額15府県で51,641,587円、3市で5,183,087円、計56,824,674円を補助の対象とならない用途に使用していた。

また、^(注10)18府県及び^(注11)1市において、臨時職員の配属された部署が所掌する国庫補助事業とは異なる事業に係る国庫補助事務費等の支出科目から賃金を支払っていたものが18府県で159,412,148円(14年度から19年度まで)、1市で1,969,974円(15、17両年度)、計161,382,122円あり、これに係る国庫補助金相当額18府県で77,582,014円、1市で984,986円、計78,567,000円を当該補助の対象とならない用途に使用していた。

(注8) 15府県 大阪府、秋田、茨城、千葉、富山、石川、三重、滋賀、鳥取、岡山、広島、愛媛、福岡、鹿児島、沖縄各県

(注9) 3市 北上、八幡平、長野各市

(注10) 18府県 大阪府、秋田、茨城、埼玉、千葉、富山、石川、福井、山梨、三重、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、熊本、沖縄各県

(注11) 1市 北上市

ウ 旅費の支払

28 府県政令市及び 10 市は、職員が設計審査、工法協議等の国庫補助事業に係る用務で出張した場合には、当該事業に係る国庫補助事務費等の支出科目から旅費を支払うこととしている。

しかし、26 府県及び 5 市において、あいさつ回り、辞令交付、府県の単独事業、イベントや記念式典への参加、視察随行、各種任意団体の総会への出席、内部研修への参加等国庫補助事業とは直接関係のない用務で出張した職員に対して、国庫補助事務費等の支出科目から旅費を支払っていたものが 26 府県で 345,998,276 円(14 年度から 19 年度まで)、5 市で 597,840 円(15 年度から 19 年度まで)、計 346,596,116 円あり、これに係る国庫補助金相当額 26 府県で 165,794,349 円、5 市で 303,103 円、計 166,097,452 円を補助の対象とならない用途に使用していた。

(注12) 5 市 青森、北上、長野、和歌山、田辺各市

これらのアからウの事態は、28 府県政令市及び 10 市において、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に需用費、賃金又は旅費を支払ったりしていたもので、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、28 府県政令市及び 10 市において、国庫補助事務費等の適正な会計経理に関する認識が十分でなかったり、国庫補助事務費等は当該年度の国庫補助事業の施行に直接必要な経費に限られることの認識が十分でなかったりしていたことなど、また、5 県において、10 市に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態を府県市別に示すと次のとおりである。

府県市名 (事業主体)	区 分	年 度	不適正な経理処理等 により支出された国 庫補助事務費等の額	不当と認める国 庫補助金等相当 額	摘 要
(415) 秋 田 県	需用費 賃金 旅費 小計	15~19	1,441,307	664,946	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
		16~18	5,522,403	2,626,962	
		15~19	18,901,316	9,314,468	
			25,865,026	12,606,376	
(416) 山 形 県	需用費 賃金 旅費 小計	15~19	6,657,364	3,049,417	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
		15~19	11,628,958	5,831,069	
			18,286,322	8,880,486	
			18,286,322	8,880,486	
(417) 茨 城 県	需用費 賃金 旅費 小計	14~19	63,010,572	20,886,013	不適正な経理処理 補助の対象外 同
		14~19	33,828,151	16,275,283	
		14~19	22,938,095	10,389,894	
			119,776,818	47,551,190	
(418) 埼 玉 県	需用費 賃金 旅費 小計	15~19	4,112,127	1,793,120	不適正な経理処理 補助の対象外 同
		15~19	5,596,820	2,743,801	
		15~19	6,637,137	3,256,184	
			16,346,084	7,793,105	
(419) 千 葉 県	需用費 賃金 旅費 小計	15~19	393,907,434	164,543,291	不適正な経理処理 補助の対象外 同
		17~19	1,080,992	559,115	
		15~19	6,410,050	3,479,362	
			401,398,476	168,581,768	
(420) 富 山 県	需用費 賃金 旅費 小計	15~19	22,066,047	8,819,866	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
		15~19	7,103,065	3,653,516	
		15~19	10,027,779	4,570,552	
			39,196,891	17,043,934	
(421) 石 川 県	需用費 賃金 旅費 小計	15~19	83,597,389	33,633,212	不適正な経理処理 補助の対象外 同
		15~19	31,327,275	14,544,438	
		15~19	16,070,822	7,985,979	
			130,995,486	56,163,629	
(422) 福 井 県	需用費 賃金 旅費 小計	15~19	60,240,551	31,279,790	不適正な経理処理 補助の対象外 同
		16~19	2,062,500	924,569	
		15~19	2,157,505	978,622	
			64,460,556	33,182,981	
(423) 山 梨 県	需用費 賃金 旅費 小計	15~19	6,758,235	3,170,103	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
		15、17	601,142	294,308	
		15~19	7,532,414	3,421,549	
			14,891,791	6,885,960	

府 県 市 名 (事業主体)	区 分	年 度	不適正な経理処理等 により支出された国 庫補助事務費等の額	不当と認める国 庫補助金等相当 額	摘 要	
(424)	三 重 県	需用 費用 賃借 金 旅小 費計	15～19 15～19 15～19	円 15,917,295 38,968,298 34,842,867 89,728,460	円 8,872,014 17,213,675 17,053,361 43,139,050	不適正な経理処理 補助の対象外 同
(425)	滋 賀 県	需用 費用 賃借 金 旅小 費計	14～19 17、18 15～19	3,812,979 97,900 23,457,122 27,368,001	1,863,951 46,794 10,422,388 12,333,133	不適正な経理処理 補助の対象外 同
(426)	大 阪 府	賃借 金 旅小 費計	15～19 15～19	2,998,541 1,695,210 4,693,751	1,491,461 856,853 2,348,314	補助の対象外 同
(427)	奈 良 県	需用 費用 旅小 費計	14～19 14～19	25,579,532 8,530,678 34,110,210	10,518,025 3,849,705 14,367,730	不適正な経理処理 補助の対象外
(428)	鳥 取 県	需用 費用 賃借 金 旅小 費計	15～19 15 15～19	3,014,645 474,480 778,459 4,267,584	1,042,068 237,240 344,387 1,623,695	不適正な経理処理 補助の対象外 同
(429)	島 根 県	需用 費用 賃借 金 旅小 費計	15～19 15、17 15～19	18,376,383 2,078,160 8,136,680 28,591,223	9,102,095 844,425 3,956,327 13,902,847	不適正な経理処理 補助の対象外 同
(430)	岡 山 県	需用 費用 賃借 金 旅小 費計	14～19 14～19 14～19	16,912,132 76,673,543 8,118,757 101,704,432	6,518,610 37,085,114 3,571,503 47,175,227	不適正な経理処理 補助の対象外 同
(431)	広 島 県	需用 費用 賃借 金 旅小 費計	15～19 15～19 15～19	1,984,668 2,524,567 23,445,202 27,954,437	1,002,757 1,034,800 10,308,181 12,345,738	不適正な経理処理 補助の対象外 同
(432)	山 口 県	需用 費用 賃借 金 旅小 費計	15～19 15～18 17～19	3,936,755 373,520 4,429,588 8,739,863	1,487,785 183,412 2,188,686 3,859,883	不適正な経理処理 補助の対象外 同
(433)	徳 島 県	需用 費用 旅小 費計	15～19 15～19	17,489,936 4,300,725 21,790,661	7,438,305 2,152,997 9,591,302	不適正な経理処理 補助の対象外
(434)	香 川 県	需用 費用 旅小 費計	15～18 15～19	390,451 480,158 870,609	200,601 243,196 443,797	不適正な経理処理 補助の対象外
(435)	愛 媛 県	需用 費用 賃借 金 旅小 費計	15～19 15～19 15～19	14,477,778 19,116,979 30,421,659 64,016,416	6,463,914 8,657,666 15,075,641 30,197,221	不適正な経理処理 補助の対象外 同
(436)	高 知 県	需用 費用 賃借 金 旅小 費計	15、18、19 19 15～19	25,374 21,000 10,162,728 10,209,102	12,773 10,495 5,097,465 5,120,733	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
(437)	福 岡 県	需用 費用 賃借 金 旅小 費計	14～19 16 14～19	4,147,814 168,956 15,764,892 20,081,662	1,996,924 106,897 7,208,150 9,311,971	不適正な経理処理 補助の対象外 同
(438)	熊 本 県	需用 費用 賃借 金 旅小 費計	14～19 16～19 14～19	18,032,989 11,992,980 36,757,535 66,783,504	8,848,344 5,804,204 17,512,163 32,164,711	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
(439)	鹿 児 島 県	需用 費用 賃借 金 旅小 費計	15～19 17 15～19	6,162,544 248,600 22,243,396 28,654,540	3,243,224 160,027 10,922,376 14,325,627	不適正な経理処理 補助の対象外 同
(440)	沖 縄 県	需用 費用 賃借 金 旅小 費計	15～19 15～19 15～19	24,309,537 24,453,578 10,128,544 58,891,659	13,173,018 14,725,399 5,803,291 33,701,708	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
(441)	千 葉 市	需用 費用	19	8,221	8,191	不適正な経理処理
(442)	大 阪 市	需用 費用	16	88,905	44,452	不適正な経理処理
	28府県政 令市の計	需用 費用 賃借 金 旅 費 計	14～19 14～19 14～19	816,458,964 267,313,450 345,998,276 1,429,770,690	349,676,809 129,223,601 165,794,349 644,694,759	不適正な経理処理等 補助の対象外 同

第3章
第1節
第10
農林水産省

	府 県 市 名 (事業主体)	区 分	年 度	不適正な経理処理等 により支出された国 庫補助事務費等の額	不当と認める国 庫補助金等相当 額	摘 要	
第3章 第1節 第10 農林水産省	(443)	青 森 市	需用費 旅小計	15、16、19 15~17	円 3,594,587 51,980 3,646,567	円 1,832,630 30,122 1,862,752	不適正な経理処理等 補助の対象外
	(444)	八 戸 市	需用費	16~18	140,846	61,325	不適正な経理処理等
	(445)	盛 岡 市	需用費	15~19	4,513,099	3,069,126	不適正な経理処理等
	(446)	北 上 市	需用費 賃旅小計	15~19 15、17~19 15~17	4,699,756 9,191,358 22,860 13,913,974	2,548,752 4,595,677 11,483 7,155,912	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
	(447)	八 幡 平 市	賃 金	17、19	1,478,460	1,463,296	補助の対象外
	(448)	長 野 市	需用費 賃旅小計	15、16 15~19 15、16、19	966,676 366,800 184,720 1,518,196	514,107 109,100 92,360 715,567	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
	(449)	松 本 市	需用費	15~19	2,282,388	1,084,518	不適正な経理処理等
	(450)	豊 田 市	需用費	15~17、19	458,723	228,742	不適正な経理処理
	(451)	和 歌 山 市	需用費 旅小計	15~19 15~19	13,496,512 71,180 13,567,692	6,765,446 35,588 6,801,034	不適正な経理処理等 補助の対象外
	(452)	田 辺 市	需用費 旅小計	15~19 15	2,626,688 267,100 2,893,788	1,505,935 133,550 1,639,485	不適正な経理処理等 補助の対象外
		10市の計	需用費 賃旅小計	15~19 15~19 15~19	32,779,275 11,036,618 597,840 44,413,733	17,610,581 6,168,073 303,103 24,081,757	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
		(415)-(452)の合計			1,474,184,423	668,776,516	

そ の 他

(453) 国有林野の貸付料等の算定を誤ったため、貸付料等が低額となっているもの

会計名及び科目	国有林野事業特別会計 (款)国有林野事業収入 (項)財産貸付料等収入
	〔平成17年度以前は、 国有林野事業特別会計(国有林野事業勘定) (款)国有林野事業収入 (項)雑収入〕
部 局 等	九州森林管理局佐賀森林管理署
国有林野の貸付 け等の概要	国有林野を建物敷等として貸し付け、又は使用を許可するもの
貸付け等の相手 方	(1) 唐津シーサイドホテル株式会社(平成18年2月6日以前は昭和自 動車株式会社) (2) 唐津市
契 約 等	(1) 平成15年9月、18年9月 使用許可 (2) 平成16年3月、19年3月 貸付契約
貸 付 料 等	(1) 52,185,000円(平成15年度~20年度) (2) 18,819,000円(平成16年度~21年度) 計 71,004,000円(平成15年度~21年度)

低額となっている貸付料等	(1)	6,579,600 円(平成 15 年度～20 年度)
	(2)	4,199,400 円(平成 16 年度～21 年度)
	計	10,779,000 円(平成 15 年度～21 年度)

1 国有林野の貸付け等の概要

(1) 貸付地等の概要

九州森林管理局佐賀森林管理署(以下「管理署」という。)は、唐津シーサイドホテル株式会社(平成 18 年 2 月 6 日以前は昭和自動車株式会社)に対して、国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)に基づき、唐津市大字満島虹ノ松原に所在する国有林野(面積 8,688m²)について、庭園、通路及び駐車場敷としての使用を許可している。そして、九州森林管理局は、当該使用に係る 15 年 10 月から 21 年 9 月までの 6 年間に係る許可使用料計 52,185,000 円を徴している。

また、管理署は、唐津市との間で、国有林野の管理経営に関する法律(昭和 26 年法律第 246 号)に基づき、同所に所在する国有林野(面積 6,493m²)について、国民宿舎虹の松原ホテルの建物敷として使用する貸付契約を締結している。そして、同局は、当該貸付けに係る 16 年 4 月から 22 年 3 月までの 6 年間に係る貸付料計 18,819,000 円を徴している。

(2) 貸付料等の算定

国有林野の管理経営に関する法律に基づき国有林野を貸し付け、又は使用させようとする場合の貸付料又は使用料の算定については、国有林野管理規程(昭和 36 年農林省訓令第 25 号)及び「国有林野の貸付け等の取扱いについて」(昭和 54 年 54 林野管第 96 号林野庁長官通達。以下「取扱通達」という。)において定められている。また、国有財産法の規定に基づく許可により国有林野を使用させる場合の許可使用料の算定については、この取扱通達の規定を準用することとなっている。

そして、取扱通達によると、国有林野を建物の敷地(築庭、駐車場、通路その他建物に付属する施設の敷地を含む。以下「宅地」という。)の用に供するため貸し付け、又は使用させる場合の貸付料等の年額は、契約時又は期間更新時における当該土地に係る「財産評価基本通達」(昭和 39 年直資 56。以下「評価通達」という。)の規定に基づき算定した 1 m²当たりの相続税課税評価額相当額に、貸付地の面積及び営利用、非営利用等の区分に応じた所定の料率を乗ずるなどして算定することとなっている。

2 検査の結果

本院は、本件貸付け等について、合規性等の観点から、貸付料等(計 71,004,000 円)の算定が適切に行われているかなどに着眼して、貸付料算定調書等により会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

取扱通達等によると、国税局が毎年作成している路線価図において相続税路線価が付されている地域の宅地に係る相続税課税評価額相当額は、当該路線価に宅地の形状に応じた各種補正率を乗じて算出することとなっている。また、それ以外の宅地に係る相続税課税評価額相当額は、固定資産税評価額に地域ごとに国税局が定めた所定の倍率を乗じて算出することとなっている。

管理署は、15 年 10 月から 21 年 9 月までの間の唐津シーサイドホテル株式会社に対する許可使用料の算定に当たり、評価通達で定められた奥行価格補正率 0.9 を用いるべきである

のに、誤って0.8を用いたり、18年10月の期間更新の際、相続税路線価には期間更新時の路線価1㎡当たり52,000円を用いるべきであるのに、誤ってその前年分の路線価1㎡当たり54,000円を用いたりなどしていた。

また、管理署は、16年4月から22年3月までの間の唐津市に対する貸付料の算定に当たり、奥行価格補正率について、上記と同じ適用誤りをしたり、19年4月の期間更新の際、固定資産税評価額の基礎となる固定資産税路線価には当該貸付地に面した路線の路線価1㎡当たり39,130円を用いるべきであるのに、誤って別の路線の路線価1㎡当たり27,230円を用いたりしていた。

したがって、適正な路線価を用いるなどして前記の期間に係る貸付料等を修正計算すると、計81,783,000円となり、本件貸付料等計71,004,000円との差額計10,779,000円が低額となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、管理署において取扱通達等における算定方法についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 貸付けを行っている国有農地等の管理に当たり、国有農地等の使用料の長期滞納者に係る滞納額の収納を適切に行うとともに、貸付条件に違反して国有農地等を使用している場合の契約解除を厳正に行うよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	食料安定供給特別会計(農業経営基盤強化勘定) (款)自作農創設特別措置収入 (項)農地等貸付収入
部 局 等	農林水産本省、5都道県
国有農地等の管理の根拠	農地法(昭和27年法律第229号)
国有農地等の管理の概要	国有農地等の貸付けに係る使用料の徴収及び貸付地の管理
平成20年度に使用料の収納未済歳入額が生じている都道府県数	22都道府県
上記のうち5都道県における平成20年度末の長期滞納者27名(うち10名が無断転貸等を実施)の滞納額	3億2915万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

貸付けを行っている国有農地等の管理について

(平成21年10月9日付け 農林水産大臣あて)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 国有農地等の管理の概要

(1) 国有農地等の概要

貴省は、自作農創設特別措置法(昭和21年法律第43号。昭和27年廃止)、農地法(昭和27年法律第229号)等に基づき、昭和21年度以降に、自作農創設等のために土地等の買収、管理及び処分を行っている。

この土地等は、農地法等により①自作農創設を目的に国が不在地主等から買収して小作人に売り渡すために取得した農地又は採草放牧地(以下「国有農地」という。)と、②食糧増産と帰農促進を目的に国が土地の所有者から買収して取得した未墾地等の開拓財産とに区分されている。そして、大部分は買収とほぼ同時期に小作人等に売り渡されたが、小作人が買受けの申込みをしなかったり、経営面積が零細であるなど売り渡しても自作農として農業に精進する見込みがなかったりなどの事情があつて売り渡されていないものが、平成20年度末現在で国有農地に6,294,407㎡、開拓財産に37,508,310㎡、計43,802,717㎡ある(以下、国有農地と開拓財産を合わせて「国有農地等」という。)

(2) 国有農地等の貸付け

農地法等に基づき、貴省は、国有農地等の管理を国有農地等が所在する都道府県の知事に委託(地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく法定受託事務^(注1))している。

そして、都道府県知事は農地法施行令(昭和27年政令第445号。以下「施行令」という。)の規定に基づき国有農地等の貸付事務を行っており、貸付面積は20年度末現在で国有農地1,772,268㎡、開拓財産224,125㎡、計1,996,393㎡となっている。

(注1) 法定受託事務 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市区町村が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令で定めるもの

ア 貸付手続

国有農地等の貸付手続は、施行令、農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号。以下「施行規則」という。)のほか、農地法関係事務に係る処理基準について(平成12年12構改B第404号農林水産事務次官依命通知)、食料安定供給特別会計農業経営基盤強化勘定所属国有財産管理事務処理要領について(昭和50年50構改B第349号農林事務次官依命通知。以下、これらの通知を合わせて「処理基準等」という。)において定められており、貸付けは、①耕作又は養畜の事業に供するために貸し付けるもの(以下「農耕貸付け」という。)、②耕作又は養畜の事業以外の事業に供するために貸し付けるもの(以下「転用貸付け」という。)とに区分して行うものとされている。

イ 貸付条件

国有農地等の貸付けを受けようとする者は、農地法等の法令や処理基準等に定められた書類を添付した申込書等を都道府県知事に提出することとなっている。

都道府県知事は、上記の貸付基準に従い貸付けを相当と認めるときは、その申込みをした者(以下「借受人」という。)に対して、国有財産貸付通知書又は国有財産転用貸付通知書を交付するものとされている。そして、転用貸付けの場合、国有財産転用貸付通知書には、次の貸付条件等が記載されている。

(ア) 借受人は、毎年1回使用料を歳入徴収官の発行する納入告知書により納期限内に支払うものとする。

(イ) 使用料を納期限内に支払わないときは、年利8.5%の割合で計算した金額を延滞金として支払うものとする。

(ウ) 借受人は、都道府県知事の同意を得ないで、借受けに係る土地及び物件の用途を変更し、若しくは転貸し、又は使用する権利を譲渡してはならない。

(エ) 都道府県知事は、借受人において、①上記(ウ)に反する行為があったとき、②使用料を理由なく滞納したとき、③以上のほか貸付けの条件に違反し、又は信義に反する行為があったときは、国有財産貸付契約解除通知書により貸付けを解除することがある。

ウ 貸付条件の履行状況調査及び貸付けの解除

処理基準等において、都道府県知事は、①貸し付けた土地等について適宜見回り等を行うとともに、②貸付通知書に記載された貸付条件の履行状況を調査するために、農耕貸付地又は転用貸付地の借受人から毎年12月までに、耕作状況報告書又は転用借受状況報告書を提出させるものとされている。

また、都道府県知事は、貸し付けた土地等の見回りの結果又は上記の両報告書により、耕作していない事実が判明した場合又は無断転貸行為等の不適切な事実が判明した場合には、速やかに事実関係を調査の上、国有財産貸付契約解除通知書を遅滞なく借受人に交付するなどして、貸付けを解除するものとされている。

そして、貴省は20年度に45都道府県から3億3774万余円の使用料を収受している一方、^(注2) 収納未済歳入額も22都道府県において1億9285万余円に上っている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、国有農地等の貸付けについて、上記の22都道府県のうち、20年度の収納未済歳入額のほとんどを占めるなどしている7都道県^(注3)(収納未済歳入額1億8499万余円)において、合规性、効率性等の観点から、使用料は適切に徴収されているか、借受人が国有財産貸付通知書又は国有財産転用貸付通知書に記載されている使用料支払等の条件を遵守しているか、貸付地の管理は適切に行われているかなどに着眼して、国有農地等貸付簿、債権管理簿等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 使用料の滞納の状況

7都道県のうち、東京都、北海道、茨城、栃木、千葉各県(以下、これらを合わせて「5都道県」という。)の知事は、20年度末現在において国有農地等655,147㎡を貸し付けているが、20年度末の収納未済歳入額は計1億8497万余円に上っている。

また、20年度末現在で納入期限から1年以上の期間にわたり使用料を納付していない者(以下「長期滞納者」という。)は27名で、滞納している使用料(以下「元本」という。)は計1億7492万余円、元本に対する延滞金相当額(以下「延滞金」という。)は計1億5422万余円、元本と延滞金を合計した額(以下「滞納額」という。)は計3億2915万余円となっている。

また、長期滞納者 27 名が使用料を滞納している期間(以下「滞納期間」という。)は、滞納期間 10 年以上の者が 15 名、このうち滞納期間 15 年以上の者が 5 名(最長は 1 名の 29 年)となっている(表 1 参照)。

表 1 滞納期間別の長期滞納者数及び滞納額(平成 21 年 3 月 31 日現在)

滞納期間	長期滞納者数 (人)	滞納額(円)		
		元 本	延滞金	計
10 年以上	15	169,459,634	152,802,485	322,262,119
5 年以上 10 年未満	3	3,852,395	1,221,866	5,074,261
1 年以上 5 年未満	9	1,617,683	197,700	1,815,383
合 計	27	174,929,712	154,222,051	329,151,763

上記の長期滞納者 27 名について、滞納額を金額別にみると、滞納額が 1000 万円以上の者は 8 名(滞納額が最も多い者は 6000 万円以上)、その滞納額の合計は 2 億 8523 万余円で、滞納額全体の 86.6% を占めている(表 2 参照)。

表 2 滞納額別の長期滞納者数及びその滞納額(平成 21 年 3 月 31 日現在)

滞納額の区分	長期滞納者数 (人)	滞納額					
		元 本		延滞金		計	
		金額(円)	割合 (%)	金額(円)	割合 (%)	金額(円)	割合 (%)
1000 万円以上	8	147,484,758	84.3%	137,753,837	89.3%	285,238,595	86.6%
100 万以上 1000 万円未満	8	25,703,655	14.6%	16,221,901	10.5%	41,925,556	12.7%
10 万以上 100 万円未満	4	1,567,559	0.8%	211,729	0.1%	1,779,288	0.5%
10 万円未満	7	173,740	0.0%	34,584	0.0%	208,324	0.0%
合計	27	174,929,712	100.0%	154,222,051	100.0%	329,151,763	100.0%

(注) 割合は、小数点第 2 位以下を切り捨てているため、各項目を合計しても 100% にならない。

しかし、5 都道県の知事は、これらの事態に対して、貸付条件違反を理由とした国有財産貸付契約解除通知書による解除を実施していなかった。

イ 国有農地等の無断転貸等の状況

長期滞納者 27 名のうち、東京都知事が貸し付けている① 2 名は貸付地の一部を無断で駐車場等に用途変更し、② 5 名は貸付地を無断で第三者に転貸し、③ 3 名は貸付地に建設した建物を第三者に売却するなどして、これらの 10 名は貸付条件に違反して貸付地を使用しており、東京都知事はこれらの事態を把握しているのに、貸付条件違反を理由とした国有財産貸付契約解除通知書による解除を実施していなかった。

また、東京都知事、千葉、茨城両県知事は、16 年度から 20 年度までの間、国有農地等の借受人から転用借受状況報告書等を提出させていなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

長期滞納者 A は、東京都江戸川区中葛西に所在する国有農地 740.1m²に、昭和 59 年以前から東京都知事に無断で店舗等を建設した。

東京都の歳入徴収官は、国有農地等が無断で使用されている事態を解消するために、本件土地をAに早期に売り払う約束で平成6年5月16日に、既往10年分の使用料相当額(昭和59年4月から平成6年3月までの3712万余円)を徴収した。

そして、東京都知事は、Aから国有財産転用借受申込みを受けて、6年4月1日から9年3月31日までを貸付期間とした国有財産転用貸付通知書(使用料年額603万余円)を交付した。しかし、その後、Aは、6年度分のみ使用料603万余円を支払ったものの、7年度以降現在まで使用料を納付していないため、20年度末現在の滞納額は6273万余円となっている。

また、東京都知事は、16年8月に登記簿謄本により、7年11月にA以外の第三者が本件土地に建てられている店舗の所有権保存登記を行っており、この第三者が本件土地を占有して使用している事態を確認しているが、Aに対して収納未済となっている使用料についての督促状を発するのみで、無断転貸や使用料滞納を理由とした国有財産貸付契約解除通知書による解除をしていない。

このため、A及び第三者である占有者は、使用料を14年間納付することなく本件土地を占有して使用している。

(是正改善を必要とする事態)

上記のように、国有農地等の借受人が長期間にわたって使用料を納付していないため滞納額が多額に上っていたり、貸付条件に違反して国有農地等を無断転貸するなどしているのに都道府県知事が国有財産貸付契約解除通知書による解除をしていなかったりなどしている事態は適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、国有財産貸付契約解除通知書による解除を行う場合の基準、手続等(以下「解除基準等」という。)を明確に定めていないこと、また、国有農地等の管理を委託した都道府県の知事に対して、滞納額を収納するための体制整備を図ったり、国有農地等の使用実態を把握するために貸付条件履行調査等を適切に実施したり、及び国有財産貸付契約解除通知書による契約解除を行ったりするよう求めていなかったことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

国有農地等の管理は適切に行われる必要があることから、貴省において、解除基準等を明確に定めるとともに、各都道府県知事が次のような処置を講ずるよう是正改善の処置を求める。

- ア 借受人が使用料を納付していない事態を解消するために、長期滞納者別の滞納処理計画を作成するなど、滞納額を収納するための体制整備を図ること
- イ 借受人の国有農地等の使用実態を把握するために、適宜見回り等を行うとともに、借受人から耕作状況報告書又は転用借受状況報告書を適切に提出させること
- ウ 借受人が貸付条件に違反して国有農地等を使用している場合は解除基準等に基づき厳正に対処すること

(注2) 22都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、秋田、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、長野、静岡、奈良、和歌山、鳥取、島根、広島、徳島、愛媛、高知、宮崎各県

(注3) 7都道県 東京都、北海道、茨城、栃木、埼玉、千葉、神奈川各県

- (2) 利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農林水産本省共通費 (平成19年度以前は、(項)農林水産本省)
部 局 等	農林水産本省
電子申請等関係システムの概要	国民が国の行政機関とこれまで書面を用いてやり取りしてきた申請・届出等について、インターネット等を経由した電子的な申請等によっても行うことができるようにするためのシステム
効果が十分発現していない電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費	3億5207万円(背景金額)(平成17年度～20年度)

【意見を表示したものの概要】

電子申請等関係システムの利用状況について

(平成21年9月18日付け 農林水産大臣あて)

農林水産省が運用している農林水産省電子申請システムは、システムの整備・運用等に係る経費が多額(平成17年度から20年度までの整備・運用等に係る経費3億5207万余円)に上っているにもかかわらず、電子申請率が1%以下と著しく低迷しており、かつ、年間の電子申請件数が100件以下となっていて、システムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない事態となっている。

(本院が表示した意見の内容は他の分と合わせて50ページの内閣の項に総括的に掲記している。)

- (3) 中山間地域総合整備事業の一環として整備された活性化施設について、販売スペース等の設置に関する規制を緩和するなどして、施設の有効利用を促進することにより、中山間地域における農業・農村の一層の活性化を図るよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農村整備事業費 (項)北海道農村整備事業費
部 局 等	農林水産本省、7 農政局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	22 道県(うち事業主体 18 道県)
間接補助事業者 (事業主体)	市 17、町 7、村 3、計 27 事業主体
補助事業	中山間地域総合整備
補助事業の概要	中山間地域の農業・農村の活性化を図るために、農業生産基盤とともに、活性化施設を整備するなど農村生活環境等の整備を併せて行う事業
事業効果が十分 発現していない 活性化施設	127 施設
上記の施設に係 る事業費	125 億 2507 万余円(平成 6 年度～16 年度)
上記に対する国 庫補助金相当額	69 億 0384 万円

【意見を表示したものの全文】

中山間地域総合整備事業により整備された活性化施設の有効利用について

(平成 21 年 10 月 20 日付け 農林水産大臣あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 中山間地域総合整備事業及び活性化施設の概要

(1) 中山間地域総合整備事業の概要

中山間地域は、平野の外縁から山間に至る地域であり、我が国の国土面積の 72% を占めており、我が国の農家戸数、経営耕地面積の 4 割、農産物の販売金額の 3 割を占める重要な農業生産地域とされている。しかし、近年、中山間地域において、人口の減少、高齢化等が進み、農業の生産活動や農村の集落機能が停滞して、活力が低下しつつある。このため、貴省は、中山間地域総合整備事業実施要綱(平成 2 年 2 構改 D 第 475 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)等に基づき、中山間地域を対象として農業生産基盤とともに農村生活環境等の整備を併せて行うことにより、農業・農村の活性化を図り、もって地域における定住の促進等に資することを目的として、中山間地域総合整備事業(以下「中山間整備事業」という。)を国庫補助事業として実施している。

実施要綱等によると、都道府県及び市町村(以下、これらを「事業主体」という。)は、計画策定地域の範囲、農村振興の関連施策、地域住民の活動計画、農業生産基盤整備事業の計画、農村生活環境整備事業の計画等を定めた中山間地域総合整備事業実施計画(以下「実施計画」という。)を作成することとなっている。そして、貴省は、実施計画に基づき事業

主体が実施する中山間整備事業に要する経費について、予算の範囲内において、国庫補助金を交付している。

(2) 活性化施設の概要

中山間整備事業の一環として整備される活性化施設は、農業生産活動、農業生産基盤の維持管理、地域保全活動等の拠点として利用されることにより農業・農村の活性化に資する多目的施設であるとされている。そして、貴省が作成した「中山間総合整備事業の手引き」(農林水産省農村振興局整備部農村整備課監修。以下「手引き」という。)等によると、その具体的利用目的は、「地域農業振興のための会議、集会等」、「地域特産物の開発普及のための実習、研修、講習、実験等」、「農産物の調理、加工、実演、体験等」などとなっている。

そして、貴省は、活性化施設は国庫補助事業により整備される施設であることから、中山間整備事業の目的から逸脱することのないように厳正な対応を行う必要があるとして、平成13年度に手引きを改訂する際に、活性化施設内で物品等を販売することを規制し、物品等を販売する場合は地元特産物のPR等に資する小規模なものに限ること、常設施設となるような部屋、カウンター等の施設は補助の対象としないことを明文化している。

また、活性化施設を整備するに当たっては、事業主体は、利用団体、利用対象戸数、利用人口等を明らかにした上で、適正な利用計画に基づいて施設の規模を決定することなどとなっている。このため、事業主体は、実施計画を提出する際には、活性化施設に設置する研修室、会議室、調理実習室等について、各室ごとの利用目的、年間の利用回数、利用人数(以下「計画利用者数」という。)等に関する資料を添付することになっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

活性化施設は、前記のとおり、農業生産活動等の拠点として利用されることにより農業・農村の活性化に資する施設であるとされていることから、実際の利用者数が計画利用者数を上回るなど、農業生産活動等の拠点として十分に利用されることを通じて、地域の農業・農村の活性化が図られることが肝要となる。

そこで、本院は、有効性等の観点から、活性化施設は実施計画の利用目的に沿って利用され計画利用者数等を確保しているか、地元特産物のPR等に資する販売スペースや地域の食材を利用する食堂等(以下、これらを「販売スペース等」という。)の設置状況はどのようになっているかなどの点に着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

本院は、貴省、^(注1)24道県及び管内の市町村において会計実地検査を行った。そして、このうち^(注2)21道県及び^(注3)10県管内の36市町村計57事業主体が16年度以前に整備した活性化施設188施設(事業費計199億8949万余円、国庫補助金計110億1477万余円)を対象として、実施計画、活性化施設の使用簿等の関係書類及び現地の状況を調査するなどして活性化施設の利用状況を検査した。

(検査の結果)

検査したところ、活性化施設の17年度から19年度までの間の利用状況は、次表のとおりとなっている。

表 平成17年度から19年度までの間の活性化施設の利用状況

平成17年度から19年度までの間の活性化施設の利用状況	事業主体数	施設数 (割合：%)	事業費 (国庫補助金) 千円	販売スペース等 (割合：%)	
				有	無
すべての年度において実際の利用者数が計画利用者数を下回っている施設	18 道県及び 27 市町村	施設 127 (67.5)	12,525,071 (6,903,848)	施設 4 (13.7)	施設 123 (77.3)
2か年度において実際の利用者数が計画利用者数を下回っている施設	7 道県及び 3 市町	11 (5.8)	1,147,366 (631,046)	1 (3.4)	10 (6.2)
1か年度において実際の利用者数が計画利用者数を下回っている施設	5 道県及び 7 市町	10 (5.3)	1,187,636 (653,196)	1 (3.4)	9 (5.6)
すべての年度において実際の利用者数が計画利用者数を上回っている施設	16 道県及び 6 市町	40 (21.2)	5,129,417 (2,826,689)	23 (79.3)	17 (10.6)
合 計	21 道県及び 36 市町村	188 (100.0)	19,989,491 (11,014,779)	29 (100.0)	159 (100.0)

注(1) 割合及び金額は、端数処理のため各項目の数値を合計しても一致しない。

注(2) 事業主体数は、重複があるため各項目の数値を合計しても一致しない。

前記188施設のうち18道県及び10県管内の27市町村計45事業主体が整備した127施設(事業費計125億2507万余円、国庫補助金計69億0384万余円)は、17年度から19年度までの間のすべての年度において実際の利用者数が計画利用者数を下回っている。これら127施設の大部分は、いわゆる地域の集会所として整備されている。そして、127施設のうち123施設は、施設内に販売スペース等が設置されていない状況である。

一方、前記188施設のうち、17年度から19年度までの間のすべての年度において実際の利用者数が計画利用者数を上回っている活性化施設は、40施設である。そして、これら40施設のうち23施設は、施設内に販売スペース等が設置されており、地域内外の利用者を広く確保するための有効な手段の一つとして活用されている状況である。また、これら23施設の19年度の農産物販売等による収入額についてみると、300万円以上1000万円未満の施設が4施設、1000万円以上1億円未満の施設が14施設、1億円以上の施設が5施設となっている。このように、これら23施設については、販売スペース等の設置により就業機会の増大及び農業所得の向上が図られており、農業・農村の活性化に一定の効果を上げていると認められる。

前記127施設において実際の利用者数が計画利用者数を下回っている背景には、活性化施設を整備した地域において、年々、人口の減少、高齢化等が進み、計画していた地域農業振興のための会議、集会等の実施回数が減少していること、施設の整備後に近隣地域に建設された類似施設と競合していることがあると考えられるが、13年度に貴省が改訂した手引き等において、施設内での物品等の販売に一定の制限が設けられたため、事業主体において、施設内で物品等を販売することについて十分な検討を行わないまま販売スペース等の設置を見送るなど、販売スペース等の設置が抑制される方向に誘導される結果となっていると考えられ、このこともその背景にあると認められる。

以上のことから、活性化施設内に販売スペース等を設置することにより、施設の活用を図ることは、利用者数の増加、ひいては就業機会の増大及び農業所得の向上を図る上で有効な

手段の一つであると認められる。

(改善を必要とする事態)

農業・農村の活性化に資するため整備された活性化施設のうち多数の施設について、実際の利用者数が計画利用者数を下回っていて、活性化施設の整備に係る事業効果が十分に発現していない事態は、これらの施設が国庫補助金により整備されたものであることなどを考慮すると適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 事業主体において、活性化施設は農業生産活動等の拠点として利用されることにより農業・農村の活性化に資することを目的として整備された施設であることや、都市部や地域外の住民との交流により利用者数の確保を図ることが重要であることについての認識等が十分でなかったこと
- イ 貴省において、活性化施設が国庫補助事業により整備された施設であることから、農業・農村の活性化を図るという中山間整備事業の目的から逸脱することのないように厳正な対応を行う必要があるとして、活性化施設内の販売スペース等の設置について抑制的な運用を行ってきたこと

3 本院が表示する意見

中山間地域は、人口の減少、高齢化等が都市部と比較してより進んでいる地域であることから、活性化施設内に販売スペース等を設置することなどにより地域内外の利用者を広く確保することが、中山間地域における農業・農村の活性化を図る上で重要となる。

については、貴省において、次のような処置を講ずるなどして、既存の活性化施設の有効利用を促進することにより、地産地消の促進、地域住民の就業機会を増大等させ、中山間地域における農業・農村の一層の活性化を図るよう意見を表示する。

- ア 人口の減少、高齢化等の中山間地域を取り巻く各種の社会経済状況を十分に勘案して、活性化施設内における販売スペース等の設置に関する規制の緩和を図ること
- イ 都道府県に対して、利用状況が好調な活性化施設の事例を市町村等に紹介するなどして、活性化施設の利用者数の増加を図るために、販売スペース等の設置、都市部や地域外の住民との交流の拡大に向けた指導を行うことなどを要請すること

(注1) 24道県 北海道、青森、宮城、秋田、栃木、群馬、埼玉、千葉、石川、福井、岐阜、静岡、滋賀、兵庫、和歌山、岡山、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、大分各県

(注2) 21道県 北海道、青森、宮城、栃木、群馬、埼玉、千葉、石川、福井、岐阜、静岡、滋賀、兵庫、岡山、徳島、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、大分各県

(注3) 10県 秋田、群馬、石川、兵庫、和歌山、岡山、徳島、香川、長崎、大分各県

(注4) 18道県 北海道、青森、宮城、栃木、群馬、埼玉、石川、福井、岐阜、静岡、滋賀、岡山、徳島、愛媛、高知、福岡、長崎、大分各県

(4) 土地改良事業の受益農地について、例外的に転用の許可を与える場合の具体的な審査方法を定めるとともに、転用許可後の状況に関し適時適切な指導を行うことなどの重要性について周知徹底を図るよう意見を表示したもの

農地転用の許可権者	農林水産大臣、北海道知事、宮城県知事
部 局 等	農林水産本省、2農政局、2道県
農地転用に係る事態の概要	(1) 転用許可後の施設が農業従事者の就業機会の増大に十分寄与していない事態(この事態に係る転用許可7件) (2) 転用許可後の受益農地が転用目的に供されないまま長期間にわたり放置されている事態(この事態に係る転用許可13件)
上記の中で、土地改良事業の事業費のうち国費相当額が判明している転用許可件数、同事業数及び国費相当額	(1) 転用許可6件、土地改良事業8件、国費相当額6424万円 (2) 転用許可6件、土地改良事業7件、国費相当額2645万円 計 転用許可12件、土地改良事業15件、国費相当額9069万円

【意見を表示したものの全文】

土地改良事業の受益農地の転用の許可に際しての取扱いについて

(平成21年10月30日付け 農林水産大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 農地の転用の許可に際しての取扱いの概要

(1) 土地改良事業の受益農地

貴省は、農業の生産性の向上、農業総生産の増大等に資することを目的として、土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき、国営事業又は国庫補助事業により、農業用排水施設、農業用道路等の新設、区画整理等を行う土地改良事業を多数実施している。また、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)において、国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保等必要な施策を講ずるものとしてされており、土地改良事業の果たす役割は大きいものとなっている。

そして、この土地改良事業の受益地である農地(以下「受益農地」という。)が農地以外のものに転用される場合には、土地改良事業の効用、すなわち事業実施後の農業生産額の増大、営農経費の節減等の効用が当該転用時以降失われる結果となり、土地改良事業の事業効果に大きな影響を与えることになる。このため、国営事業又は国庫補助事業のいずれの場合においても、事業完了後8年以内でかつ受益農地のうち所定の面積が転用される場合には、土地改良法に基づき、国は当該事業に要した国費相当額を農業者等から特別徴収金として徴収できることなどとなっており、また、国庫補助事業の受益農地が転用される場合には、国は事業主体に対し国庫補助金の返還措置を講ずることなどとなっている。

(2) 農地転用の許可の概要

受益農地であるかどうかにかかわらず、農地を転用する場合には、農地法(昭和27年法律第229号)に基づき、転用する農地面積が4haを超える場合には農林水産大臣の許可(以

下「大臣許可」という。)を、また、4 ha 以下の場合には都道府県知事の許可を受けなければならないこととされている(以下、農林水産大臣又は都道府県知事を「許可権者」という。)。なお、都道府県知事が許可を行うもののうち2 ha を超える許可については、あらかじめ国に協議することとなっている(以下、この場合の許可を「知事許可」という。)。そして、許可権者は、農地転用の許可を行う際に、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により①農用地区域内農地、②甲種農地、③第1種農地、④第2種農地、⑤第3種農地の5種類に区分された農地のうち、農用地区域内農地、甲種農地及び第1種農地の転用については、原則不許可とする厳しい許可基準を設けるなどしてその転用を抑制することなどとしている。

ただし、甲種農地及び第1種農地に区分された農地の転用については、農村地域の活性化や離農等による担い手への農地の集積を促進し周辺地域の農業の振興に資するため、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設の用に供する場合など、例外的に許可できる場合がある。そして、就業機会の増大に寄与する施設であるか否かは、当該施設に雇用されることとなる者に占める農業従事者(農業従事者の世帯員を含む。以下同じ。)の割合が3割以上であれば該当することとされている。

また、許可権者は、農地法、農地等転用関係事務処理要領(昭和46年46農地B第500号農林省農地局長通知)等に基づき、①申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること、②許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進ちょく状況を報告(以下、これに係る報告書を「進ちょく状況報告書」という。)することなどの条件を原則として付するものなどとされている。

(3) 貴省における取組

貴省は、転用が許可された農地が、その後、転用目的に供されないまま長期間にわたり放置されている事態が見受けられることから、「農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理について」(昭和51年51構改B第1939号農林省構造改善局長通知)を発出している。そして、同通知により、許可権者は、許可を受けた事業者が工事の進ちょく状況報告書の提出を遅滞したときには、その提出を文書により督促するなどして許可後の工事の進ちょく状況を常に把握しておくこと、また、進ちょく状況が事業計画に記載された工事の着手又は完了の時期から著しく遅延しているなどのものについては、速やかに工事に着手し又は工事を完了すべき旨などを文書により催告することなどとなっている。

また、貴省は、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設に供するために転用が許可された施設において、施設稼働後の雇用実績が雇用計画に達していない事例等があったことから、平成19年に発出した「農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用の適正化等について」(平成19年18農振第1942号農林水産省農村振興局長通知)において、雇用の確実性を一層明確にするとともに、雇用計画に対する雇用状況を把握することができるよう、許可申請書に雇用計画及び雇用協定の添付を求めて、許可権者において雇用の確実性の判断を行うことなどとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

土地改良事業は、農業用排水施設等が整備された優良な農地等を整備することにより、農業の生産性の向上、農業総生産の増大等を図ることを目的として、長年にわたり多額の国

費を投じて実施されてきた事業である。

しかし、土地改良事業の受益農地が転用された場合、多額の国費を投じて実施した土地改良事業の効用が、当該転用時以降失われる結果となる。このため、転用された農地が、転用時以降失われた効用に代えて、転用目的に供されることにより当該地域において新たな効用を生み出すことが重要となる。

そこで、本院は、有効性等の観点から、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設の用に供するために例外的に転用の許可を受けた受益農地に設置された施設が、実際に農業従事者の就業機会の増大に十分寄与しているか、転用された受益農地が転用目的に供されないまま長期間にわたり放置されていないかなどの点に着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

本院は、農林水産本省、^(注1)4農政局及び^(注2)9道県において、20年度までに行われた土地改良事業の受益農地に係る転用の許可計175件(このうち土地改良事業の事業費のうち国費相当額が判明している許可は129件、これらに係る土地改良事業203件、転用された受益農地の面積延べ1,157ha、国費相当額計22億1686万余円)を対象として、転用許可申請書等の書類及び現地の状況を調査するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 4農政局 東北、関東、東海、近畿各農政局

(注2) 9道県 北海道、秋田、宮城、埼玉、静岡、愛知、滋賀、和歌山、愛媛各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

- (1) 受益農地の上に設置された施設が農業従事者の就業機会の増大に十分寄与していない事態について

農地の転用が原則不許可とされている第1種農地について、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設の用に供するため例外的に行われた農地の転用の許可11件について、当該施設の営業開始後における農業従事者の雇用状況を調査したところ、被雇用者に占める農業従事者の割合が3割未満となっている事態が、東北、関東両農政局に係る大臣許可5件、北海道及び宮城県に係る知事許可2件、計7件(これらの許可に係る土地改良事業16件)について見受けられた。そして、このうち、土地改良事業の事業費のうち国費相当額が判明している許可は6件であり、これらの許可に係る土地改良事業は8件、転用された受益農地の面積は延べ42.4ha、国費相当額は計6424万余円であった。

<事例>

関東農政局は、平成17年8月に、A県B市内の第1種農地6.2haについて、農業従事者の就業機会の増大に寄与する商業施設の建設用地に供するものとして、例外的に転用を許可している。

この農地のうちの5.8haの農地は、A県が事業主体となり昭和58年度から平成3年度までを事業期間として実施したほ場整備事業(受益農地の全面積2,515ha、事業費153億0100万円、国庫補助金額65億5677万円)の受益農地であり、この受益農地に係る国庫補助金相当額を算定すると1512万余円となる。そして、上記の商業施設を運営するC会社は、B市との間で締結した雇用協定において、農業従事者を被雇用者の3割以上雇用するとしていた。

しかし、同施設の営業開始後における農業従事者の雇用割合は、実際には、18年

36.7%、19年25.1%、20年22.9%となっていて、3割以上となっていたのは初年のみであった。

- (2) 受益農地が転用目的に供されないまま長期間にわたり放置されている事態について
転用が許可された受益農地が、転用目的に供されないまま長期間にわたり放置されており、転用により何の効用も生み出していないと認められる事態が、農林水産本省及び東北、関東両農政局に係る大臣許可13件(これらの許可に係る土地改良事業18件)について見受けられた。そして、このうち土地改良事業の事業費のうち国費相当額が判明している許可は6件であり、これらの許可に係る土地改良事業は7件、転用された受益農地の面積は延べ32.4ha、国費相当額は計2645万余円であった。

上記の13件の許可に係る事態の態様は、次のとおりである。

- (ア) 転用の許可後5年以上経過しているのに、許可に係る工事に着手していなかったものが4件見受けられた。そして、これらについては、進ちよく状況報告書が提出されていないのに、許可権者による同報告書の督促や速やかに工事に着手すべき旨の催告が行われていないなどの状況となっていた。
- (イ) 転用許可後10年以上経過していて、最後に提出された進ちよく状況報告書における工事の進ちよく状況が50%以下となっていたものなどが9件見受けられた。そして、これらについては、最後に同報告書が提出されてから10年以上も経過しているのに、許可権者による同報告書の督促や工事を早期に完了させる旨の催告が行われていないなどの状況となっていた。

(改善を必要とする事態)

前記のように、多額の国費を投じて農業用排水路等を整備するなどした土地改良事業の受益農地が、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設の用に供するために例外的に転用の許可を受けているのに、転用許可後において当該施設が農業従事者の就業機会の増大に十分寄与していなかったり、受益農地の転用許可後、当該受益農地が転用目的に供されないまま長期間にわたり放置されていたりしている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 貴省において、農業従事者の就業機会を増大させるために例外的に転用の許可を与える場合の審査方法を具体的に示していないこと
- イ 貴省の関係部局及び道県において、転用許可後の事業の実施状況を十分に把握し、問題があると認められる場合には指導を行うことなどの重要性に対する認識が十分でないこと

3 本院が表示する意見

貴省において、土地改良事業の受益農地について転用の許可の趣旨が十分に達成され、また、転用による新たな効用の確保に資するため、次のような処置を講ずるよう意見を表示する。

- ア 農業従事者の就業機会を増大させるために例外的に転用の許可を与える場合の具体的な審査方法を定めて、これを関係部局及び都道府県に示すこと
- イ 転用許可後の事業の実施状況に問題があると認められる場合には指導を行うことなどの重要性について、関係部局及び都道府県に対して周知徹底を図ること

- (5) 水田・畑作経営所得安定対策として実施している生産条件不利補正交付金の交付が当該対策の目的である土地利用型農業の担い手の育成に資するものとなるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	食料安定供給特別会計(農業経営安定勘定) (項)農業経営安定事業費
部 局 等	農林水産本省、3農政局
交 付 の 根 拠	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)
交 付 先	18法人
水田・畑作経営所得安定対策の概要	米穀、麦その他の重要な農産物に係る農業の担い手に対して、我が国における生産条件と外国における生産条件との格差から生ずる不利を補正するための交付金(生産条件不利補正交付金)等を交付するもの
上記に対する生産条件不利補正交付金交付額の合計	7億4366万余円(平成19、20両年度)
上記のうち土地利用型農業の担い手の育成に資するものとなっていない事態に係る生産条件不利補正交付金交付額	7億2561万円

【意見を表示したものの全文】

水田・畑作経営所得安定対策の実施について

(平成21年10月9日付け 農林水産大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 水田・畑作経営所得安定対策等の概要

(1) 水田・畑作経営所得安定対策の概要

貴省は、米穀、麦等の土地利用型農業の担い手の経営及び所得の安定を図るために、平成19年度から、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)に基づき、水田・畑作経営所得安定対策(以下「本対策」という。)として、米穀、麦その他の重要な農産物に係る農業の担い手に対して、我が国における生産条件と外国における生産条件との格差から生ずる不利を補正するための交付金(以下「生産条件不利補正交付金」という。)等を交付している。

上記に先立って貴省は、17年10月に経営所得安定対策等大綱を省議決定し、次のように本対策の実施に関する基本認識を明らかにしている。

ア 土地利用型農業については、これまで全農家を対象として品目ごとの価格に着目して講じてきた対策を、担い手に対象を絞り経営全体に着目した対策に転換するという、戦後の農政を根本から見直すものとなること

イ 我が国の農業・農村が、農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増大等により危機

的状況にある中で、兼業農家、高齢農家等をはじめ多様な構成員から成る地域農業を、その担い手を中心として地域の合意に基づき再編しようとするものであること

(2) 水田・畑作経営所得安定対策の対象となる農業者の要件

貴省は、上記の基本認識の下、本対策の実施に当たり、水田・畑作経営所得安定対策実施要領(平成18年18経営第1871号農林水産省経営局長通知。以下「実施要領」という。)を定めている。そして、土地利用型農業の担い手の育成を促すため、実施要領において、本対策の対象となる農業者(以下「対象農業者」という。)を、経営に帰属する農地面積を一定規模以上有することなどの要件を備えた認定農業者又は集落営農組織に限定している。

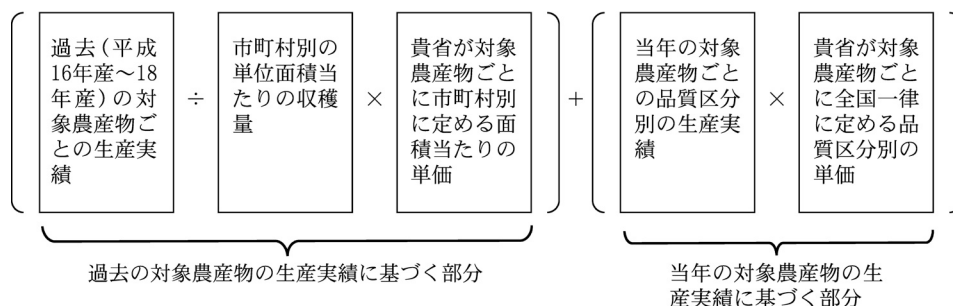
上記の認定農業者は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づき、市町村の基本構想で示された目標に向けた農業経営の改善を図るための計画を作成して、当該計画について市町村から認定を受けた農業者等であり、個人のほか、農事組合法人、株式会社等の法人も含まれる。

また、集落営農組織は、一元的に経理を行い法人化の計画を有するなど将来的に効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれる任意の組織であり、小規模農業者等から構成される。

上記のように、対象農業者の経営形態には個人、法人及び任意の組織の3形態があるが、このうち、特に法人は、創意工夫を生かした農業経営の展開や経営管理能力の向上等に優れていることから、認定農業者の一角を担うばかりでなく、任意の組織である集落営農組織の発展段階としても位置付けられている。

(3) 生産条件不利補正交付金の概要

実施要領において、生産条件不利補正交付金は、標準的な生産費と標準的な販売収入額との差額が顕在化している麦、大豆等の農産物(以下「対象農産物」という。)について、その差額を補てんするものであるとされており、その交付額は次式のとおり過去及び当年の対象農産物の生産実績に基づき算定されることとなっている。



そして、交付額の算定に用いる対象農産物ごとの生産実績は、本対策への加入が認められた対象農業者(以下「対策加入者」という。)の経営に帰属する農地面積に係る過去及び当年の対象農産物の生産実績とされている。

(4) 水田・畑作経営所得安定対策への加入申請等

実施要領において、本対策への加入申請及び生産条件不利補正交付金の交付申請の手続は、次のように定められている。

すなわち、本対策に加入しようとする対象農業者は、毎年、加入申請書を関係書類とともに地方農政事務所長(地方農政局が所在する府県においては地方農政局長、北海道にお

いては北海道農政事務所長、沖縄県においては沖縄総合事務局長。以下同じ。)に提出し、地方農政事務所長は、その内容を確認の上、当該対象農業者に対して所要の通知を行う。

また、同交付金の交付を受けようとする対策加入者は、交付申請書を関係書類とともに地方農政事務所長を経由して地方農政局長(北海道においては北海道農政事務所長、沖縄県においては沖縄総合事務局長。以下同じ。)に提出し、地方農政局長は、内容を審査の上、交付決定を行い、当該対策加入者に対してその旨を通知し、同交付金を交付する。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

本対策は、生産条件不利補正交付金等の交付を通じて、土地利用型農業の担い手を育成して、担い手を中心として地域農業を再編することを目的として行うものである。そして、本対策において、法人は認定農業者の一角を担うばかりでなく、集落営農組織の発展段階としても位置付けられているなど、土地利用型農業の担い手として重要な役割を担うことが期待されている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、対策加入者のうち法人である認定農業者に対する生産条件不利補正交付金の交付が本対策の目的に資するものとなっているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

本院は、貴省、^(注1)3農政局及び8農政事務所において会計実地検査を行った。そして、会計実地検査に当たり、加入申請書に記載された内容をあらかじめ分析するなどして選定した31法人に対して交付された生産条件不利補正交付金19年度5億2188万余円、20年度5億2154万余円、計10億4343万余円を対象として、交付申請書、法人の決算書類等の関係書類を確認するなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、^(注2)2農政局及び5農政事務所管内の18法人(以下「18法人」という。)に対して、^(注3)3農政局から交付された生産条件不利補正交付金19年度3億7870万余円、20年度3億6495万余円、計7億4366万余円のうち19年度3億6889万余円、20年度3億5671万余円、計7億2561万余円について、次のような事態が見受けられた。

(1) 農作業の実施状況について

18法人は、本対策の実施に合わせて新たに設立されるなどした法人であり、集落営農組織への参加が困難となっていた小規模農業者を本対策に参加させるなどの目的で、当該小規模農業者が所有権を有する農地等を新たに法人の経営に帰属させることにしたものである。

そして、18法人は、これらの小規模農業者から農地利用権の設定を受けたり農作業を受託したりすることなどにより、法人の経営に帰属することになった農地面積の合計が実施要領で定める経営規模等の要件を満たすこととなったことから、本対策に加入して、各法人の経営に帰属することになった農地面積に係る過去及び当年の対象農産物の生産実績に基づいて生産条件不利補正交付金の交付を受けていた。

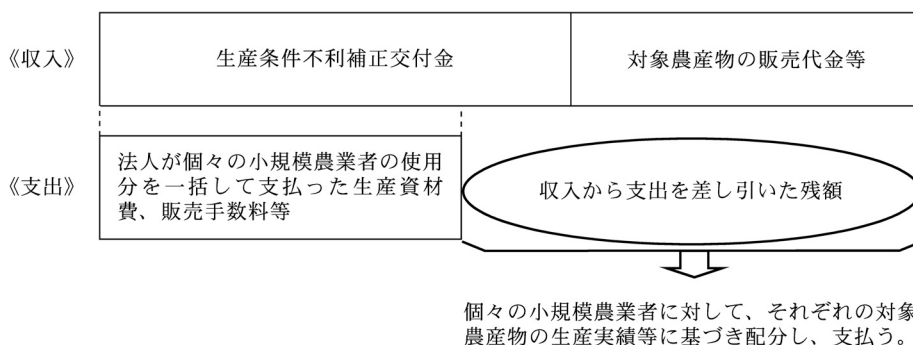
しかし、18法人は、実施要領で定める経営規模等の要件を満たしていたものの、自らの経営に帰属することになった農地において農作業を実施するための農業用機械を保有又は賃借しておらず、農作業従事者も雇用していないことから、法人として自ら農作業を実

施する能力を保有していない状況であった。このため、法人に農地利用権を設定したり農作業を委託したりなどした小規模農業者は、本対策実施以前から農作業を実施していた農地において従来と同様に個々に農作業を実施していた。

(2) 生産条件不利補正交付金、対象農産物の販売代金等の精算状況等について

18法人は、上記(1)により各小規模農業者が生産した対象農産物を法人名義で販売していた。そして、18法人は、生産条件不利補正交付金、対象農産物の販売代金等の収入から、法人が個々の小規模農業者の使用分を一括して支払った生産資材費、販売手数料等の支出を差し引いた残額について、次図のように、個々の小規模農業者に対して、それぞれの対象農産物の生産実績等に基づき配分し、支払っていた。

図 生産条件不利補正交付金、対象農産物の販売代金等の精算方法



すなわち、個々の小規模農業者は、従来と同様に農作業を実施し、その生産実績等に応じた収益を得る一方で、収穫量や価格の変動等による経営のリスクは、個々の小規模農業者に帰するものとなっていた。したがって、18法人は、収穫量や価格の変動等による経営のリスクを負っておらず、収入と支出が通過するだけで、対象農産物の生産に関する経営体としての実質を備えていない状況であった。この結果、18法人に対する生産条件不利補正交付金の交付は、個々の小規模農業者がそれぞれに行う対象農産物の生産に関する経営に対する支援にとどまっていた。

<事例>

A県B市に所在する法人Cは、地理的に分散した地域に農地が所在するなどの理由により、集落営農組織に参加することが困難となっていた小規模農業者23名を本対策に参加させるなどの目的で、18年5月に設立されたものである。そして、法人Cは、これらの小規模農業者から農地利用権の設定を受けたり農作業を受託したりなどすることにより、法人Cの経営に帰属することになった農地面積の合計が実施要領で定める経営規模等の要件を満たすこととなったことから、本対策に加入し、これらの農地面積に係る過去及び当年の麦の生産実績に基づいて生産条件不利補正交付金19年度773万余円、20年度760万余円、計1533万余円の交付申請を行い、関東農政局から同額の交付を受けていた。

しかし、法人Cは、自らの経営に帰属することになった農地において農作業を実施するための農業用機械を保有又は賃借しておらず、さらに、農作業従事者も雇用していなかった。このため、法人Cに農地利用権を設定したり農作業を委託したりなどした小規模農業者は、本対策実施以前から農作業を実施していた農地において従来と同様に個々に農作業を実施していた。

一方、法人Cは、これらの小規模農業者が生産した麦を法人C名義で販売しており、同交付金及び麦の販売代金を合わせた収入から、法人Cが個々の小規模農業者の使用分を一括して支払った生産資材費、法人Cが要した事務費等を差し引いた残額について、実際の農作業を実施した個々の小規模農業者に対して、過去及び当年の対象農産物の生産実績等に基づき配分し、作業代等の名目で支払っていた。

上記のように、18法人は法人として農作業を実施する能力を現在保有しておらず、対象農産物の生産に関する経営体としての実質を備えていないことから、18法人に対する生産条件不利補正交付金の交付が、実際には個々の小規模農業者がそれぞれに行う対象農産物の生産に関する経営に対する支援にとどまっていて、現状では、土地利用型農業の担い手の育成に資するものとなっていないと認められる。

(改善を必要とする事態)

前記(1)及び(2)のように、18法人において、対象農産物の生産に関する経営体としての実質を備えていないなど、生産条件不利補正交付金の交付が土地利用型農業の担い手の育成に資するものとなっていない事態は、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 対策加入者である法人に対して、土地利用型農業の担い手として重要な役割を担っていること、法人自らが対象農産物の生産に関する経営体としての実質を備える必要があることなど、本対策の趣旨の周知徹底を十分に行っていないこと
- イ 本対策が、担い手を中心として地域農業を再編しようとするものであるにもかかわらず、法人や集落営農組織を地域の実情に即して設立する方法についての説明が十分でないなど、対象農産物を生産する意欲を持つ小規模農業者に対して本対策への加入の方途を十分に示していなかったこと
- ウ 地方農政事務所長による本対策への加入申請時の内容確認、地方農政局長による生産条件不利補正交付金の交付申請時の審査等が経営規模等の外形的要件の確認等にとどまっており、同交付金の交付が本対策の目的に資するものであるかについての検証を行う体制となっていないこと

3 本院が表示する意見

我が国の農業、とりわけ土地利用型農業については、農地が小規模のまま分散し、また、農業者の高齢化が進む中で、離農による新たな耕作放棄地の増加が現実に懸念される問題となっている。貴省は、このような状況に対応するために、土地利用型農業の担い手が将来的に効率的かつ安定的な農業経営体となり、他産業並みの所得を確保し得る農業経営体に発展していくための努力を促し、その経営及び所得の安定を図るための方策として、19年度から本対策を実施している。

については、貴省において、次の処置を講ずることにより、生産条件不利補正交付金の交付が土地利用型農業の担い手の育成に資するものとなるよう意見を表示する。

- ア 対策加入者である法人に対して、土地利用型農業の担い手として重要な役割を担っていること、法人自らが対象農産物の生産に関する経営体としての実質を備える必要があることなど、本対策の趣旨の十分な周知徹底を図ること

イ 対策加入者である法人について、その実態を把握し、対象農産物の生産に関する経営体としての実質を備えていないと認められる場合には、関係団体等の協力を得て、当該法人が本対策の趣旨に沿った具体的な体制整備を一定期間内に図るよう所要の措置を講ずること

ウ 地方農政事務所長による本対策への加入申請時の内容確認、地方農政局長による生産条件不利補正交付金の交付申請時の審査等に際して、法人に対する同交付金の交付が本対策の目的に資するものであるかどうかを検証するための体制整備を図り、必要な検証を行うこと

(注1) 3農政局及び8農政事務所 関東、東海、九州各農政局、北海道、栃木、茨城、群馬、岐阜、徳島、佐賀、大分各農政事務所

(注2) 2農政局及び5農政事務所 関東、九州両農政局、茨城、群馬、徳島、佐賀、大分各農政事務所

(注3) 3農政局 関東、中国四国、九州各農政局

(6) 土地改良施設維持管理適正化事業の実施に当たり、全国土地改良事業団体連合会が管理運営する資金の運用益についての具体的な取扱いを定めるなどして、国庫補助金の運用益相当額を国庫に納付させるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農地等保全管理事業費
部 局 等	農林水産本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	全国土地改良事業団体連合会等
補助事業	土地改良施設維持管理適正化
補助事業の概要	全国土地改良事業団体連合会が土地改良施設整備補修のための資金を造成して管理運営するとともに、この資金を利用して土地改良区等が土地改良施設の定期的な整備補修を行うもの
平成19年度末 の運用益残額	6142 万余円
上記のうち国庫 補助金に係る運 用益相当額	1701 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

全国土地改良事業団体連合会が管理運営する土地改良施設維持管理適正化資金等の運用益の取扱いについて

(平成20年12月8日付け 農林水産大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 土地改良施設維持管理適正化事業の概要

貴省は、土地改良区等土地改良施設管理者の管理意識の高揚を図るとともに、土地改良施

設の機能の保持と耐用年数の確保に資することを目的として、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱(昭和52年52構改B第600号農林事務次官依命通知)等に基づき、昭和52年度以降、土地改良施設維持管理適正化事業(以下「適正化事業」という。)を実施している。

適正化事業は、全国土地改良事業団体連合会(以下「全土連」という。)が土地改良施設維持管理適正化資金(以下「適正化資金」という。)を造成して管理運営するとともに、土地改良区等が適正化資金からの交付金を事業費の一部として、揚水機、水門等の土地改良施設の定期的な整備補修を行うものである。適正化資金は、土地改良区等が行う土地改良施設の整備補修に要する経費(以下「整備補修費」という。)の10分の9に相当する額を賄うものであり、国庫補助金及び都道府県土地改良事業団体連合会(以下「都道府県土連」という。)からの拠出金(土地改良区等からの拠出金と都道府県からの補助金から成っている。)を財源としている。

また、適正化事業に要する事務費については、国庫補助金及び都道府県土連からの事務費賦課金により支弁されることとなっている。

そして、貴省は、適正化資金の財源及び適正化事業に要する事務費について、全土連に対して土地改良施設維持管理適正化事業費補助金(以下「適正化補助金」という。)を交付している。その補助率は、適正化資金の財源については造成額の3分の1以内、適正化事業に要する事務費については整備補修費の総額に100分の2.85を乗じて得た額の2分の1以内としている。

全土連は、毎年度、造成した適正化資金を財源として、適正化事業交付金(以下「適正化交付金」という。)を、都道府県土連を経由して土地改良区等に交付している。なお、適正化事業の対象となる土地改良施設の整備補修は、揚水機のオーバーホール、水門の塗装等、1地区当たりの整備補修費が200万円以上となり、数年に1回行うような土地改良施設の定期的な整備補修とされている。

また、貴省は、適正化補助金について、毎年度、額の確定を行い、その結果過大に交付されていた額については国庫に納付させている。

一方、全土連は、適正化交付金を都道府県土連に交付するまでの間、適正化資金、事務費に係る国庫補助金、事務費賦課金等(以下、これらを「適正化資金等」という。)の一部を定期預金等により運用して、その際に生ずる利息(以下「運用益」という。)を、農林振興局長の承認を受けた「全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款」(以下「拠出約款」という。)に基づき事務費の不足分に充当することとしている。

そして、平成18、19両年度における適正化事業の事業費は108億8038万余円(国庫補助金36億8237万余円)及び105億4451万余円(同35億6874万余円)、運用益は1560万余円及び2346万余円、運用益から事務費に充当された額は934万余円及び951万余円となっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴省及び全土連において、経済性等の観点から、適正化資金等の運用益が適切に取り扱われているかなどの点に着眼して、18、19両年度の適正化資金等の管理運営状況を対象として、実績報告書、適正化資金の収入支出決算書等の書類を精査することなどにより会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、前記のとおり、全土連は、毎年度、適正化資金等を定期預金等により運用して、この運用益を拠出約款に基づき事務費の不足分に充当していたが、充当後の残額については、別途管理を行っていた(以下、別途管理していた運用益の残額を「運用益残額」という。)。そして、運用益が事務費の不足分を上回る年度には、その残額を運用益残額に繰り入れて、逆に運用益が事務費の不足分を下回る年度には、その差額を運用益残額から取り崩して事務費に充当するなどして、毎年度運用益残額の管理を継続しており、19年度末における運用益残額は61,424,214円となっていた。

しかし、貴省は、この運用益残額の管理状況について、全土連から報告させることとしていなかった。適正化補助金は、毎年度、額の確定を行い、その結果過大に交付されていた額については国庫に納付させているのであるから、事務費の不足分に充当した後の残額のうち適正化補助金に係る運用益相当額についても、毎年度国庫に納付させることが適切であると認められる。

18、19両年度の運用益に占める適正化補助金の比率を、定期預金等への預入時点における預入額に占める割合等を基に算出すると、27.7%となる。そして、この率を用いて前記の運用益残額61,424,214円のうち適正化補助金に係る運用益相当額を算定すると、17,014,507円となる。

(改善を必要とする事態)

上記のように、全土連が、適正化資金等の運用益の残額のうち国庫補助金に係る運用益相当額を国庫に納付せず保有している事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、貴省において運用益についての取扱いを十分に定めていないこと、運用益残額の管理状況を十分に把握していないことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

貴省は、今後とも全土連に適正化資金等を造成させるなどして、適正化事業を実施することとしており、運用益も引き続き生ずることが見込まれる。

については、貴省において、適正化事業に係る適正化資金等の管理運営をより適切に実施することができるよう、適正化資金等の運用益の収支状況及び使途を報告させて、運用益残額のうち適正化補助金に係る運用益相当額については国庫に納付させることとするなど、運用益についての具体的な取扱いを定めて、これを全土連に通知してその周知徹底を図るなどの改善の処置を要求する。

【当局が講じた処置】

本院は、農林水産省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、全土連に対して通知を20年11月に発出して、適正化資金等の運用益の収支状況及び使途を報告させるとともに、運用益残額のうち適正化補助金に係る運用益相当額については国庫に納付させることとして、その周知徹底を図る処置を講じていた。そして、上記の通知に基づき、全土連は、適正化資金等の運用益の収支状況及び使途を同省に報告するとともに、運用益残額のうち適正化補助金に係る運用益相当額を国庫に納付していた。

(7)-(13) 農林水産省が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等の有効活用等を図るよう改善の処置を要求したもの

第3章
第1節
第10
農林水産省

会計名及び科目	一般会計	(組織)農林水産本省(昭和52年度以前は農林本省)
		(項)農村振興費
		(項)農業等国際協力推進費等
		(項)水田農業構造改革対策費
		(項)農業生産振興費等
		(組織)林野庁
		(項)林業・木材産業等振興対策費等
		(項)林業振興費
部局等	農林水産本省、林野庁	
補助の根拠	予算補助	
資金等設置団体	(1)	56 任意団体
	(2)	1 公益法人
	(3)	46 任意団体
	(4)	1 公益法人
	(5)	39 公益法人
	(6)	1 組合
	(7)	8 公益法人、20 組合
上記の団体に設置造成された資金等のうち有効活用されていない資金等	(1)	109 資金
	(2)	1 資金等の運用益
	(3)	46 資金
	(4)	1 資金の運用益
	(5)	11 基金、29 基金の運用益
	(6)	1 資金
	(7)	10 基金
	計	177 資金等及び 31 資金等の運用益
上記の資金等において有効活用されていない額(うち国庫補助金相当額)	(1)	123 億 6762 万円(105 億 9366 万円)(平成 20 年度末)
	(2)	27 億 5248 万円(同額)(平成 20 年度末)
	(3)	52 億 3616 万円(同額)(平成 20 年 11 月末)
	(4)	77 億 6556 万円(同額)(平成 20 年度末)
	(5)	8 億 5105 万円(6 億 1383 万円)(平成 20 年度末)
	(6)	81 億 9926 万円(同額)(平成 20 年度末)
	(7)	3 億 5287 万円(1 億 7640 万円)(平成 20 年度末)
	計	375 億 2503 万円(353 億 3737 万円)

本院は、平成 21 年 10 月 9 日に、農林水産大臣及び林野庁長官に対して、農林水産省が公益法人、^(注)組合及び任意団体に補助金等を交付して設置造成させた資金及び基金並びにこれらの運用益の有効活用等を図るよう、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

(注) 組合 特別法の規定により法人格を取得している組合
要求した改善の処置の概要等は、次表のとおりである。

表 要求した改善の処置の概要等

件名	(1) 農地・水・環境保全向上対策において積み立てられた資金等の有効活用について(農林水産大臣あて)
<p>資金設置団体名 資金の名称(設置年度) 資金の概要 検査した資金数、検査対象金額(うち国庫補助金相当額) 有効活用されていない資金数、資金の額(うち国庫補助金相当額) 要求した改善の処置の概要</p>	<p>地域協議会(56 任意団体) 農地・水・環境保全向上対策において積み立てられた資金(平成 19 年度) ①地域ぐるみでの効果の高い共同活動に取り組む活動組織に対する共同活動支援交付金の交付を行うための資金及び②先進的な営農活動に取り組む活動組織に対する営農活動支援交付金の交付を行うための資金を地域協議会に積み立てるもの 109 資金、国から地域協議会に 19、20 両年度に交付された共同活動支援交付金等計 354 億 7106 万余円(同額) 109 資金、地域協議会の保有する共同活動支援交付金等に係る資金等の 20 年度末残高計 123 億 6762 万余円(105 億 9366 万余円) 農林水産省は、地域ぐるみでの効果の高い共同活動等を一体的かつ総合的に支援する農地・水・環境保全向上対策を、国庫補助事業により実施している。本対策により地域協議会が積み立てた資金の残高等について検査したところ、毎年度、地域協議会において多額の資金残高が生じていて、その資金残高が 20 年度末には 19 年度末より大幅に増加しているなどの事態が見受けられた。 したがって、農林水産省において、共同活動資金等に多額の年度末残高が生じた場合等の取扱いを早急に定めて、地域協議会からその資金残高の一部を国庫に返還させるなどして資金の有効活用を図るなどの要がある。</p>
件名	(2) 国庫補助金により造成された差額補填資金等の運用益の有効活用について(農林水産大臣あて)
<p>運用益保有団体名 運用益の名称(保有年度) 運用益の概要 検査した運用益、検査対象金額(うち国庫補助金相当額) 有効活用されていない運用益、運用益の額(うち国庫補助金相当額) 要求した改善の処置の概要</p>	<p>社団法人国際農林業協働協会(1 公益法人) 運用益残額(平成 12 年度) 差額補填資金等から生じた運用益から管理運営経費に充当した後の残余额が積み上がったもの 1 資金等の運用益、運用益の 20 年度末残高 27 億 5248 万余円(同額) 1 資金等の運用益、運用益の 20 年度末残高 27 億 5248 万余円(同額) 農林水産省は、緊急食糧支援として被援助国等へ貸し付けた米穀が被援助国等から金銭の償還により返済される場合に、食料安定供給特別会計に損失を発生させないため、将来発生すると見込まれる損失を貸付期間内で平準化するための差額補填資金造成事業を実施している。 同省が社団法人国際農林業協働協会に全額国庫補助金により設置造成させている基金及び差額補填資金から生じた運用益は有効に活用されているかなどについて検査したところ、運用益を管理運営経費に充当した後の残余额(以下「運用益残額」という。20 年度末残高 27 億 5248 万余円。)について、実施要綱に、事業終了時に国庫に返還すると定めているものの、事業終了までの間の処理方法は定めていなかった。このため、多額の運用益残額が同協会に保有されていて有効活用されていなかった。 したがって、農林水産省において、実施要綱の改正等を行い、原則として運用益残額を国庫に返還させるなどして運用益残額の有効活用を図る要がある。</p>

<p>件名</p>	<p>(3) 水田農業構造改革交付金により造成された資金から生じた残余資金の有効活用について(農林水産大臣あて)</p>
<p>資金設置団体名 資金の名称(設置年度) 資金の概要 検査した資金数、検査対象金額(うち国庫補助金相当額) 有効活用されていない資金数、資金の額(うち国庫補助金相当額) 要求した改善の処置の概要</p>	<p>都道府県水田農業推進協議会(46 任意団体) 水田農業構造改革交付金により造成された資金(平成 16 年度) 水田農業構造改革交付金により造成された資金により、米の生産調整を実施した農業者等に助成金を交付するもの 46 資金、都道府県水田農業推進協議会の 20 年 11 月末残余資金 52 億 3616 万余円(同額) 46 資金、都道府県水田農業推進協議会の 20 年 11 月末残余資金 52 億 3616 万余円(同額) 農林水産省は、水田農業構造改革対策の一環として、都道府県水田農業推進協議会(以下「県協議会」という。)に対して交付金を交付して資金を造成させており、県協議会は、この資金により、米の生産調整を実施する農業者等に助成金を交付する地域水田農業推進協議会に助成金を交付している。46 県協議会が造成している資金について検査したところ、農林水産省は、助成金として交付されなかった計 52 億 3616 万余円の残余資金を県協議会に保有させたまま有効活用していなかった。また、この残余資金を 21 年度の水田農業構造改革対策の財源として充当することとしていた。 したがって、農林水産省において、実施要綱の改正等を行い、今後、国の交付金から残余資金が生じた場合は、原則として国庫に返還させるなどして残余資金の有効活用を図るとともに、残余資金の取扱いについて透明性を十分確保する必要がある。</p>
<p>件名</p>	<p>(4) 国庫補助金により造成された果樹対策資金から生じた運用益の有効活用について(農林水産大臣あて)</p>
<p>運用益保有団体名 運用益名称(保有年度) 運用益の概要 検査した運用益、検査対象金額(うち国庫補助金相当額) 有効活用されていない運用益、運用益の額(うち国庫補助金相当額) 要求した改善の処置の概要</p>	<p>財団法人中央果実生産出荷安定基金協会(1 公益法人) 事業資金剰余積立金(昭和 49 年度) 果樹対策資金から生じた運用益の一部を積み立てたもの 1 資金の運用益、平成 20 年度末の事業資金剰余積立金 77 億 6556 万余円(同額) 1 資金の運用益、20 年度末の事業資金剰余積立金 77 億 6556 万余円(同額) 農林水産省は、果樹対策の一環として、財団法人中央果実生産出荷安定基金協会に対して国庫補助金を交付して果樹対策資金を造成させており、同協会は、この資金により、果実の計画的生産等を実施した果実出荷事業者に補給金を交付するなどしている都道府県法人に補助金を交付している。同協会が果樹対策資金の運用益の一部を積み立てた剰余積立金について検査したところ、同積立金は 20 年度末において 77 億 6556 万余円に達しており、農林水産省は、同協会に同積立金を保有させたまま有効活用していなかった。また、同協会は、同積立金から生じた運用益の額及びその用途を把握できていなかった。 したがって、農林水産省において、実施要綱の改正等を行い、原則として剰余積立金を国庫に返還させるなどして剰余積立金の有効活用を図るとともに、剰余積立金の運用益が生じた場合の取扱いについて透明性を十分確保する必要がある。</p>

件名	(5) 海外農業移住交流事業の在り方及び運用益の有効活用について(農林水産大臣あて)
<p>基金設置団体名</p> <p>基金の名称(設置年度)</p> <p>基金の概要</p> <p>検査した基金数、検査対象金額(うち国庫補助金相当額)</p> <p>有効活用されていない基金数、基金の額(うち国庫補助金相当額)</p> <p>要求した改善の処置の概要</p>	<p>社団法人中央農業拓植基金協会、財団法人都道府県農業拓植基金協会(計39公益法人)</p> <p>海外農業移住交流事業により造成した基金(昭和34年度～47年度)</p> <p>農業移住者等を資金面で援護しようとする者が金融機関から資金を借り入れる際の債務の保証等に係る弁済に充てるべき資産として造成するもの</p> <p>11基金、基金の平成20年度末造成額純計5億7720万余円(4億8989万余円) 29基金、解散時等に保有していた基金及び運用益計8億9163万余円(上記の11基金の20年度末造成額との重複金額を除いた額6億1713万余円、このうち国庫補助金相当額1億2394万余円)</p> <p>11基金、基金の20年度末造成額純計5億7720万余円(4億8989万余円) 29基金、解散時等に保有していた運用益計2億7384万余円(1億2394万余円)</p> <p>農林水産省は、農業移住者等の営農の安定に必要な資金等の調達を円滑にするため、農業移住者等を資金面で援護しようとする者が金融機関から資金を借り入れる際の債務の保証等を社団法人中央農業拓植基金協会等に行わせる海外農業移住交流事業を、国庫補助事業により実施している。本事業の一環として社団法人中央農業拓植基金協会等が造成した基金の規模が保証需要に対応した適切なものとなっているかなどについて検査したところ、近年、新規の債務保証が行われず、保証債務残高も大きく減少していることなどから、その基金規模が保証需要に比較して著しく過大となっているなどの事態が見受けられた。 したがって、農林水産省において、基金の有効活用を図るために、社団法人中央農業拓植基金協会等の業務の実施状況の把握を早急に行い、今後の海外農業移住交流事業の実施の在り方について、事業の終了も視野に入れて十分に検討するとともに、同協会等が造成した基金のうち、国庫補助金相当額を原則として国庫に返納させることとするなどの処置を講ずる必要がある。</p>
件名	(6) 緑の雇用担い手対策事業等に要する資金の有効活用について(林野庁長官あて)
<p>資金設置団体名</p> <p>資金の名称(設置年度)</p> <p>資金の概要</p> <p>検査した資金数、検査対象金額(うち国庫補助金相当額)</p> <p>有効活用されていない資金数、資金の額(うち国庫補助金相当額)</p> <p>要求した改善の処置の概要</p>	<p>全国森林組合連合会(1組合)</p> <p>緑の雇用担い手対策資金(平成14年度)</p> <p>林業就業に意欲のある若者等が林業の担い手として定着していくために必要な研修を実施する経費に充てるため資金を造成するもの</p> <p>1資金、20年度末資金残高81億9926万余円(同額)</p> <p>1資金、20年度末資金残高81億9926万余円(同額)</p> <p>林野庁は、森林整備に必要な林業労働力の育成・確保及び地域の活性化を図ることなどを目的として、全国森林組合連合会に緑の雇用担い手対策事業等を実施させている。全国森林組合連合会に造成された資金の各年度の資金残高等について検査したところ、毎年度多額の資金残高(20年度末81億9926万余円)が生じて、滞留した資金が有効活用されず、事業が完了する22年度末においても多額の資金残高が見込まれる事態となっていた。 したがって、林野庁において、22年度の事業の実施に当たり、22年度末に多額の資金残高が生ずることのないよう、21年度末の資金残高及び22年度の資金の使用見込額を的確に把握し、資金需要に見合った国庫補助金を交付するなどして、資金の有効活用を図る必要がある。</p>

件名	(7) 苗木需給安定基金造成事業により造成された基金の有効活用について (林野庁長官あて)
基金設置団体名	都道府県林業用苗木生産組合等(8公益法人、20組合)
基金の名称(設置年度)	苗木需給安定基金(昭和54年度～59年度)
基金の概要	苗木の円滑な需給を図るため苗木需給安定基金の造成を行うもの
検査した基金数、検査対象金額(うち国庫補助金相当額)	28基金、平成20年度末基金造成総額11億3696万余円(5億6740万余円)
有効活用されていない基金数、基金の額(うち国庫補助金相当額)	10基金、20年度末基金造成総額3億5287万余円(1億7640万円)
要求した改善の処置の概要	林野庁は、林業用苗木の計画的な生産の確保と生産調整の円滑な実施を行い、もって計画的な造林の推進に資することを目的として苗木需給安定基金造成事業を、国庫補助事業により実施している。本事業により都道府県林業用苗木生産組合等に造成された基金について検査したところ、近年、調整交付金の交付実績が低調で、長期間にわたり財政資金が効果を発現することなく滞留して有効活用されていない事態が見受けられた。したがって、林野庁において、基金の在り方を検討するための基準等を策定して、これを道県及び苗木生産組合等に示し、事業継続の妥当性や造成した基金を国庫に返還することの要否を検討させるとともに、本事業の実施状況の把握に努め、その状況に応じた的確な指導を行うなどして、基金の有効活用を図る必要がある。

合計

資金等設置団体の数	49公益法人、21組合、102任意団体
資金等の設置年度	昭和34年度～平成19年度
検査した資金等の数、検査対象金額(うち国庫補助金相当額)	195資金等及び31資金等の運用益、617億5584万余円(606億0577万余円)
上記のうち有効活用されていない資金等の額(うち国庫補助金相当額)	375億2503万余円(353億3737万余円)

本院が農林水産大臣及び林野庁長官に対して改善の処置を要求した全文は、次のとおりである。

【改善の処置を要求したものの全文】

農地・水・環境保全向上対策において積み立てられた資金等の有効活用について

(平成21年10月9日付け 農林水産大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 農地・水・環境保全向上対策の概要

(1) 農地・水・環境保全向上対策の概要

貴省は、農地・水・環境保全向上対策実施要綱(平成19年18農振第1777号農林水産事務次官依命通知)等に基づき、地域において農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図ることを通じて地域の振興に資するために、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と農業者ぐるみでの先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援する農地・水・環境保全向上対策を、平成19年度から23年度までの5年間を実施期間として、国庫補助事業により実施している。

本対策は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づく農用地区域内に存する一団の農用地において、地域ぐるみでの効果の高い共同活動に取り組む組織(以下「活動組織」という。)に対する共同活動支援交付金の交付、先進的な営農活動に取り組む活動組織に対する営農活動支援交付金の交付等をその内容とするものである。

そして、本対策の実施主体としては、原則一以上の市町村の全域をその区域として、都道府県、関係市町村、農業者団体、非営利団体等を構成員とする地域協議会を設置し、この地域協議会が、本対策の趣旨に沿って事業計画を作成の上、事業計画に基づき共同活動支援交付金及び営農活動支援交付金(以下「共同活動支援交付金等」という。)を活動組織に交付するなどして、本対策の円滑な推進に取り組むこととなっている。

(2) 共同活動支援交付金に係る事業の概要

貴省は、地域協議会が、活動組織の代表者と共同活動支援交付金の算定の対象となる農用地(以下「共同活動農用地」という。)が存する市町村長等との間で締結された協定に基づき、共同活動農用地において5年間以上継続して用排水路の清掃、景観形成のための活動等の共同活動を行う活動組織に対して交付金を交付するのに必要な経費に充てるための資金(以下「共同活動資金」という。)を積み立てる場合、これに必要な経費について、地域協議会に対して共同活動支援交付金を交付している。

なお、活動組織に対する共同活動支援交付金の交付額は、協定に位置付けられている共同活動農用地について地目及び区分ごとの交付単価に、それぞれ該当する共同活動農用地の面積を乗じて得た金額の合計とすることなどとなっている。

(3) 営農活動支援交付金に係る事業の概要

営農活動支援交付金の算定の対象となる農用地(以下「営農活動農用地」という。)は、環境保全を重視した農業生産の推進等により地域環境の保全を図ることを内容とした計画が策定されている地域内に存する農用地であって、活動組織が共同活動支援交付金の対象となる活動を実施する農用地区域内の農用地とされている。

そして、貴省は、地域協議会が、営農活動農用地において、共同活動支援交付金に係る前記の協定に定められた取組に加えて、化学肥料及び化学合成農薬の使用を大幅に低減するなどの先進的な取組を行う活動組織に対して交付金を交付するため必要な経費に充てるための資金(以下「営農活動資金」という。)を積み立てる場合、これに必要な経費について、地域協議会に対して営農活動支援交付金を交付している。

なお、活動組織に対する営農活動支援交付金の交付額は、作物ごとの営農活動支援交付金の交付単価に、それぞれ該当する営農活動農用地のうち先進的な取組の実施面積を乗じて得た額の合計額とすることなどとなっている。

(4) 共同活動支援交付金等の交付事務の概要

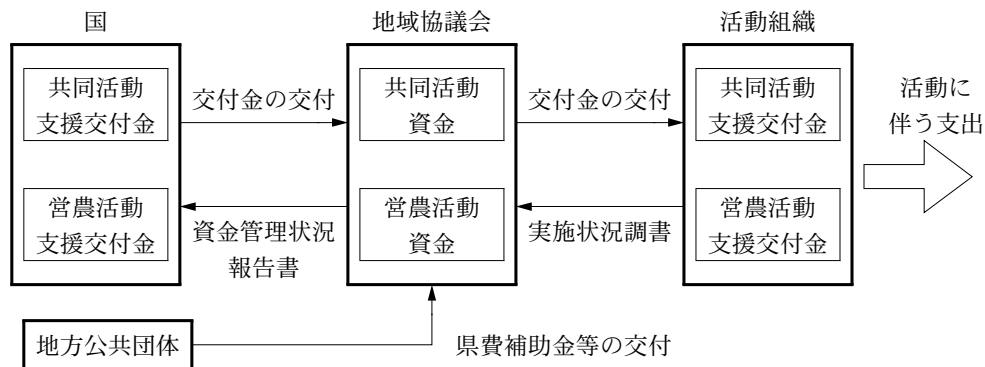
地域協議会は、共同活動支援交付金等の採択を受けようとする活動組織が作成した採択申請書等を審査の上、採択を決定して、採択通知書を交付し、共同活動又は営農活動を実施する活動組織が申請した交付申請に基づき、活動組織に共同活動支援交付金等を交付している。

そして、地域協議会は、予見できない資金需要の増大により年度途中で資金不足が生ずる事態を防ぐために、貴省から交付を受けた共同活動支援交付金等によりあらかじめ資金を積み立てて、毎年度、積み立てた共同活動資金又は営農活動資金の収支をそれぞれ取り

まとめた資金管理状況報告書を作成して、地方農政局長等に提出するほか、23年度末に残額が生じたときは当該残額を国に返還することとなっている。

また、活動組織についても同様の手続を地域協議会に対して行い、23年度末に残額が生じたときは当該残額を地域協議会に返還することとなっている。

(参考図) 共同活動支援交付金等の概要



2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

本院は、有効性等の観点から、地域協議会が積み立てた共同活動資金及び営農活動資金(以下「共同活動資金等」という。)の資金残高はどのような状況になっているか、活動組織における共同活動支援交付金等の繰越額の使途が明らかなものとなっているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

本院は、^(注)貴省及び24道県内において、56地域協議会に交付された共同活動支援交付金計319億3132万余円(19、20両年度計)、51地域協議会(19年度)又は50地域協議会(20年度)、純計53地域協議会に交付された営農活動支援交付金計35億3973万余円(19、20両年度計)、合計354億7106万余円を対象として、資金管理状況報告書等の関係書類を実地に確認するなどして会計実地検査を行うとともに、実施主体である56地域協議会に対して関係書類の提出を求めて検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 地域協議会が積み立てた共同活動資金の資金残高について

貴省は、19、20両年度に、活動組織に加入の意向を示している農業者の農用地面積に、年度途中から新たに活動組織に加入する農業者が現れる場合に備えて、新規に加入することが想定される農業者の農用地面積を加算するなどした共同活動農用地面積に基づき、割当内示額を地域協議会に示している。そして、地域協議会は、この割当内示額に基づき共同活動支援交付金の交付申請を行い、交付された共同活動支援交付金を県費補助金等と合わせて活動組織に交付するなどしている。

前記の56地域協議会が共同活動支援交付金を交付した活動組織は、19年度9,914活動組織、20年度10,967活動組織であり、これらの活動組織に係る協定に位置付けられている共同活動農用地の面積は、19年度計659,132ha、20年度計807,904haとなっている。

そして、共同活動資金の収支状況は表1のとおりとなっており、共同活動資金残高は19年度末において計44億7627万余円(全額国費)であったが、20年度末において28億7401万余円(全額国費)増加して、計73億5028万余円(全額国費)となっている。

表1 地域協議会における共同活動資金の収支状況 (単位：千円)

区 分		平成19年度	20年度	計
割当内示額 (交付対象地域協議会数)		16,015,979 (56)	15,915,344 (56)	31,931,323
国から交付された共同活動支援交付金		16,015,979	15,915,344	31,931,323
うち活動組織への交付額	A	11,543,310	13,063,987	24,607,297
県費補助金等	B	11,542,003	13,063,927	24,605,931
活動組織への交付額 (交付対象活動組織数)	A+B	23,085,313 (9,914)	26,127,914 (10,967)	49,213,228
共同活動資金残高 (交付対象地域協議会数)		4,476,272 (56)	7,350,285 (56)	

(注) 共同活動資金残高は、共同活動農用地の減少等に伴う活動組織からの返還金等を含んでいる。

(2) 活動組織における共同活動支援交付金の繰越額の使途について

19、20両年度において56地域協議会から共同活動支援交付金の交付を受けた9,905活動組織は、共同活動支援交付金から活動経費を支出するなどした結果、各年度末において、地域協議会から交付された共同活動支援交付金の一部を繰り越すなどしていた。そして、上記9,905活動組織のうち4,885活動組織においては、表2のとおり、19年度末において計13億0659万余円(うち国費相当額6億5329万余円)であった繰越額は、20年度末において10億8411万余円(うち国費相当額5億4205万余円)増加して、計23億9070万余円(うち国費相当額11億9535万余円)となっている。

表2 4,885活動組織における共同活動支援交付金の収支状況 (単位：千円)

区 分		平成19年度	20年度	計
共同活動支援交付金の交付額		11,018,711	11,083,933	22,102,645
うち国費		5,509,355	5,541,966	11,051,322
活動経費の支出額		9,723,160	10,013,964	19,737,125
うち国費相当額		4,861,580	5,006,982	9,868,562
共同活動支援交付金の繰越額		1,306,590	2,390,707	
うち国費相当額		653,295	1,195,353	

(注) 共同活動支援交付金の繰越額は、利息等を含んでいる。

このように、活動組織において繰越額が生じている原因は、対策期間(19年度から活動を実施している活動組織にあつては5年間)内で施設の補修等を実施することなどから、資金需要には年度ごとに変動があるにもかかわらず、共同活動農用地の面積に応じて一律に共同活動支援交付金が交付されるためである。そして、20年度末において10,967活動組織が保有している共同活動支援交付金の繰越額は計35億4790万余円(うち国費相当額17億7395万余円)となっていたが、当該繰越額の翌年度以降の使途は明確になっていない状況となっている。

(3) 地域協議会が積み立てた営農活動資金の資金残高について

貴省は、19、20両年度に、営農活動に参加の意向を示している農業者の農用地面積に、年度途中から新たに営農活動に参加する農業者が現れる場合に備えて、新規に参加することが想定される農業者の農用地面積を加算するなどした営農活動農用地面積に基づき、割当内示額を地域協議会に示している。そして、地域協議会は、この割当内示額に基づき営農活動支援交付金の交付申請を行い、交付された営農活動支援交付金を県費補助金等と合わせて活動組織に交付するなどしている。

前記の53地域協議会が営農活動支援交付金を交付した活動組織は19年度1,167活動組織、20年度1,458活動組織であり、これらの活動組織に係る協定に位置付けられている営農活動農用地の面積は19年度計25,678ha、20年度計36,441haとなっている。そして、営農活動資金の収支状況は表3のとおりとなっており、営農活動資金残高は19年度末において計7億8097万余円(全額国費)であったが、20年度末において6億8845万余円(全額国費)増加して、計14億6942万余円(全額国費)となっている。

表3 地域協議会における営農活動資金の収支状況 (単位：千円)

区 分		平成19年度	20年度	計
割当内示額 (交付対象地域協議会数)		1,641,462 (51)	1,898,276 (50)	3,539,738
国から交付された営農活動支援交付金		1,641,462	1,898,276	3,539,738
うち活動組織への交付額	A	860,647	1,217,026	2,077,673
県費補助金等	B	860,647	1,210,321	2,070,969
活動組織への交付額 (交付対象活動組織数)	A+B	1,721,294 (1,167)	2,427,348 (1,458)	4,148,642
営農活動資金残高 (交付対象地域協議会数)		780,979 (51)	1,469,429 (53)	

(注) 営農活動資金残高は、営農活動農用地の減少等に伴う活動組織からの返還金等を含んでいる。

以上のとおり、20年度末における共同活動資金残高は73億5028万余円(全額国費、19、20両年度に国から交付された共同活動支援交付金の合計額の23.0%)、営農活動資金残高は14億6942万余円(全額国費、19、20両年度に国から交付された営農活動支援交付金の合計額の41.5%)、共同活動支援交付金の繰越額は35億4790万余円(うち国費相当額17億7395万余円、19、20両年度に国から交付された共同活動支援交付金の合計額の5.5%)、合計123億6762万余円(国費相当額105億9366万余円、19、20両年度に国から交付された共同活動支援交付金等の合計額の29.8%)となっている。

(改善を必要とする事態)

上記のように、貴省が地域協議会に交付する共同活動支援交付金等について、毎年度、地域協議会において多額の資金残高が生じていて、その資金残高が20年度末には19年度末より大幅に増加していたり、活動組織に多額の共同活動支援交付金の繰越額が生じているにもかかわらず、その使途が明確になっていなかったりしている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

ア 地域協議会に対する割当内示額が、その年度に活動組織に加入の意向等を示している農業者だけではなく年度途中から新たに活動組織に加入する農業者が現れる場合を考慮して算定されていることなどから、実際の共同活動又は営農活動に見合ったものとなっておらず、そのため、割当内示額に基づき交付される共同活動支援交付金等の額と実際の使用額との間に開差が生じているにもかかわらず、共同活動資金等に多額の年度末残高が生じた場合及び活動組織に多額の繰越額が生じた場合の取扱いを明確に定めていないこと

イ 地域協議会及び活動組織において、それぞれ毎年度多額の資金残高及び繰越額が生じていることを把握しているものの、これらは23年度末に国に返還することとされていることから、地域協議会に積み立てられた資金を有効活用すること及び活動組織の保有する繰越額の使途について透明性の確保を図ることについての認識が十分でなかったこと

3 本院が要求する改善の処置

貴省は、本対策を23年度まで実施することとしており、引き続き多額の共同活動支援交付金等を地域協議会に交付することとしているが、現下の厳しい国の財政事情及び予算執行の透明性が一層強く求められている状況にかんがみると、地域協議会に生じた多額の資金残高の有効活用を図ることや、活動組織に生じた多額の繰越額の使途についてその透明性を十分確保することが必要である。

については、貴省において、共同活動資金等に多額の年度末残高が生じた場合及び活動組織に多額の繰越額が生じた場合の取扱いを早急に定めて、地域協議会からその資金残高の一部を国庫に返還させるなどして資金の有効活用を図るとともに、活動組織に繰越額の使途を明確化させるなどしてその透明性を十分確保するよう改善の処置を要求する。

(注) 24道県 北海道、青森、宮城、秋田、栃木、群馬、埼玉、千葉、石川、福井、岐阜、静岡、滋賀、兵庫、和歌山、岡山、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、大分各県

国庫補助金により造成された差額補填資金等の運用益の有効活用について

(平成21年10月9日付け 農林水産大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記**1 緊急食糧支援事業及び緊急食糧支援事業費補助金の概要****(1) 緊急食糧支援事業の概要**

貴省は、近年の大規模かつ国際的な緊急食糧支援の需要の高まりに対して、緊急食糧支援の着実な実施を図り、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として緊急食糧支援事業を実施している。そして、緊急食糧支援事業実施要綱(平成10年10食糧業第586号(貿易)農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に基づき、社団法人国際農林業協働協会(平成16年3月31日以前は社団法人国際農業交流・食糧支援基

金。16年4月1日から19年3月31日までは社団法人国際農林業協力・交流協会。以下「協会」という。)を緊急食糧支援事業の実施主体として指定している。

上記の緊急食糧支援事業は、我が国が行う食糧支援事業の一つであり、食料安定供給特別会計(18年度以前は食糧管理特別会計。以下「特別会計」という。)に属する政府所有米穀を協会を通じて被援助国等へ貸し付け、協会を通じて被援助国等から米穀による返還又は金銭の償還により返済を受けるものである。

(2) 緊急食糧支援事業費補助金の概要

貴省は、緊急食糧支援事業費補助金交付要綱(平成10年10食糧業第587号(貿易)農林水産事務次官依命通知)に基づき、協会に対して、協会が行う緊急食糧支援事業の実施に必要な経費を対象として、一般会計から緊急食糧支援事業費補助金(以下「国庫補助金」という。)を交付している。

補助対象事業は、協会が実施する基金造成事業、差額補填資金造成事業、管理運営事業等であり、これら事業の内容は次のとおりである。

ア 基金造成事業

この事業は、緊急食糧支援事業を着実かつ円滑に実施するために基金の造成を行うものである。

イ 差額補填資金造成事業

被援助国等へ貸し付けた米穀が金銭の償還により返済される場合は、償還金額は償還時における外国産米の国際価格を基準として算出されるが、通常、外国産米の国際価格は国内産米の価格より低額であることなどから、貸し付けたときの特別会計に属する政府所有米穀の評価額を下回ることが想定される。

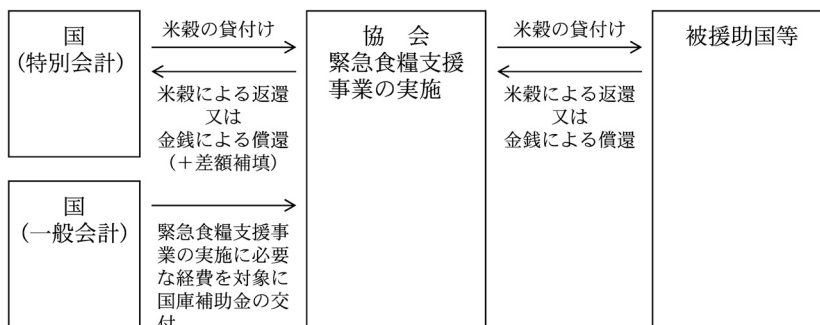
この事業は、貸し付けた米穀が金銭の償還により返済される場合に特別会計に損失を発生させないために、将来発生すると見込まれる損失を貸付期間内で平準化するための資金(以下「差額補填^{てん}資金」という。)の造成を行うものである。

ウ 管理運営事業

この事業は、緊急食糧支援を着実かつ円滑に実施するために、協会に米穀の主要輸出国の価格・需給状況調査等の各種調査及び緊急食糧支援事業の管理運営に必要な業務を行わせるものである。

緊急食糧支援事業における国庫補助金等の流れを示すと、図1のとおりである。

図1 緊急食糧支援事業における国庫補助金等の流れ(概念図)



(3) 差額補填資金の算出方法

ア インドネシア共和国に対する緊急食糧支援に係る差額補填資金

貴省は、10年6月及び12月に協会と米穀貸付けに関する契約を締結して、インドネシア共和国に協会を通じて国内産米42万t、外国産米28万t、計70万tを貸付期間30年(据置期間10年)として貸し付けている。貸付時の米穀1t当たりの評価額は、国内産米が179,000円、外国産米が84,000円となっており、その評価総額は987億円となっている。

そして、インドネシア共和国が金銭の償還による返済を行う場合は、償還時の米穀の国際価格(タイ国貿易取引委員会が公表するタイ国産砕米10%混入うるち精米1t当たりのFOB^(注)価格を指標とする。以下同じ。)に為替レート(東京外国為替市場における対顧客直物取引の対ドル電信相場の仲値)を乗ずるなどした円建価格により償還するものとされている。

このため、貴省は、貸付時の米穀1t当たりの国際価格及び為替レートに基づき、インドネシア共和国が金銭の償還による返済を行う場合の米穀1t当たりの価格を32,000円として、償還総額を224億円と想定している。

そして、このように想定した場合、貸付米穀がすべて金銭の償還により返済されたとすると特別会計の損失額が763億円となることから、貴省は、この損失額を貸付期間の30年で除することにより平準化して、毎年度25億4333万余円の資金を造成することが必要であるとしている。

イ WFPに対する緊急食糧支援に係る差額補填資金

貴省は、12年12月に協会と米穀貸付けに関する契約を締結して、12、13両年度に国際連合世界食糧計画(以下「WFP」という。)に協会を通じて国内産米計50万tを、上記インドネシア共和国と同様に貸付期間30年(据置期間10年)として貸し付けている。貸付時の国内産米1t当たりの評価額は224,574円となっており、その評価総額は1122億8700万円となっている。

そして、WFPが金銭の償還による返済を行う場合は、貸付時の米穀の国際価格に為替レート(東京外国為替市場における対顧客直物取引の対ドル電信相場の買値)を乗じた円建価格により償還するものとされている。また、このWFPに対する緊急食糧支援を行った初年度である12年度に、我が国の外務省は、WFPに貸し付ける米穀50万tがすべて金銭の償還により返済される場合に必要になると見込まれる額と同額の無償資金援助をWFPに対して行っている。

このため、貴省は、貸付時の米穀1t当たりの国際価格及び外務省が無償資金援助時に適用した支出官レート(平成12年12月28日大蔵省告示第455号)に基づき、WFPが金銭の償還による返済を行う場合の米穀1t当たりの価格を22,684円として、償還総額を113億4200万円と想定している。

そして、このように想定した場合、貸付米穀がすべて金銭の償還により返済されたとすると特別会計の損失額が1009億4500万円となることから、貴省は、この損失額を貸付期間の30年で除することにより平準化して、毎年度33億6483万余円の資金を造成することが必要であるとしている。

(注) FOB価格 輸出港停泊の本船に積み込むまでの一切の費用を含んだ価格

(4) 基金及び差額補填資金の管理方法及び使途

実施要綱等によると、協会が行う基金及び差額補填資金の管理方法及び使途については、次のとおりとされている。

- ① 基金及び差額補填資金は、銀行等の金融機関への預金、地方債等の有価証券の取得等の方法により管理する。
- ② 基金及び差額補填資金の運用により生じた利益(以下「運用益」という。)は、管理運営事業に要する経費(以下「管理運営経費」という。)に充当できるものとして、その充当に当たっては、基金から生じた運用益、差額補填資金から生じた運用益の順に行う。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、運用益は有効に活用されているかなどに着眼して、貴省及び協会において、運用益を管理運営経費に充当した後の残余额(以下「運用益残額」という。)27億5248万余円(20年度末現在)等を対象として、協会の財務書類等の書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

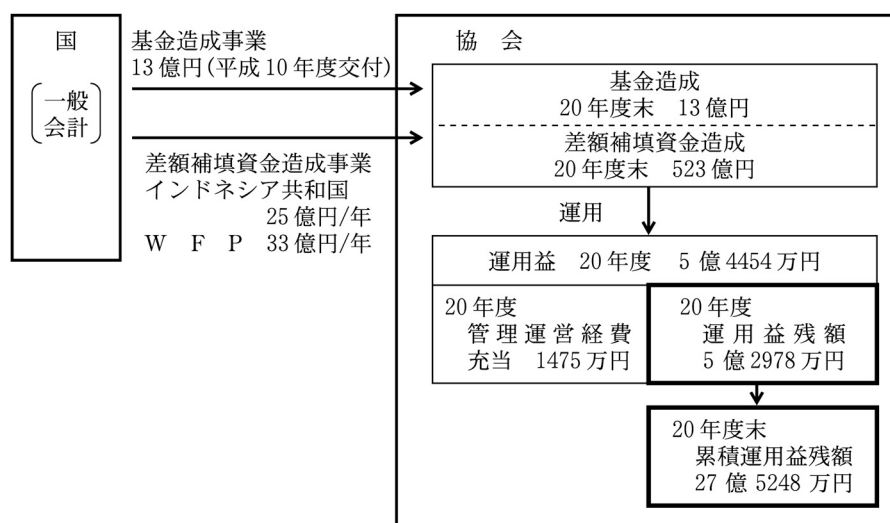
すなわち、貴省は、10年度に協会に対して国庫補助金を交付して、13億円の基金を造成させている。また、前記の貸付米穀の償還についての想定に基づき、11年度以降40年度までの予定で毎年度25億4333万余円のインドネシア共和国に対する緊急食糧支援に係る差額補填資金を、また、13年度以降42年度までの予定で毎年度33億6483万余円のWFPに対する緊急食糧支援に係る差額補填資金を、それぞれ国庫補助金により造成させており、このようにして協会に造成させた差額補填資金の総額は19年度末で464億4384万余円、20年度末で523億5201万円となっている。

協会は、基金及び差額補填資金を地方債の購入や利付国債の購入等により運用しており、その運用益は、19年度4億4432万余円、20年度5億4454万余円となっている。この運用益は、前記のとおり、基金から生じた運用益、差額補填資金から生じた運用益の順に管理運営経費に充当できるものとされているが、協会が運用益から管理運営経費に充当した額は、19年度1400万余円(基金から生じた運用益710万円、差額補填資金から生じた運用益690万余円)、20年度1475万余円(同710万円、同765万余円)であり、差引き19年度4億3032万余円、20年度5億2978万余円の運用益残額が生じている。そして、協会は、この運用益残額を基金及び差額補填資金とは別に保有している。

しかし、貴省は、実施要綱等において、運用益残額は事業終了時に国庫に返納すると定めているものの、事業終了までの間の運用益残額の処理方法は定めていない。このため、運用益残額は年々増加していて、20年度末で27億5248万余円に上っている。

20年度における資金等の流れの概要を示すと、図2のとおりである。

図2 資金等の流れの概要(平成20年度)



(改善を必要とする事態)

上記のように、多額の運用益残額が協会に保有されていて有効活用されていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、運用益残額を有効活用することについての配慮が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

貴省は、緊急食糧支援事業の実施主体として協会を指定し、今後も引き続き協会に国庫補助金を原資とした差額補填資金を造成させることとしているが、現下の厳しい国の財政事情にかんがみると、国庫補助金から生じた運用益残額を有効に活用することが必要である。

ついては、貴省において、実施要綱の改正等を行い、原則として運用益残額を国庫に返還させるなどして運用益残額の有効活用を図るよう改善の処置を要求する。

水田農業構造改革交付金により造成された資金から生じた残余資金の有効活用について

(平成21年10月9日付け 農林水産大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 水田農業構造改革対策の概要

(1) 平成16年度から18年度の間における水田農業構造改革対策の概要

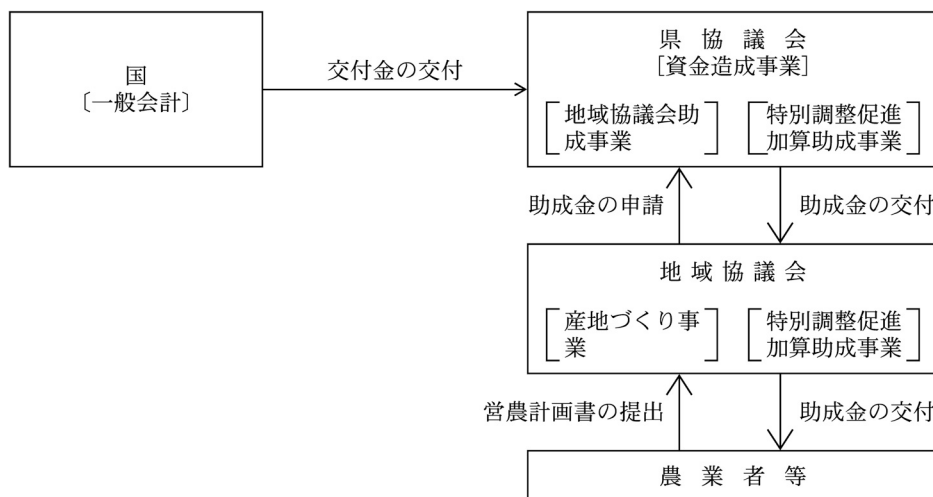
貴省は、米政策改革大綱(平成14年農林水産省省議決定)等に基づき、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図るために、16年度から水田農業構造改革対策を実施している。そして、この対策の一環として、水田農業構造改革対策実施要綱(平成16年15生産第7999号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)等に基づき、16年度から18年度までの間に、水田の利活用の促進と多面的機能の発揮等を図るなどのために、産地づくり対策等の諸施策を実施している。

上記の諸施策のうち産地づくり対策は、実施期間中安定した一定の資金を交付することにより水田農業の産地づくりを進めるために行われるものであり、貴省は、毎年度、任意団体である都道府県水田農業推進協議会(以下「県協議会」という。)に対して一定額の水田農業構造改革交付金(以下「交付金」という。)を交付している。

交付金の交付を受けた県協議会は、資金の造成(資金造成事業)を行い、市町村の区域を基本に設置された地域水田農業推進協議会(以下「地域協議会」という。)に対して助成金を交付(地域協議会助成事業及び特別調整促進加算助成事業)している。また、地域協議会は、営農計画書を提出するなどして米の生産調整を実施した農業者や生産集団等(以下、これらを合わせて「農業者等」という。)に対して助成金を交付(産地づくり事業及び特別調整促進加算助成事業)している。

交付金等の流れを示すと、次図のとおりである。

図 交付金の流れ(概念図)



交付金の交付に当たって、貴省は、県協議会ごとの予算の配分額どおりに県協議会に対して交付金を交付している。そして、県協議会は、地域協議会に対して、地域協議会が農業者等に交付する助成金の額と同額の助成金を交付している。

(2) 水田農業構造改革対策における実施期間の延長

貴省は、19年3月及び21年4月に実施要綱等を改正して、水田農業構造改革対策の実施期間を5年間延長して、16年度から23年度までの8年間としている。そして、これまでに産地づくり対策として実施してきた資金造成事業等を23年度まで引き続き実施することとしている。

(3) 余剰資金の繰越し及び残余資金の返還

実施要綱によると、県協議会は、造成した資金から地域協議会を通じて実施期間中の各年度において農業者等に対して助成金として交付した額を差し引いた残りの資金(以下「余剰資金」という。)を、それぞれ翌年度に繰り越すこととなっている。また、県協議会が地域協議会に助成金を交付する地域協議会助成事業及び特別調整促進加算助成事業を行わなくなった場合は、資金造成事業により造成した資金のうち未使用となっている資金(以下「残余資金」という。)があるときは、貴省はこれを国庫に返還するよう命ずることができることとなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、県協議会が造成している資金は有効に活用されているかなどに着眼して、^(注)貴省及び26県協議会において、実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、会計実地検査を行わなかった20県協議会についても実績報告書等の書類の提出を受けるなどして、貴省から46県協議会に交付された16年度から18年度までの交付金計4358億7341万余円から生じた残余資金計52億3616万余円について検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 資金保有の経緯

貴省は16年8月頃に開催したブロック会議等において、産地づくり対策の当時の終了年度である18年度に余剰資金が生じた場合は、余剰資金を19年度に繰り越した後に、この資金を残余資金として国庫に返還させる旨を県協議会に対して説明していた。

46県協議会は、16年度から18年度までの間に、前記のとおり、貴省から交付金計4358億7341万余円の交付を受けて資金造成事業として資金の造成を行い、地域協議会助成事業分計4211億6506万余円、特別調整促進加算助成事業分計92億6012万余円を助成金として地域協議会に交付するなどしており、余剰資金計52億2397万余円を19年度に繰り越した。そして、貴省は、この資金を残余資金として国庫に返還させる予定としていた。

その後、貴省は、19年7月に県協議会に対して残余資金の返還手続等の準備を進めるよう依頼していたが、19年産米の生産調整未達成等の影響により、19年産米価が大幅に下落して緊急の農家支援対策の検討等を行う必要が生じたため、この支援策の財源として県協議会が保有している上記の残余資金を活用することを想定して、残余資金の国庫への返還を一時凍結することとした。

しかし、貴省は、上記の支援策として、19年度の補正予算(20年2月成立)等により農業協同組合等から19年産米を34万t買い入れるなどの措置を執ることとし、残余資金を活用しなかった。そして、この支援策の効果は十分発現されるか否かが不明であるとして、20年度以降の追加支援策を策定した場合の財源として改めて残余資金を活用することを想定し、残余資金を当分の間国庫へ返還させないこととした。

この結果、46県協議会は残余資金を活用することなく保有することとなり、その額は地域協議会が誤って農業者等に交付した額の返還等があった結果、計52億3616万余円(20年11月30日現在)に達していた。

(2) 残余資金の取扱い

貴省は、前記のとおり、いったん県協議会に対して残余資金の返還手続等の準備を進めるよう依頼していたものの、その後米価下落対策の財源として残余資金を活用することを想定して、これを県協議会に保有させており、残余資金が滞留していた。

その後、貴省は、本院の検査の結果を受けて、県協議会が保有している残余資金計52億3616万余円を21年度の水田農業構造改革対策の財源に充当することとした。そして、21年度の交付金の予算額は、21年度に必要と見込まれた額から残余資金の額と同額を減額した額となっている。

(改善を必要とする事態)

上記のとおり、貴省は、実施要綱において、残余資金があるときは国庫に返還するよう命ずることができるように定めているものの、残余資金が生じた場合の国庫返還の要否等について具体的な取扱方法を定めておらず、残余資金を県協議会に保有させていたり、21年度の水田農業構造改革対策の財源に充当したりしていた。このように、多額の残余資金を県協議会に保有させて有効活用していなかったり、残余資金の具体的な取扱方法を定めておらずその透明性を十分確保していなかったりしている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、残余資金の有効活用を図ることや、残余資金の取扱いの透明性を確保することについての配慮が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

貴省は、水田農業構造改革対策を23年度まで引き続き実施することとしているが、現下の厳しい国の財政事情及び予算執行の透明性が一層強く求められている状況にかんがみると、国の交付金から生じた残余資金の有効活用を図ることや、残余資金の取扱いについて透明性を十分確保することが必要である。

については、貴省において、実施要綱の改正等を行い、今後、国の交付金から残余資金が生じた場合は、原則として国庫に返還させるなどして残余資金の有効活用を図るとともに、残余資金の取扱いについて透明性を十分確保するよう改善の処置を要求する。

(注) 26県協議会 北海道、秋田、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、山口、徳島、香川、佐賀、熊本、大分各県協議会

国庫補助金により造成された果樹対策資金から生じた運用益の有効活用について

(平成21年10月9日付け 農林水産大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 果樹対策資金等の概要

(1) 果樹対策の概要

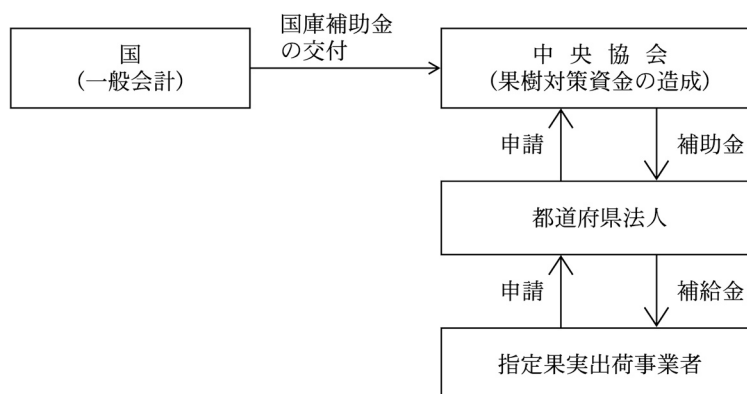
貴省は、果実等生産出荷安定対策実施要綱(平成13年12生産第2774号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に基づき、平成19年度以降、果実需給安定対策、果樹経営支援対策、果実流通加工等対策(以下、これらを合わせて「果樹対策」という。)等を実施している。そして、果樹対策の一環として、実施要綱等に基づき、財団法人中央果実生産出荷安定基金協会(昭和47年9月設立。50年8月31日以前は財団法人中央加工原料用果実価格安定基金協会。以下「中央協会」という。)に、果実の計画的生産等を行う果実計画生産推進事業等に要する経費に充てるための果樹対策資金を造成させて、この造成に要する経費に対して国庫補助金を交付している。

中央協会は、果樹対策資金により、都道府県の区域内において果樹対策に関する業務等

を行うもの(以下「都道府県法人」という。)に対して補助金を交付している。また、都道府県法人は、果実計画生産推進事業等を実施した指定果実出荷事業者に対して補給金を交付するなどしている。

国庫補助金等の流れを示すと、次図のとおりである。

図 国庫補助金の流れ(概念図)



(2) 果樹対策資金の運用益の使途等

実施要綱等によると、果樹対策資金の管理及びその運用により生じた利益(以下「運用益」という。)の使途については、次のとおりとなっている。

ア 果樹対策資金は、銀行等の金融機関への預金、地方債等の有価証券の取得等の方法により管理する。

イ 果樹対策資金の運用益は、同資金に繰り入れるほか、貴省生産局長が特に必要と認める事業(以下「特別事業」という。)に要する経費若しくは管理費に充て、又は事業資金剰余積立金として積み立てる。

ウ 事業資金剰余積立金は、特別事業に要する経費又は管理費に充てることができる。

(3) 資金等の変遷

貴省は、昭和47年に加工原料用果実価格安定対策事業実施要領(昭和47年47蚕園第2168号農林事務次官依命通達)を制定した後、数次の改定を行い、平成19年度以降は前記の実施要綱等に基づいて果樹対策を実施しており、実施要綱等の改定に伴い、中央協会が国庫補助金により造成した資金及び当該資金の運用益の一部を積み立てた積立金の名称等を見直して、見直し前の資金等はその後の資金等に引き継がれている。

そして、資金については18年度以降は果樹対策資金に、積立金については13年度以降は事業資金剰余積立金にそれぞれ一本化されている(以下、昭和47年度以降に中央協会が国庫補助金により造成した資金をすべて「果樹対策資金」といい、中央協会が造成した資金の運用益の一部を49年度以降に積み立てた積立金をすべて「剰余積立金」という。)

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、剰余積立金は有効に活用されているかなどに着眼して、貴省及び中央協会において、剰余積立金77億6556万余円(平成20年度末現在)を対象として、中央協会の財務書類等の書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 剰余積立金の残高

貴省は、昭和47年度から平成17年度までの34年間に中央協会に対して、果樹対策資金の造成に要する経費として、国庫補助金計1596億4215万余円を交付している。

そして、中央協会は、この国庫補助金を原資として果樹対策資金を造成して、昭和47年度から平成20年度までの37年間に、同資金から都道府県法人等に補助金計1562億9678万余円を交付したり、都道府県法人等から補助金の精算により受け入れた返還金計46億1459万余円を同資金に繰り入れたりなどして、同資金の残高は20年度末で140億4186万余円となっている。

また、中央協会は、果樹対策資金のうち当面使用することのない資金を地方債等の有価証券等により運用しており、その20年度までの運用益計175億4112万余円を、剰余積立金に計77億6556万余円積み立てたり、果樹対策資金に計60億8217万余円繰り入れたり、特別事業に要する経費に計35億8231万余円使用したりなどしている。このうち、剰余積立金は、昭和49年度以降、果樹対策資金の運用益の一部が毎年度積み立てられていて、中央協会が剰余積立金を特別事業に要する経費や管理費に全く使用していないことから年度末残高が年々増加しており、平成20年度末においては上記のとおり77億6556万余円に達している。

(2) 剰余積立金の運用益の取扱い

実施要綱等によると、前記のとおり、剰余積立金の使途については定められているものの、剰余積立金から生じた運用益の使途については定められていない。このため、中央協会は、剰余積立金の全額を地方債等の有価証券等により運用し、この運用益を他の資金の運用益と合わせて経理処理していて、過去の剰余積立金の運用益の額及びその使途を把握することはできないとしている。

(改善を必要とする事態)

上記のように、多額の剰余積立金が中央協会に保有されたまま有効活用されていなかったり、剰余積立金の運用益に係る取扱方法が定められておらずその取扱いについて透明性が十分確保されていなかったりしている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、剰余積立金の有効活用を図ることや、剰余積立金の運用益の取扱いの透明性を確保することについての配慮が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

貴省は、今後も果樹対策を引き続き実施することとしているが、現下の厳しい国の財政事情及び予算執行の透明性が一層強く求められている状況にかんがみると、国庫補助金から生じた剰余積立金の有効活用を図ることや、剰余積立金の運用益の取扱いについて透明性を十分確保することが必要である。

については、貴省において、実施要綱の改正等を行い、原則として剰余積立金を国庫に返還させるなどして剰余積立金の有効活用を図るとともに、剰余積立金の運用益が生じた場合の取扱いについて透明性を十分確保するよう改善の処置を要求する。

海外農業移住交流事業の在り方及び運用益の有効活用について

(平成 21 年 10 月 9 日付け 農林水産大臣あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 海外農業移住交流事業の概要

(1) 海外農業移住交流事業の概要

貴省は、農業拓植基金協会設立運営指導要綱(昭和 34 年 34 振第 5823 号農林事務次官依命通達)等に基づき、海外に移住する農業者等(以下「農業移住者等」という。)の営農の安定に必要な資金等の調達を円滑にするため、農業移住者等を資金面で援護しようとする者(以下「援護者」という。)が金融機関から資金を借り入れる際の債務の保証等を、財団法人である都道府県農業拓植基金協会(以下「地方基金協会」という。)及び社団法人中央農業拓植基金協会(以下「中央基金協会」という。)に行わせ、もって海外農業移住交流事業の推進を図ることとしている。

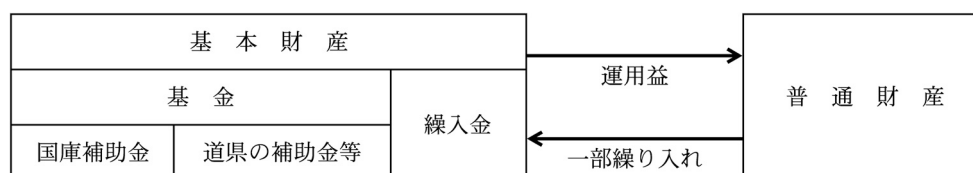
そして、貴省は、農業拓植基金補助金交付要綱(昭和 34 年 34 振第 6141 号農林事務次官通達)に基づき、都道府県が地方基金協会の基金造成のために行う補助に要する経費及び中央基金協会の業務運営に必要な経費を対象として、予算の範囲内において、都道府県及び中央基金協会に補助金を交付するものとしている。なお、補助率は、都道府県が地方基金協会に対してその基金造成に必要な資金を補助するのに要する経費については 1/2 以内、中央基金協会が地方基金協会の保証債務の保証業務等を行うのに必要な経費については定額となっている。

(2) 地方基金協会等の概要

地方基金協会は、援護者が金融機関から資金を借り入れる際の債務の保証を行うものとされており、保証債務の弁済に充てるべき資産は都道府県の補助金等により事業規模に応じて必要な額の基金を基本財産として造成するものとされている。また、基本財産の運用益は、普通財産として地方基金協会の経費に支弁するものとされている。

そして、毎事業年度、運用益を生じたときは繰越損失をてん補して、なお残余があるときは準備金として積み立て、損失を生じたときは準備金をもっててん補して、なお不足があるときは翌事業年度に繰り越すものとされている。さらに、準備金は、損失のてん補に充て又は基本財産に繰り入れるほか、これを取り崩してはならないものとされている。

(参 考 図) 地方基金協会等の資産の概要



地方基金協会は、昭和 34 年度に 15 地方基金協会が設立され、農業移住者等の移住の状況に応じて逐次拡大されて、47 年度には 38 地方基金協会に増加した。そして、貴省は、これらの地方基金協会に補助金を交付する 38 道県に対して、34 年度から 51 年度までの間に計 3 億 4950 万円の国庫補助金を交付している。また、38 地方基金協会は、いずれも中央基金協会の会員となっており、造成した基金から計 1 億 7520 万円を中央基金協会に出資している。

その後、我が国の経済発展や国際社会の情勢の変化に伴い、農業移住者等が減少してきていることなどから、貴省は、平成8年1月に、地方農業拓植基金協会の取扱いについて（平成8年農林水産省構造改善局農政部地域振興課）を発して、今後、地方基金協会の取扱いについては、保証債務制度の存続を基本とするが、やむを得ず地方基金協会の業務を他の類似団体に統合させる場合には、基金の財産が債務保証業務に適正に使用されるように区分経理を行うことなどが必要であるとした。

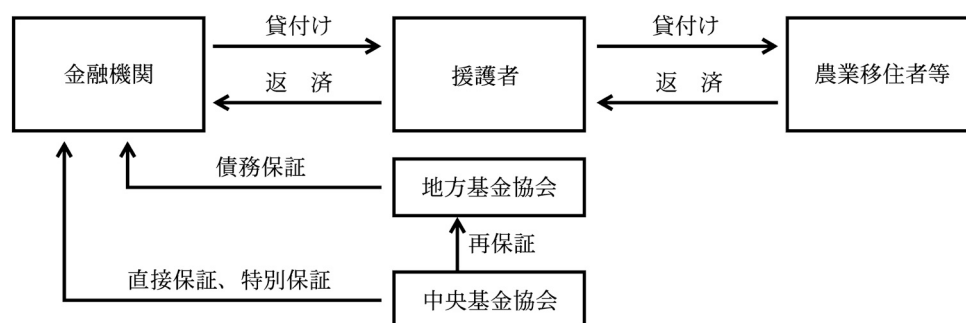
しかし、新規の保証業務が低迷するなどしたために、前記38地方基金協会のうち29地方基金協会等（解散した地方基金協会の業務を移管した団体を含む。）が11年度から19年度までの間に解散するなどして、その業務を中央基金協会に移管するとともに、国庫補助金相当額計2億7450万円を中央基金協会に引き継ぐなどしている。また、残りの9地方基金協会のうち5地方基金協会は、7年度から12年度までの間に解散しており、それぞれその業務を当該県内の他の関連団体に移管したとしている（以下、関連団体を含めて「9地方基金協会等」という。）。

(3) 中央基金協会の概要

中央基金協会は、昭和35年2月に設立され、①地方基金協会等が金融機関に対して負担する保証債務の保証（以下「再保証」という。）、②地方基金協会等の設立されていない都道府県出身の農業移住者等の援助者が金融機関から資金を借り入れる際の債務の保証（以下「直接保証」という。）及び③移住地の団体を援助しようとする中央の農業団体の金融機関に対する債務の保証（以下「特別保証」という。）を行うものとされている。そして、保証債務の弁済に充てるべき資産として、補助金、地方基金協会その他の会員の出資金等をもって事業規模に応じた必要な額の基金を造成するものとされている。

貴省は、中央基金協会に対して、39年度から44年度までの間に計1億4700万円の国庫補助金を交付している。そして、中央基金協会は、これらの国庫補助金等により直接保証のための基金（平成20年度末基金造成額3億2180万円、国庫補助金相当額3億2150万円）を、また、9地方基金協会等から出資金を受け入れるなどして再保証のための基金（同3760万円、同1654万余円）をそれぞれ造成して、これらの基金を一般会計として経理している。さらに、中央基金協会は、国庫補助金により特別保証のための基金（20年度末基金造成額1億円、全額国庫補助金）を造成して、これを特別会計として経理している。

（参 考 図） 債務保証業務の概要



2 本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、有効性等の観点から、地方基金協会等及び中央基金協会が造成した基金の規模が

保証需要に対応した適切なものとなっているか、また、地方基金協会等が解散時等において保有していた基金及びその運用益の関連団体等への引継ぎは適切に行われているかなどに着目して検査した。

そして、9 地方基金協会等のうち 20 年度に保証業務を行っている 8 地方基金協会等及び中央基金協会が造成した基金並びに 29 地方基金協会等が解散時等に保有していた基本財産及び普通財産計 11 億 9434 万余円(国庫補助金相当額 6 億 1383 万余円、表 1 参照)を対象として、これらの協会等が設立時以降に行った保証業務の状況等について検査した。

表 1 検査対象金額 (単位：千円)

平成 20 年度に保証業務を行っている 8 地方基金協会等及び中央基金協会が造成した 11 基金		20 年度末基金造成額 (A) 609,709	出資金の重複金額を控除した純計 (B) 577,209	(B)のうち国庫補助金相当額 (C) 489,892
29 地方基金協会等の解散時等の財産	基本財産	基金造成額 (D) 617,790	中央基金協会に引き継がれた国庫補助金相当額を控除した額 (E) 343,290	(E)のうち国庫補助金相当額 (F) —
		基本財産に繰り入れられた運用益 (G) 118,578		(G)のうち国庫補助金相当額 (H) 54,565
	普通財産	運用益 (I) 155,270		(I)のうち国庫補助金相当額 (J) 69,377
	計	(K) = (D) + (G) + (I) 891,638	(L) = (E) + (G) + (I) 617,138	(M) = (F) + (H) + (J) 123,943
検査対象金額 (N)のうち国庫補助金相当額		(N) = (B) + (L) 1,194,348	(O) = (C) + (M) 613,835	

検査に当たっては、貴省、中央基金協会、上記 8 地方基金協会等のうちの 4 地方基金協会等及びこれらが所在する 4 県において事業報告書等の書類を実地に確認するなどして会計実地検査を行うとともに、上記 8 地方基金協会等の残りの 4 地方基金協会及びこれらが所在する 4 県並びに 29 地方基金協会等の解散時等に基本財産等の処分を許可するなどした 29 道県に^(注5)関係書類の提出を求めて検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 8 地方基金協会等及び中央基金協会が造成した基金について

昭和 34 年度から平成 20 年度までの間に 8 地方基金協会等が行った保証は計 491 件(保証債務額計 7 億 8285 万余円)となっているが、新規の債務保証は 13 年度に 1 件(保証債務額 1000 万円)行われたのを最後に、14 年度以降は行われていない。そして、20 年度末において保証の対象となっている 5 件、計 1341 万円の借入金の弁済期限は、最長のもので 23 年度となっている。

また、中央基金協会は、上記の 8 地方基金協会等が行った債務保証を対象として再保証を行うとともに、別途に直接保証を行っている。そして、昭和 34 年度から平成 20 年度までの間に行った直接保証は 40 件(保証債務額計 1 億 4880 万円)となっているが、新規の直接保証は 11 年度に 2 件(保証債務額計 3600 万円)行われたのを最後に、12 年度以降は行われていない。そして、20 年度末において保証の対象となっている 2 件、計 514 万円の借入金の弁済期限は、いずれも 21 年度となっている。

さらに、中央基金協会は、特別保証として昭和43年度に借入金1億1340万円について債務保証を行い、55年度にその借換資金について債務保証を行っているが、56年度以降は新規の債務保証を行っていない。そして、平成元年度末以降は保証債務残高が0円となっている。

地方基金協会等及び中央基金協会が行う保証の最高限度額は、農業拓植基金協会設立運営指導要綱等に基づき、地方基金協会等については基金造成額の6倍、中央基金協会の再保証については基金造成額の20倍、直接保証については基金造成額の3倍、特別保証については基金造成額の2倍となっている。

そこで、上記に基づき保証の最高限度額を算出して、保証債務残高との比率を算定すると、8地方基金協会等及び中央基金協会の保証等の最高限度額計27億4925万余円に対して、20年度末保証債務等残高は計3196万円であり、その比率は1.1%となっている(表2参照)。

表2 保証等の最高限度額に対する保証債務等残高の比率 (単位：千円、%)

協会等名	基金造成額	保証等の最高限度額(A)	20年度末保証債務等残高(B)	比率(B)/(A)
財団法人秋田県農業拓植基金協会	23,900	143,400	3,600	2.5
財団法人栃木県農業拓植基金協会	18,620	111,720	710	0.6
財団法人福井県農業拓植基金協会	15,100	90,600	1,600	1.7
財団法人山梨県国際交流協会	24,647	147,884	—	—
財団法人長野県農業拓植基金協会	24,436	146,618	4,500	3.0
財団法人徳島県国際交流協会	15,000	90,000	—	—
財団法人香川県国際交流協会	11,006	66,036	—	—
財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団	22,600	135,600	3,000	2.2
8 地方基金協会等計①	155,309	931,859	13,410	1.4
再保証	32,600	652,000	13,410	2.0
直接保証	321,800	965,400	5,140	0.5
特別保証	100,000	200,000	—	—
中央基金協会計②	454,400	1,817,400	18,550	1.0
合計①+②	609,709	2,749,259	31,960	1.1

上記のとおり、8地方基金協会等及び中央基金協会が造成した基金(造成額純計5億7720万余円、国庫補助金相当額4億8989万余円)は、その基金規模が保証需要に比較して著しく過大となっている。

(2) 29地方基金協会等が解散時等に保有していた基本財産の運用益について

29地方基金協会等が解散時等に保有していた基金計6億1779万円のうち国庫補助金相当額計2億7450万円は、前記のとおり、農業移住者等に係る債務保証業務を移管した中央基金協会に引き継がれている。また、基本財産に繰り入れられた運用益計1億1857万余円及び普通財産として保有していた運用益計1億5527万余円と、基金のうち中央基金協会に引き継がれた国庫補助金相当額を控除した残額である3億4329万円と合わせた計

6億1713万余円は、5875万余円が4県に、5億5838万余円が28道県の40関連団体にそれぞれ引き継がれていた。

前記のとおり、運用益は、普通財産として地方基金協会の経費に支弁するものとされている。また、運用益を生じたときは準備金として積み立てて、その準備金を基本財産に繰り入れることができるものとされている。そして、地方基金協会は農業移住者等に係る債務保証業務を行うために設立された団体であるので、運用益は農業移住者等に係る債務保証業務に使用されるものである。

しかし、運用益を引き継いだ4県及び40関連団体は、農業移住者等に係る債務保証業務を行っておらず、当該債務保証業務は中央基金協会に移管されているため、前記の運用益1億1857万余円及び1億5527万余円、計2億7384万余円(国庫補助金に係る運用益相当額1億2394万余円)は、農業移住者等に係る債務保証業務の経費に使用されないことになっていると認められる。

(改善を必要とする事態)

上記のように、8地方基金協会等及び中央基金協会において、近年、新規の債務保証が行われず、保証債務残高も大きく減少していることなどから、その基金規模が保証需要に比較して著しく過大となっている事態や、29地方基金協会等の解散等の後に、運用益が農業移住者等に係る債務保証業務の経費に使用されないことになっている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、近年、海外農業移住を取り巻く状況が大きく変化しているのに、貴省において、8地方基金協会等及び中央基金協会における業務の実施状況の把握とこれに基づく指導監督を十分に行っていなかったこと、また、地方基金協会等の解散時等における運用益についての取扱いを明確に定めていないことや29地方基金協会等の解散時等における運用益の取扱いの状況を十分に把握していなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

海外農業移住を取り巻く状況が大きく変化しており、地方基金協会等及び中央基金協会において、基金規模が保証需要に比較して著しく過大となっていたり、地方基金協会等の解散等の後に、運用益が農業移住者等に係る債務保証業務に使用されないことになっていたりする事態が見受けられた。

については、貴省において、基金の有効活用の十分な確保を図るとともに、国庫補助金に係る運用益相当額の取扱いについて透明性を十分確保するよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 基金の有効活用を図るために、地方基金協会等及び中央基金協会の業務の実施状況の把握を早急に行い、今後の海外農業移住交流事業の実施の在り方について、事業の終了も視野に入れて十分に検討するとともに、地方基金協会等及び中央基金協会が造成した基金のうち、国庫補助金相当額を原則として国庫に返納させること

イ 今後、地方基金協会等が解散することが見込まれていることから、国庫補助金に係る運用益相当額の取扱いについて透明性を十分確保するために、地方基金協会等の解散時等における運用益について、国庫補助金に係るものを国庫に返納させることとするなど、その

取扱いを明確に定めて、現在、農業移住者等に係る債務保証業務を行っている地方基金協会等に周知すること

- (注1) 8 地方基金協会等 財団法人秋田県農業拓植基金協会、財団法人栃木県農業拓植基金協会、財団法人福井県農業拓植基金協会、財団法人山梨県国際交流協会(平成10年3月24日以前については財団法人山梨県農業拓植基金協会)、財団法人長野県農業拓植基金協会、財団法人徳島県国際交流協会(7年10月31日以前については財団法人徳島県農業拓植基金協会)、財団法人香川県国際交流協会(13年3月28日以前については財団法人香川県農業拓植基金協会)及び財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団(12年3月31日以前については財団法人沖縄県国際交流財団、10年3月31日以前については財団法人沖縄県農業拓植基金協会)
- (注2) 29 地方基金協会等 財団法人北海道農業拓植基金協会、財団法人青森県農業拓植基金協会、財団法人岩手県農業拓植基金協会、財団法人宮城県農業拓植基金協会、財団法人山形県農業拓植基金協会、財団法人福島県農業拓植基金協会、財団法人茨城県農業拓植基金協会、財団法人群馬県農業拓植基金協会、財団法人ちば国際コンベンションビューロー(平成13年3月31日以前については財団法人千葉県国際交流協会、12年3月31日以前については財団法人千葉県農業拓植基金協会)、財団法人神奈川県農業拓植基金協会、財団法人新潟県農業拓植基金協会、財団法人石川県農業拓植基金協会、財団法人愛知県農業拓植基金協会、財団法人三重県農業拓植基金協会、財団法人兵庫県農業拓植基金協会、財団法人和歌山県農業拓植基金協会、財団法人鳥取県農業拓植基金協会、財団法人島根県農業拓植基金協会、財団法人岡山県農業拓植基金協会、財団法人山口県農業拓植基金協会、財団法人愛媛県農業拓植基金協会、財団法人高知県農業拓植基金協会、財団法人福岡県農業拓植基金協会、財団法人佐賀県農業拓植基金協会、財団法人長崎県農業拓植基金協会、財団法人熊本県農業拓植基金協会、財団法人大分県国際交流センター(10年3月31日以前については財団法人大分県農業拓植基金協会)、財団法人宮崎県農業拓植基金協会、財団法人鹿児島県農業拓植基金協会
- (注3) 4 地方基金協会等 財団法人山梨県国際交流協会、財団法人徳島県国際交流協会、財団法人香川県国際交流協会、財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団
- (注4) 4 地方基金協会 財団法人秋田県農業拓植基金協会、財団法人栃木県農業拓植基金協会、財団法人福井県農業拓植基金協会、財団法人長野県農業拓植基金協会
- (注5) 29 道県 北海道、青森、岩手、宮城、山形、福島、茨城、群馬、千葉、神奈川県、新潟、石川、愛知、三重、兵庫、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島各県

緑の雇用担い手対策事業等に要する資金の有効活用について

(平成 21 年 10 月 9 日付け 林野庁長官あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 緑の雇用担い手対策事業等の概要

(1) 緑の雇用担い手対策事業等の概要

貴庁は、林業生産流通総合対策事業実施要領(平成 10 年林野政第 241 号農林水産事務次官依命通知)及び「林業担い手育成確保対策事業の実施について」(平成 10 年林野組第 70 号林野庁長官通知)等(以下「要領等」という。)に基づき、森林整備に必要な林業労働力の育成・確保及び地域の活性化を図ることなどを目的として、全国森林組合連合会(以下「全森連」という。)に平成 14 年度から 17 年度までの間は緑の雇用担い手育成対策事業を、18 年度から 22 年度までの間は緑の雇用担い手対策事業(以下、両事業を合わせて「緑の雇用事業」という。)を実施させている。

緑の雇用事業は、全森連が森林組合等の林業事業体に助成金を交付して、林業就業を希望する者を対象に、森林・林業に関する専門的知識を習得させるための集合研修及び林業就業に必要な技術・技能を習得させるための実地研修を実施させるとともに、研修生の募集を円滑に行うための就業相談会等を実施するものである。

そして、全森連がこの事業を実施するに当たり、貴庁は、要領等に基づき、全森連に国庫補助金を交付しており、全森連は、緑の雇用事業に要する経費に充てるために、国庫補助金及びその運用益により資金を造成している。

(2) 資金の見直し及び国庫への返還

全森連は、要領等により、資金の規模が適正規模となっているかなどの状況を客観的に把握するために、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成 18 年 8 月閣議決定。以下「基準」という。)等に基づき資金について必要な見直しを行った際に、事業が完了する 23 年 3 月末までに使用する見込みがない資金の残余がある場合は、資金の一部又は全額を国に返還することとなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、資金が有効に活用されているかなどに着眼して、貴庁及び全森連において会計実地検査を行い、14 年度から 20 年度までの 7 年間の資金造成額、支出額、年度末残高等について分析を行うなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 20 年度までの資金造成額、年度末残高等の推移

貴庁から全森連に交付された国庫補助金交付額は、14 年度に 95 億円、16、17 両年度に各 70 億円、18、19 両年度に各 67 億円、20 年度に 70 億 9600 万円となっている。そして、前年度繰越金に当該年度の国庫補助金や運用益等を加えた資金造成額は、18 年度 98 億 4628 万余円であったものが、年々増加して 20 年度には 145 億 0709 万余円に達している。

一方、17年度以降の支出額は、森林組合等における研修生の採用実績が予定した人数よりも少なかったことなどから、資金造成額を大幅に下回る金額で推移している。このため、資金残高は、18年度末56億6721万余円、19年度末74億0421万余円、20年度末81億9926万余円と年々増加して、多額の資金残高が生じている状況となっている(表1参照)。

表1 平成20年度までの資金造成額、年度末残高等の推移 (単位：千円、%)

区分 年度	前年度繰越 金 ①	国庫補助金 交付額 ②	運用益等 ③	資金造成額 ④(①+② +③)	支出額 ⑤	年度末残高 ⑥(④-⑤)	繰越率 ⑥÷④× 100
平成							
14	—	9,500,000	—	9,500,000	343,975	9,156,024	96.3
15	9,156,024	—	38	9,156,062	9,096,615	59,446	0.6
16	59,446	7,000,000	8	7,059,455	6,090,898	968,556	13.7
17	968,556	7,000,000	0	7,968,557	4,822,273	3,146,284	39.4
18	3,146,284	6,700,000	—	9,846,284	4,179,071	5,667,212	57.5
19	5,667,212	6,700,000	457	12,367,669	4,963,452	7,404,217	59.8
20	7,404,217	7,096,000	6,873	14,507,091	6,307,830	8,199,260	56.5

(注) 平成14年度の国庫補助金は平成14年度補正予算で計上されており、実質的に事業が実施されているのは15年度からとなっている。

(2) 貴庁及び全森連における資金の見直しの状況

貴庁及び全森連は、21年5月に基準に基づく見直し結果を公表している。これによると、19年度末の資金残高が74億0400万円であるのに対して、「事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額及び管理費^(注)」は、20年度から22年度までの3年間に各年度91億円、計273億円であり、19年度末の資金残高を「事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額及び管理費」で除した基金の保有割合は0.3と高くないことから、使用見込みの低い基金等には該当しないとしている。

しかし、研修生の採用予定人数を各年度2,800人とするなどして各年度に必要となる補助・補てん額及び管理費を91億円と見込んでいるものの、20年度の支出額は、研修生の採用実績が2,061人と予定を下回ったことなどにより63億0783万余円となっていて、見込額を27億余円下回っている。

上記のように、貴庁及び全森連が行った資金の見直し結果は、資金の使用見込額を的確に把握したものとはなっておらず、資金残高は21、22両年度も多額のまま推移する見通しとなっている。

(注) 「事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額及び管理費」 基準で示された基金の保有割合(基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合)を計算する際の下記の計算式を用語
「直近年度末の基金額÷(事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額及び管理費)」

(3) 事業完了年度における資金残高

本院は、資金に関して20年度末に支出額63億0783万余円を上回る81億9926万余円の資金残高が生じている一方で、21年度に60億円の国庫補助金が交付されていることなどを踏まえて、事業が完了する22年度末における資金残高がどの程度の規模になるかに

ついて試算を行った。試算に当たり、21年度の支出額を21年度の研修生の採用実績等を基に79億8821万円、22年度の支出額を21年度と同額とした。

これによれば、22年度に全森連に対して21年度と同額の60億円の国庫補助金が交付された場合には、交付額の約70%に相当する42億円と多額の資金残高が見込まれる事態となる(表2参照)。

表2 支出額、年度末残高等の推移(推計) (単位：千円、%)

区分 年度	前年度繰越金 ①	国庫補助金 交付額 ②	運用益等 ③	資金造成額 ④(①+② +③)	支出額 ⑤	年度末残高 ⑥(④-⑤)	繰越率 ⑥÷④× 100
平成							
21	8,199,260	6,000,455	—	14,199,715	7,988,211	6,211,503	43.7
22	6,211,503	6,000,000	—	12,211,503	7,988,211	4,223,291	34.5

(改善を必要とする事態)

上記のように、資金に毎年度多額の資金残高が生じて滞留した資金が有効活用されず、事業完了年度末においても多額の資金残高が見込まれる事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴庁において、各年度の資金残高と使用見込額を適切に把握して、資金を滞留させないように国庫補助金を交付していくための検討が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

緑の雇用事業は、林業労働力の育成・確保を図る施策の一つとして全森連に対して国庫補助金を交付して実施されてきた。しかし、国庫補助金により造成された資金について毎年度多額の資金残高が生じて、滞留した資金が有効活用されていない事態が見受けられた。

ついては、貴庁において、事業完了年度である22年度の事業の実施に当たり、22年度末に多額の資金残高が生ずることのないよう、21年度末の資金残高及び22年度の資金の使用見込額を的確に把握し、資金需要に見合った国庫補助金を交付するなどして、資金の有効活用を図るよう改善の処置を要求する。

苗木需給安定基金造成事業により造成された基金の有効活用について

(平成21年10月9日付け 林野庁長官あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 苗木需給安定基金造成事業の概要

(1) 苗木需給安定基金造成事業の概要

貴庁は、苗木需給安定対策事業実施要領(昭和54年54林野造第81号。昭和55年55林野造第43号により「苗木需給安定基金造成事業実施要領」に改正。以下「実施要領」という。)に基づき、林業用苗木の計画的な生産の確保と生産調整の円滑な実施を行い、もって計画的な造林の推進に資することを目的として、都道府県林業用苗木生産組合又は林業用苗木の需給安定を目的として設立された公益法人(以下「苗木生産組合等」という。)に苗木需給安定基

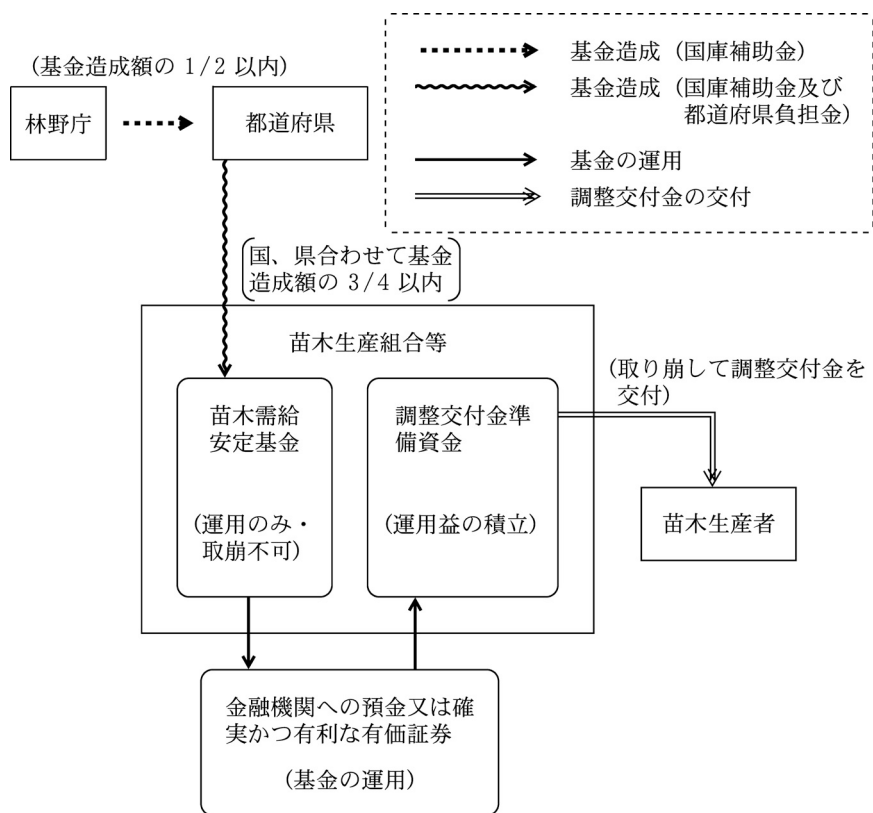
金造成事業(以下「事業」という。)を実施させている。

この事業は、苗木生産組合等において、生産された苗木について出荷調整を図る必要が生じた場合に備えて、国から道県に交付された国庫補助金に道県負担分を合わせて道県から交付された資金により苗木需給安定基金(以下「基金」という。)を造成するものである。

そして、苗木生産組合等は、基金を金融機関への預金又は確実かつ有利な有価証券に換えて管理を行い、取崩しは行わないこととなっている。

また、苗木生産組合等は、基金から生ずる運用益を準備資金として積み立てており、苗木生産者が出荷調整により苗木を廃棄した場合には、この準備資金を取り崩して、当該苗木生産者に出荷調整交付金(以下「調整交付金」という。)として交付することとなっている。

図 苗木需給安定基金造成事業の概要図



(2) 苗木需給安定基金造成計画

実施要領によると、都道府県知事は、苗木生産組合等が本件事業を実施しようとするときは、造成を行う基金の総額、各年度の基金造成額等を定めた苗木需給安定基金造成計画を作成して、林野庁長官に提出するものとしている。

上記の造成を行う基金の総額は、苗木生産組合等と需要者団体との間で定める団体取引基本協定の対象となる苗木生産本数に、残苗率(苗木生産本数に対する出荷調整により廃棄させる苗木本数の比率で5%)及び1本当たりの補償苗木単価(都道府県における苗木の標準的な価格の2分の1の額)を乗じて、残苗発生隔年数(出荷調整により苗木を廃棄させる事態が起こりうる割合で3年に1回)及び基金の運用利回りで除することにより算定されることとなっている。

(3) 国及び都道府県の指導等

実施要領によると、国及び都道府県は、本件事業を円滑に実施するため必要があるときは、苗木生産組合等に対して必要な指導を行うこととなっている。

また、苗木生産組合等は、毎年度事業の終了後速やかに基金及びその運用益に係る収支状況を都道府県知事に報告して、都道府県知事は林野庁長官にその報告を提出するものとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、木材市況の低迷を背景として、造林面積及び苗木生産量が減少するなど本件事業を取り巻く状況が大きく変化してきている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、基金造成時以降の造林面積及び苗木生産量の推移並びに調整交付金の交付実績はどのように推移しているか、また、状況の変化に対応して制度の見直しが適切に図られているかなどに着眼して、基金を造成している28道県の28基金(平成20年度末の基金造成総額11億3696万余円、うち国庫補助金相当額5億6740万余円)について貴庁及び11道県において会計実地検査を行うとともに、その他の17県については関係資料を提出させて分析を行うなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 苗木需給安定基金造成事業を取り巻く状況の変化

木材市況の低迷を背景として、造林面積は、基金の造成が開始された昭和54年度では約17万4370haであったが、すべての道県において基金の造成が終了して事業が本格的に実施されることとなった平成元年度では約7万1331ha、19年度では約3万3784haに減少している(表1参照)。

表1 造林面積の推移(全国) (単位：ha)

年 度	昭和54年度	昭和59年度	平成元年度	平成6年度	平成11年度	平成16年度	平成19年度(直近)
造林面積	174,370	119,412	71,331	52,808	38,482	28,466	33,784

また、造林面積の減少に伴い、苗木生産量は、昭和54年度では約4億8000万本であったが、平成元年度では約2億1500万本、19年度では約7400万本に減少している(表2参照)。

表2 苗木生産量の推移(全国) (単位：百万本)

年 度	昭和54年度	昭和59年度	平成元年度	平成6年度	平成11年度	平成16年度	平成19年度(直近)
生産本数	480	353	215	142	108	78	74

(2) 調整交付金の交付実績

すべての道県において基金の造成が終了して事業が本格的に実施されることとなった元年度以降の5か年度ごとの調整交付金の交付実績をみると、表3のとおり、元年度から5年度までの間及び6年度から10年度までの間は、ほとんどの基金において交付実績があったが、16年度から20年度までの間(一部の基金は15年度から19年度までの間)では、10県の10基金で調整交付金の交付実績がなかった。

表3 調整交付金の交付実績

区分 道県	基金造成額	国庫補助金相当額	調整交付金の交付実績			
			平成元～5年度	6～10年度	11～15年度	16～20年度
北海道	千円 100,000	千円 50,000	千円 20,339	千円 3,664	千円 404	千円 194
青森県	40,000	20,000	5,816	12,823	4,530	1,925
岩手県	65,000	32,500	15,341	5,827	2,714	1,268
山形県	30,000	15,000	7,074	5,578	1,393	—
福島県	30,000	15,000	9,594	11,335	1,162	※ — (—)
茨城県	30,000	15,000	—	3,128	2,999	2,938
栃木県	40,000	20,000	10,784	7,096	500	649
群馬県	20,000	10,000	3,951	2,459	1,563	1,020
埼玉県	21,000	10,500	4,599	1,090	1,223	384
神奈川県	12,000	6,000	2,046	687	—	254
新潟県	44,205	21,998	9,590	3,650	2,558	407
石川県	20,000	10,000	3,500	4,676	587	—
山梨県	36,000	18,000	9,422	3,135	893	—
長野県	40,000	20,000	13,735	5,700	4,903	5,477
岐阜県	50,000	25,000	9,000	7,022	2,978	—
静岡県	40,075	20,000	3,966	11,573	—	—
三重県	40,000	20,000	—	11,522	2,200	※ 1,540 (3,740)
兵庫県	60,000	30,000	19,451	—	3,290	691
鳥取県	32,800	16,400	6,708	2,410	1,018	—
島根県	61,470	30,000	5,769	3,245	—	593
岡山県	64,000	32,000	244	12,594	50	※ — (19)
広島県	48,010	24,005	1,250	2,838	2,025	※ 4,389 (5,337)
山口県	52,400	26,000	資料廃棄のため不明			※ 1,220 (2,339)
徳島県	32,000	16,000	1,563	12,757	—	※ — (—)
愛媛県	16,000	8,000	4,438	9,757	1,637	578
高知県	50,000	25,000	6,740	15,467	5,608	—
福岡県	32,000	16,000	7,359	11,938	—	—
熊本県	30,000	15,000	5,080	1,121	1,161	507

(注) 「16～20年度」欄の「※」は平成16年度から19年度までの間の実績を、括弧書きは15年度から19年度までの間の実績を記載している。

また、各県の苗木生産組合等の調整交付金の交付実績についてみると、福岡県は10年度以降、静岡、徳島両県は11年度以降、福島、石川、山梨、岐阜各県は12年度以降、山

形、鳥取、高知各県は15年度以降、それぞれ調整交付金を全く交付しておらず、これら10県の10基金(20年度末の基金造成総額3億5287万余円、うち国庫補助金相当額1億7640万円)は、本件事業の実施に当たり、苗木生産者に対して調整交付金を全く交付していない事態が過去5年間以上の長期間にわたって継続している。

(改善を必要とする事態)

上記のように、10県の10基金において、調整交付金の交付実績が低調で、長期間にわたり財政資金が効果を発現することなく滞留している事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

- ア 貴庁において、調整交付金の交付実績が低調な基金について、毎年度基金及びその運用益に係る収支状況の報告を受けていたにもかかわらず、道県及び苗木生産組合等が基金の在り方を検討するための基準等を策定して示していなかったこと
- イ 道県及び苗木生産組合等において、調整交付金の交付実績が低調な状況が続いている中で、基金の在り方、すなわち事業を継続して実施することが妥当かどうか検討していなかったこと

3 本院が要求する改善の処置

本件事業は、昭和54年に基金の造成が開始されて以来、林業用苗木の計画的な生産の確保及び生産調整の円滑な実施を通じて計画的な造林の推進に貢献してきた。しかし、近年、調整交付金の交付実績が低調で、長期間にわたり財政資金が効果を発現することなく滞留して有効活用されていない事態が見受けられた。

については、貴庁において、苗木生産組合等が基金の在り方を検討するための基準等を策定して、これを道県及び苗木生産組合等に示し、道県及び苗木生産組合等に事業継続の妥当性や造成した基金を国庫に返還することの要否を検討させるとともに、本件事業の実施状況の把握に努め、その状況に応じた的確な指導を行うなどして、基金の有効活用を図るよう改善の処置を要求する。

(注1) 28道県 北海道、青森、岩手、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、神奈川、新潟、石川、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、熊本各県

(注2) 10県 山形、福島、石川、山梨、岐阜、静岡、鳥取、徳島、高知、福岡各県

- (14) 借地に新築等した庁舎等の建物について登記が必要となる場合を明確に定めることなどにより、国営土地改良事業を実施するために設置されている事業所等における国有財産の管理が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの

部 局 等	7 地方農政局
国有財産の区分	一般会計所属 (分類)行政財産 (種類)公用財産
登記所に嘱託すべき登記の概要	借地に新築等した国有財産である建物について、第三者に対する対抗要件を備えるために行う登記

登記の嘱託を行っていないかつた国有財産である建物に係る面積	19,489m ² (建面積)／20,438m ² (延べ面積) (平成20年12月末現在)
上記の建物の国有財産台帳価格	8億5779万円

【改善の処置を要求したものの全文】

国有財産の登記について

(平成21年9月3日付け 農林水産大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 貴省における国有財産の管理等の概要

(1) 国有財産の管理

国が、国の事務、事業又は国の職員の住居の用に供するなどのため庁舎、宿舍等として所有する土地、建物等は、国有財産として、国有財産法(昭和23年法律第73号)に基づき、取得、維持、保存及び運用(以下、これらを「管理」という。)並びに処分を行うこととされている。

国有財産の管理のうち、取得については、①購入する場合、②寄附による場合、③交換による場合等があるが、建物の取得については、これらの場合以外に新築、増築及び改築する場合がある。また、保存については、修繕、盗難・紛失の防止、未登記財産に係る登記等、国有財産の保全に必要な行為と解されている。

そして、各省各庁の長は、国有財産法に基づき、国有財産の分類(行政財産等)及び種類(公用財産等)ごとに国有財産台帳を、土地を基準として設定した口座別に作成して、口座ごとに財産の区分(建物等)、種目(事務所建等)、用途(庁舎等)、数量、価格等を記載することとなっている。

(2) 貴省における国有財産の管理

貴省は、所管する国有財産の取扱いに関して、農林水産省所管国有財産取扱規則(昭和34年農林省訓令第21号。以下「取扱規則」という。)を定め、各地方農政局長を部局長として、それぞれの部局に所属する国有財産に関する管理等の事務を分掌させることとしており(以下、当該事務を分掌する部局長を「国有財産部局長」という。)、国有財産部局長に対して、常時その管理する国有財産の現状を把握させて、その管理及び処分を適正に行わせることとしている。

そして、各国有財産部局長は、取扱規則に基づき事務取扱準則等を定め、それぞれの地方農政局管内の事業所等の長に国有財産の管理及び処分に関する事務の一部を分掌させている。

(3) 不動産登記の概要

不動産の登記制度は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための制度であり、民法(明治29年法律第89号)第177条の規定により、不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法(平成16年法律第123号)その他の登記に関する法律の定めるところに従い、その登記をしなければ第三者に対抗することができないとされている。

不動産登記法によれば、登記には、不動産の表示に関する登記と不動産の所有権、地上権等の権利に関する登記がある。そして、土地又は建物を取得した者は、当該土地又は建物に係る権利に関する登記の申請をすることができるとされており、土地又は建物を取得した者が国であって、国がその取得した土地又は建物について権利に関する登記をするときは、遅滞なく、当該登記を登記所に嘱託しなければならないこととなっている。

そして、権利に関する登記は、表示に関する登記がなされていることが必要であることから、表示に関する登記がない新築の建物等を取得した場合には、取得した日から1月以内に、表示に関する登記を申請しなければならないこととなっている。

ただし、この表示に関する登記の申請義務については、国が所有する土地又は建物は、一般的に、直ちに取引の対象となるわけではないこと、国有財産台帳で管理されていることなどの理由から、国に対する適用が除外されている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

各地方農政局管内の事業所等の中には、国営土地改良事業を実施するために設置される事業所等(以下「国営土地改良事業所等」という。)がある。そして、貴省は、これらの国営土地改良事業所等の設置等の際し、通常、借地に庁舎、宿舍等の建物を新築等しているが、借地に新築等したこれら建物について、第三者に対する対抗要件を備える必要がある場合には、当該建物の所在地を管轄する登記所に登記を嘱託するなどして、その適切な管理を図ることが求められることとなる。

そこで、本院は、合規性等の観点から、国営土地改良事業等の実施のために借地に新築等した庁舎等の建物について、第三者に対する対抗要件を備える必要がある場合に登記の嘱託が適切に行われているかなどの点に着眼して、表1のとおり、7地方農政局管内の38国営土地改良事業所等^(注1)の長が管理している80口座に係る332棟の建物(平成20年12月末現在の国有財産台帳価格の合計額1,496,344,762円)を対象として検査した。

表1 検査の対象とした国有財産

地方農政局名	国営土地改良事業所等数	口座数	建物数(棟)	建面積/延べ面積(m ²)	国有財産台帳価格(円)
東北農政局	8	21	69	7,631/ 8,306	368,672,285
関東農政局	3	6	42	3,603/ 3,873	109,319,552
北陸農政局	4	8	42	3,553/ 3,553	153,739,071
東海農政局	3	5	13	1,646/ 1,718	98,819,719
近畿農政局	2	2	4	145/ 145	1,454,928
中国四国農政局	5	6	31	3,497/ 3,827	226,097,293
九州農政局	13	32	131	11,422/12,503	538,241,914
計	38	80	332	31,497/33,925	1,496,344,762

(注) 国有財産法施行細則(昭和23年大蔵省令第92号)第6条の規定に基づき、面積は端数を切り捨てて計上している。

検査に当たっては、上記の38国営土地改良事業所等のうち5国営土地改良事業所等^(注2)において国有財産台帳等の書類と現地の建物の状況とを照合するなどして会計実地検査を行うとともに、残りの33国営土地改良事業所等については、国有財産台帳の写し等の書類を農林水産本省から本院に提出させた上で検査した。

(検査の結果)

検査したところ、上記の借地に新築等した建物のうち、38国営土地改良事業所等の77口座に係る300棟(国有財産台帳価格計1,348,968,089円)については、国が所有する建物には表示に関する登記の申請義務の適用が除外されているとして、登記の嘱託が行われていなかった。しかし、これら登記の嘱託が行われていない300棟のうち、30国営土地改良事業所等の60口座に係る226棟(国有財産台帳価格計857,798,540円)については、地方公共団体以外の個人、法人等からの借地(以下「民有地」という。)に新築等した建物である(表2参照)ことから、財産の保全のため第三者に対する対抗要件を備える必要があり、登記の嘱託を行う必要があると認められた。

表2 民有地に新築等した建物について登記の嘱託が行われていないもの

地方農政局名	国営土地改良事業所等数	口座数	建物数(棟)	建面積/延べ面積(m ²)	国有財産台帳価格(円)
東北農政局	7	19	58	5,349/ 5,816	248,478,813
関東農政局	3	6	42	3,603/ 3,873	109,319,552
北陸農政局	2	2	3	27/ 27	695,750
東海農政局	3	5	13	1,646/ 1,718	98,819,719
近畿農政局	2	2	4	145/ 145	1,454,928
中国四国農政局	2	3	25	3,049/ 3,162	165,932,127
九州農政局	11	23	81	5,670/ 5,697	233,097,651
計	30	60	226	19,489/20,438	857,798,540

(注) 国有財産法施行細則第6条の規定に基づき、面積は端数を切り捨てて計上している。

民有地に新築等した建物について登記の嘱託が行われていない事例を示すと、次のとおりである。

<事例>

東北農政局津軽農業水利事務所長は、平成14年度から24年度までを事業期間とする国営岩木川左岸(二期)農業水利事業等を実施するなどのため、個人から土地を同事務所の敷地として賃借した上で、10年3月に庁舎を新築するなどして、20年12月末現在において計17棟の建物(建面積計1,788m²、延べ面積計1,788m²、国有財産台帳価格計65,086,961円)を管理している。

しかし、同事務所長は、民有地に新築等したこれら17棟の建物について、国が所有する建物については表示に関する登記の申請義務の適用が除外されているとして、財産の保全のため第三者に対する対抗要件を備える必要があるかどうかを十分検討せず、登記の嘱託を行わないままとしていた。

なお、不動産登記法を所管する法務省は、同省が所管する国有財産について、不動産登記法による登記の申請義務の適用が除外される場合であっても、借地に建物を新築、増築、移

築又は改築し、財産の保全のため第三者に対する対抗要件を備える必要があるときなどは、遅滞なく、管轄登記所に登記を嘱託しなければならないこととしている。

(改善を必要とする事態)

国が所有する土地又は建物は、国有財産台帳に記載されていることなどの理由から、不動産登記法による表示に関する登記の申請義務の適用が除外されているが、借地上の建物については、登記がなされていればその借地権は第三者に対する対抗力を有すると解されている。

したがって、前記のように、民有地に新築等した国営土地改良事業所等の建物について、財産の保全のため第三者に対する対抗要件を備える必要があるかどうかについて十分検討することなく、登記の嘱託を行わないままとなっているものが多数ある事態は、国有財産の管理として適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、借地に新築等した建物について、財産の保全のため、どのような場合に登記の嘱託を行わなければならないかを明確にしていなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

貴省は、今後とも、各地方農政局において、借地に新築等した建物の管理を引き続き行っていくとともに、新たな国営土地改良事業等の実施に伴い、借地に新築等する建物を取得することが見込まれている。そして、これらの建物等の国有財産については、常に良好な状態においてこれを管理することが必要とされている。

については、貴省において、借地に新築等した建物について、どのような場合に登記の嘱託を行わなければならないかを明確に定め、これを各地方農政局管内の国営土地改良事業所等の長に周知するとともに、前記の30国営土地改良事業所等の60口座に係る226棟について登記の嘱託を行わせることなどにより、国有財産の管理が適切に行われるよう改善の処置を要求する。

(注1) 38国営土地改良事業所等 北奥羽、阿武隈、西北陸、淀川水系、四国、北部九州、南部九州各土地改良調査管理事務所、津軽、大崎両農業水利事務所、四国東部農地防災事務所、馬淵川沿岸、最上川下流沿岸、隈戸川、両総、北総中央、那珂川沿岸、佐渡、柏崎周辺、九頭竜川下流、新矢作川用水、宮川用水第二期、斐伊川沿岸、筑後川下流、筑後川下流白石平野、尾鈴、綾川二期、西諸、都城盆地、曾於北部、肝属中部、徳之島用水各農業水利事業所、いさわ南部農地整備事業所、新濃尾、野洲川沿岸、那賀川、佐賀中部各農地防災事業所、高知三波川帯農地保全事業所、有明海岸保全事業所

(注2) 5国営土地改良事業所等 淀川水系土地改良調査管理事務所、両総、宮川用水第二期両農業水利事業所、佐賀中部農地防災事業所、有明海岸保全事業所

- (15) 借地に新築等した庁舎等の建物について登記が必要となる場合を明確に定めることなどにより、国有林野事業を実施するために設置されている森林管理署等における国有財産の管理が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの

部 局 等	7 森林管理局
国有財産の区分	国有林野事業特別会計所属 (分類)行政財産 (種類)公用財産 (種類)企業用財産
登記所に嘱託すべき登記の概要	借地に新築等した国有財産である建物について、第三者に対する対抗要件を備えるために行う登記
登記の嘱託を行っていないかった国有財産である建物に係る面積	14,724㎡(建面積)／16,891㎡(延べ面積)(平成21年3月末現在)
上記の建物の国有財産台帳価格	12億0479万円

【改善の処置を要求したものの全文】

国有財産の登記について

(平成21年10月9日付け 林野庁長官あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 貴庁における国有財産の管理等の概要

(1) 国有財産の管理

国が、国の事務、事業又は国の職員の住居の用に供するなどのため庁舎、宿舍等として所有する土地、建物等は、国有財産として、国有財産法(昭和23年法律第73号)に基づき、取得、維持、保存及び運用(以下、これらを「管理」という。)並びに処分を行うこととされている。

国有財産の管理のうち、取得については、①購入する場合、②寄附による場合、③交換による場合等があるが、建物の取得については、これらの場合以外に新築、増築及び改築する場合がある。また、保存については、修繕、盗難・紛失の防止、未登記財産に係る登記等、国有財産の保全に必要な行為と解されている。

そして、各省各庁の長は、国有財産法に基づき、国有財産の分類(行政財産等)及び種類(公用財産等)ごとに国有財産台帳を、土地を基準として設定した口座別に作成して、口座ごとに財産の区分(建物等)、種目(事務所建等)、用途(庁舎等)、数量、価格等を記載することとなっている。

(2) 国有林野事業特別会計に係る国有財産の管理

国有林野事業特別会計に属する国有財産については、農林水産省所管国有財産取扱規則(昭和34年農林省訓令第21号。以下「取扱規則」という。)の定めるところにより、林野庁長官、各森林管理局長及び森林技術総合研修所長を部局長として、それぞれの部局に所属する国有財産に関する管理等の事務を分掌することとなっており(以下、当該事務を分掌す

る部局長を「国有財産部局長」という。)、国有財産部局長は、常時その管理する国有財産の現状を把握し、その管理及び処分を適正に行うこととなっている。

そして、国有財産部局長として、各森林管理局長は、取扱規則に基づき事務取扱準則を定め、それぞれの森林管理局管内の森林管理署等の長に国有財産の管理及び処分に関する事務の一部を分掌させている。

(3) 不動産登記の概要

不動産の登記制度は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための制度であり、民法(明治29年法律第89号)第177条の規定により、不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法(平成16年法律第123号)その他の登記に関する法律の定めるところに従い、その登記をしなければ第三者に対抗することができないとされている。

不動産登記法によれば、登記には、不動産の表示に関する登記と不動産の所有権、地上権等の権利に関する登記がある。そして、土地又は建物を取得した者は、当該土地又は建物に係る権利に関する登記の申請をすることができるとされており、土地又は建物を取得した者が国であって、国がその取得した土地又は建物について権利に関する登記をするときは、遅滞なく、当該登記を登記所に嘱託しなければならないこととなっている。

そして、権利に関する登記は、表示に関する登記がなされていることが必要であることから、表示に関する登記がない新築の建物等を取付した場合には、取得した日から1月以内に、表示に関する登記を申請しなければならないこととなっている。

ただし、この表示に関する登記の申請義務については、国が所有する土地又は建物は、一般的に、直ちに取引の対象となるわけではないこと、国有財産台帳で管理されていることなどの理由から、国に対する適用が除外されている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴庁は、国有林野事業を実施するための森林管理署等の設置に際して、自己所有の用地が確保できない場合、借地に庁舎、宿舍等の建物を新築等しているが、借地に新築等したこれら建物について、第三者に対する対抗要件を備える必要がある場合には、当該建物の所在地を管轄する登記所に登記を嘱託するなどして、その適切な管理を図ることが求められることとなる。

そこで、本院は、法規性等の観点から、国有林野事業の実施のために借地に新築等した庁舎等の建物について、第三者に対する対抗要件を備える必要がある場合に登記の嘱託が適切に行われているかなどの点に着眼して、表1のとおり、7森林管理局管内の77森林管理署等^(注1)の長が管理している114口座に係る514棟の建物(平成21年3月末現在の国有財産台帳価格の合計額3,137,553,728円)を対象として検査した。

表1 検査の対象とした国有財産

森林管理局名	森林管理署等数	口座数	建物数(棟)	建面積(m ²)	延べ面積(m ²)	国有財産台帳価格(円)
北海道森林管理局	8	9	23	2,874	3,325	429,079,430
東北森林管理局	16	18	54	4,402	5,204	453,318,835
関東森林管理局	18	29	157	7,517	9,165	813,291,742
中部森林管理局	9	23	91	4,941	6,011	578,041,826
近畿中国森林管理局	8	12	21	1,293	2,156	169,191,583
四国森林管理局	6	10	103	4,045	4,707	290,054,752
九州森林管理局	12	13	65	3,816	4,342	404,575,560
合計	77	114	514	28,888	34,910	3,137,553,728

(注) 国有財産法施行細則(昭和23年大蔵省令第92号)第6条の規定に基づき、面積は端数を切り捨てて計上している。

検査に当たっては、上記の77森林管理署等のうち15森林管理署等において国有財産台帳等の書類と現地の建物の状況とを照合するなどして会計実地検査を行うとともに、残りの62森林管理署等については、国有財産台帳の写し等の書類を本院に提出させた上で検査した。

(検査の結果)

検査したところ、前記の借地に新築等した建物のうち、71森林管理署等の107口座に係る484棟(国有財産台帳価格計2,925,192,559円)については、国が所有する建物は表示に関する登記の申請義務の適用が除外されているとして、登記の嘱託が行われていなかった。しかし、これら登記の嘱託が行われていない484棟のうち、57森林管理署等の79口座に係る327棟(国有財産台帳価格計1,204,794,030円)については、地方公共団体以外の個人、法人等からの借地(以下「民有地」という。)に新築等した建物である(表2参照)ことから、財産の保全のため第三者に対する対抗要件を備える必要があり、登記の嘱託を行う必要があると認められた。

表2 民有地に新築等した建物について登記の嘱託が行われていないもの

森林管理局名	森林管理署等数	口座数	建物数(棟)	建面積(m ²)	延べ面積(m ²)	国有財産台帳価格(円)
北海道森林管理局	2	3	3	358	438	39,400,082
東北森林管理局	9	10	19	1,244	1,349	68,320,426
関東森林管理局	17	22	125	4,762	4,970	314,496,367
中部森林管理局	8	18	53	3,143	3,901	360,657,283
近畿中国森林管理局	6	9	15	769	994	82,416,950
四国森林管理局	6	7	79	2,697	3,200	183,256,178
九州森林管理局	9	10	33	1,751	2,039	156,246,744
合計	57	79	327	14,724	16,891	1,204,794,030

(注) 国有財産法施行細則第6条の規定に基づき、面積は端数を切り捨てて計上している。

民有地に新築等した建物について登記の嘱託が行われていない事例を示すと、次のとおりである。

＜事例＞

九州森林管理局長崎森林管理署長は、個人から土地を同森林管理署の敷地として賃借した上で、19年3月に庁舎等を新築して、計3棟の建物(21年3月末現在建面積計359㎡、延べ面積計588㎡、国有財産台帳価格計57,018,000円)を管理している。

しかし、同森林管理署長は、民有地に新築したこれら3棟の建物について、国が所有する建物については表示に関する登記の申請義務の適用が除外されているとして、財産の保全のため第三者に対する対抗要件を備える必要があるかどうかを十分検討せず、登記の嘱託を行わないままとしていた。

なお、不動産登記法を所管する法務省は、同省が所管する国有財産について、不動産登記法による登記の申請義務の適用が除外される場合であっても、借地に建物を新築、増築、移築又は改築し、財産の保全のため第三者に対する対抗要件を備える必要があるときには、遅滞なく、管轄登記所に登記を嘱託しなければならないこととしている。

(改善を必要とする事態)

国が所有する土地又は建物は、国有財産台帳に記載されていることなどの理由から、不動産登記法による表示に関する登記の申請義務の適用が除外されているが、借地上の建物については、登記がなされていればその借地権は第三者に対する対抗力を有すると解されている。

したがって、前記のように、民有地に新築等した森林管理署等の建物について、財産の保全のため第三者に対する対抗要件を備える必要があるかどうかについて十分検討することなく、登記の嘱託を行わないままとなっているものが多数ある事態は、国有財産の管理として適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴庁において、借地に新築等した建物について、財産の保全のため、どのような場合に登記の嘱託を行わなければならないかを明確にしていなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

貴庁は、今後とも、各森林管理局において、借地に新築等した庁舎等の建物の管理を引き続き行っていくことが見込まれている。そして、これらの建物等の国有財産については、常に良好な状態においてこれを管理することが必要とされている。

については、貴庁において、借地に新築等した建物について、どのような場合に登記の嘱託を行わなければならないかを明確に定め、これを各森林管理局管内の森林管理署等の長に周知するとともに、民有地に新築等した建物について登記の嘱託を行わせることなどにより、国有財産の管理が適切に行われるよう改善の処置を要求する。

(注1) 77 森林管理署等 関東、中部、近畿中国、四国各森林管理局、石狩、日高南部、留萌北部、留萌南部、根釧西部、檜山、網走西部、津軽、三八上北、三陸北部、三陸中部、岩手南部、宮城北部、米代東部、米代西部、秋田、由利、山形、置賜、茨城、群馬、利根沼田、吾妻、上越、下越、日光、塩那、福島、会津、磐城、棚倉、天竜、伊豆、静岡、中信、北信、東信、南信、飛騨、岐阜、東濃、富山、和歌山、滋賀、鳥取、岡山、三重、石川、福井、徳島、四万十、嶺北、高知中部、安芸、福

岡、長崎、佐賀、熊本、熊本南部、大分西部、大分、宮崎北部、西都児湯、大隅、北薩、鹿児島各森林管理署、東大雪、久慈、上小阿仁、湯沢、最上、白河、南会津各森林管理支署

(注2) 15 森林管理署等 関東、中部両森林管理局、留萌北部、留萌南部、山形、置賜、下越、棚倉、日光、東信、南信、岐阜各森林管理署、久慈、湯沢、最上各森林管理支署

平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 林業・木材産業改善資金貸付事業の運営について

(平成19年度決算検査報告445ページ参照)

1 本院が表示した意見

林野庁は、林業従事者等が林業経営の改善等のために必要とする資金の貸付事業を行う都道府県に対して資金の一部を国庫補助金として交付している。本件事業に係る都道府県の特別会計で多額の繰越金が発生して、財政資金が効果を発現することなく滞留している事態について本院が指摘したところ、林野庁は、平成13年に、都道府県は貸付けが見込まれない額を国へ自主納付できることとするなどの処置を講じている。しかし、本院が検査したところ、その後も、多くの県において依然として多額の繰越金を発生させている事態が見受けられたことから、林野庁は、都道府県に対して、自主納付の検討対象とすべき額の算定方法についての指針を示すなどしている。

したがって、林野庁において、都道府県に対して自主納付に関する上記の指針の周知徹底を図るとともに、資金の運営状況についてより一層把握に努め、その状況に応じた的確な指導を行うよう、林野庁長官に対して20年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、林野庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、林野庁は、本院指摘の趣旨に沿い、20年10月の都道府県資金担当者を集めた全国4か所でのブロック会議において、自主納付に関する前記の指針の周知徹底を図り、また、各都道府県と個別に協議を行うなどして、随時資金規模の見直しを行うよう指導するなどの処置を講じていた。

これを受け、21年7月末までに18府県において、自主納付の処置が執られていた。

(2) 新農業水利システム保全対策事業における農業水利システム保全計画の策定について

(平成19年度決算検査報告450ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、農業水利システムを担い手中心の省力的システムに再構築することが必要であるとして、新農業水利システム保全対策事業の一環として、農業水利システム保全計画策定事業を実施する市町村等に対して、国庫補助金を交付して事業の推進を図っている。この事業において策定された農業水利システム保全計画が、合理的な水利用等の実現に資するものとなっているかなどについてみたところ、農業水利施設の機能診断等により判明した制

約要因及びその除去の手段を十分に反映したものとなっていないなどの事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、保全計画を適切なものに修正させるなどするとともに、計画策定事業の事業効果が発現するように事業主体に対して計画策定事業の趣旨の周知徹底及び指導を行い、事業主体が策定した保全計画に対する審査を確実に行うなどの処置を講ずるよう、農林水産大臣に対して平成20年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、本院が指摘した138地区に係る保全計画を、21年3月までに機能診断等の結果を反映した適切なものに修正させるとともに、20年9月に発出した通知に基づき、事業主体に対して、都道府県を通じて、計画策定事業の趣旨の周知徹底及び指導を行い、また、事業主体が策定した保全計画に対する審査を行い、機能診断等の結果を十分反映させていない保全計画を修正させるなどの処置を講じていた。

(3) 農業集落排水事業の計画及び実施について

(平成19年度決算検査報告454ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設を整備する農業集落排水事業を実施する市町村等に対して、国庫補助金等を交付して事業の推進を図っている。市町村等が事業計画策定の際に行う合併処理浄化槽との経済比較についてみたところ、年経費の算出に用いる耐用年数として、地域の実情等特段の事情がないにもかかわらず法令等に基づく年数を用いているなどのため、農業集落排水施設に比べて合併処理浄化槽の経済性がその使用実態にかかわらず低く評価されるものとなっている事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、都道府県に対して、耐用年数として使用実績による年数を用いるなどして年経費の算出を行うことについて、事業主体に周知徹底を図ることなどについて助言するとともに、経済比較が適切に行われているかなどの点について十分に審査を行うなどの処置を講ずるよう、農林水産大臣に対して平成20年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、20年9月に発出した事務連絡に基づき、都道府県に対して、事業計画策定時における経済比較に当たっては、年経費の算出に用いる耐用年数は使用実績による年数とすることなどを十分に認識した上で年経費の算出を行うよう、事業主体に周知徹底を図るとともに、その実施に当たり指導等を十分に行うよう助言し、また、事業採択時においては、事業主体が行っている経済比較の実態を十分に把握して、経済比較が適切に行われているかなどの点について十分に審査を行うなどの処置を講じていた。

第11 経済産業省

不当事項

予算経理

- (454) 物品の購入に当たり、契約した物品が納入されていないのに納入されたとして虚偽の
 (455) 内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って庁費等を支払うなどしているもの

会計名及び科目	(1) 一般会計 (組織)資源エネルギー庁 (項)資源エネルギー庁 (項)エネルギー対策費 (項)地下資源対策費 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計(石油及びエネルギー需給構造高度化勘定) (項)事務処理費 {平成 19 年度以降は、 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)事務取扱費 (石炭勘定) (項)事務処理費 (石炭勘定は平成 18 年度末で廃止) 電源開発促進対策特別会計(電源立地勘定) (電源利用勘定) {平成 19 年度以降は、 エネルギー対策特別会計(電源開発促進勘定) (項)事務取扱費
	(2) 一般会計 (組織)経済産業局 (項)経済産業局 (組織)原子力安全・保安院 (項)電気等保安対策費 (項)産業保安監督官署
部 局 等	(1) 資源エネルギー庁 (2) 関東経済産業局
不適正な会計経理により支払った経費の概要	物品の購入に係る庁費等
不適正な会計経理により支払うなどした金額	(1) 70,697,089 円(平成 15 年度～18 年度) (2) 20,800,611 円(平成 18、19 両年度)
	計 91,497,700 円

1 物品購入等に係る会計経理の概要

資源エネルギー庁及び関東経済産業局(以下「2部局」という。)は、一般会計、エネルギー対策特別会計(平成19年3月31日以前は、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計並びに電源開発促進対策特別会計)等において、毎年度多額の予算を執行している。このうち、業務で使用する物品の購入等に係る経費については、庁費等の予算科目から支払っている。2部局における物品の購入等に係る契約、支払等の会計事務手続は、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等の会計法令等に基づき、おおむね次のとおり行われることとなっている。

- ① 物品管理官(資源エネルギー庁長官、関東経済産業局長)^(注1)は所要の物品の品目、規格、数量等を明らかにした上で、支出負担行為担当官(資源エネルギー庁長官官房総合政策課長、関東経済産業局総務企画部長)^(注2)に物品取得請求を行い、支出負担行為担当官は随意契約による場合は見積合わせを行うなどした上で、支出負担行為決議を行って契約を締結する。
- ② 支出負担行為担当官は、物品の購入等に係る契約が適正に履行されたかを確認するために、自ら又は補助者として任命した検査職員に命じて、納入された物品の品目、規格、数量、納品時期等について、契約書、仕様書等に基づき、必要な検査(以下「検収」という。)を行う。
- ③ 官署支出官(資源エネルギー庁長官、関東経済産業局長)^(注1)は、業者から代金の支払請求を受けたときは、上記の検収が適正に行われたことを確認した上で、請求書等に基づいて支出決定決議を行い、業者に代金を支払う手続を行う。

そして、上記の会計事務手続において、物品管理官、支出負担行為担当官及び官署支出官は、それぞれの事務の一部を、資源エネルギー庁長官官房総合政策課会計室又は関東経済産業局総務企画部会計課所属の職員を補助者に任命するなどして行わせている。

(注1) 関東経済産業局長 代行機関としての総務企画部会計課長を含む。

(注2) 関東経済産業局総務企画部長 代行機関としての総務企画部会計課長を含む。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、支払等の会計事務手続が会計法令等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、2部局が15年度から20年度までの間に9業者と締結した物品の購入等契約を対象として、2部局及び9業者において、支出決定決議書、請求書等、9業者が保管していた帳簿等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って庁費等を支払うなどしていたものが、次表のとおり、資源エネルギー庁で15年度から18年度までの間に79件、70,697,089円、関東経済産業局で18、19両年度に49件、20,800,611円、計128件、91,497,700円あった。

表 不適正な会計経理により支払うなどした庁費等

	部局等	年度	件数	金額(円)
(454)	資源エネルギー庁	平成 15	7	5,701,995
		16	16	13,423,630
		17	31	27,929,622
		18	25	23,641,842
	計		79	70,697,089
(455)	関東経済産業局	18	14	6,516,408
		19	35	14,284,203
	計		49	20,800,611
	合計		128	91,497,700

これを態様別に示すと、次のとおりである。

ア 預け金

業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成するなどして庁費等を支払うなどし、当該支払金を業者に預け金として保有させて、後日、これを利用して正規の手続によることなく物品を納入させるなどしていたもの

124 件 90,787,410 円

〔資源エネルギー庁 79 件 70,697,089 円〕
〔関東経済産業局 45 件 20,090,321 円〕

上記の事態について事例を示すと、次のとおりである。

<事例>

資源エネルギー庁は、平成 17 年度に A 業者からプリンターの消耗品であるトナーカートリッジ 300 個を 17 年 4 月 22 日から 18 年 3 月 24 日までの間に計 12 回の納品を受けたとしてこの代金 11,970,000 円を 18 年 4 月 24 日に支払っていた。

しかし、支出負担行為担当官の補助者として任命を受けた物品管理担当者(以下「物品担当者」という。)は、物品が納入されていないにもかかわらず、上記のとおり納入されたこととして A 業者に虚偽の納品書及び請求書を提出させていた。また、支出負担行為担当官から補助者として任命を受けた検査職員は、当該トナーカートリッジ 300 個の納入に係る現物確認等を行わないまま、検収を行ったこととしていた。そして、官署支出官の事務を補助する物品担当者は上記の納品書及び請求書を添付して支出決定決議書を起案して、この支出決定決議に基づき、物品が納入されていないにもかかわらず、上記のとおり 17 年度の出納整理期間中の 18 年 4 月 24 日に当該トナーカートリッジ 300 個分の代金として A 業者に庁費 11,970,000 円を支払っていたものである。

そして、A 業者の帳簿等によると、物品担当者は、庁費を支払った金額を業者に預け金として保有させて、後日、これを利用して正規の手続によることなくトナーカートリッジ 300 個を 18 年 5 月 10 日から 19 年 4 月 10 日までの間に 12 回に分けて納入させていた。

このような不適正な会計経理は、2部局の物品担当者の説明によると年度末の庁費等の執行残額を勘案して行ったものであるとしている。

なお、預け金は、資源エネルギー庁では業者の帳簿等によれば20年4月までに解消されており、関東経済産業局では物品担当者の記録していたメモによれば21年8月の会計実地検査時点で214,993円となっていた。

イ 納品数量の水増し

業者が納品数量を水増しして代金を請求することを物品担当者が了解して、これに基づいて庁費等を支払っていたもの

関東経済産業局 4件 710,290円

関東経済産業局が、19年度にB業者に対して行った庁費等の支払のうち4件1,132,000円は、コピー用紙を単価契約により購入し20年3月に納品されたものに対して支払ったものであった。この4件の支払に当たり、物品担当者は、B業者から20年1月ごろの古紙配合比率の偽装問題により、古紙配合率100%のコピー用紙の確保が困難であり価格も高騰している旨の相談を受けた際に、B業者に対して、支払額の増加もやむを得ないのでコピー用紙を確保するよう要請した。しかし、契約単価を増額するなどの正規の契約手続を行うことなく、B業者が3月分の納品数量を水増しした請求書を提出することを了解して、この請求書に基づき支払っていた。

上記のア及びイの事態は、虚偽の内容の納品書等を業者に提出させて所定の検収を行わないまま契約した物品が納入されていないのに、納入されたとする虚偽の関係書類を作成することなどにより庁費等を支払うなどしていたものであり、これらに係る庁費等の額計91,497,700円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2部局において、物品の購入に係る会計経理に当たり、職員に会計法令等を遵守することの認識が著しく欠如していたことなどによると認められる。

役 務 (456)-(458)

(456) 起業家教育促進事業の委託契約において、実際に要した経費に基づかない時間単価により人件費を算定していたため、委託費の支払額が過大となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)経済産業本省 (項)経済産業本省
部 局 等	経済産業本省
契 約 名	起業家教育促進事業の委託(平成16年度～18年度)
契 約 の 概 要	公立の小学校、中学校及び高等学校における体験・参加型の起業家教育プログラムによる授業等の実施
契約の相手方	株式会社エ・ム・ズ
契 約	平成16年11月、17年4月、18年5月(いずれも随意契約)
支 払	平成17年4月ほか
支 払 額	99,790,369円(平成16年度～18年度)
過大になっている支払額	43,097,567円(平成16年度～18年度)

1 契約の概要

(1) 委託契約の概要

経済産業本省は、平成16年度から18年度までの各年度に、公立の小学校、中学校及び高等学校において体験・参加型の起業家教育プログラムによる授業を実施するなどの起業家教育促進事業に係る3件の委託契約を、株式会社エ・ム・ズ(以下「会社」という。)と締結しており、委託費として計99,790,369円を支払っている。

(2) 支払額の算定等

経済産業本省は、委託契約の支払額については、委託業務に従事する講師等の人件費、事業費、一般管理費等の経費の区分ごとに定めた上限額の範囲内で委託業務の実施に要した経費の額を確定し、支払うこととしている。このうち人件費については、委託業務に従事した者の1時間当たりの人件費単価(以下「時間単価」という。)に、実際に委託業務に従事した時間数を乗じて算出することとしている。

そして、経済産業本省は、委託契約に基づき、会社から実績報告書を提出させ、委託業務の実施に要した経費を証ひょう、帳簿等により確認したとして、委託費の支払額を確定している。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、経済産業本省及び会社において、合規性等の観点から、委託業務の経理及び委託業務に要したとする経費は適正かなどに着眼して、前記3契約を対象として、実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、会社は、上記3契約の実績報告書の提出に当たり、契約締結時の実施計画書において概算の支出額を算出する際に設定したメイン講師17,000円、アシスタント講師6,000円等が委託業務に従事した講師の時間単価であるとして、これらに委託業務に従事した時間数を乗ずるなどして委託業務に係る人件費を算定していた。

しかし、会社は、委託業務の実施に当たって、自社が開設した短期間の講師養成講座を受講した者を非常勤講師として雇用し、メイン講師業務については時間単価3,500円(16年度は3,000円)、アシスタント講師業務については時間単価2,000円により算定した額を支払うなどして、実績報告書に記載していた時間単価は会社において実際に要した経費に基づくものとなっていなかった。

したがって、委託業務の実施に実際に要した時間単価等により委託費の支払額を算定すると計56,692,802円となり、前記の委託費の支払額との差額計43,097,567円が過大となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において、実際に委託業務の実施に要した経費に基づいて委託費を算定するという基本的な認識が不足していたこと、経済産業本省において、実績報告書の内容の審査・確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(457) 調査委託契約等において、委託先が実際に負担した額に基づかない時間単価により人件費を算定していたため、委託費の支払額が過大となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)経済産業本省 (項)経済産業本省
部 局 等	経済産業本省
契 約 名	3R システム化可能性調査事業等 6 件の委託(平成 18、19 両年度)
契 約 の 概 要	3R(リデュース、リユース、リサイクル)に関する調査研究等
契 約 の 相 手 方	財団法人クリーン・ジャパン・センター
契 約	平成 18 年 4 月ほか 契約 6 件(随意契約 4 件、一般競争契約 2 件)
支 払	平成 19 年 4 月ほか
支 払 額	78,652,938 円(平成 18、19 両年度)
過大になっている 支払額	16,164,266 円(平成 18、19 両年度)

1 契約の概要

(1) 委託契約の概要

経済産業本省は、平成 18、19 両年度に、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再資源化(リサイクル)に関する調査研究等 6 件の委託契約を、財団法人クリーン・ジャパン・センター(以下「財団」という。)と締結しており、委託費として計 78,652,938 円を支払っている。

(2) 支払額の算定等

経済産業本省は、委託契約の支払額については、委託業務に従事する者の人件費、事業費、一般管理費等の経費の区分ごとに定めた上限額の範囲内で委託業務の実施に要した経費の額を確定し、支払うこととしている。このうち人件費については、受託者が受託業務に従事した者の 1 時間当たりの人件費単価(以下「時間単価」という。)を受託単価規程等に定めている場合は、この時間単価に、実際に委託業務に従事した時間数を乗じて算出することとしている。ただし、他の団体からの出向者が委託業務に従事している場合の時間単価は、受託者がこれらの出向者について実際に負担した年間総支給額を年間所定労働時間で除するなどして算定することとしている。

そして、経済産業本省は、本件委託契約に基づき、財団から実績報告書を提出させ、委託業務の実施に要した経費を証ひょう、帳簿等により確認したとして、委託費の支払額を確定している。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、経済産業本省及び財団において、合規性等の観点から、委託業務の経理及び委託業務に要したとする経費は適正かなどに着眼して、前記の 6 契約を対象として、実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、財団は、上記 6 契約の委託事業において、財団が規程で定めていた時間単価 4,000 円及び 5,000 円に、委託事業に従事した時間を乗じて、人件費を算定していた。

しかし、委託事業に従事していた者のうちには、他の団体からの出向者が含まれており、当該出向者の給与等については、財団と出向元との間で取り交わした出向者に関する覚書等に基づき、出向元が直接出向者に支給し、財団はその一部のみを分担金として出向元に支払うなどしていた。このため、財団が実際に負担し出向元に支払った分担金等の額に基づいて、出向者の時間単価を算出すると、1,147円から1,165円と財団が規程で定めていた上記の時間単価を大幅に下回っていた。

したがって、財団が実際に負担した額に基づく時間単価により委託費の支払額を算定すると次表のとおり計62,488,672円となり、前記委託費の支払額との差額計16,164,266円が過大となっていて、不当と認められる。

表 3 R システム化可能性調査事業等6契約における過大な支払額
(単位：円)

年度	契約件数	支払額	適正な支払額	過大な支払額
平成18	4件	52,063,326	42,175,402	9,887,924
19	2件	26,589,612	20,313,270	6,276,342
計	6件	78,652,938	62,488,672	16,164,266

このような事態が生じていたのは、財団において、委託業務における人件費の算定方法に対する理解が不足していたこと、経済産業本省において、実績報告書の内容の審査・確認が十分でなかったことによると認められる。

(458) 指定統計調査等に係る事務の委託費の執行に当たり、委託先において、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って物品の購入等に係る需用費を支払っていて、委託費の支払額が過大となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)経済産業本省 (項)商工鉱業統計調査費 (項)中小商工業等統計調査費
部 局 等	経済産業本省
委託費の概要	指定統計調査等に係る事務を実施するために直接必要な需用費等の経費
委託の相手方	5県知事
過大となっている支払額	6,510,847円(平成15年度～19年度、5省分)
上記のうち経済産業省に係る額	1,192,070円(平成15年度～19年度)

(委託費の概要及び検査の結果については76ページの総務省の項に掲記)

補 助 金

(459) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
 (466)

会計名及び科目	一般会計 (組織)経済産業本省 (項)地域経済活性化対策費 (項)産業技術振興費 (組織)中小企業庁 (項)中小企業対策費 電源開発促進対策特別会計(電源立地勘定)(平成19年度以降は、エネルギー対策特別会計(電源開発促進勘定)) (項)電源立地対策費
部 局 等	経済産業本省、2 経済産業局
補助等の根拠	予算補助
補助事業者等	県1、独立行政法人1、会社等6、計8補助事業者(独立行政法人1、会社等6、計7事業主体)
間接補助事業者等(事業主体)	市1
補助事業等	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業、特定分野重点技術移転事業等
事業費の合計	9,735,126,401 円
補助対象事業費等の合計	8,243,112,198 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	7,128,032,863 円
不当と認める補助対象事業費等の合計	85,395,825 円
不当と認める国庫補助金等相当額の合計	44,065,117 円

1 補助金等の概要

経済産業省所管の補助事業は、企業、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、29道府県、24道県管内の104市町村等、1独立行政法人及び372会社等において、実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

その結果、1県管内の1市、1独立行政法人及び6会社等計8事業主体が実施した戦略的中心市街地商業等活性化支援事業、特定分野重点技術移転事業等に係る国庫補助金44,065,117円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- (1) 補助金を過大に受給しているもの
4件 不当と認める国庫補助金 23,337,943円
- (2) 補助対象事業費を過大に精算しているもの
1件 不当と認める国庫補助金 10,574,878円
- (3) 工事の設計が適切でないもの
1件 不当と認める国庫補助金 3,720,000円
- (4) 補助の目的を達していないもの
1件 不当と認める国庫補助金 3,672,619円
- (5) 補助の対象とならないもの
1件 不当と認める国庫補助金 2,759,677円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

- (1) 補助金を過大に受給しているもの 4件 不当と認める国庫補助金 23,337,943円

補助事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していないもの

(4件 不当と認める国庫補助金 23,337,943円)

部局等又は県名	事業主体(所在地)	補助事業等	年 度	事業費 (補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(459) 近畿経済産業局	株式会社さかい新事業創造センター(堺市)	広域的な新事業支援ネットワーク拠点重点強化	17~19	31,712 (31,712)	31,637	1,460	1,460
(460) 同	株式会社ぶらくり(和歌山県和歌山市)	大型空き店舗活用支援	16~18	124,367 (119,400)	56,595	5,588	2,646
(461) 同	川西都市開発株式会社(兵庫県川西市)	戦略的市中心市街地商業等活性化支援	17, 18	1,191,065 (897,165)	324,550	42,722	15,454
(462) 同	新長田1番街商店街振興組合(神戸市)	戦略的市中心市街地中小商業等活性化支援	18	119,994 (118,944)	79,296	5,664	3,776
(459)-(462)の計				1,467,138 (1,167,221)	492,078	55,435	23,337

これらの補助事業は、中心市街地における地域の振興及び秩序ある整備を図ることなどを目的として、事業主体が2か年度にわたり駐車場の整備を実施するものなどであり、いずれも補助対象事業費には補助事業で取得した施設等に係る消費税額が含まれている。

消費税は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務を生ずるが、生産、流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」という。)する仕組みが採られている。

そして、補助事業の事業主体が補助対象の施設等を取得することなども課税仕入れに該当して、上記の仕組みにより確定申告の際に補助事業で取得した施設等に係る消費税額を仕入税額控除した場合には、事業主体は当該施設等に係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

このため、補助事業の事業主体は、補助金の交付要綱により、補助事業完了後に消費税の確定申告

により仕入税額控除した消費税額に係る補助金の額が確定したときには、その金額を速やかに所轄の経済産業局長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならないこととされている。

しかし、4事業主体は平成16年度から19年度までの各年度の消費税の確定申告を行い、本件補助事業に係る消費税額計55,435,578円を仕入税額控除し、消費税の還付を受けるなどしていたのに、これに係る補助金相当額計23,337,943円を報告、返還しておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、4事業主体において補助事業における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、近畿経済産業局において補助事業における消費税の取扱いについての指導、実績報告書等に係る審査及び確認が十分でなかったこと、特に本件各事業は複数年度にわたって同じ事業主体に補助金を交付して前年度の仕入税額控除の有無を確認することができたのに、この確認を行っていなかったことによると認められる。

(2) 補助対象事業費を過大に精算しているもの

1件 不当と認める国庫補助金 10,574,878円

補助事業の実施に当たり、同時期に受託した業務に係る人件費として支払を受けていた額の一部を含めて人件費を算定していたため、補助対象事業費を過大に精算しているもの

(1件 不当と認める国庫補助金 10,574,878円)

部局等又は県名	事業主体(所在地)	補助事業等	年 度	事業費(補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(463) 経済産業本省	株式会社東北テクノアーチ(仙台市)	特定分野重点技術移転	16～18	1,289,793 (98,063)	64,610	15,856	10,574

この補助事業は、大学等の技術に関する研究成果の民間事業者への移転を促進するため、その技術移転のための活動に対する支援や技術移転活動等を行う人材の育成等を行うものである。事業主体は、本件補助事業の実施に当たり、平成16年度から18年度までの間に、技術移転活動等を行う人材の育成に係る人件費等に要したとする補助対象事業費98,063,048円に対して、国庫補助金64,610,293円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、同時期に他団体から、本件補助事業で実施している業務について、別の目的で業務の委託を受け、この業務に従事した時間に係る人件費を委託費として支払を受けているのに、その人件費の一部15,856,832円を本件補助事業における人材育成業務の人件費を含めて補助対象事業費を算定していた。

したがって、本件補助対象事業費15,856,832円が過大に精算されており、これに係る国庫補助金相当額10,574,878円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業に係る人件費の算定方法についての理解が十分でなかったこと、経済産業本省の指導、審査及び確認が十分でなかったことなどによるものと認められる。

(3) 工事の設計が適切でないもの

1件 不当と認める国庫補助金 3,720,000 円

落石防護柵の設計が適切でないもの (1件 不当と認める国庫補助金 3,720,000 円)

部局等又は県名	事業主体(所在地)	補助事業等	年 度	事業費 (補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(464) 富山県	南砺市	電源立地地域対策交付金	17	3,937 (3,937)	3,720	3,937	3,720

この交付金事業は、事業主体が、^{こぐるす}小来栖地内において、市道小来栖梨谷線への落石を防ぐため、落石防護柵設置工事を実施したものである。

この落石防護柵は、既設のブロック積擁壁(以下「既設擁壁」という。)の上部に、コンクリート基礎(延長19m)を築造し、これに高さ2.0mの支柱(高さ200mm、幅100mm、ウェブ肉厚5.5mm、フランジ肉厚8mmのH形鋼)を2.0m間隔で設置した上でこの間に金網等を延長18mにわたり布設する構造となっている(参考図参照)。本件落石防護柵の支柱の設計に当たり、当初、事業主体は、「道路防雪便覧」(社団法人日本道路協会編)等により、高さ200mm、幅200mm、ウェブ肉厚8mm、フランジ肉厚12mmのH形鋼を1.5m間隔に設置することとして構造計算を行い、落石による荷重又は積雪による荷重のいずれに対しても、本件落石防護柵は安全であるとしていた。

しかし、事業主体は、この設計による支柱を用いた落石防護柵は特注品であるなどのため、標準品を使用することとして、より断面の小さな前記の幅100mmのH形鋼の支柱を用いた落石防護柵により本件工事を実施したが、このように落石防護柵を標準品とすることとした場合の構造計算を行ってなかった。そこで、改めて支柱について構造計算等を行ったところ、H形鋼に係る曲げ^(注)応力度は3,062kgf/cm²となり、許容曲げ^(注)応力度1,400kgf/cm²を大幅に上回ることになり、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

また、前記のとおり、本件落石防護柵は既設擁壁の上部に設置することから、既設擁壁に落石防護柵のコンクリート基礎の自重、積雪等の新たな荷重による土圧が作用することになるのに、事業主体は、既設擁壁について安定計算の検討を行っていなかった。そこで、既設擁壁について安定計算等を行ったところ、滑動に対する安定について、土圧が増加することにより安全率が0.99となり、許容値である1.5を大幅に下回っていて、安定計算上安全とされる範囲に収まっておらず、本件落石防護柵は、所要の安全度が確保されなくなった既設擁壁の上部に設置されていた。

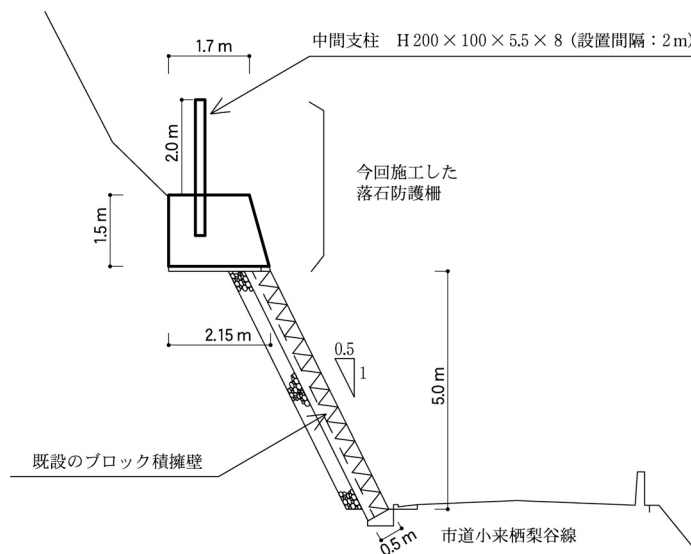
したがって、本件落石防護柵(工事費3,937,500円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金3,720,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において、落石防護柵の設計についての理解が十分でなく、設計図書を作成する際における確認が十分でなかったこと、富山県において、事業主体に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

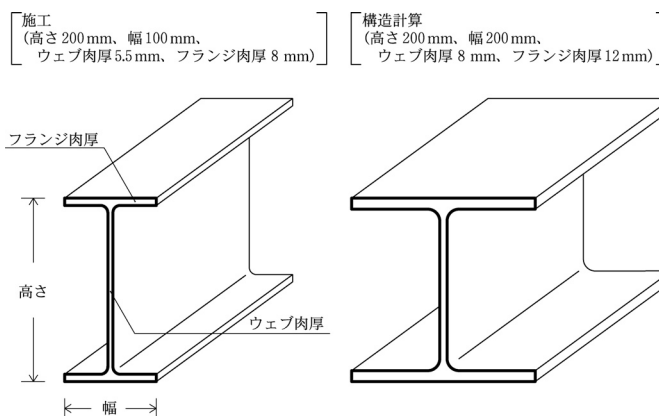
(注) 曲げ応力度・許容曲げ応力度 「曲げ応力度」とは、材が曲げられたとき、曲がった内側に生ずる圧縮力又は外側に生ずる引張力の単位面積当たりの大きさをいい、その数値が設計上許される上限を「許容曲げ応力度」という。

(参考図)

落石防護柵概念図



H形鋼断面図



(4) 補助の目的を達していないもの 1件 不当と認める国庫補助金 3,672,619円

IT活用型経営革新モデル事業により開発・導入等を行うとしていたシステムの開発が完了しておらず、稼働できない状況となっていて、補助の目的を達していないもの

(1件 不当と認める国庫補助金 3,672,619円)

部局等又は県名	事業主体(所在地)	補助事業等	年度	事業費 (補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(465) 近畿経済産業局	暁エンジニアリング株式会社 (兵庫県伊丹市)	IT活用型経営革新モデル	16	7,712 (7,345)	3,672	7,345	3,672

この補助事業は、中小企業者等が地域でのビジネスモデルとなり得るITを活用した経営革新を行うために有効なシステムの開発・導入事業等の一つとして、平成16年度に、顧客の工場等に設置されている天井クレーンを保守点検する際に、携帯情報端末を利用して現場でその点検結果等の情報を入力したり、インターネットを活用してその情報を顧客に提供したりすることなどができるシステム(以

下「システム」という。)を開発・導入し、システム導入後の経営革新効果等について評価・検証する事業を実施するものである。事業主体は、この事業に要したとする事業費7,712,500円(補助対象事業費7,345,238円)に対して、国庫補助金3,672,619円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、実際にはシステム開発が完了していかかわらず、17年3月に事業を完了したとする実績報告書を提出していた。そして、4年以上経過した会計実地検査時点(21年6月)においても、システムの開発が完了しておらず、稼働できない状況であった。

したがって、本件補助事業は補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金3,672,619円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において、補助事業の適正な執行に対する認識が十分でなかったため、事実と相違した内容の実績報告書を提出していたこと及び近畿経済産業局の指導、審査、確認が十分でなかったことによると認められる。

(5) 補助の対象とならないもの 1件 不当と認める国庫補助金 2,759,677円

補助事業で制作した冊子の納入が補助事業期間内になされていないのに、納入されたこととして当該冊子に係る支払額を補助の対象としていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,759,677円)

部局等又は県名	事業主体(所在地)	補助事業等	年 度	事業費 (補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(466) 経済産業本省	独立行政法人日本貿易振興機構(東京都港区)	中小企業海外展開等支援	16~18	6,966,544 (6,966,544)	6,563,951	2,820	2,759

この補助事業は、中小企業の貿易を中心とした対外経済活動の円滑化を図ることを目的として、事業主体が、中小企業者に向けて貿易に関する情報等を提供するなどのため各種冊子の制作等を実施するものである。

事業主体は、平成16年度から18年度までの各年度とも、各種冊子の制作を他の団体に委託しており、これらの冊子はすべて補助事業期間内(当該年の4月1日から翌年の3月31日まで)に事業主体に納入されたとしていた。

しかし、実際には、これらの冊子のうち一部は、最大で4か月遅れて納入されているなど、補助事業期間内に納入されていないことから、補助の対象とならないのに、事業主体は、補助対象期間内に納入されていない冊子に係る支払額、16年度1,171,434円、17年度332,000円、18年度1,317,243円、計2,820,677円を補助対象事業費に含めていた。

したがって、上記の補助対象事業費が過大となっており、これに係る国庫補助金相当額16年度1,171,434円、17年度271,000円、18年度1,317,243円、計2,759,677円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な執行に対する認識が十分でなかったこと、経済産業本省において国庫補助事業等の指導、審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) タクシー事業者等に対するデジタル式GPS—AVMシステム普及に係るエネルギー使用合理化事業者支援事業の実施に当たり、事業効果を適切に把握し同事業の適切な執行体制を整備などするよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費 〔平成18年度以前は、 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計(石油 及びエネルギー需給構造高度化勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費〕
部 局 等	資源エネルギー庁
補助の根拠	予算補助
補助事業者	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
間接補助事業者 (事業主体)	54 事業主体
補助事業	エネルギー使用合理化事業者支援事業
補助事業の概要	タクシーの効率的な配車によって、空車走行距離を削減して省エネルギー化を図る目的で、デジタル式GPS—AVMシステムを普及させるため、導入費用の一部を補助するもの
事業の適切な執行体制等が整備されていなかったため、事業効果を適切に算定できていない事業者数	54 事業主体
上記に係る補助対象事業費の合計	25 億 9638 万余円(平成18年度～20年度)
上記に対する国庫補助金交付額の合計	8 億 6490 万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

エネルギー使用合理化事業者支援補助金の交付について

(平成21年10月23日付け 経済産業大臣あて)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 補助事業の概要

貴省は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)が行うエネルギー使用合理化事業者支援事業(以下「支援事業」という。)に必要な資金を助成するため、エネルギー使用合理化事業者支援補助金を交付している。そして、機構は、エネルギー使用合理化事業者支援補助金交付規程(平成15年度規程第55号)に基づき、省エネルギー(以

下「省エネ」という。)効果が高く、費用対効果が優れていると認められる設備を導入しようとする者に対して同補助金を交付している。

上記交付規程によると、同補助金は、省エネ効果が高い設備への投資に対する一定の効果を定量的に実証し、事業内容を広く普及することにより、他の事業者の省エネに向けた取組を促すことを目的としている。

支援事業には、平成17年のエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)の改正を受け、旅客輸送事業者におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、国土交通省の認定を要件とする様々な支援プロジェクトが毎年度追加されている。そして、支援事業のうち、18年度に開始した、デジタル式GPS—AVMシステム^(注1)(以下「D—GPSシステム」という。)の普及を図る事業(以下「本件補助事業」という。)は、国土交通省の認定要領及び機構の公募要領等によると、事業主体であるタクシー事業者等^(注2)がD—GPSシステム導入計画(以下「導入計画」という。)を策定し、これに対して国土交通省が認定した事業を補助の対象としている。本件補助事業は、タクシー事業者等が、無線による配車、運行管理システムを、アナログ式の音声無線やGPS—AVMシステム等からD—GPSシステムに代替することにより、配車効率を向上させ、空車タクシーの走行距離を削減させて省エネ化を図るために、D—GPSシステムの基地局設備を導入する費用の3分の1を補助するもので、補助金の交付実績は、18年度21者3億2961万余円、19年度20者3億1055万余円、20年度13者2億2473万余円、計54者8億6490万余円となっている。

なお、上記の補助金は、文部科学省、経済産業省及び環境省所管のエネルギー対策特別会計から交付されているが、11年度から17年度までの間は、これと同様の補助金が、都市交通の安全、円滑化に資することを目的として、国土交通省所管の自動車損害賠償保険事業特別会計(14年度以前は自動車損害賠償責任再保険特別会計)から自動車事故対策費補助金として交付されていた。

本件補助事業は、省エネ効果を定量的に実証するなどのため、タクシー事業者等に対して、導入計画認定申請時及び補助金交付申請時に、設備導入によるエネルギー削減率(以下「省エネ率」という。)の目標値等を申請させ、また、補助事業終了後に、補助事業実施前後の1年間に算定した省エネ率の実績値などを国土交通省に報告させることとしている。

(注1) デジタル式GPS—AVMシステム デジタル通信方式のGlobal Positioning System—Automatic Vehicle Monitoring Systemの略称。衛星により走行中のタクシーの位置を把握して配車、運行管理を行うシステム

(注2) タクシー事業者等 一般乗用旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者からなる事業協同組合、無線共同配車センター

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、機構が行う支援事業は、国土交通省の認定を要件とする事業を毎年度追加しており、本件補助事業もそのひとつである。

そこで、本院は、法規性、有効性等の観点から、本件補助事業が適切に実施され、事業効果が発現しているかなどに着眼して、貴省資源エネルギー庁、国土交通本省、機構本部及び9事業主体において、公募要領、導入計画認定申請書、補助金交付申請書、実績報告書等の

書類により会計実地検査を行うとともに、残りの45事業主体についても、機構を通じて報告を求めるなどして検査を実施した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 省エネ率の算定式について

国土交通省及び機構は、次の算定式により、18年度の省エネ率を事業主体に算定させていた。

<18年度事業の算定式>

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{省エネ率} \\ \hline \text{(\%)} \\ \hline \end{array} = \left(\frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{補助事業実施前} \\ \hline \text{1年間の原油換算} \\ \hline \text{燃料消費量(kl)} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{補助事業実施前} \\ \hline \text{1年間の総走行距} \\ \hline \text{離(km)} \\ \hline \end{array}} - \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{補助事業実施後} \\ \hline \text{1年間の原油換算} \\ \hline \text{燃料消費量(kl)} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{補助事業実施後} \\ \hline \text{1年間の総走行距} \\ \hline \text{離(km)} \\ \hline \end{array}} \right) \div \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{補助事業実施前} \\ \hline \text{1年間の原油換算} \\ \hline \text{燃料消費量(kl)} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{補助事業実施前} \\ \hline \text{1年間の総走行距} \\ \hline \text{離(km)} \\ \hline \end{array}}$$

この算定式は、本件補助事業で導入したD-GPSシステムを利用する車両の燃料消費量の合計を乗客を乗せて実車で走行した距離と空車で走行した距離との合計である総走行距離^(注3)で除して算定したエネルギー消費原単位に基づいている。

しかし、この算定式では、走行距離1km当たりの燃料消費量を事業実施前後で増減した値の比率で算定することになるが、算定に使用する総走行距離は実車走行距離と空車走行距離が区分されていないため、空車走行距離の削減割合等を算定することができないものとなっていた。

以上のことから、本件補助事業は、前記のように、空車タクシーの走行距離を削減するための投資に対する一定の効果について、定量的に実証することなどを目的としているのに、D-GPSシステムの導入による空車走行距離の削減分に係る省エネ率を算定することができない状況となっていた。

なお、機構では19年度から、国土交通省では20年度から、それぞれ前記算定式のうち総走行距離を実車走行距離に変更しているが、依然として、D-GPSシステムの導入効果である空車走行距離の削減分に係る省エネ率は、算定することができない状況となっていた。

(注3) エネルギー消費原単位 エネルギー使用量をエネルギー消費と関連のある量で除した値でエネルギー消費効率を比較するための単位。本件補助事業では、タクシー事業者等の燃料消費量を走行距離で除したもので、1km当たりの燃料消費量のこと

(2) 国土交通省と機構の間の補助事業の執行体制について

本件補助事業は、国土交通省からその導入計画の認定を受けていることが採択の要件であることから、タクシー事業者等が機構へ提出した補助金交付申請時の事業計画に掲げる省エネ率の目標値等は、国土交通省から認定を受けた導入計画における目標値等と同一のものであると考えられるが、以下のような不適切な事態が見受けられた。

すなわち、タクシー事業者等は、補助金の交付申請に当たり、事前に国土交通省から事業の認定を受けた導入計画を基に事業計画を作成し、機構に提出していた。しかし、省エネ率の目標値について、国土交通省では事業実施後に多少でも省エネとなっていること、

機構では省エネ効果が高いと見込まれることとしているなど、国土交通省と機構との間で省エネ率の目標値の捉え方に相違があったため、国土交通省が認定した導入計画における省エネ率の目標値は、機構が想定していた省エネ率の目標値と比較して低くなっていた。そこで、このような状況では補助事業として採択されない場合があることから、タクシー事業者等は、国土交通省から修正の指導を受け、既に認定を受けていた導入計画を変更することなく、国土交通省が示した計算例を用いて算出した省エネ率を目標値とした事業計画を再度提出して、機構から補助事業の採択を受けるなどしていた。

この結果、18年度から20年度までの間に、本件補助事業によりD—GPSシステムを導入した54事業主体のうち、45事業主体については、機構に提出した補助金交付申請時の事業計画に掲げる省エネ率の目標値が、国土交通省から認定を受けた導入計画における目標値と相違する状況となっているなどして、補助事業を適切に執行する体制が十分に確立されていない状況となっていた。

(3) 省エネ率の実績値の確認、評価について

本件補助事業は、設備を省エネ対応のものに置き換えることにより一定の省エネ効果が発現する他の事業とは異なり、無線による配車の動向、タクシー車両の運転状況などの運用方法によって、省エネ効果が増減するため、設備設置後の補助事業実績報告書を提出した時点では、申請された省エネ効果が得られているかどうかを検証することはできない。

このため、本件補助事業の事業効果の確認は、タクシー事業者等に、当該設備導入後の実績値を測定させた上で、速やかに機構に報告させる必要があるのに、機構の公募要領には、本件補助事業の省エネ率の実績値を提出させる時期、書式等について、定められておらず、また、省エネ効果が発現していないタクシー事業者等に対する指導、助言の方法など、報告された実績値に対する評価の取扱いについても、定められていない状況となっていた。

(是正改善を必要とする事態)

上記のように、本件補助事業において、導入した設備の省エネ率が算定できず、事業効果が確認できない事態、国土交通省と機構の間で省エネ率の目標値の捉え方が相違しているなど、補助事業の執行体制が確立していない事態、タクシー事業者等から早期に省エネ率の実績を報告させ、確認、評価を行う体制が整備されていない事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 貴省、国土交通省及び機構において

- (ア) 本件補助事業の目的に沿った省エネ率の算定方法が確立されていないこと
 - (イ) 導入計画の認定及び補助事業の採択をする際の重要な要件等の具体的な取扱いについて事前に調整がなされていないなど、本件補助事業の執行体制が十分に構築されていないこと
- イ 機構において、申請どおりの事業効果が得られているかを速やかに確認し、事業効果を評価する体制の整備が十分でないこと

3 本院が求める是正改善の処置

17年の地球温暖化防止に関する京都議定書の発効等を踏まえ、今後も、一定規模以上の輸送能力を有する旅客輸送事業者に対しては、エネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図ることが求められており、貴省は、今後も機構に対して引き続きエネルギー使用合理化事業者支援補助金を交付していくことが見込まれる。

については、貴省において、国土交通省及び機構と連携して、本件補助事業が、エネルギー使用合理化事業者支援補助金の趣旨に沿って適切に執行されるよう次のとおり是正改善の処置を求め、また、適切な算定方法によって算定した省エネ率が著しく低く、補助金の効果的な執行が困難と判断された場合には、本件補助事業の継続の是非について検討するよう是正改善の処置を求める。

- ア D-GPS システムの導入による事業効果を定量的に確認するための適切な省エネ率の算定方法等を検討すること
- イ 同システムの導入計画の認定及び補助事業の採択等をする際の具体的な要件について、事前に国土交通省及び機構との間で取扱いを統一し、認定要領、公募要領等に明記するなど、執行体制の見直しを検討すること
- ウ 機構に、事業効果についてのタクシー事業者等からの報告時期、報告の書式等を公募要領に明記させ、事業者からの報告に基づいて事業効果の確認、評価を行った上で、必要に応じて事業者に対して指導、助言を行わせるなどの体制を整備させること

- (2) 利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)経済産業本省 (項)情報技術利活用促進費 (平成19年度以前は、(項)経済産業本省)
部 局 等	経済産業本省
電子申請等関係システムの概要	国民が国の行政機関とこれまで書面を用いてやり取りしてきた申請・届出等について、インターネット等を経由した電子的な申請等によっても行うことができるようにするためのシステム
効果が十分発現していない電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費	14億4701万円(背景金額)(平成17年度～20年度)

【意見を表示したものの概要】

電子申請等関係システムの利用状況について

(平成21年9月18日付け 経済産業大臣あて)

経済産業省が運用している経済産業省汎用電子申請システム及び貿易管理オープンネットワークシステム(JETRAS)は、システムの整備・運用等に係る経費が多額(平成17年度から20年度までの整備・運用等に係る経費計14億4701万余円)に上っているにもかかわらず、電

子申請率が10%以下と低迷しており、システムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない事態となっている。

(本院が表示した意見の内容は他の分と合わせて50ページの内閣の項に総括的に掲記している。)

- (3) 預託した保証金の利息収入により行うという事業の実施方法を見直すとともに保証金を含めた資産の保有規模を適正なものとするよう独立行政法人日本貿易振興機構に検討させ、これにより不要となる資産は国庫に返納させることができることとするよう意見を表示したもの

部 局 等	経済産業本省
検査の対象	経済産業本省 独立行政法人日本貿易振興機構
設置根拠法	独立行政法人日本貿易振興機構法(平成14年法律第172号)
独立行政法人日本貿易振興機構が保有する保証金の平成20年度末残高	204億5580万円
独立行政法人日本貿易振興機構の平成20年度末における資産の額	904億0345万円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

独立行政法人日本貿易振興機構が保有する保証金について

(平成21年10月23日付け 経済産業大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 機構が保有する保証金の概要等

(1) 機構が保有する保証金の概要

独立行政法人日本貿易振興機構(以下「機構」という。)は、平成20年度末の貸借対照表の資産の部に、流動資産として短期敷金・保証金100億円及び固定資産として敷金・保証金108億0568万余円、計208億0568万余円を計上している。これらの資産のうち、敷金等3億4988万余円を除いた、コンテンツ産業国際展開支援預託金(以下「コンテンツ預託金」という。)100億円、国内事務所借上保証金(以下「事務所保証金」という。)88億2499万余円及び対日投資・貿易相談ワンストップサービスセンター設置保証金(以下「センター設置保証金」という。)16億3080万余円(以下、これらを合わせて「保証金」という。)計204億5580万余円は、いずれも当該資金を運用させ、その利息収入により事業を行うため、当該事業を行う民間業者に預託しているものである。このうち金額の多いコンテンツ預託金及び事務所保証金の概要は以下のとおりとなっている。

ア コンテンツ預託金は、16年10月に、機構がコンテンツ産業の国際展開支援に係る業務委託契約(以下「コンテンツ委託契約」という。)をA社と締結し、16年度から21年度までA社に預託した100億円を原資としてA社に償還期間5年の地方債を購入させるなどして、その運用による各年度の利息収入を機構がA社に支払うこととなる業務委託費の支払に充てることとしているものである。これにより、機構は、20年度の利息収入6016万余円のうち6015万余円を同年度の業務委託費に充てている。

イ 事務所保証金は、16年2月に、機構が大阪本部及び名古屋貿易情報センターに係る貸室定期賃貸借契約(以下「貸室賃貸借契約」という。)をB社及びC社と締結し、15年度から26年度まで両社に預託した67億2006万余円及び21億0492万余円を原資として両社にそれぞれ償還期間10年の政府保証債を購入させるなどして、その運用による各年度の利息収入を機構が両社に支払うこととなる賃料・共益費の支払に充てることとしているものである。これにより、機構は、20年度の利息収入9417万余円及び3144万円を同年度の賃料・共益費1億1222万余円及び3509万余円の支払の一部に充てている。

(2) 保証金を保有するに至った経緯等

機構が15年10月に特殊法人日本貿易振興会(以下「振興会」という。)から独立行政法人日本貿易振興機構に移行した際に、振興会の一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き機構が承継したが、独立行政法人日本貿易振興機構法(平成14年法律第172号。以下「法」という。)附則第2条の規定により、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとされており、法第5条の規定により、同額を機構の資本金の額とすることとされている。そして、振興会が貸し付けたり預託したりしていた資金(以下「貸付金等」という。)に係る債権についても、振興会が独立行政法人に移行する際に機構に資産として承継されていて、その金額は上記の政府出資金の額を算定する際に資産の額の一部として取り扱われており、この貸付金等に係る債権は対応する負債がないことからその全額が政府出資金の一部を構成している。

上記貸付金等に係る債権のうち、独立行政法人に移行した15年10月以降に機構に償還等された貸付金等の金額については、法附則第4条の規定により、経済産業大臣が機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構の国庫納付額を定めたときは、当該金額を国庫に納付しなければならないとされている。そして、同条の規定によると、機構は当該規定により国庫納付を行った場合は、この納付額により資本金を減少するものとされている。

経済産業大臣が、機構に償還等された15年度の貸付金等について、16年度に上記の規定に基づき国庫納付額を定めた際に、100億円がコンテンツ産業国際展開支援に係る預託に必要な資金であるとして機構が保有することとされ、機構は前記のとおり同額をA社に預託している。また、機構は、保有資産のうち67億2006万余円及び21億0492万余円を事務所保証金としてそれぞれB社及びC社に預託している。

(3) 独立行政法人の業務の効率性及び透明性

独立行政法人は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)において、適正かつ効率

的にその業務を運営するとともに、その業務内容を公表することを通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにすることなど効率性、透明性が求められている。このため、独立行政法人は、中期計画、財務諸表等の事項について公表が義務付けられているとともに、外部の有識者による客観的な評価を受けそれに応じた見直しが求められるなど、事後の点検を厳格に行うことになっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年の我が国の厳しい財政状況下において、独立行政法人に対しても、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月閣議決定。以下「整理合理化計画」という。)が策定されたことなどにより、保有資産の規模の見直しや不要な資産の国庫返納も含めた検討が求められている。また、貴省が認可している機構の第二期中期計画において計画期間(19~22年度)中の運営費交付金及び国庫補助金の収入額が合計で1033億9800万円と計画されており、今後も国の負担が見込まれる状況である。

そこで、本院は、合規性、経済性、有効性等の観点から、機構が資産として保有している保証金が機構の行っている事業の規模に見合った妥当なものとなっているか、保証金を民間業者に預託して運用させその利息収入を機構の事業費に充てるという事業の実施方法は適切かなどについて、貴省、機構本部、大阪本部及び4貿易情報センター^(注)において、当該事業に係る契約書等の書類により会計実地検査を行った。

(注) 4貿易情報センター 名古屋、愛媛、北九州、大分各貿易情報センター

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 保証金に係る事業の規模等

コンテンツ委託契約による事業は、機構が国際映画祭の併設マーケット期間中における出展日本企業に対する国際商談支援のための海外バイヤーの招請、ガイドブックの作成等をA社に実施させているものであり、その事業規模は、16年度から21年度まで各年度とも6000万円程度の事業費を支出上限としていて、コンテンツ預託金の運用による利息収入見合いの規模となっている。また、貸室賃貸借契約による賃料・共益費の支払額は各年度とも1億5000万円程度である。

上記のことから、機構が、各年度とも両事業について現在と同様の規模で実施するとすれば合計で2億1000万円程度の事業費となり、これを賄うために、資産総額(904億0345万余円)の2割強を占める188億2499万余円という多額の資産を保有して預託し続けているのは、資産保有の必要性について合理的な理由を求めるなどとしている整理合理化計画等の趣旨に沿わないものと認められる。

また、機構は、コンテンツ預託金及び事務所保証金のほか、愛媛、北九州、大分各貿易情報センターに係るセンター設置保証金16億3080万余円についても、民間業者に長期間預託し、預託先が運用した各年度の利息収入を機構が預託先等へ支払う経費に充てる方法により事業を行っており、上記と同様に整理合理化計画等の趣旨に沿わないものと認められる。

イ コンテンツ委託契約及び貸室賃貸借契約による事業の競争性及びに事務所保証金の必要性

コンテンツ委託契約及び貸室賃貸借契約による事業の実施方法は、いったん契約すると長期間にわたり同一業者との契約が継続されることになり、競争性及び透明性が十分に確保されないものとなる。また、これらの契約方法は、利息収入見合いで事業を実施するという当該事業の必要性とは別の要因であらかじめ事業費の上限額が各年度ほぼ同額で設定されるため、必要性のない事業まで実施するリスクを生じさせている。

さらに、事務所保証金については、貸室賃貸借契約において、契約の相手方が預託金を運用するという条件が付されているが、このような条件は、他の機構の事務所等に係る賃貸借契約では付されていないものである。また、当該契約には賃貸借期間満了日までの解約禁止条項が設けられていたり、別途敷金が機構からB社及びC社に預託されていたりすることから、事務所保証金により保証しなければならない必要性はないものである。

ウ 保証金の運用による収益及びこれを充てた事業の費用の損益計算書への計上

機構は、20年度の保証金に係る会計処理について、保証金の運用による同年度の利息収入2億0111万余円とこれを充てた事業費の額2億0110万余円は保証金の預託先である民間業者の事業に係る収支であるとして、当該金額は同年度の損益計算書に計上されていない。

しかし、当該保証金に係る収入額及び支出額は実質的に機構の業務に係る収入支出の一部であり、これらが機構の損益計算書に反映されることとならないのは、業務運営の状況を国民に明らかにするという独立行政法人通則法の規定の趣旨に沿わないものと認められる。

(改善を必要とする事態)

上記のように、機構において、民間業者に預託して運用させその利息収入により事業を行うことを目的として多額の保証金(204億5580万余円)を長期間にわたり保有し続けている事態は、資産保有の妥当性及び事業の競争性、透明性確保の面から適切とは認められない。また、保証金に係る事業の収支が損益計算書に反映されていない事態は、独立行政法人に要請される業務運営の透明性確保の面で適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、整理合理化計画等の趣旨を踏まえた見直しが十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

近年の我が国の厳しい財政状況にかんがみ、独立行政法人には、業務の効率的な運営と透明性の確保及び適正な規模の資産保有と不要な資産の国庫返納も含めた検討が求められている。

については、貴省において、預託先に運用させその利息収入を事業費に充てるという事業の実施方法を見直すとともに本件保証金204億5580万余円を含めた機構が保有する資産を適正な規模となるよう機構に検討させ、これにより不要となる資産は国庫に返納させることができることとするよう意見を表示する。

(4) 取り崩される見込みのない中小企業金融安定化特別基金について、緊急保証による欠損の補てんにも充当できるようにするなど、有効活用を図るよう改善の処置を要求したものの

会計名及び科目	一般会計 (組織)中小企業庁 (項)中小企業対策費
部 局 等	中小企業庁、8経済産業局(平成13年1月5日以前は8通商産業局)、内閣府沖縄総合事務局(平成13年1月5日以前は沖縄開発庁沖縄総合事務局)
補助の根拠	予算補助
補助事業者(事業主体)	都道府県47、市5、計52事業主体
補助事業者の出えん先	52信用保証協会
補助事業	中小企業金融安定化特別保証制度対応信用保証協会基金
補助事業の概要	信用保証協会に財政援助を行う都道府県等に対し補助金を交付することにより、信用保証協会の経営基盤の強化を図り、中小企業金融安定化特別保証制度の利用の促進に資するとともに、併せてその保証債務の履行を円滑にすること
信用保証協会における基金造成額	2900億円(平成10、11両年度)
上記に対する都道府県等の出えん額	2900億円
上記に対する国庫補助金交付額	2900億円
平成19年度末における信用保証協会の基金残高	458億9024万余円(38信用保証協会)
上記のうち今後協会に保有され続ける基金の試算額	391億3005万円(31信用保証協会)

【改善の処置を要求したものの全文】

中小企業金融安定化特別基金の活用について

(平成21年7月14日付け 経済産業大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 事業の概要

(1) 中小企業金融安定化特別保証制度の概要

ア 中小企業金融安定化特別保証の実施

平成9年秋以降、大手金融機関が相次いで破たんするなど金融面での不安定性が顕在化して、健全な借り手に対しても金融機関の融資姿勢が厳しくなる、いわゆる貸し渋り

により企業の資金繰り悪化が顕著となってきた。このような経済情勢や金融環境に対応して、政府は、「中小企業等貸し渋り対策大綱」(平成10年8月28日閣議決定。以下「貸し渋り大綱」という。)に基づき、必要な事業資金の調達に支障を来している中小企業者に対して積極的な債務保証を実行するため、臨時異例の措置として、中小企業金融安定化特別保証(以下「特別保証」という。)制度を創設した。

特別保証制度は、全国52の信用保証協会(以下「協会」という。)及び株式会社日本政策金融公庫(20年9月30日以前は中小企業金融公庫、16年6月30日以前は中小企業総合事業団、11年6月30日以前は中小企業信用保険公庫。以下「公庫」という。)による既存の信用補完制度の枠組みの中で実施することとされ、10年10月から13年3月までの間に保証申込が行われて、30兆円の保証枠に対して、28兆9437億余円の保証承諾が行われた。

信用補完制度は、信用保証付融資を受けた中小企業者が債務不履行に陥った場合、協会が当該中小企業者に代わって金融機関に債務を弁済(以下「代位弁済」という。)する信用保証と、公庫が、保険価額(協会が保証した融資額)に一定割合(協会が従来行っている一般の保証の場合は70%又は80%、特別保証の場合は80%。以下「てん補率」という。)を乗じた額を保険金として協会に支払う信用保険で構成されている。協会は、代位弁済に伴い、中小企業者に対する求償権を取得することとなり、求償権の行使により事後に資金の回収を行い、回収した資金に係る保険金相当額を公庫に納付することとなっている。

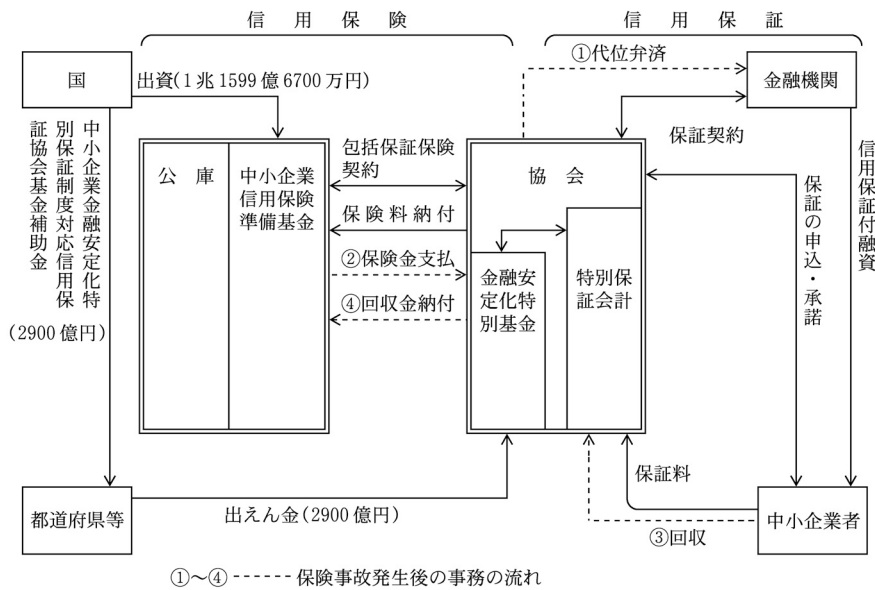
イ 特別保証制度における国の財政負担

国は、貸し渋り大綱に基づき、特別保証の実施に当たり協会の基本財産として新たに必要となる所要資金について、全額国の補助金により賄うこととし、また、公庫に対しては、特別保証制度の運営に必要な追加出資をすることとした。

そして、国は、特別保証に係る国の財政負担額を算定するに当たり、想定される事故率(保証承諾累計額に対する代位弁済累計額の割合)及び回収率(代位弁済累計額に対する回収累計額の割合)から、保証規模30兆円に係る回収不能による損失額を1兆4500億円と設計した。

国は、上記損失額の1兆4500億円について、信用保険のてん補率80%相当額の1兆1599億余円を公庫に出資し、残りの20%に相当する2900億円については中小企業金融安定化特別保証制度対応信用保証協会基金補助金交付要綱(平成10・12・07企第1号)に基づき、都道府県等に同額の補助金を交付し、都道府県等は同額を各協会に出えんした(参考図参照)。

(参考 図) 信用補完制度における特別保証制度



注(1) ()内の金額は、特別保証制度に対する平成10、11両年度の財政措置の金額である。

注(2) 中小企業信用保険準備基金は、平成20年10月以降は、資本準備金である。

ウ 中小企業金融安定化特別基金

上記の特別保証制度に係る都道府県等からの出えん金を協会の基本財産の一部として別途に経理処理させるため、国は、10年12月に信用保証協会法施行規則(昭和28年大蔵省・通商産業省令第3号)の一部を改正し、既存の基金とは別に金融安定化特別基金(以下「特別基金」という。)を設けるとともに、特別保証に係る収支の状況を明らかにした中小企業金融安定化特別会計(以下「特別保証会計」という。)収支計算書を作成させることとした。そして、協会は、その定款について、特別基金は特別保証の代位弁済、回収等による収支計算の結果生ずる特別保証会計の欠損にのみ充てることができるなどとする改正を行った。

(2) 経営安定関連保証制度の概要

ア 経営安定関連保証制度

特別保証制度は、13年3月までの時限的な措置であったが、特別保証制度の後を引き継ぐ制度として、経営安定関連保証制度が、中小企業者に対する円滑な資金供給を引き続き確保するため、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。)の一部改正に基づき、従来あった倒産関連保証制度を拡充し、12年12月から実施された。同保証の対象となる中小企業者は、原材料等の供給の減少、需要の減少等により事業活動に支障を生じていると経済産業大臣が指定する業種に属する事業者で、取引数量の減少等の事由によりその経営の安定に支障を生じているなどの保険法に定める要件に該当する中小企業者となっている。

イ 緊急保証制度の創設

国は、20年10月に、原油・原材料価格の高騰や仕入価格の高騰を転嫁できていない中小企業者の資金繰りを支援するため、経営安定関連保証の要件を拡充して、6兆円(後に20兆円に拡大)の保証規模の原材料価格高騰対応等緊急保証制度を創設し、22年3月まで実施することとした。

さらに、国は、世界的な景気後退の中で資金繰りに苦しむ中小企業者をより一層支援するため、21年4月に、保証規模を30兆円に拡大することとし、同制度の名称を「緊急保証制度」とした(以下、原材料価格高騰対応等緊急保証及び緊急保証を合わせて「緊急保証」という。)。そして、20年度中の緊急保証に係る保証承諾実績は、9兆1810億円となっている。

ウ 緊急保証制度における国の財政負担

国は、経営安定関連保証等の需要に積極的かつ弾力的に対応し、併せてその保証債務の履行を円滑にするため、社団法人全国信用保証協会連合会(以下「連合会」という。)に対して、経営安定関連保証等対策費補助金交付要綱(平成13・01・26財中第2号)に基づき、12年度から経営安定関連保証等対策費補助金を交付している。連合会は、同補助金を基に経営安定関連保証等対策費特別基金(以下「経営安定基金」という。)を造成し、経営安定関連保証等に伴う協会の損失の80%を補償することとしている。国が12年度から19年度までに連合会に対して交付した同補助金の額は805億余円となっている。そして、国は、緊急保証制度が創設されたことに伴い増大する協会の損失を補償する財源として、20年度補正予算で、連合会に同補助金を542億余円交付しており、20年度末の経営安定基金残高は845億余円となっている。さらに、21年度当初及び補正予算において、連合会への同補助金計714億円が計上されている。

(注) 30兆円の緊急保証が実施された場合に、経営安定関連保証の過去の事故率、回収率を参考に、事故率を9%、回収率を20%と仮定して損失額を試算すると、その額は2兆1600億円となる。このうち、保険で補填されない20%相当分の80%が連合会の経営安定基金から協会に対して損失補償として支払われることから、損失補償の財源として3456億円の補助金が必要になることが見込まれる。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、17年度決算検査報告の特定検査対象に関する検査状況として「中小企業金融安定化特別保証制度の実施状況について」を掲記し、特別基金の相当部分が将来長期にわたって取り崩されることなく協会に保有されることが見込まれる状況を踏まえて、中小企業庁において、必要に応じて財政当局、都道府県等及び各協会と協議するなどして、特別基金の最終的な処理方針を検討することが重要である旨の所見を記述している。

前記のとおり、世界的な金融危機から生じた景気後退により開始された緊急保証制度に伴う国の財政負担も大きくなってきている。

そこで、17年度決算検査報告のフォローアップとして、経済性、効率性、有効性等の観点から、特別基金が特別保証債務残高に対して適正な規模であるか、現在の経済情勢に対応した活用が可能かなどに着眼して検査するとともに、経営安定基金の状況について検査した。検査に当たっては、中小企業庁において、特別保証の状況について説明を聴取するとともに、連合会において、経営安定基金の状況について12年度から19年度までの収支計算書等を分析するなどの方法により、それぞれ会計実地検査を行った。また、52協会の10年度から19年度までの貸借対照表、収支計算書等に基づき、各協会に出えんされた特別基金の状況や特別保証会計の収支状況等について、書面で検査するとともに、52協会のうち11協会については、協会本部に赴いて会計実地検査を行った。

(検査の結果)

(1) 特別保証及び各協会における特別基金の状況

10年度から13年度までの特別保証に係る保証承諾の実績は、172万余件、保証承諾額28兆9437億余円となっている。19年度末におけるこの保証承諾された債務の状況は、10万余件、保証債務残高7078億余円であり、保証承諾額に対して2.4%まで減少してきている。代位弁済は、24万余件、代位弁済額2兆5093億余円であり、保証承諾額に対して8.7%となっている。また、求償権の行使により協会が回収した額は、3558億余円であり、回収率は14.2%となっている。

また、19年度末における協会ごとの特別基金の状況についてみると、52協会中、14協会が特別基金の全額を取り崩している一方で、残りの38協会では計458億9024万余円の残高がある。各協会の特別基金の残高に差があるのは、協会間で事故率(3.9~18.7%)、回収率(9.5~31.5%)に著しい差があることなどによる。

(2) 今後、協会に保有され続ける特別基金の試算額

前記のとおり、19年度末の各協会における特別保証債務残高は、52協会合計で7078億余円となっている。過去の事故率8.7%を参考に現下の経済情勢を考慮して、特別保証債務残高7078億余円に10%の代位弁済が生ずるとして、将来発生すると見込まれる各協会の損失額及び損失処理後の特別基金残高を試算すると、回収を考慮しなくても、保険のてん補率が80%であることから、現在特別基金の残高がある38協会のうち31協会に、特別基金計391億3005万円が取り崩されることなく保有され続けることになる。

(3) 特別保証から緊急保証への借換え

中小企業者が、特別保証に係る既往借入金をその残高と同額以内で借り換える場合、協会は、当該借換保証に係る収支計算を特別保証会計に含めることとなっている。

一方、中小企業者が、特別保証付借入れを別の保証付借入れとまとめて借り換えたり、借入額を増やすなどして借り換えたりする場合、協会は、当該借換保証に係る収支計算を特別保証会計から外すこととなっている。

20年10月に緊急保証制度が創設されて以降、既存の特別保証付借入れから緊急保証付借入れへの借換えが見受けられるようになった。そして、20年11月から21年3月までの間に、特別保証を含んだ保証債務から緊急保証(緊急保証以外の保険法第2条第4項第5号に該当する中小企業者に対する経営安定関連保証を含む。)に借り換えられた保証債務のうち約882億円が、同額以内の借換えでないことから、特別保証会計の対象にならない保証債務となっている状況となっていた。

しかし、上記のように特別保証から緊急保証に借り換えられ、保証債務の収支計算が特別保証会計から外れる場合、協会に対する損失補償は、別途国の補助金により造成された経営安定基金から行われることになり、更に特別基金が取り崩されることなく協会に保有され続ける事態を生じさせることになる。

(改善を必要とする事態)

特別保証のための特別基金については、今回の検査における試算においても特別基金のうち391億3005万円は取り崩されることなく協会に保有され続けることが見込まれる状況となっている。

さらに、緊急保証制度が創設されて以降、特別保証から緊急保証等への借換えが行われることで、更に特別基金が取り崩されなくなる事態も見受けられた。

しかし、現行の制度では、信用保証協会法施行規則や同規則に基づき改正された協会の定款等により、特別基金は特別保証の収支計算に係る欠損の補てんにのみ充てることができることとされており、緊急保証に係る損失処理等には使用できないこととなっている。

したがって、貴省において、以上の事態を踏まえて、特別基金の有効活用を図るための方策を講ずる必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、特別基金の相当部分が取り崩されることなく協会に保有され続けることが見込まれるにもかかわらず、特別基金の最終的な処理についての検討が十分ではなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

特別基金と経営安定基金は共に、経済・金融情勢の悪化等により資金繰りに支障が生じている中小企業者に対して特別保証又は緊急保証を行う協会が、代位弁済等の保証債務の履行を円滑に行うことを目的に設置されている。そして、現在実施されている緊急保証の保証債務残高は多額に上り、今後、協会の代位弁済に対する経営安定基金からの協会への損失補償のために、多額の国の負担が必要になることが見込まれる。

については、貴省において、17年度決算検査報告で記述した特別基金の最終的な処理の方策として、特別基金の用途が特別保証による欠損の補てんに限定されている現行の制度を改めて、緊急保証による欠損の補てんにも充当できるようにするなど、特別基金の有効活用を図るよう改善の処置を要求する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(高効率給湯器導入支援事業)による補助事業の実施に当たり、補助金の交付の対象とするガスエンジン給湯器の購入価格の範囲を定めることにより、事業を効率的に実施するよう改善させたもの

会計名及び科目	エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費
	〔平成18年度以前は、 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計(石油 及びエネルギー需給構造高度化勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費〕
部局等	資源エネルギー庁
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	4団体
間接補助事業者 (事業主体)	52,811者
補助事業	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(高効率給湯器導入支援事業)

補助事業の概要	民生部門における省エネルギー対策の一環として、高い省エネルギー性が認められる高効率給湯器の導入に対して支援を行うもの
高効率給湯器のうちガスエンジン給湯器の購入設置者に交付した国庫補助金額	89億7092万余円(52,835台分)(平成17年度～20年度)
補助の目的に沿って効率的に交付されていない国庫補助金相当額	1億1781万円(2,119台分)(平成17年度～20年度)

1 ガスエンジン給湯器補助事業の概要

資源エネルギー庁は、「地球温暖化対策推進大綱(平成14年3月19日地球温暖化対策推進本部決定)」に基づき、従来方式に比べて高い省エネルギー性が認められる住宅・建築物用の高効率給湯器の導入を政策的に支援することとして、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(高効率給湯器導入支援事業)による補助事業を実施している。そして、同庁は、平成15年度から、同事業において、ガスエンジン給湯器(ガスエンジンにより発電を行うユニットとガスエンジンの排気等から熱を回収して給湯や暖房を行う貯湯ユニットで構成された高効率給湯器システム)を購入設置する者(間接補助事業者。以下「購入設置者」という。)にその経費の一部を補助する民間団体等(以下「補助事業者」という。)に対してその実施に要する経費等を補助する事業(以下「ガスエンジン給湯器補助事業」という。)を実施している。

そして、ガスエンジン給湯器補助事業の目的について、同庁は、ガスエンジン給湯器の購入価格が、エネルギー効率の低い従来の機器(以下「従来機器」という。)の購入価格と比較して高額であることから、双方の機器の購入価格等の価格差を対象として、その範囲内で補助金を交付し支援することによりガスエンジン給湯器の導入を促進することとしている。

ガスエンジン給湯器補助事業の実施に当たり、同庁は、15年度以降、毎年度2団体延べ4団体^(注)を補助事業者として選定して事業を行わせてきている。そして、補助事業者は、毎年度、補助金の交付手続、交付対象、交付額、補助金の交付対象とするか否かを決定するため従来機器の購入価格を基に設定した基準額等を記載した業務方法書及び実施計画書を同庁に提出して経済産業大臣の承認を受け、これにより事業を実施している。

このうち、基準額は、補助事業者が15年当時に市場で普及していた従来機器の購入価格の市場調査を行い、これを基に設定したもので、分類ごとに285,900円から881,700円となっており、補助事業者は20年度まで毎年度同額を基準額としてきている。

そして、補助金の交付対象については、ガスエンジン給湯器の購入価格が上記の基準額以上のものとし、その交付額は、15年度及び16年度はガスエンジン給湯器の購入価格と基準額との価格差の2分の1の額とし、また、17年度以降は、ガスエンジン給湯器の分類ごとに定額(100,000円から916,000円)とするなどしている。

上記のように17年度以降の交付額を定額としたことについて、同庁は、購入設置者に対する補助金交付事務を簡素化するなどのためとしており、ガスエンジン給湯器の市場価格が基準額と比較して相当高額なため、17年度以降、補助金額を定額として交付しても、基準

額との価格差の範囲内で交付されると認識していたとしている。

(注) 4団体 社団法人日本ガス協会、有限責任中間法人都市ガス振興センター、財団法人エルピーガス振興センター、日本LPガス団体協議会

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

同庁は、上記のとおり、17年度以降は、購入価格が基準額以上のガスエンジン給湯器を対象として定額により補助金を交付する方法に変更している。

一方、ガスエンジン給湯器は市販されてから数年を経過しており、その間に市場価格が低下してきていることが考えられる。このような中で定額の補助金を交付し続けていると、ガスエンジン給湯器の購入価格と基準額との価格差が小さくなり、補助金額が購入価格と基準額との価格差を超えることになる場合が生ずると考えられる。

そこで、本院は、効率性等の観点から、限られた予算で効率的に支援を実施してガスエンジン給湯器の導入を促進するために補助金がガスエンジン給湯器の購入価格と基準額との価格差を超えることなく交付されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、17年度から20年度までに、購入設置者52,811者に機器購入費分の補助金額を定額で交付した52,835台、国庫補助金額計89億7092万余円を対象として、同庁及び各補助事業者において交付申請書、実績報告書等により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

購入設置者から提出された設置工事完了報告書等によると、17年度から20年度までに本件補助事業により設置されたガスエンジン給湯器52,835台のうち2,119台、国庫補助金額計3億7087万余円について、その購入価格と基準額との価格差を超えて補助金が交付されていた。そして、その超えた分に相当する額は計1億1781万余円となっていた。

一方、ガスエンジン給湯器については、経済産業省設置法(平成11年法律第99号)に基づき設置されている総合資源エネルギー調査会の需給部会の「2030年のエネルギー需給展望」(平成17年3月)によると、22年度末までに34万kW相当の設備を導入することを目標とされている。そして、同庁は、これに対する20年度末現在の普及状況は目標の約3分の1の11.8万kWにとどまっていることから、今後も普及促進に努めていく必要がある状況にあるとしている。

このように、限られた予算でガスエンジン給湯器の導入を効率的に支援し促進するためには、購入価格と基準額との価格差の範囲内で補助金を交付して事業を実施する必要があるのに、基準額との価格差を超えて補助金が交付されている事態は本件補助事業の目的に沿って効率的に補助金が交付されていないことから適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、同庁において、補助事業者に対する補助事業の目的や補助金額の設定の考え方についての周知が十分でなかったこと、補助事業の対象となるガスエンジン給湯器の市場価格が低下してきている状況において、補助金を定額で交付し続けると、補助金額が基準額との価格差を超えて交付され、事業が効率的に実施できない場合が考えられるのに、ガスエンジン給湯器の購入価格の実態を十分に把握することなく、補助事業

者の申請した基準額や補助金額の設定をそのまま承認して、事業を実施させていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、同庁は、ガスエンジン給湯器の市場での普及状況や市場価格の実態に基づいて、基準額との価格差の範囲内で補助金を交付して、効率的に機器の導入支援が実施されるよう、次のような処置を講じた。

21年7月に、補助事業者に対して、事業の目的、補助金額の設定の考え方を周知するとともに、同年9月に、購入価格と基準額との価格差を超えて補助金が交付されないよう、ガスエンジン給湯器の購入価格が、基準額と定額の補助金額との合計額を超える場合に補助金の交付の対象とするなどとする業務方法書の変更申請を承認して、同年9月の募集から実施させている。

- (2) 電源立地地域対策交付金の交付に当たり、国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められている事業を自ら実施する場合だけでなく、負担金を支払うことにより実施する場合であってもこれに交付金を充てることはできないことを明確にすることにより、交付金が適切に交付されるよう改善させたもの

会計名及び科目	エネルギー対策特別会計(電源開発促進勘定) (項)電源立地対策費
	〔平成18年度以前は、 電源開発促進対策特別会計(電源立地勘定) (項)電源立地対策費〕
部局等	資源エネルギー庁
交付の根拠	発電用施設周辺地域整備法(昭和49年法律第78号)、予算補助
補助事業者	県1、町2(事業主体)、計3補助事業者
間接補助事業者 (事業主体)	町2
交付金	電源立地地域対策交付金
交付金の概要	発電用施設の設置等の円滑化に資することを目的に、発電用施設が所在する市町村等に対して交付されるもの
上記交付金の交付対象事業費の合計	7億1951万余円(平成17年度～20年度)
上記に係る交付金交付額	4億0765万余円
国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められている事業に交付金が実質的に充てられている交付金交付額	4億0765万円(平成17年度～20年度)

1 交付金の概要

資源エネルギー庁は、発電用施設周辺地域整備法(昭和49年法律第78号)等に基づき、原子力、火力、水力等の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するために、発電用施設が所在し又は建設中の地点を区域内に含む市町村及びこれらの市町村が所在する都道府県(以下、これらを「立地市町村等」という。)に対して、電源立地地域対策交付金(以下「交付金」という。)を交付している。

交付金の交付対象事業は、電源立地地域対策交付金交付規則(平成16年文部科学省・経済産業省告示第2号)により、立地市町村等が実施する公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営、福祉対策等の事業(以下、これらを「交付金事業」という。)とされている。そして、「電源立地地域対策交付金の運用について(通達)」(平成17年2月28日付け16文科開第951号、平成16・09・24資庁第3号。以下「通達」という。)によると、国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められている事業については、国の負担又は補助の割合を定めている意味が失われることのないよう、交付金の交付対象としないこととしている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、交付金の交付対象は、公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営、福祉対策等広範囲にわたっており、その中には事業主体である立地市町村等が、公共用施設の整備等を自ら実施せず、一部事務組合が実施する事業に負担金を支払っているものを交付金事業としているものがある。

そこで、本院は、合規性等の観点から、上記の交付金事業の中で通達で定められている交付金の交付対象とはならない事業が実施されているものはないかなどに着眼して、資源エネルギー庁、原子力発電施設が所在している23市町村及び13道県を対象として、実績報告書等の書類及び現地の状況を確認するなどして実地に検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

福島県双葉郡富岡、楢葉両町は、平成17年度から20年度までの間に、東北経済産業局から交付金の交付を受けて、水道の配水管敷設工事等の6水道施設整備事業を交付金事業として事業費計6億1975万余円(交付対象事業費6億1964万余円、うち交付金充当額3億4340万円)で実施していた。

一方、富岡、楢葉両町に、近隣の双葉町等3町を加えた5町は、3年3月に一部事務組合である双葉地方水道企業団(以下「企業団」という。)を設立しており、企業団は、各町の水道施設整備を含む水道事業を運営している。5町が11年10月に企業団と締結した「水道事業の統合に関する協定書」によれば、配水管等の建設改良事業費は、事業量に応じてそれぞれの町が負担することとされている。

前記の6水道施設整備事業は、企業団が、水道法(昭和32年法律第177号)を根拠とする厚生労働省所管の補助事業として17年度から20年度までの間に実施した事業の一部であった。同法では、水道事業を実施する地方公共団体(一部事務組合を含む。)に対して、その事業に要する費用のうち政令で定めるものについて、その一部を補助することができることとし、その補助の割合は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)に3分の1と定められている。

企業団は、事業費から補助金額を差し引いた額を町ごとに負担金として請求し、富岡、楯葉両町は、この請求に基づき企業団に負担金を支払っていた。そして、富岡、楯葉両町は、その負担金の財源の一部に6水道施設整備事業に係る交付金を充てていた。

さらに、双葉、富岡両町が、19、20両年度に、福島県から交付金の間接交付を受けて実施した4水道施設整備事業の事業費計1億0498万余円(交付対象事業費9986万余円、うち交付金充当額6425万余円)においても同様の事態が見受けられた。

このような事態に対して、東北経済産業局は、補助事業の事業主体は企業団であり、交付金事業の事業主体は町であることから、交付金で負担金を支払うことは、通達が定める国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められている事業に交付金が充てられているとはみなさないとしていた。

しかし、前記のとおり、計10水道施設整備事業の事業費計7億2474万余円(交付対象事業費7億1951万余円)における交付金計4億0765万余円は、立地市町村等からの負担金を通じて国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められている事業に実質的に充てられていたことになる。

このような事態は、法令で国の負担又は補助の割合を定めている意味が失われることのないようにするとの通達の趣旨からみて適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、資源エネルギー庁において、国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められている事業について、自ら実施する場合だけでなく、負担金を支払うことにより実施する場合であってもこれに交付金を充てることはできないことを明確にしていなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、資源エネルギー庁は、21年9月に各経済産業局等に対して通知を発して、国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められている事業について、自ら実施する場合だけでなく、負担金を支払うことにより実施する場合であってもこれに交付金を充てることはできないことを明確にし、交付金が適切に交付されるようにする処置を講じた。

平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構鉦工業承継勘定における産業投資特別会計からの出資金の規模等について

(平成19年度決算検査報告509ページ参照)

1 本院が表示した意見

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)は、平成15年4月1日に新エネルギー・産業技術総合開発機構が基盤技術研究促進センターから承継した産業投資特別会計からの出資金183億1236万余円等を同年10月1日に承継している。承継した政府出資金等は、機構の鉦工業承継勘定において、承継した株式処分業務及び債権管理

回収業務に必要な資金に充てるべきものとされている。そして、株式処分業務は19年6月に終了して、債権管理回収業務についても承継時10億0465万余円の貸付金元本残高が19年度末時点で17億0085万余円まで減少している。このように承継業務の規模が年々縮小するなどしているのに、政府出資金の大部分を投資有価証券等の形で保有し続けている事態は、現下の財政状況等にかんがみると、国の資産の有効活用の面から適切とは認められない。

したがって、経済産業省において、機構の鉱工業承継勘定における出資金の額の適切な規模を検討して、出資金の減資を行うことにより生ずる資金の国庫返納を可能とする検討を行うよう、経済産業大臣に対して20年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、経済産業本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、経済産業省は、本院指摘の趣旨に沿い、鉱工業承継勘定における出資金の額の適切な規模を検討する中で、機構に対して、勘定廃止時に出資金のき損を生じさせることなく国庫返納できるよう、貸付債権の回収の最大化、経費の縮減等に向けて努力するよう引き続き指導、助言を行うこととしている。

また、不要な資金を国庫に返納させる制度の整備については、政府による独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえて、引き続き検討を行っていくこととしている。

(2) エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における剰余金について

(平成19年度決算検査報告517ページ参照)

1 本院が表示した意見

石油石炭税等を財源として燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策を行っているエネルギー需給勘定において、剰余金が依然として高い水準で推移している。剰余金が生じている要因を分析したところ、主として、歳出における不用額等が要因になっていて、しかも、特定の費目において継続して多額の不用額が発生している状況が見受けられた。そして、過年度の実績を十分考慮しないまま予算額を見積もっていることなどにより、予算額と実績額との間にかい離が生じて不用額が継続して発生するなどして、エネルギー需給勘定で実施する事業に充てるために一般会計から繰り入れられるなどした財源が有効に活用されておらず、その結果、多額の剰余金が生じているものと認められる。

したがって、経済産業省及び環境省において、エネルギー需給勘定の剰余金を極力減少させるよう、不用額の発生要因を見極めて、この要因が予算額と執行実績との継続的なかい離等に起因する場合は、歳出の見積りに当たり、それらを十分考慮した適切なものにするよう、経済産業大臣及び環境大臣に対して平成20年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、経済産業省資源エネルギー庁及び環境本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、経済産業省及び環境省は、本院指摘の趣旨に沿い、21年7月までに事務連絡を発するなどして、従前の予算の執行状況等を十分把握して不用額の発生要因を見極めるよう関係各課等に指示を行っていた。

そして、22年度の歳出予算の見積りに当たって、これらを十分考慮した適切なものになるよう引き続き検討を行っていくこととしている。

(3) エネルギー対策のための地域新生コンソーシアム研究開発委託事業で取得した物品の管理について

(平成19年度決算検査報告529ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

経済産業省は、地域の新産業の創出に貢献しうる製品等の開発を目的とした地域新生コンソーシアム研究開発委託事業を実施している。委託事業で取得した物品が、委託事業終了後に、コンソーシアムの構成員が行う製品等の開発のために有効活用されているかを検査したところ、より有効な活用を図るためには改造等が必要なのに原状のまま使用されていたり、製品開発等のため買取りの希望があるのに売却されていなかったりなどして、物品が十分有効に活用されていない事態が見受けられた。

したがって、経済産業省において、物品の改造等の承認や売却処分等を円滑に行うことにより、これらの物品が十分有効に活用されるなどの処置を講ずるよう、経済産業大臣に対して平成20年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、経済産業本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、経済産業省は、本院指摘の趣旨に沿い、21年4月に、大臣官房会計課制定の「委託事業終了後における取得財産取扱いマニュアル(地域イノベ・地域資源版)」を改訂して、各経済産業局が委託事業で取得した物品について、改造等の承認を円滑に行えるように承認基準等を明確にしたり、物品の売却等を促進できるように処分方針を定めたりなどするとともに、各経済産業局に対して通知を発して、これを周知し、物品の改造等の必要性及び買取りの希望の有無等について十分に把握させるよう指導する処置を講じていた。

第12 国土交通省

不 当 事 項

予 算 経 理

(467) 一括して一般競争に付することが可能な航空写真撮影業務の契約を意図的に分割して
 随意契約により特定の業者に発注していたもの

会計名及び科目	港湾整備特別会計(平成20年度以降は社会資本整備事業特別会計(港湾勘定)) (項)港湾事業費
部 局 等	関東地方整備局東京港湾事務所(契約庁) 関東地方整備局(支出庁)
契 約 名	東京港航空写真撮影業務等8契約
契 約 の 概 要	東京港湾事務所管内の港湾施設の航空写真を撮影するもの
契 約 の 相 手 方	ニッセイエプロ株式会社、株式会社創報
契 約	平成18年7月～19年3月 随意契約
契 約 額	7,570,500円
支 払	平成18年11月～19年4月
適切とは認められない契約額	7,570,500円

1 契約の概要

関東地方整備局東京港湾事務所(以下「事務所」という。)は、平成18年度に、東京港航空写真撮影業務を、随意契約によりニッセイエプロ株式会社及び株式会社創報に請け負わせて実施しており、その件数及び契約額はそれぞれ4件3,864,000円、4件3,706,500円、計8件7,570,500円となっている。

本件業務は、広報業務に資するなどのために、東京港における埠頭、運河等の港湾施設の航空写真を撮影するものであり、事務所は、成果品を受領した上、18年11月から19年4月までの間に請負代金を支払っている。

国が契約を締結する場合には、公正性、透明性及び競争性を確保するため、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等により、原則として一般競争に付することとされている。そして、工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約で予定価格が100万円を超えない場合などは例外的に随意契約によることができるとされている。

また、事務所における契約は、要求元となる部署において仕様書等を作成して分任支出負担行為担当官(東京港湾事務所長)に対して調達を要求し、これを受けた分任支出負担行為担当官が見積書の徴取や契約先の選定等の手続を経て行うことになっている。

事務所における支出負担行為の事務のうち、予定価格が100万円を超えない印刷製本費、修繕費及びその他雑役務費に関するものについては、国土交通省所管会計事務取扱規則(平成13年国土交通省訓令第60号)により、事務所の経理管理官が分任支出負担行為担当官の代行機関(以下「代行機関」という。)として処理することができるとされている。そして、17年

4月1日から19年3月31日までの間は、経理管理官の職にあった職員Aが代行機関として当該事務を行っている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

20年3月、代行機関であった職員Aが、本件業務を随意契約による契約締結が可能な金額になるよう分割して特定の業者に受注させ、その見返りに金品を收受する不適切な事態があると報道された。

本院は、上記の報道があったこと、また、同年8月に、国土交通大臣から会計検査院法第27条の規定に基づく報告(会計に関係のある犯罪の報告)を受けたことなどを踏まえ、合規性等の観点から、契約の方法は適切か、事務所における内部統制は十分機能しているかなどに着眼して、事務所において、関係職員から事実関係を聴取したり、特記仕様書、本件業務の成果品等を確認したりするなどの方法により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切でない事態が見受けられた。

事務所は、本件8契約をいずれも予定価格が100万円を超えないものとして随意契約により締結していた。

しかし、本件業務は、事務所管内の港湾施設を八つの区域に分割して契約ごとに指定された区域の港湾施設の現況を撮影するものであり、撮影時期に特段の条件を設けていないことから、すべてを同一期間内に撮影しても支障のないものであった。したがって、本件業務を分割して発注する合理的な理由はなく、一括して一般競争に付するべきであったと認められる。

上記のように、一括して一般競争に付することが可能な業務について、8件に分割して随意契約によって発注した経緯は以下のとおりであった。

東京港湾事務所長は、代行機関であった職員Aに、18年4月1日から19年3月31日までの間、広報業務を兼務させていた。このため、職員Aは、この間、見積徴取先及び契約先を選定する代行機関としての業務に加え、広報業務に関する契約の要求元として仕様書等を作成して調達を要求する業務を一人で行い得る立場となった。職員Aは、この立場を利用して一括して競争に付するべき本件業務を意図的に予定価格が100万円以下となるように分割して随意契約により特定の業者に発注していた。

したがって、本件業務を随意契約により発注していたことは、一般競争契約を原則としている国の会計法令の趣旨に反していて適切でなく、これに係る契約額7,570,500円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、職員Aにおいて、会計法令を遵守して適正に契約事務を行う認識が欠如していたこと、事務所等において、本件業務に係る一連の契約手続を職員が単独で処理できることとなるのに、契約事務等が適正に行われているか確認するなどの体制を整備したり、内部監査等を十分行ったりするなどの措置を執っておらず、契約事務等に関する内部統制機能について認識が欠如していたことなどによると認められる。

役 務

(468) 電子複写機の賃貸借、保守等の業務において、落札価格の基礎となった単価よりも高い単価で契約を締結していたため、支払が過大となっているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)河川管理費等 (組織)地方整備局 (項)地方整備局等 治水特別会計(平成20年度以降は、社会資本整備事業特別会計(治水勘定)) (項)河川事業費等 道路整備特別会計(平成20年度以降は、社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)) (項)道路事業費 社会資本整備事業特別会計 (治水勘定) (項)都市水環境整備事業費等 (道路整備勘定) (項)道路環境改善事業費等
部 局 等	中国地方整備局
契 約 名	(1) 電子複写機賃貸借・保守及び消耗品の供給(その11) (平成19年度) (2) 電子複写機賃貸借・保守及び消耗品の供給(その3) (平成20年度)
契 約 の 概 要	電子複写機を借り入れるとともに、これに係る保守及び消耗品等の提供を受けるもの
契 約 の 相 手 方	リコー中国株式会社
契 約	(1) 平成19年9月10日 一般競争契約(単価契約) (2) 平成20年4月1日 随意契約(単価契約)
支 払 額	(1) 8,492,293円(平成19年度)(19年10月分~20年3月分) (2) 12,557,463円(平成20年度)(20年4月分~同年12月分) 計 21,049,756円
過大になっている 支払額	(1) 3,394,029円(平成19年度) (2) 5,141,875円(平成20年度) 計 8,535,904円

1 単価契約の概要

中国地方整備局(以下「整備局」という。)は、業務において電子複写機を使用するため、平成19年度に、一般競争契約により「電子複写機賃貸借・保守及び消耗品の供給(その11)」としてリコー中国株式会社と単価契約を締結し、11台の電子複写機を借り入れるとともに、これに係る保守及び消耗品等(以下「保守等」という。)の提供を受けている。また、20年度においても、これら11台の電子複写機を継続して使用するため、随意契約により19年度と同一の単価で「電子複写機賃貸借・保守及び消耗品の供給(その3)」として同社と契約を締結している。そして、これらの契約に基づく支払額は、それぞれ8,492,293円(19年10月から20年3月まで)、12,557,463円(20年4月から同年12月まで)、計21,049,756円となっている。

整備局では、上記の19年度一般競争契約の入札公告において、入札書に記載する金額は、1か月当たりの各電子複写機の賃貸借料と保守等の料金の合計金額とすることとしている。そして、このうち1か月当たりの保守等の料金については、複写1枚当たりの単価(以下「保守等単価」という。)に整備局が仕様書において示している各電子複写機の1か月間の複写予定枚数を乗ずることにより、算定することになっている。

本件入札は、2社が参加して19年9月10日に実施され、同社が入札金額663,475円で落札した。そして、入札書は上記のとおり1か月当たりの賃貸借料と保守等の料金の合計金額のみの記載となっていて、保守等単価等は記載されていないことから、整備局は、落札後に同社に対して落札価格(消費税を含まない。)663,475円の基礎となった各電子複写機の賃貸借料、保守等単価などを記載した書類を提出させ、これに記載された賃貸借料及び保守等単価それぞれに消費税額を加えた金額をそれぞれの契約単価として、契約を締結していた。

2 検査の結果

本院は、整備局において、合規性等の観点から、契約金額及び入札手続は適正かなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件契約について、契約書等の書類により検査したところ、次のとおり契約単価の設定が適切でなかった。

すなわち、同社から落札後に提出された前記の書類に記載され契約単価の一部を構成することとなった保守等単価は、落札価格の基礎となった単価よりも高い誤った単価となっており、契約単価が高いものとなっていた。その結果、前記の書類に記載されている1か月当たりの賃貸借料と保守等単価に1か月間の複写予定枚数を乗じた料金とを合計すると1,106,785円となり、落札価格663,475円に比べ高い金額となっていた。

したがって、保守等単価を修正し、適正な契約単価を算定して、これに複写枚数を乗ずるなどして、各年度の支払額を計算すると、適正な支払額は、19年度5,098,264円、20年度7,415,588円、計12,513,852円となり、前記支払額との差額、19年度3,394,029円、20年度5,141,875円、計8,535,904円が過大になっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、整備局において、落札後に同社に提出させた書類に記載されている保守等単価に複写予定枚数を乗ずるなどして得られる金額が落札価格と一致しているかなどについて十分確認していなかったことによると認められる。

補 助 金

(469) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(554)

所管、会計及び科目	国土交通省所管 一般会計 (組織)国土交通本省
	(項)住宅建設等事業費
	(項)下水道事業費(平成19年度以前は、都市計画事業費)
	(項)下水道防災事業費(平成19年度以前は、都市計画事業費)
	(項)都市再生・地域再生整備事業費(平成19年度以前は、揮発油税等財源都市環境整備事業費、都市環境整備事業費)
	(項)北海道都市計画事業費 (項)河川等災害復旧事業費

	(項) 地域再生推進費等
	〔平成13年1月5日以前は、 建設省所管 一般会計 (組織) 建設本省 (項) 都市計画事業費〕
	治水特別会計(平成20年度以降は、社会資本整備事業特別会計(治水勘定))
	(項) 河川事業費 (項) 総合流域防災事業費等
	道路整備特別会計(平成20年度以降は、社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定))
	(項) 道路事業費 (項) 北海道道路事業費
	(項) 道路環境整備事業費 (項) 北海道道路環境整備事業費
	(項) 地方道路整備臨時交付金等
	港湾整備特別会計(平成20年度以降は、社会資本整備事業特別会計(港湾勘定))
	(項) 港湾事業費等
	空港整備特別会計(平成20年度以降は、社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定))
	(項) 空港整備事業費等
	社会資本整備事業特別会計
	(治水勘定) (項) 河川整備事業費
	(道路整備勘定) (項) 地方道路整備臨時交付金
	(港湾勘定) (項) 離島港湾事業費
部 局 等	国土交通本省、10 地方整備局等、38 都道府県
補助の根拠	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成17年法律第79号)、河川法(昭和39年法律第167号)、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号。平成19年度以前は道路整備費の財源等の特例に関する法律)等
補助事業者等(事業主体)	都、府1、県29、市33、町7、計71 補助事業者等
補助事業等事業費の合計	61,685,159,111 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	47,958,707,609 円
不当と認める事業費の合計	2,826,519,544 円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計	891,685,776 円
不適正な経理処理等により支出された国庫補助事務費等の合計	1,722,427,008 円

上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計	946,170,990 円
不当と認める国庫補助金等相当額の総計	1,837,856,766 円

1 補助金等の概要

国土交通省(平成13年1月5日以前は、北海道開発庁、国土庁、運輸省、建設省)所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性、経済性、有効性等の観点から、45都道府県及びその管内の668市区町村等並びに50団体において、完了実績報告書、設計図書、補償金内訳書等の書類により会計実地検査を行った。

その結果、31都府県及び22道府県管内の40市町計71事業主体が実施した地方道路交付金事業、交通安全施設等整備事業、下水道事業等に係る国庫補助金1,837,856,766円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

(1) 補助金の交付額の算定が適切でないもの	28件	不当と認める国庫補助金	174,767,236円
(2) 工事の設計が適切でないもの	7件	不当と認める国庫補助金	60,364,057円
(3) 補償費の算定が適切でないもの	4件	不当と認める国庫補助金	9,242,021円
(4) 補助金を過大に受給しているもの	2件	不当と認める国庫補助金	275,531,512円
(5) 補助の目的を達していないもの	1件	不当と認める国庫補助金	357,993,000円
(6) 工事の施工が設計と相違しているもの	1件	不当と認める国庫補助金	9,200,500円
(7) 補助対象事業費を過大に精算しているもの	1件	不当と認める国庫補助金	3,089,625円
(8) 工事費の積算が過大となっているもの	1件	不当と認める国庫補助金	1,497,825円
(9) 不適正な経理処理となっているもの及び補助の対象とならないもの	41件	不当と認める国庫補助金	946,170,990円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助金の交付額の算定が適切でないもの

28件 不当と認める国庫補助金 174,767,236円

補助の対象となる事務費の算定が適切でなかったため、補助金が過大に交付されているもの
(21件 不当と認める国庫補助金 97,868,671円)

国土交通省の国庫補助事業(以下「補助事業」という。)における事業費の内容、算定方法等は、道路整備事業については「道路局所管補助金等交付申請について」(平成13年3月30日国土交通省国道総第589号国土交通省道路局長通知)等に、また、街路事業、下水道事業等(以下「都市・地域整備事業」という。)については「都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請等要領」(平成13年6月27日国都総第2000号国土交通省都市・地域整備局長通知)等に定められている。

これらによると、補助事業の事業費は、本工事費(委託費を含む。)、用地費、補償費等から成る工事費と職員の人件費、旅費、庁費等から成る事務費とに区分されている。このうち、事務費については、事業費を所定の金額の段階に区分して、区分ごとに定められた率(以下「事務费率」という。)を乗じて得た額を合計するなどした額(以下「定率事務費」という。)を事務費補助限度額とし、その範囲内で必要な額を補助の対象となる事務費(以下「補助対象事務費」という。)として算定することとなっている。

事業主体は、補助事業の実施に当たって、工事等の全部又は一部を国、他の地方公共団体、民間事業者等に委託して施行する場合、委託費を支払っており、この委託費の中に、委託先が当該委託業務を実施するために必要な事務費(以下「委託事務費」という。)が含まれている。

そして、工事等を委託して施行する場合、事業主体が自ら行う事務が軽減され、その分の事務費を要しないこと及び委託費の中に委託事務費が含まれていることから、道路整備事業においては、定率事務費から委託事務費の実績額を控除した額を事務費補助限度額とすることとなっている。

また、都市・地域整備事業において工事を委託して施行する場合、定率事務費から、委託費に事務费率を乗じて得た額の2分の1を控除した額を事務費補助限度額とすることとなっており、公共施設管理者負担金(注2)を支払う場合及び土地開発公社等から先行取得用地を再取得する場合も同様の取扱いとすることとなっている。ただし、この事業主体の事務費と委託事務費等との合計額で補助の対象とすることができる額は、原則として定率事務費の範囲内とすることとなっている。したがって、工事を委託して施行する場合等における事業主体の事務費補助限度額は、定率事務費から、委託費等の額に事務费率を乗じて得た額の2分の1又は委託事務費等のいずれか多い方の額を控除した額とすることとなっている。

本院が31道府県及びその管内の378市町村等において会計実地検査を行ったところ、14道府県の20事業主体が事業費計52,233,304,635円(国庫補助金計44,306,651,315円)で実施した38事業は、補助対象事務費の算定が次のとおり適切でなかった。

ア 道路整備事業

13事業主体は、19事業の事務費補助限度額を計1,763,916,071円と算定して、この範囲内で補助対象事務費を計1,701,554,356円としていた。

しかし、このうち12事業主体は、工事等の一部を委託して施行している18事業において、事務費補助限度額の算定に当たり、定率事務費から委託事務費を適正に控除して算定すべきところ、次のように算定していた。

- (ア) 工事等の一部を委託して施行しているにもかかわらず、定率事務費から委託事務費を控除することなく、定率事務費を事務費補助限度額としていたもの 8事業主体、12事業
- (イ) 定率事務費から委託事務費の実績額を控除すべきところ、これより低額な概算額を控除するなどして事務費補助限度額としていたもの 3事業主体、4事業
- (ウ) 定率事務費から委託事務費を控除すべきところ、事業費から委託費を控除していたり、交付決定の単位ごとに定率事務費を算定すべきところ、事業を構成する個々の路線ごとに算定したりしていたもの 2事業主体、2事業
- また、1事業主体は、1事業において、当該事業の事務費補助限度額の範囲内の額を補助対象事務費とすべきところ、当該事業の事務費補助限度額を超える金額を補助対象事務費として、さらに、事業費の実績額が減少しているにもかかわらず、当初の事業費に基づいて事務費補助限度額を算定していた。

したがって、所要の控除を行うなどして適正な事務費補助限度額を算定すると計1,589,820,801円となり、前記の補助対象事務費計1,701,554,356円は111,733,555円過大になっており、これに係る国庫補助金相当額66,883,308円が過大に交付されていて、不当と認められる。

イ 都市・地域整備事業

8事業主体は、19事業の国庫補助対象事業費計8,955,400,000円に事務費率を乗ずるなどして事務費補助限度額を計383,161,655円と算定して、この範囲内で補助対象事務費を計340,551,054円としていた。

しかし、このうち7事業主体は、工事の一部を委託して施行したり、公共施設管理者負担金を支払ったり、土地開発公社からの先行取得用地の再取得を行ったりしている18事業において、事務費補助限度額の算定に当たり、定率事務費から、委託費等の額に事務費率を乗じて得た額の2分の1又は委託事務費等のいずれか多い方の額を控除すべきところ、これを控除することなく算定していた。

また、1事業主体は、1事業において、事業の一部を実施できなかったのに、当初の事業費に基づいて事務費補助限度額を算定していた。

したがって、所要の控除を行うなどして適正な事務費補助限度額を算定すると、一部の事業主体で計上していなかった工事費を考慮しても計283,935,513円となる。そして、この適正な事務費補助限度額及び上記の工事費を基に改めて国庫補助対象事業費を算定すると計8,899,273,280円となり、前記の国庫補助対象事業費計8,955,400,000円は56,126,720円過大になっており、これに係る国庫補助金相当額30,985,363円が過大に交付されていて、不当と認められる。

ア及びイの事態について一例を示すと次のとおりである。

<事例>

鳥取県は、街路事業の一環として、平成18年度から20年度までの間に、都市計画道路3・3・9号米子駅陰田線外6路線の整備を事業費計3,075,600,000円(全額国庫補助金)で実施している。

この事業費のうち事務費については、事業費の額に事務費率を乗ずるなどして事務費補助限度額を計 138,248,755 円と算定して、この範囲内で執行された事務費計 128,226,633 円を補助の対象としていた。

しかし、この事業費は、鉄道事業者に委託して施行した工事に係る委託費等計 438,826,287 円が含まれており、このうち、同事業者の委託事務費等は計 16,052,302 円であった。そして、同県は、この委託事務費等計 16,052,302 円が委託費等計 438,826,287 円に事務費率を乗じて得た額の 2 分の 1 の額計 9,873,590 円より多額であることから、事務費補助限度額の算定に当たり、定率事務費から上記の委託事務費等計 16,052,302 円を控除しなければならないのに、これを控除していなかった。

したがって、所要の控除を行って適正な事務費補助限度額を算定すると計 122,072,774 円となり、前記の補助対象事務費計 128,226,633 円は計 6,153,859 円が過大になっており、これに係る国庫補助金相当額計 6,153,859 円が過大に交付されている。

ア及びイのような事態が生じていたのは、20 事業主体において、補助対象事務費の算定に当たり、委託費等に係る控除についての認識等が十分でなかったことなどによると認められる。

これらの事態を都道府県別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	左に対する 国庫補助金 等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等 相当額 千円	摘要
ア 道路整備事業								
(469)	岩手県	岩手県	18、19	906,668 (906,668)	478,334	12,090 (12,090)	6,248	委託事務費を控除していないもの
(470)	同	紫波郡	19	56,650 (56,650)	56,650	1,705 (1,705)	1,705	同上
(471)	同	西磐井郡	19	126,500 (126,500)	126,500	1,354 (1,354)	1,354	控除額を誤ったもの
(472)	福島県	福島県	18	1,162,912 (1,162,912)	581,456	7,137 (7,137)	3,568	委託事務費を控除していないもの
(473)	茨城県	茨城県	19	1,650,000 (1,650,000)	825,000	5,614 (5,614)	2,807	控除方法を誤ったもの
(474)	埼玉県	埼玉県	18	4,320,489 (4,320,489)	2,255,244	36,613 (36,613)	18,690	委託事務費を控除していないものなど
(475)	静岡県	静岡県	19	5,122,700 (5,122,700)	5,122,700	3,953 (3,953)	3,953	控除方法を誤ったもの
(476)	大阪府	大阪府	18	337,996 (337,996)	168,998	2,469 (2,469)	1,234	委託事務費を控除していないもの
(477)	和歌山県	和歌山県	18	220,000 (220,000)	110,000	6,122 (6,122)	3,061	同上
(478)	鳥取県	鳥取県	18、19	5,455,950 (5,455,950)	5,000,950	19,386 (19,386)	11,192	同上
(479)	愛媛県	愛媛県	18	1,000,000 (1,000,000)	500,000	4,438 (4,438)	2,219	補助対象事務費を誤ったもの

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認 める事業 費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(480)	愛媛県 今治市	地方道路 交付金	18	476,300 (476,300)	476,300	2,636 (2,636)	2,636	委託事務 費を控除 していな いもの
(481)	福岡県 福岡県	地方道路 交付金	18、19	22,441,738 (22,441,738)	22,441,738	8,209 (8,209)	8,209	控除額を 誤ったも の
アの計				43,277,904 (43,277,904)	38,143,871	111,733 (111,733)	66,883	
イ 都市・地域整備事業								
(482)	北海道 旭川市	まちづく り総合支 援、まち づくり交 付金、街 路、土地 区画整理	15～19	2,824,960 (2,824,960)	1,304,860	26,911 (26,911)	11,615	先行取得 用地の再 取得費等 に係る控 除をして いなかった もの
(483)	同 江別市	浸水対策 下水道	18	681,000 (681,000)	340,500	4,669 (4,669)	2,334	工事の委 託費に係 る控除を していな かったも の
(484)	同 恵庭市	浸水対策 下水道	18	435,800 (435,800)	217,900	2,061 (2,061)	1,030	同 上
(485)	秋田県 大仙市	公共下水 道、土地 区画整理	18、19	1,263,500 (1,263,500)	817,900	3,962 (3,962)	3,091	同 上
(486)	奈良県 奈良市	街路外 1	17	295,000 (295,000)	147,500	2,065 (2,065)	1,032	先行取得 用地の再 取得費に 係る控除 をしてい なかつた もの
(487)	同 橿原市	街路	19	137,500 (137,500)	137,500	1,151 (1,151)	1,151	同 上
(488)	鳥取県 鳥取県	街路	18、19	3,075,600 (3,075,600)	3,075,600	6,153 (6,153)	6,153	工事の委 託費に係 る控除を していな かつたも のなど
(489)	香川県 木田郡 三木町	汚水処理 施設整備 交付金	19	242,040 (242,040)	121,020	9,151 (9,151)	4,575	事務費補 助限度額 算定の対 象事業費 を誤った もの
イの計				8,955,400 (8,955,400)	6,162,780	56,126 (56,126)	30,985	
ア、イの合計				52,233,304 (52,233,304)	44,306,651	167,860 (167,860)	97,868	

(注1) 事業費 地方道路交付金事業については国費の額、その他の補助事業については国費と地方費を合計した額

(注2) 公共施設管理者負担金 土地区画整理事業の施行地区内において、道路、公園等の公共施設の新設又は変更を行う場合に、当該公共施設に係る用地費、物件移転補償費及び事務費について、それぞれの公共施設の管理者又は管理者となるべき者が土地区画整理事業の施行者に支払う負担金

委託工事費の算定が適切でなかったもの（2件 不当と認める国庫補助金 7,708,709 円）

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(490) 福島県	福島県	緊急地方 道整備工 事	20	72,755 (72,755)	72,755	3,464 (3,464)	3,464
(491) 同	南会津郡南 会津町	土地区画 整理	18、19	167,309 (162,050)	89,127	7,967 (7,716)	4,244
(490) (491) の計				240,064 (234,805)	161,882	11,431 (11,181)	7,708

これらの補助事業は、1県1町が、踏切を拡幅するため、軌道整備等の工事を鉄道事業者に委託して実施したものである。

1県1町は、この委託工事費の算定に当たって、軌道整備等の工事費に係る消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)相当額計 11,431,633 円(うち国庫補助対象事業費計 11,181,218 円)を加算していた。

しかし、上記の工事費は、鉄道事業者が所有する鉄道施設の改修等を1県1町が負担するものであり、改修等を行った後の資産は鉄道事業者に帰属するものであることから、消費税法(昭和63年法律第108号)上の資産の譲渡等の対価に該当せず、消費税の課税対象外として処理しなければならないものである。

したがって、国庫補助対象事業費は、前記の消費税相当額分 11,181,218 円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額計 7,708,709 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、1県1町において、委託工事費の算定における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

割増分の交付金の交付対象とならない事業を交付対象事業としていたため、交付金が過大に交付されているもの（1件 不当と認める国庫補助金 30,150,000 円）

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(492) 神奈川県	川崎市	まちづくり 交付金 (地域生 活基盤施 設)	20	1,609,000 (1,609,000)	58,500	1,042,000 (1,042,000)	30,150

この交付金事業は、川崎市が、小杉駅周辺地区において、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)等に基づいて、平成17年3月に都市再生整備計画(以下「整備計画」という。)を策定し、17年度から21年度までの5年間に、地域交流センター、駅前広場、消防署等の整備を行っているものである。

この交付金事業の交付対象事業について、国土交通省は、20年9月に各都道府県、政令指定都市等に対して「まちづくり交付金制度の適正な活用について」(国都事第14号。以下「通知」という。)を発し、消防署等の市町村としての基礎的行政サービスを提供するための施設は、原則として交付対象事業とすることはできないこととした。ただし、同省は、市町村の財政運営への影響等を考慮して、通知が発せられる前に整備が終了したものあるいは通知が発せられる前から整備が継続しているものについては、従来どおり交付対象事業として認めることにした。

したがって、本件小杉駅周辺地区における消防署整備事業は、通知が発せられる前の20年3月に整備が終了しているため、従来どおり交付対象事業にすることが認められている。

また、上記まちづくり交付金の交付限度額は、まちづくり交付金交付要綱(平成16年国都事第1号、国道企第6号、国住市第25号国土交通事務次官通知)により、通常、交付対象事業費の40%とされているが、20年度第2次補正予算(21年1月成立)により、地域における防災機能の向上に資する公園、広場、地域交流センター等の公共公益施設の整備に該当する事業(以下「防災対象事業」という。)を行う一部の地区について、その交付限度額の算定に当たって、防災対象事業の交付対象事業費に対する交付金の割合を通常の40%から45%に割増しすることとされた。

本件小杉駅周辺地区における交付金事業について、次のとおり、適切でない事態が見受けられた。

すなわち、同市は、前記の消防署整備事業(整備計画上の事業費1,170,000,000円)を防災対象事業に該当する事業であるとして、21年3月に、消防署整備事業に実際要した事業費1,042,000,000円に整備中の駅前広場の事業費567,000,000円を合わせた計1,609,000,000円を防災対象事業の事業費として交付申請を行い、割増分として58,500,000円を受け入れていた。

しかし、前記の消防署整備事業について、通知が発せられた後に成立した補正予算による割増分の交付金の交付を受け入れていることは、消防署整備事業を原則として交付対象事業としないとする通知の趣旨に反するものであり、適切とは認められない。

したがって、割増分の交付金の交付対象となる適正な防災対象事業の事業費は、消防署の整備事業費を控除した567,000,000円となることから、適正な割増分の交付金相当額は28,350,000円となり、前記の交付金58,500,000円との差額30,150,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、通知に対する理解が十分でなかったこと、国土交通省において、整備計画及びその添付書類に対する確認が十分でなかったことなどによると認められる。

国庫補助対象額の算定が適切でないもの(1件 不当と認める国庫補助金 20,213,822円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円	
(493)	神奈川県	厚木市	下水道	18~20	262,700 (247,848)	123,924	40,427 (40,427)	20,213

この補助事業は、厚木市が、同市中依知地区において、排水路を整備するために、平成18年度から20年度までの間に、ボックスカルバート(内空断面1.5m×2.0m)延長445.2m等を事業費262,700,550円(うち国庫補助対象額計247,848,000円、国庫補助金計123,924,000円)で築造したものである。

上記の排水路は、当初計画していた排水路の路線の一部に中日本高速道路株式会社(以下「道路会社」という。)によりさがみ縦貫道路の圏央厚木インターチェンジ・ジャンクション(仮称)が建設されることとなったため、当初計画どおり排水路を築造した場合には、その維持管理や改修が困難になると判断して路線の一部を変更したものであった。そして、この路線変更に伴い掘削深さが増すなどして事業費が増加することとなったため、同市は、道路会社との間で、事業費の一部を道路会社が負担することとする協定を締結して、18年度から20年度までの3か年度分として計40,427,643円を道路会

社から受け入れていたが、各年度の国庫補助金の算定に当たって、この負担金見合い分の事業費を国庫補助対象額に含めていた。

しかし、都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請等要領(平成13年6月27日国都総第2000号国土交通省都市・地域整備局長通知)によると、このような負担金は、国庫補助金の算定に当たって国庫補助対象額から控除することとされており、同市が道路会社の負担金見合い分の事業費を国庫補助対象額に含めていたことは、適切とは認められない。

したがって、道路会社からの負担金を控除して改めて本件補助事業に係る適正な国庫補助対象額を算定すると計207,420,357円となり、前記の国庫補助対象額は計40,427,643円が過大になっており、これに係る国庫補助金計20,213,822円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、国庫補助金の交付申請等に当たって、負担金の国庫補助金算定上の取扱いについて理解が十分でなかったことなどによると認められる。

共用部分の整備費用を案分していなかったなどのため、交付金が過大になっているもの

(1件 不当と認める国庫補助金 15,817,917円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等交 付額等	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(494) 鹿児島県	大島郡伊仙町	まちづくり交付金 (地域生活基盤施設等)	17~21	1,439,000 (1,439,000)	798,800	29,632 (29,632)	15,817

この交付金事業は、伊仙町が、伊仙地区において、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)等に基づいて、平成17年3月に策定した都市再生整備計画(以下「整備計画」という。)により、17年度から21年度までの5年間に、基幹事業として地域交流センター、道路、広場等の整備を、また、提案事業として健康増進施設、公設市場等の整備を行っているものである。このうち、基幹事業の地域交流センターと提案事業の健康増進施設は、合体して整備する施設となっている。

上記の基幹事業とは、整備計画の目標を達成するために必要な施設等の整備事業とされ、国土交通省が従来、個別の補助制度において支援してきた道路、公園、下水道等の公共施設のほか、地域交流センター等がこの事業の対象となっている。また、提案事業とは、基幹事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業で、市町村の自由な発想・提案に基づいて地域の実情を反映した幅広い事業の実施が可能となっていて、個別の補助制度がない施設や、既存の補助制度の採択基準を満たしていない施設をこの事業の対象にできることとなっている。

そして、交付金の交付限度額は、まちづくり交付金交付要綱(平成16年国都事第1号、国道企第6号、国住市第25号国土交通事務次官通知。以下「交付要綱」という。)により、各市町村の整備計画における全体の交付対象事業費に対する提案事業の交付対象事業費の割合(以下「提案事業割合」という。)が28%以下の場合には、当該全体の交付対象事業費に10分の4を乗じた額となっている。一方、提案事業割合が28%を超える場合は、基幹事業の交付対象事業費に9分の5を乗じた額となっている。

本件交付金事業においては、整備計画における全体の交付対象事業費 2,690,000,000 円のうち、基幹事業の交付対象事業費を 1,439,000,000 円、提案事業の交付対象事業費を 1,251,000,000 円とし、提案事業割合が 28% を超えることから、同町は、交付限度額は基幹事業の交付対象事業費に 9 分の 5 を乗じた 799,000,000 円であるとして、この範囲内の交付金 798,800,000 円の交付又は交付決定を受けていた。

そして、同町は、上記全体の交付対象事業費を基幹事業と提案事業に区分するに当たって、合体の施設として 17 年度から 20 年度までの間に整備した基幹事業の地域交流センターと提案事業の健康増進施設の整備費用のうち、建物内の風除室、エントランスホール、受付、事務室等の共用部分の整備費用は、基幹事業、提案事業それぞれの専用延床面積の割合により案分して算出する一方、建物外の外構、駐車場及び浄化槽の整備費用については、その全額計 83,242,486 円を基幹事業の交付対象事業費としていた。

しかし、上記の外構、駐車場及び浄化槽は、建物内のエントランスホール、受付等と同様に、地域交流センター及び健康増進施設の両施設の使用者が利用する共用部分として位置付けられることから、その整備費用については、基幹事業と提案事業に案分すべきであったのに、案分せずに全額を基幹事業の交付対象事業費として交付限度額を算定していたのは適切とは認められない。

したがって、外構、駐車場及び浄化槽の整備費用を、基幹事業、提案事業それぞれの専用延床面積の割合で案分するとともに、その他交付対象事業費の計上誤り等を修正して計算すると、基幹事業の適正な交付対象事業費は 1,409,367,750 円となり、交付限度額はこれに 9 分の 5 を乗じて算出される 782,982,083 円となることから、前記の交付又は交付決定を受けていた交付金 798,800,000 円は 15,817,917 円過大になっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において、交付金事業の適正な実施及び経理に対する認識が十分でなかったこと、鹿児島県において、本件交付金事業の審査、確認及び同町に対する指導が十分でなかったことによると認められる。

公営住宅の家賃の低廉化に係る対象額の算定が適切でないもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 1,887,300 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業 費 (国庫補助 対象 事業費)	不当と認める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(495) 長崎県	長崎市	地域住宅 交付金 (公的賃 貸住宅家 賃低廉 化)	18	91,177	41,029	4,194	1,887

この交付金事業は、長崎市が、平成 18 年度に管理を開始している滑石団地(管理戸数 209 戸)及び田ノ浦団地(同 54 戸)の公営住宅について、その入居者の家賃負担軽減のために、家賃の低廉化を図ることを目的として行ったものである。

この公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費は、公営住宅等家賃対策補助金交付要領(平成 8 年建設省住備発第 87 号)等に基づき、公営住宅の団地、管理開始年度、入居者の収入の区分等の別に対象となる額(以下「対象額」という。)をそれぞれ算定し、これらの対象額を合計した額とすることとされている。そして、対象額の算定の対象となる住戸は、基準日現在において入居者がいる住戸とされているが、

このうち、公営住宅に引き続き3年以上入居し、かつ一定の基準を超える収入を有する者(以下「収入超過者」という。)が入居している住戸は除くこととされている。

同市は、同年度の対象額の合計を91,177,000円と算定し、これを事業費としていた。

しかし、同市は、両団地に係る対象額の算定に当たり、誤って、対象額の算定の対象とはならない収入超過者が入居している住戸12戸に係る額を含めていたため、対象額が過大に算定されていた。

したがって、適正な対象額の合計を算定すると、86,983,000円となることから、本件事業費は4,194,000円が過大になっており、これに係る交付金相当額1,887,300円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、対象額の算定に当たり、収入超過者が入居している住戸に係る額が含まれていないことの確認が十分でなかったこと、また、長崎県において、受理した交付金交付申請書等の審査が十分でなかったことによると認められる。

委託工事に係る消費税相当額の算定が適切でないもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,120,817円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(496) 大阪府	大阪市	市道淀川区第1527号線交通安全施設等整備	18	597,706 (597,706)	328,738	2,037 (2,037)	1,120

この補助事業は、大阪市が、東淀川区東中島地先において、東海道本線の軌道下に地下横断歩道(延長54.9m)を新設するために、函体工、軌道整備工等を工事費597,706,000円(国庫補助金328,738,300円)で、鉄道事業者に委託して実施したものである。

本件委託工事は、地下横断歩道の築造に係る函体工等の道路施設工事と既存の鉄道施設の改修等に係る軌道整備工等の鉄道施設工事からなっている。

そして、委託工事費の算定に当たっては、道路施設工事に要する費用(以下「道路施設工事費」という。)と鉄道施設工事に要する費用(以下「鉄道施設工事費」という。)を合わせた569,243,810円に、この額を課税対象として算定した消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)相当額28,462,190円を加算していた。

しかし、上記のうち鉄道施設工事費については、鉄道事業者が所有する鉄道施設の改修等を同市が負担するものであり、改修等を行った後の資産の帰属は鉄道事業者になることから、消費税法(昭和63年法律第108号)上の資産の譲渡等の対価に該当せず、消費税の課税対象外として処理しなければならないものである。

そこで、道路施設工事費と鉄道施設工事費とを区分して、このうち鉄道施設工事費を消費税の課税対象外として適正な委託工事費を算定すると、道路施設工事費と鉄道施設工事費を合わせた前記の569,243,810円に道路施設工事費528,486,814円に係る消費税相当額26,424,340円を加えて、595,668,150円となり、前記委託工事費597,706,000円は2,037,850円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額1,120,817円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、委託工事費の算定に当たり、鉄道施設工事費に係る消費税の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 工事の設計が適切でないもの

7件 不当と認める国庫補助金 60,364,057円

落橋防止システムの設計が適切でないもの

(3件 不当と認める国庫補助金 36,819,697円)

第3章 第1節 第12 国土交通省

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(497) 静岡県	静岡市	平成17年度河第26号準用河川安東川改修その2工事	17、18	91,204 (58,412)	19,470	19,536 (12,512)	4,170
(498) 京都府	木津川市 <small>(注)</small>	市道久保川南線道路改築	17～19	87,597 (87,597)	48,155	36,235 (36,235)	19,926
(注) 平成19年3月11日以前は相楽郡木津町							
(499) 奈良県	奈良県	枚方大和郡山線地方道路交付金事業(道路改良)他	19、20	26,906 (26,906)	14,705	23,279 (23,279)	12,722
(497)-(499)の計				205,707 (172,916)	82,331	79,050 (72,026)	36,819

これらの補助事業は、1県2市が、橋りょうを新橋に架け替えるために、下部工として橋台の築造又は上部工としてプレストレストコンクリート桁^{けた}の製作、架設等を実施したものである。

これらの橋りょうの設計は、「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)等に基づいて行われている。そして、示方書によると、設計で想定されない地震動が作用するなどした場合でも上部構造の落下を防止することができるように、落橋防止システムを設けることとされている。この落橋防止システムの構成は、落橋防止構造、桁^(注)かかり長等の中から、橋りょうの形式、地盤条件等に応じて適切に選定することとされている。

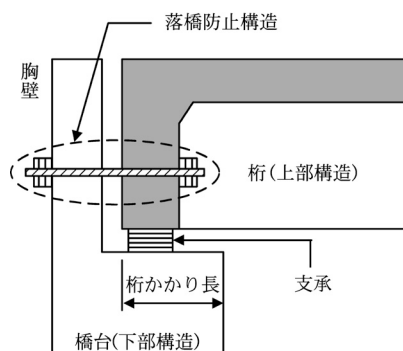
このうち落橋防止構造は、上部構造の両端が剛性の高い橋台に支持されていて上部構造の長さが25m以下の橋りょうについては、橋軸方向の変位が生じにくい橋りょうに該当して、その設置を省略することができることとされている。ただし、地震時に橋りょうに影響を与える液状化が生ずる砂質土層等の不安定となる地盤がある場合には、予期しない大きな変位が生ずることがあるため、落橋防止構造の設置を省略してはならないとされている。

しかし、1県2市は、地震時に液状化が生ずる砂質土層等の不安定となる地盤がある場合であるのに落橋防止構造の設置を省略して、橋りょう上部工等(事業費相当額計79,050,974円、うち国庫補助対象額計72,026,000円)の所要の安全度が確保されていない状態になっており、これらに係る国庫補助金相当額計36,819,697円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、1県2市において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのにこれに対する検査が十分でなかったこと、示方書についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 落橋防止構造、桁^(注)かかり長 桁と橋台の胸壁をPC鋼材で連結するなどして、上下部構造間に予期しない大きな相対変位が生じた場合に、これが桁^(注)かかり長(桁端部から下部構造頂部縁端までの長さ)を超えないようにする構造

(参 考 例)



舗装構造の設計が適切でないもの (1件 不当と認める国庫補助金 13,750,000円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(500) 岩手県	紫波郡矢巾町	町道中央1号線地方道路交付金	20	25,128 (25,000)	13,750	25,128 (25,000)	13,750

この補助事業は、矢巾町が、同町藤沢地内において、大学附属病院等の建設に伴う交通量の増大に対応するため、町道中央1号線の延長959.5mの舗装工等を実施したものである。

本件工事は、北側280.0m区間(以下「北側」という。)については平成元年に、また、南側679.5m区間(以下「南側」という。)については2年にそれぞれ築造された舗装を改良するため、表層工、路盤工等を行うものである。

同町は、本件工事の舗装構造の設計に当たって、アスファルト舗装要綱(社団法人日本道路協会編。以下「要綱」という。)等に基づき、舗装の等値換算厚(以下「 T_A 」^(注1)という。)が、設計 CBR^(注2) と交通量区分^(注3) に応じて示される T_A (以下「目標 T_A 」という。)を上回る舗装構造とすれば、所定の設計期間(標準10年)を通じて安全かつ円滑な交通が確保されるとして、次のように設計し、これにより施工していた。

すなわち、北側については、設計期間を10年とし、当該区間の設計 CBR を6%と設定して、舗装の T_A が22.7cmとなる舗装構造とすれば、これが目標 T_A 21.0cmを上回ることから、設計計算上安全かつ円滑な交通が確保されるとしていた。また、南側については、27年の大学附属病院建設後に再度改良を予定しているため、設計期間を標準の10年より短い7年とし、当該区間の設計 CBR を3%と設定して、舗装の T_A が19.7cmとなる舗装構造とすれば、これが目標 T_A 19.0cmを上回ることから、設計計算上安全かつ円滑な交通が確保されるとしていた。

しかし、北側及び南側の設計がそれぞれ次のとおり適切でなかった。

すなわち、舗装工事を施行するに当たっては、国土交通省が定めた「舗装の構造に関する技術基準」(平成13年国道企第55号ほか国土交通省道路局長ほか通知。以下「基準」という。)に基づいて設計すべきであったのに、同町は、北側、南側いずれについても基準に基づくことなく前記の要綱のみに基づいて設計していた。また、北側については、当該区間で既設舗装を実施した際の設計 CBR に基づき設計 CBR を3%と設定すべきであったのに、誤って別の区間の設計 CBR に基づき6%と設定していた。さらに、南側については、設計期間を7年としていることから、基準に基づき、舗装に必要な T_A を

(注4)
 交通量区分に応じた設計期間10年の疲労破壊輪数に当該設計期間の10年に対する割合(10分の7)を乗ずるなどして算定すべきであったのに、これによることなく、誤って交通量調査結果に基づいた交通量区分より一段階下の交通量区分を適用して目標 T_A を過小に設定するなどして舗装構造を設計していた。

そこで、北側及び南側について、改めて、適正な設計CBRと交通量区分を適用して基準に示された算定式により舗装に必要な T_A を算出すると、それぞれ25.1cm及び23.8cmとなり、前記の設計計算における T_A 22.7cm及び19.7cmはこれを下回っていて、いずれも設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件舗装工(工事費相当額25,128,600円)は、舗装構造の設計が適切でなかったため、所定の設計期間における安全かつ円滑な交通が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金13,750,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において、本件舗装構造の設計等に対する認識が十分でなかったことによると認められる。

(注1) 等値換算厚 アスファルト舗装の路盤から表層までの各層をすべて加熱アスファルト混合物で造ったとした場合の必要な舗装厚

(注2) 設計CBR アスファルト舗装の設計に用いる地盤の強さを表す舗装厚の決定に使われる指標。日本工業規格(JIS)で定められた所定の荷重に対する地盤の強さを百分率で表わすもので、値が大きいほどその地盤は強いとされる。

(注3) 交通量区分 平均の1日1方向当たりの大型車交通量が100台以上250台未満、250台以上1,000台未満等に区分された交通量の区分

(注4) 疲労破壊輪数 舗装道において、舗装路面に49kNの輪荷重を繰り返して加えた場合に、舗装にひび割れが生ずるまでに要する回数で、舗装を構成する層の数並びに各層の厚さ及び材質が同一である区間ごとに定められるもの

擁壁の設計が適切でないもの (1件 不当と認める国庫補助金 5,089,210円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(501) 福岡県	柳川市	五給人開 西矢島線 道路災害 復旧工事、 観音小路 久々田線 道路災害 復旧工事	19	15,792 (15,792)	10,533	7,630 (7,630)	5,089

この補助事業は、柳川市が、柳川、大和両地区において、河川に面していて豪雨により被災した道路の機能回復を図るために、土工、擁壁工等を実施したものである。

このうち擁壁工は、道路の擁壁及び河川の護岸を兼用する構造としてブロック積擁壁(高さ1.9m～2.8m、延長計76m。)を築造するものである。そして、全延長のうち57.5m区間については、車両の路外への逸脱を防止するため、被災前には設置されていなかったガードレールを市の単独事業により新たに設置している(参考図参照)。

そして、本件擁壁については、「道路土工・擁壁工指針」(社団法人日本道路協会編。以下「指針」という。)に示された直高と法面勾配のりこうの関係表等に基づき、安全性について検討を行ったところ、擁壁の高さ等が安全とされる範囲に収まっていたことから、設計計算上安全であるとして、これにより施工していた。

しかし、同市は、上記の 57.5m 区間のガードレールの設置に当たって、これを設置するための鉄筋コンクリート造の基礎を擁壁上部に設けるなどガードレールを擁壁と分離するための措置を講ずることなく、構造上一体のもので擁壁上部に直接設置していた。そして、このような場合には、指針によると、車両がガードレールに衝突する時の荷重を考慮して擁壁の安定計算等を行うこととされているのに、同市では、その検討を行っていなかった。

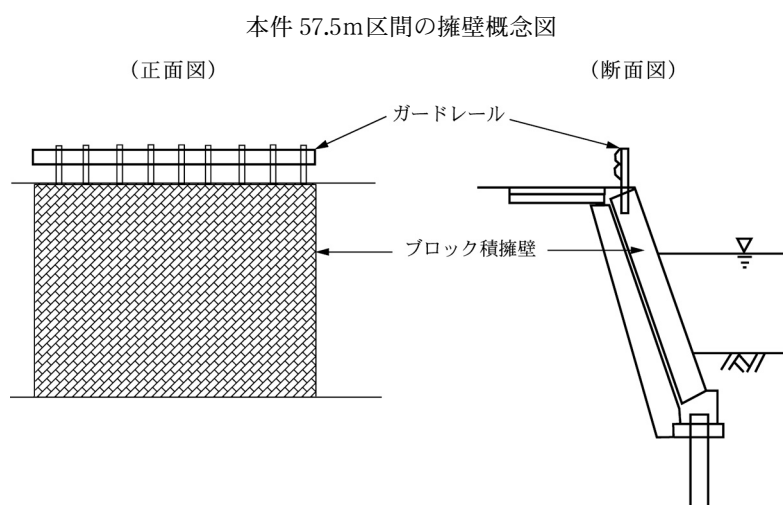
そこで、ガードレールを直接設置した 57.5m 区間について、指針に基づく安定計算等を行ったところ、車両がガードレールに衝突する時の擁壁のコンクリートに生ずる曲げ引張応力度(注)は 0.57N/mm^2 となり、許容曲げ引張応力度(注)の 0.33N/mm^2 を大幅に上回っており、また、擁壁の転倒に対する安全率は 1.02 又は 0.93 となり、許容値 1.2 を下回っていて、いずれも設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

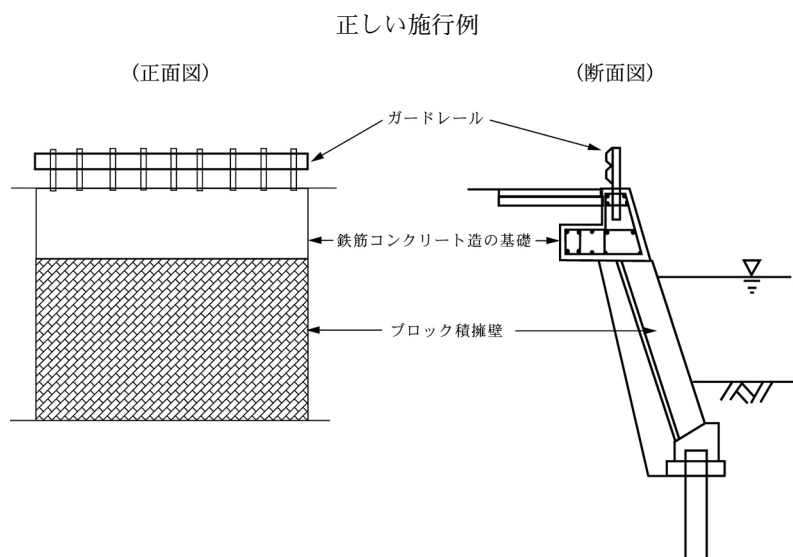
したがって、本件 57.5m 区間の擁壁等(工事費相当額 7,630,000 円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額 5,089,210 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、ガードレールと構造上一体として築造した場合の擁壁の安定計算等について理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 曲げ引張応力度・許容曲げ引張応力度 「曲げ引張応力度」とは、材の外から曲げようとする力が加かったとき、そのために材の内部に生ずる力のうち引張側に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容曲げ引張応力度」という。

(参 考 図)





水路工の設計が適切でないもの

(1件 不当と認める国庫補助金 3,037,000 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(502) 福岡県	福岡県	柳川筑後線(有沿側道)道路新設工事(1工区)	18, 19	97,221 (97,221)	53,471	5,523 (5,523)	3,037

この補助事業は、福岡県が、柳川市矢加部地内において、地域高規格道路の側道(延長 89.1m)等を整備するために、盛土工、水路工等を実施したものである。

このうち盛土工は、当該地域が粘土層等による軟弱な地盤であるため、「道路土工軟弱地盤対策工指針」(社団法人日本道路協会編。以下「指針」という。)等に基づき、地盤沈下により最大約 180cm の沈下が生ずることを見込んだ盛土高とするなどの地盤沈下対策を行うこととしている。

また、水路工は、用排水を行うための既設水路の機能回復を目的として、プレキャストコンクリート製の U 型水路(以下「水路」という。)を新設するもので、盛土(高さ 8.1m~9.0m)に隣接するなどして、高さ 1.0m、幅 1.0m、延長 45.0m の水路(以下「A 型水路」という。)及び高さ 2.0m、幅 2.0m、延長 74.0m の水路(以下「B 型水路」という。)等を築造するものである(参考図 1 参照)。そして、水路工については、既設水路の機能を早期に確保することとして、盛土工を施工する前に水路を設置する旨の指示を請負業者に行い、請負業者はこれに従って施工していた。

しかし、前記の指針によると、軟弱地盤では、盛土等によって周辺地盤の隆起や不等沈下を引き起こすことが多いため、盛土に接して施工される構造物が施工中又は施工後に過大な変状を生ずることを避けなければならないとされている。そして、そのためには、盛土を先行して行い、沈下が十分進んだ後に、構造物を施工するなどの工法を検討することとされているのに、同県は、仮排水路を先に設置して盛土の沈下が進んだ後に本件水路を築造するなどの措置を執らずに、盛土に先立って水路を施工させていた。

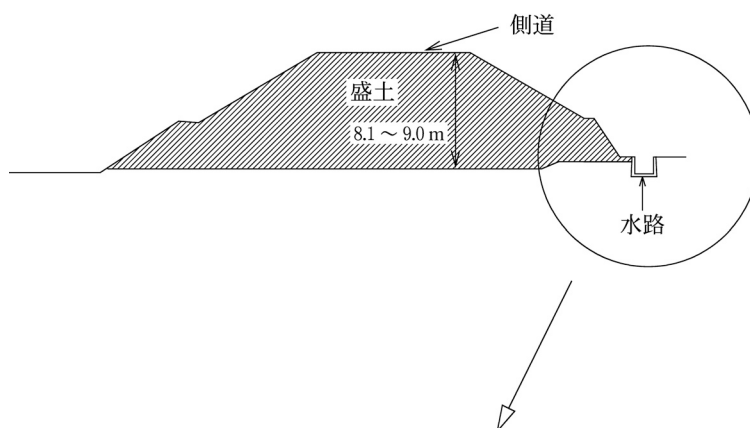
そこで、現地の状況を確認したところ、水路のうち、盛土に隣接している箇所には不等沈下が生じており、A型水路のうち延長36.0m区間については左壁の天端高さが右壁よりも3.2cm～9.3cm、また、B型水路のうち延長40.0m区間についても同様に2.6cm～17.1cmそれぞれ低くなっていて、いずれも盛土側に傾斜していた。また、A型水路及びB型水路の底版部については、それぞれ上記の区間において、基準高より最大15.9cm及び13.5cm沈下していて、同県制定の「土木工事施工管理の手引き」に定められている水路工の出来型管理基準及び規格値の基準高に対する許容値±3cmを大幅に超えていた(参考図2参照)。さらに、B型水路については、上記区間のうち延長34.0mの区間にわたり、設計勾配に対して逆勾配(平均4.4/1000)となっていた。

したがって、本件A型水路及びB型水路のうち、上記の延長36.0m区間及び40.0m区間(工事費相当額5,523,000円)は、設計が適切でなかったため、大幅な沈下、逆勾配等が生ずるなどして、工事の目的を達成しておらず、これに係る国庫補助金相当額3,037,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、水路工の沈下対策に対する工法等の検討が十分でなかったことなどによると認められる。

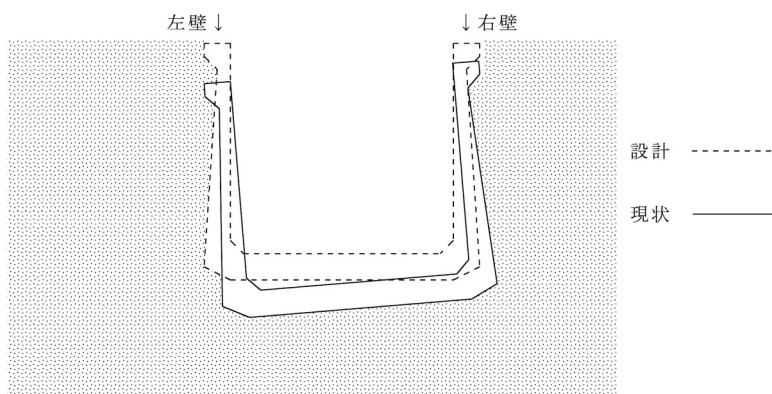
(参考図 1)

盛土及び水路の関係概念図



(参考図 2)

水路の断面図



道路照明施設の設計が適切でないもの (1件 不当と認める国庫補助金 1,668,150円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業 費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(503)	大阪府 大東市	市道諸福 中垣内線 交通安全 施設等整 備	18, 19	56,175 (52,740)	29,007	3,033 (3,033)	1,668

この補助事業は、大東市が、扇町地内において、高齢者等の安全で円滑な移動を図るために、照明施設設置工、舗装工等を実施したものである。

このうち、照明施設設置工は、市道諸福中垣内線の歩道に道路照明施設7基を設置するものである。

本件事業は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)に基づき、市内の道路に高齢者等の移動の利便性及び安全性の向上を図るために必要な施設の設置等を行う道路特定事業の一部として、市道諸福中垣内線の歩道に道路照明施設等を設置するもので、同線は、住宅地域にあって、鉄道旅客施設と官公庁、福祉施設等との間の移動の円滑化を図るために同事業の実施が特に必要であると認められる経路に該当している。

本件道路照明施設の設計は、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」(財団法人国土技術研究センター編)等に基づき行われている。同ガイドラインによると、本件のように、住宅地域にあって夜間の歩行者交通量が多い場合には、歩道路面上の照度は5.0ルクス以上を確保することとされている。このため、同市は、設計において、歩道路面上の照度が5.0ルクス以上となるように照度計算を行い、本件道路照明施設のランプの仕様を180Wの高圧ナトリウムランプとしていた。

しかし、同市は、請負人から施工に先立って提出された使用材料承諾願に、本件道路照明施設のランプの仕様を誤って110Wの高圧ナトリウムランプとする旨が記載されていたのに、これを十分に検討することなく承諾し、これにより施工していた。

このため、本件事業の夜間における歩道路面上の照度は2.9ルクスから4.8ルクスとなっていて、道路照明施設7基を設置した区間すべての歩道路面において、必要とされている5.0ルクス以上の照度が確保されていなかった。

したがって、本件道路照明施設(工事費相当額3,033,000円)は、設計が適切でなかったため、所要の照度が確保されておらず、これに係る国庫補助金相当額1,668,150円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、請負人から提出された使用材料承諾願に設計と異なる仕様の高圧ナトリウムランプが記載されていたのに、これに対する検討が十分でなかったことによると認められる。

(注) 照度 光源から放射される光の量を光束といい、単位面積当たりに入射する光束を照度(ルクス)という。

(3) 補償費の算定が適切でないもの 4件 不当と認める国庫補助金 9,242,021円

自動車教習所の移転に係る補償費の算定が適切でないもの

(1件 不当と認める国庫補助金 3,269,037円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(504) 福島県	会津若松市	土地区画整理	19	348,237 (348,237)	191,530	5,943 (5,943)	3,269

この補助事業は、会津若松市が、土地区画整理事業の施行に伴い支障となる自動車教習所の建物、工作物等の移転に要する費用として、平成19年度に、348,237,107円(国庫補助金191,530,408円)を所有者に対して補償したものである。

同市は、上記土地区画整理事業等の公共事業の施行に伴う損失補償については、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」(昭和37年用地対策連絡会決定)、「補償金算定標準書」(平成17年東北地区用地対策連絡会制定。以下「標準書」という。)等に基づき行っており、本件自動車教習所の建物、工作物等の移転補償に当たっては、この損失補償基準等に基づき、従前の建物、工作物等と同種同等の建物、工作物等を構外に建築するとの考え方に基づいて、移転補償費を算定している。そして、その算定に当たっては、補償コンサルタントに建物、工作物等の撤去、新設等に係る補償費算定業務を委託して、標準書によりそれぞれの単価に数量を乗ずるなどした成果品を受領して、これにより計348,237,107円と算定していた。

上記移転補償費のうち、アスファルト舗装(10,158.9㎡)、歩車道境界ブロック(2,156.8m)等における工作物の撤去費についてみると、いずれも人力により撤去することなどを前提とした単価により算定されており、また、このうちアスファルト舗装の単価は、表層及び路盤部分を撤去し埋め戻すことを前提としたものとなっていた。

しかし、本件自動車教習所(15,003.5㎡)の現場は、大型の機械により施工することが十分可能であり、また、同教習所の跡地利用の面からもアスファルト舗装の表層部分だけを撤去すれば十分であると認められ、本件工作物の撤去費の算定に当たり、人力施工等を前提とした標準書の単価を適用するなどしていたのは適切とは認められない。

したがって、適切な撤去費の単価等により本件補償費を修正計算すると、移転雑費等に係る積算過小を考慮しても、342,293,402円となり、本件補償費348,237,107円はこれに比べて5,943,705円過大となっており、これに係る国庫補助金相当額3,269,037円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、標準書の単価等の取扱いについての理解が十分でなく、委託した補償費算定業務の成果品の内容が適切でなかったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

水道管等の移設に係る補償費の算定が適切でないもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,350,885 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(505) 福岡県	福岡市	まちづくり交付金 (地域創造支援)	20	16,355 (16,355)	6,542	5,877 (5,877)	2,350

この補助事業は、福岡市が、同市中央ふ頭地区において、道路整備に伴い支障となる水道管等の移設に要する費用として、同市の水道事業管理者に対し、平成 20 年度に 16,355,850 円(交付金 6,542,340 円)を補償したものである。この補償は、水道事業管理者が既存の水道管等と同等の水道管等の新設するのに要した工事費 13,307,000 円と事務費等 3,049,612 円を合算するなどした額を対象としている。

しかし、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」(昭和 42 年閣議決定)及び「公共補償基準要綱の運用申し合せ」(昭和 42 年用地対策連絡会)によると、公共事業の施行に伴い、既存公共施設等の管理者が、機能の廃止等が必要となる施設等と同等の代替施設を建設する場合には、当該公共施設等に係る決算が継続的に赤字状況にあるなどやむを得ないと認められるときを除き、当該施設の建設に要する費用から既存公共施設等の機能廃止時までの財産価値の減耗分(以下「財産価値の減耗分」という。)を控除して補償費を算定することとなっている。そして、同市の水道事業の 17 年度から 19 年度までの収益的収支の決算をみると、いずれも黒字となっていて、継続的な赤字状況にあるなどのやむを得ないと認められるときに該当しないのであるから、同市が、本件補償費の算定に当たって、水道管等の新設に要する工事費の全額を補償の対象として財産価値の減耗分を控除していないのは、適切とは認められない。

したがって、本件補償費は、水道管等の耐用年数 55 年に対する移設対象の水道管等の経過年数 45 年に応じた減耗分相当額 5,877,213 円が過大になっており、これに係る交付金相当額 2,350,885 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、補償費の算定に当たり、公共補償基準の取扱いについての理解が十分でなかったことによると認められる。

建物移転料等の算定が適切でないもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,980,825 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(506) 山形県	山形県	建物移転補償	19	119,090 (119,090)	65,499	3,601 (3,601)	1,980

この補助事業は、山形県が、道路の拡幅に必要な用地の取得に当たり、支障となる山形市内の鉄骨造り 2 階建て店舗(延床面積 343.2㎡。以下「本件店舗」という。)を移転させるなどのため、補償費 119,090,022 円(国庫補助金 65,499,512 円)で、本件店舗の所有者に建物等の移転に伴う損失補償を行ったものである。

同県は、公共事業の施行に伴う損失補償を、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和37年閣議決定)等に基づき国土交通省が制定した「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準」(平成13年国土交通省訓令第76号。以下「補償基準」という。)を準用するなどして行うこととしている。

補償基準等によれば、鉄骨造り建物の建物移転料は、建物のく体、電気設備等の工事費を積み上げるなどして算出することとされており、く体に係る工事費は、く体の鉄骨重量に鋼材費、工場加工・組立費等の各単価を乗ずるなどして算出することとされている。また、建物の不可視部分の調査は、既存図を利用して行うものとされている。

鉄骨造り建物に使用されるH形鋼等の鋼材には、既製のH形鋼の他に工場等で鋼板を溶接等により組み立てて製作した鋼材(以下「ビルドH鋼材」という。)がある。

そして、前記の鋼材費、工場加工・組立費等の各単価には、柱、梁等の建物の主要構造部に使用されている鉄骨(以下「主要鋼材」という。)の形状に応じて、主要鋼材にビルドH鋼材が使用されている場合の「ビルドH主体」の区分と既製のH形鋼が使用されている場合の「H形鋼主体」の区分とがあり、ビルドH主体の各単価は、上記のような製作方法等のため、H形鋼主体に比べて割高になっている。

そして、同県は、本件店舗について、主要構造部でない箇所に使用されているH形鋼に溶接痕が目視されたため、既存図を利用することなく、目視できなかった主要鋼材にもビルドH鋼材が使用されていると判断して、鉄骨重量にビルドH主体の各単価を乗ずるなどして、建物移転料を100,224,455円と算定していた。

しかし、本件店舗の既存図によれば、本件店舗の主要鋼材はビルドH鋼材ではなく既製のH形鋼であることから、本件店舗には、ビルドH主体ではなく、H形鋼主体の各単価を適用すべきであったと認められる。

したがって、本件店舗について、前記の鉄骨重量にH形鋼主体の各単価を乗ずるなどして本件店舗の建物移転料を算出すると、96,685,310円となり、これにより、本件店舗の移転等に係る適正な補償費を算定すると、他の算定誤りの修正も含めて115,488,521円となることから、前記の補償費119,090,022円との差額3,601,501円が過大となっており、これに係る国庫補助金相当額1,980,825円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した補償費算定業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことによると認められる。

工作物移転料等の算定が適切でないもの (1件 不当と認める国庫補助金 1,641,274円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等交 付額	不当と認める事業 費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(507) 山形県	山形県	工作物移 転補償	19, 20	40,571 (40,571)	22,314	2,984 (2,984)	1,641

この補助事業は、山形県が、道路の新設に必要な用地の取得に当たり、支障となる山形県内の温室施設(面積1979.7㎡)等の工作物を移転させるなどのため、補償費40,571,782円(国庫補助金22,314,480円)で、温室施設の所有者に工作物等の移転に伴う損失補償を行ったものである。

同県は、公共事業の施行に伴う損失補償を、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和37年閣

議決定)等に基づき国土交通省が制定した「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準」(平成13年国土交通省訓令第76号。以下「補償基準」という。)を準用するなどして行うこととしている。

補償基準等によれば、土地等の取得に伴い通常生ずる損失の補償費として、工作物等の移転料、立木補償費等を計上することとされている。

同県は、本件工作物の移転料のうち、温室施設の移転料について、補償基準等に基づき、建物移転料の算定方法に準じて再築工法により算定することとして、24,072,360円としていた。

しかし、補償基準等によると、再築工法による場合の建物移転料は、従前の建物の推定再建築費に建物の耐用年数や経過年数等から定まる再築補償率を乗ずるなどして算定することとされているにもかかわらず、同県は、温室施設の移転料の算出に当たって、再築補償率を乗ずることなく、推定再建築費として算出した新設に係る費用をそのまま移転料として算定するなどしていた。

したがって、補償基準等に基づき、所定の計算方法により算出した本件温室施設の再築補償率を推定再建築費に乗ずるなどして、本件温室施設の適正な移転料を算出すると、21,326,810円となり、これにより、本件工作物の移転等に係る適正な補償費を算定すると、他の算定誤りの修正も含めて37,587,646円となることから、前記の補償費40,571,782円との差額2,984,136円が過大となっており、これに係る国庫補助金相当額1,641,274円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した補償費算定業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことによると認められる。

(4) 補助金を過大に受給しているもの 2件 不当と認める国庫補助金 275,531,512円

出来高検査を適切に行わなかったため、補助金を過大に受給しているもの

(1件 不当と認める国庫補助金 274,528,142円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等 交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(508) 神奈川県	横浜市	東海道本線岩間川橋りょう及び金沢橋改築工事	16~19	2,764,020	921,339	823,584	274,528

この補助事業は、横浜市が、保土ヶ谷区岩井町及び^{かたびら}帷子町地内において、平成16年度から22年度までの間に、今井川に架かる東海道本線の岩間川橋りょう及び金沢橋を撤去して、新たにボックスカルバートを築造等する工事を総事業費6,699,650,000円で東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR東日本」という。)に委託して実施するものである。

同市は、JR東日本との間で、16年4月に、全体の工事の内容、総事業費等を記した全体協定を締結するとともに、年度ごとに、年度内に施行可能な工事の内容、事業費等を明確にするための協定(以下「年度協定」という。)を締結している。そして、同市は、16年度から19年度までの間の各年度の出来高が年度協定等で予定していた出来高と同額であるとして、JR東日本からの支払請求により委託費計2,764,020,000円を支払い、これに基づき、補助事業の実績報告を行い国庫補助金として総額921,339,999円の交付を受けていた。

しかし、本件工事が台風による洪水被害の発生などにより遅延していて、16年度から19年度まで

の間の実際の出来高の合計額は、1,940,435,571円であったのに、同市は、出来高検査を適切に行わないまま、これらの出来高を年度協定等で予定していた出来高と同額であるとして、上記の委託費を支払っていたものである。

したがって、19年度末までの工事施行分としてJR東日本に支払った委託費と実際の出来高の合計額との差額823,584,429円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額274,528,142円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、委託した鉄道工事に係る経理を適切に行うことに対する認識が十分でなかったことなどによると認められる。

(後掲481ページの「河川工事に伴い鉄道事業者に委託する鉄道工事中において、支払を適切に行うため、出来高を的確に把握することができるよう是正改善の処置を求めたもの」参照)

高齢者向け優良賃貸住宅等整備事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る交付金相当額を返還していないもの (1件 不当と認める国庫補助金 1,003,370円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(509) 広島県	呉市	地域住宅 交付金 (高齢者 向け優良 賃貸住宅 等整備)	19、20	228,900 (46,824)	21,070	2,229 (2,229)	1,003

この交付金事業は、呉市において、平成19、20両年度に、民間事業者(以下「会社」という。)が高齢者向け優良賃貸住宅1棟(鉄筋コンクリート造り4階建て計30戸)の共同施設等整備を行ったものである。

地域住宅交付金等の交付の対象となる事業の消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)相当額の取扱いについて、国土交通省は、都道府県等に対して「住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について」(平成17年9月1日国住総第37号)を発し、課税期間における課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」という。)できる額が確定した場合には、事業主体はその額に係る交付金等相当額を国に返還することとしている。

本件交付金事業について会社は、消費税相当額を含めた交付金算定対象事業費を計46,824,000円であるとする実績報告書を、19年度事業は20年3月に、20年度事業は20年6月に同市に提出し、同市はこれに基づいてその事業費計46,824,000円を会社に補助していた。そして、同市は、広島県に対してそれぞれ本件交付金事業の完了実績報告を行い、同県から地域住宅交付金計21,070,000円の交付を受けていた。

しかし、会社は、その後の20年10月に消費税の確定申告を行い、交付金算定対象事業費に係る消費税相当額2,229,713円の全額を仕入税額控除しているのに、この消費税相当額に係る同市からの補助金相当額2,229,713円を同市に返還しておらず、同市もこの補助金相当額に係る交付金相当額1,003,370円を国に返還していなかったものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、前記の通知についての理解が十分でなく、通知の趣旨を事業主体に周知していなかったこと、同県において、同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(5) 補助の目的を達していないもの 1件 不当と認める国庫補助金 357,993,000円

取得した用地が補助の目的を達していないもの

(1件 不当と認める国庫補助金 357,993,000円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額	
				千円	千円	千円	千円	
(510)	埼玉県	埼玉県	下水道	昭和52 ～55	537,002 (537,002)	357,993	537,002 (537,002)	357,993

この補助事業は、埼玉県が、荒川左岸北部流域下水道事業(以下「北部流域事業」という。)及び荒川左岸南部流域下水道事業(以下「南部流域事業」という。)の一環として、下水処理場から発生する下水汚泥の焼却灰を道路用の路盤材等として利用するまでの間、一時貯留する仮置場として使用するため、それぞれ、昭和52年度に桶川市大字五丁台地内の土地1,913㎡を19,130,800円(国庫補助金相当額12,753,000円)で、また、53年度から55年度までの間にさいたま市西区内野本郷地内の土地26,133㎡を517,871,822円(補償費2,249,180円を含む。国庫補助金相当額345,240,000円)で取得したものである。

同県は、従前、下水汚泥の焼却灰を埋立処分していたが、処分先が定まらないなどの状況であったことから、下水汚泥を資源として有効利用することとし、焼却灰について物性試験等の調査及び検討を行った結果、52年度に焼却灰を道路用の路盤材等として利用することができ、事業化が可能であると判断して、上記のとおり、本件用地の取得を行ったものである。

しかし、その後、同県が焼却灰を路盤材等として利用することについて、57年9月及び59年1月に県道において試験施工したところ、路盤材等としての焼却灰は、耐久性に優れるなどの成果がみられたものの、強度のばらつきや、水分に影響を受けるといった性質等が見受けられたことから、施工場所の選定や品質管理が難しく、使用が制限されるため扱いにくいものであることが判明した。このため、道路用の路盤材等としての利用が軌道に乗らず、同県は、平成8年度まで、焼却灰を本件用地に一時貯留することなく埋立処分していた。

一方、同県は、6年頃から焼却灰をセメント原料として利用する取組を進め、8年度以降は、北部流域事業の焼却灰発生量の全量を、また、11年度以降は、南部流域事業の焼却灰発生量の全量をセメント原料として下水処理場から直接セメント工場に搬入していた。

また、南部流域事業においては、昭和57年11月に県議会に対して、本件用地の付近住民から本件用地も含めた隣接する河川流域への盛土行為を制限することなどを求める請願が提出され、同年12月に県議会がこの請願を採択するところとなったため、焼却灰の仮置場として利用することが困難な状況となっていた。

上記のように、北部、南部両流域事業で取得した本件用地計28,046㎡は、取得してから約30年間にわたり、焼却灰の仮置場として一度も利用されておらず、今後も同用地として利用されないものとなっている。

したがって、本件事業により取得した用地(用地費等19,130,800円及び517,871,822円、計537,002,622円)は、焼却灰の仮置場として一度も利用されていないことから、補助事業の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額12,753,000円及び345,240,000円、計357,993,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、焼却灰の他の利用方法の確立や仮置場としての利用の制限等、本件用地をめぐる状況に変化があったのに、仮置場としての利用の見直しを行わなかったことなどによると認められる。

(6) 工事の施工が設計と相違しているもの 1件 不当と認める国庫補助金 9,200,500 円

防波堤の施工が設計と相違しているもの (1件 不当と認める国庫補助金 9,200,500 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(511) 中国地方整備局	島根県隠岐郡海士町	保々見港港湾改修工事	20	69,057 (69,057)	34,528	18,401 (18,401)	9,200

この補助事業は、海士町が、保々見港^{ほほみ}において、船舶の係留場所を確保するための物揚場及びその静穏を維持するための防波堤の築造を、それぞれ工事費相当額 29,169,000 円及び 37,091,000 円で実施するなどしたものである。

このうち、防波堤の堤頭部(延長 13.0m)に係る工事については、設計図書等によると、次のとおり施工することとしていた(参考図参照)。

- ① 基礎工として、海底から水深 4.0m の高さまで基礎捨石を投入してマウンドを築造する。
- ② 本体工として、長さ 3.2m の二段積みセルラーブロック 4 基を、それぞれの底部に摩擦増大マットを取り付けて、マウンドの上に据え付ける。
- ③ 被覆工として、マウンドに被覆石を設置する。
- ④ 上部工として、二段積みセルラーブロックに上部コンクリートを打設する。

上記のうち、本体工及び上部工により築造される堤体の設計に当たっては、「港湾の施設の技術上の基準・同解説」(国土交通省港湾局監修)に基づき安定計算を行い、セルラーブロックの底部に摩擦増大マットを取り付けることにより、堤体の滑動に対する抵抗力は 184.0kN/m となっており、既往最高潮位において堤体に作用する水平波力 165.4kN/m を上回ることから、安定計算上安全であるとしていた。

しかし、請負人は、二段積みセルラーブロック 4 基を、誤ってそれぞれの底部に摩擦増大マットを全く取り付けないまま、マウンドの上に据え付けていた。

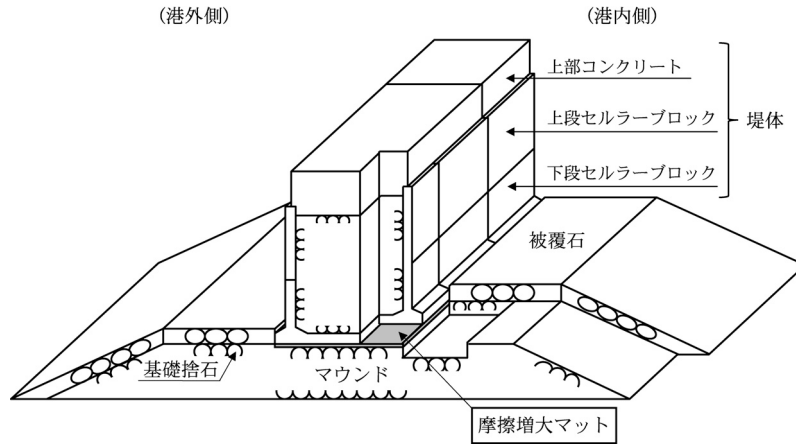
そこで、摩擦増大マットが取り付けられていない場合の本件堤体の安定計算を行うと、堤体の滑動に対する抵抗力は 147.2kN/m となり、水平波力 165.4kN/m を下回って、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件防波堤の堤体等(工事費相当額 18,401,000 円)は、本体工の施工が設計と著しく相違しているため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額 9,200,500 円が不当と認められる。

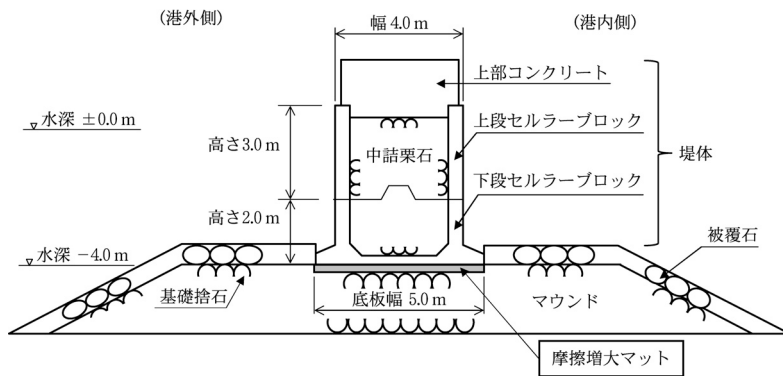
このような事態が生じていたのは、請負人が設計図書等についての理解が十分でないまま摩擦増大マットを取り付けずに施工していたのに、これに対する同町の監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図)

防波堤の概念図



防波堤の断面図



(7) 補助対象事業費を過大に精算しているもの

1件 不当と認める国庫補助金 3,089,625 円

下水道工事の補助対象事業費を過大に精算しているもの

(1件 不当と認める国庫補助金 3,089,625 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(512) 東京都	東京都	下水道	18~20	600,957 (526,680)	289,674	5,617 (5,617)	3,089

この補助事業は、東京都が、芝浦水再生センターで発生した汚泥を集約処理する南部汚泥処理プラントまで移送するための送泥管の能力増強を図るために、京浜運河を横断する区間(延長775m)において、管きょ工、配管工等を実施したもので、都は国庫補助対象事業費を526,680,000円であるととして、国庫補助金289,674,000円の交付を受けていた。

このうち、配管工は、ダクタイル鋳鉄管(1本当たりの長さ6m)の管径600mmのもの(以下「600管」という。)を送泥管の常用管として、同じく管径350mmのもの(以下「350管」という。)を予備管として、それぞれ新たに1条ずつ敷設するものである。

(注)
 そして、これら 600 管及び 350 管の管種については、本件工事の実施に先立って都が委託した設計コンサルタントの設計計算書では、管に作用する内外圧、耐震性、管の腐食等を考慮して 3 種管を使用することとしていた。これに対して、都は、より安全性を高めるために、3 種管より管厚及び強度が大きい 2 種管を使用する設計として、これを設計図書に明示し、これにより請負人と契約していたが、契約後、請負人から 350 管のような小口径の管は、2 種管が製造されていないので、350 管については 3 種管を使用することとする旨の材料承諾申請書が提出され、都は、これを安全性に問題はないとして承諾していた。

しかし、都は、このように 350 管について 3 種管を使用することを承諾していたのに、この承諾に伴う契約額の減額変更等の処置を執っていなかった。

したがって、350 管について 3 種管とした工事費により本件補助事業の補助対象事業費を修正計算すると、521,062,500 円となることから、前記の補助対象事業費は 5,617,500 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額 3,089,625 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、都において、本件の材料変更の承諾に伴って契約額を減額変更するなどの処置を執る必要があることについて認識が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 管種 ダクタイトル鉄管の種類には、管厚により 1 種管から 5 種管までがあり、1 種管に近づくほど管厚及び強度が大きくなっている。

(8) 工事費の積算が過大となっているもの 1 件 不当と認める国庫補助金 1,497,825 円

耐震補強工事の積算が過大となっているもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 1,497,825 円)

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(513) 埼 玉 県	さいたま市	地域住宅 交付金 (公営住 宅ストック 総合改 善)	19	87,990	39,595	3,328	1,497

この交付金事業は、さいたま市が、中央区本町西地内において、市営住宅上町住宅 1 号棟(鉄筋コンクリート造 5 階建て、管理戸数 30 戸)及び 2 号棟(鉄筋コンクリート造 4 階建て、管理戸数 24 戸)の耐震補強工事として、耐震補強工、外壁改修工等を工事費 87,990,000 円(交付金相当額 39,595,500 円)で実施したものである。このうち外壁改修工は、耐震補強工で各棟の壁面に設置した補強部材が足場となり外部から住居に人が侵入するおそれがあることから、防犯を目的として、補強部材に面した窓にアルミ製面格子(縦 1.3m、横 1.7m。以下「面格子」という。)を設置などするもので、面格子の設置は、1 号棟の 7 か所及び 2 号棟の 5 か所、計 12 か所となっている(参考図参照)。

同市は、面格子の設置費(材料費込み。以下同じ。)について、別途同時期に施工した他団地の耐震補強工事(以下「別途工事」という。)で使用した面格子と仕様が同一であったことから、別途工事の積算に当たり徴した見積りに基づいて決定していた。そして、別途工事の見積価格に同市が定めた査定率を乗ずるなどして算定した金額 380,000 円を 1 か所当たりの設置費として、これに設置箇所数 12 を

乗じて、面格子の設置費を計 4,560,000 円と積算していた。

しかし、同市が積算に用いた上記の見積価格は、別途工事の 1 棟当たりの面格子の設置箇所数 9 か所分の合計価格であり、これを 1 か所当たりの設置費として算定したのは誤りであって、正しくはその見積価格を 9 で除してから査定率を乗ずるなどするべきであった。

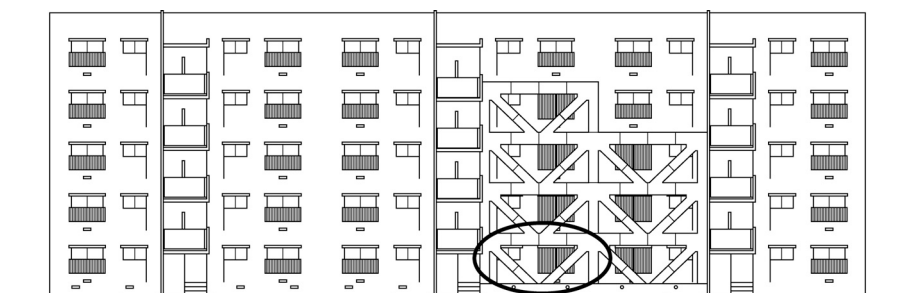
そして、上記により適正な面格子 1 か所当たりの設置費を算定すると 42,300 円となり、これに設置箇所数 12 を乗じて適正な面格子の設置費を積算すると計 507,600 円となることから、前記積算額は 4,052,400 円が過大となっていた。

したがって、本件工事費を修正計算すると、諸経費等を含めた工事費総額は 84,661,500 円となり、本件工事費はこれに比べて 3,328,500 円割高になっていて、これに係る交付金相当額 1,497,825 円が不当と認められる。

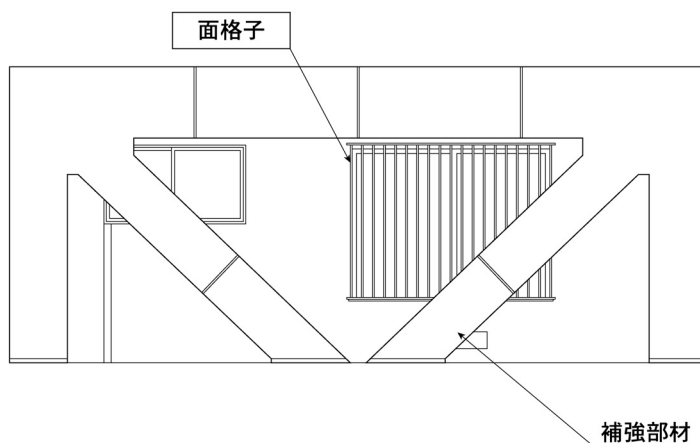
このような事態が生じていたのは、同市において、別途工事に係る見積りの内容を十分に理解していなかったこと及び工事費の積算に対する審査が十分でなかったことによると認められる。

(参 考 図)

1 号棟立面図



面格子部分拡大図



(9) 不適正な経理処理となっているもの及び補助の対象とならないもの

41件 不当と認める国庫補助金 946,170,990円

国庫補助事業に係る事務費等の執行に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って物品の購入等に係る需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に需用費、賃金、旅費、人件費、役務費等を支払ったりするなどしていたもの

(41件 不当と認める国庫補助金 946,170,990円)

国庫補助金(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)第2条第1項に規定する「補助金等」。以下「補助金等」という。)の対象となる経費のうち事務費等(以下「国庫補助事務費等」という。)は、国庫補助事業の施行のために直接必要な事務に係る経費であり、国庫補助事業に直接従事する職員の人件費のほか、物品の購入等に係る需用費、国庫補助事業の事務補助等に従事した臨時職員等に支払う賃金、職員が国庫補助事業に係る用務で出張した場合に支払う旅費、郵便料金等に係る役務費等の経費がある。そして、国庫補助事務費等に係る補助金等の交付額は、補助金等の交付決定単位ごとに事業費を所定の額に区分して、各事業費の額に、それぞれの区分ごとに定められた率を乗じて得た額を上限として算出することなどとされている。

上記補助金等の交付申請、交付決定等の手続は、補助金適正化法の定めるところにより行うこととされている。そして、補助金適正化法第3条等の規定によると、補助事業者等は法令の定め及び補助金等の交付の目的に従って誠実に国庫補助事業を行うように努めるとともに、補助金等を他の用途に使用してはならないなどとされている。また、国庫補助事務費等の各費目の内容・使途等については、国土交通省の都市・地域整備局、河川局、道路局、住宅局等の所管ごとの補助金交付申請等要領等(以下「交付要領」という。)において、それぞれ具体的に定められている。

そして、市町村(政令指定都市を除く。)が国庫補助事業の事業主体となる場合における補助金等の実績報告書の審査等の事務については、補助金適正化法第26条等の定めるところにより都道府県が行うこととされている。

本院が、^(注1)26府県^(注2)及び2政令指定都市(以下、政令指定都市を「政令市」といい、これらを合わせて「28府県政令市」という。)において、需用費、賃金及び旅費を、また、^(注3)6道県^(注4)の13市において、需用費、賃金、旅費、人件費、役務費等を対象として、国庫補助事務費等の経理について会計実地検査を行ったところ、平成14年度から19年度までの間に、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に需用費、賃金、旅費、人件費、役務費等を支払ったりするなどしていたものが、28府県政令市で計1,497,672,113円(国庫補助金相当額828,330,860円)、13市で計224,754,895円(国庫補助金相当額117,840,130円)、合計1,722,427,008円(国庫補助金相当額946,170,990円)あった。

(注1) 26府県 大阪府、秋田、山形、茨城、埼玉、千葉、富山、石川、福井、山梨、三重、滋賀、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、熊本、鹿児島、沖縄各県

(注2) 2政令指定都市 千葉、大阪両市

(注3) 6道県 北海道、青森、岩手、長野、愛知、和歌山各県

(注4) 13市 旭川、北見、青森、八戸、盛岡、北上、八幡平、長野、松本、豊橋、豊田、和歌山、田辺各市

これを需用費、賃金、旅費、人件費、役務費等ごとに示すと、次のとおりである。

(なお、本件の検査の背景等については、後掲 822 ページの「都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の経理の状況について」参照)

ア 需用費の支払

28 府県政令市及び 13 市は、国庫補助事業の施行のために必要となる物品の購入等に当たっては、業者から見積書を徴するなどして契約業者、購入価額等を決定し、支出負担行為等の経理処理を行って、契約した物品が納入されたことを確認(以下「検収」という。)した上で、業者からの請求に基づき購入代金を支払うこととしている。

しかし、27 府県政令市及び 12 市において、表 1 及び表 2 のとおり、不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に需用費を支払ったりするなどしていたものが、14 年度から 19 年度までの間に 27 府県政令市で 793,885,924 円(国庫補助金相当額 431,732,003 円)、15 年度から 19 年度までの間に 12 市で 117,719,673 円(国庫補助金相当額 58,105,506 円)、計 911,605,597 円(国庫補助金相当額 489,837,509 円)あった。

これを態様別に示すと、次のとおりである。

(ア) 預け金

業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させるなどしていたもの

9 県政令市、支払額 446,614,773 円(国庫補助金相当額 246,253,297 円)

5 市、支払額 39,961,198 円(国庫補助金相当額 19,580,626 円)

上記 9 県政令市のうち 4 県^(注 5)において、会計実地検査時に、業者が保有していた預け金は 244,990,621 円となっていた。なお、これらの業者が保有していた預け金 244,990,621 円には、県の単独事業に係る支払金も含まれている。

さらに、千葉県においては、業者から預け金の一部を現金で返金させて、これを別途に経理し、職員の夜食代等業務の目的外の用途に使用していたなどの事態も見受けられた。

(注 5) 4 県 千葉、福井、愛媛、沖縄各県

(イ) 一括払

支出負担行為等の正規の経理処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させて、これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を一括して支払うなどしていたもの

9 県政令市、支払額 139,715,193 円(国庫補助金相当額 73,142,702 円)

3 市、支払額 2,217,976 円(国庫補助金相当額 1,097,510 円)

(ウ) 差替え

業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたもの

18 県政令市、支払額 54,370,665 円(国庫補助金相当額 27,125,587 円)

10 市、支払額 16,435,979 円(国庫補助金相当額 8,427,458 円)

(エ) 翌年度納入

物品が翌年度以降に納入されているのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

25 府県政令市、支払額 121,598,391 円(国庫補助金相当額 68,696,901 円)

11 市、支払額 23,037,582 円(国庫補助金相当額 10,745,073 円)

(オ) 前年度納入

物品が前年度以前に納入されているのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

25 府県政令市、支払額 22,728,421 円(国庫補助金相当額 11,532,117 円)

7 市、支払額 1,332,176 円(国庫補助金相当額 740,624 円)

(カ) 補助の対象外

職員録等国庫補助事業の施行とは直接関係のない物品や国庫補助事業を実施していない部署が使用する物品の購入代金等を需用費から支払っていたもの

9 県政令市、支払額 8,858,481 円(国庫補助金相当額 4,981,399 円)

^(注6)
11 市、支払額 10,586,636 円(国庫補助金相当額 5,582,862 円)

^(注7)
上記のほか、4 市において、支出科目を市の経費に係る科目から国庫補助事業に係る科目に変更するなどし、多数の部署において使用していた共用自動車等に係る燃料費等の経費のうち国庫補助事業の施行と関係のない 24,148,126 円(15 年度から 19 年度まで)を国庫補助事業において使用したこととしていたものがあり、これに係る国庫補助金相当額 11,931,353 円を補助の対象とならない用途に使用していた。

(注6) 11 市 旭川、青森、八戸、盛岡、北上、長野、松本、豊橋、豊田、和歌山、田辺各市

(注7) 4 市 青森、長野、豊橋、田辺各市

表1 27 府県政令市における不適正な経理処理等により支払われた需用費の額の態様別内訳

(単位：円)

府 県 政 令 市 名	不適正な経理処理					(カ)補助の 対象外	計
	(ア)預け金	(イ)一括払	(ウ)差替え	(エ)翌年度 納入	(オ)前年度 納入		
秋 田 県	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	158,385 (80,264)	94,012 (60,010)	252,397 (140,274)
山 形 県	— (—)	— (—)	442,641 (327,109)	9,735,116 (6,782,347)	110,020 (59,208)	2,817,971 (1,509,938)	13,105,748 (8,678,602)
茨 城 県	29,796,360 (16,155,289)	41,135,463 (21,741,677)	4,099,251 (2,206,816)	7,717,659 (4,380,471)	2,241,744 (1,266,440)	— (—)	84,990,477 (45,750,693)
埼 玉 県	— (—)	— (—)	67,007 (20,062)	2,042,876 (1,018,031)	504,381 (182,029)	— (—)	2,614,264 (1,220,122)
千 葉 県	361,226,279 (190,179,548)	37,960,159 (18,605,719)	6,207,209 (3,087,844)	15,118,103 (7,954,699)	833,184 (420,154)	— (—)	421,344,934 (220,247,964)
富 山 県	— (—)	188,653 (109,795)	808,825 (532,373)	4,938,278 (2,896,708)	133,747 (93,055)	483,210 (284,415)	6,552,713 (3,916,346)
石 川 県	1,051,989 (581,126)	26,591,580 (14,284,380)	3,039,797 (1,789,515)	8,188,765 (4,678,831)	968,217 (503,717)	— (—)	39,840,348 (21,837,569)

(単位：円)

府 県 政 令 市 名	不適正な経理処理					(カ)補助の 対象外	計
	(ア)預け金	(イ)一括払	(ウ)差替え	(エ)翌年度 納入	(オ)前年度 納入		
福 井 県	8,085,929 (4,381,640)	12,416,407 (7,079,048)	2,510,309 (1,428,896)	7,653,363 (4,548,467)	1,663,782 (892,018)	— (—)	32,329,790 (18,330,069)
山 梨 県	— (—)	— (—)	— (—)	131,836 (70,066)	67,514 (36,762)	1,099,847 (546,573)	1,299,197 (653,401)
三 重 県	— (—)	— (—)	— (—)	3,122,034 (1,711,958)	575,157 (302,875)	— (—)	3,697,191 (2,014,833)
滋 賀 県	— (—)	— (—)	26,208 (12,566)	395,581 (202,153)	167,503 (83,385)	— (—)	589,292 (298,104)
大 阪 府	— (—)	— (—)	— (—)	49,733 (24,990)	290,774 (148,700)	— (—)	340,507 (173,690)
奈 良 県	— (—)	— (—)	28,413 (6,785)	3,091,764 (966,559)	— (—)	— (—)	3,120,177 (973,344)
鳥 取 県	— (—)	— (—)	6,045,752 (2,551,255)	1,372,765 (513,207)	6,304,898 (2,709,822)	— (—)	13,723,415 (5,774,284)
島 根 県	2,746,277 (1,557,813)	1,321,163 (767,060)	190,423 (130,590)	36,935,381 (20,931,364)	209,840 (115,544)	— (—)	41,403,084 (23,502,371)
岡 山 県	— (—)	— (—)	1,264,672 (694,982)	2,039,700 (932,752)	162,253 (88,567)	— (—)	3,466,625 (1,716,301)
広 島 県	— (—)	— (—)	1,094,025 (481,177)	1,759,454 (866,033)	58,865 (29,580)	— (—)	2,912,344 (1,376,790)
山 口 県	— (—)	— (—)	— (—)	2,666,382 (1,459,457)	80,839 (45,794)	3,807,405 (2,272,554)	6,554,626 (3,777,805)
徳 島 県	— (—)	— (—)	3,774,563 (1,904,528)	34,470 (16,300)	972,802 (519,229)	— (—)	4,781,835 (2,440,057)
香 川 県	— (—)	— (—)	— (—)	1,360,471 (766,928)	57,225 (29,887)	— (—)	1,417,696 (796,815)
愛 媛 県	8,403,671 (5,113,631)	6,233,305 (3,823,563)	7,331,097 (4,270,853)	3,563,566 (2,174,493)	4,272,970 (2,465,939)	— (—)	29,804,609 (17,848,479)
福 岡 県	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	80,340 (37,747)	— (—)	80,340 (37,747)
熊 本 県	1,843,385 (1,180,822)	12,978,334 (6,419,174)	6,493,303 (3,867,637)	4,819,275 (3,111,871)	1,853,705 (992,446)	292,586 (154,458)	28,280,588 (15,726,408)
鹿 児 島 県	— (—)	— (—)	— (—)	384,951 (226,556)	— (—)	— (—)	384,951 (226,556)
沖 縄 県	33,363,185 (27,072,197)	— (—)	158,353 (140,830)	1,789,671 (1,536,664)	241,313 (189,128)	66,412 (54,665)	35,618,934 (28,993,484)
千 葉 市	97,698 (31,231)	890,129 (312,286)	10,788,817 (3,671,769)	2,676,907 (922,566)	658,063 (229,864)	1,738 (1,353)	15,113,352 (5,169,069)
大 阪 市	— (—)	— (—)	— (—)	10,290 (3,430)	60,900 (9,963)	195,300 (97,433)	266,490 (110,826)
計	446,614,773 (246,253,297)	139,715,193 (73,142,702)	54,370,665 (27,125,587)	121,598,391 (68,696,901)	22,728,421 (11,532,117)	8,858,481 (4,981,399)	793,885,924 (431,732,003)

(注) 括弧書きは国庫補助金相当額

表2 12市における不適正な経理処理等により支払われた需用費の額の態様別内訳

(単位：円)

市名	不適正な経理処理					(カ)補助の対象外	計
	(ア)預け金	(イ)一括払	(ウ)差替え	(エ)翌年度納入	(オ)前年度納入		
旭川市	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	196,570 (106,890)	196,570 (106,890)
青森市	59,155 (29,767)	— (—)	129,433 (65,017)	8,877,598 (4,257,570)	— (—)	4,469,567 (2,243,640)	13,535,753 (6,595,994)
八戸市	2,067,838 (1,088,793)	150,808 (75,403)	496,903 (265,270)	884,148 (463,152)	545,956 (321,526)	435,742 (224,782)	4,581,395 (2,438,926)
盛岡市	36,524,636 (17,803,899)	971,609 (458,418)	4,220,858 (1,941,182)	1,901,532 (929,884)	196,556 (103,040)	2,790,145 (1,339,703)	46,605,336 (22,576,126)
北上市	— (—)	— (—)	2,120,095 (1,169,534)	1,113,042 (579,627)	47,565 (26,160)	580,468 (293,999)	3,861,170 (2,069,320)
八幡平市	— (—)	— (—)	115,911 (81,126)	574,034 (315,718)	— (—)	— (—)	689,945 (396,844)
長野市	447,255 (223,627)	— (—)	69,961 (41,218)	444,972 (285,092)	27,300 (15,015)	1,628,216 (914,968)	2,617,704 (1,479,920)
松本市	862,314 (434,540)	1,095,559 (563,689)	2,711,767 (1,456,604)	6,491 (4,329)	364,381 (170,083)	1,129,480 (560,426)	6,169,992 (3,189,671)
豊橋市	— (—)	— (—)	4,066,776 (2,015,415)	931,700 (483,242)	8,038 (4,420)	20,874,965 (10,203,119)	25,881,479 (12,706,196)
豊田市	— (—)	— (—)	222,260 (101,707)	22,182 (12,200)	— (—)	37,800 (18,900)	282,242 (132,807)
和歌山市	— (—)	— (—)	— (—)	8,069,883 (3,305,675)	— (—)	138,804 (55,524)	8,208,687 (3,361,199)
田辺市	— (—)	— (—)	2,282,015 (1,290,385)	212,000 (108,584)	142,380 (100,380)	2,453,005 (1,552,264)	5,089,400 (3,051,613)
計	39,961,198 (19,580,626)	2,217,976 (1,097,510)	16,435,979 (8,427,458)	23,037,582 (10,745,073)	1,332,176 (740,624)	34,734,762 (17,514,215)	117,719,673 (58,105,506)

(注) 括弧書きは国庫補助金相当額

イ 賃金の支払

28府県政令市及び13市は、国庫補助事業を実施している部署に配属された臨時職員等が事務補助等に従事した場合には、当該事業に係る国庫補助事務費等の支出科目から賃金を支払うこととしている。

しかし、^(注8) 22府県政令市及び^(注9) 7市において、国庫補助事業を実施していない部署に配属された臨時職員や交付要領等に照らし補助の対象とならない庶務、経理等の一般管理事務に従事するなどしている臨時職員等に対して国庫補助事務費等の支出科目から賃金を支払っていたものが22府県政令市で221,508,672円(14年度から19年度まで)、7市で39,591,625円(15年度から19年度まで)、計261,100,297円あり、これに係る国庫補助金相当額22府県政令市で126,136,279円、7市で23,588,006円、計149,724,285円を補助の対象とならない用途に使用していた。

(注8) 22府県政令市 秋田、山形、茨城、埼玉、石川、福井、山梨、三重、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知、熊本、鹿児島、沖縄各県及び千葉、大阪両市

(注9) 7市 旭川、盛岡、北上、八幡平、松本、豊橋、田辺各市

また、22^(注10)府県及び1^(注11)市において、臨時職員の配属された部署が所掌する国庫補助事業とは異なる事業に係る国庫補助事務費等の支出科目から賃金を支払っていたものが22府県で162,047,527円(14年度から19年度まで)、1市で2,838,502円(15、18及び19年度)、計164,886,029円あり、これに係る国庫補助金相当額22府県で82,307,102円、1市で1,517,047円、計83,824,149円を当該補助の対象とならない用途に使用していた。

(注10) 22府県 大阪府、秋田、山形、茨城、千葉、富山、石川、福井、山梨、三重、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、熊本、沖縄各県

(注11) 1市 北上市

ウ 旅費の支払

28府県政令市及び13市は、職員が設計審査、工法協議等の国庫補助事業に係る用務で出張した場合には、当該事業に係る国庫補助事務費等の支出科目から旅費を支払うこととしている。

しかし、28府県政令市及び12^(注12)市において、あいさつ回り、辞令交付、府県政令市又は市の単独事業、イベントや記念式典への参加、視察随員、各種任意団体の総会への出席、内部研修への参加等国庫補助事業とは直接関係のない用務で出張した職員に対して、国庫補助事務費等の支出科目から旅費を支払うなどしていたものが28府県政令市で320,229,990円(14年度から19年度まで)、12市で8,367,319円(15年度から19年度まで)、計328,597,309円あり、これに係る国庫補助金相当額28府県政令市で188,155,476円、12市で4,117,505円、計192,272,981円を補助の対象とならない用途に使用していた。

(注12) 12市 旭川、北見、青森、八戸、盛岡、北上、長野、松本、豊橋、豊田、和歌山、田辺各市

エ 人件費の支払

13市は、補助事業に直接従事する定数職員(地方自治法(昭和22年法律第67号)第172条第3項の規定に基づき条例でその定数が定められる職員をいう。)に係る人件費(給料等。以下同じ。)であって、交付要領で定めるものについては、当該事業に係る国庫補助事務費等の支出科目からこれを支払うこととしている。

しかし、6^(注13)市において、課長等の管理職その他交付要領に照らし補助の対象とならない者に対して国庫補助事務費等の支出科目から人件費を支払うなどしていたものが31,409,214円(15年度から19年度まで)あり、これに係る国庫補助金相当額18,144,657円を補助の対象とならない用途に使用していた。

(注13) 6市 旭川、青森、八幡平、豊橋、和歌山、田辺各市

オ 役務費等の支払

13市は、国庫補助事業の施行のために必要な郵便料金等の通信運搬費等の役務費その他の経費で、交付要領に定めるものについては、当該事業に係る国庫補助事務費等の支出科目からこれを支払うこととしている。

しかし、3^(注14)市において、国庫補助事業の施行と関係のない郵便料金等の通信運搬費を国庫補助事業において使用したこととして国庫補助事務費等の支出科目から支払っていたものが21,155,558円(15年度から19年度まで)あり、これに係る国庫補助金相当額10,545,617円を補助の対象とならない用途に使用していた。

また、青森市において、使用料及び賃借料等の経費について、国庫補助事業の担当課における支出実績額(決算額)を上回るなどの過大な額を支払うなどしていたものが3,673,004円(15年度から17年度まで)あり、これに係る国庫補助金相当額1,821,792円を補助の対象とならない用途に使用していた。

(注14) 3市 青森、豊橋、田辺各市

これらのアからオの事態は、28府県政令市及び13市において、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に需用費、賃金、旅費、人件費、役務費等を支払ったりするなどしていたもので、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、28府県政令市及び13市において、国庫補助事務費等の適正な会計経理に関する認識が十分でなかったり、国庫補助事務費等は当該年度の国庫補助事業の施行に直接必要な経費に限られることの認識が十分でなかったりしていたことなど、また、6道県において、13市に対する補助金等の実績報告書の審査等の指導監督が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態を府県市別に示すと次のとおりである。

	府県市名 (事業主体)	区分	年 度	不適正な経理処理等 により支出された国 庫補助事務費等の額	不当と認める国 庫補助金等相当 額	摘 要
(514)	秋 田 県	需用費	15~19	252,397	140,274	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
		賃 金	16、17	4,117,431	2,712,319	
		旅 費	15~19	4,217,726	2,536,348	
		小 計		8,587,554	5,388,941	
(515)	山 形 県	需用費	15~19	13,105,748	8,678,602	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
		賃 金	15~19	17,143,004	12,951,671	
		旅 費	15~19	21,428,411	13,860,820	
		小 計		51,677,163	35,491,093	
(516)	茨 城 県	需用費	14~19	84,990,477	45,750,693	不適正な経理処理 補助の対象外 同
		賃 金	15~19	23,281,241	12,177,300	
		旅 費	14~19	15,474,953	8,594,126	
		小 計		123,746,671	66,522,119	
(517)	埼 玉 県	需用費	15~19	2,614,264	1,220,122	不適正な経理処理 補助の対象外 同
		賃 金	15、16、19	5,494,665	3,367,981	
		旅 費	15~19	5,264,272	3,466,292	
		小 計		13,373,201	8,054,395	
(518)	千 葉 県	需用費	15~19	421,344,934	220,247,964	不適正な経理処理 補助の対象外 同
		賃 金	15、17	456,900	244,082	
		旅 費	15~19	4,464,450	2,290,612	
		小 計		426,266,284	222,782,658	
(519)	富 山 県	需用費	15~19	6,552,713	3,916,346	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
		賃 金	15	578,760	290,867	
		旅 費	15~19	1,275,213	846,407	
		小 計		8,406,686	5,053,620	
(520)	石 川 県	需用費	15~19	39,840,348	21,837,569	不適正な経理処理 補助の対象外 同
		賃 金	15~19	54,586,350	29,340,367	
		旅 費	15~19	36,461,619	18,990,997	
		小 計		130,888,317	70,168,933	

	府 県 市 名 (事業主体)	区 分	年 度	不適正な経理処理等 により支出された国 庫補助事務費等の額	不当と認める国 庫補助金等相当 額	摘 要	
第3章 第1節 第12 国土交通省	(521)	福 井 県	需用費	15~19	32,329,790	18,330,069	不適正な経理処理 補助の対象外 同
			賃金	15~19	46,430,034	24,264,900	
			旅費	15~19	8,847,542	5,381,044	
			小計		87,607,366	47,976,013	
	(522)	山 梨 県	需用費	15~19	1,299,197	653,401	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
			賃金	15、16、19	4,561,510	2,456,909	
			旅費	15~19	6,121,950	3,595,751	
			小計		11,982,657	6,706,061	
	(523)	三 重 県	需用費	14~19	3,697,191	2,014,833	不適正な経理処理 補助の対象外 同
			賃金	14~19	25,701,660	14,822,152	
			旅費	15~19	31,416,838	19,322,216	
			小計		60,815,689	36,159,201	
	(524)	滋 賀 県	需用費	14~17、19	589,292	298,104	不適正な経理処理 補助の対象外
			旅費	15~19	15,406,917	8,418,001	
			小計		15,996,209	8,716,105	
	(525)	大 阪 府	需用費	15、18、19	340,507	173,690	不適正な経理処理 補助の対象外 同
			賃金	15~19	2,848,810	1,406,775	
			旅費	15~19	22,480,550	13,371,013	
			小計		25,669,867	14,951,478	
	(526)	奈 良 県	需用費	14~19	3,120,177	973,344	不適正な経理処理 補助の対象外 同
			賃金	14~19	32,228,165	16,392,443	
旅費			14~19	9,990,188	5,370,357		
小計				45,338,530	22,736,144		
(527)	鳥 取 県	需用費	15~19	13,723,415	5,774,284	不適正な経理処理 補助の対象外 同	
		賃金	15~17	4,513,150	1,650,750		
		旅費	15~19	3,070,582	2,075,303		
		小計		21,307,147	9,500,337		
(528)	島 根 県	需用費	15~19	41,403,084	23,502,371	不適正な経理処理 補助の対象外 同	
		賃金	15~19	14,083,211	7,560,315		
		旅費	15~19	11,216,635	6,737,925		
		小計		66,702,930	37,800,611		
(529)	岡 山 県	需用費	14~19	3,466,625	1,716,301	不適正な経理処理 補助の対象外 同	
		賃金	14~19	33,282,770	15,489,129		
		旅費	14~19	6,283,488	3,292,684		
		小計		43,032,883	20,498,114		
(530)	広 島 県	需用費	15~19	2,912,344	1,376,790	不適正な経理処理 補助の対象外 同	
		賃金	15~19	23,816,993	10,885,485		
		旅費	15~19	12,742,128	6,252,331		
		小計		39,471,465	18,514,606		
(531)	山 口 県	需用費	15~19	6,554,626	3,777,805	不適正な経理処理等 補助の対象外 同	
		賃金	15~19	21,926,500	10,734,113		
		旅費	17~19	8,073,997	4,346,326		
		小計		36,555,123	18,858,244		
(532)	徳 島 県	需用費	15~19	4,781,835	2,440,057	不適正な経理処理 補助の対象外 同	
		賃金	15~17	4,971,850	2,476,873		
		旅費	15~19	1,617,767	804,272		
		小計		11,371,452	5,721,202		
(533)	香 川 県	需用費	16、18	1,417,696	796,815	不適正な経理処理 補助の対象外 同	
		賃金	15~18	2,231,020	1,280,168		
		旅費	15~19	2,748,115	1,562,661		
		小計		6,396,831	3,639,644		

府 県 市 名 (事業主体)	区 分	年 度	不適正な経理処理等 により支出された国 庫補助事務費等の額	不当と認める国 庫補助金等相当 額	摘 要
(534) 愛 媛 県	需用費	15~19	29,804,609	17,848,479	不適正な経理処理 補助の対象外 同
	賃 金	15~19	15,106,089	7,477,499	
	旅 費	15~19	1,010,174	921,425	
	小 計		45,920,872	26,247,403	
(535) 高 知 県	賃 金	16~19	1,265,538	892,904	補助の対象外 同
	旅 費	15~19	23,404,633	13,312,041	
	小 計		24,670,171	14,204,945	
(536) 福 岡 県	需用費	16、18、19	80,340	37,747	不適正な経理処理 補助の対象外 同
	賃 金	16~19	3,593,846	1,703,662	
	旅 費	14~19	22,971,409	13,003,697	
	小 計		26,645,595	14,745,106	
(537) 熊 本 県	需用費	15~19	28,280,588	15,726,408	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
	賃 金	15、16、19	9,787,922	5,132,803	
	旅 費	15~19	15,354,056	9,357,936	
	小 計		53,422,566	30,217,147	
(538) 鹿 児 島 県	需用費	15~19	384,951	226,556	不適正な経理処理 補助の対象外 同
	賃 金	17、18	734,500	237,099	
	旅 費	15~19	8,256,399	4,087,281	
	小 計		9,375,850	4,550,936	
(539) 沖 縄 県	需用費	15~19	35,618,934	28,993,484	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
	賃 金	15~19	26,190,220	20,362,267	
	旅 費	15~19	19,190,788	15,588,411	
	小 計		80,999,942	64,944,162	
(540) 千 葉 市	需用費	15~19	15,113,352	5,169,069	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
	賃 金	15、16	541,680	185,794	
	旅 費	15~19	221,280	108,422	
	小 計		15,876,312	5,463,285	
(541) 大 阪 市	需用費	17、18	266,490	110,826	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
	賃 金	15、17、18	4,082,380	1,946,754	
	旅 費	15~19	1,217,910	660,777	
	小 計		5,566,780	2,718,357	
28 府県政令市の計	需用費	14~19	793,885,924	431,732,003	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
	賃 金	14~19	383,556,199	208,443,381	
	旅 費	14~19	320,229,990	188,155,476	
	計		1,497,672,113	828,330,860	
(542) 旭 川 市	需用費	15、18、19	196,570	106,890	補助の対象外 同 同 同
	賃 金	15~19	6,530,109	3,265,054	
	旅 費	15、16、18	349,605	164,226	
	人件費	16、17、19	1,574,997	1,157,533	
	小 計		8,651,281	4,693,703	
(543) 北 見 市	旅 費	15~19	1,226,388	617,976	補助の対象外
(544) 青 森 市	需用費	15~19	13,535,753	6,595,994	不適正な経理処理等 補助の対象外 同 同
	旅 費	15~19	725,922	349,480	
	人件費	15、16	8,119,557	3,998,211	
	役務費等	15~17	4,801,634	2,384,310	
	小 計		27,182,866	13,327,995	
(545) 八 戸 市	需用費	15~19	4,581,395	2,438,926	不適正な経理処理等 補助の対象外
	旅 費	15~19	1,947,090	973,545	
	小 計		6,528,485	3,412,471	

	府 県 市 名 (事業主体)	区 分	年 度	不適正な経理処理等 により支出された国 庫補助事務費等の額	不当と認める国 庫補助金等相当 額	摘 要	
第3章 第1節 第12 国土交通省	(546)	盛岡市	需用費	15~19	46,605,336	22,576,126	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
			賃金	15~19	8,603,911	4,285,784	
			旅費	15、16、18、19	507,810	255,315	
			小計		55,717,057	27,117,225	
	(547)	北上市	需用費	15~19	3,861,170	2,069,320	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
			賃金	15、18、19	7,093,770	4,167,334	
			旅費	15~19	213,330	104,331	
			小計		11,168,270	6,340,985	
	(548)	八幡平市	需用費	15、16、19	689,945	396,844	不適正な経理処理 補助の対象外 同
			賃金	15~19	17,419,567	12,011,500	
			人件費	18	3,402,076	2,820,321	
			小計		21,511,588	15,228,665	
	(549)	長野市	需用費	15~19	2,617,704	1,479,920	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
			旅費	16	18,540	9,270	
			小計		2,636,244	1,489,190	
	(550)	松本市	需用費	15~19	6,169,992	3,189,671	不適正な経理処理等 補助の対象外 同
			賃金	19	160,040	64,016	
			旅費	15~19	527,220	261,311	
			小計		6,857,252	3,514,998	
	(551)	豊橋市	需用費	15~19	25,881,479	12,706,196	不適正な経理処理等 補助の対象外 同 同 同
			賃金	15~19	1,862,730	931,365	
			旅費	16~19	21,090	10,545	
			人件費	17~19	16,081,243	8,260,657	
			役務費	15~19	19,055,879	9,497,576	
小計				62,902,421	31,406,339		
(552)	豊田市	需用費	15~19	282,242	132,807	不適正な経理処理等 補助の対象外 同	
		旅費	16、17	4,060	2,233		
		小計		286,302	135,040		
(553)	和歌山市	需用費	15~19	8,208,687	3,361,199	不適正な経理処理等 補助の対象外 同	
		旅費	15~19	2,738,464	1,323,910		
		人件費	16	17,828	9,805		
		小計		10,964,979	4,694,914		
(554)	田辺市	需用費	15~19	5,089,400	3,051,613	不適正な経理処理等 補助の対象外 同 同 同	
		賃金	15~18	760,000	380,000		
		旅費	15、16、18	87,800	45,363		
		人件費	15、16	2,213,513	1,898,130		
		役務費	15~17、19	971,049	485,523		
		小計		9,121,762	5,860,629		
		13市の計	需用費	15~19	117,719,673		58,105,506
		賃金	15~19	42,430,127	25,105,053		
		旅費	15~19	8,367,319	4,117,505		
		人件費	15~19	31,409,214	18,144,657		
役務費等	15~19	24,828,562	12,367,409				
計		224,754,895	117,840,130				
(514)-(554)の合計				1,722,427,008	946,170,990		

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 道路照明施設において、維持管理の経済性と環境負荷の低減に優れた省電力型ランプに速やかに交換するなどして、電気需給契約の契約容量を適切に見直し、電気料金の節減を図るよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定)
	(項) 道路交通安全対策事業費
	(項) 北海道道路交通安全対策事業費
	(項) 沖縄道路交通安全対策事業費
	〔平成 19 年度は、 道路整備特別会計 (項) 道路事業費 (項) 北海道道路事業費 (項) 沖縄道路事業費〕
部 局 等	23 国道事務所等
事業の根拠	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)
契約の概要	国道に設置した道路照明施設に必要な電気の供給を受けるもの
契約の相手方	10 電力会社
電気料金の支払額	24 億 2857 万余円(平成 19、20 両年度)
契約容量を適切に見直すなどしていた場合に節減できた電気料金	4247 万円(平成 19、20 両年度)
水銀ランプを省電力型ランプに交換していた場合の電気料金の低減額	1 億 2730 万円(平成 19、20 両年度)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

道路照明施設に使用されるランプの電気需給契約及び省電力型ランプの使用について

(平成 21 年 10 月 23 日付け 国土交通大臣あて)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 事業の概要

(1) 道路照明施設の概要

貴省は、道路整備事業の一環として、国道事務所等において、国道の新設時等に道路照明施設を設置するとともに、これら道路照明施設の維持管理業務として、寿命等により点灯しなくなったランプの交換等を行っている。

道路照明施設は、夜間等において、道路状況及び交通状況を的確に把握するための良好な視環境を確保し、道路交通の安全等を図ることを目的として設置するものであり、貴省

では、その設置等を、貴省制定の道路照明施設設置基準(以下「設置基準」という。)等に基づいて行うこととしている。

そして、国道事務所等は、設置した道路照明施設に必要な電気の供給を受けるため、電力会社と電気供給約款(以下「約款」という。)に基づいて電気需給契約を締結して、毎月電気料金を支払っている。

(2) 道路照明施設に使用されるランプ

設置基準によれば、道路照明施設に使用するランプは、発光効率が高く寿命が長いこと、演色性^(注1)が適切であることなどが求められており、設置場所の環境に適合したものを選定する必要があるとされている。そして、ランプの種類には、水銀ランプ、高圧ナトリウムランプ、セラミックメタルハライドランプ等がある。

上記ランプのうち、水銀ランプは、従来から道路照明施設に使われてきた演色性の良いランプである。

また、高圧ナトリウムランプは、昭和50年代から使用されており、水銀ランプに比べて、同等程度の明るさの場合、電力消費量が約2分の1となり、定格寿命は2倍程度となることから、維持管理費用を節減できるとともに、二酸化炭素の削減効果により環境負荷の低減に優れたランプである。

さらに、セラミックメタルハライドランプは、平成10年代半ばから使用されており、高圧ナトリウムランプよりも良い演色性を必要とする箇所で使用されることが多く、水銀ランプに比べて、同等程度の明るさの場合、電力消費量が約2分の1となり、定格寿命は1.5倍程度となることから、高圧ナトリウムランプと同様に維持管理費用の節減及び環境負荷の低減に優れたランプである。

(3) 環境に配慮した調達

近年の循環型社会に向けた取組の一環として、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)が制定されるなどしており、国等は、環境に配慮した物品等を積極的に使用するよう求められている。そして、貴省は、これを受けて、環境物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を作成・公表するなどしており、道路照明施設に使用するランプについては、設置箇所に求められる光色や演色性にも配慮しつつ、水銀ランプに比べ電力消費量が約2分の1となる高圧ナトリウムランプ又はセラミックメタルハライドランプ(以下、これらを「省電力型ランプ」という。)の使用を推進することとしている。

(4) 道路照明施設の維持管理

設置基準等によれば、道路照明施設は、安全で円滑な視環境を確保するため、維持管理を適切に行うものとされ、ランプの交換に当たっては、点灯状況の点検結果及びランプの定格寿命を考慮して、その交換方式を決定し、それに従ってランプの交換を実施する必要があるとされている。そして、ランプの交換方式には、点灯しなくなったランプをその都度個々に交換する方式や、一定時間経過後に、点灯、不点灯にかかわらず全部のランプを交換する方式等があり、ランプの定格寿命を考慮して最適な方式を採用する必要があるとされている。

(5) 契約容量の決め方

道路照明施設の設置に伴い新たに電気の供給を受ける場合は、約款によると、契約種別、契約上使用する負荷設備(以下「契約負荷設備」という。)等を明らかにして電力会社に申し込むこととされている。また、契約内容を変更する場合も同様とされている。そして、道路照明施設には公衆街路灯の契約種別が適用され、契約負荷設備の総容量に応じて、契約する容量(以下「契約容量」という。)が決定されることとなっている。この契約容量は、契約負荷設備の容量が増減した場合、電力会社に申し込むことにより変更できることとなっており、契約容量を減じた場合、その容量に応じて電気料金が減額されることになる。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

貴省では、前記の調達方針等により、道路照明施設の設置及びランプの交換に当たって、省電力型ランプの使用を推進することとしている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、国道事務所等が設置及び管理している道路照明施設について、水銀ランプから省電力型ランプに交換した場合に適正な契約容量による電気需給契約の変更が適切に行われているか、また、維持管理の経済性と環境負荷の低減に優れた省電力型ランプの使用拡大が図られているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

23 国道事務所等^(注2)が、21年3月末現在、管理している道路照明施設計73,715灯に係る電気需給契約33,248契約について、19、20両年度に支払った電気料金計24億2857万余円を対象として、また、23国道事務所等が、19、20両年度に道路照明施設の設置、ランプの交換等を実施した計163工事、工事費計109億8490万余円(これに係る道路照明施設計21,730灯)を対象として、電気料金の請求書、各工事の設計図書等の書類により会計実地検査を行い、必要に応じて現場に赴き現地の状況を検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 道路照明施設の電気料金について

23国道事務所等において、点灯しなくなった水銀ランプを省電力型ランプに交換した際に、契約負荷設備の容量が減少していたにもかかわらず、電気需給契約の見直しを行わず、電力会社に対する電気需給契約の変更の申込みを行っていなかったことなどのため、2,594契約(これに係る道路照明施設9,469灯、19、20両年度に支払った電気料金計1億2782万余円)において、電気料金の節減が図られていなかった。これらの契約について、契約容量を適切に見直して電気需給契約の変更等を行っていたとすれば、適正な電気料金は、19、20両年度で、計8534万余円となり、4247万余円が節減できたと認められる。

<事例>

常陸河川国道事務所では、道路照明施設5,679灯に係る電気需給契約2,769契約について、平成19、20両年度に、電力会社に電気料金計1億7020万余円を支払っている。このうち、道路照明施設1灯については、水銀ランプ400Wに必要な電力を500VAとして、電力会社と電気需給契約を契約容量500VAで締結しており、19、20両年度に電気料金計43,734円を支払っている。しかし、18年7月に、水銀ランプ400Wから、高

圧ナトリウムランプ 220W に交換しており、これに必要な電力は 260VA であることから、約款によると、契約容量は 300VA で足りることとなり、契約容量を適切に見直して電気需給契約の変更を行っていたとすれば、19、20 両年度で、電気料金は計 26,688 円となり、17,046 円が節減できた。そして、同事務所では、このような事態の電気需給契約が計 223 契約あり、適正な契約容量により電気需給契約の変更を行っていたとすれば、19、20 両年度で計 317 万余円が節減できた。

(2) 省電力型ランプの使用について

23 国道事務所等においては、19、20 両年度に、道路照明施設の設置及びランプの交換に当たっては、前記の調達方針等に基づき、原則として省電力型ランプを使用していた。このうち、ランプの交換については、点灯しなくなったランプをその都度個々に交換する方式により行っていることから、各事務所が管理している道路照明施設の中には、21 年 3 月末時点において、なお計 8,643 灯の水銀ランプが使用されている状況である。そして、これらの水銀ランプについては、定格寿命を経過しているものが多数を占めている状況であった。

また、上記 8,643 灯のうち、15 国道事務所等^(注3)で使用されている計 746 灯については、19、20 両年度にランプの交換を行った際に、既存のランプと同種類のランプを使用している、省電力型ランプに交換されていないものなどであった。

一方、前記のとおり、省電力型ランプは、水銀ランプに比べて、電気料金の節減等が図られ維持管理が経済的であること及び環境負荷の低減に優れていることから、現在使用している水銀ランプについては、現地の状況を踏まえつつ、設置基準等にあるように、ランプの定格寿命を考慮して、最適な交換方式を採用することにより、速やかに省電力型ランプへの交換を行うなどして電気料金の節減を図る必要があると認められる。

そこで、現在使用している前記の水銀ランプ 8,643 灯を、19 年度当初時点から同等程度の明るさの省電力型ランプに交換したとして 19、20 両年度の電気料金の低減額を試算すると、計約 1 億 2730 万円となる。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

上記のように、国道事務所等において、水銀ランプを省電力型ランプに交換しているのに電気需給契約の契約容量の見直しなどを行っていなかったり、省電力型ランプは維持管理の経済性と環境負荷の低減に優れていて調達方針においてもその使用を推進することとされているのになお多数の水銀ランプを使用したりしているため、電気料金の節減が図られていない事態は適切とは認められず、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、国道事務所等において、契約容量の見直しによる電気料金の節減や維持管理の経済性と環境負荷の低減に優れた省電力型ランプの選定等に対する検討が十分でなかったことにもよるが、貴省において、次のようなことを国道事務所等に十分に周知徹底していないことなどによると認められる。

- ア 水銀ランプを省電力型ランプに交換する際に、電気需給契約の契約容量の見直しなどを確実に行うこと
- イ 維持管理の経済性と環境負荷の低減に優れた省電力型ランプの使用を徹底して、現在使用している水銀ランプを省電力型ランプに速やかに交換すること

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

道路照明施設の設置、ランプの交換等は、今後も引き続き多数実施されることが見込まれ、また、既設の道路照明施設の維持管理費用も引き続き多額に上ることが見込まれる。

については、貴省において、国道事務所等が管理している道路照明施設について、契約容量の見直しによる電気料金の節減や維持管理の経済性と環境負荷の低減に優れた省電力型ランプの選定等が適切に行われるよう、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

ア 契約容量が過大となっている電気需給契約については、直ちにその見直しを行うなどして電気料金の節減を図ること

イ 維持管理の経済性と環境負荷の低減に優れた省電力型ランプの使用を徹底し、現在使用している水銀ランプを省電力型ランプに速やかに交換するなどして、電気需給契約の契約容量の見直しなどを確実にを行うための具体的な方策を国道事務所等において定めること

(注1) 演色性 ランプ等がある物体を照らしたときにその物体の色の見え方に及ぼすランプ等の性質のこと。色が自然光で見た場合に近いほど、演色性が良い。

(注2) 23 国道事務所等 能代河川国道、秋田河川国道、山形河川国道、常陸河川国道、相武国道、長岡国道、金沢河川国道、名古屋国道、多治見砂防国道、福井河川国道、福知山河川国道、豊岡河川国道、三次河川国道、山口河川国道、松山河川国道、大洲河川国道、北九州国道、福岡国道、佐伯河川国道、延岡河川国道各事務所、札幌開発建設部、南部、北部両国道事務所

(注3) 15 国道事務所等 能代河川国道、秋田河川国道、常陸河川国道、相武国道、長岡国道、金沢河川国道、名古屋国道、福井河川国道、福知山河川国道、三次河川国道、山口河川国道、松山河川国道、大洲河川国道、福岡国道各事務所、札幌開発建設部

(2) 道路情報管理業務を集約して行うために取得した施設に係る財産を国有財産台帳等に正確に記録するよう適宜の処置を要求し、今後同種の施設を取得した場合、これに係る財産を国有財産台帳等に正確に記録するよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通省 (項)都市再生プロジェクト事業推進費 社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定) (平成19年度以前は、道路整備特別会計) (項)道路事業費 (項)道路環境整備事業費
部 局 等	国土交通本省(国有財産等の事務の総括管理部局) 2 国道事務所(国有財産等の管理部局)
道路情報センターの概要	災害情報等の道路情報を分析・提供するための設備を設置して、担当者が常駐し道路情報管理業務を集約して行う施設
国有財産台帳等に記録すべき価格の基礎となる施設等の取得に要した費用の額	62億4885万円(平成7年度～20年度)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

道路情報管理業務を集約して行うために取得した施設に係る財産の国有財産台帳等への記録について

(平成 21 年 10 月 7 日付け 国土交通大臣あて)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 道路情報センター及び財産管理の概要

(1) 道路情報センターの概要

貴省は、道路の保全、交通安全対策等に関する道路管理業務の一環として、災害情報、工事規制情報、交通情報等の道路情報を 24 時間体制で収集して、道路利用者等に提供することなどを目的とした道路情報設備を多数設置している。そして、近年、CCTV システム^(注)等の導入により道路情報設備の IT 化を図り、これにより得られた道路情報を分析、集約するなど高度な道路管理を推進しているところである。

(注) CCTV システム 地方整備局、国道事務所等管内の回線内において、CCTV カメラから取得する画像情報等を共有する高度なシステム。CCTV は Closed Circuit Tele Vision (閉回路テレビ)の略

このような道路情報管理業務を一箇所に集約して行うために、名古屋国道事務所(平成 15 年 3 月 31 日以前は名古屋国道工事事務所)は 7 年度から 20 年度にかけて統合道路管理情報センターを、また、福岡国道事務所は 14 年度から 19 年度にかけて九州道路情報管理室(以下、これらを合わせて「道路情報センター」という。)をそれぞれの管内に整備している。道路情報センターには、国道事務所等から業務の委託を受けた担当者が 24 時間常駐する有人監視室、情報通信機器室等が配置されており、道路情報設備で得られた道路情報を分析、集約するための情報・通信設備が設置されている。

道路情報センターの施設整備に要した費用及び情報・通信設備の取得価格は、次表のとおり、合計 62 億 4885 万余円となっている。

表 道路情報センターの施設整備に要した費用及び情報・通信設備の取得価格 (単位：千円)

区 分	名 称	統合道路管理情報センター	九州道路情報管理室
施設整備費		2,388,367	1,586,130
用地取得費	(土地 1,441m ²)	802,080	(土地 2,863m ²) 1,068,848
建物建設費	(建物 3,151m ²)	826,350	(建物 1,695m ²) 342,300
付帯設備設置費		759,937	174,982
情報・通信設備取得価格	(9 件)	1,701,835	(5 件) 572,518
合 計		6,248,852	

(注) 千円単位で表記しているため、合計額は一致しない。

(2) 貴省における国有財産及び物品の管理

国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)によると、国有財産は、行政財産と普通財産とに分類されており、このうち行政財産には、国において国の事務、事業又はその職員の住居の用

に供し、又は供するものと決定した公用財産、国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定した公共用財産等の種類がある。

貴省に属する国有財産については、国有財産法等に基づき、地方整備局長等が国有財産部局長として管理しており、その事務の一部を国道事務所長等に分掌させている。

そして、国有財産部局長は、国有財産の分類及び種類ごとに、区分及び種目、所在、数量、価格等を記載した国有財産台帳を備えて管理することとされており、国有財産の取得、所管換、処分等があった場合には、直ちにこれを国有財産台帳に記録することとされている。ただし、公共用財産については、公園又は広場として公共の用に供し、又は供するものと決定したものを除いて適用しないこととされている。

また、貴省に属する物品については、物品管理法(昭和31年法律第113号)等に基づき、地方整備局総務部長等が物品管理官として管理しており、国道事務所等に属する物品については、当該事務所長が分任物品管理官として管理している。

物品管理官又は分任物品管理官は、物品管理法等に基づき、その管理する物品の増減等の異動数量、現在高その他物品の異動に関する事項等を物品の分類、細分類及び品目ごとに、物品管理簿に記録することとされており、このうち、物品管理法施行令(昭和31年政令第339号)で定める重要な物品(以下「重要物品」という。)については、その取得価格を記録することとされている。

(3) 道路法に基づく管理

道路法(昭和27年法律第180号)によると、道路とは、一般交通の用に供する道である高速自動車国道、一般国道等をいい、道路の附属物を含むものとされている。そして、道路の附属物とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物をいい、道路上の道路情報提供装置等の道路情報管理施設や道路の維持又は修繕に用いる機械等の常置場等はこれに当たるとされている。

そして、道路は、道路法の規定に基づき道路管理者により道路台帳に記載されることとなっているが、国有財産法上は、公園又は広場以外の公共用財産に該当することから、国有財産台帳には記録されないこととなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

前記のとおり、国有財産台帳及び物品管理簿(以下、これらを合わせて「国有財産台帳等」という。)は、それぞれ国有財産法及び物品管理法(以下、これらを合わせて「国有財産法等」という。)に従って国有財産及び物品(以下、これらを合わせて「国有財産等」という。)を適切に管理するための帳簿である。そして、国有財産台帳を基に毎年度作成される「国有財産増減及び現在額報告書」及び「国有財産増減及び現在額総計算書」並びに重要物品を報告の対象とする「物品増減及び現在額報告書」及び「物品増減及び現在額総計算書」(以下、これらを合わせて「国有財産報告書等」という。)は、国有財産及び重要物品の現況を国会及び国民に対して明らかにするという性格を有するものとされている。

そこで、正確性、合規性等の観点から、貴省が整備した道路情報センターに係る財産が国有財産台帳等に適切に記録されているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

本院は、道路情報センターを整備している名古屋、福岡両国道事務所(以下「2国道事務所」という。)において会計実地検査を行い、道路情報センターに係る前記の土地、建物等及び情報・通信設備(これらの取得に要した費用の額62億4885万余円)を対象として、国有財産台帳等の書類及び現地の施設、設備等を確認するなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

2国道事務所は、道路情報センターの土地、建物等は道路維持用機械等の常置場に、情報・通信設備は道路情報管理施設にそれぞれ該当し、ともに道路の附属物であるとして道路台帳に記載するなどしていて、国有財産台帳等に記録していなかった。

しかし、道路情報センターは道路情報管理業務を一箇所に集約して行うことを目的として整備されたもので、担当者が24時間常駐して国の業務を行っており、専ら国の事務又は事業の用に供する施設であることから、その土地、建物等は道路の附属物としての道路維持用機械等の常置場ではなく、国有財産法上の公用財産に該当すると認められる。また、道路情報センター内に設置された情報・通信設備は、道路情報を分析、集約するために国が使用する設備機器であることから、道路の附属物としての道路情報管理施設ではなく、物品管理法上の物品に該当すると認められる。

したがって、これらの土地、建物等及び情報・通信設備(これらの取得に要した費用の額62億4885万余円)は、公用財産又は物品として、国有財産台帳等に記録する必要があったと認められる。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

上記のとおり、貴省において、新たに国有財産法上の公用財産及び物品管理法上の物品を取得しているのに、国有財産台帳等への記録が行われていない事態は適切とは認められず、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、近年の情報通信技術の進歩に伴い、道路情報管理業務を一箇所に集約して行うために、道路情報センターのように担当者が常駐して専ら国の事務又は事業の用に供する管理施設を整備する状況が生じている中で、当該施設について取得した財産は、国有財産法等に基づき、公用財産又は物品として国有財産台帳等に記録する必要があることについて明確にしていなかったこと、2国道事務所において、道路情報センターに係る財産を国有財産台帳等に記録して管理する必要があることについて十分認識していなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

国有財産台帳等は、国有財産等を適切に管理するための基本的な帳簿であり、これらを基に毎年度作成される国有財産報告書等が国有財産等の現況を国会及び国民に対して明らかにするという性格を有するものとされていることから、正確に記録されることが重要である。

ついては、貴省において、国有財産台帳等に記録されていない前記の国有財産等を国有財産台帳等に正確に記録するよう是正の処置を要求するとともに、今後道路情報センターのような施設を取得した場合、これに係る財産を国有財産台帳等に正確に記録するよう、次のおり是正改善の処置を求める。

- ア 道路情報センターのように担当者が常駐していて専ら国の事務又は事業の用に供する管理施設を取得した場合には、当該施設の土地、建物等及び設備は国有財産台帳等に記録する必要があることを明確にすること
 - イ 上記について、国道事務所等に周知すること
- (3) 道路附属物等の損傷事故によって必要となった復旧工事に係る負担金債権の管理について、督促状による督促を適時適切に行い、滞納処分及び破産手続に伴う債権の申出に係る具体的な実施要領等を整備することなどにより、負担金債権の適切な管理を行うよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定) (項)附帯工事費負担金収入
	〔平成 19 年度以前は、 道路整備特別会計 (項)附帯工事費負担金収入〕
部 局 等	10 地方整備局等及び 22 国道事務所等
損傷事故によって必要となった道路附属物等の復旧工事に係る負担制度	損傷事故により道路附属物等の復旧工事が必要となった場合に、当該復旧工事に要した費用の全部又は一部を、損傷事故を起こした者等に負担させる制度
(1)収納未済となっている債権	580 件 2 億 2599 万円(背景金額)(平成 20 年度末現在)
(2)不納欠損として処理した債権	383 件 1 億 0398 万円(平成 16 年度～20 年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

道路附属物等の損傷事故によって必要となった復旧工事に係る負担金債権の管理について

(平成 21 年 10 月 30 日付け 国土交通大臣あて)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。
記

1 制度の概要

(1) 道路附属物等の損傷に関する負担制度

貴省は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)の規定に基づき、国道の維持、修繕等の管理を行っており、管理する国道に道路照明やガードレールなど(以下「道路附属物等」という。)の損傷が発生した場合に復旧工事を行っている。この復旧工事に要する費用は毎年多額なものとなっており、貴省は、同法の規定に基づき、損傷事故を起こした者等に復旧工事に係る費用に相当する額の全部又は一部を負担させることとしている。

(2) 道路附属物等の復旧工事に係る負担金債権の管理事務

国の債権の管理等に関する法律(昭和 31 年法律第 114 号。以下「債権管理法」という。)等の規定により、歳入徴収官等は、道路附属物等の復旧工事に係る負担金を損傷事故を起こした者等に請求する権利(以下、この権利を「負担金債権」という。)が発生した場合は、遅滞なく、当該損傷事故を起こした者等(以下「債務者」という。)の住所、氏名、債権金額等を

債権管理簿に記載して、負担金債権の履行を請求するため、債務者に対して納付期限を定めて納入の告知をしなければならないとされている。そして、納付期限を過ぎてもなお履行されない場合には、債務者に対して、原則として督促状によりその履行を督促しなければならないとされている。

なお、貴省等は、負担金債権について、国土交通省所管会計事務取扱規則(平成13年国土交通省訓令第60号)の規定に基づき、地方整備局総務部長等に歳入徴収官としてその管理を行わせている。そして、地方整備局等の管内の事務所長が分任歳入徴収官としてその事務の一部を分掌している。

また、負担金債権の全部又は一部が、督促の後、相当の期間を経過してもなお履行されない場合、歳入徴収官等は、地方整備局長等の道路管理者に対して、滞納処分の手続をとることを求めなければならないこととされている。

そして、道路法の規定により、道路管理者は、国税滞納処分の例により、負担金を徴収することができることとされており、その要件は、督促状により督促をしてもなお債務者が負担金を納付しない場合とされている。

さらに、歳入徴収官等は、債権管理法の規定に基づき、債務者が破産手続開始の決定を受けたことなどの事実を知った場合、配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置を執らなければならないとされている。そして、道路管理者は、国税滞納処分の例により、破産管財人等に対して、交付要求書により交付要求を行うことで、一般債権に優先して弁済を受けることができるとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴省においては、毎年度、多額の負担金債権が発生しており、法令の規定に基づき、その管理を適正に行うことが求められている。

そこで、本院は、合規性等の観点から、負担金債権に係る管理事務は適切に行われているかなどに着眼して、10^(注1)地方整備局等管内の22^(注2)国道事務所等が管理している負担金債権のうち、平成20年度末現在で収納未済となっているもの(以下「未収債権」という。)580件、2億2599万余円及び16年度から20年度までの5年間に不納欠損として処理したもの(以下「不納欠損債権」という。)383件、1億0398万余円を対象として、10地方整備局等及び22国道事務所等において、債権管理簿等の関係書類により会計実地検査を実施した。

(注1) 10地方整備局等 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局

(注2) 22国道事務所等 秋田河川国道、能代河川国道、山形河川国道、相武国道、常陸河川国道、長岡国道、金沢河川国道、名古屋国道、多治見砂防国道、福井河川国道、福知山河川国道、豊岡河川国道、三次河川国道、山口河川国道、松山河川国道、大洲河川国道、福岡国道、北九州国道、佐伯河川国道、延岡河川国道、南部国道各事務所、札幌開発建設部

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 督促状による督促の状況について

前記のとおり、歳入徴収官等及び道路管理者は、納付期限までに負担金が納入されないときは、債務者に対して納入を督促しなければならないこととされている。そして、その督促の時期については、法令上の規定はないが、各地方整備局等から各事務所等への通知等において、原則として納付期限から50日(沖縄総合事務局は10日)以内に督促状を送付することなどを定めている。

しかし、納付期限から180日以上経過した後に督促状による督促を行っているものが、前記の未収債権580件のうち76件(これに係る負担金債権額9134万余円)、納付期限から180日以上経過しているのになお、督促状による督促を行っていないものが172件(同7095万余円)あった。これらは、債務者が支払う意思を示しているなどの理由により、督促状による督促を行うまでに長期間が経過しているものである。

また、前記の不納欠損債権383件(同1億0398万余円)のうち、5年間の時効期間が経過して債権が消滅していたものが365件(同8663万余円)となっていた。この365件の債権の中には、督促状による督促を行わないまま時効消滅したものが、債務者の行方不明等の場合を除いて19件(同736万余円)あり、このうち2件(同184万余円)については、督促状以外の方法による督促の実施の有無は確認できなかった。

<事例>

札幌開発建設部では、平成15年8月に、橋りょうの欄干の損傷事故に伴う負担金債権977,713円が発生した。

しかし、同開発建設部は、その後5年間、債務者に対して督促状による督促を行わず、20年9月に、時効期間が経過したため、不納欠損として処理していた。

そして、その間の督促状以外の方法による督促の実施の有無は確認できない状況である。

(2) 滞納処分の状況について

前記のとおり、道路管理者は、督促状による督促を行った債務者が指定する期限までに納付すべき負担金を納付しない場合、国税滞納処分の例により、負担金を徴収することができることとされている。

そこで、16年度から20年度までの間の滞納処分の実施状況を検査したところ、19年3月に差押えを執行したものが1件(普通預金88,284円及び不動産)あるのみで、前記の不納欠損債権383件(同1億0398万余円)の中には、負担金債権の額が1件当たり100万円以上のものが15件(同3843万余円)含まれているなど比較的高額なものがあるにもかかわらず、限られた人員で業務を行っているなどの理由により、道路管理者による滞納処分は全く行われていない状況であった。

(3) 債権の申出の状況について

前記のとおり、道路管理者は、債務者が破産手続開始の決定を受けた場合、国税滞納処分の例により、破産管財人等に対して、交付要求書により交付要求を行うことで、一般債権に優先して弁済を受けることができるとされている。しかし、交付要求を行う必要があった負担金債権13件(同2393万余円)のうち、交付要求を行ったものは5件のみで、回収できた負担金債権は560万余円であった。そして、残る8件(同513万余円)について

は、負担金債権として交付要求を行えば一般債権に優先して弁済を受けることができたのに、交付要求の方法についての認識が十分でなかったことなどから、一般債権として申出を行っていたため、優先して弁済を受けることができず、回収できた負担金債権は17万余円にとどまっていた。その後、上記の8件のうち4件(同120万余円)については、消滅時効により不納欠損として処理された。

＜事例＞

福井河川国道事務所では、平成15年4月に、樹木の損傷事故に伴う負担金債権467,135円が発生した。その後、同事務所は、同月に債務者に対して負担金の納入告知書を発送したが、同年5月、裁判所から当該債務者の破産手続開始の決定を受けた。

しかし、同事務所は、裁判所に対して一般債権として債権の申出を行ったため、16年1月に破産管財人より配当を実施することができない旨の通知を受け取った。そして、負担金債権467,135円は、21年2月に不納欠損として処理された。

(是正改善を必要とする事態)

上記のように、負担金債権の管理方法が債権管理法、道路法等に定められているにもかかわらず、歳入徴収官等又は道路管理者が、督促状を適切に発行していなかったり、滞納処分をほとんど実施していなかったり、破産手続に伴う債権の申出を適切に行っていなかったりして、負担金債権が不納欠損として処理されるなどしている事態は適切とは認められず、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のようなことなどによると認められる。

ア 22 国道事務所等において、督促状による督促を、法令に基づき適切に実施することについての認識が十分でないこと

イ 10 地方整備局等において

(ア) 滞納処分の実施方法や手続等に関する具体的な実施要領等を整備しておらず、滞納処分を適切に実施することについての認識が十分でないこと

(イ) 破産手続に伴う債権の申出の方法等についての具体的な実施要領等を整備しておらず、また、法令に定められた手続を適切に実施することについての認識が十分でないこと

3 本院が求める是正改善の処置

今日の厳しい財政状況の下、国の債権の適切な管理は重要な課題となっている。

については、貴省において、前記の検査結果を踏まえて、負担金債権の適切な管理を行うよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 各地方整備局等に対して、督促状による督促を法令に基づき適時適切に実施するよう、周知徹底すること

イ 滞納処分の実施方法や手続等に関する具体的な実施要領等を整備して、これを各地方整備局等に対し、周知徹底し、実施に向けた体制整備を図るよう指示すること

ウ 破産手続に伴う債権の申出の方法等に関する具体的な実施要領等を整備して、これを各地方整備局等に対し、周知徹底し、申出を適切に行うよう指示すること

(4) 河川工事に伴い鉄道事業者に委託する鉄道工事において、支払を適切に行うため、出来高を的確に把握することができるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)住宅建設等事業費 社会資本整備事業特別会計(治水勘定)(平成19年度以前は、治水特別会計(治水勘定)) (項)河川整備事業費 (平成19年度以前は、(項)河川事業費) (項)総合流域防災事業費
部 局 等	5 府県
補助の根拠	河川法(昭和39年法律第167号)、予算補助
事業主体	府1、県3、市1、計5事業主体
工事の概要	事業主体が実施する河川工事に伴う鉄道工事の施行を鉄道事業者に委託する工事
鉄道事業者に委託した鉄道工事の件数及び支払済委託費	6件 99億3451万余円(平成14年度～20年度)
上記に対する国庫補助金交付額	44億3184万余円
出来高の把握を的確に行えないまま支払った鉄道工事の件数及び支払済委託費	6件 86億8341万余円(平成14年度～20年度)
上記に対する国庫補助金交付額	38億8103万円(背景金額)

(前掲452ページの「出来高検査を適切に行わなかったため、補助金を過大に受給しているもの」参照)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

河川工事に伴う鉄道工事に係る委託費の支払について

(平成21年10月16日付け 国土交通大臣あて)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。
記

1 事態の概要

(1) 河川工事に伴う鉄道工事

貴省は、公共の安全を保持し、公共の福祉を増進するため、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)等に基づき、洪水等による災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全に必要な河川工事を、直轄事業又は補助事業により毎年多数実施している。

このうち補助事業については、河川を管理する都道府県等の長(以下「事業主体」という。)が、河川断面の拡幅や護岸等の河川管理施設を整備するための工事を行うものとされているが、河川と鉄道が交差する箇所にかかる鉄道施設の改築等(以下「鉄道工事」という。)を行う場合には、「河川工事に起因して生じる鉄道工事について」(平成14年国河治第

191号、国鉄技第138号河川局長及び鉄道局長通達)等に基づき、河川の管理並びに鉄道の運転保安及び施設管理の重要性を考慮し、事業主体と鉄道事業者の技術力及び経済性を勘案して鉄道工事を施行する者を決めることとされている。そして、ほとんどの場合、事業主体は鉄道事業者に鉄道工事を委託して施行させており、委託を受けた鉄道事業者は建設業者と請負契約等を締結して鉄道工事を施行している。

(2) 鉄道工事の施行及び支払

鉄道工事を伴う河川工事は、治水安全上の理由から河川の流水及び鉄道の運行を維持したまま、線路等の切替え、河川の切回し、仮設物の設置及び撤去等を行う必要があること、また、同一箇所内に鉄道施設、河川管理施設等が存在し、それぞれの施設を管理する者が異なることなどから、施工方法等が複雑となり工期は長期にわたる場合が多い。

このため、事業主体は、鉄道事業者との間で、全体の工事の内容、総事業費等を記した協定(以下「全体協定」という。)を締結し、さらに、毎年度、年度内に施行可能な工事の内容、事業費等を明確にするための協定(以下「年度協定」という。)を締結し、年度協定ごとに補助事業の実績報告を行うこととしている。そして、事業主体は、各年度協定ごとに、鉄道事業者から提出を受けた書類により出来高等を把握した後に鉄道事業者に委託費を支払い、これに係る国庫補助金の交付を受けている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

鉄道事業者に委託された鉄道工事は全体工期が長期にわたることが多いことなどから、本院は、合規性等の観点から、事業主体における年度協定ごとの委託費の支払が適切に行われているかなどに着眼して、22府県等において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、全体協定における工期が3か年以上の鉄道工事のうち、平成16年度から20年度までの間に年度協定が締結されている35件(支払済委託費314億0768万余円、国庫補助金交付額144億5355万余円)を対象として、協定書等の関係書類の提出を受けるとともに、必要に応じて現地を確認するなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、5府県等が事業主体となって鉄道事業者に委託した6件の鉄道工事(支払済委託費99億3451万余円、国庫補助金交付額44億3184万余円)において、次のような事態が見受けられた。

すなわち、上記の補助事業において、事業主体は、当該年度の年度協定に基づく工事が年度内に完了できない場合、年度協定を変更し工期を延伸して工事の一部を翌年度に実施することとしていた。そして、延伸した年度協定における工期が終了していないうちに、全体協定に基づいて新たに翌年度の年度協定を締結したため、両年度協定における工期の一部が重複していた。

一方、鉄道事業者と建設業者との間の請負契約は、土木、軌道、電気設備、通信設備工事等の工種ごとに締結され、このうち、土木、軌道工事については複数年度にわたる工期により締結されている場合が多い。また、建設業者からの出来高の報告は土留工、掘削工、橋台工等の作業種別ごとに行われることになっている。このため、鉄道事業者は年度協定における工期が重複している場合には、その重複している期間内に同一作業種別の工事がそれぞれの年度協定にあると、その作業種別の出来高を年度協定ごとに把握することはできない。したがって、鉄道事業者が建設業者からの出来高の報告を基に作成して事業主体に提出する書類では年度協定ごとの工事の出来高の把握は的確に行えないのに、事業主体は、年度協定に

基づく工事がすべて完了したとして鉄道事業者に委託費 86 億 8341 万余円(国庫補助金交付額 38 億 8103 万余円)を支払っていた。

これらの中には、次のとおり、年度協定に基づく支払額の合計が出来高の合計額を大幅に上回っている事態が見受けられた。

<事例>

横浜市(事業主体)は、平成 16 年度から 22 年度までの期間に、二級河川今井川に架かる東海道本線の岩間川橋りょう及び金沢橋の架替え等工事を総事業費 66 億 9965 万円で東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR 東日本」という。)に委託して施行させている。

同市は、鉄道工事が遅延したことに伴い、16 年 4 月に締結した 16 年度の年度協定における工期を 17 年 11 月まで延伸(その後、更に 18 年 1 月まで延伸)していたのに、17 年 6 月に、17 年度の年度協定を締結していた。このため、16、17 両年度の年度協定における工期が重複していて、建設業者から提出を受けた書類では 16 年度の年度協定の工事の内容とその出来高の把握を的確に行えなかった。しかし、16 年度の年度協定の工事が完了したとする物品役務完了検査調書を作成して、JR 東日本に委託費を支払い、これに基づき、補助事業の実績報告を行い国庫補助金の交付を受けていた。

そして、同市は、17 年度の年度協定及び 18 年度の年度協定に基づく鉄道工事の施行に当たっても、工期が重複したままそれぞれ翌年度の年度協定を締結するなどして年度協定ごとの工事の内容とその出来高の把握を的確に行えなかったのに、年度協定の工事が完了したとして JR 東日本に委託費を支払うなどしていた。

さらに、同市は、鉄道工事全体の進捗よくを適切に把握していなかったため、19 年度末までの工事施行分の委託費の支払額が実際の出来高より 8 億 2358 万余円過大となっていて、これに係る国庫補助金 2 億 7452 万余円が過大に交付されていた。

このように、長期にわたり鉄道事業者に施行を委託する鉄道工事において、年度協定ごとの工事の内容とその出来高の把握を的確に行えないことから、事業主体がその把握を行わないまま、年度協定に基づく工事がすべて完了したとして委託費を支払い、これに基づいて補助事業の実績報告を行っている事態は適切とは認められず、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、補助事業における長期にわたる鉄道工事の施行に当たり、年度協定における工期が重複している場合は年度協定ごとの出来高の把握を的確に行えない状況であるのに、事業主体に対して、年度協定の工事の内容を変更して年度末で終了させて、完了していない工事については残工事分を翌年度の年度協定の工事としたり、延伸した年度協定における工期が終了した後に新たな翌年度の年度協定を締結させたりして、年度協定における工期が重複しないようにするための指導が十分に行われていなかったことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

河川と鉄道が交差する箇所については、今後も多数の河川工事に伴う鉄道工事の施行が必要となることから、当該工事について、引き続き、鉄道事業者に委託することが見込まれる。

については、貴省において、長期にわたり鉄道事業者に鉄道工事を委託する場合には、事業主体に対して、年度協定ごとの出来高の把握が的確に行えるよう、当該年度と翌年度の年度協定における工期を重複させないよう助言するなど指導を徹底し、もって、委託した鉄道工事に係る支払を適切に行わせるよう是正改善の処置を求める。

(注1) 22 府県等 京都府、秋田、福島、神奈川、富山、石川、静岡、三重、福井、兵庫、奈良、鳥取、山口、宮崎、鹿児島各県、郡山、横浜、四日市、松阪、南丹、姫路、山口各市

(注2) 5 府県等 京都府、秋田、福島、山口各県、横浜市

(5) 国庫補助事業において工事の委託等がある場合の事務費の算定に当たり、委託工事に係る事務費を適正に控除するよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	道路整備特別会計(平成20年度以降は、社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)) (項)道路事業費 (項)道路環境整備事業費 (項)地方道路整備臨時交付金
部 局 等	国土交通本省、19 府県
補助の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)、道路整備費の財源等の特例に関する法律(昭和33年法律第34号。平成20年度以降は「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」)、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和41年法律第45号)等
補助事業者(事業主体)	府2、県17、市15、町4、村2、計40事業主体
補助事業	道路整備事業
国庫補助事業に係る事務費の概要	国庫補助事業の施行のために必要な人件費、旅費、庁費等に係る経費
(1)委託事務費を適正に控除しておらず、過大になっている事務費の額	1億1832万余円(平成18、19両年度)
上記に対する国庫補助金相当額	7117万円
(2)特定の事業者等に委託する場合等に、事業主体が算定した事務費と委託事務費を適切に控除した場合の事務費との開差額	4395万余円(平成18、19両年度)
上記に対する国庫補助金相当額	2375万円
(1)及び(2)の純計	1億5367万余円
上記に対する国庫補助金相当額	8911万円
(3)委託費の内容が正確に把握されていない事業の事務費の額	55億2405万余円(平成18、19両年度)
上記に対する国庫補助金相当額	46億4418万円(背景金額)

(上記(1)の事態については、前掲 433 ページの「補助の対象となる事務費の算定が適切でなかったため、補助金が過大に交付されているもの」を参照)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

国庫補助事業において工事の委託等がある場合の事務費の算定について

(平成 21 年 10 月 30 日付け 国土交通大臣あて)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 補助事業の概要

(1) 事務費の概要

貴省は、道路交通の円滑化を図るなどのため、国が実施する直轄事業のほか、都道府県等が実施する国庫補助事業により道路整備事業を実施しており、このうち、道路局所管の国庫補助事業(以下「補助事業」という。)を実施する都道府県等の事業主体に対しては、事業に要する費用の一部について、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)等に基づき、国庫補助金を交付している。

そして、補助事業における事業費の内容、算定方法等については、「道路局所管補助金等交付申請について」(平成 13 年 3 月 30 日国土交通省国道総第 589 号国土交通省道路局長通知。以下「交付申請要領」という。)等によることとしており、これによると、補助事業の事業費は、本工事費(委託費を含む。)、用地費、補償費等から成る工事費と職員の人件費、旅費、庁費等から成る事務費とに区分されている。このうち、事務費については、事業費を所定の金額の段階に区分して、区分ごとに定められた率を乗じて得た額を合計した額(以下「定率事務費」という。)を事務費補助限度額とし、その範囲内で必要な額を補助の対象となる事務費(以下「補助対象事務費」という。)として算定することとなっている。

(2) 委託工事の概要

事業主体は、補助事業の実施に当たり、当該事業主体が管理する道路の整備に関する工事を国や他の地方公共団体等が管理する道路の工事と合わせて行う場合、道路と鉄道との交差に関する工事を行う場合、電線共同溝の整備に伴う管路の埋設工事を行う場合等においては、国、地方公共団体、鉄道事業者、電気事業者等に工事を委託して施行(以下、これら委託して施行する工事を「委託工事」という。)することがある。この場合、事業主体は、委託先に委託費を支払っており、この委託費の中に、委託先が当該委託工事を実施するために必要な事務費(以下「委託事務費」という。)が含まれている。

そして、工事を委託して施行する場合、事業主体が自ら行う事務が軽減され、その分の事務費を要しないこと及び委託費の中に委託事務費が含まれていることから、補助対象事務費の算定に当たっては、定率事務費から委託事務費の実績額を控除した額を事務費補助限度額とすることとなっている。

また、事業主体は、委託費の内容を把握するため、委託先から工事費、委託事務費等の内訳及び金額が記載されている精算書等の提出を受けるなどしている。この精算書等の様

式及び内容は、委託先によって費目の名称及び区分が異なることなどから、委託先ごとに区々となっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

事業主体は、補助事業を実施する場合、補助対象事務費を適正に算定する必要がある。そこで、本院は、合规性、経済性等の観点から、補助事業の実施に当たって工事を委託して施行した場合、委託費の内容及び金額を正確に把握し、定率事務費から委託事務費を適切に控除して、補助対象事務費を適切に算定しているかなどに着眼して検査を行った。

(検査の対象及び方法)

平成 18、19 両年度に補助事業により道路整備事業を実施した 19 府県及びその管内 427 市町村のうち、事業内容に委託工事等を含めて実施している 110 事業主体の 356 事業、事業費計 3257 億 9040 万余円(国庫補助金 2666 億 0106 万余円)を対象に、完了実績報告書、精算書等の書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 委託事務費を適正に控除していないもの

事業主体が国や他の地方公共団体等に工事を委託して施行する場合、事務費補助限度額の算定に当たっては、前記のとおり、定率事務費から委託事務費の実績額を控除することとされている。

しかし、^(注2)16 府県の 23 事業主体は、委託契約 77 件を含む 34 事業、事業費計 678 億 0601 万余円(国庫補助金 548 億 4420 万余円)において、定率事務費から、委託事務費を控除していなかったり、委託事務費の実績額より低額な概算額を控除していたりするなど、適正に委託事務費を控除することなく事務費補助限度額を過大に算定し、これにより補助対象事務費を計 25 億 3344 万余円(国庫補助金 21 億 3172 万余円)としていた。

これらについて、定率事務費から委託事務費の実績額を控除するなどして適正な事務費補助限度額を算定すると計 24 億 1511 万余円となり、上記の補助対象事務費計 25 億 3344 万余円はこれより 1 億 1832 万余円が過大となっており、これに係る国庫補助金相当額 7117 万余円が過大に交付されていて、適正を欠いていると認められる。

(2) 特定の事業者等に委託する場合等の委託事務費等を控除の対象としていないもの

電線共同溝の整備に伴う工事を電気事業者等に委託して施行する場合及び公共施設管理者^(注3)負担金を土地区画整理事業の施行者に支払う場合に、当該委託先等に支払った委託事務費等を適切に控除している事業主体がある一方、^(注4)11 府県の 14 事業主体は、委託契約等 75 件を含む 27 事業、事業費計 156 億 1460 万余円(国庫補助金 102 億 1552 万余円)において、これを控除の対象としていなかった。これらの事業主体は、委託先等に委託事務費等を支払っているにもかかわらず、交付申請要領に、委託事務費を控除する場合の委託先が国、他の地方公共団体等とされていることから、電気事業者等や土地区画整理事業の施行

者はこれらの対象者に該当しないと判断するなどして、委託事務費等計 5223 万余円を控除していなかった。

しかし、事務費補助限度額の算定に当たっては、委託先等のいかにかわらず、委託事務費等を控除する必要があり、上記の 27 事業について、適切な事務費補助限度額を算定すると計 5 億 4269 万余円となることから、14 事業主体が算定した補助対象事務費計 5 億 8665 万余円は、4395 万余円(国庫補助金相当額 2375 万余円)の開差が生じることとなる。

上記の(1)及び(2)の事態について、過大に算定されていた補助対象事務費計 1 億 6228 万余円から、重複している 861 万余円を差し引くと 1 億 5367 万余円となり、これに係る国庫補助金相当額 8911 万余円が過大になっていると認められる。

(3) 委託費の内容を正確に把握していないもの

補助事業の実施に当たって工事を委託して施行した事業主体は、委託先から精算書等の提出を受けるなどして、これを基に控除する委託事務費の額を算定する必要がある。これらの委託先は多くの業種にわたり、委託工事の内容も多様なものとなっていることから、委託先ごと、委託契約ごとに精算書等の様式及び内容は区々となっていて、同様の費用であっても、事務費の費目として計上されていたり、工事費等の費目に計上されていたりするなどしていた。

そして、18 府県の 35 事業主体は、委託契約 273 件を含む 87 事業(補助対象事務費計 55 億 2405 万余円、国庫補助金 46 億 4418 万余円)において、事務費と明記されている費用のみを控除対象の委託事務費として控除して、補助対象事務費を算定していた。

しかし、上記の委託契約 273 件の精算書等の内訳をみると、これらの委託費の中には、事業主体が控除の対象とした事務費と明記されている費用以外にも、委託事務費に該当すると思料される設計監督費等の費用が含まれており、事務費補助限度額の算定に当たっては、これらの費用についてもその内容を精査した上、委託事務費に該当するものは適切に控除する必要があると認められる。

(是正改善を必要とする事態)

前記のように、委託事務費を適正に控除していなかったり、特定の事業者に委託する場合等の委託事務費等を控除の対象としていなかったりしているため、事務費補助限度額及び補助対象事務費が過大に算定されていて、これに係る国庫補助金が過大に交付されている事態並びに委託費の内容を正確に把握していないため、控除すべき委託事務費が適切に控除されていない事態は適切とは認められず、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、主として次のようなことによると認められる。

ア 貴省において

(ア) 交付申請要領等において、委託事務費等を控除する趣旨を明確にしていないこと及び国庫補助金の交付に当たって、控除すべき委託事務費等の額を十分に把握していないこと

(イ) 交付申請要領等において、控除の対象となる委託事務費等に係る委託工事の委託先等について、国、地方公共団体以外のものもすべて対象となることを明確にしてい

と
(ウ) 交付申請要領等において、控除の対象となる委託事務費等に該当する費用について、実質的な内容で判断する必要があることを明確にしてい

イ 事業主体において

(ア) 委託事務費等を適正に控除することなどについての認識が十分でなく、また、国庫補助金の交付申請に当たって、控除すべき委託事務費等の額を適正に計上してい

ないこと
(イ) 控除の対象となる委託事務費等に係る委託工事の委託先等についての認識が十分でないこと

(ウ) 委託費の内容を正確に把握しておらず、控除すべき委託事務費等の精査等が十分でないこと

3 本院が求める是正改善の処置

道路整備事業においては、公共事業としての事業の透明性や効率的な予算の執行が求められている。

については、貴省において、補助事業における事務費に係る国庫補助金の額を適切に算定するため、当該事務費が適切に算定されるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 交付申請要領等において、委託事務費等を控除する趣旨を明確にすること

イ 交付申請要領等において、工事等を委託して施行した場合は、委託先等のいかにかわらず、委託事務費等を控除すべきことを明確にすること

ウ 交付申請要領等において、控除する委託事務費等については、費目名のいかにかわらず、実質的な内容で判断する必要があることを明確にすること

エ 事業主体に対して、国庫補助金の交付申請に当たって、控除すべき委託事務費等の額を適正に計上するよう周知徹底すること

(注1) 事業費 地方道路交付金事業については国費の額、その他の補助事業については国費と地方費を合計した額

(注2) 16府県 京都、大阪両府、岩手、山形、福島、茨城、埼玉、静岡、和歌山、鳥取、岡山、広島、山口、愛媛、福岡、長崎各県

(注3) 公共施設管理者負担金 土地区画整理事業の施行地区内において、道路、公園等の公共施設の新設又は変更を行う場合に、当該公共施設に係る用地費、物件移転補償費及び事務費について、それぞれの公共施設の管理者又は管理者となるべき者が土地区画整理事業の施行者に支払う負担金

(注4) 11府県 大阪府、岩手、福島、茨城、長野、静岡、鳥取、山口、徳島、香川、愛媛各県

(注5) 18府県 京都、大阪両府、岩手、山形、福島、埼玉、長野、静岡、和歌山、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、長崎各県

(6) 河川改修事業を実施するために取得した土地について、適切な管理が行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに工事着手までの間の活用が図られるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)都市計画事業費等 治水特別会計(平成20年度以降は、社会資本整備事業特別会計(治水勘定)) (項)河川事業費等
部 局 等	直轄事業 3 地方整備局 補助事業 23 府県
事業及び補助の根拠	河川法(昭和39年法律第167号)、予算補助
事業主体	直轄事業 3 河川事務所 補助事業 府1、県22、市10 計 36 事業主体
河川改修事業の概要	洪水等による災害発生の防止を図るなどのため河川を総合的に管理し、公共の安全を保持することなどを目的として、堤防の築造、護岸の整備、橋りょうの架け替え等を行う事業
検査の対象とした5年以上工事に未着手となっている河川改修事業のために取得した土地の面積及び取得金額	直轄事業 96,542m ² 36億9823万円(背景金額)(昭和58年度～平成15年度) 補助事業 2,147,650m ² 799億1243万余円(昭和44年度～平成15年度)
上記のうちの補助事業に対する国庫補助金交付額	372億5507万円(背景金額)
前記土地のうち無断で使用されているものの面積及び取得金額	補助事業 113,392m ² 49億9906万円(昭和46年度～平成15年度)
上記に対する国庫補助金交付額	23億3022万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに意見を表示したものの全文】

河川改修事業を実施するために取得した土地の管理及び活用について

(平成21年10月30日付け 国土交通大臣あて)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに同法第36条の規定により意見を表示する。

記

1 事態の概要

国土交通大臣及び都道府県知事等は、河川法(昭和39年法律第167号)に基づき、河川管理者として、公共用物である河川について、洪水等による災害発生の防止、適正な利用、流水

の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全がされるように総合的な管理を適正に行わなければならないとされている。

河川管理者は、水系ごとに、河川改修事業を実施するための基本となるべき方針に関する事項を定め、その方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画(以下「河川整備計画」という。)を関係都道府県知事等の意見を聴取した上で策定して、これに沿って計画策定時から20年間から30年間の期間で河川改修事業を実施することとなっている。

そして、河川管理者は、河川改修事業の実施に当たり、河川整備計画の策定後、河川管理施設等の設計、用地調査の結果等に基づき、事業に必要な土地の面積及び所有者を確定して、所有者と交渉を行い、当該土地を取得した後に工事に着手することとしている。また、河川改修事業を実施するために取得した土地(以下「事業用地」という。)は、一部を除いて国有財産であり、国有財産法(昭和23年法律第73号)等により、適正な管理を行わなければならないとされている。

河川改修事業については、原則として下流から順次改修を進めなければならないこと、改修済み箇所と改修未済箇所とが長期間交互に存在することは治水安全上望ましくないこと、また、土地収用を行うために必要な事業認定が受けにくいことなど、河川事業特有の制約がある。このような制約の下、河川改修事業では、事業用地の取得が難航したり、工事を実施する上で支障となる橋りょうの架け替え等に時間を要したりすることや、近年の財政状況の変化等により、事業期間が長期に及ぶとともに、事業用地取得時に予定されたとおりには工事着手が行えないことがある。

また、貴省は、河川改修事業については、着工から完成までに長期間を要している場合が多いため、事業効果の発現状況が分かりにくいことなどから、事業の実施に当たっては、重要性・緊急性を考慮した事業の重点化により治水効果の早期発現を図る必要があるとして、平成17年12月に、「効果の見える河川事業への転換」の文書を河川事務所、都道府県等に配付した。そして、18年度から、河川改修が必要な区間を、一定期間で事業の効果が発現できる一連区間とそれ以外の区間(以下「一連区間外」という。)に区分して、一連区間については、予算の重点化を図るとともに、一連区間外については、一連区間の事業が完了するまでの間は原則として事業に着手しないこととしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

事業用地の取得に当たっては、従前は購入可能な土地を広範囲に取得していたが、前記の配付文書によって事業を重点化したことにより、今後は取得する土地が長期間工事に未着手となることは少なくなるものと見込まれる。

しかし、前記の事情から、工事に未着手となっている事業用地は、その面積が膨大なものとなっている。

そこで、本院は、合规性、有効性等の観点から、これらの工事に未着手となっている事業用地について、工事着手までの間の適切な管理や有効な活用がなされているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、河川改修事業においては、総合流域防災事業のように事業計画期間をおおむね5年としているものが見受けられることなどから、5年以上工事に未着手となっている事業用地(以下「未着手用地」という。)のうち、直轄事業として3河川事務所が昭和58年度から平成15年度までの間に取得した計96,542㎡(取得金額計36億9823万余円)並びに補助事業として23府県及び6府県管内の10市が昭和44年度から平成15年度までの間に取得した計2,147,650㎡(取得金額計799億1243万余円、国庫補助金計372億5507万余円)を対象として、これらの3河川事務所及び33府県市において、用地取得台帳等の書類及び現地を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、上記の未着手用地については、近接する用地の取得が難航していることや、予算の制約等のために優先順位が高い他の事業箇所を重点的に整備していることなどから、次表のとおり、工事に未着手となっている期間が長期にわたるものが多数存在していた。

表 未着手用地の状況

事業主体	未着手用地の面積(A) (㎡)	(A)のうち10年以上のもの(㎡)	(A)に対する割合	(A)のうち15年以上のもの(㎡)	(A)に対する割合	(A)のうち20年以上のもの(㎡)	(A)に対する割合
直轄事業3事務所計	96,542	48,338	50.0%	8,213	8.5%	6,241	6.4%
補助事業33府県市計	2,147,650	1,416,457	65.9%	746,100	34.7%	423,926	19.7%
合計	2,244,192	1,464,795	65.2%	754,313	33.6%	430,167	19.1%

これらの未着手用地の管理等の状況についてみると、次のような事態が見受けられた。

ア 未着手用地の無断使用について

未着手用地については、不法耕作や不法投棄等が行われているとその排除や処理に提訴等が必要となるなどして、これらに時間を要して工事に早期に着手できなくなることがあるなどのため、適切な管理が必要である。

しかし、旧地権者や周辺住民等により、未着手用地が、無断で田畑として耕作されていたり、無断で車両や資材等の置き場所等として使用されていたりして、国有財産法等に基づく適切な管理が行われていない事態が、19県市において昭和46年度から平成15年度までの間に取得した計113,392㎡(取得金額計49億9906万余円、国庫補助金計23億3022万余円)見受けられた。これらの事態は、事業主体が無断使用の事実や使用者を把握していなかったり、現地において用地境界が不明確となっていたりして、その排除等に長期間を要するなど、工事着手の支障となるおそれがあるものとなっている。

そして、上記の無断使用されている未着手用地の中には、一定期間内に工事に着手し、完了することが予定されていることから、より適切な管理が求められる一連区間に存するものが、^(注5)16 県市において取得した計 57,920㎡(取得金額計 35 億 2943 万余円、国庫補助金計 17 億 2696 万余円)含まれていた。

これらについて事例を示すと、次のとおりである。

<事例 1>

A 県が B 川総合流域防災事業において、下流側の工事(平成 16 年度に完了)に引き続き工事に着手する予定で 14、15 両年度に取得した 126㎡については、隣接する土地の所有者がその所有権を主張して、15 年 4 月の取得直後から当該土地にロープを巡らして、立入り禁止の看板を立て、植樹や耕作を行うなど占有しており、度重なる土地の明渡し要求に応じないなどのため、当該土地を含む一連区間の工事に着手できない状況となっている。

以上のように、未着手用地が無断で使用されている事態は、工事着手の支障となるおそれがあり、適切とは認められない。

イ 未着手用地の活用について

今回検査を行った未着手用地 2,244,192㎡の一部には、事業主体が、地元市町村等からの要望により、使用許可等を与えて、広場、運動場等として使用させ、公共の目的等のために活用されているもの^(注6)(5 府県市において、11 件、59,514㎡)が見受けられたが、大部分は、工事着手までの間の活用に対する認識、理解等が十分でなく、事業主体において管理されているだけで、活用が図られていない事態が見受けられた。

上記のうち、使用許可等を与えて使用させ、公共の目的等のために活用されているものについての事例を示すと、次のとおりである。

<事例 2>

埼玉県は、緑川右岸において広域基幹河川改修事業の予定地の一部として平成 4、5 両年度に取得した 136㎡については、9 年 9 月に戸田市から当該事業用地の使用についての申請を受けて、同月に同市に対して使用の許可を与え、市民農園として使用させている。

以上のように、未着手用地の使用状況が事業主体によって異なっているのは、事業主体における工事着手までの間の活用に対する認識、理解等に差異があり、十分なものとなっていないことなどに起因していることから、活用に対する認識等の向上に資する基準等を設けることが必要と認められる。

そして、一連区間外に存する未着手用地については、今後も相当の期間、工事に未着手のまま本来の目的である河川改修事業の用に供されず、多額の国費を投入した事業の効果が発現するまでに相当の期間を要することとなることから、設けられた基準等に基づいて、将来実施する河川改修事業に支障のない範囲で、現地条件等からみて使用可能なものを公共の目的等のために活用させ、適切な維持管理を行わせつつ活用を図るべきであると認められる。

(是正及び是正改善並びに改善を必要とする事態)

未着手用地について、国有財産法の規定等に反して適切な管理が行われておらず、旧地権者等により無断で使用されている事態及び工事着手までの間において有効に活用されていない事態は適切とは認められず、是正及び是正改善並びに改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、事業主体において適切な管理についての認識等が十分でないことにもよるが、貴省において、次のとおり十分な対応をしていないことなどによると認められる。

- ア 補助事業における未着手用地について、無断で使用されている事態が全国的に多数発生しているのに、適切な管理を行うための指導が十分でないこと
- イ 未着手用地について、事業主体における工事着手までの間の活用に対する認識、理解等が十分でないのに、その認識等の向上に資する基準等を示していないこと

3 本院が求める是正及び是正改善の処置並びに本院が表示する意見

貴省及び事業主体は、河川改修の実施という事業本来の目的が早期に達成されるよう引き続き努力する必要があるが、貴省において、取得後5年未満のものも含めて、河川改修事業における工事に未着手となっているすべての事業用地に関して適切な管理及び工事着手までの間の活用が行われるよう、次のとおり是正及び是正改善の処置を求め並びに意見を表示する。

- ア 事業主体に対して巡視や無断使用者に対する是正の指導等を行うなどの適切な管理が行われるよう指導を行い、これを周知徹底すること(会計検査院法第34条による是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めるもの)
- イ 事業主体に対して活用に対する認識、理解等を促し、かつ、工事着手までの間の事業用地の活用に関するものとなるよう、活用についての基準等を示すこと(同法第36条による意見を表示するもの)

(注1) 3河川事務所 江戸川、出雲、川内川各河川事務所

(注2) 23府県 京都府、秋田、福島、群馬、埼玉、神奈川、富山、石川、福井、長野、静岡県、三重、兵庫、奈良、鳥取、山口、徳島、香川、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(注3) 6府県管内の10市 横浜、川崎、相模原、静岡、浜松、京都、神戸、姫路、米子、長崎各市

(注4) 19県市 秋田、福島、群馬、埼玉、神奈川、富山、石川、三重、兵庫、奈良、鳥取、徳島、香川、長崎、大分、鹿児島各県、横浜、京都、神戸各市

(注5) 16県市 秋田、福島、群馬、埼玉、神奈川、富山、三重、兵庫、奈良、鳥取、徳島、長崎、大分、鹿児島各県、横浜、京都両市

(注6) 5府県市 京都府、埼玉県、横浜、川崎、京都各市

- (7) 路面下空洞調査業務の契約及び実施に当たり、求める成果の内容を明確にしたり、すべての探査データの提出を求めたり、価格面の競争を取り入れた契約方式を導入したりするよう改善の処置を要求し、占用企業者の負担金を適切に徴収するよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	(1) 社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定) (項)道路環境改善事業費 (項)道路交通安全対策事業費 (項)北海道道路交通安全対策事業費 (項)地域連携道路事業費 (項)道路交通円滑化事業費 (項)附帯工事費
	(2) 社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定) (項)附帯工事費負担金収入
部 局 等	(1) 北海道開発局及び15国道事務所等 (2) 関東地方整備局
契約の概要	(1) 道路の路面下において発生する空洞を非破壊で探査するもの (2) 路面下空洞調査業務に係る費用の一部について占用企業者に負担を求めるもの
契約の相手方	(1) 財団法人道路保全技術センター、ジオ・サーチ株式会社 (平成20年度) (2) 11会社等(平成20年度)
契 約	(1) 平成20年4月～20年12月 簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続を経た随意契約 (2) 平成20年3月 路面下空洞探査に関する協定に基づく随意契約
支 払 額	(1) 6億5692万円(背景金額)(平成20年度)
徴 収 額	(2) 6356万円(平成20年度)
占用企業者の負担金の不足額	1087万円(平成20年度)

【改善の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

路面下空洞調査業務の契約及び実施について

(平成21年10月28日付け 国土交通大臣あて)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求し、及び同法第34条の規定により是正改善の処置を求める。

記

1 業務の概要

(1) 路面下空洞調査業務の概要

貴省は、道路法(昭和27年法律第180号)に基づき、道路を常時良好な状態に保つようにその維持・修繕を行い、一般交通に支障を及ぼさないように努めており、日常パトロール

等を実施して道路の状況を点検している。

(注1)

そして、道路の路面下においては、地下埋設物の破損等が原因と考えられる空洞が発生することがあり、発生した空洞が拡大するなどして路面近くにまで進行すると、交通荷重等の影響により路面が陥没するなどして、事故につながるおそれがあることから、貴省は、国道の管理の一環として路面下空洞調査業務(以下「調査業務」という。)を実施している。

調査業務は、レーダー技術を用いて路面下の状況を調査するもので、調査業務を開始した平成2年度以降、約5,000か所の空洞が発見されている。そして、調査業務は、次のような手順により行われている。

- ① 一次調査として、車道部及び歩道部において、それぞれ地中レーダーを搭載した探査車(以下「レーダー探査車」という。)で走行移動しながら電磁波を発して、路面下を非破壊で探査し、探査データを取得する。
- ② 取得した探査データを基に異常箇所を抽出して、地下埋設物等の存在も考慮しながら、空洞が発生している可能性がある箇所を判定する。
- ③ 空洞が発生している可能性があるとして判定された箇所(以下「空洞可能性箇所」という。)については、二次調査として、必要に応じてハンディ型地中レーダーを用いるなどして、空洞可能性箇所の範囲を特定する。
- ④ 上記により得たデータを分析した結果、空洞が発生している可能性が高いと判定した場合には、ボーリングにより削孔してスコープ等で空洞の存在を判定する。そして、空洞の存在が確認された場合には、必要に応じて空洞内部を撮影する。
- ⑤ 上記の結果を取りまとめて報告する。

(2) 調査業務の経緯

空洞調査は、昭和63年5月に東京都中央区で路面の陥没事故が発生したことを背景として、その必要性が議論されるようになった。その後、平成2年にレーダー探査車が開発され、調査業務が実施されることとなり、現在では全国的に実施されている。

調査業務の契約は、18年度までは、特殊な技術を必要とするとしてすべて随意契約により行われていたが、19年度は参加者の有無を確認する公募方式を経た随意契約により行われており、この間いずれも財団法人道路保全技術センター(以下「保全センター」という。)が受注していた。その後、貴省では随意契約の見直しを行い、20年4月に、それまで道路関係公益法人との随意契約で行われてきた業務を原則として競争性の高い契約方式により実施するとともに、民間事業者等との競争が促されるような方策を講ずることとした。これを受けて、20年度の調査業務の契約は、北海道開発局及び15国道事務所等(以下「16事務所等」という。)(注2)において、簡易公募型プロポーザル方式(注3)に準じた手続を経た随意契約により行われ、計16件のうち、保全センターが11件を、ジオ・サーチ株式会社が5件を受注しており、契約金額は計6億5692万余円となっている。

しかし、これらの契約について、20年12月頃から、民間事業者の参入が進んでいなかったり、保全センターが受注した調査業務において、発見できなかった空洞があったりすると、契約方式や履行内容に疑義があるなどの指摘がなされ、国会で議論されたり、新聞等で報道されたりした。

このような状況の下、貴省は、21年3月に公表した今後の方針(以下「方針」という。)の

中で、レーダー探査車の運転操作などの「作業」と空洞可能性の判定などの「診断」とを分離して、より多くの民間事業者の参加による価格競争の促進によりコスト縮減を図ることとし、さらに、空洞の診断と対策の企画・実施は、原則として、地方整備局の職員が行うこととして、補修等の対策の迅速化を図るなどとしている。また、同年5月に、学識経験者等の第三者委員で構成する「直轄国道の舗装(路面)に関する保全検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置して、地下探査の内容等について検討を行うとともに、20年度に保全センターが受注した調査業務の実施内容の検証も併せて行うこととして、一部の国道における路面下の空洞の有無を実地に調査確認するなどして検証を進めているところである。

(注1) 地下埋設物 地下に埋設された電気、通信、ガス、上下水道等の管路等

(注2) 16事務所等 北海道開発局、東北技術、東京国道、相武国道、横浜国道、大宮国道、北首都国道、千葉国道、宇都宮国道、常陸河川国道、高崎河川国道、北陸技術、中部技術、近畿技術、中国技術、四国技術各事務所

(注3) 簡易公募型プロポーザル方式 業務の内容が技術的に高度であるなどの場合に、業者の参加を公示により募り、提出を受けた技術提案書を審査して技術的に最適な者を特定する方式を公募型プロポーザル方式という。そして、公募をより簡易な手続により実施する方式を簡易公募型プロポーザル方式という。

(3) 調査業務に係る費用負担

関東地方整備局は、東京都区内における調査業務に要する費用について、道路管理者である同局と地下埋設物を設置している企業等(以下「占用企業者」という。)とが共同で負担することとして、「路面下空洞探査に関する協定書」(以下「協定書」という。)を締結し、空洞探査の探査延長やそれぞれの負担割合等を定めている。これは、路面下の空洞が、前記のとおり、一般的に地下埋設物に起因して発生するなど考えられており、東京都区内で発生する路面陥没には、地下埋設物が一因となって発生したものが多かったことなどによるものである。

そして、同局は、協定書を踏まえ、毎年度、各占用企業者と個別に「路面下空洞探査に関する契約書」(以下「契約書」という。)を締結して、各年度の各占用企業者の負担額等について定めており、探査延長の根拠となる探査計画等の変更により、負担額の変更等契約の内容を変更する必要があるときは、両者で協議することとしている。また、協定書においては、探査計画等を変更する必要がある場合にはあらかじめ協議すること、変更により負担金について不足が生じれば、同局は負担金を追徴できること、業務完了後は速やかに精算を行うことなどが定められている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、前記の16事務所等が20年度に実施した16件計6億5692万余円の調査業務について、国会における議論や新聞報道等も踏まえて、経済性、効率性、有効性等の観点から、特記仕様書等の記載内容や成果物の内容等は適切なものとなっているか、契約方式は適切か、関東地方整備局は協定書に基づく負担金の徴収を適切に行っているかなどの点に着眼して検査を行った。

検査に当たっては、関東地方整備局及び16事務所等において、関係資料の提出を求める

とともに、貴省本省、北海道開発局、^(注4)9事務所及び1契約先において、契約関係書類や調査資料の内容を確認したり、担当者から説明を聴取したりするなどして会計実地検査を行った。

(注4) 9事務所 東北技術、東京国道、相武国道、大宮国道、常陸河川国道、中部技術、近畿技術、中国技術、四国技術各事務所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 調査業務の契約内容

ア 特記仕様書の記載内容について

20年度に16事務所等が発注した16件の調査業務について、特記仕様書及び調査報告書の記載内容を検査したところ、特記仕様書において、抽出すべき異常箇所^(注)の基準(以下「抽出基準」という。)を明示しているものは1件のみであり、それ以外の15件においては、抽出基準についての記載はなく、「現場探査で記録した後、分析を行い異常箇所を検出し、その広がり^(注)を特定する」などと記載されていた。このため、異常箇所を基に判定される空洞可能性箇所についても、抽出した根拠が契約ごとに区々となっており、調査業務で求める成果の内容が明確になっていなかった。

貴省は、前記のとおり、検討委員会を設置して、地下探査の内容等について検討を行っているところであるが、空洞の判定に当たっては、抽出基準等を定めるなどして、調査業務で求める成果の内容を明確にする必要があると認められる。

イ 一次調査の探査データの取得状況について

一次調査により取得した探査データは、翌年度以降の調査業務において、経年的な変化を検証するためなどに活用することができるものである。

しかし、16事務所等が20年度に発注した調査業務における一次調査の探査データの取得状況について検査したところ、16事務所等すべてにおいて、空洞可能性箇所の探査データについては、受注者から提出を受けていたが、それ以外の箇所の探査データの提出については、具体的に特記仕様書等の契約書類において求めておらず、受注者から提出を受けている事務所は1事務所のみとなっていた。

したがって、多額の国費を投じて収集されてきた一次調査の探査データが、道路管理者において活用できるようになっていない事態は適切でなく、今後は、契約上受注者に、一次調査のすべての探査データを提出させることが必要であると認められる。また、19年度以前に行った調査業務において受注者が取得した一次調査の探査データについても、当該受注者に対して提出を求めて、可能な限り入手に努める必要があると認められる。

(2) 契約方式の状況

前記のとおり、20年度における調査業務の契約は、16事務所等において、簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続を経た随意契約により行われている。そして、その応募状況をみると、応募者数はそれぞれ1者から3者となっていて、受注者は16事務所等全体で2者となっていた。

しかし、同方式では、契約相手方が選定された後は当該者と随意契約することとなり、技術面での競争は行われるものの、価格面での競争は行われな^(注)いこととなる。一方で、本

件調査業務のような建設コンサルタント業務等においては、経済性に配慮して価格面も含めた多様な要素が考慮される総合評価落札方式が20年5月に本格的に導入されている。そして、調査業務については、毎年度実施しており、また、実績も多いことなどから仕様を確定することが可能であり、技術面に加えて価格面も評価する総合評価落札方式等での発注が可能なもの認められる。したがって、価格面の競争を取り入れた契約方式を導入する必要があると認められる。

(3) 調査業務の費用負担の状況

関東地方整備局管内の東京国道事務所における20年度の調査業務に対する占用企業者11者からの負担金の徴収について検査したところ、同局は、調査業務に要する費用を保全センターとの当初契約額に基づいて9492万余円として、各占用企業者との当初契約どおり計6356万余円の負担金を20年4月に各占用企業者から徴収していた。

しかし、調査業務の最終変更契約によると、探査延長が車道部及び歩道部とも延長されるなどして、調査業務に要した費用が1億0972万余円に増額していたにもかかわらず、同局は、会計実地検査時点(21年6月)においても、各占用企業者との間で締結した協定書に定める探査延長の変更協議を行っておらず、負担金の不足額を追徴するための契約内容の変更協議も行っていなかった。調査業務は20年度内に完了して、変更後の代金の支払も年度内に了していることから、探査延長の変更に伴う負担金の追徴に係る手続も同年度内に速やかに行う必要があったと認められる。

そして、最終変更契約後の調査業務に要した費用1億0972万余円に基づいて各占用企業者の負担額を修正計算すると計7444万余円となり、上記の負担額計6356万余円との間に1087万余円の差額が生じていると認められる。

(改善及び是正改善を必要とする事態)

上記のように、調査業務で求める成果の内容を明確にしていなかったり、一次調査のすべての探査データの提出を求めていなかったり、価格面の競争を取り入れた契約方式を導入していなかったりしている事態は適切でなく、改善の要があると認められる。また、調査業務に要した費用の増額変更に伴う占用企業者の負担金の増額変更協議を年度内に速やかに行っていない事態は適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のようなことによると認められる。

ア 16事務所等において

- (ア) 調査業務で求める成果の内容を明確にする必要性についての認識が十分でなかったこと
- (イ) 一次調査の探査データの必要性についての認識が十分でなかったこと
- (ウ) 従来の随意契約による契約方式を見直しているものの、価格面の競争を取り入れた契約方式を導入することについての検討が十分でなかったこと

イ 関東地方整備局において、調査業務に要した費用の増額変更に伴い、各占用企業者の負担額に不足が生じたのに、不足額を追徴するための協議を速やかに行うことに対する認識が十分でなかったこと

3 本院が要求する改善の処置及び本院が求める是正改善の処置

貴省は、調査業務について、様々な議論がなされたことを踏まえ、検討委員会を設置して

その内容等について検討するとともに、20年度に保全センターが受注した調査業務の実施内容の検証等を行っているところである。調査業務については、今後も継続して実施していくことから、貴省において、前記の検査結果を踏まえて、調査業務が適切に実施されるよう、次のとおり改善の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

- ア 具体的な抽出基準等を定めるなどして、調査業務で求める成果の内容を明確にすること（会計検査院法第36条による改善の処置を要求するもの）
- イ 一次調査の探査データのすべてを契約上の成果品として提出させることとすること、また、19年度以前に実施した調査業務についても契約の相手方に対して提出を求めて、可能な限り入手に努めること（同法第36条による改善の処置を要求するもの）
- ウ 方針で述べている価格競争の促進の趣旨に沿って、価格面の競争を取り入れた契約方式を導入すること（同法第36条による改善の処置を要求するもの）
- エ 調査業務の費用の増額変更に伴って、各占用企業者の負担額に不足が生じた場合には、不足額の追徴に向けた協議を速やかに行うよう、各地方整備局等に対して周知すること（同法第34条による是正改善の処置を要求するもの）

(8) 利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計（組織）国土交通本省（項）情報化推進費 （平成19年度以前は、（項）国土交通本省）
部局等	国土交通本省
電子申請等関係システムの概要	国民が国の行政機関とこれまで書面を用いてやり取りしてきた申請・届出等について、インターネット等を経由した電子的な申請等によっても行うことができるようにするためのシステム
効果が十分発現していない電子申請等関係システムの整備・運用等に係る経費	17億4596万円（背景金額）（平成17年度～20年度）

【意見を表示したものの概要】

電子申請等関係システムの利用状況について

（平成21年9月18日付け 国土交通大臣あて）

国土交通省が運用している国土交通省オンライン申請システムは、システムの整備・運用等に係る経費が多額（平成17年度から20年度までの整備・運用等に係る経費17億4596万余円）に上っているにもかかわらず、電子申請率が10%以下と低迷しており、システムの整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない事態となっている。

（本院が表示した意見の内容は他の分と合わせて50ページの内閣の項に総括的に掲記している。）

- (9) まちづくり交付金事業の実施に当たり、予算の配分等が市町村の予算要望額を考慮するなどして適時に適切な額により行われ、また、法令等に基づく事業実施状況の確認、精算等の手続が事業完了時まで適正確実に行われることとなるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)都市再生・地域再生整備事業費 平成 18、19 両年度は、 (項)揮発油税等財源都市環境整備事業費 (項)都市環境整備事業費 平成 17 年度以前は、 (項)都市環境整備事業費
部 局 等	国土交通本省
交付の根拠	都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)
交付金事業者 (事業主体)	市 335、特別区 18、町 132、村 25、計 510 事業主体
まちづくり交付金事業の概要	市町村が都市再生整備計画に基づき公共公益施設等の整備事業や同事業の効果を増加させるために必要な事務又は事業を行うもの
単年度交付限度額を上回っている地区に係る交付対象事業費	1 兆 0909 億余円(平成 16 年度～20 年度)
上記に対する交付金の額	4906 億余円
上記のうち単年度交付限度額を上回っている交付金の額	1520 億円(背景金額)
補正予算の対象となった施設に係る交付対象事業費	2013 億 3834 万余円(平成 16 年度～24 年度)
補正予算による上記に対する交付金の額	110 億 4620 万円(背景金額)(平成 20 年度)
最終年度等に交付金の充当がない地区の交付対象事業費	68 億 8710 万余円(平成 18 年度～20 年度)
上記に対する交付金相当額	27 億 0619 万円(背景金額)

(前掲 437 ページの「割増分の交付金の交付対象とならない事業を交付対象事業としていたため、交付金が過大に交付されているもの」参照)

【意見を表示したものの全文】

まちづくり交付金に係る予算の配分、事業実施状況の確認、精算等について

(平成 21 年 10 月 30 日付け 国土交通大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 事業の概要

(1) 都市再生整備計画とまちづくり交付金

貴省は、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が一定の地区について都市再生整備計画(以下「整備計画」という。)を定めて、整備計画に基づく事業を実施する場合に、その経費に充てるため、平成16年度から、当該市町村に対してまちづくり交付金を交付しており、20年度までに交付された地区は835市区町村の1,518地区、交付額は1兆0045億円に上っている。

整備計画は、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域における当該公共公益施設の整備等に関する計画とされており、市町村の自主性を尊重して、地域の特性に応じ、地域の有形・無形の資源を活用した創意工夫を最大限発揮することを旨とするものとされている。

市町村は、まちづくり交付金を充てて整備計画に基づく事業を実施しようとするときは、都市再生特別措置法により、整備計画を貴省に提出しなければならないこととなっている。また、整備計画の内容に変更が生じた場合は、同様に、変更整備計画を提出することとなっており、貴省は、年に3回の変更を受け付けている。

そして、まちづくり交付金交付要綱(平成16年国都事第1号、国道企第6号、国住市第25号国土交通事務次官通知。以下「交付要綱」という。)により、当該整備計画に対する交付限度額は、通常、交付対象事業費の40%、交付期間は整備計画ごとにおおむね3年から5年となっている。

また、単年度の交付額は、交付要綱により、次式のとおり、交付限度額に、年度末における交付対象事業の進捗率の見込みを乗じた額から、前年度末までに交付された交付金の総額を差し引いた額(以下「単年度交付限度額」という。)の範囲内となっている。

単年度交付限度額＝交付限度額×A－B

A：まちづくり交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み

B：前年度末までに交付されたまちづくり交付金の総額
進捗率：交付対象事業の事業費に対する執行业業費の割合

そして、交付金の交付後、進捗率に変更があった場合、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、返還等することなく、翌年度に調整できることとなっている。また、最終年度においては、交付期間の交付額の合計が全体の交付対象事業費の執行額を基に計算される交付限度額の範囲内となるよう調整することになっている。

(2) 補助金等適正化法による手続

まちづくり交付金は、市町村の自主性、裁量性を大幅に向上させていると同時に、適正な執行を担保するため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。)を適用することとされている。このため、通

常の補助金と同様に、市町村は、交付申請を行って、交付決定を受けて事業を実施し、事業が完了したときは、都道府県に完了実績報告書を提出し、都道府県は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る交付金事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、交付金の額の確定を行うこととなっている(政令指定都市は、完了実績報告書を地方整備局等に直接提出して、同局等が調査し、額の確定を行う。)。そして、精算の結果、当該額を超える交付金が交付されているときは、返還することとなっている。

(3) まちづくり交付金の予算額と20年度補正予算

まちづくり交付金の各年度の予算額は、16年度1330億円(実施地区数355地区)、17年度1930億円(同740地区)、18年度2380億円(同1,102地区)、19年度2430億円(同1,326地区)、20年度2660億円(同1,428地区)となっている。そして、20年度予算については、当初予算額の2510億円に対して、21年1月の20年度第2次補正予算(以下「20年度補正予算」という。)において、150億円が増額されている。

20年度補正予算は、急激な内外の金融経済情勢の変化に対応するために生活対策等を実施するもので、まちづくり交付金においては、地域における防災機能の向上に資する公共公益施設の整備を促進し、災害に強いまちづくりを推進することを目的として、公園、広場、地域交流センター等の公共公益施設の整備を行う一部の地区について、その交付限度額の算定に当たって、これらの公共公益施設の交付対象事業費に対する交付金の割合を通常40%から45%に割増しすることとなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

まちづくり交付金は、貴省の重要な施策を推進するものとして、16年度の制度創設以来毎年度多額の交付がなされている。

そして、前記のとおり、まちづくり交付金事業は、市町村の自主性、裁量性を大幅に向上させていると同時に、整備計画の各事業の適正な執行を担保するため、補助金等適正化法、交付要綱等に基づき実施することとなっている。

そこで、本院は、合規性、効率性、有効性等の観点から、交付金の交付申請や交付決定が交付要綱に基づき適切に行われているか、各年度の完了実績報告、額の確定等が補助金等適正化法等に基づき適正に行われているか、事業が効果を上げているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

^(注1)
28都道府県管内の536市区町村が16年度から20年度までの間に整備計画を策定した1,007地区(交付対象事業費計1兆4022億余円、交付金計6181億余円)を検査の対象とした。検査に当たっては、各市区町村から、整備計画、交付申請書、完了実績報告書等の資料の提出を求め、その内容を確認するとともに、28都道府県において会計実地検査を行った。

(注1) 28都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、岩手、秋田、福島、栃木、埼玉、千葉、神奈川、富山、長野、静岡、愛知、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、岡山、香川、高知、福岡、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、交付金の交付等について次のような事態が見受けられた。

(1) まちづくり交付金に係る予算の配分等について

ア 予算の配分等と単年度交付限度額について

市町村は、毎年11月頃に、翌年度の交付金に関して、貴省に、前記交付要綱の算式に基づいて計算された単年度交付限度額を所定の予算要望調書(20年度以降の名称は「事業執行予定調書」。以下「予算要望調書」という。)に記して提出することになっている。そして、貴省は、国の予算成立後の3月末頃に、翌年度の交付金の配分額を内示(以下「予算内示」という。)し、市町村は、この予算内示を受けて交付申請等の手続を行っている。

そして、16年度から20年度までの間の28都道府県536市区町村の1,007地区における交付金の予算要望額と予算内示額についてみると、表1のとおり、各年度とも予算内示額が予算要望額より多額となっており、5か年度の予算内示額計6142億余円は予算要望額計4656億余円に対して1.31倍となっており、1485億余円が過配分となっていた。

また、交付対象事業費の合計額は、予算要望時1兆4472億余円、交付申請時1兆4944億余円でほとんど変わっていないにもかかわらず、上記の過配分となっている予算内示額とほぼ同額を交付申請していたため、交付対象事業費に対する交付金の充当率は予算要望時には32.1%であったものが、交付申請時には41.3%と高くなっていた。

表1 交付金の予算要望、予算内示、交付申請及び完了実績報告(28都道府県536市区町村の1,007地区)
(単位:億円)

区 分		年 度					計	(参考) 21年度
		平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度		
予算 要望	交付対象事業費(A)	608	1,972	3,424	4,202	4,264	14,472	3,728
	交付金(B)	235	721	1,134	1,288	1,276	4,656	1,010
	充当率(B)/(A)	38.7%	36.5%	33.1%	30.6%	29.9%	32.1%	27.1%
予算 内示	交付金(C)	330	991	1,480	1,583	1,756	6,142	1,654
	充当率(C)/(A)	54.3%	50.2%	43.2%	37.6%	41.1%	42.4%	44.3%
	差額(C)-(B)	94	269	346	294	479	1,485	644
	交付金倍率(C)/(B)	1.40倍	1.37倍	1.30倍	1.22倍	1.37倍	1.31倍	1.63倍
交付 申請	交付対象事業費(D)	671	2,092	3,605	4,298	4,277	14,944	
	交付金(E)	320	1,001	1,520	1,575	1,769	6,186	
	充当率(E)/(D)	47.7%	47.8%	42.1%	36.6%	41.3%	41.3%	
	単年度交付限度額(F)	260	767	1,167	1,326	1,255	4,777	
完了 実績 報告	交付対象事業費(G)	645	1,999	3,409	3,959	4,007	14,022	
	交付金(H)	320	1,001	1,520	1,575	1,764	6,181	
	充当率(H)/(G)	49.6%	50.0%	44.5%	39.7%	44.0%	44.0%	

注(1) 「予算内示」は、当初内示(平成20年度は第1回変更内示)の額である。「充当率」は、交付対象事業費に対する交付金の率である。

注(2) 金額は単位未満切り捨てのため、計は一致しない。

このようなことから、各地区の各年度における交付申請額を当該年度の単年度交付限度額と比べてみると、1,007地区のうち501市区町村の932地区において、交付期間の前半等に交付申請額が単年度交付限度額を上回っている年度が多く見受けられた。

上記の932地区について、16年度から20年度までの総額でみると、表2のとおり、単年度交付限度額の合計額3385億余円に対して交付申請額の合計額は4906億余円となっていて、単年度交付限度額を1520億余円上回っていた。

そして、貴省は、前記のような過配分となっている予算内示額とほぼ同額の交付申請額により交付決定を行っていたため、上記の932地区においては交付決定額が単年度交付限度額を上回っていた。

表2 単年度交付限度額を上回っている地区の交付申請(28都道府県501市区町村の932地区)
(単位：地区、億円)

区 分		年 度					計
		平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
交付申請	地区数	178	393	581	592	600	932
	交付対象事業費(D)	509	1,658	2,750	3,105	2,885	10,909
	交付金(E)	263	835	1,227	1,209	1,371	4,906
	充当率(E)/(D)	51.6%	50.3%	44.6%	38.9%	47.5%	44.9%
	単年度交付限度額(F)	200	600	862	889	833	3,385
	差額(E)-(F)	62	235	364	319	537	1,520

注(1) 各年度の数値は、各地区において単年度交付限度額を上回る場合のみ計上している。

注(2) 地区数は重複しているものがあり、また、金額は単位未満切り捨てのため、計は一致しない。

なお、20年度までに終了した27都道府県209市区町村の293地区のうち4地区を除いた289地区は、交付期間に交付された交付金の合計額は交付期間全体の交付限度額を超えていない。

このように市町村の予算要望額以上に予算内示を行っている理由について、貴省は、市町村が予算要望調書の作成時における事業量を財政状況等を踏まえて整備計画上の各年度の事業量に比べて減少させていると考えたことから、整備計画の達成に必要な進捗率を維持することができるように、各年度の予算額の全額を予算内示していることよるとしている。

しかし、予算要望額以上に予算内示を行うことは、市町村の発意を基に交付する補助金の原則に沿わないものであり、また、交付期間の前半等における単年度交付限度額を上回る交付金の交付は、後年度における交付金を少なくして市町村費の負担を増加させることとなるため、市町村財政の平準化等を損ないかねず、市町村の自律的で円滑な財政運営を阻害するおそれがあり、適切とは認められない。また、単年度交付限度額を上回る交付申請及び交付決定を行っていることは、もとより交付要綱に反して、これを形骸化させるもので、適切とは認められない。

(注2) 27都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、岩手、秋田、福島、栃木、埼玉、千葉、神奈川、富山、長野、静岡、愛知、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、岡山、香川、高知、福岡、宮崎、鹿児島各県

イ 20年度補正予算の交付対象と効果について

防災機能の向上に資する公園、広場等の公共公益施設として20年度補正予算による交付金の割増しの対象となったものは27都道府県195市区町村265地区の609施設^(注3)で、その交付額は110億4620万円である。これらの施設の整備状況をみると、表3のとおり、既に整備計画上の事業として位置付けられているものがほとんどで、20年度に新たに整備計画に追加されたものはわずかとなっていた。また、20年度に追加された施設で同年度に整備事業が実施されたものはなかった。なお、既に整備が完了した施設を20年度補正予算の対象としていた地区の中には、本来まちづくり交付金の交付対象事業とならない施設について、20年度補正予算による割増しの対象としているものも見受けられた。

表3 20年度補正予算の対象となった公共公益施設の整備状況等(27都道府県195市区町村の265地区)
(単位：地区、件、百万円)

区 分	新規追加 (うち平成20 年度実施)	既に整備計画上の事業として位置付けられている施設の整備状況				合 計
		整備済	実施中	未実施	計	
地区数	14(0)	66	213	66	264	265
整備施設件数	16(0)	103	394	96	593	609
交付対象事業費	777(-)	18,865	168,948	12,746	200,560	201,338
交付金	350(-)	975	9,070	650	10,696	11,046

注(1) 平成21年1月現在の数値である。

注(2) 地区数は重複しているものがあり、また、金額は単位未満切り捨てのため、計は一致しない。

注(3) 交付対象事業の実施年度は、平成16年度から24年度までとなっている。

したがって、20年度補正予算による交付金の交付は、20年度の交付対象事業の進捗率を上げるものではなく、この進捗率に見合う額を超えて交付されることから、前記アの単年度交付限度額を上回る事態の一因となっていた。

また、20年度補正予算による割増しの対象となった施設のほとんどは、既に整備計画上の事業として位置付けられていて、整備済み又は実施中のものなどであり、交付金の交付により、20年度補正予算の目的である防災機能の向上に資する公共公益施設の整備の促進には結び付かないことから、その効果は限定的なものとなっていると認められる。

(注3) 27都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、岩手、秋田、福島、栃木、埼玉、千葉、神奈川、富山、長野、静岡、愛知、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、岡山、香川、高知、福岡、宮崎、鹿児島、沖縄各県

ウ 整備計画の変更に伴う交付限度額の減少について

貴省は、整備計画の変更を年3回受け付けているが、整備計画の変更を要する場合の要件等は定めていない。そして、20年度までに終了した27都道府県209市区町村の293地区のうち約7割の206地区は、最終の整備計画の交付限度額が交付期間前半の交付限度額に比べて減少しており、その減少割合の高い変更時期は、交付期間の最終年度の前年度が多くなっていた。これは、交付期間最終年度の直前にまとめて整備計画の見直しを行ったことによるものであり、既往年度の入札差金を合わせて交付対象事業費を

減額したり、交付対象事業を整備計画から削除したりなどしている。

このような事態は、整備計画がその時々の実態を反映していないもので、交付限度額の減少により事後的に交付金の返還をもたらすおそれがあることから適切とは認められない。

(2) 最終年度等における事業実施状況の確認、精算等について

前記(1)のように、予算が過配分され単年度交付限度額を超えて交付金が交付されていること、整備計画の見直しにより交付限度額が減少していることから、20年度までに終了した293地区のうち26市区町の34地区は、交付期間の最終年度に交付対象事業を実施しているものの、前年度までに交付限度額以上の交付金を受け入れることとなっていて、新たな交付金の充当はなかった。また、この34地区のうち11地区は、最終年度以前の年度においても、同様に、交付金の充当はなかった。このため、これらの最終年度等分の交付対象事業(交付対象事業費計68億8710万余円、交付金相当額計27億0619万余円)については、交付金の交付申請が行われておらず、補助金等適正化法に基づく完了実績報告書等の提出もなく、都府県又は地方整備局等が、補助金等適正化法に基づく事業成果等の調査の実施及び額の確定等は行っていない。

そして、34地区のうち4地区においては、既に交付を受けていた交付金が最終の整備計画の交付限度額を上回ったことから、過大に交付されていた交付金(計9179万余円)を自主的に国に返還する事態となっていた。

このような事態は、補助金等適正化法等の手続による事業実施状況の確認、交付金の精算等が担保されておらず、交付金事業の実施や経理の適正性が確保されないおそれがあるもので、適切とは認められない。

上記について事例を示すと、次のとおりである。

<事例>

東京都葛飾区は、東立石安全・安心地区において、平成16年6月に策定した整備計画により、16年度から19年度までの4年間に、公園等の整備を交付対象事業費6億6266万余円を実施している。同区は、16年度から18年度までの間に、予算内示額に従い、単年度交付限度額計6468万余円を超える計2億8500万円の交付申請を行い、同額の交付を受けていた。また、最終年度直前の19年3月の整備計画の変更において、コスト縮減等のため交付対象事業の事業内容を変更したことに伴い交付対象事業費を減額変更したことにより、交付期間全体の交付限度額が、8700万円減少した。そして、交付を受けていた交付金の額(2億8500万円)は、上記の整備計画における全体の交付対象事業費6億6266万余円に対する交付限度額2億6506万余円を超えるものとなっていた。このため、交付期間の最終年度である19年度においては、公園新設工事ほか1契約の交付対象事業(交付対象事業費計2億5013万余円)を実施していたが、交付金の充当がないことから、交付申請書や完了実績報告書等の提出がなく、東京都が補助金等適正化法に基づく事業成果等の調査や額の確定等を実施することができない状況であった。そして、同区は、上記のとおり、既に交付を受けていた交付金が交付限度額を1993万余円上回ったことから、20年9月に同額を国に自主返還している。

(改善を必要とする事態)

上記のように、交付要綱に反して単年度交付限度額を上回る交付申請及び交付決定が行われていたり、既に整備計画上の事業として位置付けられている施設が交付金の割増しの対象となっていて、交付の効果が限定的なものとなっていたり、整備計画の変更が適時適切に行われておらず、事後的に交付金の返還をもたらすおそれがあったりしている事態や事業実施状況の確認、交付金の精算等の手続を補助金等適正化法等に基づいて行うことができないこととなっている事態は、交付金の適正かつ効率的・効果的な執行を損なうもので、改善の必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことによると認められる。

ア まちづくり交付金に係る予算の配分等について

- (ア) 各年度の市町村からの予算要望は前記交付要綱の算式により計算し行われているのに対して、交付要綱の規定によらず、市町村からの要望額を上回る額の予算内示を行っていること
- (イ) 20年度補正予算による交付金の交付に当たり、予算の目的や効果に対する配慮が十分でないこと
- (ウ) 整備計画の変更を要する場合の要件等が具体的に定められていないこと

イ 最終年度等における事業実施状況の確認、精算等について

交付金の充当がない地区が発生していること及び補助金等適正化法上の手続がとられないこととなっていることについての認識が十分でないこと

3 本院が表示する意見

まちづくり交付金による事業は、多数実施され、交付額も多額に上っている。

については、貴省において、まちづくり交付金の交付が、交付要綱の定めるところに従って、実態に即して適時に適切な額により行われ、その効果が十分発現するよう、また、事業実施状況の確認や精算等の手続が補助金等適正化法等に基づき適正確実に行われるよう、次のとおり意見を表示する。

ア まちづくり交付金に係る予算の配分等について

- (ア) 市町村の予算要望額を考慮した予算の配分方法への見直しを行うこと
- (イ) 既に整備計画に位置付けられている事業について、補正予算の対象とすることの適否について検討し、その検討結果に基づいて所要の規定を交付要綱等に設けること
- (ウ) 整備計画の変更要件を定めるなどして、整備計画がその時々の実態を反映したものとなるよう地方整備局等、都道府県及び市町村に周知、徹底すること

イ 最終年度等における事業実施状況の確認、精算等について

交付金の充当がない年度であっても、補助金等適正化法等に基づく手続をとることができるよう規定の整備等を行うこと

(10) 競争入札により契約した前工事に引き続き随意契約により行う後工事の予定価格の算定に当たり、前工事における競争の利益を後工事に反映させるよう意見を表示したものの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)都市計画事業費等 社会資本整備事業特別会計(治水勘定)(平成19年度以前は、治水特別会計(特定多目的ダム建設工事勘定)) (項)多目的ダム建設事業費等 社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)(平成19年度以前は、道路整備特別会計) (項)道路事業費等
部 局 等	直轄事業 7 地方整備局等 補助事業 12 都道府県
補助の根拠	下水道法(昭和33年法律第79号)、河川法(昭和39年法律第167号)、道路法(昭和27年法律第180号)等
事業主体	直轄事業 7 地方整備局等 補助事業 都、道、県2、市17、特別区1 計 29 事業主体
前工事に引き続き随意契約により行う後工事の概要	公共工事において、全体工事を当初に発注する前工事とそれに引き続き発注する後工事に分割し、前工事の請負人と随意契約により締結するもの
前工事における競争の利益が反映されていない後工事の工事費	直轄事業 2070億3691万円(背景金額)(平成18年度～21年度) 補助事業 667億6376万円 うち国庫補助金交付額 318億2382万円(背景金額)(平成18年度～21年度)

【意見を表示したものの全文】

競争入札により契約した前工事に引き続き随意契約により行う後工事の予定価格の算定について

(平成21年10月30日付け 国土交通大臣あて)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 前工事に引き続き実施する後工事の概要

(1) 公共工事の契約について

貴省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の総合的な整備を図るため、河川、道路等の公共工事を請負契約により多数実施している。また、地方公共団体においても、毎年度多額の国庫補助金の交付を受けて、公共工事を請負契約により多数実施している。

これらの公共工事の契約に当たっては、国においては、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等に基づき、また、地方公共団体においては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)等に基づ

き、それぞれ予定価格の作成、入札等の手続を経て契約を締結している。

そして、これらの法令等において、請負契約を締結する場合の契約方式は、原則として、一般競争入札によることとされているが、一般競争入札の例外として、競争に付することが不利と認められる場合には、随意契約によるものとするなどの規定が設けられている。

(2) 全体工事を分割して発注する場合について

公共工事においては、入札・契約手続の改善、予算付けの重点化や国庫債務負担行為の活用、工事の種類等に応じた発注単位の合理化等が求められているところであるが、貴省又は地方公共団体が実施する工事には、予算その他の事情等から、全体工事を当初に発注する工事(以下「前工事」という。)とそれに引き続き発注する工事(以下「後工事」という。)に分割しているものがある。

この場合、前工事は、一般競争入札等の競争入札に付するものの、後工事については、前工事と密接不可分の関係にあり、瑕疵担保責任の範囲を明確にしたり、前工事で使用した仮設備を引き続き使用したりして、施工の安全性を確保しつつ所要の品質の構造物を経済的に築造する必要があるなどのため、競争に付することが不利と認められる場合に該当するとして、前工事の請負人と随意契約を締結しているものが多数ある。

このような後工事の予定価格の算定に当たっては、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の諸経費について、貴省制定の土木工事標準積算基準書又は同積算基準書を基に地方公共団体が定めている積算基準(以下、これらを「積算基準」という。)に基づき、前工事と後工事を一つの工事とみなして、直接工事費等を合算した額にそれぞれの率を乗ずるなどして、工事全体を通じて共通的に必要となる諸経費を算出し、この額から前工事で計上した諸経費の額を控除する調整を行うこととされている。

(3) 競争の利益を反映するための方途に関する定めについて

積算基準等によれば、各工事における設計数量の増減や工種の変更等に基づく設計変更にあたっては、変更後の設計金額に当初の契約金額の設計金額に対する比率(以下「落札率」という。)を乗じて得た額又はそれ以下の額により変更契約を締結することとされており、一般競争入札等による変更前の契約の競争の利益を変更後の契約に反映するものとなっている。そして、後工事についても、上記の設計変更と同様に、一般競争入札等を行って契約された前工事の落札率を後工事の設計金額に乗じて後工事の予定価格を算定する方法(以下「落札率方式」という。)を採ることや、前工事の入札公告等において全体工事と前工事の内容及び落札率方式により後工事の予定価格を算定する旨を明記することを定めている事業主体が一部で見受けられる。

また、貴省が、平成18年4月に各地方整備局等に対して発出した「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」(平成18年国官総第33号、国官会第64号、国地契第1号、国官技第8号、国営計第6号、国総入企第2号。)の通達では、適正な競争環境を整備するため、前工事と後工事の関係にある工事のうち「政府調達に関する協定」(平成7年条約第23号)の適用を受ける前工事が低入札価格調査制度の調査対象となった場合には、前工事に含まれる工種についてあらかじめ単価等の合意を行い、後工事について随意契約を締結する場合は、前工事において合意した単価等

を後工事の積算において使用する方法(以下「単価合意方式」という。)を採るものとされ、その旨を前工事の入札公告等で明記するものとされている。この通達は、貴省が直轄事業で実施する公共工事について、いわゆるダンピング受注対策として発出したものであるが、単価合意方式は、請負人から提出された請負代金内訳書、すなわち落札価格の明細を基に前工事に含まれる工種について単価等の合意を行うものであることから、合意した単価等を使用して後工事の積算を行うことにより、単価等の合意が行われた工種の範囲において、前工事における競争の利益を反映することができるものとなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、公共工事においては、入札・契約制度の改革等により、入札参加者間の競争性が高まっていることなどから、年々落札率が低下してきており、貴省各地方整備局の一般競争入札における平均落札率は、14年度は95.5%であったものが、19年度は89.4%となっており、補助事業においても同様の傾向となっている。しかし、前工事に引き続き同一の請負人に随意契約により発注する後工事では、他者との競争がないなどのために契約金額が高止まりするおそれがあることから、本院は、経済性等の観点から、随意契約による後工事の予定価格の算定が適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

そして、前工事に引き続き同一の請負人と18年度から21年度までの間に随意契約により実施している後工事について、貴省の7地方整備局等^(注1)における河川事業及び道路事業(以下、これらを「直轄事業」という。)に係るもの計42件、契約金額計2070億3691万余円、5都道府県^(注2)、10政令指定都市及び12市区^(注3)の27事業主体における貴省都市・地域整備局所管の国庫補助事業(以下「補助事業」という。)に係るもの計192件、契約金額計898億7998万余円(国庫補助金432億0487万余円)、合計234件、契約金額合計2969億1689万余円を対象として、契約書、入札状況調書、設計書等の書類により会計実地検査を行った。

(注1) 7地方整備局等 東北、関東、北陸、近畿、中国、九州各地方整備局及び北海道開発局

(注2) 5都道府県 東京都、北海道、大阪府、埼玉、神奈川県

(注3) 10政令指定都市 札幌、千葉、横浜、川崎、浜松、名古屋、京都、大阪、神戸、福岡各市

(注4) 12市区 八戸、一関、大船渡、八王子、横須賀、平塚、藤沢、富士、江南、亀岡、倉敷各市、品川区

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

検査の対象とした後工事234件のうち、補助事業の5事業主体^(注5)が実施した後工事52件、契約金額計231億1621万余円(国庫補助金113億8104万余円)においては、予定価格の算定に当たって、落札率方式を採っていた。

これに対して、貴省の7地方整備局等が実施した後工事42件、契約金額計2070億3691万余円、補助事業の22事業主体^(注6)が実施した後工事140件、契約金額計667億6376万余円(国庫補助金318億2382万余円)、合計182件、契約金額合計2738億0067万余円においては、後工事の予定価格の算定に当たって、落札率方式、単価合意方式等のいずれの方法も

採っておらず、設計金額を予定価格とするなどしていた。なお、直轄事業で単価合意方式が採られていないのは、前記の通達に定める場合に該当する工事がなかったためである。

そして、いずれの方法も採っていない後工事 182 件の落札率について、一般競争入札等により契約を締結したそれぞれの前工事 149 件の落札率と比較したところ、前工事より後工事の方が高率となっているものが後工事 182 件のうち 168 件見受けられた。そして、これら 168 件の後工事の落札率は、前工事に比べて、直轄事業で 0.2 ポイントから 24.6 ポイント、平均 4.3 ポイント、補助事業で 0.2 ポイントから 53.4 ポイント、平均 11.1 ポイント、全体の平均では 9.6 ポイント高くなっていた。

また、いずれの方法も採っていない場合にあっては、後工事の規模が大きくなるほど競争の利益が反映されない範囲も大きくなることから、設計金額について、これらの後工事 182 件と前工事 149 件を比較したところ、後工事の設計金額(後工事が複数件ある場合はその合計額)の方が多額となっているものが、直轄事業では、後工事 42 件のうち 18 件、補助事業では後工事 140 件のうち 40 件、計 58 件見受けられ、このうち直轄事業で 12 件、補助事業で 20 件、計 32 件の後工事の設計金額が前工事の 2 倍を超えていた。

これらについて、一例を示すと次のとおりである。

<事例>

A 市は、平成 18 年度から 23 年度にかけて、終末処理場の水処理施設を増設するための工事を、予算の都合等から分割して発注することとし、前工事(設計金額 31 億 4356 万余円)については、一般競争入札に付した結果、契約金額が 21 億 7781 万余円(国庫補助金 11 億 9176 万余円)で、落札率は 69.2% となっていた。また、後工事については、前工事で施工した基礎杭の上に、土留めなどの仮設構造物を引き続き使用して躯体を築造することなどから、両者は一体の構造物であり密接不可分なものであるとして、前工事の請負人と随意契約を締結していた。そして、後工事の予定価格の算定に当たっては、A 市制定の積算基準等には特段の定めが設けられていないことから、落札率方式、単価合意方式等のいずれの方法も採っていなかった。その後工事(設計金額 37 億 8331 万余円)の落札結果をみると、契約金額は 37 億 8000 万円(国庫補助金 20 億 7622 万余円)で、落札率は 99.9% となっていた。

このように、後工事の予定価格の算定に当たって、落札率方式、単価合意方式等のいずれの方法も採っていない多くの後工事において、前工事より落札率が高率となっていたり、後工事の規模が大きくなっていたりして、後工事の予定価格に前工事における競争の利益が反映されていなかったり、その反映されない範囲がより大きいものとなっていたりしている状況となっていた。

(注 5) 5 事業主体 大阪府、京都、大阪、神戸各政令指定都市、横須賀市

(注 6) 22 事業主体 東京都、北海道、埼玉、神奈川両県、札幌、千葉、横浜、川崎、浜松、名古屋、福岡各政令指定都市、八戸、一関、大船渡、八王子、平塚、藤沢、富士、江南、亀岡、倉敷各市、品川区

(改善を必要とする事態)

上記のように、後工事について前工事の請負人と随意契約を締結する場合、前工事と一体

の工事とみなして後工事の諸経費の調整を行っている一方で、後工事の予定価格に前工事における競争の利益を反映させる方法が採られていない事態は適切でなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省の7地方整備局等及び補助事業の22事業主体において、前工事と後工事を一体の工事とみなして競争の利益を反映させることについての認識が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

公共工事においては、前記のとおり、入札・契約手続の改善、予算付けの重点化や国庫債務負担行為の活用、工事の種類等にに応じた発注単位の合理化等が求められているが、その中にもあっても、予算その他の事情等から前工事と密接不可分の関係にある後工事の発注が行われ、競争入札に付することが不利と認められる場合に該当するなどの理由から、前工事の請負人と随意契約を締結しているものが多数見受けられる。

については、貴省において、本件のように全体工事を分割して発注する場合において、前工事のみならず、工事全体として競争による経済性等が図られるよう、次のとおり意見を表示する。

ア 後工事の予定価格の算定に当たって、落札率方式、単価合意方式等の競争の利益を反映できる方法を検討し、その方法や運用の在り方を積算基準等において定めること

イ 国庫補助事業を実施する地方公共団体に対して、上記アにより定めた内容やその趣旨を周知するとともに、各地方公共団体が、工事の内容や規模、実施体制等の実情に応じて落札率方式、単価合意方式等の競争の利益を反映できる方法を採用し運用できるよう助言すること

- (11) 財団法人民間都市開発推進機構の土地取得・譲渡業務等に対する国からの無利子貸付金及び補助金について、業務の規模の縮小等に応じて国に償還又は返納させることとするなどして、財政資金の有効活用を図るよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)都市環境整備事業費 都市開発資金融通特別会計(平成20年度以降は、社会資本整備事業特別会計(業務勘定)) (項)都市開発事業用地取得推進資金貸付金 (項)都市開発資金貸付金
部 局 等	国土交通本省
国の貸付け及び補助の根拠	都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和41年法律第20号)、予算補助
業務の根拠	民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和62年法律第62号)
土地取得・譲渡業務の概要	民間都市開発事業の用に供される見込みが高い土地を取得して、必要に応じて立ち上げ支援を行った上で、譲渡する業務
事業促進支援業務の概要	取得した土地のうち、特に事業促進の必要性が高いものに対して、事業実施計画の策定等の支援を行う業務

まち再生参加業務円滑化業務の概要	民間都市開発事業に共同事業者として参加することに伴い必要となる市場動向の調査等を行う業務
土地取得・譲渡業務に対する無利子貸付金額	1097 億円(平成 20 年度末)(背景金額)
事業促進支援業務等における基金造成額等	(1) 事業促進支援基金 200 億円(平成 20 年度末) (2) 事業促進支援調整積立金等 16 億 3493 万余円(平成 20 年度末)
上記の基金等に対する国庫補助金交付額及び国庫補助金相当額	(1) 150 億円(背景金額) (2) 12 億 4130 万円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

財団法人民間都市開発推進機構の土地取得・譲渡業務等に対する財政援助の規模等について

(平成 21 年 10 月 28 日付け 国土交通大臣あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 財団法人民間都市開発推進機構の概要

(1) 財団法人民間都市開発推進機構の業務

財団法人民間都市開発推進機構(以下「機構」という。)は、民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和 62 年法律第 62 号。以下「民都法」という。)等に基づき、民間事業者が行う公共施設の整備を伴う都市開発事業(以下「民間都市開発事業」という。)を推進するために、様々な支援業務を実施している。

ア 土地取得・譲渡業務

機構が行う支援業務のうち、土地取得・譲渡業務は、平成 6 年 3 月に創設されたものであり、機構が民間都市開発事業の用に供される見込みが高い土地(以下「事業見込地」という。)を土地所有者(以下「売主」という。)の申出により取得して、10 年間で限度とする保有期限を定めて当該事業見込地における民間都市開発事業の企画・立案等の立ち上げ支援を必要に応じて行った上で、期限内に民間都市開発事業を施行する者(以下「事業施行者」という。)に譲渡するものである。そして、事業施行者は、一般的には売主であるが、信用力のある第三者でもよいとされている。

そして、この業務における事業見込地の取得は、民都法の改正による 2 度の延長を経て 16 年度までとされており、機構はそれまでに取得した事業見込地を保有期限が到来するまでに順次譲渡することになっている。

イ 事業促進支援業務及びまち再生参加業務円滑化業務

支援業務のうち、事業促進支援業務は、11 年度に創設されたものであり、機構が取得した事業見込地のうち、特に事業促進の必要性の高いものを対象として、事業実施計画の策定や事業化に向けた調査等を行うものである。

また、支援業務のうち、まち再生参加業務円滑化業務は、17年度に創設されたものであり、既存建築物の改築等の案件について、機構が民間都市開発事業の施行に要する費用の一部を負担して当該事業に共同事業者として参加することに伴い必要となる市場動向の調査等を行うものである。

(2) 国の財政援助

国は、機構が行うこれらの支援業務に対して、無利子貸付金の貸付け、国庫補助金の交付等の財政援助を行っている。

ア 土地取得・譲渡業務に対する無利子貸付金の貸付け

国は、都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和41年法律第20号。以下「都市開発資金法」という。)に基づき、5年度から11年度までの間に、一般会計から計1097億円を都市開発金融通特別会計(20年度以降は社会資本整備事業特別会計(業務勘定))に繰り入れ、同特別会計から機構に対して同額を無利子で貸し付けている。そして、機構は、この運用によって得た資金を土地取得・譲渡業務に係る事務の管理及び運営に要する費用(以下「事務費」という。)に充てている。

イ 事業促進支援業務及びまち再生参加業務円滑化業務に対する国庫補助金の交付

国は、都市再生推進事業制度要綱(平成12年建設省経宅発第37-2号、建設省都計発第35-2号、建設省住街発第23号建設省建設経済局長、都市局長、住宅局長通知。以下「制度要綱」という。)に基づき、機構が設置する事業促進支援基金及びまち再生参加業務円滑化基金の財源として国庫補助金を交付している。そして、機構は、その運用によって得た資金を前記の業務を行うために必要な費用に充てている。20年度末現在の基金残高は、事業促進支援基金200億円(うち国庫補助金150億円)、まち再生参加業務円滑化基金37億円(同37億円)となっている。

なお、国は、事業促進支援基金について、「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日行政改革推進本部決定)に従い、交付した国庫補助金150億円のうち90億円を21年度に機構から返納させることとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

機構が行う支援業務に対する国の財政援助は多額に上っており、本院は、平成15年度決算検査報告において、土地取得・譲渡業務について、業務運営の合理化や経費の削減等により財務基盤の一層の強化を図ることが望まれる旨を、「特定検査対象に関する検査状況」として掲記したところである。その後、この業務において、事業見込地の取得期限を延長しておらず、業務の規模等が変化してきている。

そこで、経済性、効率性、有効性等の観点から、機構に対する財政援助の規模が業務量や所要経費に照らして適切なものとなっているかなどに着眼して、貴省及び機構において、機構が行う支援業務を対象に、その実施状況や収支状況等について、事業計画、決算報告書等の関係書類の提出を受けるなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 土地取得・譲渡業務に係る無利子貸付金について

ア 無利子貸付金の規模

(ア) 土地取得・譲渡業務の実施状況

各年度の土地取得・譲渡業務の実績は表1のとおりであり、各年度末における機構の事業見込地の保有件数についてみると、12年度をピークに減少してきており、業務の規模が縮小してきている。そして、今後は、20年度末で保有している14件の事業見込地を順次譲渡していくことになっており、更に業務の規模は縮小していくことになる。

表1 各年度の土地取得、譲渡及び保有状況の実績

年 度	土 地 取 得			譲 渡			保 有	
	件 数	面積(ha)	金額(千円)	件 数	面積(ha)	金額(千円)	件 数	面積(ha)
平成 6 年度	4	0.8	31,406,000				4	0.8
7 年度	10	12.9	61,563,000				14	13.7
8 年度	26	22.8	119,534,247				40	36.6
9 年度	30	59.6	130,054,300	1	1.7	1,851,653	69	94.5
10 年度	92	177.9	375,818,000	0	1.1	558,341	161	271.3
11 年度	21	30.2	149,764,000	12	11.8	25,062,701	170	289.8
12 年度	14	18.7	55,820,000	13	26.3	55,646,700	171	282.2
13 年度	8	4.7	27,986,000	30	33.1	129,330,311	149	253.8
14 年度	11	6.9	18,410,000	16	19.4	61,126,000	144	241.3
15 年度	6	2.3	49,340,000	31	32.1	141,896,480	119	211.5
16 年度	5	3.3	26,770,000	25	38.6	135,262,500	99	176.2
17 年度				27	39.3	138,755,325	72	137.0
18 年度				28	59.0	187,990,600	44	78.4
19 年度				16	31.0	85,778,423	28	47.4
20 年度				14	30.0	70,274,700	14	15.0
合 計	227	340.6	1,046,465,547	213	324.0	1,033,533,738	—	—

注(1) 事業見込地を複数回に分割して譲渡している場合には、譲渡の件数は、譲渡が完了した年度で集計し、譲渡の面積及び金額は、各譲渡が行われた年度ごとで集計している。

注(2) 上記の注(1)により、譲渡の件数の合計には、事業見込地の一部を譲渡した2件は含まれない。

注(3) 各項目において端数整理のため、合計が一致しないことがある(以下の表においても同じ)。

(イ) 無利子貸付金の運用収入と事務費の支出

機構における無利子貸付金の運用収入額及び事務費支出額の推移は表2のとおりであり、5年度から11年度までは土地取得等の業務量の増加に伴い、事務費支出額も増加して、ピークの11年度では15億3001万余円で、この間の運用収入額に対する事務費支出額の割合はおおむね50%前後となっていた。

一方、12年度以降は、業務量の減少に伴い、事務費支出額も減少傾向となり、事業見込地の取得が終了した翌年の17年度までは10億円を超えていたものの、18、19両年度は7億円台、20年度は5億円台で、この間の運用収入額に対する事務費支出額の割合は30%台に低下している。

表2 無利子貸付金運用収入額及び事務費支出額の推移 (単位：千円、%)

年 度	平成5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
無利子貸付金残高	29,100,000	29,100,000	81,400,000	81,400,000	81,400,000	107,600,000	109,700,000	109,700,000
無利子貸付金運用収入額(a)	10,601	815,903	1,170,121	2,430,102	2,859,240	2,766,393	3,064,170	3,246,269
事務費支出額(b)	5,621	405,964	602,223	921,222	1,013,484	1,429,257	1,530,012	1,126,127
事務費充当割合(b/a)	53.0	49.7	51.4	37.9	35.4	51.6	49.9	34.6

年 度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
無利子貸付金残高	109,700,000	109,700,000	109,700,000	109,700,000	109,700,000	109,700,000	109,700,000	109,700,000
無利子貸付金運用収入額(a)	3,228,825	3,105,372	3,103,221	3,301,443	2,595,201	2,159,535	1,877,349	1,873,355
事務費支出額(b)	1,052,913	1,114,252	1,062,790	1,386,954	1,024,256	749,438	717,468	572,174
事務費充当割合(b/a)	32.6	35.8	34.2	42.0	39.4	34.7	38.2	30.5

そして、21年度以降は、保有する14件の事業見込地を譲渡することになっており、これに伴って事務費支出額も減少していくことが見込まれる。

(ウ) 無利子貸付金の運用収入に係る積立金と譲渡損失の処理

機構は、保有している事業見込地の災害等不測の事態に備えるための財源として推進事業運営準備積立金を設けて、各年度の無利子貸付金の運用収入から事務費を支出した残額等のうち翌年度の資金収支に支障のない金額をこの積立金に繰り入れることにしている。そして、売主等が経営破綻したため、事業見込地を第三者に時価で譲渡したことにより、機構に譲渡損失(時価が簿価より著しく下落した場合の強制評価減による損失を含む。以下同じ。)が発生したものが、11年度以降20年度までの間に11件、計241億余円あり、この処理に積立金等を充てていて、20年度末における積立金残高は3億余円となっている。

そして、機構は、20年度末において、保有している事業見込地14件に係る譲渡損失の引当所要額を金融庁が公表している金融検査マニュアルを基に67億余円と算出しているが、今後、事業見込地の譲渡に伴い、譲渡損失の引当所要額が減少することが見込まれる。

上記(ア)から(ウ)のことから、今後、前記の積立金残高が増加するなどして、これまでほど多額の無利子貸付金の運用収入を必要とせず、無利子貸付金の規模が過大になることも考えられる。したがって、適時適切に、事務費や譲渡損失の処理費用(以下「事務費等」という。)の所要見込額を精査の上、無利子貸付金の規模を見直し、必要のない貸付金の償還を図る必要がある。

イ 無利子貸付金の償還、運用収入の残額の取扱い及び帰属

(ア) 無利子貸付金の償還

この無利子貸付金は、都市開発資金法において、土地取得・譲渡業務を廃止したときは、国に償還しなければならないとされていて、その償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は政令で定めるとされているものの、政令等に償還の規定が定められておらず、現状では、業務が廃止される前に償還できるかなどが明確になっていない。

しかし、業務廃止前の償還等の取扱いが明確でないために、前記アの見直しの結果、必要な規模を超える無利子貸付金があるときに、償還されずに貸し続けられることは適切でないと認められる。

(イ) 無利子貸付金の運用収入の残額の取扱い及び帰属

無利子貸付金の運用収入から事務費を支出した残額は、前記のとおり、機構において、積立金に繰り入れるなどしているが、その取扱いについては、都市開発資金法や財団法人民間都市開発推進機構寄附行為(以下「寄附行為」という。)等の規定では、明確になっていない。また、業務を廃止したときの残余の額の帰属については、寄附行為では、残余の額のうち、国土交通大臣が定める額を国に寄附するものとするとか規定されていないので、運用収入から事務費等を支出した残額が、この残余の額に該当するかどうか明確になっていない。

しかし、当該運用収入は、無利子貸付金から生じた果実で、用途が限定されたものであることなどから、運用収入から事務費を支出した残額について、積立金に繰り入れるなどの取扱いを明確にして、また、業務廃止時には事務費等を支出した残額の全額を国庫に納付させることとするのが適切と認められる。

(2) 事業促進支援業務及びまち再生参加業務円滑化業務に係る基金について

ア 事業促進支援基金の規模

事業促進支援基金の運用収入額と事業促進支援業務の支出額の推移は表3のとおりであり、12年度以降の支出額は、525万余円から8327万余円で、ほとんどの年度において支出額が運用収入額の30%を下回り、執行状況が低調に推移している。

表3 事業促進支援業務に係る基金運用収入額と支援業務の支出額の推移 (単位：千円、件、%)

年 度	平成										
	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	合 計
基金残高	8,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	16,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	
残高に対する国庫補助金額	6,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	12,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	
基金運用収入額(a)	7,510	139,763	177,628	198,551	198,562	199,198	209,805	288,031	295,710	306,027	2,020,790
支援件数	—	6	4	3	1	2	7	10	8	7	48
支出額(b)	3	69,409	43,052	20,911	5,250	6,511	66,738	83,272	71,253	79,865	446,269
割合(b/a)	0.0	49.6	24.2	10.5	2.6	3.2	31.8	28.9	24.0	26.0	

また、機構は、各年度の基金の運用収入から事業促進支援業務で支出した残額のうち翌年度の資金収支に支障のない金額を事業促進支援調整積立金に繰り入れることにより、同積立金の20年度末の残高は15億余円となっている。

これに対して、機構が20年度末で保有している事業見込地14件のうち、今後、事業促進支援業務の支援を要する案件は最大でも6件となっている。そして、当該基金については、21年度に国庫補助金90億円を国に返納することになっているが、今後の事業促進支援業務の支出額は、貴省における21年度から23年度までの見込額3億6000万円に、24年度から事業見込地の保有期限が到来する26年度までの3年分を同額と見込んで加算しても計7億2000万円と試算される。このため、今後の事業促進支援業務の支出額について積立金から充当したり、基金の一部を残してその運営形態を運用型から取崩し型^(注2)に変更したりすることにより、国への更なる返納が可能であると認められる。

したがって、今後の事業促進支援業務の所要見込額を賄うのに必要な範囲を超えて基金や積立金を保有し続けることは適切でない認められる。

(注1) 運用型 基金を費消せず、その運用益を基金事業の財源に充てる運営形態のことをいう。

(注2) 取崩し型 基金を基金事業の財源に充てることにより、基金が費消される運営形態のことをいう。

イ 基金の運用収入の残額の取扱い及び帰属

(ア) 事業促進支援基金の運用収入の残額の取扱い及び帰属

事業促進支援基金の運用収入の残額については、前記のとおり、積立金に繰り入れるなどしているが、その取扱いについては、制度要綱等では明確になっていない。また、業務を廃止したときの残余の額の帰属については、制度要綱等では、基金に残余があるときは残余の額のうち国庫補助金相当額を納付しなければならないなどしか規定されていないので、運用収入の残額が、この残余の額に該当するかどうか明確になっていない。

しかし、当該運用収入の残額(20年度末現在15億7452万余円)も、基金から生じた果実で、用途が限定されたものであることなどから、その残額について、基金に繰り入れるなど取扱いを明確にして、また、業務廃止時には、基金の残額と同様、運用収入の残額の全額の国庫補助金相当額(20年度末現在11億8089万余円)を国庫に納付させることとするのが適切と認められる。

(イ) まち再生参加業務円滑化基金の運用収入の残額の取扱い及び帰属

まち再生参加業務円滑化基金については、運用型の基金としてその規模は現状では相応のものと認められるが、まち再生参加業務調整積立金に繰り入れることにしている各年度のまち再生参加業務円滑化基金の運用収入からまち再生参加業務円滑化業務で支出した残額(20年度末現在6041万余円)の取扱い及び帰属について、上記の事業促進支援基金における運用収入の残額と同様の事態となっていることから、同様の措置を執ることが適切と認められる。

(改善を必要とする事態)

業務の規模が年々縮小するなどして、無利子貸付金の額が過大になるおそれがあるにもかかわらず、償還方法等が定められていなかったり、今後見込まれる支援業務の支出額を上回る積立金や基金を保有していたりする事態、また、運用収入の残額の取扱い及び帰属が明確でないなどの事態は、現下の財政状況等にかんがみ、財政資金の有効活用の面から適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のように検討が十分でないことなどによると認められる。

ア 無利子貸付金について、土地取得・譲渡業務の規模の縮小に対応して業務廃止前の償還や運用収入の残額の取扱い及び帰属について明確にすることの検討が十分でないこと

イ 事業促進支援基金について、今後の支援業務の所要見込額等を踏まえた検討が十分でないこと

ウ 事業促進支援基金及びまち再生参加業務円滑化基金について、運用収入の残額の取扱い及び帰属について明確にすることの検討が十分でないこと

3 本院が表示する意見

近年の機構における土地取得・譲渡業務等の規模の縮小等に伴い、前記のとおり、無利子貸付金の規模が過大となるおそれがあったり、国庫補助金により造成されている基金の規模が過大となっていたりなどしている。

については、貴省において、財政資金の有効活用等を図るよう次のとおり意見を表示する。

ア 土地取得・譲渡業務に対する無利子貸付金について、国への随時の償還を可能にする政令等の整備を図るとともに、今後の機構の業務の規模、事務費等の所要額について検討の上、必要のない貸付金の額を国に償還させること、また、運用収入から事務費等を支出した残額について、その取扱いを明確にするとともに、業務廃止時に国庫に納付する旨を明確に規定すること

イ 事業促進支援基金について、今後の要支援件数や支援業務費の所要額について検討の上、積立金を充当したり、基金の運営形態を運用型から取崩し型に変更したりするなどして、必要のない基金の額に係る国庫補助金相当額を国に返納させること

ウ 事業促進支援基金及びまち再生参加業務円滑化基金の運用収入から両基金の支援業務で支出した残額について、その取扱いを明確にするとともに、業務廃止時に国庫に納付する旨を明確に規定すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 地域気象観測システム(アメダス)の運用に当たり、解析雨量の精度が向上したことにより必要がなくなった無線雨量観測所を廃止するなどして、より効率的な観測体制とするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)気象庁 (項)観測予報等業務費 (平成19年度以前は、(項)気象官署)
部 局 等	気象庁本庁、5管区气象台
無線雨量観測所の概要	地域気象観測システム(アメダス)の観測所のうち、有線回線を利用して観測データを送信することが困難であることから無線を利用している、雨量のみを観測している観測所
無線雨量観測所の箇所数	89か所(平成21年3月末現在)
上記の観測所に係る維持費用	2388万円(平成18年度～20年度)

1 地域気象観測システムの概要

気象庁は、集中豪雨等の局地的気象現象によりもたらされる災害や事故を防止・軽減するための基盤的観測網として、地域気象観測システム(Automated Meteorological Data

Acquisition System。以下「アメダス」という。)を構築して、昭和49年11月から運用している。そして、アメダスの観測施設として、全国1,274か所(平成21年3月末現在)に雨量、気温、風向・風速、日照時間等を観測する地域気象観測所(以下「観測所」という。)を設けている。

各観測所は、観測データを気象庁本庁のセンターシステムに送信している。この送信については、ほとんどが有線回線を利用したものとなっているが、山岳部に設けていて、有線回線を利用することが困難な観測所は、当該観測所を管理している地方気象台等に無線で観測データを送信し、当該地方気象台等有線回線を利用してセンターシステムに観測データを送信している。このように無線を利用して観測データを送信している観測所は、全国に89か所(21年3月末現在)あり、すべて雨量のみの観測を行っている(以下、これらの観測所を「無線雨量観測所」という。)

そして、センターシステムに送信された観測データについては、降水状況の把握に用いられるほか、解析雨量^(注)を計算する際に用いられるなどしている。

(注) 解析雨量 アメダス等が観測した雨量に係るデータと気象レーダーが観測した降水状況に係るデータとを組み合わせ、雨量の分布を推定したもの

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

アメダスの維持に係る費用は毎年多額に上っている一方、近年は、防災気象情報の提供に当たって、解析雨量を用いることが主流となってきている。

そこで、本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、観測技術の進歩や気象庁以外の機関も含めた観測網の拡充が進行する中で、観測所の運用は適切に行われているか、特に無線雨量観測所の維持費用は多額に上っていることから、維持の必要性について十分な検討が行われているかなどの点に着眼して検査した。

そして、全国の無線雨量観測所を対象として、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)により本院に提出された支出計算書の証拠書類である旅費請求書やデータ通信の料金内訳書等により書面検査を実施するとともに、気象庁本庁及び全国の5管区気象台のうち札幌、大阪両管区気象台において会計実地検査を行った。また、仙台、東京、福岡各管区気象台については、気象庁本庁から無線雨量観測所に係る関係書類の提出を受けて検査した。

(検査の結果)

検査したところ、無線雨量観測所について、次のような事態が見受けられた。

(1) 無線雨量観測所の運用状況について

無線雨量観測所は、山岳部における降水状況の把握を目的としており、その設備は、雨量計、無線送信装置、太陽電池、アンテナ等の機器及びこれらを設置するための支柱等から構成されていて、有償で借り受けた土地に設けられたものが多くなっていた。そして、山岳部における雨量の観測データが必要になるのは河川が増水しやすい春から秋にかけての期間であることや、冬期には雨量計が凍結するおそれがあることなどのため、毎年、春と秋に地方気象台等の職員が現地へ出向いて機器を支柱等へ設置又は取外するなどして、1年を通じた観測は行っていない状況であった。

以上のように、無線雨量観測所は、通年観測を行っていない一方、地方気象台等が無線で受信した観測データをセンターシステムに有線で送信するための通信費に加えて、土地の借料や、職員による機器の設置、取外し等のために要する旅費等が必要となっており、18年度から20年度までの間に前記の89無線雨量観測所の維持に要した費用は計2388万余円となっていた。

(2) 解析雨量の活用について

気象庁は、昭和29年に気象レーダーを設置して以降、全国に順次増設したり、性能を向上させたりするなどしており、平成21年3月末現在、20か所で全国の降水状況を観測している。

また、解析雨量を計算するセンターシステムについても、数次にわたる更新により、データ処理能力等を向上させている。

さらに、気象庁は、15年度以降順次、国土交通省河川局及び道路局並びに地方公共団体が観測している雨量に係る観測データも、解析雨量を計算する際に用いるようになっていく。

これらのことにより、18年3月以降、30分ごとに1km四方の解析雨量を公表することができるようになるなど、その精度は年々向上してきており、大雨警報や同注意報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を発表する際に活用している。

上記(1)及び(2)のように、無線雨量観測所は、通年観測を行っておらず、また、近年、レーダー観測及び解析技術の進歩や他機関の観測データの取込みなどにより解析雨量の精度が向上してきていることなどから、維持する必要性は低くなってきており、原則として廃止しても支障はないものと認められた。

なお、気象庁は、18年3月に、無線雨量観測所の廃止を推進していくことを決定し、老朽化等により維持が困難になった場合は、原則として、更新することなく廃止することとしていたものの、21年3月末までに廃止したものは9か所にとどまっており、無線雨量観測所の維持費用が多額に上っていた。

したがって、気象庁において、無線雨量観測所の廃止を推進していくことを決定していたにもかかわらず、その後も多額の維持費用を支払っていた事態は適切とは認められず、より効率的な観測体制となるよう、必要がなくなったと判断したものについては速やかに廃止するなど改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、気象庁において、観測技術の進歩等により解析雨量の精度が向上してきているにもかかわらず、無線雨量観測所を廃止するなどして、より効率的な観測体制とすることについての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、気象庁は、より効率的な観測体制となるよう、21年10月までに、89無線雨量観測所のうち必要がないと判断した76か所については廃止することを決定して、同年12月末までに機器等の設備を撤去することとした。また、引き続き維持しておくことが必要であると判断した13か所については、機器の取外し等が不要で通年観測ができる近隣の場所に移設することとする処置を講じた。

(2) 固定電話の使用に当たり、経済的な料金プランを利用することにより通話料の節減を図るよう改善させたもの

会 計 名	一般会計、特定国有財産整備特別会計、自動車安全特別会計(平成19年度以前は、自動車損害賠償保障事業特別会計、自動車検査登録特別会計)、社会資本整備事業特別会計(平成19年度以前は、治水特別会計、道路整備特別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計)
部 局 等	国土交通本省、8 地方整備局、北海道開発局、中国運輸局、神戸運輸監理部、2 地方航空局、4 航空交通管制部
契 約 の 概 要	各事業所間や関係業者及び事業実施現場に赴いた職員との連絡等を行うため、電話回線を利用するもの
契 約 の 相 手 方	5 固定電話会社
経済的な料金プランを利用して いなかった通話料	4311 万余円(平成19、20 両年度)
節減できた通話料	1262 万円(平成19、20 両年度)

1 固定電話の通話料の概要

(1) 国土交通省における電話の使用状況

国土交通本省(以下「本省」という。)並びに地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、運輸監理部、地方航空局及び航空交通管制部(以下、これらを合わせて「地方支分部局」という。)は、各事業所間や関係業者及び事業実施現場に赴いた職員との連絡等を行うために、執務室等に設置されている有線式の電話(以下「固定電話」という。)及び携帯電話を使用している。このうち固定電話については、東日本電信電話株式会社等^(注1)の固定電話に係る電気通信事業を行う電気通信事業者(以下「固定電話会社」という。)とそれぞれ利用契約を締結して通話料、回線使用料等の電話料金を支払っている。

(2) 固定電話から携帯電話に電話をかける場合の経済的な料金プラン

固定電話から携帯電話に電話をかける場合(以下、このことを「固定電話発携帯電話着」という。)については、平成16年度以降に、各固定電話会社から、固定電話発携帯電話着の通話料に係る各種の経済的な料金プランが提供されている。

この料金プランのうち主なものとしては、1分間当たりの通話料を全国一律16.5円とするものなどがある。この料金プランを利用するためには、固定電話の利用者が携帯電話へ発信する際に、固定電話会社ごとの認識番号「00XY」(以下「事業者識別番号」という。)を携帯電話番号の前に付することなどとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、携帯電話の普及に伴い、携帯電話を所持する職員、関係業者の社員等が増加したことなどから、本省及び地方支分部局では日常業務において、固定電話間だけでなく固定電話から現場の職員等の携帯電話に電話をかけることが多くなってきており、これらの電話料金

の支払額は毎年度多額に上っている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、本省及び地方支分部局において、固定電話発着電話着の通話料に係る経済的な料金プランを適切に利用しているかなどの点に着眼して検査した。

そして、本省、8 地方整備局^(注2)、北海道開発局、9 地方運輸局^(注3)、神戸運輸監理部、2 地方航空局^(注4)及び4 航空交通管制部^(注5)(以下、これらを「本省及び25 地方支分部局」という。)に設置された電話回線及び電話料金(19 年度 2,357 回線、2 億 5012 万余円、20 年度 2,308 回線、2 億 3863 万余円)を対象として、計算証明規則(昭和 27 年会計検査院規則第 3 号)に基づき本院に提出された証拠書類等により書面検査を実施するとともに、本省、5 地方整備局及び北海道開発局^(注6)において会計実地検査を行った。また、上記以外の 19 地方支分部局については、関係書類を本省から提出させた上で検査した。

(検査の結果)

検査したところ、本省及び 25 地方支分部局のうち、本省、8 地方整備局、北海道開発局、中国運輸局、神戸運輸監理部、2 地方航空局及び 4 航空交通管制部(以下「本省及び 17 地方支分部局」という。)において、次のような事態が見受けられた。

すなわち、本省及び 17 地方支分部局の電話回線 19 年度 559 回線、20 年度 512 回線において、固定電話発着電話着の通話料について、事業者識別番号を携帯電話番号の前に付するなどすれば経済的な料金プランを利用できるのに、この料金プランを利用していないものが見受けられた。

このように、経済的な料金プランを利用することにより通話料の節減を図ることが可能であったのに、この料金プランを利用することなく割高な通話料を支払っている事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(節減できた通話料)

本省及び 17 地方支分部局の 559 回線及び 512 回線における固定電話発着電話着の通話料のうち、経済的な料金プランを利用していなかった通話料 19 年度 2197 万余円、20 年度 2113 万余円、計 4311 万余円について、経済的な料金プランを利用したとして修正計算すると、19 年度 1554 万余円、20 年度 1494 万余円、計 3048 万余円となり、差し引き 19 年度 643 万余円、20 年度 618 万余円、計 1262 万余円が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、本省及び 17 地方支分部局において、経済的な料金プランを適切に利用することにより通話料の節減を図ることについての認識が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、本省及び 17 地方支分部局は、21 年 8 月までに、通話料の節減を図るため、自動的に事業者識別番号を付することができるように構内電話交換機の設定を変更するなどして、固定電話発着電話着の通話料に係る経済的な料金プランを適切に利用することとした。また、本省は、今後の通話料の節減を図るために、21 年 9 月に地方支分部局に対して通知を発し、今後新たに提供される経済的な料金プランについても

常に把握等を行い、その利用について周知徹底するなどの処置を講じた。

(注1) 東日本電信電話株式会社等 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社

(注2) 8 地方整備局 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局

(注3) 9 地方運輸局 北海道、東北、関東、北陸信越、中部、近畿、中国、四国、九州各運輸局

(注4) 2 地方航空局 東京、大阪両航空局

(注5) 4 航空交通管制部 札幌、東京、福岡、那覇各航空交通管制部

(注6) 5 地方整備局 関東、中部、近畿、四国、九州各地方整備局

(3) 道路改良工事等の実施に当たり、再生砕石を積極的に使用して環境に配慮した経済的な設計を行うことにより、工事費を低減させるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)河川等災害復旧事業費等 社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定) (項)地域連携道路事業費等
	〔平成19年度以前は、 道路整備特別会計 (項)道路事業費等〕
部 局 等	直轄事業 2 地方整備局等 補助事業 2 県
事業及び補助の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)等
事業主体	直轄事業 3 国道事務所等 補助事業 県2、市13、町3、村1 計 22 事業主体
工事の概要	平成18年度から20年度までに、道路舗装の下層路盤材や構造物の基礎材に新材砕石等を使用して行われる道路改良工事等
工事費	直轄事業 154億0229万余円 補助事業 161億3078万余円 (国庫補助金交付額 90億9982万余円)
新材砕石の材料費の積算額	直轄事業 766万余円 補助事業 6億4069万余円
上記のうち低減できた材料費の積算額	直轄事業 170万円 補助事業 1億5820万円 (国庫補助金相当額 9040万円)
栗石を使用した基礎工費の積算額	直轄事業 3393万余円
上記のうち低減できた基礎工費の積算額	直轄事業 750万円

1 事業の概要

(1) 道路改良工事等の概要

国土交通省は、道路交通の安全確保とその円滑化を図るため、国が行う直轄事業又は地方公共団体が行う国庫補助事業により、道路整備事業を実施している。

そして、国及び地方公共団体は、道路整備事業の一環として、道路舗装工事、擁壁等の構造物築造工事等を毎年度多数実施しており、これらの工事において、砕石、栗石等の資材を使用している。

(2) 砕石及び栗石について

砕石は、道路舗装の下層路盤材、構造物の基礎材等に、また、栗石は、構造物の基礎材に使用されている。砕石には、原石を破碎するなどして製造する砕石(以下「新材砕石」という。)のほか、コンクリート構造物の解体等により発生するコンクリート塊等を破碎するなどして製造する砕石(以下「再生砕石」という。)がある。また、栗石は、新材砕石と同じく原石から製造するもので、再生資材はない。

(3) 再生砕石活用等に関する取組の状況

国は、産業廃棄物の最終処分場の不足や不法投棄の多発等の問題に対処して、環境の保全を図るため、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)等により、建設廃材等の再資源化の強化を図っている。また、国土交通省は、国、地方公共団体等が再生資材の利用促進等に積極的に取り組むことが重要であるとして、「公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」の策定について」(平成18年国官技第47号等。以下「リサイクル原則化ルール」という。)等を策定し、工事現場から40kmの範囲内に再生砕石等を製造する再資源化施設がある場合、品質等を考慮した上で、原則として、再生砕石を道路舗装の下層路盤材、土木構造物の基礎材等の用途に利用することなどとしている。

(4) 再生砕石の市場価格等

再生砕石は、コンクリート塊等により製造されることから、生産量が一定ではないこともあるが、リサイクル原則化ルール等により、再資源化施設は、平成7年の約1,200施設から17年の約2,500施設に増加し、コンクリート塊の再資源化量も7年の約2,400万tから17年の約3,200万tに増加していて、公共工事に使用する箇所も広範囲に拡大している。

砕石等の価格は、刊行物である積算参考資料によると、一般的には再生砕石の方が新材砕石又は栗石より安価となっている。また、国土交通省制定の土木工事標準積算基準書に基づいて構造物の基礎材の施工歩掛かりを比較すると、砕石を使用した方が栗石を使用するより施工費は安価となる。

公共工事に使用する再生砕石の品質については、「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)について」(平成6年建設省技調発第88号)等により新材砕石と同等の品質基準が定められ、新材砕石と同等の規格で製造されている。

2 検査の結果

(検査の観点及び着眼点)

近年、環境への配慮から、建設廃材の再資源化や再生資源の活用が強く求められている。一方、コンクリート塊の発生量及び再資源化施設の増加により再生砕石の調達は容易となっており、再生砕石を使用するための条件は整ってきている。

そこで、本院は、環境問題への取組の強化、再資源化施設の増加等を考慮して、経済性等

の観点から、再生砕石を積極的に使用して環境に配慮した経済的な設計を行うことができないかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

18年度から20年度までに実施した道路舗装工事、構造物築造工事等のうち、新材砕石又は栗石を使用して、直轄事業として3国道事務所等^(注1)が施行した53工事(工事費総額154億0229万余円)及び補助事業として2県の19事業主体が施行した288工事^(注2)(工事費総額161億3078万余円(国庫補助金90億9982万余円))、計341工事を対象として、上記の22事業主体において、各工事の設計図書等の書類により会計実地検査を行い、必要に応じて工事現場に赴き現地の状況を検査した。

(検査の結果)

検査したところ、直轄事業として1事業主体が施行した9工事(工事費総額10億6900万余円)及び補助事業として19事業主体が施行した288工事(工事費総額161億3078万余円)については、下層路盤材等に新材砕石を使用していて、砕石の材料費を直轄事業で766万余円、補助事業で6億4069万余円と積算していた。また、直轄事業として2事業主体が施行した44工事(工事費総額143億3329万余円)については、構造物の基礎材に栗石を使用していて、栗石の材料費と施工費を合わせた基礎工費を3393万余円と積算していた。

そして、これらの工事において、新材砕石や栗石を使用した理由を調査したところ、各事業主体は、再生砕石の供給や品質に不安があるためなどとしていた。

しかし、いずれの工事箇所も近年は再生砕石の供給が可能となっていること、また、再生砕石は、新材砕石と同等の品質基準が定められており、他の事業主体においては下層路盤材、構造物の基礎材等に再生砕石を使用しているが、構造上等の問題は生じていないことなどから、新材砕石又は栗石に代えて再生砕石を使用することにより、環境に配慮した経済的な設計を行う必要があったと認められた。

<事例>

秋田県は、平成20年度に施行した道路舗装工事(工事費9999万余円)の下層路盤材に新材砕石(2,560m³)を使用することとして設計して、下層路盤材費を640万円と積算していた。

この工事に新材砕石を使用したのは、10年に同県が定めた「設計積算要領」では、下層路盤材、構造物の基礎材等には再生砕石を使用することとしていたが、当時、使用量の多い下層路盤材については、供給量や品質を確保できないおそれがあるとして、11年に「設計積算要領の運用」を定めて新材砕石を使用することとしたためであった。

しかし、近年は同県内のほぼ全域に再資源化施設があり、本件工事箇所は再資源化施設から40kmの範囲内に位置していて、再生砕石の調達が可能であり、また近隣の他の事業主体においては下層路盤材に再生砕石を使用している状況である。

したがって、再生砕石を使用することとして修正計算すると、下層路盤材費は537万余円となり、積算額を約100万円(国庫補助金相当額約50万円)低減できた。

このように、各種工事の実施に当たり、リサイクル原則化ルール等により、原則として、再生砕石を積極的に利用することが求められているにもかかわらず、前記の事業主体において再生砕石の使用の検討を十分に行っておらず、環境に配慮した経済的な設計となっていない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

前記のとおり、新材碎石に代えて再生碎石を使用することとして碎石の材料費を修正計算すると、直轄事業は589万余円、補助事業は4億8247万余円となり、積算額を直轄事業で約170万円、補助事業で約1億5820万円(国庫補助金相当額約9040万円)低減でき、また、栗石に代えて再生碎石を使用することとして基礎工費を修正計算すると、2636万余円となり、積算額を約750万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国土交通省においてリサイクル原則化ルール等を地方整備局等、都道府県等に対し通知又は参考送付しているのに、各事業主体においてその趣旨が十分に徹底されていないなど、再生碎石を積極的に使用して、環境に配慮した経済的な設計をすることの検討が十分行われていないことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、21年9月に地方整備局等に対して通知を発し、道路関係工事における碎石等の使用に当たっては、環境及び経済性に配慮して、再生碎石の積極的な使用を十分検討するよう周知徹底するとともに、地方整備局等を通じて都道府県等に対しても同様に周知するなどの処置を講じた。

(注1) 3国道事務所等 多治見砂防国道事務所、南部、北部両国道事務所

(注2) 2県 宮城、秋田両県

(4) 航空会社が警備業者に委託して実施する受託手荷物検査業務に係る費用の国の分担額の算定に当たり、検査業務開始時刻をチェックインカウンターの業務開始時刻以降とすることにより、国の分担額を適切なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定) (項) 空港等維持運営費
	〔平成19年度以前は、 空港整備特別会計 (項) 空港等維持運営費〕
部局等	2 地方航空局
協定名	ハイジャック等防止対策(機内持込手荷物検査業務等)費用分担に関する協定等4協定
協定の概要	航空会社が警備業者に委託して実施する機内持込手荷物検査業務、受託手荷物検査業務等の費用の1/2を国が分担するもの
検査の対象とした協定件数及び国の費用分担額	4件 103億3922万余円(平成19、20両年度)
上記のうち受託手荷物検査業務の国の費用分担額	27億8779万余円
節減できた受託手荷物検査業務の国の費用分担額	2150万円(平成19、20両年度)

1 事業の概要

(1) 受託手荷物検査業務に係る国の費用分担の概要

国土交通省東京、大阪両航空局は、ハイジャック、航空機爆破等の不法な行為の未然防止を図るため、航空会社との間で国内線に係る「ハイジャック等防止対策(機内持込手荷物検査業務等)費用分担に関する協定」(以下「協定」という。)を締結している。そして、この協定に基づき、国土交通省は、国が管理する25空港^(注1)において、爆発物、凶器等が航空機内に搭載されないようにX線透視手荷物検査装置等を使用して、旅客が航空機内に持ち込む機内持込手荷物に対して実施する検査業務等(以下「機内持込手荷物検査業務」という。)及び旅客からチェックインカウンターにおいて預かり運送する受託手荷物に対して実施する検査業務(以下「受託手荷物検査業務」という。)を航空会社が警備業者に委託する費用の1/2を分担している。これは、航空会社が実施する機内持込手荷物検査業務及び受託手荷物検査業務が、空港内の航空機、空港ビル、滑走路等への破壊行為の防止及び空港利用者や従業員等の空港関係者の安全確保に寄与しており、空港管理者の責務である空港の管理運営及び秩序維持の一部を補完していることを理由としている。

そして、国土交通省の費用分担額は、平成19年度52億3436万余円(うち受託手荷物検査業務分14億1624万余円)、20年度51億0485万余円(うち受託手荷物検査業務分13億7154万余円)、計103億3922万余円(うち受託手荷物検査業務分27億8779万余円)となっている。

(2) 受託手荷物検査業務の実施時間の設定

国土交通省は、費用分担の対象となる受託手荷物検査業務の実施時間、検査員の配置等について、「モデル受託手荷物数・検査時間等の設定基準」(以下「基準」という。)等を定めている。基準によれば、各空港における受託手荷物検査業務の1日当たりの実施時間は、航空会社のチェックインカウンターごとに取扱航空機の機種別検査時間区分(例えばボーイング747については出発時刻120分前から出発時刻まで。)を割り当てることにより設定することとなっている。ただし、始発便に機種別検査時間区分を適用して算出した開始時刻(以下「算出基準時刻」という。)より旅客搭乗手続開始時刻が後になる場合は、旅客搭乗手続開始時刻を受託手荷物検査業務の開始時刻(以下「検査業務開始時刻」という。)としている。

そして、東京、大阪両航空局は、受託手荷物検査業務の実施場所、1日当たりの実施時間、検査員の配置等を定めた実施計画書を航空会社から提出させ、承認したものを基に費用を分担している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、受託手荷物検査業務について、経済性等の観点から、これに係る国土交通省の費用分担額の算定が適切なものとなっているかなどに着眼して検査を行った。そして、19、20両年度の費用分担額27億8779万余円を対象として、2地方航空局、11空港^(注2)事務所^(注3)において、協定書等の関係書類により会計実地検査を行うとともに、残りの14空港事務所については、協定書等の関係書類を提出させて、これにより検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

航空会社の本社は、実施計画書の作成に当たり、空港ビルの業務開始時刻以降は空港ビル内にインターネット等を利用して既に旅客搭乗手続を済ませた旅客が存在することから、空港ビルの業務開始時刻が基準に定める旅客搭乗手続開始時刻に当たると考え、空港ビルの業務開始時刻が算出基準時刻より後になる場合は、空港ビルの業務開始時刻を検査業務開始時刻として実施計画書を作成していた。そして、東京、大阪両航空局においてもこれと同様に考えて、実施計画書を承認していた。

そこで、各空港事務所に提出された警備報告書等により検査業務開始時刻の実態を検査したところ、19年度の7空港及び20年度の8空港において、航空会社のチェックインカウンターの業務開始時刻(以下「カウンター業務開始時刻」という。)が空港ビルの業務開始時刻よりも後となっているものが見受けられた。

そして、これらの空港において、航空会社の支店等は、①実施計画書に定める検査業務開始時刻からカウンター業務開始時刻までの時間帯に検査員を検査場に配置させたり、②カウンター業務開始時刻を検査業務開始時刻とした上で、実施計画書上は出発便の間隔が開いていて受託手荷物検査業務を実施することとしていない時間帯(以下「計画外時間帯」という。)に検査業務の実施時間を振り替えたりして、実施計画書に定める1日当たりの時間との開差を生じないように処理していた。

しかし、航空会社がチェックインカウンターで検査後の手荷物を速やかに預かる体制を十分に執ることができないカウンター業務開始時刻以前の時間帯や、計画外時間帯については、特段受託手荷物検査業務を行う必要のない時間帯であり、費用分担の対象時間とする要がなかったと認められた。

したがって、実施計画書の作成に当たり、空港ビルの業務開始時刻を旅客搭乗手続開始時刻として国の費用分担額を算定している事態は、受託手荷物検査業務の目的及び業務の実態からみて適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(節減できた受託手荷物検査業務の費用分担額)

前記19年度の7空港及び20年度の8空港において、カウンター業務開始時刻を検査業務開始時刻として費用分担額を算定すると、受託手荷物検査業務の実施時間が減少することから、19、20両年度の受託手荷物検査業務の費用分担額は計27億6622万余円となり、前記の分担額計27億8779万余円を約2150万円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、検査業務開始時刻の設定に当たり、基準に定める旅客搭乗手続開始時刻が明確でなかったため、空港ビルの業務開始時刻と同一と認識していたこと、受託手荷物検査業務の目的及び業務の実態に対する検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、21年9月に基準を改正して、各空港における検査業務開始時刻をカウンター業務開始時刻以降とすることとし、同年10月以降の費用分担額の算定から適用する処置を講じた。

- (注1) 25 空港 稚内、釧路、札幌、新千歳、函館、三沢、仙台、新潟、東京国際、小松、大阪国際、美保、広島、徳島、高松、松山、高知、福岡、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇各空港
- (注2) 2 地方航空局、11 空港事務所 東京、大阪両航空局、新千歳、仙台、東京、大阪、広島、徳島、福岡、長崎、熊本、宮崎、那覇各空港事務所
- (注3) 14 空港事務所 稚内、釧路、丘珠、函館、三沢、新潟、小松、美保、高松、松山、高知、北九州、大分、鹿児島各空港事務所
- (注4) 7 空港 函館、新潟、小松、広島、福岡、北九州、那覇各空港
- (注5) 8 空港 函館、新潟、東京国際、小松、広島、福岡、北九州、那覇各空港

平成 19 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 下水道の管きよ築造工事におけるセグメントの材料単価の決定について

(平成 19 年度決算検査報告 583 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

国庫補助事業に係る下水道の管きよ築造工事におけるセグメントの材料単価の決定に当たり、特別調査^(注)を行うことにより製造原価等の調査が可能であり、実勢の価格により近い経済的なものとする事ができるのに、事業主体である県市において、製造会社からの見積りを基に決定していて、材料費の積算額が過大となっている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、各都道府県等に対して、セグメントの材料単価の決定に当たっては、特別調査を活用するなどして、より実勢の価格に近づけるための検討を十分に行い、適切な積算を行うよう助言するとともに、この旨を各都道府県等管内の関係各機関等に周知徹底するよう要請する処置を講ずるよう、国土交通大臣に対して平成 20 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

(注) 特別調査 材料単価の決定に当たり、物価調査機関に特定の品目を指定して市場価格や製造原価等を調査させるもの

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省、都道府県等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、各都道府県等に対して、20 年 9 月に事務連絡を発して、セグメントの材料単価の決定に当たっては、特別調査を活用するなどして、より実勢価格に近づけるための検討を十分に行い、適切な積算を行うよう助言するとともに、全国下水道主管課長会議等において、各都道府県等管内の関係各機関等にもこの旨を周知徹底するよう要請する処置を講じていた。

(2) 地盤改良工事の設計について

(平成 19 年度決算検査報告 587 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

国土交通省及び地方公共団体は、地盤改良工事の設計に当たり、施工現場が民家に隣接するなど周辺環境等に配慮する必要がある場合に、地盤改良材に発じん抑制型のセメント系固

化材を使用してスタビライザ等により地盤改良材と軟弱土を混合する工法で設計している。しかし、国土交通省が積極的な活用を進めている新技術の中には、発じん抑制型のセメント系固化材よりも安価な一般軟弱土用のセメント系固化材を使用しても、粉じんの発生を抑制できる移動型土質改良用機械による工法(以下「移動型改良工法」という。)があり、移動型改良工法によると地盤改良工費が安価となる場合があるのに、経済比較等の検討を十分行っておらず、経済的な設計となっていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、粉じんの発生を抑制する必要がある地盤改良工事の実施に当たり、工法の選定を適切なものとして経済的な設計を行うことなどの処置を講ずるよう、国土交通大臣に対して平成20年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、20年9月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、粉じんの発生を抑制する必要がある地盤改良工事の実施に当たっては、移動型改良工法についても比較検討の対象とした上で、工法の選定を適切に行って経済的な設計となるよう周知徹底するとともに、都道府県等に対して同様の助言を行い、管内の関係機関等にもこの旨を周知徹底するよう要請するなどの処置を講じていた。

(3) 調査等業務における交通船等の借上費に係る船員数の積算について

(平成19年度決算検査報告592ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

国土交通省は、港湾整備事業における港湾施設の設計等に先立って、国の直轄事業又は補助事業として、土質調査、測量等の調査等業務を実施している。調査等業務において調査技師が乗船する交通船等の借上費の積算に当たっては、国土交通省港湾局が制定した「港湾請負工事積算基準」等において、計2名の船員が乗船することとして算定することなどとされている。しかし、調査等業務においては、交通船等に実際に乗船している船員数は1名となっているものが多数を占めており、その主な作業内容は調査技師の指示に従って岸壁と海上の調査現場の間を移動するための操船作業となっていて、積算基準が実態を反映していない事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、調査等業務で使用する交通船等について、作業の実態に合わせて積算基準を改めて、国土交通省、港湾管理者等が積算を適切に行うことができるよう、国土交通大臣に対して平成20年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、作業の実態に合わせて船員1名を標準とするよう積算基準を改訂し、21年8月以降に発注する業務から適用することとする通知文書を同年7月に地方整備局、港湾管理者等に対して発し又は参考送付する処置を講じていた。

(4) トンネル工事において使用する集じん機の機種及び規格の選定について

(平成19年度決算検査報告596ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

国土交通省及び地方公共団体は、トンネル工事における粉じん対策として集じん機を使用しており、集じん機の機種及び規格については、トンネルの規模等から処理容量を算出するなどして選定している。集じん機の機種にはフィルタ式と電気式があり、フィルタ式の集じん機を選定している工事の中には、損料が安価で電力使用量が少ないなどのため運転経費が安価となる電気式の集じん機を選定できるのに、経済比較等の検討を十分行っておらず、経済的な設計となっていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、トンネル工事において使用する集じん機の機種及び規格の選定に当たり、近年の電気式集じん機の普及等を考慮するなどして、フィルタ式と電気式との比較検討を適切に実施して経済的な設計を行うことなどの処置を講ずるよう、国土交通大臣に対して平成20年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、20年9月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、トンネル工事において使用する集じん機の機種及び規格の選定に当たっては、電気式についても比較検討の対象とした上で、集じん機の選定を適切に行って経済的な設計となるよう周知徹底するとともに、都道府県等に対して同様の助言を行い、管内の関係機関等にもこの旨を周知徹底するよう要請するなどの処置を講じていた。

(5) 高齢者の生活特性に配慮した公営住宅において高齢者に対する福祉サービスを提供するために整備された高齢者生活相談所及びLSA専用住戸の利用状況について

(平成19年度決算検査報告601ページ参照)

1 本院が表示した意見

国土交通省は、シルバーハウジング・プロジェクトによる公営住宅整備事業として、高齢者の生活特性に配慮した公営住宅及び附帯施設を整備する地方公共団体に対して補助金等を交付している。附帯施設として整備された高齢者生活相談所及びライフサポートアドバイザーが居住するための住宅(以下「LSA専用住戸」という。)の利用状況についてみたところ、高齢者生活相談所が十分利用されていなかったり、LSA専用住戸が1年以上空き家となっていたりしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、事業主体に対して、住宅供給者と福祉提供者が高齢者生活相談所の利用方法等について十分協議を行い、策定した事業計画に従って高齢者生活相談所の供給を行うよう周知徹底を図るとともに、利用が十分でない高齢者生活相談所及び利用が見込めなくなったLSA専用住戸を有効に利活用するための方策を示すなどの処置を講ずるよう、国土交通大臣に対して平成20年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、事業主体に対して、21年7月に厚生労働省と連名で通知を発するなどして、高齢者生活相談所の供給を行うに当たっては、住宅供給者と福祉提供者が連携してその利用方法等について十分検討した上で事業計画を策定するよう周知徹底を図るとともに、高齢者生活相談所及びLSA専用住戸の利活用を検討する際の参考に資するため、同年6月及び7月に、これらを有効に利活用している事例集を配布して情報提供を行っていた。

(6) 国土交通省における一般乗用旅客自動車の使用状況について

(平成19年度決算検査報告608ページ参照)

1 本院が表示した意見

国土交通省の平成19年度の一般乗用旅客自動車(以下「タクシー」という。)の使用に関して、タクシー乗車券に使用時間等の記入欄がなかったり、タクシー会社から使用済みタクシー乗車券が返却されなかったりして、タクシー乗車券の管理及び使用の確認が十分に行われていない事態が見受けられた。

20年度以降は20年3月に発した通知等に基づいたタクシー乗車券の管理等が行われているが、国土交通省において、職員に記入することを求めている事項を記入する欄がタクシー乗車券にない場合の記入方法を明記したり、使用済みタクシー乗車券が返却されない場合の使用金額等の確認が確実にできる方策を検討したりして、より適切な管理を行うよう、国土交通大臣に対して20年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省、地方整備局等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、20年10月及び21年2月に通達等を発し、21年4月以降は、職員に記入することを求めている事項を記入する欄がタクシー乗車券にない場合については、タクシー会社と協議の上、その記入事項を余白等に記入することとし、タクシー会社の承諾が得られず使用済みタクシー乗車券が返却されない場合については、21年8月に事務連絡を発し、21年9月以降は、タクシー乗車券を使用する前に所定の項目を記入して写しを取り、使用后、これに領収書等の金額を記入することとするなど、より適切な管理を行う処置を講じていた。

(7) 道路整備特別会計における支出の状況について

(平成19年度決算検査報告622ページ参照)

1 本院が表示した意見

道路整備特別会計における支出の状況について、連絡用車両の車両管理業務の指名業者が長期にわたって特定の少数の業者で占められているなどしていたり、広報広聴業務の応札(応募)者数が限られるなど契約方式の見直しの効果が十分現われていないなどしていたり、観光資源の活用等地域に密着した調査研究業務の成果物等がホームページ等により地域に周知するなどの効果的な取扱いをされていなかったりしている事態が見受けられた。また、公

益法人に発注する調査研究業務等の中に再委託の承認申請を行っていないものがあったり、成果物の照査が十分でなかったりしている事態が見受けられた。したがって、国土交通省において、道路関係業務の適正かつ効率的な予算の執行を図るよう、国土交通大臣に対して平成20年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、20年11月までに、地方整備局等に対して通知を発するなどして、①連絡用車両の車両管理業務については、20年度後半における発注から、過去の受注実績を要件としないなど入札参加資格要件を見直して、すべて一般競争入札で実施することとして競争性の向上を図り、②広報広聴業務については、応募要件の適切な設定を行って応札(応募)可能者数が限られることがないようにするとともに、ホームページのアクセス件数等を計測するなど可能な限り効果の検証を行うようにし、③観光資源の活用等地域に密着した調査研究業務については、業務の成果等を可能な限りホームページ等で公表するようにした。また、④公益法人に発注する調査研究業務等については、再委託の承認申請が適切に行われるように徹底するとともに、⑤公益法人に発注する専門性の高い業務については、特記仕様書等において照査技術者を配置することとして、受注者において成果物の内容の照査が行われるようにする処置を講じていた。

(8) 自動車保有関係手続のワンストップサービスの実施状況等について

(平成19年度決算検査報告635ページ参照)

1 本院が表示した意見

国土交通省、警察庁、総務省、国税庁(以下「4省庁」という。)等は、自動車の検査・登録、自動車保管場所証明の申請等の手続を関係各機関に赴いて行う申請者等の負担を軽減して、行政事務の効率化を図るために、平成17年12月から、インターネット上で一括して手続を行うことのできるワンストップサービス(以下「サービス」という。)の供用を開始している。しかし、自動車の購入時にサービスの利用を選択することで代理申請手数料を節減し得ることが購入者に十分周知されていないこと、自動車販売事業者等はサービスを利用することで登録予定日を想定しづらくなることなどから、サービスの開発費及び維持関係費用が多額に上っているにもかかわらず、サービスの利用率が低迷していてサービスの効果が十分発現していない事態が見受けられた。

したがって、4省庁において、自動車の購入者へサービスの周知を図り、利用者等の意見等を的確に捉えた方策を講じて、システムの改善を図るなどして利便性を向上させるとともに、その利用状況等を勘案して、システム機器等を的確な性能及び構成としたり、深夜の時間帯等における運用休止時間を適切に設定したりするなどして、維持管理費用の節減を図るよう、国土交通大臣、警察庁長官、総務大臣及び国税庁長官に対して20年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、4省庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、4省庁は、本院指摘の趣旨に沿い、21年4月までに、サービスが自動車の購入者に十分周知されるよう、ポスターの掲示とチラシの配布を行ったり、自動車税の納付

書や広報誌等によりサービスの広報を行ったりなどするとともに、利用者の利便性に資するよう、自動車の登録審査日数をホームページに掲載するなどシステムの改善を図った。また、サービスに接続されていない検査標章印刷用プリンターを撤去したり、深夜の時間帯等におけるサービスのシステム監視要員を削減したりして、費用の節減を図った。

(9) 監督測量船の効率的な運用等について

(平成19年度決算検査報告650ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

国土交通省は、港湾整備事業等に係る工事の監督等の業務を行うために港湾業務艇(旧監督測量船)を所有している。港湾業務艇には年間運航日数の少ないものがある一方、同じ目的で使用するために船舶等を借り上げている用船契約の中には年間運航日数の多いものもある状況となっていて、港湾業務艇が効率的に運用されていないのに、その配置を各港湾事務所等の業務量、業務内容等に応ずるなどして計画的に見直すことなどが十分に行われていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、港湾業務艇の全国的な配置を見直すことを含めた運用等に関する基本的な方針を策定するなどの処置を講ずるよう、国土交通大臣に対して平成20年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、20年12月に、港湾業務艇の配置の考え方を含めた運用等に関する基本的な方針として、その運用を効率的に行うため、港湾業務艇の運用状況について毎年点検・分析を行い、必要に応じて配置を見直すことなどを内容とする「港湾業務艇の配置及び運用に関する基本方針」を作成して地方整備局等に対して通知を発する処置を講じていた。

第13 環 境 省

不 当 事 項

予 算 経 理

- (555) 物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を
 (563) 行って国立公園等維持管理費等を支払っているもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)環境本省 (項)自然公園等事業費等 (組織)地方環境事務所 (項)地方環境事務所共通費等 (平成19年度以前は、(項)地方環境事務所)
	エネルギー対策特別会計 (勘定)エネルギー需給勘定(項)事務取扱費
	〔平成18年度以前は、 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計 (勘定)石油及びエネルギー需給構造高度化勘定 (項)事務処理費〕
部 局 等	5 地方環境事務所、4 自然環境事務所等
不適正な会計経理により支払われた経費の概要	物品の購入等に係る国立公園等維持管理費等
不適正な会計経理により支払われた金額	40,180,500 円(平成17年度～20年度)

1 国の契約等の手続の概要

環境省は、廃棄物の不法投棄対策、地球温暖化対策等について、地域の実情に応じた機動的できめ細やかな環境行政を展開するため、平成17年10月から、全国に7地方環境事務所^(注1)を、その管下に12自然環境事務所等(以下、地方環境事務所と自然環境事務所等を合わせて「事務所」という。)を設置しており、このうち7地方環境事務所及び4自然環境事務所等^(注2)に支出負担行為担当官等の会計機関を設置している。そして、これらの11事務所は、管下の会計機関が設置されていない事務所の分を含め、その所掌する業務の実施に必要な物品の購入、印刷物の作成等を多数行って、その経費を国立公園等維持管理費等から支払っている。

これらに係る国の会計経理については、財政法(昭和22年法律第34号)、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等により、国の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までと定められており、原則として、各会計年度における経費は当該年度の歳入をもって支弁しなければならないなどとされている。また、歳出の会計年度所属区分が定められており、物件の購入代価等で相手方の行為の完了があった後交付するものはその支払をなすべき日の属する年度とされている。

そして、国の会計機関が契約を締結した場合には、原則として、給付の完了を確認するため必要な検査(以下「検収」という。)を行い、所定の検査調書を作成しなければならず、この検査調書に基づかなければ当該契約の代金を支払うことができないなどとされている。

(注1) 7 地方環境事務所 北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州各地方環境事務所

(注2) 4 自然環境事務所等 釧路、長野、那覇各自然環境事務所及び高松事務所

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、前記の11事務所において、合規性等の観点から、物品の購入等は会計法令等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、17年10月から20年度までの物品の購入、印刷物の作成等の契約のうち、契約回数が多い業者等との契約計3,025件、契約金額計1,652,199,724円について、支出決定決議書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、9事務所において、17年度から20年度までの契約について、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って国立公園等維持管理費等を支払っていたものが、計182件、40,180,500円あった。

これを態様別に示すと次のとおりである(表参照)。

ア 未納入

購入物品等が納入されていないのに、関係書類に架空の日付を検収日として記載することなどにより現年度に納入されたこととして、代金を支払っているが、翌年度の本院の会計実地検査時点においても未納入となっているもの

2事務所、2件、支払額1,444,590円

<事例>

高松事務所は、平成19年度に、パンフレット作成業務をA社に659,400円で請け負わせている。そして、同事務所は、A社から20年3月26日付の業務終了報告書を受領して、同日付で検収を行い、業務仕様書のとおり相違なく完了したことを確認したとする検査調書を作成の上、同年4月16日付のA社からの請求書に基づき、支払決議を行い、同月23日に代金を支払っている。しかし、実際には、当該パンフレットは、同事務所の原稿作成の遅れなどから、21年1月の会計実地検査時点においても作成されていなかった。

なお、同事務所は、上記の会計実地検査の際、事実を糊塗するため、急ぎよ、見本とするためのパンフレットを少量印刷して、事実と異なる説明をしていた。

イ 翌年度納入

購入物品等が翌年度になって納入されているのに、関係書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、現年度に納入されたこととして代金を支払っているもの

8事務所、176件、支払額37,620,318円

ウ 契約前納入

契約手続を行わないまま、物品を納入させていたのに、関係書類に実際の納品日より

後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が契約手続後に納入されたこととして代金を支払っているもの

3 事務所、4 件、支払額 1,115,592 円

表 不適正な会計経理により支払われた国立公園等維持管理費等の事務所別・態様別内訳

事務所名	年度	ア 未納入		イ 翌年度納入		ウ 契約前納入		総 計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
(555) 北海道 地方環境事務所	平成 18, 19	件	円	13	2,376,680			13	2,376,680
(556) 釧路 自然環境事務所	17~20	1	785,190	46	7,618,616			47	8,403,806
(557) 東北 地方環境事務所	17~20			30	2,859,410	2	130,063	32	2,989,473
(558) 関東 地方環境事務所	17~20			37	14,820,750	1	755,249	38	15,575,999
(559) 中部 地方環境事務所	17~19			13	4,160,416	1	230,280	14	4,390,696
(560) 長野 自然環境事務所	17~19			6	1,287,626			6	1,287,626
(561) 高松事務所	19	1	659,400					1	659,400
(562) 九州 地方環境事務所	18, 19			3	1,151,850			3	1,151,850
(563) 那覇 自然環境事務所	19			28	3,344,970			28	3,344,970
総 計		2	1,444,590	176	37,620,318	4	1,115,592	182	40,180,500

これらのアからウの事態は、9事務所において、契約した物品が納入されていないのに納入されたこととして虚偽の内容の関係書類を作成するなど、不適正な会計経理を行って国立公園等維持管理費等計 40,180,500 円を支払っていたもので、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、9事務所において、物品の購入等に係る会計経理を行うに当たり、会計法令等を遵守することの認識が欠如していたこと及び内部牽制が十分機能していなかったこと、また、環境本省において、9事務所の会計経理に対する実態把握や会計事務処理手続の適正な執行についての指導監督等が十分でなかったことなどによると認められる。

補 助 金

- (564)
- (565) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)環境本省 (項)環境本省
	(項) 廃棄物処理施設整備費
部 局 等	環境本省、宮崎県

補助の根拠	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成15年法律第98号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
補助事業者(事業主体)	財団法人産業廃棄物処理事業振興財団、財団法人宮崎県環境整備公社
補助事業	産業廃棄物特定支障除去等、廃棄物処理施設整備
事業費等の合計	1,543,636,950円
上記に対する国庫補助金交付額の合計	350,124,950円
不当と認める事業費等の合計額	1,412,787,122円
不当と認める国庫補助金交付額の合計額	219,275,122円

1 補助金の概要

環境省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、24道県及びその管内の121市町村等並びに7団体において、実績報告書、設計図書等の書類により会計実地検査を行った。

その結果、2事業主体が実施した廃棄物処理施設整備事業及び産業廃棄物特定支障除去等事業に係る国庫補助金219,275,122円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

(1) 工事の設計等が適切でないもの

1件 不当と認める国庫補助金 205,478,000円

(2) 補助の目的外に使用しているもの

1件 不当と認める国庫補助金 13,797,122円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 工事の設計等が適切でないもの 1件 不当と認める国庫補助金 205,478,000円

廃棄物処理施設整備事業の実施に当たり、設計等が適切でなかったため、工事の目的を達していないもの (1件 不当と認める国庫補助金 205,478,000円)

部局等	補助事業者(事業主体)	補助事業	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金
				千円	千円	千円	千円
(564) 宮崎県	財団法人宮崎県環境整備公社	廃棄物処理施設整備	14~17	1,398,990 (822,398)	205,478	1,398,990 (822,398)	205,478

この補助事業は、財団法人宮崎県環境整備公社が、宮崎市大字大瀬町字倉谷地区において、降雨により廃棄物の最終処分場から流出する浸出水を一時貯留するための調整池を工事費計1,398,990,000円(うち国庫補助対象額822,398,458円、国庫補助金205,478,000円)で築造したものである。

この調整池は、水槽4基からなる縦62.2m、横120m、深さ7m、容量40,000 m^3 の構造物となっている。そして、同社は、溪谷となっている地山の一部を切土し、この切土により谷を埋め立て盛土するなどして基礎地盤を造成後、本件工事により、基礎コンクリート(厚さ20cmの鉄筋コンクリート)を打設し、その上に工場で製作されたL型ブロック及び逆T型ブロックを据え付け、各ブロックをPC鋼棒で連結して、調整池の外壁及び隔壁とするとともに、これらの間の底版としてコンクリートを打設して水槽を造り、上床版を設置した後、覆土することとし、これにより工事を施行している(参考図参照)。

同社は、本件調整池の基礎について、直接基礎案、地盤改良案、杭基礎案、直接基礎補強案の4案の概算工事費や長所・短所を比較検討して、上記のとおり、調整池の下部に基礎コンクリートを設ける直接基礎補強案を選定していた。そして、調整池の設計に当たっては、「建築基礎構造設計指針」(日本建築学会編。以下「指針」という。)を準用し、基礎地盤の沈下量の限界値を10cmとして、設計沈下量3.7cmがこれを下回っていることから安全の範囲に収まっているとしていた。

本院が平成20年7月に現地に赴いて調整池の供用状況を確認したところ、水槽4基のうち3基が底版等の損傷による漏水の発生により供用されておらず、残る1基についても、別途杭基礎で補強するなどした上で、ようやく予定された17年11月に供用されていた。そして、その経緯や原因等について検査したところ、工事の設計等において、次のように適切でない事態が見受けられた。

ア 調整池の基礎の設計等について

一般に、本件の基礎地盤のように切土箇所と盛土箇所が混在する箇所にあつては、構造物に悪影響を与える不等沈下が生ずるおそれがあることから、大規模な構造物の築造は避けることが望ましく、築造する場合でも、杭基礎を施すなどの十分な配慮が求められる。

本件工事では、基礎地盤の造成後、請負人が自身の判断で行った基礎地盤のボーリング調査の結果による同公社への報告によれば、①本件調整池は、巨大なボックス型調整池であり、基礎底面の半分以上が盛土地盤に建設される計画で、地山と盛土地盤とでは、物理的・力学的特性に差異があり、不等沈下による漏水問題等、今後の対処が必要となること、②盛土層については、砂岩及び泥岩からなる未固結なレキ質土で構成されていて、地山からの地下水の流入や雨水の浸透などの影響により次第に強度低下を起し、空隙が縮小して圧縮沈下し、その総圧縮沈下量は、9.5cmとなるなどとされていた。

この報告に対して、同社は、本件工事の設計を行った設計コンサルタントから、総圧縮沈下量はデータのとり方により7.5cmとなるが、限界値10cmの範囲内であり、安全な範囲となっているとの判断が示されたなどとして、本件工事の計画や設計を変更することなく工事に着手していた。

しかし、限界値は、指針に記載されているところによれば、中低層建物の沈下実測と沈下障害の関係より導かれた構造別の例を示したに過ぎないものであり、この値を用いる場合には、その数値の意味するところを十分理解して用いる必要があるなどとされており、本件のように大規模で、かつ重要な構造物の設計に当たって、指針に記載されている限界値を根拠にして安全な範囲にあると判断したことは適切とは認められない。

したがって、同公社においては、請負人が行った基礎地盤のボーリング調査により、当初設計時における予想沈下量(3.7cm)の2倍から3倍近く(7.5cm又は9.5cm)の沈下や不等沈下が予想されていたのであるから、その調査結果を踏まえて、詳細な土質試験等を行った上で、新たに予想される沈下量等により改めて応力計算等を行って、その安全性を検討の上、杭基礎を施すこととするなど、工事の計画や設計の見直しを行う必要があったと認められる。

イ 補助事業の実績報告等について

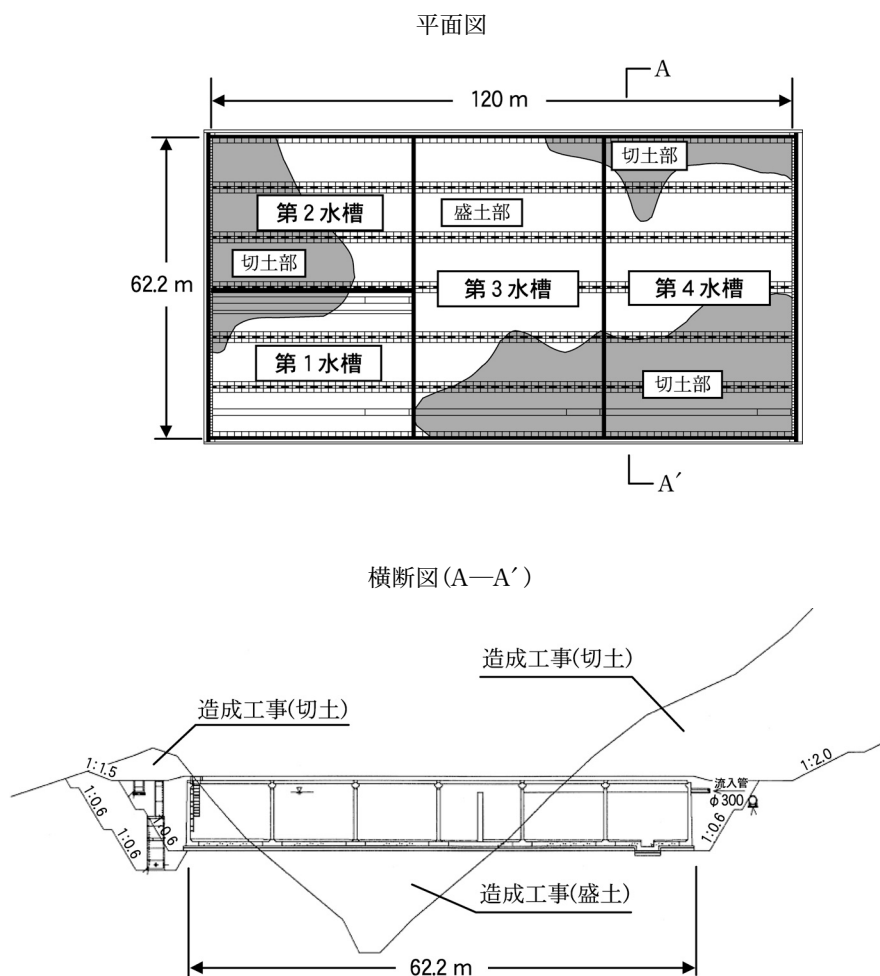
本件工事のしゅん工前に、仕様書に基づき請負人が水張試験のために調整池に注水したところ、3基の水槽において漏水が認められた。そして、同社は、すべての水槽においてひび割れ等の損傷を確認したことから、詳細に調査したところ、最大で15.7cm沈下しており、調整池全体で、地盤の不等沈下により、底版等に損傷が生じ、漏水が発生していた。

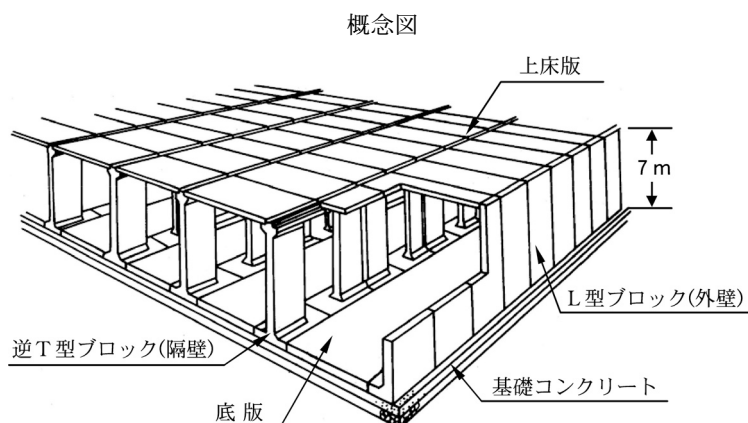
しかし、同社は、調整池の機能が十分確保されていないことを認識していたのに、設計図書のとおり完成したとする検査調書を付して本件補助事業の実績報告書を提出していた。

したがって、本件調整池(工事費1,398,990,000円、うち国庫補助対象額822,398,458円)は、設計等が適切でなかったため、工事の目的を達しておらず、国庫補助金205,478,000円全額が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同社において、設計コンサルタントの判断に対する検討が十分でなかったため、工事の計画や設計の見直しを行っていなかったこと、補助事業の適正な実施に関する認識が欠けていたこと、同県において、同社に対する補助事業の適正な実施に関する指導や補助事業の完了検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図)





(2) 補助の目的外に使用しているもの 1件 不当と認める国庫補助金 13,797,122 円

補助金で造成した基金を補助の目的外に使用しているもの

(1件 不当と認める国庫補助金 13,797,122 円)

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年 度	基金使用 額	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める基金 使用額	不当と認 める国庫 補助金額
				千円	千円	千円	千円
(565) 環境本省	財団法人産 業廃棄物処 理事業振興 財団	産業廃棄 物特定支 障除去等	19	144,646	144,646	13,797	13,797

(注)
この補助事業は、財団法人産業廃棄物処理事業振興財団(以下「財団」という。)が、特定産業廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障を除去するなどの特定支障除去等事業を実施する都道府県等に対して、その事業に要する資金の一部を出えんするために、財団に設置した基金に国庫補助金を原資とする資金を繰り入れるものである。

この基金は、全額国庫補助金により造成されている。そして、財団は、基金を取り崩して、上記資金の出えんを行うとともに、資金の出えんを行うために必要な財団の人件費、管理費、旅費交通費等の事務費を支出しており、この事務費として平成19年度に取り崩して使用した額は144,646,950円となっている。

しかし、上記の事務費の中には、本件基金から都道府県等への資金の出えんを行うための事務費には当たらない①環境省からの請負業務に係る報告書の作成費5,229,000円及び②財団が別途の国庫補助金等により設置している他の基金に係る業務を行うために支出した事務費の一部8,568,122円、計13,797,122円が含まれていた。

したがって、国庫補助金により造成した本件基金から13,797,122円が過大に取り崩され、補助の目的外に使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、財団において、各業務又は各基金の経理区分に対する認識や内部の審査が十分でなかったこと、環境省において、財団に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 特定産業廃棄物 平成10年6月16日以前に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する処理基準に適合しない処分が行われた産業廃棄物

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 国立公園等における施設の新設等工事により取得した国有財産の台帳価格を正確なものとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名	一般会計
部局等	北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州各地方環境事務所
国有財産の分類	(分類)行政財産 (種類)公用財産及び公共用財産 (区分)建物、工作物
取得した国有財産の概要	国立公園等の整備に伴う施設の新設、増設等の工事により取得した国有財産
国有財産台帳に登録していた額	38億3071万余円(平成19、20両年度)
国有財産台帳への登録が漏れていた額	26億2183万円(平成19、20両年度)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

国立公園等における施設の新設等工事により取得した国有財産の台帳価格について

(平成21年10月20日付け 環境大臣あて)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 国有財産の概要

(1) 国立公園等における施設の新設等工事

貴省は、国立公園等において、自然保護官事務所、ビジターセンター、野営場等の建物や遊歩道、外灯、展示物等の工作物等を多数設置している。そして、国立公園等におけるこれらの施設の新設、増設等の工事(以下「新設等工事」という。)については、各地方環境事務所が直接施行するものと都道府県に委任して施行するものがあり、いずれの場合も業者に請け負わせて施行している。

(2) 国有財産の管理

貴省は、国立公園等における新設等工事により取得した上記の施設については、国有財産法(昭和23年法律第73号)、環境省所管国有財産取扱規則(平成13年環境省訓令第30号。以下「環境省取扱規則」という。)等に基づき、国有財産として、各地方環境事務所長が国有財産部局長となって管理している。

国有財産部局長は、国有財産法第32条等の規定に基づき、その所属に属する国有財産について、区分及び種目、所在、数量、価格等を登録した国有財産台帳を備えて管理することとされており、国有財産の取得、処分等があった場合には、直ちにこれを国有財産台帳に登録することとされている。

(3) 国有財産台帳に新たに登録する価格

国有財産を新たに国有財産台帳に登録する場合、登録すべき価格は、国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第21条の規定により、建物、工作物等については建築費等とする

こととされている。そして、財務省理財局長が定めた「国有財産台帳等取扱要領について」（平成13年財理第1859号。以下「財務省取扱要領」という。）により、建築費等は、建築等に直接要した費用とされ、建物その他の障害物の取壊し等の費用は含めないこととされている。これらのことから、貴省は、環境省取扱規則第39条の規定において、建物の新築又は増築の場合は、請負工事については請負金額とすること、ただし、建物の取壊し又は障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用の額は控除すること、工作物等については、上記の建物等に係る規定に準じて算定した額とすることとしている。

(4) 新設等工事により取得した国有財産の国有財産台帳への登録事務

国立公園等における新設等工事により取得した施設を国有財産として新たに国有財産台帳に登録する際には、都道府県に委任し施行した工事の場合は、貴省自然環境局長が、環境省取扱規則を踏まえて、施設価格の算定方法等を具体的に定めた「国立公園整備事業実施要領(施行委任)」（平成6年5月12日環自施第181号。平成18年4月3日最終改正。以下「国立公園実施要領」という。）により、工事を実施した都道府県の支出負担行為担当官が、建物、工作物等の国有財産の区分ごとに、種目、数量、工事請負価格、控除額、国有財産台帳の登録価格となる施設価格等を記載した施設目録を含む完成調書を、当該工事实施地区を所管する国有財産部局長である地方環境事務所長に引き渡すこととされている。また、地方環境事務所が直接施行した工事の場合は、工事実施課が国立公園実施要領を準用して同様の書式等により国有財産の登録価格を算定の上、これを基に作成した報告書(以下「登録価格報告書」という。)を国有財産に関する当該事務所の事務の担当課に送付することとされている。

そして、国有財産に関する事務の担当課は、上記の施設目録及び登録価格報告書に基づいて、国有財産台帳に価格を登録することとされている。

(5) 国有財産の現況の報告

各省各庁の長は、国有財産台帳に基づき、その所管に属する国有財産について、毎年度、年度間の増減及び年度末の現在額の報告書である「国有財産増減及び現在額報告書」を作成して、翌年度の7月31日までに財務大臣に送付しなければならないこととされている。この報告書に基づき、財務大臣は、「国有財産増減及び現在額総計算書」を作成することとされている。そして、内閣は、同計算書を国会に報告することとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

国有財産台帳は、国有財産を適切に管理するための帳簿であり、新たに国有財産を取得するなどした場合は、国有財産法に従って国有財産台帳に記録する必要がある。また、国有財産増減及び現在額総計算書は、国有財産の現況を国会及び国民に対して明らかにするという性格を有するものとされている。

そこで、本院は、正確性、合規性等の観点から、地方環境事務所等において新設等工事により貴省が取得した国有財産が国有財産台帳に適切に登録されているかなどに着眼して検査した。そして、検査に当たっては、全国の7地方環境事務所^(注)が国立公園等において直接又は都道府県に委任して施行した新設等工事のうち、平成19、20両年度にしゅん工した228件、工事費計70億5432万余円を対象として、これにより取得した国有財産について、国有財産台帳、施設目録、登録価格報告書等の書類により、2事務所において会計実地検査を行

うとともに、5事務所から書類の提出を受けて検査した。

(注) 7 地方環境事務所 北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州各地方環境事務所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、都道府県は、国立公園実施要領に基づいて、工事請負価格から、直接工事費のうちの直接仮設費、撤去費等の額及び間接工事費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費)の額の合計額を控除して施設価格とし、施設目録を作成していた。また、各地方環境事務所の工事実施課においても、同様の方法により登録価格を算定し、登録価格報告書を作成していた。そして、これらに基づき、地方環境事務所の国有財産に関する事務の担当課は、施設価格及び登録価格の計38億3071万余円を台帳価格として国有財産台帳に登録していた。

しかし、工事請負価格のうちの直接仮設費等及び間接工事費には、財務省取扱要領に規定する「建築等に直接要した費用」に該当し、国有財産の価格を形成する上で必要不可欠な費用が含まれており、このことから、環境省取扱規則においても、直接仮設費等及び間接工事費の全額を請負金額から控除することとはされていない。

したがって、前記の新設等工事228件により取得した国有財産について、直接仮設費等及び間接工事費の全額計28億0119万余円を控除して、国有財産台帳の登録価格としていることは適切ではなく、この28億0119万余円のうち国有財産の価格を形成する上で必要不可欠な費用に該当する計26億2183万余円は登録価格に含めるべきであり、同額が登録漏れとなっていると認められる。

上記の事態について、一例を示すと次のとおりである。

<事例>

山口県は、平成20年度に貴省の委任を受けて、瀬戸内海国立公園内の火の山園地において、園路や照明施設等の工作物の新設等工事を9891万余円を実施し、工事しゅん工後、国立公園実施要領に基づき、請負金額から直接工事費のうちの直接仮設費等285万余円、撤去費32万余円及び間接工事費3454万余円、計3772万余円を控除した6118万余円を施設価格とする施設目録を作成して中国四国地方環境事務所に提出し、同事務所では、この施設価格を国有財産台帳の登録価格としていた。しかし、上記の直接仮設費等及び間接工事費の計3740万余円のうちには、上記工作物の新設に係る費用で、国有財産の価格を形成する上で必要不可欠な費用に該当するものが3722万余円含まれており、同額が、国有財産台帳の登録価格から漏れていた。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

上記のとおり、貴省において、新設等工事により新たに取得した施設の国有財産台帳への登録価格の計上が適切に行われておらず、その結果、国有財産増減及び現在額総計算書が国有財産の現況を正しく反映したものとなっていない事態は適切とは認められず、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、国立公園実施要領の整備に当たって財務省取扱要領等に対する理解が十分でなかったこと、国有財産に関する事務を行う地方環境事務所等に対する指導や監査が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が求める是正及び是正改善の処置

国有財産台帳は、国有財産を適切に管理するための基本的な帳簿であり、これを基に毎年度作成される国有財産増減及び現在額総計算書が国有財産の現況を国会及び国民に対して明らかにするという性格を有するものとされていることから、適切に登録されることが重要である。

については、貴省において、新設等工事により取得した国有財産について台帳価格の登録が適切に行われるよう、次のとおり是正及び是正改善の処置を求める。

- ア 新設等工事により 19、20 両年度に取得した国有財産で国有財産台帳の価格が登録漏れとなっているものについては、速やかに登録価格を修正するとともに、18 年度以前に取得した国有財産についても、国有財産台帳に正確に価格が登録されているか調査の上、登録漏れ等があったときには速やかに登録価格を修正すること
- イ 国有財産台帳価格について、工事請負価格のうちの直接仮設費、間接工事費等の取扱いが明確になるよう、国立公園実施要領における施設目録の書式を改正するなどとともに、価格の登録が適正かつ確実にされるよう、各地方環境事務所、都道府県の関係部に周知徹底すること

- (2) 物品の管理等に当たり、帳簿の記録を物品の現況を反映した正確なものとするとともに、物品の亡失又は損傷等の報告を速やかに行うよう適宜の処置を要求し、物品の管理等が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名	一般会計 エネルギー対策特別会計(平成 18 年度以前は、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計)		
部局等	7 地方環境事務所、4 自然環境事務所等		
物品の概要	地方環境事務所等において国立公園の管理等のために使用する機械及び器具等の物品		
物品管理簿に記録された物品の数量及び価格	重要物品	324 個	5 億 4412 万余円(平成 20 年度末)
	一般備品	17,148 個	(平成 20 年度末)
管理等が適正に行われていない物品の数量及び価格	重要物品	6 個	531 万円
	一般備品	956 個	6972 万円
	計	962 個	7503 万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

地方環境事務所等における物品の管理等について

(平成 21 年 10 月 23 日付け 環境大臣あて)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

1 物品の管理等の概要

(1) 地方環境事務所等の概要

貴省は、自然環境対策、外来生物対策等について、地域の实情に応じた機動的できめ細やかな環境行政を展開するため、平成17年10月から全国に7地方環境事務所及び同事務所の管下に12自然環境事務所等を設置している。

そして、これら19事務所及びその管下の自然保護官事務所等は、環境行政の遂行に当たって必要な各種の物品を多数取得し使用して、業務を実施している。

(2) 国における物品の管理等

国の物品については、その適正かつ効率的な供用その他良好な管理を図るため、物品管理法(昭和31年法律第113号)、物品管理法施行令(昭和31年政令第339号)等において、各省各庁の長が物品の取得、保管、供用及び処分(以下「管理」という。)を行い、その管理に関する事務の委任を受けた当該各省各庁所属の職員等(以下「物品管理官」という。)が管理事務を行うこととされている。また、各省各庁の長は、必要があるときは、当該各省各庁所属の職員に、物品管理官の事務の一部を分掌させることができる(以下、物品管理官の事務の一部を分掌する職員を「分任物品管理官」といい、物品管理官と合わせて「物品管理官等」という。)こととされている。

物品管理官等は、物品管理簿を備えて、その管理する物品について、物品の分類、品目ごとに、物品の異動数量、現在高その他物品の異動に関する事項及びその他物品の管理上必要な事項を記録することとされており、取得価格が50万円以上の機械及び器具(以下「重要物品」という。)については、その価格も記録しなければならないこととされている。また、物品管理官等は、供用等の必要がない物品について、他の物品管理官等への管理換により適切な処理をすることができないときなどには、これらの物品について不用の決定を行い、売払い又は廃棄等することができることとされている。

そして、各省各庁の長は、定期的に、及び物品管理官等が交替する場合等は随時に、その所管に属する物品の管理について検査しなければならないこととされている。また、各省各庁の長は、その所管する物品を亡失又は損傷したときなどは、財務大臣及び本院に通知しなければならないこと、物品管理官等又は物品を使用する職員が故意又は重大な過失により物品を亡失又は損傷したときなどは、弁償の責めに任じなければならないこととされている。

また、各省各庁の長は、重要物品について、物品管理簿に基づいて、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在額の報告書を作成することとされており、この報告書に基づいた物品の現在額等は内閣から国会に報告されている。

(3) 貴省における物品の管理等

貴省は、環境省物品管理取扱規則(平成13年環境省訓令第28号。以下「規則」という。)により、前記19事務所のうち、7地方環境事務所の所長を物品管理官に、4自然環境事務所等(注2)以下、7地方環境事務所と合わせて「11事務所」という。)の所長を分任物品管理官にそれぞれ官職指定しており、これらの物品管理官等に物品管理官等が置かれていない自然環境事務所、自然保護官事務所等で使用する物品を含めて管理させている。

そして、貴省は、規則等により、原則として取得価格が5万円以上の物品(以下、このような物品のうち重要物品以外の物品を「一般備品」という。)を物品管理簿に記録して管理することとしている。また、物品管理官等は、物品を亡失又は損傷したときなどは、所定の手続を経て環境大臣に報告しなければならないこと、物品管理官等に対する定期検査は、毎年度末現在で行うことなどとされている。

(注1) 7 地方環境事務所 北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州各地方環境事務所

(注2) 4 自然環境事務所等 釧路、長野、那覇各自然環境事務所及び高松事務所

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴省は、17年10月の11事務所の設立に当たり、多数の物品の管理換を行っている。また、11事務所は、自然保護官等が国立公園の管理等のために野外に持ち出して使用する望遠鏡、双眼鏡、写真機、ビデオカメラ、パーソナルコンピュータ等(以下、これらを合わせて「光学機器等」という。)の物品を多数管理している。

そして、11事務所において、20年度末現在で物品管理簿に記録されている重要物品は324個、価格5億4412万余円、一般備品は17,148個となっている。この一般備品のうち光学機器等は2,165個(うち物品管理簿に価格が記録されるなどして価格が判明したもの1,525個、価格1億4672万余円)となっている。

そこで、本院は、正確性、合規性等の観点から、11事務所の設立に当たり物品の管理換が適切に行われているか、物品が適正に管理されているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、11事務所において物品管理簿と保有している重要物品及び一般備品とを突合するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のとおり、重要物品6個、価格531万余円、一般備品956個、価格6972万余円(価格が判明した693個分)、計962個、価格計7503万余円について、適切とは認められない事態が見受けられた。

ア 物品管理簿に記録されている物品の所在が確認できないもの

一般備品 232個、価格1254万余円(価格が判明した147個分)

これらは、地方環境事務所等の設立時に管理換を受けて物品管理簿に記録されている光学機器等の一般備品について、その所在が確認できない状態となっているものである。そして、これらについては、管理換に当たって物品管理簿と現品との照合が行われていないなどのために、所在が確認できない原因やその時期が不明となっている。

なお、物品管理官等は、これらの所在が確認できない物品について、後記ウの態様の物品とともに、環境大臣に亡失の報告を行い、環境大臣は財務大臣及び本院に亡失の通知をする必要がある。

イ 取得した物品や現に使用している物品が物品管理簿に記録されていないもの

重要物品 5個、価格337万余円

一般備品 720個、価格5683万余円(価格が判明した542個分)

これらは、11事務所の設立後に新たに購入したり、設立時に管理換を受けたりした重要物品や光学機器等の一般備品等について、物品管理簿への記録を失念したり忘れたりな

どしているもの、及び物品管理簿に記録されている一般備品について、物品管理簿の記録では現品の特定が困難であるとして、また、補完する帳簿等もないことなどから、その所在確認を十分行わないまま、現に使用している物品を廃棄したものとして記録しているものである。

ウ 物品を亡失又は損傷しているのに、環境大臣に報告しておらず、財務大臣及び本院への通知が行われていないなどのもの

重要物品 1個、価格 194 万余円

一般備品 4個、価格 33 万余円

これらは、重要物品を事故により損傷したり、光学機器等の一般備品を盗難又は紛失により亡失したりしているのに、環境大臣等に対する亡失又は損傷の報告等についての認識が十分でなく、同報告等を行っていないなどのものである。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例>

平成 18 年 6 月に、東北地方環境事務所管下の十和田自然保護官事務所の職員は、事故により重要物品である公用車 1 台(16 年 3 月取得、物品管理簿の価格 194 万余円)に損傷を与えていた。しかし、同地方環境事務所の物品管理官は、同年 7 月に同自然保護官事務所から事故の報告を受けたにもかかわらず、環境大臣に対して損傷の報告を行っていなかった。このため、環境大臣による財務大臣及び本院への損傷の通知や公用車を使用していた職員に対する弁償責任の有無の検討も行われていなかった。

なお、同地方環境事務所は、本件公用車について、物品管理簿の価格を上回る 249 万余円で修理を行っていた。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

上記のように、物品管理簿に記録されている物品の所在が確認できなかつたり、取得した物品や現に使用している物品が物品管理簿に記録されていなかったりして、物品の管理が適正を欠き、物品管理簿が物品の現況を反映した正確なものとなっていない事態、物品を亡失又は損傷しているのに、環境大臣に報告していないなどの事態は、物品管理法等に違反するものであり、適切とは認められず、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 11 事務所において

- (ア) 物品管理法等の定めるところに従い、物品の適正かつ効率的な供用その他良好な管理を図るという物品の管理等についての基本認識が欠けていること
- (イ) 物品を管理するために必要な事項を物品管理簿に記録したり、物品管理簿を補完する帳簿を作成したりなどしていないこと
- (ウ) 物品管理官等に対する定期検査等を適時適切に行っていないかつたり、自然保護官事務所等における物品の使用に対する監督が十分でなかつたりなど、内部牽制が十分機能していないこと

イ 本省において、物品の管理等の適正化に関する指導監督等が十分でないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

物品の管理等について、物品管理法等に基づき、適正かつ効率的な供用その他良好な管理を図ることは、物品を使用する職員等による不正使用等の未然防止、組織における適切かつ効率的な業務の遂行等にも資するものである。そして、貴省は、野外に持ち出して使用する光学機器等の物品を多数保有しており、物品の現況を的確に把握し、管理することがより重要となっている。また、物品管理簿は、物品の現在額等の状況を国会及び国民に明らかにするための基礎となる帳簿であり、正確に記録されることが重要である。

ついては、貴省において、11 事務所で管理する物品について、適正な管理等を行うよう、次のとおり、是正の処置を要求し、及び是正改善の処置を求める。

ア 本省において

- (ア) 地方環境事務所等における物品の亡失又は損傷等の状況を調査させて、環境大臣に報告が行われていないものについては、速やかに報告させ、財務大臣及び本院に通知すること
- (イ) 地方環境事務所等の職員に対して、物品の管理等についての基本認識や物品管理法等に定める手続について、マニュアル等を整備するなどして周知徹底するとともに、物品の管理等に関する指導監督等の充実を図ること

イ 11 事務所において

- (ア) 物品の現況を調査把握して、物品管理簿の記録の修正等所要の手続をとること
- (イ) 物品管理簿を補完する帳簿を作成するなどして、物品の管理体制の整備を図るとともに、物品管理官等に対する定期検査等を適切に行うなどして、内部牽制機能の向上を図ること

(3) 地方環境事務所等に導入した電子入札・開札システムについて、電子入札の実施を促進することにより有効活用を図るよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)環境本省 (項)環境本省 (項)環境政策基盤整備費
部 局 等	環境本省(契約・支出部局) 3 国民公園管理事務所、7 地方環境事務所、3 自然環境事務所、生物多様性センター、環境調査研修所、国立水俣病総合研究センター(システム導入部局)
電子入札・開札システムの概要	国民の利便性の向上等に資するとともに、国内外企業の入札参加機会の拡大等を図るため、インターネット技術を活用した入札・開札を行うシステム
電子入札の実施が低調となっている事務所等へのシステムの導入等に係る経費	(1) システムの導入経費 2276 万円(平成 16、17 両年度) (2) 機器の賃貸借等に係る経費 520 万円(平成 17 年度～20 年度)
	計 2797 万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

地方環境事務所等における電子入札・開札システムの活用について

(平成21年10月23日付け 環境大臣あて)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 電子入札・開札システムの概要

(1) 電子入札・開札システムの導入

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成12年法律第144号)に基づき内閣に設置された高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部は、国民の利便性の向上、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策について「e-Japan 重点計画-2002」を策定している。

各府省は、同計画に基づき、国内外企業の入札参加機会の拡大、競争性の向上、企業の負担軽減等を図るため、インターネット技術を活用した電子入札・開札を平成15年度までに導入することとされ、貴省は、16年3月に、電子入札・開札システム(以下「電子入札システム」という。)を環境本省に導入している。

そして、貴省は、3国民公園管理事務所^(注1)、7地方環境事務所^(注2)、6自然環境事務所等^(注3)(以下、これらを合わせて「事務所等」という。)計16事務所等において、17年度から20年度までの間に、順次、環境本省に導入した電子入札システムとの回線接続等を行うとともに、端末、プリンタ、カードリーダー等の機器を賃貸借契約により設置するなどして電子入札システムを導入している。

また、電子入札システムの運用支援を行うため、サポートデスク業務を委託により実施している。

そして、16事務所等への電子入札システムの導入に要した経費は、環境本省に導入した電子入札システムとの回線接続等に係る経費が16年度1375万余円、17年度901万余円、計2276万余円、16事務所等に配備した端末等の賃貸借及びサポートデスク業務の委託に係る経費が17年度から20年度までの計520万余円、合計2797万余円となっている。

(注1) 3国民公園管理事務所 皇居外苑、新宿御苑、京都御苑各管理事務所

(注2) 7地方環境事務所 北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州各地方環境事務所

(注3) 6自然環境事務所等 釧路、長野、那覇各自然環境事務所、生物多様性センター、環境調査研修所、国立水俣病総合研究センター

(2) 電子入札システムを活用した入札の概要

16事務所等においては、電子入札システムの整備により、入札に際して技術提案書等の入札金額以外の情報を提出する必要があるため電子入札システムが対応していない総合評価落札方式等によるものを除き、電子入札システムを活用した入札を実施することが可能となった。

そして、16事務所等の支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官である事務所長等が、当該調達案件は電子入札システムに対応している旨を入札公告等に明記するとと

もに、同案件を電子入札システムに登録することにより、入札参加者は電子入札システムを利用した応札が可能となる(以下、入札公告等への明記や調達案件の登録の手続を経て実施する入札を「電子入札」という)。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

事務所等において実際に電子入札システムを利用した応札が可能となるためには、上記の手続を経て電子入札を実施することが必要となる。

そこで、本院は、有効性等の観点から、電子入札の実施が可能な調達案件(以下「電子入札実施可能案件」という)について、実際に電子入札が実施され電子入札システムの導入目的が達成されているかなどに着眼して、環境本省及び16事務所等において、17年度から20年度までの入札公告等の書類により会計実地検査を行ったり、貴省に調査を求めて、その結果を確認するなどの方法により検査したりした。また、21年度について、6月までの電子入札の実施状況についても併せて検査した。

(検査の結果)

17年度から20年度までの電子入札の実施状況について検査したところ、環境本省においては、電子入札実施可能案件計1,833件のすべてについて、電子入札を実施していたが、16事務所等においては、電子入札実施可能案件の該当がなかった生物多様性センターを除く15事務所等で、電子入札実施率(電子入札実施可能案件のうち、電子入札を実施した案件の割合。以下同じ。)が10.2%(電子入札実施可能案件891件のうち、電子入札を実施した案件は91件)と著しく低調となっていた。

その内訳を示すと、次のとおりである。

ア 皇居外苑、京都御苑両管理事務所、北海道地方環境事務所、釧路、長野、那覇各自然環境事務所、環境調査研修所及び国立水俣病総合研究センターの計8事務所等は、すべての電子入札実施可能案件について全く電子入札を実施していなかった(表1参照)。

表1 8事務所等における電子入札実施可能案件の状況

事務所等名	区分	導入年月	電子入札実施可能案件(件)				
			平成17年度	18年度	19年度	20年度	計
皇居外苑管理事務所		17年4月	12	14	19	22	67
京都御苑管理事務所		17年4月	7	10	11	6	34
北海道地方環境事務所		18年3月	0	48	51	33	132
釧路自然環境事務所		20年12月	—	—	—	5	5
長野自然環境事務所		20年12月	—	—	—	7	7
那覇自然環境事務所		20年12月	—	—	—	11	11
環境調査研修所		20年12月	—	—	—	8	8
国立水俣病総合研究センター		20年12月	—	—	—	1	1

イ 新宿御苑管理事務所、関東、近畿、中国四国各地方環境事務所の計4事務所は、電子入札システムの導入当初は数件の電子入札を実施したものの、その後の電子入札実施可能案件については電子入札を実施していなかった(表2参照)。

表2 4事務所における電子入札の実施状況

事務所名	区分 導入年月	電子入札実施可能案件/電子入札実施案件(件)										電子入札実施率(%)
		平成17年度		18年度		19年度		20年度		計		
新宿御苑管理事務所	17年4月	8	0	15	2	15	0	9	0	47	2	4.3
関東地方環境事務所	18年3月	0	0	27	3	28	0	43	0	98	3	3.1
近畿地方環境事務所	18年3月	1	0	35	1	55	0	34	0	125	1	0.8
中国四国地方環境事務所	18年3月	4	0	45	1	34	0	24	0	107	1	0.9

ウ 東北、中部、九州各地方環境事務所の計3事務所は、一部電子入札を実施しているものの、その電子入札実施率は50%を下回っていて、低調となっていた(表3参照)。

表3 3事務所における電子入札の実施状況

事務所名	区分 導入年月	電子入札実施可能案件/電子入札実施案件(件)										電子入札実施率(%)
		平成17年度		18年度		19年度		20年度		計		
東北地方環境事務所	18年3月	1	0	34	10	28	14	29	15	92	39	42.4
中部地方環境事務所	18年3月	0	0	16	6	21	4	17	14	54	24	44.4
九州地方環境事務所	18年3月	0	0	34	0	40	13	29	8	103	21	20.4

そこで、15事務所等において電子入札実施率が著しく低調となっていた理由等についてみると、次のとおりであった。

すなわち、電子入札システムの導入当初に環境本省のシステムに接続できないなどの不具合が発生したため、入札事務担当者が電子入札システムの活用を敬遠したり、入札事務担当者がこの種の情報システムの操作に習熟していないため、不具合の原因がわからないまま電子入札システムの故障と判断したりして、電子入札を実施しないこととするなどしていた。

しかし、上記の不具合等の事態については、電子入札システムの運用支援を委託しているサポートデスクの支援を受けるなどすれば解決できる程度のものであり、15事務所等においてサポートデスクの支援を求めるなどしていれば電子入札システムの活用に支障はなかったと認められる。

上記の検査の結果を踏まえて、貴省は、21年3月に、事務所等に対して電子入札実施可能案件については原則として電子入札を実施するよう通知を発している。そこで、16事務所等の21年度における6月までの電子入札の実施状況について検査したところ、以下のとおり、依然として低調となっていた。

すなわち、9事務所等(皇居外苑、新宿御苑、京都御苑各管理事務所、北海道、中国四国両地方環境事務所、釧路、長野両自然環境事務所、生物多様性センター、環境調査研修所)は全く電子入札を実施しておらず、16事務所等全体での電子入札実施率は34.8%(電子入札実施可能案件141件のうち電子入札を実施した案件は49件)となっていた。

(是正改善を必要とする事態)

以上のように、16事務所等において、電子入札の実施が低調となっていて、電子入札システムの設置、運用等のために投下した資金がその投資効果を十分発現していない事態は適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、16 事務所等において、電子入札実施可能案件については電子入札を実施すべきであることの認識が十分でないこと、貴省において、契約事務に関する要領等(以下「要領等」という。)に電子入札実施可能案件についてはすべて電子入札を実施すべきことを明示していないこと、事務所等における入札事務担当者に対して電子入札システムの操作に関する指導等を十分行っていないこと、電子入札の実施状況を把握していないことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正改善の処置

貴省が16 事務所等に導入した電子入札システムは、実際に電子入札を実施して同システムを利用した応札の受付を可能とすることによって、初めて国民の利便性の向上等の目的に資することとなる。

については、貴省において、電子入札システムが有効に活用され、同システムに対する投資効果が発現するよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 電子入札実施可能案件についてはすべて電子入札を実施すべき旨を要領等において明確にすること
- イ 16 事務所等に対して電子入札の目的・意義を周知するとともに、電子入札システムの操作方法等を指導すること
- ウ 16 事務所等における電子入札の実施状況を定期的に把握して、電子入札システムの活用の促進を図ること

平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の実施について

(平成19年度決算検査報告693ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

環境省は、市町村が浄化槽設置整備事業又は浄化槽市町村整備推進事業を行った場合に、国庫補助金等を交付している。これらの事業について、設置された浄化槽が使用されておらずその効果が発現していない事態、設置された浄化槽が法定検査を受検しておらず適正に設置及び維持管理されているか確認ができていない事態等が見受けられた。

したがって、環境省において、地方公共団体に対して、設置した浄化槽の効果を早急に発現させるとともに浄化槽が適正に維持管理されているか確認するよう技術的助言を行い、併せて、浄化槽の使用開始期限等を事業実施要綱等に明記するほか、法定検査を受検しているか確認する体制を市町村が整備するよう指導するなどの処置を講ずるよう、環境大臣に対して平成20年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、環境本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、環境省は、本院指摘の趣旨に沿い、21年5月に都道府県等の担当者会議を開催するなどして、地方公共団体に対して、浄化槽が使用されていない事態及び適正に維持

管理されているか確認ができていない事態の解消に向けた技術的助言を行うとともに、同年1月に事業実施要綱を改正して、浄化槽の使用開始期限を設置後1年以内とすることなどを明記したほか、都道府県が保有している法定検査の情報を市町村に提供して受検状況を確認できる体制をとるよう指導する処置を講じていた。

(2) エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における剰余金について

(平成19年度決算検査報告698ページ参照)

(425ページの経済産業省の項に掲記)

第14 防 衛 省

不 当 事 項

不 正 行 為

(566) 職員の不正行為による損害が生じたもの

第3章
第1節
第14
防衛省

所管、会計名及び科目	防衛省所管 一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛本省 〔平成18年度は、 防衛省所管 一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛本庁 平成17年度は、 内閣府所管 一般会計 (組織)防衛本庁 (項)防衛本庁〕
部 局 等	航空幕僚監部(資金前渡官吏の指定及び派遣元部局)
不正行為期間	平成17年12月～19年9月
損害金の種類	前渡資金
損 害 額	29,523,857 円(257,303.94 米ドル)

本院は、航空幕僚監部が米国に派遣している資金前渡官吏の不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく防衛大臣からの報告及び会計法(昭和22年法律第35号)第42条の規定に基づく同大臣からの通知を受けるとともに、航空幕僚監部及び米国の当該資金前渡官吏の事務所において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、上記の資金前渡官吏である自衛官村田某が、米国で米軍等による委託教育を受ける自衛隊員等が立替払した食費、宿泊費等の経費を前渡資金で支弁するなどの事務に従事中、平成17年12月から19年9月までの間に、米国で開設した自己名義の公金口座で管理していた前渡資金計257,303.94米ドル(邦貨換算額29,523,857円)を、インターネットによるオンライン手続を利用して、同自衛官の個人口座に振り替えて領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額は、21年9月末現在で補てんが全くされていない。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) アウトソーシング契約の実施に当たり、競争性及び透明性を確保するため一般競争契約への移行等を推進するとともに、標準資料や実例等の適用を十分考慮するなどして、予定価格の積算を経済的なものとするよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛本省共通費 (項)武器車両等整備費 (項)航空機整備費 (項)艦船整備費 (項)人材確保育成費
---------	--

	〔平成19年度は、	(項)防衛本省
		(項)装備品等整備諸費
	〔平成20年度国庫債務負担行為	(組織)防衛本省 (事項)武器車両等整備
		(事項)航空機整備
部 局 等	海上幕僚監部、11部隊等	
契約の概要	契約相手方の事務員等に経理事務等の一部を行わせるもの	
契約の相手方	4会社	
検査対象とした契約件数及び契約金額	805件 15億7489万余円(平成19、20両年度)	
上記に係る積算額	15億8850万余円	
低減できた積算額	1億5740万円(平成19、20両年度)	
公募から一般競争契約に移行することが適切であると認められた契約件数及び契約金額	351件 5億2513万円(背景金額)(平成19、20両年度)	

【是正改善の処置を求めたものの全文】

アウトソーシング契約の契約方式及び予定価格の積算について

(平成21年10月30日付け 防衛省海上幕僚長あて)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 アウトソーシング契約、国の契約方式等の概要

(1) アウトソーシング契約

貴自衛隊は、今後の行政改革の方針(平成16年閣議決定)等により、各府省共通業務のほか、各府省固有事務・事業についても、民間への委託(以下「アウトソーシング」という。また、民間との業務委託契約を「アウトソーシング契約」という。)を積極的に推進して、行政の効率化を図ることとされたことなどを受けて、装備品等の修理、点検、整備等の業務についてアウトソーシングを推進している。さらに、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)の規定により、自衛官の人員数についても平成18年度から22年度までの5年間において、行政機関の職員の例に準じて純減させることとされていることから、アウトソーシング契約は今後も増加することが見込まれる。

(2) 国の契約方式等

国が行う契約の方式は、会計法(昭和22年法律第35号)等によれば、一般競争契約、指名競争契約及び随意契約の三方式があり、このうち機会の均等、公正性の保持及び予算の効率的使用の面から一般競争契約が原則とされている。

また、公共調達に適正化について(平成18年財計第2017号財務大臣から各省各庁の長あて通知)では、従来、競争性のない随意契約を行うこととしてきたものについて、行政補助的な業務に係る役務等の契約については、原則として一般競争入札に移行させること、特殊な技術、設備等を有する者が1者しかないとしているものなどについても、公募等を行うことにより競争性及び透明性を確保することとされている。

(3) 予定価格の積算方法

貴自衛隊における予定価格は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等の会計法令のほか、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第35号。以下「訓令」という。)等により、調達要求書、仕様書等、契約方式その他の契約条件に基づいて積算することとなっている。また、予定価格の積算方式は、原則として市場価格方式によるものとし、これにより難しい場合には原価計算方式によることとなっている。

そして、訓令によれば、予定価格の積算は次の方法により行うこととなっている。

- (ア) 市販の積算参考資料等、適当と認められる標準資料がある場合は、適当と認められる数値を適用して算定する。
- (イ) 適当と認められる標準資料がない場合は、見積資料の提出を求めるなどして当該資料に基づき適当と認められる数値を適用して算定することができる。
- (ウ) 前年度等に調達の実例がある場合は、その実例に基づいて標準資料又は見積資料に基づく数値を補正する方法により、算定することができる。

また、原価計算方式による場合は、会社等の加工費、直接材料費及び直接経費を積み上げた製造原価に適正利益等を付加するなどして積算することとなっている。

このうち、加工費については、見積資料に基づく数値等により決定した工数(作業時間)に作業時間当たり労務単価等(以下「時間単価」という。)を乗ずるなどして、契約ごとに算定することとなっている。また、契約実績の多い会社等については、各会社の労務費等を基にした固有の時間単価をあらかじめ貴自衛隊において算定することとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

貴自衛隊は、装備品等の修理、点検、整備等の業務に加え、これまで自衛官等が行ってきた経理事務や厚生業務等についてもアウトソーシング契約によることとするなど、アウトソーシングを拡大している。また、行政補助的な業務に係る役務等の契約については、原則として一般競争契約に移行することとされている。

そこで、本院は、法規性、経済性等の観点から、アウトソーシング契約の一般競争契約への移行は十分なものとなっているか、また、その予定価格の積算は実態を踏まえたものとなっているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

本院は、11部隊等^(注1)において会計実地検査を行った。そして、11部隊等が19、20両年度に締結したアウトソーシング契約のうち、契約相手方の事務員等に経理事務等の一部を行わせる契約を多数締結している4会社との間の契約805件(契約金額計15億7489万余円、積算額計15億8850万余円)を対象として、契約書、予定価格の積算内訳書、作業内容を記録した書類等により検査した。また、契約相手方である4会社において、決算書等の関係帳簿等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 11部隊等 横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊各地方総監部、東京業務隊、補給本部、艦船、航空両補給処、八戸、那覇両航空基地隊

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) アウトソーシング契約の一般競争契約への移行状況

前記 805 件の契約に係る入札等の実施状況をみると、一般競争入札を実施したものは 51 件(6.3%、契約金額計 1 億 9659 万余円)と件数、金額ともに少なく、公募を実施したものは 538 件(66.8%、契約金額計 12 億 3069 万余円)と過半を占めていた(表 1 参照)。

表 1 入札等の実施状況 (単位：件、千円、%)

区分 年度	一般競争入札		指名競争入札		公 募		そ の 他		計	
	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額
平成 19	(3.6) 15	(4.6) 34,451	(0.2) 1	(0.1) 1,036	(50.1) 204	(78.0) 575,535	(45.9) 187	(17.1) 126,530	(100) 407	(100) 737,553
20	(9.0) 36	(19.3) 162,147	(—) —	(—) —	(83.9) 334	(78.2) 655,156	(7.0) 28	(2.3) 20,035	(100) 398	(100) 837,338
計	(6.3) 51	(12.4) 196,598	(0.1) 1	(0.0) 1,036	(66.8) 538	(78.1) 1,230,691	(26.7) 215	(9.3) 146,565	(100) 805	(100) 1,574,891

注(1) その他は、契約に係る予定価格が少額であるため随意契約によったもの(少額随契)等である。

注(2) 小数点第 2 位以下を切り捨てているため、合計が一致しない。

公募を実施した 538 件の実施状況をみると、このうち 163 件の業務内容は、一般競争入札を実施していた上記の 51 件と同種の経理及び契約の業務補助や造修記録簿の整理、記帳等であった。また、188 件は、書類の受付、整理、データの作成等の行政補助的な業務であり、いずれも特殊な技術、設備等を必ずしも必要としないものであった。

したがって、公募を実施した 538 件のうち上記の契約計 351 件(契約金額計 5 億 2513 万余円)は、いずれも一般競争契約に移行することが適切であると認められた。

また、公募を実施する際の公募要項や仕様書等の内容についてみると、その業務内容は行政補助的な業務であるにもかかわらず特殊な技術、設備等を応募条件としているものなどが多数見受けられた。そして、公募を実施していた 538 件は、すべて応募者が 1 者となっていた。

これらのことから、アウトソーシング契約における競争性及び透明性の確保は一般競争契約への移行を含め十分図られているとは認められない状況となっていた。

<事例 1>

呉地方総監部は、平成 19、20 両年度に、調達要求書の受付、契約データ入力等の契約関係事務の一部を補助させる契約 3 件(契約金額計 2034 万余円)を公募による随意契約により A 社と締結していた。そして、公募の実施に当たっては、業務に使用する部隊経理システムの操作等のため、専門知識及び経験を有する専任者を従事させることなどを条件としていた。

しかし、これらの業務は行政補助的な業務であって、特殊な技術、設備等を必要とするものではなく、一般競争契約に移行することが適切であると認められる。

なお、佐世保地方総監部は、19、20 両年度に、上記事例の呉地方総監部と同様の部隊

経理システムを使用する契約事務等の補助に係る契約をB社と締結しているが、専門知識や経験等を有していなくても業務を行うことは可能であると判断して、これらを条件とすることなく一般競争入札を実施していた。

(2) アウトソーシング契約の予定価格の積算

ア 標準資料の適用状況

訓令では、前記のとおり、適当と認められる標準資料がある場合には、これを適用して予定価格を積算することとなっている。前記805件の契約についてみると、4会社のうち3会社については会社別に固有の時間単価を算定していて、3会社が契約の相手方となっている770件のうち763件がこれを適用して積算していた(表2参照)。

表2 予定価格の積算方法 (単位：件、千円)

区分	標準資料適用		固有の時間単価適用		見積資料適用		実例単価適用		計	
	件数	積算額	件数	積算額	件数	積算額	件数	積算額	件数	積算額
3会社	3	3,194	763	1,293,452	1	997	3	20,041	770	1,317,684
1会社	4	15,204	—	—	21	73,294	10	182,325	35	270,823
計	7	18,398	763	1,293,452	22	74,291	13	202,366	805	1,588,508

(注) 「見積資料適用」は参考見積書を基に単価を決定しているもので、「実例単価適用」は前年度や他部隊等の実例を基に単価を決定しているものである。

しかし、書類の受付、整理等の行政補助的な業務や特殊な技術、設備等を必要としない業務等は、契約の相手方を特定したり、限定したりする必要がないことから、固有の時間単価を適用して予定価格を積算することは適切ではなく、訓令に基づき標準資料を適用して予定価格を積算すべきであると認められる。

そして、前記763件の契約のうち、行政補助的な業務や特殊な技術、設備等を必要としない業務であって、標準資料を適用して積算することにより経済的な積算ができたと認められる契約が、471件(積算額計6億2530万余円)あった。

<事例2>

(注2)

3部隊等は、平成19年度に宿舎の入退去等に関する業務に係る契約3件(契約金額計846万余円)をいずれもA社と締結しており、その予定価格の積算に当たっては、A社の固有の時間単価を適用していた。

しかし、この業務は、行政補助的な業務であり、特殊な技術、設備等を必要とするものではなく、標準資料を適用して予定価格を積算すべきであった。

なお、舞鶴地方総監部は、同年度に上記事例の3部隊等と同様の契約をA社と締結しているが、行政補助的な業務であるなどと判断して、市販の積算参考資料に掲載されている単価を参考にして積算していた。

(注2) 3部隊等 佐世保地方総監部、航空補給処、那覇航空基地隊

イ 実例単価の適用状況

前記805件の契約についてみると、予定価格の積算に当たり、前年度や他部隊等の実例単価を十分に考慮することなく参考見積書記載の単価をそのまま適用していたり、固有の時間単価を適用していたりしている契約が123件(積算額計2億2797万余円)あった。

<事例3>

艦船補給処は、平成19、20両年度に、会計データ作成業務等に係る契約6件(契約金額計747万余円)を公募による随意契約によりいずれもA社と締結していた。

同補給処は、18年度にも同様の契約をA社、B社及びC社との見積合わせを行った上で予定価格が少額であることによる随意契約によりA社と締結しており、その予定価格は、3会社のうち最も安価なB社の固有の時間単価を適用して積算していた。

しかし、翌19年度の予定価格の積算に当たり、同補給処は、上記の18年度にA社と締結した契約に係る実例単価(税込約2,150円)を考慮することなく、A社の19年度の固有の時間単価を適用して予定価格を決定していた。このため、19年度の予定価格の積算に適用した単価は、18年度の実例を考慮した単価に比べて1,000円以上高くなっており、20年度についても同様の事態となっていた。

ウ 作業実績の反映状況

部隊等において経理事務等の一部を行わせるアウトソーシング契約は、契約相手方の事務員等が提供する業務量に応じた対価を支払うものであることから、予定価格の積算に当たっては業務に必要な工数を適切に見込んで計算する必要がある。このため、工数が記録された作業報告書等を提出させてその実績を確認するとともに、次回の予定価格の積算に反映させる必要がある。

しかし、前記805件の契約のうち、仕様書において作業報告書等の提出を求めている契約360件について作業報告書等により検査したところ、実績工数が積算工数を1割から2割程度下回っている契約が18件(積算額計3422万余円)あった。

また、805件の契約のうち、仕様書において作業報告書等の提出を求めていなかった契約445件について4会社の関係帳簿等により検査したところ、上記と同様に実績工数が積算工数を1割から2割程度下回っている契約が15件(積算額計2158万余円)あった。

以上のとおり、19、20両年度のアウトソーシング契約805件に係る予定価格の積算について、標準資料や実例単価を適用したり、作業の実績を反映させたりして修正計算すると、積算額は計14億3102万余円となり、前記の積算額計15億8850万余円と比べて計約1億5740万円低減できたと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

前記のとおり、アウトソーシング契約について、一般競争契約への移行や競争性及び透明性の確保が十分に図られていない事態や、予定価格の積算に当たり、標準資料や実例等を適用することについての検討が十分でなかったり、作業の実績を工数の算定に反映していなかったりしている事態は適切とは認められず、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 海上幕僚監部において、部隊等に対して、より積極的に一般競争契約に移行することなど競争性を確保するための方策を講ずることについての指導が十分でないこと、予定価格の積算に当たり、標準資料、実例等の適用及び作業実績を工数の算定に反映させることなどについての指導が十分でないこと

イ 部隊等において、契約方式の決定に当たり、一般競争契約への移行や入札条件、応募条件等についての検討が十分でないこと、予定価格の積算に当たり、標準資料、実例等を適用することについての認識が十分でなく、作業実績の確認が十分でないこと

3 本院が求める是正改善の処置

貴自衛隊において、アウトソーシング契約の契約方式及び予定価格の積算を適切なものとするため、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 一般競争契約への移行について

(ア) 海上幕僚監部において、公共調達に適正化の趣旨に従い、競争性及び透明性を確保するために一般競争契約を一層推進するように部隊等に対して指導するとともに、公募等を行っている契約について、その契約内容等を再度検討するなどして、積極的に一般競争契約に移行するよう指導すること

(イ) 部隊等において、契約方式の決定に当たり、一般競争契約を積極的に導入するとともに、競争性及び透明性を確保するために、入札条件、応募条件等が必要以上に制限的なものとならないよう十分検討すること

イ 予定価格の積算について

(ア) 海上幕僚監部において、訓令等の規定を遵守するなどして予定価格の積算を適切なものとするよう部隊等に対して指導すること

(イ) 部隊等において、予定価格の積算に当たり、標準資料や実例等の適用を十分考慮するとともに、作業報告書を提出させるなどして作業実績を確認し、その実績を積算に反映させること

(2) 有料道路損失補償額の支払について、駐留軍が使用した通行証が「公の目的」のために使用されたものであることなどを確認するため、当該通行証の記載事項を適切に調査、確認するなどの体制を整備するよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛施設安定運用関連諸費
部 局 等	内部部局、9 地方防衛局等
有料道路損失補償の概要	駐留軍の軍用車両に係る有料道路の通行料金を徴収できないことにより有料道路事業者が受ける損失を補償するもの
有料道路損失補償額	8 億 6203 万余円(平成 20 年度)
上記のうち普通車に係る補償額	4 億 4171 万円(背景金額)

【改善の処置を要求したものの全文】

有料道路損失補償額の支払について

(平成 21 年 10 月 23 日付け 防衛大臣あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 有料道路損失補償額の支払の概要

(1) 有料道路損失補償の概要

我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊(以下「駐留軍」という。)は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」(昭和35年条約第7号。以下「地位協定」という。)第5条第2項の規定に基づき、その軍用車両により、駐留軍が使用している施設及び区域に出入り並びにこれらのもの間を移動することができ、その際、道路使用料が課されないこととされている。これにより有料道路事業者(以下「事業者」という。)は、駐留軍からは有料道路の通行料金を徴収できないことから、貴省は、「有料道路の損失の補償に関する訓令」(平成19年防衛省訓令第83号)に従って、事業者の申請によりその通行料金相当額を補償している。

(2) 損失補償の手続等

事業者に対する損失補償は、次のような手続により行われている。

- ① 駐留軍は、軍用車両の運転者に対して、我が国とアメリカ合衆国(以下「米国」という。)との間で合意された「軍用車両有料道路通行証明書」(以下「通行証」という。)を発行し、運転者は、有料道路の料金所を通過する都度、通行証を1枚提出する。
- ② 事業者は、通行証により車種別(普通車及び大型車等)の台数及び通行料金を四半期ごとに集計するなどして算定した額(以下、この額を「補償額」という。)について、9防衛局等^(注1)(以下「地方防衛局等」という。)に対して有料道路損失補償申請書に通行証等を添えて申請する。
- ③ 地方防衛局等は、有料道路損失補償申請書及び通行証等の内容を調査の上、補償額を決定し、その補償額に係る損失補償契約を締結して、事業者に対して補償額を支払う。
そして、地方防衛局等では、平成20年1月から12月までの間に駐留軍が使用した有料道路に係る補償額として、20年度に、49事業者、損失補償契約180件に関して970,462台分計8億6203万余円を支払っている。

(注1) 9防衛局等 北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局、東海防衛支局

(3) 通行証の記載事項等

駐留軍は、前記の合意に基づき、「在日米軍司令部書式19EJ(軍用車両有料道路通行証明書)の配布と使用について」(2004年4月5日付在日米軍司令部規則31-205別添8)を定めており、これによると、通行証は私有車両に用いるものではないこと、通行証を発行するに当たっては、車種、運転者の氏名、車両番号、発行日、施設・区域所在地、発行責任者の署名及び官職を使用前に記入すること、記入する際に運転者と発行責任者は、同一人物であってはならないことなどとしている。そして、駐留軍の各部隊では、通行証の整理番号、車両の目的地等を記載した記録簿を作成し、保存することとしている。

(4) 軍用車両について

貴省は、軍用車両の定義を駐留軍の公務のために使用される車両であるとし、公務とは、駐留軍の指揮命令下にあるというのではなく、地位協定第5条第1項に規定する「公の目的」、すなわち、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与すること」という駐留軍の目的であるとしている。

そして、駐留軍は、駐留軍が公認し、かつ、規制する諸機関(以下「諸機関」という。)を駐留軍が使用している施設及び区域に設置していて、諸機関は、自らの収益により、駐留

軍の構成員及び軍属並びにその家族(以下「駐留軍の構成員等」という。)^(注2)に対して、福利厚生活動を行っている。その福利厚生活動として10飛行場等では諸機関が直接レンタカー業務を実施しており、その業務で使用されている車両(以下「レンタカー」という。)についても、個人的なレジャーや観光等、「公の目的」に当たらない場合を除き、軍用車両として通行証が発行されることがあるとしている。

(注2) 10飛行場等 三沢飛行場、赤坂プレスセンター、横田飛行場、根岸住宅地区、キャンプ座間、厚木海軍飛行場、横須賀海軍施設、呉第六突堤、岩国飛行場及び佐世保海軍施設

(5) 有料道路の使用をめぐる国会等の議論について

駐留軍による通行証の使用について、国会等において様々な議論がなされ、特にレンタカーにおいて通行証が使用されていることが取り上げられた。その発端となったのは、横田飛行場における諸機関のホームページにおいて、ここでレンタルすれば、多くの場合、車のレンタル料金と同じほどかかる日本国のほとんどの高速料金を払わずに済む旨の記述があったことによる。なお、この記述については、その後、削除されているものの、岩国飛行場における諸機関のホームページでは、21年8月現在において、レンタル料金には高速道路無料通行券が含まれており、それがあれば日本国中どこへでも行ける旨の記述が掲載されている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性等の観点から、貴省の有料道路損失補償額の支払は適正なものとなっているかなどに着眼し、19年に有料道路を使用した駐留軍の車両のうち普通車がその6割を占めていることから、貴省及び地方防衛局等において、20年に有料道路を使用している普通車645,651台、これらの車両が使用している有料道路の通行料金に対する補償額4億4171万余円を対象として会計実地検査を行った。

検査に当たっては、19年の普通車における通行証の使用実績が8月に最も多いことなどから、20年8月に使用された通行証を中心に、18,440枚、補償額2126万余円を抽出して分析を行った。

(検査の結果)

(1) 通行証の記載に不備があるもの

抽出した通行証18,440枚のうち、我が国と米国との間で合意された通行証の必要事項が記載されていないものが、1,512枚、補償額1,890,561円見受けられた。これは、抽出した通行証における枚数の8.19%、補償額の8.89%に相当する。これらの主な内訳は、①発行責任者の署名又は官職のいずれかが記載されていないものが372枚(補償額346,495円)、このうち、いずれも記載されていないものが60枚(同42,571円)、②車両番号が記載されていないものが202枚(同365,562円)となっていた。

また、発行責任者の署名及び官職については、記載はあるものの判読できないものや運転者と発行責任者とが同一氏名であるものも多数見受けられた。

しかし、地方防衛局等は、これらの通行証の記載事項の不備について確認を行わず、また、駐留軍に対する事実確認の照会等の調査を実施しないまま、補償額を事業者に支払っていて、適切を欠いた事態となっている。

上記の必要事項が記載されていない通行証のうち、北関東防衛局管内で使用され、車種、運転者の氏名、車両番号及び発行日の4事項が記載されていないものについて、貴省を通じて、駐留軍に対し、通行証を発行した経緯について、記録簿を提出の上説明するよう協力を依頼した。

これに対して、在日米軍司令部から「通行証への記載は運転者が行うこととしているが、本件は必要事項を記入することなく通行証を提出していたものであり、当該通行証は、横田飛行場所在の部隊において、公務のために横田飛行場からキャンプ座間へ赴く者に対して発行されたものである。なお、記録簿には、目的地にキャンプ座間と記載されていた。」との回答があった。

しかし、当該通行証は、記録簿に記載されている車両の目的地であるキャンプ座間と異なる東関東自動車道の習志野本線料金所と新空港自動車道の新空港料金所との区間で使用されていた。

また、運転者と発行責任者が同一氏名で、必要記載事項である発行責任者の官職が記載されておらず、かつ、車種及び車両番号が二線で訂正されている通行証に係る記録簿の提出の協力を依頼して、確認したところ、記録簿に記入するとされている車両の目的地が記載されていなかった。

このように、駐留軍の記録簿と通行証の実際の使用状況に差異が生じていると認められることから、更に通行証の記載に不備があるものなど140枚を抽出し、貴省を通じて、駐留軍に記録簿の提出の協力を依頼しているが、駐留軍からの協力が得られていない状況である。

以上のように、抽出した通行証では、必要事項が記載されていない割合が枚数で8.19%、補償額で8.89%見受けられ、その抽出結果から得られた割合に基づき、普通車全体(645,651台、補償額4億4171万余円)について必要事項が記載されていない通行証の枚数、補償額を推計すると、約52,900枚、約3920万円となる。

(2) レンタカーで通行証を使用しているもの

レンタカーによる通行証の使用については、前記のとおり、横田飛行場の諸機関におけるホームページでの記述内容を発端として国会等で議論がなされた。

そこで、本院は、貴省から駐留軍の諸機関がレンタカー業務で使用している車両番号を入手して、通行証に記載されている車両番号と対照したところ、抽出した通行証18,440枚のうち、駐留軍の構成員等が利用しているレンタカーで使用されている通行証は5,149枚(補償額10,631,627円。抽出した通行証における枚数の27.9%、補償額の49.9%)であった。

この中には、前記(1)で必要事項が記載されていない通行証1,512枚のうち566枚が含まれており、レンタカーで使用されている通行証5,149枚の10.9%となっていた。一方、レンタカー以外で使用されている通行証で必要事項が記載されていないものは7.1%となっており、レンタカーにおいて必要事項が記載されていない通行証の割合の方が高くなっていた。

そして、レンタカーで使用された通行証5,149枚を曜日別についてみると、土曜日に使用されているものが978枚、日曜日に使用されているものが796枚、米国の祝日に使用されているものが243枚あり、抽出した通行証のうち平日に使用されている割合(23.8%)に

対して、土曜日、日曜日及び米国の祝日に使用されている割合(土曜日 40.0%、日曜日 42.7%、米国の祝日 81.2%)が高くなっていった。また、通行料金 4,000 円以上の高額の間(往復すればレンタル料金を超える区間)において使用されている通行証についてみると、1,156 枚のうち、レンタカーで使用されている通行証 895 枚の割合(77.4%)は、抽出した通行証 18,440 枚のうちレンタカーで使用されている通行証 5,149 枚の割合(27.9%)に比べて高くなっていった。

これらレンタカーで使用されている通行証の中には、米国の祝日に通行証を使用し、交通事故を起こしたが、駐留軍は、軍の指揮命令下にあるという意味での公務中の交通事故としては認めていなかったり、同一人物が運転する同一のレンタカーにおいて、土曜日及び日曜日等を利用して、東京都の八王子本線料金所から京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県内の各有料道路を經由して、同料金所に戻る間に 11 枚の通行証が使用されていたりしたなどがあった。

しかし、貴省は、レンタカーによる有料道路の使用について、駐留軍の通行証の発行をもって、一律に軍用車両であるとして取り扱っていて、駐留軍に対して調査を十分行っていないかった。このため、本院は、貴省を通じて、駐留軍に対して、レンタカーに係る通行証の発行状況等について、諸機関から直接説明を受けることを依頼したが、駐留軍からの協力は得られておらず、使用が「公の目的」に限定されているかを確認することができなかった。

(改善を必要とする事態)

以上のように、本院が検査した通行証において、発行責任者の署名及び官職等の必要事項が記載されていなかったり、レンタカーで休日等に使用されていたりしているのに、記載状況の確認や、駐留軍に対する事実確認の照会等の調査が十分行われず、「公の目的」のために使用されたものであることなどが確認されないまま補償額が支払われている事態は、適切ではなく改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省又は地方防衛局等において、次のことによると認められる。

- ア 事業者から提出を受けた通行証について、その記載に漏れはないか、発行責任者は適切かなどの確認を行っていないこと
- イ 発行責任者の署名又は官職等が記載されていない通行証やレンタカーで休日等に使用している通行証など、その使用目的に疑義があると思料されるものについて、駐留軍の通行証の発行をもって、一律に軍用車両として、駐留軍に対する必要な調査を十分行っていないこと

3 本院が要求する改善の処置

貴省又は地方防衛局等においては、今後とも駐留軍による有料道路の使用について、地位協定等に基づき、事業者に対して我が国負担により補償額を支払うこととしている。ついては、貴省において、通行証が適切に使用されるよう次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 通行証の記載状況について、記載漏れはないか、発行責任者は適切かなどを十分確認すること

イ 発行責任者の署名又は官職等が記載されていない通行証やレンタカーで休日等に使用している通行証など、その使用目的に疑義のあるものについて、「公の目的」のために使用されていることを確認するなどのため、駐留軍から記録簿の提出を受けることなどができるよう駐留軍側と調整を図り、調査体制を整備すること

(3) 装備品等の不具合調査及び瑕疵処理を行うに当たり、瑕疵担保期間内にある在庫品等を優先して行うこととする体制を整備するなどして、装備品等の効率的な管理運用を図るよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費 (項)航空機整備費 〔平成 19 年度は、(項)武器車両等購入費〕 (項)装備品等整備諸費〕
部 局 等	航空幕僚監部(物品管理の総括部局) 航空自衛隊補給本部(物品補給事務の総合調整部局) 航空自衛隊第2補給処、第3補給処、第4補給処(装備品等の保管、補給等担任部局)
不具合調査の概要	不具合通報の送付を受けた補給処の分任物品管理官が、必要に応じて不具合が生じた品目の在庫品等を対象として不具合の有無について実施する調査
瑕疵処理の概要	報告された不具合の内容が、調達した装備品等の瑕疵であり、当該装備品等の瑕疵担保期間内の場合に、契約の相手方に対して行う当該瑕疵の修補等の請求
的確に不具合調査が実施されていないため、瑕疵処理が行えなかった装備品等の価格	1 億 3688 万円(平成 20 年度末)

【改善の処置を要求したものの全文】

調達した装備品等の不具合調査及び瑕疵処理について

(平成 21 年 10 月 30 日付け 防衛省航空幕僚長あて)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 不具合調査及び瑕疵処理の概要

貴自衛隊は、武器、通信機器等の装備品や航空機の修理用部品等(以下「装備品等」という。)を、装備施設本部に対して調達要求することにより取得したり、自らも調達したりしており、これらに係る支出済額は平成 19 年度で 4731 億余円、20 年度で 5139 億余円となっている。そして、貴自衛隊補給本部の管理監督の下、第 1 から第 4 までの 4 補給処(以下「各補

給処」という。)が、それぞれ定められた品目の装備品等の調達、保管、補給及び整備を担任している。

装備品等の調達に当たっては、契約担当官等は、調達品等に係る監督及び検査に関する訓令(昭和44年防衛庁訓令第27号)等に基づき、製造等の過程において、必要に応じて実施される監督、装備品等を納地に送付するに先立ち必要に応じて実施される完成検査及び装備品等の受領に際して実施される受領検査(以下、これらを合わせて「監督及び検査」という。)を行うこととされている。調達した装備品等は、契約により納地として指定した部隊又は官給先である契約会社の工場等(以下、これらを合わせて「部隊等」という。)に直接納入されたり、各補給処に納入されて在庫品となった後、補給請求等に基づき部隊等に管理換されたりしている。

一方、こうして調達された装備品等に不具合のある場合があるが、装備品等の不具合は、監督及び検査ですべてを発見することは困難であり、装備品等を管理換された部隊等で発見されることも多数ある。

部隊等において、保有する装備品等に機能不良や装着不能等の不具合事項を発見したときは、当該部隊の分任物品管理官等は、航空自衛隊物品管理補給規則(昭和43年航空自衛隊達第35号)、航空自衛隊物品管理補給手続等(以下、これらを合わせて「補給規則等」という。)の規定に基づき、当該装備品等の数量や不具合事項等を記録した不具合通報(以下「通報」という。)を作成して、当該装備品等を担任する各補給処の分任物品管理官にできる限り速やかに送付することとされている。そして、その不具合の内容が、装備品等が仕様書等で要求されている一定の品質、性能又は通常有すべき品質、性能を欠いていたり、数量が不足したりしている瑕疵であり、かつ、その不具合を発見した日が、装備品等の納入の日から契約条項で定められた一定の期間(以下「瑕疵担保期間」という。)内の場合には、通報の送付を受けた各補給処の分任物品管理官は、瑕疵担保期間内に不具合が発見されたことを通知する異状報告書に通報を添付して調達部局に送付し、当該調達部局は、契約条項に基づき、契約の相手方に当該瑕疵の修補等の請求(以下、これらの一連の処理を「瑕疵処理」という。)をすることとしている。

各補給処の分任物品管理官は、補給規則等及び各補給処がそれぞれ定めた通報の処理等に関する達に基づき、送付を受けた通報の内容を審査し、必要に応じて不具合が生じた品目の在庫品等を対象として、当該通報と同種の不具合の有無についての調査(以下「不具合調査」という。)等を行うこととしている。

ただし、どのような場合に不具合調査を実施するのかということやその対象範囲、各補給処に検査器材等がない場合の処理方法等について、各補給処に共通の具体的な処理基準は定められていない。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

本院は、貴自衛隊が管理運用する装備品等の不具合調査及び瑕疵処理について、経済性、効率性等の観点から、各補給処が通報の送付を受けた際に的確に不具合調査を実施して同種の不具合を発見するなどし、瑕疵処理を行っているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

貴自衛隊航空幕僚監部、補給本部、各補給処及び11部隊等において、通報等^(注)の書類により不具合が報告された装備品等の処理状況や不具合調査の実施状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

各補給処が19年度及び20年度第3四半期までに部隊等から送付を受けた通報の総数は計5,695件あり、このうち計3,503件は、瑕疵担保期間内に不具合が発見されていて、すべて瑕疵処理を行っていた。一方、残りの計2,192件は、瑕疵担保期間経過後に不具合が発見されていた。

上記5,695件の通報により報告された2,744品目について不具合の発生状況をみると、複数の通報により不具合が報告されている品目が997品目あり、これらの中には、同一品目で、瑕疵担保期間内に不具合が複数個報告されていて、瑕疵担保期間経過後にも不具合が発見されているものが43品目あった。

そこで、これら43品目について、①瑕疵担保期間内に報告された複数個の不具合がすべて同種のものであり、同一品目の在庫品等にも同種の不具合がある可能性が高いと考えられる品目(以下「同種不具合品目」という。)、②瑕疵担保期間内に複数個の不具合が報告された装備品等がすべて同一契約で調達されたもので、不具合の内容等からみて、当該契約で調達された同一品目の在庫品等にも不具合がある可能性が高いと考えられる品目(以下「同一契約不具合品目」という。)などに係る不具合調査の実施状況等を検査した。

不具合調査は、各補給処が必要であると判断した在庫品等について、各補給処及び部隊等において、正常に機能するかを確認する機能検査、形状や寸法を確認する測定検査、外観を確認する目視検査等を行うことにより実施されていた。そして、各補給処は、検査器材を保有していないことなどから、主として目視検査を行い、部隊は、目視検査に加え保有している検査器材を使用するなどして、機能検査及び測定検査を行い、官給先である契約会社の工場等は、目視検査及び測定検査を行っていた。

しかし、瑕疵担保期間内に不具合が複数個報告されたものについて、直ちに不具合調査が行われなかったため、瑕疵担保期間経過後にも不具合が発見されているものが、貴自衛隊第2補給処、第3補給処及び第4補給処において、同種不具合品目で15品目45個9198万余円(20年度末の物品管理簿上の単価に数量を乗じた価格)、同一契約不具合品目で4品目17個4490万余円(同)、計19品目62個1億3688万余円(同)見受けられた。これらの装備品等は、瑕疵担保期間経過後に不具合が発見されたことから瑕疵処理は行われておらず、修理ができない装備品等として保管されるなどしていた。

各補給処においては、担任する装備品等について、同一品目の在庫品等の所在、保有数量等を調査し把握することが可能であり、上記19品目の装備品等は、同種不具合品目や同一契約不具合品目であることから、不具合が複数個報告された時点で、不具合調査を実施する必要があると判断できたと認められる。

したがって、上記19品目の装備品等について、不具合が複数個報告された時点で、前記の3補給処において、検査器材等を有する部隊及び官給先の契約会社等との間で相互に協力

し、在庫品等のうち瑕疵担保期間内であるものを対象として重点的、優先的に不具合調査を行うなどして瑕疵担保期間内に不具合を発見し、瑕疵処理をすべきであったと認められる。

上記について事例を示すと、次のとおりである。

＜事例＞

第2補給処は、平成19年10月2日にA社へ官給したパワータービンローター(20年度末の物品管理簿上の単価2,284,181円)計57個のうち、29個にバランス不良やブレード変形の不具合があった旨の通報をA社から20年8月25日に受理した。当該装備品等はすべて同一契約で調達したもので、いずれも瑕疵担保期間が同年10月1日までであることから、同年9月26日に契約相手先のB社に瑕疵修補を請求して、修補の承諾を受けている。さらに、上記と同一契約で調達した10個についても、バランス不良や腐食等の不具合があった旨の通報をA社から同年10月21日に受理したが、既に瑕疵担保期間が経過していたため、瑕疵処理を行うことができなかった。

しかし、これらの10個は、当初に不具合が報告された29個と同一契約で調達したものであり、不具合が複数個報告された時点で、第2補給処が当該装備品等のうち瑕疵担保期間内のものについてA社へ検査を依頼するなどしていれば、瑕疵担保期間内に当該不具合を発見し、瑕疵処理を行うことができたと認められる。

(改善を必要とする事態)

上記のように、瑕疵担保期間内に不具合が複数個報告されていたにもかかわらず、その時点で、的確な不具合調査が実施されていないため、当該品目の在庫品等の不具合が速やかに発見されず、瑕疵担保期間経過後になって不具合が発見され、瑕疵処理が行えないこととなっており、ひいては装備品等の効率的な管理運用が図られていない事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴自衛隊において、同種不具合品目や同一契約不具合品目のように在庫品等にも不具合がある可能性が高いと考えられる場合に、これらと同一品目又は同一契約の装備品等で瑕疵担保期間内にある在庫品等に対して重点的、優先的に不具合調査を実施することとする具体的な処理基準が整備されておらず、各補給処において、検査器材等を有する部隊及び官給先の契約会社等との間で相互に協力し、これらに対する的確な不具合調査を実施する体制が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

貴自衛隊は、多数の高額な装備品等を管理運用しており、これらに係る不具合報告事例も毎年度多数に上っている。そして、今後も限られた予算の範囲内で所要の使用可能数量を確保するため、不具合調査を的確に行って可能な限り瑕疵担保期間内に不具合を発見して瑕疵処理を行う必要がある。

については、貴自衛隊において、同種不具合品目や同一契約不具合品目が通報により報告された際には、これらと同一品目又は同一契約の装備品等で瑕疵担保期間内にある在庫品等に対して重点的、優先的に不具合調査を実施することとする具体的な処理基準を定め、各補給処において、的確に不具合調査を実施することができるよう検査器材等を有する部隊及び官給先の契約会社等との間で相互に協力する体制を整備するなどの所要の措置を講じ、もって装備品等の効率的な管理運用を図るよう改善の処置を要求する。

(注) 11 部隊等 千歳、三沢、百里、十条、岐阜、春日、築城各基地、秋田分屯基地及び会計
検査院法第 23 条第 1 項第 7 号の規定により検査することに決定した 3 会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 軽装甲機動車を巡回点検する技術援助役務契約の実施に当たり、巡回点検の対象車両
数を必要最小限のものとしたり、点検項目を削減したりすることにより経済的なもの
とするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費
部 局 等	陸上幕僚監部、陸上自衛隊補給統制本部
契 約 名	技術援助“国産装軌車等”(軽装甲機動車)他 22 品目(平成 19、20 両年 度)
契 約 の 概 要	軽装甲機動車について納入後 1 年以内に巡回点検を行わせるもの
契 約 の 相 手 方	コマツ特機株式会社
契 約	平成 19 年 9 月、20 年 10 月 随意契約
契 約 金 額	5532 万余円(平成 19、20 両年度)
節減できた契約 額	1300 万円(平成 19、20 両年度)

1 軽装甲機動車の点検、整備の概要

(1) 技術援助役務契約による巡回点検の概要

陸上自衛隊は、敵に対して戦略・戦術的な優位を占めるための移動等に用いられる軽装
甲機動車を調達して主に普通科部隊に配備しており、部隊配備が開始された平成 14 年度
から 20 年度までの間に計 1,071 両が納入されている。

陸上自衛隊補給統制本部(以下「補統本部」という。)は、陸上幕僚監部が毎年度発する通
達に基づき、納入後 1 年以内の軽装甲機動車について、装備品の初期故障を早期に発見し
てその後の整備に寄与させるためとして、毎年度、2 か年度の国庫債務負担行為により、
コマツ特機株式会社との間で技術援助役務契約(以下「役務契約」という。)を締結して、納
入後 6 か月及び 12 か月の点検(以下「巡回点検」という。)を同社に請け負わせている。

巡回点検は、同社が作業員を納入先の駐屯地に派遣して、役務契約で定められた点検項
目に基づき、大部分の装置について分解することなく機能、損傷の有無等を点検して、そ
の都度、作業記録を作成し補統本部に送付するものである。

補統本部は、役務契約を概算額で締結しており、各年度に納入された軽装甲機動車のす
べてを対象に、作業員の工数を 6 か月点検は 1 両当たり 5 時間、12 か月点検は 1 両当た
り 6 時間を上限として、工数の実績に基づき加工費を算定するなどして精算を行ってい
る。このうち、19 年度の役務契約では 180 両を対象に精算額は 2724 万余円となってい
る。また、20 年度については、173 両を対象に概算額を 2808 万余円としている。

(2) 陸上自衛隊の部隊による整備等

一方、陸上自衛隊は、陸上自衛隊整備規則(昭和 52 年陸上自衛隊達第 71-4 号)に基づ
き、部隊等が器材等を常に良好な状態に維持し、故障の発生を未然に防止するため、軽装

甲機動車について、定期的又は使用の都度、点検、調整、交換等(以下「予防整備」という。)を行っている。このうち、納入後1年までの予防整備については、使用の都度を実施するA整備及び1か月ごとに実施するB整備を使用部隊等が行い、納入後6か月の時点で実施するC整備及び12か月の時点で実施するD整備を使用部隊を支援している整備部隊等が行っている。C整備は主要な装置を、D整備はほとんどの装置を対象に、車両の一部を分解の上、機能、損傷の有無等を点検して、構成品の調整、油脂・部品等の補充、交換等を行うものである。

また、軽装甲機動車は、納入後1年間は、製造請負契約に基づいて、発見された不具合が瑕疵であると判断された場合、無償で製造業者に補修等を実施させることができることとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、巡回点検の対象とする車両数(以下「対象車両数」という。)や巡回点検における点検項目が部隊等における軽装甲機動車の予防整備の状況を十分考慮したものとなっているかに着眼して、補統本部が19、20両年度に締結した役務契約による軽装甲機動車の巡回点検について、陸上幕僚監部、補統本部等において、同社の作業員が作成した作業記録を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

作業記録が残っていた15年度から19年度までの契約分について検査したところ、その後の参考となる事項、異常の発見等の記載事項はほとんどなかった。また、巡回点検により瑕疵を発見した場合は、補統本部に報告することとなっているが、その報告事例もなかった。このように、巡回点検の目的である初期故障の早期発見は、これまでの実績ではほとんどない状況となっていた。

さらに、軽装甲機動車について1年間のうち正常に使用することができた日数の割合を示す可動率をみると、毎年度95%程度と高い水準になっており、故障の発生が少なく、故障が発生しても短期間で補修される傾向にあると認められた。これらのことから、軽装甲機動車は、機械的な信頼性が高く、部隊等による整備が容易な車両であると認められ、必ずしも納入車両数のすべてについて巡回点検をする必要はないと認められた。

したがって、軽装甲機動車の導入実績がないため整備に不慣れな整備部隊等があることや、一般に機器等の故障率は使用開始直後が高いとされていることを考慮して、納入後1年以内の車両のすべてを対象車両数とするのではなく、このうち軽装甲機動車が初めて導入される部隊の車両数(以下「初度導入車両数」という。)と初期故障等の状況を把握するため必要とされる統計的手法による抽出車両数(以下「必要車両数」という。)とを比較し、いずれか多い方の車両数を対象として巡回点検を実施することとして、対象車両数を削減すべきであると認められた。

上記に基づき、対象車両数を修正すると、初度導入車両数は19年度159両、20年度21両、必要車両数は19年度123両、20年度119両となるので、対象車両数は19年度159両、20年度119両となる。このため、両年度の役務契約の対象とした車両数19年度180両、20年度173両は、それぞれ19年度は21両、20年度は54両を削減できると認められた。

また、整備部隊等が実施する予防整備は、巡回点検が行われる車両についても行うこととなっており、19年度分についてみると巡回点検とほぼ同時期にC及びD整備を行っていた。陸上自衛隊では、この点について、巡回点検と予防整備は、それぞれ別個の観点から実施しているとしており、巡回点検では製造業者等の高度な技術力が活用できるとして、それぞれの点検項目を比較検討することなく巡回点検及び予防整備を実施していた。

しかし、ほぼ同時期に実施されている巡回点検と予防整備の点検項目の多くは重複しており、前述のとおりD整備では巡回点検で行わない分解整備についても必要に応じて行っていた。そこで、巡回点検の点検項目(6か月点検及び12か月点検とも約200項目)について、削減可能な項目はないか検討したところ、予防整備と重複していて、仮に異常が発見できなかった場合でも重大事故につながるおそれがないことなどから巡回点検の点検項目としないこととしても支障がなく削減することが可能であると認められる点検項目が、6か月点検及び12か月点検とも各62項目あった。これらの点検項目について、巡回点検を実施しないこととすると、工数が6か月点検及び12か月点検とも、1両について0.68時間減少することになると認められた。

(節減できた契約額)

上記のとおり、対象車両数及び巡回点検の項目数を削減して契約金額を修正計算すると、19年度2167万余円、20年度2064万余円、計4231万余円となり、19年度556万余円、20年度744万余円、計1300万余円が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、陸上自衛隊において、軽装甲機動車の巡回点検でその後の参考となる事項や異常がほとんど発見されることがない状況であるのに、毎年度納入車両数のすべてを巡回点検の対象とする必要性の有無について十分検討していなかったこと、また、巡回点検の点検項目数を削減できないか、予防整備の内容と比較検討する認識が十分でなかったことなどによるものと認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、陸上幕僚監部は、21年9月に補統本部に対して、軽装甲機動車の巡回点検について通達を発して、20年度契約のうち今後契約変更が可能なもの及び21年度以降の契約について、巡回点検の対象車両数を必要最小限のものに削減するとともに、予防整備の内容と重複する点検項目数のうち支障のないものを削減することなどにより工数を減少させる処置を講じた。

(2) 航空機の機体及びエンジンの定期修理作業の役務請負契約に係る社外購入部品について、航空補給処が商社等から購入して官給することにより、経済的な調達を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)装備品等整備諸費
部 局 等	海上幕僚監部(調達要求部局)
	装備施設本部(契約部局)(平成19年8月31日以前は装備本部、18年7月30日以前は契約本部)
	航空補給処(修理用部品の官給所掌部局)

契約名	P-3C及び同派生型航空機 PAR 役務請負契約等7契約
契約の概要	航空機の機体及びエンジンについて安全かつ効果的に運用し得る品質を維持するための定期修理作業の役務請負契約
契約の相手方	川崎重工業株式会社、日本飛行機株式会社、三菱重工業株式会社
契約	平成18年2月～19年1月 随意契約
契約金額	76億2484万余円(平成17、18両年度)
社外購入部品の調達額	1億7228万余円(平成17、18両年度)
上記の社外購入部品に係る総利益の額	2108万余円
官給することができた社外購入部品の調達額	8282万余円(平成17、18両年度)
低減できた総利益の額	1070万円(平成17、18両年度)

1 定期修理作業の役務請負契約における修理用部品調達の概要

(1) 定期修理作業の役務請負契約の概要

海上自衛隊は、航空機の機体及びエンジンについて、安全かつ効果的に運用し得る品質を維持するために整備作業を実施する必要があるため、そのため、海上幕僚監部は、航空機の機体及びエンジンの定期修理作業(以下「定期修理作業」という。)の役務を装備施設本部(平成19年8月31日以前は装備本部、18年7月30日以前は契約本部)に調達要求している。

これを受け、装備施設本部は、修理会社と役務請負契約を締結しており、そのうち17年度から19年度までの各年度において川崎重工業株式会社、日本飛行機株式会社及び三菱重工業株式会社(以下「3修理会社」という。)と締結して、18年度又は19年度に完了した定期修理作業に係る役務請負契約は計33件、234億9965万余円となっている。

(2) 修理用部品の官給等

航空補給処は、定期修理作業の役務請負契約で使用する航空機部品(以下「修理用部品」という。)について、航空機等整備実施要領(平成10年通知補本装航第89号)に基づき、原則として、おおむね単価50,000円未満の品目や技術上又は補給上修理会社が負担することを適当とする品目(以下、これらを「業者負担部品」という。)を除き、自ら商社等から購入するなどして準備した修理用部品(以下「官側負担部品」という。)を修理会社からの官給請求に基づき官給することとなっている。

航空補給処は、官側負担部品について、修理会社からの官給請求に対して、在庫等がある場合には官給を行っているが、必要数量の増加等やむを得ない理由により、修理会社が必要とする期日(以下「官給必要期日」という。)までに官給が困難であると判断した官側負担部品(以下「官給困難品」という。)については、当該品目の作業工程上の官給必要期日等を考慮の上、修理会社に対して官給することが困難である旨を通報することとなっている。そして、修理会社は、自ら準備可能と判断した当該修理用部品について、航空補給処から官給困難品の指定を受けた上、自ら製造したり、商社等から購入したり(以下、修理

会社が商社等から購入した修理用部品を「社外購入部品」という。)して修理に用いることとなっている。

(3) 予定価格の算定等

装備施設本部は、修理会社と役務請負契約を締結するに当たり、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第35号)に基づき、予定価格を原価計算方式により算定することとして、直接材料費、加工費及び直接経費の製造原価に、所定の率を乗じて算出される総利益(一般管理及び販売費、利子並びに利益を合計したものをいう。以下同じ。)を加算するなどの方法により計算価格を算定し、これを基に予定価格を決定している。

そして、役務請負契約の予定価格の算定において、修理会社が調達することになる社外購入部品は、業者負担部品とともにその調達に要する費用は直接材料費として計上されるため、それに総利益が加算されることになる。これに対して、航空補給処が当該社外購入部品を自ら調達して修理会社に官給した場合には、当該部品の購入価格に総利益に相当する額は加算されない。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、役務請負契約において直接材料費として計上される修理用部品を官給した場合、当該総利益に相当する額が加算されないことになるため、航空補給処が準備すべき官側負担部品を適切に調達して官給しているかに着眼して、前記の33契約を対象として、検査を行った。

そして、検査に当たっては、海上幕僚監部、航空補給処及び装備施設本部において修理用部品の調達に係る書類及び契約書等により会計実地検査を行うとともに、契約相手方である3修理会社に対して会計検査院法第23条第1項第7号の規定により検査することに決定して、社外購入部品の調達に係る経理書類等により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

3修理会社において経理書類等で確認したところ、前記33契約の社外購入部品の調達額は計12億6943万余円となっていた。

このように社外購入部品の調達額が多額となっている原因について検査したところ、3修理会社は航空補給処へ受領希望日をおおむね10日以内として官給請求を行っていた。これに対して、航空補給処は、在庫等が無いことについては確認していたが、当該修理用部品の調達に要する期間(以下「調達期間」という。)と官給請求日から作業工程上の官給必要期日までの期間(以下「必要期間」という。)とを比較検討することなく、受領希望日までに官給が困難であると判断して当該修理用部品を官給困難品に指定して、3修理会社に購入させていた。

しかし、3修理会社において、前記33契約のうち物品購入伝票が保存されているなど資料の確認が出来た17、18両年度の7契約、計76億2484万余円に含まれる社外購入部品計155品目(調達額計1億7228万余円)の実際の調達期間と必要期間とを比較検討したところ、計89品目(調達額計8282万余円)については、調達期間が必要期間より短くなっている

ことから航空補給処で官給必要期日までに商社等から購入して3修理会社に官給することができたと認められた。

上記の7契約において、社外購入部品計155品目のうち官給請求を受けてから官給必要期日までに航空補給処で購入できたと認められる計89品目について、航空補給処が商社等から同額で購入して官給することとして、当該役務請負契約の計算価格における直接材料費に係る総利益の額を修正計算すると、前記17、18両年度の7契約の155品目に係る総利益の額計2108万余円を約1070万円低減でき、3修理会社が社外購入部品として購入する場合に比べて経済的に調達できたと認められた。

前記のように、予定価格の算定上直接材料費として計上され、これに総利益が加算されている社外購入部品について、航空補給処が、官給することとして商社等から購入すれば経済的な調達が可能となるものがあるのに、官給困難品として指定して、3修理会社に購入させている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、海上幕僚監部において、官給困難品の処理方法の把握が十分でなく、また、航空補給処に対して経済的な調達を図ることについて周知徹底が十分でなかったこと、また、航空補給処において、官給請求に対して、官給可能な修理用部品がない場合に、官給必要期日の検討を十分行っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、海上幕僚監部は、航空補給処に対して経済的な調達を図るよう周知徹底を行い、航空補給処は、21年5月に官給困難品の指定に関する手続を定める処置を講ずるとともに、同年9月に官給請求に対して調達の可否を検討するための的確な官給必要期日を通知するよう依頼する文書を修理会社に発して、可能と判断された場合には商社等から購入して官給する処置を講じた。

(3) 陸上自衛隊における即応予備自衛官の訓練の実施に当たり、訓練招集命令の発令を適切に行わせることなどにより、即応予備自衛官手当の支給が効果的なものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)人材確保育成費					
	<table border="0"> <tr> <td rowspan="4" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td>平成19年度は、</td> </tr> <tr> <td>一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛本省</td> </tr> <tr> <td>平成18年度は、</td> </tr> <tr> <td>一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛本庁</td> </tr> </table>	}	平成19年度は、	一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛本省	平成18年度は、	一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛本庁
}	平成19年度は、					
	一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛本省					
	平成18年度は、					
	一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛本庁					
部 局 等	陸上幕僚監部					
即応予備自衛官 手当の概要	即応予備自衛官に対して、防衛招集等に応ずる義務を負うことに対する対価として支給するもの					
即応予備自衛官 手当の支給額	31億9444万余円(平成18年度～20年度)					
上記のうち支給 することが適切 でなかった額	4392万円					

1 即応予備自衛官制度の概要

陸上自衛隊においては、自衛隊法(昭和29年法律第165号)等の規定に基づき、有事等の際に必要な防衛力を急速かつ計画的に確保するため、即応予備自衛官及び予備自衛官の制度が設けられており、この両者の身分は非常勤の特別職国家公務員とされている。

このうち、即応予備自衛官は、平素は別の職業に従事しているが、防衛招集命令等に基づき招集された場合、あらかじめ指定された部隊(以下「指定部隊」という。)において自衛官として勤務することとされている。そして、即応予備自衛官は、常時勤務する常備自衛官とともに第一線部隊としての任務に当たることとされており、予備自衛官が駐屯地警備、後方支援等の任務に当たるのに対して、より高い練度と即応性を要求されている。

即応予備自衛官は、必要とされる練度を維持するため、防衛大臣が発する訓練招集命令(以下「命令」という。)に基づき、指定の日時及び場所に出頭して訓練招集に応ずることとされており、1年当たりの訓練招集の期間は30日とされている。命令は、訓練招集命令書(以下「命令書」という。)により発令されることとなっており、命令書は、訓練を実施する前に、指定部隊の長が即応予備自衛官に交付することとなっている。そして、訓練招集の日程については、指定部隊の長が、部隊全体の年度及び各期の訓練計画を即応予備自衛官本人及びその雇用企業等に事前に通知して、複数の訓練日程の中から最も都合の良い訓練日程を選択させるなどの調整をした上で決定している。また、各都道府県に置かれている地方協力本部(平成18年7月30日以前は「地方連絡部」)は、即応予備自衛官等の募集活動や広報活動を担当しており、雇用企業等の協力を得て、即応予備自衛官が訓練招集等に応じやすい環境を整備するよう努めることとされている。

命令を受けた即応予備自衛官が訓練招集に応ずることができなくなった場合には、所定の申出書にその事由を証明する書面を添えて防衛大臣に申し出なければならないこととされており、防衛大臣の委任を受けた指定部隊の長は、当該申出が正当な事由(心身に故障を生じたとき、出産したときなどや、これらに準ずる場合で真にやむを得ない場合に限定されている。)によるものであると認めるときには、当該命令の取消しなどを行うこととされている。

即応予備自衛官に対しては、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)等により、防衛招集等に応ずる義務を負う対価として、月額16,000円の即応予備自衛官手当(以下「即自手当」という。)が四半期ごとにまとめて支給されることとなっている。ただし、命令を受けたにもかかわらず正当な事由によらないで訓練招集に応じなかった場合(以下「不出頭」という。)等には、既に支給した分の翌月以降の分は支給されないこととなっている。

そして、即応予備自衛官に対する即自手当の支給額は、18年度11億4769万余円、19年度10億4139万余円、20年度10億0536万円、計31億9444万余円となっている。

なお、即自手当のほかには、実際に訓練に従事した場合の対価として、階級に応じて1日当たり10,400円から14,200円までの訓練招集手当が支給されることとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性等の観点から、陸上幕僚監部及び11駐屯地33指定部隊等において、即自手当が制度の趣旨に沿って適切に支給されているかなどに着眼して会計実地検査を行った。

そして、検査に当たっては、上記の即自手当の支給額を対象として、会計実地検査を実施しなかった指定部隊等も含めて陸上幕僚監部から18、19、20各年度における支給状況等について報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

即応予備自衛官は、18年度末においては69指定部隊に5,987名が、19年度末においては68指定部隊に5,873名が、20年度末においては68指定部隊に5,853名が在籍している状況となっていた。

しかし、このうちの18年度においては27指定部隊の259名に、19年度においては31指定部隊の396名に、20年度においては26指定部隊の299名に対して、各指定部隊の長が、本来であれば年間で30日の命令書をそれぞれに交付すべきところ、訓練招集に応ずるための調整がつかなかったなどとして当初より命令書を交付していなかったり、正当な事由に当たるかどうかの検討が十分でないまま一度発令された命令を取り消したりしていた。

そして、これらの者については、命令そのものが発令されていないため、制度上即自手当の支給停止の要件である不出頭はないこととなることから、出頭日数が年間で30日に満たなかったにもかかわらず、即自手当が継続して支給されていた。

また、各地方協力本部においても、指定部隊と連携を図っていなかったため、即応予備自衛官の訓練への出頭状況が十分に把握されておらず、即応予備自衛官が雇用企業等において訓練招集等に応じやすい環境を整備することが十分に図られていない状況となっていた。

しかし、即応予備自衛官は必要とされる練度を維持するため、年間で30日の訓練招集に応ずることとなっているのであるから、指定部隊の長はこれに係る命令書を交付するとともに、地方協力本部と連携して、即応予備自衛官が訓練招集に応じやすい環境の整備を図るべきであると認められた。そして、その上で正当な事由がないのに命令に応じなかった者については不出頭として取り扱い、それ以降の即自手当は支給しないようにすべきであり、前記の者18年度259名、19年度396名、20年度299名について、それぞれ18年度1230万余円、19年度1846万余円、20年度1315万余円、計4392万円の即自手当を支給していたのは適切でなかったと認められた。

このように、多数の指定部隊において、即応予備自衛官に対して年間30日の命令書を交付することが徹底されていなかったり、正当な事由に当たるかどうかの検討が十分でないまま一度発令された命令を取り消したりしていたことにより、即応予備自衛官が訓練招集に応じた日数が不足していて、必要な練度の維持に支障が生じたり、これらの者に対して、即自手当が継続して支給されていたりしている事態は、即自手当の支給を効果的かつ公平なものとする視点等から適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア 陸上幕僚監部において、年間で30日の命令書を即応予備自衛官に交付することを徹底させることについての指定部隊に対する指導及び即応予備自衛官の訓練への出頭状況の把握が十分でなかったこと、また、指定部隊において、即応予備自衛官制度に対する理解が十分でなかったこと

- イ 即応予備自衛官に対する命令を取り消すことができる正当な事由の判断基準が明確にならなならず、指定部隊において、正当な事由に当たるかどうかの検討が十分でないまま、命令を取り消していたこと
 - ウ 地方協力本部と指定部隊との連絡、調整が十分でなく、地方協力本部において即応予備自衛官の訓練への出頭状況が把握されておらず、即応予備自衛官が雇用企業等において訓練招集等に応じやすい環境を整備することが十分に図られていなかったこと
- 3 当局が講じた改善の処置**
- 上記についての本院の指摘に基づき、陸上幕僚監部は、21年9月に各方面総監部等に対して通達を発するなどして、次のような処置を講じた。
- ア 指定部隊における命令書交付状況を把握するとともに、即応予備自衛官として必要な練度及び即応性の確保を図るため、指定部隊に対して年間で30日の命令書の交付を徹底させることとした。
 - イ 即応予備自衛官に対する命令を取り消すことができる正当な事由についての判断基準を明確化して、命令の取消しを適確、厳正に行わせることとした。そして、指定部隊等に対して、判断基準に照らして正当な事由なく命令に応じない場合には不出頭として取り扱い、即自手当を支給しないことについて周知徹底を図った。
 - ウ 即応予備自衛官の訓練への出頭状況等に関する指定部隊と地方協力本部との間の連絡、調整要領を具体化して、地方協力本部に対して、即応予備自衛官が雇用企業等において訓練招集等に応じやすい環境を整備することについて周知を図った。

(4) 航空自衛隊において、修理の上使用することが見込まれる物品について、不用決定等の処分を保留する処置に係る手続を定めることにより、再利用の徹底を図るよう改善させたもの

会計名	一般会計
部局等	航空自衛隊第2補給処
修復性区分の概要	物品管理補給業務を的確に行うため、修理を実施することが経済的であるか否かに応じて、物品を修復性品目と非修復性品目に区分し、このうち、修復性品目に区分した物品については修理の上、使用するもの
処分保留の処置の概要	修復性区分の変更の検討を行っている物品について、検討期間中、基地等で不用決定せずに補給処に返還させ、修復性品目へと変更された際に修理して再利用できるよう備えるもの
処分保留の処置が徹底されていなかったために不用決定の上処分されたもの	コントロール・アセンブリ・ピッチ・スタビライゼーション 13個 3198万円(平成20年度末)

1 物品の不用決定及び修復性区分の概要

(1) 物品の不用決定について

航空自衛隊は、航空機、武器、通信機器等の装備品の構成品等の物品を調達している。

そして、調達した構成品等の物品については、物品管理法(昭和31年法律第113号)等に基づき、防衛大臣が物品の管理に係る事務を航空自衛隊の物品管理官である航空幕僚長に委任するとともに、物品管理官の事務の一部を補給処及び基地等の分任物品管理官に分掌させている。

物品管理官及び分任物品管理官は、管理する物品のうち、供用することができない物品及び修理又は改造に多額の費用を要する物品等については、物品管理法、航空自衛隊物品管理補給規則(昭和43年航空自衛隊達第35号)及び航空自衛隊物品管理補給手続(平成4年補給本部長制定)に基づき、不用決定し廃棄することができることとなっている。

(2) 物品の修復性区分について

航空自衛隊は、上記の規則等に基づき、物品を修復性品目、すなわち、物品が使用不能となったときに、経済的に使用可能な状態に修復できると補給処において判断される品目と、非修復性品目、すなわち、物品が使用不能となったときに、本質的に修復できない品目や、補給処において修復の実施が経済的でないとして判断される品目とに区分して管理することとしている。

そして、非修復性品目に区分されている物品が、実際に使用不能となったときには、物品管理官及び分任物品管理官は、これを不用決定し廃棄することとなっている。

航空自衛隊第2補給処(以下「2補処」という。)は、航空機の整備等を行うとともに、航空機の機体用部品等の補給、整備等を行っている。2補処の分任物品管理官である第2補給処長は、航空機の機体用部品等について、上記の修復性区分の再検討が必要となった場合は、「第2補給処における修復性品目の選定及び選定後の処置に関する達」(平成15年第2補給処達第1号。以下「達」という。)に基づき、修復性区分の変更の検討を行うこととされている。そして、非修復性品目とされていた航空機の機体用部品等について、検討の結果、経済的に使用可能な状態に修復できると、2補処において判断した場合には、非修復性品目から修復性品目へと変更することとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

航空自衛隊が管理する物品について、経済性、効率性等の観点から、修復性区分の変更の検討対象となった物品の管理は適切に行われているかなどに着眼して、航空幕僚監部、補給本部、^(注1)2補処等及び7基地において、平成20年度に修復性区分の変更の検討対象とした物品について、対象として選定した理由等を担当者から聴取したり、物品管理簿や不用決定の状況等を調査したりなどして会計実地検査を行った。

(注1) 7基地 千歳、百里、浜松、小松、岐阜、築城、新田原各基地

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

2補処が需給の統制をしているF-15型航空機用コントロール・アッセンブリ・ピッチ・スタビライゼーション^(注2)(以下「コントロール・アッシー」という。20年度末物品管理簿単価2,460,150円)については、航空自衛隊技術指令書により、製造後18年で定期交換することとされている。そして、定期交換又は故障等により機体から取り下ろされたコントロー

ル・アッシーは非修復性品目に区分されていたため、基地等において不用決定し廃棄することとされていた。

(注2) コントロール・アッセンブリ・ピッチ・スタビライゼーション 搭乗員の緊急脱出時、操縦座席を射出する際に座席の姿勢を安定させるための組部品

しかし、2 補処は、米軍がコントロール・アッシーを修理しているとの情報を得たことから、16 年 12 月から達に基づき、修復性区分の変更の検討を開始した。また、2 補処は、これを基地で不用決定せずに 2 補処に返還させることにより、コントロール・アッシーが修復性品目に変更された際に、修理して再利用できるよう備えることとした。

そして、2 補処は、同月に、コントロール・アッシーを取り扱っている前記 7 基地の分任物品管理官及び F-15 型航空機の定期修理を行っている A 社の工場物品管理責任者^(注3)に対して、2 補処でその修復性区分の変更を検討している間、定期交換等により取り下ろしたコントロール・アッシーについては、不用決定手続をせずに要修理品として 2 補処に返還し、また、既に不用決定手続中のものについては、その承認手続を取り止める処置(以下、これらの処置を「処分保留の処置」という。)を執るよう電話で指示したとしている。

(注3) 工場物品管理責任者 契約工場における官給品等に関する物品管理上の総括責任者で、物品管理補給のための業務を行う。

その後、2 補処は、18、19 及び 20 年度に取り下ろしたコントロール・アッシー 75 個を診断の上、そのうち 67 個について修理する契約(5 契約総額 25,659,900 円)を 18 年 7 月から順次修理会社と締結するとともに、これらの契約の実績を勘案するなどして、検討開始から 3 年以上経過した 20 年 5 月にコントロール・アッシーの修復性区分を非修復性品目から修復性品目へ変更した。

しかし、コントロール・アッシーを保有する前記 7 基地のうち、浜松、小松、岐阜及び新田原の 4 基地の各分任物品管理官は、2 補処が処分保留の処置を執るよう電話で指示したとしている 16 年 12 月から修復性区分が変更された 20 年 5 月までの間に取り下ろした計 33 個のコントロール・アッシーのうち、24 個を 2 補処に返還しているものの、残りの 9 個については不用決定し廃棄していた。

また、A 社の工場物品管理責任者は、F-15 型航空機の定期修理時に取り下ろした計 10 個のコントロール・アッシーのうち、6 個を 2 補処に返還しているものの、残りの 4 個については 2 補処に対して不用決定の申請を行っており、申請を受けた 2 補処においても、第 2 補給処長がこれらを不用決定し廃棄していた。

このように、コントロール・アッシーを保有する 4 基地の分任物品管理官が 9 個を不用決定するとともに、第 2 補給処長自らも A 社が保有する当該物品 4 個を不用決定して、合計で 13 個のコントロール・アッシー(物品管理簿価格計 31,981,950 円)を廃棄していた事態は、その修理の機会を逸失していて適切でなく、改善を図る必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、2 補処において、修復性区分の変更の検討に要する期間が長期に渡るものがあるのに、処分保留の処置をする際の手続が明確に定められておらず、単に電話で行っていたことから、処分保留の処置に関する 2 補処と基地の分任物品管理

官等との間における連絡調整及び補給処内部の連絡調整が徹底されていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、2補給処は、21年8月に達を改正して、非修復性品目の修復性区分の変更を検討するときは、基地等に処分保留の処置を徹底するよう文書により依頼するなど、処分保留に係る手続を制度化する処置を講じた。なお、航空幕僚監部は、同年同月に、各補給処が修復性区分の変更の検討対象となった物品について、処分を保留する場合にはその手続の明確化に留意するよう、補給処の物品管理事務の総合調整部局である補給本部に対応を指示した。

平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 廃電池の管理について

(平成19年度決算検査報告704ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置

海上自衛隊は、潜水艦救難母艦等に搭載されている深海救難艇等に電力を供給するために銀電池を使用している。そして、銀電池が使用済みなどになった場合には、その廃電池から粗銀を回収して、この粗銀を精製した精製銀を銀電池製作時の官給品として使用するが、廃電池から回収が見込まれる粗銀の精製銀換算量が、5か年分の官給所要量を超えた場合には、超えた量に相当する廃電池について、年度処分計画を定めて売り払うこととしている。しかし、年間の官給所要量から推計すると、粗銀及び精製銀は約10か年分に相当する量が、また、廃電池から回収が見込まれる粗銀は約17か年分に相当する量がそれぞれ舞鶴地方総監部等に保管されていて、保管量が5か年分の官給所要量を大幅に超えているにもかかわらず、廃電池の売払いが行われていない事態が見受けられた。

したがって、海上自衛隊補給本部において、粗銀、精製銀及び廃電池の保管状況を勘案した銀回収サイクルを十分に検討した上で、5か年分の官給所要量を超える廃電池について全体保管数を対象とした処分計画を作成するなどして、これらの廃電池を速やかに売り払う処置を講ずるよう、海上自衛隊補給本部長に対して平成20年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求した。

2 当局の処置状況

本院は、補給本部及び舞鶴地方総監部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、補給本部は、本院指摘の趣旨に沿い、21年8月に深海救難艇及び人員移送用カプセル用廃電池の一部の売払いを行うとともに、同年3月に行おうとした魚雷用廃電池の売払いについては、契約の締結に至らなかったことから、舞鶴地方総監部の関係部署と入札不調の原因を分析して、同年12月までに、廃電池の売払規模や銀回収可能量の調査を行い、併せて各地方総監部地区における売払いの実施の可否を検討した上で、同年中に廃電池の中期的な処分計画を策定するなどして、22年以降に廃電池の処分の促進を図ることとしている。

(2) 部隊発注工事により取得した財産の国有財産台帳等への記録について

(平成19年度決算検査報告709ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

海上自衛隊が部隊発注工事により取得した情報・通信設備等の財産について、国有財産法(昭和23年法律第73号)又は物品管理法(昭和31年法律第113号)に従った国有財産台帳等への記録が行われていないなどの事態が見受けられた。

したがって、海上自衛隊において、国有財産台帳等に記録されていない国有財産等を国有財産台帳等に正確に記録する措置を講ずるとともに、部隊発注工事により今後取得する財産について国有財産台帳等への正確な記録が確実に行われる体制を整備するよう、防衛省海上幕僚長に対して平成20年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、防衛省海上幕僚監部及び海上自衛隊の部隊等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、海上自衛隊は、本院指摘の趣旨に沿い、国有財産台帳等に記録されていなかった国有財産等を国有財産台帳等に記録していた。また、20年9月に事務連絡、同年10月、21年3月及び4月に通知をそれぞれ発して、部隊発注工事により今後取得する財産について国有財産台帳等への正確な記録が確実に行われるように、研修等を行ったり、事務を担当する部署の協議の手順等を定めたりするなどの処置を講じていた。

(3) 専用サービス契約における高額利用割引の適用について

(平成19年度決算検査報告713ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

防衛省(平成19年1月8日以前は内閣府防衛庁)は、全国に所在する部隊等の中でデータ及び音声通信を行うために、NTT各社が契約約款に基づき提供する専用サービスを利用しており、各自衛隊ごとにNTT各社から高額利用割引の適用を受けていた。しかし、専用サービスの高額利用割引制度においては、割引対象基本額のうち高額の部分ほど高い割引率が適用されることから、各自衛隊ごとに割引の適用を受けるよりも、防衛省全体で割引の適用を受けることとすれば、専用料をより節減することが可能であると認められた。

したがって、防衛省において、防衛省全体でNTT各社から高額利用割引の適用を受けることとするよう、防衛大臣に対して20年9月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、防衛本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、21年1月にNTT各社に対してそれぞれ専用サービス改称届を提出して、同年4月以降、防衛省全体で高額利用割引の適用を受けることができるよう手続をとるとともに、同年6月に事務連絡を発して、今後新規に専用サービスを申し込む場合は申込者を防衛省として申し込むことにより、防衛省全体で高額利用割引の適用を受けることとする処置を講じていた。

(4) 陸上自衛隊の会計業務システムの運用について

(平成19年度決算検査報告716ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

陸上自衛隊は、駐屯地における会計業務の効率化及び合理化を図るために、35駐屯地に所在する会計隊に会計業務システムを導入している。会計業務システムは、駐屯地に所在する会計隊が契約、支払等のデータを端末から入力して、機器に蓄積されたデータから、関係帳簿及び帳票を作成するものである。しかし、会計業務システムを使用して行うべき会計業務が同システムの運用及び管理のための要領に規定されていないことなどから、端末が会計業務に使用されていないなど、会計業務システムが利用されていない事態が見受けられた。

したがって、陸上自衛隊において、会計業務システムの機器についてその必要性の再検討を行い、陸上幕僚監部において、会計業務システムの運用及び管理のための要領に会計業務システムを使用して行う会計業務を明確に規定するなどの処置を講ずるよう、防衛省陸上幕僚長に対して平成20年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、陸上幕僚監部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、陸上自衛隊は、本院指摘の趣旨に沿い、会計業務システムの機器についてその必要性の再検討を行い、この結果を踏まえて、35駐屯地に所在する会計隊に設置されている開発端末13台、業務端末59台、業務サーバ34台、計106台のうち、開発端末7台、業務端末7台、業務サーバ3台、計17台を21年3月末までに撤去していた。また、陸上幕僚監部は、20年11月に会計業務システムの運用及び管理のための要領に同システムを使用して行う会計業務を規定するなど、会計業務システムの機器の有効利用を図るための処置を講じていた。

第2節 団体別の検査結果

第1 沖縄振興開発金融公庫

意見を表示し又は処置を要求した事項

礼金を受領するなど賃貸条件の制限に違反している賃貸住宅貸付けの借受者に対し、
 礼金の返還等を行わせるよう適宜の処置を要求し、賃貸条件の制限が遵守されるよう
 是正改善の処置を求めたもの

科 目	公庫貸付金	
部 局 等	沖縄振興開発金融公庫本店	
貸付けの根拠	沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号)	
賃貸住宅貸付けの概要	賃貸住宅を建設して事業を行う者に、住宅の建設等に必要な資金の貸付けを行うもの	
賃貸住宅貸付件数	556件	(平成20年度末)
上記に係る貸付金残高	610億2525万余円	(平成20年度末)
賃貸条件の制限違反があった賃貸住宅貸付件数	10件	
上記に係る貸付金残高	11億4891万円	(平成20年度末)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

賃貸住宅貸付けにおける賃貸条件の制限違反について

(平成21年10月16日付け 沖縄振興開発金融公庫理事長あて)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 賃貸住宅貸付けの概要

(1) 賃貸住宅貸付けの目的

貴公庫は、沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号)に基づき、沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的として、沖縄において住宅を建設して賃貸する事業を行う者に対して、一般の金融機関が供給することを困難とする長期資金の貸付け(以下「賃貸住宅貸付け」という。)を行っている。

また、沖縄振興開発金融公庫法施行規則(昭和47年総理府・大蔵省令第1号。以下「施行規則」という。)によると、賃貸住宅貸付けにより建設された賃貸住宅(以下「賃貸住宅」という。)の賃借人の資格は、現に住宅に困窮している者で家賃の支払ができる者等とされている。そして、貴公庫の賃貸住宅貸付けの残高は、平成21年3月末現在610億2525万余円(556件)となっている。

そして、上記の賃貸住宅貸付けの原資についてみると、国の財政融資資金からの借入れなどとなっている。また、貴公庫は、業務の円滑な運営を図るため、賃貸住宅貸付けを含めた業務全般の損益計算上の不足額について毎年度国から収支差補給金を受け入れている。

(2) 賃貸条件の制限

上記のように国の財政援助を得て実施された賃貸住宅貸付けについて、借借人の保護を図ることなどの目的から、施行規則により借受者は、賃貸住宅の賃貸に当たって、家賃及び家賃の3か月分(貸付けの種類により6か月分)を超えない額の敷金を除き、借借人から礼金等の金品を受領したり、その他借借人の不当な負担となることを賃貸の条件としたりしてはならないこととされている。

そして、貴公庫は、賃貸住宅貸付けの条件の一つとなっている上記の賃貸条件の制限を遵守させるため、賃貸住宅貸付けの申込みを受け付ける際などに賃貸条件の制限について借受者に説明を行ったり、パンフレットを配布したりしている。さらに、貴公庫と借受者が締結する金銭消費貸借抵当権設定契約において、賃貸条件の制限について明記するとともに、同契約の締結に先立って賃貸借契約書のひな形により賃貸条件の制限違反の有無を確認するなどしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、賃貸住宅貸付けについて賃貸条件の制限が遵守され、借借人の保護が図られているかなどに着眼して、21年3月末現在で貸付残高がある賃貸住宅貸付け556件のうち、賃貸条件が入居募集広告等に記載されていた49件について賃貸条件の調査を行ったところ、賃貸条件の制限に違反している可能性のあるものが12件見受けられた。これらについては、貴公庫に調査を求め、その調査結果を確認するとともに、貴公庫による賃貸条件の制限に係る確認や調査が適切に実施されているかなどについて東京本部において実地に検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 賃貸条件の制限に関する遵守の状況

上記12件のうち10件(20年度末貸付金残高11億4891万余円)において、借受者が借借人から礼金を受領しているなど賃貸条件の制限に違反している事態が見受けられた。

そして、この10件(総戸数162戸)の違反内容についてみると、次表のとおり、礼金を受領していたものが6件25戸、敷引き^(注)を設定していたものが2件13戸、一定期間内に賃貸借契約を解約した場合には違約金を支払うことなど借借人の不当な負担となることを賃貸の条件としていたものが10件70戸、合計73戸となっていた。

(注) 敷引き 賃貸借契約書において、あらかじめ敷金の一定額を退出時に返還しないと定めること

表 賃貸条件の制限違反の状況

賃貸条件の制限に違反している事態	件数 (件)	違反 戸数 (戸)	礼金等の合 計額 (円)
礼金の受領	6	25	1,367,000
敷引きの設定	2	13	762,000
その他賃借人の不当な負担	10	70	—
合計	10	73	/
	(総戸数 162 戸)		

(注) 1戸の賃貸借契約書において複数の違反がある場合があるため、合計は一致しない。

(2) 貴公庫における賃貸条件の制限違反の有無の確認状況

貴公庫では、前記のとおり金銭消費貸借抵当権設定契約の締結に先立って賃貸借契約書のひな型を確認するなどしているが、貸付け後において賃貸条件の制限違反の有無の確認を全く行っていないかった。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

上記のように、借受者が礼金を受領するなど施行規則で規定された賃貸条件の制限を遵守していない事態や、貴公庫において借受者に賃貸条件の制限を遵守させるための措置を講じていない事態は適切とは認められず、早急に是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、借受者や借受者から委託を受けて入居募集業務等を行っている不動産仲介業者等(以下「不動産業者」という。)において、施行規則に規定する賃貸条件の制限に関する認識が欠如していることなどにもよるが、貴公庫において、次のことなどによると認められる。

- ア 借受者及び不動産業者に対して、賃貸条件の制限について十分に周知徹底していなかったこと
- イ 賃借人に対して、賃貸条件の制限について十分に広報していなかったこと
- ウ 貸付け後、賃貸借契約書による賃貸条件の制限違反の有無の確認等を全く行っていないなど賃貸条件の制限を借受者に遵守させるための体制が整備されていなかったこと

3 本院が求める是正及び是正改善の処置

賃貸住宅貸付けは、沖縄において賃貸住宅を建設して事業を行う者に、一般の金融機関が供給することを困難とする長期資金を供給して、もって沖縄における経済の振興及び社会の開発に資する目的で行われており、国の財政融資資金からの借入れなど国の財政援助を得ている。そして、これにより建設された賃貸住宅については、賃借人の保護を図るなどの目的で賃貸条件の制限が設けられている。

については、貴公庫において、賃貸条件の制限に違反している前記の10件について、借受者に対して賃借人に礼金を返還させたり、賃貸借契約書の内容を賃貸条件の制限に適合するよう変更させたりするなどの処置を講ずるとともに、他のすべての賃貸住宅貸付けについて、賃貸条件の制限違反の有無を調査して、違反しているものがあれば速やかに同様の処置を講ずるよう是正の処置を要求する。

また、賃貸条件の制限が遵守されるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 借受者に対して、賃貸条件の制限について周知徹底するとともに、不動産業者に対して、業界団体を通じて賃貸条件の制限の周知を図ること
- イ 賃借人に対して、貴公庫が融資した賃貸住宅は、賃貸条件の制限により礼金等を支払う必要のない物件であることを、貴公庫のホームページなどを通じて周知すること
- ウ 賃貸条件の制限を借受者に遵守させるため、賃貸住宅の実態調査に関するマニュアル等を整備して、これにより賃貸条件の制限違反の有無の確認を毎年確実に実施すること

第2 株式会社日本政策金融公庫

平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

統合して株式会社日本政策金融公庫となる3公庫における職員住宅の管理運営について

(平成19年度決算検査報告742ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

平成20年10月1日に統合して株式会社日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)となる国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫(以下、これらを「3公庫」という。)は、それぞれの住宅規則等に基づき、所有住宅又は借上住宅を職員住宅として職員に貸与している。しかし、職員住宅の管理運営等が公庫ごとに行われていることなどのため、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫の所有住宅に1年以上の空室があるにもかかわらず、別途、借上住宅を職員に貸与している事態が見受けられた。

したがって、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫において、所有住宅に空室がある場合は当該所有住宅への入居を最優先することとして借上住宅の速やかな削減を図り、また、3公庫において、職員住宅の入居状況等の情報を共有するなどして各公庫が現在保有する所有住宅を全体で有効活用することを検討して、統合の効果の発現を期するよう、国民生活金融公庫総裁、農林漁業金融公庫総裁及び中小企業金融公庫総裁に対して20年9月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、日本公庫本店において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、日本公庫は、本院指摘の趣旨に沿い、順次借上住宅から空室のある所有住宅へ入居させて、借上住宅の速やかな削減を図った。また、20年10月の統合時に国民生活事業、農林水産事業及び中小企業事業の共通の規程として職員住宅規則を制定して、住宅貸与に当たっては、上記の3事業間で調整して行うことなどを定めるとともに、21年1月に所有住宅の相互利用に係る事務取扱を定めて、職員住宅の入居状況等の情報を上記の3事業間で共有することにより、所有住宅を全体で有効活用することについて周知徹底を図っていた。そして、順次事業間の相互利用を進めて、同年4月の定期人事異動時に本格的に実施していた。

第3 日本私立学校振興・共済事業団

不 当 事 項

補 助 金

- (567) 私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの
(571)

科 目	(助成勘定)補助金経理 (項)交付補助金
部 局 等	日本私立学校振興・共済事業団
補 助 の 根 拠	私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)
事 業 主 体	5 学校法人
補 助 の 対 象	私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費
上記に対する事業団の補助金交付額の合計	20,815,416,000 円(平成 17 年度～19 年度)
不当と認める事業団の補助金交付額	42,239,000 円(平成 17 年度～19 年度)

1 補助金の概要

(1) 補助金交付の目的

日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)は、私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)に基づき、国の補助金を財源として、私立大学等^(注1)を設置する学校法人に私立大学等経常費補助金を交付している。この補助金は、私立大学等の教育条件の維持及び向上並びに学生の修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立大学等の経営の健全性を高めることを目的として、私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費に充てるために交付されるものである。

(2) 補助金の額の算定資料

事業団は、私立大学等経常費補助金交付要綱(昭和 52 年文部大臣裁定)等に基づき、補助金の額を算定する資料(以下「算定資料」という。)として、各学校法人に補助金交付申請書とともに次の資料を提出させている。

ア 申請年度の 5 月 1 日現在の専任教員等の数、専任職員数及び学生数に関する資料^(注2)

イ 学校法人会計基準(昭和 46 年文部省令第 18 号)に基づき作成した前年度決算の学生納付金収入、教育研究経費支出、設備関係支出等に関する資料

(3) 補助金の額の算定方法

事業団は、算定資料に基づき、補助金の額を次のとおり算定することとなっている。

- ① 経常的経費を専任教員等給与費、専任職員給与費、教育研究経常費等の経費に区分して、それぞれの経費区分ごとに専任教員等の数、専任職員数、学生数等に所定の補助単価を乗ずるなどして補助金の基準額を算定する。

② 各私立大学等の教育研究条件の整備状況等によって補助金の額に差異を設けるため、次の割合等に基づいて増減率を決定して、当該増減率を合計して調整係数を算定する。

- a 収容定員に対する在籍学生数の割合
- b 専任教員等の数に対する在籍学生数の割合
- c 学生納付金収入に対する教育研究経費支出と設備関係支出との合計額の割合

そして、上記 a の割合の算定に当たっては、在籍学生数が学部等ごとの収容定員を超える場合などには、留年者のうち修業年限を超えて在籍している者で、修業年限を超える在籍期間が1年以内の者(以下「1年留年者」という。)の数を在籍学生数から控除することとなっている。

また、上記 c の割合に基づいて算定された増減率については、当該私立大学等を設置する学校法人の前年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監事の監査報告書(以下「財産目録等」という。)のすべてについてインターネット又はだれでも入手可能な印刷物による公開(以下「財務情報の積極的な提供」という。)を行っている場合、所定の率を加算する。ただし、貸借対照表、収支計算書等については、事業団が示した情報提供すべき最小限の範囲・内容以上の科目等を公開していないと加算の対象とはならない。そして、この最小限の範囲・内容には、貸借対照表における基本金の部の科目ごとの内訳や収支計算書における補助金収入等に係る国庫補助金収入、地方公共団体補助金収入等の小科目ごとの内訳等がある。

③ ①で算定した経費区分ごとの基準額に②で算定した調整係数を乗ずるなどの方法により得られた金額を合計して補助金の額とする。

ただし、私立大学等の学部又は学科で、学生募集が停止されているものについては、原則として当該学部又は学科に係る補助金を交付しないこととなっている。

(4) 特別補助

上記のほか、教育研究経常費については、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため、補助金を増額して交付することができることとなっている。

この補助金の増額(以下「特別補助」という。)の対象となる項目には「外国人留学生の受入れ」、「夜間大学院等」、「社会人の入学の推進」、「教育研究拠点大学院重点経費」などがあり、これらについては、算定資料を各学校法人から提出させて次のように特別補助の額を算定している。

ア 「外国人留学生の受入れ」については、外国人留学生を受け入れている私立大学等に対して、その受入学生数に応じて段階的に所定の額を増額する。ただし、この受入学生数には、研究生、科目等履修生、聴講生等の人数を含めないこととなっている。

イ 「夜間大学院等」については、専ら夜間において教育を行う研究科若しくは通信教育を行う大学院を設置している私立大学又は大学院において昼夜開講制を実施している私立大学に対して、当該研究科ごとの収容定員(夜間又は通信教育の授業を受講している在籍学生数が収容定員に満たない場合は在籍学生数とする。)に所定の単価を乗じた額を増額する。そして、昼夜開講制を実施している場合の在籍学生数は、夜間に行われる履修科目の履修登録者の実人数とする。

ウ 「社会人の入学の推進」については、社会人に係る特別の入学者選抜制度により学生を受け入れている私立大学等に対して、その受入学生数に応じて増額する。この増額の算定は、同項目のほか、「編入学の推進」等就学機会の多様化の推進に係る他の特別補助の項目(以下、これらを合わせて「社会人の入学の推進等」という。)を合わせて行うこととし、各項目の対象となった受入学生数を合計して、その合計人数に応じて段階的に所定の額を増額する。

エ 「教育研究拠点大学院重点経費」のうち大学院基盤分については、大学院を設置している私立大学に対して、研究科ごとの専任教員等の数に所定の単価を乗ずるなどして得られた研究科算定補助基準額に、当該研究科における過去3年間の学位授与数に基づく学位授与率等の教育研究活動状況による調整率(以下「調整率」という。)を乗じた額を増額する。

(注1) 私立大学等 私立の大学、短期大学及び高等専門学校

(注2) 専任教員等 専任の学長、校長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教及び助手

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、財務情報の積極的な提供や学生数の算定が適切に行われているかなどに着眼して、事業団が平成18、19両年度に補助金を交付している623学校法人のうち56学校法人において、補助金の申請の算定資料等の書類により会計実地検査を行った。そして、適切でないと思われる事態があった場合には、事業団に事態の詳細について報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

なお、学校法人早稲田大学については、「外国人留学生の受入れ」に係る特別補助に関して、15年度及び16年度の補助金が過大に交付されていた事態を平成19年度決算検査報告に掲記したことから、17年度に交付された同特別補助も対象にして検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、5学校法人において、補助金の交付申請に当たり、財務情報の積極的な提供の内容が補助金の増減率の加算の要件を満たしていないのにこれを満たしている旨を記入したり、補助金の額の算定対象とならない学生数を記入したりなどした算定資料を提出していたのに、事業団は、この誤った算定資料に基づいて補助金の額を算定していた。このため、補助金42,239,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5学校法人が、制度を十分に理解していなかったり、算定資料の作成に当たりその内容の確認を十分に行っていなかったりなどしているのに、事業団において、これらの学校法人に対する指導及び調査が十分でなかったことによると認められる。

これを学校法人別に示すと、次のとおりである。

	事業主体 (本部所在地)	年度	補助金交付額	不当と認める補助金額
			千円	千円
(567)	学校法人 立教学院 (東京都豊島区)	19	1,929,391	18,386

上記の学校法人は、事業団に提出した算定資料に、立教大学における平成19年度の財務情報の積極的な提供に係る財産目録等の公開方法について、インターネットにより情報提供し、ま

事業主体 (本部所在地)	年度	補助金交付額	不当と認める補助金額
		千円	千円

た、同学校法人の総務課でだれでも入手可能な印刷物を配布していると記入しており、事業団は、この記載等に基づき、学校法人に対する補助金を19年度1,929,391,000円と算定していた。

しかし、同大学のホームページで公開していた収支計算書には補助金収入等に係る小科目ごとの内訳が記載されておらず、また、同学校法人は、だれでも入手可能な印刷物を配布していなかったため、財務情報の積極的な提供による増減率の加算の対象とはならない。

したがって、この加算を除外して算定すると、適正な補助金の額は1,911,005,000円となり、18,386,000円が過大に交付されていた。

(568) 学校法人 早稲田大学 (東京都新宿区)	17	7,126,085	2,539
	19	9,311,856	1,188
	小計	16,437,941	3,727

上記の学校法人は、事業団に提出した算定資料に、早稲田大学における平成17年度の外国人留学生の受入れに係る特別補助の算定対象となる受入学生数を1,784人と記入していた。また、19年度の夜間大学院等に係る特別補助の算定対象となる教育学研究科において夜間に行われる履修科目の履修登録者数を168人と記入していた。そして、事業団は、これらの数値等に基づき、同大学の17年度の外国人留学生の受入れに係る特別補助の額を208,222,000円、19年度の夜間大学院等に係る特別補助の額を38,647,000円とするなどして、学校法人に対する補助金を17年度7,126,085,000円、19年度9,311,856,000円と算定していた。

しかし、上記の受入学生数のうち248人は、科目等履修生等であるため、外国人留学生の受入れに係る特別補助の算定対象とはならない。

したがって、これらを除外して算定すると、17年度の同特別補助の額は205,683,000円に減少することになる。

また、前記の履修登録者数の168人は延べ人数であり、実人数は145人であった。

したがって、実人数に基づき算定すると、19年度の夜間大学院等に係る特別補助の額は37,459,000円に減少することになる。

これらの結果、適正な補助金の額は17年度7,123,546,000円、19年度9,310,668,000円となり、それぞれ2,539,000円、1,188,000円、計3,727,000円が過大に交付されていた。

(569) 学校法人 梅村学園 (名古屋市)	19	771,678	7,261
---------------------------	----	---------	-------

上記の学校法人は、事業団に提出した算定資料に、中京大学における平成19年度の社会人の入学の推進に係る特別補助の算定対象となる受入学生数を49人(学部8人、大学院41人)と記入していた。また、同大学における教育研究拠点大学院重点経費のうち大学院基盤分に係る特別補助の調整率の算出の基礎となる研究科ごとの過去3年間(16年度から18年度まで)の学位授与数を、経済学研究科については1人、経営学研究科については5人と記入していた。そして、事業団は、これらの数値等に基づき、同大学の社会人の入学の推進等に係る特別補助の額を25,834,000円、教育研究拠点大学院重点経費のうち大学院基盤分の特別補助の額を50,727,000円とするなどして、学校法人に対する補助金を19年度771,678,000円と算定していた。

しかし、上記の受入学生数のうち学部の1人は学生募集を停止していて補助の対象とならない学科に在籍しており、また、大学院の19人は一般選抜により入学した学生であって、社会人に

事業主体 (本部所在地) 年度 補助金交付額 不当と認める補助金額
千円 千円

係る特別の入学選抜制度により受け入れた学生ではないため、いずれも社会人の入学の推進に係る特別補助の算定対象とはならない。

したがって、これらを除外して算定すると、社会人の入学の推進等に係る特別補助の額は22,853,000円に減少することになる。

また、前記の経済学研究科の学位授与数(1人)は、19年度に学位を授与された学生が計上されており、経営学研究科の学位授与数(5人)は、17年度及び18年度においてそれぞれ1人ずつ過大に計上されていた。

したがって、これらを除外して算定すると、教育研究拠点大学院重点経費のうち大学院基盤分の特別補助の額は46,447,000円に減少することになる。

これらの結果、適正な補助金の額は764,417,000円となり、7,261,000円が過大に交付されていた。

(570)	学校法人 西日本工業学園 (北九州市)	19	304,892	2,432
-------	------------------------	----	---------	-------

上記の学校法人は、事業団に提出した算定資料に、西日本工業大学における平成19年度の財務情報の積極的な提供に係る財産目録等の公開方法について、インターネット及び広報誌により情報提供していると記入しており、事業団は、この記載等に基づき、学校法人に対する補助金を19年度304,892,000円と算定していた。

しかし、学校法人が公開していた貸借対照表には基本金の部の科目ごとの内訳が記載されていなかったため、財務情報の積極的な提供による増減率の加算の対象とはならない。

したがって、この加算を除外して算定すると、適正な補助金の額は302,460,000円となり、2,432,000円が過大に交付されていた。

(571)	学校法人 福岡工業大学 (福岡市)	18	635,988	7,975
		19	735,526	2,458
		小計	1,371,514	10,433

上記の学校法人は、事業団に提出した算定資料に、福岡工業大学工学部に在籍する平成18年5月1日現在の学生数を1,738人(収容定員1,370人)、そのうち1年留年者の数を91人、同大学社会環境学部在籍する19年5月1日現在の学生数を750人(収容定員660人)、そのうち1年留年者の数を29人と記入しており、事業団は、両学部の在籍学生数からそれぞれの1年留年者の数を控除するなどして、学校法人に対する補助金を18年度635,988,000円、19年度735,526,000円と算定していた。

しかし、上記の1年留年者の数には、修業年限を超える在籍期間が1年を超えているため、1年留年者には該当しない学生がそれぞれ33人、11人含まれていた。

したがって、これらを1年留年者から除外して算定すると、適正な補助金の額は18年度628,013,000円、19年度733,068,000円となり、それぞれ7,975,000円、2,458,000円、計10,433,000円が過大に交付されていた。

(567)-(571)の計			20,815,416	42,239
---------------	--	--	------------	--------

第4 日本中央競馬会

平成18年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果
役務契約の実施における契約事務の適正化について

(平成18年度決算検査報告513ページ参照)

(平成19年度決算検査報告766ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

日本中央競馬会(以下「競馬会」という。)において、役務契約の実施に当たり、競馬の公正確保上特段の支障もなく、競争性のある契約であるため、随意契約から競争契約へ移行することが可能であると認められる事態が見受けられた。また、業務全体を一体として随意契約としていたが、競争契約を実施した場合に競馬の公正確保上支障が生ずる業務と特段の支障がない業務とに区分するなどにより、業務の一部を競争契約へ移行することが可能であると認められる事態が見受けられた。

したがって、競馬会において、競馬の公正確保上特段の支障がないと認められる業務については、施設や業務の状況を踏まえて競争契約に移行し、また、業務全体を一体として随意契約としているものについて、競争契約を実施した場合の競馬の公正確保上の支障の有無や対応策を検討して支障がないと認められる業務については、競争契約への移行の時期や手順を明確にするよう、日本中央競馬会理事長に対して平成19年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局の処置状況

本院は、競馬会本部、競馬場及び場外勝馬投票券発売所(以下「ウインズ」という。)において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、競馬会は、本院指摘の趣旨に沿い、21年6月までに、ウインズ周辺の交通警備、ウインズ館内の案内、競馬場の一般入場券発売各業務を競争契約に移行し、ウインズ館内の開催警備、ウインズ館内の清掃、ウインズの不動産総合管理、競馬場内の案内、競馬場の指定席入場券発売各業務の一部を競争契約に移行していた。また、競馬場内の^{きゆう}厩舎地区等を除くスタンドのファンエリア清掃業務及び成績表の印刷製本業務については、競馬の公正確保上の支障の有無等を検討した結果、支障がないものとして競争契約に移行し、競馬場内の開催警備業務については、同じくその一部を競争契約に移行していた。

競馬会は、上記以外の競争契約に移行していない業務のうち、ウインズ館内の開催警備、ウインズの不動産総合管理、競馬場内の開催警備、競馬場内の常駐警備各業務の一部及びレーシングプログラムの発送業務については現時点では競争契約への移行が困難であるとしているが、その他の業務については22年に競争契約に移行する予定としている。

平成 19 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果
有料駐車場の運営について

(平成 19 年度決算検査報告 761 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

日本中央競馬会(以下「競馬会」という。)は、有料駐車場の運営に当たり、駐車場用地等を随意契約により関連公益法人に貸し付ける賃貸方式を一部を除いて採用している。関連公益法人は、競馬会に対して支払う貸付料に比べて多額の駐車場利用料金を収受して収入としているのに、競馬会が有料駐車場用地等の貸付料を実情に沿って見直したり、駐車場内の車両整理等の業務を外部に委託することにより自ら運営を行う委託方式を採用したりすることについて十分な検討を行うことのないまま賃貸方式を続けている事態が見受けられた。また、駐車場の運営という業務内容からみて、関連公益法人と随意契約を締結する合理的な理由があるとは認められない。

したがって、競馬会において、有料駐車場運営業務の実態、関連公益法人が収入としている駐車場利用料金及び運営業務に要する経費を勘案して、賃貸方式による場合であっても競争契約として貸付料を見直したり、委託方式にする場合には競争契約によることとして、併せて駐車場利用料金を自らの収入としたりする処置を講ずるよう、日本中央競馬会理事長に対して平成 20 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、競馬会本部、競馬場及び場外勝馬投票券発売所において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、競馬会は、本院指摘の趣旨に沿い、21 年 4 月までに、すべての有料駐車場の運営方法を関連公益法人との随意契約による賃貸方式から競争契約による委託方式に改めるなどの処置を講じていた。

第5 成田国際空港株式会社

意見を表示し又は処置を要求した事項

(1) 子会社が行う業務の発注において、競争の利益をより享受できるように競争的な契約方式の導入を図らせるよう意見を表示したもの

科 目	営業管理費、外注費等	
部 局 等	成田国際空港株式会社本社及び19子会社	
契 約 の 概 要	成田国際空港における空港運営事業、リテール事業、施設貸付事業及び鉄道事業に関する業務を行うもの	
検査の対象とした子会社における契約件数及び契約金額	993件	359億5082万余円(平成20事業年度)
上記のうち競争的な契約方式の導入が可能であった契約件数及び契約金額	220件	35億4928万円

【意見を表示したものの全文】

子会社における契約事務の実施について

(平成21年10月7日付け 成田国際空港株式会社代表取締役社長あて)
標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 成田会社グループにおける契約事務等の概要

(1) 中期経営計画、連結子会社等管理規程等

貴会社は、成田国際空港株式会社法(平成15年法律第124号)に基づき、成田国際空港の設置及び管理を効率的に行うことなどにより、航空輸送の利用者の利便の向上を図り、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化に寄与することを目的とし、平成16年4月1日、同法の規定により解散した新東京国際空港公団の一切の権利及び義務を承継して、全額政府出資の特殊会社として設立された。そして、貴会社は、株式上場による完全民営化の早期実現を目標として掲げており、18事業年度から22事業年度までの5か年の中期経営計画「New ステージ2010」(以下「中期計画」という。)を策定して、貴会社と子会社等が構成する企業集団(以下「成田会社グループ」という。)の経営基盤の強化に向けて、設備投資や経費の更なるコスト削減に取り組むこととしており、また、社会に評価される企業グループを目指して、法規範等の遵守を徹底することとしている。

貴会社は、連結子会社等管理規程(平成19年規程第17号)を定め、子会社等の経営の自主性を尊重するとともに、緊密な連携と協力のもと、成田会社グループの収益の向上を図ることとしている。そして、子会社等各社の経理規程等の重要な規程等の制定及び改廃に関することなどについて、適正であると認めるときは貴会社がこれを承認するとともに、子会社等の事業の遂行状況等について報告を求め、必要に応じて協議することとしている。

また、貴会社は、契約に当たり、公正性、透明性等を確保するため、調達規程(平成18

年規程第22号)等において契約に係る基本的事項を定めている。そして、調達規程等によれば業務を民間会社等(以下「業者」という。)へ発注する場合の契約は、原則として競争契約によることとなっているが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等においては随意契約によることとされ、また、契約に係る金額が少額である場合等においては随意契約によることができることとなっている。

(2) 子会社における契約事務の概要

成田会社グループは、空港運営事業、リテール^(注1)事業、施設貸付事業及び鉄道事業を実施している。そして、エアポートメンテナンスサービス株式会社等19子会社(以下「19子会社」という。別表参照。)は、貴会社又は空港施設に入居する航空会社等から上記の事業に係る業務を受託するなどして、これら業務を自ら実施するものと業者に発注するものとに区分して実施しており、業者に発注する場合の契約の方式等については、貴会社から特段の指示等はなく各社の裁量に委ねられている。

(注1) リテール事業 成田国際空港施設内における免税店、小売店等の運営、空港関連サービスの提供等に係る事業

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴会社は、契約に当たり、調達規程等に基づき、原則として競争契約によることとしている一方で、19子会社における契約については、上記のとおり、各社の裁量に委ねている。成田会社グループの経営において、子会社が効率的、経済的な業務運営を行うことは、成田会社グループとしての経営の効率性、収益性の向上につながるとともに、ひいては貴会社への国の出資の目的にも沿うものである。

そこで、本院は、貴会社及び19子会社において、経済性等の観点から、成田会社グループの経営基盤の強化に向けて経費の更なるコスト削減及び収益の向上が図られているか、特に契約の競争性、公正性及び透明性が確保されているかなどに着眼して、19子会社が20年4月から10月までの間に締結している契約のうち、調達規程等を準用した場合に、契約金額が少額な契約を除く993件(契約金額計359億5082万余円)を対象として、契約書等の書類により実地に検査を行うとともに、随意契約についてはその理由別に分類して分析し、その分析結果について調達規程等を準用して検討するなどの方法により検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

19子会社が締結している前記993件の契約のうち858件の契約については、個々の契約ごとに各子会社の独自の判断に基づき、契約の性質又は目的が競争を許さないものや競争に付することが不利と認められるものなどとして随意契約によっていた。

そして、上記858件の随意契約のうちエアポートメンテナンスサービス株式会社等17子^(注2)会社(以下「17子会社」という。)が締結している220件(契約金額計35億4928万余円)の契約の随意契約によった理由についてみると、そのすべての契約において、現場の状況等に精通して過去に実績を有する者等に当該業務を履行させる必要があることから、当該業務を実施可能な業者は1社のみであることとなっていた。

しかし、これら220件の契約は、旅客ターミナル地区における手荷物カート回収等を行う業務(以下「カート回収業務」という。)、電気設備等の更新工事等の業務、植栽の維持作業の

業務等一般的な業務内容であり、業務に必要な作業マニュアル等を整備したり、新規参入者に対して指導、監督等を適切に行ったりすることなどにより、過去に実績を有していない業者であっても履行できる業務であり、随意契約によることなく競争に付することが可能であると認められる。

＜事例＞

株式会社成田空港ビジネス(以下「ビジネス社」という。)は、貴会社から、平成20事業年度に、カート回収業務を2件受託し、この2件の業務の一部は業者に発注することとして、その業務を2つの業務地区に分割した上で地区ごとに別々の業者と随意契約を締結していた。

カート回収業務は、旅客ターミナル地区で旅客が使用した手荷物カートを所定の場所まで搬送して回収するもので、ビジネス社は、随意契約を締結している理由として、旅客ターミナル地区内での業務であり、旅客からの問い合わせ等について臨機応変に対応することが求められるなど、現場の状況等に精通していて実績を有する者に履行させる必要があることから、契約の性質又は目的が競争を許さないものであるとしていた。

しかし、カート回収業務については、過去に契約実績を有していなくとも、業者の履行能力の審査を十分に行い、作業マニュアル等により適切な指導、監督等を行うことにより、十分に履行できる業務であると認められた。

また、前記17子会社のうち成田空港給油施設株式会社を除くエアポートメンテナンスサービス株式会社等16子会社のうち、エアポートメンテナンスサービス株式会社等5^(注3)会社は、本院の検査を踏まえて、20年11月から12月までの間に、原則として競争的な契約方式によることなどを内容とする契約に係る社内規程(以下「契約規程」という。)を制定している。

しかし、残りのNAAファイアー&セキュリティー株式会社等11子会社は契約規程を制定していないため、また、成田空港給油施設株式会社は、17年10月に契約規程を制定していたものの、随意契約によることができる場合の明確な判断基準等が示されていないため、競争に付することが可能と認められる契約を随意契約によっていて、競争的な契約方式を導入していなかった。

(改善を必要とする事態)

上記のとおり、貴会社は、自らが業務を発注する場合は調達規程等に基づき原則として競争契約により行うこととしているのに、子会社が業務を発注する場合は各社の裁量に委ねていて、17子会社は、競争に付することが可能と認められる契約を随意契約によっており、契約の競争性、公正性及び透明性が確保されておらず競争の利益が十分に享受できていない事態は、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、子会社において、契約に当たり、競争性、公正性及び透明性を確保することの重要性についての認識が十分でなかったことなどにもよるが、貴会社において、子会社が行う業務の発注において競争の利益をより享受できるよう、その管理、監督等を十分に行っていなかったことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴会社は、前記の設立目的を達成するため、中期計画を策定して、成田会社グループの経営基盤の強化に向けて設備投資や経費の更なるコスト削減に取り組むとともに収益の向上を図ることとしている。

については、貴会社において、子会社が行う業務の発注において競争の利益をより享受できるように競争的な契約方式の導入を図らせるよう意見を表示する。

(注2) エアポートメンテナンスサービス株式会社等17子会社 エアポートメンテナンスサービス株式会社、株式会社成田エアポートテクノ、株式会社NAA ファシリティーズ、空港情報通信株式会社、株式会社NAA コミュニケーションズ、成田空港給油施設株式会社、NAA ファイアー&セキュリティー株式会社、株式会社成田空港ビジネス、株式会社NAA リテイリング、NAA&ANA デューティーフリー株式会社、株式会社NAA&JAL-DFS、株式会社グリーンポート・エージェンシー、成田空港サービス株式会社、成田空港ロジスティックス株式会社、株式会社メディアポート成田、臨空開発整備株式会社及び成田高速鉄道アクセス株式会社

(注3) エアポートメンテナンスサービス株式会社等5子会社 エアポートメンテナンスサービス株式会社、株式会社成田エアポートテクノ、株式会社NAA ファシリティーズ、空港情報通信株式会社及び株式会社NAA コミュニケーションズ

別表

エアポートメンテナンスサービス株式会社等19子会社の概要

(平成21年3月末時点)

事業区分	番号	子会社名	主な事業内容	資本金 (百万円)	成田会社の 出資比率 (%)
空港運営事業	1	エアポートメンテナンスサービス株式会社	成田空港の土木・建築・施設の保守管理、テナント内装工事	20	100
	2	株式会社成田エアポートテクノ	旅客ターミナルビル設備の保守管理	120	66.67
	3	株式会社NAA エレテック	昇降機・シャトルシステム・手荷物搬送・搭乗橋設備の保守管理	60	67
	4	株式会社NAA ファシリティーズ	空港施設の保守管理	90	100
	5	空港情報通信株式会社	空港電気通信・フライト情報提供サービス、ソフトウェア開発、電話事業	150	100
	6	株式会社NAA コミュニケーションズ	テレビ共聴施設・警備設備保守管理、空港内統一IDカードシステムの保守管理及びIDカード発行	10	100
	7	成田空港給油施設株式会社	航空機給油施設の保守管理	50	100
	8	NAA ファイアー&セキュリティー株式会社	成田空港の警備・消火救難	80	100
	9	株式会社成田空港ビジネス	NAAグループをはじめとする空港内企業への人材派遣事業、アウトソーシングの受託及び旅客ターミナルビル内の手荷物カートサービス、植栽事業	60	100
リテール事業	10	株式会社NAA リテイリング	旅客ターミナルビルにおいて「Fa-So-La」ブランドで各種免税品、食品、民芸品等ギフト商品、電化製品等を販売	90	66.67
	11	NAA&ANA デューティーフリー株式会社	第2旅客ターミナルビルにおいて総合免税売店及び世界の一流ブランドブティック店を展開	90	66.67
	12	株式会社NAA&JAL-DFS	第1旅客ターミナルビルにおいて総合免税売店及び世界の一流ブランドブティック店を展開	90	66.67
	13	株式会社グリーンポート・エージェンシー	海外旅行損害保険代理店、宅配便サービス、外貨両替、鉄道バス乗車券販売等の各種サービス提供	37	93.33
	14	成田空港サービス株式会社	旅客ターミナルビル等における医薬品、化粧品、食料品等の販売、携帯電話レンタルサービス及び飲食店の経営	80	100
	15	成田空港ロジスティックス株式会社	自動販売機による清涼飲料水等の販売	30	52.50
	16	株式会社メディアポート成田	旅客ターミナルビル内で放送される番組の制作、CM、壁面広告等の販売、各種イベント・装飾の企画立案	50	100
施設貸付事業	17	臨空開発整備株式会社	成田空港整備地区の自社ビル(臨空開発第一センタービル)の貸し付け、成田空港周辺の騒音用地等の管理、貸付	150	100
鉄道事業	18	芝山鉄道株式会社	芝山鉄道(東成田～芝山千代田間)の運行	100	68.39
	19	成田高速鉄道アクセス株式会社	成田新高速鉄道線(2010年開業予定)の整備	19,008	53.74

(2) 会社が行う減損に係る会計処理について、回収可能価額の算定を減損基準等の趣旨に沿って行うよう意見を表示したもの

科	目	固定資産 有形固定資産 土地
部	局	等 成田国際空港株式会社本社
減損処理の概要		取得価額に対して時価が著しく下落した固定資産について、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額して、当該減少額を減損損失として当期の損失とすること
成田国際空港株式会社の平成16事業年度決算において減損処理を行っていた地区数及び減損額		23地区 68億9385万円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

減損処理における回収可能価額の算定について

(平成21年10月30日付け 成田国際空港株式会社代表取締役社長あて)
 標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 減損に係る会計処理等の概要

(1) 貴会社の概要

貴会社は、成田国際空港株式会社法(平成15年法律第124号)に基づき、成田国際空港の設置及び管理を効率的に行うことなどにより、航空輸送の利用者の利便の向上を図り、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化に寄与することを目的として、平成16年4月1日、同法の規定により解散した新東京国際空港公団の一切の権利及び義務を承継し、全額政府出資の特殊会社として設立された。そして、貴会社は、株式上場による完全民営化の早期実現を目標として掲げており、会社設立年度の16事業年度には約72億円、17事業年度は約141億円の当期純利益を計上している、17事業年度から株主である国に対して当期純利益に応じて、17事業年度20億円、18事業年度約30億円、19事業年度約25億円、20事業年度約13億円の配当を行っている。

(2) 貴会社が保有する用地

貴会社は、成田国際空港の設置及び管理に必要な空港施設用地、航空保安施設用地等の固定資産(以下「空港用地」という。)を取得する際に、その所有者(以下「用地所有者」という。)に対して、原則として金銭補償の方法により適正な損失補償を実施することとしているが、用地所有者が金銭に代えて代替地の提供を要望する場合には、必要に応じて当該取得に係る空港用地の価格の範囲内で代替地を提供することとしている。このため、貴会社は、上記空港用地のほか、代替地を要望する用地所有者に提供する目的であらかじめ土地を取得して(以下、この取得した土地を「代替地用地」という。)、保有している。

(3) 有価証券報告書等の作成、会計処理の基準等

貴会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)等に基づき有価証券報告書等を作成して、当該事業年度の終了後3か月以内に内閣総理大臣に提出し、有価証券報告書の一部を構成する貸借対照表、損益計算書等(以下、これらを合わせて「財務諸表」という。)について、監査法人の監査証明を受けている。

そして、貴会社は、財務諸表の作成に当たり、経理規程(平成16年規程第11号)等に基づき行うこととしており、これによれば、会計に関する取引の処理に当たっては、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準により行わなければならないこととされている。

(4) 固定資産の減損に係る会計処理

金融庁に設置されている企業会計審議会は、企業会計の基準、監査基準の設定等について調査審議して、内閣総理大臣等に対して報告等することとされており、14年8月に、固定資産の減損に係る会計基準(以下「減損基準」という。)を公表している。また、財団法人財務会計基準機構の内部組織である企業会計基準委員会は、企業会計基準等の調査研究、意見表明等を行っており、上記の公表を受けて15年10月に、固定資産の減損に係る会計基準の適用指針を公表している(以下、減損基準とこの指針を合わせて「減損基準等」という。)。そして、減損基準等は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準とされている。

減損基準等によれば、固定資産に減損の兆候があり、減損損失を認識すべきであると判定された固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額して、当該減少額を減損損失として当期の損失とするとされている。回収可能価額とは、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額とされており、正味売却価額を算定する場合には、固定資産の時価から処分費用見込額を控除して行うこととされている。

そして、時価とは公正な評価額をいい、原則として市場価格に基づく価額を時価とすることとされているが、市場価格が観察できない場合には、合理的に算定された価額が時価となることとされている。この合理的に算定された価額は合理的な見積りに基づき算定されることとされていて、不動産については、これを不動産鑑定評価基準に基づいて算定することとされている。また、自社における合理的な見積りが困難な場合には、不動産鑑定士から鑑定評価額を入手して、それを合理的に算定された価額とすることができることとされている。

また、減損基準等によれば、減損損失を認識すべきであると判定された固定資産のうち重要性が乏しい不動産については、本来入手すべき鑑定評価額に代えて、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を、合理的に算定された価額とみなすことができることとされていて、その容易に入手できると考えられる指標として固定資産税評価額等が示されている。そして、判例によれば、商法(明治32年法律第48号)第260条に規定する「重要ナル財産ノ処分」に該当するかどうかは、当該資産の価額、当期純利益に与える影響等を総合的に考慮して判断すべきものとされている。

貴会社は、16事業年度に、保有する代替地用地又は代替地用地として所有していたが代替地用地として提供する見込みがなく早期に売却等により処分の要があるとしている土

地(以下、処分の要があるとしている土地を「不要代替地用地」という。)のうち、時価が著しく下落した計 23 地区(以下「23 地区」という。)について、固定資産の減損に係る会計処理(以下「減損処理」という。)を行っている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴会社は、前記のとおり、空港用地及び代替地用地等を多数保有しており、その固定資産の額は多額に上っているが、代替地用地及び不要代替地用地の一部について、減損処理により、固定資産の帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として当期純利益を減少させている。貴会社は、株式上場に向けて財務諸表の正確性及び適正性の確保を図り、貴会社の財務情報の適切な表示を行うため、減損処理を減損基準等の趣旨に沿って行うことが求められており、このことは、ひいては貴会社への国の出資の目的にも沿うものである。

そこで、本院は、正確性、合規性等の観点から、回収可能価額の算定が減損基準等に沿って行われているかなどに着眼して、16 事業年度に減損処理を行った 23 地区に係る減損額 68 億 9385 万余円を対象として、貴会社において、有価証券報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

貴会社は、23 地区の減損処理に当たり、正味売却価額が使用価値を上回ることから、正味売却価額により回収可能価額を算定することとした。そして、次表のとおり、23 地区のうち市街化区域にある代替地用地 5 地区(以下「5 地区」という。)については、早期に売却の可能性が高いと判断したなどとして、鑑定評価額を採用して回収可能価額を計 11 億 8104 万余円(帳簿価額計 32 億 7171 万余円)と算定していた。

一方、市街化区域以外にある代替地用地 7 地区及び不要代替地用地 11 地区(以下「18 地区」という。)については、市場性が低く早期に売却の可能性が低いと判断したなどとして、重要性が乏しい不動産に該当するものとし、固定資産税評価額を採用してそれぞれの回収可能価額を計 6353 万余円(帳簿価額計 32 億 4839 万余円)及び計 7288 万余円(帳簿価額計 16 億 9121 万余円)と算定していた。

この結果、23 地区の帳簿価額の合計額は減損処理前の 82 億 1131 万余円が減損処理後に 13 億 1746 万余円となり、減損額の合計額は 68 億 9385 万余円に上っていた。

そして、減損処理前の帳簿価額についてみると、次表のとおり、売却の可能性が低く重要性が乏しい不動産に該当するとしていた 18 地区のうち、帳簿価額の上位 12 地区(以下「12 地区」という。帳簿価額計 47 億 9623 万余円)の各帳簿価額は、いずれも売却の可能性が高いとして鑑定評価額を採用していた前記 5 地区のうち帳簿価額が最も低い地区番号 5 の帳簿価額 9133 万余円を上回っている。また、減損額についてみても、12 地区(減損額計 46 億 6788 万余円)の各減損額は 1 億 1418 万余円から 13 億 5855 万余円までとなっていて、売却の可能性が高いとしていた上記 5 地区のうち減損額が最も小さい地区番号 5 の減損額 5123 万余円を上回っている。そして、12 地区の減損額は計 46 億 6788 万余円となっていて、当期純利益約 72 億円に対して重要な影響を与えている。

表 保有代替地用地の減損状況

区分	地区番号	保有面積 (㎡)	帳簿価額(千円) (平成15事業年度決算額) A		回収可能価額(千円) 鑑定：鑑定評価額を採用 固定：固定資産税評価額を採用 B		減損額(千円) B-A	摘要
代替地用地	市街化区域	1	63,678	2,562,348	869,849	鑑定	▲ 1,692,498	売却の可能性が高いとした地区
		2	1,454	291,014	124,000	鑑定	▲ 167,014	
		3	2,694	205,534	101,000	鑑定	▲ 104,534	
		4	1,537	121,486	46,100	鑑定	▲ 75,386	
		5	286	91,330	40,100	鑑定	▲ 51,230	
		計(5地区)	69,650	3,271,713	1,181,049		▲ 2,090,664	
	市街化区域以外	1	123,722	1,366,976	8,423	固定	▲ 1,358,553	
		2	9,914	848,543	22,306	固定	▲ 826,236	
		3	4,426	361,964	9,954	固定	▲ 352,010	
		4	5,895	195,167	11,036	固定	▲ 184,131	
		5	1,787	189,071	4,020	固定	▲ 185,050	
		6	15,912	165,670	976	固定	▲ 164,693	
		7	3,030	121,002	6,819	固定	▲ 114,182	
計①		164,689	3,248,395	63,537		▲ 3,184,857		
不要代替地用地	市街化区域	1	988	182,581	19,060	固定	▲ 163,520	売却の可能性が低いとした地区
		2	12,130	620,611	27,293	固定	▲ 593,318	
	3	39,463	301,042	11	固定	▲ 301,030		
	4	2,843	282,155	17,498	固定	▲ 264,657		
	5	19,679	161,451	950	固定	▲ 160,500		
	計②	75,103	1,547,842	64,814		▲ 1,483,028		
	計①+計②(12地区)	239,793	4,796,237	128,351		▲ 4,667,885		
	市街化区域以外	6	8,146	74,345	423	固定	▲ 73,922	
		7	3,211	32,858	7,226	固定	▲ 25,631	
		8	1,275	22,701	55	固定	▲ 22,645	
		9	1,337	8,850	106	固定	▲ 8,743	
		10	4,544	4,089	237	固定	▲ 3,852	
		11	315	521	16	固定	▲ 505	
		計③	18,829	143,367	8,066		▲ 135,301	
計②+計③		93,933	1,691,210	72,880		▲ 1,618,329		
計①+計②+計③(18地区)	258,622	4,939,605	136,418		▲ 4,803,187			
合計(23地区)	328,273	8,211,319	1,317,467		▲ 6,893,851			

注(1) 市街化区域以外とは、市街化調整区域及び市街化区域と市街化調整区域の区分がされていない区域をいう。ただし、不要代替地用地の地区番号4の地区については一部市街化区域を含んでいる。

注(2) 保有面積は小数点以下を切り捨てているため、帳簿価額、回収可能価額及び減損額は千円未満を切り捨てているため、数値を合計しても計欄の数値と一致しない場合がある。

これらのことから、売却の可能性が低く重要性が乏しい不動産に該当するとしていた12地区の減損額は、売却の可能性が高いとして鑑定評価額を採用していた5地区のそれと同等以上に貸借対照表の固定資産の価額及び損益計算書の当期純利益の額に重要な影響を与えていると認められる。しかし、貴会社は、重要性が乏しい不動産の範囲について明確な定めを設けることなく、5地区について鑑定評価額を採用する一方で、12地区については帳簿価額が高額であるにもかかわらず売却の可能性が低いことをもって重要性が乏しい不動産に該当するとして、本来入手すべき鑑定評価額に代えて、合理的に算定された価額とみなすことができ容易に入手できると考えられる指標のひとつとして示されている固定資産税評価額により回収可能価額を算定していて、減損処理上合理性を欠いた取扱いとなっており、重要性が乏しい不動産に該当しない限り回収可能価額の算定は鑑定評価額による減損基準等の趣旨に沿っていないものと認められる。

(改善を必要とする事態)

上記のとおり、12地区の帳簿価額が高額であり、また、その減損額は当期純利益の額に重要な影響を与えることになると認められるにもかかわらず、売却の可能性が低いことをもって重要性が乏しい不動産に該当するものと判断して、鑑定評価額を採用することなく固定資産税評価額により回収可能価額を算定している事態は、減損基準等の趣旨に沿ったものになっていないものと認められ、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴会社において、減損処理における回収可能価額の算定に当たり、減損基準等の趣旨に沿って行うことについて検討を十分に行っていないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴会社は、代替地用地を多数保有していて、今後も減損損失を認識した場合には減損処理を行うことが見込まれる。

については、貴会社において、回収可能価額の算定を減損基準等の趣旨に沿って行うよう意見を表示する。

平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 空港施設用地及び航空保安施設用地の貸付契約の有償化について

(平成19年度決算検査報告775ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置

成田国際空港株式会社(以下「成田会社」という。)が所有する空港施設用地等の土地の貸付けについては、成田会社の規程に基づき適正な対価によることとされている。しかし、成田会社は新東京国際空港公団が国の官署と無償の貸付契約を締結していた土地を成田会社設立後も引き続き無償で貸し付けていたり、平成16事業年度以降に新規に国の官署と無償の貸付契約を締結していたりして、成田会社の規程に適合したものとはなっていない事態が見受けられた。

したがって、成田会社において、無償の貸付契約の有償化に向けて、借受者である国の官署と速やかに協議を行うなどして、貸付契約を成田会社の規程に適合したものとするよう、成田国際空港株式会社代表取締役社長に対して20年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求した。

2 当局の処置状況

本院は、成田会社本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、成田会社は、本院指摘の趣旨に沿い、国の官署と協議等を行い無償の貸付契約を22年度から有償化するよう依頼していた。そして、成田会社は、土地の鑑定評価を行った上で貸付料を確定し、22事業年度に契約を行う予定であるとしている。

第6 東日本高速道路株式会社、第7 中日本高速道路株式会社、第8 西日本高速道路株式会社

意見を表示し又は処置を要求した事項

(1)-(3) 点検データ管理システムに点検の結果を確実に登録することなどにより、道路構造物が計画的かつ効率的に管理されるよう改善の処置を要求したもの

会社名	(1) 東日本高速道路株式会社 (2) 中日本高速道路株式会社 (3) 西日本高速道路株式会社 (1)、(2)及び(3)いずれも平成17年9月30日以前は「日本道路公団」)
科目	管理費用
部局等	(1) 本社、4支社 (2) 本社、4支社 (3) 本社、4支社
点検データ管理システムの概要	詳細点検、日常点検等で確認された道路構造物の損傷状況、その補修状況等の点検結果を登録し、維持管理計画の立案等に活用するもの
詳細点検及び日常点検に係る契約等の金額	(1) 45億7868万円(背景金額)(平成17年度～20年度) (2) 34億9414万円(背景金額)(平成17年度～20年度) (3) 58億2488万円(背景金額)(平成17年度～20年度) 計 138億9771万円(背景金額)(平成17年度～20年度)

本院は、道路構造物の点検及び点検結果の登録について、平成21年10月30日に、東日本高速道路株式会社(以下「東会社」という。)、中日本高速道路株式会社(以下「中会社」という。)、西日本高速道路株式会社(以下「西会社」という。また、以下、これらの会社を総称して「3会社」という。)それぞれの代表取締役社長に対して、「道路構造物の点検及び点検結果の登録について」として、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

これらの処置要求の内容は、3会社の検査結果に応じたものとなっているが、これを総括的に示すと以下のとおりである。

1 点検データ管理システム等の概要

(1) 道路構造物の点検の概要

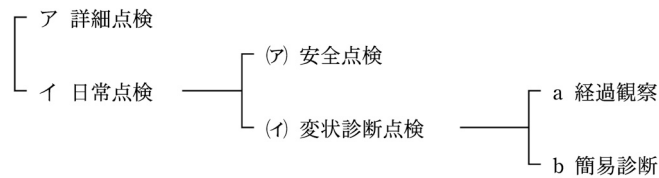
3会社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)と締結した協定において、機構から借り受けた道路を常時良好な状態に保つように適正かつ効率的に維持、修繕その他の管理を行うこととされている。そして、3会社は、共通の保全点検要領(平成18年4月改訂。以下「点検要領」という。)等に基づき、橋りょう、トンネル等の道路構造物(以下「構造物」という。)の点検を実施している。

点検要領は、日本道路公団(以下「公団」という。)が、車両の大型化や交通量の増加に伴う構造物の損傷の進行、構造物の高齢化に伴う損傷の顕在化等、構造物を取り巻く情勢が大きく変化していることを踏まえ、13年4月、構造物の状況を的確に把握して、計画的

な補修を行うため既存の要領等を統合し、必要な点検の種類、頻度、手法等を全面的に見直して制定したものである。

点検要領によると、3会社が行う点検の主な種別は次のとおりとなっている。

図 点検の種類



ア 詳細点検

橋りょう等の損傷メカニズムが比較的複雑な構造物を対象として、構造物の健全性を評価するとともに中長期的な状態を予測するために、原則として5年又は10年に1回、近接目視、打音等により行われるもの

イ 日常点検

構造物の異常、損傷等を早期に発見して必要かつ適切な処置、補修等の要否を判断するために行われるもの

(ア) 安全点検

構造物の現状の安全性を日常的に確認するために、主に本線内からの車上目視等により行われるもの

(イ) 変状診断点検

構造物の損傷の進行状況を日常的に把握するために行われるもの

a 経過観察

安全点検により確認された構造物の損傷の比較的短期的な進行状況を把握するために、安全点検の実施に併せるなどして行われるもの

b 簡易診断

詳細点検等により確認された構造物の損傷の比較的中長期的な進行状況を把握するために、点検計画において規定された点検サイクルを補完する必要がある場合等に近接目視、打音等により行われるもの

(2) 点検データ管理システムの概要

公団は、構造物の維持管理を効率的かつ継続的に実施するため、16年8月に、その点検から補修に至る情報を確実に登録することを目的とする点検データ管理システム(以下「管理システム」という。)の試行運用を始めた。そして、公団は、17年9月、管理システムに各種点検で確認された構造物の損傷状況、その補修状況等の点検結果を登録して、損傷原因の分析、維持管理計画(点検・修繕計画)の立案等に活用することを明記した点検要領を同年10月の3会社設立後から適用することとし、管理システムは、現在も3会社共通のシステムとして運用されている。

そして、管理システムの運用等に関するマニュアルによると、管理システムは、点検データとして点検種別、損傷の概要等の文字情報、損傷位置図及び損傷写真をデータベースに登録するとともに、補修データとして補修日、補修工法等の文字情報、補修情報を表

示した損傷位置図及び補修状況写真を登録することにより、点検データ及び補修データを関連させた一元化管理・蓄積が可能となるものである。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

我が国では、高度経済成長期に数多く建設された構造物の高齢化が急速に進んでおり、損傷が深刻化してから対策を行う事後保全から、点検に基づき損傷が軽微な段階から対策を行う予防保全に転換して、安全な道路を確保するとともに、計画的に構造物の長寿命化を推進していくことが求められている。そして、3会社が管理する高速道路についても、供用期間が40年を経過する区間もあり、この間には、前記のとおり、車両の大型化や交通量の増加に伴う構造物の損傷の進行、構造物の高齢化に伴う損傷の顕在化、さらに、構造物の損傷等に伴い一般公衆に被害を与える事例が発生するなど、構造物を取り巻く情勢は大きく変化している。

このような状況の中、3会社は、全国的なネットワークを構成する高速道路について、安全な道路を確保し第三者被害を防止する目的で、構造物の状況を的確に把握して、計画的な補修を実施するため構造物の点検を実施しており、その費用は多額なものとなっている。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、3会社において、詳細点検及び日常点検が3会社共通の点検要領等に基づき適切に実施され、点検結果が的確に3会社共通の管理システムに登録されているかなどに着眼して会計実地検査を行った。

(検査の対象及び方法)

本院は、3会社の12支社において、17年度から20年度までに、3会社が構造物の点検業務等を行うために株式会社ネクスコエンジニアリング北海道等(以下「エンジ会社」という。)との間で締結した契約等(契約等の件数322件、契約等の金額のうち詳細点検及び日常点検に係る金額計138億9771万余円(表1参照)。公団実施分を含む。)を対象として、同支社管内の101管理事務所等が実施した点検の報告書、管理システムに登録されている点検データを確認するなどして検査した。

表1 契約等の件数、契約等の金額のうち詳細点検及び日常点検に係る金額

会社名	平成17年度		18年度		19年度		20年度		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
東会社	44	1,198,660	26	947,654	9	1,236,317	6	1,196,048	85	4,578,680
中会社	20	751,490	21	758,350	20	786,545	28	1,197,761	89	3,494,148
西会社	40	1,294,217	64	1,342,782	28	1,602,959	16	1,584,927	148	5,824,886
計	104	3,244,368	111	3,048,786	57	3,625,822	50	3,978,737	322	13,897,714

(検査の結果)

管理システムの試行運用が開始された翌年度の17年度から20年度までの間に実施された詳細点検及び日常点検の点検結果の登録状況等について検査したところ、次のような状況となっていた。

(1) 詳細点検及び安全点検の点検データの一部が登録されていないもの

東会社及び西会社の8支社管内の77管理事務所等が実施した詳細点検及び安全点検(安全点検の一環として実施された経過観察を含む。以下同じ。)の点検データの管理システム

への登録状況についてみると、文字情報は登録されているものの、損傷位置図及び損傷写真は、表2のとおり、それぞれ多数の管理事務所等において登録されておらず、従来、点検業務を実施しているエンジ会社が開発して、保有している独自のシステムにすべての点検データが登録されていた。その結果、文字情報、損傷位置図及び損傷写真が一元化されたデータとして管理・蓄積されていない状況になっていた。

表2 損傷位置図及び損傷写真が登録されていない管理事務所等数 (平成21年3月31日現在)

会社名	点検の種類別	態 様	平成17年度	18年度	19年度	20年度
東 会 社	詳細点検	損傷位置図が登録されていないもの	27	0	0	0
		損傷写真が登録されていないもの	20	0	0	0
	安全点検	損傷位置図が登録されていないもの	16	0	0	0
		損傷写真が登録されていないもの	9	0	0	0
西 会 社	詳細点検	損傷位置図が登録されていないもの	38	36	35	38
		損傷写真が登録されていないもの	16	16	16	16
	安全点検	損傷位置図が登録されていないもの	23	23	23	27
		損傷写真が登録されていないもの	14	12	12	16

(注) 東会社については、会計実地検査を受けたことなどを契機として、平成18年度以降の点検データはすべて管理システムに登録されている。

(2) 詳細点検及び安全点検の補修データの全部又は一部が登録されていないもの

(注1)
3会社の12支社管内の101管理事務所等が実施した詳細点検及び安全点検の補修データについてみると、文字情報、補修情報を表示した損傷位置図及び補修状況写真は、表3のとおり、それぞれ多数の管理事務所等において管理システムに登録されておらず、一元化されたデータとして管理・蓄積されていない状況になっていた。

表3 文字情報、補修情報を表示した損傷位置図及び補修状況写真が登録されていない管理事務所等数 (平成21年3月31日現在)

会社名	点検の種類別	態 様	平成17年度	18年度	19年度	20年度
東 会 社	詳細点検	文字情報が登録されていないもの	20	0	1	2
		補修情報を表示した損傷位置図が登録されていないもの	27	20	21	20
		補修状況写真が登録されていないもの	32	32	36	29
	安全点検	文字情報が登録されていないもの	6	0	0	0
		補修情報を表示した損傷位置図が登録されていないもの	29	21	21	21
		補修状況写真が登録されていないもの	38	37	37	37
中 会 社	詳細点検	補修状況写真が登録されていないもの	22	22	23	23
	安全点検	補修状況写真が登録されていないもの	21	21	21	21

会社名	点検の種類	態 様	平成 17年度	18年度	19年度	20年度
西 会 社	詳細点検	文字情報が登録されていないもの	11	13	11	0
		補修情報を表示した損傷位置図が登録されていないもの	38	36	35	38
		補修状況写真が登録されていないもの	38	36	35	38
	安全点検	文字情報が登録されていないもの	11	11	11	0
		補修情報を表示した損傷位置図が登録されていないもの	38	38	38	27
		補修状況写真が登録されていないもの	27	27	27	27

(3) 簡易診断の点検データが登録されていないもの

点検要領によると、簡易診断は、管理区間における構造物の量的質的な状態を総合的に捉え、中長期的な視点を踏まえた維持管理計画(点検・修繕計画)を策定することを目的として行う重要な点検とされている。

しかし、3会社の12支社管内の101管理事務所等において、簡易診断の点検データは管理システムに登録されておらず、また、構造物の損傷の進行状況を確認しているものが一部見受けられたものの、支社等からの指示を受けてエンジ会社が簡易診断を実施している状況はほとんど確認できないものとなっていた。

構造物の計画的、効率的な管理を実施するためには、予防保全の見地からその健全度評価や劣化予測をすることが必要となり、点検結果の損傷から補修までの一貫した履歴をデータベースとして登録、蓄積及び更新することが必要とされている。

したがって、(1)、(2)及び(3)のような事態が常態化すると、構造物の健全度評価や劣化予測の実施等に支障を来すことになる。

(改善を必要とする事態)

3会社の本社、支社等において、構造物の点検に多額の費用を投じているのに、上記のように、詳細点検、安全点検及び簡易診断の点検結果が、点検要領及びマニュアルに基づき適切に管理システムに登録されていないなどして、損傷原因の分析、維持管理計画(点検・修繕計画)の立案等に十分活用できるものとなっていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 本社において、

- (ア) 管理システムに登録すべき事項等を支社及び管理事務所等に対して明確に指示していなかったこと
- (イ) 点検要領において、簡易診断を実施する構造物の損傷状況、点検手法等を明確にしていなかったこと

イ 支社及び管理事務所等において、

- (ア) 管理システムへの点検結果の登録は構造物の中長期的な視点を踏まえた維持管理計画(点検・修繕計画)を策定するための重要なものであることについての認識が十分でなかったこと

(イ) 管理システムへの点検結果の登録を点検要領及びマニュアルに基づき実施することについての認識が十分でなかったこと

ウ 支社において、エンジ会社との契約等の関係書類で管理システムに登録すべき事項等を具体的に記載していなかったこと

3 本院が要求する改善の処置

3 会社は、前記のとおり、機構から借り受けた道路を常時良好な状態に保つように適正かつ効率的に維持、修繕その他の管理を行うこととされており、全国的なネットワークを構成する高速道路について一定の管理水準を確保するため、今後も引き続き多額の費用を投じて構造物の点検を実施していくことが見込まれる。

については、3 会社において、構造物が計画的かつ効率的に管理されるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 支社及び管理事務所等に対して、

(ア) 管理システムへの点検結果の登録は、中長期的な視点を踏まえた維持管理計画(点検・修繕計画)を策定するために重要であること、点検要領及びマニュアルに基づき確実に実施されなければならないことを周知すること

(イ) 管理システムに登録すべき事項等を明確に指示すること

イ 支社に対して、契約等の関係書類に管理システムに登録すべき事項等を具体的に記載するよう指示すること

ウ 点検要領等において、簡易診断を実施する構造物の損傷状況、点検手法等を明確にすること

(注1) 12 支社 北海道、東北、関東、新潟、東京、名古屋、八王子、金沢、関西、中国、四国、九州各支社

(注2) 8 支社 北海道、東北、関東、新潟、関西、中国、四国、九州各支社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)-(3) 車両の軸重を計測するため高速道路に設置された軸重計の記録装置について、日々蓄積されているデータの集計等を行うことにより、軸重計の設置目的に沿って法令違反車両に対する取締りの強化等に活用されるよう改善させたもの

会社名	(1) 東日本高速道路株式会社 (2) 中日本高速道路株式会社 (3) 西日本高速道路株式会社
科目	機械装置(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有)
部署等	(1) 本社、4 支社 (2) 本社、4 支社 (3) 本社、4 支社
軸重計を借り受けて運用する根拠	高速道路株式会社法(平成 16 年法律第 99 号)、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成 16 年法律第 100 号)

軸重計の概要	高速道路において、法令違反車両に対する指導及び取締りの強化を図ることを目的として設置するもの		
軸重計の数量及び機構の取得費	(1)	450基	24億1639万余円
	(2)	305基	19億5638万余円
	(3)	388基	20億5850万余円
	計	1,143基	64億3129万余円
上記のうち活用されていない軸重計の記録装置の数量及び機構の取得費相当額	(1)	450基	9917万円
	(2)	305基	8127万円
	(3)	117基	3277万円
	計	872基	2億1321万円

1 軸重計の概要

(1) 軸重計の設置目的の概要

東日本高速道路株式会社(以下「東会社」という。)、中日本高速道路株式会社(以下「中会社」という。))及び西日本高速道路株式会社(以下「西会社」という。また、以下、これらを合わせて「3会社」という。))は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。))から借り受けた高速道路の維持管理業務の一環として、車両制限令(昭和36年政令第265号)等の法令に違反する車両(以下「法令違反車両」という。))に対する取締業務を実施している。

この業務は、道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するため、道路法(昭和27年法律第180号)第47条第2項により、幅、重量、高さなどが車両制限令で定める最高限度を超える車両は、通行させてはならないとされていることなどから、機構と締結した協定等に基づき、3会社が実施することとされているものである。

3会社は、この取締業務の実施に当たり、法令違反車両の取締りを実施する車両制限令等違反車両取締隊(以下「車限隊」という。))を組織している。

また、道路管理者である国等の権限を代行している3会社は、「車両の通行の制限について」(昭和53年道交発第96号。建設省道路局長通達)により、法令違反車両の指導及び取締りを強化するために必要な諸機材の整備の推進に努めることとされている。そして、3会社は、法令違反車両のうち車両制限令で定める軸重(車両の重量がそれぞれの車軸にかかる荷重)の最高限度を超える車両に対する指導及び取締りの強化を図ることを目的として、高速道路の入口レーンに、車両の軸重を計測する軸重計を多数設置(東会社450基(平成20年度末現在)、中会社305基(同)、西会社388基(同)、3会社計1,143基(同))している。

これらの軸重計は、前記の協定等により、3会社が設置した後、機構が3会社から引き受けて道路資産として保有(東会社分に係る機構の取得費計24億1639万余円、中会社分同計19億5638万余円、西会社分同計20億5850万余円、3会社分同計64億3129万余円)することとなっており、3会社はこれらを機構から借り受けることにより管理・運用を行うものである。

(2) 軸重計の運用

軸重計は、検出部装置、警報ブザー装置、警告表示板、プリンター等の記録装置(以下「記録装置」という。)及びこれらの装置間を電算処理等する指示装置の各種装置で構成されていて、以下のように運用されている(参考図参照)。

- ① 入口レーンに埋設された検出部装置が、車両が通過するごとにその軸重を計測する。
- ② 軸重の計測値が所定の制限値を超えていた場合、入口レーン脇に設置されている警報ブザー装置のブザーが鳴り、警告表示板に「重さ超過次で出よ」等の警告文が表示され、車両制限令で定める軸重の最高限度を超えると目される車両(以下「軸重超過車両」という。)の運転者に対して警告を与え、直近の料金所等から自主的に流出するよう促す。
- ③ 軸重超過車両が通行した日時及びその軸重の計測値(以下、これらを「データ」という。)を、各料金所事務室内に設置している記録装置にその都度記録する。

2 検査の結果

(検査の観点及び着眼点)

近年、大型化、重量化された車両による貨物輸送は、日常生活はもとより産業経済の発展に欠くことのできない重要な役割を果たしている。

一方、高速道路における法令違反車両の通行は、自動車の安全性を低下させ、重大事故を発生させる可能性が高く、道路の損傷や輸送秩序を乱す要因ともなっている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、3会社が実施している軸重計の管理・運用が適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、事前に3会社から提出された軸重計の設置状況等に関する調書を基に、3会社が管理・運用している軸重計全数(計1,143基)を対象として、入口レーンでの軸重計の検出部及び警報ブザー等各種装置の設置状況や記録装置等の運用状況を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、東会社の軸重計450基、中会社の軸重計305基に装備されているすべての記録装置について、また、西会社の軸重計388基に装備されている記録装置のうち117基について、日々のデータは蓄積されているものの、3会社は、これらのデータの集計等は一切行っていないかった。

このため、記録装置に蓄積されているデータの集計等を行えば、軸重超過車両の通行実態を把握し、車限隊の取締計画を策定する際の検討資料等として活用することができるにもかかわらず、その活用が図られていない状況となっていた。

したがって、3会社が管理・運用を行っている軸重計に装備されている計872基の記録装置(東会社計9917万余円、中会社計8127万余円、西会社計3277万余円、3会社計2億1321万余円(いずれも機構の取得費相当額))について、日々蓄積されているデータが、軸重計の設置目的に沿って法令違反車両に対する指導及び取締りの強化に活用されていない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、東会社及び中会社において、記録装置に日々蓄積されているデータが軸重超過車両の通行実態を把握し、車限隊の取締計画を策定する際の検討資

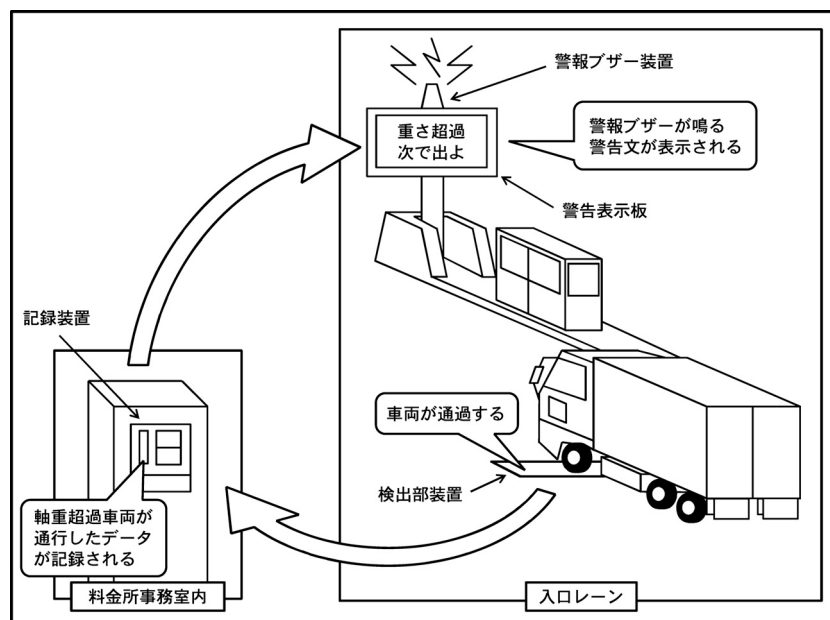
料等として活用することができるという認識が十分でなかったこと、また、西会社において、データの活用ができるとして同会社の各管理事務所等に集計させていたにもかかわらず、その集計方法等については、各管理事務所等の自主性に任せるなどしていたため、一部の管理事務所等において集計を行わなくなってしまったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、東会社は21年6月に、中会社及び西会社は同年8月に、それぞれデータの集計様式や集計方法等の作業体系等を定めたマニュアルを制定して社内に通知するなどして、軸重超過車両の通行実態の把握ができるよう処置を講じた。また、3会社は、21年6月以降蓄積されたデータの集計等を行うことにより、車限隊の取締計画を策定する際の検討資料を作成して、これを活用して効率的・効果的な取締計画の策定に反映させ、同年8月以降これによる取締りを実施している。

(参考 図)

軸重計の概念図



第9 日本郵政株式会社

平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

パーソナルコンピュータ用ソフトウェアの使用権の購入について

(平成19年度決算検査報告785ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

日本郵政株式会社(以下「日本郵政」という。)は、マイクロソフトコーポレーション製ソフトウェアの使用権を日本郵政公社(以下「公社」という。)から承継して自ら使用するほか、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険(以下、これらの4会社を総称して「グループ会社」という。)にも使用させている。これらの使用権の大半は、GEAと呼ばれる政府機関向けの購入方法によって購入されており、GEAには、購入したソフトウェアの新バージョンが通常3年間の契約期間中に発売された場合、これを使用する権利が含まれている。そして、この権利を行使できる期間は使用権の契約更新により延長できるが、使用権の契約更新に要する費用は使用権をGEAにより新規に購入するよりも安価となっている。しかし、公社において、使用権の内容を十分に把握していなかったことなどのため、平成14年3月にGEAにより購入した使用権の契約期間が満了する17年3月に契約の更新を行わず、17、18両年度に新規にGEAにより使用権を購入したため不経済となっているなどの事態が見受けられた。

したがって、日本郵政において、使用権の内容を十分に把握してグループ会社にも周知を図るとともに、ソフトウェアを中長期的に使用した場合の経済性を検討する体制を整えるなどの処置を講ずるよう、日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長に対して20年9月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、日本郵政本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、日本郵政は、本院指摘の趣旨に沿い、ソフトウェアの使用権に係る契約条件を適時に把握して、グループ会社に対して周知することとするとともに、日本郵政及びグループ会社の社員を構成員として、ソフトウェアを中長期的に使用した場合の経済性を検討するための会議を定期的を開催することとするなどの処置を講じていた。

第10 独立行政法人情報通信研究機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

職員等に対する旅費の支給に当たり、出張の実態を踏まえた支給とするよう改善させたもの

科	目	経常費用
部	局	等
		独立行政法人情報通信研究機構
食事代等諸雑費の概要		職員等が出張をする際に支給する旅費に含まれる、朝、昼、夕の各食事代等
食事代等諸雑費の支給額		1億4676万余円(平成18年度～20年度)
上記のうち出発日の朝食代及び帰着日の夕食代の支給額		3207万円(背景金額)

1 食事代等諸雑費の概要

独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)は、業務のために出張及び赴任(以下、両者を合わせて「出張」という。)をする職員等に対する旅費の支給について、独立行政法人情報通信研究機構旅費規程(平成16年規程第24号。以下「旅費規程」という。)を定め、国内出張の場合、交通費、食事代等諸雑費、素泊料等から成る旅費を支給している。

機構は、旅費規程において、食事代等諸雑費については、出張の日数に応じ1日当たりの定額によることとし、職員等の住所地又は勤務地からの片道路程が100km以上の日帰り出張又は宿泊を伴う出張の場合、1日につき役員の場合は5,000円、職員の場合は4,600円をそれぞれ支給することとしている。そして、食事代等諸雑費の金額には、朝、昼、夕の各食事代として1,000円、計3,000円が含まれている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

機構は、事務及び事業を効率的かつ効果的に行うことを目的として設立された独立行政法人であり、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)によると、業務運営における自主性は十分配慮されなければならないものの、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならないとされている。また、独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針(平成19年8月閣議決定)により、一般管理費や業務費の削減努力を継続的に行うことが求められている。

そこで、本院は、機構本部において、経済性等の観点から、旅費規程が出張の実態からみて適切なものとなっているかなどに着眼して、平成18年度から20年度までの間の16,037件の国内出張に対して支給された食事代等諸雑費計1億4676万余円を対象に、支出決議書、旅費請求書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、機構は、前記のとおり、食事代等諸雑費を出張の日数に応じ、一律に1

日当たりの定額として支給することとしていた。

このため、①日帰り出張における朝、夕の両食事代、②宿泊を伴う出張における出発日の朝食代、③帰着日の夕食代(これらに係る18年度から20年度までの支給額計3207万余円。以下、①から③までを「出発日の朝食代及び帰着日の夕食代」という。)についても支給することとしていた。

しかし、出発日の朝食代及び帰着日の夕食代は、通常の勤務時間内に勤務地を出発したり、勤務地に帰着したりする行程の出張においては支給する必要性がないものである。

そこで、18年度から20年度までの間の国内出張16,037件の中から任意に抽出した984件の出張に係る出発時刻及び帰着時刻について調査したところ、通常の勤務時間内に勤務地を出発したり、勤務地に帰着したりしていたと推測されるものが半数近く含まれていた。

以上のことから、機構が出発日の朝食代及び帰着日の夕食代を一律に支給する特段の事情があるとは認められないのに、これを一律に支給することとしている旅費規程は、出張の実態とかい離していて合理性を欠いており、適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、業務運営の効率化の徹底が求められる中、出張の実態の把握やその実態を旅費規程へ反映させるための検討が十分でなかったことなどによると認められる。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、出張の実態等を踏まえ、21年6月に旅費規程を改正し、同年7月以降、職員等に対して出発日の朝食代及び帰着日の夕食代を除いた旅費を支給することとする処置を講じた。

第11 独立行政法人防災科学技術研究所

不 当 事 項

役 務

(572) 保安警備業務の請負契約において、端末機器費の積算が適切でなかったため、契約額が割高となっているもの

科 目	経常費用
部 局 等	独立行政法人防災科学技術研究所本所
契 約 名	保安警備(機械警備)
契 約 の 概 要	研究交流棟等 10 棟を対象として機械警備業務、巡回警備業務等を行うもの
契 約 の 相 手 方	新安全警備保障株式会社(平成 16 年 7 月以前は株式会社安全警備)
契 約	平成 15 年 4 月ほか 随意契約
支 払 額	34,776,000 円(平成 15 年度～20 年度)
割高になっている契約額	4,100,000 円(平成 15 年度～20 年度)

1 保安警備業務の概要

(1) 契約の概要

独立行政法人防災科学技術研究所(以下「研究所」という。)は、研究所本所に所在する研究交流棟等計 10 棟を対象として、毎年度、保安警備業務を、随意契約により新安全警備保障株式会社(平成 16 年 7 月以前は株式会社安全警備。以下「警備会社」という。)に請け負わせて実施しており、15 年度から 20 年度までの契約金額は各年度とも 5,796,000 円、6 か年で計 34,776,000 円となっている。

本件保安警備業務は機械警備業務、巡回警備業務等を行うもので、このうち機械警備業務は、警報端末機器(以下「端末機器」という。)を設置し、各棟で発生した異常事態を検知して警備会社に自動的に通報するものである。この業務に使用される端末機器は、警備会社が所有するもので、昭和 53 年度に設置して以来、建物の新設等に伴って順次増設され、平成 15 年度以降は 703 個設置されている。

そして、研究所は、機械による警備はシステムの互換性が低いなどのため、仮に他のシステムを採用している業者が本件保安警備業務を受注した場合、既設の端末機器を撤去して新たな機器を設置しなければならないなど、多額の費用が発生するなどとして、昭和 53 年度以降、毎年度、警備会社と随意契約を締結している。

(2) 保安警備業務に係る予定価格の算定

研究所は、平成 15 年度以降の本件契約に係る予定価格について、毎年度、警備会社から提出される見積書の各項目に記載された端末機器の単価、警備員人件費等をそのまま採用して、見積書の総額と同一金額の 5,796,000 円とし、これと同額で本件契約を締結している。

このうち、端末機器費については、各年度とも研究交流棟等計10棟に設置されている703個の端末機器の取得価格計14,990,050円(15年度以降同額)を5年で除するなどして、2,698,212円と積算している。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、研究所において、経済性等の観点から、予定価格の算定が適切に行われているかなどに着眼して、15年度から20年度までの契約を対象に、契約書、仕様書、予定価格調書等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切でない事態が見受けられた。

すなわち、前記のとおり、研究所は、端末機器の取得価格を5年で除するなど、設置から5年で更新を繰り返すことを前提として、年間に要する端末機器費を積算している。

そこで、端末機器の更新状況について調査したところ、警備会社は、端末機器を最初に設置した昭和53年度以降、設置後5年を経過したことを理由として端末機器の更新を行ったことは一度もなく、設置後5年経過して、上記の積算上、取得に要した費用が既に回収済みとなっていることとなる端末機器をそのまま使用している状況となっていた。そして、端末機器の交換は、端末機器が故障した場合などにのみ行って、交換の実績を平成11年度から20年度までの10か年間についてみると、年間で平均8.9個、これに係る費用も47万円程度にとどまっており、予定価格の算定に用いている年間の端末機器費2,698,212円はこれを大幅に上回っていた。

以上のように、端末機器については故障のない限り交換しない実態となっているのに、設置後5年で更新することを前提として端末機器費の積算を行っている事態は適切とは認められない。

したがって、上記の端末機器の交換の実態を踏まえ、年間の端末機器費を設置後5年間は取得価格を5年で除した額とし、設置後5年経過後は再リース(リース期間満了後)の料金設定の方法を参考にして、設置後5年間の年間端末機器費の10分の1の額とするなどして、本件契約の予定価格を修正計算すると計30,668,400円(15年度から20年度まで)となり、本件契約額計34,776,000円はこれに比べて約410万円割高になっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究所において、予定価格の算定に当たり見積書の内容や業務の実態についての検討が十分でなかったことなどによると認められる。

第12 独立行政法人家畜改良センター

意見を表示し又は処置を要求した事項

精液採取用種雄牛の貸付けに当たり、貸付けを無償とせず貸し付けた牛から生産される凍結精液の販売による収入に応じ対価を徴収するなどするとともに、貸付先の選定を競争により行うなどして増収を図るよう改善の処置を要求したもの

科	目	事業収益
部	局	等
業務の概要		独立行政法人家畜改良センター本所
		優良な家畜の普及を図るなどのために、精液採取用種雄牛の貸付けを行うもの
貸し付けた精液採取用種雄牛から生産された精液の販売収入額の合計		33億7579万円(背景金額)(平成15年度～19年度)

【改善の処置を要求したものの全文】

精液採取用種雄牛の貸付けの有償化について

(平成21年9月3日付け 独立行政法人家畜改良センター理事長あて)
標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 業務の概要

貴法人は、独立行政法人家畜改良センター法(平成11年法律第185号)に基づき、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図ることを目的として、家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、種畜(繁殖用の家畜)の貸付け等の業務を行っている。このうち、種畜の貸付けの業務については、貴法人の前身の農林水産省家畜改良センター及び種畜牧場(以下「旧センター等」という。)が、「家畜等の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和25年農林省令第43号。平成13年4月1日廃止。以下「旧省令」という。)等に基づいて行っていたのを、平成13年4月1日の旧センター等の独立行政法人化に伴い、貴法人が引き継いだものである。そして、貴法人がこの業務を行うに当たっては、貴法人が旧省令等に倣って定めた「独立行政法人家畜改良センター業務方法書」及び「種畜等、家畜受精卵、種卵及び精液の配布並びに種畜の貸付け実施要領」(以下、これらを「業務方法書等」という。)に基づき行っている。

(1) 種畜の貸付けについて

貴法人は、旧センター等から引き継いで行っている種畜の貸付けについて、旧センター等が旧省令の「農林水産大臣は、家畜の改良又は増殖を図るため、牛、馬、めん羊等を無償で貸し付けることがある」との規定に基づき無償で行っていたのを受け、業務方法書等で種畜の貸付けは無償とする旨規定して、旧センター等当時と同様に無償で行っている。

そして、貸付けを受けることができる者は、独立行政法人、地方公共団体等、その他貴法人が適当と認める公益法人等としている。また、貸付期間は、牛にあっては4年以内等としているが、必要に応じて更新することができるとしている。そして、病気や繁殖能力

の低下などにより貸付けの目的を達することができなくなった場合には、貴法人は、貸付けを終了し、返還された種畜を売却するなどしている。

(2) 精液採取用種雄牛の貸付けについて

貴法人が無償で貸付けを行っている種畜のうち、凍結精液を生産するための精液採取用の種雄牛(以下「精液採取用種雄牛」という。)は、乳用種については乳質等、肉用種については肉質等、それぞれの能力検定の成績が上位であるとして選抜された優良な牛である。貴法人は、精液採取用種雄牛から生産された凍結精液は、全国を対象に配布する必要があり、偏った配布等を抑制する必要があるとして、所有する精液採取用種雄牛を自らの費用で一定の段階まで育成し、社団法人家畜改良事業団(以下「事業団」という。)に無償で貸し付けている。

このように、精液採取用種雄牛の無償貸付けを事業団のみに対して行っているのは、優良な種雄牛の凍結精液を畜産農家等にあっせんし全国的に配布する公益法人として昭和40年度に設立された事業団が、当時、全国に凍結精液を配布することが可能な唯一の団体であったことから、旧センター等が事業団を唯一の貸付先として無償貸付けを始めたのをそのまま引き継いだものであるとしている。

そして、事業団は、貴法人から無償で貸付けを受けているこれらの精液採取用種雄牛(以下「貸付牛」という。)から生産された凍結精液(以下「貸付牛に係る凍結精液」という。)のほか、自ら所有する種雄牛から生産された凍結精液等を全国に販売している。

(3) 閣議決定により要請されている自律化への取組

平成19年12月に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」の中で、独立行政法人の自律化に関し「自己収入の増大に向けた取組を推進することを通じて、中期的には国への財政依存度を下げることを目指す」などとされているように、自己収入の増大に向けた取組を推進することは、独立行政法人の自律化につながると同時に、国からの運営費交付金の減少に資することともなるものである。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性等の観点から、貴法人が無償で行っている種畜の貸付けについて、貸付けを無償で行っているのは適切か、貸付先の選定方法は適切かなどに着眼して検査した。

そして、貴法人が15年度から19年度までの間に貸し付けた貸付牛計31頭を対象として、貴法人本所において、貸付契約書、貸付牛名簿等の書類及び本院の求めに応じて貴法人に提出された事業団の財務諸表や凍結精液の販売状況等の資料を分析するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、貴法人は、前記のとおり、精液採取用種雄牛の貸付けについては、事業団に対して無償で行っているが、貸付牛に係る凍結精液の生産・販売に関する経理について報告させておらず、その販売実績を把握していなかった。

そこで、事業団における貸付牛に係る凍結精液の販売状況について調査したところ、事業団は、貸付牛に係る凍結精液の販売価格を、時価を勘案して1本当たり1,000円から5,000円と設定しており、15年度から19年度までの販売実績は、15年度399,652本、11億6822

万余円、16年度254,286本、5億9684万余円、17年度241,557本、4億3149万余円、18年度222,255本、4億6263万余円、19年度289,080本、7億1659万余円、計1,406,830本、33億7579万余円となっていた。

このように、貴法人が貸付牛を事業団に無償で貸し付けている一方、事業団は、貸付牛の飼養管理や貸付牛に係る凍結精液の販売等の費用を負担しているものの、貴法人の費用で一定の段階まで育成された貸付牛に係る凍結精液の生産・販売を独占的に行って多額の販売収入を得ている。

しかし、近年の状況をみると、事業団以外にも、インターネットを通じて保有種雄牛の情報を公開したり、問い合わせを受け付けたりなどして凍結精液の全国販売を行っている団体が見受けられるなど、凍結精液の生産、流通及び販売を取り巻く環境は変化している。このような状況の中で、貴法人は、独立行政法人に移行してからも、貸付先の選定方法について見直しを行うことなく、継続して事業団のみに対して無償で貸付けを行っていた。

(改善を必要とする事態)

上記のように、精液採取用種雄牛の貸付先は事業団以外にもあると認められるのに、事業団のみが貸付けを無償で受け、貸付牛に係る凍結精液の生産・販売を独占的に行って多額の販売収入を得ていて、貸付牛を一定の段階まで育成し、所有している貴法人が貸付けの対価を得ていない事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、精液採取用種雄牛について、凍結精液の生産、流通及び販売を取り巻く環境の変化や、貸付牛に係る凍結精液の事業団における販売実績等について十分検討を行わないまま、過去の経緯から事業団に対して無償貸付けを継続してきたことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

貴法人は、18年度から22年度までとなる第2期中期目標に係る中期計画において、家畜の育種改良の推進等に貢献していくため、乳用牛及び肉用牛について、優良種畜等を供給することとしており、精液採取用種雄牛の貸付けを今後も実施していくことが見込まれる。

一方、独立行政法人は、「独立行政法人整理合理化計画」において、自己収入の増加に向けた取組を推進することなどを通じて、自律化することなどが求められている。

については、貴法人において、より一層の自律化に向け、精液採取用種雄牛の貸付けについて、貸し付けた牛から生産される凍結精液の販売による収入に応じ対価を徴収するなど有償化するとともに、貸付先の選定に当たっては対象を事業団に限定することなく事業団以外の凍結精液の全国販売を行っている団体も含めて競争入札を行うなど契約の競争性を確保して増収を図るよう改善の処置を要求する。

第13 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

不 当 事 項

予 算 経 理

(573) 航空機を利用した出張に係る旅費の支給が過大となっているもの

科 目	農業技術研究業務勘定、基礎的研究業務勘定、民間研究促進業務勘定、農業機械化促進業務勘定及び特例業務勘定
部 局 等	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(平成18年3月31日以前は独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所及び独立行政法人農業者大学校)
旅 費 の 概 要	役職員の出張等のための旅費
航空機を利用した内国旅行に係る旅費の合計額	1,272,273,652円(平成17年度～20年度)
上記のうち支給が過大となっていた旅費の合計額	2,288,200円

1 旅費支給の概要

(1) 機構における旅費支給の概要

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(平成18年3月31日以前は独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所及び独立行政法人農業者大学校。以下「機構」という。)は、役職員が用務のため航空機を利用した旅行をする場合に、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構旅費規程(平成18年規程第92号)に基づき、鉄道賃、航空賃、日当、宿泊料等の旅費を支給している。そして、このうち航空賃の額は、現に支払った旅客運賃の額によることとなっている。

(2) 国内線旅客施設使用料の支給

東京国際、中部国際及び北九州各空港発着の国内線を利用する旅客は、東京国際、中部国際両空港の場合は17年4月1日から、北九州空港の場合は18年4月1日から、その利用の都度、旅客運賃に合わせて国内線旅客施設使用料(以下「施設使用料」という。)を支払うこととなっている。施設使用料は、空港管理会社による空港ターミナルビルの旅客共用施設の整備のための費用等に充当されるもので、その額は、出発及び到着旅客1人当たり(満12歳以上の場合)東京国際、北九州両空港では100円、中部国際空港では300円(20年9月30日までは200円)となっている。

このことから、農林水産省は、17年4月に内部部局等に対し、施設使用料は航空賃に該当しないので、日当(旅行中の昼食費及びこれに伴う諸雑費等を賄うための旅費)の中で賄うこととする事務連絡を発していた。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、航空賃及び日当の支給が適切なものとなっているかなどに着眼し、機構において、施設使用料が設定された17年度から20年度までの間に支給した東京国際、中部国際及び北九州各空港発着の航空機を利用した内国旅行に係る旅費計1,272,273,652円(14,876件)を対象として、旅費請求書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構は、農林水産省の前記の事務連絡を踏まえて、17年5月に事務連絡を発して、施設使用料は日当の中で賄うこと、また、航空券の領収書の内訳に施設使用料が明記されていない場合には、領収書の金額から施設使用料相当額を控除した金額を航空賃として支給することとし、これにより旅費を支給していた。

その後、機構は、18年7月に再度事務連絡を発して、18年8月1日以降に出発する旅行については、旅費事務の簡素化の観点からとして、航空券の領収書の金額をもって航空賃とすることとし、これにより旅費を支給していた。

しかし、上記のように、施設使用料を日当の中で賄うこととしていたにもかかわらず、その後、事務の簡素化を理由に、航空賃として支給していたのは、前記のとおり施設使用料は、空港管理会社による空港ターミナルビルの旅客共用施設の整備のための費用等に充当されるものであり、航空賃に該当しないものであることから、適切とは認められない。

したがって、施設使用料を航空賃として支給していた旅費計937,286,519円(11,012件)について、航空券の領収書の金額から施設使用料相当額を控除して適正な旅費を算定すると計934,998,319円となり、上記の旅費との差額計2,288,200円が過大に支給されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、機構において、航空機を利用した旅行に係る旅費を適正に支給するという認識が十分でなかったことによると認められる。

平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

共同研究施設の運営及び共同研究機器の利用の状況について

(平成19年度決算検査報告796ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「機構」という。)は、産学官の連携による共同研究を行うため、各研究所に共同研究施設及び共同研究機器を設置して、運営している。しかし、これらの施設や機器の運営、利用が設置目的に沿って十分に行われておらず、また、機構本部がそのような状況を十分に把握しておらず適切な対応等を執っていない事態が見受けられた。

したがって、機構本部において、共同研究施設の効果的、効率的な活用を図るための方針や計画の策定を行い、共同研究施設の運営状況や共同研究機器の利用状況を把握する体制を

整備するとともに、各研究所において、研究機器の利用状況等を踏まえて適切に利用促進を図る体制を整備するよう、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構理事長に対して平成20年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、機構本部において、20年10月に「共同研究施設の運営方針」を策定して、各研究所ごとに、毎年度、共同研究施設推進利用計画を作成させ、また、共同研究施設の運営状況や共同研究機器の利用状況を半年ごとに報告させて運営状況や利用状況が低調なものに対しては改善策を検討の上、各研究所を指導するなどの体制を整備するとともに、各研究所において、共同研究施設の利用方法を定めた共同利用規程等や、共同研究機器ごとの使用記録簿を整備するなど、機構一体となって利用促進を図る体制を整備する処置を講じていた。

第14 独立行政法人農業生物資源研究所

平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

農林水産生物ゲノム情報統合データベースシステム運用支援業務等の労務費の積算について

(平成19年度決算検査報告 803 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

独立行政法人農業生物資源研究所(以下「生物研究所」という。)は、統合データベースシステムの運用支援業務等に係る労務費の積算に使用するシステムエンジニアの時間単価について、当該業務はすべて生命情報科学の高度な専門性を必要とするとして、市販の積算参考資料に掲載されている時間単価より高い大手メーカー6社の技術者料金を平均した時間単価を使用していたが、仕様書には、高度な専門性を必要としない業務内容が含まれていた。

したがって、生物研究所において、仕様書の業務内容について十分に精査、検討した上で、業務の内容に適合した経済的な積算を行うよう、独立行政法人農業生物資源研究所理事長に対して平成20年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、生物研究所において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、生物研究所は、本院指摘の趣旨に沿い、20年11月に業務の実態を反映した「農林水産生物ゲノム統合データベースシステムの運用支援業務に係る労務費の積算基準」を定めて、21年度以降の契約に反映させることとする処置を講じていた。

第15 独立行政法人森林総合研究所

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

職員が公用車を利用して日帰りの出張を行った場合の日額旅費の支給に当たっては、所定の日額から交通費に相当する2分の1の額を減ずることとして、日額旅費の節減を図るよう改善させたもの

科 目	研究・育種勘定、特定地域整備等勘定及び水源林勘定
部 局 等	19 事業所等
日額旅費の概要	研修等に参加する職員、常時出張を要する職員等に支給するもの
公用車を利用して日帰りの出張を行った職員に対する日額旅費の支給額	1419 万余円(平成 19、20 両年度)
上記のうち節減できた日額旅費の額	668 万円

1 日額旅費の概要

独立行政法人森林総合研究所(以下「研究所」という。)は、独立行政法人森林総合研究所旅費規程(平成 13 年 13 森林総研第 59 号)及び独立行政法人森林総合研究所旅費事務取扱要領(平成 13 年 13 森林総研第 60 号。以下、これらを合わせて「規程等」という。)に基づき、研修等に参加する職員、常時出張を要する職員等に対して、通常の旅費に代えて日額旅費を支給している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

研究所は、平成 19 年 4 月に独立行政法人林木育種センターを統合したこと、20 年 4 月に独立行政法人緑資源機構の業務の一部を承継したことに伴う業務の増大により、19 年度以降、職員が業務用車両(公用車)を利用して日帰りの出張を行う機会が増加しており、それに伴い職員に支給している日額旅費も多額に上っている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、日額旅費の支給が旅行の実態を適切に反映しているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、19 事業所等において 19、20 両年度に職員が公用車を利用して日帰りの出張を行った場合に支給した日額旅費計 11,862 件、支給額計 1419 万余円を対象として、8 事業所等において会計実地検査を行うとともに、それ以外の 11 事業所等については、旅費請求書等の書類を提出させて検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

研究所は、19 年 4 月に規程等の改正を行う際に、職員が公用車を利用して日帰りの出張を行った場合の日額旅費については、所定の日額から 70 円を減じて支給することとしていた。

しかし、国の職員が公用車を利用して日帰りの出張を行った場合の日額旅費については、日額旅費の2分の1が交通費に相当することとされているため、所定の日額からその2分の1を減ずることとなっており、研究所においても、規程等で日額旅費の2分の1が交通費に相当することとされているにもかかわらず、70円を交通費相当分としてこれを日額旅費から減じた額を支給しているのは適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(節減できた日額旅費)

19、20両年度に、職員が公用車を利用した日帰りの出張計11,862件に対して支給した日額旅費計1419万余円について、所定の日額からその2分の1を減ずることとすれば、その支給額は計751万余円となり、実際に支給した額との差額計668万余円が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、研究所において、規程等の改正に当たり、日額旅費の減額に対する検討が十分でなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、研究所は、21年3月に規程等の改正を行い、職員が公用車を利用して日帰りの出張を行った場合の日額旅費の支給に当たっては、所定の日額からその2分の1を減ずることとするとともに、事業所等に対してその内容の周知徹底を図る処置を講じた。

(注) 19事業所等 森林総合研究所本所、林木育種センター、北海道、東北、四国、九州各支所、北海道、東北、関西、九州各育種場、安房南部、^{しもへいきた}下閉伊北、郡山、南富良野、美濃東部、南丹、黒潮フルーツライン、^{おおちせいぶ}邑智西部、阿蘇小国郷各建設事業所

第16 独立行政法人日本貿易保険

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

貿易保険情報システムの国の利用等に関する契約において、国の利用に供することに伴って発生する費用の額に対応する対価を収受するよう改善させたもの

科 目	経常収益	その他	その他の経常収益
部 局 等	独立行政法人日本貿易保険本店		
契 約 名	貿易保険情報システムの利用及び保守運用支援に関する契約		
契 約 の 概 要	第Ⅳ期貿易保険情報システムのうち、再保険特別会計システム等を国の利用に供するとともに、利用料等について、国の負担額を定めるもの		
契約に基づき収受した金額	1 億 7582 万余円(平成 19、20 両事業年度)		
上記の金額と発生した費用の額との差額	1 億 0415 万円(平成 19、20 両事業年度)		

1 貿易保険事業等の概要

(1) 貿易保険事業の概要

貿易保険は、貿易上生ずる危険のうち、通常の保険では補償されない戦争・内乱、収用、外貨送金停止等の非常危険及び取引相手方の破産、債務不履行等の信用危険をてん補し、被保険者である海外取引企業等に対して信用を供与して我が国の貿易の健全な発展に資するなどの役割を担っている。

この業務は、従来国が特別会計で実施していた貿易保険の引受け等の基本的業務を効率的かつ効果的に行うため、平成 13 年 4 月に独立行政法人日本貿易保険(Nippon Export and Investment Insurance。以下「NEXI」という。)が引き継いだものである。これに伴い、国は、貿易保険法(昭和 25 年法律第 67 号)に基づき、NEXI との間で貿易再保険契約を締結してその再保険を引き受けることとなり、旧貿易保険特別会計は 13 年度から貿易再保険特別会計に改編されている。

(2) 貿易保険情報システムの概要

NEXI は、13 年 4 月に本業務を引き継いだ際に、それまで国が使用していた本業務を電算処理するための第Ⅲ期貿易保険情報システムも引き継いでいたが、業務運営の一層の効率化・迅速化を実現するため、18 年 12 月に、同システムに続く第Ⅳ期貿易保険情報システム(以下「Ⅳ期システム」という。)を開発経費 46 億 1872 万余円で完成させ、翌 19 年 1 月から運用を開始している。Ⅳ期システムは、専ら国の再保険業務を処理するための再保険特別会計システム(開発経費 2 億 8000 万余円、以下「再保険システム」という。)を含む各種のサブシステムから構成されており、NEXI は、Ⅳ期システムを一体的に管理するため、保守、運用支援等の業務を、19、20 両事業年度に計 37 億 4487 万余円で業者に委託するなどして実施している。

(3) IV期システムの利用及び保守運用支援に関する契約

NEXIは、19事業年度から国と貿易情報システムの利用及び保守運用支援に関する契約(以下「利用契約」という。)を精算条項を付さない確定契約として締結して、再保険システム等を国の利用に供することに伴い発生する費用の額に対応する対価を収受している。

そして、NEXIは、利用契約に基づき、IV期システムのソフトウェア、機器等の開発経費を基に算定する対価(以下「利用料」という。)及びIV期システムの保守費、運用支援費等を基に算定する対価(以下「保守料」という。)として、19事業年度に9520万余円、20事業年度に8062万余円、計1億7582万余円を国から収受している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、19、20両事業年度の利用契約について、合規性、経済性等の観点から、IV期システムを国の利用に供することに伴い発生する費用の額に対応する対価を適切に収受しているかなどに着眼して、NEXIと国との利用契約に関する書類等により、NEXI本店及び経済産業本省において会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 再保険システムに係る保守料について

前記のとおり、再保険システムは専ら国の利用に供するものである。そして、NEXIは、再保険システムに係る利用料については、開発経費を予定利用年数(10年)で除して得た額2800万余円を各事業年度に国から収受しているが、保守料については、19事業年度に契約締結時に見積もった1200万余円を収受しているのみで、20事業年度は同事業年度に発生する費用が不明であるなどとして全く収受していなかった。

しかし、NEXIは、再保険システムに係る保守、運用支援業務を委託して、19事業年度に9261万円、20事業年度に9437万余円を委託費として支払っており、これに比べて、各事業年度に保守料として国から収受した金額は、それぞれ8060万余円、9437万余円過小となっていた。

(2) 再保険システム以外のサブシステムに係る利用料及び保守料について

国は、再保険システム以外の各種のサブシステムについても再保険業務に関連して利用することがある。NEXIは、これらのサブシステムに係る利用料及び保守料について、前々事業年度のサブシステムに係る国の利用実績に基づいて、19事業年度5520万余円、20事業年度5262万余円収受していた。しかし、国の利用実績が年々減少している状況にあることから、サブシステムを国の利用に供することに伴い発生する費用も19事業年度1519万余円、20事業年度681万余円と減少していて、これに比べて、各事業年度に利用料及び保守料として国から収受した金額は、それぞれ4000万余円、4580万余円過大となっていた。

(3) システムの開発経費や保守費、運用支援費等以外の経費について

NEXIは、IV期システムの運用に伴い負担している委託業者の入居スペース等に係る賃借料、電気代等について、これに係る国の利用相当額、19事業年度756万余円、20事業年度741万余円を国から収受していなかった。

上記(1)から(3)までの結果、NEXIにおいて実際に発生した費用の額を基に国の利用に係る19、20両事業年度の利用率等を修正計算すると、19事業年度1億4337万余円、20事業年度1億3660万余円、計2億7997万余円となることから、NEXIが19、20両事業年度に国から収受した計1億7582万余円は、これに比べて計1億0415万余円過小となっていた。

このように、NEXIが、国との利用契約において、実際に発生した費用の額に基づいて利用率等を精算することなく、費用の一部を収受していない事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、NEXIにおいて、国に対し、Ⅳ期システムの運用に伴い発生する費用の額に基づいて適切な費用負担を求めるという認識が十分でなかったことなどによると認められる。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、NEXIは、国と協議の上、Ⅳ期システムを国の利用に供することに伴って発生する費用の額に対応する対価を収受することができるよう、21年9月に利用契約を変更するとともに、22事業年度以降の利用契約においても、発生する費用の実績額に基づいて契約金額の精算を行うこととするなどの処置を講じた。

第17 独立行政法人産業技術総合研究所

意見を表示し又は処置を要求した事項

未利用となっている特許微生物寄託業務等に係る電子申請システムについて、運用停止などの抜本的な見直しを行うよう是正改善の処置を求めたもの

科	目	研究業務費、一般管理費
部	局	等
電子申請システムの概要		独立行政法人産業技術総合研究所
		パソコンを用いて、インターネット上で特許微生物寄託業務等に係る申請等手続を行うことができるシステム
未利用となっている電子申請システムの開発、保守等に要した経費の額		8754 万円(平成 16 年度～20 年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

特許微生物寄託業務等に係る電子申請システムについて

(平成 21 年 9 月 1 日付け 独立行政法人産業技術総合研究所理事長あて)
標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。
記

1 電子申請システムの概要

(1) 特許微生物寄託業務等の概要

貴研究所は、平成 13 年 3 月に特許庁長官から特許法施行規則(昭和 35 年通商産業省令第 10 号)第 27 条の 2 の規定に基づき特許出願に係る微生物(以下「特許微生物」という。)を^(注1)寄託すべき機関(以下「寄託機関」という。)として指定を受けるなどして、特許微生物の寄託・分譲業務(以下「特許微生物寄託業務」という。)を同年 4 月から貴研究所つくばセンター内の特許生物寄託センターにおいて行っている。また、貴研究所は、計量法施行令(平成 5 年政令第 329 号)第 22 条の規定において特定計量器について型式の承認を行う者とされており、計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 76 条第 1 項の規定に基づく特定計量器の型式^(注2)承認及び同法第 102 条第 1 項の規定に基づく基準器検査等の業務(以下、これらの業務を「計量業務」という。)を同年 4 月から貴研究所つくば、関西両センター内の計量標準総合センターにおいて行うなどしている。

貴研究所は、これらの業務(以下「特許微生物寄託業務等」という。)の実施に当たり、従来書面で行うこととなっていた申請、請求及び届出の各手続(以下「申請等手続」という。)をパソコンを用いてインターネット上でも行うこと(以下「電子申請」という。)ができるようにするために、17 年 3 月に「独立行政法人産業技術総合研究所に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規程」(平成 17 年 16 規程第 52 号)等を定め、これに基づき、電子申請により行われた申請等手続はこれらを行う者から書面で行われたものとみなして取り扱われることとしている。

(注1) 特許微生物を寄託 微生物(動植物細胞等を含む。)に係る発明について特許出願しようとする者は、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその微生物を容易に入手できる場合を除き、その微生物(真空のアンブルに格納されたものを5本以上等)を寄託しなければならないとされている。そして、寄託機関にその微生物を寄託したことを証明する書面を特許出願書類に添付し、特許庁に出願することとなる。

(注2) 特定計量器の型式承認 水道メーターなどに使用される計量器について、製造メーカーから提出された試作モデルが耐久性等の技術基準に適合するか否かの試験を行い、適合する場合は型式を承認するもの

(注3) 基準器検査 検定等の検査を行う時に基準として使用する特級基準分銅等の基準器の器差(精度、許容される誤差)等が、検定等を行うために必要な一定水準以上の要求事項を満たしているかどうかを検査するもの

(2) 電子申請システム導入の経緯

政府は、14年6月に決定した「e-Japan 重点計画-2002(内閣府IT戦略本部)」において、国、地方を通じ申請、届出等に限らず法令に基づく行政手続については、書面による手続に加えて、原則として2003年度(15年度)までにすべてオンラインによる手続も可能とすることとした。これを受けて、経済産業省は、同年7月の「経済産業省 国の行政機関等の行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」において、同省所管法令に係る国等の行政手続については、15年度までに例外なくオンライン化することとした。

そして、同省は、地方公共団体及び同省所管の独立行政法人等が行う手続についてオンライン化の促進を図るため、15年6月に「地方公共団体及び独立行政法人等におけるオンライン化の実施方策について(経済産業省版)」(以下「オンライン化実施方策」という。)を定め、同年7月、貴研究所を含む同省所管の独立行政法人等に対して、オンライン化実施方策を参考に行政手続のオンライン化に取り組むよう要請している。

貴研究所は、この要請を受けて、電子申請システムの導入の是非について検討し、貴研究所の業務のうち、法令に基づく行政手続である特許微生物寄託業務等の申請等手続をオンライン化することは、申請者に大きな利便性を与えるとともに、貴研究所の業務処理の効率化につながると判断して電子申請システムの開発に着手し、17年3月から運用を開始している。

(3) 電子申請における有体物の取扱い

特許微生物寄託業務及び計量業務の2業務においては、申請書の内容と特許微生物又は計量器等(以下、これらを「有体物」という。)を突合して確認するなどの必要性があることから、有体物を申請書と同時に提出することが原則となっている。これらの業務の特性を踏まえて、貴研究所は、電子申請の場合、有体物の取扱いに関して、電子申請を行った際に付与される識別番号が記載された「送り状」を有体物に添付して電子申請を行った日から3日以内に提出するなどの手続を定めている。

(4) 電子申請の利用条件

この電子申請を利用するためには、申請者は、民間認証局等から発行される電子証明書を取得した上で、カードリーダ等を購入することが必要となっている。一方、貴研究所が電子申請システムを利用して申請者に理事長名等の電子公印を付した電子公文書を発行す

するためには、経済産業省認証局から発行される電子証明書が必要となり、貴研究所は17年3月にその発行を受けている。

(5) 電子申請システムの開発、保守等経費

上記の電子申請システムの開発、保守等に20年度までに要した経費は、システム開発、改修及びシステム用機器購入に要した経費が計6962万余円(16年度5923万余円、17年度654万余円、20年度385万余円)、保守等に要した経費が計1791万余円(17年度203万余円、18年度541万余円、19年度541万余円、20年度504万余円)、合計8754万余円になっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴研究所が17年3月に電子申請システムの運用を開始してから既に4年が経過している。

そこで、本院は、有効性、効率性等の観点から、貴研究所において、同システムが有効に利用され申請者の利便性の向上が図られているか、申請等手続に係る事務処理の効率化が図られているかなどに着眼して、貴研究所つくば、関西両センターにおいて、特許微生物寄託業務等の申請等手続に係る同システムの利用状況について、関係書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 電子申請システムの未利用について

17年3月に電子申請システムの運用を開始してから21年3月末までの間に、貴研究所において行われた特許微生物寄託業務等の申請等手続は計41,772件に上っているが、これらはすべて書面によるものであり、電子申請システムにより受理した実績はなく、電子申請システムは全く利用されていなかった。

(2) 電子証明書の発行停止について

経済産業省は、20年10月をもって同省認証局を含む各府省の認証局が政府共用認証局に一元化されることに伴い、貴研究所に対する電子証明書発行の妥当性について検討したところ、貴研究所において申請者に対する電子公文書の発行実績がないことなどから、20年4月以降は同省認証局から電子証明書を発行しない取扱いとした。このように電子証明書が発行されないことにより、電子公文書が発行できないこととなったのに、貴研究所は電子申請システムについて特段の見直しを行っていなかった。

(3) 申請者の意向の把握について

20年9月に政府において策定された「オンライン利用拡大行動計画(内閣府IT戦略本部)」によれば、内閣官房及び総務省は、利用率が極めて低調であり、今後とも改善の見込みがない手続については、今後の利用者ニーズや費用対効果、代替措置の有無等を総合的に勘案して、停止すべきシステムの範囲を電子政府評価委員会に対して報告し、その評価や国民からの意見も踏まえた上で、システム停止の是非について結論を得るものとするとしている。

貴研究所は、前記(1)、(2)の本院の検査結果や上記のオンライン利用拡大行動計画における利用者ニーズの把握の趣旨を踏まえ、電子申請システムの必要性に対する申請者の意向

を把握・確認するため、特許微生物寄託業務及び計量業務の申請等手続を行っている主な申請者(特許微生物寄託業務 21 申請者、計量業務 13 申請者)に対して、21 年 4 月から 5 月にかけてアンケート調査を実施するとともに、それぞれの業務について各 2 申請者からヒアリングを行った。

その結果、申請者からは、電子申請を行う場合においても、申請書と有体物を提出しなければならないことは従前と同様であり、電子申請システムを利用するまでのメリットがないことや、申請者がわざわざ電子証明書を取得したり、カードリーダーを購入したりするための費用をかけるメリットがないことなどの意向が示されている。

(是正改善を必要とする事態)

上記のように、貴研究所が開発、運用した電子申請システムは、経済産業省の要請により導入したものとはいえ、その運用を開始してから 21 年 3 月末までの間全く利用されておらず、また、貴研究所において、未利用となっている同システムについて特段の見直しを行わないまま運用を継続していたことは適切とは認められず、申請者の意向を踏まえた抜本的な見直しを行い、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴研究所において、電子申請システムの導入の際に、申請書と有体物の提出等を伴う特許微生物寄託業務及び計量業務の申請等手続については、これらの申請等手続が電子申請になじむものかどうかについて利用者ニーズ等の検討を十分に行わなかったこと、また、運用開始時から電子申請システムが利用されていない状況が継続していたのに、同システムの適時適切な見直しを行っていなかったことによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴研究所は、特許微生物寄託業務等について、今後も引き続き法令等に基づいて的確に実施していく必要があり、これら業務を効率的に実施していくことが求められている。

については、貴研究所において、前記の事態を踏まえ、所要の手続を経るなどして、電子申請システムの運用停止などの抜本的な見直しを行うよう是正改善の処置を求める。

【当局が講じた処置】

本院は、独立行政法人産業技術総合研究所において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、同研究所は、本院指摘の趣旨に沿い、特許微生物寄託業務等に係る電子申請システムの抜本的な見直しを行うために設置した検討委員会において、21 年 9 月に同システムは廃止することが適当である旨の報告書が取りまとめられたことから、同月、同システムを廃止することとする処置を講じていた。

第18 独立行政法人造幣局

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

警備業務契約について、市場価格を反映した労務単価による積算方法を明確に定めるなどにより、予定価格の積算を経済的なものとするよう改善させたもの

科 目	雑費
部 局 等	独立行政法人造幣局本局及び東京支局
契 約 名	造幣局施設警備業務等 8 件
契 約 の 概 要	造幣局本局及び東京支局の正門等における立哨 ^{しょう} 警備業務等を請け負わせるもの
支 払 額	1 億 3395 万余円(平成 16 年度～20 年度)
契 約 の 相 手 方	株式会社日経サービス
契 約	平成 16 年 3 月、17 年 3 月、18 年 3 月、19 年 3 月、20 年 3 月 一般競争契約、随意契約
積 算 額	1 億 5413 万余円(平成 16 年度～20 年度)
低減できた積算額	2550 万円

1 警備業務契約の概要

(1) 業務の概要

独立行政法人造幣局(以下「造幣局」という。)の本局及び東京支局は、門扉の開閉、外来者に対する対応、夜間の敷地内の秩序維持等を行う警備業務等を、一般競争契約等により、本局は平成 16 年度から、東京支局は 18 年度からそれぞれ株式会社日経サービスと警備業務に関する契約(以下「警備業務契約」という。)を締結して請け負わせており、20 年度までの契約件数、支払額は、計 8 件、1 億 3395 万余円となっている。

(2) 造幣局の積算基準等について

造幣局は、契約事務の取扱いについて、その事務を適正に実施するために必要な事項を「造幣局契約事務規程」(平成 15 年 3 月造幣局訓令第 88 号)により定めており、予定価格を積算するに当たっては予定価格積算内訳書作成基準(平成 15 年 7 月造幣局通達秘第 71 号。21 年 4 月以降は「予定価格積算手順書」。以下「作成基準」という。)によることとしている。

作成基準には、警備業務契約の予定価格を積算する際に用いることができる単価として、国土交通省が毎年実施している実態調査により決定される建築保全業務労務単価等を基礎とした警備員日割基礎単価(この単価には諸経費は含まれていない。以下「警備員単価」という。)等が示されている。建築保全業務労務単価等は、建築保全業務積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)に基づき積算を行う際に用いられるものとして公表されている市場価格が反映された単価であり、同積算基準には、この労務単価等を用いる場合の諸経費率等が示されている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、本局及び東京支局において、経済性等の観点から、予定価格の積算が適切に行わ

れているか、予定価格は市場価格を反映した経済的なものとなっているかなどに着眼して、本局及び東京支局が16年度から20年度までに締結した前記8件の警備業務契約、支払額1億3395万余円を対象として、契約書、予定価格調書等の書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

作成基準には、前記のように警備業務契約の予定価格の積算の際に用いることができる警備員単価は示されていたが、この単価を用いる業務の範囲や単価を採用する場合の諸経費率等は示されておらず、そのままでは積算に使用できない状態であった。

このため、本局及び東京支局は、警備業務契約の積算に当たり、複数業者から徴した参考見積価額のうち総額が最低のもの(以下「最低見積価額」という。)を予定価格としたり、最低見積価額を年間の所要時間で除して算出した1時間当たり単価や業者から聞き取るなどして得た1時間当たり単価に査定率を乗じたものに年間の所要時間を乗じて算出した金額を予定価格としたりなどして、予定価格の積算方法が区々となっていた。

しかし、前記のとおり、作成基準に示された警備員単価は、市場価格が反映された建築保全業務労務単価等を基礎とした単価であり、本件警備業務と同様の一般的な施設警備を想定して建築保全業務積算基準に示された諸経費率等と併せて警備業務の積算に用いることができるのであるから、警備業務契約の予定価格の積算に当たっては、作成基準に示された警備員単価及び建築保全業務積算基準の諸経費率等を用いて算定すべきであった。そして、これにより予定価格の積算を行うと、前記8件の警備業務契約の予定価格はいずれも過大なものとなっていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東京支局は、平成20年度の警備業務契約の予定価格の積算に当たり、3業者から徴した参考見積価額のうち最低見積価額を年間の所要時間で除して1時間当たり単価を算出して、これに年間の所要時間を乗じた金額に査定率を乗ずるなどし、予定価格を2053万余円としていた。

しかし、作成基準に示されている警備員単価及び建築保全業務積算基準の諸経費率等を用いて1時間当たり単価を算出して、これに年間の所要時間を乗じて予定価格の積算額を修正計算すると1780万余円となり、上記の予定価格は約270万円が過大となっていた。

このように、警備業務契約の予定価格の積算に当たり、市場価格を反映した作成基準の警備員単価を用いることなく業者から徴した参考見積等に基づいて積算している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

上記のとおり、作成基準の警備員単価及び建築保全業務積算基準の諸経費率等を用いて、本局及び東京支局の8契約の予定価格の積算額を修正計算すると、その合計は1億2856万余円となり、本局及び東京支局が算定していた予定価格の合計1億5413万余円を約2550万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、造幣局において、作成基準に警備業務契約の予定価格の積算の際に用いることができる警備員単価を示しているものの、この単価を用いる場合の

諸経費率等を示していないなど、作成基準の定め方が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、造幣局は、東京支局の21年度警備業務契約について、21年8月31日付けで契約金額を減額する変更契約を締結するとともに、作成基準に警備員単価を用いる場合の諸経費率等を設定した上で同年9月に各契約担当課長あてに事務連絡を発して、22年4月以降実施する警備業務契約の予定価格の積算に当たっては、作成基準の警備員単価を用いることとするよう指示して、警備業務契約の予定価格の積算が適切に行われるよう処置を講じた。

平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 宿舎、庁舎分室等の建物及びこれらに係る用地の保有状況について

(平成19年度決算検査報告807ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

独立行政法人造幣局(以下「造幣局」という。)は、独立行政法人への移行時に、造幣局特別会計で保有していた宿舎、役職員等の出張、研修、休憩及び集会の用に供するための施設である庁舎分室及び集会所並びにいわゆる保養所である分室(以下、庁舎分室、集会所及び分室を「庁舎分室等」という。)の建物並びにこれらに係る用地を承継している。これらについて、宿舎用地の有効な利用が十分に図られていなかったり、宿舎の入居戸数が人員削減や宿舎の老朽化等により減少していたり、庁舎分室等の利用人員数が大幅に減少したりしている状況が見受けられた。

したがって、造幣局において、老朽化が進んでいたり、入居率が低くなっていたりしている宿舎の建物及びこれらに係る用地については、具体的な廃止・集約化計画を作成するとともに、利用状況が著しく低迷している庁舎分室等の建物及びこれらに係る用地については、具体的な廃止・処分計画を作成して、保有の必要のなくなった資産については、確実に国庫への返納を行えるよう備える処置を講ずるよう、独立行政法人造幣局理事長に対して平成20年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、造幣局本局及び東京、広島両支局において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、造幣局は、本院指摘の趣旨に沿い、宿舎の建物及びこれらに係る用地については、21年3月31日、職員宿舎廃止・集約化計画を策定して、10宿舎及び3独身寮のうち、2宿舎、1宿舎のうちの1棟及び2独身寮を22年度末までに廃止し、2宿舎及び1独身寮を1宿舎へ集約することとともに、庁舎分室等の建物及びこれらに係る用地については、3庁舎分室、1集会所及び3分室のうち、1庁舎分室及び3分室を既に廃止し、本局庁舎分室は、その一部を独身寮に転用することとして、これらにより、保有の必要のなくなった用地等の資産等については、確実に国庫への返納が行えるよう備える処置を講じていた。

第19 独立行政法人国立印刷局

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

不要資産とされている久我山運動場について、譲渡を含む適切な処分に向けた調整を積極的に進めて、調整が見つからない場合には国庫へ返納することとする処分計画を作成し、処分を円滑に進めるよう改善させたもの

部 局 等	独立行政法人国立印刷局本局	
設 置 根 拠 法	独立行政法人国立印刷局法(平成14年法律第41号)	
久我山運動場の概要	印刷局特別会計から承継した役職員等のための野球場、テニスコート等	
久我山運動場に 係る平成21年 3月31日現在 の帳簿価額	建物	2525万円
	用地	37億4660万円
	計	37億7186万円

1 印刷局の福利厚生施設の概要

(1) 福利厚生施設の概要

独立行政法人国立印刷局(以下「印刷局」という。)は、独立行政法人国立印刷局法(平成14年法律第41号)に基づき、平成15年4月に、日本銀行券の製造、官報の編集・印刷等の事業を行う独立行政法人として設置された。その際に、印刷局は、印刷局特別会計から本局、工場等の施設・設備等と共に保養所、宿泊所(以下、両者を合わせて「保養所」という。)、運動施設等を事業用資産として承継しており、原則として、これら保養所等を役員及び職員、その家族等(以下「役職員等」という。)のための福利厚生施設として管理運営している。

印刷局が本局、工場等の敷地の外に独立して保有する福利厚生施設は、保養所4か所及び久我山運動場の計5か所であり、そのうち、久我山運動場は、21年3月31日現在で、建物の延床面積558.1㎡及び敷地面積28,820.0㎡(建物の帳簿価額2525万余円、用地の帳簿価額37億4660万余円、帳簿価額計37億7186万余円)であり、野球場、テニスコート等を備えた施設として役職員等の用に供されている。福利厚生施設は、役職員等のための施設であるが、役職員等が利用するのに支障を来さないと認められる場合に限り、役職員等以外の者から利用料金を徴して利用させることができるとされている。

(2) 印刷局の保有資産等の見直しについて

政府は、19年12月24日に「独立行政法人整理合理化計画」(以下「合理化計画」という。)を閣議決定している。合理化計画は、独立行政法人の保有資産の見直しについて、独立行政法人において保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進して、適切な形で財政貢献を行うこと、売却等対象資産以外の実物資産についても、その保有の必要性について不断に見直しを実施することとしている。そして、合理化計画によると、印刷局の保有資産の見直しについて、保養所は、「次期中期目標期間(本院注：平成20年4月から25年3月までの5年間)中に段階的に廃止する」、久我山運動場は、「杉並区民も利用可能としていることを踏まえつつ、在り方を検討する」とされている。

印刷局は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条の規定に基づき財務大臣が合理化計画を踏まえて定めた第2期中期目標を達成するための計画(計画期間は20年4月から25年3月までの5年間。以下「第2期中期計画」という。)を作成して、20年3月に、財務大臣の認可を受けている。印刷局は、第2期中期計画の中で、保有資産の有効活用を図るとともに、遊休資産の処分による国の財政への貢献を図るため資産の見直しなどを実施することとしており、保養所及び久我山運動場について、合理化計画と同じ趣旨の定めをしている。

そして、印刷局は20年度末に保養所4か所を廃止した。

なお、合理化計画が想定している上記のような独立行政法人の保有する資産を政府等による出資に係る資産も含めて国庫返納等を行う制度については、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案が20年4月25日に国会に提出されたが、21年7月に廃案となったため、同年10月現在、資産を国庫に返納する仕組みは法的に整備されていないままとっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、有効性等の観点から、印刷局が事業用資産として承継した久我山運動場について、資産として保有する合理的理由があるか、また、有効に活用されているかなどに着眼して、印刷局本局において、久我山運動場日誌等の関係書類の提出を受けるなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような状況となっていた。

福利厚生施設である久我山運動場について、印刷局は、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる財産(以下「不要資産」という。)と位置付けた上で、杉並区民の利用も認めていることから、杉並区と久我山運動場の処分に向けて調整中であるとしていた。しかし、21年7月の会計実地検査時点において久我山運動場の処分に関する明確な計画や方針は作成されておらず、合理化計画策定以後、久我山運動場の在り方の検討に特段の進展がない状況となっていた。

久我山運動場の16年度から20年度までの各年度の利用状況について、役員等以外の者も含めた久我山運動場の利用日数の年間の日数(定休日を除く年間307日又は308日)に対する割合をみると、野球場が35.0%から41.8%、テニスコートが16年度は61.3%と高率になっているものの17年度以降は24.4%から38.9%となっていた。

そして、久我山運動場の維持管理費用についてみると、印刷局が16年度から20年度までに支払った業務委託費、光熱水費、樹木せん定費等は、計7210万余円となっていた。一方、同期間に徴した利用料金は、計653万余円であり、上記5年間の維持管理費用から利用料金を差し引いた久我山運動場に対する印刷局の負担額は、計6557万余円と多額となっていた。

このように、国の特別会計から承継した久我山運動場について、多額の維持管理費用が今後も継続して発生すると見込まれるのに、杉並区への譲渡を含む適切な処分に向けた調整が進展しておらず、在り方の検討が十分に進んでいない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、印刷局において、久我山運動場の処分について杉並区との調整を積極的に進めてこなかったこと、国庫返納に備えるための処分計画を作成するなどの久我山運動場についての在り方の検討が十分でなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、印刷局は、合理化計画等の趣旨を早急かつ着実に実現するために、21年9月に、不要資産とされている久我山運動場について、杉並区への適正な対価による譲渡を含む適切な処分に向けた調整を積極的に進めること及び同区との調整が難航して調整がつかない場合には、国庫返納のための法的整備が整い次第、速やかに国庫へ返納することとする処分計画を作成する処置を講じた。

第20 独立行政法人国民生活センター、第21 独立行政法人科学技術振興機構、
第22 独立行政法人都市再生機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

(1)-(3) 職員に対する給与の支給に当たり、食事手当等の現金の支給を廃止するなどする
よう改善の処置を要求したもの

科 目	経常費用
部 局 等	(1) 独立行政法人国民生活センター (2) 独立行政法人科学技術振興機構 (3) 独立行政法人都市再生機構
食事手当等の現金の支給の概要	上記の3独立行政法人において職員に昼食代等として現金を毎月支給しているもの
上記の3独立行政法人における食事手当等の現金の支給額及び支給期間	(1) 4947万円(平成15年10月～20年9月) (2) 1121万円(平成15年10月～20年9月) (3) 1億3720万円(平成16年7月～20年9月)

本院は、職員に対する食事手当等の現金の支給について、平成20年12月17日に、独立行政法人国民生活センター(以下「国民生活センター」という。)、独立行政法人科学技術振興機構(以下「科学技術振興機構」という。)及び独立行政法人都市再生機構(以下「都市再生機構」という。)の3独立行政法人(以下「3独立行政法人」という。)の各理事長に、「職員に対する食事手当の現金の支給について」等として、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

これらの処置要求の内容は、3独立行政法人のそれぞれの検査結果に応じたものとなっているが、これを総括的に示すと以下のとおりである。

1 独立行政法人における職員給与の概要

独立行政法人は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第3条の規定により、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならないとされている。

そして、独立行政法人のうち特定独立行政法人以外の法人の職員給与の支給基準^(注)については、通則法第63条第3項の規定により、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものになるように定められなければならないとされている。

また、行政のスリム化・効率化を一層徹底するために、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月閣議決定)において、独立行政法人の事業運営の効率化に関する措置の一環として、主務大臣は国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して社会的に理解が得られる水準とするよう要請するほか、独立行政法人は人件費総額について着実に削減に取り組むことが求められている。

(注) 特定独立行政法人 役員及び職員に国家公務員の身分が与えられている独立行政法人

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、各独立行政法人の職員に対する給与が、社会一般の情勢に適合したものとなっているか、また、国家公務員の給与の動向を考慮したものとなっているかなどに着眼して、特定独立行政法人以外の法人である3独立行政法人において会計実地検査を行い、給与台帳、給与明細書等の関係書類により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、3独立行政法人が、特殊法人から独立行政法人に移行した15年10月(都市再生機構については16年7月。以下同じ。)から20年9月までの間に、職員に対して支給した給与において、次のような事態が見受けられた。

すなわち、3独立行政法人は、全部又は一部の職員に対して、職員に支払う基本給、諸手当等のほか、その職員給与に係る内規に定めるなどして食事手当等の名称で月ごとに一定額を現金で支給しており、15年10月から20年9月までの間における支給月額、食事手当等の支給額等は次表のとおりとなっていた。

また、3独立行政法人が公表している職員の給与の支給水準はいずれも国家公務員の給与水準と比べて高くなっていた。

表 3 独立行政法人における食事手当等の現金の支給状況

法人名	手当等の名称	支給月額	平成15年10月から20年9月までの間の支給額の合計
国民生活センター	食事手当	7,300円	4947万円
科学技術振興機構	食事補助	6,750円(管理職) 9,150円(非管理職)	1121万円
	支所手当	3,600円	
都市再生機構	昼食費補助	2,000円又は2,500円	1億3720万円

(注) 都市再生機構は平成16年7月から20年9月までの間の支給額の合計である。また、この支給額の合計のうち、16年度の昼食費補助に係る支給額は、16年度昼食費補助の総額に16年7月の昼食費補助の額に対する現金支給額の割合を乗じて得た額である。また、17年度の昼食費補助に係る支給額は、17年度昼食費補助の総額に17年4月の昼食費補助の額に対する現金支給額の割合を乗じて得た額である。

上記の食事手当等について、3独立行政法人は、特殊法人であったときから引き続き、職員の福利厚生のために昼食代等として支給しているものであるとしている。

しかし、20年9月時点において食事手当等の現金の支給は、3独立行政法人以外の大多数の独立行政法人においては、独立行政法人への移行時には既に支給していなかったり、その後廃止していたりなどしている状況となっている。また、国においても食事手当等の現金の支給は行われていない。

(改善を必要とする事態)

このように、3独立行政法人が食事手当等の現金の支給について、通則法の規定の趣旨を踏まえて社会一般の情勢に適合したものであるかなどの検討を十分に行わないまま現在もこれを支給し続けている事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、3独立行政法人において、給与の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとする検討が十分でなかったこと、大多数の独立行政法人等においては食事手当等と同種の現金を支給していないことについての調査・検討が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

独立行政法人に対しては、今後も引き続き、行政のスリム化・効率化を一層徹底するために人件費の削減や見直しに取り組むことや職員給与の支給を含めて適正かつ効率的にその業務を運営することが求められている。

については、3独立行政法人においては、職員に対する食事手当等の現金の支給について、通則法の規定の趣旨を踏まえて支給の適否等を十分に検討することにより、食事手当等に係る内規を廃止するなどするよう改善の処置を要求する。

上記の改善を必要とする事態を3独立行政法人別に示すと、次のとおりである。

法人名	支給期間	節減できたと認められる食事手当等の現金の支給額
(1) 国民生活センター	15年10月～20年9月	4947万円
(2) 科学技術振興機構	15年10月～20年9月	1121万円
(3) 都市再生機構	16年7月～20年9月	1億3720万円

【当局が講じた処置】

本院は、3独立行政法人本部等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、3独立行政法人は、本院指摘の趣旨に沿い、職員に対する食事手当等の現金の支給について、内規を廃止するなどして、科学技術振興機構は20年12月以降、国民生活センター及び都市再生機構は21年1月以降これを支給しないこととする処置を講じていた。

第23 独立行政法人農畜産業振興機構、第24 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、第25 独立行政法人日本貿易振興機構、第26 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、第27 独立行政法人中小企業基盤整備機構

第3章
第2節
第23―第27

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)～(5) 職員に対する給与の支給に当たり、食事手当等の現金の支給を廃止するよう改善させたもの

科 目	経常費用
部 局 等	(1) 独立行政法人農畜産業振興機構 (2) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (3) 独立行政法人日本貿易振興機構 (4) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
食事手当等の現金の支給の概要	上記の5独立行政法人において職員に昼食代等として現金を毎月支給しているもの
上記の5独立行政法人における食事手当等の現金の支給額及び支給期間	(1) 5974万円(平成15年10月～20年9月) (2) 2億9839万円(平成15年10月～20年9月) (3) 3億2507万円(平成15年10月～20年9月) (4) 1億3664万円(平成16年2月～20年9月) (5) 2億7982万円(平成16年7月～20年9月)

1 独立行政法人における職員給与の概要

独立行政法人は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第3条の規定により、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならないとされている。

そして、独立行政法人のうち特定独立行政法人以外の法人の職員給与の支給基準については、通則法第63条第3項の規定により、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものになるように定められなければならないとされている。

また、行政のスリム化・効率化を一層徹底するために、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月閣議決定)において、独立行政法人の事業運営の効率化に関する措置の一環として、主務大臣は国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して社会的に理解が得られる水準とするよう要請するほか、独立行政法人は人件費総額について着実に削減に取り組むことが求められている。

(注) 特定独立行政法人 役員及び職員に国家公務員の身分が与えられている独立行政法人

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、各独立行政法人の職員に対する給与が、社会一般の情勢に適合したものとなっているか、また、国家公務員の給与の動向を考慮したものとなっているかなどに着眼して、特定独立行政法人以外の法人である独立行政法人農畜産業振興機構(以

独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

独立行政法人日本貿易振興機構

下「農畜産業振興機構」という。)、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「新エネルギー・産業技術総合開発機構」という。)、独立行政法人日本貿易振興機構(以下「日本貿易振興機構」という。)、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「石油天然ガス・金属鉱物資源機構」という。))及び独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小企業基盤整備機構」という。))の5独立行政法人(以下「5独立行政法人」という。))において会計実地検査を行い、給与台帳、給与明細書等の関係書類により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、5独立行政法人が、特殊法人等から独立行政法人に移行した15年10月(石油天然ガス・金属鉱物資源機構については16年2月。中小企業基盤整備機構については16年7月。以下同じ。))から20年9月までの間に、職員に対して支給した給与において、次のような事態が見受けられた。

すなわち、5独立行政法人は、全部又は一部の職員に対して、職員に支払う基本給、諸手当等のほか、その職員給与に係る内規に定めるなどして食事手当等の名称で月ごとに一定額を現金で支給しており、15年10月から20年9月までの間における支給月額、食事手当等の支給額等は次表のとおりとなっていた。

また、5独立行政法人が公表している職員の給与の支給水準はいずれも国家公務員の給与水準と比べて高くなっていた。

表 5 独立行政法人における食事手当等の現金の支給状況

法人名	手当等の名称	支給月額	平成15年10月から20年9月までの間の支給額の合計
農畜産業振興機構	食事手当	4,900円(管理職) 5,600円(非管理職)	5974万円
新エネルギー・産業技術総合開発機構	食堂施設利用代	7,000円	2億9839万円
日本貿易振興機構	食事補助	5,500円(管理職) 7,100円(非管理職)	3億2507万円
		福祉費	
	住宅費補助	27,000円(支給限度額)	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	食事手当	7,000円	1億3664万円
中小企業基盤整備機構	食事費用補助費	7,150円	2億7982万円

(注) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構は平成16年2月から20年9月までの間の、また、中小企業基盤整備機構は16年7月から20年9月までの間の支給額の合計である。

上記の食事手当等について、5独立行政法人は、特殊法人等であったときから引き続き、職員の福利厚生のために昼食代等として支給しているものであるとしていた。

しかし、このような食事手当等の現金の支給は、5独立行政法人以外の大多数の独立行政法人においては、独立行政法人への移行時には既に支給していなかったり、その後廃止していたりなどしている状況となっている。また、国においても食事手当等の現金の支給は行われていない。

このように、5独立行政法人が食事手当等の現金の支給について、通則法の規定の趣旨を踏まえて社会一般の情勢に適合したものであるかなどの検討を十分に行わないまま現在もこれを支給し続けている事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(節減できた食事手当等の現金の支給額)

前記のとおり、5独立行政法人において職員に対して食事手当等を支給しないこととする、15年10月から20年9月までの間において、農畜産業振興機構で5974万円、新エネルギー・産業技術総合開発機構で2億9839万円、日本貿易振興機構で3億2507万円、石油天然ガス・金属鉱物資源機構で1億3664万円、中小企業基盤整備機構で2億7982万円が、それぞれ節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、5独立行政法人において、給与の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとする検討が十分でなかったこと、大多数の独立行政法人等においては食事手当等と同種の現金を支給していないことについての調査・検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、5独立行政法人は、職員に対する食事手当等の現金の支給について、20年9月から11月までの間に内規を廃止するなどして、それ以降はこれを支給しないこととする処置を講じた。

第28 独立行政法人国際協力機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

政府開発援助の実施に当たり、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

(平成 21 年 10 月 30 日付けで外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長あてに意見を表示したものの全文は、103 ページの外務省の項に掲記)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 技術協力業務の開発調査等を委託する契約において、契約相手方が海外に渡航する場合に割安な割引運賃で航空券を手配するよう定めることにより、委託費を経済的に執行するよう改善させたもの

科 目	業務経費	(項)国・課題別事業計画関係費 (項)技術協力プロジェクト関係費 (項)フォローアップ関係費 (項)無償資金協力関係費 (項)事業評価関係費
	受託経費	(項)海外開発計画調査費
部 局 等	独立行政法人国際協力機構本部	
業務実施契約の概要	技術協力業務として実施する開発調査等や無償資金協力業務として実施する基本設計調査等をコンサルタント等に委託するもの	
業務実施契約に係る契約件数及び支払額	678 件	327 億 0022 万余円(平成 19 年度)
Y2 運賃による額を上限として精算されていた航空運賃に係る経費		18 億 1684 万余円(平成 19 年度)
節減できた委託費		7 億 3250 万円(平成 19 年度)

1 業務実施契約及び航空運賃の概要

(1) 業務実施契約の概要

独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人国際協力機構法(平成 14 年法律第 136 号)に基づき、技術協力業務として専門家派遣、開発調査等を行っており、また、無償資金協力業務として基本設計調査等を行っている。そして、コンサルタント等にこれらの業務を委託する契約(以下「業務実施契約」という。)を締結している。

平成 19 年度の業務実施契約の契約件数は 678 件、支払額は 327 億 0022 万余円となっており、この支払額にはコンサルタント等が海外に渡航する際の国際航空旅客運賃(以下「航空運賃」という。)が含まれている。

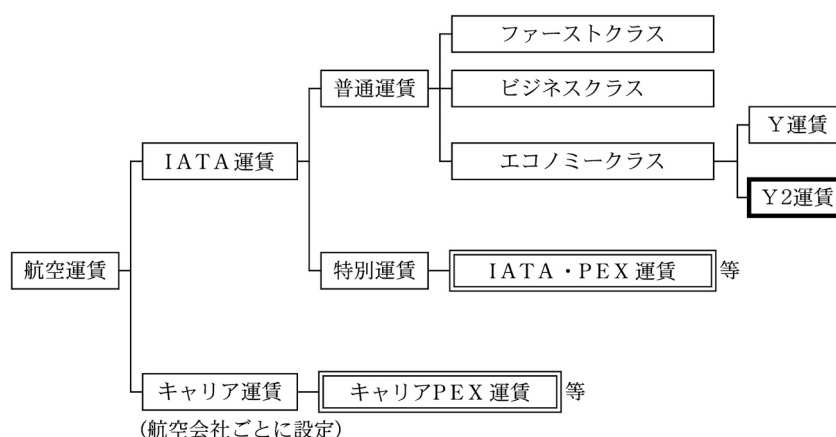
機構は、業務実施契約の締結に当たり、コンサルタント等に技術提案書や見積書を提出させて、技術提案書により相手方を選定した後に、見積りに基づいて契約金額を決定している。機構は、この見積書を提出させる際、エコノミークラスの航空運賃に係る見積価格の算出は、原則として、制限付エコノミークラス普通運賃(以下「Y2運賃」という。)によることとさせている。

そして、機構は、航空運賃について、契約締結時の額を上限として実費により精算することとしている。

(2) 航空運賃の概要

航空運賃は、座席クラスごとに、国際航空運送協会(International Air Transport Association。以下「IATA」という。)又は各航空会社において設定されており、国土交通大臣の認可を受けた後に公示されるなどして、その種別は次図のとおりである。

図 航空運賃の種別



(注) いわゆる格安運賃による航空券は旅行会社が独自に販売するもので、この料金体系とは別に設定されている。

これらの航空運賃のうち、個人向けに販売される IATA・PEX 運賃及びキャリア PEX 運賃(以下、これらを「PEX 運賃」という。)は、正規の割引運賃であり、設定路線及び座席数が限られていたり、Y2運賃より航空券の有効期間が短かったり、Y2運賃では可能な発券後の予約の変更ができなかったりするものの、Y2運賃より割安に設定されている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、業務実施契約の実施に当たり、コンサルタント等が手配した航空運賃は、同一区間に多様な航空運賃が存在している中で経済的なものとなっているかに着目して、機構本部において会計実地検査を行った。そして、19年度の業務実施契約678件で手配された航空運賃のうち、Y2運賃による額を上限として精算されていた3,717件、支払額18億1,684万9,000円について、航空券の控え、領収書等の精算書類等により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構は、前記のとおり、業務実施契約の見積書を提出させるに当たって、エコノミークラスの航空運賃の見積価格は原則としてY2運賃によることとしているが、業務実施契約において、航空券を実際に手配する際に、どのような航空運賃によるべきかを定めていなかった

た。このため、コンサルタント等は、PEX 運賃が設定されている路線であっても、割高な Y 2 運賃等で航空券を手配して上限である Y 2 運賃により精算を受けていた。

このような取扱いを容認していた理由について、機構は、業務実施契約の実施に当たり、出発直前や海外渡航中に日程を変更する場合があります、そのような場合でも柔軟に対応できるようにしておくためとしていた。

しかし、前記の Y 2 運賃により精算されていた 3,717 件について日程変更の有無を調査したところ、変更があったものは 367 件(9.8%)となっていた。また、PEX 運賃の航空券は、発券後に日程変更があっても、前記のとおり予約の変更はできないものの、Y 2 運賃との差額を支払うこととすれば Y 2 運賃の航空券への切り替えが可能であることから、業務は支障なく実施できたと認められた。

したがって、機構において、コンサルタント等が割安な PEX 運賃の航空券を手配するよう業務実施契約に定めることなく、Y 2 運賃による精算を容認して、委託費を経済的に執行していない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(節減できた委託費)

前記の Y 2 運賃により精算されていた 3,717 件から航空券の発券後に日程変更があったものや往路出発日から復路出発日までの期間が IATA・PEX 運賃の有効期間を超えていたもの 677 件を除いた 3,040 件について、Y 2 運賃より割安な IATA・PEX 運賃で航空券を手配したこととして航空運賃を修正計算すると、前記の航空運賃に係る支払額 18 億 1684 万余円は 10 億 8433 万余円となり、委託費を 7 億 3250 万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、コンサルタント等が海外に渡航する際の航空券の手配に当たり、割安な PEX 運賃で手配するよう業務実施契約に定めていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、21 年 6 月に、業務実施契約において、コンサルタント等が海外に渡航する場合に、原則として割安な PEX 運賃で航空券を手配するよう定めることとし、7 月以降に公示する契約案件から適用する処置を講じた。

(2) 研修員受入事業に係る研修監理業務委託契約において、予約可能で最も安価な割引運賃で国内線航空券を購入するよう定めることなどにより、委託費を経済的に執行するよう改善させたもの

科	目	(一般勘定)業務経費 (項)技術協力プロジェクト関係費
部	局	等 独立行政法人国際協力機構本部
研修監理業務委託契約の概要		研修員受入事業に係る研修現場監理業務、研修支援業務等を委託するもの
研修監理業務委託契約に係る委託費		55 億 9373 万余円(平成 20 年度)

上記のうち購入した航空券の数及び額	6,909 件	2 億 2104 万余円
上記のうち事前購入運賃によらずに購入した航空券の数及び額	6,790 件	2 億 1846 万余円
節減できた委託費		6966 万円(平成 20 年度)

1 研修監理業務委託契約及び国内線航空券の概要

(1) 研修監理業務委託契約の概要

独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)に基づき、技術協力の一環として、開発途上国・地域の研修員を我が国に受け入れて研修を実施する事業(以下「研修員受入事業」という。)を実施している。

研修員受入事業の実施に当たり、機構は、研修現場監理業務、研修支援業務等の業務を実施するため、財団法人日本国際協力センター(以下「センター」という。)と研修監理業務委託契約を締結している。

研修監理業務委託契約によれば、上記業務のうち研修支援業務には、研修員、講師、研修員を引率する研修監理員等(以下、これらの者を「研修員等」という。)の国内移動に係る交通手段の手配(予約のほか支払を含む。以下同じ。)が含まれている。センターは、各研修の開始前に、研修日程、行程、移動手段等を記載した研修詳細計画書を作成して機構の承認を得た後に、実際に利用する航空便等を記載した研修旅行計画書を作成して、これにより研修員等の航空券等を手配するなどしている。

そして、センターは、国内移動に航空機を利用する場合は、現に要した航空運賃等を機構に請求し、機構は、センターの請求によりこれを支払っている。

(2) 国内線の航空運賃の種別

国内線の航空運賃には普通運賃と割引運賃があり、航空会社が国土交通大臣に届け出た正規の割引運賃には、同一区間を往復することを条件とした往復割引運賃、利用する一定期日前までに航空券を予約して購入することを条件とした事前購入運賃等がある。このうち事前購入運賃は、販売座席数が限定されていて、予約便の変更ができないなどの条件があるものの、割引率が往復割引運賃より相当程度高く設定されており、予約期限が搭乗日の28日前、7日前、1日前等のものがある。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、研修監理業務委託契約に係る業務が経済的に実施されているかなどに着眼して、機構本部において、平成20年度の研修監理業務委託契約(契約金額55億9373万余円)を対象として会計実地検査を行った。そして、航空券等の手配の状況を聴取するとともに、委託費の請求の都度契約相手方が提出することになっている経費報告書等により航空券等の代金の支払状況を確認するなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、機構は、研修員等の国内移動に係る航空券の手配に当たり、研修監理業

務委託契約において航空運賃の種別に係る規定を定めていなかった。このため、センターは、業務の円滑な実施を重視して、研修監理員が当日に搭乗便の変更を容易に行えるとして、20年度の研修監理業務委託契約において手配した研修員等延べ6,909人分の航空券(航空券の額計2億2104万余円)のうち、延べ6,790人分については事前購入運賃によらない航空券(航空券の額計2億1846万余円)を購入して、機構にこれらの代金を請求し支払を受けていた。

しかし、センターは、研修詳細計画書を遅くとも研修開始の3日前までに作成しており、利用する航空便を記載した研修旅行計画書も事前購入運賃の航空券のいずれかの予約期限(搭乗日28日前から1日前)までに作成していることから、事前購入運賃の航空券をおおむね購入することができるかと認められた。また、このように予約便の変更ができない事前購入運賃の航空券を購入したとしても、検査した範囲では当日の搭乗便の変更はなく、当日以外でも搭乗便の変更はほとんどなかったことから、研修は支障なく実施できたと認められた。

したがって、機構において、研修監理業務委託契約において事前購入運賃に係る規定を定めず、センターが普通運賃又は往復割引運賃の航空券を購入することを容認して、委託費を経済的に執行していない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(節減できた委託費)

前記の事前購入運賃によらなかった研修員等延べ6,790人分の航空券の額計2億1846万余円は、研修旅行計画書の作成日の時点で最も割引率が高い事前購入運賃の航空券を予約して購入したとすると、実際に搭乗便を変更するなどしていた航空券に係る費用を考慮したとしても計1億4879万余円となり、委託費を6966万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、研修監理業務委託契約における研修員等の国内移動に係る航空券の手配に当たり、事前購入運賃等の安価な運賃で航空券を購入するよう同契約に定めていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、21年8月に、研修監理業務委託契約において、国内線航空券を手配する場合に、予約可能で最も安価な割引運賃で航空券を購入するよう定めることとして、21年度契約から適用することとする処置を講じた。

平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

政府開発援助の効果の発現について

(平成19年度決算検査報告142、819ページ参照)

(114ページの外務省の項に掲記)

第29 独立行政法人国際交流基金

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

文化交流を促進することなどを目的として購入した映画フィルムについて、作品の選定手続を見直し具体的な活用のための企画を提案することなどにより、効率的・効果的に利用されるよう改善させたもの

科 目	(項) 運営費交付金事業費	
部 局 等	独立行政法人国際交流基金(平成15年9月30日以前は国際交流基金)本部	
事 業 名	フィルムライブラリー充実(本部)事業	
事 業 の 概 要	外国人を対象とした非営利の映画祭等において上映するための日本映画作品を基金本部のフィルムライブラリーで収集するもの	
条件付きフィルムの購入本数及び前払上映権料の額	265本	1億8575万余円(平成7年度～20年度)
条件が満了した本数及び前払上映権料の額	173本	1億2759万余円(平成7年度～17年度)
上記のうち前払上映権料の全部又は一部が失効していた本数及び額	155本	8232万円(平成7年度～12年度)

1 事業の概要

(1) フィルムライブラリー充実(本部)事業の概要

独立行政法人国際交流基金(平成15年9月30日以前は国際交流基金。以下「基金」という。)は、独立行政法人国際交流基金法(平成14年法律第137号)に基づき、日本文化を海外に紹介し、映画を通じた文化交流を促進することなどを目的として、フィルムライブラリー充実(本部)事業(以下「事業」という。)を実施している。事業は、外務省の在外公館又は基金の海外事務所(以下、これらを合わせて「在外公館等」という。)が主催し又は共催する外国人を対象とした非営利の映画祭等で上映するために優れた日本映画作品を購入して、基金本部のフィルムライブラリーで収集するもので、昭和48年から実施している。事業で収集する作品は、毎年度1回、外部の6人の日本人映画評論家等による映画選定委員会が、前年に公開された作品やいわゆるクラシック作品の中から推薦作品を選定して、基金が推薦作品について映画配給会社と交渉して購入している。このようにして基金が平成20年度までに購入した16mmや35mmの映画フィルム等の数は、1,229本となっている。そして、基金本部のフィルムライブラリーが所蔵するこれらの映画フィルムは、在外公館等からの貸出しの申請に基づいて海外の上映先に送付されている。

(2) 条件付きフィルムの購入

基金は、事業開始当初、映画配給会社から提供が受けられるフィルムの規格が限られて

いたことなどから、主に16mm映画フィルムを購入していたが、画質の高い作品の上映要望が高まったことなどから、7年度に劇場公開用と同じ35mm映画フィルムを購入することとして映画配給会社と交渉を行った。しかし、映画配給会社は35mm映画フィルムを非営利文化事業のために販売することに強い難色を示したため、契約においては、上映を許諾する期間(以下「上映許諾期間」という。)を最長7年間とすること、35mm映画フィルムの購入代金の他に上映1回当たり25,000円の上映権料を30回分前払することなどの条件(以下、前払する上映権料を「前払上映権料」、条件が付された35mm映画フィルムを「条件付きフィルム」という。)を付すことで合意した。

基金は、条件付きフィルムの上映回数を、前払上映権料差引簿(以下「差引簿」という。)に記録して管理している。そして、上映許諾期間が満了した作品については、基金が更新の必要性を検討して、映画配給会社と交渉して更新を行っており、新たな上映許諾期間等の条件に基づいて前払上映権料を支払うなどしている。

基金が7年度から20年度までに購入した条件付きフィルムの本数は265本、その購入総額は、35mm映画フィルムの購入代金等3億1512万余円、前払上映権料1億8575万余円、計5億0088万余円となっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、基金本部において、効率性、有効性等の観点から、基金が購入した条件付きフィルムについて、上映許諾期間中に上映回数を適切に管理して事業の目的に沿って有効に利用しているか、利用実績を十分に考慮して契約の更新を行っているかなどに着眼して会計実地検査を行った。

検査に当たっては、基金が7年度から20年度までに購入した条件付きフィルム265本のうち、21年3月末までに上映許諾期間が満了したものの173本に係る契約(35mm映画フィルムの購入代金等1億6445万余円、前払上映権料1億2759万余円、計2億9204万余円)を検査の対象とした。そして、基金本部において、契約書、差引簿、上映許諾願書、事業報告書等により、事業の実施状況等を把握するなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 購入した条件付きフィルムの上映回数

上記の条件付きフィルム173本の当初契約で合意された上映許諾期間満了までの利用状況を見ると、前払上映権料1億2759万余円で確保した上映可能数4,974回のうち実際に上映されたのは1,731回であり、利用率(上映された数/前払上映権料で確保した上映可能数)は34.8%に過ぎなかった。そして、前払上映権料の全部又は一部が失効した条件付きフィルムは155本であり、これに係る失効した3,243回分の前払上映権料の額は8232万余円に上っていた。このうち、一回も上映されずに前払上映権料の全部が失効していたものは19本であり、これに係る前払上映権料の額は1429万余円であった。

基金は、前記のとおり、映画選定委員会が選定した推薦作品を購入しているが、その選定過程に在外公館等の要望などを反映させておらず、在外公館等が主催し又は共催する映画祭等において上映することを十分考慮に入れて購入作品を選定していなかった。

また、基金本部は、前記のとおり、作品の上映回数を差引簿により把握しているが、未使用の上映可能数が多い作品について在外公館等から照会があったときなどに単に作品名等を列挙して上映するよう提案していただけて、条件付きフィルムの上映状況を適切に管理して、在外公館等がこのような作品を上映しやすくするような上映会を企画するなど具体的な提案を行っていなかった。

(2) 契約更新の決定

基金は、前記の173本のうちの136本について、映画配給会社と交渉して契約更新を行い上映可能数を追加しており、これに係る前払上映権料として14年度から20年度までに6611万余円を支払っている。

基金は、これらの作品を契約更新した理由について、いずれの作品も著名な監督の重要な作品であって一般的な日本映画作品の紹介又は監督特集等で上映される可能性が高いためとしていたが、契約更新時に具体的な上映の予定があったわけではなかった。このため、基金は、当初契約の上映可能数を一回も使用しないまま上映許諾期間が満了していた作品19本のうち17本について、契約更新して上映可能数を追加しており、これに係る前払上映権料774万余円を支払っていた。

上記(1)及び(2)のように、事業用に購入した条件付きフィルムについて、利用が低調で前払上映権料を多数失効させていたり、一回も上映されずに前払上映権料の全部を失効させていたのに契約更新して新たに前払上映権料を支払っていたりしている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、基金において、次のことなどによると認められた。

- ア 収集する条件付きフィルムの選定に当たり、映画祭等を主催し又は共催する在外公館等の要望や事情を反映させていなかったこと及び条件付きフィルムの上映状況を適切に管理して、未使用の上映可能数が多い作品を上映する具体的な企画を在外公館等に対して積極的に提案していなかったこと
- イ 利用実績を十分に考慮することなく、一回も上映されなかった作品の多くをそのまま契約更新していたこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、基金は、次のような処置を講じた。

- ア 21年8月に、収集する条件付きフィルムの選定方法を改め、在外公館等に対する要望調査の結果等を作品の選定に反映させることとするとともに、同年9月に、前払上映権料の管理に関するマニュアルを制定して、作品ごとの上映状況を適切に管理し、上映回数が少ない作品を含めた上映会を組むなどの企画を提案するなど利用促進活動を積極的に行うこととした。
- イ 上記のマニュアルに、利用実績がないものについては原則として更新しないこととする規定を設けた。

第30 独立行政法人日本学術振興会

不 当 事 項

補 助 金

(574) 科学研究費補助金の経理が不当と認められるもの

科 目	(項) 科学研究費補助事業費
部 局 等	日本学術振興会(平成15年10月1日以降は独立行政法人日本学術振興会)
補助の根拠	日本学術振興会法(昭和42年法律第123号)(平成15年10月1日以降は独立行政法人日本学術振興会法(平成14年法律第159号))
補助事業者(事業主体)	岡山大学長
補助事業	科学研究費補助
補助事業の概要	我が国の学術を振興するために、あらゆる分野における優れた独創的・先駆的な学術研究を行うもの
上記に対する国庫補助金交付額の合計	4,000,000円(平成14年度)
不当と認める国庫補助金交付額	1,021,637円(平成14年度)

1 補助金の概要

(1) 科学研究費補助金の概要

日本学術振興会(平成15年10月1日以降は独立行政法人日本学術振興会。以下「振興会」という。)は、日本学術振興会法(昭和42年法律第123号。15年10月1日以降は独立行政法人日本学術振興会法(平成14年法律第159号))等に基づき、文部科学省が所掌する科学研究費補助金の交付対象となる一部の研究種目等について、11年度から国の補助金を財源として、科学研究費補助金を交付している。

この補助金は、我が国の学術を振興するために、人文・社会科学から自然科学まであらゆる分野における優れた独創的・先駆的な研究を格段に発展させることを目的として交付するものであり、交付対象となる研究種目等には基盤研究等がある。

この補助金の交付の申請をすることができる者は、「日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究等)取扱要領」(平成11年規程第6号。以下「取扱要領」という。)等により、①大学、大学共同利用機関等の学術研究を行う機関(以下「研究機関」という。)に所属する研究者が1人で科学研究を行う場合は、当該研究機関の代表者、②研究者2人以上が同一の研究課題について共同して科学研究を行う場合は、当該研究者の代表者(以下「研究代表者」という。)又は研究代表者の所属する研究機関の代表者等とされている。

補助の対象となる経費は、「科学研究費補助金(科学研究費)の取扱いについて」(平成14年文科振第135号文部科学省研究振興局長通知。以下「局長通知」という。)等により、研究で使用する消耗品等(以下「研究用物品」という。)の購入費等の研究計画の遂行等に必要経費

(直接経費)のほか、一部の研究種目については、研究の実施に伴い研究機関において必要となる管理等に係る経費(間接経費)とされている。

(2) 補助金の管理方法

交付された補助金の管理方法については、局長通知等により、研究代表者又は研究代表者と共同して研究計画の遂行に中心的役割を果たす研究分担者(以下、これらを合わせて「研究代表者等」という。)は、所属する研究機関に補助金の管理を行わせることとされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、交付された補助金が研究機関において取扱要領、局長通知等に従って適切に管理されているかなどに着眼して、振興会及び50研究機関に係る449事業主体(2大学長及び447研究代表者等)において会計実地検査を行った。そして、これらの事業主体が行っている726研究課題について納品書、請求書等の書類により検査するとともに、補助金の管理が適切でないと思われる事態があった場合には、研究機関に報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり不適正な経理処理を行っている事態が見受けられた。

振興会は、岡山大学(16年4月1日以降は国立大学法人岡山大学)に所属する研究者を研究代表者とする研究課題を対象として、14年度に補助金計4,000,000円を交付しており、同大学が補助金の管理を行っていた。そして、同大学は、研究代表者から研究用物品を1,185,054円で購入したとする納品書、請求書等の提出を受けるなどして、その購入代金を業者に支払っていた。

しかし、このうち1,021,637円については、研究代表者が業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させ同大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせて、これを業者に預けて別途に経理していた。このため、補助金1,021,637円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究代表者において、補助金の原資は税金であり、事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、補助金を管理する同大学において、研究用物品の納品検査等が十分でなかったこと、振興会において、研究代表者等及び研究機関に対して補助金の不正使用の防止について必要な措置の導入や指導を行っていたものの、その周知徹底が十分でなかったことによると認められる。

第31 独立行政法人宇宙航空研究開発機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

GX ロケット開発における役割分担や LNG エンジンの開発の見通しを明確にし、宇宙開発の推進に寄与するとともに、今後の国民の負担を考慮して開発を行うよう意見を表示したもの

科 目	経常費用
部 局 等	独立行政法人宇宙航空研究開発機構
GX ロケットの概要	民間企業が主導して開発を始め、現在も開発中の中小型商用ロケット
LNG エンジンの概要	LNG(液化天然ガス)を推進薬に用いるエンジン、推進薬タンク等エンジンを作動させるために必要な機器
平成15年度から20年度までの間のLNGエンジンの開発費	123億4877万円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

GX ロケット及びLNG エンジンの開発について

(平成21年10月30日付け 独立行政法人宇宙航空研究開発機構理事長あて) 標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 GX ロケット及びLNG エンジンの開発の概要

(1) GX ロケットの概要

ア GX ロケットの開発の概要

GX ロケットは、平成12年度から、石川島播磨重工業株式会社(19年7月以降は株式会社IHI)等の民間企業(以下「IHI等民間企業」という。)が主導して、国際市場で競合し得る、高性能で安価な、信頼性の高い中小型商用ロケットとして、17年度の試験機第1号の打ち上げを目指して開発が進められていたものである。

GX ロケットは、米国会社の既存品のロケットを活用した第1段ロケット及びLNG(液化天然ガス)を推進薬に用いるエンジン(以下、推進薬タンク等を含めた、エンジンを作動させるために必要な機器全体を「LNGエンジン」という。)を活用した第2段ロケットから構成されている。

イ LNG エンジンの開発の概要

貴機構の前身である、宇宙開発事業団(以下「旧事業団」という。)及び航空宇宙技術研究所が中心となって、昭和57年ごろから、将来のLNGエンジンにつながるメタン推進系の基礎研究を行ってきており、それまでの研究結果を基に、平成13年度までにLNGエンジンの実機大原型モデルエンジンの試作等を行っている。

(注1)

上記の研究成果を踏まえ、文部科学省に設置されている宇宙開発委員会は、LNGエンジンに用いる推進薬は次代の輸送系開発にとって有望な選択肢であり、また、複合材

(注2)
推進薬タンクは機体重量の軽量化に不可欠な技術であるなどとして、15年3月に、旧事業団に対して研究段階から開発段階に移行することを承認している。そして、この承認を受けて、旧事業団では、15年度からLNGエンジンの開発を行っている。

(注1) 宇宙開発委員会 我が国の宇宙開発の長期的かつ基本的な方向を見定めながら、その中心的な実施機関である独立行政法人宇宙航空研究開発機構の中期目標の基となる「宇宙開発に関する長期的な計画」等に関し調査審議する機関

(注2) 複合材推進薬タンク 軽量化のために、複合材である炭素繊維強化プラスチック等材料に用いて製造した推進薬を貯蔵するタンク

ウ GX ロケットの開発における官民の役割分担

IHI等民間企業、経済産業省並びに文部科学省及び旧事業団は、GXロケットの開発における官民の役割分担について、①IHI等民間企業が第1段ロケットの開発及びGXロケットの全体システムの開発を、②経済産業省が産業化へ必要な設計基盤技術の整備を、③文部科学省及び旧事業団がLNGエンジンの開発等を、それぞれが関係方面と調整を図ることで、15年3月に合意しており、18年8月に試験機及び射場整備の役割分担について、変更を行っている。そして、当初の合意を行った15年3月の時点では、19年度までに打ち上げによる信頼性実証を完了させて、IHI等民間企業が13年3月に設立した株式会社ギャラクシーエクスプレス(以下「ギャレックス社」という。)が20年度から商用ロケットの打ち上げ事業を行うこととしていた。

(2) LNGエンジンの開発の遅延

前記のLNGエンジンの開発承認に先立って、14年12月に、旧事業団は、宇宙開発委員会に対して、推進薬タンクの構造は複合材に推進薬の漏えい防止のために薄い金属製の内張(以下「金属ライナ」という。)を設けたものが最適であること、外部専門家を交えた技術評価等により設計手法及び製造工程の確立のめどを得ていることなどを説明している。

しかし、旧事業団が、14年11月から15年1月までに行った実機型タンクの極低温試験において、複合材推進薬タンクの複合材の材料間及び複合材と金属ライナの接着部ではく離不具合が発生した。そのため、2度にわたる設計変更を行うなど、16年4月までに、最初の極低温試験を含めて計4回の極低温試験を行ったが、複合材推進薬タンク等にはく離不具合が繰り返し発生している。そして、15年5月にLNGエンジンの質量が目標よりも大幅に超過することが、また、同年10月にLNGエンジンの推進性能が目標よりも大幅に低下することがそれぞれ判明した。

これらのはく離不具合等を踏まえ、貴機構は、複合材推進薬タンクの確実な開発のめどが得られなくなったことから、16、17両年度に、複合材推進薬タンクの代替策として、より質量の大きい金属推進薬タンクを用いたLNGエンジンのシステム設計及び燃焼試験を行っている。そして、金属推進薬タンクに変更した影響により、推進薬タンク内の推進薬を燃焼室に送り込む方式を合わせて変更している。しかし、17年8月に、実機大エンジン試験において、燃焼圧力の過大な変動と推力の低下が発生して、その対策として噴射器の設計変更を行うことになった。

上記の設計変更等の影響により、貴機構は、18年9月に、宇宙開発委員会に対して、LNGエンジンのギャレックス社への引渡し時期が22年度以降となる見込みである旨の報告を行っている。その結果、GXロケットの試験機第1号の打ち上げ時期は、23年度に延

期されることになった。

そして、金属推進薬タンクを用いたLNGエンジンの現在までの開発状況は、前記の燃焼圧力の過大な変動に関する対策確認試験において、20年1月までに効果のある結果が得られ、21年9月までに計11回の実機型エンジンの燃焼試験を実施しているところである。

(3) GX ロケットの今後の開発の概要

LNGエンジンの開発の遅延に伴って、GXロケットの試験機第1号の打ち上げ目標時期が延期されたことにより、IHI等民間企業は、当初の想定以上に負担が増大することになったため、20年1月に、第1段ロケットの開発、GXロケットの全体システムの開発等について、貴機構に対して貴機構の役割分担の拡大を要請している。そして、この要請を受けて、内閣に設置されている宇宙開発戦略本部^(注3)(以下「戦略本部」という。)及び宇宙開発委員会において、それぞれ新たにGXロケット全体の評価を行うことになった。

GXロケット全体の評価については、現時点において、戦略本部及び宇宙開発委員会で結論は出ていない。しかし、21年6月に決定した宇宙基本計画によると、開発を推進する意義があるとしながらも、考慮すべき課題が残っているため、国が主体となり、22年度予算の概算要求までに技術的見通し、需要の見通し、全体計画・所要経費の見通しを踏まえて開発着手に関して判断を行うこととしている。そして、これを受けて、内閣官房長官、宇宙開発担当大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣が21年8月に取りまとめた「GXロケットの今後の進め方について」によると、民間のビジネス展開の意欲については理解できるものの、GXロケットの需要見通し、競争力のある打ち上げビジネスの成立性等について判断できないため、GXロケットの本格的着手を判断できる状況にないとしている。しかし、LNGエンジンについては、国際的優位性の高い日本発の技術であり、将来の他のプロジェクト等での利用が見込まれるものであることから、22年度予算の概算要求においては、LNGエンジンの地上での開発に係る経費を計上することが示されている。

なお、上記の21年8月の取りまとめによると、今後見込まれるGXロケットの開発費(試験機2機による飛行実証の費用を含む。)は、21年度中に開発に本格的着手をした場合には約1000億円とされているが、開発の本格的着手が遅延した場合にはその開発費が更に増加することが見込まれる。

そして、貴機構によると、LNGエンジンの開発費は、15年3月の開発承認時点においては、約96億円と見込まれていたが、15年度の開発着手から20年度までの間に要した費用は123億4877万円、21年度以降は前記GXロケットの開発費の内数として約132億円が見込まれている。

(注3) 宇宙開発戦略本部 宇宙基本法(平成20年法律第43号)に基づき、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成20年8月に内閣に設置され、宇宙基本計画の作成及びその実施の推進に関する事務、並びに宇宙開発利用に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進及び総合調整に関する事務をつかさどる本部

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴機構は、これまでLNGエンジンの開発に多額の開発費を投入しており、今後、GX ロケット全体の開発主体となれば、更に多額の開発費を投入することになる。

そこで、本院は、有効性等の観点から、①GX ロケットの開発において、IHI 等民間企業との役割分担が明確なものとなっているか、②LNGエンジンの研究開発の各段階において、次の段階へ移行することの検討が適切になされているか、③戦略本部及び宇宙開発委員会との連携が図られているかなどに着眼して、貴機構において、LNGエンジンの開発状況、GX ロケットの今後の開発の見込み等を対象として、戦略本部及び宇宙開発委員会に報告・提供した資料を徴取するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) GX ロケットの開発における官民の役割分担の状況

文部科学省及び旧事業団は、前記のとおり、IHI 等民間企業や経済産業省とGX ロケットの開発に係る役割分担を行っているとしていた。しかし、費用負担を含む役割分担は以下のとおり、明確でないと認められる。

LNGエンジンの飛行実証に必要な試験機2機については、15年3月の合意において、官民で応分の負担をするとするにとどまっていて、具体的には定めておらず、引き続き協議することとしていた。そして、18年8月に行われた合意において、試験機2機のうち、試験機第1号の費用は貴機構が負担し、同第2号については引き続き協議することとした。また、18年8月の合意において、射場整備については、IHI 等民間企業がGX ロケットに固有な設備整備に係る費用を負担し、その他は貴機構が負担することを基本として、詳細は引き続き協議するとしていて、貴機構の役割分担はいまだに明確になっていない状況である。

(2) 複合材推進薬タンクのはく離不具合の報告

複合材推進薬タンクの開発過程において、前記のとおり計4回すべての実機型タンクの極低温試験においてははく離不具合が発生しており、第1回目の極低温試験は、宇宙開発委員会による15年3月のLNGエンジンの開発承認前のものであった。しかし、宇宙開発委員会において、その事実は報告されなかったため、この技術的課題は考慮されることなく、承認に至った。

このことについて、旧事業団は、第1回目の極低温試験で発生したはく離不具合の原因が製造不良によるものであって設計に起因するものではなく、製造コスト、開発スケジュール等へ与える影響が大きいと考えていたため、旧事業団の理事会に報告せず、宇宙開発委員会にも報告していなかったとしている。

しかし、複合材推進薬タンクの開発は機体重量の軽量化に不可欠な技術であることを考慮すると、研究段階の最終確認として計画されている実機型タンクの極低温試験におけるはく離不具合を宇宙開発委員会へ報告しなかったことは、LNGエンジンの開発を承認するか否かを判断するための重要な材料であるにもかかわらず、これを宇宙開発委員会に提供していなかったことになる。

なお、貴機構では、15年10月の貴機構設立と前後して起こった相次ぐ事故、トラブルを受けて、プロジェクト管理の強化を図ることなどを目的として、19年4月に、開発移行までのプロジェクトについて2度の経営審査を行うことや、開発段階のプロジェクトに

ついてその進行状況等プロジェクト管理における重要事項を四半期ごとに理事長に報告することなどといった対応策を講じている。しかし、この対応策においては、理事長に対する報告内容を戦略本部や宇宙開発委員会等まで報告することについては、必要に応じて行っているとしているが、報告の手続は明確になっていない。

(3) GX ロケットの開発の本格的着手に係る判断

貴機構が、前記のとおり、IHI 等民間企業から第1段ロケットの開発や GX ロケットの全体システムの開発等について役割分担の拡大の要請を受けたことから、戦略本部及び宇宙開発委員会で GX ロケット全体の評価を新たに行うこととなったにもかかわらず、商用ロケットとしての採算性等が明確でないために、戦略本部及び宇宙開発委員会では、GX ロケットの開発着手の判断ができる状況にない。

しかし、前記のとおり、GX ロケットの開発着手が遅延した場合は、開発費が増加していくことが見込まれ、貴機構の役割分担が拡大した場合、貴機構の負担も増加することになる。貴機構は現在 LNG エンジンを開発するという役割を担っており、エンジンの完成時期が GX ロケットの開発の成否に影響を与えることになることから、LNG エンジンの開発状況に関する情報を積極的に戦略本部及び宇宙開発委員会に提供しなければ、戦略本部等が GX ロケットの本格的開発に着手するか否かを判断できる時期がますます遅れることが懸念される。

(改善を必要とする事態)

GX ロケットの開発における貴機構の役割分担が明確となっていない事態、戦略本部や宇宙開発委員会等の適切な判断に資するため、適時適切に戦略本部等に LNG エンジンの開発状況を報告・提供する手続が明確になっていないなどの事態は適切ではなく改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、旧事業団及び貴機構において、GX ロケット開発における役割分担を明確にしておくこと、複合材推進薬タンクのはく離不具合という LNG エンジンの開発承認の適否に影響する事実を宇宙開発委員会に報告することの重要性に対する認識を欠いていたことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴機構は、前記のとおり、これまで LNG エンジンの開発主体として多額の開発費を投入してきており、今後も更に多額の開発費を投入することになる。そして、投入する開発費のほぼすべてが国からの運営費交付金等の財政資金で賄われることから、開発費が増大すれば国民の負担は更に大きくなる。

については、貴機構において、宇宙開発の推進に寄与するとともに、今後の国民の負担を考慮して開発を行うよう、次のとおり意見を表示する。

ア 関係各機関と十分協議の上、GX ロケットの開発における官民の役割分担、貴機構と IHI 等民間企業との役割分担について、十分確認するなどして、貴機構の果たすべき役割、LNG エンジンの開発に今後必要となる開発費、GX ロケット開発に伴うリスクの分担等を明確にすること

イ LNG エンジンの開発の状況と完成時期等の見通しを明らかにし、今後、他のプロジェクトも含め適時適切に戦略本部や宇宙開発委員会等に報告する手続を明確にすること

第32 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

不 当 事 項

そ の 他

(575) 高年齢者等共同就業機会創出助成金の支給が適正でなかったもの

科 目	高齢・障害者雇用支援勘定
部 局 等	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構
支給の相手方	3事業主
高年齢者等共同就業機会創出助成金の支給額の合計	10,504,000円(平成17、18両年度)
不適正支給額	10,504,000円(平成17、18両年度)

1 助成金の概要

(1) 高年齢者等共同就業機会創出助成金

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(以下「機構」という。)は、雇用保険(前掲192ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、45歳以上の求職者等(以下「求職者」という。)を雇い入れて継続的な雇用・就業機会を創出するために、高年齢者等共同就業機会創出助成金(以下「助成金」という。)の支給に係る業務を行っている。助成金は、45歳以上の者3人以上が共同して法人を設立して、求職者を雇い入れて継続的な雇用・就業機会を創出した場合に、当該法人に対して法人の運営に要した経費等の一部を助成するものである。

(2) 助成金の支給

助成金の支給要件は、①法人が助成金の支給申請日において、設立登記後継続して事業を営んでいる雇用保険の適用事業主(以下「事業主」という。)であって、法人の運営に要する経費等、助成金の支給対象となる経費(以下「支給対象経費」という。)を支払っていること、②助成金の支給申請日において求職者を雇用保険の被保険者として1人以上雇い入れていることなどとなっている。そして、助成金の額は、法人の運営に要する経費(法人の設立登記の日から起算して6か月の期間内に費用が発生して、支払が完了したものに限り)等に3分の2を乗じて得た額(ただし、500万円を限度とする。)となっている。

助成金の支給を受けようとする事業主は、法人の設立登記年月日、事業の概要等を記載した事業計画書に法人設立の際に必要なとされた書類等を添付して、機構に提出することとなっている。また、法人の設立登記の日から6か月経過後に、雇用保険の被保険者数、支給対象経費等を記載した高年齢者等共同就業機会創出助成金支給申請書(以下「支給申請書」という。)に支給対象経費の支払を確認できる領収書等を添付して、機構に提出することとなっている。そして、機構は、支給申請書等の内容を審査した上、支給決定を行い、これに基づいて助成金の支給を行うこととなっている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する助成金の支給決定が支給要件に照らして適正に行われているかなどに着眼して、機構において、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に機構に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

検査の結果、3事業主が助成金の支給申請日において求職者を雇用保険の被保険者として雇い入れていなかったり、法人の設立登記の日から6か月の期間内に支払っていない経費を支払ったこととする事実と相違する領収書を添付したりなどして申請していて、これらに対する平成17、18両年度の助成金の支給額計10,504,000円全額が適正に支給されておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が制度を十分理解していなかったり、誠実でなかったりしていたことにもよるが、機構において支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

なお、これらの不適正支給額については、本院の指摘により、すべて返還の処置が執られた。

第33 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 宿舍の使用料の算定に当たり、各戸専用の給排水設備等が設置されていて世帯用宿舍と設備の差異がない単身者用宿舍を減額調整の対象としないことにより、使用料を適切なものとするよう改善させたもの

科 目	(建設勘定) (款)業務外収入 (項)業務外収入 (海事勘定) (款)業務外収入 (項)業務外収入 (助成勘定) (款)業務外収入 (項)業務外収入
部 局 等	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
減額調整の概要	単身者用宿舍の使用料について、宿舍の延べ面積に応じて定められた基準使用料から100分の30を乗じた額を減額するもの
検査の対象とした単身者用宿舍の戸数	893戸(平成20年12月末現在)
上記に係る宿舍使用料の徴収額	1億4599万余円(平成15年10月分から20年12月分まで)
上記のうち宿舍使用料の算定に当たって考慮すべき設備上の差異がないものの戸数	775戸
上記に係る宿舍使用料の徴収額	1億3245万余円
上記について減額調整を行わないものとして算定した場合の宿舍使用料の増加額	5671万円

1 宿舍の概要

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)は宿舍規程(平成15年機構規程第58号)等に基づき、役職員に貸与する宿舍を管理運営しており、その戸数は平成20年12月末現在で、独身職員等単身者である職員を居住させるための宿舍(以下「単身者用宿舍」という。)が893戸、それ以外の世帯を居住させるための宿舍(以下「世帯用宿舍」という。)が427戸、計1,320戸となっている。

機構が貸与する上記宿舍の使用料は、宿舍規程及び宿舍の使用料の算定等に関する規程(平成15年機構規程第59号。以下「算定規程」という。)に基づき、宿舍の延べ面積や当該宿舍の所在地に応じて定められた1㎡当たりの基準使用料(以下「基準使用料」という。)に、当該宿舍の延べ面積を乗じて算定することなどとなっている。そして、基準使用料は、宿舍建築後の経過年数や設備の差異等に応じて、その額に調整を加えることとなっており、単身者用宿舍については建築後の経過年数に基づき調整した基準使用料の額から更に100分の30を乗じた額を減額する調整を加えることとなっている(以下、単身者用宿舍に係る基準使用料の調整を「減額調整」という。)

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、機構が管理運営している単身者用宿舎 893 戸について、宿舎使用料の算定は適切に行われているかなどに着眼して、機構設立以降の 15 年 10 月分から 20 年 12 月分までの宿舎使用料計 1 億 4599 万余円を対象として、本部及び九州新幹線建設局において、単身者用宿舎の使用料の徴収実績等に関する書類及び単身者用宿舎の状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(本件の検査の背景等については、後掲 867 ページの「独立行政法人及び国立大学法人が管理運営する福利厚生施設等の状況について」参照)

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、機構は、前記の単身者用宿舎の使用料の算定に当たり、前記のとおり、減額調整を行うこととしていた。

減額調整に係る規定は、機構の前身である旧日本鉄道建設公団が 5 年 9 月に定めた「宿舎の使用料の算定等に関する達」(平成 5 年総裁達第 21 号)において、当時、同公団が管理していた単身者用宿舎の多くが世帯用宿舎と異なり各戸専用の給排水設備、入浴設備、便所及びガス設備(以下「給排水設備等」という。)を設置していなかったことから、同公団において世帯用宿舎とのこうした設備の差異を考慮して設定されていたものを、機構においても引き続き設定したものである。

しかし、近年、機構は単身者用宿舎の快適性及び利便性を考慮して、各戸専用の給排水設備等を設置した単身者用宿舎の整備を図ってきており、各戸専用の給排水設備等のすべてが設置されていて世帯用宿舎との設備の差異がない単身者用宿舎が 893 戸のうち 775 戸(単身者用宿舎全体の 86.8%)見受けられた。そして、これら 775 戸に係る 15 年 10 月分から 20 年 12 月分までの宿舎使用料の徴収額は計 1 億 3245 万余円となっていた。

上記 775 戸の単身者用宿舎については、宿舎使用料の算定に当たって考慮すべき世帯用宿舎との設備上の差異はないことから、減額調整する必要はなく、これを一律に減額調整を行って徴収している事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(宿舎使用料の増加額)

各戸専用の給排水設備等が設置されている前記の単身者用宿舎 775 戸について、減額調整を行わないものとして、15 年 10 月分から 20 年 12 月分までの宿舎使用料の額を算定すると計 1 億 8917 万余円となり、前記の徴収額計 1 億 3245 万余円に比べて 5671 万余円が増加することになると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、単身者用宿舎について設備の充実が図られているのに、その実態を把握しないまま、算定規程における単身者用宿舎の使用料に関する規定を見直してこなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、21 年 8 月に算定規程を改正して、各戸専用の給排水設備等が設置されている単身者用宿舎の使用料について減額調整を行わないこととし、22 年 4 月から適用することとする処置を講じた。

(2) 橋りょう上部工工事における橋面防水工費の積算を市場価格調査を行うなどして適切なものとするよう改善させたもの

科 目	(建設勘定) (項)業務経費
部 局 等	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部北陸新幹線建設局
工 事 名	「北幹、夜間瀬川B他」等 11 工事
工 事 の 概 要	消雪のために散水した水がプレストレストコンクリート桁 ^{けた} の内部に浸透しないように橋面防水工を施工するなどの工事
工 事 費	180 億 7552 万余円
請 負 人	4 会社、7 共同企業体
契 約	平成 18 年 3 月～21 年 3 月 一般競争契約
橋面防水工費の積算額	2 億 0412 万余円(平成 17 年度～20 年度)
低減できた橋面防水工費の積算額	3690 万円(平成 17 年度～20 年度)

1 工事の概要

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)は、新幹線鉄道の建設工事の一環として、橋りょう工事を多数実施しており、特に積雪量の多い地域では、橋りょう上部工工事において、軌道等にスプリンクラーで散水して消雪するなどの雪害対策を実施することとしている。

そして、散水に当たっては、橋りょうのプレストレストコンクリート桁^{けた}の上面等(以下「橋面」という。)に水が流下することになることから、機構は、橋面を流下する水がコンクリートに浸透することによって桁内部に挿入されている鋼材が腐食しないように、橋面に防水材料を塗布する橋面防水工を施工することとしている。

北陸新幹線建設局(以下「北陸局」という。)は、平成 17 年度から 20 年度までの間に、11 橋りょう工事(工事費総額 180 億 7552 万余円)において、上記の橋面防水工を施工している。これらの 11 工事に係る予定価格の積算について、北陸局は、機構本社制定の「土木関係積算標準・積算要領」(以下「要領」という。)に基づいて行っており、要領によれば、材料費等については、機構の支社等が制定している材料単価表に記載されている単価を使用して積算することなどとなっている。そして、北陸局は、橋面防水工に使用する防水材料について、材料単価表にその単価が記載されていないことから、物価資料(刊行物である積算参考資料をいう。以下同じ。)に掲載されている公表価格 1 m²当たり 3,800 円(労務費等を含む。)を採用するなどして、上記の 11 工事における橋面防水工費を 2 億 0412 万余円(施工面積計 53,896 m²)と積算していた。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

橋面防水工は、上記のとおり、北陸局において多数施工されていて、その施工費も多額に上っている。

そこで、本院は、北陸局において、経済性等の観点から、橋面防水工費の積算が適切なものとなっているかなどに着眼して会計実地検査を行った。検査は、前記の 11 工事における橋面防水工費計 2 億 0412 万余円を対象として、設計図書、物価資料等の書類を確認するな

どの方法により行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のとおり適切でない事態が見受けられた。

すなわち、要領には公表価格の取扱いに関する規定がなく、北陸局は、橋面防水工費の積算に当たり、前記のとおり、物価資料に掲載されている公表価格をそのまま採用するなどしていた。

しかし、物価資料によれば、公表価格は、メーカー等が発表している価格をそのまま掲載したもので、実際の取引では値引きされることがあるとして、利用する際には注意が必要である旨が明記されており、市場における実際の取引価格(以下「市場価格」という。)は公表価格からは相当額の値引きがあり得るものと想定された。

現に、国土交通省制定の「土木工事標準積算基準書」においては、公表価格はメーカー等の販売希望価格であり、市場価格と異なるため、積算に用いる単価としないとしている。

そして、本院の検査を踏まえて、機構が21年8月に橋面防水工費の市場価格について特別調査^(注)を実施した結果を見ても、その価格は、同時期での物価資料に掲載された公表価格(1㎡当たり3,800円)を20%程度下回るものとなっていた。

したがって、北陸局において、橋面防水工費の積算に当たり、物価資料に掲載されている公表価格をそのまま採用するなどしている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(低減できた橋面防水工費の積算額)

上記により、本件各工事における橋面防水工費について、機構が実施した前記の特別調査の結果に基づく市場価格により修正計算すると、1億6717万余円となり、前記の積算額2億0412万余円を約3690万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構本社において、要領に公表価格の取扱いに関する規定を整備していなかったこと、また、北陸局において、公表価格は市場価格と異なることについて十分に理解していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、21年9月に要領を改正して、物価資料に掲載されている公表価格は市場価格と異なるため積算に用いる単価としないものとして、特別調査を行うなどして単価を決定することを明示するとともに、支社等に対して通知を発して、同月以降積算する工事から適用する処置を講じた。

(注) 特別調査 材料単価の決定に当たり、物価調査機関に特定の品目を指定して市場価格を調査させるものをいう。

(3) 技術業務委託契約の積算に当たり、技術者の職種を業務内容に応じて適切に選定することにより、委託費の節減を図るよう改善させたもの

科目	(特例業務勘定) (項)特例業務関係経費
部局等	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業東日本支社、国鉄清算事業西日本支社(平成20年3月31日以前は同機構国鉄清算事業本部の東日本支社、西日本支社)
契約名	技術業務委託契約
契約の概要	旧日本国有鉄道等から承継した土地等を処分するに当たり、鉄道施設の撤去・移設等の工事の施工を管理するなどの業務の一部を行わせるもの
契約の相手方	5会社
契約	平成19年4月、7月、11月、20年4月、5月、12月 一般競争契約、随意契約
契約額	16億2676万余円(平成19、20両年度)
節減できた委託費	3390万円(平成19、20両年度)

1 委託契約の概要

(1) 技術業務委託契約の概要

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)は、旧日本国有鉄道清算事業団等が行ってきた国鉄清算事業を平成15年10月以降引き継いで行っており、その一環として、旧日本国有鉄道等から承継した土地等の処分を行っている。そして、機構の国鉄清算事業東日本支社及び国鉄清算事業西日本支社(20年3月31日以前は機構国鉄清算事業本部の東日本支社及び西日本支社。以下「両支社」という。)は、これらの土地等を処分するに当たり、鉄道施設の撤去・移設等の工事を多数施行している。

両支社は、上記の工事の施工を管理するなどの業務の一部(以下「施工管理等業務」という。)を技術業務委託契約により業者に委託して実施している。そして、19、20両年度に両支社が締結した技術業務委託契約は22契約となっており、委託費は16億2676万余円となっている。

技術業務委託契約により委託する施工管理等業務の内容は、同契約の示方書によれば、①工事实施計画に係る施工計画、工事工程の検討、②部外との協議、③設計変更に係る図面、数量計算書等の取りまとめ、④使用材料の品質確認、設計図書との現場照合、現場巡回指導、⑤各種関係資料の作成又は収集・整理等となっている。

そして、施工管理等業務に従事する技術者は、管理技術者と管理員とに区分され、管理技術者は、両支社と業務の履行状況等について打合せを行うとともに管理員が行う業務が適切に行われるよう管理員を指揮監督し、管理員は、管理技術者の指揮監督の下で業務を適正に実施するものとされている。

(2) 委託費の積算

両支社は、技術業務委託契約を締結するに当たり、機構の前身の一つである旧日本鉄道建設公団の関東支社が12年5月に作成した「技術業務委託積算基準(案)」に準拠して、業

務に直接従事する技術者の人件費である直接人件費に諸経費等を加えるなどして委託費を積算している。

そして、直接人件費は、「設計業務委託等技術者単価」(国土交通省決定)における技術者単価を基にして算出することとされており、この際に適用する技術者の職種は、管理技術者については「技師(A)」を、管理員については、業務内容により選定するものとし、「技師(C)」及び「技術員」の組合せを標準とするとされている。

このうち「技師(C)」は上司の包括的指示の下に一般的な定型業務を担当したり上司の指導の下に高度な定型業務を担当したりするものとされており、また、「技術員」は上司の指導の下に一般的な定型業務の一部を担当したり補助員を指導して基礎的資料を作成したりするものとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、技術業務委託契約に係る委託費の積算は実際の業務内容等に基づいて適切に行われているかなどに着眼して、両支社において、19、20両年度に締結された前記の22契約を対象として、契約書、示方書、積算書、業務実施報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

両支社は、施工管理等業務に従事する管理員について、すべて「技師(C)」の職種を適用して委託費を積算していた。

しかし、業務実施報告書等によれば、管理技術者の指揮監督の下で管理員が実施している実際の業務は、設計・積算や部外との協議・調整等に必要な資料の収集・整理、使用材料の品質確認、設計図書との現場照合、現場での各種立会い等がかなりの部分を占めていた。そして、これらの業務は、工事全体に係る施工計画、工事工程の検討のように技術的に高度な業務等ではなく、基礎的資料を作成したり上司の指導の下に一般的な定型業務の一部を担当したりするものであることから、「技術員」の職種を適用すれば足りると認められた。

現に、新幹線鉄道の建設工事等に係る施工管理等の業務を委託して実施している機構鉄道建設本部の東京支社等においては、同業務の委託費の積算に当たり、上記の各業務と同様の業務については、適用する職種を「技術員」として積算している状況であった。

したがって、技術業務委託契約に係る委託費の積算に当たり、実際の業務内容等を考慮せず、施工管理等業務に従事するすべての管理員について適用する職種を「技師(C)」として委託費を積算している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(節減できた委託費)

上記のことから、技術業務委託契約について、管理員が実施する業務のうちで「技術員」の職種を適用すれば足りると認められる業務については、適用する職種を「技術員」として前記の22契約の委託費を修正計算すると15億9285万余円となり、前記の委託費16億2676万余円を約3390万円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構本社において、国鉄清算事業に係る技術業務委託契約について「技術員」の職種を適用すれば足りると認められる業務の内容を具体的に示して

おらず、また、このような業務については適用する職種を「技術員」として委託費を積算することについて周知徹底していなかったこと、両支社において、管理員が実施する実際の業務内容についての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、21年9月に関係部局に通知を発して、国鉄清算事業に係る技術業務委託契約において管理員が実施する業務のうち、「技術員」の職種を適用すれば足りると認められる業務の内容を具体的に示すとともに、委託費の積算に当たっては、管理員が実施する実際の業務内容を十分に検討した上で適切な職種を適用して積算するよう周知徹底を図り、同年10月以降の契約から適用する処置を講じた。

第34 独立行政法人水資源機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

宿舎の使用料の算定に当たり、各戸専用の給排水設備等が設置されていて世帯用宿舎と設備の差異がない単身者用宿舎を減額調整の対象としないことにより、使用料を適切なものとするよう改善させたもの

科 目	(款)業務外収入 (項)雑収入
部 局 等	独立行政法人水資源機構
減額調整の概要	単身者用宿舎の使用料について、宿舎の延べ面積に応じて定められた基準使用料から100分の30を乗じた額を減額するもの
検査の対象とした単身者用宿舎の戸数	739戸(平成20年12月末現在)
上記に係る宿舎使用料の徴収額	1億1221万余円(平成15年10月分から20年12月分まで)
上記のうち宿舎使用料の算定に当たって考慮すべき設備上の差異がないものの戸数	344戸
上記に係る宿舎使用料の徴収額	8115万余円
上記について減額調整を行わないものとして算定した場合の宿舎使用料の増加額	3405万円

1 宿舎の概要

独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)は独立行政法人水資源機構宿舎規程(水機規程平成15年度第14号。以下「宿舎規程」という。)等に基づき、役職員に貸与する宿舎を管理運営しており、その戸数は平成20年12月末現在で、単身職員等単身者である職員を居住させるための宿舎(以下「単身者用宿舎」という。)が739戸、それ以外の世帯を居住させるための宿舎(以下「世帯用宿舎」という。)が808戸、計1,547戸となっている。

機構が貸与する宿舎の使用料は、宿舎規程及び宿舎の基準使用料の調整に関する達(水機達平成15年度第23号。以下「調整規程」という。)に基づき、宿舎の延べ面積に応じて定められた1㎡当たりの基準使用料(以下「基準使用料」という。)に、当該宿舎の延べ面積を乗じて算定することなどとなっている。そして、基準使用料は、宿舎建築後の経過年数や設備の差異等に応じて、その額に調整を加えることとなっており、単身者用宿舎については建築後の経過年数等に基づき調整した基準使用料の額から更に100分の30を乗じた額を減額する調整を加えることとなっている(以下、単身者用宿舎に係る基準使用料の調整を「減額調整」という。)

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、機構が管理運営している単身者用宿舎 739 戸について、宿舎使用料の算定は適切に行われているかなどに着眼して、機構設立以降の 15 年 10 月分から 20 年 12 月分までの宿舎使用料計 1 億 1221 万余円を対象として、本社及び丹生ダム建設所において、単身者用宿舎の使用料の徴収実績等に関する書類及び単身者用宿舎の状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(本件の検査の背景等については、後掲 867 ページの「独立行政法人及び国立大学法人が管理運営する福利厚生施設等の状況について」参照)

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、機構は、単身者用宿舎の使用料の算定に当たり、前記のとおり、減額調整を行うこととしていた。

減額調整に係る規定は、機構の前身である旧水資源開発公団が昭和 51 年 3 月に定めた「宿舎の使用料の調整に関する達」(水公達昭和 51 年第 3 号)において、当時、同公団が管理していた単身者用宿舎の多くが世帯用宿舎と異なり各戸専用の給排水設備、入浴設備、便所及びガス設備(以下「給排水設備等」という。)を設置していなかったことから、同公団において世帯用宿舎とのこうした設備の差異を考慮して設定されていたものを、機構においても引き続き設定したものである。

しかし、近年、機構は単身者用宿舎の快適性及び利便性を考慮して、各戸専用の給排水設備等を設置した単身者用宿舎の整備を図ってきており、各戸専用の給排水設備等のすべてが設置されていて世帯用宿舎との設備の差異がない単身者用宿舎が 739 戸のうち 344 戸(単身者用宿舎全体の 46.5%)見受けられた。そして、これら 344 戸に係る平成 15 年 10 月分から 20 年 12 月分までの宿舎使用料の徴収額は計 8115 万余円となっていた。

上記 344 戸の単身者用宿舎については、宿舎使用料の算定に当たって考慮すべき世帯用宿舎との設備上の差異はないことから、減額調整する必要はなく、これを一律に減額調整を行って徴収している事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(宿舎使用料の増加額)

各戸専用の給排水設備等が設置されている前記の単身者用宿舎 344 戸について、減額調整を行わないものとして、15 年 10 月分から 20 年 12 月分までの宿舎使用料の額を算定すると計 1 億 1520 万余円となり、前記の徴収額計 8115 万余円に比べて 3405 万余円が増加することになると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、単身者用宿舎について設備の充実が図られているのに、その実態を把握しないまま、調整規程における単身者用宿舎の使用料に関する規定を見直してこなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、21 年 9 月に調整規程を改正して、各戸専用の給排水設備等が設置されている単身者用宿舎の使用料について減額調整を行わないこととし、同年 10 月から適用することとする処置を講じた。

(第26 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

入居率が低調な借上宿舎について、一括して借り上げることをやめて個別に借り上げるにより、空室となっている宿舎に対する賃借料等を支払うことのないよう改善させたもの

科 目	(石油天然ガス勘定) 経常費用
部 局 等	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
契 約 名	貸室賃貸借契約
契 約 の 概 要	集合住宅1棟全21戸を独身者用の宿舎として借り上げるもの
賃借料等の支払額	7541万余円(平成16年4月分～20年12月分)
上記のうち1か月間全日にわたり空室となっていた宿舎に係る賃借料等相当額	3269万円

1 宿舎等の概要

(1) 宿舎の概要

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構宿舎貸与規程(2004年(総企)規程第16号)等に基づき、職員の居住の用に供する宿舎を管理運営しており、機構が必要と認めた場合に職員に対して宿舎を貸与している。機構が管理運営している宿舎は平成20年10月末現在で87戸あり、その内訳は機構が保有する宿舎35戸及び民間業者等から借り上げた宿舎52戸となっている。

(2) 浦安宿舎に係る賃貸借契約の概要

機構は、機構本部等に勤務する職員に貸与するため千葉県浦安市に所在する集合住宅1棟(21戸)を、民間業者から一括して借り上げて独身者用の宿舎としている(以下、この宿舎を「浦安宿舎」という)。この宿舎は、旧石油公団(以下「公団」という。)が5年3月から借り上げていたもので、16年2月に機構が設立されたことに伴い、当該借上げに係る賃貸借契約を機構が承継して、引き続き借り上げているものである。そして、公団が1棟を一括して借り上げたのは、従前16戸を個別に借り上げていたが、管理面を考慮してこれを集約することとしたことによるとしており、一括して借り上げることによって月額賃借料を有利なものとすることも期待できたとしている。

機構が締結している賃貸借契約は、19年4月1日付けで契約を更新したもので、賃借料及び管理費(以下「賃借料等」という。)は月額1,323,000円、契約期間は2年間(19年3月25日から21年3月24日まで)となっている。また、機構は契約期間中であっても2か月前に予告して、この契約を解約することができるなどとされていて、この契約条件は機構が賃貸借契約を承継した以降は変更されていない。そして、機構が支払った16年4月分(注)から20年12月分までの賃借料等の額は計7541万余円となっている。

(注) 機構は平成16年2月に設立されているが、賃借料等は、前月末日までに支払うこととされていることから、16年2月分及び3月分の賃借料等は、機構が契約を承継する前に、公団が支払っている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、浦安宿舎の入退居の管理及び費用負担は適切に行われているかなどに着眼して、機構設立後の浦安宿舎に係る賃貸借契約(16年4月分から20年12月分までの賃借料等の額計7541万余円)を対象として、本部において、賃貸借契約書、入退居の実績に関する書類等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(本件の検査の背景等については、後掲867ページの「独立行政法人及び国立大学法人が管理運営する福利厚生施設等の状況について」参照)

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、浦安宿舎の入居状況は、機構が設立された16年2月29日時点で、総戸数21戸に対して11戸にとどまっており、20年12月までの各月末日において総戸数21戸の全戸に同時に入居している実績はなく、各月とも1か月間全日空室となっていたものが3戸以上あった。そして、各月の入居率(総戸数に対する各月末日における入居戸数の割合をいう。)は最も高い月でも80.9%(入居戸数17戸)、低い月では33.3%(同7戸)であり、平均では54.3%(入居戸数の平均11.4戸)となっていて、平均45.6%が空室となっていた。

このように空室が多くなっている背景には、機構本部が神奈川県川崎市に置かれたことから、機構本部に勤務する職員にとって、本部が東京都千代田区に置かれていた公団当時と比べて、浦安宿舎の通勤の利便性が低下したことのほか、機構が東京都大田区に新たに購入した独身者用の宿舎10戸の供用が20年5月に開始されたことなどがあると認められた。

また、首都圏においては賃貸住宅は特に不足はしていないことなどを考慮すれば、一括借上げによる契約によらなくても、宿舎の貸与を希望する職員の需要に応じて個別に借り上げる契約により対処することが可能であると認められた。

したがって、機構の設立時から浦安宿舎の入居戸数が少なく、平均45.6%もの空室が生じている状況であるのに、1棟を一括して借り上げる契約について見直しを行うことなく更新し続けていた事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(空室となっていた宿舎に係る賃借料等相当額)

機構が支払っている賃借料等月額1,323,000円を総戸数21戸で除した各室の賃借料等相当月額63,000円により、16年4月以降において1か月間全日空室となっていた延べ519か月の賃借料等相当額を算出すると計3269万余円となると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、浦安宿舎の入居戸数が少ない状況が継続しているにもかかわらず、空室となっている宿舎に対しても賃借料等を支払っていることについての認識が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、21年3月12日付けで浦安宿舎を一括して借り上げていた賃貸借契約を解約し、個別に借り上げることとする処置を講じた。

第35 独立行政法人雇用・能力開発機構

不 当 事 項

そ の 他

(576) 中小企業基盤人材確保助成金の支給が適正でなかったもの

科 目	一般勘定
部 局 等	静岡センター
支給の相手方	2事業主
中小企業基盤人材確保助成金の支給額の合計	10,700,000 円(平成 17 年度～19 年度)
不適正支給額	10,700,000 円(平成 17 年度～19 年度)

1 助成金の概要

(1) 中小企業基盤人材確保助成金

独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「機構」という。)は、雇用保険(前掲 192 ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、中小企業における良好な雇用の機会の創出の促進を図るために、中小企業基盤人材確保助成金(以下「助成金」という。)の支給に係る業務を行っている。助成金は、新たな事業の分野への進出又は事業の開始(以下「新分野進出等」という。)に係る改善計画を都道府県知事に提出して、その認定を受け、新分野進出等に必要な労働者として中小企業者の経営基盤の強化に資する労働者(以下「基盤人材」という。)を雇用保険の一般被保険者として新たに雇い入れ、又は当該基盤人材の雇入れに伴い当該基盤人材以外の労働者(以下「一般労働者」という。また、以下、「基盤人材」及び「一般労働者」を合わせて「対象労働者」という。)を雇用保険の一般被保険者として新たに雇い入れた中小企業者(以下「事業主」という。)に対して、雇い入れた対象労働者の人数に応じて所定の額を助成するのである。

(2) 助成金の支給

助成金の支給要件は、①雇用保険の適用を受けた事業主が実施計画期間内に対象労働者^(注1)を雇い入れたこと、②事業主が新分野進出等に伴う事業を開始した日から最初の中小企業基盤人材確保助成金支給申請書(以下「支給申請書」という。)の提出までの間に施設等の費用として 300 万円以上を負担すること、③対象労働者がその雇入れ日の前日から起算して過去 3 年間に事業主の企業に勤務したことがない者であることなどとなっている。そして、支給額は、対象労働者の雇入れの日から最初の 6 か月を第 1 期、次の 6 か月を第 2 期とする各期(以下「支給対象期」という。)について、対象労働者 1 人につき、原則として、基盤人材は 70 万円、一般労働者は 15 万円となっている。

助成金の支給を受けようとする事業主は、支給対象期の末日の翌日から起算して 1 か月以内に、機構の各都道府県センターに対して、施設等の内容及び費用の額、対象労働者の氏名等を記載した支給申請書及び所要の添付書類を提出することとなっている。そして、

各都道府県センターは、支給申請書等の内容を審査した上、支給決定を行い、これに基づいて助成金の支給を行うこととなっている。

(注1) 実施計画期間 改善計画の認定を受けた期間内であり、かつ、実施計画の提出日の翌日を始期とし、改善計画の認定日の翌日から起算して1年を限度として実施計画において定められた期間

(注2) 対象労働者の雇入れの日 賃金締切日が定められている場合は、雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する助成金の支給決定が支給要件に照らして適正に行われているかなどに着眼して、静岡センターにおいて、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に同センターに調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

検査の結果、2事業主が施設等の費用として実際には300万円以上の負担をしていないのにこれを負担したこととしたり、過去3年間に事業主の企業に勤務したことがある者を対象労働者として申請して、これらに対する平成17年度から19年度までの助成金の支給額計10,700,000円全額が適正に支給されておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったことにもよるが、静岡センターにおいて支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

なお、これらの不適正支給額については、本院の指摘により、すべて返還の処置が執られた。

第36 独立行政法人労働者健康福祉機構

不 当 事 項

不 正 行 為

(577) 職員の不正行為による損害が生じたもの

部 局 等	独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災病院(平成16年3月31日以前は労働福祉事業団釧路労災病院)
不正行為期間	平成12年5月～20年7月
損害金の種類	収納金現金
損 害 額	19,438,694 円

本院は、独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災病院(平成16年3月31日以前は労働福祉事業団釧路労災病院。以下「病院」という。)における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく同機構理事長からの報告を受けるとともに、病院において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、病院において、医事課の医療ソーシャルワーカーが、患者の経済的問題の解決・調整業務、診断書の発行に係る業務等に從事中、12年5月から20年7月までの間に、診断書料を収納する権限がないのに、独自に作成した支払証明書に病院長の公印を許可なく押印し、これを患者に交付するなどして診断書料を受領したり、保険者から病院の銀行口座に振り込まれるべき高額療養費を、同人名義の銀行口座に振り込ませたりして、収納金現金計19,438,694円を領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、20年8月末までに全額が同人から返納されている。

また、本件の発生原因は、職員の公金に対する認識が欠如していたことであるが、病院において、長期にわたり現金を受領する権限のない者が現金を扱っていた事態を放置していたり、他の労災病院では通常行われている診断書の種類別の収納状況の把握を行っていなかったり、保険者に対して高額療養費の支払方法の確認を行わなかったりなどして、現金収納事務に係る管理体制が機能していなかったことなどにもよると認められる。

平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

交通機関等を利用する職員の通勤手当の支給について

(平成19年度決算検査報告 857 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

独立行政法人労働者健康福祉機構(以下「機構」という。)は、職員の通勤手当について、職員給与規程(平成16年規程第6号)等に基づいて、1か月定期券の価額等を基にして支給している。しかし、国及び他の独立行政法人においては、より経済的な6か月定期券の価額を基に通勤手当を支給しており、1か月定期券の価額等を基に通勤手当を支給している事態は適

切とは認められない。

したがって、機構において、給与システムの改修等の所要の準備を的確に進めて、6か月定期券の価額に基づく通勤手当を支給することを確実に行うよう、独立行政法人労働者健康福祉機構理事長に対して平成20年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、20年9月に職員給与規程等を改正した後、給与システムの改修、職員への周知等を行い、21年4月1日から6か月定期券の価額に基づいて通勤手当を支給する処置を講じていた。

第37 独立行政法人国立病院機構

不 当 事 項

医 療 費

- (578) 独立行政法人国立病院機構病院における診療報酬の請求に当たり、手術料等の請求額
 (586) に過不足があったもの

科	目	医業収益
部	局	等
請求過不足が あった診療報酬		独立行政法人国立病院機構 9 病院
請求過不足額		手術料、麻酔料、入院料等など
	請求不足額	67,491,090 円(平成 19 年度)
	請求過大額	12,071,000 円(平成 19 年度)

1 診療報酬の概要

(1) 診療報酬の算定及び請求

独立行政法人国立病院機構(以下「機構」という。)が設置している病院は、保険医療機関として患者の診療を行っている。

保険医療機関は、診療報酬の算定方法(平成 18 年厚生労働省告示第 92 号。以下「厚生労働省告示」という。)等により、診療報酬として医療に要する費用を所定の診療点数(以下「点数」という。)に単価(10 円)を乗ずるなどして算定することとなっている。そして、保険医療機関は、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)等により、診療報酬のうち患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬については、診療報酬請求書に診療報酬の明細を明らかにした診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)を添付して社会保険診療報酬支払基金等に対して請求することとなっている。

(2) 診療報酬の構成

診療報酬は、厚生労働省告示により、基本診療料と特掲診療料から構成されている。

このうち、基本診療料は、初診、再診及び入院診療の際にそれぞれ行われる診療行為又は入院サービスの費用等を一括して算定するもので、初・再診料と入院料等に区分されている。

また、特掲診療料は、基本診療料として一括して算定することが妥当でない特別の診療行為に対して、厚生労働省告示において個々に定められた点数により算定するもので、注射料、処置料、手術料、麻酔料等に区分されている。

(3) 手術料、麻酔料及び入院料等

手術料は、厚生労働省告示により、手術の種類ごとに所定の点数が定められている。そして、手術において特定保険医療材料^(注1)を使用した場合は、当該手術の点数と当該特定保険医療材料の点数とを合算して算定することとなっている。また、乳腺悪性腫瘍手術において、^{えきか}腋窩部等の^(注2)郭清を行った場合は、^{せん}腋窩部等の^{しゅうよう}郭清を行わなかった場合に適用される点

数より高い点数を算定することとなっている。

麻酔料は、厚生労働省告示により、麻酔の種類ごとに所定の点数が定められている。そして、マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔^(注3)(以下「全身麻酔」という。)を、厚生労働大臣が定める重症の患者に対して行った場合は、それ以外の患者に対して行った場合に適用される点数より高い点数により麻酔料を算定することとなっている。

入院料等には、入院基本料、入院基本料等加算などがある。そして、この入院基本料等加算には、難病患者等入院診療加算、超重症児(者)入院診療加算等がありそれぞれ所定の点数が定められている。このうち難病患者等入院診療加算は、特定の疾患のために日常生活動作に著しい支障がある患者が入院治療中の場合に、入院基本料の点数に所定の点数を加算して算定することとなっている。また、超重症児(者)入院診療加算は、厚生労働大臣が定める超重症の状態にある患者に対して算定することとなっている。ただし、この加算は、一般病棟に入院している老人(75歳以上の者又は65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。)の患者に対しては、算定できないこととなっている。

(4) 機構の病院における診療報酬の請求事務

機構の病院は、これらの診療報酬請求事務をコンピュータシステムを使用して行っている。すなわち、手術等の診療行為を行った場合は、診療部門は手術名、使用した薬剤、特定保険医療材料、患者の状態等をコンピュータ上のオーダー画面に入力し、又は伝票に記入するなどして料金算定部門に送付して、料金算定部門は、この伝票の記載内容等をコンピュータに入力するなどして、これにより診療報酬の算定及び請求を行っている。

(注1) 特定保険医療材料 厚生労働大臣が手術等の点数と合算してその費用を算定することができると定めている特定の保険医療材料で、人工血管、骨セメント等がこれに該当する。

(注2) 腋窩部等の郭清^{えきか} 悪性腫瘍^{しゅよう}の転移の可能性があるわきの下などのリンパ節を系統的に切除する手術

(注3) 閉鎖循環式全身麻酔 閉鎖循環式全身麻酔器を用いて、患者の呼気中の炭酸ガスを除去しながら、麻酔ガスと酸素を補給する吸入麻酔法

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、機構の21病院において、合規性等の観点から、平成19年度の診療報酬の算定及び請求が適正に行われているかなどに着眼して、入院に係るレセプト控えなどの書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査の結果、9病院において、診療報酬請求額が不足していたものが2,275件、67,491,090円、診療報酬請求額が過大になっていたものが216件、12,071,000円あり、不当と認められる。

これらについて、その主な態様を診療報酬の別に示すと次のとおりである。

ア 手術料に関するもの

7病院は、手術において特定保険医療材料を使用しているのに、その点数を手術の点数に合算していないなどしていた。このため、手術料が過小に算定されていて、診療報

酬請求額が545件、26,607,540円不足していた。

また、7病院は、乳腺悪性腫瘍手術において、腋窩部等の郭清を行っていないのに、腋窩部等の郭清を行った場合に適用される高い点数で手術料を算定するなどしていた。このため、手術料が過大に算定されていて、診療報酬請求額が118件、9,374,150円過大になっていた。

イ 麻酔料に関するもの

8病院は、全身麻酔を厚生労働大臣が定める重症の患者に対して行っているのに、それ以外の患者に対して行った場合に適用される低い点数により麻酔料を算定するなどしていた。このため、麻酔料が過小に算定されていて、診療報酬請求額が620件、19,379,090円不足していた。

ウ 入院料等に関するもの

7病院は、難病患者等入院診療加算の算定対象となる患者が入院しているのに、所定の点数を加算していないなどしていた。このため、入院料等が過小に算定されていて、診療報酬請求額が375件、13,989,070円不足していた。

また、3病院は、一般病棟に入院している老人の患者に対して、超重症児(者)入院診療加算を算定するなどしていた。このため、入院料等が過大に算定されていて、診療報酬請求額が41件、1,811,910円過大になっていた。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 請求不足については、診療部門において手術等の診療内容をオーダー画面に入力し、又は伝票に記入する際に、使用した特定保険医療材料、患者の状態等に関する入力又は記入を漏らしていたこと、料金算定部門において伝票の記載内容等をコンピュータに入力する際に記載内容を見落とすなどして入力していなかったこと、また、診療部門及び料金算定部門において入院料等の算定に関する認識が十分でなかったこと

イ 請求過大については、診療部門において手術料の算定に関する認識が十分でなかったり、料金算定部門において入院料等の算定の際に患者が算定要件を満たすか否かの確認が十分でなかったりしていたこと

上記の事態を病院別に示すと次のとおりである。

第3章 第2節 第37 独立行政法人国立病院機構	病院名	診療報酬別請求過不足の件数と金額 (△は請求過大分)									
		手術料		麻酔料		入院料等		その他		計	
		件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
(578)	八雲病院	—	—	—	—	—	—	74	2,743	74	2,743
(579)	千葉医療センター	36 17	1,142 △ 908	114 —	1,329 —	51 —	3,595 —	65 2	256 △ 14	266 19	6,324 △ 922
(580)	横浜医療センター	61 3	5,558 △ 172	132 2	4,883 △ 115	1 —	10 —	7 —	88 —	201 5	10,541 △ 287
(581)	箱根病院	— —	— —	3 —	4 —	33 —	1,809 —	2 1	508 △ 27	38 1	2,321 △ 27
(582)	名古屋医療センター	65 5	3,244 △ 82	171 1	6,138 △ 6	69 23	1,826 △ 1,555	32 2	273 △ 18	337 31	11,483 △ 1,662
(583)	浜田医療センター	111 8	3,393 △ 634	35 4	2,581 △ 97	56 12	1,213 △ 164	252 20	2,054 △ 122	454 44	9,242 △ 1,018
(584)	呉医療センター	89 57	4,111 △ 5,607	101 2	2,677 △ 91	31 —	429 —	127 1	694 △ 10	348 60	7,913 △ 5,709
(585)	熊本医療センター	93 15	5,077 △ 1,219	38 —	1,284 —	— —	— —	43 —	287 —	174 15	6,649 △ 1,219
(586)	別府医療センター	90 13	4,078 △ 749	26 5	478 △ 241	134 6	5,105 △ 92	133 17	609 △ 140	383 41	10,271 △ 1,223
(578)-(586)の計		545 118	26,607 △ 9,374	620 14	19,379 △ 551	375 41	13,989 △ 1,811	735 43	7,515 △ 333	2,275 216	67,491 △ 12,071

(注) 1件で、複数の診療報酬について請求過不足が生じている場合は、請求過不足額が最も多い診療報酬で分類している。

不正行為

(587) 職員の不正行為による損害が生じたもの

部局等	独立行政法人国立病院機構山口宇部医療センター(平成20年9月30日以前は独立行政法人国立病院機構山陽病院)
不正行為期間	平成16年5月～21年1月
損害金の種類	収納金現金
損害額	11,115,145円

本院は、独立行政法人国立病院機構山口宇部医療センター(平成20年9月30日以前は独立行政法人国立病院機構山陽病院。以下「センター」という。)における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく同機構理事長からの報告を受けるとともに、センターにおいて、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるか、報告された損害額に誤りはないかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、センターにおいて、企画課の係長が、診療費の算定業務等に従事中、16年5月から21年1月までの間に、収納した診療費の算定に誤りがあったため患者に返還する必要があると偽って、料金収納担当者に現金を払い出させるなどして、入院患者が入院料として納付した収納金現金計11,115,145円を領得したものであり、不当と認められる。

上記の損害額は、同機構から受けた前記の報告では10,679,475円であったが、本院の検査で精査した結果、新たに435,670円の損害額のあることが判明したものである。

なお、本件損害額については、21年7月末までに全額が同人から返納されている。

第38 独立行政法人日本学生支援機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

学資金貸与事業の実施に当たり、債務者の住所等を適時適切に把握して、債務者の実情に応じた割賦金の回収及び返還期限猶予の願い出に関する指導を適時適切に行うよう改善の処置を要求したもの

科 目	貸付金
部 局 等	独立行政法人日本学生支援機構
事業の概要	経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対して、学資金の貸与を行う事業
(1)要返還債権額	3兆2353億9869万余円(平成19事業年度末)
(2)(1)のうち3か月以上延滞債権額	2252億5466万円(背景金額)
上記のうち住所不明者として整理している債務者に係る延滞債権額	132億8282万円

【改善の処置を要求したものの全文】

学資金貸与事業における割賦金の回収及び返還期限猶予に関する指導に必要となる債務者の住所等の把握について

(平成21年10月23日付け 独立行政法人日本学生支援機構理事長あて)
標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を求める。

記

1 事業の概要

(1) 学資金貸与事業の概要

貴機構は、独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)に基づき、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対して、学資を貸与(以下、貸与する資金を「学資金」という。)している。

そして、学資金の貸与を受けた者(以下「債務者」という。)は、貸与の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後、割賦払いで学資金を貴機構に返還するものとされており、あらかじめ届け出た金融機関の口座から割賦金を毎月自動的に引き落とす方法により返還することが原則となっている。

学資金の返還に先立ち、債務者は、在学する大学等(大学、短期大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)を通じて、借用金額、債務者の氏名、住所、電話番号等を記入した返還誓約書を貴機構に提出することとなっている。そして、貴機構は、債務者に対して返還すべき学資金の残額等を記載した振替案内等の文書を年1回送付したり、債務者が災害、傷病、生活困窮等によって学資金の返還が困難となった場合は、願い出を受けて返還期限を猶予(以下「返還期限猶予」という。)したりしている。

(2) 学資金貸与事業の業務実績

学資金の原資は、債務者からの返還金、国の一般会計からの無利息の借入金、国の財政投融資資金等からの借入金及び貴機構が発行する財投機関債による借入金となっており、その事業規模は、学資金貸与残高及び要返還債権額についてみると、平成11事業年度末に比べて19事業年度末にはそれぞれ2.3倍、2.4倍と大幅に拡大している。なお、要返還債権の件数は、11事業年度末に比べて19事業年度末には1.7倍となっている(表1参照)。

そして、返還期日が到来した割賦金の返還を延滞している債務者に対して貴機構が有するすべての貸付金債権(以下「延滞債権」という。)の額は、11事業年度末に比べて19事業年度末には2.8倍と大幅に増加しており、このうち、3か月以上延滞債権額は、1009億2133万余円から2252億5466万余円と2.2倍に増加している(表1参照)。

表1 学資金貸与事業の業務実績 (単位：千円)

区 分	平成11事業年度末(a)	19事業年度末(b)	(b)／(a)
学 資 金 貸 与 残 高	2,177,189,988	5,200,989,476	2.3倍
うち 要 返 還 債 権 額	1,316,529,731 (1,346,737)	3,235,398,698 (2,356,342)	2.4倍 (1.7倍)
うち 延 滞 債 権 額	126,269,149	363,531,524	2.8倍
うち 3か月以上延滞債権額	100,921,337	225,254,668	2.2倍

(注) 要返還債権額欄の括弧書きは、要返還債権数(単位：件)である。

また、貴機構が返還期限猶予を承認した件数は11事業年度の89,284件に対して、19事業年度には189,913件と2.1倍に増加している(表2参照)。

表2 返還期限猶予を承認した事由別実績 (単位：件)

事 業 年 度	大学等に在学	外 国 学	災 害	傷 病	生 活 保 護	その他	合 計
平成11	63,233	2,397	697	2,992	246	19,719	89,284
19	127,063	162	178	7,484	1,016	54,010	189,913

(注) 「その他」は①聴講生、研究生又は各種学校生として在学するとき、②家族が傷病のとき、③失業しているとき、④行方不明のとき、⑤その他②及び③に準ずる事由による生活困窮のとき

(3) 延滞した割賦金の回収方法

貴機構は、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令(平成16年文部科学省令第23号)により、割賦金の返還を延滞している債務者に対しては、少なくとも6月ごとに返還を督促することとされており、これによっても債務者が割賦金を返還しないときは民事訴訟法(平成8年法律第109号)等に定める手続により割賦金の返還を確保することとなっている(以下、この手続による回収方法を「法的措置」という。)

そして、債務者が貴機構に届け出た金融機関の口座から割賦金の振替が不能となった場合の割賦金の回収のための具体的な方法は、以下のとおりとなっている。

- ① 延滞5か月目までは、毎月、債務者に督促の電話をかけるとともに振替不能通知を送付する。
- ② 延滞6か月目から12か月目までの間は、債務者に督促の電話をかけたり請求書等を送付したりする。

③ 延滞1年以上となった場合は、住所、電話番号等の連絡先が把握できている債務者のみを対象として債権回収会社(以下「サービサー」という。)に対する債権回収の委託及び法的措置を実施し、法的措置の一環として支払督促申立予告書^(注)を送付する。

また、貴機構は、延滞した割賦金を回収するために上記のような方法で債務者に督促等をする機会を通じて、返還期限猶予を願い出れば承認される可能性のある債務者(以下「潜在的返還期限猶予対象者」という。)に対して、当該願い出を行うよう指導している。

(注) 支払督促申立予告書 債務者に対して「所定の期日までに応答のないときは法的措置に入ること」を事前に通知するために送付する文書

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、学資金貸与残高及び延滞債権額はともに増大している。また、貴機構が行う債権管理は、債務者が学資金の返還を終了するまでの長期間にわたることとなり、その間に、債務者は、就職等を契機に転居したり、転勤等に伴い転居したりなどして、住所を異動する機会が生ずることになる。一方、債務者の住所等は、債務者の実情を調査したり、債権管理上必要な措置を執ったりするために必要となる重要かつ基本的な情報である。

貴機構において、債務者の住所等を確実に把握していないと、①学資金を返還しない債務者に対して割賦金の支払を求めることができなかつたり、②延滞した割賦金を回収するために債務者に督促等をする機会を通じて、潜在的返還期限猶予対象者に対して返還期限猶予の願い出について指導することができなかつたりすることになる。

そこで、本院は、合規性、効率性、有効性等の観点から、貴機構が債務者の住所等を把握して、延滞した割賦金を適切に回収しているか、返還期限猶予の願い出について十分指導しているかなどに着眼して、次のとおり会計実地検査を行った。すなわち、貴機構及び貴機構が業務を委託しているサービサー4社のうち2社において、延滞債権に関する資料等の提出を受けるなどの方法により会計実地検査を行った。また、奨学金の返還促進に関する有識者会議において、学資金は大学等に対して質的観点からも経営的観点からも寄与しており、大学等の在学中における債務者への指導の在り方やその内容が、卒業後の延滞率に影響を与えているなどとされている。このような視点から、学資金貸与事務を実施している大学等のうち8大学を調査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 住所不明者の状況

貴機構は、債務者が提出した返還誓約書等により、債務者の住所等を把握することとしており、債務者が転居した場合は、債務者は新たな住所、電話番号等を記入した転居届を貴機構に提出することとなっている。

しかし、債務者が転居届を提出しない場合は、年1回債務者に送付する振替案内等の文書が、あて先不明として貴機構に返送されてくることになる。そして、貴機構は、このように住所を把握できなくなった者を、住所調査が必要な住所不明者として整理している。

そして、貴機構における住所不明者に係る延滞債権は、表3のとおり、19事業年度末における3か月以上延滞債権214,220件、2252億5466万余円のうち13,269件、132億8282万余円となっていて、件数比で6.1%、金額比で5.8%を占める状況となっている。

表3 住所不明者の状況(平成19事業年度末)

(単位:件、千円)

区 分		全債務者(a)	うち住所不明者(b)	(b)/(a)
3か月以上 延滞債権	件 数	214,220	13,269	6.1%
	金 額	225,254,668	13,282,822	5.8%

(2) 延滞した割賦金を回収する過程における住所不明者等の判明状況

貴機構は、前記のとおり、貴機構が債務者の住所等を把握できていると認識している割賦金債権については、その回収をサービサーに委託している。しかし、19事業年度に回収を委託した割賦金債権8,231件のうち5,121件(62.2%)については、債務者に電話等による連絡をとることができない状況となっている。

また、支払督促申立予告書を送付した割賦金債権35,165件のうち、8,826件(25.0%)については、債務者の住所は判明しているものの配達証明郵便の保管期間が経過したことにより貴機構に返送されてきたため、債務者に連絡をとることができない状況となっており、また、1,269件(3.6%)については、あて先不明として貴機構に返送されてきたため、住所不明者であることが新たに判明している。

このように、貴機構は、債務者の住所等を把握できているとしているが、実際には、債務者に連絡をとることができなかつたり、住所不明者であることが新たに判明したりする事態が生じている。

以上のことから、19事業年度末における債務者の住所等を確実に把握できていない延滞債権は、住所不明者に係る3か月以上延滞債権額132億8282万余円にとどまらず、3か月以上延滞債権額2252億5466万余円の大宗を占めるものと思料される。

(3) 返還期限猶予の状況

貴機構は、返還期限猶予について、延滞した割賦金を回収するために債務者に督促等をする機会を通じて債務者を指導するほか、年1回債務者に送付する振替案内等の文面に記載することにより周知しているとしている。

しかし、貴機構が、割賦金の返還を延滞している債務者のうち、住所を把握できているものについて毎事業年度行っている延滞の実情に関する調査の結果によると、19事業年度において、本人が無職・失業や病気療養等の状況にあつて潜在的返還期限猶予対象者と認められるものが多数見受けられた(表4参照)。

表4 割賦金の返還を延滞している債務者の状況調査結果(平成19事業年度)

(単位:%)

債務者の状況	低所得	親の債務返済	借入金の返済	延滞額の増加	無職・失業	家族の病気療養	本人の病気療養	在学・留学	生活保護受給	災害	その他
割合	40.8	37.3	23.0	22.0	19.8	11.9	11.7	3.3	1.9	0.7	15.9

注(1) 調査対象(発送件数)は、平成19年12月において延滞6か月以上の者(106,141件)で、有効回答は7,250件(有効回答率6.8%)である。

注(2) 延滞事由は複数回答可としている。

以上のことから、貴機構が返還期限猶予について指導したり周知したりしているにもかかわらず、住所を把握できている債務者の中に潜在的返還期限猶予対象者が多数見受けられる事態が生じている状況にあつては、住所不明者や連絡をとることができない債務者の中にも潜在的返還期限猶予対象者が多数存在するものと思料される。

(4) 新規債務者における住所不明者の状況

19年3月に貸与が終了した新規債務者における住所不明者の状況をみると、貴機構が、同年8月中旬に「返還開始のお知らせ」231,310件を返還誓約書に記載されていた住所に送付したところ、1,464件(同年10月時点)があて先不明として貴機構に返送されてきたため、1,464件に係る債務者が住所不明者であることが新たに判明している。しかし、貴機構は、第1回振替日(同年10月27日)までの間は、新たに判明した住所不明者の住所調査を行うなどの対応を何ら執っていなかった。

また、大学等は、返還誓約書を提出した債務者には全く関与していなかった。

そこで、19事業年度末における新規債務者に係る3か月以上延滞債権8,496件(182億9904万余円)のうち、一度も返還のない新規債務者に係る延滞債権6,740件(142億8028万余円)から674件(14億4251万余円)を抽出して住所不明者の状況をみると、21年7月現在で住所不明者として整理している債務者に係る延滞債権は29件(7834万余円)となっていて、件数比で4.3%(金額比で5.4%)となっている。

これは、3か月以上延滞債権全体における住所不明者の割合(件数比で6.1%、金額比で5.8%)に相当程度近いものとなっていることから、住所不明者は、毎事業年度、新規債務者の段階から相当な割合で発生しているものと思われる。

(改善を必要とする事態)

上記のとおり、債務者の住所等は、債務者の実情を調査したり、債権管理上必要な措置を執ったりするために必要となる重要かつ基本的な情報であるのに、貴機構において、債務者の住所等を確実に把握していないことから、延滞した割賦金の回収が適切に実施できていなかったり、潜在的返還期限猶予対象者に対して返還期限猶予の願い出について十分指導できていなかったりなどしている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、債務者の住所等を確実に把握するための体制が十分整備されていなかったこと、延滞した割賦金の回収を適切に実施したり、潜在的返還期限猶予対象者に対して返還期限猶予の願い出について十分指導したりすることの認識が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

貴機構が実施している学資金貸与事業は今後も拡大することが見込まれ、それに伴って延滞債権の更なる増加が懸念される。また、債務者からの返還金は、国等からの借入金を返還する原資であるとともに、新たな貸与の原資でもあることから、延滞債権を適切に回収していくことは、貴機構の財政基盤を安定化させるためにも重要である。

ついでに、貴機構において、債務者の住所、電話番号等の連絡先を適時適切に把握して、債務者の実情に応じた割賦金の回収及び返還期限猶予の願い出に関する指導を適時適切に行うよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 住所不明者が判明した場合や連絡をとることができなくなった場合は、直ちに調査する体制を整備するとともに、債務者の出身大学等との連携強化を図ったり、関係機関の情報を債務者の住所等の把握に活用したりなどする体制を整備すること

イ 延滞した割賦金を回収するために債務者に督促等をする機会を通じて、債務者の実情の調査及び潜在的返還期限猶予対象者の把握に努めるなどの体制を整備すること

(第22 独立行政法人都市再生機構)

不 当 事 項

役 務 (588) (589)

(588) 消防用設備点検等業務の委託費の積算に当たり、一般管理費等率の適用を誤っていたため、契約額が割高となっているもの

科 目	(都市再生勘定) (項) 賃貸住宅業務費
部 局 等	独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社
契 約 名	消防用設備点検等業務
契 約 の 概 要	賃貸住宅団地内に設置された消防用設備の法定点検等を行うもの
契 約 の 相 手 方	日本総合住生活株式会社
契 約	平成 19 年 5 月、20 年 4 月 随意契約
契 約 額	244,965,000 円(平成 19、20 両年度)
割高になっている契約額	6,600,000 円(平成 19、20 両年度)

1 消防用設備点検等業務の概要

独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社(以下「埼玉支社」という。)は、平成 19、20 両年度に、賃貸住宅団地内に設置された消防用設備を対象として、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)等に基づく法定点検業務及び法定点検により発見された消防用設備の不良等について暫定的な修復等を行う機能維持業務を消防用設備点検等業務として、19 年度 120,750,000 円、20 年度 124,215,000 円で、機構の特定関連会社である日本総合住生活株式会社^(注)に、随意契約により委託して実施している。

埼玉支社は、消防用設備点検等業務の委託費の積算について、独立行政法人都市再生機構本社(以下「本社」という。)制定の「消防用設備点検等業務委託費算定基準」(以下「算定基準」という。)に基づいて行っている。算定基準によると、委託費は、点検業務費と消費税等相当額の合計額となっていて、このうち点検業務費は、直接人件費、直接経費及び業務管理費の合計額である業務原価と一般管理費等との合計額となっている。この一般管理費等は、業務原価に所定の一般管理費等率(20%)を乗じて算定することとなっているが、随意契約により特定関連会社と業務委託契約を締結する場合には、14 年 7 月に本社が各支社あてに発した事務連絡により、一般管理費等率は 16% に低減することとされている。

(注) 特定関連会社 独立行政法人が政策目的のため法令等で定められた業務として出資する会社であって、その会社の議決権の過半数を所有しているという事実が認められる場合等における当該会社をいう。

2 検査の結果

本院は、埼玉支社において、経済性等の観点から、本件業務に係る積算が適切に行われているかなどに着眼して会計実地検査を行った。そして、本件業務について、契約書、委託費

内訳明細書等の書類により検査したところ、一般管理費等の算定が次のとおり適切でなかった。

すなわち、埼玉支社は、本件業務の委託費の積算に当たり、誤って、一般管理費等率を算定基準に定められている20%として一般管理費等を算定していた。しかし、前記のとおり、本件業務は、随意契約により機構の特定関連会社である日本総合住生活株式会社に委託していることから、一般管理費等率としては前記の事務連絡に定められている16%を適用すべきであった。

したがって、上記に基づいて本件消防用設備点検等業務の委託費を修正計算すると、19年度117,495,000円、20年度120,797,250円となり、これに比べて前記の契約額19年度120,750,000円、20年度124,215,000円は、19年度約320万円、20年度約340万円、計約660万円割高になっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、埼玉支社において、前記の事務連絡に対する認識が十分でなかったことなどによると認められる。

(589) 共同聴視施設維持管理業務に係る契約において、電気料等の年間支払回数等を過大に算出して委託料を算定していたため、委託料の支払額が過大となっているもの

科 目	(都市再生勘定)	(項)既成市街地整備改善業務費 (項)賃貸住宅業務費
	(宅地造成等経過勘定)	(項)分譲住宅特別業務費
部 局 等	独立行政法人都市再生機構西日本支社	
契 約 名	共同聴視施設維持管理業務委託(平成19、20両年度)	
委託契約の概要	賃貸住宅等の建設によるテレビ電波受信障害を防除するために設置した共同聴視施設の維持管理に関する業務を行うもの	
契約の相手方	財団法人住宅管理協会	
契 約	平成19年4月、20年4月 随意契約	
支 払 額	229,268,170円(平成19、20両年度)	
過大になっている支払額	10,590,845円(平成19、20両年度)	

1 共同聴視施設維持管理業務の概要

独立行政法人都市再生機構西日本支社(以下「西日本支社」という。)は、毎年度、賃貸住宅等の建設による周辺家屋等へのテレビ電波受信障害を防除するために設置した共同聴視施設(以下「共聴施設」という。)の維持管理業務を、随意契約により、財団法人住宅管理協会(以下「協会」という。)に委託しており、その対価として委託料を協会に支払っている。

この業務は、共聴施設の維持管理のため、電力会社等に電気料及び共架料(以下「電気料等」という。)を西日本支社に代わって支払う業務(以下「料金支払業務」という。)、周辺家屋の居住者等から共聴施設の維持管理費を徴収する業務(以下「徴収業務」という。)、共聴施設に係る修繕工事を発注する業務(以下「修繕業務」という。)等を実施するものである。

西日本支社は、委託料の算定に当たり、「共同聴視施設の維持管理業務の委託等に関する

取扱いについて」(平成16年7月本社住宅経営部長通知)に定める「共聴施設維持管理基金運用業務に係る委託料等の算定について」(以下「算定基準」という。)に基づき、料金支払業務については、団地ごとに電気料等の年間支払回数を、平成19年度計1,082回、20年度計1,083回と算出してこれに所定の歩掛かりを乗じて得た業務量を基に算定し、また、徴収業務については、維持管理費徴収の対象となる団地数を19、20両年度とも63団地と算出してこれに所定の歩掛かりを乗じて得た業務量を基に算定し、これを合計するなどして両業務に係る委託費を算定している。そして、算定した額の範囲内で協会から提出を受けた見積りの額を契約の際の委託費の額とし、業務終了後に実績に基づいて精算することとしている。一方、修繕業務等に係る委託費については、契約期間に要した実費により精算することとしている。

これらにより、本件維持管理業務に係る委託料について、協会から提出された精算報告書等に基づき、修繕業務等に係る実費精算分の計137,543,022円を含め、19、20両年度計229,268,170円と確定してその額を協会に支払っている。

2 検査の結果

本院は、西日本支社及び協会において、上記の業務委託契約を対象として、合規性、経済性等の観点から、本件業務に係る委託料の支払額が適切かなどに着眼して、契約書、委託料算定内訳書等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

ア 料金支払業務については、前記のとおり、電気料等の年間支払回数を団地ごとに算出して、19年度計1,082回、20年度計1,083回としていたが、算定基準によると、電力会社等からの複数の請求書をまとめて1回で支払の処理をした場合は、団地の数と関係なく支払回数を1回として年間支払回数を算出することとされている。そこで、本院が協会において支払回数の実績を確認したところ、19、20両年度とも計128回となっていた。

イ 徴収業務については、前記のとおり、維持管理費徴収の対象となる団地数を63団地と算出していたが、本院が協会において徴収業務の実績を確認したところ、63団地のすべてにおいて維持管理費を徴収していなかった(なお、徴収業務の20年度分については、本院の検査を受けて業務終了後に精算されている。)

したがって、料金支払業務及び徴収業務に係る委託費について、業務の実績を確認することなく、協会から提出を受けた精算報告書等により契約の際の委託費の額と同額で精算していたことは適切とは認められず、本件委託料を業務の実績に基づいて修正計算すると、19、20両年度計218,677,325円となることから、前記支払額との差額計10,590,845円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、西日本支社において、算定基準に対する理解が十分でなかったこと、業務の実績を確認しないまま精算を行っていたことなどによると認められる。

平成 19 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

緊急連絡員業務及び管理連絡員業務の委託契約における経費の算定について

(平成 19 年度決算検査報告 868 ページ参照)

第 3 章
第 2 節
第 22
独立行政法人都市再生機構

1 本院が求めた是正改善の処置

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、管理している賃貸住宅等に緊急連絡員及び管理連絡員を配置する業務を委託して実施している。この委託業務の契約に当たり、委託先の人件費及び物件費の実態を調査することなく、機構が定めている連絡員の報酬額に所定の経費率を乗じて得られた額を、連絡員を採用するなどの業務に係る経費として算定している事態が見受けられた。

したがって、機構において、委託業務の契約における連絡員を採用するなどの業務に係る経費については、その業務の実態等を十分調査して、これらの結果に基づいた算定方法に改めるなどの処置を講ずるよう、独立行政法人都市再生機構理事長に対して平成 20 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、機構本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、21 年 1 月から、連絡員を採用するなどの業務に係る実態等の調査結果を踏まえた委託費の算定とするなどの処置を講じていた。

第39 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

不 当 事 項

そ の 他

- (590) 高架下の占用許可物件等に係る占用料の徴収に当たり、占用料を徴収していなかったり、占用料の算定を誤ったりしていたため、徴収額が不足しているもの

科 目	(高速道路勘定) (項)道路業務収入
部 局 等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
占用許可の相手方	首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社
占用料の徴収が適切でなかった 占用許可物件等	3件 15,692m ²
徴収不足となっている 占用料相当額	151,350,746円(平成17年度～21年度)

1 高架下占用の概要等

(1) 高架下占用の概要

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)が保有する道路資産に係る高速道路の路面を中心にその上下に及ぶ範囲に、物件等を設け継続して使用する場合は、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)及び道路法(昭和27年法律第180号。以下、これらを合わせて「特措法等」という。)に基づき、機構が本来の道路管理者である国、都府県等の権限を代行して行う道路の占用許可が必要とされている。なお、平成17年10月に首都高速道路公団(以下「首都公団」という。)、日本道路公団等が民営化する以前は、首都公団、日本道路公団等が上記の権限を代行することとされていた。

そして、機構は、首都高速道路株式会社(以下「首都会社」という。)、中日本高速道路株式会社(以下「中会社」という。)等から、高速道路の高架下について、占用の目的等を明記した道路占用許可申請書(以下「申請書」という。)が提出された場合は、特措法等に基づき、申請書の内容について審査を行った上で申請者に対して占用を許可している。

(2) 占用料の徴収

機構は、高架下の占用を許可した場合には、特措法等に基づき、占用許可を受けた者(以下「占有者」という。)から占用料を徴収することができることとなっている。

機構が徴収する占用料の額は、道路整備特別措置法施行令(昭和31年政令第319号)及び道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下、これらを合わせて「施行令」という。)に基づき、占用面積に近傍類似の土地の時価及び所在地の区分ごとの率を乗ずるなどして算定することとされている。ただし、「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」(昭和42年建設省道政発第90号の3建設省道路局長通達)により、占用料を免除又は減額することとされている占用許可物件等が次のとおり定められている。

- ア 占用料を免除する物件等
- (ア) 公共的団体が設ける水管及び下水道管
 - (イ) くずかご、灰皿、花壇、掲示板等で営利目的がなく道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件等
 - (ウ) 慣行等から占用料を徴収することが不相当であると機構(民営化以前は首都公団等)が認めた物件等
- イ 占用料を減額する物件等及びその占用料の額
- (ア) 駐車場法(昭和32年法律第106号)に規定する都市計画として決定された路外駐車場(以下「都市計画駐車場」という。) 施行令で定める方法により算定される額の25%の額
 - (イ) 駐車場(都市計画駐車場を除く。)及び自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具 施行令で定める方法により算定される額の50%の額

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、占用料が施行令に基づき算定され徴収されているかなどに着眼して、機構が20年度に高架下の占用を許可している物件等のうち、首都会社等が収益事業として運営している543件を対象として、機構等において申請書等の書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

(1) 都道首都高速4号線の高架下の千駄ヶ谷駐車場について

首都会社は、都道首都高速4号線の高架下において、千駄ヶ谷駐車場を運営している。当該駐車場は、昭和45年3月に、都市計画駐車場(7,430㎡)及び附帯施設としての食堂(183㎡)を設置する目的で首都公団から占用許可を受けていて、首都公団は前記ア(ウ)の慣行等から占用料を徴収することが不相当である物件等に該当するとして占用料を免除していた。そして、首都公団の民営化後も、機構は、首都公団の取扱いをそのまま踏襲して占用料を免除していた。

しかし、占用料は道路等の公共用物の利用によって占用者が受ける利益を徴収するものであり、首都会社は当該駐車場を収益事業として運営して相応の利益を得ていることから、機構が当該駐車場に係る占用料を免除していることは適切ではなく、前記イ(ア)により占用料を算定して徴収すべきであったと認められる。また、食堂(現在はコーヒーショップ)については駐車場の附帯施設とされているが、食堂は駐車場とは認められないことから、占用料の額は施行令で定める方法により算定される額を徴収すべきであったと認められる。

(2) 都道首都高速2号線の高架下の賃貸施設等について

首都会社は、都道首都高速2号線の高架下において、店舗及び事務所として賃貸している施設(2,409㎡)、駐車場(2,240㎡)並びに通路(1,474㎡。以下、これらを合わせて「2号線施設」という。)を運営している。当該2号線施設は、42年10月に首都公団から占用許可を受けていて、首都公団は前記ア(ウ)の慣行等から占用料を徴収することが不相当である物件等に該当するとして占用料を免除していた。そして、首都公団の民営化後も、機構は、首都公団の取扱いをそのまま踏襲して占用料を免除していた。

しかし、首都会社は2号線施設を、前記(1)の事態と同様に、収益事業として運営して相応の利益を得ていること、機構は2号線施設の敷地に係る固定資産税等を毎年負担していることなどから、機構が2号線施設に係る占用料を免除していることは適切ではなく、賃貸施設等については、施行令で定める方法により算定される額を徴収すべきであり、駐車場については、前記イ(イ)により占用料を算定して徴収すべきであったと認められる。

(3) 高速自動車国道中央自動車道富士吉田線烏山高架橋の高架下の駐車場について

中会社は、平成18年3月に、機構から高速自動車国道中央自動車道富士吉田線烏山高架橋の高架下の占有許可を受けて、駐車場(960m²)及びコイン洗車場(996m²)を設置し運営している。そして、機構は、駐車場及びコイン洗車場を前記イ(イ)の駐車場に該当するとして占用料を算定し、18年度から21年度までに計11,515,657円の占用料を徴収していた。

しかし、コイン洗車場は駐車場とは認められないことから、コイン洗車場を前記イ(イ)の駐車場に該当するとして占用料を算定していることは適切ではなく、施行令で定める方法により算定される額を徴収すべきであったと認められる。

したがって、上記(1)、(2)及び(3)の占有許可物件等について、17年10月の民営化以降21年度までに機構が徴収すべきであった占用料を申請書等の占有面積に固定資産税路線価等乗ずるなどして算定すると、(1)57,557,733円、(2)91,430,492円、(3)13,878,178円、計162,866,403円となり、151,350,746円が徴収不足となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、機構において、申請書の内容についての審査を適切に行っていなかったことなどによると認められる。

第40 独立行政法人日本原子力研究開発機構

不 当 事 項

予 算 経 理

(591) 固定資産の減損処理に当たり、対象資産を誤って把握するなどしたため、適正な減損額が計上されず、財務諸表の表示が適正を欠いているもの

科 目	固定資産
	有形固定資産
	建物、構築物、機械・装置
部 局 等	独立行政法人日本原子力研究開発機構本部、3 研究開発センター等
減損処理の概要	固定資産のサービス提供能力が当該資産の取得時の想定に比べ著しく減少しその回復が見込めないなどの場合に、当該資産の帳簿価額を適正な金額まで減額するもの
減損処理した施設	東海地区ウラン濃縮施設、むつ地区燃料・廃棄物取扱棟及び東濃鉾山(平成 18 年度)、冶金特別研究棟(平成 19 年度)
上記に対する減損額の合計	2,710,754,918 円(平成 18、19 両年度)
財務諸表において過大又は過小となっている減損額	過大 840,549,234 円(平成 18、19 両年度)
	過小 51,859,838 円(平成 18 年度)

1 固定資産の減損の概要

独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)が保有する固定資産については、平成 18 年度から「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解」(17 年 6 月 29 日設定。19 年 11 月 19 日改訂。以下「減損会計基準」という。)等が適用されることとなっている。減損会計基準によれば、固定資産の減損とは、固定資産に現在期待されるサービス提供能力が当該資産の取得時に想定されたサービス提供能力に比べ著しく減少し将来にわたりその回復が見込めないなどの状態をいうとされている。

そして、減損会計基準においては、固定資産が使用されている業務の実績が、中期計画の想定に照らし、著しく低下していることなど、固定資産に減損が生じている可能性を示す事象(以下「減損の兆候」という。)の有無を把握した上で、減損を認識した場合は、当該固定資産の帳簿価額を正味売却価額^(注1)と使用価値相当額^(注2)のいずれか高い額まで減額する会計処理(以下「減損処理」という。)を行わなければならないこととされている。

機構は、「独立行政法人日本原子力研究開発機構の中期目標を達成するための計画(平成 17 年 10 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日)」(以下「機構の中期計画」という。)に基づき、使命を終えたなどとされた施設(以下「廃止措置施設」という。)について効率的な廃止措置を計画的に進めるなどして、不要な施設を効率的かつ計画的に廃止することとしている。そして、減損会計基準に基づく減損処理の実施方法について、19 年 3 月に、「固定資産の減損会計につ

いて(18(達)第55号)」(以下「通達」という。)等を定めて、廃止措置施設等について減損会計基準等に沿った形で減損処理を行うこととしている。ただし、取得価額が1000万円未満であること又は取得価額が1000万円以上5000万円未満で耐用年数が10年未満であることのいずれかの要件に該当する構築物、機械装置等は、重要性の乏しい資産として減損会計の対象としないこととなっている。

2 検査の結果

本院は、正確性、合規性等の観点から、減損会計の対象とすべき固定資産を正確に把握しているか、減損の兆候を適切に判定して減損を認識しているかなどに着眼して、機構本部等^(注3)10か所において減損調査計画書等の関係書類を確認するとともに、現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査の結果、東海、青森両研究開発センター及び東濃地科学センターにおいて、次のとおり、減損会計の対象とすべき固定資産の把握を誤ったり、減損の兆候の有無の判定を誤ったりして、減損額840,549,234円を過大に、減損額51,859,838円を過小に計上していたため、18年度及び19年度の財務諸表の減損額及び固定資産の額が適正に表示されておらず、不当と認められる。

研究開発センター等	対象施設名	年 度	左の施設に係る減損額 (円)	適正な減損額 (円)	過大又は過小となっている減損額 (円)	摘 要
東海研究開発センター	冶金特別研究棟	平成 19	13,186,930	9,623,191	3,563,739 (過大)	減損対象資産の把握誤り
	東海地区ウラン濃縮施設	18	493,828,175	495,611,024	1,782,849 (過小)	減損の兆候の判定誤り
青森研究開発センター	むつ地区燃料・廃棄物取扱棟	18	1,961,778,338	1,124,792,843	836,985,495 (過大)	減損の兆候の判定誤り
東濃地科学センター	東濃鉱山	18	241,961,475	292,038,464	50,076,989 (過小)	減損対象資産の把握誤り
計		過 大 過 小			840,549,234 51,859,838	

上記の減損会計の対象とすべき固定資産の把握を誤っていたもの及び減損の兆候の有無の判定を誤っていたものについて、それぞれ事例を示すと次のとおりである。

<事例1> 減損会計の対象とすべき固定資産の把握を誤っていたもの

機構は、東濃地科学センターにおいて、廃止措置施設である東濃鉱山を構成する固定資産計48件について、平成18年度決算において減損額241,961,475円を計上していた。

しかし、東濃鉱山を構成する固定資産の中には上記48件の固定資産のほか、東濃鉱山受電設備(18年度末帳簿価額28,382,705円。耐用年数12年)及び東濃鉱山捨石堆積場かん止堤(18年度末帳簿価額21,694,284円。耐用年数37年)があり、これら2件の固定資産についても、取得価額が1000万円以上5000万円未満で耐用年数が10年以上であることから、通達に定める重要性の乏しい資産には該当せず減損会計の対象とすべき固定資産として把握する必要があったのに、誤ってこれを行っておらず、18年度決算において減損処理を行っていなかった。上記2件の固定資産について適正な減損額を計算すると、

50,076,989 円となる。

＜事例2＞ 減損の兆候の有無の判定を誤っていたもの

機構は、青森研究開発センターにおいて、むつ科学技術館を含む「むつ地区燃料・廃棄物取扱棟」が機構の中期計画において廃止措置施設として位置付けられていることなどから、燃料・廃棄物取扱棟及びむつ科学技術館等を構成する建物等計 34 件について、帳簿価額を 0 円とする減損処理を行い、平成 18 年度決算において減損額 1,961,778,338 円を計上していた。

しかし、上記 34 件の固定資産のうち、むつ科学技術館を構成する建物等計 20 件(18 年度末帳簿価額計 836,985,495 円)については、原子力船むつから取り出した原子炉室等を安全に保管するなどの目的のために取得した固定資産であり、会計実地検査時(21 年 5 月)においてもその使用目的に沿って使用されているのに、誤って減損の兆候があると判定し、18 年度決算において減損処理を行って減損額 836,985,495 円を計上していた。

このような事態が生じていたのは、機構において、減損処理を行う際の調査確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 正味売却価額 固定資産の時価から処分費用見込額を控除して算定される額

(注2) 使用価値相当額 固定資産の全部又は一部につき使用が想定されていない部分以外の部分が有するサービス提供能力と同じサービス提供能力を有する資産を新たに取得した場合において見込まれる取得価額から、減価償却累計額(当該資産を減損が認識された資産の使用期間と同じ期間使用した場合に計上される額をいう。)を控除した価額

(注3) 本部等 10 か所 本部、敦賀本部、東海、大洗、高速増殖炉、原子炉廃止措置、青森各研究開発センター、那珂核融合研究所、東濃地科学センター及び人形峠環境技術センター

第41 独立行政法人住宅金融支援機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 礼金等を受領するなど賃貸条件の制限に違反している賃貸住宅貸付けの借受者に対し、礼金等の返還等を行わせるよう適宜の処置を要求し、賃貸条件の制限が遵守されるよう是正改善の処置を求めたもの

科 目	(貸付金)賃貸住宅貸付
部 局 等	独立行政法人住宅金融支援機構本店及び 11 支店
貸付けの根拠	住宅金融公庫法(昭和 25 年法律第 156 号)
賃貸住宅貸付けの概要	賃貸住宅を建設して事業を行う者に、住宅の建設等に必要な資金の貸付けを行うもの
賃貸住宅貸付件数	7,584 件(平成 10 年度～12 年度)
上記に係る貸付金残高	1 兆 1463 億 0760 万余円(平成 20 年度末)
賃貸条件の制限違反があった賃貸住宅貸付件数	71 件(平成 10 年度～12 年度)
上記に係る貸付金残高	90 億 2017 万円(平成 20 年度末)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

賃貸住宅貸付けにおける賃貸条件の制限違反について

(平成 21 年 10 月 16 日付け 独立行政法人住宅金融支援機構理事長あて)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 賃貸住宅貸付けの概要

(1) 賃貸住宅貸付けの目的

貴機構は、平成 19 年 4 月、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成 17 年法律第 82 号。以下「機構法」という。)に基づき、住宅金融公庫(以下「公庫」という。)の権利及び義務を承継して設立された。公庫は、同年 3 月まで旧住宅金融公庫法(昭和 25 年法律第 156 号。以下「公庫法」という。)に基づき、国民が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設等に必要な資金で一般の金融機関で対応が困難なものを融通することなどを目的として、住宅を建設して賃貸する事業を行う者に対して資金の貸付け(以下「賃貸住宅貸付け」という。)を行っていた。

また、旧住宅金融公庫法施行規則(昭和 29 年大蔵・建設省令第 1 号。以下「施行規則」という。)によると、賃貸住宅貸付けにより建設された賃貸住宅(以下「賃貸住宅」という。)の賃借人の資格は、現に住宅に困窮している者で家賃の支払ができる者等とされていた。そして、貴機構が公庫から承継した賃貸住宅貸付けの残高は、21 年 3 月末現在約 3 兆 8655 億円(約 2 万 6 千件)となっている。

そして、上記の賃貸住宅貸付けの原資についてみると、16年度までは国の財政融資資金からの借入れ、17、18両年度は、公庫が自ら債券を発行して調達した資金となっていた。また、16年度までの賃貸住宅貸付けについて、借入金利と貸付金利との逆ざやによる収支差等を補てんするため、貴機構(公庫時を含む。)は、毎年、国から補給金を受け入れている。

(2) 賃貸条件の制限

上記のように国の財政援助を得て実施された賃貸住宅貸付けについて、賃借人の保護を図ることなどの目的から、施行規則により借受者は、賃貸住宅の賃貸に当たって、家賃及び家賃の3か月分(貸付けの種類により6か月分又は9か月分)を超えない額の敷金を除き、賃借人から礼金等の金品を受領したり、その他賃借人の不当な負担となることを賃貸の条件としたりしてはならないこととされている。

そして、公庫は、賃貸住宅貸付けの条件の一つとなっている上記の賃貸条件の制限を遵守させるため、賃貸住宅貸付けの申込みを受け付ける際などに賃貸条件の制限について借受者に説明を行ったり、パンフレットを配布したりしている。さらに、公庫と借受者が締結する金銭消費貸借抵当権設定契約において、賃貸の条件について借受者は公庫法及び施行規則等に従うことを明記するとともに、同契約の締結に先立って賃貸借契約書のひな形により賃貸条件の制限違反の有無を確認するなどしていた。

そして、機構法の施行に伴い公庫法は廃止されたが、機構法附則第5条により、公庫法に基づいて行われた賃貸住宅貸付けに係る賃貸条件の制限は従前どりとされている。

(3) 賃貸住宅の実態調査

貴機構(公庫時を含む。)は、賃貸住宅について、貸付条件違反の事実を把握し、速やかに是正させることを目的として、内部規程に基づき実態調査を行っている。そして、具体的な調査の対象、件数、方法等については、毎年、本店から各支店に対して通達を発して指示することにしており、この指示に基づき、各支店が実態調査を実施し、その調査結果を本店に報告することとなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、賃貸住宅貸付けについて賃貸条件の制限が遵守され、賃借人の保護が図られているかなどに着眼して、貸付けから10年前後が経過している10年度から12年度までの間に実施された賃貸住宅貸付け7,584件のうち、賃貸条件が入居募集広告等に掲載されていた1,550件について賃貸条件の調査を行ったところ、賃貸条件の制限に違反している可能性のあるものが161件見受けられた。このうち23件については、^(注1)7支店において実地に検査を行うとともに、借受者に対して賃借人との賃貸借契約書の提示を依頼するなどして実地に調査した。^(注2)さらに、この23件を除いた11支店の138件については、貴機構に調査を求め、その調査結果を確認するなどして検査を行った。また、本店において、賃貸住宅の実態調査の実施状況を実地に検査した。

(注1) 7支店 北海道、東北、東海、近畿、北陸、四国、九州各支店

(注2) 11支店 北海道、東北、首都圏、北関東、東海、近畿、北陸、四国、中国、九州、南九州各支店

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 賃貸条件の制限に関する遵守の状況

上記161件のうち11支店の71件(20年度末貸付金残高90億2017万余円)において、借受者が賃借人から礼金を受領しているなど賃貸条件の制限に違反している事態が見受けられた。

そして、この71件(総戸数1,282戸)の違反内容についてみると、次表のとおり、礼金を受領していたものが43件329戸、敷金を過大に受領していたものが17件84戸、敷引^(注3)きを設定していたものが21件158戸、一定期間内に賃貸借契約を解約した場合には違約金を支払うことなど賃借人の不当な負担となることを賃貸の条件としていたものが59件525戸、合計726戸となっていた。

(注3) 敷引き 賃貸借契約書において、あらかじめ敷金の一定額を退出時に返還しないと定めること

表 賃貸条件の制限違反の状況

賃貸条件の制限に違反している事態	件数 (件)	違反戸数 (戸)	礼金等の合計額 (円)
礼金の受領	43	329	43,332,600
敷金の過大受領	17	84	8,322,500
敷引きの設定	21	158	29,574,270
その他賃借人の不当な負担	59	525	—
合計	71	726	/
	(総戸数1,282戸)		

(注) 1戸の賃貸借契約書において複数の違反がある場合があるため、合計は一致しない。

(2) 貴機構における実態調査の実施状況

前記のとおり、貴機構(公庫時を含む。)は、本店の指示に基づき各支店において賃貸住宅の実態調査を行うこととしており、その際、16年度までは、調査対象の相当数について賃貸借契約書によって賃貸条件の制限違反の有無の確認を行っていた。そして、賃貸条件の制限に違反している事態が判明した場合には、礼金等を返還させるなどの処置を講じていた。

しかし、貴機構(公庫時を含む。)は、これまでの実態調査で賃貸条件の制限に違反している事態が依然として見受けられるにもかかわらず、業務運営の効率化が求められる独立行政法人化を控え、17年度以降、本店から各支店に発した実態調査に関する通達において賃貸条件の制限違反の有無の確認を行うよう明確な指示をしていなかった。このため、近年の実態調査においては、外観からの用途変更の有無の確認にとどめ、賃貸借契約書によって賃貸条件の制限違反の有無を確認することは、ほとんど行っていなかった。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

上記のように、借受者が礼金等を受領するなど施行規則で規定された賃貸条件の制限を遵守していない事態や、貴機構において借受者に賃貸条件の制限を遵守させるための措置を講

じていない事態は適切とは認められず、早急に是正及び是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、借受者や借受者から委託を受けて入居募集業務等を行っている不動産仲介業者等(以下「不動産業者」という。)において、施行規則に規定する賃貸条件の制限に関する認識が欠如していることなどにもよるが、貴機構(公庫時を含む。)において、次のことなどによると認められる。

- ア 借受者及び不動産業者に対して、賃貸条件の制限について十分に周知徹底していなかったこと
- イ 賃借人に対して、賃貸条件の制限について十分に広報していなかったこと
- ウ 賃貸住宅の実態調査に当たり、各支店に対して賃貸条件の制限違反の有無の確認を行うよう本店が明確な指示をしていなかったこと

3 本院が求める是正及び是正改善の処置

賃貸住宅貸付けは、国民が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設等に必要な資金を融通するなどの目的を達成するため、国の財政融資資金からの借入れなど国の財政援助等により行われたものである。そして、これにより建設された賃貸住宅については、賃借人の保護を図るなどの目的で賃貸条件の制限が設けられており、今後も貸付条件の適正な履行を確保するための管理が重要となっている。

については、貴機構において、賃貸条件の制限に違反している前記の71件について、借受者に対して賃借人に礼金等を返還させたり、賃貸借契約書の内容を賃貸条件の制限に適合するよう変更させたりするなどの処置を講ずるとともに、他のすべての賃貸住宅貸付けについて、賃貸条件の制限違反の有無を調査して、違反しているものがあれば速やかに同様の処置を講ずるよう是正の処置を要求する。

また、賃貸条件の制限が遵守されるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 借受者に対して、賃貸条件の制限について周知徹底するとともに、不動産業者に対して、業界団体を通じて賃貸条件の制限の周知を図ること
- イ 賃借人に対して、公庫が融資した賃貸住宅は、賃貸条件の制限により礼金等を支払う必要のない物件であることを、貴機構のホームページなどを通じて周知すること
- ウ 賃貸住宅の実態調査について、毎年本店から各支店に対して発する通達に、賃貸条件の制限違反の有無の確認を一定件数以上計画的に行うことなどを明記し、各支店において、これを毎年確実に実施すること

- (2) バリアフリー賃貸住宅建設資金の貸付事業において、借受者に対して高齢者の入居機会を確保するための貸付条件を遵守させるよう是正改善の処置を求め、事業の効果を十分発現させるため高齢者の入居促進に結びつくような広報活動等を行うよう意見を表示したもの

科 目	(住宅資金貸付等勘定)貸付金
部 局 等	独立行政法人住宅金融支援機構本店及び 11 支店
バリアフリー賃貸住宅貸付事業の概要	高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する賃貸住宅等の建設に必要な資金の貸付けを行うもの
検査対象としたバリアフリー賃貸住宅貸付けの件数	468 件(平成 19、20 両年度)
上記に係る貸付額	440 億 3630 万円(背景金額)(平成 19、20 両年度)
上記のうち募集開始時までに高齢者円滑入居賃貸住宅としての登録がなされていない件数	450 件(平成 19、20 両年度)
上記に係る貸付額	417 億 8560 万円(平成 19、20 両年度)

【是正改善の処置を求め及び意見を表示したものの全文】

バリアフリー賃貸住宅貸付けの実施について

(平成 21 年 10 月 16 日付け 独立行政法人住宅金融支援機構理事長あて)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第 36 条の規定により意見を表示する。

記

1 バリアフリー賃貸住宅貸付けの概要

(1) バリアフリー賃貸住宅貸付制度

平成 13 年 12 月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画により、住宅金融公庫は廃止されることになり、同公庫が行っていた貸付業務については、民間金融機関が円滑に業務を行っているかどうかを勘案して、独立行政法人が新たに設置される際に決定することとされた。そして、貴機構は、19 年 4 月に、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成 17 年法律第 82 号。以下「機構法」という。)に基づき、同公庫の権利及び義務を承継して設立された。

貴機構の貸付業務は、政策上重要であるが民間には対応が困難な分野として、機構法の規定により、高齢者の家庭(単身の世帯を含む。)に適した良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅等の建設に必要な資金の貸付け(以下「バリアフリー賃貸住宅貸付け」という。)などに限定して実施することとされた。

(2) 貸付けの条件

バリアフリー賃貸住宅貸付けの対象となる住宅は、住宅技術基準規程(平成 19 年住機規

程第67号)等に定める「居室等の床は段差のない構造」、「便所・浴室等に手すりを設置」などの基準に適合しなければならないこととなっている。さらに、高齢者の入居の機会を確保するため、借受者は貴機構が定めた貸付条件規程(平成19年住機規程第49号)により、入居者の募集開始(以下「募集開始」という。)時までには当該住宅を高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の規定による高齢者円滑入居賃貸住宅として登録(以下「登録」という。)^(注1)することが貸付予約の際の条件(以下「貸付条件」という。)とされている。

(注1) 貸付予約 借入申込書の内容に基づいて、申込人の資格・建設計画・賃貸計画・担保評価・収支計画・保証人等について総合的な審査を行い、貸付けの内容を決定すること。結果は融資予約通知書により借受者に通知される。

上記の登録された住宅の情報は、都道府県の窓口や、高齢者居住支援センターとして国土交通大臣からの指定を受けている財団法人高齢者住宅財団(以下「高齢者住宅財団」という。)のホームページなどで閲覧が可能となっている。また、高齢者の居住の安定確保に関する法律によれば、登録された住宅の賃貸人は、当該住宅に入居を希望する高齢者に対して、高齢者であることを理由として、入居を拒んではならないとされている。

そして、貴機構は、賃貸融資業務取扱規程(平成19年住機規程第54号)により、貸付条件が履行されていることを確認した後、賃貸住宅の建設に係る資金を借受者に交付することとなっている。なお、貴機構によれば、貴機構の賃貸住宅貸付けは、返済期間が最長35年、固定金利であるため、返済計画が安定するなどの利点があるとされている。

(3) 国の施策と貴機構との関係

貴機構は、機構法の規定により、業務を実施するに当たっては、国及び地方公共団体が行う良好な居住環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策について協力しなければならないとされている。

国は、住生活基本法(平成18年法律第61号)に基づき18年9月に閣議決定された住生活基本計画(全国計画)において、高齢者等の居住の安定が確保されるよう、住宅セーフティネットの機能向上を目指すとしており、65歳以上の高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率を設定している^(注2)。また、高齢者等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅に関する情報の提供等を行うことなどを掲げている。

そして、貴機構は、同法の規定により、事業を実施するに当たっては、同計画に定められた目標の達成に資するよう努めなければならないとされている。

(注2) 同計画では、65歳以上の高齢者が居住する住宅の一定のバリアフリー化(2か所以上の手すり設置又は屋内の段差解消に該当)率を29%(平成15年度)から75%(27年度)にすることとしている。バリアフリー賃貸住宅貸付けの対象物件は、この一定のバリアフリー化を行ったものに該当する。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、バリアフリー賃貸住宅貸付けは、貸付条件規程等に従って適切に行われているか、高齢者の居住の安定を確保するという国の政策目的の達成に十分寄与するものとなっているかなどに着眼して、19、20両年度に借入申込があり、21年3月末までに最終回の資金が交付されている貸付け468件(貸付額440億3630万円)を対

象として検査した。そして、貴機構の本店及び11支店において、借入申込書、融資審査調書等により会計実地検査を行うとともに、貸付対象賃貸住宅(以下「貸付対象物件」という。)のある現地に赴いて、借受者である賃貸人等から実際の入居状況等を聴取するなどの方法で調査した。

(注3) 11支店 北海道、東北、首都圏、北関東、東海、近畿、北陸、四国、中国、九州、南九州各支店

(検査の結果)

(1) 高齢者円滑入居賃貸住宅としての登録状況

検査したところ、前記の貸付対象物件468件(貸付額440億3630万円)のうち、450件(貸付額417億8560万円)は貸付条件に違反して募集開始時までに登録が行われていなかった。そして、上記の450件について、登録時点における空き室の有無を高齢者住宅財団のホームページで確認したところ、確認できた434件中259件(59.7%)が空き室なしとなっていた。

募集開始時までに登録を行うことを貸付条件としていることは、高齢者の入居機会を最大限確保する上で極めて重要であると考えられ、この見地に立てば、登録までに過半の物件が空き室なしとなっている事態は、高齢者円滑入居賃貸住宅への入居を希望する高齢者に対してその入居の機会を狭めるものとなっている。

また、前記450件の貸付対象物件のうち任意に抽出した103件について、現地において借受者等から登録が遅延した理由を聴取したところ、登録前に空き室がない状態になったため登録の必要がないと誤認するなど認識不足によるものが48件、登録を失念したとするものが42件などとなっていた(複数回答あり)。

(2) 貴機構による登録の確認状況

貴機構は、前記のとおり、賃貸融資業務取扱規程により、貸付対象物件がしゅん工して貸付額を決定(以下「総額決定」という。)した後、貸付条件が履行されていることを確認した上で資金を交付することとなっている。

しかし、資金の交付決定を行っている本店及びすべての支店では、前記の貸付対象物件450件が募集開始時までに登録されていないにもかかわらず、これを確認することなく資金を交付していた。

貴機構は、その後、募集開始時までに登録を行わなかった借受者に対して貸付けを行っても同規程の定め反することにならないよう、21年4月から、借受者が募集開始時までに登録を行わなくても総額決定時までに登録を行えば貸付条件違反とならないこととした。しかし、このような措置は、後述(3)のとおり総額決定時までに過半の物件が空き室なしとなっている状況にかんがみると、貸付対象物件への入居を希望する高齢者への配慮に欠けるものであり、高齢者の居住の安定確保という国の施策に対する貴機構としての協力姿勢が問われかねないものとなっている。

(3) 入居者の募集状況

前記の貸付対象物件468件のうち331件(70.7%)はしゅん工の1か月以上前から募集を開始していたこともあり、しゅん工からおおむね1、2か月後となる総額決定時には、確認できた452件中248件(54.9%)は既に空き室がない状態となっていた。

また、借受者との面談内容を記録する貴機構の申込者面談シートにある借受者が企図す

る入居者層の記載欄には、高齢者が入居者層として記載されていないものが多数見受けられた。さらに、前記の現地調査を行った103件について、借受者が企図する入居者層を聴取したところ、近郊勤務者76件、新婚者22件、学生22件となっていて、明確に高齢者を入居者層としているとした物件はわずか3件となっていた(複数回答あり)。

このように、借受者の多くは、賃貸住宅建設のために長期・固定金利等の利点があるバリアフリー賃貸住宅貸付けを申し込む一方で、登録の趣旨を理解せず、募集開始後に空き室がない状態となってから登録していたり、入居者層の内容が貸付条件になっていないことから当初から高齢者を入居者層として考えていなかったりして、高齢者を積極的に入居させる意思を持っていないものと認められた。

また、高齢者の居住の安定確保に関する法律によれば、賃貸人の申請により登録を抹消し又は同法の規定違反により登録を抹消される場合がある。上記のとおり、借受者の多くが高齢者を積極的に入居させる意思を持っていないことを勘案すると、今後は、登録が抹消されるなどの事態が懸念される。しかし、貴機構は、貸付後において、借受者が故意に登録を抹消し又は登録を抹消された場合の対策を講じていなかった。

(4) 高齢者の入居状況

貴機構は、貸付対象物件の入居者層の状況を全く把握していなかったことから、本院が、前記の現地調査を行った103件における高齢者の入居状況を借受者等から聴取したところ、高齢者が入居していたものは5件(4.9%)にすぎず、更に住戸数で見ると、入居済の1,179戸中高齢者が入居していたものはわずか15戸(1.3%)となっていた。これは、総務省統計局が5年ごとに実施している住宅・土地統計調査の平成15年調査結果における一般の賃貸住宅のうち高齢者が入居しているものの比率(民営借家に単身又は夫婦2人で入居している833万1300世帯のうち65歳以上の単身者又は高齢夫婦の世帯は104万3100世帯で12.5%)よりも低いものとなっていた。

そこで、本院は、21年6月末時点で高齢者円滑入居賃貸住宅として登録されていた民間賃貸住宅であって19年4月から21年3月までに建設されたもののうち、貴機構から貸付けを受けているもの、高齢者専用賃貸住宅であるものなどを除いた84件を対象として、不動産仲介業者等に対して、高齢者の入居状況、入居募集の際の取組等に関するアンケート調査を実施した。その結果、27件(587戸)について回答があり、高齢者はこのうちの17件(63%)の148戸(25.2%)に入居しており、また、27件すべてが登録時点において空き室を有していた。

そして、高齢者が入居している物件については、入居募集に当たり、登録にとどまらず、高齢者の入居を促すために新聞折り込み広告を行ったり、医療機関や高齢者団体が組織する非営利活動法人に直接情報提供等を行ったりしているものがあつた。

さらに、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録に関する事務を行う県等の中には、県内の全登録物件の概要データを掲載した情報紙(隔月発行)を行政窓口、福祉事務所、書店、公立病院等に無料で配布するなど積極的な広報活動を行っているものもあつた。

以上の本院が実施したアンケートの調査結果等と比べると、バリアフリー賃貸住宅貸付けは、高齢者に適した居住性能を有する賃貸住宅の建設のために設けられた貸付制度であるにもかかわらず、登録時には過半の貸付対象物件に空き室がなかったり、借受者や貴機

構において高齢者の入居を促すための積極的な情報提供や広報活動を行っていなかったりしている状況となっていた。

(是正改善及び改善を必要とする事態)

募集開始時まで登録を行っていない貸付条件違反が常態化している事態、高齢者を募集の際の入居者層として考えていないものまでバリアフリー賃貸住宅貸付けの対象としている事態、貸付後において、借受者が故意に登録を抹消し又は登録を抹消された場合の対策を講じていない事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

また、高齢者の居住の安定を確保するという国の政策目的があるにもかかわらず、貸付対象物件における高齢者の入居率が著しく低い状況となっていて、バリアフリー賃貸住宅貸付事業の効果が十分発現していない事態は、改善の必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 登録を募集開始時までに行うことが貸付条件であったにもかかわらず、貴機構がその履行確認を行っておらず、貸付条件違反の事態を看過していたこと及び借受者が募集の際の入居者層に高齢者を考えていないものもバリアフリー賃貸住宅貸付けの対象としていること
- イ 貴機構が、バリアフリー賃貸住宅について、行政窓口、福祉事務所、公立病院等に対する情報紙の無料配布による積極的な広報活動や、借受者が行う新聞折り込み広告等による高齢者への情報提供など、高齢者の入居を促進するためのより実効性のある措置を講じていないこと

3 本院が求める是正改善の処置及び本院が表示する意見

貴機構は、政策上重要であるが民間には対応が困難な分野の一つとして、本件バリアフリー賃貸住宅建設資金の貸付業務を今後も実施することが見込まれる。

については、バリアフリー賃貸住宅貸付事業が住生活基本計画に掲げられた国の基本的な施策である高齢者等の居住の安定の確保に寄与するよう、次のとおり是正改善の処置を求め及び意見を表示する。

ア 登録制度の意義が失われないよう、貸付条件である登録の時期については「募集開始時まで」とすることにより、高齢者の入居機会を最大限確保すること

また、適切な審査を実施して借受者が募集の際の入居者層に高齢者を考えていない場合や募集開始時まで登録を行っていない物件には貸付けを行わないこと、貸付後において、借受者が故意に登録を抹消し又は登録を抹消された場合には貸付金を全額繰上償還請求できる旨を契約書等に明記することなど、借受者に対して貸付条件を遵守させる措置を早急に講ずること(会計検査院法第34条による是正改善の処置を求めるもの)

イ 更に高齢者の入居を促進するために、貸付対象物件の一覧表を適時に作成して、行政窓口、福祉事務所等に配布するなど積極的な広報活動を行うこと

また、入居募集する貸付対象物件が高齢者の入居を拒まないものである旨を募集の際に明示することを貸付条件とするなどして高齢者に対し十分な情報提供を行うこと、優先募集期間を設けることを貸付条件とすることなど高齢者の入居に結びつくようなより実効性のある措置を講ずること(同法第36条による意見を表示するもの)

第42 国立大学法人東北大学

平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

東北大学病院が発注した工事契約に係る内部統制等について

(平成19年度決算検査報告 884 ページ参照)

1 本院が表示した意見

国立大学法人東北大学(以下「東北大学」という。)の東北大学病院(以下「病院」という。)において、東北大学の会計規程等に定められた契約事務を行うことなく工事を発注して、工事完了後に予定価格や契約書を作成するなどして、会計規程等が遵守されていない事態が見受けられた。このことから、病院の内部統制等の状況についてみたところ、内部牽制^{けん}が十分機能していなかったり、各監査機関等において内部統制についての監査が適切に行われていなかったりなどしていた。

したがって、東北大学において、適正な工事契約事務を行うために、内部統制の体制を整備したり、的確な監査を実施したりなどするよう、国立大学法人東北大学学長に対して平成20年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、東北大学において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、東北大学は、本院指摘の趣旨に沿い、病院等に係る工事契約予定案件を事前に本部施設部に届け出ることを義務付けるなど、全学の工事契約を一元管理することとして適正な工事契約事務を行えるようにし、また、病院の教授等を対象に講習会を開催し関係法令等の周知徹底を図るなどして内部統制の体制を整備するとともに、監事監査及び監査室監査において、契約等の適正な実施について重点的に監査する体制を執ったほか、理事、監事、監査室及び会計監査人の4者協議会を定期的を開催して各々が行う監査の調整を図るなどの処置を講じていた。

第43 国立大学法人東京大学

不 当 事 項

役 務

(592) 東京大学医学部附属病院における医療材料等の管理、搬送等業務に係る請負契約に当たり、労務費の積算を誤ったため、契約額が割高となっているもの

科 目	経常費用
部 局 等	国立大学法人東京大学医学部附属病院
契 約 名	東京大学医学部附属病院物品管理及び搬送等業務請負
契 約 の 概 要	東京大学医学部附属病院で使用する医療材料等の管理、搬送等業務を請け負わせるもの
契 約 の 相 手 方	株式会社エフエスユニマネジメント
契 約	平成 21 年 1 月 一般競争契約
契 約 額	185,220,000 円
割高になっている契約額	8,700,000 円

1 請負契約の概要

国立大学法人東京大学(以下「東京大学」という。)は、医学部附属病院(以下「病院」という。)で使用する医療材料等を適正な管理の下に 24 時間体制で医療現場に供給するなどのため、病院内に物品管理・供給センターを設置しており、平成 21 年 2 月 1 日から 22 年 1 月 31 日までの同センターにおける医療材料等の管理、搬送等の業務(以下「管理・搬送業務」という。)を、21 年 1 月に一般競争契約により株式会社エフエスユニマネジメントに契約額 185,220,000 円で請け負わせている。

請負契約の仕様書等によると、管理・搬送業務における作業時間の区分は、①毎日の午前 8 時から翌日午前 8 時まで、②毎日の午前 8 時から午後 5 時まで、③月曜日から土曜日までの午前 8 時から午後 5 時まで及び④月曜日から金曜日までの午前 8 時から午後 5 時までの 4 区分となっている。そして、①については、日勤、準夜勤及び深夜勤の 3 交替制で行うこととしており、日勤は午前 8 時から午後 5 時まで、準夜勤は午後 2 時から 11 時まで、深夜勤は午後 11 時から翌日午前 8 時までとしている。

東京大学は、管理・搬送業務に係る労務費の積算に当たり、厚生労働省が作成している賃金構造基本統計調査報告(賃金センサス)に記載されている所定内給与額、年間賞与額等^(注)に社会保険料等を加算するなどして 1 日当たりの労務単価を算出し、これに勤務ごとの年間所要日数を乗ずるなどして作業員 1 人当たりの年間所要額を算出している。

そして、準夜勤のうち午後 7 時から 11 時までの 4 時間及び深夜勤の午後 11 時から翌日午前 8 時までの 9 時間から休憩時間 1 時間を除いた 8 時間の勤務については、すべての勤務が労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)に定める深夜の割増しの対象になるとして、深夜勤務の割増率 100 分の 25 相当額(以下「深夜割増額」という。)を加算している。

また、土曜日の勤務については、時間外勤務の割増率 100 分の 25 相当額(以下「時間外割増額」という。)を、日曜日の勤務については、休日勤務の割増率 100 分の 35 相当額(以下「休日割増額」という。)を、それぞれ加算している。

そして、これらの勤務の労務費については、作業員が週 2 日の休日を取りながら交替で勤務することとして積算している。

(注) 所定内給与額 事業所の就業規則等で定められた給与に関する支給条件及び算定方法によって支給された基本給及び超過労働給与額を含まない諸手当

2 検査の結果

本院は、経済性等の観点から、本件契約に係る労務費の積算が適切に行われているかなどに着眼して、東京大学において会計実地検査を行った。そして、契約書、仕様書等に基づいて検査したところ、労務費の積算における割増額の算出について、次のとおり適切でない事態が見受けられた。

- ア 労働基準法等によれば割増しの基礎となる賃金に算入しないこととされている賞与を、所定内給与額等に算入して深夜割増額、時間外割増額及び休日割増額を算出していた。
- イ 労働基準法等によれば深夜割増額の加算の対象とならないこととされている午後 7 時から 10 時までの 3 時間及び午前 5 時から 8 時までの 3 時間を深夜割増の対象として、準夜勤及び深夜勤の深夜割増額を算出し加算していた。
- ウ 作業員は週 2 日の休日を取りながら交替で勤務することとして労務費を積算しているのであるから、時間外割増額及び休日割増額は考慮する必要がないのに、土曜日及び日曜日の勤務についてこれを加算していた。

したがって、管理・搬送業務に係る労務費について、上記のアに基づき適正な割増額を算出し、必要のなかった上記イ及びウの割増額を加算しないで修正計算すると 176,462,006 円となり、本件契約金額 185,220,000 円はこれに比べて約 870 万円が割高になっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、東京大学において、予定価格の労務費の積算に当たり、割増額の適用についての理解及び審査・確認等が十分でなかったことによると認められる。

第44 国立大学法人東京芸術大学、第45 国立大学法人三重大学、第46 国立大学法人京都大学、第47 国立大学法人京都工芸繊維大学、第48 国立大学法人奈良女子大学、第49 国立大学法人九州大学、第50 大学共同利用機関法人自然科学研究機構

平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1)-(7) 交通機関等を利用する職員の通勤手当の支給について

(平成19年度決算検査報告 896 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

国立大学法人東京芸術大学、国立大学法人三重大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人京都工芸繊維大学、国立大学法人奈良女子大学、国立大学法人九州大学及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構(以下、これらを合わせて「7国立大学法人等」という。)は、職員への通勤手当を1か月定期券の価額を基に支給している。しかし、国及び大多数の国立大学法人等においては、より経済的な6か月定期券の価額に基づいて通勤手当を支給しており、1か月定期券の価額を基に通勤手当を支給している事態は適切とは認められない。

したがって、7国立大学法人等において、6か月定期券の価額に基づいて通勤手当を支給する処置を講ずるよう、7国立大学法人等の学長及び機構長に対して平成20年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、7国立大学法人等のうち、5国立大学法人^(注1)において、その後の処置状況について^(注2)会計実地検査を行った。そして、残りの2国立大学法人等については、処置状況の報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

検査の結果、7国立大学法人等は、本院指摘の趣旨に沿い、21年4月までに職員給与規則等を改正するなどして、同月から6か月定期券の価額に基づいて通勤手当を支給する処置を講じていた。

(注1) 5国立大学法人 東京芸術大学、京都大学、京都工芸繊維大学、奈良女子大学、九州大学の各国立大学法人

(注2) 2国立大学法人等 国立大学法人三重大学及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構

第51 国立大学法人岡山大学

不 当 事 項

予 算 経 理

(593) 研究用物品の購入に当たり、研究者が業者に虚偽の関係書類を作成させ大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせるなど不適正な会計経理を行っているもの

会計名及び科目	経常費用 業務費					
	<table border="0"> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;"> 〔平成 15 年度以前は、 国立学校特別会計 (項) 国立学校 (項) 研究所 (項) 産学連携等研究費 委任経理金 〕 </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table>	〔平成 15 年度以前は、 国立学校特別会計 (項) 国立学校 (項) 研究所 (項) 産学連携等研究費 委任経理金 〕				
〔平成 15 年度以前は、 国立学校特別会計 (項) 国立学校 (項) 研究所 (項) 産学連携等研究費 委任経理金 〕						
部 局 等	国立大学法人岡山大学(平成 16 年 3 月 31 日以前は岡山大学)					
会計経理の内容	大学に設置されている附置研究所等における研究用物品の購入					
不適正な会計経理の額	5,001,819 円(平成 14 年度～17 年度)					

1 研究用物品の購入に係る経理の概要

国立大学法人(平成 16 年 3 月 31 日以前は国立大学)は、学部、大学院及び附置研究所(以下、これらを合わせて「附置研究所等」という。)を設置している。附置研究所等は、研究で使用する消耗品等(以下「研究用物品」という。)を購入しており、15 年度以前は会計法(昭和 22 年法律第 35 号)等により、また、16 年度以降は、各国立大学法人の会計規則等(以下、これらを合わせて「会計規則等」という。)により処理することとなっている。そして、研究用物品の購入等の契約については、会計規則等の定めるところにより、その給付の完了の確認を行うこととなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、予算が会計規則等に従って適切に執行されているか、特に研究用物品の購入に係る会計経理が適正に行われているかなどに着眼して、35 国立大学法人において会計実地検査を行った。そして、これらの国立大学法人における納品書、請求書等の書類により検査するとともに、会計規則等に違反していて、予算の執行が適切でないと思われる事態があった場合には、当該国立大学法人に報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、国立大学法人岡山大学(16 年 3 月 31 日以前は岡山大学。以下「岡山大学」という。)において、次のとおり会計規則等に違反していて不適正な会計経理を行っている事態が見受けられた。

すなわち、岡山大学は、14 年度から 17 年度までの間に同大学の附置研究所等に所属する 8 名の研究者から納品書、請求書等の提出を受けるなどして、研究用物品の購入代金計

6,313,022 円を業者に支払っていた。

しかし、このうち 5,001,819 円については、次表のとおり、実際には上記 8 名の研究者が、業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させ岡山大学に架空の取引に係る購入代金を支払わせていたものであり、その全額を業者に預けて別途に経理していた。

表 岡山大学における架空の取引に係る支払状況 (単位：円)

研究者	費 目	年 度	架空の取引に係る購入代金
A	校費	平成 15	199,501
	委任経理金	14、15	760,100
B	校費	14、15	333,623
	業務費	16、17	544,002
C	校費	14	499,895
	業務費	16、17	236,824
D	校費	14	569,420
E	業務費	16、17	545,406
F	校費	14	534,329
G	産学連携等研究費	14	499,930
H	校費	15	138,789
	業務費	17	140,000
合 計		14~17	5,001,819

以上のように、事実と異なる会計経理を行い、代金を支払っている事態は、会計規則等に違反していて、5,001,819 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究者において、大学の予算の原資が税金等の公金であり、事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、岡山大学において、研究用物品の納品検査等が十分でなかったことによると認められる。

第52 日本放送協会

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

コンピューターサービスの調達に当たり、特定調達に該当するものであることを踏まえ、透明性、公正性及び競争性が確保された契約事務を実施するよう改善させたもの

科 目	一般勘定 (款)事業支出 (項)国内放送費等
部 局 等	日本放送協会本部
契 約 の 概 要	国内放送等の業務を遂行するためコンピューター製品及びサービスの調達を行うもの
検査対象とした 契約件数及び契 約金額	1,868 件 2917 億 1027 万余円(平成 20 年度)
適切な契約事務 を実施する要が あると認められ た契約件数及び 契約金額	57 件 88 億 4825 万円(平成 20 年度)

1 日本放送協会における特定調達の概要

(1) 日本放送協会の概要

日本放送協会(以下「協会」という。)は、放送法(昭和 25 年法律第 132 号)により、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行うことなどを目的として設立された法人で、その運営財源は、主として受信契約者が負担する受信料で賄われている。

(2) 国等における政府調達の概要

国、地方公共団体等(以下「国等」という。)の機関における調達については、政府調達に関する協定(平成 7 年条約第 23 号。以下「協定」という。)により、内外無差別原則の確立と手続の透明性の確保を目的として、一定金額以上のものについては、原則として一般競争入札によるとともに、官報による公告・公示等の手続を行うこととされている。そして、協定を受けて「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和 55 年政令第 300 号)等が定められており、協定の国内における実施を確保している。

(3) 国等その他の機関に係る自主的措置

上記のとおり、協定の適用対象となる機関は、国等となっているが、日本国政府においては、内外無差別原則の確立等をより一層推進するため、内閣に設置されたアクション・プログラム実行推進委員会において協定を上回る自主的措置を策定していて、特定分野の調達については、対象となる機関を国等以外に広げるなどしている。

そして、平成 4 年 1 月 20 日の第 17 回アクション・プログラム実行推進委員会において、上記特定分野の調達のうち、公共部門におけるコンピューター製品及びコンピューターサービスの^(注1)調達(以下「特定調達」という。)について、無差別待遇、透明性及び公正でかつ開かれた競争という原則に立脚した取引機会を拡大するために、「日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置」(以下「アクション・プログラム」と

いう。)が決定されている。アクション・プログラムにおいては、公正かつ平等な競争機会が与えられるよう、一般競争入札による手続が原則とされ、随意契約は例外的な場合に限り用いられることとされている。

そして、協定では対象となっていない協会も、アクション・プログラムにおいては、その他の準政府機関として対象とされたことから、協会においても10万SDR^(注2)(以下「基準額」という。)以上の特定調達については、入札によるとともに、官報による公告・公示等の手続を行うこととなった。

(4) 協会における特定調達の契約事務

協会は上記のとおりアクション・プログラムの対象とされたことなどから、「コンピューター調達手続き」(平成4年3月31日制定。以下「特定調達規程」という。)等の規程を定め、基準額以上の特定調達に該当する契約については原則として一般競争入札によるとともに、官報による入札の公告を行い、落札者を決定したときは、落札者、落札金額等を官報に公示しなければならないこととし、既存の供給品や設備との互換性が損なわれるなどの場合にのみ、例外的に随意契約によることができることとした。ただし、その場合でも、随意契約の妥当性に関し潜在的供給者による苦情の申立ての機会を確保などして公正かつ開かれた競争を確保するため、事前に調達の内容、契約予定日、随意契約によることの理由、予定している契約相手方を官報に公示したり、契約の相手方を決定したときは契約相手方、契約金額等を官報に公示したりしなければならないこととされている。

そして、協会は、毎年度末の時期に、各部局に対して、新年度における基準額以上の特定調達実施品目の有無について事前に報告させるなどして、特定調達の対象案件であるとの報告を受けた契約案件について特定調達規程等に定められた官報への入札公告等の契約事務を行っている。

(注1) コンピューターサービス コンピューターの運用及びメンテナンス、コンピューターシステム開発、コンピューターソフトウェアの開発及びメンテナンス、その他の関連役務

(注2) SDR SDRはIMF(国際通貨基金)の特別引出権(Special Drawing Rights)であり、米ドル、ユーロ、日本円、英ポンドの加重平均方式により決定されている。邦貨換算額は2年ごとに見直されており、10万SDRの邦貨換算額は平成20、21両年度が1700万円となっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

協会はアクション・プログラムの対象とされており、自らも特定調達規程等の規程を整備するなどしている。このため、本院は、合规性、経済性等の観点から、特定調達に該当する契約について、アクション・プログラム、特定調達規程等に基づく契約事務が適切に行われ、透明性、公正性及び競争性が確保されているかなどに着眼して、協会本部ほか53全放送局^(注3)において20年度に締結された契約(出演料、著作権料等に係る契約を除く。)のうち契約金額1700万円以上の契約(1,868件、2917億1027万余円)について、入札・契約状況等に関

する調書の作成、提出を求めるとともに、協会本部において、契約書類等によりアクション・プログラム等に基づく契約事務の実施状況について会計実地検査を行った。

(注3) 53全放送局 長野、新潟、甲府、横浜、前橋、水戸、千葉、宇都宮、さいたま、大阪、京都、神戸、和歌山、奈良、大津、名古屋、金沢、静岡、福井、富山、津、岐阜、広島、岡山、松江、鳥取、山口、福岡、北九州、熊本、長崎、鹿児島、宮崎、大分、佐賀、沖縄、仙台、秋田、山形、盛岡、福島、青森、札幌、函館、旭川、帯広、釧路、北見、室蘭、松山、高知、徳島、高松各放送局

(検査の結果)

検査したところ、特定調達に該当する契約について、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

協会は、20年度においては、各部局から特定調達に該当するものとして報告を受けた「平成20年度上期国際調達パソコン全国一括購入」等3件(契約金額計1億9990万余円)について官報への入札公告等の契約事務を行っていた。

しかし、コンピューターサービスに関する調達については特定調達に該当しないと誤認していたため、これに係る契約を含めていなかった。このため、特定調達規程等に定められた一般競争入札を行っていなかったり、随意契約による場合の官報への事前公示等を行っていなかったりしていた契約が57件、契約金額計88億4825万余円あった。

このように、特定調達に該当する契約の多くのものについて特定調達規程等に反し、適正な契約事務が執られていない事態は、特定調達に求められている透明性、公正性及び競争性の確保を損なうもので適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、協会において、アクション・プログラム、特定調達規程等の適用範囲についての理解が十分でなく、コンピューターサービスは特定調達の対象とならないと誤認していたことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、協会は、特定調達に係る契約事務の透明性、公正性及び競争性を確保するため、次のような処置を講じた。

ア 21年8月及び9月に、協会の担当者会議を開催するなどして、コンピューターサービスについても特定調達規程等に基づいた契約事務が必要であることを各部局に周知徹底した。

イ 21年9月に、特定調達に該当するコンピューターサービスに係る契約に関して、特定調達規程等に基づいた仕様書の策定等の作業に着手した。

第53 首都高速道路株式会社、第54 阪神高速道路株式会社

第3章 第2節 第53 首都高速道路株式会社 第54 阪神高速道路株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1)(2) 土木維持補修工事において、予定支払額の大幅な増加が見込まれる場合には、諸経費率の低減により契約単価を減額する契約変更を行って支払額の節減を図るよう改善させたもの

会社名	(1) 首都高速道路株式会社 (2) 阪神高速道路株式会社
科目	管理費用
部局等	(1) 本社、3 管理局 (2) 本社
契約名	(1) 土木維持補修 19-1 等 3 件 (2) 保全管理工事(平成 19 年度)等 2 件
契約の概要	交通事故復旧等の緊急応急対策工、舗装補修工、構造物補修工等の土木維持補修工事を実施するもの
契約の相手方	(1) 首都高メンテナンス西東京株式会社等 3 会社 (2) 阪神高速技術株式会社
契約	(1) 平成 19 年 7 月 交渉合意契約(単価契約) (2) 平成 19 年 4 月、20 年 4 月 随意契約(単価契約)
上記契約に係る土木維持補修工事の支払額	(1) 144 億 8325 万余円(平成 19 年度) (2) 124 億 3894 万余円(平成 19、20 両年度)
上記のうち諸経費相当額	(1) 31 億 8979 万余円 (2) 27 億 2119 万余円
節減できた諸経費相当額	(1) 1 億 1086 万円(平成 19 年度) (2) 8559 万円(平成 19、20 両年度)

1 土木維持補修工事の概要

(1) 土木維持補修工事

首都高速道路株式会社(以下「首都会社」という。)の西東京、東東京、神奈川各管理局及び阪神高速道路株式会社(以下「阪神会社」という。)は、高速道路の保全工事の一環として、交通事故復旧等の緊急応急対策工、舗装補修工、構造物補修工等(以下「各工種」という。)の土木維持補修工事を毎年度多数実施している。

土木維持補修工事は、いつ、どの場所において、どの程度の数量が発生するか特定できないことから、契約に当たっては、あらかじめ各工種について契約単価を決定しておき、原則として1か月ごとに出来高数量に応じて支払を行う単価契約方式を採用している。

(2) 契約単価の決定方法

各工種の契約単価は、各会社制定の積算基準等に基づき以下のとおり決定されている。

ア 首都会社における契約単価

- ① 材料費と労務費等を合計した施工費等の単価(以下「施工単価」という。)を算定し、これに過去の実績数量等を基に算出した予定数量を乗じて直接工事費を算出する。
- ② ①により算出した各工種の直接工事費等の額の合計額(以下「対象金額」という。)に積算基準に定められた計算式により算出した諸経費率を乗じて諸経費を算出し、その諸経費を対象金額に加算して設計金額を算出する。
- ③ ②により算出した設計金額と契約予定者からあらかじめ提出される提示価格内訳書の金額を基に、契約予定者と価格交渉を行って、当初契約時の支払額(以下「予定支払額」という。)を決定し、予定支払額を設計金額で除して算出した落札率及び諸経費率を施工単価に乗じて契約単価(以下「当初契約単価」という。)を決定する。

イ 阪神会社における契約単価

- ① ア①と同様の方法により施工単価、対象金額及び諸経費率を算出する。
- ② ①により算出した諸経費率を施工単価に乗じて予定単価を算出し、工事の受託予定者と価格交渉を行って、予定単価と同額又はこれを下回る金額で当初契約単価を決定する。

そして、上記ア②及びイ①の計算式によると、諸経費率は、対象金額が増加するにつれて逡減するようになっている。

(3) 契約変更の方法

土木維持補修工事における契約変更の方法は以下のように行われている。

ア 首都会社における契約変更

契約変更は、契約後に新たに追加される工種(以下「追加工種」という。)が発生した場合に行い、その契約単価(以下「追加契約単価」という。)は、当初契約時に適用した諸経費率を適用するなどして決定することとしている。

イ 阪神会社における契約変更

契約変更は、アと同様に追加工種が発生した場合に行い、追加契約単価は、当初契約時の対象金額と追加工種の対象金額を合算した額に対応する新たな諸経費率(当初契約時に適用した諸経費率より低くなる。)を適用するなどして決定することとしている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

首都会社及び阪神会社が管理する高速道路は、供用後40年を超える路線もあり、経年劣化が進んでいることから、土木維持補修工事の必要性は更に高まり、今後も多額の費用をかけて実施していくことになる。

そこで、本院は、経済性等の観点から、土木維持補修工事に係る契約事務は適切に行われ、支払額の節減が図られているかなどに着眼して、首都会社本社及び各管理局において、平成19年度に実施された3工事(工期19年7月から20年7月まで)、支払額計144億8325万余円を、阪神会社本社において、19、20両年度に実施された2工事(工期19年7月から20年6月まで、及び20年7月から21年6月まで)、支払額計124億3894万余円をそれぞれ対象として、契約書、工事の設計図書等の書類等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、上記の各工事においては、各工種の出来高数量が予定数量を大幅に上回ったり、緊急な補修が必要になるなどして追加工種が発生したりして、上記の支払額144億8325万余円及び124億3894万余円は、予定支払額、首都会社計92億2830万余円及び阪神会社計80億2436万余円に比べて、それぞれ5割以上の大幅な増加となっていた。

しかし、前記のとおり、対象金額が増加すれば諸経費率は逡減するようになっていることから、出来高数量が予定数量を上回るなどしたことにより増加した対象金額に対応する新たな諸経費率を基に予定単価等を算出し、これにより価格交渉を行った上で契約単価を減額する契約変更を行うべきであったと認められた。

<事例>

首都会社神奈川管理局が平成19年7月に締結した契約は、排水補修工の予定数量が約2,300m(予定支払額5093万余円)であったのに対し、出来高数量が約5,100m(支払額7622万余円)となるなどして数量が大幅に増加したり、劣化損傷した橋りょうの床版補修工(支払額3億3907万余円)や鶴見つばさ橋等の舗装補修工(支払額4億5439万余円)などの追加工種が発生したりしていた。このため、本件工事の支払額は38億9193万余円となり、予定支払額の20億0197万余円の約2倍となっていた。

そこで、本件工事について、工期の途中で契約単価を減額する契約変更を行い、この契約単価により契約変更後の出来高数量に対する支払を行ったとすれば、上記支払額のうち諸経費相当額8億8332万余円は、8億4534万余円となり、差引き3797万余円が節減できたと認められる。

このように、出来高数量が予定数量を大幅に上回ったり、追加工種が発生したりするなどして、土木維持補修工事の支払額が予定支払額を大幅に上回っているのに、契約単価を減額する契約変更を行っていない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(節減できた支払額)

上記により、本件各工事について、契約単価を減額する契約変更を行い、この契約単価により、契約変更後の出来高数量に対する支払を行ったとすれば、首都会社における前記3工事の支払額計144億8325万余円うちの諸経費相当額31億8979万余円は1億1086万余円が、また、阪神会社における前記2工事の支払額計124億3894万余円うちの諸経費相当額27億2119万余円は8559万余円がそれぞれ節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、両会社において、単価契約方式により契約したという認識から、出来高数量の大幅な増加等に伴う諸経費率の低減による契約単価の見直しについて検討を行っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、首都会社は21年7月、阪神会社は21年8月にそれぞれ関係部署等に通知を発して、予定支払額の大幅な増加が見込まれる場合には、諸経費率の低減により契約単価を減額する契約変更を行うこととし、それぞれ同年7月及び9月から適用する処置を講じた。

(第53 首都高速道路株式会社)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

警備業務等請負契約について、市場価格を反映させるなどして警備業務の直接人件費の積算を適切なものとするよう改善させたもの

科 目	管理費用
部 局 等	首都高速道路株式会社本社、3 管理局
契 約 名	本社事務所守衛及び田無寮管理業務等 8 件
契 約 の 概 要	本社並びに西東京、東東京及び神奈川の各管理局における警備業務等を請け負わせるもの
契 約 金 額	5 億 1333 万余円(平成 19、20 両年度)
契 約 の 相 手 方	千代田ビル管財株式会社、富士管財株式会社
契 約	平成 19 年 3 月、20 年 3 月 随意契約
警備業務の直接人件費の積算額	3 億 5361 万余円(平成 19、20 両年度)
低減できた警備業務の直接人件費の積算額	6510 万円(平成 19、20 両年度)

1 警備業務等の概要

首都高速道路株式会社(以下「会社」という。)は、本社並びに西東京、東東京及び神奈川の各管理局(以下「本社等」という。)の社屋等への社員等の出入管理、来訪者の受付・案内、モニターによる監視、社屋内外の定期的な巡回監視等を行う警備業務等を、平成 17 年 10 月の民営化以前から随意契約により、千代田ビル管財株式会社及び富士管財株式会社に請け負わせており、19 年度及び 20 年度における契約件数、契約金額は、19 年度 4 件、2 億 6054 万余円、20 年度 4 件、2 億 5278 万余円、計 8 件、5 億 1333 万余円となっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

会社は、中期経営計画においてコスト削減の推進を掲げ、高速道路の建設費・管理費についてコスト削減施策に取り組んできており、民営化を契機としてより一層コスト管理を徹底するなどして、可能な限り経営の合理化に努めることとしている。

そこで、本院は、本社等において、経済性等の観点から、本件契約の予定価格の算定が適切に行われているかなどに着眼して、前記の 8 契約を対象として、契約書、仕様書、設計書等の書類及び業務実態を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

本件契約の予定価格の算定に当たり、警備業務の直接人件費は、社屋等の各警備箇所ごとに必要な警備員の人数を算定して、その合計人数に警備員 1 人当たりの年間人件費を乗じて積算されており、その積算額は、19 年度 1 億 7886 万余円、20 年度 1 億 7475 万余円、計 3 億 5361 万余円となっている。

しかし、上記警備員1人当たりの年間人件費は、過去に警備員を職員として直接雇用していたことがあって、その当時の給与の額を参考にするなどして算定したものであり、現在においては外部の業者に請け負わせていることから、市場価格が反映された労務単価を採用するなどして警備業務の直接人件費を積算すべきであると認められた。

したがって、警備業務の直接人件費の積算に当たり、過去に警備員を職員として直接雇用していた当時の給与の額を参考にするなどして算定している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

上記の市場価格が反映された労務単価として、国土交通省が毎年実施している建築保全業務労務単価実態調査に基づいて決定した施設警備業務の労務単価が公表されている。この労務単価は、同省が一般的な施設警備業務を想定して定めた建築保全業務積算基準を基に業務委託する際の委託費の算出に用いられるものとして公表されているものであることから、同積算基準及び同労務単価により警備業務の直接人件費を積算すると、19年度1億5114万余円、20年度1億3732万余円、計2億8847万余円となり、前記の積算額を19年度約2770万円、20年度約3740万円、計約6510万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、本件警備業務等を外部の業者に請け負わせているのに、警備業務の直接人件費の積算において、市場価格が反映された労務単価を採用することなどについての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、会社は、21年度契約に係る予定価格の算定に当たって、前記の国土交通省の建築保全業務積算基準及び労務単価を採用することとし、21年8月には、関係部署に対して通知を発して、22年度契約以降の予定価格の算定についても、同積算基準及び同労務単価によることとする処置を講じた。

また、会社は、契約方式について、本院の指摘を受け、22年度契約から競争性のある契約方式に移行することとしている。

第55 東日本電信電話株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

レガシー系サービスの解約等により回線の切断を行うに当たり、新規加入に伴う新設作業等の際に併せてジャンパ線を撤去することにより、作業の効率化を図り、経費を節減するよう改善させたもの

科	目	営業費用
部	局	等
ジャンパ線撤去作業の概要		東日本電信電話株式会社本社及び17支店 交換所の配線盤で、交換機、加入者宅双方からのケーブルがつなぎ止められている端子同士を接続している銅線を撤去する作業
ジャンパ線撤去作業のみを行った工事件数及び派遣費	117,446件	2億8872万余円(平成20年7月～21年5月)
作業を効率化することにより節減できた派遣費		2億8680万円(平成20年7月～21年5月)

1 交換所内ジャンパ線撤去作業の概要

東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)は、加入電話やISDNなど銅線ケーブルを使用したサービス(以下「レガシー系サービス」という。)を提供している。そして、レガシー系サービスの新規加入や解約等により回線の開通や切断を行う場合は、交換機からのケーブルと加入者側に敷設されたケーブルをつなぎ止める配線盤が設置された交換所に作業員を派遣して、交換機、加入者宅双方からのケーブルがつなぎ止められている端子同士を接続する銅線(以下「ジャンパ線」という。)を取り付けまたは撤去する作業(以下、撤去する作業を「ジャンパ線撤去作業」という。)を実施している。

そして、加入者宅の保安器から配線盤までの通信設備(以下「加入者回線設備」という。)に係る工事を通信建設会社に請け負わせており、この工事の作業に要する経費(以下「作業費」という。)や現場移動に要する経費(以下「派遣費」という。)は、本社が定めた作業工程等に基づき各支店ごとに定められている。

このうち、解約等により回線切断を必要とする場合は、加入者宅に派遣されて回線切断を行う作業班と、交換所に派遣されてジャンパ線撤去作業を行う作業班に分かれて、それぞれ別の工事として作業を行っている。これらの作業が完了すると、解約等の申込内容は、交換機を制御するシステムや課金情報を取り扱うシステムなどに伝送されて、それ以降は通話や課金は行われなくなっている。

一方、加入者が支払う基本料では加入者回線設備の費用を賄えず、基本料部門の収支が赤字となった場合は、費用の一部を、法令で定める電気通信事業者全体で応分に負担する制度(以下「ユニバーサルサービス制度」という。)が設けられている。近年、携帯電話や光ケーブルを使用するIP電話の普及に伴う加入者数の減少により、基本料部門の収支は赤字となっ

ていることから、NTT 東日本を含むほとんどの電気通信事業者は、各社が電話番号保有数に応じて負担すべき金額を、それぞれの電話契約者に転嫁(平成 20 年 1 月から 21 年 1 月までは電話番号当たり毎月 6 円。21 年 2 月からは 8 円)して徴収している。

これに対して、NTT 東日本は、これまでに、解約の際に加入者の了解を得てケーブル等の設備を加入者宅に残置したり、宅配便を使用して加入者宅から機器を回収したりして、工事の無派遣化を進めるなど、加入者回線設備の維持の効率化に努めている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性等の観点から、加入者回線設備における工事の実施方法は適切なものになっているかなどに着眼して、NTT 東日本本社及び 12 支店^(注1)において会計実地検査を行い、入手可能である 20 年 7 月以降に実施された全 17 支店^(注2)の工事データの提出を受けて、本院で作成したプログラムを使用して工事内容を分析するなどして検査した。

(注1) 12 支店 東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、山梨、長野、新潟、宮城、青森、北海道各支店

(注2) 全 17 支店 東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨、長野、新潟、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田、北海道各支店

(検査の結果)

レガシー系サービスでは新規加入に比べて解約等が多いことから、交換所ではジャンパ線の取付作業よりも撤去作業の方が多くなっていた。20 年 7 月から 21 年 5 月までに実施された全工事 5,694,956 件の中に、交換所内でのジャンパ線撤去作業を伴う工事が 161,837 件(派遣費 4 億 2243 万余円)含まれており、このうち 117,446 件(同 2 億 8872 万余円)はジャンパ線撤去作業のみのために交換所に作業班を派遣している工事となっていた。しかし、前記のように、解約等の申込内容が該当する各システムに伝送されれば、解約等の後に誤って通話や課金が行われることはないことから、解約等の度に作業員を派遣してジャンパ線撤去作業を行う必要はなく、同作業を保留して後日まとめて撤去しても特段の問題はないと認められた。

したがって、必要な社内システムの改良を行い、新規加入に伴う新設作業等のために交換所へ作業員を派遣した際に併せて、保留していたジャンパ線撤去作業を行うように作業手順を改めることにより、派遣回数を減らすことができたことと認められた。

NTT 東日本は、加入者回線設備の維持にユニバーサルサービス制度による交付金を充当しており、経営効率化に特に努める必要があるにもかかわらず、上記のように加入者回線設備に係る工事において、ジャンパ線撤去作業のみのために交換所に作業員を派遣している事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

(節減できた派遣費)

ジャンパ線撤去作業のみのために交換所に作業員を派遣することをやめて、新設作業等のために交換所に作業員を派遣しなければならない工事が発生した際に同作業を併せて行うこととすれば、前記の工事 117,446 件に係る派遣費 2 億 8872 万余円は必要なくなり、社内システムの改良に要する経費を考慮しても、約 2 億 8680 万円が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、NTT 東日本において、レガシー系サービスで加入者数の減少が続く現在の状況に応じた業務の見直しが十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、NTT 東日本本社は、21年9月に、ジャンパ線撤去作業を新設作業等のために交換所へ作業員を派遣する際に併せて実施するように見直した業務手順を定めて、同業務手順を各支店へ通知して周知を図り、ジャンパ線撤去作業を効率化して経費の節減を図る処置を講じた。

第56 郵便事業株式会社

第3章
第2節
第56
郵便事業株式会社

意見を表示し又は処置を要求した事項

第三種郵便物制度の適正な運用が確保されるよう、内部統制を十分機能させるための
事務手続を整備するなどの是正改善の処置を求め及び意見を表示したもの

科 目	営業収益		
部 局 等	郵便事業株式会社		
第三種郵便物制度の概要	国民文化の普及向上に貢献すると認められる定期刊行物の郵送料を低い水準に抑え、購読者の入手を容易にし、もって、社会・文化の発展に資するために設けられたもの		
第三種郵便物の引受通数及び営業収益	4 億 4970 万通		199 億円(平成 20 事業年度)
検査の対象とした支店及び郵便局の数	95 支店及び 79 郵便局		
不適切な事態が1年以上是正されていない定期刊行物の件数	307 件		
上記のうち引受けを行っていた件数、通数及び収納金額	36 件	283 万通	9680 万円(平成 20 年 7 月～ 9 月)
差出承認を行っていることが確認できない低料第三種郵便物を引き受けていた支店等の数、通数及び収納金額	72 支店等	1860 万通	6 億 4964 万円(平成 20 年 7 月～ 9 月)

【是正改善の処置を求め及び意見を表示したものの全文】

第三種郵便物制度の適正な運用について

(平成 21 年 10 月 30 日付け 郵便事業株式会社代表取締役社長あて)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第 36 条の規定により意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 第三種郵便物制度の概要

貴会社は、郵便法(昭和 22 年法律第 165 号)、内国郵便約款(以下「約款」という。)等に基づき、低廉な料金が設定された第三種郵便物制度を、郵便窓口業務を委託している郵便局株式会社(以下「局会社」という。)とともに運用している。この制度は、国民文化の普及向上に貢献すると認められる定期刊行物の郵送料を低い水準に抑え、購読者の負担軽減を図る

ことにより、その入手を容易にし、もって、社会・文化の発展に資するために設けられているものである。

第三種郵便物の承認条件は、①毎年4回以上定期的に発行するもので、②政治、経済、文化その他公共的な事項を報道又は論議することを目的として、あまねく発売されるものなどとされている。そして、全体の印刷部分に占める広告の割合(以下「広告掲載量の割合」という。)が100分の50を超えるもの、1回の発行部数が500部に満たないもの、1回の発行部数に占める発売部数の割合(以下「有料発売部数の割合」という。)が100分の80に満たないものなどは上記②の承認条件を具備しないとされている。

(2) 料金区分

第三種郵便物の料金は次の①から③の低料第三種郵便物と④の低料第三種郵便物以外の第三種郵便物の4区分となっている。

- ① 毎月3回以上発行する新聞紙1部又は1日分を内容とする郵便物で発行人又は売りさばき人から差し出されるもの(以下「低料第三種郵便物(新聞)」という。)は1通40円(50g以内の場合。以下同じ。)
- ② 心身障害者団体が心身障害者の福祉を図ることを目的として発行する定期刊行物で発行人から差し出されるもの(以下「心身障害者用低料第三種郵便物」という。)のうち毎月3回以上発行する新聞紙に該当するもの(以下「心身障害者用低料第三種郵便物(新聞)」という。)は1通8円
- ③ 心身障害者用低料第三種郵便物のうち②以外のもの(以下「心身障害者用低料第三種郵便物(その他)」という。)は1通15円
- ④ 上記①から③以外の第三種郵便物は1通60円

(3) 承認手続

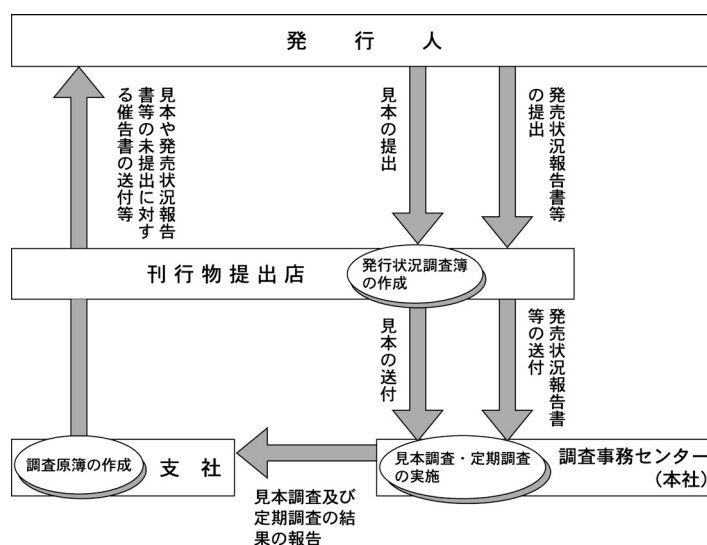
第三種郵便物制度の運用に係る各種の具体的な事務手続は、約款のほか郵便・ゆうパック等取扱マニュアル(以下「マニュアル」という。)、貴会社の本社からの指示文書等により定められている。

これらによると、定期刊行物の発行人が、その発行所の所在地を郵便物の配達区域とする貴会社の支店又は局会社の郵便局に、第三種郵便物承認請求書、有料発売部数の証明資料等を提出して、支店等はこれを貴会社の支社に送付し、支社が審査の上、第三種郵便物として承認することとなっている。当該支社及び支店は、第三種郵便物承認原簿を作成して当該定期刊行物の発行人に関する情報等を管理することとなっている。

(4) 承認後の調査

承認後においては、定期刊行物が承認条件を具備しているか確認するために、図1のとおり、見本調査及び定期調査を行うこととなっている。

図1 見本調査及び定期調査の事務手続



見本調査は、本社の第三種郵便物調査事務センター（以下「調査事務センター」という。）が、定期刊行物の発行の都度、発行人があらかじめ指定した支店又は郵便局（以下、これらを「刊行物提出店」という。）に提出した見本により、広告掲載量の割合が承認条件を具備しているかなどについて調査を行うものである。また、定期調査は、調査事務センターが、原則として毎年1回、発行人が提出した定期刊行物の発売状況等の報告書及び添付資料（以下「発売状況報告書等」という。）により、有料発売部数の割合が承認条件を具備しているかなどについて調査を行うものである。ただし、低料第三種郵便物（新聞）のうち日刊新聞の見本調査は、本社からの指示文書により支社が行うこととなっている。

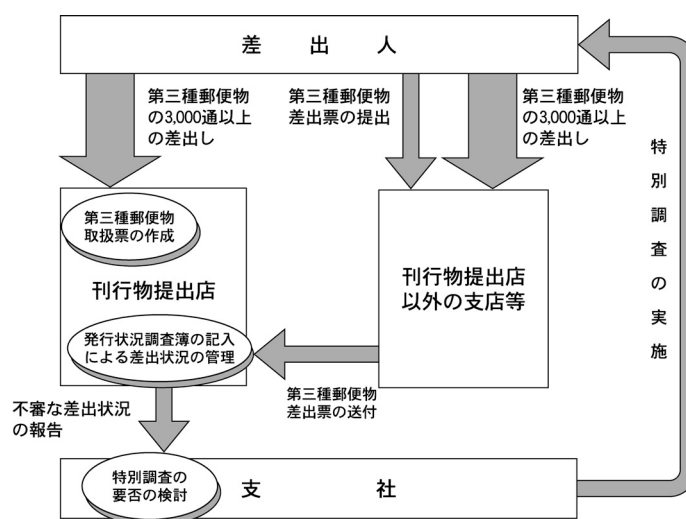
調査事務センターは、見本調査及び定期調査の結果等の報告書を毎月取りまとめて支社に送付することとなっている。そして、支社は、見本や発売状況報告書等が未提出の場合や承認条件を具備していなかった場合は、発行人に対して提出の催告や改善の要請を行い、いずれの場合も指定した期限までに提出や改善がなされなければ、第三種郵便物の承認を取り消すこととなっている。

さらに、貴会社は、見本調査や定期調査のほかに、特に必要があると認めるときに随時、特別調査を行うこととなっている。これらのうち定期調査及び特別調査の実施状況について、支社は、第三種郵便物調査原簿（以下「調査原簿」という。）を作成して管理することとなっている。

(5) 差出等の管理

第三種郵便物を刊行物提出店以外の支店等に同時に3,000通以上差し出した場合は、図2のとおり、これを引き受けた支店等は、当該差出人に第三種郵便物差出票を提出させて、これを1か月ごとにまとめて刊行物提出店に送付することとなっている。また、自らが刊行物提出店として扱う定期刊行物を第三種郵便物として同時に3,000通以上引き受けた場合は、第三種郵便物取扱票を作成することとなっている。そして、刊行物提出店は、送付を受けた第三種郵便物差出票や第三種郵便物取扱票により把握した差出通数を第三種郵便物発行状況調査簿（以下「発行状況調査簿」という。）に記入して定期刊行物ごとの差出状況を管理し、不審な差出しがあった場合は支社に報告し、支社は特別調査の要否を検討することとなっている。

図2 第三種郵便物差出票の送付等と特別調査の事務手続



第三種郵便物のうち低料第三種郵便物については、上記に加えて、差出人は、これを発行物提出店以外の支店等に差し出す場合には、事前にその支店等に低料第三種郵便物承認請求書等を提出して差出承認を受けておくこととなっている。そして、発行物提出店以外の支店は、低料第三種郵便物の引受けを行う際に、差出承認に基づき作成された低料第三種郵便物承認原簿(以下「差出承認原簿」という。)等により、当該郵便物が引受け可能かを確認することとなっている。

(6) 心身障害者用低料第三種郵便物の特別措置

複数の心身障害者団体が一つのグループ(以下「協会」といい、協会を構成する心身障害者団体を「構成団体」という。)を形成して、共通の題号で定期刊行物を発行している場合、各構成団体が発行している定期刊行物を一括して協会が発行する一つの定期刊行物とみなして、この定期刊行物が承認条件を具備していれば、心身障害者用低料第三種郵便物の料金の適用を受けることができる特別措置が認められている。ただし、有料発売部数の割合については、構成団体の発行する定期刊行物ごとに判断することになっている。

(7) 承認件数及び引受状況

平成21年3月末現在、第三種郵便物として承認されている定期刊行物の件数は、低料第三種郵便物(新聞)1,856件、心身障害者用低料第三種郵便物(新聞)21件、心身障害者用低料第三種郵便物(その他)163件、これら以外の第三種郵便物9,342件、計11,382件となっている。また、20事業年度の第三種郵便物の引受通数は約4億4,970万通で、営業収益は約199億円、営業費用は約304億円で、約105億円の赤字を生じているが、第一種郵便物等他の郵便物の収益で補われている。

(8) 心身障害者用低料第三種郵便物の不適正利用の発覚

心身障害者用低料第三種郵便物の不適正利用が20年10月に発覚したことから、貴会社は、同年12月に総務大臣からの報告の徴求を受けて、不適正利用の状況、発生原因分析、再発防止策等について同月の報告以降3か月ごとに同大臣に報告している。

貴会社が21年6月までに同大臣に提出した報告書によると、貴会社は、21年3月までに、心身障害者用低料第三種郵便物全216件に対して特別調査を実施して、このうち、年

間差出通数が際立って大量(100万通以上)と推計されるなどした21件は、いずれも有料発売部数の割合が承認条件を具備していなかったとして、14件は承認を取り消し、7件は廃刊届を受理した。そして、貴会社は、21年3月までに、心身障害者用低料第三種郵便物の不適正利用による収納金額の不足分として、上記21件の定期刊行物の発行人である心身障害者団体19団体に総額約49億円、また、不適正利用に関与した企業4社に対して総額約29億円の請求を行った。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

心身障害者用低料第三種郵便物の不適正利用の発覚により、貴会社は、前記のとおり、総務大臣に対して報告書を提出しているが、その中で、定期調査等の実施に問題点があったことが発生原因の一つであるとしている。

一方、本院は、第三種郵便物制度の運用について、昭和55年に、認可の際の審査及び認可後の監査体制の整備に係る是正改善の処置を旧郵政省に要求しており、また、平成3年にも、引受時の検査の充実及び認可後の監査体制の見直しに係る改善の意見を表示している。そして、これらの本院の指摘に対して、旧郵政省において、引受時の検査を充実させるために、前記の第三種郵便物差出票の送付の事務手続を設けたり、認可後の監査体制の見直しの一環として、指定調査機関(現在は調査事務センター)が見本調査や定期調査の業務を行うこととしたりする改善が図られたところである。

しかし、前記報告書の中で定期調査等に係る問題点として上げられているものの中には、本院の指摘により執られた処置である第三種郵便物差出票の送付を行っていなかった事態が含まれていることから、この事態のほかにも本院の指摘により執られた処置が実施されていない事態が生じていることが想定された。

さらに、定期調査等が行われていない郵便物があった場合には、承認条件を具備していない第三種郵便物が引き受けられることにもなりかねず、国民文化の普及向上等のために低廉な料金を設定している第三種郵便物制度の趣旨が損なわれるおそれがある。

そこで、本院は、貴会社の本社、12支社及び86支店並びに局会社の本社、12支社及び79郵便局において、合規性等の観点から、第三種郵便物制度の運用に当たり、本院の指摘により執られた処置が適切に実施されているか、定期調査等が適切に実施されているかなどに着眼して、調査原簿、調査事務センターからの報告書等を基に会計実地検査を行った。

また、上記の86支店を含む95支店及び79郵便局に作成を求めた調書により低料第三種郵便物の引受状況等について検査した。

(検査の結果)

(1) 本院の指摘により執られた処置の実施状況

昭和55年及び平成3年の本院の指摘により、旧郵政省において執られた処置の実施状況について検査したところ、次のとおり、本院の指摘によりマニュアル等に定められた事務手続が遵守されていない事態及び特定の郵便物について定期調査等が十分に実施されていない事態が見受けられた。

ア マニュアル等に定められた事務手続が遵守されていない事態

(ア) 低料第三種郵便物の第三種郵便物差出票の送付等に係る事態

前記1(5)のとおり、貴会社は、支社が特別調査の要否を検討するなどのために、発

行状況調査簿による差出状況の管理に必要な第三種郵便物差出票の送付や第三種郵便物取扱票の作成を行うこととしている。

しかし、前記の95支店及び79郵便局を対象に、20年7月から9月までにおける低料第三種郵便物に係る第三種郵便物差出票の送付等の状況について調書の提出を求め検査したところ、表1のとおり、同時に3,000通以上の引受けを行った47支店等のうち29支店等は、引き受けたうちの約3225万通(82.0%)について第三種郵便物差出票の送付等を行っておらず、上記の送付等の事務手続が、特別調査を発動するための方策として機能していなかった。

表1 低料第三種郵便物の第三種郵便物差出票の送付等を行っていない支店等及び当該低料第三種郵便物の引受通数等の状況

区 分	同時に3,000通以上の引受けを行った支店等の数 (A)		(A)に係る引受通数 (通) (B)	第三種郵便物差出票の送付等を行っていない支店等の数 (C)	(C)に係る引受通数 (通) (D)	通数の割合(%) (D)/(B)
	支店	郵便局				
心身障害者用低料第三種郵便物(新聞)	支店	16	10,737,265	11	8,485,700	79.0
	郵便局	2	55,598	2	55,598	100
心身障害者用低料第三種郵便物(その他)	支店	13	3,204,264	5	321,618	10.0
	郵便局	0	0	0	0	—
低料第三種郵便物(新聞)	支店	30	25,287,242	17	23,391,548	92.5
	郵便局	1	5,483	0	0	0
計	支店	44	39,228,771	27	32,198,866	82.0
	郵便局	3	61,081	2	55,598	91.0
合 計		47	39,289,852	29	32,254,464	82.0

(注) 計欄及び合計欄の支店等の数は重複を除いたものである。

(イ) 見本調査及び定期調査に係る事態

調査事務センターが19年10月から20年3月までに行った見本調査及び定期調査の結果等の報告書により検査したところ、第三種郵便物全体で、見本や発売状況報告書等が未提出となっているなどの不適切な事態が計26,699回(同一の定期刊行物が複数の事態又は複数の回に報告されている場合がある。以下同じ。)あったとされている。

上記26,699回のうち、低料第三種郵便物に係る報告2,980回について検査したところ、これらに係る定期刊行物823件のうち307件(37.3%)については、見本等の提出を促すための催告書の送付等の措置を講ずるなどして上記の事態の是正を図ることとなっているのにこれらの措置が講じられていないため、少なくとも1年以上(東京支社は19年10月から20年3月までの間)是正されていない状況となっていた。

上記の定期刊行物307件について、95支店及び79郵便局を対象として、20年7月から9月までの3か月間における引受通数等を検査したところ、表2のとおり、引受けを行っていた36件の定期刊行物に係る引受通数は約283万通、収納金額は9680万余円となっていた。

表2 見本の未提出等の事態が是正されていない低料第三種郵便物

態 様	件 数(件) (A)	(A)のうち引受け を行っていた定期 刊行物の件数 (件) (B)	(B)に係る引受通 数 (通) (C)	(C)に対応する収 納金額 (円) (D)
(ア) 見本が提出されていないため 見本調査が実施されていないもの	160	9	1,566,922	49,464,700
(イ) 見本調査の結果、広告掲載量 の割合が50%を超えているなど の事態が継続しているもの	4	1	36,762	1,672,065
(ウ) 発売状況報告書等が提出され ていないため定期調査が実施さ れていないもの	142	20	691,051	26,613,923
(エ) 提出された発売状況報告書等 に不備があるなどのため定期調 査が完了していないもの	49	8	559,434	20,041,967
計	307	36	2,830,714	96,807,343

(注) 計欄は重複を除いたものである。

また、関東、東京、南関東、東海、近畿、中国各支社は、定期調査及び特別調査の実施状況を記録することとなっている調査原簿を整備しておらず、定期調査等の管理が十分に行われていなかった。

なお、表2には含まれていないが、前記1(8)の心身障害者用低料第三種郵便物の不適正利用により承認を取り消すなどした21件の中には、見本や発売状況報告書等が未提出であるものが見受けられた。

イ 特定の郵便物について定期調査等が十分に実施されていない事態

定期調査等に係る事務手続が明確に定められていないなどのため、特定の郵便物について定期調査等が十分に実施されていない事態が次のとおり見受けられた。

(ア) 協会が発行する定期刊行物に対する定期調査等に係る事態

協会が発行する定期刊行物に対する有料発売部数の割合が承認条件を具備しているかなどについての定期調査の実施状況について検査したところ、21年3月末現在、全国で26の協会が発行する39件の定期刊行物が心身障害者用低料第三種郵便物の料金の適用を受けていた。そして、貴会社は、この39件の定期刊行物ごとに、定期調査実施月の直近に発行された1構成団体(21年3月以降は2又は3構成団体)の定期刊行物を定期調査の対象としていた。しかし、上記26の協会を形成している構成団体は1,742に上っていて、それぞれが定期刊行物を発行していることになっていることから、このような1構成団体のみを調査の対象とする定期調査の方法では、定期調査が十分な意味のあるものになっているとは認められない。

また、協会に新たな構成団体加わる場合、貴会社は、協会に構成団体の一覧表の提出を求めるのみで、一般の定期刊行物を第三種郵便物として新たに承認する際と同様の審査は行っておらず、その後の見本調査や定期調査にゆだねている状況となっていた。

これらの結果、貴会社において承認条件を具備しているかの調査が行われないうまま、多数の定期刊行物が心身障害者用低料第三種郵便物として引き受けられている状況となっていた。

(1) 日刊新聞の見本調査に係る事態

日刊新聞の見本調査については、前記1(4)のとおり、支社が行うこととなっている。しかし、マニュアルにおいて、刊行物提出店が受け付けた日刊新聞の見本を支社へ送付することになっておらず、また、支社が実施する見本調査の方法が本社からの指示文書において明確に定められていないことなどのため、支社が見本調査を実施していない事態が見受けられた。

この結果、貴会社において承認条件を具備しているかの調査が行われないうまま、多数の日刊新聞が低料第三種郵便物として引き受けられている状況となっていた。

(2) 引受けの際の差出承認の確認に係る事態

低料第三種郵便物を刊行物提出店以外の支店等が引き受ける場合には、前記1(5)のとおり、当該支店等が事前に差出承認を行った上で、差出しのある都度、引受け可能なものであるかを確認することになっている。

しかし、前記の95支店及び79郵便局を対象に、20年7月から9月までに低料第三種郵便物として引き受けていた約3620万通について調書の提出を求め検査したところ、差出承認原簿が作成されていなかったり、保存されていなかったりなどしているため、差出承認を行った上で引き受けているものか確認できないものが、表3のとおり、72支店等において約1860万通(51.3%)あり、これに係る収納金額は6億4964万余円となっていた。

表3 差出承認を行った上で引き受けているものか確認できない低料第三種郵便物

区分	差出承認が必要な低料第三種郵便物を引き受けていた支店等の数		(A)に係る引受通数 (通)	差出承認が行われていることが確認できない低料第三種郵便物を引き受けていた支店等の数 (C)	(C)に係る引受通数 (通)	(D)に対応する収納金額(円)	通数の割合 (%)
	(A)	(B)	(B)	(C)	(D)	(E)	(D)/(B)
心身障害者用低料第三種郵便物(新聞)	支店	33	10,766,247	12	2,426,478	18,517,952	22.5
	郵便局	41	102,492	10	10,302	86,564	10.0
心身障害者用低料第三種郵便物(その他)	支店	35	3,192,842	10	247,845	2,288,055	7.7
	郵便局	41	44,852	9	4,359	88,835	9.7
低料第三種郵便物(新聞)	支店	67	21,565,774	31	15,864,419	626,609,857	73.5
	郵便局	70	534,014	31	49,422	2,050,068	9.2
計	支店	77	35,524,863	37	18,538,742	647,415,864	52.1
	郵便局	76	681,358	35	64,083	2,225,467	9.4
合計		153	36,206,401	72	18,602,825	649,641,331	51.3

(注) 計欄及び合計欄の支店等の数は重複を除いたものである。

(3) 心身障害者用低料第三種郵便物の不適正利用について

前記のとおり、貴会社が20年12月以降に総務大臣に提出した報告書において、定期調査等の実施に問題点があったとしているが、本院が検査した結果においても、前記2(1)の

とおり、特別調査を行う際の基礎となる第三種郵便物差出票が送付されていなかったり、調査結果が業務に反映されていなかったり、調査対象が限定されていたりなどして、本院の指摘により執られた定期調査等の処置が十分に機能していなかったと認められた。

また、貴会社は、発覚した心身障害者用低料第三種郵便物の不適正利用に係る収納金額の不足額について、前記のとおり請求を行ったものの、今後の詳細な事実関係が判明した場合には、その状況に応じてその金額を見直すとともに、法的責任が認められる企業を特定し請求先を拡大していくこととしている。

本院は、貴会社が不適正利用のあった21件の定期刊行物に係る請求先及び収納金額の不足額を確定した際には、改めてこれを検査することとする。

(是正改善及び改善を必要とする事態)

貴会社は、心身障害者用低料第三種郵便物の不適正利用の発覚後、総務大臣の命令に基づくなどして、現在までに心身障害者用低料第三種郵便物を主な対象として各種の再発防止策を講じてきている。

しかし、(1)ア及び(2)のとおり、マニュアル等に定められた事務手続が遵守されていないため、特別調査を発動するための方策として機能していなかったり、見本が提出されていないため見本調査が実施されていないなどの不適切な事態が是正されないまま定期刊行物の引受けを行っていたりしている事態は適切とは認められず、是正改善の要があると認められる。

また、(1)イのとおり協会が発行する定期刊行物に対する定期調査などが十分に実施されていない事態は、国民文化の普及向上等のために低廉な料金設定をしている第三種郵便物制度の趣旨が損なわれることにもつながりかねず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このようにマニュアル等に定められた事務手続が遵守されていなかったり、定期調査等が十分に実施されていなかったりしている事態が生じているのは、第三種郵便物制度の適正な運用が確保できなくなるリスクを軽減するための対策の検討が十分でなく、事務手続を遵守させるのに有効な相互牽制^{けん}の事務手続の整備や事務手続の明確化が行われていないなど、法令遵守等を目的として構築されるべき内部統制のシステムが十分整備されていないことによると認められた。

3 本院が求める是正改善の処置及び本院が表示する意見

第三種郵便物制度は、定期刊行物の郵便料金を低い水準に抑え、社会・文化の発展に資することを目的として運用されており、他の郵便物の利用者の負担の下に成り立っているものであることから、貴会社は同制度を適正に運用することが求められている。

ついては、貴会社において、郵便窓口業務の委託先である局会社とも連携して、第三種郵便物制度の適正な運用を確保するよう、次のとおり新たな是正改善の処置を求め及び意見を表示する。

ア 第三種郵便物差出票の送付、見本等を提出していない発行人に対する催告、差出承認の確認等の事務手続が遵守されているかを確認する相互牽制の事務手続を業務の過程に組み込むような規定を定めることなどにより事務手続の遵守の徹底を図ること(会計検査院法第34条による是正改善の処置を求めるもの)

イ 協会が発行する定期刊行物に対する定期調査等及び日刊新聞の見本調査の実施に必要な事務手続を明確に規定すること(同法第36条による意見を表示するもの)

第57 株式会社かんぼ生命保険

平成 19 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

保険金等の適切な支払について

(平成 19 年度決算検査報告 911 ページ参照)

1 本院が表示した意見

株式会社かんぼ生命保険(以下「かんぼ生命」という。)における保険金等の支払について、被保険者が死亡した後の年金の速やかな支払停止や支払事由が発生している保険金等に係る適切な請求勧奨が行われておらず、過払いや未払が生じている事態が見受けられた。

したがって、かんぼ生命において、年金の過払いや保険金等の未払を防止するために、死亡保険金の通常払い時に同一被保険者の年金保険契約を調査して年金保険契約に係る死亡通知書の提出を受けるなど年金の速やかな支払停止を行うことができる事務手続を検討したり、保険金の通常払い時に同一被保険者のその他の保険契約を調査することや死亡還付金について支払案内書を送付することなど情報システム上のデータを基に効果的な請求勧奨を行うことができる事務手続を検討したりするよう、株式会社かんぼ生命保険取締役兼代表執行役社長に対して平成 20 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、かんぼ生命本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、かんぼ生命は、本院指摘の趣旨に沿い、21 年 4 月に簡易生命保険契約管理事務取扱手続等を改正して、死亡保険金の通常払い時に同一被保険者の年金保険契約を調査して年金保険契約に係る死亡通知書の提出を受けることとするなどして年金の速やかな支払停止を行うこととし、また、21 年 10 月期の情報システムの改正により、死亡保険金等の通常払い時に同一被保険者のその他の保険契約を自動的に名寄せして調査することとしたり、死亡還付金について支払案内書を送付することとしたりして効果的な請求勧奨を行う処置を講じていた。

第58 日本下水道事業団

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

下水道終末処理場等の再構築に係る基本設計業務の契約に当たり、透明性、競争性等の確保を図るため、随意契約を見直して競争性のある契約方式に移行するよう改善させたもの

科 目	(受託業務勘定) (項)技術援助業務費	
部 局 等	日本下水道事業団東日本、西日本両設計センター	
契 約 の 概 要	下水道終末処理場等に設置されている施設の老朽化等に伴い、当該施設の再構築に係る調査及び計画を行うもの	
契約件数及び契約金額	112 件	8 億 7809 万余円(平成 19、20 両年度)
競争性のある契約が可能であった契約件数及び契約金額	40 件	1 億 8233 万円(平成 19、20 両年度)

1 業務の概要

(1) 再構築に係る基本設計業務の概要

日本下水道事業団(以下「事業団」という。)は、下水道の整備を促進し、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に寄与することを目的として、地方公共団体等の委託を受けて、終末処理場等の根幹的施設の建設及び維持管理、下水道に関する技術的援助等の業務を実施している。

上記のうち、技術的援助に関する業務には、地方公共団体等の終末処理場等に設置されている土木・建築構造物や電気・機械設備の既存の施設の老朽化等に伴うこれらの施設の統廃合、機能拡充、改築等の再構築に係る設計等を行う業務(以下「再構築業務」という。)がある。

再構築業務は、主に基本設計業務と詳細設計業務に分類され、このうち、基本設計業務は、対象施設の諸元等基本条件の確認・整理、劣化状況の診断等を行う再構築調査と、その調査結果に基づき再構築の基本方針の決定や年度別事業実施計画の策定等を行う再構築計画とから成っている。

そして、基本設計業務の実施に当たっては、設計コンサルタントに委託して実施する場合と、技術的ノウハウの蓄積等を図るために事業団が自ら実施する場合がある。このうち、事業団が自ら実施する場合は、上記の再構築調査及び再構築計画のうち、劣化判定、基本方針の決定等の主要な業務については事業団が行っているが、対象施設の諸元等基本条件の確認・整理、劣化状況等の現地調査や、決定した基本方針に応じた施設・設備の仕様の検討、概算事業費の算出等の補助的な業務(以下「補助業務」という。)については、財団法人下水道業務管理センター(以下「財団」という。)に委託している。

財団は、下水道の建設及び管理の計画、手法等に関する調査研究を行うとともに、事業団の業務の支援、広報等を行う公益法人として、平成3年8月に設立された法人(20年12

月1日以降は特例民法法人)である。

(2) 事業団における契約方式

事業団においては、日本下水道事業団会計規程(昭和48年規程第8号)等により、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、競争に付さなければならないこととされている。ただし、予定価格が少額の場合、その他事業団の事業運営上特に必要がある場合には、随意契約によることができるとされている。そして、事業団策定の「役務提供等の契約における随意契約のガイドライン」(平成11年総会発第14号)において、事業団の事業運営上特に必要がある場合の一つとして、「事業団の業務内容について、独自のノウハウ等、特に秘密の保持を必要とするために公法人と契約するとき」と規定されている。

2 検査の結果

(検査の観点及び着眼点)

近年、事業団の受託業務件数については、終末処理場等の建設工事はほぼ横ばいとなっているものの、技術的援助としての再構築業務は年々増加してきている。そして、基本設計業務については、前記のとおり、設計コンサルタントに全部を委託して実施する場合と、事業団が補助業務を財団に委託して実施する場合がある。また、国土交通省は、19年3月に、それまでの国や独立行政法人における随意契約の見直しの取組を踏まえ、事業団を含む所管の発注機関に対して、「平成19年度国土交通省所管事業の執行について」(国土交通事務次官通達)を発し、随意契約については、関係法令等を厳に遵守し、入札・契約に係る手続のより一層厳正な実施に努めさせることとしており、以降も同様の通達を発するなどしている。

そこで、本院は、基本設計業務について、合規性、経済性等の観点から、前記の2通りの委託の実施に当たって、契約方式は適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

事業団の東日本、西日本両設計センターにおいて、19、20両年度に契約を締結した基本設計業務112件、契約額計8億7809万余円を対象として、契約方式の理由書、仕様書等の書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

検査の対象とした112件のうち、設計コンサルタントに委託している72件については、委託元である地方公共団体の予算の都合により分割発注して、前業務に引き続き実施する後業務のため随意契約によっているものが9件、それ以外の63件は公募型競争入札方式又は公募型プロポーザル方式等^(注)の競争性のある契約となっていた。

これに対して、財団に補助業務を委託している40件(契約額計1億8233万余円)については、すべて随意契約となっていた。

事業団は、本件補助業務の委託に当たり、随意契約とした理由について、事業団におけるノウハウ等について秘密を保持する必要があること、基本設計業務の標準歩掛を制定するために業務の実態を継続的に把握する必要があることなどから、これらの条件に適合して、当該補助業務を機動的に行うことができるのは財団のみであるとしていた。そして、これは、前記の随意契約のガイドラインの規定に該当するとして、財団と随意契約を行っていた。

そして、本件補助業務における財団との随意契約については、事業団が基本設計業務を自ら実施するようになった13年度から引き続き行われていた。これは、13年度当時、将来的

に増加することが見込まれた再構築業務に関して、事業団の技術的ノウハウ等の不足を補うことなどから、下水道業務に関する知識・技能を有する経験者が在籍する財団と一体で業務を実施することが有効であると事業団が考えたことなどによるものであった。

しかし、本件補助業務の随意契約の理由の一つである秘密の保持については、契約の相手方に対して、契約条項にその旨を規定することにより十分担保できるものであった。また、もう一つの理由である基本設計業務の標準歩掛の制定については、そのために必要な業務の実態調査、分析等を行っていない状況であった。さらに、基本設計業務については、13年度以前から設計コンサルタントに委託して実施しており、その場合の業務内容についてみると、財団に委託している補助業務と同じ内容の業務を含むものとなっていた。

したがって、本件補助業務については、財団以外の設計コンサルタントも実施できるものであり、かつ、財団に行わせなければならない理由は見受けられないことから、競争に付することができたものと認められた。

このように、事業団において、本件補助業務を委託するに当たって、複数の者が業務を実施できたのに、財団との間で随意契約を締結していて、契約の透明性、競争性等が確保されていない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(注) 公募型プロポーザル方式　プロポーザル方式とは、当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されるものについて、技術提案書(プロポーザル)の提出を求め、技術的に最適な者を特定する手続きをいい、これを公募により行うものを公募型プロポーザル方式という。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、事業団において、本件補助業務は財団以外の者でも実施できることについての認識が十分でなかったこと、前記の国土交通省の通達による随意契約の見直しが十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、事業団は、21年9月に、東日本、西日本両設計センターに対して、事務連絡を発し、契約の透明性、競争性等を確保するため、随意契約によっていた本件補助業務の契約について、21年度以降、公募型競争入札方式を基本とし、必要に応じて公募型プロポーザル方式によることとして、競争性のある契約方式に移行する処置を講じた。

第3節 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

第1 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

検査対象	48 省庁等
是正措置の概要	本院が不当事項として検査報告に掲記したものについて、国損を回復するなどのために省庁等が債権等を管理して債務者等から返還させるなどの是正措置を講ずるもの
是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	30 省庁等、481 件 13,154,779,527 円 (検査報告年度 昭和 21 年度～平成 19 年度)
上記のうち金銭を返還させる是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	30 省庁等、481 件 13,137,083,320 円

1 不当事項に係る是正措置の概要

本院は、会計検査院法第 29 条第 3 号の規定に基づき、検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項を不当事項として検査報告に掲記している。

省庁及び団体(以下「省庁等」という。)は検査報告に掲記された不当事項に対して、省庁等が講じた又は講ずる予定の是正措置について説明する書類を作成しており、この書類は「検査報告に関し国会に対する説明書」として毎年国会に提出されている。

検査報告に掲記された不当事項に係る是正措置には次の方法がある。

- ① 補助金、保険給付金等の過大交付、租税、保険料等の徴収不足及び不正行為に係る不当事項に対して、省庁等が指摘金額相当額を債権として管理して、返還させたり徴収したりなどすることによる是正措置(以下「金銭を返還させる是正措置」という。)
- ② 租税及び保険料の徴収過大等に係る不当事項に対して、省庁等が指摘金額相当額を還付等することによる是正措置(以下「金銭を還付する是正措置」という。)
- ③ 設計及び施工が不適切な構造物等に係る不当事項に対して、省庁等が手直し工事、体制整備等を行うことによる是正措置(以下「手直し工事等による是正措置」という。)
- ④ 会計経理の手続が法令等に違反しているが省庁等に実質的な損害が生じているとは認められないなどの不当事項に対して、同様の事態が生じないよう指導の強化を図るなどの再発防止策を実施することによる是正措置(以下「再発防止策による是正措置」という。)

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

検査報告に掲記した不当事項については、省庁等において速やかに不当な事態の是正が図られるべきであるが、特に金銭を返還させる是正措置を必要とするものについては、金銭債権としての性格上、管理が長期間にわたるものがあることも想定される。

そこで、本院は、合規性等の観点から、適切な債権管理が行われることなどにより、是正

措置が適正に講じられているかに着眼して検査した。そして、昭和21年度から平成19年度までの決算検査報告に掲記した不当事項について、関係する48省庁等における21年7月末現在の是正措置の状況を対象として、32省庁等において会計実地検査を行うとともに、残りの16省庁等については、報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

昭和21年度から平成19年度までの決算検査報告に掲記した不当事項についてみると、是正措置が未済となっているものは30省庁等における481件13,154,779,527円である。このうち金銭を返還させる是正措置を必要とするものは30省庁等における481件13,137,083,320円、金銭を還付する是正措置を必要とするものは1省における3件17,696,207円^(注1)となっている。これを、平成19年度決算検査報告に掲記した不当事項に係る状況と平成18年度以前の決算検査報告に掲記した不当事項に係る状況とに分けて記述すると、次のとおりである。

(注1) 3件17,696,207円 「国立高度専門医療センターにおける診療報酬の請求に当たり、麻酔料等の請求額に過不足があったもの」について、過大請求額の一部が患者等に対して未払となっているものであり(平成19年度決算検査報告258ページ参照)、金銭を返還させる是正措置と金銭を還付する是正措置をともに必要とするものである。これらは、是正措置を完了させるためには複数の方法を用いる必要があるが、検査報告では診療報酬の請求額に過不足がある事態を合わせて1件として整理していることから、金銭を返還させる是正措置を必要とする事態と金銭を還付する是正措置を必要とする事態を合わせて1件として、是正措置が未済となっているものの総数を481件(うち平成19年度決算検査報告掲記分41件)としている。

(1) 平成19年度決算検査報告に掲記した不当事項の是正措置の状況

検査の結果、平成19年度決算検査報告に掲記した不当事項859件(指摘金額の合計37,716,358,493円)^(注2)のうち、818件36,587,337,787円については21年7月末までに是正措置が完了している。

一方、残りの41件1,129,020,706円については21年7月末現在では是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが41件1,111,324,499円あり、その状況は表1のとおりとなっている。そして、金銭を還付する是正措置を必要とするものが3件17,696,207円^(注1)ある。

(注2) 818件36,587,337,787円 金銭を返還させる是正措置を必要としたものが778件15,395,505,532円あり、このうち、金銭を返還させるなどしたものが778件15,395,359,376円、徴収決定の措置が執られた後に、事情変更により徴収決定済額が当初と比べて減額されたため発生した差額が146,156円ある。このほか、金銭を還付する是正措置が完了したものが104,085,258円、手直し工事等による是正措置が完了したものが29件18,499,114,167円、再発防止策による是正措置が講じられたものが43件2,588,632,830円ある。なお、1件について複数の方法を用いることにより是正措置が完了したのものがあるため、それぞれの是正措置の件数を合計しても818件と一致しない。また、指摘金額の一部でも是正措置が講じられた場合は、当

該金額を是正措置が完了した金額として計上しているが、是正措置がすべて講じられるまでは是正措置が完了した件数として計上していない。以下、件数及び金額の記載方法は、本文及び表において同じ。

表1 平成19年度決算検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況 (単位：件、円)

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		①返還させる必要があるもの				②徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為		左以外のもの(補助金、保険給付金等)		件数	金額
							件数	金額	件数	金額		
内閣(人事院)	1	1,869,659	1	1,869,659	0	0	—	—	—	—	—	—
総務省	10	459,489,687	10	459,489,687	0	0	—	—	—	—	—	—
法務省	14	30,045,700	13	29,918,500	1	127,200	—	—	1	127,200	—	—
外務省	1	11,914,499	—	—	1	11,914,499	1	11,914,499	—	—	—	—
財務省	5	1,014,170,583	—	775,765,811	5	238,404,772	4	234,465,802	—	—	1	3,938,970
文部科学省	17	104,063,965	17	104,063,965	0	0	—	—	—	—	—	—
厚生労働省	655	13,062,090,627	640	12,715,624,926	15	346,465,701	2	17,553,837	6	159,953,953	7	168,957,911
農林水産省	34	371,356,688	34	371,356,688	0	0	—	—	—	—	—	—
経済産業省	21	167,696,782	20	161,409,782	1	6,287,000	—	—	1	6,287,000	—	—
国土交通省	24	523,373,198	19	479,779,267	5	43,593,931	—	—	5	43,593,931	—	—
環境省	2	189,847,512	1	4,283,000	1	185,564,512	—	—	1	185,564,512	—	—
省庁計	784	15,935,918,900	755	15,103,561,285	29	832,357,615	7	263,934,138	14	395,526,596	8	172,896,881
日本私立学校振興・共済事業団	5	43,001,000	5	43,001,000	0	0	—	—	—	—	—	—
東日本高速道路株式会社	1	4,402,008	—	—	1	4,402,008	1	4,402,008	—	—	—	—
独立行政法人情報通信研究機構	1	4,035,000	—	450,000	1	3,585,000	—	—	1	3,585,000	—	—
独立行政法人放射線医学総合研究所	1	2,603,718	1	2,603,718	0	0	—	—	—	—	—	—
独立行政法人農畜産業振興機構	1	7,548,000	1	7,548,000	0	0	—	—	—	—	—	—
独立行政法人国際交流基金	1	4,000,000	—	—	1	4,000,000	—	—	1	4,000,000	—	—
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	54,755,925	—	—	1	54,755,925	—	—	1	54,755,925	—	—
独立行政法人科学技術振興機構	1	4,660,321	1	4,660,321	0	0	—	—	—	—	—	—
独立行政法人日本学術振興会	1	4,291,468	1	4,291,468	0	0	—	—	—	—	—	—
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	2	111,599,688	2	111,599,688	0	0	—	—	—	—	—	—
独立行政法人日本貿易振興機構	1	19,983,285	1	19,983,285	0	0	—	—	—	—	—	—
独立行政法人雇用・能力開発機構	1	14,690,163	—	12,390,163	1	2,300,000	—	—	1	2,300,000	—	—
独立行政法人国立病院機構	1	25,424,111	—	—	1	25,424,111	—	—	—	—	1	25,424,111
独立行政法人奄美群島振興開発基金	1	4,690,000	1	4,690,000	0	0	—	—	—	—	—	—
国立大学法人東北大学	1	7,286,495	1	7,286,495	0	0	—	—	—	—	—	—
国立大学法人筑波大学	1	20,418,080	—	4,094,883	1	16,323,197	1	16,323,197	—	—	—	—
国立大学法人千葉大学	1	9,400,000	1	9,400,000	0	0	—	—	—	—	—	—
国立大学法人静岡大学	1	4,105,080	1	4,105,080	0	0	—	—	—	—	—	—
日本郵政公社(是正措置完了分)	7	50,728,146	7	50,728,146	0	0	—	—	—	—	—	—
郵便事業株式会社	1	6,410,372	—	2,400,000	1	4,010,372	1	4,010,372	—	—	—	—
株式会社ゆうちょ銀行	5	164,355,194	2	2,712,000	3	161,643,194	3	161,643,194	—	—	—	—
株式会社かんぽ生命保険	2	2,523,077	—	—	2	2,523,077	2	2,523,077	—	—	—	—
団体計	35	570,911,131	23	291,944,247	12	278,966,884	7	188,901,848	4	64,640,925	1	25,424,111
総合計	819	16,506,830,031	778	15,395,505,532	41	1,111,324,499	14	452,835,986	18	460,167,521	9	198,320,992

- 注(1) 平成21年7月31日までの是正措置の状況を記載している。
 注(2) 省庁等名は、日本郵政公社以外は是正措置を講ずる省庁等の平成21年7月末現在の名称としている。
 注(3) 日本郵政公社は平成19年10月1日に解散して、その業務等は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険に承継された。

注(4) 日本郵政公社の民営・分社化前の平成19年9月末までに是正措置が完了した7件 50,728,146円については日本郵政公社の欄に記載している。

注(5) 日本郵政公社が管理していた不当事項に係る債権については、複数の会社に承継されているものなどがあるため、各欄の団体の件数を合計しても、団体計には一致しない。

注(6) 是正措置が未済となっているもののうち、郵便事業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の全件に係る債権については、償却等により資産計上から除外されているが、これらの団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

(2) 平成18年度以前の決算検査報告に掲記した不当事項の是正措置等の状況

ア 是正措置の状況

検査の結果、昭和21年度から平成18年度までの決算検査報告に掲記した不当事項において、20年7月末現在で是正措置が未済となっていた465件 13,180,475,287円のうち、25件 1,154,716,466円については21年7月末までに是正措置が完了している。^(注3)

一方、残りの440件 12,025,758,821円については21年7月末現在で是正措置が未済となっていて、これらはすべて金銭を返還させる是正措置を必要とするものであり、その状況は表2のとおりとなっている。

なお、これらのうち、日本郵政公社が管理していた不当事項に係る債権91件 492,837,161円について、本院は、20年9月末現在で郵便事業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行又は株式会社かんぽ生命保険(以下、これらの3会社を合わせて「郵政3社」という。)の債権額として確認するに至っていないことを平成19年度決算検査報告に掲記している。

上記について郵政3社を検査した結果、これらの債権については、日本郵政公社の民営・分社化以前に既に是正措置が完了し、又は郵政3社のいずれかに承継されていることを本院は確認した。

(注3) 25件 1,154,716,466円 金銭を返還させる是正措置を必要としたものが22件 1,053,099,709円あり、このうち、金銭を返還させるなどしたものが11件 743,172,063円、金銭を返還させたり徴収したりできずに不納欠損等として整理したものが12件 309,927,646円ある。このほか、金銭を還付する是正措置が完了したものが1件 156,225円、手直し工事等による是正措置が完了したものが2件 101,460,532円ある。なお、金銭を返還させる是正措置を必要としたものについては、1件について複数の方法を用いることにより是正措置が完了したものがあため、それぞれの是正措置の件数を合計しても22件と一致しない。

表2 平成18年度以前の決算検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況

(単位：件、円)

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		①返還させる必要があるもの				②徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為		左以外のもの(補助金、保険給付金等)		件数	金額
							件数	金額	件数	金額		
裁判所	1	22,100,000	1	22,100,000	0	0	—	—	—	—	—	—
内閣府(警察庁)	1	2,261,856	—	18,900	1	2,242,956	1	2,242,956	—	—	—	—
法務省	8	260,360,737	—	—	8	260,360,737	7	260,033,737	—	—	1	327,000
外務省	1	12,487,275	—	3,717,131	1	8,770,144	—	—	1	8,770,144	—	—
財務省	21	226,003,665	1	9,374,455	20	216,629,210	3	88,130,131	—	—	17	128,499,079
厚生労働省	94	2,381,072,744	5	393,514,821	89	1,987,557,923	11	129,595,145	60	837,034,137	18	1,020,928,641
農林水産省	14	703,141,312	1	320,222,161	13	382,919,151	1	47,313,172	10	329,030,106	2	6,575,873
経済産業省	10	73,606,863	1	17,773,754	9	55,833,109	1	15,913,079	7	38,463,239	1	1,456,791
国土交通省	4	58,530,481	—	480,000	4	58,050,481	3	54,138,171	1	3,912,310	—	—
防衛省	7	48,564,932	—	934,525	7	47,630,407	6	43,914,732	1	3,715,675	—	—
省庁計	161	3,788,129,865	9	768,135,747	152	3,019,994,118	33	641,281,123	80	1,220,925,611	39	1,157,787,384
株式会社日本政策金融公庫	2	53,269,388	—	1,219,284	2	52,050,104	1	47,463,571	1	4,586,533	—	—
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1	8,362,535	—	—	1	8,362,535	1	8,362,535	—	—	—	—
独立行政法人日本学術振興会	3	26,101,958	3	26,101,958	0	0	—	—	—	—	—	—
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4	15,984,366	—	413,000	4	15,571,366	3	8,819,834	1	6,751,532	—	—
独立行政法人雇用・能力開発機構	5	236,590,698	—	8,559,737	5	228,030,961	—	—	5	228,030,961	—	—
独立行政法人国立病院機構	1	865,726	—	—	1	865,726	1	865,726	—	—	—	—
独立行政法人中小企業基盤整備機構	3	175,552,913	—	86,316	3	175,466,597	—	—	3	175,466,597	—	—
国立大学法人京都大学	1	23,558,650	—	540,000	1	23,018,650	1	23,018,650	—	—	—	—
国立大学法人大阪大学	5	26,047,376	—	70,000	5	25,977,376	1	15,914,431	—	—	4	10,062,945
国立大学法人奈良教育大学	1	14,888,000	—	5,210,000	1	9,678,000	1	9,678,000	—	—	—	—
日本放送協会	2	132,208,140	—	7,000,000	2	125,208,140	2	125,208,140	—	—	—	—
阪神高速道路株式会社	1	17,934,120	1	17,934,120	0	0	—	—	—	—	—	—
東日本電信電話株式会社	1	35,518,995	—	75,000	1	35,443,995	1	35,443,995	—	—	—	—
日本郵政公社(是正措置完了分)	67	3,978,841	67	3,978,841	0	0	—	—	—	—	—	—
郵便事業株式会社	14	936,677,365	—	110,000	14	936,567,365	11	804,993,186	—	—	3	131,574,179
株式会社ゆうちょ銀行	180	5,145,091,032	9	204,390,055	171	4,940,700,977	171	4,940,700,977	—	—	—	—
株式会社かんぽ生命保険	131	2,432,935,765	1	8,527,201	130	2,424,408,564	130	2,424,408,564	—	—	—	—
独立行政法人農業者年金基金	3	5,162,797	—	748,450	3	4,414,347	—	—	3	4,414,347	—	—
団体計	301	9,290,728,665	13	284,963,962	288	9,005,764,703	268	8,444,877,609	13	419,249,970	7	141,637,124
総合計	462	13,078,858,530	22	1,053,099,709	440	12,025,758,821	301	9,086,158,732	93	1,640,175,581	46	1,299,424,508

注(1) 平成20年8月1日から21年7月31日までの是正措置の状況を記載している。

注(2) 省庁等名は、日本郵政公社以外は是正措置を講ずる省庁等の平成21年7月末現在の名称としている。

注(3) 農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫は平成20年10月1日に解散して、その業務等は株式会社日本政策金融公庫に承継された。

注(4) 日本郵政公社の民営・分社化前の平成19年9月末までには是正措置が完了した67件3,978,841円については、日本郵政公社の欄に記載している。

注(5) 日本郵政公社が管理していた不当事項に係る債権については、複数の会社に承継されているものなどがあるため、各欄の団体の件数を合計しても、団体計には一致しない。また、平成20年9月末現在で郵政3社の債権額として確認するに至らなかった91件492,837,161円については、日本郵政公社の民営・分社化以前に既に是正措置が完了しているものを除いた額の承継先である郵政3社にそれぞれ計上している。

注(6) 是正措置が未済となっているもののうち、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門、独立行政法人中小企業基盤整備機構、東日本電信電話株式会社及び株式会社かんぽ生命保険の全件並びに株式会社日本政策金融公庫の1件47,463,571円、郵便事業株式会社の13件934,072,171円及び株式会社ゆうちょ銀行の170件4,937,550,977円に係る債権については、償却等により資産計上から除外されているが、これらの団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

イ 金銭を返還させる是正措置が未済となっているものの現状

昭和 21 年度から平成 18 年度までの決算検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするもので 21 年 7 月末現在で是正措置が未済となっているものが、表 2 のとおり、440 件 12,025,758,821 円ある。これらに対する直近 1 年間(20 年 8 月 1 日から 21 年 7 月 31 日まで)の是正措置の進ちょく状況及び債務者等の状況^(注 4)を態様別に示すと、次のとおりである。

(注 4) 債務者等が複数存在するために 1 件に複数の態様がある場合は、それぞれの態様に件数を計上しており、また、郵政 3 社については各社ごとに件数を計上しているため態様別の件数の計は 440 件と一致しない。

(ア) 債務者等が分割納付等を実施中であるもの

省庁	100 件	1,734,818,664 円
団体	112 件	2,619,673,443 円

これらは分割納付等が行われているが、債務者等の資力により是正措置の進ちょくの度合いは区々となっている。また、これらに係る直近 1 年間の返還額^(注 5)は、省庁 461,169,716 円、団体 38,093,215 円となっている。

(注 5) 直近 1 年間の返還額 元本に充当された額のみを含めており、延滞金等に充当された額は含めていない。

(イ) 債務者等に対する督促、資産調査等が行われているものの是正措置が進ちょくしていないもの

省庁	84 件	923,815,889 円
団体	237 件	6,370,827,835 円

これらは是正措置の完了に向け督促、資産調査等が行われているものの、是正措置が進ちょくしていないものである。

このうち、団体における 228 件 6,192,497,604 円に係る債権については、償却等により資産計上から除外されているが、団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

(ウ) 債務者等が行方不明であるなどのため納付等の是正措置が進ちょくしていないもの

省庁	20 件	361,359,565 円
団体	2 件	15,263,425 円

これらは、債務者等が行方不明又は収監中であるなどの理由により、是正措置が進ちょくしていないものである。

3 本院の所見

上記 2(2)イのとおり、是正措置が未済となっているものの中には、債務者等の資力が十分でなかったり、債務者等が行方不明であったりなどしているために、その回収が困難となっているものも存在するが、省庁等において、引き続き適切な債権管理を行うことなどにより、是正措置が適正かつ円滑に講じられることが肝要である。

本院は、是正措置が未済となっているものの状況について今後とも引き続き検査していくこととする。

第2 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

検査対象	39 省庁等
検査の概要	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として検査報告に掲記したものについて、当該処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査するもの
改善の処置の履行状況を検査した本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項の件数	145 件(検査報告年度 平成 14 年度～19 年度)
上記のうち改善の処置が一部履行されていないものの件数	6 件

1 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関する検査の概要

(1) 検査の概要

本院は、検査の過程において会計検査院法第 34 条又は第 36 条の規定による意見表示又は処置要求を必要とする事態として指摘したところ、その指摘を契機として省庁及び団体(以下「省庁等」という。)において改善の処置を講じたものを、検査報告に本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項(以下「処置済事項」という。)として掲記している。

一方、本院は、毎年次策定している会計検査の基本方針にのっとり、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映されて実効あるものとなるよう、その後の是正改善等を継続して検査することとしている。このため、検査報告に掲記した処置済事項についても、省庁等が通知等を発するなどして講じた改善の処置(以下、当該処置を「改善の処置」という。)が履行されること(改善の処置に基づき、その後の会計経理等が適切に行われることをいう。以下同じ。)により初めて実効あるものとなることから、当該改善の処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査している。

(2) 平成 19 年度決算検査報告に掲記した改善の処置の履行状況

本院は、平成 19 年度決算検査報告において、平成 14 年度から 18 年度までの決算検査報告に掲記した処置済事項の総件数 250 件のうち、掲記後に制度自体が廃止されたものなど 32 件を除いた 218 件についての検査の結果を掲記した。

その内訳は、改善の処置が履行されていたもの(以下「履行済」という。)が 127 件、検査した範囲では改善の処置が履行されていたもの(以下「検査分履行済」という。)が 84 件、改善の処置が一部履行されていなかったもの(以下「一部不履行」という。)が 7 件、改善の処置が全く履行されていなかったもの(以下「不履行」という。)が 0 件となっていた。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、改善の処置が履行されているかなどに着眼して、平成

14年度から18年度までの決算検査報告に掲記した処置済事項のうち一部不履行のもの7件及び検査分履行済のもの84件並びに平成19年度決算検査報告に掲記した処置済事項55件の計146件について、関係する39省庁等における改善の処置の履行状況を対象として、35省庁等において会計実地検査を行うとともに、残りの4団体については、報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

(1) 検査報告に掲記した処置済事項及び改善の処置の履行状況

前記の146件のうち、掲記後に制度自体が廃止されているもの1件を除いた145件について検査したところ、履行済が56件、検査分履行済が83件、一部不履行が6件、不履行が0件となっていた。これを、平成19年度決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況と平成14年度から18年度までの決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況とに分けて記述すると、次のとおりである。

ア 平成19年度決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況

平成19年度決算検査報告に掲記した処置済事項55件について検査したところ、履行済が35件、検査分履行済が20件となっていた。

イ 平成14年度から18年度までの決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況

平成14年度から18年度までの決算検査報告に掲記した処置済事項のうち、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととしたものは91件である。このうち、掲記後に制度自体が廃止されているもの1件を除いた90件について検査したところ、履行済が21件、検査分履行済が63件、一部不履行が6件となっていた。

なお、平成19年度決算検査報告に一部不履行のものとして掲記した7件のうち3件については改善の処置が履行されていたことから、上記の履行済21件に含まれている。

上記ア及びイに係る改善の処置の履行状況を検査報告年度別及び省庁等別に示すと、表1及び表2のとおりである。

表1 検査報告年度別の改善の処置の履行状況 (単位：件)

検査報告年度	改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした処置済事項数 (A) + (B)	掲記後に制度自体が廃止されているもの の事項数 (A)	検査対象の 処置済事項数 (B)	改善の処置の履行状況			
				履行済	検査分 履行済	一部 不履行	不履行
平成14年度	16	0	16	6	10	0	0
15年度	13	0	13	5	8	0	0
16年度	20	0	20	3	15	2	0
17年度	18	0	18	3	13	2	0
18年度	24	1	23	4	17	2	0
19年度	55	0	55	35	20	0	0
計	146	1	145	56	83	6	0

表2 省庁等別の改善の処置の履行状況

(単位：件)

省庁等名 (平成21年7月31日現在)	検査対象の 処置済 事項数	改善の処置の履行状況			
		履行済	検査分 履行済	一部不履行	不履行
裁判所	4		4		
内閣府(警察庁)	1		1		
総務省	5	1	4		
法務省	3	1	2		
外務省	2	2			
財務省	3	3			
文部科学省	6	3	3		
厚生労働省	13	2	8	3	
農林水産省	28	2	25	1	
国土交通省	20	6	13	1	
環境省	4	1	3		
防衛省	7	6	1		
株式会社日本政策金融公庫	3	1	2		
日本銀行	2		2		
東京地下鉄株式会社	1	1			
成田国際空港株式会社	1	1			
東日本高速道路株式会社	1	1			
中日本高速道路株式会社	1	1			
西日本高速道路株式会社	1	1			
独立行政法人国立印刷局	1	1			
独立行政法人農畜産業振興機構	1		1		
独立行政法人国際協力機構	1	1			
独立行政法人日本芸術文化振興会	1	1			
独立行政法人水資源機構	1	1			
独立行政法人中小企業基盤整備機構	1		1		
独立行政法人都市再生機構	1	1			
独立行政法人日本原子力研究開発機構	1	1			
独立行政法人住宅金融支援機構	1	1			
国立大学法人筑波大学	1	1			
国立大学法人東京医科歯科大学	1	1			
大学共同利用機関法人情報・システム 研究機構	1	1			
日本放送協会	1		1		
首都高速道路株式会社	1	1			
阪神高速道路株式会社	1	1			
株式会社商工組合中央金庫	1	1			
北海道旅客鉄道株式会社	1	1			
東日本電信電話株式会社	10		9	1	
西日本電信電話株式会社	11	8	3		
関西国際空港施設エンジニア株式会社	1	1			
計	145	56	83	6	0

(2) 一部不履行のもののうち検査報告に掲記したものの概要

検査の結果、一部不履行のもの6件のうち4件については、本章中に不当事項として掲記しており、これらの概要を示すと表3のとおりである。

表3 一部不履行のもののうち検査報告に掲記したものの概要

処置済事項の件名	平成20年度決算検査報告における掲記状況
生活保護費に係る返還金等の調定額の算出を適切に行わせることなどにより、生活保護費国庫負担金の算定が適正なものとなるよう改善させたもの (厚生労働省・平成16年度決算検査報告260ページ参照)	前掲237ページの「生活保護費等負担金が過大に交付されているもの」参照
民間事業者等が事業主体として実施している市街地整備の促進や高齢者向けの賃貸住宅の供給等を目的とした補助事業における消費税の取扱いを適切に行うよう改善させたもの (国土交通省・平成16年度決算検査報告379ページ参照)	前掲453ページの「高齢者向け優良賃貸住宅等整備事業の実施に当たり、仕入税額控除した消費税額に係る交付金相当額を返還していないもの」参照
被保護者の年金受給及び精神保健法に基づく公費負担医療に係る他法他施策の活用を図ることにより、生活保護費負担金の交付が適切なものとなるよう改善させたもの (厚生労働省・平成17年度決算検査報告220ページ参照)	前掲237ページの「生活保護費等負担金が過大に交付されているもの」参照
中山間地域等直接支払制度の実施に当たり、対象農用地の選定等を適切に行うことなどにより、制度の適切かつ効果的な実施が確保されるよう改善させたもの (農林水産省・平成17年度決算検査報告268ページ参照)	前掲314ページの「中山間地域等直接支払交付金が交付の対象とならない農用地について交付されるなどしているもの」参照

3 本院の所見

一部不履行のもの6件については、関係省庁等において当該改善の処置について更なる周知徹底を図るなどして、当該改善の処置が確実に履行されることが肝要である。

本院は、上記の一部不履行のもの6件、検査分履行済のもの83件及び平成20年度決算検査報告に掲記した処置済事項46件の計135件について、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととする。

第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの 検査要請事項に関する報告等

第1節 国会及び内閣に対する報告

平成20年11月から21年10月までの間に、会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告したものは6報告事項(23件)^(注)あり、それぞれの報告事項名、報告年月日及び報告事項の「第3章 個別の検査結果」における掲記の状況は、次表のとおりである。

表 会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項

事項 番号	報 告 事 項 名	報告年月日	報告事項の「第3章 個別の検査結果」における掲記の状況
①	独立行政法人における食事手当等の現金の支給について	平成 20年12月17日	「意見を表示し又は処置を要求した事項」(3件)及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」(5件)として掲記(計8件) (643、646ページ参照)
②	取り崩される見込みのない中小企業金融安定化特別基金について、緊急保証による欠損の補てんにも充当できるようにするなど、有効活用を図るよう経済産業大臣に対して改善の処置を要求したもの	21年9月18日	「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記 (414ページ参照)
③	厚生労働省において、国民健康保険の財政調整交付金の交付額の算定を適切なものにするため、退職被保険者等のそ及適用に伴う一般被保険者数の調整を的確に行うよう改善させたもの	21年9月18日	「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」として掲記 (281ページ参照)
④	還付金が高額となっている申告について他の還付申告と区分するなどして支払事務に要する日数を短縮することなどにより、還付加算金の節減を図るよう国税庁長官に対して改善の処置を要求したもの	21年9月18日	「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記 (138ページ参照)
⑤	利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう内閣官房等11府省等の長に対して意見を表示したもの	21年10月14日	「意見を表示し又は処置を要求した事項」(11件)として掲記 (50、66、68、75、87、137、280、333、409、499ページ参照)

事項 番号	報 告 事 項 名	報告年月日	報告事項の「第3章 個別の検査結果」における掲記の状況
⑥	精液採取用種雄牛の貸付けに当たり、貸付けを無償とせず貸し付けた牛から生産される凍結精液の販売による収入に応じ対価を徴収するなどするとともに、貸付先の選定を競争により行うなどして増収を図るよう独立行政法人家畜改良センター理事長に対して改善の処置を要求したもの	21年10月14日	「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記 (621 ページ参照)

(注) 23件 ①の8件(「意見を表示し又は処置を要求した事項」の3件及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の5件)、②から④までの各1件、⑤の11件及び⑥の1件の合計

第2節 国会からの検査要請事項に関する報告

1 検査要請を受諾した事項

平成20年11月から21年10月までの間に、国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定による会計検査及びその結果の報告を求める要請(以下「検査要請」という。)を受諾した事項は3件あり、これら3件の検査要請を行った議院の委員会、検査要請事項及び検査要請受諾年月日は、表1のとおりである。

表1 国会法第105条の規定による検査要請を受諾した事項

事項 番号	検査要請を行った議院の委員会	検査要請事項	検査要請受諾年月日
①	参議院決算委員会	簡易生命保険の加入者福祉施設等の譲渡等について(参委発第53号)	平成 21年4月14日
②	参議院決算委員会	在外公館に係る会計経理について(参委発第99号)	21年6月30日
③	参議院決算委員会	牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等について(参委発第99号)	21年6月30日

2 検査結果を報告した事項

20年12月から21年10月までの間に会計検査院法第30条の3の規定により、検査結果を報告した事項は5件あり、これら5件の報告事項名、検査結果の報告年月日及び報告先は、表2のとおりである。

表2 会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項

事項 番号	報告事項名	検査結果の報告年月日	報告先
①	国土交通省の地方整備局等における庁費等の予算執行について	平成 21年9月18日	参議院
②	独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について 注(1)	21年9月18日	参議院
③	年金記録問題について	21年10月14日	参議院
④	防衛装備品の商社等を通じた輸入による調達について 注(2)	21年10月14日	参議院
⑤	各府省所管の公益法人の財務等の状況について	21年10月14日	参議院

注(1) ②の報告は、平成20年11月7日の検査要請事項に関する報告において、引き続き検査を実施して、取りまとめが出来次第報告することとしたものについて、会計検査の結果を取りまとめたものである。

注(2) ④の報告は、平成19年度決算検査報告第4章第3節「国会からの検査要請事項に関する検査状況」において、引き続き検査を実施して、取りまとめが出来次第報告することとしたものについて、会計検査の結果を取りまとめたものである。

上記の表2に掲げた5件についての検査結果の概要は、次のとおりである。

第1 国土交通省の地方整備局等における庁費等の予算執行について

要請を受諾した年月日	平成20年6月10日
検査の対象	国土交通省等
検査の内容	国土交通省の地方整備局等における庁費等の予算執行についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成21年9月18日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成20年6月9日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月10日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、 会計検査及びその結果の報告を求める事項
(一) 検査の対象
国土交通省等
(二) 検査の内容
国土交通省の地方整備局等における庁費等の予算執行についての次の各事項
① 契約方法、契約手続などの状況
② 契約内容、契約金額などの状況
③ 契約相手方の状況
④ 一般会計と特別会計における計上区分及び執行の状況

(2) 道路関係業務等の国会の議論等

第169回国会(20年1月から6月)において、国土交通省の道路整備特別会計における支出の状況や一般乗用旅客自動車(以下「タクシー」という。)の使用状況について、様々な議論がなされた。また、厚生労働省の一般会計と労働保険特別会計(以下「労働特会」という。)のタクシー使用金額の支出の状況についても議論がなされた。国土交通省は、20年2月に道路関係業務の執行のあり方改革本部を設置し、支出の総点検等を行うとともに、改革の方針の検討を行った。

会計検査院は、上記のような状況を踏まえて会計検査を実施した結果、「道路整備特別会計における支出の状況について」及び「国土交通省における一般乗用旅客自動車の使用状況について」として、いずれも20年10月31日に会計検査院法第36条の規定により国土交通大臣に対して意見を表示(以下、これらの意見表示を「20年次意見表示」という。)している。

(3) 車両管理業務に関する21年次の状況

21年6月に、公正取引委員会は、国土交通省の北海道開発局及び各地方整備局において発注された車両管理業務の入札参加業者等に対し、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(以下「談合」という。)を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

(4) 庁費等の概要

国の会計は、一般会計及び特別会計に区分することとされており、特別会計については、国が特定の事業を行う場合等に限り設置するものとされている。

予算科目としての庁費は、目の一区分の名称であり、狭義には、事務遂行上必要な物の取得、維持又は役務の調達等の目的に充てる経費として区分された目の名称であるとされているが、明確な定義はなされていない。

庁費については、財務省が毎年度公表している「一般会計、特別会計歳出予算目の区分表」において、16項目の経費区分(以下「費途」という。)が示されており、いずれも予算書では目番号として下2けたに09番の予算コードが付され「庁費の類」と説明されている。

また、公共事業関係費の予算科目は、「公共事業関係費予算の目及び目の細分表」において大きく工事費関係と事務費関係に二分されており、事業に必要な事務的な経費は事務費関係に区分されている。事務費関係の庁費、工事雑費等については、下2けたに09番の予算コードが付されており、その説明も「庁費の類」と同様となっている(以下、「庁費の類」と事務費関係の庁費、工事雑費等を合わせて「09庁費」という。)

一方、工事費関係の予算科目のうちには、工事等に直接必要とするなどの限定はあるものの、09庁費と同様の費途に適用されるものもある(以下、工事費関係の予算科目から庁費と同様な費途に支出される経費を「庁費的経費」、09庁費に庁費的経費を合わせたものを「庁費等」という。)。庁費的経費は予算書の下2けたに09番の予算コードは付されておらず、工事費関係の予算科目においても区分されていないためその予算額等を把握することはできないが、20年次意見表示を行った道路整備特別会計の車両管理業務やタクシー乗車券に対しては、庁費的経費からの支払も行われていた。

(5) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、国会等の議論や20年次意見表示を踏まえつつ、国土交通省の地方整備局等における庁費等の予算の執行について検査を実施した。

検査に当たっては、前記の検査要請事項のうち③契約相手方の状況については、特に車両管理業務の契約の状況に留意するとともに、④一般会計と特別会計の計上区分及び執行の状況については、一般会計から人件費を支出している厚生労働本省職員に対して労働特会からタクシー使用金額が支出されていたことなどが国会で議論され今回の要請となった経緯を踏まえて、厚生労働省についても併せて検査することとした。

検査においては、国土交通本省の内部部局のほか、すべての地方支分部局の本局に相当する8地方整備局、北海道開発局、9地方運輸局及び神戸運輸監理部(以下、地方運輸局

と神戸運輸監理部を合わせて「地方運輸局等」という。)、2 地方航空局、4 航空交通管制部のほか、地方整備局及び北海道開発局管内の108 事務所等を対象とした。

また、厚生労働省の検査は、厚生労働本省及び47 都道府県労働局(以下、都道府県労働局を「労働局」という。)を対象として、09 庁費(以下「厚生省庁費」という。)並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当(以下「人件費」という。)について行った。

2 検査の結果

(1) 決算等の状況

国土交通省の本省及び地方支分部局(管内の事務所等を含む。)における18、19 両年度の09 庁費の支出済歳出額は、図表1 のとおり、一般会計は1453 億円、特別会計は1838 億円となっている。

図表1 09 庁費の組織別、会計別支出済歳出額(平成18、19 両年度)

上段：金額(単位：千円)
下段：割合(単位：%)

本省及び地方支分部局	年度	一般会計支出済歳出額	特別会計支出済歳出額									合計
			特定国有財産整備	都市開発資金融通	治水	道路整備	港湾整備	空港整備	自動車損害賠償保障事業	自動車検査登録	特別会計小計	
本省	平成18	34,174,044	—	5,250	296,256	532,668	22,841	18,257,672	434,772	8,923,331	28,472,793	62,646,837
		(54.6)	(—)	(0.0)	(0.5)	(0.9)	(0.0)	(29.1)	(0.7)	(14.2)	(45.4)	【39.1】
19	37,914,865	—	2,470	89,019	505,244	48,161	16,965,937	379,522	9,309,500	27,299,856	65,214,722	
	(58.1)	(—)	(0.0)	(0.1)	(0.8)	(0.1)	(26.0)	(0.6)	(14.3)	(41.9)	【38.6】	
地方整備局	18	28,088,635	—	—	5,448,274	5,897,120	965,541	63,719	—	2,604	12,377,260	40,465,895
	(69.4)	(—)	(—)	(13.5)	(14.6)	(2.4)	(0.2)	(—)	(0.0)	(30.6)	【25.3】	
19	33,630,002	108,697	—	5,220,900	5,706,076	811,975	62,021	—	1,816	11,911,487	45,541,490	
	(73.8)	(0.2)	(—)	(11.5)	(12.5)	(1.8)	(0.1)	(—)	(0.0)	(26.2)	【27.0】	
北海道開発局等	18	2,261,366	—	—	—	—	—	—	—	412	412	2,261,778
	(100.0)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(0.0)	(0.0)	【1.4】
19	2,263,293	105,839	—	—	—	—	—	—	—	453	106,292	2,369,585
	(95.5)	(4.5)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(0.0)	(4.5)	【1.4】
地方運輸局等	18	3,559,879	—	—	—	—	—	—	—	3,217,225	3,217,225	6,777,104
	(52.5)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(47.5)	(47.5)	【4.2】
19	3,296,101	—	—	—	—	—	—	—	—	3,133,461	3,133,461	6,429,562
	(51.3)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(48.7)	(48.7)	【3.8】
地方航空局	18	59,600	—	—	—	—	—	48,016,924	—	—	48,016,924	48,076,525
	(0.1)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(99.9)	(—)	(—)	(99.9)	【30.0】
19	60,725	—	—	—	—	—	—	49,338,538	—	—	49,338,538	49,399,264
	(0.1)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(99.9)	(—)	(—)	(99.9)	【29.2】
計	18	68,143,525	—	5,250	5,744,530	6,429,788	988,382	66,338,317	434,772	12,143,573	92,084,616	160,228,141
	77,164,989	214,536	2,470	5,309,920	6,211,321	860,137	66,366,496	379,522	12,445,231	91,789,635	168,954,624	
総計	145,308,514	214,536	7,720	11,054,450	12,641,110	1,848,520	132,704,813	814,294	24,588,804	183,874,251	329,182,766	

注(1) 一般会計及び特別会計の支出済歳出額の()書きは、合計に占める割合である。

注(2) 一般会計と特別会計の合計の【 】書きは、各年度の計に占める割合である。

注(3) 特定国有財産整備特別会計については、財務省との共管である。

一般会計と特別会計の計上割合は、地方航空局はほぼ全額が空港整備特別会計、北海道開発局等はほぼ全額が一般会計、本省及び地方運輸局等は、一般会計の計上割合の方が若干高く、地方整備局は一般会計が70% 程度、特別会計が30% 程度となっている。

さらに、特別会計別の計上割合は、本省は空港整備、自動車検査登録両特別会計が高く、地方運輸局等は自動車検査登録特別会計のみとなっている。また、地方整備局は治水、道路整備、港湾整備各特別会計からの支出がほとんどとなっている。

(2) 契約方法、契約手続などの状況

国の契約方式としては、一般競争契約及び指名競争契約(以下、両者を合わせて「競争契約」という。)並びに随意契約があるが、上記の契約方式とは別に、従来随意契約によっていた業務について、契約手続の前段階に企画競争を行い、その者と契約する随意契約(以下「企画随契」という。)が行われている。

そして、国土交通省においても、「随意契約見直し計画」に基づき、一般競争契約等への移行を進めてきている。

なお、以下の分析においては、企画随契、不落・不調随契(競争に付したが入札者がいないことなどのため随意契約としたもの)の二つを合わせて「企画随契等」とし、それ以外の随意契約を「企画競争等を経ない随意契約」として取り扱う。ただし、応募者数の分析においては、不落・不調随契は除外して企画随契のみを取り扱う。また、随意契約については、原則として、予定価格が少額である場合に認められる契約(以下「少額随契」という。)等を除いて分析を行うこととする。

図表2 庁費等の対象契約に係る検査対象の組織別の件数及び支払金額(平成18年度～20年度(12月まで))

上段：件数、支払金額(単位：件、千円)
下段：割合(単位：%)

検査対象の組織		平成18年度		19年度		20年度(12月まで)		計	
		件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額
本省		1,808 (25.5)	38,926,473 (35.0)	1,771 (26.3)	38,805,591 (33.6)	1,396 (25.6)	22,660,406 (37.8)	4,975 (25.8)	100,392,471 (35.0)
地方整備局	本局	1,494 (21.1)	20,535,498 (18.5)	1,328 (19.7)	25,215,592 (21.8)	1,069 (19.6)	6,179,232 (10.3)	3,891 (20.2)	51,930,323 (18.1)
	事務所等	1,790 (25.3)	13,977,625 (12.6)	1,745 (25.9)	15,943,340 (13.8)	1,307 (24.0)	6,960,552 (11.6)	4,842 (25.1)	36,881,518 (12.9)
	計	3,284 (46.4)	34,513,124 (31.1)	3,073 (45.6)	41,158,932 (35.6)	2,376 (43.6)	13,139,784 (21.9)	8,733 (45.3)	88,811,841 (31.0)
北海道開発局	本局	162 (2.3)	1,564,669 (1.4)	169 (2.5)	1,685,126 (1.5)	136 (2.5)	959,608 (1.6)	467 (2.4)	4,209,404 (1.5)
	事務所等	345 (4.9)	2,203,843 (2.0)	279 (4.1)	2,129,894 (1.8)	241 (4.4)	1,886,847 (3.1)	865 (4.5)	6,220,584 (2.2)
	計	507 (7.2)	3,768,512 (3.4)	448 (6.6)	3,815,020 (3.3)	377 (6.9)	2,846,456 (4.7)	1,332 (6.9)	10,429,988 (3.6)
地方運輸局等		577 (8.2)	2,359,394 (2.1)	635 (9.4)	2,386,749 (2.1)	571 (10.5)	885,487 (1.5)	1,783 (9.3)	5,631,631 (2.0)
地方航空局		732 (10.3)	30,094,617 (27.1)	653 (9.7)	28,043,930 (24.3)	600 (11.0)	19,404,260 (32.4)	1,985 (10.3)	77,542,809 (27.0)
航空交通管制部		171 (2.4)	1,412,937 (1.3)	164 (2.4)	1,418,941 (1.2)	132 (2.4)	1,029,901 (1.7)	467 (2.4)	3,861,780 (1.3)
合計		7,079 (100)	111,075,059 (100)	6,744 (100)	115,629,165 (100)	5,452 (100)	59,966,298 (100)	19,275 (100)	286,670,523 (100)

(注) 北海道開発局の事務所等には開発建設部を含む。

検査対象の組織において18年度から20年度(12月まで)に締結された庁費等に係る支出原因契約(以下「対象契約」という。)について、件数及び支払金額をみると、図表2のとおり、19,275件、2866億円となっていて、19年度は18年度より件数は減少しているが、

支払金額はほぼ同額となっている。検査対象の組織別にみると、地方整備局は、18年度は件数割合 46.4%、支払金額割合 31.1% となっていて、件数割合は最も高く、支払金額割合は最も高い本省の 35.0% とほぼ同様となっている。

ア 契約方法の状況

(ア) 契約方式別の状況

- a 契約方式別にみると、一般競争契約及び企画随契等の19年度の件数及び支払金額は、18年度よりも増加し、指名競争契約及び企画競争等を経ない随意契約は減少している。また、件数割合が最も高い契約方式は、18年度は企画競争等を経ない随意契約、19年度は一般競争契約となっているが、支払金額割合が最も高いものは、両年度とも企画競争等を経ない随意契約となっている。
- b 契約種類別にみると、18、19両年度とも「役務」の件数及び支払金額が最も多く、「物品等の賃借」がその次となっている。また、企画競争等を経ない随意契約の件数割合及び支払金額割合は、「役務」より「物品等の賃借」が高くなっている。
- c 応札(応募)者数別にみると、18年度から20年度(12月まで)まで、一般競争契約及び企画随契は各年度とも1者応札(応募)の件数割合が40%以上と高くなっている。さらに、一般競争契約においては、1者応札の件数割合が上昇している一方、5者以上応札の件数割合は低下している。

(イ) 落札率の状況

- a 契約方式別の平均落札率をみると、18年度から20年度(12月まで)のいずれも、一般競争契約及び指名競争契約は85%程度と低く、企画随契等及び企画競争等を経ない随意契約は95%程度と高くなっている。また、随意契約の落札率の分布をみると、競争契約よりも90%以上に集中している。
- b 応札者数別の平均落札率をみると、一般競争契約は1者応札が最も高く、応札者数の増加に応じて低下する傾向となっている。また、指名競争契約は該当のない1者応札を除き、2者応札が最も高く、応札者数の増加に応じて低下する傾向となっている。

イ 契約手続の状況

(ア) 入札参加資格要件の設定

入札参加資格要件の設定状況をみると、契約実績を求めている契約のうち、公的機関との契約実績を求めている件数割合は、19年度及び20年度(12月まで)とも16%程度となっている。また、「役務」は件数割合で20%程度の契約において公的機関との契約実績を求めており、契約種類のうちでは最も件数割合が高くなっている。

(イ) 契約内容等の明示

一般競争契約の仕様書における業務内容の明示や企画競争の審査における評価内容等の明示が十分でないなどの事態が見受けられた。

(ウ) 単価契約における契約単価の設定

単価契約における契約単価の設定をみると、1か月分の総額で行われた入札において落札価格の基礎となった単価よりも高い単価で契約している事態が見受けられた。

ウ 契約内容の状況

(ア) 少額随契の一括化

事務用消耗品のトナーカートリッジをみると、18、19両年度とも、少額随契のうち年間を通じた総支払金額が160万円を上回っているものは、支払金額割合で80%程度を占めている。そして、これらについては、既往年度の使用実績等に基づく計画的な購入を図ることにより、個別に少額随契を行うことなく一括化して、一般競争契約による購入を検討すべきであったと認められる。なお、国土交通省は、「国土交通省行政効率化推進計画」において、トナー類については調達事務の集約化等を行うこととしている。

(イ) 発注単位の設定

各庁舎で実施している健康診断業務等の発注単位の設定をみると、集約化を検討すべき事態が見受けられた。

(ウ) 業務範囲の設定や実施方法

契約した業務範囲の設定が適切でなかったり、業務の実施方法を検討すべきであったりしている事態が見受けられた。また、広報誌については、多くの種類を多数調達して配布していたが、20年度ではその多くが調達を取りやめるなどしていた。

エ 契約金額の状況

(ア) 経済的な仕様の設定

トナーカートリッジについては、メーカーが製造している新品より安価な純正リサイクル品は、必ずしも需要に応じた供給に対応できない面もあるが、その契約に当たっては、経済性だけでなく環境にも配慮して、供給状況に応じた純正リサイクル品の購入を図ることができるよう仕様の記載を検討すべきであったと認められる。

(イ) 経済的な料金プランの利用

固定電話発携帯電話着の通話料については、固定電話会社の事業者識別番号を付することにより、固定電話会社が設定した経済的な料金プランの利用を検討すべきであったと認められる。

(ウ) 予定価格の算定方法

予定価格の算定に当たって、業者から徴取した見積り(以下「参考見積り」という。)を基にしている契約について、参考見積りの徴取数をみると、62.0%が1者となっていて、その選定方法は、既契約の契約者又は応札者、当該契約の応札が見込まれる者など限られた範囲から徴取しているものがほぼ100%となっている。また、参考見積りの徴取先を既契約者等に限定していたり、予定価格の算定に当たり、予定数量の算出を誤ったり、適用すべき積算基準、単価が定められているのに使用していなかったりしていた事態が見受けられた。

オ 契約相手方の状況

(ア) 契約種類別の契約状況

契約相手方別の件数割合をみると、「役務」、「物品等の購入」及び「物品等の賃借」については「民間企業」との件数割合が最も高く70%を超えていて、特に、「物品等の購入」はおおむね90%程度となっている。また、支払金額割合も件数割合と同様な傾向となっている。

(イ) 契約方式別の契約状況

a 「役務」について、契約方式別に契約相手方の件数割合をみると、「民間企業」がおおむね90%以上を占める競争契約と比較すると、随意契約では「民間企業」の件数割合は60%前後と低いが、「所管公益法人」は20%前後を占めている。また、支払金額割合をみると、「所管公益法人」は、一般競争契約では18年度6.9%から19年度22.9%へ上昇している一方、企画競争等を経ない随意契約では18年度38.7%から19年度34.1%へと低下している。

b 「役務」の契約相手方別に応札(応募)者数及び平均落札率をみると、一般競争契約の平均応札者数は、「民間企業」が2.1者から2.6者であり、そのほかの契約相手方のおおむね1者程度と比較して多いものの、1者応札の件数割合がいずれの年度も50%前後を占めている。平均落札率は、いずれの年度も「民間企業」が80%台前半、「所管公益法人」が90%前後となっている。

企画随契の「所管公益法人」の平均応募者数は1.5者程度で「民間企業」の2.5者程度よりも少なく、1者応募の件数割合はいずれの年度も「所管公益法人」が約70%で「民間企業」の30%台よりも高い。平均落札率は、両者ともおおむね95%を超えている。

企画競争等を経ない随意契約の平均落札率は、いずれの契約相手方も90%台後半となっている。

(ウ) 指名競争契約とした理由等

指名競争契約とした理由をみると、「一般競争に付することが不利と認められる場合であり、契約上の義務違反があるときは国の事業に著しく支障をきたすおそれがあること」としている契約の件数割合が最も高く、次に件数割合が高い「契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合」を合わせると大半を占めている。

また、その内容からみて一般競争契約への移行を検討すべきであったと認められる事態が見受けられた。

(エ) 随意契約とした理由等

随意契約とした理由をみると、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」が大半となっていて、企画随契を実施したもの以外で、上記理由に該当するとしている契約は、「複数年度の使用を前提とした物件の賃借」、「場所が限定されている施設・敷地の賃借、使用料」などが多く、全般的な傾向としては、他に履行可能な者がいる可能

性が高いと思われる契約の件数割合は低下しており、競争契約や企画随契等に移行しているものと考えられる。また、その内容からみて一般競争契約への移行を検討すべきであったと認められる事態が見受けられた。

(オ) 車両管理業務の契約状況

- a 検査対象の組織別に件数及び支払金額をみると、地方整備局が最も多く、その次に多い北海道開発局を加えると全体の90%以上を占めている。契約方式別に件数割合をみると、18年度においては指名競争契約は76.2%で、地方整備局及び北海道開発局以外では指名競争契約は行われていない。しかし、国土交通省は、車両管理業務について20年7月に通知を発して、8月以降締結する契約から一般競争契約とすることとしていて、通知以降の契約は一般競争契約へ移行している。
- b 契約方式別の応札者数をみると、一般競争契約においては応札者数が5者以上の件数割合が30%前後と最も高くなっていて、1者応札の件数割合は18年度から徐々に低下した後、20年度(7月通知後)は該当がなかった。また、指名競争契約においては、18、19両年度は応札者数が2者の件数割合が最も高くなっているが、20年度は指名業者数の見直しにより4者応札の件数割合が最も高くなっている。
- c 契約方式別の平均落札率をみると、一般競争契約は、18年度から20年度までの通算は81.9%で指名競争契約の94.5%よりも12.6ポイント低くなっている。一般競争契約においては、1者又は2者応札の平均落札率が最も高くなっており、また、指名競争契約においては、2者応札の平均落札率が最も高くなっている。
- d 一般競争契約の入札参加資格要件の設定をみると、契約実績を求めているもののうち、契約台数に条件を設けている場合は平均応札者数が少なくなっている。また、入札参加資格要件に契約実績を求めないこととした前記通知以降は、平均応札者数は増加している。
- e 談合が行われていた地方整備局(港湾空港関係を除く。)及び北海道開発局とそれ以外の組織とに区分して、対象契約のうち公正取引委員会が談合を認定した期間(以下「談合認定期間」という。)内の通算の平均応札者数及び平均落札率をみると、地方整備局及び北海道開発局は平均応札者数は3.1者で、それ以外の組織の4.2者に比べ1.1者少なく、平均落札率は95.9%でそれ以外の組織の78.4%に比べ17.5ポイント高くなっている。

また、地方整備局及び北海道開発局について、18年度から20年度の契約を談合認定期間に締結された契約とそれ以降の契約とに区分してみると、図表3のとおり、談合認定期間以降は、公正取引委員会が談合を行っていたとした者以外の4事業者と契約を行っていて、談合認定期間内と比較すると、平均応札者数は3.1者から4.3者と1.2者増加し、平均落札率は95.9%から81.2%と14.7ポイント低下している。

図表3 地方整備局(港湾空港関係を除く。)及び北海道開発局における契約相手方別の件数、支払金額、平均応札者数及び平均落札率の状況(平成18年度～20年度(7月通知後))

上段：件数、支払金額(単位：件、千円)
下段：割合(単位：%)

事業者名		対象契約(平成18年度から20年度(7月通知後))							
		談合認定期間内に締結された契約 (18年度から20年度(7月通知前))				談合認定期間以降に締結された契約 (20年度(7月通知後))			
		件数	支払金額	平均応札者数(者)	平均落札率(%)	件数	支払金額	平均応札者数(者)	平均落札率(%)
違反事業者	日本道路興運株式会社	111 (41.9)	5,815,529 (48.7)	2.9	95.6	19 (33.9)	115,162 (47.2)	3.4	88.1
	日本総合サービス株式会社	51 (19.2)	2,697,551 (22.6)	2.5	96.4	5 (8.9)	3,663 (1.5)	4.6	65.1
	北協連絡車管理株式会社	54 (20.4)	1,533,594 (12.8)	3.4	96.9	— (—)	— (—)	—	—
	大新東株式会社	21 (7.9)	258,758 (2.2)	3.8	94.1	10 (17.9)	32,500 (13.3)	4.1	84.6
	株式会社セノン	4 (1.5)	223,062 (1.9)	4.0	96.4	10 (17.9)	39,898 (16.4)	4.5	76.8
	ムサン興発株式会社	13 (4.9)	567,495 (4.8)	2.8	93.8	4 (7.1)	26,446 (10.8)	6.0	80.8
	株式会社関東ロードメンテナンス	4 (1.5)	304,443 (2.5)	6.0	96.5	— (—)	— (—)	—	—
	株式会社日経サービス	4 (1.5)	154,879 (1.3)	5.0	98.3	— (—)	— (—)	—	—
	株式会社アクアテルス	3 (1.1)	389,416 (3.3)	3.7	99.2	— (—)	— (—)	—	—
	計	265 (100)	11,944,730 (100)	3.1	95.9	48 (85.7)	217,671 (89.2)	4.1	82.0
上記以外	その他4者	— (—)	— (—)	—	—	8 (14.3)	26,229 (10.8)	5.6	76.4
合計		265 (100)	11,944,730 (100)	3.1	95.9	56 (100)	243,901 (100)	4.3	81.2

注(1) 平成20年度については、20年12月までに締結された契約を対象とし、支払金額は20年12月までに支払われた金額である。

注(2) 株式会社関東ロードメンテナンスは、平成20年4月30日付で解散の決議を行い、事業活動の全部を取りやめている。

カ 一般会計と特別会計における計上区分及び執行の状況

(ア) 庁費等の会計別の計上区分及び執行

19年度の庁費等に係る支払(対象契約に国庫債務負担行為等を加えたもの)について、検査対象の組織別に一般会計及び特別会計の計上割合をみると、図表4のとおりとなっていて、そして、この計上割合と09庁費の支出済歳出額(前記図表1参照)を比較すると、次のとおりとなっている。

地方航空局はほぼ全額が特別会計の支払となっていて、09庁費の支出済歳出額と同様となっている。また、地方運輸局等は36.5%となっていて、09庁費の支出済歳出額の計上割合(48.7%)よりも低くなっているが、検査の対象としていない事務所等の支出を除くとほぼ同様となる。

本省は44.7%となっていて、09庁費の支出済歳出額の計上割合(41.9%)とほぼ同様となっている。

一方、地方整備局及び北海道開発局の特別会計の計上割合は、庁費的経費からの支払が多くなっていることから、地方整備局 75.4%、北海道開発局 80.1% と、いずれも 09 庁費の支出済歳出額(地方整備局 26.2%、北海道開発局 4.5%)の計上割合より高くなっている。また、地方整備局及び北海道開発局においては、本局に比べて事務所等の方が特別会計に占める庁費的経費の計上割合が高くなっており、地方整備局では本局 84.6%、事務所等 92.5%、また、北海道開発局では本局 99.7%、事務所等 100% となっている。

図表4 庁費等に係る支払の会計別等の状況(平成19年度)

上段：支払金額(単位：千円)
下段：割合(単位：%)

区分 検査対象の組織		一般会計		特別会計		合計	
			うち庁費的 経費		うち庁費的 経費		うち庁費的 経費
本省		26,371,118 (55.3)	406,822 【1.5】	21,336,837 (44.7)	2,093,999 【9.8】	47,707,956 <33.5>	2,500,822 【5.2】
地方整備局	本局	11,800,805 (41.2)	2,037,935 【17.3】	16,810,067 (58.8)	14,223,768 【84.6】	28,610,873 <20.1>	16,261,704 【56.8】
	事務所等	791,145 (3.5)	625,614 【79.1】	21,701,682 (96.5)	20,079,643 【92.5】	22,492,827 <15.8>	20,705,258 【92.1】
	計	12,591,950 (24.6)	2,663,550 【21.2】	38,511,750 (75.4)	34,303,412 【89.1】	51,103,700 <35.9>	36,966,962 【72.3】
北海道開発局	本局	624,119 (31.8)	36,203 【5.8】	1,335,553 (68.2)	1,331,610 【99.7】	1,959,673 <1.4>	1,367,814 【69.8】
	事務所等	307,970 (11.3)	86,753 【28.2】	2,409,580 (88.7)	2,409,580 【100.0】	2,717,551 <1.9>	2,496,333 【91.9】
	計	932,090 (19.9)	122,957 【13.2】	3,745,133 (80.1)	3,741,191 【99.9】	4,677,224 <3.3>	3,864,148 【82.6】
地方運輸局等		2,029,255 (63.5)	— 【—】	1,165,091 (36.5)	— 【—】	3,194,346 <2.2>	— 【—】
地方航空局		34,675 (0.1)	— 【—】	33,808,252 (99.9)	219,081 【0.6】	33,842,927 <23.8>	219,081 【0.6】
航空交通管制部		— (—)	— 【—】	1,900,675 (100.0)	9,211 【0.5】	1,900,675 <1.3>	9,211 【0.5】
計		41,959,091 (29.5)	3,193,330 【7.6】	100,467,740 (70.5)	40,366,896 【40.2】	142,426,831 <100>	43,560,226 【30.6】

注(1) 一般会計、特別会計の()書きは、合計に対する割合である。

注(2) うち庁費的経費の【 】書きは、一般会計、特別会計及び合計に対する割合である。

注(3) 合計の< >書きは、計に占める割合である。

(イ) 文書事務に共通的に使用される経費の計上区分及び執行

a 18、19 両年度で文書事務に共通的に使用される電子複写用紙及びトナーカートリッジに係る経費(以下、これらの経費を「文書事務経費」という。)をみると、地方整備局及び北海道開発局については、特別会計の計上割合が比較的高くなっている。その特別会計の内訳は、公共事業関係費である治水、道路整備、港湾整備各特別会計からの支払が多くなっている。また、一般会計及び特別会計の計上割合や特別会計別の計上割合は区々となっていて、合理的な計上区分は見いだせない。

さらに、一般会計には予算書上「一般行政に必要な経費」として事項整理されている予算科目があるものの、文書事務経費にほとんど充てられておらず、ほとんどの支払が特別会計から行われている事態も見受けられた。

b 09 庁費と庁費的経費の計上区分をみると、文書事務経費に対して特別会計の庁費的経費からの支払が多くなっているのは、地方整備局及び北海道開発局となっている。地方整備局及び北海道開発局では、事務所等の方が庁費的経費の計上割合が高くなっていて、事務所等はほとんどが特別会計の庁費的経費からの支払となっている。また、同種の事業を行っている組織であっても庁費的経費の計上割合が大きく異なっていたり、大半が庁費的経費からの支払となっていたりして、真に工事等に必要なものだけに限定されているのか確認できない事態も見受けられた。

(ウ) タクシー使用金額の計上区分及び執行

19年度のタクシー使用金額の計上区分をみると、職員の基本給を支出する会計(以下「所属会計」という。)とタクシー使用金額を支出した会計との関係については、大臣官房ほか11局(自動車交通局及び航空局を除く。)の職員の所属会計はすべて一般会計となっているのに対し、このうち、大臣官房、河川局及び港湾局においては、一般会計のほかに特別会計からもタクシー使用金額を支出している。

なお、本省においては、20年6月以降タクシー乗車券の使用を取りやめて職員による立替払としていて、8月以降は、タクシー使用金額はすべて当該使用職員の所属会計から支出している。

(エ) 前渡資金の交付及び金券類の管理

前渡資金の交付をみると、庁中常用の雑費について、手持ち限度額を上回る額の前渡資金の交付を受けている事態が見受けられた。また、金券類の管理をみると、年度末における保有相当額が支払金額以上となっているなどの事態が見受けられた。

(オ) 厚生労働省における計上区分及び執行の状況

a 厚労省庁費及び人件費の計上区分及び執行

厚生労働本省における19年度の厚労省庁費の支出済歳出額計1322億円の会計別の計上割合は一般会計53.6%、労働特会46.3%となっている。これに対して、人件費の支出済歳出額計266億円の会計別の計上割合は一般会計92.4%、労働特会7.5%となっている。

また、47労働局における19年度の厚労省庁費の支出済歳出額計436億円の会計別の計上割合は一般会計5.7%、労働特会94.2%となっている。これに対して、人件費の支出済歳出額計1493億円の会計別の計上割合は一般会計58.3%、労働特会41.6%となっている。

b タクシー使用金額の計上区分及び執行

厚生労働本省における19年度の厚労省庁費のうち、所属会計が労働特会である職員がいる課室及び労働特会の職員はいないが労働特会のタクシー乗車券を使用した課室において深夜帰宅用として使用されたタクシー乗車券の使用金額等について所属会計とタクシー使用金額を支出した会計との関係をみると、職員の所属会計と異なる会計からタクシー使用金額を支出しているものが大半の課室において見受けられ、使用金額計1億7480万円の32.9%を占めている。

このような状況となっている理由について、厚生労働本省は、一般会計と労働特会の業務が混在していて両業務を区分することが実務的に難しいことから、各課室

の業務内容等を勘案し、支出する会計を課室単位ごとに特定するなどしてタクシー使用金額を支出してきたためとしている。

なお、厚生労働本省は、合理的な根拠もなく職員の所属会計と異なる会計からタクシー使用金額を支出しているとの誤解を避けるためとして、20年12月までに、タクシー使用金額は、タクシー乗車券を使用する職員の所属会計から支出するよう方針を変更している。

一方、労働局においては、タクシー乗車券の使用実績はない。

c 超過勤務手当の計上区分及び執行

厚生労働本省において、前記のタクシー乗車券を使用している課室に在籍する職員に対する19年度の超過勤務手当の支出をみると、職員の所属会計と異なる会計から超過勤務手当を支出しているものが多数の課室において見受けられ、支出額計8億7799万円の6.7%を占めている。

このような状況となっている理由について、厚生労働本省は、一般会計と労働特会の業務が混在していて両業務を区分することが実務的に難しいことから、予算の状況等を勘案し、所属会計と異なる会計から超過勤務手当を支出する場合があったためとしている。

なお、厚生労働本省は、タクシー使用金額の支出と同様の理由で、20年9月から職員への超過勤務手当は、当該職員の所属会計から支出するよう方針を変更している。

また、47労働局において、19年度の超過勤務手当の支出をみると、職員の所属会計と異なる会計から超過勤務手当を支出しているものが47労働局すべてにおいて見受けられ、支出額計59億5605万円の16.9%を占めている。

このような状況となっている理由について、各労働局は、厚生労働本省と同様であるとしており、超過勤務手当を支出する会計について、21年4月に厚生労働本省と同様の取扱いとしている。

d 共通経費の計上区分及び執行

厚生労働本省及び47労働局の庁舎においては、一般会計と労働特会の業務が行われているため、厚労省庁費のうち光熱水料、庁舎維持管理費等は両会計の業務に係る共通の経費(以下「共通経費」という。)となる。そこで、共通経費の計上区分についてみたところ、次のとおりとなっている。

厚生労働本省における主な共通経費について、一般会計と労働特会の負担をみると、両所属会計の予算定員割合によるとしていたり、過去の会計別の実績によるとしていたりなどしている。

一方、47労働局における主な共通経費についてみると、労働特会のみから支出している経費が各労働局で相当数あり、特に、庁舎警備に要する経費については43労働局、水道料金については37労働局がそれぞれ労働特会のみから支出している状況となっている。また、3労働局は調査したすべての共通経費について労働特会のみから支出している。

このように、両会計で負担すべき経費について労働特会のみから支出するなど、労働局における計上区分が合理的とは認められない事態が見受けられた。

3 検査の結果に対する所見

昨今の厳しい財政状況の下で、我が国の行政は、改めて納税者の視点に立って無駄を省き、効率化を進めることが求められている。

国土交通省においても、16年度に「国土交通省行政効率化推進計画」を、18年度に「随意契約見直し計画」を定めるなど、効率化等を図ることとしてきたが、19年度中の道路整備特別会計における暫定税率の延長などに関連して、改めて道路関係業務の執行の在り方、ひいては特別会計の支出について、国会を始め各方面で様々な議論がなされた。

庁費等については、行政コストの中でも行政の基本的な活動の基礎となる継続的な経費であることから、当該コストをより経済的、効率的なものとするには行政の効率化を進めていく上で最も基本的な課題であるが、継続的な支出であるが故に、安易に前例を踏襲しがちで、新たな視点からの提案を内部から提起しにくい側面もある。国土交通省においては、「道路関係業務の執行のあり方改革本部」の最終報告書等に基づいて、行政全般について各種の方策を実施している。また、21年度歳出予算では、真に工事等に関連した執行となるよう、庁費の経費から事務費関係の庁費等へ予算の組換えを行っているが、更に次のような点に留意することにより、経済的、効率的な庁費等の執行に努める必要がある。

ア 今後とも契約方式の見直しに努め、一般競争契約の実施に当たっては、公正性、競争性等の確保に配慮して、必要以上に応札者の範囲を制限しないように入札参加資格要件を定めるとともに、競争入札への参加や企画競争への提案書の提出を希望する者に業務内容等について正確な情報を提供できるよう努める。

イ 年間の使用量の多い事務用消耗品の購入に当たっては、個別に少額随契を行うことなく、単価契約による一括化を行うことにより、一般競争契約への移行に努める。契約発注単位の設定では、集約化により経済的かつ効率的な発注となるよう十分配慮する。業務の実施に当たっては、業務範囲の設定や業務の実施方法について財政状況等も考慮して継続の可否の検討や内容の見直し等に努める。また、購入品の仕様を経済的なものとするとともに、電話利用契約のうち、固定電話発携帯電話着の通話についても経済的な料金プランの利用に努める。積算基準等が整備されておらず参考見積りを基に予定価格を決定する場合は、市場価格を適切に反映した予定価格とするため、参考見積りの徴取先は原則として複数とし、特定の相手方に偏らないように配慮する。

ウ 企画競争等を経ない随意契約から一般競争契約や企画随契等へ移行した契約についても、所管公益法人との契約に多く見られるような応札(応募)者がこれまでの契約相手方のみの契約とならないよう、入札参加資格要件の設定、契約内容の明示や発注単位の設定等、契約内容を検討するなどして、競争性の確保に努める。また、一般競争契約以外の契約を適用する場合、契約相手方の決定に当たっては、特に客観性の確保に配慮して合理的なものとなるように努める。

エ 談合を行っていたとされた車両管理業務については、国土交通省では、20年8月以降に入札手続を開始する契約から違約金条項を付すこととしている。談合を行っていたとされた契約は、20年7月以前の契約であり、早急に談合等により生じた損害額の調査を行い、損害賠償請求権に係る時効が3年であることなども念頭に置きつつ、早期の損害回復に努める。さらに、入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずる。

オ 庁費等の支払に当たっては、特別会計の設置目的、事業に沿った合理的な計上区分を行い、工事等との関連性等について第三者の理解が得やすい明確な内容とするよう努める。前渡資金の交付に当たっては、定められた経費が手持ち限度額の範囲で交付されるよう資金管理を徹底するとともに、金券類については使用状況等を十分勘案した上で適切な購入を行い、多額の金額に相当する金券類を常時保有することのないよう適切な管理を行う。

また、厚生労働省については、一般会計と労働特会間における労働局の共通経費の計上区分を合理的なものとなるよう、両会計の適切な負担について検討する必要がある。

そして、本院としては、今後とも、庁費等の予算執行において、契約の公正性、競争性及び透明性の確保に向けた取組が着実に行われ、庁費等の支出が適正なものとなっているかなどについて、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

第2 独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について

要請を受諾した年月日	平成19年6月12日
検査の対象	全独立行政法人100法人
検査の内容	上記の独立行政法人についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成21年9月18日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成19年6月11日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月12日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項
(一) 検査の対象
全独立行政法人
(二) 検査の内容
独立行政法人についての次の各事項
① 業務及び財務の状況
② 各独立行政法人における契約制度、落札率等入札、契約の状況

(2) 平成17年度決算審査措置要求決議の内容

参議院決算委員会は、19年6月11日に検査を要請する旨の上記の決議を行っているが、同日に「平成17年度決算審査措置要求決議」を行っている。

このうち、上記検査の要請に関する項目の内容は、次のとおりである。

1 特殊法人の独立行政法人化等に係る会計処理の透明性の向上について
特殊法人が独立行政法人や株式会社に移行するに当たり、会計基準の変更に伴い発生した欠損金等について、法律に基づき、国からの出資金や貸付金を減少させるなどの会計上の処理が行われることがあるが、その結果として減少した国の資産の額は必ずしも明らかにはなっていない。また、特殊法人等の独立行政法人化により、運営費交付金の使途などに関する国会における財政統制が困難になっている。
政府は、特殊法人の独立行政法人化等に伴い減少した国の資産の額及び減少した理由について法人別に明確にし、説明責任を果たすべきである。また、政策金融機関の整理・統合に当たっては、会計基準の変更に伴い発生する欠損金を国の資産により手当てすることに慎重であるべきであり、今後、これら欠損金について措置を講じた場合は、その内容を本委員会に報告すべきである。さらに、独立行政法人化により無償譲渡され

た政府資産の処分状況を始め、運営費交付金の使途及び剰余金の状況等については、その内容を厳しく精査し、情報公開に努めるべきである。

2 独立行政法人の業務発注に係る契約方式及び事務事業の見直しについて

独立行政法人の業務発注に係る契約方式に関して、随意契約の限度額を国の基準よりも高く設定している法人が数多く見られるほか、一般競争入札方式でありながら落札率100%で発注している例も散見される。

また、関連法人への天下りが多数に上るほか、それらの関連法人に対し、随意契約で業務を発注している実態が明らかになっている。

政府は、101独立行政法人すべてを対象に見直しを行い、年内を目途に整理合理化計画を策定することとしているが、このような状況にかんがみ、その業務発注に係る契約方式及び事務事業について徹底した調査、見直しを行うべきである。

(3) 20年次の会計検査の実施状況

前記の要請により、20年3月末現在の全独立行政法人102法人を対象として、20年次に実施した会計検査の結果は、「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況に関する会計検査の結果について」の報告書として取りまとめ、20年11月7日に、会計検査院長から参議院議長に対して報告した(以下、この報告を「20年報告」という)。

20年報告の検査の結果に対する所見において、本院としては、各独立行政法人が策定した随意契約見直し計画に基づく個別の随意契約の見直し状況に係る検証を中心に引き続き検査を実施して、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとした。

(4) 21年次の検査における検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、21年次において、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、20年報告の検査の結果に対する所見において引き続き検査を実施することとした、各独立行政法人が策定した随意契約見直し計画に基づく個別の随意契約の見直し状況に係る検証を中心に、契約事務が適切に行われて、公正性、競争性及び透明性が確保されているかなどに着眼して検査を実施した。上記の検査に当たっては、20年報告において入札及び契約の状況について記述した各項目について、その改善又は変化の状況を踏まえつつ実施する必要があることから、各項目のフォローアップ検査も併せて実施した。

検査は、21年3月末現在における全独立行政法人100法人を対象とした。そして、検査の実施に当たっては、入札、契約の状況について本院が作成及び提出を求めた調書等を在庁して分析するとともに、全独立行政法人に対する会計実地検査を行った。

2 検査の結果

(1) 独立行政法人の契約制度の状況

独立行政法人の契約事務は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)等において、競争入札等の契約に関する基本的な事項を業務方法書に定めて主務大臣の認可を受けること及び会計に関する事項について規程(以下「会計規程」という。)を定めて主務大臣に届け出ることが規定されている。そして、独立行政法人の中には、このほか、会計規程に基づくなどして、契約事務に関する細則、要領等を独自に定めているものもある。また、独立行政法人の会計は、国の会計制度とは異なり予算の単年度主義の制約はなく、複数年にわ

たる契約(以下「複数年契約」という。)を締結することが可能であるなど、独立行政法人の契約制度は、国の制度と相違するだけでなく、法人間でも一律な制度とはなっていない。

20年報告(20年4月1日現在)では、上記を踏まえて、各独立行政法人の一般競争契約における公告の方法、随意契約の基準、予定価格の作成等に関して留意することが必要な事項等を報告したが、その改善状況等をみるため、検査対象法人100法人について、21年4月1日現在の契約制度の状況を調査、分析した。

ア 競争契約

(ア) 公告の方法

20年4月1日現在において、公告の方法に関して明確に会計規程等に規定していない法人が4法人、公告期間の下限が国の基準を下回っている法人が45法人あったが、21年4月1日現在では、これらすべての法人が国の基準に準じて規定の整備、見直しを行っている。

(イ) 指名競争契約の基準の設定状況

20年4月1日現在において、予定価格が少額であることにより指名競争契約によることができるかとされる金額の限度額(以下「指名競争契約限度額」という。)を具体的に定めていなかった法人(1法人)は、21年4月1日現在では具体的に定めている。また、指名競争契約限度額を国の金額基準より高額に設定していた法人(11法人)のうち、10法人は国の金額基準に準じて見直しているが、残る1法人は引き続き国の金額基準を上回っている。

イ 随意契約の基準の設定状況

20年4月1日現在において、随意契約要件が具体的に定められていない条項(以下「包括的随契条項」という。)や公益法人であることのみをもって随意契約を行うことができるとする条項(以下「公益法人随契条項」という。)を設定していた法人の多くは、21年4月1日現在では、会計規程等の改正を行って、これらの規定を廃止するなどしており、包括的随契条項を設定している法人は20年4月1日現在の53法人から7法人に、公益法人随契条項を設定している法人は11法人から2法人にそれぞれ減少している。

ウ 随意契約における競争性及び透明性の確保

企画競争は、契約の内容によっては価格による競争を実施することが困難な場合において、複数の業者から企画書等を提出させるなどして、その内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定する手続であり、選定した者を契約相手方として随意契約(以下、このような随意契約を「企画随契」という。)が締結されることになる。また、公募は、特殊な技術又は設備等が不可欠な契約において、必要な技術又は設備等をホームページ等で具体的に明らかにした上で、参加者を募る手続であり、ほかに履行可能な者がいないか確認するために行われるものである。そして、要件を満たす応募者が複数の場合は一般競争入札又は企画競争が行われることになる。

(ア) 企画競争

21年4月1日現在で企画競争を導入している法人は、20年4月1日現在の92法人から95法人に増加しており、このうち、企画競争の実施方法に関する要領、マニュアル等を作成済みであるとする法人は、37法人から70法人に増加している。

(イ) 公募

21年4月1日現在で公募を導入している法人は、20年4月1日現在の70法人から85法人に増加しており、このうち、公募の実施方法に係る要領、マニュアル等を作成済みであるとする法人は、26法人から61法人に増加している。

エ 予定価格の作成

20年4月1日現在で、原則として予定価格を作成しなければならない旨を会計規程等で明確に規定していなかった3法人は、21年4月1日現在では、いずれもその旨を会計規程等で明確に規定している。

また、21年4月1日現在で予定価格の作成の省略に関する取扱いを会計規程等に定めている法人は、20年4月1日現在の94法人から98法人に増加しているが、この中には、省略する理由や対象範囲が明確でなく、その妥当性に疑義がある要件を定めている法人が18法人見受けられる。また、予定価格の作成の省略に係る金額基準について、国の金額基準よりも高額に設定している法人は、20年4月1日現在の36法人から1法人にまで減少している(同法人は、21年6月に国の金額基準に準じて見直している。)

(2) 落札率等の状況を含む入札及び契約全般の状況

ア 独立行政法人における契約全体の状況とその変化

全独立行政法人の国内のすべての事務所等において締結された支出原因契約(国において少額随契が認められる予定価格以下の契約等は除く。以下「対象契約」という。)は、19年度は件数で9.6万件、支払金額で1.9兆円、20年度(12月まで)は件数で6.9万件、支払金額で0.8兆円(20年12月までに支払われた金額。以下同じ。)となっている。このうち、20年度(12月まで)を前年度同期(19年度(12月まで)分。以下同じ。)と比較すると、件数で7.5%、支払金額で1.8%減少している。

イ 契約方式の状況とその変化

20年度(12月まで)の対象契約について契約方式の状況をみると、随意契約が件数で57.2%(うち企画競争又は公募を経ない随意契約(不落・不調随契^(注1)を除く。以下「企画・公募を経ない随契」という。))36.2%、支払金額で67.9%(同48.0%)、競争契約が件数で42.7%、支払金額で32.0%となっていて、前年度同期と比較すると、随意契約については、件数割合で17.2ポイント(うち企画・公募を経ない随契28.6ポイント)、支払金額割合で7.2ポイント(同16.5ポイント)低下しているものの、件数、支払金額共に依然として随意契約が競争契約を上回っていて、競争性及び経済性の面でまだ十分ではない状況となっている。

20年度(12月まで)の対象契約について競争契約の応札者数の状況をみると、応札者が1者のみのもの(以下「1者応札」という。)の割合は件数で42.4%(一般競争契約では48.1%)、支払金額で34.7%(同39.0%)に上っていて、前年度同期と比較すると、件数割合で7.1ポイント、支払金額割合で6.8ポイント上昇している。

(注1) 不落・不調随契 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときや、落札者が契約を結ばないときに、随意契約によったものをいう。

ウ 落札率等の状況とその変化

契約金額の予定価格に対する比率である落札率は、予定価格の妥当性や契約方式の特

性等から、その高低だけをもって一律に評価できない面はあるものの、契約の競争性や契約金額の経済性等を評価する際の指標の一つと考えられる。

20年度(12月まで)の対象契約について契約方式別に平均落札率の状況をみると、競争契約が89.3%であるのに対して、随意契約は97.5%と8.2ポイント高くなっている。また、落札率が99%以上の契約が占める件数割合は、競争契約では30.2%となっているのに対して、随意契約では76.4%となっている。

さらに、競争契約について応札者数と平均落札率の関係をみると、1者応札の平均落札率(95.7%)は、応札者が複数であるもの(以下「複数応札」という。)の平均落札率(84.0%)を11.7ポイント上回っているなど、競争契約であっても1者応札については、実質的な競争性を確保しにくい状況となっている。

エ 一般競争契約の入札に係る手続の実施状況

公告の方法、入札の参加に必要な資格、条件等(以下「入札参加要件」という。)の設定及び契約の条件、仕様等を示すための入札説明書、仕様書、設計書等(以下「入札説明書等」という。)の作成等一般競争契約の入札に係る手続の実施状況について、一般競争契約を抽出して検査したところ、公告の周知期間や見積期間の確保が十分でなかったり、入札参加要件が制限的なものとなっていたり、仕様書等の内容が明確になっていなかったりなどして、競争性、公正性等の確保に関して検討すべきであったと認められる事態が見受けられた。

(3) 随意契約の実施状況及び随意契約とした理由の妥当性

ア 随意契約の実施状況とその変化

対象契約のうち20年度(12月まで)の随意契約の件数と支払金額は、39,863件、5565億円となっており、前年度同期と比較すると、件数で28.9%、支払金額で11.2%減少している。このうち、企画・公募を経ない随契は、件数で48.2%、支払金額で27.0%の大幅な減少となっている。

上記の随意契約のうち、予定価格の作成を省略しているものの件数と割合をみると、11,679件、29.2%となっていて、前年度同期と比較すると、19,591件、26.5ポイントと大きく減少又は低下している。

また、予定価格の作成を省略している契約のうち、各法人の会計規程等の定めに基づいて予定価格の作成を省略しているものの件数は、7,749件(66.3%)となっていて、前年度同期と比較して14,406件減少している。一方、会計規程等では予定価格の作成を省略できるとされていなのに、これを省略している契約も3,917件見受けられた。

イ 企画競争の実施状況

対象契約のうち20年度(12月まで)の企画随契の件数と支払金額は、9,892件、1236億円となっており、これを前年度同期と比較すると、件数では77.3%、支払金額では92.2%増加している。

企画随契についても、競争契約と同様、より多くの事業者が企画競争に参加して、優れた提案が得られるよう適切な競争が行われることが重要である。対象契約のうち20年度(12月まで)の企画随契について企画競争への応募者数の状況を件数割合でみると、応募者が1者のみ(以下「1者応募」という。)の契約は28.2%となっていて、前年度

同期と比較すると、10.5ポイント低下しているものの、依然として高い割合となっていて、企画競争において複数の事業者の中から優れた企画を提案した者を選定する手続の実効性を確保しにくい状況となっている。

参加者の募集方法、企画競争の参加に必要な資格、条件等(以下「企画競争参加要件」という。)の設定及び企画競争に関する説明書、仕様書等(以下「企画競争説明書等」という。)の作成等の契約手続並びに企画書等の審査手続等の企画競争に係る手続の実施状況について検査したところ、企画競争参加要件を必要以上に限定していたり、審査に当たっての評価方法が具体的でなかったり、審査を行っている外部有識者に契約の利害関係者が含まれていたりなどして、競争性、公正性及び透明性の確保に関して検討すべきであったと認められる事態が見受けられた。

ウ 公募の実施状況

対象契約のうち20年度(12月まで)の公募を経た随意契約(企画随契を除く。)の件数、支払金額は、3,047件、245億円となっており、これを前年度同期と比較すると、件数で362.3%、支払金額で76.7%と大幅に増加している。

参加者の募集方法、公募の参加に必要な資格、条件等(以下「公募参加要件」という。)の設定及び公募の公示や公募に関する説明書、仕様書等(以下「公募説明書等」という。)の作成等の公募に係る手続の実施状況について検査したところ、公募において契約予定相手方名を表示しているなど、競争性、公正性及び透明性の確保に関して検討すべきであったと認められる事態が見受けられた。

エ 随意契約見直し計画に基づいて適正化を進めることとされている契約の見直し状況

随意契約見直し計画策定後の20年1月から12月までの間において締結された契約のうち、各独立行政法人が同計画において点検の対象とした18年度の随意契約(以下「点検対象随意契約」という。)の後継契約であるなど、点検対象随意契約と対応することが各法人から提出された調書により把握できた18,318件(不落・不調随契を除く。)について、各独立行政法人が講じた見直し措置の状況をみると、より競争性の高い契約方式に移行したものは、8,279件ある。

この8,279件のうち、競争契約に移行した6,279件の応札者数については、1者応札が56.2%の3,535件あり、20年度(12月まで)の競争契約に占める1者応札の割合42.4%と比較すると、13.8ポイント高くなっている。また、平均落札率は、複数応札が86.6%であるのに対して、1者応札は95.5%と8.9ポイント高くなっている。

さらに、契約相手方の異同の状況をみると、1者応札となっている契約の82.7%の2,926件が、従前の随意契約と同一の契約相手方となっていて、契約相手方の固定化の割合が高くなっていて、十分に競争の効果が発揮されているとはいえない状況にある。

オ 20年報告に掲記した個別の事態の見直し状況等

20年報告で随意契約とした理由の妥当性に関して検討すべきであったと認められた個別の事態955件について、20年度末現在で当局が講じた見直し状況をみると、「措置済み」が607件ある一方、「措置未済」も76件残っている。

「措置未済」の76件は、移行手続に相当の期間を必要とするとして20年度も引き続き随意契約を行っているものなどであるが、これらの中には、20年報告では競争契約等に移行したことから「措置済み」としたものについて、21年次の本院の検査により、そ

の後、再び随意契約を行っていることが判明したため、「措置未済」としたものも3件含まれている。

(4) 公益法人等に対する随意契約の実施状況及び公益法人等による再委託の状況

ア 公益法人等を契約相手方とする契約の実施状況とその変化

20年度(12月まで)の対象契約のうち公益法人等を契約相手方とする契約の契約方式は、随意契約の割合が件数で79.7%、支払金額で90.3%となっている。これを前年度同期と比較すると、件数割合で11.0ポイント、支払金額割合で2.4ポイント低下している。また、企画・公募を経ない随契の割合は、件数で44.0%、支払金額で49.4%となっていて、前年度同期と比較すると、件数割合で28.8ポイント、支払金額割合で33.3ポイント低下している。

しかし、競争契約における応札者数の状況についてみると、公益法人等が契約相手方となっている場合の1者応札の件数割合は、前年度同期と比較すると0.1ポイント低下しているものの、69.4%と著しく高くなっていて、競争契約全体の1者応札の件数割合より27.0ポイント高くなっている。また、企画随契における応募者数についてみると、公益法人等が契約相手方となっている場合の1者応募の件数割合は、前年度同期と比較すると1.2ポイント低下しているものの、55.7%と高くなっていて、企画随契全体の1者応募の件数割合より27.5ポイント高くなっている。

イ 契約相手方とした公益法人等による再委託の状況

対象契約のうち、契約相手方が公益法人等で予定価格が300万円を超える随意契約(以下「再委託調査対象契約」という。)について、再委託の状況をみると、次のとおりとなっている。

(ア) 再委託に関する契約条項の状況

20年度(12月まで)の再委託調査対象契約2,266件について、契約書、仕様書等の条項(以下「契約条項」という。)における再委託の規定状況をみると、一定の条件を付して再委託を認めている「条件付認容」が81.8%、「禁止」が6.5%となっている。一方、「定めなし」としているものは231件(10.1%)あり、前年度同期と比較して減少しているものの、なお多数ある。

(イ) 再委託の実施状況

再委託調査対象契約のうち、独立行政法人の支払と再委託に係る公益法人等の支払が共に完了している19年度分の契約について再委託の実施状況をみると、再委託が行われている契約(元契約)は、件数で15.5%、支払金額で45.8%となっている。次に、19年度の元契約のうち再委託支払金額が判明している400件について、再委託率(元契約に係る独立行政法人の支払金額に占める再委託支払金額の割合をいう。以下同じ。)の状況をみると、再委託率が50%以上となっている契約の割合は件数で44.5%、支払金額で45.4%となっており、このうち再委託率が90%以上となっているものは件数で6.5%、支払金額で1.4%となっている。

(5) 契約の適正化及び透明性の向上に向けた取組の状況

ア 契約の適正化に向けた審査、監視体制の状況

(ア) 内部監査における随意契約の妥当性の検証の状況

20年度の内部監査において、随意契約の妥当性の検証に係る項目を監査項目とし

て設定しているとする法人は、100 法人中 69 法人となっている。

(イ) 監事による入札及び契約の適正な実施に関する監査の実施状況

20 年度における監事監査の実施状況をみると、入札及び契約の適正な実施状況に関する監査は、99 法人が実施しているとしており、このうち、随意契約の適正化を含めた入札及び契約の適正な実施状況を監査項目として設定しているとする法人は、92 法人となっている。

イ 契約に係る情報の公表状況

各独立行政法人における契約情報の公表状況(21 年 4 月 1 日現在)をみると、20 年報告における調査結果と同様で、ほとんどの法人においては、おおむね適切に公表されている。

(6) 主な随意契約先及び再委託先における発注元独立行政法人退職者等の再就職者数

ア 随契先公益法人等への発注元独立行政法人退職者の再就職者の状況

100 法人の随意契約の相手方となっている公益法人等(以下「随契先公益法人等」という。)の数は 1,157 法人であり、これらの法人のうち、21 年 4 月 1 日現在において発注元独立行政法人退職者の再就職者^(注2)が在籍している法人数は、122 法人(随契先公益法人等の 10.5%)となっていて、20 年報告の 129 法人(同 9.9%)に比べて減少している。そして、発注元独立行政法人退職者の再就職者数は、644 人(うち国家公務員出身者は 113 人)、1 法人当たり平均 5.2 人となっていて、20 年報告の 827 人(同 114 人)、1 法人当たり平均 6.4 人から減少している。

(注2) 発注元独立行政法人退職者の再就職者 随意契約を発注した独立行政法人に常勤の役員又は職員として職務に従事した者で、当該独立行政法人を退職して、随契先公益法人等(次項のウにおいては、随契先民間企業等)に再就職した者をいい、人事交流による出向等は含まない。

イ 随契先公益法人等への再就職者と当該公益法人等との随意契約等の状況

随契先公益法人等(延べ 1,574 法人)について、20 年 4 月 1 日又は 21 年 4 月 1 日現在で発注元独立行政法人退職者の再就職者が在籍しているもの(延べ 129 法人、128 法人)と在籍していないもの(延べ 1,445 法人、1,441 法人)とに区分して、それぞれ当該独立行政法人との随意契約の状況について、1 法人当たりの随意契約の件数及び支払金額をみると次表のとおりである。

表 再就職者の在籍の有無別にみた随契先公益法人等との随意契約の状況

(単位：法人、件、百万円)

区 分	随意契約が締結された年度	法人数 (A)	件 数		支払金額	
			随意契約 (B)	1 法人当たり随 意契約件数 (B)/(A)	随意契約 (C)	1 法人当たり随 意契約支払金額 (C)/(A)
再就職者 在籍有り	平成 19 年度	123	1,980	16.0	141,804	1,152
	20 年度(12 月まで)	92	1,243	13.5	72,731	790
	計	129	3,223	24.9	214,536	1,663
再就職者 在籍無し	19 年度	1,276	2,511	1.9	58,764	46
	20 年度(12 月まで)	868	1,622	1.8	24,924	28
	計	1,446	4,133	2.8	83,688	57

(注) 「法人数」の「計」は、平成 19 年度又は 20 年度(12 月まで)において、随意契約の相手方となっている公益法人等の数であり、19 年度と 20 年度(12 月まで)の法人数の単純合計とは一致しない。

このように、19年度及び20年度(12月まで)の状況をみると、発注元独立行政法人退職者の再就職者が在籍している随契先公益法人等の方が、在籍していない随契先公益法人等に比べて、1法人当たりの随意契約件数や支払金額が多くなっている。

ウ 主な随契先民間企業等への発注元独立行政法人退職者の再就職者の状況

主な随契先民間企業等として、独立行政法人ごとに、19年度における随意契約に係る支払金額又は契約金額の合計額が多い法人(合計額が1000万円以下の法人等を除く。)上位30法人に該当する計1,219法人について、21年4月1日現在における発注元独立行政法人退職者の再就職者の状況をみると、再就職者が在籍しているのは92法人(調査対象法人の7.5%)、在籍無しは1,143法人、発注元独立行政法人より調査困難等の回答があったものは21法人となっている。そして、再就職者数は353人(うち役員は92人)、このうち国家公務員出身者は62人となっている。また、1法人当たりの再就職者数は平均3.8人となっており、随契先公益法人等への再就職者数の平均(21年4月1日現在で5.2人)を下回っている。そして、20年報告の19年4月1日現在の状況と比べて、再就職者が在籍している法人数の増減はないものの、再就職者数は42人減少している。

3 検査の結果に対する所見

独立行政法人の運営には、運営費交付金を始めとする多額の財政支出が充てられているが、現下の財政事情が極めて厳しい状況にあることにかんがみると、各独立行政法人は、業務運営の徹底した効率化等を図ることが必要になっている。

このような中で、各独立行政法人は、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)や随意契約見直し計画等に基づき、国の取組に準じて、随意契約の見直しを含む契約の適正化に取り組んでいる。

そして、随意契約見直し計画に基づく個別の随意契約の見直し状況を検証したところ、より競争性の高い契約方式に移行したものが相当数あるものの、十分に競争の効果が発揮されているとはいえない状況にあたり、競争性等の確保に関して検討すべきであったと認められる事態が見受けられたりしていた。

したがって、各独立行政法人においては、随意契約見直し計画に基づき適正化を進めることとされている契約の見直しについて、競争性等の確保に十分留意しつつ着実に実施するとともに、入札及び契約の公正性、競争性及び透明性の更なる向上を図るため、次の点に留意することが必要である。

(1) 独立行政法人の契約制度について

ア 随意契約の基準において、包括的随契条項又は公益法人随契条項を設定している場合や、予定価格の作成の省略に関する取扱いについて、予定価格の作成を省略する理由や対象範囲が明確でない要件を設定している場合は、し意的な運用を排除するため、各法人の業務の特性等を踏まえて、業務運営上真にやむを得ないと認められるものに限ることとし、これらに係る基準をできる限り明確かつ具体的に定める。

イ 総合評価方式、企画競争、公募、複数年契約等のように、契約の適正化及び透明性の向上に効果があると認められる取組については、積極的に活用を図るとともに、実施に当たっては、適正な執行を確保するため、要領、マニュアル等の整備を行う。

(2) 入札及び契約全般における競争性の確保について

ア 引き続き随意契約が行われているもののうち、真に随意契約によらざるを得ないと認められるもの以外は、発注する業務の内容を仕様書等において具体的に定めるなどして早急に総合評価方式を含む競争契約への移行を図る。また、業務の内容を具体的に仕様として明示することが困難な場合に限って企画随契への移行を検討することとし、競争契約が可能なものを企画随契としないよう留意する。さらに、従来、特殊な技術、設備等が不可欠であるとして、発注者の判断により、特定の者と契約していたものについても、ほかに履行可能な者がいないかを確認するため、適切に公募を実施する。

イ 一般競争入札の実施に当たっては、①公告は、事業者等に等しく周知できるような方法により十分な周知期間及び見積期間を確保して行うこと、②入札参加要件は、参加者の範囲が過度に制限されることのないよう、契約の確実な履行を確保する上で必要最小限のものに限定して明確に設定すること、③入札説明書等は、特定の事業者等に有利とならないように中立的な内容とするとともに、受注の可否の判断や入札金額の見積りに必要な情報について具体的かつ明確に示すことなどにより、より多くの事業者に入札への参加機会を与えるとともに、新規の事業者の参加を阻害しないようにして、実質的な競争性の確保に努める。

ウ 企画競争の実施に当たっては、募集の方法、企画競争参加要件の設定、企画競争説明書等の作成等について、上記イの一般競争入札の場合と同様に適切に行って、実質的な競争性の確保に努める。また、企画競争の審査に当たっては、あらかじめ具体的に定めた複数の評価項目により採点を行うとともに、①評価項目の設定に当たっては、審査に不公平が生じたり、特定の事業者等に著しく有利となったりしないように、適切に設定すること、②評価に当たっては、提案内容が適切に評価に反映されるように具体的かつ客観的な判定基準を設定すること、③審査の際には、調達要求部門だけでなく契約担当部門も関与させたり、当該契約の利害関係者を排除したりすることなどにより、入札に係る手続と同様に、契約相手方選定の際の公正性及び透明性の確保を図る。

また、公募の実施に当たっては、参加者の募集方法、公募参加要件の設定、公募説明書等の作成等について、上記と同様に適切に行うとともに、事業者の参入意欲を阻害しないように、公募の公示や公募説明書等において、契約の確実な履行が困難となるような場合を除いて、契約予定相手方名の表示は行わないこととするなどして、手続の公正性及び透明性の一層の向上を図る。

エ 随意契約において予定価格の作成を省略するのは、業務運営上真にやむを得ない事由に該当するものに限ることとし、その場合には、会計規程等においてこれに係る基準をできる限り明確かつ具体的に定めて、これに従って適切に運用する。

(3) 公益法人等を契約相手方とする随意契約について

ア やむを得ず公益法人等を契約の相手方とした随意契約を行わざるを得ない場合においても、ほかに履行可能な者がいないかの把握等を、公募等により更に厳格に行うとともに、企画・公募を経ない随契から競争契約や企画随契等に移行する場合には、前記の(2)イ及びウと同様、実質的な競争性の確保等に努める。

イ 再委託については、契約の内容に応じて、再委託の禁止又は発注者の承認を必要とする旨の契約条項を必ず設けるとともに、特に、再委託率が高率となるものについては、

再委託の妥当性や随意契約とした理由との整合性に留意する。また、契約相手方からの再委託の届出等が確実になされるように事務手続の徹底を図るとともに、適時適切に、再委託の状況を確認するように努める。

(4) 契約の適正化及び透明性の向上に向けた取組について

随意契約の見直しを確実に実施するため、契約事務の合理化、効率化等を引き続き進めるとともに、内部監査、監事監査等における契約の適正化に向けた審査、監視体制の一層の充実に努める。また、契約の透明性の向上を図るため、契約情報を引き続き適切に公表するとともに、公表方法の一層の充実に努める。

(5) 発注元独立行政法人退職者の再就職について

発注元独立行政法人退職者の再就職者が在籍している法人を随意契約の相手方とする場合には、特に透明性の確保に留意して、随意契約とした理由の妥当性等について十分に説明責任を果たせるようにする。

本院としては、独立行政法人制度について原点に立ち返って見直すことが求められていることを踏まえて、20年報告の検査の結果に対する所見において業務及び財務について記述した事項も含め、今後とも、各独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

第3 年金記録問題について

要請を受諾した年月日	平成20年6月10日
検査の対象	厚生労働省
検査の内容	年金記録問題についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成21年10月14日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成20年6月9日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月10日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、 会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

厚生労働省

(二) 検査の内容

年金記録問題についての次の各事項

- ① 年金記録問題発生の経緯、現状等
- ② 年金記録問題への対応に係る契約の内容、予定価格の算定、履行及びその確認等の状況
- ③ 年金記録問題の再発防止に向けた体制整備の状況

(2) 平成17年度決算に関する決議における内閣に対する警告の内容

参議院は、19年6月11日に決算委員会において、平成17年度決算に関して内閣に対し警告すべきものと議決し、同月13日に本会議において内閣に対し警告することに決している。

前記の検査を要請する旨の決議は、この警告決議の翌年に行われたものであり、この警告決議のうち、前記検査の要請に関連する項目の内容は、次のとおりである。

3 社会保険庁において、国民年金、厚生年金の支給漏れにより年金給付額を訂正した件数が平成十三年度からの六年間で約二十二万件に達していることに加え、該当者不明の年金保険料納付記録の件数が約五千万件に達しているなどのずさんな記録管理が明らかになり、公的年金に対する国民の信頼を大きく失墜させたことは、極めて遺憾である。

政府は、年金給付額の誤りを防止するため、年金受給開始手続時における厳格なチェック体制の構築に努めるとともに、該当者不明の保険料納付記録の早急かつ徹底的な調査、これまでの支給漏れ実態の把握、救済策の検討等に真摯に取り組み、公的年金に対する国民の信頼回復に万全を期すべきである。

上記の警告決議に対し内閣の講じた措置については、20年1月23日に参議院決算委員会において説明が行われた。

(3) 公的年金制度の概要

我が国の公的年金制度は、昭和61年4月から、国民年金を全国民共通の基礎年金として支給して、厚生年金保険や共済年金は報酬比例の年金を支給する「基礎年金の上乗せ」と位置付けて再編成した基礎年金制度が導入された。

(4) 基礎年金番号の導入

基礎年金番号の導入前においては、厚生年金保険、国民年金等の年金記録(記号番号、氏名、性別、生年月日等の記録)はこれら各制度の保険者ごとに年金手帳等の記号番号(以下「手帳番号」という。)により管理されていた。このため、複数の手帳番号保有者については、年金の裁定(年金を受給する資格ができたときに必要となる手続をいう。以下同じ。)の際に、手帳番号ごとに年金記録を確認する必要があったことから、年金記録を正確に把握するなどのため、平成9年1月に基礎年金番号が導入された。

社会保険オンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)において管理されていた年金記録は、9年1月時点で約3億件存在していたと推定されている。このうち基礎年金番号が付番されたものは約1億0156万件であり、残りの約2億件は、一人の者が複数の手帳番号を保有していたことなどのため、基礎年金番号導入後においても各制度ごとの手帳番号により管理されている状態となっていた。

(5) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、参議院から検査要請のあった前記①から③の各事項について、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査を実施した。

- ① 年金記録問題が発生した経緯はどのようなものか、9年1月以降の基礎年金番号への統合及び統合後の事務処理等は、適正かつ迅速に実施されているか。
- ② 年金記録問題への対応に係る契約は、その内容、予定価格の算定、履行及びその確認等が会計法令等に基づき適切に実施されているか、また、経済的、効率的なものとなっているか。
- ③ 年金記録問題の再発防止に向けた体制は適切に整備されているか。

本院は、厚生労働本省、社会保険庁、社会保険業務センター及び43社会保険事務局(管内の社会保険事務所等を含む。)において、18年度から20年度までの間に計420.4人日を要して会計実地検査を行った。検査に当たっては、各種帳票等関係書類の内容を精査するとともに、担当者から説明を聴取した。また、社会保険庁に対して事業実績等に係る調書の作成を依頼し、在庁してその内容を分析するとともに、同庁から証拠書類として提出されている契約書等関係書類を検査した。

2 検査の結果

(1) 年金記録問題発生の際の経緯、現状等

ア 基礎年金番号に統合されずに管理されている約5095万件の年金記録

基礎年金番号に統合されていない年金記録は、9年1月時点で約2億件あるとされていたが、18年6月時点でも依然として約5095万件ある状況となっていた。

(ア) 年金記録の補正作業及び名寄せの実施状況

上記の約5095万件の年金記録について、基礎年金番号の年金記録との名寄せを実

施するに当たり、氏名、生年月日又は性別が収録されていない年金記録が約524万件存在していたことから、社会保険庁は、当該年金記録について払出簿等を確認の上、氏名等の補正作業を実施した。しかし、払出簿等に氏名等の記載が無いなど補正作業が困難なものが、21年2月現在で26,354件存在している状況である。

上記約524万件の補正作業後、社会保険庁は、20年3月までに、すべての年金受給者及び被保険者等の記録との名寄せを実施した。その結果、特定の基礎年金番号に結び付く可能性のある未統合記録は約1172万件であった。

(イ) ねんきん特別便等の実施状況

a 社会保険庁は、すべての年金受給者及び被保険者等約1億0873万人に年金記録を確認してもらうため、ねんきん特別便を20年10月末までに190億9372万余円の経費をかけて発送している。

(a) 上記のうち、①住所不明により返送されたものがあり、社会保険庁は住所の変更について再確認するなどした上で、約79万件を1億8466万余円で再発送している。②ねんきん特別便の作成及び発送準備業務に係る委託契約において委託業者への指示等が適切でなかったなどのため、予定どおり発送対象者に到達せず、再発送せざるを得なくなり、社会保険庁がその費用を負担して再発送した事態が約51万件、計3301万余円見受けられるなどしている。

(b) ねんきん特別便の未回答者数は、21年5月末現在で約3119万人存在している。また、名寄せの結果、基礎年金番号に結び付く可能性のある記録があるとされた年金受給者のうち約40万人が未回答者である。そこで、社会保険庁は、上記年金受給者のほか、「訂正無し」と回答した年金受給者で基礎年金番号に結び付く可能性のある記録があるとされた者の計約87万人について、電話や戸別訪問によるフォローアップ照会を実施してきている。その結果、本人と連絡が取れない者又は回答拒否者が同月末現在で37,340人となっており、その実施の進捗に伴い増加する傾向にある。

b 社会保険庁は、昭和54年以降、厚生年金保険の年金記録をカナ氏名で収録した際、本人への確認ができない資格喪失被保険者については、「漢字カナ変換辞書」を使用してカナ氏名を収録した。このため、正しい読み方と異なるカナ氏名が収録されているものがあり、名寄せができない状況となっていた。そこで、同庁は、これに係る約154万件の年金記録を対象として、払出簿等を確認し漢字氏名を収録する補正作業を行って、名寄せを実施した。その結果、基礎年金番号に結び付く可能性のある者に対し、「年金記録の確認のお知らせ」を発送している。

一方、補正作業が完了していないものは平成20年5月現在で計3,330件あった。社会保険庁は、これらの中には補正困難なものがあるとしている。

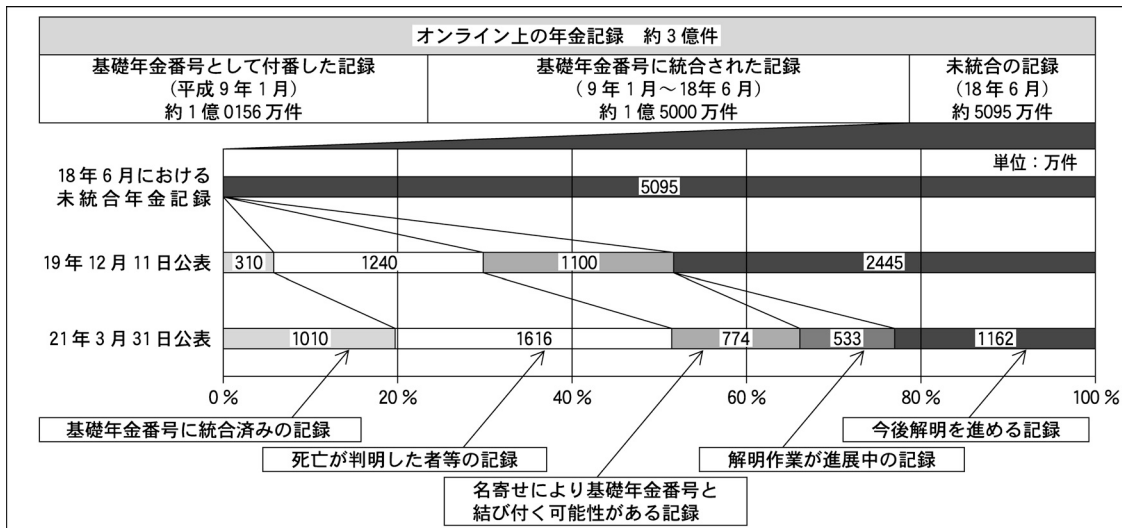
c 社会保険庁は、被保険者等の個人が、インターネットにより年金加入記録の照会を行えるサービスを18年3月から実施している。

(ウ) 年金記録の基礎年金番号への統合及び記録の訂正・回復状況

社会保険庁は、約5095万件の年金記録については、年金記録相談の実施、ねんきん特別便の発送等により、18年6月から21年3月までの間に約1010万件が基礎年金番号に統合されたとしている(次図参照)。一方、今後解明を進める約1162万件に

ついて、同庁は、未統合記録の持ち主であると思われる者に対して照会を行うなどの各種説明作業を行った上で、最終的にはインターネット上での公示等により説明・統合を進めることを検討するとしている。

図 未統合金年記録(約5095万件)の内訳及び統合状況の推移(推計)



イ マイクロフィルムで管理されている約1466万件的年金記録

年金記録のオンライン化等の過程において、マイクロフィルムで管理することとされた厚生年金保険喪失台帳等の記録が約1466万件存在することが判明した。

社会保険庁は、約1466万件的のうち既にオンラインシステムに収録済みの記録を除いた記録について、磁気媒体化を行い名寄せを行った。その結果、記録が結び付く可能性がある約68万人に対し確認の文書を発送し、21年5月時点で、このうち約35万人については本人の記録であると確認できたとしている。

ウ オンラインシステム上の年金記録と厚生年金保険の被保険者名簿等の記録約8.5億件との突合せ

厚生年金保険及び国民年金に係る年金記録について、社会保険庁が実施したサンプル調査の結果、被保険者名簿等の記録とオンラインシステム上の記録が一致しないものが見受けられた。厚生労働省は、この結果を踏まえ、紙台帳等の記録約8.5億件を電子画像化して検索機能を備えた年金情報総合管理・照合システムを整備した上で、オンラインシステム上の記録との突合せを22年度から行うこととしており、必要となる経費は1900億円から2300億円であると試算している。そして、社会保険庁は、システムの開発経費として20、21両年度に予算額計66億円を計上している。

エ 年金記録相談等の実施状況

(ア) 社会保険事務所等の相談窓口における年金記録の確認件数は、18年8月から20年6月までの累計で約1165万件となっていた。そして、相談窓口で年金記録が判明しなかったため照会申出書により調査の申出を受付したものなどは約112万件であった。この約112万件的のうち、基礎年金番号に収録されていなかった年金記録が判明するなどしたものは約28万件であった。

また、社会保険庁が委託により実施している年金記録電話相談等の平均応答率は、「ねんきんダイヤル」で38.8%、「ねんきん特別便専用ダイヤル」で68.5%となってい

る。そして、両ダイヤルについては、年金受給者又は被保険者等の年金記録電話相談等の需要に対して十分な対応ができていない期間が生じていると認められる。

- (イ) 社会保険事務所等における年金記録相談において判明した年金記録について、その基礎年金番号への統合等の処理が適切に行われていなかったため、本来給付されるべきであった年金額が適正に支給されないなどしている事態が見受けられた。

オ 年金記録の不適正なそ及訂正

総務大臣が厚生年金保険に関し20年2月までにあっせんを行った事案の中に、合理的な理由が認められないとされた年金記録のそ及訂正の事案が16件見受けられた。そ及訂正に社会保険事務所等の職員の関与を疑わせる事案も同年9月に公表された。

そこで、社会保険庁は、不適正なそ及訂正処理の可能性があるとして抽出した約6万9千件のうち年金受給者に係る約2万件について、20年10月から戸別訪問を開始し、21年3月末までにおおむね終了した。その結果は、同庁職員の関与を疑わせる旨の回答が1,335件あり、このうち211件は職員が特定できるなどとなっている。社会保険庁は、不適正なそ及訂正処理への職員の関与について調査を行い、21年7月及び9月に追加調査等の結果を公表した。これによれば、職員が関与した不適正なそ及訂正処理事案が、20年9月公表の1件のほか、25件確認されたとしている。

カ 再裁定等の実施状況

年金受給者について未統合の年金記録のあることが新たに判明し、基礎年金番号に統合されたときは、社会保険業務センターにおいて再裁定(当初の年金支給開始の際に行った裁定の変更をいう。以下同じ。)を行う必要がある。社会保険事務所等から同センターへの再裁定進達件数の増加や「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律」(平成19年法律第111号。以下「時効特例法」という。)に基づく事務処理の増加等により、再裁定の申出から年金の支給決定までに要する期間は長期化している。そこで、社会保険庁は当分の間500人程度の人員配置及び再裁定処理システム機能強化により、再裁定処理の促進を図ることとしている。

キ 年金受給者等に対する特例的救済施策とその実施状況

多数の年金記録が訂正・回復されたことに伴い、多額の年金が消滅時効にかかるなど年金受給者等の不利益となる事態が多数発生したことから、このような年金受給者等を特例的に救済するための時効特例法、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」(平成19年法律第131号。以下「厚年特例法」という。)等が制定されている。

時効特例法の対象者には、支給決定金額が多額の高齢者も見受けられ、適切な時期に適切な額の給付を受けることができなかつたと認められる者が見受けられた。

厚年特例法に基づく特例納付保険料の額は、21年5月現在5億5625万余円で、うち2億5410万余円が既に納付されている。特例納付保険料について特例法対象事業主等が納付に応じない場合等には、国が特例納付保険料相当額を負担する場合がある。

(2) 年金記録問題への対応に係る契約の内容、予定価格の算定、履行及びその確認等の状況

本院は、社会保険庁が19年度に契約を締結した220契約(支出済額計91億8510万余円)及び20年度に契約を締結して20年10月31日までに支払を行った267契約(支出済額計135億0542万余円)について検査を実施した。

ア 随意契約の締結

19年度に随意契約により締結された電話相談業務等10契約(支出済額計55億9430万余円)は、契約書の作成を行わないまま委託業務を開始し、その後に契約書の作成を行っており、会計法上適正を欠いているものと認められる。

イ 契約の履行及びその確認の実施状況

給付の完了の確認の検査は、契約担当官等の補助者である本庁経理課等の職員が検査職員として行うこととされているのに、実際は、調達要求部署の担当職員の確認をもって検査調書を作成していた。会計実地検査において上記の事態が見受けられたので、社会保険庁は、21年6月15日以降、実際に直接給付の完了を確認する調達要求部署の担当職員を補助者として任命することとした。

ウ 年金記録電話相談業務等に係る契約の履行の確認の状況

19、20両年度の電話相談業務に係る契約については、業務従事者の業務実施時間数を確認できる根拠資料を提出することなどが仕様書等において明示されていなかった。このため、契約の履行確認の際に、支払請求の対象となる業務の実施状況の確認を行うことができず、適切とは認められない事態が見受けられた。

このうち、19年度の「ねんきんあんしんダイヤル」に係る一部の契約には、業務実施時間数に業務を実施していない休憩時間数が含まれていたが、休憩時間は支払請求の対象から除外すべきであったと史料される。

(3) 年金記録問題の再発防止に向けた体制整備の状況

ア 不適正な事務処理等の防止に係る取組

(ア) 不適正な事務処理等の防止に係る通知の発出

社会保険庁は、17年10月以降、不適正な事務処理等の防止に係る各種通知を発出している。これらは、業務改革プログラムの内部統制の仕組みの構築と職員の意識改革の推進等に係る具体的な取組として、不適正な事務処理等の再発を防止して年金記録の正確性確保を図ることなどを目的としたものであるとしている。

(イ) 不正行為の再発等

社会保険庁が18年3月に不正事故防止のための点検事項等に係る通知を発した後も、年金記録の正確性に影響を及ぼす保険料の横領の不正行為が発生している。

イ 内部監査の実施等による不適正な事務処理等の再発防止に係る取組

社会保険庁が実施する内部監査には、業務監察、会計監査及び自治監査があり、18年10月以降、業務改革プログラム等における監査部門の機能強化を図っている。

(ア) 内部監査の実施方針等

業務監察では、年金記録の正確性確保に関するものとして、20年度では適正検査により重点を置いた監察を行うことなどとなっている。一方、会計監査では、会計経理の適正性を確保する観点として、18、19、20各年度において、内部牽制体制が実効性を確保できる取組みとなっているか実地に検証を行うことなどとなっている。

(イ) 内部監査の実施状況

業務監察及び会計監査では、年金記録問題への対応に迫られた19年度には実施箇所数が大幅に少なくなっている。また、不正事故、現金亡失等の防止の観点から、事

前に通告をしない業務監察及び会計監査も実施しており、近年、業務監察及び会計監査が実施されていない社会保険事務所等から実施対象を選定するなどしている。

(ウ) 内部監査の実施結果

業務監察では、実施結果を①是正指示事項、②指摘事項、③指導事項に区分している。これらの事項は、業務監察対象の地方社会保険事務局長等に対し文書で通知されるとともに、是正又は改善のための措置及びその結果について書面で改善報告書の提出を求められることとなっている。一方、会計監査では、是正等を要すると認めた事項について、会計監査対象の地方社会保険事務局長等に対し文書で通知されるとともに、是正等のための措置及びその結果について書面で改善報告書の提出を求められることとなっている。

18、19、20各年度における本庁及び全国9か所のブロック担当地方社会保険事務局が実施した業務監察及び会計監査の実施結果についてみると、20年度の業務監察で適正検査により重点を置いたことなどから、指摘件数の総数が大幅に増加している。

(エ) 内部監査の実施結果の周知

業務監察の実施結果の概要は、全職員が庁内LANで閲覧できるようになっている。一方、会計監査の実施結果の概要は、会計担当職員のみが庁内LANで閲覧できるようになっている。

ウ 社会保険庁の基本的姿勢や組織上の問題に対応するための組織改革等

社会保険庁は、21年1月の業務改革プログラムの改定において、「内部統制の仕組みの構築と職員の意識改革の推進」について、民間企業等における内部統制の考え方を踏まえながら、社会保険庁における内部統制の強化に取り組むために、金融庁企業会計審議会による内部統制の基本的要素ごとに、これまでに実施した各種の取組を整理するなどしている。

これらの取組のうち、①「社会保険業務処理マニュアルの運用開始」及び「監査部門の機能強化」は、独自の判断による事務処理に基因する不適正な事務処理の再発防止を図るものであり、②「リスクアセスメント調査の実施」は、業務運営上のリスクを網羅的に把握・分析・評価して、その発生や対応について管理する仕組みを構築するために、業務運営上のリスクを洗い出すものであり、③「社会保険オンラインシステムの刷新」は、不適正処理の防止及び早期発見が可能となるチェック機能の整備を含むもので、適正な事務処理を確保するものであるとしている。

また、社会保険庁は、年金記録の正確性を確保するために、「ねんきん定期便の発送」や「インターネットによる年金記録照会」により年金受給者、被保険者等本人が年金記録を確認する仕組みの整備を進めているとしている。

エ 社会保険庁の廃止及び日本年金機構の設立

(ア) 日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画

社会保険庁は22年1月に廃止されることが予定されており、厚生年金保険、国民年金両事業は、日本年金機構が厚生労働大臣の監督の下にその業務運営を担うことが予定されている。

20年7月に閣議決定された基本計画によれば、①組織ガバナンスの確立に関する内部統制の仕組みの構築については「リスクアセスメント調査、業務処理マニュアルの整備を進めることや、内部統制を推進する組織体制を整備するなど、内部統制の強化に早急に取り組む。」、②監査体制等の整備については「理事長に直結した内部監査部門を設け」、「会計監査人による会計監査のみならず、業務についても外部監査を活用する。」、③固定的な三層構造を一掃することについては「本部で一括採用を行うとともに、地方の幹部人事も本部で行う。」、④年金記録問題への対応については「一定期間、一定程度の人員・体制がなお必要となる場合も、まずは既定の人員の枠内で最大限の工夫を行うものとし、それでも対応が困難である場合でも、できる限り、外部委託や有期雇用の活用などにより対応するものとする。」、「いかなる場合でも、機構の他の業務に重大な支障が生じないように、厚生労働省が責任を持って適切な対応策を講ずる。」ことなどとされている。

(イ) 日本年金機構における内部統制システムの構築等

日本年金機構における内部統制システムの構築の基本方針において、①コンプライアンス確保、②業務運営における適切なリスク管理、③業務の有効性・効率性の確保、④適切な外部委託管理、⑤情報の適切な管理・活用、⑥業務運営及び内部統制の実効的な監視及び改善、⑦ITへの適切な対応の7事項が柱として位置付けられている。

3 検査の結果に対する所見

年金記録問題に対応するための各種取組については、今後も、社会保険庁(22年1月1日以降は同日に成立する予定の日本年金機構。以下同じ。)において適切に実施されることが必要である。

したがって、社会保険庁は、今後の各種取組の実施に当たっては、次の点に留意することが肝要である。

(1) 年金記録問題発生の経緯、現状等

ア 年金記録の補正作業及び名寄せの実施状況については、基礎年金番号に未統合の年金記録のうち、氏名等の補正作業が困難とされているものや、正しい読み方と異なるカナ氏名が収録されている年金記録で補正困難とされているものが依然として見受けられる。したがって、22年度以降に運用が開始される年金情報総合管理・照合システム等を有効に活用することにより、正しい氏名等に補正を行うなどして早急に解明する必要がある。

イ ねんきん特別便等の実施については、

(ア) 年金記録問題の解決に当たり、ねんきん特別便の発送は被保険者等の本人に年金記録を確認してもらうための有効な手段の一つであるが、ねんきん特別便が被保険者等に到達しないとこの確認をしてもらうことができない。したがって、本人に年金記録を確認してもらうために必要となる様々なアプローチの方法を検討してこれを実施する必要がある。また、ねんきん特別便の未回答者に対しては、今後毎年発送することとなるねんきん定期便においてその回答を促すなどあらゆる機会を捉えて働きかけを行う必要がある。

- (イ) ねんきん特別便の作成及び発送のための費用は多額となっており、その作成及び発送について誤りがあれば再発送の費用を要することになる。本院は「ねんきん特別便の作成及び発送準備業務に係る委託契約において、仕様書の記載、委託業者への指示等が適切でなかったため、再度、ねんきん特別便の作成及び発送が必要となり不経済となっているもの」として、平成19年度決算検査報告に掲記したところである。今後は、ねんきん定期便が毎年度相当数発送されることから、ねんきん定期便についても再発送の事態を避けるために、慎重にその作成及び発送を行う必要がある。
- (ウ) フォローアップ照会において、本人と連絡が取れない者又は回答拒否者の数がフォローアップ照会の実施の進捗に伴い増加する傾向にあり、フォローアップ照会を実施したものの、未統合記録が本人のものであるか否かを確認するというフォローアップ照会の目的が十分達せられていない状況となっている。そのため、今後もこれらの者に対する照会を継続的に実施していく必要がある。
- (エ) インターネットによる年金加入記録の照会サービスは、年金受給者及び被保険者等が自己の年金記録をいつでも閲覧できるように構築したシステムであり、年金記録の正確性に資することができるものであると認められることから、このシステムを十分に活用するための方策を講ずる必要がある。
- ウ マイクロフィルムで管理されている約1466万件の年金記録とオンラインシステム上の記録との名寄せ
- 既に約35万人について本人の記録であると確認できたとしているが、名寄せにより氏名等が一致しなかった年金記録等残る記録については、統合作業を早期に終結させるための方策を検討する必要がある。
- エ オンラインシステム上の年金記録と厚生年金保険の被保険者名簿等の記録約8.5億件との突合せ
- 年金情報総合管理・照合システムにより行うこととしているが、システムの開発及び運用並びに作業人員の配置等に多額の経費が発生することが見込まれている。したがって、その突合せの作業内容が正確性を確保しつつ経済的かつ効率的なものとなるよう、システムの開発に慎重を期し、かつ、その運用後も定期的にその実施方法及び結果についての検証を行い、随時、人員配置、作業方法等の見直しを行っていく必要がある。
- オ 年金記録電話相談業務等については、被保険者等の年金記録電話相談等の需要に対して十分な対応ができていない期間が生じていると認められる。したがって、その実施に当たっては、被保険者等の年金記録電話相談等に対する需要を的確に予測・分析するなどした上で、オペレータを増員するなどして需要に見合った対応席数を確保することにより、応答率の向上に一層努める必要がある。
- カ 不適正なぞ及訂正処理が行われたとされる者等の迅速な救済を図るために、対象者が役員(事業主を含む。)以外である場合など一定の基準に該当する事案等については、正確性を確保した上で被害者救済のための処理を引き続き迅速に行う必要がある。そして、今後同様の事態が生じないよう、事業主等に対する制度の趣旨についての啓発活動や、被保険者等が自分の年金記録を容易に確認できるための方策を執ることなど、再発防止に向けた処置を検討する必要がある。また、職員の関与等、事実関係の調査を引き続き行い、その調査結果を明らかにする必要がある。

キ 年金記録の基礎年金番号への統合については、

(ア) 未統合記録約 5095 万件については、ねんきん特別便の発送等により、18 年 6 月から 21 年 3 月までの間に、約 1010 万件の記録について基礎年金番号への統合を終えるなどしているが、今後解明を進める年金記録が 21 年 3 月現在で依然として約 1162 万件存在している。そこで、社会保険庁は、未統合記録の持ち主であると思われる者に対して照会を行うなどの各種解明作業を行った上で、インターネット上での公示等により解明・統合を進めることを検討するとしている。これらのことを含めて、解明・統合作業を早期に終結させるための方策を検討する必要がある。

(イ) 社会保険事務所等における年金記録相談において判明した年金記録について、その基礎年金番号への統合等の処理が適切に行われていなかったため、本来給付されるべきであった年金額が適正に支給されないなどしている事態が見受けられた。

これらについては、社会保険事務所等は、被保険者等から氏名変更等に係る届出が無い場合にはこれを提出するよう勧奨したり、被保険者等からの届出が無くとも手帳番号の年金記録を基礎年金番号に統合するための処理を行ったりなどしてこのような事態については是正を図る必要がある。特に、年金記録の統合により年金給付額が増加すると見込まれる年金受給者については、社会保険庁は、当該年金給付額が早期に支給されるよう、年金の再裁定等の処理の迅速化に更に努める必要がある。

ク 再裁定については、再裁定の申出から年金の支給までに要する期間が長期化していることから、社会保険庁は、引き続き未処理案件の処理促進に努めるとともに、再裁定案件の受付及び処理状況等を把握した上で、効果的な人員配置を行うなど一層の処理促進のための方策を検討する必要がある。

ケ 年金受給者等に対する特例的救済施策

多額の未支給の年金が消滅時効にかかったり、給与からの保険料控除に見合った給付が受けられなかったりするなど年金受給者等の不利益となる事態が発生することを防止するために、事業主に対する制度の趣旨についての啓発活動や、被保険者等が自分の年金記録を容易に確認できるための方策を執る必要がある。

厚年特例法に係る特例納付保険料については、特例法対象事業主等から納付が行われないなどの場合には、最終的に国が特例納付保険料に相当する額を負担することになるおそれがある。したがって、社会保険庁は適切に文書及び電話による納付勧奨を行っていく必要がある。

(2) 年金記録問題への対応に係る契約の内容、予定価格の算定、履行及びその確認等の状況

ア 年金記録問題への対応については、各種の取組に要する経費として 21 年度予算においても当初予算額 283 億余円、補正予算額 518 億余円が措置されており、今後も多額の経費が投入されることが予想される。

このため、年金記録問題への対応に係る委託業務等に関して、契約担当部署は、①調達要求部署からの調達要求について、調達理由書、業務仕様書等により業務の必要性・妥当性を審査するなどして、調達の適正化を図り、②予定価格を適正に算定し、③競争性のある適正な契約手続により契約を締結し、④業務の履行状況を適正に確認し、支払行為を適正に行うことはもとより、⑤業務の効果を的確に判断することが必要である。

さらには、これらについては、現在実施している外部の有識者等による事前又は事後の審査を更に厳正に実施することにより、年金記録問題への対応に係る予算の適切な執行に努める必要がある。

イ 電話相談業務について、契約の履行確認に当たり支払請求の対象とする業務実施時間数に関する具体的な根拠資料を提出することが仕様書等において明示されていないことなどから、業務の実施状況の確認が十分に行われていないと思料される事態等については、今後、同様な事態が生じないよう再発防止に努める必要がある。

(3) 年金記録問題の再発防止に向けた体制整備の状況

社会保険庁は、21年1月に業務改革プログラムの項目を整理する改定を行い、年金記録問題への対応、国民サービスの向上、内部統制の仕組みの構築と職員の意識改革の推進等として再編したとしている。

そして、内部統制の仕組みの構築等により、不正行為等の不適正な事務処理等の再発を防止したり、内部監査による不適正な事務処理等の早期発見及び是正に努めたりする必要がある。

また、22年1月に成立する予定の日本年金機構における内部統制システムの構築についてみると、「国民の意見を反映しつつサービスの質の向上を図るとともに、効率的かつ公正・透明な事業運営を行う。」ことなどの基本的視点に基づき、かつ会社法や金融商品取引法に基づく民間企業の取組を参考にして、基本方針を定めているとしている。

この基本方針において、柱として位置付けられた7事項における具体的な取組内容は、いずれも社会保険庁におけるこれまでの年金記録問題への対応で明らかになった課題等について、改善を図るものであるとしている。

社会保険庁は、このような枠組みの中で、各種取組に対する評価を適切に実施して、解決すべき課題を遺漏なく洗い出すなどすることにより、年金記録問題の再発防止に努める必要がある。

本院としては、今後とも、年金記録に対する国民の信頼の回復を図るなどのために社会保険庁が実施している各種取組が適切に実施されているかについて、多角的な視点から引き続き厳正に検査していくこととする。

第4 防衛装備品の商社等を通じた輸入による調達について

要請を受諾した年月日	平成20年6月10日
検査の対象	防衛省(平成19年1月8日以前は内閣府防衛庁。13年1月5日以前は総理府防衛庁)
検査の内容	防衛装備品の商社等を通じた輸入による調達についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成21年10月14日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成20年6月9日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月10日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

防衛省

(二) 検査の内容

防衛装備品の商社等を通じた輸入(以下「一般輸入」という。)による調達についての次の各事項

- ① 一般輸入を含めた防衛装備品調達全般の状況
- ② 一般輸入による調達の契約方法、契約手続、予定価格の算定などの状況
- ③ 一般輸入に係る過大請求事案の状況及びこれに対する防衛省の対応策の実施状況

(2) 国会における質疑の状況

18年11月に株式会社富士インダストリーズ(以下「富士インダストリーズ」という。)が防衛省(19年1月8日以前は内閣府防衛庁。13年1月5日以前は総理府防衛庁)との契約において価格を水増しして過大請求を行っていたことが判明して、防衛省はその事実を公表した。その後の19年11月にも株式会社山田洋行(以下「山田洋行」という。)による過大請求が判明するなど過大請求の発覚が続き、国会の各委員会で審議が行われて、契約の在り方等について質疑が行われた。

(3) 20年次の会計検査の実施状況

本院は、上記のような状況を踏まえ、20年次(検査実施期間19年11月から20年7月まで)に本件検査要請に関連した会計検査を実施しており、その状況については、平成19年度決算検査報告に「国会からの検査要請事項に関する検査状況」として掲記した(平成19年度決算検査報告1118ページ「防衛装備品の一般輸入による調達について」参照)。

(4) 国の契約事務の概要

国の物品購入等の契約に係る会計事務手続は、会計法(昭和22年法律第35号)等に基づき行われることとなっている。契約方式は、公告により申込みをさせることによる一般競争によることが原則とされている。ただし、契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がある場合等においては、指名競争によるものとされている。また、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等においては、随意契約によるものとされている。なお、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができるものとされている(以下、このような随意契約を「不落随契」という。)。また、国が締結している随意契約の適正化に向けた取組として、財務大臣は各省各庁の長あてに、「公共調達^(注1)の適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号。以下「財務大臣通知」という。)を通知している。財務大臣通知では、原則として一般競争入札(総合評価方式を含む。以下同じ。)による調達を行うこととされており、従来、競争性のない随意契約を行ってきたものについては、一般競争入札又は企画競争若しくは公募^(注1)を行うことにより、競争性及び透明性を担保することとされている。

(注1) 公募 行政目的達成のため、どのような設備又は技術等が必要であるかをホームページ等で具体的に明らかにした上で、参加者を募ること

(5) 防衛装備品調達の概要

防衛省は、装備品等及び役務(以下「防衛装備品」という。)の調達を行っている。防衛装備品の調達は、防衛省が国内において製造、販売されている防衛装備品について国内製造会社等から行う調達(以下「国内調達」という。)と防衛省が外国から直接又は輸入業務を行う企業(以下「商社等」という。)を通じて行う調達(以下「輸入調達」という。)とに区分される。さらに、輸入調達は商社等を通じた輸入(以下「一般輸入」という。)による調達(以下「一般輸入調達」という。))と「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」(昭和29年条約第6号)等に基づくアメリカ合衆国政府(以下「合衆国政府」という。)からの有償援助(Foreign Military Sales)による調達(以下「FMS調達」という。)とに区分される。

また、調達業務を実施している装備施設本部(19年8月31日以前は装備本部。18年7月30日以前は契約本部。13年1月5日以前は調達実施本部)及び各自衛隊の部隊等(以下、これらを合わせて「調達実施機関」という。)別にみると、装備品等及び役務の調達実施に関する訓令(昭和49年防衛庁訓令第4号)の別表に定める品目等について装備施設本部が行う調達(以下「中央調達」という。)と、上記の訓令の別表に定められていない品目、訓令で定める品目であっても1件150万円以下のものなどについて各自衛隊の部隊等が自ら行う調達(以下「地方調達」という。)とに区分される。

(6) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、20、21両年次において、合規性、経済性、効率性等の観点から、契約事務が適切に行われて、公正性、競争性及び透明性が確保されているかなどに着眼して、防衛省の防衛装備品の一般輸入調達契約を対象として要請のあった①一般輸入を含めた防衛装備品調達全般の状況、②一般輸入による調達の契約方法、契約手続、予定価格の算定などの状況、③一般輸入に係る過大請求事案の状況及びこれに対する防衛省の対応策の実施状況について検査した。

そして、検査に当たっては、17年度から20年度までの一般輸入調達契約について調査を徹して契約の実施状況、競争性の状況、見積書価格の確認状況等を分析した。

また、防衛省内部部局、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び調達実施機関^(注2)9か所において予定価格算定時の見積書、支払金額確定時の請求書等を確認するなどして、287人日を要して会計実地検査を行った。さらに、契約相手方である山田洋行等16の商社等に対して会計検査院法第23条第1項第7号の規定により検査することに決定して、外国製造会社等が発行した見積書、請求書等を確認するなどして、輸入品の請求書等の書類を改ざんして過大請求しているものはないかなどに着眼して、231人日を要して会計実地検査を行った。さらに、合衆国政府がインターネット上で公表している防衛装備品の価格についてアメリカ合衆国国防省関係部局へ赴くなどして調査を行った。

(注2) 調達実施機関9か所 装備施設本部、陸上自衛隊補給統制本部、海上自衛隊補給本部、同自衛隊航空補給処、同自衛隊艦船補給処、航空自衛隊第1補給処東京支処、同自衛隊第2補給処、同自衛隊第3補給処、同自衛隊第4補給処

2 検査の結果

(1) 一般輸入を含めた防衛装備品調達全般の状況

装備品等の統計調査に関する訓令(昭和34年防衛庁訓令第69号)に基づき報告された17年度から20年度までの各年度の防衛装備品の調達額は、次のとおりである。

表1 防衛装備品の調達額の状況 (単位：百万円、%)

年度	国内調達		輸入調達						合計
			一般輸入調達		FMS調達		計		
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	
平成17	1,891,665	88.4	152,500	7.1	93,735	4.3	246,235	11.5	2,137,901
18	1,881,770	89.5	115,800	5.5	104,659	4.9	220,459	10.4	2,102,230
19	1,864,899	89.5	132,657	6.3	85,551	4.1	218,208	10.4	2,083,107
20	1,938,230	91.5	115,275	5.4	64,217	3.0	179,493	8.4	2,117,723

(注) 表1及び表2の金額は、当該年度中における変更契約を反映するなどしたものである。また、金額及び割合については、原則として、表示単位未満を切り捨てているため、防衛省が公表している数値と一致しないことがある。

表2 品目別の一般輸入調達額の状況 (単位：百万円、%)

品目	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
航空機	93,287	61.1	63,788	55.0	73,398	55.3	65,504	56.8
通信電子器材	30,113	19.7	26,544	22.9	24,817	18.7	25,935	22.4
武器	9,407	6.1	8,446	7.2	10,864	8.1	13,211	11.4
弾薬類	9,094	5.9	8,047	6.9	7,957	5.9	1,779	1.5
その他	10,596	6.9	8,973	7.7	15,620	11.7	8,844	7.6
計	152,500	100	115,800	100	132,657	100	115,275	100

(2) 一般輸入による調達の契約方法、契約手続、予定価格の算定などの状況

ア 一般輸入調達の手続の概要

(ア) 一般輸入調達の主な特徴

一般輸入調達の主な特徴は、次のとおりである。

① 商社等に対して当該防衛装備品の外貨額等証明書(いわゆる見積書)の提出を要求して、提出された外国製造会社等の見積書等に基づき予定価格の算定を行う。

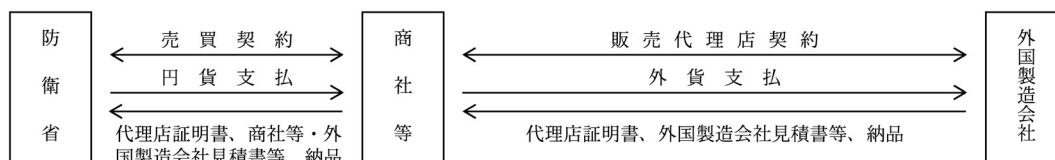
② 特約条項に基づき特定費目の代金の確定等が必要な場合は、商社等が実際に要した金額を記載して作成した報告書(以下「実績額報告書」という。)に外国製造会社等の請求書、外貨決済レート及び送金を証明する書類(以下「外貨決済証明書」という。)等を添付して提出させて、それらに基づき実績額を確認する。

(イ) 一般輸入調達取引の様態

一般輸入調達における主な取引の様態は、本院が検査した商社等の検査結果を基に分類すると次のとおりである。

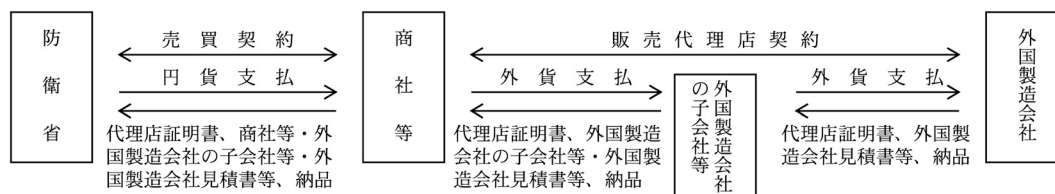
① 契約相手方である商社等が、外国製造会社と販売代理店契約を締結するなどして、発注、納品及び支払をしている場合(Aタイプ)

(参考図 1) Aタイプの概念図



② 契約相手方である商社等が、外国製造会社と販売代理店契約を締結するなどして、外国製造会社の子会社等を経由して発注、納品及び支払をしている場合(Bタイプ)

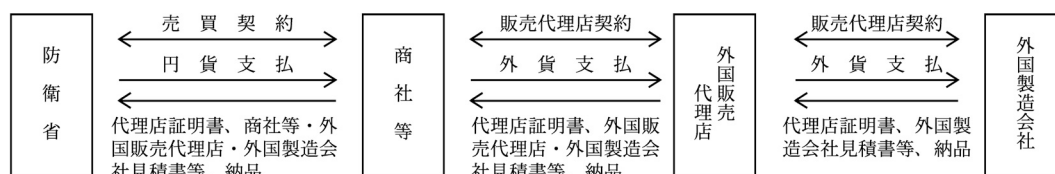
(参考図 2) Bタイプの概念図



③ 契約相手方である商社等が、外国販売代理店と販売代理店契約を締結するなどして、外国販売代理店を経由して発注、納品及び支払をしている場合(Cタイプ)

外国販売代理店は、外国に所在する業者であって、商社等に対する防衛装備品の販売を、外国製造会社の販売代理店として、又は、外国製造会社等から仕入れることによつて行う。外国販売代理店が価格設定を行っている場合には、外国製造会社が発行した見積書等は提出されない。

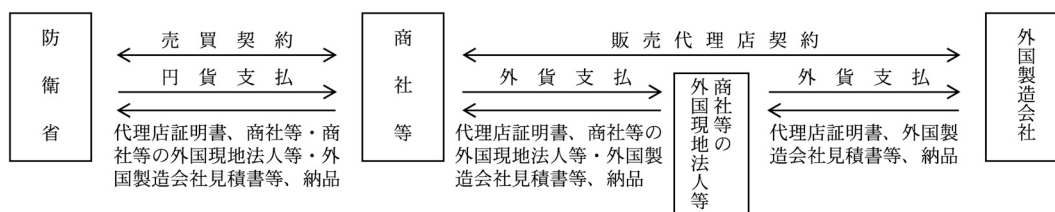
(参考図 3) Cタイプの概念図



④ 契約相手方である商社等が、外国製造会社と販売代理店契約を締結するなどして、商社等の外国現地法人等を経由して発注、納品及び支払をしている場合(Dタイプ)

商社等からは商社等の外国現地法人等が発行した見積書等とともに外国製造会社が発行した見積書等が提出される。

(参考図 4) Dタイプの概念図



イ 一般輸入調達の契約方式の状況

17年度から20年度までの一般輸入調達における中央調達、地方調達別及び契約方式別の件数、契約金額は、表3のとおりである。

表3 一般輸入調達における契約方式別の状況

①中央調達 (単位：件、百万円)

年度	契約方式		一般競争契約		指名競争契約		随意契約		計	
	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額
平成17	22	211	3	97	518	76,014	543	76,322		
18	160	3,262	—	—	273	33,698	433	36,961		
19	63	1,440	—	—	304	47,822	367	49,263		
20	19	1,762	—	—	336	51,901	355	53,664		
計	264	6,677	3	97	1,431	209,437	1,698	216,212		

②地方調達 (単位：件、百万円)

年度	契約方式		一般競争契約		指名競争契約		随意契約		計	
	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額
平成17	82	222	225	1,737	3,208	73,396	3,515	75,355		
18	117	650	337	3,724	3,180	76,087	3,634	80,462		
19	552	13,815	408	4,102	2,923	61,198	3,883	79,116		
20	528	11,235	131	1,189	2,198	52,408	2,857	64,833		
計	1,279	25,924	1,101	10,753	11,509	263,090	13,889	299,769		

注(1) 防衛省提出の平成21年3月31日現在で作成した調書を基に本院で作成したものである。なお、件数、金額には、解除された契約は含まれていない(以下、表4から表7までについても同じ)。

注(2) 「契約金額」は、当初契約金額である。

注(3) 一般競争契約及び指名競争契約には、不落随契となったものを含まない。また、随意契約には不落随契も含む。

注(4) 表中の「—」は該当がないことを示している。以下の表において同じ。

そして、表3の随意契約によっているものについて、その理由別にみると、表4のとおりである。地方調達については、契約の性質等を理由としているものが毎年度最も多いものの、この中には、公募を実施したが、応募者が契約相手方1者のみであったことによるものが18年度41件、19年度1,683件、20年度1,724件含まれている。さらに、予定価格が少額であることによる随意契約も17年度から19年度までは全体の約30%を占めている。

表4 一般輸入調達における随意契約の理由 (単位：件)

年 度	中 央 調 達					地 方 調 達						
	随 意 契 約 の 理 由					計	随 意 契 約 の 理 由					計
	契約の性質等	緊急の必要	不落随契		少額随契		契約の性質等	緊急の必要	不落随契		少額随契	
競争随契			指名随契	競争随契		指名随契						
平成17	495	—	23	—	—	518	2,054	66	9	43	1,036	3,208
18	4	—	269	—	—	273	1,986	44	10	57	1,083	3,180
19	1	—	303	—	—	304	1,697	—	10	60	1,156	2,923
20	—	—	336	—	—	336	1,736	—	10	44	408	2,198
計	500	—	931	—	—	1,431	7,473	110	39	204	3,683	11,509

注(1) 競争随契 一般競争に付しても入札者又は落札者がいないときに行う随意契約
 注(2) 指名随契 指名競争に付しても入札者又は落札者がいないときに行う随意契約
 注(3) 少額随契 契約に係る予定価格が少額であることによる随意契約

また、表3の一般競争契約によっているものについて、応札者数の状況をみると、表5のとおりである。

表5 一般輸入調達における一般競争契約の応札者数の状況 (単位：件)

年 度	中 央 調 達						地 方 調 達					
	応 札 者 数					計	応 札 者 数					計
	1者	2者	3者	4者	5者以上		1者	2者	3者	4者	5者以上	
平成17	—	10	2	2	8	22	13	25	17	15	12	82
18	108	29	15	6	2	160	52	28	16	11	10	117
19	49	11	2	1	—	63	447	64	25	12	4	552
20	13	5	—	1	—	19	491	32	4	1	—	528
計	170	55	19	10	10	264	1,003	149	62	39	26	1,279

以上のように中央調達では不落随契が多数になっていたり、地方調達では公募後の随意契約が多数になっていたり、また、中央調達、地方調達共に1者応札の割合が高くなっていたりして、実質的な競争性が拡大していないのは、国内の特定の商社等が日本国内での独占的販売権を有している特定の外国製造会社の製品を仕様書において指定している場合についても一般競争入札又は公募を行うこととしたものの、当該商社等以外に入札又は応募する者がいないことによると考えられる。

ウ 一般輸入調達の予定価格の算定及び代金の確定の状況

(ア) 予定価格の算定方法の概要

輸入品の計算価格の計算項目は、品代、輸入手数料、販売直接費等とされている。また、輸入手数料の額の計算については、品代に手数料率を乗じて計算することとされている。手数料は、一般管理及び販売費、利子並びに利益の総額とされている。

(イ) 販売手数料等の状況

商社等が防衛省への販売に関係した販売手数料等を外国製造会社等から受領しているかについて、会計実地検査を行った際に商社等に聴取等を行ったところ、販売代理店契約を締結している外国製造会社等との取引において、防衛省に販売した防衛装備

品の品代に一定の割合を乗ずるなどして計算された販売手数料等の送金を受けているものも複数の商社等において見受けられた。

しかし、防衛省は、商社等から提出された外国製造会社等が発行した見積書及び請求書に基づいて、品代について計算価格の算定及び契約金額の確定を行っている一方で、上記のような商社等が外国製造会社等から販売手数料等の送金を受けている現状を把握していないため、計算価格の算定や代金の確定において、このような状況は考慮されていない。

したがって、外国製造会社等が発行した見積書及び請求書の品代の金額に、商社等に別途支払われる販売手数料等相当額が実際には含まれている可能性があり、そのため品代が高く設定されている可能性がある状況となっていた。

(ウ) 見積書の発行元等の状況

防衛省に提出された一般輸入調達における見積書の発行元の状況及び請求書の発行元の状況についてみると表6及び表7のとおりである。

表6 一般輸入調達における見積書の発行元の状況 (単位：件)

年 度	中 央 調 達				地 方 調 達			
	平成 17	18	19	20	平成 17	18	19	20
外国製造会社発行の見積書がある契約：(a)	407	328	309	340	1,718	1,733	1,661	1,885
外国製造会社発行の見積書がない契約：(b)	136	105	58	15	1,797	1,901	2,222	972
(b)のうち外国販売代理店発行の見積書がある契約：(c)	112	89	50	15	1,323	1,403	1,764	731
(c)以外で商社等の外国現地法人発行の見積書がある契約：(d)	23	15	8	—	465	483	447	167
(c)、(d)以外で商社等発行の見積書がある契約：(e)	—	1	—	—	7	13	10	8
(c)～(e)以外の見積書がある契約	1	—	—	—	2	2	1	—
確認していない	—	—	—	—	—	—	—	66
計	543	433	367	355	3,515	3,634	3,883	2,857

注(1) 外国製造会社には、その関連会社を含む。

注(2) 商社等の外国現地法人には商社等の国内関連会社を含む。

注(3) 注(1)及び注(2)については表7についても同様である。

表7 一般輸入調達における請求書の発行元の状況 (単位：件)

年 度	中 央 調 達			地 方 調 達		
	平成 17	18	19	平成 17	18	19
外国製造会社発行の請求書がある契約：(a)	357	246	187	1,343	1,385	1,274
外国製造会社発行の請求書がない契約：(b)	114	90	35	1,303	1,258	1,382
(b)のうち外国販売代理店発行の請求書がある契約：(c)	57	57	21	1,074	1,029	1,121
(c)以外で商社等の外国現地法人発行の請求書がある契約：(d)	42	27	14	224	223	259
(c)、(d)以外で商社等発行の請求書がある契約：(e)	—	—	—	—	—	—
(c)～(e)以外の請求書がある契約	15	6	—	3	—	—
確認していない	—	—	—	2	6	2
計	471	336	222	2,646	2,643	2,656

(エ) 外国現地法人等の状況

前記の取引態様Cタイプは、外国販売代理店を通じた取引であり、外国販売代理店が価格設定を行っている場合、商社等からは、外国販売代理店が発行した見積書及び請求書が防衛省に提出されている。

21年次に会計実地検査を行った商社等9社の中には、商社等の外国現地法人又は商社等と資本関係のある外国法人が外国販売代理店となっているものが見受けられた。このような取引態様では、商社等と資本上の関係等がある法人が価格設定を行い、見積書及び請求書を発行しており、その価格を商社等の意向により設定することが可能な状況となっていた。

(3) 一般輸入に係る過大請求事案の状況及びこれに対する防衛省の対応策の実施状況

ア 一般輸入に係る過大請求事案の状況

(ア) 過大請求事案の判明の経緯

富士インダストリーズが一般輸入調達に係る契約において過大請求を行っていたことが18年11月に判明した。防衛省は、同社について、原則として14年度から18年度までの間に締結した契約を対象として、立入調査により、契約に際して同社から防衛省に提出された見積書等と同社で保管している見積書等や経理書類等とを突合するなどして真正性の調査を実施したとしている。その結果、21年4月までに396件の契約について過大請求が判明している。

その後、山田洋行においても過大請求を行っていたことが19年11月に判明した。防衛省は、同社について、原則として14年度から19年度までの間に締結した契約を対象として、当初、富士インダストリーズと同様の方法により真正性の調査を実施していたが、山田洋行が訴訟を提起したことから同社の協力が途中から得られなくなったため、契約に際して同社が防衛省に提出した見積書等の写しを外国製造会社に送付して、真正性確認の調査を実施したとしている。その結果、20年2月までに計18件の契約について過大請求が判明し、その後、21年3月までに新たに39件の契約について過大請求が判明している。

さらに、防衛省は、19年12月以降、中央調達で14年度から18年度までに一般輸入調達の契約実績のある商社等を対象として、抽出した契約について契約当時に防衛省に提出されていた外国製造会社等の見積書の写しを直接、外国製造会社に送付して、その真正性の確認を行っている。その結果、極東貿易株式会社(以下「極東貿易」という。)との契約について、防衛省に提出されていた外国製造会社の見積書が真正でないとの回答があった。このため、防衛省は、同社について、原則として14年度から19年度までの間に締結した契約を対象として、富士インダストリーズと同様の方法により真正性の調査を実施するとともに極東貿易が防衛省に提出した見積書等の写しを外国製造会社に送付して、真正性確認の調査を実施したとしている。その結果、21年4月までに中央調達の75件の契約について過大請求が判明している。

(イ) 過大請求事案の概要

過大請求事案の事例は、次のとおりである。

<事例>

富士インダストリーズは、平成16年1月に海上自衛隊航空補給処との間で「航空機部品(部隊整備用)PUMP1品目」を10,336,200円で契約していた。

しかし、契約前に富士インダストリーズが同補給処に提出した外国製造会社発行の見積書は、単価の切り張りにより実際よりも6,000米ドル高い単価に改ざんされたものであった。そして、富士インダストリーズは、同補給処に対する実績額報告書に基づく精算の際にも、同様に単価が改ざんされた請求書を提出していた。また、改ざんした金額を輸入品の代金として外国現地法人に送金して、銀行から受けた外貨決済証明書を防衛省に提出していた。

なお、本件契約に係る過大請求額は、7,439,000円(防衛省の調査による確定)となった。

(ウ) 過大請求額の算定方法及び返還等の状況

21年7月31日現在における過大請求及びその返還等の状況は、表8のとおりである。

表8 過大請求及びその返還等の状況 平成21年7月31日現在(単位：件、円)

	富士インダストリーズ		山田洋行		極東貿易	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
過大請求公表	396	660,377,299	57	1,302,682,292	75	689,869,970
返 還	336	567,277,299	—	—	69	604,759,970
相 殺	—	—	55	1,295,644,292	—	—
減額変更	60	93,100,000	2	7,038,000	5	85,110,000
契約解除	—	—	—	—	1	—

(エ) 過大請求に対する本院の検査等の状況

a 支払請求額との相殺等の処置を執っていない過大請求

山田洋行に対する会計実地検査等において同社の関係書類を検査したところ、過大請求が行われていたが、調達実施機関である装備施設本部がこれに対して支払請求額との相殺等の処置を執っていない事態が、表9のとおり「F-2用機体初度部品(輸入)(その6)」等2契約において見受けられた。

表9 一部の取引に過大請求が判明している2契約の状況 (単位：米ドル)

契約 契約年度	品目 (仮称)	数量	山田洋行が防衛省に提出 した見積書等の金額(A)	外国製造会社発行の真正 な請求書の金額(B)	(A)-(B)
「F-2用機体初度部品 (輸入)(その6)」 平成14年度	A	3個	単価 8,697.00 計 26,091.00	単価 4,697.00 計 14,091.00	12,000.00
	B	7個	単価 4,433.00 計 31,031.00	単価 1,433.00 計 10,031.00	21,000.00
	合計				33,000.00
「F-2用機体初度部品 (輸入)(その1)」 15年度	A	1個	単価 10,350.00 計 10,350.00	単価 9,350.00 計 9,350.00	1,000.00
	B	10個	単価 3,668.00 計 36,680.00	単価 1,668.00 計 16,680.00	20,000.00
	合計				21,000.00

装備施設本部は、上記の両事態について認識していたとしているが、現在も支払請求額との相殺等の処置を執っていない。その理由について同本部では、上記2契約については、当該契約に含まれるすべての取引の真正性の確認が完了していないことなどから、相殺等の処置を執っていないとしている。

装備施設本部においては、上記の事情も勘案しつつ、本件両契約についての処理を国損の回収を第一優先に実施する必要があると認められる。

b 本院による外国製造会社への見積書等の真正性確認

本院は、山田洋行との一般輸入調達に係る契約について、防衛省が見積書等の写しを外国製造会社等に直接送付して行った真正性確認の調査において、21年2月末時点で未回答としていた契約のうち外国製造会社が発行したとされる見積書等が提出されているため外国製造会社に真正性の確認が可能な67件を対象として、会計検査院法第28条の規定により、照会の根拠とした書類である見積書等の写しを外国製造会社等に郵送して真正性の確認を実施した。

21年7月31日現在の外国製造会社への見積書等の真正性確認状況は表10のとおりであり、本院が外国製造会社から受領した回答のうち3契約について、真正でないとの回答があった。

表10 本院による外国製造会社への見積書等の真正性確認状況
平成21年7月31日現在(単位：件)

対象契約	送付完了契約	回答			未回答
		真正	真正でないとの回答があったもの	その他	
67	67	13	3	3	48

上記の真正でないとの回答があった3契約の状況は表11のとおりであり、合計30万米ドル以上の開差が生じていると認められた。これらについては、事実関係を確認の後に防衛省に通知している。

表11 真正でないとの回答があった3契約の状況 (単位：米ドル)

契約(契約年度)調達実施機関	数量	山田洋行が防衛省に提出した見積書等の金額(A)	本院が外国製造会社から受領した回答における真正な金額(B)	(A)-(B)
契約A(平成17年度)航空自衛隊第4補給処	11個	単価 39,782.00 計 437,602.00	単価 29,782.00 計 327,602.00	110,000.00
契約B(18年度)航空自衛隊第2補給処	27個	単価 14,563.00 計 393,201.00	単価 4,563.00 計 123,201.00	270,000.00
契約C(19年度)航空自衛隊第3補給処	4個	単価 1,285.00 計 5,140.00	単価 1,085.00 計 4,340.00	800.00

(注) 契約Cについては、真正な請求書によって精算済みであり、過払いは生じていない。

イ 一般輸入調達問題への防衛省の対応策の実施状況

(ア) 過大請求事案を受けた防衛省の対応

防衛省は、19年12月に装備施設本部長、各幕僚長等に対して「輸入品の売買契約に係る調査及び確認について(通知)」(平成19年12月28日経装第12947号)を発出して、一般輸入調達に当たって計算価格の計算を行う場合及び代金の確定を行う場合には、契約相手方等から提出又は提示された外国製造会社が発行した見積書及び請求書

の信頼性を確保するための措置の一つとして、外国製造会社に対して、見積書及び請求書の写しを送付して、その真正性について直接問い合わせることとしている。

20年度の一般輸入調達に係る契約について見積書の真正性の確認状況をみると、中央調達については、回答を受けたものはすべて真正であることが外国製造会社により確認されている。また、地方調達についても、回答を受けたものについては中央調達と同様の状況であるが、一方で真正性の確認を行っていない見積書が多数見受けられた。なお、この中には、防衛省が外国製造会社から直接見積書を入手しているため真正性の確認を要しないものも含まれている。

また、防衛省は、20年3月に外国製造会社への直接問い合わせの実効性を高めるなどのために輸入品等に関する契約に係る資料の提出及び資料の信頼性確保に関する特約条項(以下「信頼性特約」という。)を新設して、20年4月1日以降に締結する輸入品等に関する契約に付すこととした。この信頼性特約によって、商社等は見積書、品質証明書及び請求書(以下「価格等証明資料」という。)については、原則として外国製造会社が発行した原本を提出することとなった。

20年度の一般輸入調達に係る契約について信頼性特約による見積書等の提出状況をみると、中央調達については、全体の9割以上が外国製造会社等の原本が提出されている。また、地方調達については、外国製造会社の原本以外の資料で代替しているものも全体の約3割見受けられた。これは、商社等が、外国製造会社が防衛装備品に係る独自の価格設定権等を与えている外国販売代理店から購入したため外国製造会社が発行した見積資料が存在しない場合があることなどによると考えられる。

(イ) 総合取得改革推進プロジェクトチーム報告書の施策の実施状況

防衛省は、19年10月に「総合取得改革推進プロジェクトチーム」を設置して、一般輸入調達の在り方等について施策の検討を加えて、20年3月に検討結果を報告書として公表後、20年7月及び12月にその進ちょく状況について公表した。

ウ 合衆国政府の公表資料による調達価格の検証

本院は、平成19年度決算検査報告に国会からの検査要請事項に関する検査状況として掲記した「防衛装備品の一般輸入による調達について」において、防衛省が調達している防衛装備品の価格(以下「防衛省調達価格」という。)の妥当性を検証するために、合衆国政府がインターネット上のwebFLIS(以下「ウェブ・フリス」という。)で公表している価格を用いて、過大請求が判明している契約について比較を行った結果を掲記しているが、ウェブ・フリスで公表されている価格と比較するだけでは直ちに防衛省調達価格の妥当性を判断するのは困難なことから、ウェブ・フリスの有効な活用方法について引き続き検査を実施することとした。

上記を踏まえて、アメリカ合衆国国防省関係部局への訪問等により調査を行ったところ、ウェブ・フリスで公表されている価格には、実際の調達価格を基礎とした品代のほかに、輸送費、管理費、減価償却費相当額等の各種費用が算出要素に含まれており、実際の調達価格は示されていないなど防衛省調達価格の妥当性の判断のために用いるには問題があると認められた。

3 検査の結果に対する所見

上記の検査の結果を踏まえ、防衛省においては、今後の防衛装備品の一般輸入による調達に当たっては、以下の点に留意することが必要である。

ア 調達の競争性

競争性が十分でないために、不経済な調達となることのないよう調達要求のあった製品に代替可能な他の製品があるか、当該代替品を調達した場合に運用上の支障があるかなどについて調達実施機関が調達要求元に確認を求めるなどして、競争性の拡大を図る必要がある。

イ 価格の妥当性

妥当な計算価格の算定に必要な情報が十分に得られないために、契約価格が国にとって不利なものとなることのないよう次のような措置を検討する必要がある。

(ア) 販売手数料等については、20年度から行っている商社等に対する輸入調達調査等において、商社等と外国製造会社等との間の契約に基づく業務内容及びそれに対する対価の授受の状況や見積書の品代の内容の状況把握に努め、これらを計算価格の算定において適切に反映させる。

(イ) 商社等と資本上の関係等がある外国現地法人等が価格を設定している場合については、輸入調達調査、現地商社等調査において、商社等及び外国現地法人等の業務内容を調査の上、その実態を把握し、外国現地法人等が設定した価格の妥当性を検証する。

(ウ) アメリカ合衆国その他の各国における同種装備品等の調達実績について、一層、正確な情報収集を期すことなどにより、適切な調達が行えるよう努める。

ウ 見積書等の真正性

過大請求事案について、その調査や処理を速やかに完了するよう引き続き努めるとともに、商社等が書類を改ざんすることなどによる過大請求が生じることのないよう、その再発防止のために、今後も商社等から提出又は提示された外国製造会社が発行した価格等証明資料を外国製造会社にその写しを送付して、その真正性を問い合わせるなどの対応策を着実に実施していく必要がある。

本院としては、今後とも、防衛装備品の一般輸入による調達が適切に実施されているかについて、多角的な視点から引き続き検査していくこととする。

第5 各府省所管の公益法人の財務等の状況について

要請を受諾した年月日	平成20年6月10日
検査の対象	内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省(平成19年1月8日以前は内閣府防衛庁)、国会、裁判所、会計検査院
検査の内容	各府省所管の公益法人についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成21年10月14日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成20年6月9日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月10日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項
(一) 検査の対象
内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
(二) 検査の内容
各府省所管の公益法人についての次の各事項
① 財務、特に内部留保の状況
② 国が発注している調査研究事業の状況

(2) 公益法人制度の概要

社団法人及び財団法人(以下、両者を合わせて「公益法人」という。)は、18年改正前の民法(明治29年法律第89号)第34条の規定に基づいて設立された法人で、その設立許可や指導監督(以下「指導監督等」という。)の事務については、各府省又は都道府県知事等が行うこととなっている。

政府は、8年9月に、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(以下「指導監督基準」という。)を閣議決定した。また、同年12月に、指導監督基準の運用に当たっての具体的、統一的な指針として、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」(公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ。以下「運用指針」という。)の申合せがなされており、各府省は、これらに基づいて所管する公益法人に対する指導監督等を行うことになった。

このうち、公益法人の内部留保については、指導監督基準において、「公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とする」とされている。また、運用指針において、内部留保の水準(以下「内部留保率」という。)は、「当該法人の財務状況等によっても異なるもので

あり、一律に定めることは困難ではあるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費の合計額の30%程度以下であることが望ましい。」とされている。そして、内部留保については、具体的に、表1のとおり算出することとされている。

表1 内部留保の算出式

内部留保額=①-(②+③+④+⑤+⑥)	内部留保率(%)=内部留保額/(⑦+⑧+⑨)×100
①：総資産額 ②：財団法人における基本財産 ③：公益事業を実施するために有している基金 ④：法人の運営に不可欠な固定資産 ⑤：将来の特定の支払に充てる引当資産等 ⑥：負債相当額	⑦：事業費 ⑧：管理費 ⑨：当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費

また、政府は、従来の公益法人制度に代わる新たな非営利法人制度の具体的な在り方等についての検討を行い、この結果、公益法人制度改革関連3法案が18年5月に成立し^(注1)て、20年12月から施行された。この公益法人制度改革関連3法による制度改革の概要は、次のとおりである。

(注1) 公益法人制度改革関連3法 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号)、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成18年法律第49号)及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第50号)

- ① 主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより、「一般社団法人」又は「一般財団法人」として法人格を取得できる。
- ② 「一般社団法人」又は「一般財団法人」は、内閣総理大臣等に公益性の認定の申請を行い、内閣府に置かれる公益認定等委員会等の意見に基づき公益性があると認定を受けた場合に、「公益社団法人」又は「公益財団法人」となることができる。

この公益性の認定に係る基準の中には、法人の財務について、法人の純資産に計上された額のうち、具体的な用途の定まっていない財産の額である遊休財産額が一定額以上を超えないと見込まれることなどが含まれている。

一方、本院は、17年6月に、国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等について参議院から検査の要請を受け、横断的に検査した結果を取りまとめ、同年10月に会計検査院長から参議院議長に対して報告している。この中で、資金事業の内容、実績、資金の保有量及び管理について検討すべき事態が見受けられたものが33資金^(注2)あったことなどを記述している。

(注2) 33資金 33資金のうち公益法人に設置造成されているものは28資金ある。

(3) 国が発注している調査研究事業

各府省等は、様々な調査研究事業を外部に発注して実施しており、これらの中には公益法人を契約相手方とするものも多い。

国の契約方式としては、一般競争契約及び指名競争契約(以下、両者を合わせて「競争契約」という。)並びに随意契約の3方式があり、競争契約のうち契約の性質又は目的から価

格のみの競争により難しい場合には、価格と技術的要素等を総合的に評価して落札者を決定する方式(以下「総合評価方式」という。)を採ることができる。また、上記の各契約方式とは別に、契約手続の前段階における手続として、①複数の業者から企画書等を提出させるなどし、これらの内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定する手続(以下「企画競争」という。)、②従来の契約相手方のほかに履行可能な者がいないかを確認するため参加者を募る手続(以下「公募」という。)が行われている。

(4) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

ア 会計検査院は、各府省所管の公益法人の財務、特に内部留保については、正確性、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、公益法人の財務、特に内部留保の状況はどのようになっているか、国又は独立行政法人(以下「国等」という。)の補助金等により設置造成された基金が適切かつ有効に運営されているかなどの点に着眼して検査を実施した。検査は、20年4月1日現在における各府省が所管する公益法人を対象として、これらの公益法人から財務の状況に関する調書を、また、各府省等から基金の状況に関する調書をそれぞれ徴して分析するとともに、公益法人を所管している12府省すべて及び抽出した59公益法人を対象として会計実地検査を実施した。

イ 国が各府省所管の公益法人に発注している調査研究事業の状況については、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、調査研究事業に係る契約事務が適切に行われており、公正性、競争性及び透明性が確保されているか、調査研究事業の成果物の活用、管理等は適切に行われているかなどの点に着眼して検査を実施した。検査は、国の各機関が、18、19、20各年度(20年度は20年9月まで)に、各府省所管の公益法人を契約相手方として締結した調査研究事業に係る契約を対象として、各府省等から契約の状況に関する調書を徴して分析するとともに、調査研究事業を発注している国の機関のうち契約金額の多い13府省(29省庁)及び抽出した37公益法人(上記59公益法人の内数)を対象として会計実地検査を実施した。

2 財務、特に内部留保の状況について

(1) 検査の結果

ア 各府省所管の公益法人に対する国等からの支出

(ア) 20年4月1日現在における各府省所管の公益法人6,661法人のうち、18、19両年度のいずれかに国等から補助金等^(注3)の交付若しくは契約に基づく支払を受けているもの又は19年度末現在で国等の補助金等を原資とした基金を保有しているもの(以下、これらを総称して「国費等交付先法人」という。)は計2,018法人となっている。国等からこれらの国費等交付先法人に対する18、19両年度の支出状況は、表2のとおりとなっている。

(注3) 補助金等 交付金、助成金、負担金等名称のいかんを問わず、相当の反対給付を受けない資金交付を含む。

表2 国費等交付先法人に対する国等からの支出の状況

(単位：法人、百万円、%)

区 分		平成 18 年度		19 年度		
		法人数	金額 (A)	法人数	金額 (B)	(対 18 年度比)
国	補助金等	475	255,039	473	223,325	(△ 12.4)
	契約	1,287	375,008	1,289	353,160	(△ 5.8)
	計	1,546	630,047	1,542	576,485	(△ 8.5)
独立行政法人	補助金等	357	62,097	340	85,540	(37.8)
	契約	729	174,813	709	164,345	(△ 6.0)
	計	1,007	236,911	971	249,886	(5.5)
合 計	補助金等	737	317,137	724	308,866	(△ 2.6)
	契約	1,471	549,822	1,469	517,505	(△ 5.9)
	計	1,876	866,959	1,848	826,371	(△ 4.7)

注(1) 「計」欄及び「合計」欄の「法人数」は、重複分を除いた実数である。

注(2) 「(対 18 年度比)」欄は、平成 18 年度の「金額(A)」に対する増減率である。

(イ) このうち、国の補助金等の交付についてみると、各府省が自ら所管する公益法人に対する交付額が 18、19 両年度とも約 98% となっている。同様に、国との契約に基づく支払についてみると、各府省が自ら所管する公益法人に対するものが 18、19 両年度とも約 94% を占めており、また、1 件 300 万円以上の契約のうち、随意契約によるものが 18 年度には 94.5%、19 年度には 82.1% となっている(いずれも支払金額ベース)。このように、国の支出の状況からは公益法人と所管府省との関係が深いことがうかがえる。

イ 各府省所管の公益法人の財務の状況

(ア) 国費等交付先法人のうち、1 事業年度が国の 1 会計年度と同じ当該年の 4 月から翌年の 3 月までとなっている法人(18、19 両年度とも 1,854 法人)における 19 年度の収入の状況をみると、年間収入額に占める国等からの支出額の割合は平均で 13.8% であるが、このうち、年間収入額の 3 分の 2 以上を国等からの支出が占めているものは 206 法人となっている。

また、国から「補助金等」の支出を受けた公益法人はその金額及び年間収入額に対する当該「補助金等」の割合を公表することとなっているが、この場合の「補助金等」は、国から交付される補助金等及び予算科目が「(目)〇〇委託費」から支出されたものに限定されている。そこで、公益法人に国からの「補助金等」の状況を公表するよう求めていることとは視点が異なるため、一概には比較できないが、「補助金等」以外の支出を受けている場合も国からの支出を受けている点では同じであることから、予算科目を問わず、国からの支出すべてを対象とした公表状況の分析を試みた。すなわち、18 年度に予算科目を問わず国からの支出額が年間収入額の 3 分の 2 以上となっている 105 法人について、国からの支出を「補助金等」に限定した場合、このうち 73 法人は「補助金等」の年間収入に占める割合が 3 分の 2 未満となっており、これら 73 法人が「補助金等」を受けたものとして公表されているものは 59 億円となっていて、国からの支出額 1708 億円の 3.5% にとどまっている。このように、国からの支出に大きく

依存している公益法人に対する国からの支出の状況が十分には明らかになっていない。

- (イ) 国費等交付先法人のうち、1事業年度が国の1会計年度と同じ当該年の4月から翌年の3月までとなっている法人(18、19両年度とも1,854法人)における支出の状況をみると、総支出額に占める管理費の割合が2分の1を超えているものが18年度40法人、19年度34法人となっている。また、国から補助金等の交付を受けた公益法人が他の法人等の第三者に当該補助金等を分配・交付(以下「再補助等」という。)している状況をみると、19年度に再補助等を行った額の割合が50%以上となっているものが24法人34件ある。
 - (ウ) 19年度末現在の国費等交付先法人2,018法人における資産、負債及び正味財産の状況をみると、1法人当たりの平均で資産額56.6億円、負債額33.1億円、正味財産額23.5億円となっており、国等から支出を受けていない法人(資産額65.6億円、負債額49.4億円、正味財産額16.2億円)に比べて、資産の規模は小さいが、正味財産の規模は大きくなっている。
 - (エ) 個別の法人を抽出して検査したところ、国から交付された補助金等の人件費への充当について検討の必要があったと認められるものが見受けられた。
- ウ 各府省所管の公益法人の内部留保の状況

- (ア) 国費等交付先法人2,018法人における19年度末の内部留保額は2432億円(内部留保額がプラスとなっている額5898億円、マイナスとなっている額3466億円)となっており、1法人当たりの平均でみると平均120百万円となっており、国等からの支出を受けていない法人の平均39百万円と比べて約3倍となっている。

国費等交付先法人全体の総資産額は、18年度末の11兆0712億円から19年度末の11兆4382億円に増加しているが、内部留保額は、18年度末の2675億円から19年度末の2432億円に減少している。これは、減算項目のうち、「基本財産」、「公益事業基金」、「運営固定資産」及び「引当資産等」の各項目の金額がいずれも増加しているためである。しかし、公益事業基金については、運用指針において「事業目的が限定的であり、容易に取り崩しができないものに限る。」とされているが、19年度末現在で設置されている1,784基金のうち、事業目的に係る規定のないものは471基金、取崩し手続に係る規定のないものは606基金となっている。

- (イ) 国費等交付先法人の内部留保率についてみると、表3のとおり、内部留保率が30%を超えている法人は全体の3分の1程度となっている。

表3 国費等交付先法人の内部留保率の状況

(単位：法人、%)

年度末	法人数	内部留保率の規模別法人数及び割合												
		0%以下	0%超 10%以下	10%超 20%以下	20%超 30%以下	30%超	30%超 40%以下	40%超 50%以下	50%超 60%以下	60%超 70%以下	70%超 80%以下	80%超 90%以下	90%超 100%以下	100%超
平成18	2,017	167 (8.3)	409 (20.3)	371 (18.4)	357 (17.7)	713 (35.3)	225 (11.2)	154 (7.6)	94 (4.7)	66 (3.3)	36 (1.8)	25 (1.2)	19 (0.9)	94 (4.7)
19	2,018	172 (8.5)	403 (20.0)	376 (18.6)	408 (20.2)	659 (32.7)	205 (10.2)	138 (6.8)	85 (4.2)	56 (2.8)	39 (1.9)	23 (1.1)	22 (1.1)	91 (4.5)

- (ウ) 内部留保と国費等との関係をみると、表4のとおり、国等からの支出規模が大きい法人では、内部留保額の高い法人の割合が高くなっている。

表4 国等からの支出規模と内部留保額の状況(平成19年度)

(単位:法人、%)

国等からの支出額	内部留保額の規模		1000万円以上1億円未満		1億円以上		計	
	1000万円未満							
1000万円未満	184	(26.0)	352	(49.7)	172	(24.3)	708	(100)
1000万円以上1億円未満	128	(18.6)	341	(49.4)	221	(32.0)	690	(100)
1億円以上	107	(17.3)	161	(26.0)	352	(56.8)	620	(100)
計	419	(20.8)	854	(42.3)	745	(36.9)	2,018	(100)
〈参考〉国等からの支出を受けていない法人	1,987	(43.6)	1,857	(40.7)	717	(15.7)	4,561	(100)

(エ) 個別の法人を抽出して検査したところ、内部留保額の算出上減算項目としている公益事業基金及び引当資産等の妥当性に疑義のあるもの、国の補助金により設置造成された基金の運用益が内部留保の増加に影響していると考えられるものなどが見受けられたほか、国への補助金の返納が遅延しているものも見受けられた。

エ 所管府省の指導監督の状況及び所管府省退職者の再就職者の状況

(ア) 19年度に実施された所管府省による立入検査の結果、財務・会計面で改善すべき事項があるとされた国費等交付先法人233法人のうち、各府省が文書により改善の指示を行っているのは115法人(49.4%)となっている。

(イ) 所管府省から18、19両年度のいずれかに補助金等の交付又は契約に基づく支払を受けている公益法人1,521法人について、所管府省退職者の再就職者の状況をみると、20年4月1日現在で1,163法人に9,900人が在籍している。そして、所管府省退職者の再就職者が在籍している法人は、在籍していない法人に比べて、19年度において、1法人当たりの所管府省からの補助金等の交付額で約7倍、1件300万円以上の随意契約に基づく支払額でも約7倍と高くなっている。

オ 国等の補助金等により各府省所管の公益法人に設置造成された基金の状況

(ア) 表5のとおり、20年度末現在で、国の補助金等により各府省所管の公益法人に設置されている基金(以下「国所管基金」という。)が110基金、独立行政法人の補助金等により各府省所管の公益法人に設置されている基金(以下「独法所管基金」という。)が35基金あり、これらの20年度末の基金保有額は、計1兆0872億円(うち国等の補助金等相当額計1兆0191億円)と多額に上っている。

表5 平成20年度末現在の国所管基金及び独法所管基金の状況

(単位:法人、基金、百万円、%)

区分	法人数	基金数	(割合)	基金保有額 (平成20年度末)	(割合)	うち国等の 補助金等相当額	(割合)
国所管基金	68	110	(75.9)	912,051	(83.9)	849,772	(83.4)
独法所管基金	18	35	(24.1)	175,194	(16.1)	169,415	(16.6)
計	84	145	(100)	1,087,245	(100)	1,019,188	(100)

(注) 2法人においては、国から補助金等の交付を受けて設置している基金と独立行政法人から補助金等の交付を受けて設置している基金の両方を有しており、「計」欄の法人数はこの重複分を控除したものである。

- (イ) 国所管基金の110基金のうち、事業実績率(直近3年間の平均事業実績額を元年度以降におけるピーク時の事業実績額^(注4)で除して得た数値)の算定が可能な77基金についてみると、事業実績率が30%未満となっているものが27基金ある。また、本院の17年10月の報告において対象とした68基金のうち、16年度末と20年度末の事業実績率の比較が可能な38基金についてみると、低下しているものが23基金となっている。

同様に、上記110基金のうち、基金保有倍率(直近の基金保有額を直近3年間の平均事業実績額で除して得た数値)の算定が可能な70基金についてみると、基金保有倍率が50倍以上となっているものが19基金ある。また、上記68基金のうち、16年度末と20年度末の基金保有倍率の比較が可能な38基金についてみると、上昇しているものが15基金となっている。

- (注4) 事業実績額 本報告の分析において、各年度の事業実績額としているのは、貸付事業基金については新規貸付額、債務保証事業基金については新規債務保証額、利子助成事業基金については利子助成支払額、補助・補てん事業基金については補助金等の支払額、調査等その他事業基金については調査・研究等に係る費用の支払額としている。

- (ウ) 基金の保有形態をみると、保有額の半分以上を債券で保有している基金も見受けられるが、基金によっては、事業終了時の補助金の国庫返納のため満期償還前の債券の売却を行う結果、損失が発生するおそれもある。
- (エ) 国所管基金と独法所管基金の計145基金の運用益の用途に関する規定の有無及びその内容についてみると、130基金において規定があるが、このうち2基金は基金事業のほか、それ以外の事業にも充当できるとする内容の規定も設けている。
- (オ) 国所管基金については政府の見直しがなされ、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月閣議決定)が定められ、基金を保有する法人は各府省が定めた基金事業の目標達成度の評価を行うこととされ、使用見込みの低い基金については、基金の財源となっている国からの補助金等の国庫への返納等、その基金の取扱いを検討するとされた。また、18年度に基金について政府の見直しがあり、原則としてすべての事業について定量的な目標を設定することとされた。

しかし、定量的な目標を設定した上で目標達成度の評価を実施したとしているものは110基金のうち17基金であり、余裕基金の返納規定が設けられていない基金も見受けられる。

さらに、基金を保有する法人が基金の保有割合を算出するに当たって、過去の実績以外の指標等を基に必要見込額を算出しているものの中には、必要見込額をより合理的な指標を用いて算出すべきものや、単年度当たりの必要見込額が、計算上、直近3年間の平均事業実績額の10倍を超えているものが見受けられる。

- (カ) 個々の基金を抽出して検査したところ、事業実績が継続的に少ない状況となっているもの、計画的かつ速やかに国庫返納がなされるべきもの、基金規模の見直しによる基金の取崩額と国庫補助金の返納額に差額が生じたものなどが見受けられた。

(2) 検査の結果に対する所見

各府省所管の公益法人の中には、国等からの支出を受けているものや、国等の補助金等

を原資とした基金を保有しているものが多数あり、これに対して国等からは多額の支出がなされているが、前記2(1)のとおり、補助事業の実施、財務の透明性、内部留保額等の算出、基金事業の運営等の面で課題が見受けられる。

したがって、各府省は、今後、新たな公益法人制度の趣旨を踏まえつつ、以下の点に留意して、公益法人に対する国等の支出が経済的、効率的に行われて、その効果が十分上がるよう努める必要がある。

ア 公益法人における補助事業の実施及び経理について

公益法人における補助事業の実施に当たっては、補助対象事業費に含める人件費を適正に算定させるなど公益法人に対する指導を強化するとともに、額の確定に当たって厳正な審査を行う。

また、公益法人から補助金等を国に返納させる必要がある場合には、公益法人に補助金等が滞留しないよう、額の確定等の手続を速やかに行う。

イ 公益法人に対する国の支出の透明性について

収入に占める国からの支出の割合が高いなどの公益法人の国からの支出額に係る公表については、公益法人に対する国の支出の状況がより明らかになるよう努める。

ウ 公益法人の内部留保について

各府省は、所管する公益法人に対して、内部留保額等が公益法人の財務において重要な指標の一つであることを認識させて、その算出が適正に行われるよう指導する。このことは、新たな公益法人制度における遊休財産額の算定の際にも、十分留意する必要がある。

また、内部留保の規模が過大になっている公益法人に対しては、内部留保の規模が適正になるよう指導する。

エ 所管府省による指導監督及び所管府省退職者の再就職者の状況について

所管する公益法人への財務状況についての指導監督を実効あるものにするために、立入検査をより徹底するとともに、その的確な把握に努めて、指導が必要な事項は適時適切に文書によって行い、当該法人が講じた措置の履行状況の把握にも努める。

また、所管府省退職者の再就職者が在籍している公益法人への支出に当たっては、特にその透明性の確保に留意して、当該法人に対する支出の必要性等について十分説明責任を果たせるようにする。

オ 基金事業の運営について

今回の検査において検討すべき事態が見受けられた基金については、早急に実効性のある見直しを行って所要の処置を講ずる。

また、これらを含めて、今後の基金事業の運営に当たっては、事業実績や保有倍率を考慮に入れて利用条件や基金規模の検討を常に行うとともに、基金設置の趣旨に沿った管理や基金の国庫返納の際の損失発生を回避する手段の検討について公益法人を指導する。さらに、定量的な目標の策定とこれに基づく適切な目標達成度の評価及び基金事業の見直しに努める。

3 国が発注している調査研究事業の状況について

(1) 検査の結果

ア 契約の競争性

(ア) 各府省所管の公益法人を契約相手方として国が締結した調査研究事業に係る契約（少額随契等を除く。以下「対象契約」という。）のうち19年度全体で見ると、表6のとおり、随意契約の割合(件数72.6%、支払金額82.2%)は、前年度より件数で11.8ポイント、支払金額で11.1ポイント低下しているものの、依然として大部分を占めている。

表6 契約方式の全体状況

①件数 (単位：件、%、%ポイント)

契約方式		一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約			合計		
		うち総合評価方式		うち総合評価方式		うち総合評価方式		うち企画随契	うち企画競争等を経ない随意契約				
年度等		件数	割合(A)	件数	割合(A)	件数	割合(A)	件数	割合(A)	件数	割合(A)		
平成18年度	件数	460	(10.6)	219	(5.0)	679	(15.6)	3,662	(84.4)	1,205	(27.8)	4,341	
	割合(A)		(0.3)				(0.3)			2,044	(47.1)	(100)	
19年度	件数	816	(23.3)	347	(9.9)	143	(4.1)	959	(27.4)	347	(9.9)	2,539	
	割合(B)								(72.6)	1,050	(30.0)	287	
増減値(B)-(A)													
			12.7		9.7		△ 1.0		—		11.8	9.7	△ 11.8
										2.3	△ 38.9		

②支払金額 (単位：百万円、%、%ポイント)

契約方式		一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約			合計		
		うち総合評価方式		うち総合評価方式		うち総合評価方式		うち企画随契	うち企画競争等を経ない随意契約				
年度等		金額	割合(A)	金額	割合(A)	金額	割合(A)	金額	割合(A)	金額	割合(A)		
平成18年度	金額	6,237	(4.3)	112	(0.1)	3,450	(2.4)	9,687	(6.7)	112	(0.1)	134,458	
	割合(A)									56,001	(38.9)	71,221	
19年度	金額	19,831	(15.7)	13,135	(10.4)	2,588	(2.1)	22,420	(17.8)	13,135	(10.4)	103,640	
	割合(B)								(82.2)	44,970	(35.7)	19,790	
増減値(B)-(A)													
			11.4		10.3		△ 0.3		—		11.1	10.3	△ 11.1
										△ 3.2	△ 33.7		

(注) 「企画競争等を経ない随意契約」は、随意契約の中から、①企画随契、②公募を経た随意契約及び③不落・不調随契(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条の2又は第99条の3の規定に基づき、競争に付したが入札者がいないなどのため随意契約によるものをいう。)の三つを除いた契約をいう。

(イ) 契約金額の予定価格に対する比率を示す落札率は、予定価格の妥当性や契約方式の特性等から、その高低だけをもって一律に評価することはできない面はあるものの、随意契約の平均落札率が、表7のとおり、競争契約の87.7%よりも10.8ポイント高く98.5%となっていて、競争性及び経済性の面でまだ十分ではない状況となっている。

表7 契約方式別の落札率の状況(平成19年度)

(単位：%)

契約方式 区分	競争契約			随意契約	計
	一般競争契約	指名競争契約			
平均落札率	87.7	87.9	86.8	98.5	95.6

(ウ) 19年度の対象契約における競争契約の割合(件数27.4%、支払金額17.8%)は、表6のとおり、前年度より上昇している。しかし、1者応札の件数割合が58.3%と半数以上を占めており、1者応札の平均落札率(92.6%)が、表8のとおり、2者応札よりも8ポイント以上、3者以上応札よりも14ポイント以上上回っていて、落札率か

らみた場合、1者応札の場合には実質的な競争性を確保しにくい状況となっている。

表8 競争契約における応札者数別の落札率の状況(平成19年度)

(単位：件、%)

応札者数 区分	1者	2者	3者	4者	5者以上	計
件数	550	224	61	27	67	929
平均落札率	92.6	84.2	78.2	71.7	74.5	87.7

また、企画競争においても、1者応募の件数割合が55.8%と半数以上を占めており、企画競争において複数の業者の中から優れた企画を提案した者を選定する手続の実効性を確保しにくい状況となっている。

- (エ) 価格と技術等の両方を評価する総合評価方式及び企画内容等を審査する企画競争において、今回会計実地検査を実施した29省庁の内部部局のうち、統一的な要領等を作成していない省庁が、それぞれ5省庁、10省庁あったり、評価や審査を調査研究事業の担当課職員のみで行っているものが見受けられたりするなど、その実施方法において公平性及び透明性の確保が必ずしも十分でない状況となっている。
- (オ) 抽出した対象契約について検査したところ、競争契約や企画競争において、募集期間や履行期間が短期間であったり、入札の資格要件に制限的な条件を付したりなどして競争性の確保に関して検討の必要があったもの、総合評価方式の実施方法において透明性が十分でないものなどが見受けられた。

イ 予定価格の算定

- (ア) 19年度の対象契約の中から予定価格算定調書を徴した96件(複数の算定方法を重複して採用している契約を除く。)について、人件費単価の分布状況をみると、契約により内容や履行の難易度に違いがあるため一律に比較できないものの、相当のばらつきがある。
- (イ) 諸経費は、通常、対象経費に諸経費率を乗じて算定されているが、今回会計実地検査を実施した29省庁の内部部局における積算基準等の状況をみると、各省庁間で、諸経費率の水準や対象経費の範囲が区々となっている。

また、19年度の対象契約の中から予定価格算定調書を徴した91件(複数の算定方法を重複して採用している契約を除く。)について、直接費(人件費に事務費等を加えた直接費全体)に対する諸経費率を計算すると、積算基準や参考見積書等により算定している場合にばらつきが大きくなっている。そして、公益法人の19事業年度の財務データに基づいて、その諸経費率を参考のために試算すると、平均では各府省等の契約に係る予定価格における諸経費率は、公益法人の諸経費率より高くなっている。

- (ウ) 抽出した対象契約について検査したところ、複数の省庁から同一公益法人に発注された調査研究事業に係る契約の予定価格における諸経費率が区々となっているものが見受けられた。

ウ 契約の履行及びその確認

- (ア) 契約相手方が、業務の一部を更に第三者に再委託(下請を含む。以下同じ。)することについては、一括再委託が禁止されており、一般的に、再委託には発注者の承認が必要とされている。そして、大部分の府省等は、再委託に係る承認手続のために公益

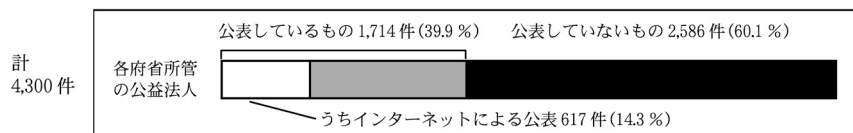
法人からその承認申請書が提出された段階になって再委託の状況を把握するケースが多い。19年度の対象契約について再委託の状況をみると、再委託が行われているとしている契約467件のうち、再委託率(国の支払金額に占める再委託支払金額の割合をいう。)が50%以上となっている契約の件数割合は9.0%となっている。

- (イ) また、概算契約(契約金額が契約締結時には確定しておらず、概算額で契約して、履行が完了した段階で額を確定させるもの)の額の確定方法については、今回会計実地検査を実施した29省庁のうち、統一的な要領等を作成していない省庁が16省庁あり、19年度の対象契約のうち概算契約について額の確定方法をみると、提出書類だけで確認しているものの件数割合が43.6%となっている。
- (ウ) 抽出した対象契約について検査したところ、再委託の承認手続をとっていないか、再委託の成果物を確認できなかったり、概算契約において区分経理が行われていなかったり、履行期間外に業務を実施していたり、成果物の納品が遅延していたり、成果物の記載内容が不十分となっていたり、当初の目標を達成していなかったりしているものなどが見受けられた。

エ 成果物の公表及び管理

- (ア) 19年度の対象契約3,498件に係る成果物4,300件(契約によって複数の成果物があるため、契約件数とは一致しない。)について、その公表の状況をみると、次図のとおり、公表しているものの件数割合は39.9%、うちインターネットによる公表は14.3%にとどまっており、国立国会図書館への納本率も低い状況となっている。また、成果物のうち24.2%については、契約条項において著作権の帰属に関する規定がない状況となっている。

図 成果物の公表の状況(平成19年度)



- (イ) 抽出した対象契約について検査したところ、成果物についてより有効な公表方法を検討すべきもの、発注者に著作権を帰属させる旨を契約書等に明確に定めるべきものなどが見受けられた。

(2) 検査の結果に対する所見

各府省所管の公益法人に発注している国の調査研究事業については、各府省等では公共調達に適正化を推進する中で、競争性の高い契約方式への移行が図られているが、前記3(1)のとおり、契約の競争性のほか、予定価格の算定、契約の履行及びその確認、成果物の公表及び管理の面で課題が見受けられる。

したがって、公益法人に調査研究事業を発注している各府省等は、次の点に留意することにより、契約の経済性、公正性、競争性及び透明性の更なる向上に努めるとともに、調査研究事業の成果が広く国民に活用されるよう努める必要がある。

ア 契約の競争性について

- (ア) 随意契約を実施しているものについては、企画競争等によらざるを得ない場合を除いて、発注する業務の内容を仕様書等において具体的に定めるなどして早急に総合評

価方式を含む競争契約への移行を図る。また、企画競争等を経ない随意契約による場合には、なるべく複数者から見積書を徴して、競争の原理の応用に努める。

- (イ) 契約相手方の選定に当たって技術等の評価を必要とする場合には総合評価方式を実施することを原則とし、仕様書等の内容を具体的に提示することが困難であったり、複数の者を契約相手方として選定する必要があったりするなどの同方式の導入になじまない場合に限って企画競争の実施を検討する。また、総合評価方式及び企画競争については、審査員の構成、審査方法等に関して統一的な要領等を作成して、これに基づいて実施するなど公平性及び透明性の一層の向上を図る。
- (ウ) 競争契約や企画競争を行うに当たっては、契約の適正な履行の確保に配慮しつつ、より多くの者の参加が可能となるよう、入札や応募の資格要件や審査基準を必要最小限にとどめ、履行期間や提案書の応募期間を十分確保することにより制限的なものとならないよう留意するほか、仕様書や要領等の内容を明確にするなどして、実質的な競争性の確保に努める。また、公募を実施する場合には、公正性を確保するため契約予定相手方名の表示は行わないようにする。

イ 予定価格の算定について

調査研究事業では、多様な業務内容等に応じて予定価格の算定を行う必要があり、積算基準、実例価格、公益法人の財務データなど、利用可能な資料のうちから実態に適合したものを選択して、これに基づいて人件費、諸経費等を積算することにより、算定の合理性の向上に努める。

ウ 契約の履行及びその確認について

公益法人による再委託について管理を厳格にしたり、業務内容等の変更に応じて契約変更を適時適切に行ったりなどして、契約の履行管理の徹底を図る。

また、概算契約について、公益法人における区分経理の実施状況を十分に把握するとともに、額の確定方法に関する統一的な要領等を作成して、これに基づいて契約金額の精算を行い、概算契約の適切な履行を確保する。

さらに、成果物の納品等、契約の履行確認の徹底を図る。

エ 成果物の公表及び管理について

調査研究事業の成果物については、国民に有用な情報を提供するとともに、個人情報保護等に十分留意しつつ、公表に係る要領等を整備して一層積極的に公表を進める。特に、インターネットが急速に普及していることから、基本的にインターネットによる公表を推進するとともに、各府省等全体の取組として国立国会図書館への納本を励行する。

また、成果物の著作権については、契約書等において各府省等への帰属を明確に定めておく。

本院としては、公益法人制度の改革に伴う各府省所管の公益法人の今後の状況を注視するとともに、公益法人に対しては、引き続き、国等から多額の支出がなされることも見込まれることから、今後とも、これらの支出及びこれにより設置造成された基金について、多角的な観点から検査していくこととする。

第3節 特定検査対象に関する検査状況

第1 最近の金融情勢の下における公的資金未返済行を含む金融機関の財務の状況及び金融システムの安定化のための諸施策の実施状況について

検査対象	内閣府(金融庁)
会計名	一般会計
事業の根拠	預金保険法(昭和46年法律第34号)、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第143号)、金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成16年法律第128号)等、一般会計予算(平成9年度~20年度)
事業の概要	金融機能の早期健全化、金融機能の強化等のために金融機関が発行する優先株式等の引受け等を実施する資本増強措置
金融機能早期健全化法、金融機能強化法等に基づく資本増強措置の実施額	12兆5484億円(平成9年度~20年度)
公的資金の残高	3兆1054億円(平成20年度末)
改正された金融機能強化法に基づく資本増強措置の実施額	1210億円(平成20年度)

1 検査の背景

(1) 世界的な金融システム不安の概要

国際的な金融情勢は、平成19年夏に表面化したいわゆる米国のサブプライム・ローン問題^(注1)に端を発して、金融システムに対する不安や懸念が拡大していく中で、特に20年9月に発生したいわゆるリーマン・ショック^(注2)以降、世界の金融市場が極度の不安状態に陥る状況となった。世界各国において、中央銀行が金融市場に対して潤沢な資金供給を行うなどするとともに、各国政府は、金融システムの安定化を図るために、公的資金を使用して、金融機関の株式を引き受けるなどして自己資本の増強を図ったり、不良資産を買い取ったりするなど、事態の収束を図る緊急金融対策を講じている。

また、20年10月には7か国財務大臣・中央銀行総裁会議が、同年11月及び21年4月には金融・世界経済に関する首脳会合がそれぞれ開催されるなど、世界各国において問題解決に向けた国際協調が図られている。

このような状況の下、我が国の金融システムの置かれている状況は、欧米と比べれば相対的に安定しているといわれていたが、株式市場の大幅な変動や世界的な景気後退の影響を受けて実体経済の悪化が深刻化するに伴い金融機関の財務の状況が悪化して、金融仲介機能が十分発揮されないおそれが生ずるなどの状況となったところである。

(注1) サブプライム・ローン問題 サブプライム・ローンとは、米国で主に所得や信用力の低い人向けに貸し付けられた住宅ローンのことで、住宅価格の上昇を見込んで金融機関が過剰な住宅ローンの融資を行い、また、この貸出債権が証券化されて、世界中の投資家等に転売されたため、住宅価格が下落したことなどにより住宅ローンの延滞等が増加した影響が世界的に拡大したことをいう。

(注2) リーマン・ショック 多額のサブプライム・ローン関連商品を保有していたことなどから深刻な経営危機に陥っていた米国の大手投資銀行であるリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクは、平成20年9月15日に米国の連邦破産法第11条(我が国の民事再生法(平成11年法律第225号)に相当)の適用を申請した。同社の破綻の影響により各国の株式市場は同時株安の状況となり、今回の世界的な金融危機を発生させる引き金になったといわれている。

(2) 我が国における対策

我が国においては、20年10月14日に財務・金融担当大臣談話が発表されたのを始めとして、「生活対策」(20年10月、新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)、「生活防衛のための緊急対策」(20年12月、経済対策閣僚会議)及び「経済危機対策」(21年4月、「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)が発表されて、この中で金融経済情勢に対する対策が打ち出された。そして、金融円滑化や市場安定化に向けた施策として、金融機関の資本基盤を強化して適切な金融仲介機能の発揮を可能にする点から、金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成16年法律第128号。以下「金融機能強化法」という。)の活用等を図るとともに、金融市場の異常かつ急激な変動が生じた場合でも、金融機関の財務基盤の安定を確保して、円滑な金融機能が発揮されるための措置を検討するなどとされた。これを受けて、国は20年12月に金融機能強化法を改正するなどの措置を講じた。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

国は、これまで金融システムの安定化のために公的資金により優先株式等の引受け等の措置(以下「資本増強措置」という。)を計12兆5484億円実施しており、21年3月末時点では、公的資金の残高は3兆1054億円となっていて、公的資金の返済が終了していない金融機関(以下「公的資金未返済行」という。)は、改正された金融機能強化法に基づく資本増強措置によるものを除くと12金融機関となっている。こうした中、100年に一度といわれる世界的に顕在化した金融システム不安により、我が国の金融機関の財務の状況は悪化している。これに対して、国は、前記のとおり金融機能強化法を改正するなど、金融機関が円滑に金融仲介機能を発揮するための諸施策を実施している。

(注3) 預金保険法(昭和46年法律第34号)、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第5号)、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第143号)、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成14年法律第190号)及び金融機能強化法に基づき資本増強措置が実施された。

また、本院は、資本増強措置について、平成19年度決算検査報告において検査の状況を掲記しており、金融機関を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、公的資金の返済等の状況について今後も引き続き検査していくこととすると記述している。

そこで、今回は、金融情勢の変化を踏まえて、公的資金未返済行の状況や金融機関が金融仲介機能を発揮するための諸施策の実施状況等について、合规性、経済性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

- ① 最近の金融情勢の変化は、公的資金未返済行を含む金融機関の財務にどのような影響を与えているか。
- ② リーマン・ショック以降の金融情勢の下で、金融システムの安定化のために国が講じた諸施策の実施状況はどのようになっているか。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき預金保険機構等から本院に提出された財務諸表等について書面検査を行うとともに、金融庁、預金保険機構等において会計実地検査を行い、公的資金未返済行を含む金融機関の財務の状況、改正された金融機能強化法に基づく資本増強措置の実施状況等に関する各種資料等により検査した。

3 検査の状況

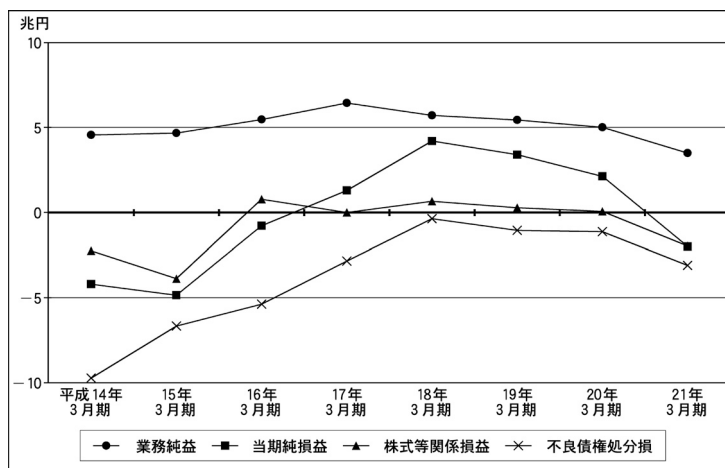
(1) 公的資金未返済行を含む金融機関の財務の状況

ア 金融機関の財務の状況

リーマン・ショック以降、株式市場は低迷して、日経平均株価は大幅に^(注4)下落し、景気は後退した。このような情勢の変化が金融機関の財務にどのような影響を与えているかを分析するために、後述する金融機関の株式保有制限が導入された14年3月期以降の金融機関の損益状況の推移をみると、図1のとおりとなっている。

(注4) 平成20年3月末日の終値12,525円に対して、21年3月末日の終値は8,109円となっていた。なお、21年9月末日の終値は10,133円となっている。

図1 金融機関の損益状況の推移(全国銀行ベース)



(注) 不良債権処分損は金融庁の公表資料により、業務純益、当期純損益及び株式等関係損益は全国銀行協会発行の「全国銀行財務諸表分析」により、本院が作成した。

14年3月期から16年3月期までは、金融再生プログラムに基づき、主要行を中心として積極的な不良債権処理が進められて、金融機関の株式保有制限の導入により株式の^(注5)処分が図られたことなどから、多額の損失が計上されたため、全国銀行ベースでは当期損失が続いていた。17年3月期以降は、不良債権処分損の減少や株式等関係損益の改

善等に伴い、全国銀行ベースでは当期利益となる状況に好転していった。

しかし、リーマン・ショック後の21年3月期は、景気の後退、株式市場の低迷等の影響を受けて、全国銀行ベースでは不良債権処分損が3兆0938億円、株式等関係損失が1兆9619億円になるなどしており、約半数の金融機関が当期損失を計上する状況となった。

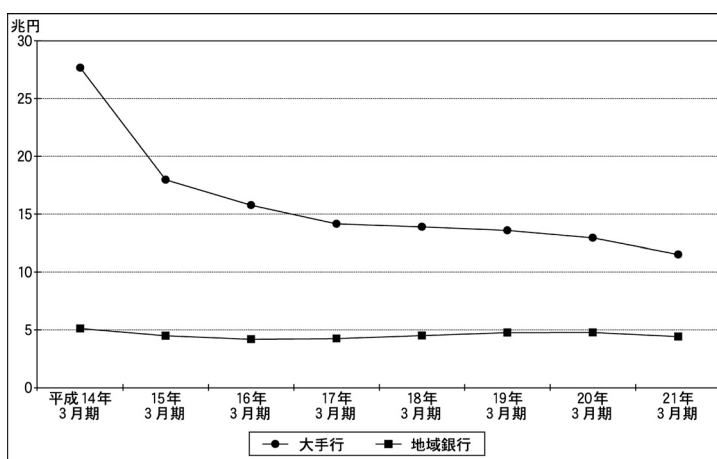
(注5) 全国銀行ベース 都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行等を合算したもの

イ 金融機関の保有する株式の状況

株価の変動が金融機関の財務の健全性に影響を与えることを回避するために、金融機関による株式の保有を制限して適正な規模に縮減していくことなどを目的として、13年11月に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成13年法律第131号)が制定された。これにより、金融機関は、保有する株式の額を18年9月末までに自己資本比率の算出項目である資本金、資本準備金等の自己資本の基本的項目の額以下にしなければならないこととなった。

14年3月期以降の金融機関の株式保有残高の推移をみると、図2のとおりとなり、株式保有制限の実施により金融機関が保有する株式は、大手行を中心に大幅に減少した。

図2 金融機関の株式保有残高の推移



注(1) 日本銀行が公表している「金融システムレポート」から抜粋

注(2) 取得原価ベース

一方、同じ時期の株式等関係損益についてみると、図1のとおり、14年3月期及び15年3月期は、保有株式の処分等により全国銀行ベースでは多額の損失を生じたが、16年3月期以降はおおむね少額の利益を生じており、当期純損益に与える影響が小さくなった。しかし、21年3月期には、株価の急落等の影響を受けて株式等関係損益で多額の損失が生ずることになった。

このように、金融機関の保有する株式は以前と比べて減少しているものの、図2のとおり、依然として一定の残高があり、株式市場が変動すると金融機関の財務に大きな影響を与える状況となっている。

ウ 公的資金未返済行の財務の状況

公的資金未返済行は、前記のとおり、改正された金融機能強化法に基づく資本増強措

置を受けた金融機関を除くと、21年3月末時点で12金融機関となっている。21年3月期における損益等の状況をみると、表1のとおり、他の金融機関と同様に、株式市場の変動等により保有株式に損失が生じたり、景気後退等の影響を受けて不良債権処理費用が増加したり、証券化商品等の債券の損失が拡大したりなどしたため、6金融機関が当期損失を計上しており状況は悪化している。

また、経営の健全化のための計画(以下「経営健全化計画」という。)等で設定した当期利益の計画額は、当期利益を計上した公的資金未返済行を含めて、すべての公的資金未返済行で達成できなかった。このうち6金融機関については、経営健全化計画における当期利益の計画額と実績額とが大幅にかい離したことなどから、金融庁は銀行法(昭和56年法律第59号)等に基づき業務改善命令を発出した。

表1 公的資金未返済行の損益等の状況(平成21年3月期) (単位:億円)

金融機関名	株式等 関係損益	不良債権 処分損 (△)	国債等 債券関係 損益	当期利益	経営健全 化計画等 の当期利 益計画額
中央三井トラスト・ホールディングス	△ 1,730	212	112	△ 799	950
千葉興業銀行	△ 53	46	△ 121	△ 86	97
ほくほくフィナンシャルグループ	△ 150	355	△ 25	379	490
西日本シティ銀行	△ 166	147	△ 44	86	100
東日本銀行	△ 23	239	2	△ 91	56
岐阜銀行	△ 10	55	△ 23	△ 58	11
琉球銀行	△ 25	3	△ 12	33	43
新生銀行	△ 76	779	△ 809	△ 1,570	700
あおぞら銀行	△ 783	1,288	△ 174	△ 2,452	106
りそなホールディングス	△ 376	1,861	102	1,207	1,590
紀陽ホールディングス	△ 110	57	△ 100	29	137
豊和銀行	△ 11	33	8	0	33

注(1) 株式等関係損益、不良債権処分損及び国債等債券関係損益は、公的資金未返済行が公表した決算資料に基づく金額である。

注(2) 不良債権処分損は、不良債権処理額、一般貸倒引当金繰入額及び貸倒引当金戻入額を合算した金額である。

注(3) 持株会社は傘下銀行合算の金額である。

注(4) 金融機関名は、「株式会社」を省略した名称である。

注(5) 改正された金融機能強化法に基づく資本増強措置は除いている。

注(6) ほくほくフィナンシャルグループは、平成21年8月に公的資金を完済した。

このような状況の下、公的資金の残高に対する返済原資となり得る剰余金の蓄積がどのようになっているかをみると、表2のとおりとなっている。

表2 公的資金の残高に対する返済原資となり得る剰余金の蓄積状況等(平成21年3月期)

(単位：億円)

金融機関名	公的資金の残高	経営健全化計画等の剰余金計画額	剰余金実績額
中央三井トラスト・ホールディングス	2,003	4,774	3,176
千葉興業銀行	600	385	202
ほくほくフィナンシャルグループ	599	1,493	1,382
西日本シティ銀行	350	861	850
東日本銀行	200	328	190
岐阜銀行	120	105	35
琉球銀行	60	169	160
新生銀行	2,500	3,733	1,434
あおぞら銀行	2,152	3,382	824
りそなホールディングス	20,852	13,147	12,560
紀陽ホールディングス	315	392	298
豊和銀行	90	45	13

注(1) 持株会社はグループ合算の金額である。

注(2) 金融機関名は、「株式会社」を省略した名称である。

注(3) 新生銀行(日本長期信用銀行)及びあおぞら銀行(日本債券信用銀行)の株式売買契約における確保目標額は、それぞれ3493億円及び2223億円である。

注(4) 改正された金融機能強化法に基づく資本増強措置は除いている。

注(5) ほくほくフィナンシャルグループは、平成21年8月に公的資金を完済した。

表2のとおり、21年3月期では、12金融機関(21年3月末時点)のうち4金融機関は剰余金実績額が公的資金の残高を上回っているが、残りの8金融機関は下回っている。また、すべての金融機関において剰余金実績額が経営健全化計画等の剰余金計画額を下回っている。このように、公的資金の残高に対する返済原資となり得る剰余金の蓄積に影響が生じている状況となっている。

(2) リーマン・ショック以降の金融情勢の下で、金融システムの安定化のために国が講じた諸施策の実施状況

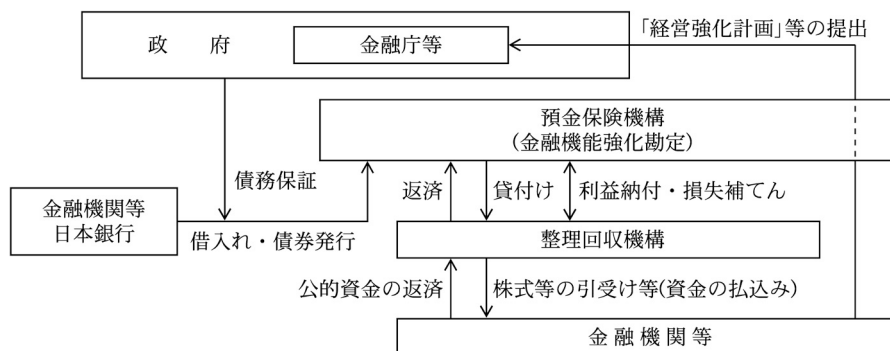
ア 改正された金融機能強化法に基づく資本増強措置の実施状況等

(ア) 資本増強措置の枠組み

リーマン・ショック以降の厳しい経済情勢の下で、多くの中小企業は資金繰りに支障を来す状況となった。中小企業に対する金融の円滑化は、金融機関の重要な役割の一つであり、金融機関に対しては適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が求められている。

そこで、国は、金融機関等を巡る情勢の変化に対応して金融機能の強化等を図るために、20年12月に金融機能強化法を改正した。これにより、24年3月末までの時限的措置として、預金保険機構が資本増強措置を実施することができるようになり、同機構は株式会社整理回収機構(以下「整理回収機構」という。)に委託して資本増強措置を実施することとした。金融機能強化法に基づく資本増強措置の枠組みは、図3のとおりとなっている。

図3 金融機能強化法に基づく資本増強措置の枠組み



(イ) 改正点の概要及び予算措置

金融機能強化法的主要改正点は、次のとおりである。

- ① 金融機関が資本増強措置を受けるための申込期限は、20年3月末までとなっていたが、この申込期限を24年3月末まで延長した。
- ② 世界的な金融市場の混乱等による外的な環境の変化が、金融機関の経営に影響を与えていることを考慮して、資本増強措置の要件として、経営責任等の明確化を一律には求めないこととした。
- ③ 中小規模事業者等に対する金融仲介機能の円滑化を図ることを目的として、経営強化計画に中小規模事業者等向け貸出比率の見込み及び同貸出残高の見込みを盛り込むこととした。
- ④ 傘下の協同組織金融機関を含めて全体として金融機能を提供している中央機関（信金中央金庫、農林中央金庫等）に対して、その発揮の促進を目的として、あらかじめ国が資本増強措置を実施することを可能とする枠組みを設けた。

また、国は、十分な政府保証枠を確保するために、21年1月に20年度第2次補正予算で政府保証枠を2兆円から12兆円に増額した。

(ウ) 資本増強措置の実施状況

サブプライム・ローン問題に端を発した世界的な金融危機が広がりを見せる中で、株式市場の混乱の影響等により20年9月期中間決算において中間純損失を計上した株式会社北洋銀行、株式会社福邦銀行及び株式会社南日本銀行は、それぞれ改正された金融機能強化法に基づく国の資本増強措置の申込みを行った。これを受けて、国は、21年3月に上記の3金融機関に対して資本増強措置の決定を行った。預金保険機構は、資本増強措置を実施するための資金を政府保証により計1210億円借り入れて、これを整理回収機構に貸し付けた。そして、整理回収機構は、この資金により同年3月31日に上記の3金融機関が発行する計1210億円の優先株式を引き受けた。当該優先株式の概要は、表3のとおりとなっている。

表3 優先株式の概要

金融機関名	北洋銀行	福邦銀行	南日本銀行
種類	優先株式	優先株式	優先株式
発行総額	1000億円	60億円	150億円
配当率	12ヶ月TIBOR+1.00% (上限8%)	24年3月31日まで1.9% それ以降は12ヶ月TIBOR +1.1%(上限8%)	12ヶ月TIBOR+1.05% (上限8%)
取得請求期間	平成25年1月1日 ～36年3月31日	23年10月1日 ～36年3月31日	24年10月1日 ～36年3月31日
一斉取得日	36年4月1日	36年4月1日	36年4月1日
金銭を対価とする取得条項の適用開始日	31年4月1日	31年4月1日	31年4月1日

- 注(1) 「取得請求期間」とは、株主が優先株式を普通株式に引き換える権利を有する期間のことである。
- 注(2) 「一斉取得日」とは、株主が取得請求期間の満了日までに優先株式を普通株式に引き換える権利を行使しなかった場合に、資本増強措置を受けた金融機関(以下「資本増強行」という。)が当該優先株式を取得して、株主はこれに代えて普通株式を取得することになる期日のことである。
- 注(3) 「金銭を対価とする取得条項」とは、普通株式の時価が優先株式を普通株式に引き換えるための価額の下限を下回っている場合において、資本増強行が、金融庁の事前承認を得て、当該優先株式の全部又は一部を、資本増強額に経過配当金相当額を加えた金額で取得できるとする条項のことである。
- 注(4) 金融機関名は、「株式会社」を省略した名称である。
- 注(5) 「TIBOR」とは、東京市場での銀行間取引における金利のことである。

上記の優先株式の引受けに当たっては、配当率はサブプライム・ローン問題が発生する以前の市場環境を前提とした平時の低い水準に設定している。また、従来資本増強行の株価が低迷することによって国民負担が生ずるような場合には公的資金の返済ができないこととなっているが、上記の優先株式では、株価が低迷している場合においても国民負担を回避しつつ公的資金を返済できる仕組みを設定している。

(エ) 改正された金融機能強化法の活用促進

前記のとおり、国は金融機能強化法の改正に伴う予算措置として、20年度第2次補正予算で政府保証枠を2兆円から12兆円に増額しており、また、金融庁は、上記のとおり、優先株式の配当率を低くすることにより資本増強行が負担する資本調達コストを抑えたり、資本増強行の株価が低迷している場合においても国民負担を回避しつつ公的資金を返済できるようにして返済しやすくしたりしている。

そして、金融庁は金融機関に対するヒアリング等において当該措置の活用の積極的な検討を要請したり、当該措置の申請に備えて優先株式を発行するための定款変更の検討を要請したりするなどしており、公的資金の投入額は21年3月末現在で3金融機関に対する計1210億円となっている。

なお、金融庁は21年9月に、新たに株式会社第三銀行(300億円)、株式会社みちのく銀行(200億円)、株式会社きらやか銀行(200億円)及び全国信用協同組合連合会(山梨県民信用組合分、450億円)に対する資本増強措置の実施を決定して、預金保険機構から資本増強業務の委託を受けた整理回収機構は、これらの4金融機関の優先株式等計1150億円を引き受けるなどしたことから、合わせて公的資金の投入額は21年

9月末現在で計2360億円となっている。このほかに、21年9月末現在で、3金融機関が資本増強措置の活用の検討に着手する旨を公表している。

イ 銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化

金融機関の自己資本比率は、経営の健全性を示す指標となっており、預金者保護のための金融庁の監督上の措置である早期是正措置^(注6)の発動基準となっているものであり、その算定に当たっては、有価証券の評価損益を自己資本に反映させることとなっている。

現下の金融情勢において、急激に有価証券の評価損が拡大すると、金融機関の財務の状況が悪化して、自己資本比率が低下することにより貸出余力が減少するおそれがあったことから、国は、金融システム安定化策として、「生活対策」において、金融機関の金融仲介機能を低下させないよう、自己資本比率規制に関する国際合意の枠組みも踏まえつつ、銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化を図ることとした。

これを踏まえて、金融庁は、国内基準行の場合は、有価証券の評価損について自己資本比率の算出項目である自己資本の基本的項目から控除しないこととするなどの弾力化の措置を、20年12月期から24年3月期までの監督上の特例措置として実施することとした。この結果、21年3月期の自己資本比率(単体ベースの全国銀行の単純合算平均)は10.7%となった。

この特例措置を適用しなかったと仮定して本院が試算^(注7)したところ、上記の単純合算平均10.7%は10.2%となり、約7割の金融機関で特例措置を適用することにより本院試算値と比べて自己資本比率が高くなっていた。

(注6) 早期是正措置 金融庁における金融機関の財務の健全性を確保するための監督手法で、自己資本比率が国内基準行の場合は4%、国際基準行の場合は8%を下回った金融機関に対して、銀行法等に基づいて業務改善命令等を発出する措置である。

(注7) 試算に当たっては、自己資本の額から控除する有価証券の評価損として、貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」の額を用いた。

4 本院の所見

(1) 公的資金未返済行を含む金融機関の財務の状況

ア 検査の状況

金融機関の財務の状況について当期純損益(全国銀行ベース)の推移をみると、ここ数年間は当期利益が生じていたが、リーマン・ショック以降の世界的な景気の後退、株式市場の低迷等の影響を受けて多額の不良債権処分損や株式等関係損失を計上したことなどにより、21年3月期には約半数の金融機関が当期損失となり財務の状況が悪化している。また、金融機関の保有する株式は以前と比べて減少しているものの、依然として一定の残高があり、株式市場が変動すると金融機関の財務に大きな影響を与える状況となっている。

改正された金融機能強化法に基づく資本増強措置を受けた金融機関を除く公的資金未返済行の21年3月期における財務の状況をみても、12金融機関(21年3月末時点)のうち6金融機関が当期損失を計上する状況となっており、公的資金の返済原資となり得る剰余金の蓄積にも影響が生じている状況となっている。そして、すべての公的資金未返済行において経営健全化計画等における当期利益の計画額を達成できず、他の金融機関と同様に株式市場等の影響を大きく受けていると推測される。

イ 所見

金融庁においては、公的資金未返済行の財務が株式市場の急激な変動等を通じて大きな影響を受けていることを考慮して、経営健全化計画等の見直しなどの際には、株式等の保有に係るリスク管理に改めて着目するなどしてその一層の充実を公的資金未返済行に対して求めるなど、公的資金の投入の趣旨を踏まえつつ適切に対処する必要があると認められる。そして、昨今の金融情勢に留意しつつ、公的資金未返済行による経営健全化計画等の着実な履行により早期に経営の健全化が図られて、公的資金が完済されるよう、引き続き公的資金未返済行に対する監督を適切に実施する必要があると認められる。

(2) リーマン・ショック以降の金融情勢の下で、金融システムの安定化のために国が講じた諸施策の実施状況

ア 検査の状況

国は、金融機関が金融仲介機能を発揮するために、金融機能強化法を改正したり、銀行等の自己資本比率規制を一部弾力化したりするなどの施策を実施している。

改正された金融機能強化法に基づく資本増強措置について、金融庁は金融機関に対するヒアリング等において当該措置の活用の積極的な検討を要請したり、当該措置の申請に備えて、優先株式を発行するための定款変更の検討を要請したりするなどしており、公的資金の投入額は21年3月末現在で3金融機関に対する計1210億円となっている。なお、21年9月には、新たに4金融機関に対する資本増強措置が計1150億円実施されて、合わせて公的資金の投入額は21年9月末現在で計2360億円となっている。このほかに、21年9月末現在で、3金融機関が資本増強措置の活用の検討に着手する旨を公表している。

イ 所見

金融庁においては、改正された金融機能強化法に基づく資本増強措置が実施された7金融機関による経営強化計画の履行状況を適切にフォローアップするとともに、引き続き金融機関に対して資本増強措置の活用の検討を呼びかけたり、金融機能強化法の趣旨を周知するなどして適時適切に金融機関が申請を行うことができる環境づくりを進めたりするなど、金融機関による金融仲介機能が円滑に発揮できるよう努める必要があると認められる。

本院としては、今後の金融機関を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、返済が行われていない公的資金の返済等の状況、リーマン・ショック以降に国が講じた金融システムの安定化のための諸施策の実施状況等について今後も引き続き検査していくこととする。

第2 都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の経理の状況について

検査対象	農林水産省、国土交通省、28 府県市
検査の対象とした経理処理	28 府県市における農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費等の支出に係る経理処理
事態の概要	不適正な経理処理等により国庫補助事業に係る事務費等が支出されていた事態 28 府県市 計 29 億 2744 万円(平成 14 年度～19 年度)
上記のうち国庫補助金相当額	14 億 7302 万円

1 検査の背景

一部の府県において、長年にわたり不適正な経理処理による資金のねん出が行われていた事態が、平成 18 年から 19 年にかけて明らかになったことなどをを受けて、本院は、19 年次に、自ら内部調査を行い不適正な経理処理があったことを明らかにしている府県を対象に、不適正経理と国庫補助金(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。)第 2 条第 1 項に規定する「補助金等」。以下「補助金等」という。)との関連等について検査して、その検査状況を平成 18 年度決算検査報告に掲記した。

本院は、19 年次の検査結果等を踏まえ、都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の経理の状況について検査をすることとして、20 年次は、12 道府県^(注1)において、会計実地検査を行った。検査の結果、12 道府県すべてにおいて、虚偽の内容の関係書類を作成するなどの不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に賃金又は旅費を支払ったりしている事態が見受けられたことから、平成 19 年度決算検査報告に不当事項及び特定検査対象に関する検査状況として掲記した。

そして、本院は、引き続き、都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の経理の状況について検査をするとともに、発生原因等についても多角的に検証を行うこととした。また、本院の検査等を踏まえ、都道府県等が自主的に行った内部調査の結果等についても、都道府県等から報告を求めその内容を確認することとした。

(注1) 12 道府県 北海道、京都府、青森、岩手、福島、栃木、群馬、長野、岐阜、愛知、和歌山、大分各県

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の経理の状況について、合規性等の観点から、国庫補助事業に係る事務費等の経理は適正に行われているか、補助金等が目的に従って適正に使用されているかに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

47 都道府県のうち、20 年次に会計実地検査を実施した 12 道府県を除いた 35 都府県^(注2)の中から、26 府県を検査の対象とした。また、財政規模等が県に匹敵する政令指定都市(以下「政令市」という。)についても、近年、その一部において内部調査により補助金等に係る不適正な経理処理が行われていたことが判明していることなどから、都道府県に加えて、

全政令市を検査することとして、本年次は、^(注3)2政令市を検査の対象とした。

これらの26府県及び2政令市(以下「28府県市」という。)において、公共事業関係の補助金等の交付額が多額になっている農林水産省及び国土交通省所管の15年度から19年度までの間(一部14年度を含む。)の国庫補助事業に係る事務費等のうち、20年次と同様に、過去に不適正な経理処理等が多く行われた需用費、賃金及び旅費を対象として、支出命令書等の書類により会計実地検査を行った。

(注2) 26府県 大阪府、秋田、山形、茨城、埼玉、千葉、富山、石川、福井、山梨、三重、滋賀、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、熊本、鹿児島、沖縄各県

(注3) 2政令市 千葉、大阪両市

3 検査の状況

28府県市を対象として、農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費等の経理について検査したところ、28府県市のすべてにおいて、20年次に検査した12道府県と同様に、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理により需用費が支払われていた事態や補助の対象外に賃金や旅費等が支払われていた事態が判明した。これらの事態については、別途第3章においても不当事項として掲記したところであるが、本院では、今回判明したこれらの不適正な経理処理等の発生部署が多岐に及び不適正金額の規模が大きいことなどから、その発生の背景や内部統制上の問題点等を検証して再発防止を図る必要があると考え、(2)において、その分析結果等の状況を記述することとした。

このほか、①都県警察の警察事務等に係る経費、②府県に対する指定統計調査等に係る事務の委託費、③政令市以外の13市に対する農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費等の経理についての検査結果を第3章に不当事項として掲記した。

(注4) 13市 旭川、北見、青森、八戸、盛岡、北上、八幡平、長野、松本、豊橋、豊田、和歌山、田辺各市

(注5) 政令市以外の13市に対する農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費等の経理についての検査結果は、28府県市に対する農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費等の経理についての検査結果と合わせて、所管別に不当事項として掲記した。

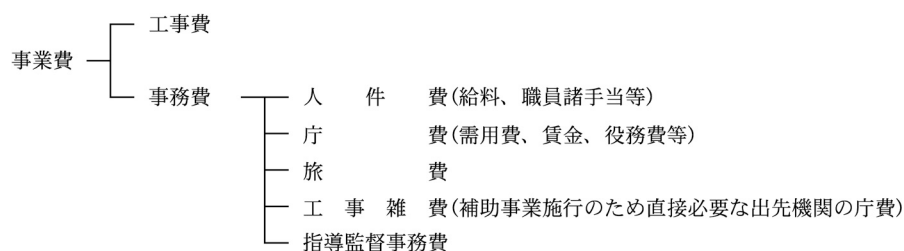
(1) 国庫補助事業に係る事務費等

ア 国庫補助事業に係る事務費等の概要

農林水産省及び国土交通省は、土地改良法(昭和24年法律第195号)、道路法(昭和27年法律第180号)等に基づき、それぞれ土地改良事業や道路整備事業等の公共事業を実施する都道府県等に対して、事業に要する経費の一部について補助金等を交付している。これらの公共事業に係る国庫補助対象事業費には、工事費のほか事業を実施するために必要な事務費が含まれており、その内訳はおおむね次のとおりとなっている。

すなわち、事務費は、国庫補助事業に直接従事する都道府県等職員の人件費(給料、職員手当等)のほか、国庫補助事業の実施のために直接必要な物品の購入等に係る需用費、国庫補助事業の事務補助等に従事した臨時職員に支払う賃金、職員が国庫補助事業に係る用務で出張した場合に支払う旅費等から構成されている(図1参照)。

図1 事務費の構成(国土交通省の例)



また、農林水産省所管の国庫補助事業には非公共事業も多く、これらの事業費にも需用費、賃金、旅費等が補助対象経費として含まれている(以下、非公共事業における需用費等の経費と上記の国庫補助事業に係る事務費を合わせて「国庫補助事務費等」という。)

イ 事務費等の額

28府県市における15年度から19年度までの間の農林水産省及び国土交通省所管の補助金等を含む需用費、賃金及び旅費の執行額の推移は、表1のとおりとなっている。

表1 28府県市における需用費、賃金及び旅費の年度別執行額の状況 (単位：千円)

区分	所管	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
需用費	農林水産省	23,168,578	22,555,371	21,080,827	19,804,856	18,650,309	105,259,941
	国土交通省	33,903,986	34,559,738	33,713,698	32,289,609	33,213,492	167,680,523
賃金	農林水産省	8,067,859	7,634,667	6,705,243	6,125,126	5,564,525	34,097,420
	国土交通省	6,059,151	5,674,050	5,118,305	4,653,786	4,305,772	25,811,064
旅費	農林水産省	6,868,104	6,196,593	5,275,920	4,761,999	4,318,022	27,420,638
	国土交通省	4,048,149	3,709,042	3,090,825	2,733,464	2,543,015	16,124,495

注(1) 農林水産省所管分は、府県市の支出科目のうち農林水産省所管の国庫補助金が含まれている「(款)農林水産業費」を、国土交通省所管分は、府県市の支出科目のうち国土交通省所管の国庫補助金が含まれている「(款)土木費」をそれぞれ対象として、これらの中の需用費、賃金及び旅費の決算額を集計した。

注(2) 府県市単独事業に係る金額を含む。

注(3) 平成15年度の執行額には福岡県分が含まれていない。

公共事業全体が減少傾向となっている近年、国庫補助事務費等に係る補助金等の交付額は主にその事業費の額に応じて算出されるため、同様にその額は減少傾向となっている。

(2) 28府県市に対する検査結果

28府県市が14年度から19年度までの間に農林水産省及び国土交通省から交付を受けて執行した国庫補助事務費等について検査したところ、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に需用費、賃金又は旅費を支払ったりしていたものが、表2のとおり、28府県市において計29億2744万余円(国庫補助金相当額14億7302万余円)見受けられた(前掲不当事項319ページ及び459ページ参照)。

このように、会計実地検査を行った28府県市において多数の不適正な経理処理等による支出が見受けられたことから、態様ごとに事態の内容や発生原因等について分析を行った。

表2 28府県市における国庫補助事務費等に係る不適正経理等の状況

(単位：千円)

府県市名	所 管	需 用 費	賃 金	旅 費	計
		不適正な経理処理 及び補助の対象外	補助の対象外	補助の対象外	
秋 田 県	農林水産省	664	2,626	9,314	12,606
	国土交通省	140	2,712	2,536	5,388
	計	805	5,339	11,850	17,995
山 形 県	農林水産省	3,049	—	5,831	8,880
	国土交通省	8,678	12,951	13,860	35,491
	計	11,728	12,951	19,691	44,371
茨 城 県	農林水産省	20,886	16,275	10,389	47,551
	国土交通省	45,750	12,177	8,594	66,522
	計	66,636	28,452	18,984	114,073
埼 玉 県	農林水産省	1,793	2,743	3,256	7,793
	国土交通省	1,220	3,367	3,466	8,054
	計	3,013	6,111	6,722	15,847
千 葉 県	農林水産省	164,543	559	3,479	168,581
	国土交通省	220,247	244	2,290	222,782
	計	384,791	803	5,769	391,364
富 山 県	農林水産省	8,819	3,653	4,570	17,043
	国土交通省	3,916	290	846	5,053
	計	12,736	3,944	5,416	22,097
石 川 県	農林水産省	33,633	14,544	7,985	56,163
	国土交通省	21,837	29,340	18,990	70,168
	計	55,470	43,884	26,976	126,332
福 井 県	農林水産省	31,279	924	978	33,182
	国土交通省	18,330	24,264	5,381	47,976
	計	49,609	25,189	6,359	81,158
山 梨 県	農林水産省	3,170	294	3,421	6,885
	国土交通省	653	2,456	3,595	6,706
	計	3,823	2,751	7,017	13,592
三 重 県	農林水産省	8,872	17,213	17,053	43,139
	国土交通省	2,014	14,822	19,322	36,159
	計	10,886	32,035	36,375	79,298
滋 賀 県	農林水産省	1,863	46	10,422	12,333
	国土交通省	298	—	8,418	8,716
	計	2,162	46	18,840	21,049
大 阪 府	農林水産省	—	1,491	856	2,348
	国土交通省	173	1,406	13,371	14,951
	計	173	2,898	14,227	17,299
奈 良 県	農林水産省	10,518	—	3,849	14,367
	国土交通省	973	16,392	5,370	22,736
	計	11,491	16,392	9,220	37,103
鳥 取 県	農林水産省	1,042	237	344	1,623
	国土交通省	5,774	1,650	2,075	9,500
	計	6,816	1,887	2,419	11,124
島 根 県	農林水産省	9,102	844	3,956	13,902
	国土交通省	23,502	7,560	6,737	37,800
	計	32,604	8,404	10,694	51,703
岡 山 県	農林水産省	6,518	37,085	3,571	47,175
	国土交通省	1,716	15,489	3,292	20,498
	計	8,234	52,574	6,864	67,673
広 島 県	農林水産省	1,002	1,034	10,308	12,345
	国土交通省	1,376	10,885	6,252	18,514
	計	2,379	11,920	16,560	30,860

(単位：千円)

府県市名	所 管	需 用 費	賃 金	旅 費	計
		不適正な経理処理 及び補助の対象外	補助の対象外	補助の対象外	
山 口 県	農林水産省	1,487	183	2,188	3,859
	国土交通省	3,777	10,734	4,346	18,858
	計	5,265	10,917	6,535	22,718
徳 島 県	農林水産省	7,438	—	2,152	9,591
	国土交通省	2,440	2,476	804	5,721
	計	9,878	2,476	2,957	15,312
香 川 県	農林水産省	200	—	243	443
	国土交通省	796	1,280	1,562	3,639
	計	997	1,280	1,805	4,083
愛 媛 県	農林水産省	6,463	8,657	15,075	30,197
	国土交通省	17,848	7,477	921	26,247
	計	24,312	16,135	15,997	56,444
高 知 県	農林水産省	12	10	5,097	5,120
	国土交通省	—	892	13,312	14,204
	計	12	903	18,409	19,325
福 岡 県	農林水産省	1,996	106	7,208	9,311
	国土交通省	37	1,703	13,003	14,745
	計	2,034	1,810	20,211	24,057
熊 本 県	農林水産省	8,848	5,804	17,512	32,164
	国土交通省	15,726	5,132	9,357	30,217
	計	24,574	10,937	26,870	62,381
鹿 児 島 県	農林水産省	3,243	160	10,922	14,325
	国土交通省	226	237	4,087	4,550
	計	3,469	397	15,009	18,876
沖 縄 県	農林水産省	13,173	14,725	5,803	33,701
	国土交通省	28,993	20,362	15,588	64,944
	計	42,166	35,087	21,391	98,645
千 葉 市	農林水産省	8	—	—	8
	国土交通省	5,169	185	108	5,463
	計	5,177	185	108	5,471
大 阪 市	農林水産省	44	—	—	44
	国土交通省	110	1,946	660	2,718
	計	155	1,946	660	2,762
合 計	農林水産省	(816,458) 349,676	(267,313) 129,223	(345,998) 165,794	(1,429,770) 644,694
	国土交通省	(793,885) 431,732	(383,556) 208,443	(320,229) 188,155	(1,497,672) 828,330
	計	(1,610,344) 781,408	(650,869) 337,666	(666,228) 353,949	(2,927,442) 1,473,025

(注) 金額は国庫補助金相当額である。ただし、「合計」欄の()書きは、不適正な経理処理等により支出された国庫補助事務費等の額である。

ア 需用費の支払

28府県市は、物品の購入等に当たり、業者から見積書を徴するなどして契約業者を決定して、支出負担行為を行って契約した物品が納入されたことを確認(以下「検収」という。)した上で、業者からの請求に基づき購入代金を支払うこととしている。

(ア) 不適正な経理処理等の態様

物品の購入等に係る需用費の支払について検査したところ、28府県市において、次のとおり、14年度から19年度までの間に、不適正な経理処理を行って需用費を支

払ったり、補助の対象とならない用途に需用費を支払ったりしていたものが計1,610,344,888円(国庫補助金相当額781,408,812円)見受けられた。

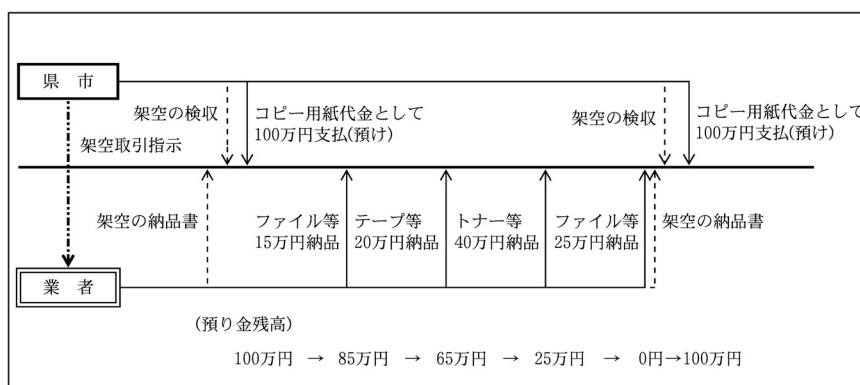
需用費の支払に係る事態の態様として、次のとおり、不適正な経理処理によるものを①から⑤までに分類し、補助の対象外を⑥とした。

① 預け金

業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させるなどしていたもの

11 県市、支払額 784,714,091 円(国庫補助金相当額 396,578,940 円)

<概念図 ①>



預け金の事態が確認された11県市における年度別の状況は、表3のとおりであり、14年度から19年度までの間に、不適正な経理処理により計784,714,091円が支払われ、業者に預け金として保有されていた。そして、うち4県では会計実地検査時においても計350,617,443円が業者に保有されたままとなっていた。なお、これらの中には県の単独事業に係る支払金も含まれている。

表3 11 県市の年度別預け金の状況

(単位：千円)

年度 県市名	平成 14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計	預け金 残高
茨 城 県	5,000	12,203	5,919	5,938	1,427	706	31,194	—
千 葉 県	—	86,158	99,949	182,760	167,962	119,165	655,996	332,062
石 川 県	—	657	1,765	917	176	251	3,768	—
福 井 県	—	4,476	3,777	9,933	5,396	5,487	29,071	5,906
島 根 県	—	370	829	1,546	—	—	2,746	—
徳 島 県	—	425	—	—	—	—	425	—
愛 媛 県	—	3,777	754	3,019	1,386	475	9,413	9,430
熊 本 県	—	1,083	298	853	—	—	2,235	—
沖 縄 県	—	9,707	11,370	11,909	6,954	9,793	49,735	3,218
千 葉 市	—	27	—	70	—	—	97	—
大 阪 市	—	—	29	—	—	—	29	—
合 計	5,000	118,887	124,694	216,948	183,303	135,879	784,714	350,617

注(1) 金額は農林水産省及び国土交通省の国庫補助事務費等の合計である。

注(2) 「預け金残高」は、会計実地検査時において、業者に保有されたままとなっていた預け金の額である。

<事例>

千葉県は、表3のとおり、検査対象とした直近の年度の平成19年度に至るまで、多数の部署(本庁25課、出先機関53か所)において、業者に架空取引を指示するなどして多額の需用費を支払い、これを業者に預け金として保有させ、後日、契約した物品とは異なる物品を納入させるなどしていた。

このうち、本庁県土整備部(2課)、管下の8地域整備センター等では、20年4月までに、預け金から現金で488万円を返金させたり、収入印紙等の金券1586万余円(うち1294万余円を換金)を納入させたりして、これらを別途に経理して職員の夜食代等業務の目的外の用途に使用するなどしていた。

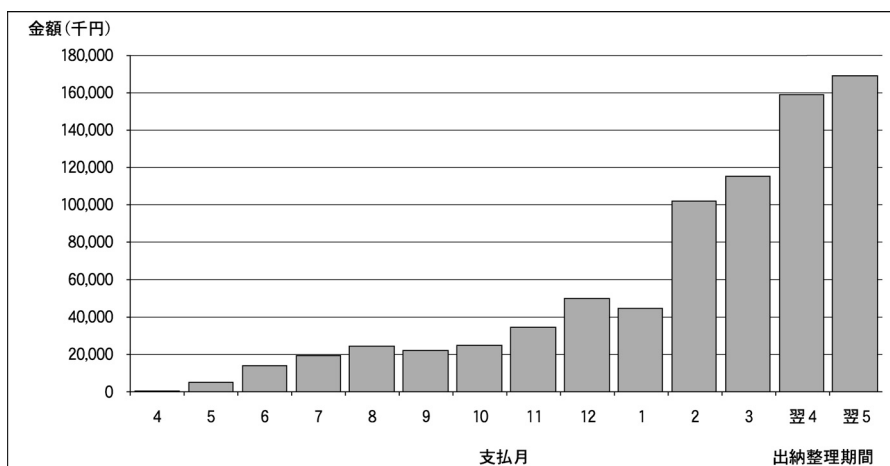
このほか、本庁農林水産部(1課)、同県土整備部(1課)、管下の3農林振興センター等では、19年8月までに、預け金により図書カード、収入印紙等の金券計601万余円を業者に納入させているが、うち551万余円分についてはその使途が不明となっている。

さらに、本庁農林水産部(13課)、同県土整備部(13課)、管下の55地域整備センター等は、21年6月までに、預け金によりノートパソコン等の備品2億8432万余円分を業者に納入させているが、うち4013万余円分については、職員が自宅に持ち帰って私的に使用したり、所在が不明となったりしている。

なお、上記の預け金には、千葉県の単独事業に係る支払金も含まれているため、これらの目的外使用等に補助金等が利用されたかは明確となっていない。

また、預け金の事態が確認された11県市において、需用費が預け金として支払われた時期を月別にみたところ、図2のとおり、年度末の2月、3月及び出納整理期間である翌年度の4月、5月に集中しており、これらが主に需用費の予算消化を目的として行われたことをうかがわせる状況となっている。

図2 11 県市において預け金として支払われた需用費の月別の状況

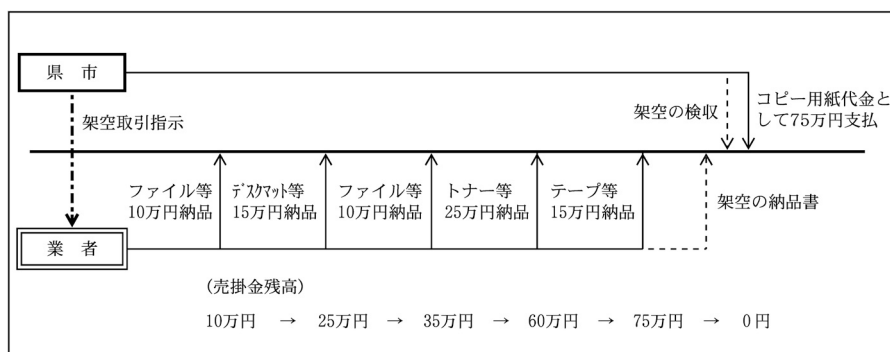


② 一括払

支出負担行為等の正規の経理処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させて、これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を一括して支払うなどしていたもの

13 県市、支払額 249,112,219 円(国庫補助金相当額 118,299,670 円)

<概念図 ②>

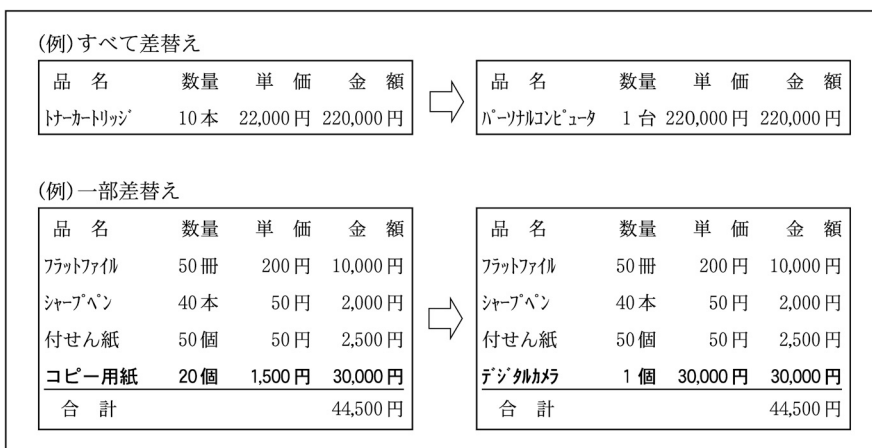


③ 差替え

業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたもの

22 県市、支払額 127,184,139 円(国庫補助金相当額 54,594,890 円)

<概念図③>



差替えの事態が確認された 22 県市における年度別の支払等の状況は、表 4 のとおりであり、契約した消耗品の代わりに別の消耗品を納入させている県市が多くみられるが、中には消耗品ではなく、予算上、需用費では購入できない備品に差し替えて納入させているものも見受けられる。

表 4 22 県市の差替えの状況

(単位：千円)

区 分	平成	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	合計
茨 城 県		1,529	2,741	1,343	1,295	1,279	2,403	10,593
消耗品→備品		866	661	252	748	876	389	3,794 (35.8%)
消耗品→他の消耗品等		662	2,079	1,091	546	403	2,014	6,798 (64.2%)
千 葉 県		—	2,476	5,790	7,960	7,791	9,148	33,167
消耗品→備品		—	1,548	1,054	4,091	4,412	2,263	13,370 (40.3%)
消耗品→他の消耗品等		—	928	4,735	3,868	3,379	6,885	19,797 (59.7%)
愛 媛 県		—	2,684	3,893	2,098	1,579	1,016	11,273
消耗品→備品		—	697	1,715	558	349	578	3,898 (34.6%)
消耗品→他の消耗品等		—	1,987	2,178	1,540	1,230	438	7,374 (65.4%)
熊 本 県		43	3,439	6,460	1,129	1,120	2,372	14,565
消耗品→備品		—	2,413	3,821	559	683	885	8,363 (57.4%)
消耗品→他の消耗品等		43	1,025	2,639	570	436	1,486	6,201 (42.6%)
千 葉 市		—	2,804	2,560	1,459	1,759	2,204	10,788
消耗品→備品		—	1,644	892	152	752	810	4,252 (39.4%)
消耗品→他の消耗品等		—	1,159	1,668	1,307	1,007	1,393	6,536 (60.6%)
その他の県		2,736	8,471	8,425	8,557	11,955	6,648	46,795
消耗品→備品		2,339	3,651	3,722	3,263	2,707	981	16,665 (35.6%)
消耗品→他の消耗品等		397	4,820	4,703	5,294	9,248	5,666	30,130 (64.4%)
合 計		4,309	22,616	28,473	22,502	25,486	23,794	127,184
消耗品→備品		3,205	10,616	11,457	9,374	9,781	5,909	50,344 (39.6%)
消耗品→他の消耗品等		1,104	12,000	17,016	13,127	15,705	17,885	76,839 (60.4%)

注(1) 金額は農林水産省及び国土交通省の国庫補助事務費等の合計である。

注(2) 差替えの合計額が 1000 万円未満の県については「その他の県」にまとめた。

<事例>

熊本県では、複数の部署(本庁 22 課室、出先機関 12 か所)において多額の差替えを行っており、特に消耗品を購入することとして、実際は備品に差し替えて納入させていた事態が多く見受けられた。

このうち、本庁農林水産部(2 課)、同土木部(4 課)及び 6 地域振興局では、平成 15 年度から 19 年度までの間に、デジタルカメラやパーソナルコンピュータなどの備品計 779 万余円に差し替えて納入させているが、うち 115 万余円分については職員が自宅で保管するなどしたり、7 万余円分についてはその所在が不明となったりしていた。

さらに、本庁農林水産部(5 課)、同土木部(2 課)及び管下の 4 地域振興局では、15 年度から 19 年度までの間に、CD/MD コンポ、焼酎、地球儀、バット等業務で使用しない物品計 67 万余円を納入させていた。

④ 翌年度納入

物品が翌年度以降に納入されているのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

27 府県市、支払額 385,003,062 円(国庫補助金相当額 180,555,155 円)

⑤ 前年度納入

物品が前年度以前に納入されているのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

28 府県市、支払額 49,270,275 円(国庫補助金相当額 23,022,646 円)

⑥ 補助の対象外

職員録等国庫補助事業の施行とは直接関係のない物品や国庫補助事業を実施していない部署が使用する物品の購入代金等を需用費から支払っていたもの

10 県市、支払額 15,061,102 円(国庫補助金相当額 8,357,511 円)

これらの①から⑥までの事態を府県市別、態様別に示すと表 5 のとおりである。

表5 不適正な経理処理等による需用費の支払の状況

(単位：千円)

府 県 市 名	不 適 正 な 経 理 処 理					⑥補助の対象外	計	
	①預け金	②一括払	③差替え	④翌年度納入	⑤前年度納入			
秋 田 県	—	—	—	—	80	724	805	
山 形 県	—	2	2,001	7,429	260	2,034	11,728	
茨 城 県	16,779	25,980	3,506	17,237	3,132	—	66,636	
埼 玉 県	—	—	180	2,571	261	—	3,013	
千 葉 県	318,781	35,105	11,583	18,813	507	—	384,791	
富 山 県	—	330	1,499	10,213	383	309	12,736	
石 川 県	1,851	27,283	3,999	21,109	1,227	—	55,470	
福 井 県	14,887	16,034	2,077	15,212	1,397	—	49,609	
山 梨 県	—	—	139	2,771	111	801	3,823	
三 重 県	—	—	—	10,201	685	—	10,886	
滋 賀 県	—	—	183	1,414	563	—	2,162	
大 阪 府	—	—	—	24	148	—	173	
奈 良 県	—	152	926	10,332	79	—	11,491	
鳥 取 県	—	—	2,669	805	3,341	—	6,816	
島 根 県	1,557	767	263	29,078	937	—	32,604	
岡 山 県	—	144	1,964	5,322	803	—	8,234	
広 島 県	—	—	1,005	1,344	29	—	2,379	
山 口 県	—	—	653	2,058	280	2,272	5,265	
徳 島 県	104	—	4,066	5,186	521	—	9,878	
香 川 県	—	—	—	967	29	—	997	
愛 媛 県	5,618	3,929	5,596	4,687	4,479	—	24,312	
高 知 県	—	—	—	2	6	3	12	
福 岡 県	—	—	107	317	1,608	—	2,034	
熊 本 県	1,376	8,228	8,013	5,719	1,081	155	24,574	
鹿 児 島 県	—	—	29	3,298	141	—	3,469	
沖 縄 県	35,575	—	453	3,499	681	1,957	42,166	
千 葉 市	31	312	3,671	930	229	1	5,177	
大 阪 市	14	29	—	3	9	97	155	
合計	平成 14 年度	2,596	9,395	1,698	4,670	273	—	18,633
	15 年度	57,962	21,411	9,492	32,665	6,341	1,408	129,282
	16 年度	62,561	23,750	12,754	32,502	4,611	2,464	138,645
	17 年度	110,659	27,382	9,602	42,198	3,688	1,382	194,913
	18 年度	93,284	19,224	10,496	39,320	4,499	702	167,527
	19 年度	69,513	17,136	10,550	29,196	3,608	2,399	132,405
	計	(784,714) 396,578	(249,112) 118,299	(127,184) 54,594	(385,003) 180,555	(49,270) 23,022	(15,061) 8,357	(1,610,344) 781,408

(注) 金額は農林水産省及び国土交通省の国庫補助金相当額の合計である。ただし、「合計」の「計」欄の()書きは、不適正な経理処理等により支出された国庫補助事務費等の額である。

(イ) 事態の発生の背景

需用費の支払について前記①から⑤までの不適正な経理処理を行っていたことについて、各府県市では、その主な理由を表6のとおりとしている。

表6 不適正な経理処理を行っていた主な理由

態 様	主 な 理 由
① 預 け 金	予算は使い切らなければならないという意識から、国庫補助事務費等に返還金が生じないように経理処理を行っていた。
② 一 括 払	随時、納入された物品に対して、事務手続の省力化を図るために、その都度経理処理を行うことなく、後日、一括して支払っていた。
③ 差 替 え	備品購入費の予算が不足していたことから、消耗品を購入したこととして備品を納入させていた。
④ 翌年度納入	予算を全額執行するため、年度末に発注が集中し、納入が翌年度になったものについても現年度予算で処理した。
⑤ 前年度納入	予算の執行計画の管理が不十分だったため、当該年度の予算が不足し、翌年度の予算で支払っていた。

事態の発生原因としては、上記のとおり、公金の取扱いの重要性に対する認識が欠如していたこと、次の(ウ)及び(エ)のとおり職員の会計規則等の遵守に対する意識が希薄だったこと及び見積書の提出依頼から検収までの一連の会計事務を同一の係の者に行わせているなど内部統制が機能していなかったことが挙げられる。

(ウ) 会計規則等に反した取扱いの状況

熊本県では、同県の用品調達規則により、1品目当たりの金額が所定の金額(本庁は3万円、出先機関は20万円)を超える物品を購入する場合には、図3のとおり、特定の調達部門が調達要求元からの購入依頼を受けて業者に発注することとなっている。一方、1品目当たりの金額が上記の所定の金額を超えない物品を購入する場合には、図4のとおり、調達要求元の各課室等が直接業者に発注ができることとなっている。

しかし、同県の調達要求元の各課室等は、特定の調達部門を通して発注する方法では手続が煩雑になることや時間を要することなどから、特定の調達部門を通さずに各課で直接業者に発注できるようにするため、1品目当たりの金額が所定の金額を超えないようにした請求書等を業者から提出させるなど用品調達規則に反した経理処理を行い需用費を支払っていた。

図3 1品目当たりの金額が所定の金額を超える物品を購入する場合

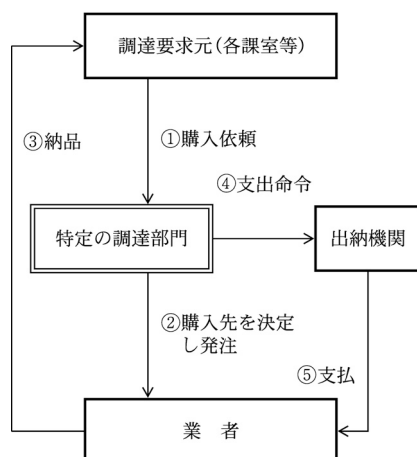
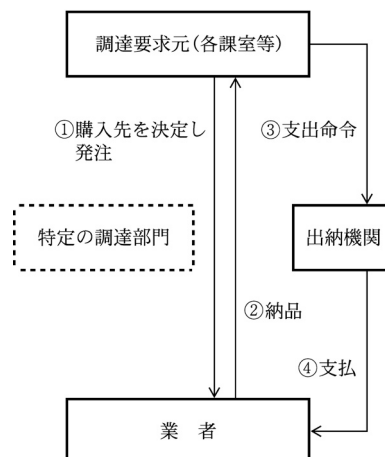


図4 1品目当たりの金額が所定の金額を超えない物品を購入する場合



(エ) 内部統制における問題点

①預け金、②一括払及び③差替えについては、業者に架空取引を行わせるなどして契約した物品が納入されていないのに関係書類上は納入されたこととして経理処理していた。また、④翌年度納入及び⑤前年度納入については、現年度には物品が納入されていないのに納入されたこととして関係書類に虚偽の日付を検収日として記載していたものである。

これらの事態については、契約事務と検収事務を別の係の者が行うなど職務の分担による相互牽制が十分に機能していれば不適正な経理処理を継続して行うことは困難であったと考えられることから、各府県市における会計事務手続の状況について調査して、その内容を比較検証することとした。

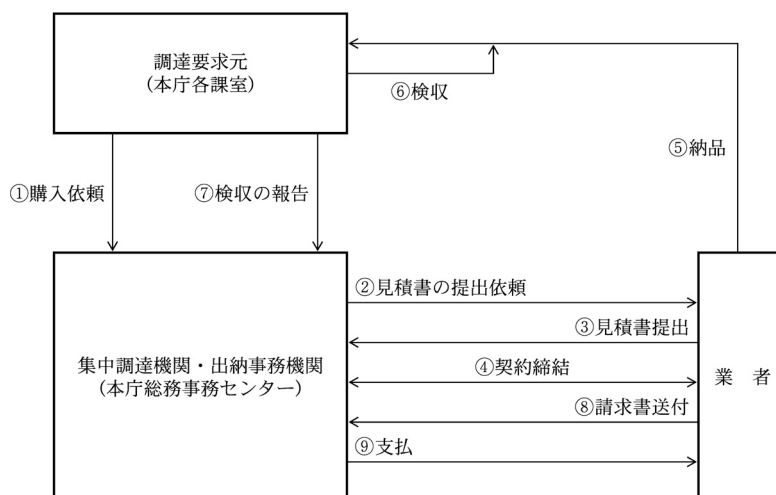
a 不適正な経理処理の多寡による会計事務手続の比較

28府県市に対する会計実地検査の結果、表5のとおり、不適正な経理処理の事態が比較的少なかった県があった一方、預け金等の不適正な経理処理の事態が多数見受けられた県もあったことから、これらの県の会計事務手続について具体例で比較検証したところ、次のような状況となっていた。

(a) 不適正な経理処理がほとんど見受けられなかった県における会計事務手続

本院が会計実地検査を行った範囲において、不適正な経理処理による需用費の支払の事態がほとんど見受けられなかったものとして秋田県がある。同県の本庁における物品購入等の多くは集中調達により行われており、その会計事務手続は、図5のとおり、集中調達機関である本庁総務事務センターが、見積書の提出依頼、契約等を行い、調達要求元の各課室は本庁総務事務センターへの購入依頼、検収のみを行うこととなっている。

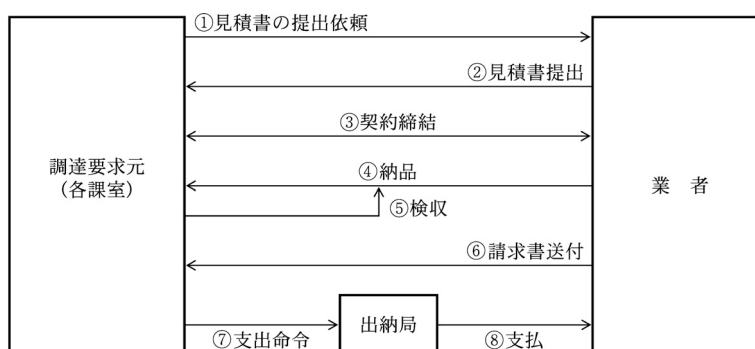
図5 秋田県の本庁における物品購入に係る会計事務手続



(b) 不適正な経理処理が多数の部署で見受けられた県における会計事務手続

千葉県では、業者と架空取引を行い、多額の資金を業者に保有させるなどしていた。同県における通常の物品調達に係る会計事務手続(本庁が配布する共通物品等を除く。)は、図6のとおりであり、調達要求元の各課室が見積書の提出依頼、契約、検収等の一連の会計事務手続を行い、会計機関である出納局は調達要求元からの支出命令により支払のみを行うこととなっていた。

図6 千葉県における通常の物品購入に係る会計事務手続



前記のように、秋田県においては、調達要求元である各課室は、原則として業者に直接発注ができないこととなっている。また、契約事務は総務事務センターが、検収事務は調達要求元の各課室が行っていて、それぞれを行う部署が明確に分かれており、職務の分担による相互牽制が機能することになっている。

これに対して、千葉県においては、調達要求元である各課室が見積書の提出依頼、契約、検収に至るまでの一連の会計事務を行っており、相互牽制が全く機能していなかった。

b 契約事務と検収事務の兼務等の状況

上記のことから、28府県市における契約事務と検収事務の兼務の状況についてみたところ、表7のとおり、13県において、実務上契約事務と検収事務を兼務している場合が多くなっていた。さらに、うち9県では検収事務を行う検査職員の指定について県の財務規則や事務分掌等で明らかになっておらず、責任の所在が不明確となっており、職務の分担における相互牽制が機能しにくい状況となっていた。

表7 28府県市における契約事務と検収事務の兼務の状況

・契約事務と検収事務の兼務の状況		・検査職員の指定の状況	
契約事務と検収事務を兼務している	13県	財務規則等では不明確	9県
契約事務と検収事務は別の者が行っている	15府県市	財務規則等で規定されている	4県
合計	28府県市		

c 本庁と出先機関における会計事務手続の比較

28府県市における不適正な経理処理の状況を本庁と出先機関に分けて態様別に集計したところ、表8のとおり、本庁と比較して出先機関の方が不適正な経理処理が多く行われていた。

出先機関では、見積書の提出依頼、契約、検収に至るまでの一連の会計事務手続が、同一の部署(係)において行われていることが多く、職務の分担による相互牽制が機能しにくい状況となっていた。

また、出先機関の中でも、特に農林事務所、土木事務所等の単独の機関の方が、それらを統合して組織された振興局よりも、上記のような傾向が多くみられた。

表8 本庁・出先機関別の不適正経理の状況 (単位：千円)

区分	①預け金	②一括払	③差替え	④翌年度納入	⑤前年度納入	計
本庁	262,327	48,864	37,022	129,569	4,084	481,867(30.2%)
出先機関	522,386	200,247	90,162	255,433	45,186	1,113,416(69.8%)
振興局	12,224	22,067	27,387	50,548	20,979	133,207(8.4%)
単独事務所	510,162	178,179	62,775	204,885	24,206	980,208(61.4%)
計	784,714	249,112	127,184	385,003	49,270	1,595,283(100%)

(注) 金額は農林水産省及び国土交通省の国庫補助事務費等の合計額である。

イ 賃金の支払

臨時職員に対する賃金の支払について検査したところ、28府県市において、次の(ア)及び(イ)のとおり、14年度から19年度までの間に計650,869,649円(国庫補助金相当額337,666,982円)を補助の対象とならない用途に使用していた。

(ア) 国庫補助事業を実施していない部署に配属された臨時職員に対する賃金の支払

27府県市は、14年度から19年度までの間に、国庫補助事業を実施していない部署に配属された臨時職員に対して、国庫補助事務費等の支出科目から賃金計329,409,974円(国庫補助金相当額177,777,866円)を支払っていた。

上記の事態について、所管省庁別、27府県市の本庁・出先機関別の状況をみると、表9のとおり、国土交通省の国庫補助事業に係るものが多く、構成比でみると本庁よりも出先機関に多くみられた。

表9 (ア)の事態に係る所管省庁別、本庁・出先機関別の内訳

(単位：千円)

所管省庁名	本 庁	出先機関	合 計
農 林 水 産 省	61,185 (56.7%)	46,716 (43.3%)	107,901 (100%)
国 土 交 通 省	58,908 (26.6%)	162,599 (73.4%)	221,508 (100%)
合 計	120,094 (36.5%)	209,315 (63.5%)	329,409 (100%)

(注) 金額は国庫補助事務費等の額である。

(イ) 他の国庫補助事業に係る支出科目からの賃金の支払

24 府県は、14 年度から 19 年度までの間に、臨時職員が配属された部署が所掌する国庫補助事業とは異なる事業に係る国庫補助事務費等の支出科目から賃金計 321,459,675 円(国庫補助金相当額 159,889,116 円)を支払っていた。

上記の事態について、所管省庁別、府県市の本庁・出先機関別の状況を見ると、表 10 のとおり、省庁別に大きな差はないが、上記(ア)と同様に、本庁よりも出先機関に多くみられた。

表10 (イ)の事態に係る所管省庁別、本庁・出先機関別の内訳

(単位：千円)

所管省庁名	本 庁	出先機関	合 計
農 林 水 産 省	15,041 (9.4%)	144,370 (90.6%)	159,412 (100%)
国 土 交 通 省	9,331 (5.8%)	152,715 (94.2%)	162,047 (100%)
合 計	24,373 (7.6%)	297,085 (92.4%)	321,459 (100%)

(注) 金額は国庫補助事務費等の額である。

上記(ア)及び(イ)の事態を府県市別、態様別に示すと表 11 のとおりである。

表 11 国庫補助事業の対象とならない用途に支払われた賃金の状況

(単位：千円)

府 県 市 名	(ア)の事態	(イ)の事態	(ア)及び(イ)の合計	
秋 田 県	1,675	3,663	5,339	
山 形 県	9,081	3,870	12,951	
茨 城 県	24,279	4,173	28,452	
埼 玉 県	3,367	2,743	6,111	
千 葉 県	407	395	803	
富 山 県	39	3,904	3,944	
石 川 県	31,964	11,920	43,884	
福 井 県	11,888	13,301	25,189	
山 梨 県	1,247	1,503	2,751	
三 重 県	16,574	15,461	32,035	
滋 賀 県	46	—	46	
大 阪 府	1,436	1,461	2,898	
奈 良 県	15,014	1,378	16,392	
鳥 取 県	546	1,341	1,887	
島 根 県	851	7,553	8,404	
岡 山 県	6,762	45,811	52,574	
広 島 県	2,345	9,574	11,920	
山 口 県	—	10,917	10,917	
徳 島 県	1,806	670	2,476	
香 川 県	445	834	1,280	
愛 媛 県	8,075	8,059	16,135	
高 知 県	892	10	903	
福 岡 県	106	1,703	1,810	
熊 本 県	5,081	5,855	10,937	
鹿 児 島 県	397	—	397	
沖 縄 県	31,307	3,779	35,087	
千 葉 市	185	—	185	
大 阪 市	1,946	—	1,946	
合計	平成 14 年度	7,059	9,148	16,208
	15 年度	38,008	31,291	69,299
	16 年度	39,430	35,450	74,881
	17 年度	35,348	30,971	66,319
	18 年度	27,330	29,101	56,432
	19 年度	30,600	23,924	54,525
	計	(329,409) 177,777	(321,459) 159,889	(650,869) 337,666

(注) 金額は農林水産省及び国土交通省の国庫補助金相当額の合計である。ただし、「合計」の「計」欄の()書きは、補助の対象とならない用途に支出された国庫補助事務費等の額である。

前記(ア)及び(イ)の事態が生じた理由について、28 府県市では、国庫補助事務費等で支払える賃金の範囲を拡大解釈していたこと、補助事業の目的どおりに使用することについての認識が十分でなかったことなどとしている。

ウ 旅費の支払

職員の旅費の支払について検査したところ、28 府県市すべてにおいて、14 年度から19 年度までの間に計 666,228,266 円(国庫補助金相当額 353,949,825 円)を補助の対象とならない用途に使用していた。

上記の事態を用務内容別に分類すると次のとおりである。

- ①辞令交付、あいさつ回り、人事異動に伴う事務引継等
- ②府県市単独事業に係るしゅん工検査、用地交渉等
- ③府県市のイベント事業等への参加
- ④起工式、開通式等記念式典への出席
- ⑤部長等の管内視察及びその随行
- ⑥各種協議会・期成同盟会等任意団体の総会、決起集会への参加
- ⑦新採用職員研修等国庫補助事業に関係しない研修等への出席
- ⑧外部団体が主催するセミナー等のうち国庫補助事業に直接関係しない研修等への出席
- ⑨その他国庫補助事業と直接の関連性が認められない出張

上記の事態を、府県市別、用務内容別に示すと表 12 のとおりである。

表 12 国庫補助事業の対象とならない用務で出張した職員に対する旅費の支払状況 (単位：千円)

用務内容 府県市名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
秋 田 県	1,127	745	1,179	262	235	557	584	3,938	3,220	11,850
山 形 県	867	3,541	298	185	286	2,279	511	2,770	8,951	19,691
茨 城 県	1,327	1,779	2,068	1,062	752	3,264	2,615	4,678	1,434	18,984
埼 玉 県	780	2,018	1,292	249	432	415	260	588	684	6,722
千 葉 県	347	2,615	186	49	11	47	1,906	117	488	5,769
富 山 県	152	0	287	158	77	361	173	3,581	623	5,416
石 川 県	2,331	1,970	4,555	543	1,362	6,649	1,506	3,060	4,996	26,976
福 井 県	209	272	105	27	0	2,261	111	1,077	2,292	6,359
山 梨 県	467	1,156	909	161	239	923	640	1,622	896	7,017
三 重 県	1,462	12,143	832	214	293	3,036	2,105	5,895	10,390	36,375
滋 賀 県	2,911	3,406	4,668	442	333	1,019	1,687	2,963	1,408	18,840
大 阪 府	250	1,454	289	32	8	1,306	702	965	9,218	14,227
奈 良 県	489	967	647	360	272	927	3,924	1,301	329	9,220
鳥 取 県	449	104	16	7	86	654	226	705	170	2,419
島 根 県	351	295	46	225	90	2,434	206	4,482	2,561	10,694
岡 山 県	20	384	247	145	193	1,427	92	1,791	2,561	6,864
広 島 県	2,865	4,151	1,871	486	265	1,858	2,631	1,129	1,300	16,560
山 口 県	339	471	232	169	48	612	350	1,076	3,232	6,535

(単位：千円)

用務内容 府県市名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合 計
徳 島 県	136	932	40	45	0	222	760	309	508	2,957
香 川 県	95	189	—	1	81	934	209	81	212	1,805
愛 媛 県	7,117	702	384	256	210	1,308	1,380	2,116	2,520	15,997
高 知 県	1,138	284	278	188	285	4,477	1,503	2,726	7,526	18,409
福 岡 県	388	3,224	1,092	598	2,247	4,077	1,376	1,774	5,430	20,211
熊 本 県	1,118	4,896	2,712	762	1,142	2,774	2,806	5,116	5,540	26,870
鹿児島県	1,230	1,525	547	516	623	2,184	1,061	1,229	6,091	15,009
沖 縄 県	565	1,220	1,265	1,861	789	5,783	3,014	2,887	4,004	21,391
千 葉 市	4	1	54	3	10	2	4	20	5	108
大 阪 市	3	—	178	—	53	169	—	95	160	660
合 計	(57,081) 28,551	(95,317) 50,456	(54,249) 26,289	(16,041) 9,021	(19,260) 10,433	(91,066) 51,973	(63,147) 32,354	(111,722) 58,105	(158,341) 86,764	(666,228) 353,949

注(1) 金額は農林水産省及び国土交通省の国庫補助金相当額の合計である。ただし、「合計」欄の()書きは、補助の対象とならない用途に支出された国庫補助事務費等の額である。

注(2) 表中の①から⑨は、前ページで分類した①から⑨の用務内容である。

このような事態が生じた理由について、28 府県市は、国庫補助対象事務費等で執行できる旅費の範囲を拡大して解釈していたこと、出張の用務内容を正確に把握しないまま旅費を支払ったことなどとしている。

エ 内部調査の実施状況

今年次、会計実地検査を実施した 28 府県市の中には、昨年の本院の検査結果を踏まえ、同様の観点で事務費等に係る内部調査を実施している府県市もある。28 府県市における 21 年 5 月末現在の内部調査の実施状況は、表 13 のとおりであり、内部調査を終えたのは 12 府県市、実施中は 10 県、未実施は 6 県市となっている。

そして、内部調査を終えた 12 府県市からの報告によれば、不適正な経理処理等により支払われた金額は計 8 億 8079 万余円、うち国庫補助金相当額は計 1 億 6286 万余円(算定中のものは除く。)となっている。

上記の 12 府県市が実施した内部調査は、本院が実施した会計実地検査とは調査の対象、方法等が一致しないものがあるため、本院の会計実地検査により内部調査とは別の不適正な経理処理が判明したものもある(本院の検査結果と内部調査の結果との関係については、後掲(4)参照)。

(注 6) 21 年 5 月末現在の内部調査の実施状況 本院では、平成 20 年次の検査において、20 年 4 月末までの都道府県市の内部調査の実施状況を把握しているが、今年次においては、20 年 5 月以降 21 年 5 月末までの実施状況を都道府県市から関係資料の提出を求めて確認した。以下同じ。

表 13 28 府県市のうち内部調査を終えた 12 府県市の状況(平成 21 年 5 月末現在) (単位：千円)

府県市名	調査期間	調査対象			調査結果		
		部 局	項目	年 度	不適正金額等	国庫補助金等相当額	
秋 田 県	平成20年 10月～21年 3月	農林水産省及び国土 交通省の補助事業の 所管部局	需用費 賃 金 旅 費	平成 18	21	農林水産省	算定中
						国土交通省	算定中
埼 玉 県	20年10月～ 12月	知事部局	需用費 賃 金 旅 費	15～19	61,886	農林水産省	9,266
						国土交通省	25,323
						総 務 省	959
						法 務 省	2,182
						文部科学省	20
						厚生労働省	916
						経済産業省	396
						(計)	39,065
三 重 県	20年10月～ 12月	企業会計を除く全部 局	需用費 賃 金 旅 費	19	48,185	農林水産省	算定中
						国土交通省	算定中
						総 務 省	70
						文部科学省	286
						厚生労働省	算定中
						防 衛 省	317
						(計)	674
大 阪 府	20年11月～ 21年 1 月	本庁 147 所属、出先 249 所属	需用費 賃 金 旅 費 その他	15～19	92,582	農林水産省	5,771
						国土交通省	22,769
						総 務 省	1,181
						文部科学省	74
						厚生労働省	43,972
						経済産業省	3,050
						環 境 省	414
						(計)	77,234
奈 良 県	20年11月～ 21年 3 月	警察本部を除く知事 部局ほか	需用費 賃 金 旅 費	15～20	158,047	農林水産省	算定中
						国土交通省	算定中
						総 務 省	6,943
						文部科学省	164
						厚生労働省	算定中
						経済産業省	678
						環 境 省	430
						(計)	8,216
山 口 県	20年11月～ 12月	本 庁 4 所 属、出先 26 所属	需用費 旅 費	19	—		—
徳 島 県	20年10月～ 21年 2 月	知事部局、教育委員 会	需用費 賃 金 旅 費	19	11,700	農林水産省	算定中
						国土交通省	算定中
						厚生労働省	算定中
香 川 県	20年11月～ 12月	全部局	需用費	15～20	1,796 (全額県単費)		—

(単位：千円)

府県市名	調査期間	調査対象			調査結果		
		部 局	項目	年 度	不適正金額等	国庫補助金等相当額	
熊 本 県	20年12月～ 21年3月	知事部局、教育委員会、警察本部等	需用費	15～20	101,113		
鹿 児 島 県	20年10月～ 12月	農林水産省及び国土交通省の補助事業の所管部局	需用費 賃 金 旅 費	19 (20年3 月分)	806	農林水産省	344
						国土交通省	136
						(計)	480
沖 縄 県	20年11月～ 21年4月	県庁内全部局	需用費 賃 金 旅 費	15～19	27,777	農林水産省	9,461
				19		国土交通省	9,754
				19		厚生労働省	176
						環 境 省	417
						(計)	19,810
大 阪 市	20年2月～ 9月	全部局	すべての の経費	9～19	376,876	農林水産省	153
						総 務 省	14,967
						文部科学省	4
						厚生労働省	1,668
						経済産業省	587
	(計)	17,381					
合 計					880,794		162,863

注(1) 山形、茨城、千葉、富山、石川、福井、滋賀、岡山、愛媛、高知各県は内部調査実施中

注(2) 山梨、鳥取、島根、広島、福岡各県及び千葉市は内部調査未実施

なお、千葉県では、知事部局全所属、行政委員会等が15年度から19年度までの間に執行した需用費について、本院の検査に準拠した内部調査を行ったが、うち農林水産省及び国土交通省の補助事業を所管する農林水産部及び県土整備部等については、本院が実施した会計検査に協力・連携しながら調査を進めたものであり、本院の会計実地検査及び本院の検査上の指示の下に行われた追加調査に基づき集計した調査結果及び千葉県が独自に実施した他の知事部局等に対する調査結果を、21年9月、千葉県の内部調査の結果として公表した。

(3) 20年次に会計実地検査を行った12道府県のその後の状況

ア 補助金等の返還状況及び再発防止策の実施状況

本院が、20年次に会計実地検査を行い、平成19年度決算検査報告において、国庫補助事務費等に係る不適正な経理処理等について、不当事項として掲記した12道府県の21年7月末現在における補助金等の返還状況及び再発防止策の実施状況は表14のとおりとなっており、本院の指摘に対応する国庫補助金相当額の返還については、農林水産省及び国土交通省において既に返還済み又は返還の手続がとられている。

表 14 12 道府県における補助金等の返還状況及び再発防止策の実施状況 (平成 21 年 7 月末現在)

道府県名	補助金等の返還状況	主な再発防止策	再発防止策の実施状況
北海道	59,447 千円 国に返還済み	①職員の意識改革と資質の向上 ②予算執行の適正化 ③牽制機能の強化	①財務会計事務執行方針に国庫補助事業事務費の適正執行確保のための改善策の着実な実行を図ることを定め、各種会議・研修会等で改善策を周知徹底 ②関係省庁からの使途基準を周知徹底、国庫補助事業事務費と道単独事務費を明確にして予算配当、執行状況を定期的に調査 ③納品書の添付、納品検査員の指定方法等について、物品購入等事務取扱要領を改正するなどして周知徹底
青森県	25,002 千円 国に返還済み	①物品購入の制度・運用の見直し ②国庫補助事務費の適正な執行に係る措置 ③監視機能の強化	①検査機関の分離、物品購入の計画的執行 ②使途基準を確認し、旅費については用務欄に国庫補助事業名を記入 ③巡回指導、財務事務検査の強化
岩手県	99,806 千円 国に返還済み	①物品調達システムの見直し ②内部統制の強化 ③職員教育(意識改革)	①会計規則の運用を改正し、契約事務と検収事務の相互牽制の強化 ②出納局による物品等に係る抜き打ち検査を実施 ③会計職員等研修会を開催し、会計の基本を周知
福島県	26,112 千円 国に返還済み (国土交通省所管分は一部協議中)	①適正な予算執行について職員への周知徹底 ②審査機能・牽制機能の強化 ③財務事務検査の充実強化	①「公共事務費担当者の手引き」を策定し、説明会を開催 ②随時確認調査の実施 ③実施要領を改正し、補助金の適正支出に係る検査項目の追加
栃木県	5,240 千円 国に返還済み (国土交通省所管分は協議中)	①職員の意識改革の徹底 ②財務会計事務検査の充実 ③物品購入等に係る履行確認等の明確化	①各所属長への通知を始め様々な機会を通じた職員の意識改革の徹底。また、会計職員が自らの権限と役割を自覚するとともに的確な財務会計事務を執行するための研修の充実 ②物品検収を重点検査項目に加えるなど、厳格な検査の実施 ③財務規則等の一部改正
群馬県	5,097 千円 国に返還済み (国土交通省所管分は協議中)	①法令遵守と職員の意識改革の徹底 ②物品検査確認の徹底、納品書の添付 ③国庫補助対象となる旅費の範囲の周知徹底	①②通知を発して、周知徹底 ①②会計局審査課における指導検査体制の強化 ③旅費使途協議調書等を作成するなど旅行目的等を厳密かつ的確に判断した上で旅行命令を行い支出するよう通知を発して、周知徹底

道府県名	補助金等の返還状況	主な再発防止策	再発防止策の実施状況
長野県	51,506千円 国に返還済み	①会計規則等を遵守した予算執行の徹底 ②完了検査の強化 ③公金支出の際のチェック強化	①通知や会議での周知・徹底 ②購入起案者と給付完了検査職員とを明確に分離し、相互の牽制強化 ③給付完了検査について出納機関が実地調査
岐阜県	11,512千円 国に返還済み (国土交通省所管分は一部協議中)	19年次の再発防止に加え ①経理年度区分の徹底 ②補助事業目的にあった用途の適正化 ③財源に注意した旅費の執行	①物品の計画的な発注の徹底 ②出納審査時の雇用職員の業務内容と予算執行科目の整合性の確認 ③出張時に補助対象用務であることが、明らかになるよう内容を記載
愛知県	129,904千円 国に返還済み	①職員の意識改革 ②物品調達体制等の見直し ③予算執行等の見直し	①研修や通知を通じてコンプライアンスの徹底、公益通報制度の周知徹底 ②納品書の徴取・保存、受領印の押印、計画的な物品の購入、契約状況の確認強化、物品調達体制の拠点化、契約制度の見直し、電子調達システムを用いたオープンカウンタの利用拡大 ③年度当初の90%予算配当・配分の実施、予算執行の実績を踏まえた地方機関への定期的な予算配分の見直し、不測の事態での流用制度の活用
京都府	48,081千円 国に返還済み	①事務費の年間執行計画の策定 ②財務会計事務の指導・助言の強化 ③財務会計執行体制の強化に向けた組織体制の在り方の検討	①「年間事務費執行計画」を策定し、毎月の執行状況も併せて公表 ②財務指導員(5名)の配置 ③外部委員も加えた財務会計改革委員会の設置・運営
和歌山県	31,300千円 国に返還済み (国土交通省所管分は一部協議中)	①職員の意識改革 ②予算措置と執行システムの改善 ③内部牽制によるチェック機能の強化	①会計法令、財務規則等の遵守及び公金の取扱いの重要性に対する認識を改めて徹底させるための職員研修等の実施 ②適切な予算配当の実施とより計画的な予算執行への改善 ③会計年度や会計事務手続に対して厳正に対処するため、課室内での相互チェックや内部審査等の確実な実施
大分県	10,592千円 国に返還済み	①国庫補助事業の執行適正化の周知徹底 ②補助事務費の用途基準の遵守を徹底 ③納品検査体制の改善	①②会議や通知を通して周知徹底 ③通知を発して物品要求課が検査を行うよう体制を改善し、早期発注、年度内納品の指導を強化

(注) 上記の補助金等の返還額の中には、より詳細に個別に補助事業を特定した上で当該補助金等に係る補助率を乗じて算出しているものなどがあるため、道府県の予算科目の目レベルで国庫補助事務費等の総額に占める各補助金等の割合を乗じて算出した本院の指摘金額とは完全には一致しない。

イ 内部調査の実施状況

12道府県では、昨年本院の検査結果を踏まえ、会計実地検査を実施していない他の部局に係る事務費等の経理を中心として内部調査を実施している。12道府県にお

る21年5月末現在の内部調査の実施状況は、表15のとおりであり、11道府県が既に内部調査を終えたとしている(大分県は実施中)。

そして、内部調査を終えた11道府県からの報告によれば、新たに判明した不適正な経理処理等により支払われた金額は計14億5538万余円、うち国庫補助金相当額は計1億1178万余円(算定中のものは除く。)となっている。

表15 12道府県のうち内部調査を終えた11道府県の状況(平成21年5月末現在) (単位：千円)

道府県名	調査期間	調査対象			調査結果		
		部局	項目	年度	不適正金額等	国庫補助金等相当額	
北海道	平成20年11月～21年2月	本庁(農政部、水産林務部、建設部)、全支庁(土木現業所及び森づくりセンターを含む。)	需用費 賃金 旅費	平成19	35,535	農林水産省	8,165
						国土交通省	9,769
						(計)	17,935
青森県	(1)20年10月～11月	(1)知事部局	(1)需用費 賃金 旅費	15～19	49,438	農林水産省	7,636
	(2)20年12月～21年2月	(2)知事部局及び教育庁ほか7機関	(2)需用費 (消耗品)			国土交通省	10,449
						文部科学省	2,454
						厚生労働省	1,379
						経済産業省	214
						環境省	2,104
	(計)	24,238					
岩手県	20年10月～11月	全部局(警察本部は実施中)	需用費 賃金 旅費	14～20	61,312	農林水産省	8,125
				19		国土交通省	4,010
				19		法務省	3
						厚生労働省	258
				(計)		12,397	
福島県	20年11月	全部局	需用費 賃金 旅費	19	28,142	農林水産省	7,854
						国土交通省	6,445
						文部科学省	37
						厚生労働省	139
						環境省	17
(計)	14,493						
栃木県	20年11月～12月	環境森林部、農政部、県土整備部の本庁各課及び出先機関	需用費 旅費	19	6,173	農林水産省	1,221
						国土交通省	2,330
						(計)	3,551
群馬県	20年10月～11月	環境森林部、農政部、県土整備部の本庁各課、出先機関等	需用費 賃金	19	2,017	農林水産省	712
						国土交通省	612
						(計)	1,324
長野県	20年10月～11月	環境部、農政部、林務部、建設部の本庁各課及び出先機関	需用費 賃金 旅費	19	2,386	農林水産省	221
						国土交通省	1,269
						(計)	1,491

(単位：千円)

道府県名	調査期間	調査対象			調査結果		
		部局	項目	年度	不適正金額等	国庫補助金等相当額	
岐阜県	20年11月～ 21年3月	全部局(警察本部を 除く。)	需用費 賃金 旅費	14～20	49,509	農林水産省	2,747
						国土交通省	10,252
						内閣府	20
						総務省	6
						厚生労働省	1,641
						環境省	73
						(計)	14,741
愛知県	20年10月～ 21年2月	全部局(警察本部を 除く。)	需用費 賃金 旅費	13～20 15～19 15～19	1,179,258	農林水産省	算定中
						国土交通省	算定中
						総務省	1,728
						文部科学省	算定中
						厚生労働省	算定中
						環境省	算定中
						(計)	1,728
京都府	20年11月	農林水産省及び国土 交通省所管補助事業 関係所属	需用費 賃金 旅費	19	26,261	農林水産省	5,631
						国土交通省	6,858
						(計)	12,489
和歌山県	20年10月～ 11月	全部局(警察本部を 除く。)	需用費 賃金 旅費	19、20	15,345	農林水産省	3,575
						国土交通省	2,830
						厚生労働省	941
						環境省	42
						(計)	7,390
合計					1,455,381		111,782

(注) 大分県は内部調査実施中

(4) 都道府県及び政令市に係る本院の検査及び内部調査の状況

ア 9都県及び16政令市における内部調査の実施状況

全47都道府県及び18政令市のうち、前記(2)エの28府縣市及び(3)イの12道府県以外の9都県及び16政令市の中にも、昨年の本院の検査結果を踏まえ、同様の観点で事務費等に係る内部調査を実施している都県市がある。9都県及び16政令市における21年5月末現在の内部調査の実施状況は、表16のとおり、内部調査を終えたのは11都県市、実施中は2政令市、未実施は12県市となっている。

そして、内部調査を終えた11都県市からの報告によれば、不適正な経理処理等により支払われた金額は計6億4352万余円、うち国庫補助金相当額は計7100万余円(算定中のものは除く。)となっている。

(注7) 9都県及び16政令市 東京都、宮城、神奈川、新潟、静岡、兵庫、佐賀、長崎、宮崎各県、札幌、仙台、さいたま、横浜、川崎、新潟、静岡、浜松、名古屋、京都、堺、神戸、岡山、広島、北九州、福岡各政令市

表 16 9 都県及び 16 政令市のうち内部調査を終えた 11 都県市の状況(平成 21 年 5 月末現在)
(単位：千円)

都県市名	調査期間	調査対象			調査結果		
		部 局	項 目	年 度	不適正金額等	国庫補助金等相当額	
東京都	平成20年11月	農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助金に係る執行局のうち3局	需用費 賃金 旅費	平成 18、19	1,766 (全額都単費)	/	—
	20年11月～ 21年3月	国庫補助金等の受入実績があるすべての局	需用費 賃金 旅費	15～19	—	/	—
神奈川県	20年10月～ 11月	全部局(病院事業庁、教育委員会、警察本部を含む。)	需用費 賃金 旅費 備品購入費	19	16,628	農林水産省	算定中
						国土交通省	算定中
						環境省	算定中
	20年10月～ 21年4月	農林水産省及び国土交通省所管の補助事業の所管部局	需用費 賃金 旅費 備品購入費	15～19	230,655	農林水産省	算定中
						国土交通省	算定中
	20年10月～ 21年3月	総務部統計課	国庫委託事業に係るすべての経費	14～19	25,364	農林水産省	1,170
						内閣府	3
総務省						13,350	
文部科学省						1,084	
厚生労働省						673	
経済産業省	9,082						
(計)	25,364						
新潟県	20年10月～ 21年2月	全部局(公共事業部門92所属、非公共事業部門310所属)	需用費 賃金 (謝金を含む) 旅費	15～19	166,683	農林水産省	8,135
						国土交通省	30,489
						厚生労働省	2,782
						環境省	2,818
						防衛省	263
						(計)	44,490
静岡県	20年10月	全部局(教育委員会及び警察本部を除く。)	費目を指定していない	20	—	/	—
さいたま市	20年10月	全部局	需用費 賃金 旅費	15～19	—	/	—
横浜市	20年10月～ 12月	農林水産省及び国土交通省の補助事業の所管部局	需用費 賃金 旅費 ※農林水産省、国土交通省所管の国庫補助事業事務費分	18、19	—	/	—
川崎市	20年11月～ 21年3月	全部局	需用費 役務費 備品購入費	19	—	/	—

(単位：千円)

都都市名	調査期間	調査対象			調査結果		
		部局	項目	年度	不適正金額等	国庫補助金等相当額	
静岡市	20年11月～ 21年2月	12局、3独立機関事務局	需用費 賃金 旅費 使用料 賃借料 備品購入費	15～19	200,183	農林水産省	算定中
						国土交通省	算定中
						総務省	算定中
						文部科学省	算定中
						厚生労働省	算定中
浜松市	20年10月～ 21年2月	農林水産省及び国土交通省の補助事業の所管部局	需用費 賃金 旅費	18、19	2,240	農林水産省	152
						国土交通省	992
						(計)	1,145
京都市	20年6月～ 7月	全部局	経費全般	20	—		—
堺市	20年6月	全部局	需用費 賃金 旅費 その他	18～20	—		—
合計					643,522		71,000

注(1) 新潟、名古屋両政令市は内部調査実施中

注(2) 宮城、兵庫、佐賀、長崎、宮崎各県及び札幌、仙台、神戸、岡山、広島、北九州、福岡各政令市は内部調査未実施

イ 47 都道府県及び18 政令市に係る本院の検査及び内部調査の状況

本院が行った都道府県及び政令市における国庫補助事務費等の経理についての検査結果と都道府県及び政令市が行った事務費等の経理についての内部調査の状況は表17のとおりである。

このうち、「本院の検査結果」には、農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事務費に係る不適正な経理処理等の事態(20年次に検査を行い平成19年度決算検査報告に掲記した12道府県及び21年次に検査を行い前掲(2)に記述した28府県市の事態)のほか、^(注8)3都県警察の警察事務等(内閣府(警察庁)所管)に係る不適正な会計経理の事態(前掲不^(注9)当事項69ページ参照)及び総務省等5省の6府県に対する指定統計調査等の事務の委託^(注10)費に係る不適正な会計経理の事態(前掲不当事項76ページ参照)を含めている。

(注8) 3都県警察 警視庁、岩手、香川両県警察本部

(注9) 総務省等5省 総務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業各省

(注10) 6府県 京都府、岩手、埼玉、大分、宮崎、沖縄各県

表 17 47 都道府県及び 18 政令市に係る本院の検査及び内部調査の状況

(単位：千円)

都道府県・ 政令市名	本院の検査結果			内部調査の結果 (平成 20 年 5 月から 21 年 5 月末まで)		(参考)計	
	不適正金額等		国庫補助金等 相当額	不適正 金額等	国庫補助金等 相当額	不適正 金額等	国庫補助金等 相当額
	20 年次検査	21 年次検査					
北海道	97,123	—	60,294	35,535	17,935	132,658	78,230
青森県	50,950	—	25,121	49,438	24,238	100,389	49,359
岩手県	203,744	11,737 [10,650] <1,086>	113,572 [4,739] <1,086>	61,312	12,397	276,794 [10,650] <1,086>	125,970 [4,739] <1,086>
宮城県	—	—	—	未実施		—	
秋田県	—	34,452	17,995	21	算定中	34,474	17,995
山形県	—	69,963	44,371	実施中		69,963	44,371
福島県	72,816	—	33,005	28,142	14,493	100,958	47,499
茨城県	—	243,523	114,073	実施中		243,523	114,073
栃木県	24,006	—	9,839	6,173	3,551	30,179	13,390
群馬県	19,738	—	9,919	2,017	1,324	21,756	11,243
埼玉県	—	30,603 <884>	16,732 <884>	61,886	39,065	86,535 <884>	52,195 <884>
千葉県	—	827,664	391,364	実施中		827,664	391,364
東京都	—	3,683 [3,683]	848 [848]	1,766	—	5,450 [3,683]	848 [848]
神奈川県	—	—	—	272,649	25,364	272,649	25,364
新潟県	—	—	—	166,683	44,490	166,683	44,490
富山県	—	47,603	22,097	実施中		47,603	22,097
石川県	—	261,883	126,332	実施中		261,883	126,332
福井県	—	152,067	81,158	実施中		152,067	81,158
山梨県	—	26,874	13,592	未実施		26,874	13,592
長野県	105,728	—	51,242	2,386	1,491	108,114	52,734
岐阜県	55,319	—	31,834	49,509	14,741	104,828	46,576
静岡県	—	—	—	—	—	—	—
愛知県	310,466	—	130,070	1,179,258	1,728	1,489,725	131,799
三重県	—	150,544	79,298	48,185	674	182,023	79,972
滋賀県	—	43,364	21,049	実施中		43,364	21,049
京都府	97,409	10 <10>	49,267 <10>	26,261	12,489	123,682 <10>	61,756 <10>
大阪府	—	30,363	17,299	92,582	77,234	99,838	77,445
兵庫県	—	—	—	未実施		—	
奈良県	—	79,448	37,103	158,047	8,216	173,299	45,320
和歌山県	79,385	—	36,242	15,345	7,390	94,731	43,632
鳥取県	—	25,574	11,124	未実施		25,574	11,124
島根県	—	95,294	51,703	未実施		95,294	51,703
岡山県	—	144,737	67,673	実施中		144,737	67,673
広島県	—	67,425	30,860	未実施		67,425	30,860
山口県	—	45,294	22,718	—	—	45,294	22,718

(単位：千円)

第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第2

都道府県・ 政令市名	本院の検査結果			内部調査の結果 (平成20年5月から 21年5月末まで)		(参考)計	
	不適正金額等		国庫補助金等 相当額	不適正 金額等	国庫補助金等 相当額	不適正 金額等	国庫補助金等 相当額
	20年次検査	21年次検査					
徳島県	—	33,162	15,312	11,700	算定中	41,110	15,312
香川県	—	7,591 [323]	4,242 [158]	1,796	—	9,387 [323]	4,242 [158]
愛媛県	—	109,937	56,444	実施中		109,937	56,444
高知県	—	34,879	19,325	実施中		34,879	19,325
福岡県	—	46,727	24,057	未実施		46,727	24,057
佐賀県	—	—	—	未実施		—	—
長崎県	—	—	—	未実施		—	—
熊本県	—	120,206	62,381	101,113	—	210,599	62,381
大分県	20,445	156 <156>	11,588 <156>	実施中		20,602 <156>	11,588 <156>
宮崎県	—	42 <42>	42 <42>	未実施		42 <42>	42 <42>
鹿児島県	—	38,030	18,876	806	480	38,512	19,156
沖縄県	—	144,221 <4,329>	102,975 <4,329>	27,777	19,810	157,279 <4,329>	112,418 <4,329>
都道府県計	1,137,134	2,927,071 [14,657] <6,510>	農林水産省 910,403 国土交通省 1,110,849 内閣府 — 内閣府(警察庁) 5,746 総務省 4,306 法務省 — 文部科学省 271 厚生労働省 284 経済産業省 1,192 環境省 — 防衛省 — (計) 2,033,054	2,400,398	農林水産省 80,043 国土交通省 143,301 内閣府 23 内閣府(警察庁) — 総務省 24,239 法務省 2,185 文部科学省 4,121 厚生労働省 52,881 経済産業省 13,422 環境省 6,319 防衛省 580 (計) 327,119	6,325,123 [14,657] <6,510>	農林水産省 984,405 国土交通省 1,228,933 内閣府 23 内閣府(警察庁) 5,746 総務省 28,546 法務省 2,185 文部科学省 4,393 厚生労働省 53,166 経済産業省 14,614 環境省 6,319 防衛省 580 (計) 2,328,915
札幌市	—	—	—	未実施		—	—
仙台市	—	—	—	未実施		—	—
さいたま市	—	—	—	—	—	—	—
千葉市	—	15,884	5,471	未実施		15,884	5,471
横浜市	—	—	—	—	—	—	—
川崎市	—	—	—	—	—	—	—
新潟市	—	—	—	実施中		—	—
静岡市	—	—	—	200,183	算定中	200,183	算定中
浜松市	—	—	—	2,240	1,145	2,240	1,145
名古屋市	—	—	—	実施中		—	—
京都市	—	—	—	—	—	—	—
大阪市	—	5,655	2,762	376,876	17,381	382,443	20,099
堺市	—	—	—	—	—	—	—
神戸市	—	—	—	未実施		—	—
岡山市	—	—	—	未実施		—	—
広島市	—	—	—	未実施		—	—
北九州市	—	—	—	未実施		—	—

(単位：千円)

都道府県・ 政令市名	本院の検査結果			内部調査の結果 (平成20年5月から 21年5月末まで)		(参考)計	
	不適正金額等		国庫補助金等 相当額	不適正 金額等	国庫補助金等 相当額	不適正 金額等	国庫補助金等 相当額
	20年次検査	21年次検査					
福岡市	—	—	—	未実施		—	
政令市計	—	21,540	農林水産省 52 国土交通省 8,181 内閣府 — 内閣府(警察庁) — 総務省 — 法務省 — 文部科学省 — 厚生労働省 — 経済産業省 — 環境省 — 防衛省 — (計) 8,234	579,300	農林水産省 305 国土交通省 992 内閣府 — 内閣府(警察庁) — 総務省 14,967 法務省 — 文部科学省 4 厚生労働省 1,668 経済産業省 587 環境省 — 防衛省 — (計) 18,526	600,751	農林水産省 313 国土交通省 9,174 内閣府 — 内閣府(警察庁) — 総務省 14,967 法務省 — 文部科学省 4 厚生労働省 1,668 経済産業省 587 環境省 — 防衛省 — (計) 26,716
合計	1,137,134	2,948,611 〔14,657〕 <6,510>	農林水産省 910,456 国土交通省 1,119,030 内閣府 — 内閣府(警察庁) 5,746 総務省 4,306 法務省 — 文部科学省 271 厚生労働省 284 経済産業省 1,192 環境省 — 防衛省 — (計) 2,041,288	2,979,698	農林水産省 80,348 国土交通省 144,294 内閣府 23 内閣府(警察庁) — 総務省 39,207 法務省 2,185 文部科学省 4,125 厚生労働省 54,550 経済産業省 14,009 環境省 6,319 防衛省 580 (計) 345,646	6,925,874 〔14,657〕 <6,510>	農林水産省 984,719 国土交通省 1,238,107 内閣府 23 内閣府(警察庁) 5,746 総務省 43,513 法務省 2,185 文部科学省 4,397 厚生労働省 54,835 経済産業省 15,202 環境省 6,319 防衛省 580 (計) 2,355,631

注(1) 「本院の検査結果」欄における〔 〕書きは、内閣府(警察庁)所管の警察事務等の不適正金額に係るもので内書きである。また、〈 〉書きは、総務省等5省の指定統計調査等に係る事務の委託費で内書きである。

注(2) 大阪府、埼玉、三重、奈良、徳島、熊本、鹿児島、沖縄各県及び大阪市については、本院の検査結果と府県市の内部調査の結果と一部金額が重複しているため合計欄の額はそれぞれの額の計と合わない。

注(3) 内部調査の結果の「国庫補助金等相当額」欄のうち、神奈川、愛知、三重、奈良各県の金額については、部分的に算定が終わった額のみを記載したものであり、このほかに算定中となっているものがある。

なお、政令市以外の市町村のうち13市を対象として、農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費等の経理について検査したところ、すべての市において不適正な経理処理等が見受けられ、これらについても第3章に記述している(前掲不当事項319ページ及び459ページ参照)が、それを市別、所管別、費目別に整理すると、表18のとおりとなっている。

表 18 13 市における国庫補助事務費等に係る不適正経理の状況

(単位：千円)

市名	所管省庁名	需用費	賃金	旅費	人件費	役務費等	計
旭川市	農林水産省	—	—	—	—	—	—
	国土交通省	106	3,265	164	1,157	—	4,693
北見市	農林水産省	—	—	—	—	—	—
	国土交通省	—	—	617	—	—	617
青森市	農林水産省	1,832	—	30	—	—	1,862
	国土交通省	6,595	—	349	3,998	2,384	13,327
八戸市	農林水産省	61	—	—	—	—	61
	国土交通省	2,438	—	973	—	—	3,412
盛岡市	農林水産省	3,069	—	—	—	—	3,069
	国土交通省	22,576	4,285	255	—	—	27,117
北上市	農林水産省	2,548	4,595	11	—	—	7,155
	国土交通省	2,069	4,167	104	—	—	6,340
八幡平市	農林水産省	—	1,463	—	—	—	1,463
	国土交通省	396	12,011	—	2,820	—	15,228
長野市	農林水産省	514	109	92	—	—	715
	国土交通省	1,479	—	9	—	—	1,489
松本市	農林水産省	1,084	—	—	—	—	1,084
	国土交通省	3,189	64	261	—	—	3,514
豊橋市	農林水産省	—	—	—	—	—	—
	国土交通省	12,706	931	10	8,260	9,497	31,406
豊田市	農林水産省	228	—	—	—	—	228
	国土交通省	132	—	2	—	—	135
和歌山市	農林水産省	6,765	—	35	—	—	6,801
	国土交通省	3,361	—	1,323	9	—	4,694
田辺市	農林水産省	1,505	—	133	—	—	1,639
	国土交通省	3,051	380	45	1,898	485	5,860
合計	農林水産省	(32,779) 17,610	(11,036) 6,168	(597) 303	(—) —	(—) —	(44,413) 24,081
	国土交通省	(117,719) 58,105	(42,430) 25,105	(8,367) 4,117	(31,409) 18,144	(24,828) 12,367	(224,754) 117,840

(注) 金額は国庫補助金相当額である。ただし、「合計」欄の()書きは、不適正な経理処理等により支出された国庫補助事務費等の額である。

4 本院の所見

21年次は、20年次の12道府県に対する検査に続き、28府県市を対象として、国庫補助事業に係る事務費等の経理の状況について検査したところ、検査の対象とした19年度まで、不適正な経理処理により需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に需用費、賃金又は旅費を支払ったりしている事態が多数見受けられた。さらに、一部の県では、業者に

預けた需用費の一部を現金で返金させるなどして、これを別途に経理して業務の目的外の用途に使用するなど公金を不正に使用した事態も見受けられた。

これらの原因としては、上記の府県市において、会計経理の業務に携わる者の会計法令等の遵守及び公金の取扱いの重要性に対する認識が欠如していたこと、また、契約事務と検収事務が調達要求元により行われているなど物品の購入等に係る内部統制がほとんど機能していなかったことなどが挙げられる。

会計実地検査で判明した前記の各事態は、会計法令等に抵触した不適正な経理処理等が行われていたということだけでなく、地方公共団体における会計事務手続について職務の分担による相互牽制が有効に機能していないことを示すものであり、ひいては公金の使用に対する国民の信頼を著しく損なう極めて遺憾な事態である。

関係府県市及び関係省庁においては、国庫補助事業に係る事務費等が、国民の税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意して、次のような措置を講ずるとともに、これらが交付されている都道府県等の会計経理の適正化及び規律の確保に努めるなど、その透明性の向上を図ることが重要である。

ア 前記の事態が明らかとなった各府県市においては、不適正な事態に係る国庫補助金相当額について速やかに返還等の所要の措置を執るとともに、今回の本院の検査により明らかとなった事態を重く受け止めて、予算執行の適正化、会計事務手続における職務の分担による相互牽制機能の強化、職員に対する基本的な会計法令等の遵守に関する研修指導の徹底を図るなどして、内部統制を機能させることによる再発防止を推進すること

イ 国庫補助金等を交付している関係省庁においては、不適正な事態の対象となった国庫補助金相当額について速やかに返還の措置等を執るとともに、都道府県等に対して、国庫補助事業に係る事務費等の経理の適正化について引き続き指導の徹底を図ること

また、財政当局においては、第64回補助金等適正化中央連絡会議幹事会(平成20年11月21日)において、国庫補助事業に係る事務費等の不適正な経理処理等の実態について注意を喚起するなどしているが、引き続き、補助金等に係る予算執行の適正化に留意することが望まれる。

近年、本院の検査結果等を踏まえ、事務費等の経理に関し内部調査を行い、その結果を公表している地方公共団体も見受けられるが、まだ内部調査を実施していない地方公共団体においても、速やかに内部調査を行うなどして、会計経理の適正化に関する取組を自主的に行うことが望まれる。

本院は、国庫補助事務費等の経理について、これまでに会計実地検査を実施したすべての道府県市において不適正な会計経理等が行われていたことを踏まえ、引き続きその他の県等についても検査を実施していくこととする。

第3 日本銀行の財務の状況及びその推移について

検査対象	日本銀行、財務省
業務の根拠	日本銀行法(平成9年法律第89号)等
業務の概要	日本銀行券の発行、国庫金の取扱い、国債に関する国の事務、通貨及び金融の調節、金融機関の間における資金決済の円滑に資する業務、信用秩序の維持に資するための業務等
平成20年度の当期剰余金の額	3002億円
平成20年度の法定準備金への積立額	450億円
平成20年度の国庫納付金の額	2552億円

1 検査の背景

(1) 日本銀行の概要

ア 日本銀行の目的及び業務

日本銀行は、日本銀行法(平成9年法律第89号)に基づき、我が国の中央銀行として銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うこと並びに銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的とする認可法人である。

そして、日本銀行は、①日本銀行券の発行、②国庫金の取扱い及び国債に関する国の事務等、③通貨及び金融の調節を行うための手形、国債その他の有価証券等を担保とする貸付け及び国債その他の債券の売買等、④金融機関の間における資金決済の円滑に資する業務、⑤信用秩序の維持(金融システムの安定確保)に資するための業務等を行っている。

イ 日本銀行の自主性

通貨及び金融の調節は、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することを理念としており、中央銀行が長期的な視点に立つて行うことが適当との考え方が一般化し、政府から独立した中央銀行が担うということが近年の世界の流れになっている。日本銀行においても、平成9年に日本銀行法が全部改正(一部の規定を除き10年4月1日施行)され、独立性の確保に関し、通貨及び金融の調節における自主性は尊重されなければならないこと、日本銀行の業務運営における自主性は十分配慮されなければならないことが規定されている。

ウ 政府との関係

上記のとおり、日本銀行には自主性が認められているとともに、通貨及び金融の調節が政府の経済政策の基本方針と整合的なものとなるよう常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図らなければならないこととなっている。

また、日本銀行は、経費の予算について財務大臣の認可を受けなければならないとされているほか、財務諸表についても財務大臣の承認を受けて一般の閲覧に供しなければならないとされている。そして、各事業年度(4月1日から翌年3月31日まで。以下

「年度」という。)において剰余金(以下、各年度の剰余金を「当期剰余金」という。)を生じたときは、原則として当該当期剰余金の額の5%に相当する金額を準備金(以下「法定準備金」という。)として積み立て、更に出資者に対して配当を行った後、その残額について、当該年度終了後2月以内に国庫納付しなければならないとされている。

日本銀行の資本金は、政府及び政府以外の者からの出資による1億円とされており、このうち政府からの出資額は、5500万円を下回ってはならないとされている。

エ 日本銀行の監事監査

日本銀行の監事は、半期ごとに、財産目録、貸借対照表、損益計算書等の監査を実施し、財務諸表等に意見書を添付しなければならないこととされている。また、本店及び支店が保管・管理する銀行券、有価証券、帳簿及び業務・経費の執行状況について監査を実施することとなっている。

(2) 検査の背景

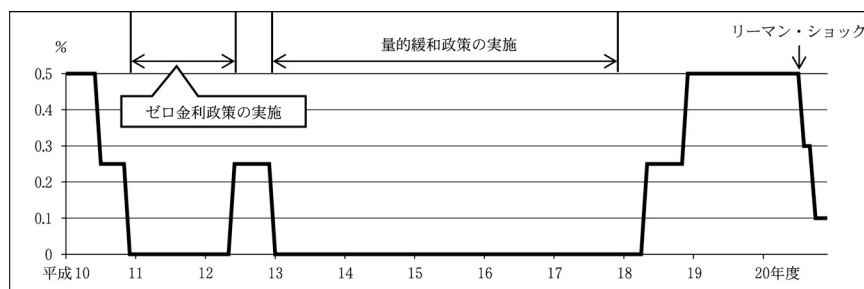
ア 金融情勢の変化への対応

日本銀行は、通貨及び金融の調節として、市場金利を政策金利に誘導するなどのため、^(注1) 国債等を担保に金融機関等に対して資金を貸し付けたり、金融機関等が保有する国債を買い入れて対価として資金を供給したりなどして、短期金融市場における資金量の調整(以下「金融調節」という。)を行っている。

全部改正後の日本銀行法が施行された10年度以降の政策金利の推移をみると、図1のとおりとなっている。

(注1) 政策金利 日本銀行が金融調節の方針において、誘導目標として定める市場金利の水準。日本銀行は、金融機関相互の資金取引における無担保コールレート(翌日物)を誘導目標として定めている。

図1 政策金利の推移



(注) 日本銀行当座預金残高を金融調節の目標とする量的緩和政策の実施時期については0%と表示している。

日本銀行は、11年2月から18年3月にかけて、バブル経済崩壊後の物価下落の進行を防ぐなどのため、いわゆるゼロ金利政策や量的緩和政策を実施し、潤沢な資金供給を行ったが、18年3月に、消費者物価指数の前年比上昇率が安定的にゼロ%以上になったと判断し、量的緩和政策を解除した。

そして、19年夏に、いわゆるサブプライム・ローン問題が表面化し、国際的な金融情勢は不安定な状態が続いていたが、20年9月のいわゆるリーマン・ショックを契機として各国の金融市場は極度の不安が広がる状態になった。

各国中央銀行は、このような100年に一度といわれる未曾有^{みぞう}の金融危機に対応するため、政策金利を引き下げるとともに、コマーシャル・ペーパー等のリスク資産を直接企業から買い入れるなどして、大量の資金供給を行うことにより、金融不安の解消に努めている。そして、米国及び英国では、中央銀行のリスク資産の購入に対して政府が保証する制度を導入している。

我が国においても、国際的な金融情勢の影響を受けたことから、金融市場を安定化させ、企業の資金調達を支援することなどが重要な問題となり、金融調節を行っている日本銀行の役割が期待されることになった。

日本銀行は、20年9月以降、政策金利を段階的に引き下げたほか、従来の金融調節手段を駆使して、年末・年度末越え資金等を潤沢に供給するなどとともに、異例の措置として、企業の資金調達環境をより直接的に支援するため、通常の金融調節手段とは異なり、社債等の民間企業債務を担保として、その額の範囲内で、貸付総額に制限を設けずに政策金利と同水準で3か月以内の資金を金融機関等に貸し付ける措置(企業金融支援特別オペ)を実施(21年1月から9月までの実績額24兆9756億円)するなどしている。さらに、社債やコマーシャル・ペーパー等を金融機関等から買い入れるといった、他の金融調節手段に比べて損失発生の可能性が高い異例の措置も実施(21年1月から9月までの実績額2兆9802億円)している。

イ 日本銀行の財務運営

9年の日本銀行法の全部改正により、日本銀行の自主性が定められるとともに、法定準備金等を超える損失が生じた場合に政府が補給を行うこととしていた制度も廃止されるなど、日本銀行は自らの責任で財務運営を行っていくことが明確化された。

そして、日本銀行が行う金融調節の結果保有することとなる国債や貸付金等から生ずる利子収入等は、国が日本銀行に対して銀行券の発行権を独占的に与えたことから反射的に生ずる利益であるため、内部留保の充実や出資の配当に充当する以外は、国民の財産として、基本的に国庫納付されることとなっている(20年度の国庫納付金2552億円)。

前記のとおり、日本銀行は、20年9月以降、再び政策金利を引き下げて、潤沢な資金供給を行うなど、様々な金融緩和の措置を講じている。そして、金融調節等の業務は日本銀行の財務の状況に影響を及ぼし、結果として国庫納付にも影響を与えていると考えられる。こうした点を踏まえて、全部改正された日本銀行法の施行以降における日本銀行の財務の状況とその推移を検査することとした。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

本院は、全部改正後の日本銀行法が施行された10年度以降の日本銀行の財務の状況とその推移について、正確性、合規性、経済性、有効性等の観点から次の点に着眼して検査した。

- ① 日本銀行の金融調節等は、同行の資産構成、損益構造等の財務の状況にどのような影響を与えているか。
- ② 日本銀行の当期剰余金の処分及び国庫納付金の納付の状況はどのようになっているか。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき日本銀行から本院に提出された財務諸表等について書面検査を行うとともに、日本銀行及び財務省において、日本銀行の財務の状況や国庫納付金等に関連する各種資料や財務諸表等の書類により会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) 日本銀行の資産構成及び損益構造

ア 日本銀行の資産構成

(ア) 資産構成の推移

日本銀行の資産構成の推移は、図2のとおりとなっている。各年度において、長期国債、短期国債(政府短期証券、割引短期国債及び21年2月に両者を統合した国庫短期証券をいう。以下同じ。)、貸出金、国債等買現先及び買入手形(以下、貸出金、国債等買現先及び買入手形を合わせて「貸出金等」^(注2)という。)が資産の大宗を占めている状況(多い年度で94.3%、少ない年度で77.4%)となっている。そして、資産残高は、前記のゼロ金利政策や量的緩和政策の導入により急速に増加し、10年度末の79兆円から16年度末には150兆円まで達した。その後、量的緩和政策を解除した18年3月以降、110兆円程度まで減少したが、リーマン・ショックによる金融不安への対応に伴い、20年度末には123兆円となっている。

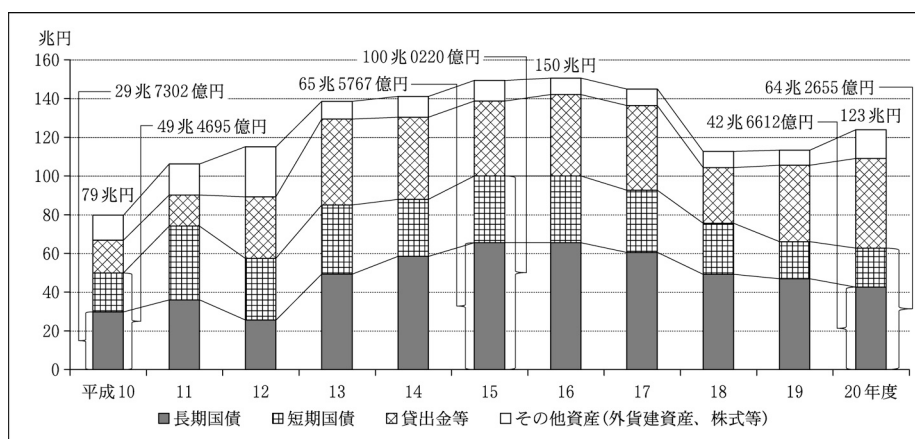
このように、日本銀行の資産の大宗は、金融調節により保有することとなった金融資産であり、日本銀行の資産の構成及び規模は日本銀行の金融調節の方針に大きく影響を受けていると考えられる。

また、その他資産には、外国債等の外貨建資産や金融システムの安定確保に資するために買い入れた株式などがある。

そして、20年度末の資産構成の詳細をみると、貸出金等44兆6835億円のうち、前記の企業金融支援特別オペによるものが7兆4777億円となっており、また、その他資産14兆9394億円のうち、社債やコマーシャル・ペーパー等の買入れによるものが1兆6003億円となっている。

(注2) 国債等買現先 国債及びコマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入れに伴って発生する金銭債権

図2 資産構成の推移



注(1) 各年度の貸借対照表から作成している。

注(2) 売戻条件付で買入れた短期国債は、平成12年度以前は短期国債に含み、13年度以降は貸出金等を含む。また、売戻条件付で買入れた長期国債は、12年度以前は年度末において残高がなく、13年度以降は貸出金等を含む。

注(3) 買戻条件付で売却している長期国債及び短期国債は、平成12年度以前は長期国債及び短期国債の残高から控除しているが、13年度以降は長期国債及び短期国債の残高に含まれる。

注(4) 平成13年度まで計上していた国債の現金担保付貸借取引による国債借入担保金は貸出金等を含めている。また、当該取引により金融機関等から借り入れた国債(平成10年度3兆円、11年度7兆円、12年度17兆円)はその他資産を含む。

(イ) 日本銀行の国債保有

a 日本銀行が保有する国債の推移

日本銀行が保有している長期国債及び短期国債の残高は、図2のとおり、10年度末に49兆4695億円であったが、量的緩和政策の導入後、13年度から増加し、15年度末に最高の100兆0220億円となり、その後減少し、20年度末に64兆2655億円となっている。

日本銀行は、円滑な金融調節を行っていくため、長期国債の買入額の目標を決定して金融機関等から買入れている。量的緩和政策の導入に伴い、それまでの年間4.8兆円ペースの買入額を段階的に増加させ、14年11月には年間14.4兆円ペースで買入れることとした。そして、20年9月以降は、潤沢な資金供給を行うに当たり、20年12月に年間16.8兆円ペース、21年3月に年間21.6兆円ペースと順次増加させている。

各年度の長期国債の残高は、上記の長期国債買入額の目標の増加に合わせて、図2のとおり、13年度から15年度までの間に増加し、15年度末には65兆5767億円にまで達したが、16年度以降、償還額が買入額を上回るなどして減少している。

b 長期国債の買入れによる保有額の上限設定

日本銀行は、長期国債の買入れに当たって、同行が保有する資産の固定化を回避し、金融調節の機動性を確保するとともに、長期国債の買入れが国債価格の買支えや財政ファイナンスを目的とするものではないという趣旨を明確にするために、長期国債の保有額の上限を銀行券の発行残高とすることとしている。

c 日本銀行による国債の保有割合等

日本銀行は、20年度末において、長期国債及び短期国債を、発行残高797兆7597億円(日本銀行調査統計局作成の資金循環統計に記載された時価による価額)^(注3)の8.2%に当たる65兆1151億円(同上)保有している。

また、日本銀行は、20年度において、15兆4697億円の長期国債を金融機関等から買い入れている。なお、20年度の市中における長期国債の売買高(店頭売買)は、2002兆円となっており、また、20年度中に国が発行した長期国債の額は、93兆3741億円となっている。

(注3) 時価による価額であるため、簿価64兆2655億円とは異なった数値となっている。

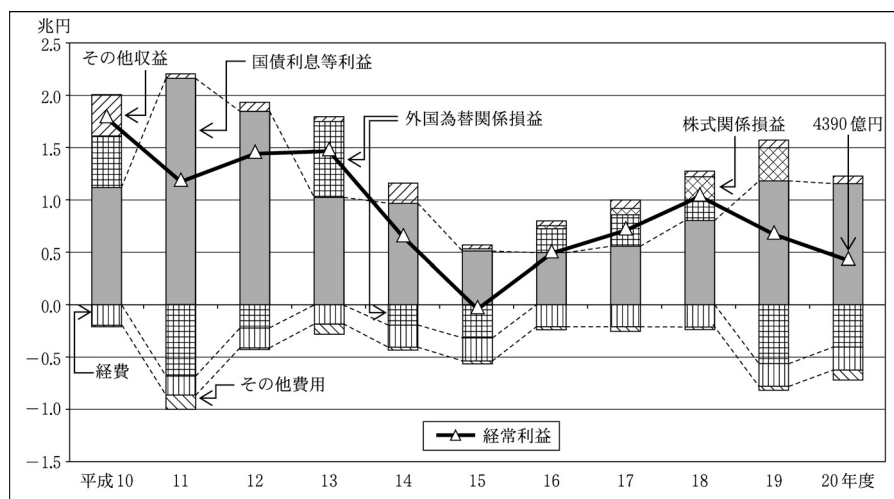
イ 日本銀行の損益構造

日本銀行の経常利益の推移は、図3のとおりとなっている。金融調節等により取得した国債等の金融資産(株式を除く。)の売買、保有等に伴い生ずる利益(以下「国債利息等利益」という。)が主な利益となっており、国債利息等利益が日本銀行の利益の中核となっている。そして、これに、外貨建資産から生ずる為替差益又は為替差損(以下、合算して「外国為替関係損益」という。)、金融システムの安定確保に資するために金融機関から買い取った株式の保有等に伴い生ずる損益(以下「株式関係損益」という。)、銀行券製造費等の経費等が加減されて経常利益となっている。

利益の中核となっている国債利息等利益は、図3を概観すると量的緩和政策の実施時期に額が少なくなっていると見受けられる。また、外国為替関係損益及び株式関係損益の増減も年度によっては、経常利益の大きな変動要因となっている。経費の変動が経常利益の変動に与える影響は大きくない。

20年度の国債利息等利益のうちには、前記の企業金融支援特別オペに係る利益及び社債やコマーシャル・ペーパー等の買入に係る利益が含まれている。

図3 経常利益の推移



注(1) 各年度の損益計算書から本院が作成

注(2) その他収益及びその他費用には、金融システムの安定確保に資する措置の一環で行った、金融機関に対する一時的な貸付け(日銀特融)に係る損益を含んでいる。

上記を踏まえて、国債利息等利益、外国為替関係損益及び株式関係損益について、それぞれの推移等をみると、次のとおりとなっている。

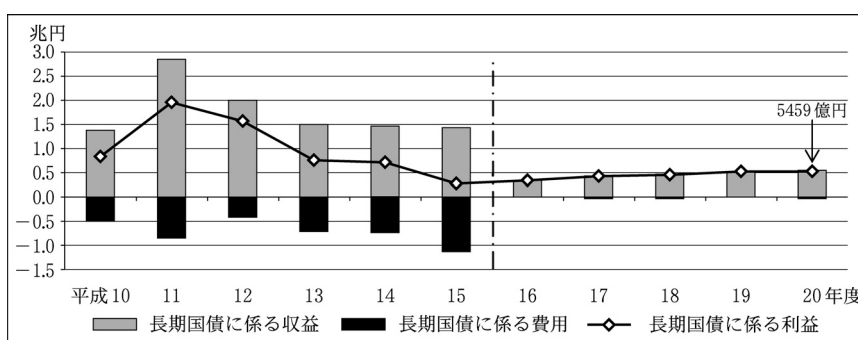
(ア) 国債利息等利益

前記のとおり、国債利息等利益は、日本銀行の利益の中核であり、図3を概観すると、量的緩和政策の実施時期には額が少なくなっていると見受けられる。金融調節等により取得した金融資産の種類別に、国債利息等利益の推移等をより詳しくみると、次のとおりとなっている。

a 長期国債に係る利益

長期国債の売買、保有等に伴う利益の推移は、図4のとおりとなっており、国債利息等利益のうち最大のものであることから、その推移は国債利息等利益の推移とほぼ連動している。長期国債に係る利益は、国債の保有高、その買入時期別の構成、買入時における長期金利などにより変動していると考えられる。

図4 長期国債に係る利益の推移



注(1) 長期国債に係る利益は、下記の算式により算出している。

- ① 平成10年度～15年度
 $(\text{国債利息} + \text{売却益} + \text{償還益}) - (\text{売却損} + \text{償還損} + \text{低価法による償却額})$
- ② 16年度～20年度
 $(\text{国債利息} \pm \text{国債利息に相当する国債の取得原価と額面の差額の償却額} + \text{売却益}) - \text{売却損}$

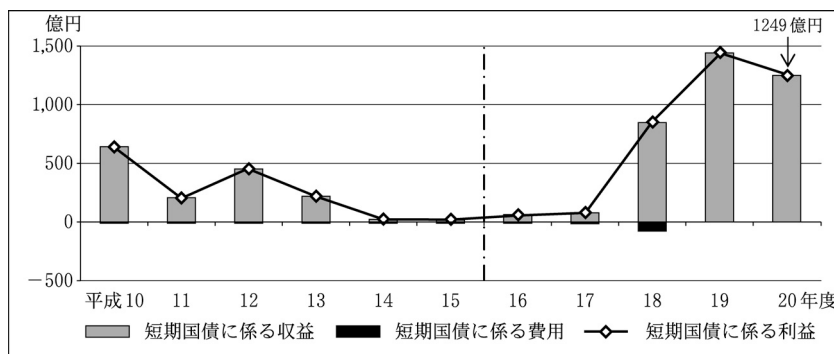
注(2) 収益及び費用は、平成12年度以前の買(売)現先取引に伴う損益を含む。
 13年度以降の買現先取引に伴う利益は、後掲図6の買現先利息に含まれる。

b 短期国債に係る利益

短期国債の売買、保有等に伴う利益は、^(注4)図5のとおりとなっており、短期金利に沿った形で推移していると考えられる。

(注4) 短期金利 金融機関等が1年以内の取引期間で行う資金取引(翌日物、1週間物、1か月物、2か月物、3か月物等がある。)を行う市場において形成される金利

図5 短期国債に係る利益の推移



注(1) 短期国債に係る利益は、下記の算式により算出している。

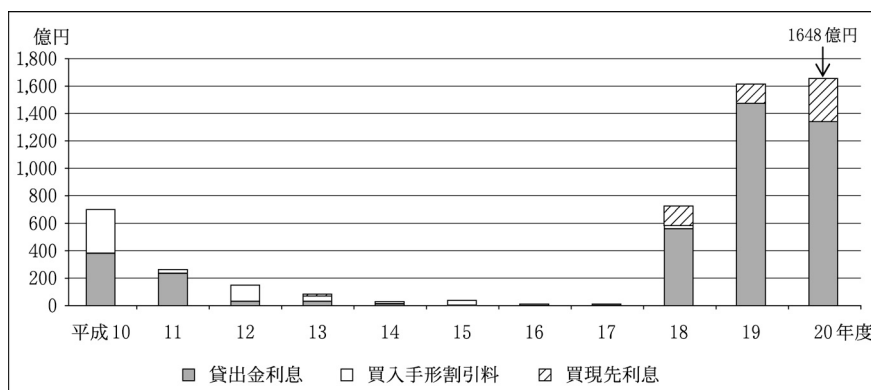
- ① 平成10年度～15年度
(売却益+償還益) - (売却損+償還損+低価法による償却額)
- ② 16年度～20年度
(国債利息に相当する国債の取得原価と額面の差額の償却額+売却益) - 売却損

注(2) 収益及び費用は、平成12年度以前の買(売)現先取引に伴う損益を含む。13年度以降の買現先取引に伴う利益は、後掲図6の買現先利息に含まれる。

c 貸出金等に係る利益

貸出金等の保有に伴う利益の推移は、図6のとおりとなっている。20年度については、積極的に資金供給を行ったことから貸出金等が増加した影響を受けているが、おおむね短期金利に沿った形で推移していると考えられる。

図6 貸出金等に係る利益の推移



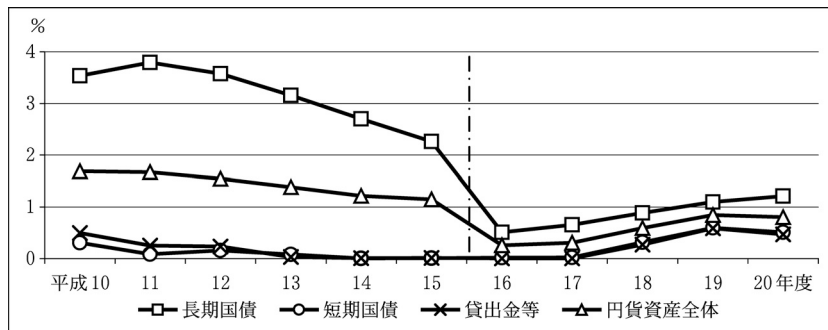
注(1) 平成13年度以前の貸出金利息には、預金保険機構に対する貸出金利息が含まれている。

注(2) 買現先利息は、平成13年度以降の長期国債及び短期国債の買現先取引に係る利益を含む。12年度以前の長期国債又は短期国債の買(売)現先取引に伴う損益は、前掲図4又は図5の収益及び費用に含まれる。

d 金融資産別の利回り

日本銀行が保有する長期国債、短期国債及び貸出金等に係る利回りの推移をみると、図7のとおりとなっている。

図7 金融資産別の利回りの推移



注(1) 長期国債に係る利回りは、下記の算式により算出している。

- ① 平成10年度～15年度

$$\text{国債利息} \div \text{長期国債平均残高}$$
- ② 16年度～20年度

$$(\text{国債利息} \pm \text{国債利息に相当する国債の取得原価と額面の差額の償却額}) \div \text{長期国債平均残高}$$

注(2) 短期国債に係る利回りは、下記の算式により算出している。

- ① 平成10年度～15年度

$$(\text{売却益} + \text{償還益}) \div \text{短期国債平均残高}$$
- ② 16年度～20年度

$$\text{国債利息に相当する国債の取得原価と額面の差額の償却額} \div \text{短期国債平均残高}$$

注(3) 貸出金等に係る利回りは、本院において、下記の算式により算出した。

$$(\text{貸出金利息} + \text{買入手形割引料} + \text{買現先利息}) \div \text{貸出金等平均残高}$$

なお、貸出金等平均残高は、貸出金、買入手形及び国債等買現先の別に日本銀行が億円単位で公表している平均残高を合計した金額を使用している。

注(4) 円貨資産全体には、長期国債、短期国債及び貸出金等のほか、社債やコマーシャル・ペーパー等を含んでいる。

日本銀行が保有する長期国債に係る利回りは、入札による買入時における残存期間別の金利等の影響を受けていると考えられる。

日本銀行が保有する短期国債及び貸出金等に係る利回りは、金融機関等からの入札等の結果であることから、短期金利を反映したものである。そして、短期金利は政策金利の影響を受けていると考えられる。

(イ) 外国為替関係損益

日本銀行は、国際金融支援その他の国際金融協力の実施等に備えるなどの目的から、外貨建資産である外貨貸付金、外貨債券、外貨金銭の信託、外貨預け金及び外貨投資信託を保有しており、その残高は20年度末に計10兆8647億円となっている。

このうち、外貨貸付金5兆7264億円を除く外貨建資産(以下「外貨債券等」という。)^(注5)計5兆1382億円は、原則として期末の為替レートにより本邦通貨に換算され、ここか

ら外国為替関係損益が発生している。そして、外貨債券等は、原則として同一通貨建ての資産による再運用を行っているとしている。

(注5) 外貨貸付金は、取引時点の為替レートにより経理することとなっているため、外国為替関係損益を発生させていない。

各年度の外国為替関係損益が当該年度の経常収益又は経常費用に占める割合の推移は、表1のとおりとなっていて、最低で14.5%、最高で64.8%となっている。

外貨建資産の総資産に占める割合は前掲図2のとおり小さいが、前掲図3のとおり、外国為替関係損益は、経常収益に計上される年度と経常費用に計上される年度があり、さらに、経常収益又は経常費用に占める割合も大きく、経常利益を大きく変動させる要因となっている。

表1 外国為替関係損益の経常収益又は経常費用に占める割合の推移 (単位：億円)

年 度	平成 10	11	12	13	14	15
外国為替関係損(△)益(a)	5,334	△ 6,931	△ 2,304	7,237	△ 2,007	△ 3,273
(a)/経常収益又は経常費用	20.5%	36.9%	25.6%	28.5%	16.6%	18.7%
為替レート(円/ドル)	134 円	112 円	108 円	132 円	117 円	104 円

年 度	16	17	18	19	20
外国為替関係損(△)益(a)	1,927	3,362	2,011	△ 6,037	△ 4,165
(a)/経常収益又は経常費用	24.6%	33.4%	14.5%	64.8%	49.9%
為替レート(円/ドル)	107 円	117 円	117 円	99 円	98 円

注(1) 平成16年度以降、損益計算書には為替差益及び為替差損を合算した金額が計上されているので、15年度以前も合算した金額を計算して記載している。また、15年度以前の経常収益又は経常費用もこれに合わせた金額としている。

注(2) 日本銀行が適用している為替レート(円/ドル)は、平成12年度以前は、過去一定期間の為替レートの平均値であり、13年度以降は、期末日の為替レートである。

(ウ) 株式関係損益

日本銀行は、金融システムの安定確保に資する措置の一環として、金融機関の保有する株式の買入れを行っていることから、株式の保有、売却等に伴う損益が生じている。

株式の買入れについては、日本銀行は、14年11月から16年9月末までの間において、金融機関から累計で2兆0180億円の買入れを行った。また、21年2月には、22年4月末までの間、総額1兆円の範囲内で買入れを再開することとし、20年度中に計11億円を買い入れている。こうして買い入れた株式に係る金銭の信託(以下「信託財産株式」という。)の残高は、20年度末に1兆1539億円となっている。

信託財産株式の運用益又は運用損が当該年度の経常収益又は経常費用に占める割合の推移は、表2のとおりとなっている。18年度及び19年度の運用益は、経常収益の17.6%及び19.3%となっている。20年度においては、売却益の減少や株価下落による減損処理があり運用損となっている。

表2 信託財産株式の運用損益の経常収益又は経常費用に占める割合の推移 (単位：億円)

年 度	平成 14	15	16	17	18	19	20
運用損(△)益(a)	75	237	385	548	2,433	3,130	△ 178
配当金等	77	237	317	416	443	446	339
減損(△)	2	—	3	—	184	466	1,316
売却益	—	0	71	132	2,175	3,149	797
(a)/経常収益又は経常費用	0.4%	1.3%	4.9%	5.4%	17.6%	19.3%	2.1%

注(1) 買い入れた株式は、平成19年10月から市場売却を開始したが、20年10月には、市場の情勢を見極める趣旨から、当分の間、基本的に株式の市場売却を停止することとし、その後、21年2月の買入再開の決定に際し、24年3月末までは、前回買い入れた株式も含め市場売却を行わないこととした。

注(2) 発行会社から時価による自社株買入の要請を受けた場合(損失が発生しない場合に限定)等においては、市場売却を開始した平成19年10月より前であっても株式の処分に応じている。

(2) 日本銀行の当期剰余金と国庫納付金

ア 当期剰余金及びその処分

(ア) 当期剰余金の推移

経常利益に特別損益を加減し、法人税等を差し引いた額が当期剰余金の額であり、その推移は、表3のとおりとなっている(20年度の当期剰余金3002億円)。

表3 当期剰余金の推移 (単位：億円)

年 度	平成 10	11	12	13	14	15
経常利益	17,994	11,925	14,595	14,832	6,620	△ 222
特別損益	△ 2,820	△ 551	△ 1,218	△ 19	△ 632	708
法人税等	57	△ 56	134	177	43	△ 69
当期剰余金	15,115	11,430	13,243	14,636	5,944	555

年 度	16	17	18	19	20
経常利益	5,074	7,278	10,524	6,873	4,390
特別損益	△ 929	△ 1,656	△ 997	△ 6	△ 1
法人税等	2,204	2,283	1,721	459	1,385
当期剰余金	1,940	3,338	7,805	6,407	3,002

(注) 法人税等は、法人税等の還付金が未収法人税等還付金計上額を上回った場合の差額相当額等を含む。

特別損益の主なもの、債券又は外国為替等の売買、保有等に伴い生じた損益について、債券取引損失引当金又は外国為替等取引損失引当金を取り崩してその補てんに充てたり、財務大臣の承認を受けて同引当金として積み立てたりしたものである。

(イ) 自己資本比率

日本銀行は、次の算定式により算出される自己資本比率を、財務の健全性に関する指標としている。

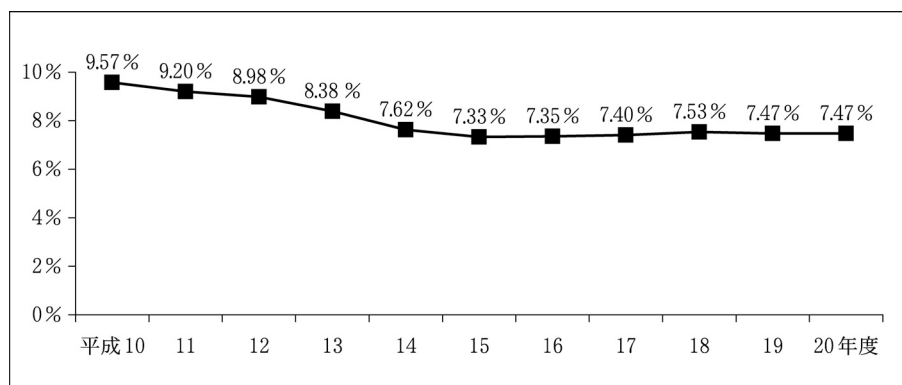
$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{銀行券平均発行残高}}$$

$$\begin{aligned} \text{自己資本} = & \text{資本金} + \text{法定準備金(当該年度の当期剰余金からの積立額を含む。)} + \text{特別準備} \\ & \text{金} + \text{貸倒引当金(特定の債権に係る引当金を除く。)} + \text{債券取引損失引当金} + \text{外} \\ & \text{国為替等取引損失引当金} \end{aligned}$$

そして、日本銀行は、自己資本比率が10%程度となることを目途として、おおむねその上下2%の範囲内となるように、特別損益の経理において債券取引損失引当金及び外国為替等取引損失引当金の積立て又は取崩しを行った後、当期剰余金の処分において法定準備金の積立てを行うこととしている。

自己資本比率の推移は、上記のとおり、当期剰余金の処分において法定準備金に積み立てるなどした結果、図8のとおりとなっている。なお、20年度末の銀行券平均発行残高は76兆1805億円、自己資本の額は5兆6979億円である。

図8 自己資本比率の推移



(ウ) 当期剰余金の処分の推移

当期剰余金の処分において行う法定準備金の積立て、国庫納付金の納付等の推移は、表4のとおりとなっている(20年度は、法定準備金の積立て450億円、配当金の支払500万円、国庫納付金の納付2552億円)。

表4 当期剰余金の処分の推移 (単位：億円)

年度	平成10	11	12	13	14	15
当期剰余金(a)	15,115	11,430	13,243	14,636	5,944	555
法定準備金(b)	755	571	662	731	891	83
積立率(b)/(a)	5%	5%	5%	5%	15%	15%
配当金	0	0	0	0	0	0
国庫納付金	14,360	10,858	12,581	13,904	5,053	472

年度	16	17	18	19	20
当期剰余金(a)	1,940	3,338	7,805	6,407	3,002
法定準備金(b)	249	166	390	320	450
積立率(b)/(a)	12.9%	5%	5%	5%	15%
配当金	0	0	0	0	0
国庫納付金	1,690	3,171	7,414	6,087	2,552

(注) 配当金は、出資者に対して各年度総額500万円を支払っている。

日本銀行は、前記のとおり、原則として各年度の当期剰余金の額の5%に相当する金額を法定準備金として積み立てるが、特に必要が認められるときは、財務大臣の認可を得て当該金額を超えて積み立てることができることとされている。

そして、日本銀行は、14年度から16年度までの各年度及び20年度において、前記の自己資本比率等を勘案し、財務大臣の認可を受けて当期剰余金の5%に相当する

額を超える金額 594 億円、55 億円、152 億円及び 300 億円を各年度の法定準備金に積み立てている。

イ 国庫納付金

国庫納付金は、当期剰余金から法定準備金への積立額及び出資者に対する配当金を控除した金額となっている。

前記のとおり、日本銀行の利益の大宗は、国が日本銀行に対して銀行券の発行権を独占的に与えたことから反射的に生ずるものであるため、その利益は内部留保や配当に充当する以外は国庫納付金として国民に還元されることとなっている。

そして、14 年度から 16 年度までの各年度及び 20 年度においては、当期剰余金の 5 % に相当する額を超える金額が財務大臣の認可を受けて日本銀行の内部留保となり、この法定準備金への積立額と配当金を控除した額が国庫に納付されている。その他の年度においては、当期剰余金の 5 % に相当する金額を法定準備金として積み立て、この法定準備金への積立額と配当金を控除した額が国庫納付されている。

4 本院の所見

(1) 日本銀行の資産構成及び損益構造

日本銀行の資産構成をみると、長期国債、短期国債及び貸出金等が大宗を占めているが、これらのほとんどは、金融機関等に対して資金を貸し付けたり、金融機関等が保有する国債を買い入れたりするなど、金融調節を行った結果保有している金融資産である。このため、日本銀行の資産構成及び規模は、日本銀行の金融調節の方針に大きく影響を受けていると考えられる。そして、日本銀行が保有する長期国債及び短期国債の残高は、20 年度末において 65 兆 1151 億円であり、国債の発行残高の 8.2% を占めている。

日本銀行の損益構造についてみると、金融調節の結果保有している金融資産から生ずる国債利息等利益が主な利益となっており、日本銀行の利益の中核となっている。国債利息等利益を概観すると量的緩和政策の時期は額が少なくなっていると見受けられ、より詳しくみると、このうち、長期国債に係る利益は、国債の保有高、その買入時期別の構成、買入時における長期金利等の影響を受け、短期国債及び貸出金等に係る利益は、短期金利を反映して、政策金利等の影響を受けていると考えられる。また、外国為替関係損益及び株式関係損益の増減も年度によっては、経常利益の大きな変動要因となっており、これらは、為替レートや株価の変動等の影響を受けている。

(2) 日本銀行の当期剰余金と国庫納付金

当期剰余金は、その処分において、原則として 5 % に相当する金額を法定準備金に積み立て、更に出資者に対して配当を行った後、残額を国庫に納付することとなっている(20 年度の国庫納付金 2552 億円)。日本銀行は、14 年度から 16 年度までの各年度及び 20 年度において、財務の健全性を勘案し、財務大臣の認可を受けて当期剰余金の 5 % に相当する額を超える金額の積立を行っている。財務省は、今後、日本銀行から当期剰余金の 5 % に相当する額を超える金額の法定準備金への積立の申請があった場合、国民に還元されるべきものとされる日本銀行の利益の特質等に留意しつつ、日本銀行の財務の健全性を勘案の上、引き続き適切に認可を行う必要がある。

本院としては、金融情勢の変化を踏まえつつ、今後とも日本銀行の財務の状況について引き続き注視していくこととする。

第4 独立行政法人及び国立大学法人が管理運営する福利厚生施設等の状況について

検査対象	(1) 独立行政法人 93 法人 (2) 国立大学法人 86 法人
福利厚生施設等の概要	役職員に使用させるために、法人が保有し、又は民間業者等から有償で借り上げている宿舎、宿泊施設等
宿舎を管理運営している法人数及び戸数(平成20年12月末現在)	(1) 53 法人 32,481 戸 (2) 84 法人 26,752 戸 計 137 法人 59,233 戸
宿泊施設等を管理運営している法人数及び施設数(平成20年12月末現在)	(1) 39 法人 184 施設 (2) 73 法人 134 施設 計 112 法人 318 施設
民間業者等から宿舎を借り上げている法人数及び戸数(平成20年12月末現在)	(1) 49 法人 5,376 戸 (2) 24 法人 909 戸 計 73 法人 6,285 戸
上記に係る借上費用	(1) 56 億 7308 万円(平成19年度) (2) 6 億 2833 万円(平成19年度) 計 63 億 0142 万円(平成19年度)
福利厚生施設等の処分件数	(1) 16 法人 154 件(平成17年度～20年度) (2) 3 法人 9 件(平成17年度～20年度)
上記に係る処分収入	(1) 188 億円 (2) 3 億円

1 検査の背景

独立行政法人及び国立大学法人(以下「独立行政法人等」という。)の中には、法人の役職員に使用させるために、宿舎、宿泊施設、体育施設等の福利厚生施設や研修施設等(以下、これらを合わせて「福利厚生施設等」という。)を管理運営している法人がある。

そして、独立行政法人等が管理運営する福利厚生施設等は、そのほとんどが政府出資又は政府出資見合いの資産であり、施設の維持管理等には運営費交付金が充てられているものも多い。また、福利厚生施設等の管理運営は、各法人において独自に決定することが可能となっている。

一方、経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日閣議決定)では、独立行政法人における資産債務改革を独立行政法人改革及びその改革工程と整合性を取りつつ推進することとされており、また、国立大学法人についても大学改革との整合性を取りながら同様に改革を推進することとされている。

独立行政法人の保有資産の見直しについては、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。)等において、独立行政法人は保有する合理

的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進して適切な形で財政貢献を行うこと、上記の売却等対象資産以外の実物資産についてもその保有の必要性について不断に見直しを実施することとされている。そして、整理合理化計画等において売却等処分することとされている独立行政法人の資産は全体で6104億円(平成18年度財務諸表価額)となっており、このうち福利厚生施設等は18法人で107億円(同)となっている。

また、国立大学法人についても、国立大学法人の組織及び業務全般の見直しについて(平成21年6月5日文科科学大臣決定)において、効率的な法人運営を行うために、保有資産の不断の見直し及び不要とされた資産の処分に努めることとされている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

本院は、独立行政法人等が役職員に使用させるために管理運営する福利厚生施設等について、経済性、効率性、有効性等の観点から、主として次の項目に着眼して横断的に検査を行った。

- ① 福利厚生施設等の管理運営に当たり、使用料の算定や法人の費用負担は適切なものとなっているか。
- ② 整理合理化計画等において売却等処分することとされている福利厚生施設等は、適切に処分されているか、また、これ以外の福利厚生施設等の処分状況はどうなっているか。

(2) 検査の対象及び方法

独立行政法人のうち21年3月末現在で国が資本金を出資している93法人及び国立大学法人86法人、計179法人を検査の対象とした(表1参照。以下、検査の対象とした独立行政法人等を「検査対象法人」という。)

検査に当たっては、福利厚生施設等の管理運営及び処分の状況について作成及び提出を求めた調書等を在庁して分析するとともに、検査対象法人のうち福利厚生施設等を多数管理運営するものを中心に50法人(独立行政法人36法人及び国立大学法人14法人)を選定して会計実地検査を行った。

表1 検査の対象とした独立行政法人等 179 法人(平成 21 年 3 月末現在)

番号	独立行政法人名	番号	独立行政法人名	番号	国立大学法人名	番号	国立大学法人名
1	国立公文書館	48	平和祈念事業特別基金	1	北海道大学	48	滋賀大学
2	情報通信研究機構	49	国際協力機構	2	北海道教育大学	49	滋賀医科大学
3	酒類総合研究所	50	国際交流基金	3	室蘭工業大学	50	京都大学
4	国立特別支援教育総合研究所	51	新エネルギー・産業技術総合開発機構	4	小樽商科大学	51	京都教育大学
5	大学入試センター	52	科学技術振興機構	5	帯広畜産大学	52	京都工芸繊維大学
6	国立青少年教育振興機構	53	日本学術振興会	6	旭川医科大学	53	大阪大学
7	国立女性教育会館	54	理化学研究所	7	北見工業大学	54	大阪教育大学
8	国立科学博物館	55	宇宙航空研究開発機構	8	弘前大学	55	兵庫教育大学
9	物質・材料研究機構	56	日本スポーツ振興センター	9	岩手大学	56	神戸大学
10	防災科学技術研究所	57	日本芸術文化振興会	10	東北大学	57	奈良教育大学
11	放射線医学総合研究所	58	高齢・障害者雇用支援機構	11	宮城教育大学	58	奈良女子大学
12	国立美術館	59	福祉医療機構	12	秋田大学	59	和歌山大学
13	国立文化財機構	60	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	13	山形大学	60	鳥取大学
14	労働安全衛生総合研究所	61	労働政策研究・研修機構	14	福島大学	61	島根大学
15	農林水産消費安全技術センター	62	日本貿易振興機構	15	茨城大学	62	岡山大学
16	種苗管理センター	63	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	16	筑波大学	63	広島大学
17	家畜改良センター	64	国際観光振興機構	17	宇都宮大学	64	山口大学
18	水産大学校	65	水資源機構	18	群馬大学	65	徳島大学
19	農業・食品産業技術総合研究機構	66	自動車事故対策機構	19	埼玉大学	66	鳴門教育大学
20	農業生物資源研究所	67	空港周辺整備機構	20	千葉大学	67	香川大学
21	農業環境技術研究所	68	海上災害防止センター	21	東京大学	68	愛媛大学
22	国際農林水産業研究センター	69	情報処理推進機構	22	東京医科大学	69	高知大学
23	森林総合研究所	70	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	23	東京外国語大学	70	福岡教育大学
24	水産総合研究センター	71	雇用・能力開発機構	24	東京学芸大学	71	九州大学
25	日本貿易保険	72	労働者健康福祉機構	25	東京農工大学	72	九州工業大学
26	産業技術総合研究所	73	国立病院機構	26	東京芸術大学	73	佐賀大学
27	製品評価技術基盤機構	74	医薬品医療機器総合機構	27	東京工業大学	74	長崎大学
28	土木研究所	75	環境再生保全機構	28	東京海洋大学	75	熊本大学
29	建築研究所	76	日本学生支援機構	29	お茶の水女子大学	76	大分大学
30	交通安全環境研究所	77	海洋研究開発機構	30	電気通信大学	77	宮崎大学
31	海上技術安全研究所	78	国立高等専門学校機構	31	一橋大学	78	鹿児島大学
32	港湾空港技術研究所	79	大学評価・学位授与機構	32	横浜国立大学	79	鹿屋体育大学
33	電子航法研究所	80	国立大学財務・経営センター	33	新潟大学	80	琉球大学
34	航海訓練所	81	メディア教育開発センター	34	長岡技術科学大学	81	政策研究大学院大学
35	海技教育機構	82	中小企業基盤整備機構	35	上越教育大学	82	総合研究大学院大学
36	航空大学校	83	都市再生機構	36	金沢大学	83	北陸先端科学技術大学院大学
37	国立環境研究所	84	奄美群島振興開発基金	37	福井大学	84	奈良先端科学技術大学院大学
38	教員研修センター	85	国立国語研究所	38	山梨大学	85	筑波技術大学
39	駐留軍等労働者労務管理機構	86	医薬基盤研究所	39	信州大学	86	富山大学
40	自動車検査	87	沖縄科学技術研究基盤整備機構	40	岐阜大学		
41	造幣局	88	日本高速道路保有・債務返済機構	41	静岡大学		
42	国立印刷局	89	日本原子力研究開発機構	42	浜松医科大学		
43	国民生活センター	90	年金・健康保険福祉施設整理機構	43	名古屋大学		
44	日本万国博覧会記念機構	91	年金積立金管理運用	44	愛知教育大学		
45	農畜産業振興機構	92	住宅金融支援機構	45	名古屋工業大学		
46	農林漁業信用基金	93	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	46	豊橋技術科学大学		
47	北方領土問題対策協会			47	三重大学		

注(1) 独立行政法人メディア教育開発センターは平成21年4月1日に解散して、必要な業務については放送大学学園において実施されることとなった。

注(2) 独立行政法人国立国語研究所は平成21年10月1日に解散して、大学共同利用機関法人人間文化研究機構が設置する研究機関に移管された。

注(3) 独立行政法人平和祈念事業特別基金は平成22年9月30日までに解散することとされている。

(以下、各法人の名称中「独立行政法人」及び「国立大学法人」は記載を省略した。)

3 検査の状況

(1) 福利厚生施設等の状況

検査対象法人が管理運営している福利厚生施設等のうち、宿舎以外の宿泊施設、研修施設等(以下「宿泊施設等」という。)は、複数の機能を持つものも多く、その規模等も区々となっている。そこで、福利厚生施設等について、宿舎と宿泊施設等に区分してみると次のとおりである。

ア 宿舎の状況

宿舎には、検査対象法人が保有する宿舎(以下「保有宿舎」という。)と、民間業者等から借り上げている宿舎(以下「借上宿舎」という。)がある(表2参照)。

表2 宿舎の保有等の状況(平成20年12月末現在) (単位：法人、戸)

区 分	独立行政法人				国立大学法人				計			
	法人数		戸 数		法人数		戸 数		法人数		戸 数	
検査対象法人数	93	100%	—	—	86	100%	—	—	179	100%	—	—
宿舎を管理運営している法人	53	56.9%	32,481	100%	84	97.6%	26,752	100%	137	76.5%	59,233	100%
保有宿舎を管理運営している法人	35	37.6%	27,105	83.4%	84	97.6%	25,843	96.6%	119	66.4%	52,948	89.3%
借上宿舎を管理運営している法人	49	52.6%	5,376	16.5%	24	27.9%	909	3.3%	73	40.7%	6,285	10.6%

(注) 法人数の合計は、保有宿舎及び借上宿舎の両方を管理運営している法人が存在するため一致しない。

保有宿舎を管理運営している法人は119法人で、その戸数は52,948戸となっている。これを法人別にみると、戸数が多いのは、国立病院機構(9,291戸)、労働者健康福祉機構(4,467戸)、日本原子力研究開発機構(2,924戸)等となっている。また、経年別に保有宿舎の状況をみると、表3のとおり、新たな耐震基準が定められた今から28年前の昭和56年以前に建築されたものが3,462棟32,309戸(61.0%)あり、このうち、建築後満40年以上経過しているものが1,006棟7,594戸(14.3%)ある。

表3 経年区分による保有宿舎の状況(平成20年12月末現在)

(単位：棟、戸)

区 分	単身用			世帯用			全 体		
	棟数	戸数		棟数	戸数		棟数	戸数	
保有宿舎の総数	742	18,080	34.1%	4,562	34,868	65.8%	5,184	52,948	100%
築10年未満の保有宿舎	74	1,768	3.3%	127	1,335	2.5%	175	3,103	5.8%
築10年以上20年未満の保有宿舎	153	5,745	10.8%	764	5,074	9.5%	891	10,819	20.4%
築20年以上30年未満の保有宿舎	125	2,519	4.7%	1,118	9,303	17.5%	1,223	11,822	22.3%
築30年以上40年未満の保有宿舎	321	6,208	11.7%	1,600	13,402	25.3%	1,889	19,610	37.0%
築40年以上の保有宿舎	69	1,840	3.4%	953	5,754	10.8%	1,006	7,594	14.3%
昭和56年以前に建築された保有宿舎	450	9,038	17.0%	3,067	23,271	43.9%	3,462	32,309	61.0%

(注) 1棟の中に単身用及び世帯用の双方を有するものがあるため、棟数の全体は一致しない。

借上宿舎を管理運営している法人は73法人で、その戸数は6,285戸となっている。これを法人別にみると、戸数が多いのは、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(1,057戸)、労働者健康福祉機構(472戸)、森林総合研究所(405戸)等となっている。

イ 宿泊施設等の状況

各法人が管理運営している宿泊施設等は、その機能からみると、①宿泊施設(保養所、分室、非常勤教員宿泊施設等)、②体育施設(体育館、グラウンド、テニスコート等)、③会合施設、④研修施設に区分される(表4参照)。

表4 宿泊施設等の保有等の状況(平成20年12月末現在)

(単位：法人、施設)

区 分	独立行政法人		国立大学法人		計			
	法人数	施設数	法人数	施設数	法人数	施設数		
検査対象法人数	93	—	86	—	179	—	—	
宿泊施設等を管理運営している法人	総数	39	184(4)	73	134(1)	112	318(5)	100%
	うち敷地外	13	62(4)	30	37(1)	43	99(5)	31.1%
① 宿泊施設を管理運営している法人	総数	11	53(4)	71	116(1)	82	169(5)	53.1%
	うち敷地外	9	30(4)	26	31(1)	35	61(5)	19.1%
② 体育施設を管理運営している法人	総数	30	96	4	4	34	100	31.4%
	うち敷地外	4	15	0	0	4	15	4.7%
③ 会合施設を管理運営している法人	総数	6	37	32	52(1)	38	89(1)	27.9%
	うち敷地外	5	26	12	15(1)	17	41(1)	12.8%
④ 研修施設を管理運営している法人	総数	14	20(1)	18	27(1)	32	47(2)	14.7%
	うち敷地外	6	7(1)	10	12(1)	16	19(2)	5.9%

注(1) 一つの施設が複数の機能を有するものがあるため、各施設の合算分と合計とは一致しない。

注(2) 括弧内は借上げに係る施設であり、内数である。

宿泊施設等を管理運営している法人は112法人で、その数は318施設となっている。これらの施設の中には、複数の機能を持つものもあるが、宿泊施設が169施設と最も多く、全体の53.1%を占めている。なお、法人の事務所等の敷地内に立地している施設は、必要に応じて業務の用に供されるなどしていることから、法人の事務所等の敷地外に立地している施設の状況をみると、宿泊施設では61施設が法人の事務所等の敷地外に立地している。

(2) 宿舍の管理運営状況

上記のように、検査対象法人が管理運営している福利厚生施設等の大半が宿舍であることから、宿舍の管理運営状況についてみたところ、宿舍使用料及び借上宿舍については、次のような状況となっていた。

ア 宿舍使用料

独立行政法人等が役職員に保有宿舍又は借上宿舍を貸与する場合、宿舍使用料は各法人の自己収入として、宿舍の維持、管理等を適切に行っていく上で必要な財源となるものである。そして、宿舍使用料については各法人が独自に定めることが可能であるが、その額の設定に当たっては、独立行政法人等の運営に運営費交付金を始めとする多額の財政支出が充てられていることなどにかんがみると、各法人の業務実績や業務の特性等を踏まえつつ、社会一般の情勢に適合したものとなるよう、適正な水準とすることが必要である。

なお、国が国家公務員等に宿舍を貸与する場合は国家公務員宿舍法(昭和24年法律第117号)、同法施行令(昭和33年政令第341号)、同法施行規則(昭和34年大蔵省令第10号)等(以下、これらを「宿舍法等」という。)の規定に基づき、無料で貸与するとされている一部の宿舍を除いて入居者から宿舍使用料を徴収することとされており、その額は宿舍法等において、標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎として、居住の条件その他の事情を考慮して定めることとされている。

検査対象法人のうち、宿舍使用料を徴収することとしている宿舍を平成20年12月末現在で100戸以上管理運営している90法人(独立行政法人21法人、国立大学法人69法人)について、これらの法人が規程等で定めている宿舍使用料の算定方法等について調査・分析したところ、次のような状況となっていた。

すなわち、上記の90法人が19年度に徴収している宿舍使用料63億4958万余円のうち、家屋等の使用料は55億5840万余円となっており、これを法人別にみると、徴収額が多いのは国立病院機構の7億9826万余円、労働者健康福祉機構の3億5186万余円、雇用・能力開発機構の3億1471万余円等となっている。

そして、家屋等の使用料の算定方法をみると、家屋等の面積に所定の単価を乗ずるなどして算定する方式を採用している法人が90法人中89法人となっている。なお、残りの1法人は借上宿舍のみを管理運営しており、この1法人及び上記89法人のうち7法人は借上宿舍について借り上げた物件の賃借料に一定割合(10%~50%)を乗じて算定する方式を採用している。

上記89法人のうち88法人は、宿舍法等に準ずるなどして、宿舍建築後の経過年数や設備の差異等により、家屋等の使用料を調整することとする規定を設定している。そして、上記のうち鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び水資源機構は、単身者用宿舍の多

くが世帯用宿舎と異なり各戸専用の給排水設備等を設置していないとして、単身者用宿舎の家屋等の使用料を一律に減額する調整を行うこととしている。しかし、近年、両機構は各戸専用の給排水設備等を設置した単身者用宿舎の整備を図ってきていることから、これらについて使用料を減額する調整を行う必要はないと認められた。

(前掲本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 666 ページ及び 673 ページ参照)

イ 借上宿舎

(ア) 借上費用の状況

20 年 12 月末現在で借上宿舎を管理運営している 73 法人について、宿舎を借り上げるために発生した経費(以下「借上費用」という。)の状況を示すと表 5 のとおりである。

表 5 借上費用の内訳(平成 19 年度) (単位: 千円)

区 分	借上費用	賃借料等(注)	その他の経費
73 法人の合計	6,301,424	5,977,377	324,047

(注) 賃借料等には、共益費及び管理費を含む。

(イ) 借上宿舎の利用状況

宿舎を借り上げる方法には、1 戸ごとに借り上げる方式(以下「個別借上方式」という。)と、棟単位で借り上げるなど複数戸を一括して借り上げる方式(以下「一括借上方式」という。)とがある。個別借上方式の場合は、通常、宿舎の貸与が必要となった場合にその都度借り上げることから、空室が発生しても入退居に伴う一時的なものとなっている。一方、一括借上方式の場合は、個別借上方式に比べて入居を必要とする者の増減に伴う事務負担が少ないなど、法人にとって利点がある場合も考えられるものの、入居者の退去により一部に空室が発生しても、部分的に解約することができず、新たな入居者がいないと、結果として長期にわたって空室が生ずることがある。

そこで、各法人が 20 年 12 月末現在で管理運営している一括借上方式の借上宿舎 97 棟 1,572 戸のうち 1 棟が 10 戸以上となっている 60 棟 1,365 戸の入居率(宿舎 1 棟の戸数に対する入居戸数の割合をいう。以下同じ。)についてみたところ、17 年度から 20 年度(20 年 12 月まで。以下、本項において同じ。)までの各年度の平均入居率(各月末現在の入居率の平均)が、70% を下回ったことのある棟数は表 6 のとおりとなっている。

表6 一括借上方式の借上宿舍の平均入居率の状況

(単位：棟)

区分 法人名	一括借上方式のうち1棟10戸以上の棟数				左のうち平均入居率が70%を下回った棟数				4か年度とも平均入居率が70%を下回った棟数
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
森林総合研究所	1	1	1	1	—	—	1	1	—
国際協力機構	5	5	5	5	—	—	—	—	—
宇宙航空研究開発機構	1	1	1	1	—	—	—	—	—
日本貿易振興機構	1	1	1	1	—	—	—	—	—
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	23	24	26	26	5	5	6	6	1
水資源機構	3	3	3	3	1	1	1	1	1
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1	1	1	1	1	1	1	1	1
労働者健康福祉機構	2	2	3	3	—	—	—	—	—
国立病院機構	—	—	1	1	—	—	—	—	—
日本原子力研究開発機構	4	4	5	5	1	—	1	—	—
北海道大学	—	—	—	1	—	—	—	1	—
東京医科歯科大学	1	3	3	3	1	1	—	—	—
信州大学	—	—	—	2	—	—	—	—	—
名古屋大学	—	—	1	1	—	—	—	—	—
三重大学	—	1	1	1	—	—	—	—	—
神戸大学	—	2	4	4	—	—	—	—	—
長崎大学	—	—	1	1	—	—	—	—	—
計(17法人)	42	48	57	60	9	8	10	10	3

これによると、17年度から20年度までの4か年度にわたり連続して平均入居率が70%を下回っているのは3法人の3棟となっている。

これらのうち、鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び水資源機構の借上宿舍各1棟は、両機構が事業の実施に当たり事業実施箇所の周辺において一定期間宿舍を確保する必要があり、当該地域においてほかに適当な物件がないなどの理由により、一括して借り上げざるを得ないとしているものである。

一方、石油天然ガス・金属鉱物資源機構の1棟は、首都圏に所在する同機構本部等に勤務する職員のための借上宿舍で、当該地域においては物件は特に不足はしていないことなどを考慮すれば、一括借上方式によらなくても、宿舍の貸与を希望する職員の需要に応じて個別借上方式により対処することが可能であると認められた。

(前掲本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項675ページ参照)

(3) 福利厚生施設等の処分状況

独立行政法人等については、前記のとおり、保有資産の見直し及び不要とされた資産の処分が求められている。そして、独立行政法人については、整理合理化計画等において売却等処分することとされている福利厚生施設等が18法人で107億円(18年度財務諸表価額)となっている一方、国立大学法人においては、21年6月に決定された前記の組織及び業務全般の見直しにおいて、保有資産の不断の見直し及び不要とされた資産の処分に努めることとされたものの、自主的・自律的な運営の確保が必要であるなどとして、整理合理

化計画等のような処分計画の策定は行っていないなど、その取組状況に差が見受けられる。

また、検査対象法人が管理運営する福利厚生施設等の中には、低利用となっているものも相当数見受けられる。

そこで、福利厚生施設等の処分状況について、独立行政法人と国立大学法人に区分して、低利用となっている福利厚生施設等の状況、処分された施設の状況及び売却に至らなかった施設等の状況についてみると次のとおりである。

ア 低利用となっている福利厚生施設等の状況

(ア) 宿舍

1棟10戸以上の保有宿舍について、17年度から20年度までの間において、各年度の12月末現在の入居率が50%未満となっているものをみると表7のとおりである。

表7 入居率が50%未満の保有宿舍

区 分	整備戸数		平成17年度		18年度		19年度		20年度		4か年度連続		
	棟数	戸数	棟数	戸数	棟数	戸数	棟数	戸数	棟数	戸数	法人数	棟数	戸数
独立行政法人	853	19,763	115	2,599	125	2,606	158	3,345	173	3,540	14	74	1,649
国立大学法人	906	24,280	19	487	31	969	47	1,758	47	1,319	8	9	275
計	1,759	44,043	134	3,086	156	3,575	205	5,103	220	4,859	22	83	1,924

(注) 入居率は当該年度の12月末現在の数値である。

これによると、4か年度にわたり入居率が50%未満となっているものが22法人で83棟1,924戸あり、その内訳をみると、独立行政法人は14法人74棟1,649戸、国立大学法人は8法人9棟275戸となっている。

上記のうち、4か年度にわたり入居率が0%となっているのは、国立高等専門学校機構の1棟11戸、労働者健康福祉機構の2棟62戸及び国立病院機構の6棟227戸、計9棟300戸である。これらのうち299戸は単身者用宿舍であり、経年に加え、入浴設備や便所が共同利用となっているといった設備の状況により入居率が低率になっているものと考えられる。なお、国立大学法人において入居率が低率になっているものについても同様な状況であった。

これらの中には国立病院機構大阪南医療センターの研修医宿舍、新潟大学の上所島職員宿舍等のように独立行政法人化又は国立大学法人化の時点から継続して入居率が低率となっているものも見受けられた。

(イ) 宿泊施設等

宿泊施設等には、前記のとおり、複数の機能を持つものがあるほか、法人の事務所等の敷地内に立地している施設は必要に応じて業務の用に供されるなどしているものがある。また、利用対象者等が法人、施設ごとに異なっているため、これらを一律の指標により分析することは困難である。そこで、施設の稼働率を把握することが比較的容易な宿泊施設のうち、法人の事務所等の敷地外に立地している独立行政法人7法人の26施設、国立大学法人26法人の30施設、計33法人の56施設(借上げに係る5施設は除く。)について、17年度から20年度までの宿泊施設としての稼働率(年間宿泊可能延客室数に対する年間宿泊延客室数の割合。以下同じ。)が50%未満となっているものをみると表8のとおりである。

表8 稼働率が50%未満の宿泊施設

区分	整備施設数		平成17年度		18年度		19年度		20年度		4か年度の平均	
	法人数	施設数	法人数	施設数	法人数	施設数	法人数	施設数	法人数	施設数	法人数	施設数
独立行政法人	7	26	5	21	5	20	5	21	5	20	5	21
国立大学法人	26	30	23	27	23	26	22	25	22	25	23	27
計	33	56	28	48	28	46	27	46	27	45	28	48

注(1) 一部の施設については、年間宿泊可能延人数に対する年間宿泊延人数の割合により稼働率を算出している。

注(2) 平成20年度の稼働率は、20年12月までの実績により算出している。

これによると、4か年度の平均稼働率が50%未満のものが独立行政法人で5法人21施設、国立大学法人で23法人27施設あるなど、全体としての稼働率は低調なものとなっている。特に、このうち独立行政法人1法人の1施設、国立大学法人6法人の7施設、計7法人の8施設は、4か年度の平均稼働率が10%未満と低調なまま推移している。

イ 処分された施設の状況

(ア) 独立行政法人

検査対象法人のうち、17年度から20年度までの間に、福利厚生施設等の処分を実施した独立行政法人は16法人で、処分された施設(当該施設を取り壊し、更地にして処分したものを含む。以下同じ。)は154件(宿舍143件、宿泊施設等11件)、処分収入は188億円^(注)となっている(表9参照)。

(注) 労働者健康福祉機構が処分した宿舍22件のうち21件は、病院の譲渡に伴い一括して地方公共団体等に売却されたもので、土地については、病院の敷地として一体で処分されていて、宿舍に係る部分を区分できないため、処分収入に含めていない。

表9 独立行政法人における施設の処分状況 (単位：件、百万円)

区分	平成17年度		18年度		19年度		20年度		計	
	処分件数	処分収入金額	処分件数	処分収入金額	処分件数	処分収入金額	処分件数	処分収入金額	処分件数	処分収入金額
宿舍	16(1)	1,204	56(6)	7,255	32(11)	3,810	39(4)	3,036	143(13)	15,306
宿泊施設等	—	—	1(1)	305	8(3)	3,243	2(2)	3	11(5)	3,552
計	16(1)	1,204	57(6)	7,560	40(12)	7,053	41(6)	3,039	154(16)	18,858

(注) 括弧内は法人数で、計欄は重複があるため一致しない。

上記154件の処分方法をみると、売却によるものが14法人で148件と大多数を占めており、このほかには国への承継によるものが4件、無償譲渡、交換によるものが各1件となっている。

また、これらの物件の中には、整理合理化計画等において売却等対象資産とされていたものが7法人の48件10億円、売却等検討資産とされていたものが2法人の4件0.3億円、計9法人の52件10億円あり、これら以外のは法人独自の処分計画等によるもので11法人の102件178億円となっている。

一方、前記の表7及び表8のとおり、独立行政法人において、4か年度にわたり入居率が50%未満となっている保有宿舍が14法人で74棟あり、4か年度の平均稼働率が50%未満となっている法人保有の宿泊施設が5法人で21施設あった。これらの

うち、整理合理化計画等で売却対象資産又は売却等検討資産とされているものは保有宿舎に係る6法人の10棟及び宿泊施設に係る4法人の16施設となっている。

なお、本院は、国立印刷局の久我山運動場について、多額の維持管理費用が今後も継続して発生すると見込まれるのに、譲渡を含む適切な処分に向けた調整が進展しておらず、在り方の検討が十分に進んでいない事態を、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項(640ページ)として掲記した。また、本院は、独立行政法人造幣局理事長に対して20年10月に、宿舎、庁舎分室等の建物及びこれらに係る用地について、利用状況を考慮するなどして保有の必要性を検討するとともに、不要な資産の確実な国庫返納に備えるよう、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求したが、その後の処置状況について、平成19年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果(639ページ)として掲記した。

(イ) 国立大学法人

検査対象法人のうち、17年度から20年度までの間に、福利厚生施設等の処分を実施した国立大学法人は3法人で、処分された施設は9件、処分収入は3億円となっている(表10参照)。これら9件のうち1件は交換によるものであるが、ほかの8件はいずれも2法人が地方公共団体等の道路整備事業や区画整理事業に供するために売却したことによるものである。

一方、前記の表7及び表8のとおり、国立大学法人において、4か年度にわたり入居率が50%未満となっている保有宿舎が8法人で9棟あり、4か年度の平均稼働率が50%未満となっている法人保有の宿泊施設が23法人で27施設あった。

なお、国立大学法人が政府出資に係る土地の全部又は一部を譲渡したときは、国立大学法人法(平成15年法律第112号)等の規定により、当該譲渡により生じた収入の金額から100万円(国立大学法人が当該譲渡に要した費用の総額が100万円を超える場合は、その費用の総額)を控除した額に100分の50(22年3月31日までは100分の75)を乗じて得た額に相当する金額を国立大学財務・経営センター(以下「センター」という。)に納付することなどとされている。

表10 国立大学法人における施設の処分状況 (単位：件、百万円)

区 分	平成17年度			18年度			19年度			20年度			計		
	件数	処分収入金額	センターへの納付額	件数	処分収入金額	センターへの納付額	件数	処分収入金額	センターへの納付額	件数	処分収入金額	センターへの納付額	件数	処分収入金額	センターへの納付額
宿舎	1(1)	185	92	—	—	—	1(1)	—	—	7(1)	195	97	9(3)	381	189
宿泊施設等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1(1)	185	92	—	—	—	1(1)	—	—	7(1)	195	97	9(3)	381	189

(注) 括弧内は法人数である。

上記(ア)及び(イ)のとおり、独立行政法人14法人148件、国立大学法人2法人8件、計156件の売却により16法人が得た処分収入は独立行政法人188億円、国立大学法人3億円、計192億円となっており、このうち政府出資又は政府出資見合いの資産の売却に係るものは13法人の98件で109億円となっている。そして、このうち独立行政法人4法人の20件については、売却益に相当する金額の一部又は全部が、また、

独立行政法人1法人の21件については処分収入の全額がそれぞれ国庫へ納付されており、国立大学法人2法人の8件については処分収入の一部がセンターへ納付されている。しかし、上記13法人の98件に係る処分収入109億円のうち、これら国庫等への納付等の60億円を除いた49億円については、相応の減資を行って政府出資金を国庫に納付する規定がないなどのため、政府出資又は政府出資見合いの資産を売却したものであっても、現状では法人内部に留保されている。ただし、これらのうち、処分収入が簿価を上回り利益を計上したのものについては、各年度の損益計算の結果等にもよるが、その全部又は一部が中期目標期間の最終年度の利益処分により、将来、国庫に納付される可能性がある。

ウ 売却に至らなかった施設等の状況

検査対象法人において、17年度から20年度までの間に、福利厚生施設等の売却のための入札を実施したものの、いまだに処分されていないものは9法人で31件ある(表11参照)。これらの物件はすべて一般競争入札を実施したものであるが、入札者がなかったり、落札者がなかったりなどしたため、いまだに売却には至っていない。このうち、独立行政法人に係るものは30件で、この中には整理合理化計画等において、売却等対象資産とされているものが11件、売却等検討資産とされているものが18件ある。これに対して、国立大学法人に係るものは1件にとどまっている。

表11 入札不調等の状況 (単位：件)

区 分	平成17年度		18年度		19年度		20年度		計		
	宿舎	宿 泊 施設等	宿舎	宿 泊 施設等	宿舎	宿 泊 施設等	宿舎	宿 泊 施設等	宿舎	宿 泊 施設等	合計
独立行政法人	—	—	1(1)	—	2(1)	—	23(6)	4(3)	26(7)	4(3)	30(8)
国立大学法人	—	—	—	—	—	—	1(1)	—	1(1)	—	1(1)
計	—	—	1(1)	—	2(1)	—	24(7)	4(3)	27(8)	4(3)	31(9)

(注) 1回目の入札を実施した年度で整理している。また、括弧内は法人数である。

上記の31件について、入札の実施状況等をみると、1回目の入札が世界的金融危機発生後の20年10月以降に行われたものが28件(90%)で大半を占めている。また、これら31件について、実施された入札は延べ37回、平均で1.6回となっていて、このうち、応札者がなかったものは18回、応札者はあったもののすべて予定価格を下回り落札者がなかったものが18回、落札者はあったものの契約が解除されたものが1回となっている。なお、落札者がなかった18回の入札における応札者は平均で1.7者となっている。

上記のように、20年10月以降に1回目の入札が実施されたもので売却に至らなかったものが多数に上っているのは、世界的な金融危機により国内不動産市況が急激に悪化したことなどによると考えられる。

以上のように、国立大学法人において利用率が低い福利厚生施設等が相当数見受けられたが、独立行政法人に比べてその処分等が進んでいない状況にある。また、前記のとおり、国立大学法人については、独立行政法人のように国立大学法人全体として処分対象とする資産をとりまとめたものはない。しかし、国立大学法人についても、大学改革との整合性を取りながら、資産債務改革を推進するとされていること、第1期中期目標期間の

終了時に行う組織及び業務全般の見直しに当たり、効率的な法人運営を行うために、保有資産の不断の見直し及び不要とされた資産の処分を努めるとされていることなどから、各国立大学法人は、福利厚生施設等について、その利用状況等を踏まえつつ、的確な処分計画を策定するなどして、不要とされた資産の処分等を着実に実施することが望まれる。

4 本院の所見

独立行政法人等においては、所管する主務大臣の監督、関与その他国の関与を必要最小限にして、主務大臣が法人に対して指示する中期目標の下で自主的かつ透明な法人運営を確保することとし、法人の業務実績を事後的に評価して、中期目標の期間の終了時点で業務等の全般的な見直しを行うなどとされている。

また、我が国の現下の財政事情が極めて厳しい中で、独立行政法人等の運営に対しては運営費交付金を始めとする多額の財政資金が投入されている。

このような状況の下で、各法人は、福利厚生施設等について、当該施設を管理運営する必要性を含めて不断に見直しを実施することが求められている。

したがって、以上の検査の状況を踏まえて、検査対象法人においては、次の点に留意することが必要である。

ア 宿舍使用料について、社会経済情勢等の変化を踏まえつつ、その妥当性を検証して、必要に応じて算定方法等を適切に見直す。また、宿舍の借上げに当たっては、借り上げる宿舍の戸数、期間等について、入居者等の状況を的確に把握して決定するとともに、状況の変化に応じて適時適切に契約を見直すなど適切に管理運営する。

イ 福利厚生施設等の処分について、独立行政法人においては、整理合理化計画等において売却等対象資産等とされているものの処分等を着実に実施するとともに、売却等対象資産等とされていない福利厚生施設等であっても低利用となっている施設については不断に見直しを実施する。また、国立大学法人においては、福利厚生施設等の利用状況を踏まえつつ、的確な処分計画を策定するなどして、不要とされた資産の処分等を着実に実施する。

本院としては、今後とも、社会情勢等の変化に留意しつつ、独立行政法人等が管理運営する福利厚生施設等の状況について引き続き検査していくこととする。

第4節 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

1 国民の関心の高い事項等に関する検査の取組方針

近年、行政においては、経済成長や社会保障制度を持続可能なものとするため、予算配分の重点化・効率化、行政改革の推進、無駄排除の徹底、税制の抜本的な改革の検討等による安定財源の確保等の様々な取組がなされている。また、国会においても、国会による財政統制を充実・強化する視点から、予算の執行結果を把握して次の予算に反映させることの重要性等が議論されている。

このような状況の中、本院は、その使命を的確に果たすために、毎年次、会計検査の基本方針を策定して、我が国の社会経済の動向、財政の現状等を踏まえて国民の期待にこたえる検査に努めてきており、特に、国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的、弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応することとしている。また、財政統制を充実・強化する視点から重要な取組であると認められる予算執行調査等の行政における様々な取組についても、留意しながら検査を行っている。

2 検査の状況

(1) 検査の結果、検査報告に掲記したもの

国民の関心の高い事項等に関する検査の結果、「第3章 個別の検査結果」等に掲記した主なものを示すと、次のとおりである。

ア 不適正な会計経理に関するもの

不適正な会計経理については、近年、一部の地方公共団体における不適正な経理処理による資金のねん出が行われていた事態が明らかになり、国会、報道等で取り上げられるなど、公金に係る会計経理について社会的関心が高まっている。そして、平成21年6月に参議院決算委員会が行った「平成19年度決算審査措置要求決議」（以下「審査措置要求決議」という。）においても、政府に対して地方自治体の会計経理の適正化について、指導・助言の徹底を図るべきであるなどとされている。

本院は、合規性等の観点から国の機関や都道府県等における庁費等の会計経理が法令等に基づき適正に行われているかなどに着眼して検査を実施している。

上記に関する21年次の検査結果としては、次のような事項を検査報告に掲記した。

- ① 物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って警察装備費、需用費等を支払っているもの

(内閣府(警察庁) 69ページ記載)

- ② 指定統計調査等に係る事務の委託費の執行に当たり、委託先において、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って物品の購入等に係る需用費を支払っていて、委託費の支払額が過大となっているもの

〔 総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省
検査の結果については総務省の項に掲記 (76ページ記載) 〕

③ 科学技術試験研究業務に係る委託費の経理が不当と認められるもの

文部科学省	158 ページ記載
┌ 関連事項	└──────────────────┘
文部科学省	167 ページ記載
厚生労働省	246、251 ページ記載
農林水産省	293 ページ記載
独立行政法人日本学術振興会	657 ページ記載
国立大学法人岡山大学	713 ページ記載

④ 滞納保険料等の滞納処分に当たり、虚偽の書類を作成するなどして事業所の滞納保険料等の債権を消滅させており、後日、当該滞納保険料等が納付されると、これを別の事業所の滞納保険料等として収納するなどしているもの

(厚生労働省 178 ページ記載)

⑤ 後発医薬品の安心使用にかかる意識調査、分析及び報告書作成の業務に係る請負契約において、契約が履行期間内に履行されていないのに履行されたこととする事実と異なる内容の関係書類を作成するなどの不適正な会計経理を行い、代金を支出していたもの

(厚生労働省 180 ページ記載)

⑥ 物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って庁費を支払っているもの

(厚生労働省 181 ページ記載)

⑦ 生涯職業能力開発事業等に係る委託事業の実施に当たり、委託費から委託事業の対象外の経費を支払うなどしていたため、委託費の支払額が過大となっているもの

(厚生労働省 186 ページ記載)

⑧ 技能向上対策費補助金の経理において、補助対象経費の精算が過大となっているもの

(厚生労働省 257 ページ記載)

⑨ 保安林の整備・管理に係る委託事業の実施に当たり、委託事業に従事していない臨時職員に対する賃金を委託費に含めていたため、委託費の支払額が過大となっているもの

(農林水産省 294 ページ記載)

⑩ 国庫補助事業に係る事務費等の執行に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って物品の購入等に係る需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に需用費、賃金又は旅費を支払ったりしていたもの

(農林水産省 319 ページ記載)

⑪ 国庫補助事業に係る事務費等の執行に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って物品の購入等に係る需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に需用費、賃金、旅費、人件費、役務費等を支払ったりするなどしていたもの

(国土交通省 459 ページ記載)

⑫ 都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の経理の状況について

(特定検査対象に関する検査状況 822 ページ記載)

⑬ 物品の購入に当たり、契約した物品が納入されていないのに納入されたとして虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って庁費等を支払うなどしているもの

(経済産業省 392 ページ記載)

- ⑭ 物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って国立公園等維持管理費等を支払っているもの (環境省 536 ページ記載)

イ 各府省等が締結している随意契約に関するもの

各府省、独立行政法人等が締結している契約については、国会、報道等で、委託等の契約に占める随意契約の件数の割合が高くなっている事態、随意契約の見直しの趣旨に反して制限的な応募要件を設定して、所管府省退職者の再就職者^(注)が在籍している公益法人と契約を締結している事態等が取り上げられるなど様々な問題が指摘されている。そして、審査措置要求決議においても、随意契約の見直しにおける更なる競争性の向上について取り組むべきであるなどとしている。

本院は、合規性、経済性等の観点から、各府省等が締結している契約について、入札・契約事務が適切に行われて、公正性、競争性及び透明性が確保されているかなどに着眼して検査を実施している。

上記に関する 21 年次の検査結果としては、次のような事項を検査報告に掲記した。

(注) 所管府省退職者の再就職者 国の行政機関に常勤の職員として職務に従事した者で、国家公務員を退職して、当該行政機関が所管する独立行政法人、公益法人等に再就職した者。人事交流による出向者等は含まない。

- ① 競争入札により契約した前工事に引き続き随意契約により行う後工事の予定価格の算定に当たり、前工事における競争の利益を後工事に反映させるよう意見を表示したもの (国土交通省 508 ページ記載)
- ② アウトソーシング契約の実施に当たり、競争性及び透明性を確保するため一般競争契約への移行等を推進するとともに、標準資料や実例等の適用を十分考慮するなどして、予定価格の積算を経済的なものとするよう是正改善の処置を求めたもの (防衛省 556 ページ記載)
- ③ 子会社が行う業務の発注において、競争の利益をより享受できるよう競争的な契約方式の導入を図らせるよう意見を表示したもの (成田国際空港株式会社 597 ページ記載)
- ④ コンピューターサービスの調達に当たり、特定調達に該当するものであることを踏まえ、透明性、公正性及び競争性が確保された契約事務を実施するよう改善させたもの (日本放送協会 715 ページ記載)
- ⑤ 下水道終末処理場等の再構築に係る基本設計業務の契約に当たり、透明性、競争性等の確保を図るため、随意契約を見直して競争性のある契約方式に移行するよう改善させたもの (日本下水道事業団 736 ページ記載)
- ⑥ 国土交通省の地方整備局等における庁費等の予算執行について (国会からの検査要請事項に関する報告 752 ページ記載)
- ⑦ 独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について (国会からの検査要請事項に関する報告 766 ページ記載)
- ⑧ 各府省所管の公益法人の財務等の状況について (国会からの検査要請事項に関する報告 800 ページ記載)

ウ 補助金等によって造成された基金等の資産、特別会計及び独立行政法人等が保有している土地・建物等の資産及び剰余金等に関するもの

補助金等によって造成された基金等の資産、特別会計、独立行政法人等が保有している土地・建物等の資産及び剰余金並びに公益法人が保有している内部留保等については、国会、報道等で、21年度補正予算で計上された基金の在り方が取り上げられたり、基金等の資産、剰余金及び内部留保の見直しにより一般会計の財源等として活用する方法が議論されたり、土地・建物等の保有資産の処分や有効活用の促進が求められたりするなど様々な問題が指摘されている。

本院は、効率性、有効性等の観点から、これらの資産について、その規模が適切なものとなっているか、効率的に活用されているかなどに着眼して、特別会計を所管する府省、独立行政法人、公益法人等に対して検査を実施している。

上記に関する21年次の検査結果としては、次のような事項を検査報告に掲記した。

- ① 建設国債の発行により調達されて、一般会計から特別会計に繰り入れられた資金に係る剰余金等の使途等について、建設国債の発行に対して法律上設けられている制限を形がい化することなどが無いようにするための方策を検討するよう意見を表示したもの
(財務省 132 ページ記載)
- ② 農林水産省が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等の有効活用等を図るよう改善の処置を要求したもの
 - ・農地・水・環境保全向上対策において積み立てられた資金等の有効活用について
 - ・国庫補助金により造成された差額補填資金等の運用益の有効活用について
 - ・水田農業構造改革交付金により造成された資金から生じた残余資金の有効活用について
 - ・国庫補助金により造成された果樹対策資金から生じた運用益の有効活用について
 - ・海外農業移住交流事業の在り方及び運用益の有効活用について
 - ・緑の雇用担い手対策事業等に要する資金の有効活用について
 - ・苗木需給安定基金造成事業により造成された基金の有効活用について
(農林水産省(7件) 350 ページ記載)
- ③ 預託した保証金の利息収入により行うという事業の実施方法を見直すとともに保証金を含めた資産の保有規模を適正なものとするよう独立行政法人日本貿易振興機構に検討させ、これにより不要となる資産は国庫に返納させることができることとするよう意見を表示したもの
(経済産業省 410 ページ記載)
- ④ 取り崩される見込みのない中小企業金融安定化特別基金について、緊急保証による欠損の補てんにも充当できるようにするなど、有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの
(経済産業省 414 ページ記載)
- ⑤ 財団法人民間都市開発推進機構の土地取得・譲渡業務等に対する国からの無利子貸付金及び補助金について、業務の規模の縮小等に応じて国に償還又は返納させることとするなどして、財政資金の有効活用を図るよう意見を表示したもの
(国土交通省 512 ページ記載)
- ⑥ 各府省所管の公益法人の財務等の状況について
(再掲 国会からの検査要請事項に関する報告 800 ページ記載)

- ⑦ 土地改良事業の受益農地について、例外的に転用の許可を与える場合の具体的な審査方法を定めるとともに、転用許可後の状況に関し適時適切な指導を行うことなどの重要性について周知徹底を図るよう意見を表示したもの

(農林水産省 338 ページ記載)

- ⑧ 独立行政法人及び国立大学法人が管理運営する福利厚生施設等の状況について

(特定検査対象に関する検査状況 867 ページ記載)

エ 行政経費の効率化、事業の有効性等に関するもの

本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や、内外経済の構造的な変化、地球環境問題等の難しい課題に直面している社会経済状況の中、行政においては、事務の簡素・効率化による行政経費の低減や国等が行う事業の効果的、効率的な執行が求められている。

本院は、このような認識の下、効率性、有効性等の観点から、事務が効率的に執行されているか、事業が目的を達成しているか、予算執行の効果が上がっているかなどに着眼して検査を実施している。

上記に関する 21 年次の検査結果としては、次のような事項を検査報告に掲記した。

- ① 利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう意見を表示したもの

〔内閣官房、内閣府本府、公正取引委員会、警察庁、総務本省、財務本省、国税庁、厚生労働本省、農林水産本省、経済産業本省及び国土交通本省
本院が表示した意見の内容は内閣の項に総括的に掲記
(50 ページ記載)〕

- ② 政府開発援助の実施に当たり、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したものの
(外務省 103 ページ記載)

- ③ 還付金が高額となっている申告について他の還付申告と区分するなどして支払事務に要する日数を短縮することなどにより、還付加算金の節減を図るよう改善の処置を要求したもの
(財務省 138 ページ記載)

- ④ 生活保護事業の実施において、障害者自立支援法に基づく自立支援給付の活用を図ることにより生活保護費等負担金の交付額を低減させるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの
(厚生労働省 275 ページ記載)

- ⑤ 国民健康保険の財政調整交付金の交付額の算定を適切なものにするため、退職被保険者等のそ及適用に伴う一般被保険者数の調整を的確に行うよう改善させたもの
(厚生労働省 281 ページ記載)

- ⑥ 水田・畑作経営所得安定対策として実施している生産条件不利補正交付金の交付が当該対策の目的である土地利用型農業の担い手の育成に資するものとなるよう意見を表示したもの
(農林水産省 342 ページ記載)

- ⑦ タクシー事業者等に対するデジタル式 GPS—AVM システム普及に係るエネルギー使用合理化学業者支援事業の実施に当たり、事業効果を適切に把握し同事業の適切な執行体制を整備などするよう是正改善の処置を求めたもの

(経済産業省 405 ページ記載)

- ⑧ 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(高効率給湯器導入支援事業)による補助事業の実施に当たり、補助金の交付の対象とするガスエンジン給湯器の購入価格の範囲を定めることにより、事業を効率的に実施するよう改善させたもの
(経済産業省 419 ページ記載)
- ⑨ 道路照明施設において、維持管理の経済性と環境負荷の低減に優れた省電力型ランプに速やかに交換するなどして、電気受給契約の契約容量を適切に見直し、電気料金の節減を図るよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの
(国土交通省 469 ページ記載)
- ⑩ 道路改良工事等の実施に当たり、再生砕石を積極的に使用して環境に配慮した経済的な設計を行うことにより、工事費を低減させるよう改善させたもの
(国土交通省 524 ページ記載)
- ⑪ まちづくり交付金事業の実施に当たり、予算の配分等が市町村の予算要望額を考慮するなどして適時に適切な額により行われ、また、法令等に基づく事業実施状況の確認、精算等の手続が事業完了時まで適正確実に行われることとなるよう意見を表示したもの
(国土交通省 500 ページ記載)
- ⑫ 点検データ管理システムに点検の結果を確実に登録することなどにより、道路構造物が計画的かつ効率的に管理されるよう改善の処置を要求したもの

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社	607 ページ記載
-------------------------------------	-----------
- ⑬ 職員に対する給与の支給に当たり、食事手当等の現金の支給を廃止するなどするよう改善の処置を要求したもの

独立行政法人国民生活センター、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人都市再生機構	643 ページ記載
(関連事項 1 件 646 ページ記載)	
- ⑭ 礼金等を受領するなど貸貸条件の制限に違反している賃貸住宅貸付けの借受者に対し、礼金等の返還等を行わせるよう適宜の処置を要求し、賃貸条件の制限が遵守されるよう是正改善の処置を求めたもの

独立行政法人住宅金融支援機構	700 ページ記載
(関連事項 1 件 585 ページ記載)	
- ⑮ バリアフリー賃貸住宅建設資金の貸付事業において、借受者に対して高齢者の入居機会を確保するための貸付条件を遵守させるよう是正改善の処置を求め、事業の効果を十分発現させるため高齢者の入居促進に結びつくような広報活動等を行うよう意見を表示したもの
(独立行政法人住宅金融支援機構 704 ページ記載)

オ その他

上記アからエまでのほか、会計検査に関連する問題としては、無許可専従の問題、第三種郵便物制度の問題、年金記録問題、防衛装備品の商社等を通じた輸入による調達の問題等が国会、報道等で取り上げられている。

本院は、従来、会計検査に関連する問題が国会、報道等で取り上げられた際などには、必要に応じて関係府省等に対する会計実地検査を行い、関係者から説明を受けたり、資料を徴したりするなどの方法により検査を実施している。

上記に関する21年次の主な検査結果としては、次のような事項を検査報告に掲記した。

- ① 賃貸マンション等の取得に係る消費税額のうち非課税売上げである家賃収入に対応する部分の額が、国に適切に納付されることとなるための措置を講ずるよう意見を表示したもの (財務省 126 ページ記載)
- ② 許可を受けずに職員団体の業務に専ら従事している職員について、当該従事期間に係る給与や国家公務員共済組合負担金を支給又は負担しているもの (厚生労働省 184 ページ記載)
- ③ 路面下空洞調査業務の契約及び実施に当たり、求める成果の内容を明確にしたり、すべての探査データの提出を求めたり、価格面の競争を取り入れた契約方式を導入したりするよう改善の処置を要求し、占用企業者の負担金を適切に徴収するよう是正改善の処置を求めたもの (国土交通省 494 ページ記載)
- ④ 学資金貸与事業の実施に当たり、債務者の住所等を適時適切に把握して、債務者の実情に応じた割賦金の回収及び返還期限猶予の願い出に関する指導を適時適切に行うよう改善の処置を要求したもの (独立行政法人日本学生支援機構 685 ページ記載)
- ⑤ 第三種郵便物制度の適正な運用が確保されるよう、内部統制を十分機能させるための事務手続を整備するなどの是正改善の処置を求め及び意見を表示したもの (郵便事業株式会社 726 ページ記載)
- ⑥ 年金記録問題について (国会からの検査要請事項に関する報告 777 ページ記載)
- ⑦ 防衛装備品の商社等を通じた輸入による調達について (国会からの検査要請事項に関する報告 788 ページ記載)

(2) その他の検査の状況

上記の検査の結果検査報告に掲記したもののほか、完成まで長期間を要する大規模公共事業の費用対効果等に係る問題や経済危機対策を実施するための21年度補正予算に係る問題等について検査を実施している。また、国会法第105条の規定に基づく検査要請が行われた「簡易生命保険の加入者福祉施設等の譲渡等について」、「在外公館に係る会計経理について」及び「牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等について」について検査を実施している。

本院は、上記の(1)及び(2)に掲げた国民の関心の高い事項について、今後も多角的な観点から引き続き検査を行っていく。

3 本院の所見

本院は、今後も我が国の社会経済の動向、財政の現状等を踏まえて国民の期待にこたえる検査に努めるために、国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的、弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応するとともに、予算執行調査を始めとする我が国の財政の健全化に向けた様々な取組について留意しながら検査を行っていくこととする。

第5節 特別会計財務書類の検査

平成19年度特別会計財務書類の内閣から本院への送付年月日	平成20年11月14日
検査対象	10府省が所管する28特別会計の平成19年度特別会計財務書類
平成19年度特別会計財務書類の本院から内閣への回付年月日	平成20年12月25日

会計検査院は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「法」という。)第19条第2項の規定に基づき、平成20年11月14日に内閣から送付を受けた10府省^(注1)が所管する28特別会計^(注2)の平成19年度特別会計財務書類について検査した。そして、同年12月25日に、内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。

(注1) 10府省 内閣府、総務、法務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境各省

(注2) 28特別会計 交付税及び譲与税配付金、登記、地震再保険、国債整理基金、財政融資資金、産業投資、外国為替資金、特定国有財産整備、エネルギー対策、国立高度専門医療センター、労働保険、船員保険、年金、食料安定供給、農業共済再保険、国営土地改良事業、森林保険、国有林野事業、漁船再保険及び漁業共済保険、貿易再保険、特許、都市開発資金融通、治水、道路整備、港湾整備、空港整備、自動車損害賠償保障事業、自動車検査登録各特別会計

内閣に通知した検査結果の概要は、次のとおりである。

平成19年度特別会計財務書類について、正確性及び合規性の観点から、法、特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124号)、特別会計の情報開示に関する省令(平成19年財務省令第30号)、同省令第1条の規定に基づき定められた特別会計財務書類の作成基準(平成20年財務省告示第59号。以下「作成基準」という。)等に従った適切なものとなっているかなどに着眼して検査した結果、作成基準等と異なる処理をするなどして、特別会計財務書類の計上金額等の表示が適切とは認められないものが、次表のとおり、7省が所管する8特別会計において14事項見受けられた。

なお、上記の14事項については、すべて各省において所要の訂正が行われた。

表 特別会計財務書類の計上金額等の表示が適切とは認められないものの概要

番号	特別会計名(勘定名等)	所管	財務書類の科目等	計上金額 (単位：百万円)	計上金額の適切な表示 (単位：百万円)	事項	
1	国債整理基金	財務省	附属明細書				
			1 貸借対照表の内容に関する明細 (1) 資産項目の明細 ② 有価証券の明細 エ 市場価格のない有価証券(満期保有目的以外、株式)の純資産額等の明細	資本金	8,024,850	8,003,856	
			日本郵政株式会社	純資産額による算出額	5,149,792	5,163,300	①
(表示が適切とは認められない事項の説明) 事項① 本特別会計が出資している日本郵政株式会社の資本金の金額を誤っていたり、「純資産額による算出額」の算定の際に用いる本特別会計からの出資割合を誤っていたりしていたもの							

番号	特別会計名(勘定名等)	所管	財務書類の科目等		計上金額 (単位:百万円)	計上金額の適切な表示 (単位:百万円)	事項		
2	財政融資資金	財務省	区分別収支計算書						
			I 業務収支						
			1 財源						
			運用収入	本会計年度	6,057,742	6,056,481	③		
			貸付金の回収による収入	前会計年度	139,686,982	128,290,757	②		
				本会計年度	170,845,710	88,861,800			
			有価証券の償還による収入	本会計年度	65,906,839	65,907,769	②③		
			サービス業務による回収金額(注)	本会計年度	(記載なし)	2,836	④		
			財源合計	前会計年度	232,994,550	221,598,325	②		
				本会計年度	244,874,230	162,892,825			
			2 業務支出						
			(1) 業務支出(施設整備支出を除く)						
			有価証券の取得による支出	本会計年度	△ 50,028,015	△ 50,027,683	②		
				前会計年度	△ 116,683,602	△ 105,287,377			
			貸付けによる支出	前会計年度	△ 142,336,825	△ 60,352,915	④		
				本会計年度	(記載なし)	△ 2,836			
			サービス業務による回収金引渡額(注)	本会計年度	(記載なし)	△ 2,836	④		
			業務支出(施設整備支出を除く)合計	前会計年度	△ 185,178,089	△ 173,781,864	②		
				本会計年度	△ 192,631,260	△ 110,649,855			
			業務支出合計	前会計年度	△ 185,178,089	△ 173,781,864	②		
本会計年度	△ 192,631,260	△ 110,649,855							
II 財務収支									
預託金による収入	本会計年度	87,391,670	47,585,906	②					
預託金の払戻による支出	本会計年度	△ 135,281,994	△ 95,476,230						
<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項② 次のア、イ及びウは、いずれも財政融資資金の収支に当たらないため、作成基準等によれば、業務収支又は財務収支には計上しないこととされているのに、誤って、業務収支又は財務収支に計上していたもの</p> <p>ア 「貸付金の回収による収入」及び「貸付けによる支出」の中に含まれている、財政融資資金の貸付先の特別会計や法人に所属する権利義務が新たに設置された特別会計や新たに設立された法人に承継されたことに伴うもの及び貸付けに係る債務が貸付先の特別会計から一般会計に帰属したことに伴うもの</p> <p>イ 「有価証券の償還による収入」及び「有価証券の取得による支出」の中に含まれている、政府関係機関が発行して財政融資資金で引き受けた債券に係る債務が新たに設立された独立行政法人に承継されたことに伴うもの</p> <p>ウ 「預託金による収入」及び「預託金の払戻による支出」の中に含まれている、積立金又は余裕金を財政融資資金に預託している特別会計に所属する権利義務が新たに設置された特別会計に帰属したことに伴うもの</p> <p>事項③ 本特別会計が保有する債券の元金の償還収入の一部を「有価証券の償還による収入」に計上すべきであるのに、誤って、「運用収入」に計上していたもの</p> <p>事項④ 財務大臣が法附則第80条第3項の規定に基づき、その信託した運用資産又は譲渡した運用資産に係る元利金の回収その他回収に関する業務を受託して行う業務(サービス業務)に係る収支は、財政融資資金の収支に当たするため、作成基準によれば区分別収支計算書の業務収支に計上すべきであるのに、誤って、業務収支に計上していなかったもの</p> <p>(注) 区分別収支計算書に、「サービス業務による回収金額」及び「サービス業務による回収金引渡額」に該当する科目及び金額の表示がなかったもの</p>									
3	特定国有財産整備	財務省及び国土交通省	附属明細書						
			2 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細						
			(1) その他の財源の明細						
			款	項	906	465	⑤		
			雑収入	雑収入					
<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項⑤ 資産・負債差額増減計算書の「その他の財源」の金額をそのまま用いるべきであるのに、誤って、同計算書の他の科目の金額を加算していたもの</p>									

番号	特別会計名(勘定名等)	所管	財務書類の科目等		計上金額	計上金額の適切な表示	事項			
					(単位:百万円)	(単位:百万円)				
4	エネルギー対策(エネルギー需給)	文部科学省、経済産業省及び環境省	業務費用計算書	資産処分損益	本会計年度	899	872	⑥		
				資産評価損	本会計年度	2,514	514			
				本年度業務費用合計	本会計年度	571,560	569,534			
			資産・負債差額増減計算書	Ⅱ 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 571,560	△ 569,534	⑥		
				Ⅲ 財源	1 自己収入	本会計年度	569,559		567,532	
					その他の財源	本会計年度	115,759		113,732	
			附属明細書							
			1 貸借対照表の内容に関する明細							
			(1) 資産項目の明細							
			② 有価証券の明細							
ア 満期保有目的以外の有価証券の増減の明細										
			新疆石油(株)株式	本年度減少額	—	2,000	⑥			
				強制評価減	2,000	—				
3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細										
(1) その他の財源の明細										
			款	項			⑥			
			雑収入	雑収入	32,393	30,367				
<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項⑥ 本特別会計の出資先の清算終了に伴う処理において、新疆(きょう)石油株式会社の株式の持分(貸借対照表価額2,000百万円)と収納した残余財産分配金との差額は、作成基準等によれば、業務費用計算書の「資産処分損益」に計上すべきであるのに、誤って、株式の持分を強制評価減し、業務費用計算書の「資産評価損」に2,000百万円を計上するとともに、収納した残余財産分配金2,026百万円を資産・負債差額増減計算書の「その他の財源」に計上するなどしていたもの</p> <p>なお、上記に連動して、連結業務費用計算書、連結資産・負債差額増減計算書、勘定を合算した合算業務費用計算書及び合算資産・負債差額増減計算書の関連箇所に誤りが生じていた。</p>										
	エネルギー対策(電源開発促進)		貸借対照表	他会計繰戻未収金(注)	前会計年度	(記載なし)	59,500	⑦		
					本会計年度	(記載なし)	59,500			
			資産・負債差額増減計算書	資産合計	前会計年度	679,921	739,421	⑦		
					本会計年度	601,009	660,509			
			Ⅵ その他資産・負債差額の増減	前会計年度	△ 59,500	—	⑦			
			Ⅶ 本年度末資産・負債差額	前会計年度	676,303	735,803				
<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項⑦ 平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成18年法律第11号)の規定に基づき、後日、予算の定めるところにより一般会計から本特別会計の電源開発促進勘定に繰り入れるものとされている595億円は、繰入金に相当する金額が繰り戻されること及び繰り戻されるべき具体的金額(又は算出方法)が法令等により規定されているため、作成基準によれば、貸借対照表に「他会計繰戻未収金」として計上すべきであるのに、誤って、貸借対照表に同科目及び金額を計上していなかったなどのもの</p> <p>なお、上記に連動して、連結貸借対照表、連結資産・負債差額増減計算書、勘定を合算した合算貸借対照表及び合算資産・負債差額増減計算書の関連箇所に誤りが生じていた。</p> <p>(注) 貸借対照表に、「他会計繰戻未収金」に該当する科目及び金額の表示がなかったもの</p>										
5	船員保険	厚生労働省	附属明細書							
			1 貸借対照表の内容に関する明細							
			(1) 資産項目の明細							
				明細の表示	適切な明細の表示			⑧		
				(記載なし)	③ 未収保険料の明細					
	内容	相手先	本年度末残高							
	船員保険料(過年度及び当年度分)	被保険者等	4,086							
	船員保険料(平成20年3月分)	被保険者等	4,626							
		合計		8,712						
<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項⑧ 附属明細書の「資産項目の明細」に、未収保険料の明細が表示されていなかったもの</p>										

番号	特別会計名(勘定名等)	所管	財務書類の科目等		計上金額 (単位：百万円)	計上金額の適切な表示 (単位：百万円)	事項	
6	年金(業務)	厚生労働省	区分別収支計算書					⑨
			I 業務収支					
			1 財源					
			資産の売却による収入	前会計年度	133	1,004		
	その他の収入	前会計年度	14,078	13,207				
<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項⑨ 国有財産等の売却に伴う収入870百万円は、「資産の売却による収入」に計上すべきであるのに、誤って、「その他の収入」に計上していたもの</p>								
6	年金(勘定合算)	厚生労働省	合算区分別収支計算書					⑩
			I 業務収支					
			1 財源					
			財源合計	前会計年度	48,970,627	48,971,013		
<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項⑩ 計上金額の表記が誤っていたもの</p>								
7	食料安定供給(業務)	農林水産省	貸借対照表	退職給付引当金	前会計年度	80,108	86,229	⑫
					本会計年度	76,509	82,535	
				負債合計	前会計年度	130,190	136,310	
				本会計年度	124,028	130,054		
			業務費用計算書	資産・負債差額	前会計年度	△ 87,056	△ 93,176	⑪
					本会計年度	△ 112,938	△ 118,965	
				人件費	本会計年度	6,765	5,912	
				退職給付引当金繰入額	前会計年度	1,515	2,182	
				本会計年度	2,041	2,991		
				その他の経費	本会計年度	4,196	4,006	
				本年度業務費用合計	前会計年度	21,669	22,336	
				本会計年度	16,288	16,194		
			資産・負債差額増減計算書	I 前年度末資産・負債差額	前会計年度	△ 92,278	△ 97,731	⑪⑫
					本会計年度	△ 87,056	△ 93,176	
				II 本年度業務費用合計	前会計年度	△ 21,669	△ 22,336	⑪
				本会計年度	△ 16,288	△ 16,194		
	V 本年度末資産・負債差額	前会計年度	△ 87,056	△ 93,176	⑪⑫			
	本会計年度	△ 112,938	△ 118,965					
<p>附属明細書</p> <p>1 貸借対照表の内容に関する明細</p> <p>(2) 負債項目の明細</p> <p>② 退職給付引当金の明細</p>								
	退職手当に係る引当金	本年度取崩額	—	816	⑪			
		本年度増加額	166	982				
	恩給給付費に係る引当金	前年度末残高	142	809	⑫			
		本年度取崩額	17	149				
		本年度増加額	—	38				
		本年度末残高	125	699	⑫			
	整理資源に係る引当金	前年度末残高	70,075	75,528				
		本年度末残高	66,324	71,777				
	国家公務員災害補償年金に係る引当金	本年度取崩額	—	77	⑪			
		本年度増加額	1	79				
<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項⑪ 業務費用計算書の「人件費」の算定に当たり、作成基準等により控除すべき退職給付の一部の支給額を控除していなかったなどのため、「人件費」、「退職給付引当金繰入額」、「その他の経費」等の計上金額が誤っていたもの</p> <p>事項⑫ 貸借対照表の「退職給付引当金」の算定の際に、計数を取り違えるなどしていたもの</p> <p>なお、上記に連動して、勘定を合算した合算貸借対照表、合算業務費用計算書及び合算資産・負債差額増減計算書の関連箇所に誤りが生じていた。</p>								

番号	特別計 会名 (勘定 名等)	所管	財務書類の科目等		計上金額	計上金額の 適切な表示	事項			
					(単位：百万円)	(単位：百万円)				
8	空港整備	国土交通省	貸借対照表	退職給付引当金	本会計年度	97,762	97,898	⑭		
				負債合計	本会計年度	1,078,213	1,078,349			
				資産・負債差額	本会計年度	1,898,970	1,898,834			
			業務費用計算書	人件費	前会計年度	55,930	55,940	⑬		
					本会計年度	55,567	55,714			
				退職給付引当金繰入額	前会計年度	6,387	6,377			
					本会計年度	13,069	13,057			
			資産・負債差額増減 計算書	Ⅱ 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 350,520	△ 350,656	⑬		
				Ⅵ 本年度末資産・負債差額	本会計年度	1,898,970	1,898,834	⑭		
			附属明細書							
			1 貸借対照表の内容に関する明細							
			(2) 負債項目の明細							
			③ 退職給付引当金の明細							
					国家公務員災害補償年金に係る引当金	本年度取崩額	45	34	⑬	
			本年度増加額	26	14					
		整理資源に係る引当金	本年度取崩額	2,596	2,460	⑬				
			本年度末残高	24,732	24,867		⑭			
<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項⑬ 業務費用計算書の「人件費」の算定に当たり、作成基準等により控除すべき退職給付の一部の支給額を、19年度の計数とすべきであるのに18年度の計数を用いるなどしたため、「人件費」、「退職給付引当金繰入額」等の計上金額が誤っていたもの</p> <p>事項⑭ 貸借対照表の「退職給付引当金」の算定の際に、前年度末残高から取り崩すべき退職給付の一部の支給額を、19年度の計数とすべきであるのに18年度の計数を用いるなどしたため、「退職給付引当金」等の計上金額が誤っていたもの</p> <p>なお、上記に連動して、連結貸借対照表、連結業務費用計算書及び連結資産・負債差額増減計算書の関連箇所に誤りが生じていた。</p>										

第5章 会計事務職員に対する検定

第1節 国の現金出納職員に対する検定

(概況)

平成20年10月から21年9月までの間に、所管庁から現金出納職員の保管する現金の亡失についての通知を受領したものは13件128,681,239円である。これに繰越し分15件507,296,622円を加えて、処理を要するものは28件635,977,861円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは15件105,339,861円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所 管	処理を要するもの		処理したもの	
	件	千円	件	千円
総務省	21	583,069	11	82,067
法務省	1	100	—	—
外務省	2	13	1	2
厚生労働省	3	23,270	3	23,270
防衛省	1	29,523	—	—
計	28	635,977	15	105,339

(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- | | | |
|---|-----|--------------|
| ① 現金出納職員に弁償責任があると検定したもの | 1件 | 3,370,895円 |
| ② 現金出納職員に弁償責任がないと検定したもの | 1件 | 2,350円 |
| ③ 現金出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の全額が既に補てんされているものなど | 13件 | 101,966,616円 |

(検定したものの説明)

現金出納職員に弁償責任があると検定したものの概要は、東京郵政局管内新宿郵便局出納員渡邊某が、13年4月17日から15年2月13日までの間に、契約者から受領した簡易生命保険保険料3,370,895円を領得したものである。

また、現金出納職員に弁償責任がないと検定したものは、大使館の現金出納職員が偽造紙幣を受領したため現金を亡失した事態について、現金出納職員が善良な管理者の注意を怠ったことによりその保管現金を亡失したものではないと認められたものである。

第2節 国の物品管理職員に対する検定

(概況)

平成20年10月から21年9月までの間に、所管庁から物品管理職員の管理する物品の亡失又は損傷についての通知を受領したものは11,928件732,696,633円である。これに繰越し分31件368,195,806円を加えて、処理を要するものは11,959件1,100,892,439円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは11,940件1,055,537,531円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所 管	処理を要するもの		処理したもの	
	件	千円	件	千円
国 会	3	918	3	918
裁 判 所	13	2,627	12	2,602
会 計 検 査 院	1	177	1	177
内 閣	4	1,301	4	1,301
内 閣 府	356	140,636	356	140,636
法 務 省	438	32,730	436	232
外 務 省	3	955	2	204
財 務 省	9,961	74,844	9,961	74,844
文 部 科 学 省	1	1,589	1	1,589
厚 生 労 働 省	60	5,903	59	4,724
農 林 水 産 省	145	166,885	140	163,063
経 済 産 業 省	230	278	230	278
国 土 交 通 省	199	51,850	195	50,350
防 衛 省	545	620,194	540	614,613
計	11,959	1,100,892	11,940	1,055,537

処理したもののうち防衛省の金額が多いのは、主として、訓練中に魚雷等の高額な物品の亡失又は損傷があったことによる。

(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- ① 物品管理職員に弁償責任がないと検定したもの 1件 187,551,500円
- ② 物品管理職員が物品の管理行為について善良な管理者の注意を怠ったことによるものではないと認めたもの 11,476件 536,702,418円
- ③ 物品管理職員の管理する物品が亡失し又は損傷したことによって生じた損害の全額が既に補てんされているものなど 463件 331,283,613円

(検定したものの説明)

物品管理職員に弁償責任がないと検定したものは、海上自衛隊の物品管理職員が誘導弾及び脚部をフォークリフトで搬送中に電柱に接触させて落下させたため損傷した事態について、物品管理職員に重大な過失はなかったと認めたものである。

第3節 国の予算執行職員に対する検定

(概況)

平成20年10月から21年9月までの間に、予算執行職員が法令に準拠せず又は予算で定めるところに従わないで支出等の行為をしたものについて処理したものは、財務省の分19件594,689,109円である。

(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- ① 予算執行職員に弁償責任があると検定したもの 1件 3,602,003円
- ② 予算執行職員に弁償責任がないと検定したもの 4件 269,032,548円

- ③ 予算執行職員が法令又は予算に違反した支出等の行為をしたことにより生じた損害の全額が既に補てんされているもの 2件 101,702,010円
- ④ 予算執行職員が法令又は予算に違反した支出等の行為をしたことにより生じた損害の全額について、国と予算執行職員との間に裁判上の和解が成立しているものなど 12件 220,352,548円

(検定したものの説明)

予算執行職員に弁償責任があると検定したものの概要は、東京国税局管内大和、雪谷両税務署国税資金支払命令官の代行機関補助者郡某が、国税還付金の支払に関する事務に従事中、18年5月から19年6月までの間に、国税還付金3,602,003円を領得したものである。

また、予算執行職員に弁償責任がないと検定したものは、税務署の予算執行職員が国税還付金の支払に関する事務に従事中、補助者に欺かれ、国税還付金の支払命令に関する行為をしたことにより、国税還付金を領得された事態について、予算執行職員に重大な過失はなかったと認められたものである。

第4節 政府関係機関の現金出納職員に対する検定

平成20年10月から21年9月までの間に、政府関係機関から現金出納職員の保管する現金の亡失^(注)についての通知を受理したものはなく、繰越し分が国際協力銀行の1件8,423,015円あるが、これについては上記の期間内に処理を了していない。

(注) 国際協力銀行は、平成20年10月1日に、株式会社日本政策金融公庫の設立に伴い解散して、同行が行っていた国際金融等業務は同公庫に、また、海外経済協力業務は独立行政法人国際協力機構にそれぞれ承継された。

第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要

第1節 国の財政等の概況

会計検査院の検査対象のうち、国の会計についての歳入歳出、債務等の状況、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人についての財務等の状況、また、財政投融资等の状況、さらに、検査対象のうち特定の決算等の状況を示すと、次のとおりである。

第1 国の会計

1 概況

平成20年度における国の一般会計及び21特別会計の歳入及び歳出は、次のとおりである。

(1) 歳入

一般会計	89兆2082億2953万余円
特別会計	387兆7395億2984万余円
合計	476兆9477億5937万余円

上記の合計額から、会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等240兆9769億5173万余円を控除した歳入の純計額は、235兆9708億0764万余円となっている。この純計額から、更に前年度剰余金の受入れ等34兆5265億6607万余円を控除した純歳入額は201兆4442億4156万余円となる。

(2) 歳出

一般会計	84兆6973億9504万余円
特別会計	359兆1982億2382万余円
合計	443兆8956億1886万余円

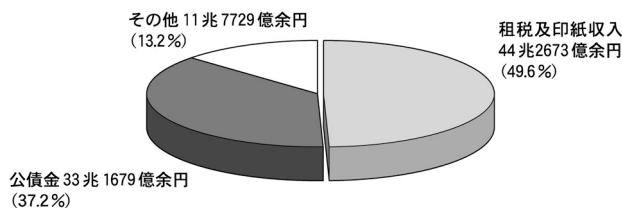
上記の合計額から、会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等239兆1150億5383万余円を控除した歳出の純計額は、204兆7805億6503万余円となっている。

2 一般会計の歳入及び歳出

(1) 歳入

20年度における一般会計の収納済歳入額及びその主な内訳(構成比率)は、次のとおりである。

収納済歳入額	千円 89,208,229,535
租税及印紙収入	44,267,303,862(49.6%)
公債金	33,167,999,561(37.2%)
財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定により発行された公債(建設公債)の収入金	6,974,999,813
平成20年度における公債の発行の特例に関する法律(平成20年法律第24号)第2条第1項の規定により発行された公債(特例公債)の収入金	26,192,999,747
その他	11,772,926,111(13.2%)

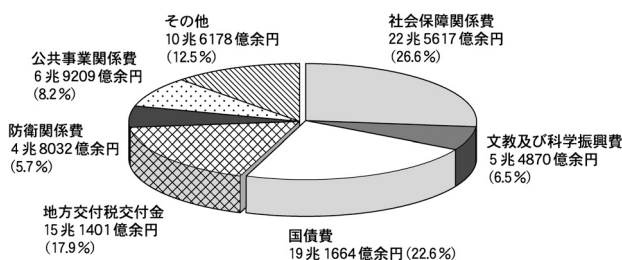


(2) 歳 出

20年度における一般会計の支出済歳出額及びその主な内訳(構成比率)は、次のとおりである。

支出済歳出額	千円
社会保障関係費	22,561,742,478 (26.6%)
文教及び科学振興費	5,487,018,303 (6.5%)
国債費	19,166,464,213 (22.6%)
地方交付税交付金	15,140,119,889 (17.9%)
防衛関係費	4,803,258,410 (5.7%)
公共事業関係費	6,920,908,727 (8.2%)
その他	10,617,883,019 (12.5%)

なお、支出済歳出額に対する前記の公債金 33兆 1679億 9956万 余円の割合は 39.2% (19年度 31.0%)である。



(3) 会計間の繰入れに係る特例措置

20年度においては「平成20年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律」(平成21年法律第4号)により、一般会計と特別会計との間の繰入れについて次のとおり特例的な措置が執られた。

財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)から一般会計への繰入れ	千円
	4,158,000,000

3 特別会計の損益等

(1) 一般会計からの繰入額

20年度において一般会計から繰入れを受けているものが21特別会計のうち17特別会計あり、その合計額は48兆0417億5115万余円である。このうち、一般会計からの繰入額が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める一般会計からの繰入額の割合である。

特別会計	千円
交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)	15,679,227,889 (30.7%)
国債整理基金特別会計	19,166,464,213 (9.8%)
年金特別会計(国民年金勘定)	1,855,801,337 (34.3%)
(厚生年金勘定)	5,432,308,950 (14.9%)
社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)	2,196,989,431 (48.2%)

(2) 特別会計の損益

21 特別会計の中で法令上損益計算書を作成しているものが 15 特別会計ある。この 15 特別会計のうち、20 年度末において翌年度繰越利益金が 1 兆円以上となっているものは、次のとおりである。

	20 年度の利益金 (△損失金) 千円	20 年度末における 翌年度繰越利益金 千円
財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)	2,154,270,029	11,006,868,350
労働保険特別会計(労災勘定)	130,816,960	8,423,610,184
(雇用勘定)	570,372,534	6,325,879,161
年金特別会計(基礎年金勘定)	24,664,462	2,318,275,755
(国民年金勘定)	△ 615,313,615	8,095,445,633
(厚生年金勘定)	△ 3,544,757,072	127,546,243,501

また、20 年度末において翌年度繰越損失金が生じている特別会計は、次のとおりである。

	20 年度の利益金 (△損失金) 千円	20 年度末における 翌年度繰越△損失金 千円
年金特別会計(健康勘定)	△ 203,480,985	△ 1,273,487,338
食料安定供給特別会計(農業経営基盤強化勘定)	637,315	△ 4,023,926
農業共済再保険特別会計(果樹勘定)	2,420,727	△ 29,320,176
国有林野事業特別会計	△ 27,782,541	△ 397,570,789
漁船再保険及び漁業共済保険特別会計 (漁業共済保険勘定)	1,630,356	△ 27,905,394
社会資本整備事業特別会計(業務勘定)	179,961	△ 2,083,422

4 一般会計及び特別会計の債務

平成 20 年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計額は 906 兆 9007 億 8867 万余円である。このうち主なものは次のとおりである。

(1) 公 債

公債の 20 年度末現在額は 680 兆 5091 億 7799 万余円で、前年度末に比べて 3 兆 8865 億 1913 万余円減少している。このうち主なものは次のとおりである。

	千円
財政法第 4 条第 1 項ただし書の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したもの(建設公債)	224,926,954,114
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したもの(特例公債)	299,050,519,526
日本国有鉄道清算事業団承継債務を借り換えるために発行したもの	18,686,640,850
国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したもの	2,421,034,500
交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したもの	873,062,250
財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)の負担において発行したもの(財投債)	131,050,138,089

(2) 借 入 金

一般会計及び各特別会計における借入金金の 20 年度末現在額の合計は 57 兆 5661 億 2408 万余円で、前年度末に比べて 4071 億 7453 万余円増加している。

① 一般会計の借入金

一般会計の借入金金の 20 年度末現在額は 19 兆 6429 億 7208 万余円で、その主なものは次のとおりである。

交付税及び譲与税配付金借入金	千円 16,348,681,496
旧日本国有鉄道借入金	1,221,770,084
旧日本国有鉄道清算事業団借入金	4,153,542
旧国営土地改良事業借入金	500,177,486
日本高速道路保有・債務返済機構借入金	1,526,767,519

(注) 上記はすべて財政融資資金からの借入金である。

② 特別会計の借入金

20年度末において借入金を計上しているものが21特別会計のうち8特別会計あり、この8特別会計の借入金の20年度末現在額の合計は37兆9231億5199万余円で、その主なものは次のとおりである。

交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)	千円 33,617,295,408
年金特別会計(健康勘定)	1,479,228,212
国有林野事業特別会計	1,279,394,178

(注) 上記のうち、交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)における借入金には21,124,405,000千円、国有林野事業特別会計における借入金には675,702,375千円の民間金融機関からの借入金がそれぞれ含まれているが、その他は財政融資資金からの借入金である。

5 今後一般会計からの繰入れを要する措置

上記のほか、20年度までに国の財政運営に資するなどのため、法律の規定に基づき、一般会計から特別会計に繰り入れるべき国庫負担金の一部を繰り延べたり、特別会計から一般会計に特別に繰り入れたりするなどの措置が執られたものがある。これらのうち、法律の規定に基づき、今後一般会計から当該各特別会計に繰り入れることとされているものの20年度末における現在額は、次のとおりである。

交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)	千円 4,508,942,981
エネルギー対策特別会計(電源開発促進勘定)	59,500,000
年金特別会計(国民年金勘定)	445,400,000
(厚生年金勘定)	2,635,000,000
自動車安全特別会計(保障勘定)	49,000,000
(自動車事故対策勘定)	435,768,984

(注) 繰延べ等を行った期間に係る運用収入相当額は含まない。

第2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人

平成20年度末において国が資本金の2分の1以上を出資している法人(清算中の法人等を除く。以下同じ。)は、政府関係機関3法人、独立行政法人92法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)90法人、政府関係機関、独立行政法人及び国立大学法人等以外の法人(以下「その他の法人」という。)^(注1)18法人、合計202法人である。これらの法人の財務の状況を示すと以下のとおりである。

(注1) 政府関係機関には独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門が含まれるため、独立行政法人国際協力機構については、政府関係機関と独立行政法人の双方に計上しているが、法人数の合計においては1法人としている。

1 資産、負債及び純資産の状況

(1) 資産、負債及び純資産

20年度末において国が資本金の2分の1以上を出資している法人の貸借対照表の資産の部の合計は592兆5545億余円、負債の部の合計は539兆5984億余円及び純資産の部の合計は52兆9560億余円(うち政府出資金の額46兆1229億余円)である。このうち、政府出資金の額が1兆円以上の法人について、その状況を示すと次のとおりである。

	資産の部 百万円	負債の部 百万円	純資産の部 百万円	(政府出資金) 百万円
株式会社日本政策金融公庫	28,002,099	25,121,533	2,880,565	3,924,805
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	11,037,217	3,055,867	7,981,349	7,390,855
日本郵政株式会社	9,525,259	1,378,144	8,147,114	8,003,856
株式会社日本政策投資銀行	14,017,435	11,941,586	2,075,849	2,157,715
独立行政法人福祉医療機構	6,535,314	3,444,777	3,090,536	3,009,462
独立行政法人中小企業基盤整備機構	11,066,548	10,960,280	106,268	1,093,207
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	41,670,602	34,563,078	7,107,523	3,644,563
国立大学法人東京大学	1,307,983	246,592	1,061,391	1,003,558

なお、独立行政法人(独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を除く。)の資産の部の合計は370兆0720億余円、負債の部の合計は356兆2889億余円、純資産の部の合計は13兆7830億余円(うち政府出資金の額は17兆2976億余円)であり、また、国立大学法人等の資産の部の合計は9兆7189億余円、負債の部の合計は2兆9081億余円、純資産の部の合計は6兆8107億余円(うち政府出資金の額は6兆0517億余円)である。

(2) 延滞債権等

20年度末において国が資本金の2分の1以上を出資している法人のうち貸付け等を行っているもので、民間金融機関のリスク管理債権の開示基準^(注2)を参考にするなどして、延滞債権等の状況を各法人において開示しているものが11法人ある。このうち、20年度末の延滞債権等の額の合計が1000億円以上のものについて、その状況を示すと次のとおりである。

	破綻先債権 百万円	延滞債権 百万円	3カ月以上延滞債権 百万円	貸出条件緩和債権 百万円	合計 百万円	貸付金等残高 百万円
株式会社日本政策金融公庫	125,792	808,937	4,098	580,768	1,519,598	22,574,883
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	—	53,325	—	582,764	636,089	10,976,040
株式会社日本政策投資銀行	18,967	113,773	23	56,795	189,559	12,026,675
独立行政法人福祉医療機構	21,095	57,720	15,321	80,529	174,666	5,835,928
独立行政法人日本学生支援機構	—	190,131	48,421	88,772	327,325	5,707,186
独立行政法人住宅金融支援機構	245,330	994,395	114,936	1,767,176	3,121,839	38,522,129

(注2) 民間金融機関が、銀行法(昭和56年法律第59号)及び銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)により開示を義務付けられているもので、以下に掲げる4区分に該当する貸出金について、その額及び合計額を開示することとなっている。

- (1) 破綻先債権 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、更生手続開始の申立等の事由が発生した債務者に対する貸出金
- (2) 延滞債権 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金であって、(1)及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものを除く貸出金
- (3) 3カ月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3箇月以上遅延している貸出金((1)及び(2)を除く。)
- (4) 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)を除く。)

2 損益の状況

20年度末において国が資本金の2分の1以上を出資している法人で、当期利益金を計上しているものは173法人、当期損失金を計上しているものは28法人、損益を計上していないものは1法人である。当期利益金又は当期損失金を計上している法人のうち、翌年度繰越損失金を計上しているものが27法人であり、翌年度繰越損失金の額の合計は11兆8218億余円である。このうち、翌年度繰越損失金が1兆円以上の法人について、その状況を示すと次のとおりである。

	20年度の△損失金 百万円	20年度末における 翌年度繰越△損失金 百万円
株式会社日本政策金融公庫	△ 655,414	△ 1,215,224
年金積立金管理運用独立行政法人	△ 9,401,523	△ 7,872,657

なお、独立行政法人のうち、20年度において当期利益金を計上しているものは72法人、当期損失金を計上しているものは19法人、損益を計上していないものは1法人、また、国立大学法人等のうち、20年度において当期利益金を計上しているものは90法人、当期損失金を計上している法人はない。

3 国からの補助金等、受託収入及び政府出資額の状況

20年度末において国が資本金の2分の1以上を出資している法人に対して、事務及び事業を実施するために交付された国からの補助金等、受託収入及び政府出資額は28兆9177億余円である。

このうち、政府関係機関及びその他の法人に対する国からの補助金等、受託収入及び政府出資額の状況は、次のとおりである。

区 分	政府関係機関	その他の法人
	百万円	百万円
補給金	34,312	562,572
補助金	374	491,036
交付金	—	3,316,571
受託収入	—	116,510
政府出資額	11,540,418	3,233,111
合 計	11,575,105	7,719,801

また、独立行政法人(独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を除く。)及び国立大学法人等に対する国からの補助金等、受託収入及び政府出資額の状況は、次のとおりである。

区 分	独立行政法人 百万円	国立大学法人等 百万円
施設整備費補助金	90,842	143,021
運営費交付金	1,586,122	1,181,333
その他の補助金等	1,060,954	53,485
受託収入	228,754	60,924
政府出資額	5,217,441	—
合 計	8,184,115	1,438,765

第3 財政投融资等

1 財政投融资の概要

国の財政投融资の主なもの、財政投融资計画に基づき、社会資本の整備や中小企業に対する融資など国の施策を行うため、国の特別会計、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人、地方公共団体等(以下、これらのうち財政投融资の対象機関を総称して「財投機関」という。)に対して、資金の貸付け、債券の引受け、出資あるいは保証を行うものである。これら貸付け等を行う主な原資は、財政融資資金、財政投融资特別会計(投資勘定)並びに政府保証債及び政府保証借入金である。

2 財政投融资の原資

財政投融资の主な原資は、次のとおりである。

- ① 財政融資資金は、財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)が発行する公債(財投債)並びに国の特別会計の積立金及び余裕金の財政融資資金に預託された資金等を財源としている。
- ② 財政投融资特別会計(投資勘定)は、投資先からの配当金や国庫納付金等を財源としている。
- ③ 政府保証債及び政府保証借入金は、財投機関が発行する債券等に政府が保証を付したもので、これにより財投機関は事業資金の円滑で有利な調達を行うことができる。

3 財政投融资計画の実績

財政投融资計画に係る財政融資資金等の貸付け等の平成20年度における実績は13兆9588億余円であり、同年度末における残高は215兆9682億余円で、前年度末に比べて29兆1769億余円減少している。そして、その原資別及び貸付け等先別の内訳は次のとおりである。

財政投融资計画の原資	20年度の貸付け等 百万円	20年度末の残高 百万円
(注1)(注2) 財政融資資金	10,042,450	157,279,897
財政投融资特別会計(投資勘定)	120,247	3,371,547
(注2) 政府保証債及び政府保証借入金	3,796,190	33,834,828
郵便貯金資産	—	3,187,451
(注2) 簡易生命保険資産	—	18,294,476
計	13,958,887	215,968,200

(注1) 財政融資資金の平成20年度末の財源の状況は次のとおりである。

財投債	131,050,138
預託金	61,182,530
その他	11,563,828
財政融資資金計	203,796,497

(注2) 財政融資資金及び簡易生命保険資産により引き受けた債券は収入金ベースで計上し、政府保証債は額面ベースで計上している。政府保証外国債は、外国貨幣換算率により換算された金額を計上している(以下、同様)。

貸付け等先	20年度の貸付け等 百万円	20年度末の残高 百万円
(注3) 一般会計	—	3,975,678
特別会計	125,126	1,835,550
政府関係機関	5,563,797	23,635,625
事業団等	776,570	11,110,557
独立行政法人	4,002,769	74,846,294
地方公共団体	2,729,204	78,068,941
その他	761,420	22,495,553
計	13,958,887	215,968,200

(注3) 旧日本国有鉄道、旧日本国有鉄道清算事業団、旧国営土地改良事業特別会計及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の財政融資資金からの借入金等を一般会計が承継したものである(以下、同様)。

上記貸付け等先のうち、20年度末において財政投融资計画に係る貸付け等の残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

貸付け等先	20年度の貸付け等 百万円	20年度末の残高 百万円
一般会計	—	3,975,678
政府関係機関		
(注4) 株式会社日本政策金融公庫	5,384,537	19,801,539
(注5) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	109,800	3,003,399
事業団等		
(注6) 株式会社日本政策投資銀行	538,000	9,247,382
独立行政法人		
独立行政法人住宅金融支援機構	600	28,928,704
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	2,393,000	24,249,374
独立行政法人都市再生機構	779,600	10,802,507
独立行政法人福祉医療機構	188,100	2,958,233
独立行政法人日本学生支援機構	454,100	2,716,238
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	95,800	1,711,915
地方公共団体	2,729,204	78,068,941
その他		
株式会社ゆうちょ銀行	—	8,700,000
(注7) 地方公営企業等金融機構	718,620	12,770,860

(注4) 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行は解散し、平成20年10月1日に国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行(国際金融等勘定)への貸付金等は、株式会社日本政策金融公庫に承継された。

(注5) 国際協力銀行は解散し、平成20年10月1日に同行(海外経済協力勘定)への貸付金は、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門に承継された。

(注6) 日本政策投資銀行は解散し、平成20年10月1日に同行への貸付金等は、株式会社日本政策投資銀行に承継された。

(注7) 公営企業金融公庫は解散し、平成20年10月1日に、政府が保証した同公庫の債務は、地方公営企業等金融機構に承継された。

4 財投機関債の発行状況

(注8) 20年度における財投機関債の発行実績は21機関3兆6978億余円であり、このうち発行額が1000億円以上のものは次のとおりである。

	(注9)	
	20年度の発行額 百万円	(19年度の発行額) 百万円
政府関係機関		
(注10) 株式会社日本政策金融公庫	195,000	503,000
事業団等		
(注11) 株式会社日本政策投資銀行	325,469	290,000
中日本高速道路株式会社	100,000	50,000
独立行政法人		
独立行政法人住宅金融支援機構	1,701,600	2,462,500
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	590,000	610,000
独立行政法人日本学生支援機構	117,000	117,000
独立行政法人都市再生機構	158,800	70,000
その他		
(注12) 地方公営企業等金融機構	150,000	370,000

(注9) 発行額は、額面ベースで計上している。

(注10) 株式会社日本政策金融公庫の平成20年度の発行額には国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行(国際金融等勘定)分を含み、19年度の発行額は、これらの4公庫等分を計上している。

(注11) 株式会社日本政策投資銀行の平成20年度の発行額には日本政策投資銀行分を含み、19年度の発行額には同行分を計上している。

(注12) 地方公営企業等金融機構の平成20年度の発行額には公営企業金融公庫分を含み、19年度の発行額には同公庫分を計上している。

5 財政融資資金の財政投融资計画以外の運用

財政融資資金のうち財政投融资計画以外に運用されているものは、20年度末現在44兆8356億余円であり、その内訳は次のとおりである。

	百万円
債券	
長期国債	6,275,010
短期国債	7,895,130
外国債	140,000
政府関係機関債券	199,875
貸付金	
一般会計	16,348,681
特別会計	13,972,118
交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)	12,492,890
年金特別会計(健康勘定)	1,479,228
独立行政法人	
独立行政法人環境再生保全機構	3,400
地方公共団体	1,435
計	44,835,652

第4 個別の決算等

歳入歳出決算等の検査対象別の概要は第2節に記述するとおりであるが、国の会計等のよりの確な理解に資するために、国の決算における債務の計上の状況について個別に取り上げるることとして、その現状を述べると次のとおりである。

国の決算における債務の計上の状況

1 債務に関する決算の概要

(1) 国の債務に関する計算書等

各省各庁の長は、毎会計年度、財政法(昭和22年法律第34号)第37条第1項の規定に基づき、財務大臣の定めるところにより、その所掌に係る「国の債務に関する計算書」を作製して、財務大臣に送付している。また、所管大臣は、毎会計年度、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「特会法」という。)第9条の規定に基づき、その管理する特別会計についての「債務に関する計算書」(以下「特別会計の計算書」という。)を財務大臣に送付している。そして、内閣は、財政法第40条第2項及び特会法第10条第2項の規定に基づき、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算に「国の債務に関する計算書」(以下「一般会計の計算書」という。)及び特別会計の計算書を添付して国会に提出している(以下、「一般会計の計算書」と「特別会計の計算書」を合わせて「計算書」という。)

(2) 計算書に計上する債務の範囲等

計算書は、財政法第37条第1項の規定により財務大臣の定めるところにより作製するものとされていることから、財務省は、「一般会計の歳入及び歳出の決算報告書等の様式について」(昭和45年歳計第2572号)及び「特別会計の歳入歳出決定計算書の様式の一部改正等について」(昭和45年歳計第2572号。以下、これらを合わせて「通達」という。)において、計算書の様式、計上する債務の範囲等を定めている。財務省は、通達において計算書に計上する債務を、(ア)国の後年度の財政負担となるもの、(イ)法律等において債務負担の権限が賦与されているもの、(ウ)計算書に計上する金額の計数が計算書の作成時までには制度上具体的に把握できるものという3要件を満たすものなどであるとしている。

通達は、計算書に計上する債務を、一般会計で10種類、特別会計で13種類に区分している(表1参照)。

債務の種類ごとにその特徴をみると、(a)表1の⑧から⑪までの公債、借入金、政府短期証券及び一時借入金は、歳出の需要を賄ったり資金の不足を補ったりするために調達した資金を返済する義務を負う債務である。一方、(b)①から⑦まで並びに⑫及び⑬の債務は、自らが資金を調達したために負う債務ではなく、次年度以降の支出等の義務である。また、(c)⑭及び⑮の政府保証の債務は、偶発債務の性質を有しており、将来一定の条件を満たす事態が生じた場合に発生するものである。

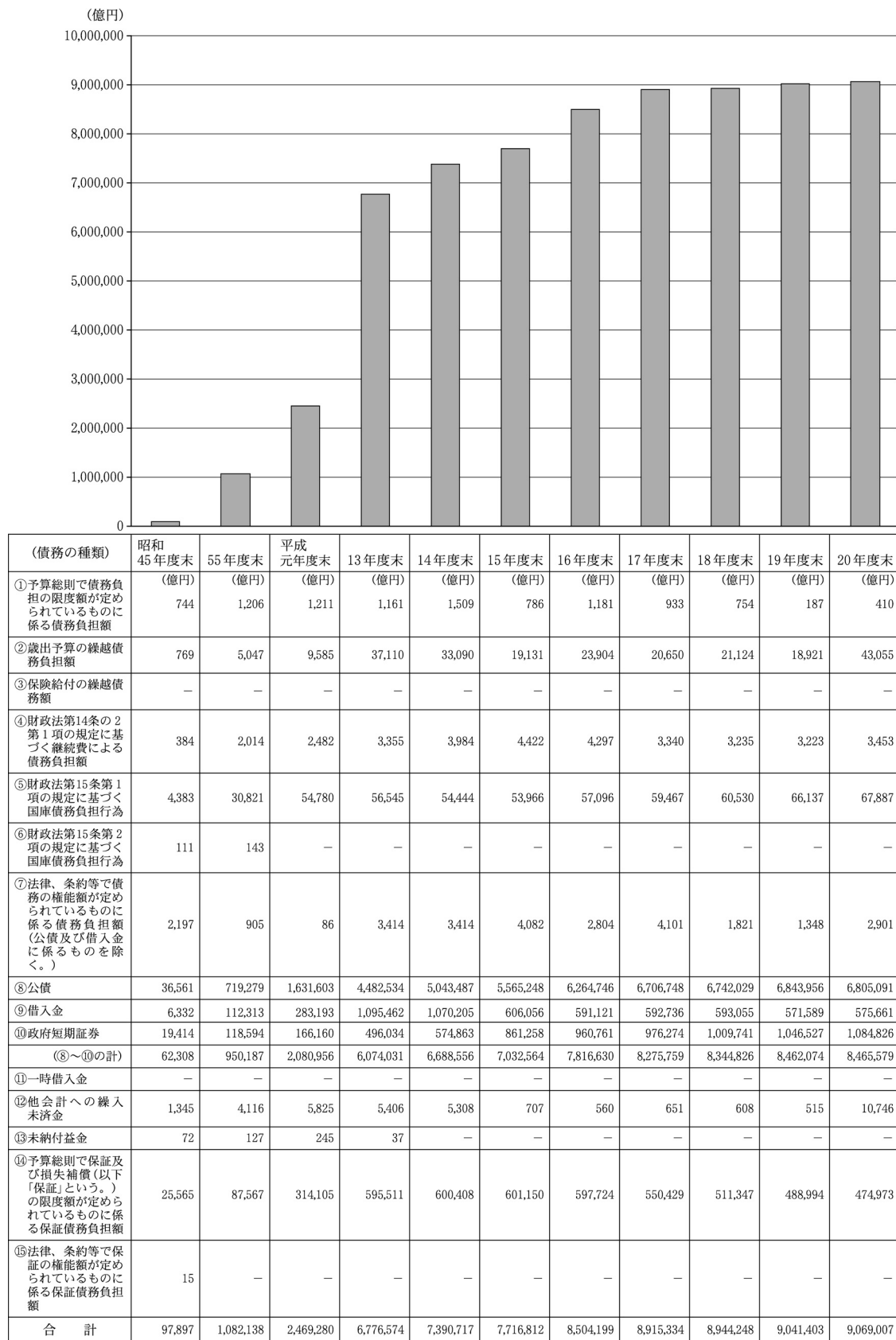
表1 計算書に計上する債務の範囲

区分	一般会計	特別会計	摘要
	一般会計の歳入及び歳出の決算報告書等の様式について (昭和45年7月1日歳計第2572号通達)	特別会計の歳入歳出決定計算書の様式の一部改正等について (昭和45年7月1日歳計第2572号通達)	
①	1 予算総則で債務負担の限度額が定められているものに係る債務負担額	1 予算総則で債務負担の限度額が定められているものに係る債務負担額	(b)
②	2 歳出予算の繰越債務負担額	2 歳出予算の繰越債務負担額	
③	—	3 保険給付の繰越債務額	
④	3 財政法第14条の2第1項の規定に基づく継続費による債務負担額	4 財政法第14条の2第1項の規定に基づく継続費による債務負担額	
⑤	4 財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為	5 財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為	
⑥	5 財政法第15条第2項の規定に基づく国庫債務負担行為	6 財政法第15条第2項の規定に基づく国庫債務負担行為	
⑦	6 法律、条約等で債務の権能額が定められているものに係る債務負担額(公債及び借入金に係るものを除く。)	7 法律、条約等で債務の権能額が定められているものに係る債務負担額(公債及び借入金に係るものを除く。)	
⑧	7 公債	8 公債	(a)
⑨	8 借入金	9 借入金	
⑩	—	10 政府短期証券	
⑪	—	11 一時借入金	
⑫	—	12 他会計への繰入未済金	(b)
⑬	—	13 未納付益金	(c)
⑭	9 予算総則で保証及び損失補償(以下「保証」という。)の限度額が定められているものに係る保証債務負担額	—	
⑮	10 法律、条約等で保証の権能額が定められているものに係る保証債務負担額	—	

(3) 債務残高の推移

通達で区分されている債務の種類ごとに、一般会計と特別会計を合計して、昭和45年度、55年度、平成元年度及び13年度から20年度までの残高の概要を示すと、図のとおりである。

図 債務残高の概要



(注) 債務の種類欄の①から⑮までは、表1の①から⑮までに対応する。

通達が発せられた昭和45年度と平成20年度の年度末債務残高を比較すると、債務額は約92倍と大幅に増加していて、国の債務を取り巻く状況は大きく変化している。また、債務残高は13年度以降20年度まで毎年度増加しており、13年度末に677.6兆円であったものが20年度末には906.9兆円となっている。

(4) 国の債務に関する情報の開示

政府は、財政法第46条の規定により財政状況の報告を行うほか、国の債務を含む国の財政状況に関して、国民に対して分かりやすい説明を行うことに努めている。近年、特別会計については前記の特別会計の計算書のほかに、特会法第19条及び第20条の規定に基づき、所管大臣が企業会計の慣行を参考として作成する特別会計財務書類により資産及び負債の状況等の財務情報を開示しており、19年度以降は、内閣は本院の検査を経てこれを国会に提出している。

また、一般会計の債務についても、法律に基づくものではないものの、各府省及び財務省が、省別財務書類及び国の財務書類の一部として、一般会計財務書類を毎年度作成して公表している。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

我が国では、連年の公債発行等により債務の残高は増加しており、財政の健全化が喫緊の課題となっている。また、国の債務は、多額かつ多様であるとともに、一般会計と特別会計間及び特別会計相互間においても債権債務関係が生じている(以下、ある会計が他の会計に負う債務を「国内部の債務」という。)など複雑になっている。このため、その状況を正確に把握して明らかにすることが、財政の健全性及び透明性を確保する上で重要である。このような状況を踏まえて、本院は、平成13年度決算検査報告第6章第1節第4個別の決算等に「国の債務の状況」を掲記しており、計算書に計上されている債務の内容、額の推移等を分析して、国内部の債務についての計算書への計上の状況について記述している。

20年度においては、世界的な経済危機の影響による景気の悪化に対応するために、新規に財源を調達するための公債が41.7兆円発行されており、財政の健全化に大きな影響を与えている。そして、国の資金調達に伴う債務である公債、借入金及び政府短期証券の合計額は、図のとおり13年度末には607.4兆円であったが、20年度末には846.5兆円と大幅に増加している。

これらの状況を踏まえて、本院は、正確性等の観点から、計算書に国の財政状況を明らかにするために必要な債務に関する情報が十分に計上されているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

19年度末で28特別会計を所管している1府9省^(注1)において、各府省所管の一般会計及び特別会計を対象に、計算書等の決算関係書類等に基づき19年度の計算書における債務の計上の状況等を検査するとともに、7省^(注2)(共管の特別会計については、主たる所管の省を選定した。)の本省等において会計実地検査を行った。

(注1) 1府9省 内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省

(注2) 7省 総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省

3 国の決算における債務の計上の状況

(1) 計算書に計上する債務

財務省は、一般会計の計算書に計上する債務について、一般会計の計算書は「国の債務」すなわち国以外の者に対する債務を対象とするものであり、同一の権利主体である国内部における関係にすぎないものは、基本的には計上しないとしている。一方、特別会計の計算書に計上する債務については、特別会計が、特定の行政目的を達成するために一般会計から区分して経理を明確にすることとし、独立の会計単位として設置されたもので、他会計と区分して経理されることから国内部における債務についても計上することとしており、国内部の債務の計上について、一般会計と特別会計で異なる扱いをしている。

(2) 国内部の債務を計算書に計上する必要性

国の会計においては、国の財政運営に資するなどのために、法律の規定に基づき、ある会計から他の会計に繰り入れるべき国庫負担金の一部を繰り延べるなどしているもの(以下、他の会計への繰入れが行われていない国庫負担金等を「繰入未済金」という。)がある。繰入未済金は、他会計に対して繰入れの義務を負っている国内部の債務であり、通達によれば、特別会計の計算書においては「他会計への繰入未済金」として計上することとされている。

ア 一般会計における国内部の債務

一般会計においては、昭和 57 年度以降、国の財政事情の悪化等を契機として、法律の定めるところにより、一般会計から特別会計に繰り入れるべき国庫負担金の一部を繰り延べ、後日、予算の定めるところにより、一般会計から当該特別会計に繰り入れることとされているものなどがある。また、一般会計から産業投資特別会計(社会資本整備勘定)(以下「産投特会」という。)に無利子貸付けの財源として繰り入れた金額が、後日、産投特会から一般会計に繰り戻された場合、相当する金額を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れることが「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」(昭和 62 年法律第 86 号。以下「電電特措法」という。)に定められている(なお、電電特措法の当該繰入れに係る規定は、平成 20 年 4 月 1 日に施行された特会法附則第 317 条の規定により削除されている。)

これらは一般会計が特別会計に対して繰入れの義務を負っている国内部の債務であり、その内容等は表 2 のとおりとなっている。

表2 一般会計が特別会計に対して繰入れの義務を負っている債務の内容等

(単位：百万円)

債務の内容	平成19年度 末債務残高 (参考) 平成20年度 末債務残高	繰入れの根拠法	今後の債務 消滅の目途	繰入先
平成19年度における国から地方団体への税源の移譲に伴う交付税の総額の減少の影響を緩和するため、24年度までの交付税の総額に加算するもの及び過去の総務大臣と財務大臣の覚書等に基づき36年度までの交付税の総額に加算することが法律に定められているもの	6,414,522 (4,508,942)	「地方交付税法」(昭和25年法律第211号)附則第4条の2	36年度まで地方交付税金に債務を消滅させる予定	交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)
国債整理基金特別会計から繰り入れた財源を産投特会に繰り入れたものについて、後日、相当する金額が産投特会から繰り入れられた場合に、国債整理基金特別会計に繰り入れるものとするものが法律に定められているもの	1,106,468 (1,012,674)	特会法附則第317条の規定による改正前の電電特措法第6条	貸付先からの償還が終了する39年度に債務を消滅させる予定	国債整理基金特別会計
18年度に電源開発促進対策特別会計(19年度以降はエネルギー対策特別会計(電源開発促進勘定))から一般会計に繰り入れた595億円を、後日、一般会計から当該特別会計に繰り入れるものとするものが法律に定められているもの	59,500 (59,500)	「平成18年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(平成18年法律第11号)第3条	明示されていない	エネルギー対策特別会計(電源開発促進勘定)
6年度及び7年度に、一般会計から国民年金特別会計(国民年金勘定)(19年度以降は年金特別会計(国民年金勘定))に繰り入れるべき国庫負担金の一部(4454億円)が繰り延べられ、これに相当する額等を、後日、一般会計から繰り入れるものとするものが法律に定められているもの	445,400 (445,400)	「平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」(平成6年法律第43号)第3条	明示されていない	年金特別会計(国民年金勘定)
7年度から10年度までに、一般会計から厚生保険特別会計(年金勘定)(19年度以降は年金特別会計(厚生年金勘定))に繰り入れるべき国庫負担金の一部(2兆6350億円)が繰り延べられ、これに相当する額等を、後日、一般会計から繰り入れるものとするものが法律に定められているもの	2,635,000 (2,635,000)	「平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」(平成7年法律第60号)第6条及び第7条		年金特別会計(厚生年金勘定)
		「平成8年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(平成8年法律第41号)第3条 「平成9年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(平成9年法律第27号)第3条 「平成10年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(平成10年法律第35号)第3条		
6年度(8100億円)及び7年度(3100億円)に自動車損害賠償責任再保険特別会計(14年度以降は自動車損害賠償保障事業特別会計)から一般会計に繰り入れた額に相当する額等を、後日、一般会計から当該特別会計に繰り入れるものとするものが法律に定められているもの	484,768 (484,768)	「平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」第7条 「平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」第10条	原則として23年度までの間において分割して繰り戻す予定	自動車損害賠償保障事業特別会計(保障勘定49,000百万円) 自動車損害賠償保障事業特別会計(自動車事故対策勘定435,768百万円)
合 計	11,145,659 (9,146,286)			

注(1) 円単位で集計したのち、百万円単位で表記しているため、合計額は一致しない。

注(2) 自動車損害賠償保障事業特別会計は、平成20年度に自動車検査登録特別会計と統合して、自動車安全特別会計となった。

上記の債務は法律の規定に基づいて、一般会計から、後日、5特別会計に計11兆1456億余円を繰り入れることなどとされているもので、その繰入れのための財源としては一部を除いて租税収入等一般会計の歳入を充てる必要があることから、後年度の財政負担となるものである。そして、通達では一般会計の計算書には特別会計の場合とは異なり、国内部の債務を計上することとはされていないため、これらの債務は一般会計の計算書に計上されていない。

しかし、一般会計の計算書に計上されている債務をみると、公債の債務残高には国債整理基金特別会計及び財政融資資金特別会計(20年度以降は財政投融资特別会計)が運用のために取得した公債の額が含まれていたり、借入金の債務残高には他の会計等から承継された財政融資資金特別会計からの借入金の額が含まれていたりして、国内部の債務であっても計上されているものが見受けられる。

計算書は、財政法等の規定に基づき、歳入歳出決算とともに国会に提出されるもので、国の債務の状況を国会及び国民に対して明らかにするものである。また、財政の健全性及び透明性を確保するために会計に関する情報を明らかにする必要があるという点で、一般会計と特別会計を殊更に区別する必要はないと考えられる。

イ 特別会計における国内部の債務

都市開発資金融通特別会計等5特別会計(20年度以降は5特別会計は統合して社会資本整備事業特別会計)には、公共の用に供する施設を整備するための無利子貸付けに必要な財源が産投特会から繰り入れられている。そして、特会法等には、後日、この貸付金の償還を受けた場合に、貸付金の償還額に相当する金額をこれらの特別会計から産投特会に繰り入れることが定められている。また、前記のとおり、電電特措法には、これらの特別会計から産投特会に繰り入れられた貸付金の償還額に相当する金額等を産投特会から一般会計に繰り入れることが定められている。

これらは、ある特別会計が一般会計又は他の特別会計に対して繰入れの義務を負っている国内部の債務であり、その内容等は表3のとおりとなっている。

表3 特別会計が一般会計等に対して繰入れの義務を負っている債務の内容等 (単位：百万円)

会計名 〔所管省名〕	債務の内容	平成19年度 末債務残高 (参考) 平成20年度 末債務残高	繰入れの根拠法	今後の債務 消滅の目途	繰入先 (参考) 20年度末 の繰入先
産業投資特別 会計(社会資 本整備勘定) 〔財務省〕	他の特別会計への繰入れ等の財源として一般会計から繰り入れられた金額に相当する金額を、後日、一般会計に繰り入れるものとすることが法律に定められているもの	1,284,060 (一)	特会法附則第317条の規定による改正前の電電特措法第6条	当該特別会計廃止に伴い、一般会計に帰属する	一般会計 (一般会計と統合して消滅)
都市開発資金 融通特別会計 〔国土交通省〕	産投特会からの繰入金を財源とした貸付金の償還を受けた場合、償還金相当額を産投特会に繰り入れるものとすることが法律に定められているもの	8,227 (5,857)	特会法附則第102条	36年度に貸付金が回収され、債務も消滅予定	産投特会 (一般会計)
治水特別会計 (治水勘定) 〔国土交通省〕	産投特会からの繰入金を財源とした貸付金の償還を受けた場合、償還金相当額を産投特会に繰り入れるものとすることが法律に定められているもの	1,870 (1,286)	特会法附則第113条	35年度に貸付金が回収され、債務も消滅予定	産投特会 (一般会計)
道路整備特別 会計 〔国土交通省〕	産投特会からの繰入金を財源とした貸付金の償還を受けた場合、償還金相当額を産投特会に繰り入れるものとすることが法律に定められているもの	963,516 (876,770)	特会法附則第122条	39年度に貸付金が回収され、債務も消滅予定	産投特会 (一般会計)
港湾整備特別 会計(港湾整 備勘定) 〔国土交通省〕	産投特会からの繰入金を財源とした貸付金の償還を受けた場合、償還金相当額を産投特会に繰り入れるものとすることが法律に定められているもの	8,740 (5,796)	特会法附則第133条	36年度に貸付金が回収され、債務も消滅予定	産投特会 (一般会計)
空港整備特別 会計 〔国土交通省〕	産投特会からの繰入金を財源とした貸付金の償還を受けた場合、償還金相当額を産投特会に繰り入れるものとすることが法律に定められているもの	36,631 (34,014)	特会法附則第144条	33年度に貸付金が回収され、債務も消滅予定	産投特会 (一般会計)
合 計		2,303,047 (923,726)			

注(1) 円単位で集計したのち、百万円単位で表記しているため、合計額は一致しない。

注(2) この表における産投特会の債務残高と、表2における一般会計が国債整理基金特別会計に対して繰入れの義務を負っている債務の残高が異なっているのは、平成6年度以前に国債整理基金特別会計から一般会計に繰り入れた額を、7年度に一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れたためである。

注(3) 産投特会の債務残高には、政府関係機関等への貸付けの財源として一般会計から繰り入れられた金額に相当する金額が含まれている。

産投特会を所管する財務省担当部局及び都市開発資金融通特別会計等5特別会計を所管する国土交通省は、これらの債務は他の会計から繰り入れた金額を当該他の会計に将来にわたり繰り戻すことが法律で定められている「他会計への繰戻未済金」であり、通達で計上する債務とされている「他会計への繰入未済金」には該当しないとして、各特別会計の計算書に計上していない。

しかし、農業共済再保険特別会計(果樹勘定)、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計(漁業共済保険勘定)及び国営土地改良事業特別会計の計算書では、一般会計から各特別会計に繰り入れた金額を一般会計に将来にわたり繰り戻すことが法律で定められている債務を「他会計への繰入未済金」として計上している。また、これらの債務は、前記の計算書に計上する債務の3要件を満たしているものである。

4 まとめ

一般会計の計算書及び特別会計の計算書は、国の後年度の財政負担となる債務の状況を明らかにするものとして、それぞれ財政法又は特会法の規定に基づき、一般会計又は特別会計の歳入歳出決算に添付されて国会に提出されている。

近年は、行政活動の多様化や厳しい財政状況等を背景として、国の財政状況を国民に分かりやすく開示することにより、政府の説明責任を果たすことが必要となっている。そして、国の決算における債務の計上に当たっては、国の後年度の財政負担となる債務の状況について国会及び国民に十分な情報を提供するために、一般会計であると特別会計であるとを問わず、会計相互間の債務の状況についても、一定の基準に従って計算書に計上して明らかにすることが重要である。

したがって、一般会計の計算書に特別会計に対する繰入未済金のような会計間の債務を計上することとしたり、他会計への繰戻未済金を計算書に計上する際の取扱いが各特別会計で区々とならないようにしたりなどして、国会及び国民に国の後年度の財政負担となる債務の状況を明らかにするという計算書の役割が十分に発揮されるようにすることが望まれる。

なお、財務省は、本院の検査結果を踏まえて、一般会計の計算書に特別会計に対する債務を計上することについて、平成21年度決算からの実施に向け通達等の見直しを行うこととしている。また、特別会計の計算書に計上する債務の範囲については、21年8月に各府省に対して「他会計への繰入未済金」には「他会計への繰戻未済金」が含まれる旨を通知しており、20年度の社会資本整備事業特別会計の計算書には、表3に掲げた債務が「他会計への繰入未済金」として計上されている(産投特会は19年度末をもって廃止された。)

本院としては、国の決算における債務の計上の状況について引き続き注視していくこととする。

第2節 歳入歳出決算等検査対象別の概要

第1 歳入歳出決算

平成20年度の一般会計決算額及び各特別会計決算額の合計額は、次のとおりである。

区 分	一般会計(千円)	特別会計(千円)	総 計(千円)
歳 入	89,208,229,535	387,739,529,842	476,947,759,378
歳 出	84,697,395,043	359,198,223,825	443,895,618,868
歳入超過	4,510,834,492	28,541,306,017	33,052,140,510

一般会計の歳入超過は4兆5108億3449万余円で、前年度の歳入超過2兆7109億0837万余円に比べて1兆7999億2612万余円増加している。

上記の歳入超過4兆5108億3449万余円から既往年度に発生した剰余金の使用残額を差し引いた20年度新規発生剰余金は4兆5108億3449万余円である。この20年度新規発生剰余金は全額が翌年度への繰越歳出予算財源であるため、20年度における財政法(昭和22年法律第34号)第6条の純剰余金はない。

1 一般会計

(1) 歳入

一般会計の歳入決算は次のとおりである。

区 分	20年度(千円)	19年度(千円)
徴収決定済額	89,212,869,834	84,557,245,596
収納済歳入額	89,208,229,535	84,553,478,596
不納欠損額	1,749,263	738,255
収納未済歳入額	2,891,035	3,028,743

収納済歳入額の主なものは、租税及印紙収入の44兆2673億0386万余円、公債金の33兆1679億9956万余円である。このうち、公債金の収納済歳入額は、財政法第4条第1項ただし書の規定により発行された公債の収入金6兆9749億9981万余円、及び「平成20年度における公債の発行の特例に関する法律」(平成20年法律第24号)第2条第1項の規定により発行された公債の収入金26兆1929億9974万余円の合計額である。

上記の収納済歳入額には、20年度における租税及印紙収入のうち租税において収納済歳入額が歳入予算額を著しく下回ったことなどにより歳入歳出の決算上不足が生ずることとなったので、決算調整資金に関する法律(昭和53年法律第4号)第7条第1項の規定により、決算上不足が生ずることとなる額を補てんするため決算調整資金から一般会計の歳入に組み入れた額7181億7567万余円が含まれている。

収納未済歳入額の主なものは弁償及返納金(徴収決定済額3178億8529万余円)の18億0587万余円である。

この収納未済歳入額のほか、既往年度に生じた収納未済歳入額で本年度にもなお収納されなかったものが187億3561万余円ある。

(2) 歳出

一般会計の歳出決算は次のとおりである。

区 分	20 年 度(千円)	19 年 度(千円)
支出済歳出額	84,697,395,043	81,842,570,225
翌年度繰越額	4,510,834,492	2,075,506,711
不 用 額	1,817,868,544	2,021,253,404

ア 支出済歳出額

(ア) 所管別

所 管	20 年 度(千円)	19 年 度(千円)
皇 室 費	6,614,774	6,570,798
国 会	123,539,745	122,969,431
裁 判 所	331,743,354	318,297,118
会 計 検 査 院	16,408,571	20,080,751
内 閣	91,116,512	85,709,588
内 閣 府	571,121,335	543,491,675
総 務 省	17,266,623,938	16,241,216,279
法 務 省	681,884,155	673,976,510
外 務 省	904,123,374	875,017,035
財 務 省	21,214,356,830	20,784,923,120
文 部 科 学 省	5,436,680,628	5,445,712,049
厚 生 労 働 省	22,924,651,603	21,533,548,551
農 林 水 産 省	2,804,582,287	2,781,706,686
経 済 産 業 省	1,136,763,424	1,049,819,734
国 土 交 通 省	6,170,118,047	6,358,980,670
環 境 省	200,469,616	221,032,347
防 衛 省	4,816,596,841	4,779,517,875

(イ) 主要経費別

主 要 経 費	20 年 度(千円)	19 年 度(千円)	主 要 経 費	20 年 度(千円)	19 年 度(千円)
社会 保 障 関 係 費	22,561,742,478	21,140,981,230	国 債 費	19,166,464,213	19,290,408,668
生 活 保 護 費	2,047,260,619	1,982,010,516	恩 給 関 係 費	855,764,184	940,692,434
社 会 福 祉 費	1,868,493,386	1,511,989,332	文 官 等 恩 給 費	28,188,159	31,703,880
社 会 保 険 費	17,900,055,306	17,080,268,981	旧 軍 人 遺 族 等 恩 給 費	776,771,214	840,079,649
保 健 衛 生 対 策 費	404,672,202	415,404,947	恩 給 支 給 事 務 費	2,785,258	3,205,152
失 業 対 策 費	341,260,964	151,307,453	遺 族 及 び 留 守 家 族 等 援 護 費	48,019,552	65,703,751
文 教 及 び 科 学 振 興 費	5,487,018,303	5,457,732,189	地 方 交 付 税 交 付 金	15,140,119,889	14,619,635,000
義 務 教 育 費 国 庫 負 担 金	1,648,614,606	1,664,135,750	地 方 特 例 交 付 金	539,108,000	311,983,000
科 学 技 術 振 興 費	1,373,734,388	1,351,086,515	防 衛 関 係 費	4,803,258,410	4,757,565,015
文 教 施 設 費	217,850,826	187,743,614	公 共 事 業 関 係 費	6,920,908,727	7,257,115,172
教 育 振 興 助 成 費	2,101,688,474	2,113,168,822	治 山 治 水 対 策 事 業 費	1,010,638,707	1,121,948,890
育 英 事 業 費	145,130,008	141,597,487	道 路 整 備 事 業 費	1,665,663,542	1,524,735,390

主要経費	20年度(千円)	19年度(千円)	主要経費	20年度(千円)	19年度(千円)
港湾空港鉄道等整備事業費	534,570,747	524,962,786	災害復旧等事業費	208,024,676	337,789,343
住宅都市環境整備事業費	1,554,089,926	1,622,142,184	経済協力費	799,707,110	787,445,622
下水道水道廃棄物処理等施設整備費	893,989,743	927,614,136	中小企業対策費	1,073,640,734	417,798,797
農業農村整備事業費	577,607,413	693,995,080	エネルギー対策費	867,696,744	865,667,736
森林水産基盤整備事業費	303,087,511	308,004,764	食料安定供給関係費	1,051,192,080	674,289,328
調整費等	173,236,459	195,922,594	(産業投資特別会計へ繰入)	—	20,286,000
			その他の事項経費	5,430,774,165	5,300,970,029

(注) ()内は19年度における分類である。

イ 翌年度繰越額

翌年度繰越額は4兆5108億3449万余円(19年度2兆0755億0671万余円)で、その内訳は次のとおりであって、財政法第43条の2第1項の規定による継続費の通次繰越のものはない。

- ① 財政法第14条の3第1項の規定による明許繰越のもの 4,410,675,443千円
- ② 財政法第42条ただし書の規定による事故繰越のもの 100,159,049千円

これらの翌年度繰越額のうち主なものは次のとおりである。

所管	組織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
総務省	総務本省	地域活性化・生活対策推進費	403,517,929	599,673,958
		定額給付金給付事業助成費	1,801,470,062	2,039,512,774
外務省	外務本省	経済協力費	49,294,051	247,598,906
文部科学省	文部科学本省	国立大学法人施設整備費	99,400,360	242,468,542
		公立文教施設整備費	199,213,498	417,306,551
厚生労働省	厚生労働本省	水道施設整備費	34,926,566	108,304,440
		地域子育て支援対策費	57,019,391	102,665,385
農林水産省	農林水産本省	農業生産基盤整備・保全事業費	149,766,355	466,467,217
		農村整備事業費	46,342,186	124,483,726
国土交通省	国土交通本省	住宅対策事業費	37,590,851	209,419,748
		下水道事業費	119,709,185	587,851,700
		住宅防災事業費	31,859,570	116,098,198
		下水道防災事業費	59,301,881	194,003,756
		治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	90,999,113	778,930,275
		空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	49,810,253	119,166,807
		都市再生・地域再生整備事業費	80,474,418	379,236,038
道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	74,648,372	299,474,274		
		揮発油税等財源道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	48,679,893	1,666,580,616
環境省	環境本省	廃棄物処理施設整備費	33,972,363	113,987,713
防衛省	防衛本省	研究開発費	39,587,197	203,218,613
		防衛施設安定運用関連諸費	50,954,734	331,428,148

なお、上記のうち事故繰越の主なものは防衛省所管の研究開発費のうちの364億1955万余円である。

ウ 不用額

不用額は1兆8178億6854万余円(19年度2兆0212億5340万余円)で、その主なものは次のとおりである。

所管	組織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内閣府	内閣本省	地域再生推進費	21,222,490	21,222,490
外務省	外務本省	経済協力費	7,909,477	247,598,906
財務省	財務本省 国税庁	国債費	773,618,202	19,940,082,416
		予備費	220,292,189	220,292,189
		国税庁共通費	7,316,492	582,390,141
文部科学省	文部科学本省	義務教育費国庫負担金	8,573,170	1,657,187,777
		公立文教施設整備費	10,841,834	417,306,551
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省共通費	5,812,798	89,708,604
		感染症対策費	8,162,569	63,661,044
		医療提供体制基盤整備費	12,280,840	35,024,239
		医療費適正化推進費	24,539,819	38,428,016
		保育所運営費	15,210,850	431,468,246
		母子家庭等対策費	8,390,775	166,861,933
		障害保健福祉費	52,472,112	1,015,101,908
		介護保険制度運営推進費	26,033,827	2,007,930,236
農林水産省	農林水産本省	農業生産基盤整備・保全事業費	23,566,111	466,467,217
		農村整備事業費	11,563,284	124,483,726
		バイオマス利用等対策費	5,077,080	21,537,567
	林野庁	農業施設災害復旧事業費	9,896,031	32,980,266
		山林施設災害復旧事業費	8,313,273	26,648,785
		山林施設災害関連事業費	14,751,192	45,272,035
		水産基盤整備費	5,606,722	82,231,610
経済産業省	中小企業庁	経営革新・創業促進費	5,112,037	55,376,423
国土交通省	国土交通本省	住宅対策事業費	22,947,787	209,419,748
		住宅対策諸費	6,652,610	370,849,831
		下水道事業費	17,328,075	587,851,700
		災害対策等緊急事業推進費	14,349,565	25,863,216
		景観形成事業推進費	18,448,665	20,089,500
		都市再生・地域再生整備事業費	10,398,970	379,236,038
		国土形成事業調整費	16,671,034	34,924,902
		河川等災害復旧事業費	104,037,790	243,449,262
環境省	環境本省	廃棄物処理施設整備費	27,391,630	113,987,713
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費	19,946,567	970,009,172
		防衛施設安定運用関連諸費	6,280,082	331,428,148
		在日米軍等駐留関連諸費	5,414,221	258,555,761

エ 予備費使用額

予備費使用額は297億0781万余円(19年度597億5200万円)で、その主なものは次のとおりである。

所 管	組 織	項	予備費使用額(千円)	(歳出予算額)(千円)
総 務 省	管区行政評価局	管 区 行 政 評 価 局 共 通 費	6,560,139	10,407,359
財 務 省	財 務 局	財 務 局 共 通 費	5,173,176	48,522,719
防 衛 省	防 衛 本 省	防 衛 本 省 共 通 費	13,184,692	956,824,480

2 特別会計

特別会計は、国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に法律をもって設置されるものである。平成20年度における特別会計は21会計であって、その歳入歳出決算についてみると、次のとおりである。

(1) 内閣府、総務省及び財務省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計

この特別会計は、地方交付税及び地方譲与税の配付並びに交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、交付税及び譲与税配付金と交通安全対策特別交付金の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の20年度の歳入歳出決算、借入金及び交付・譲与実績は次のとおりである。

ア 交付税及び譲与税配付金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	51,127,046,587	51,127,046,587	—	—
19年度	51,277,223,015	51,277,223,015	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
20年度	50,829,113,585	50,502,918,048	—	326,195,536
19年度	50,415,747,830	50,130,989,560	—	284,758,269

不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額34兆1883億9540万余円)の3096億7162万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	20年度末(千円)	19年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	33,617,295,408	33,617,295,408

(ウ) 交付・譲与実績

区 分	20年度(千円)	19年度(千円)
地方交付税	15,406,082,097	15,202,744,738
道府県分	8,119,540,145	8,176,234,798
市町村分	7,286,541,952	7,026,509,940
地方特例交付金	539,108,000	311,983,000
都道府県分	292,887,851	178,316,684
市町村分	246,220,149	133,666,316
地方譲与税 (地方道路譲与税 石油ガス譲与税 自動車重量譲与税 航空機燃料譲与税 特別とん譲与税)	678,703,650	714,684,540
都道府県分	176,535,926	193,057,450
市町村分	502,167,724	521,627,090

イ 交通安全対策特別交付金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	80,265,787	80,265,787	—	—
19年度	88,584,667	88,584,667	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
20年度	75,497,281	74,277,931	—	1,219,349
19年度	85,235,386	82,930,473	—	2,304,912

(イ) 交 付 実 績

区 分	20年度(千円)	19年度(千円)
交通安全対策特別交付金	73,714,229	82,373,129
都道府県分	43,346,842	48,415,330
市町村分	30,367,387	33,957,799

(2) 法務省所管 登記特別会計

この特別会計は、国が行う登記に関する事務その他の登記所に係る事務の遂行に資するとともに、その経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の20年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	189,413,962	189,413,890	—	72
19年度	194,260,223	194,260,197	—	26
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
20年度	171,785,605	161,915,485	2,648,784	7,221,335
19年度	166,283,711	160,877,414	1,682,442	3,723,854

(イ) 主な業務実績

区 分	20年度	(19年度)
登記申請等取扱件数	15,435千件	16,858千件
登記簿謄本交付等件数	273,027千件	300,656千件

なお、この特別会計について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(99ページ参照)を掲記した。

(3) 財務省所管 地震再保険特別会計

この特別会計は、地震再保険事業に関する国の経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の20年度の歳入歳出決算、損益、責任準備金、再保険の対象となる保険及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	65,358,040	65,358,040	—	—
19年度	64,184,711	64,184,711	—	—

歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
20年度	69,105,003	76,013	—	69,028,989
19年度	75,003,006	91,838	—	74,911,167

不用額の主なものは再保険費(歳出予算現額 689 億 9711 万余円)の 689 億 9711 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	20年度(千円)	19年度(千円)
利 益	65,510,533 (うち再保険料 53,060,195)	64,545,177 (うち再保険料 52,929,243)
損 失	76,013 (事務取扱費)	91,838 (事務取扱費)
責任準備金繰入	65,434,520	64,453,338

(ウ) 責 任 準 備 金

区 分	20年度末(千円)	19年度末(千円)
責任準備金現在額	1,204,044,022	1,138,609,502

(エ) 再保険の対象となる保険

区 分	20年度末	19年度末
地 震 保 険 加 入 件 数	11,841 千件	11,262 千件
保 険 金 額	98,180,634,299 千円	91,142,760,873 千円

(オ) 主 な 業 務 実 績

区 分	20 年 度	(19 年 度)
再 保 險 料 件 数	8,385 千件	8,019 千件
金 額	53,060,195 千円	52,929,243 千円

なお、この特別会計について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(137ページ参照)を掲記した。

(4) 財務省所管 国債整理基金特別会計

この特別会計は、一般会計及び特別会計からの繰入資金等による公債、借入金等(以下「国債」という。)の償還及び利子等の支払に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の20年度の歳入歳出決算、国債の償還及び国債の利子等の支払は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	194,751,644,107	194,751,644,107	—	—
19年度	205,112,728,939	205,112,728,939	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
20年度	191,729,974,954	178,284,150,260	11,180,633,235	2,265,191,458
19年度	190,944,565,690	176,777,765,267	11,183,255,363	2,983,545,059

翌年度繰越額の主なものは、国債整理支出(歳出予算現額 191 兆 6282 億 3532 万余円)の 11 兆 1804 億 6143 万余円である。また、不用額の主なものは、国債整理支出の 2 兆 2650 億 3340 万余円である。

(イ) 国債の償還

区 分	20年度(千円)	19年度(千円)
公債等	128,461,611,936	126,724,963,456
借入金	37,342,034,214	37,872,915,691
政府短期証券	1,719,200,000	1,649,500,000

(ウ) 国債の利子等の支払

区 分	20年度(千円)	19年度(千円)
公債利子等	9,221,416,620	8,994,699,327
借入金利子	746,949,497	746,419,733
政府短期証券利子	539,910,887	620,732,958

なお、この特別会計について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(137ページ参照)を掲記した。

(5) 財務省所管 財政融資特別会計

この特別会計は、財政融資資金の運用並びに産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う出資及び貸付けに関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

なお、同特別会計は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)により設置されたが、19年度の末日において、同法により暫定的に設置された財政融資資金特別会計及び産業投資特別会計産業投資勘定に所属していた権利及び義務を承継している。

同特別会計は、財政融資資金及び投資の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の20年度の歳入歳出決算、損益、積立金、財政融資資金預託金、財政融資特別会計公債金、財政融資資金の運用資産、利益積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 財政融資資金勘定(19年度は財政融資資金特別会計)

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	42,586,889,024	42,586,889,024	—	—
19年度	39,010,007,952	39,010,007,952	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
20年度	43,739,063,763	40,284,621,052	—	3,454,442,710
19年度	39,038,320,120	36,526,130,893	—	2,512,189,226

不用額の主なものは、財政融資資金へ繰入(歳出予算現額12兆2000億円)の3兆2704億9893万余円、諸支出金(同1兆1090億4182万余円)の1411億3099万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(同26兆2655億1013万余円)の425億1234万余円である。

(イ) 損 益

区 分	20年度(千円)	19年度(千円)
利 益	4,882,020,293	5,978,414,318
(うち貸付金利子)	4,278,665,285	5,147,311,415
損 失	2,727,750,264	3,676,944,027
(うち公債金利子)	1,724,734,814	1,694,397,516
利 益 金 (利益金の処理)	2,154,270,029 (翌年度に繰り越して整理)	2,301,470,290 (翌年度に繰り越して整理)
〔前年度繰越利益〕	20,170,598,321	17,869,128,030
〔翌年度繰越利益〕	11,006,868,350	20,170,598,321

(ウ) 積立金

区 分	20年度末(千円)	19年度末(千円)
積立金現在額	8,405,997,629	17,240,120,570

(エ) 財政融資資金預託金

区 分	20年度末(千円)	19年度末(千円)
財政融資資金預託金現在額	61,182,530,667	84,264,377,589

(オ) 財政投融資特別会計公債金

区 分	20年度末(千円)	19年度末(千円)
財政投融資特別会計公債金現在額	131,050,138,089	139,754,339,418

(カ) 財政融資資金の運用資産

区 分	20年度末(千円)	19年度末(千円)
貸付金現在額	183,855,203,184	208,796,264,051
有価証券現在額	18,260,346,303	33,178,720,705

イ 投資勘定(19年度は産業投資特別会計産業投資勘定)

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	246,719,184	246,719,184	—	—
19年度	215,216,096	215,216,096	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
20年度	206,962,349	171,926,759	24,400,000	10,635,589
19年度	114,047,834	88,577,448	574,000	24,896,385

翌年度繰越額はすべて産業投資支出(歳出予算現額 1550 億 7400 万円)の分である。また、不用額の主なものは産業投資支出の 104 億 2700 万円である。

(イ) 損 益

区 分	20年度(千円)	19年度(千円)
利 益	94,932,807 (うち株式配当金 79,040,000)	98,210,598 (うち株式配当金 67,084,000)
損 失	83,563 (うち事務取扱費 79,759) (うち出資金償却損 —)	37,750,600 (うち事務費 79,948) (うち出資金償却損 37,670,652)
利 益 金 (利益金の処理)	94,849,244 (翌年度に利益積立金に組入れ)	60,459,998 (翌年度に利益積立金に組入れ)

(ウ) 利益積立金

区 分	20年度末(千円)	19年度末(千円)
利益積立金現在額	1,420,311,480	1,411,451,482

(エ) 主な業務実績

区 分	20年度	(19年度)
(出 資)		
出 資 法 人 数	15 法人	16 法人
金 額	4,369,112,929 千円	542,113,662 千円
出 資 金 減 少 法 人 数	13 法人	7 法人
金 額	6,515,145,707 千円	1,529,070,078 千円
年 度 末 出 資 金 残 高 法 人 数	20 法人	23 法人
金 額	8,214,704,815 千円	10,360,737,593 千円

区 分	20 年 度	(19 年 度)
(貸 付 け)		
貸 付 金 法人数	2 法人	2 法人
金 額	586,500 千円	429,500 千円
貸 付 金 回 収 法人数	6 法人	4 法人
金 額	1,973,300 千円	2,016,600 千円
年 度 末 貸 付 金 残 高 法人数	5 法人	6 法人
金 額	2,805,900 千円	4,192,700 千円

なお、この特別会計について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(137ページ参照)を掲記した。

(6) 財務省所管 外国為替資金特別会計

この特別会計は、国の行う外国為替等の売買及びこれに伴う取引を円滑にするために外国為替資金を置き、その運営に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の20年度の歳入歳出決算、損益、積立金、基準外国為替相場等^(注)の変更などによる外国為替等評価損益等並びに主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行は次のとおりである。

(注) 基準外国為替相場 20年1月1日から6月30日までは米貨1ドルにつき117円、同年7月1日から12月31日までは106円、21年1月1日から6月30日までは105円である。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	3,924,804,961	3,924,804,961	—	—
19年度	4,553,308,163	4,553,308,163	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
20年度	1,621,864,796	548,704,415	—	1,073,160,380
19年度	1,501,109,451	626,524,658	—	874,584,792

不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額1兆2886億1567万余円)の7601億1117万余円及び諸支出金(同322億1829万余円)の128億1445万余円である。

なお、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第8条第2項の規定に基づき、20年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額3兆3761億0054万余円のうち、21年度の予算総則第13条に定める金額2兆4000億円を、21年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 損 益

区 分	20 年 度(千円)	19 年 度(千円)
利 益	3,924,804,961	4,553,308,163
(うち運用収入)	3,840,199,099	4,511,746,227
損 失	548,704,415	626,524,658
(うち借入金利子)	527,895,594	602,192,244
利 益 金	3,376,100,546	3,926,783,505
(利益金の処理)	976,100,546	2,126,783,505
	(翌年度に積立金として積立)	(翌年度に積立金として積立)
	2,400,000,000	1,800,000,000
	(翌年度に一般会計に繰入れ)	(翌年度に一般会計に繰入れ)

(ウ) 積 立 金

区 分	20 年 度 末(千円)	19 年 度 末(千円)
積立金現在額	19,582,456,800	17,455,673,295

(エ) 基準外国為替相場等の変更などによる外国為替等評価損益等

区 分	20 年度末(千円)	19 年度末(千円)
外国為替等繰越評価損	3,257,895,141	4,566,304,360
外国為替等評価益(△評価損)	△ 10,170,315,161	1,308,409,218

(オ) 主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行

区 分	20 年度末(千円)	19 年度末(千円)
主な資産運用		
円貨預け金現在額	21,844,940,659	19,381,874,680
外貨証券現在額	85,440,494,732	88,255,344,240
政府短期証券(外国為替資金証券)の発行		
政府短期証券(外国為替資金証券)現在額	106,869,730,000	102,933,590,000

なお、この特別会計について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(137ページ参照)を掲記した。

(7) 財務省及び国土交通省所管 特定国有財産整備特別会計

この特別会計は、国有財産の適正かつ効率的な活用を図るため庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産の整備を計画的に実施し、その経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の20年度の歳入歳出決算、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20 年度	192,150,366	192,150,366	—	—
19 年度	196,933,863	196,933,863	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
20 年度	96,755,795	73,042,614	11,269,284	12,443,896
19 年度	32,627,956	30,413,282	1,052,510	1,162,163

翌年度繰越額はすべて特定国有財産整備費(歳出予算現額667億9095万余円)の分である。また、不用額の主なものは特定国有財産整備費の116億7628万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	20 年度末(千円)	19 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	3,293,988	30,838,768

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 年 度	(19 年 度)
施設跡地等の処分 土地	184 千㎡	305 千㎡
建物 延べ	31 千㎡	延べ 12 千㎡
施設の取得 土地	31 千㎡	—
建物 延べ	88 千㎡	延べ 78 千㎡

なお、この特別会計について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(522ページ参照)を掲記した。

(8) 文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計

この特別会計は、国が行う燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策及び電源利用対策に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、エネルギー需給及び電源開発促進の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の20年度の歳入歳出決算、借入金、資金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア エネルギー需給勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	2,288,853,626	2,288,852,738	888	—
19年度	2,331,692,143	2,331,679,620	12,522	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
20年度	2,304,014,685	2,035,847,866	92,686,349	175,480,469
19年度	2,390,924,451	2,030,482,101	52,063,561	308,378,788

翌年度繰越額は、エネルギー需給構造高度化対策費(歳出予算現額2354億7973万余円)の825億4311万余円及び燃料安定供給対策費(同2968億5024万余円)の101億4323万余円である。また、不用額の主なものは、燃料安定供給対策費の889億4854万余円、国債整理基金特別会計へ繰入(同1兆6038億1771万円)の663億6363万余円及びエネルギー需給構造高度化対策費の184億6413万余円である。

(イ) 借入金

区分	20年度末(千円)	19年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	385,561,404	451,277,593

(ウ) 主な業務実績

区分	20年度	(19年度)
国家備蓄石油の年度末現在高	5085万kl	5096万kl
国家備蓄石油の管理等の委託	54,517,285千円	66,994,324千円
石油備蓄事業補給金	26,061,061千円	28,645,857千円
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対するエネルギー需給勘定運営費交付金の交付	99,610,582千円	95,319,634千円
エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金	46,472,445千円	—

イ 電源開発促進勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	384,011,708	383,974,872	—	36,835
19年度	432,240,404	432,240,404	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
20年度	373,549,184	346,147,152	1,459,304	25,942,728
19年度	398,545,405	371,603,599	2,080,510	24,861,295

不用額の主なものは、電源立地対策費(歳出予算現額1709億3976万余円)の218億0470万余円及び電源利用対策費(同393億4634万余円)の25億0996万余円である。

(イ) 資 金

区 分	20年度末(千円)	19年度末(千円)
周辺地域整備資金現在額	124,426,289	122,587,402

(ウ) 主な業務実績

区 分	20年度	(19年度)
電源立地地域対策交付金の交付	100 地方公共団体 103,052,663 千円	101 地方公共団体 106,886,045 千円
独立行政法人日本原子力研究開発機構に対する電源利用勘定運営費交付金の交付	105,435,456 千円	104,456,134 千円
独立行政法人原子力安全基盤機構に対する電源立地勘定運営費交付金の交付	17,137,100 千円	18,112,186 千円

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 6 件((454) : 392 ページ、(464) : 402 ページ、(557)、(558)、(559)、(562) : 536 ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項 2 件(405、546 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 2 件(419、422 ページ参照)を掲記した。

(9) 厚生労働省所管 国立高度専門医療センター特別会計

この特別会計は、国立高度専門医療センター(国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター及び国立長寿医療センター)の円滑な運営と経理の適正を図ることを目的として、その経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の 20 年度の歳入歳出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20 年度	171,112,790	169,874,955	43,230	1,194,604
19 年度	161,250,566	160,049,000	5,580	1,195,985
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
20 年度	171,564,028	152,437,826	17,181,896	1,944,305
19 年度	161,670,763	144,943,334	14,612,463	2,114,965

翌年度繰越額の主なものは施設整備費(歳出予算現額 310 億 6998 万余円)の 131 億 3398 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	20 年度(千円)	19 年度(千円)
利 益	148,098,376	141,996,031
(うち診療収入)	86,874,060	85,962,303
損 失	(注) 123,944,473	124,889,323
(うち政策医療推進費)	108,445,438	107,456,684
利 益 金 (利益金の処理)	24,153,903 (翌年度に基金に組入れ)	17,106,707 (翌年度に基金に組入れ)

(注) 政策医療推進費は、20 年度から経営費及び看護師等養成費を統合したものである。

(ウ) 借 入 金 等

区 分	20 年度末(千円)	19 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	176,540,260	180,728,637
基金現在額	266,514,144	249,407,437
積立金現在額	655,590	1,862,388

(エ) 主な業務実績

区 分	20 年 度	(19 年 度)
入院患者延べ数	1,274千人	1,335千人
外来患者延べ数	1,598千人	1,648千人

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項3件((74)-(76)：206ページ参照)及び意見を表示し又は処置を要求した事項1件(132ページ参照)を掲記した。

(10) 厚生労働省所管 労働保険特別会計

この特別会計は、労働者災害補償保険事業及び雇用保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、労災、雇用及び徴収の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の20年度の歳入歳出決算、損益、積立金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 労災勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	1,468,596,324	1,447,405,042	717,373	20,473,908
19年度	1,453,528,439	1,432,699,839	734,523	20,094,076
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
20年度	1,134,104,250	1,083,402,587	1,953,876	48,747,786
19年度	1,152,083,575	1,104,983,358	2,052,622	45,047,594

収納未済歳入額はすべて雑収入(徴収決定済額441億6548万余円)の分である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額7972億4292万余円)の265億6958万余円、社会復帰促進等事業費(同1677億5836万余円)の88億9503万余円及び業務取扱費(同502億4971万余円)の24億8184万余円である。

(イ) 損 益

区 分	20 年 度(千円)		19 年 度(千円)	
利 益	(うち徴収勘定より受入	1,434,027,599 1,076,962,154)	(うち徴収勘定より受入	1,421,778,594 1,072,934,306)
損 失	(うち保険給付費	1,303,210,639 770,607,352)	(うち保険給付費	1,306,651,550 776,075,556)
利 益 金		130,816,960		115,127,044
〔前年度繰越利益金		8,292,793,224		8,177,666,179〕
〔翌年度繰越利益金		8,423,610,184		8,292,793,224〕

(ウ) 積 立 金

区 分	20 年 度 末(千円)	19 年 度 末(千円)
積立金現在額	7,941,318,974	7,822,880,888

(エ) 主な業務実績

区 分	20 年 度	(19 年 度)
適用事業場数(年度末)	2,632,696事業場	2,642,607事業場
療養補償給付	205,651,733千円	205,806,071千円
休業補償給付	112,434,674千円	114,214,737千円
遺族補償年金	198,787,908千円	198,817,849千円
障害補償年金	150,546,074千円	151,268,915千円

イ 雇用勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	2,818,253,464	2,812,603,398	445,042	5,205,022
19年度	2,743,944,867	2,738,117,732	422,332	5,404,801
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
20年度	2,276,610,314	2,028,744,457	777,738	247,088,117
19年度	2,374,971,255	1,829,869,995	943,557	544,157,703

不用額の主なものは、失業等給付費(歳出予算現額1兆4852億9465万余円)の1357億0231万余円、地域雇用機会創出等対策費(同2984億1721万円)の95億0021万余円及び高齢者等雇用安定・促進費(同791億3417万余円)の71億0820万余円である。

(イ) 損益

区分	20年度(千円)	19年度(千円)
利益	2,810,030,475 (うち徴収勘定より受入 2,451,805,345)	2,767,244,295 (うち徴収勘定より受入 2,426,671,789)
損失	2,239,657,941 (うち失業等給付費 1,349,590,434)	1,970,522,009 (うち失業等給付費 1,259,797,984)
利益金	570,372,534	796,722,286
〔前年度繰越利益金〕	5,755,506,627	5,026,216,176
〔翌年度繰越利益金〕	6,325,879,161	5,822,938,462

(ウ) 積立金等

区分	20年度末(千円)	19年度末(千円)
積立金現在額	4,883,165,667	4,153,492,315
雇用安定資金現在額	1,067,853,346	1,000,421,510

(エ) 主な業務実績

区分	20年度	(19年度)
被保険者数(年度末)	37,303,500人	37,249,239人
一般求職者給付	924,730,942千円	872,248,828千円
雇用継続給付	277,601,964千円	234,911,544千円
就職促進給付	63,332,077千円	64,455,630千円
特定求職者雇用開発助成金	23,439,160千円	23,069,768千円

ウ 徴収勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	3,763,123,241	3,674,833,619	10,365,729	77,923,892
19年度	3,762,451,532	3,677,998,518	8,338,086	76,114,927
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
20年度	3,657,081,277	3,641,299,722	—	15,781,554
19年度	3,648,613,481	3,607,206,139	—	41,407,341

不納欠損額の主なものは保険料収入(徴収決定済額3兆6008億0236万余円)の103億2009万余円である。収納未済歳入額の主なものは保険料収入の774億4859万余円である。また、不用額の主なものは、諸支出金(歳出予算現額576億3341万余円)の61億7077万余円、業務取扱費(同437億7650万余

円)の49億4701万余円及び保険給付費等財源労災勘定へ繰入(同1兆0949億1770万余円)の45億6376万余円である。

(イ) 損 益

区 分	20年度(千円)	19年度(千円)
利 益	3,620,425,756	3,592,310,072
損 失	(うち保険料 3,527,314,998)	(うち保険料 3,498,503,857)
	3,620,616,492	3,592,451,618
	(うち保険給付費等財源労災勘定へ繰入 1,076,962,154)	(うち労災勘定へ繰入 1,072,934,306)
	(うち失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入 2,451,805,345)	(うち雇用勘定へ繰入 2,426,671,789)
損 失 金	190,735	141,546
〔前年度繰越利益金	4,407,442	4,548,988〕
〔翌年度繰越利益金	4,216,706	4,407,442〕

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項26件((41):171ページ、(66):186ページ、(69):192ページ、(70):195ページ、(78):219ページ、(334)(335):256ページ、(336)-(352):257ページ、(355)(356):261ページ参照)及び意見を表示し又は処置を要求した事項2件(270ページ、280ページ参照)を掲記した。

(11) 厚生労働省所管 船員保険特別会計

この特別会計は、国が経営する船員保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の20年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	69,039,267	67,391,644	490,810	1,156,812
19年度	69,411,095	67,937,175	441,354	1,032,564
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
20年度	66,649,665	63,360,747	—	3,288,917
19年度	65,743,012	63,279,412	—	2,463,599

(イ) 損 益

区 分	20年度(千円)	19年度(千円)
利 益	68,444,315	68,250,875
損 失	(うち保険料 61,505,405)	(うち保険料 61,572,699)
	65,423,330	64,926,497
	(うち疾病保険給付費及保険者納付金 37,574,143)	(うち保険給付費 31,739,553)
利 益 金	3,020,985	3,324,377
〔前年度繰越利益金	163,621,290	160,296,913〕
〔翌年度繰越利益金	166,642,275	163,621,290〕

(ウ) 積立金

区 分	20年度末(千円)	19年度末(千円)
積立金現在額	129,286,792	124,686,629

(エ) 主な業務実績

区 分	20年度	(19年度)
被保険者数(年度末)	58,195人	59,282人
職務上の事由による年金等の支給 受給権者数	2,372人	2,300人
支給額	4,436,001千円	4,431,808千円
医療給付	20,420,635千円	20,345,635千円
現金給付(傷病手当金等)	4,940,575千円	5,276,883千円
前期高齢者納付金	3,750,759千円	—
後期高齢者支援金	5,837,630千円	—
退職者給付拠出金	1,830,787千円	4,664,875千円
老人保健拠出金	795,161千円	6,861,689千円
介護納付金	3,043,441千円	3,316,706千円
失業保険給付(失業保険金等)	1,681,522千円	1,689,059千円

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 21 件((45)-(63) : 181 ページ、(64) : 184 ページ、(77) : 209 ページ参照)を掲記した。

(12) 厚生労働省所管 年金特別会計

この特別会計は、国民年金事業、厚生年金保険事業、健康保険に関し政府が行う業務及び児童手当に関する政府の経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、基礎年金、国民年金、厚生年金、福祉年金、健康、児童手当及び業務の7勘定に区分して経理されており、その勘定別の20年度の歳入歳出決算、損益、積立金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 基礎年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	20,845,461,231	20,844,806,031	251,822	403,376
19年度	19,961,788,471	19,961,067,043	227,657	493,770
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
20年度	19,692,822,805	19,252,584,958	—	440,237,846
19年度	19,136,230,053	18,393,517,321	—	742,712,731

不用額の主なものは、基礎年金給付費(歳出予算現額 15 兆 7288 億 8330 万余円)の 2830 億 8910 万余円である。

(イ) 損益

区 分	20年度(千円)	19年度(千円)
利益	19,277,511,770	18,529,172,469
損失	19,255,848,052	18,507,998,035
利益金	24,664,462	135,363,899
〔前年度繰越利益金〕	2,293,611,293	2,158,247,393
〔翌年度繰越利益金〕	2,318,275,755	2,293,611,293

(ウ) 積立金

区 分	20年度末(千円)	19年度末(千円)
積立金現在額	724,607,812	724,607,812

(エ) 主な業務実績

区 分		20年度	(19年度)
老齢基礎年金等の支給	受給権者数	23,726千人	22,376千人
	支給額	15,445,794,202千円	14,461,839,887千円

イ 国民年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	5,433,649,087	5,414,434,546	16,182,328	3,032,213
19年度	5,582,022,976	5,572,898,267	788,963	8,335,745
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
20年度	5,947,003,983	5,834,378,289	—	112,625,693
19年度	6,020,756,538	5,932,229,924	—	88,526,613

不納欠損額の主なものは、保険料収入(徴収決定済額1兆7659億4284万余円)の160億6894万余円である。また、不用額の主なものは、国民年金給付費(歳出予算現額1兆6543億8683万余円)の764億4926万余円及び諸支出金(同565億8542万余円)の191億7642万余円である。

(イ) 損 益

区 分	20年度(千円)	19年度(千円)
利 益	6,121,856,929	6,262,676,763
	(うち保険料 2,615,988,374)	(うち保険料 2,678,691,644)
	(うち一般会計より受入 1,856,007,263)	(うち一般会計より受入 1,844,456,611)
損 失	6,737,170,544	7,124,303,789
	(うち基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入 4,121,836,493)	(うち基礎年金勘定へ繰入 4,115,110,737)
	(うち国民年金給付費 1,577,936,883)	(うち国民年金給付費 1,686,245,772)
利 益 金 (△ 損 失 金)	△ 615,313,615	△ 861,627,025
〔前年度繰越利益金	8,710,759,248	9,572,386,273〕
〔翌年度繰越利益金	8,095,445,633	8,710,759,248〕

(ウ) 積立金

区 分	20年度末(千円)	19年度末(千円)
積立金現在額	8,095,494,273 (うち運用寄託金現在額 7,325,477,417)	8,616,984,074 (うち運用寄託金現在額 7,643,797,047)

(エ) 主な業務実績

区 分		20年度	(19年度)
被保険者数(年度末)		30,442千人	30,981千人
老齢年金等の支給	受給権者数	3,705千人	4,010千人
	支給額	1,577,937,571千円	1,686,246,522千円

ウ 厚生年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	36,585,994,544	36,421,701,918	16,613,151	147,679,474
19年度	36,201,120,912	36,082,953,806	21,739,413	96,427,692
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
20年度	37,636,841,984	36,107,751,976	—	1,529,090,007
19年度	36,653,646,412	35,145,136,932	—	1,508,509,479

不納欠損額の主なものは、保険料収入(徴収決定済額 22 兆 8524 億 8512 万余円)の 156 億 7681 万余円である。収納未済歳入額は、保険料収入の 1462 億 8753 万余円及び雑収入(同 92 億 2085 万余円)の 13 億 9193 万余円である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額 23 兆 9759 億 1335 万余円)の 1 兆 2888 億 9515 万余円及び諸支出金(同 89 億 1884 万余円)の 11 億 9485 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	20年度(千円)	19年度(千円)
利 益	33,475,650,186 (うち保険料 22,785,855,832)	32,278,503,738 (うち保険料 22,015,982,666)
損 失	37,020,407,259 (うち保険給付費 22,687,018,075)	35,620,208,837 (うち保険給付費 22,317,936,278)
利 益 金 (△ 損 失 金)	△ 3,544,757,072	△ 3,341,705,099
〔前年度繰越利益金	131,091,000,574	134,432,705,673〕
〔翌年度繰越利益金	127,546,243,501	131,091,000,574〕

(ウ) 積 立 金

区 分	20年度末(千円)	19年度末(千円)
積立金現在額	123,696,347,100 (うち運用寄託金現在額 117,658,447,100)	126,112,676,200 (うち運用寄託金現在額 105,110,644,965)

(エ) 主な業務実績

区 分	20年度	(19年度)
厚生年金保険の被保険者数(年度末)	34,444千人	34,570千人
老 齢 厚 生 年 金 等 の 支 給		
受給権者数	29,072千人	27,501千人
支 給 額	22,596,111,904千円	22,317,936,607千円

エ 福祉年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	9,475,068	9,439,410	26,297	9,361
19年度	11,918,713	11,833,432	73,127	12,153
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
20年度	12,651,140	9,367,275	—	3,283,864
19年度	23,119,504	11,790,574	—	11,328,930

(イ) 主な業務実績

区 分	20年度	(19年度)
老 齢 福 祉 年 金 の 支 給		
受給権者数	17千人	24千人
支 給 額	5,847,288千円	8,417,564千円

オ 健康勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	8,893,927,757	8,810,507,623	8,609,104	74,811,028
19年度	9,304,202,647	9,240,949,242	10,932,992	52,320,412
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
20年度	8,979,087,905	8,175,814,970	—	803,272,934
19年度	9,428,907,929	9,348,708,501	—	80,199,427

収納未済歳入額は、すべて保険料収入(徴収決定済額 6兆7040億5374万余円)の分である。また、不用額の主なものは、保険料等交付金(歳出予算現額 3兆9530億0473万余円)の6613億9473万余円、保険給付費及保険者納付金(同 3兆1719億2525万余円)の1089億5683万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(同 1兆5045億7163万余円)の101億2405万余円である。

(イ) 損益

区分	20年度(千円)	19年度(千円)
利益	8,046,867,685	7,808,380,865
損失	6,669,782,557	6,806,273,193
利益金(△損失金)	1,377,085,128	1,002,107,672
繰越損失金	1,070,006,353	1,066,491,257
繰越損失金	1,273,487,338	1,177,765,612

(ウ) 資金

区分	20年度末(千円)	19年度末(千円)
(注1) 事業運営安定資金	—	492,168,229

(注1) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第4条の規定により、20年10月1日から政府が管掌する健康保険は全国健康保険協会が管掌することとなり、それに伴い事業運営安定資金は廃止され、同協会に承継された。

(エ) 借入金

区分	20年度末(千円)	19年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	1,479,228,212	1,479,228,212

(オ) 主な業務実績

区分	20年度	(19年度)
健康保険の一般被保険者数(年度末)	19,495千人	19,806千人
健康保険の日雇特例被保険者数(年度末)	9千人	11千人
保険料等交付金(注2)	3,291,610,000千円	—

(注2) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第4条の規定により、20年10月1日から政府が管掌する健康保険は全国健康保険協会が管掌することとなり、医療保険給付等については、20年10月以降、同協会へ交付されることとなった。

カ 児童手当勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	486,063,817	484,656,523	106,743	1,300,550
19年度	468,476,965	467,483,942	137,735	855,288

歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
20年度	487,551,658	462,011,670	32,244	25,507,743
19年度	477,202,724	436,301,507	60,343	40,840,873

不用額の主なものは、児童手当交付金(歳出予算現額 4357 億 0518 万円)の 126 億 9156 万余円及び児童育成事業費(同 457 億 8617 万余円)の 87 億 6434 万余円である。

(イ) 積立金

区分	20年度末(千円)	19年度末(千円)
積立金現在額	103,070,195	103,153,255

(ウ) 主な業務実績

区分	20年度	(19年度)
児童手当の交付 交付対象児童数	11,746千人	11,808千人
交付額	908,114,375千円	886,039,214千円

キ 業務勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	559,016,814	534,586,146	8,328,842	16,101,825
19年度	553,454,355	526,215,397	8,676,429	18,562,529
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
20年度	537,997,061	463,376,949	27,581,783	47,038,328
19年度	520,318,525	463,574,836	25,166,943	31,576,745

収納未済歳入額はすべて雑収入(徴収決定済額 375 億 1510 万余円)の分である。翌年度繰越額の主なものは、業務取扱費(歳出予算現額 2931 億 7381 万余円)の 145 億 2519 万余円、社会保険オンラインシステム費(同 1458 億 7166 万余円)の 130 億 5658 万余円である。また、不用額の主なものは、業務取扱費の 208 億 8683 万余円、社会保険オンラインシステム費の 110 億 0754 万余円及び保健及福祉事業費(同 465 億 1675 万余円)の 89 億 3522 万余円である。

(イ) 損益

区分	20年度(千円)	19年度(千円)
利益	516,490,999	534,941,792
(うち一般会計より受入)	196,779,135	175,622,572
損失	508,473,369	518,889,363
(うち業務費)	258,611,191	281,539,792
利益金	8,017,630	16,052,429
〔前年度繰越利益金〕	188,614,163	172,846,572
〔翌年度繰越利益金〕	196,353,841	188,614,163

(ウ) 資金

区分	20年度末(千円)	19年度末(千円)
特別保健福祉事業資金現在額	1,511,937,708	1,511,089,085

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 29 件((42) : 174 ページ、(43) : 178 ページ、(45)-(63) : 181 ページ、(64) : 184 ページ、(67)(68) : 190 ページ、(71) : 197 ページ、(72) : 200 ページ、(77) : 209 ページ、(353)(354) : 260 ページ参照)を掲記した。

(13) 農林水産省所管 食料安定供給特別会計

この特別会計は、農業経営基盤強化事業、農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業及び土地改良工事等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

なお、同特別会計は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)により設立され、19年度の末日において、国営土地改良事業特別会計に所属していた未完了借入事業の工事に係る権利及び義務を承継している。

食料安定供給特別会計は、農業経営基盤強化、農業経営安定、米管理、麦管理、業務、調整及び国営土地改良事業の7勘定に区分して経理されており、その勘定別の20年度の歳入歳出決算、損益、積立金、借入金、主な業務実績、調整資金の増減額及び政府短期証券(食糧証券)の発行は次のとおりである。

ア 農業経営基盤強化勘定

この勘定は、農業経営基盤の強化に資するための農地等の買収、売渡し等及び農地保有合理化事業等に係る補助金の交付等、農業経営の改善等に資するための農業改良資金の貸付け並びに青年等の就農促進を図るための就農支援資金の貸付けに関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	19,985,057	19,504,536	3,543	476,976
19年度	36,513,722	36,024,396	2,026	487,299
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
20年度	21,801,696	13,630,906	—	8,170,789
19年度	33,350,506	23,612,036	—	9,738,469

(イ) 損益

区分	20年度(千円)	19年度(千円)
利益	5,573,704	6,072,819
(うち農業改良資金貸付金納付金)	3,433,717	3,104,039
損失	4,936,389	13,817,476
(うち農地保有合理化促進費)	3,158,020	11,929,763
利益金 (△損失金)	637,315	△7,744,656
前年度繰越利益金	—	3,083,414
前年度繰越損失金	4,661,242	—
翌年度繰越損失金	4,023,926	4,661,242

(ウ) 主な業務実績

区分	20年度	(19年度)
(農地等の売渡し等のうちの主なもの)		
農地等の売渡し等	555千㎡	1,137千㎡
農地等の買収	0千㎡	3千㎡
農地等の貸付け	2,051千㎡	2,153千㎡
(注)		
年度末所有農地等	43,802千㎡	44,499千㎡
(農地保有合理化促進対策費補助金の交付のうちの主なもの)		
農地保有合理化法人に対する補助金の交付	1,437,825千円	1,800,867千円
全国農地保有合理化協会に対する補助金の交付	900,548千円	8,654,459千円

区 分	20 年度	(19 年度)
(農業改良資金) 都道府県に対する農業改良資金政府 貸付金の貸付け	—	—
(就農支援資金) 都道府県に対する就農支援資金政府 貸付金の貸付け	788,302 千円	820,652 千円

(注) 「年度末所有農地等」の面積は国有財産台帳に登録されている面積

イ 農業経営安定勘定

この勘定は、農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金及び農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金の交付事業に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20 年度	210,165,606	210,165,606	—	—
19 年度	152,834,422	152,834,422	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
20 年度	210,466,102	175,316,620	—	35,149,481
19 年度	153,879,527	148,551,114	—	5,328,412

不用額の主なものは、農業経営安定事業費(歳出予算現額 2090 億 0457 万余円)の 340 億 8863 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	20 年度(千円)	19 年度(千円)
利 益	210,165,606 (うち調整勘定より受入 108,288,033)	145,759,354 (うち調整勘定より受入 68,930,811)
損 失	175,316,620 (うち農業経営安定事業費 174,906,406)	148,551,114 (うち農業経営安定事業費 148,123,074)
利 益 金 (△ 損 失 金)	34,848,985	△2,791,760
〔前年度繰越損失金	2,791,760	—
翌年度繰越利益金	32,057,225	—
翌年度繰越損失金	—	2,791,760

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 年度	(19 年度)
認定農業者等に対する農業経営安定事業 生産条件不利補正対策交付金の交付	150,261,445 千円	147,827,832 千円
認定農業者等に対する農業経営安定事業 収入減少影響緩和対策交付金の交付	24,345,443 千円	—

ウ 米管理勘定

この勘定は、国内米の備蓄に伴う売買等及び輸入米の売買に伴う事業に係る経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20 年度	638,360,847	635,290,464	61,145	3,009,236
19 年度	712,458,556	709,595,120	—	2,863,435
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
20 年度	759,248,229	632,305,636	215,766	126,726,826
19 年度	757,394,129	675,207,634	401,599	81,784,895

不用額は、米買入費(歳出予算現額 1593 億 2675 万余円)の 707 億 7885 万余円、米管理費(歳出予算現額 664 億 3105 万円)の 121 億 9606 万余円及び返還金等他勘定へ繰入(歳出予算現額 4934 億 9042 万余円)の 37 億 5190 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	20 年度(千円)	19 年度(千円)
利 益	113,866,132 (うち売上高 98,418,233)	100,538,895 (うち売上高 95,291,320)
損 失	179,750,404 (うち売上原価 113,443,638) (うち事業管理費 53,620,837)	204,040,476 (うち売上原価 119,723,543) (うち事業管理費 69,040,847)
損 失 金 (損失金の処理)	65,884,272 (調整勘定へ移し整理)	103,501,581 (調整勘定へ移し整理)

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 年度	(19 年度)
米 穀 買 入 れ	74 万 t	107 万 t
売 渡 し	99 万 t	119 万 t
年 度 末 在 庫	187 万 t	214 万 t

エ 麦管理勘定

[この勘定は、輸入麦等の売買等に伴う事業に係る経理を行うものである。]

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20 年度	466,403,772	466,403,772	—	—
19 年度	418,927,593	418,927,593	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
20 年度	688,071,396	460,691,486	636,979	226,742,930
19 年度	477,178,601	418,460,544	—	58,718,057

不用額の主なものは、麦買入費(歳出予算現額 4916 億 3105 万余円)の 1392 億 2975 万余円及び返還金等他勘定へ繰入(歳出予算現額 1137 億 6294 万余円)の 119 億 2962 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	20 年度(千円)	19 年度(千円)
利 益	396,313,988 (うち売上高 395,885,009)	311,110,325 (うち売上高 310,689,880)
損 失	446,716,878 (うち食糧麦売上原価 320,237,981) (うち輸入飼料売上原価 40,913,982)	359,530,599 (うち売上原価 280,635,197)
損 失 金 (損失金の処理)	50,402,890 (調整勘定へ移し整理)	48,420,273 (調整勘定へ移し整理)

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 年度	(19 年度)
麦 類 買 入 れ	600 万 t	625 万 t
売 渡 し	590 万 t	622 万 t
年 度 末 在 庫	83 万 t	74 万 t

オ 業務勘定

[この勘定は、農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、米管理勘定及び麦管理勘定の各事業勘定に共通する事務人件費に係る経理を行うものである。]

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	13,859,963	13,746,669	113,279	14
19年度	20,427,098	20,427,098	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
20年度	21,186,505	13,746,669	—	7,439,835
19年度	26,080,243	19,809,486	—	6,270,757

(イ) 損 益

区 分	20年度(千円)	19年度(千円)
利 益	13,794,556 (うち米管理勘定より業務経費受入 8,890,812)	17,409,260 (うち米管理勘定より業務経費受入 11,597,006)
損 失	15,801,598 (うち事務取扱に必要な経費 12,778,913)	47,156,855 (うち食糧事業事務取扱費 16,598,491)
損 失 金 (損失金の処理)	2,007,042 (調整勘定へ移し整理)	29,747,595 (調整勘定へ移し整理)

カ 調整勘定

この勘定は、各事業勘定が必要とする資金の手当(一般会計の受入、食糧証券の発行、各事業勘定で生じた決算剰余金の集約等による資金の調達と返済)を一括して行うとともに、米管理勘定、麦管理勘定及び業務勘定の損益を移し受けて整理する機能を有しているものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	1,275,055,488	1,275,055,488	—	—
19年度	1,279,487,285	1,279,487,285	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
20年度	1,582,332,908	1,238,471,099	—	343,861,808
19年度	1,319,480,680	1,256,677,747	—	62,802,932

不用額は、主要食糧及輸入飼料買入費等財源他勘定へ繰入(歳出予算現額 9842 億 2416 万余円)の 2851 億 2127 万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額 5981 億 0874 万余円)の 587 億 4053 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	20年度(千円)	19年度(千円)
利 益	111,275,051 (うち一般会計より受入 108,288,033)	71,775,310 (うち一般会計より受入 67,204,108)
損 失	111,275,051 (うち農業経営安定勘定へ繰入 108,288,033)	71,775,310 (うち農業経営安定勘定へ繰入 68,930,811)

(ウ) 積 立 金

区 分	20年度末(千円)	19年度末(千円)
積立金現在額	15,342,965	15,342,965

(エ) 調整資金の増減額

区 分	20年度(千円)	19年度(千円)
年度首資金	60,047,429	90,716,879
本年度受入額	132,000,000	151,000,000
本年度損失整理	△118,294,204	△181,669,450
損失整理後の現在額	73,753,225	60,047,429

(オ) 政府短期証券(食糧証券)の発行

区 分	20 年度(千円)	19 年度(千円)
繰越債務額	537,000,000	472,000,000
本年度発行額	1,886,000,000	1,799,000,000
本年度償還額	1,968,000,000	1,734,000,000
年度末現在額	455,000,000	537,000,000

キ 国営土地改良事業勘定

〔この勘定は、未完了借入事業の工事に関する経理を行うものである。〕

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20 年度	119,127,835	119,127,694	141	—
19 年度	—	—	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
20 年度	145,788,882	108,097,652	26,994,771	10,696,459
19 年度	—	—	—	—

翌年度繰越額の主なものは、土地改良事業費(歳出予算現額 936 億 1146 万余円)の 231 億 8243 万余円及び離島土地改良事業費(同 96 億 2237 万余円)の 31 億 9069 万円である。また、不用額の主なものは、土地改良事業費の 94 億 9244 万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	20 年度末(千円)	19 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	17,596,646	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 年度	(19 年度)
かんがい排水事業	58 地区	—
総合農地防災事業	6 地区	—
畑地帯総合土地改良パイロット事業	3 地区	—

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 32 件((358)：288 ページ、(363)：296 ページ、(415)–(425)、(427)、(429)–(435)、(437)–(440)、(443)、(445)、(446)、(448)–(450)、(452)：319 ページ参照)及び意見を表示し又は処置を要求した事項 3 件(132、328、342 ページ参照)を掲記した。

(14) 農林水産省所管 農業共済再保険特別会計

この特別会計は、国が経営する農業共済再保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、再保険金支払基金、農業、家畜、果樹、園芸施設及び業務の 6 勘定に区分して経理されており、その勘定別の 20 年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 再保険金支払基金勘定

〔 この勘定は、異常災害の発生に伴う農業勘定等における再保険金支払財源の不足に充てるための一般会計からの受入金に関する経理を行うものである。 〕

歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	21,766,956	21,766,956	—	—
19年度	20,124,371	20,124,371	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
20年度	20,179,713	—	—	20,179,713
19年度	18,985,871	—	—	18,985,871

不用額はすべて再保険金支払財源他勘定へ繰入(歳出予算現額 201 億 7971 万余円)の分である。

イ 農業勘定

この勘定は、農業者が、風水害等による水稻、陸稲、麦、畑作物及び蚕繭の減収等によって受ける損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、次のものを再保険する事業に関する経理を行うものである。

① 水稻、陸稲及び麦については通常の災害を超える損害のうち農業共済組合連合会の負担分を超える部分の全額

② 畑作物及び蚕繭については通常の災害を超える損害の一定の割合

ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	14,921,928	14,921,928	—	—
19年度	29,710,909	29,710,909	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
20年度	27,932,354	6,693,212	—	21,239,141
19年度	40,941,284	9,620,002	—	31,321,281

不用額の主なものとは農業再保険費及交付金(歳出予算現額 151 億 3235 万余円)の 84 億 3914 万余円である。(なお、不用額のうちには予備費に係るものが 128 億円ある。)

(イ) 損 益

区 分	20年度(千円)	19年度(千円)
利 益	14,921,928	29,710,909
(うち再保険料)	8,120,600	22,857,439
損 失	6,792,191	9,717,945
(うち再保険金)	303,611	3,104,254
利 益 金	8,129,736	19,992,964
〔前年度繰越利益金〕	62,338,678	42,345,713
〔翌年度繰越利益金〕	70,468,415	62,338,678

(ウ) 積 立 金

区 分	20年度末(千円)	19年度末(千円)
積立金現在額	62,338,678	42,345,713

(エ) 主な業務実績

区 分	20年度	(19年度)
(共済引受)		
水稻	147 万 ha	151 万 ha
畑作物	25 万 ha	24 万 ha
麦	25 万 ha	24 万 ha

区 分	20 年度	(19 年度)
(再保険金支払)		
畑作物	294,950 千円	1,314,749 千円
水稻	5,330 千円	1,637,121 千円
麦	3,283 千円	152,303 千円

ウ 家畜勘定

この勘定は、農業者が、家畜の死亡、疾病等によって受ける損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、伝染病等による異常事故については損害の全額を、また、それ以外の事故については損害の一定の割合を再保険する事業に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20 年度	45,622,340	45,622,340	—	—
19 年度	46,181,461	46,181,461	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
20 年度	38,230,844	31,982,291	—	6,248,552
19 年度	37,965,945	32,037,514	—	5,928,430

(イ) 損 益

区 分	20 年度(千円)	19 年度(千円)
利 益	45,624,189	46,167,723
(うち再保険料)	23,738,236	23,985,464
損 失	43,403,790	44,172,797
(うち再保険金)	22,445,842	22,410,787
利 益 金	2,220,398	1,994,926
〔前年度繰越利益金〕	34,740,195	32,745,269
〔翌年度繰越利益金〕	36,960,594	34,740,195

(ウ) 積 立 金

区 分	20 年度末(千円)	19 年度末(千円)
積立金現在額	34,736,649	32,727,985

(エ) 主な業務実績

区 分	20 年度	(19 年度)
(共済引受)		
牛	486 万頭	489 万頭
肉豚	163 万頭	164 万頭
種豚	20 万頭	19 万頭
馬	2 万頭	2 万頭
(再保険金支払)		
牛	20,835,639 千円	20,538,675 千円
肉豚	1,019,684 千円	1,146,258 千円
馬	332,099 千円	416,891 千円
種豚	258,420 千円	308,961 千円

エ 果樹勘定

この勘定は、農業者が、風水害等による果実の減収、樹体の損傷等によって受ける損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、通常の災害を超える損害の一定の割合を再保険する事業に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	5,913,567	5,913,567	—	—
19年度	5,883,360	5,883,360	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
20年度	9,973,205	1,380,025	—	8,593,179
19年度	9,982,287	2,105,907	—	7,876,379

(イ) 損 益

区 分	20年度(千円)		19年度(千円)	
利 益		5,913,567		5,883,360
	(うち再保険料)	3,109,742	(うち再保険料)	3,098,589
損 失		3,492,840		4,355,232
	(うち再保険金)	831,164	(うち再保険金)	1,545,350
利 益 金		2,420,727		1,528,127
〔前年度繰越損失金		31,740,903		33,269,031〕
〔翌年度繰越損失金		29,320,176		31,740,903〕

(ウ) 主な業務実績

区 分	20年度	(19年度)
(共済引受)		
うんしゅうみかん	1126 万本	1125 万本
りんご	330 万本	330 万本
いよかん	259 万本	279 万本
なし	172 万本	176 万本
指定かんきつ	171 万本	172 万本
(再保険金支払)		
りんご	318,518 千円	71,318 千円
おうとう	107,595 千円	209,513 千円
指定かんきつ	93,331 千円	214,884 千円
うんしゅうみかん	72,251 千円	138,797 千円
ぶどう	61,676 千円	12,496 千円

オ 園芸施設勘定

この勘定は、農業者が、風水害等による園芸施設の損傷等によって受ける損害につき、農業共済組合等が支払う共済金について農業共済組合連合会が負う保険責任のうち、損害の一定割合を、また、同連合会の事業年度ごとに通常の災害を超える損害の一定の割合を再保険する事業に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	4,311,667	4,311,667	—	—
19年度	4,086,212	4,086,212	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
20年度	5,383,495	2,147,815	—	3,235,679
19年度	5,259,776	2,210,291	—	3,049,484

(イ) 損 益

区 分	20 年度(千円)		19 年度(千円)	
利 益		4,311,667		4,086,212
	(うち再保険料	1,539,625)	(うち再保険料	1,384,017)
損 失		2,914,032		2,912,269
	(うち再保険金	162,945)	(うち再保険金	187,703)
利 益 金		1,397,634		1,173,942
〔前年度繰越利益金		15,661,116		14,487,174〕
〔翌年度繰越利益金		17,058,751		15,661,116〕

(ウ) 積 立 金

区 分	20 年度末(千円)	19 年度末(千円)
積立金現在額	15,661,116	14,487,174

(エ) 主な業務実績

区 分	20 年度	(19 年度)
(共済引受)		
園芸施設	68 万棟	70 万棟
(再保険金支払)		
園芸施設	162,945 千円	187,703 千円

カ 業務勘定

歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20 年度	963,067	963,067	—	—
19 年度	1,008,481	1,008,481	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
20 年度	1,053,776	963,067	—	90,708
19 年度	1,061,970	1,008,481	—	53,488

(15) 農林水産省所管 森林保険特別会計

この特別会計は、国が行う森林保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の20年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20 年度	11,067,376	11,067,376	—	—
19 年度	11,846,162	11,846,162	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
20 年度	5,307,626	2,751,726	—	2,555,899
19 年度	5,316,639	5,223,497	—	93,141

(イ) 損 益

区 分	20 年度(千円)	19 年度(千円)
利 益	11,067,376	11,846,162
(うち保険料)	2,615,247	2,616,674
損 失	10,470,179	13,400,711
(うち保険金)	1,447,296	3,868,634
利 益 金 (△ 損 失 金)	597,196	△1,554,549
〔前年度繰越利益金〕	15,283,357	16,837,906
〔翌年度繰越利益金〕	15,880,553	15,283,357

(ウ) 積 立 金

区 分	20 年度末(千円)	19 年度末(千円)
積立金現在額	15,283,357	16,837,906

(エ) 主な業務実績

区 分	20 年度	(19 年度)
(保険引受)		
件 数	154 千件	164 千件
面 積	1,108 千 ha	1,164 千 ha
金 額	1,588,122,028 千円	1,296,265,782 千円
(保険金支払)		
件 数	4 千件	11 千件
面 積	1 千 ha	3 千 ha
金 額	1,447,296 千円	3,868,634 千円

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 20 件((415)、(417)-(425)、(429)-(433)、(435)-(438)、(440) : 319 ページ参照)を掲記した。

(16) 農林水産省所管 国有林野事業特別会計

この特別会計は、国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ企業的に運営し、その健全な発達に資することを目的として、その経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の 20 年度の歳入歳出決算、損益、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20 年度	460,054,653	459,061,651	9	992,992
19 年度	473,499,755	472,453,162	4,905	1,041,688
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
20 年度	525,834,374	451,002,304	54,300,684	20,531,384
19 年度	539,953,188	472,826,328	41,943,198	25,183,660

翌年度繰越額の主なものは国有林野森林整備事業費(歳出予算現額 886 億 7618 万余円)の 220 億 1652 万余円、治山事業費(歳出予算現額 588 億 9924 万余円)の 161 億 3623 万余円及び国有林野事業費(歳出予算現額 1008 億 1770 万余円)の 101 億 2024 万余円である。また、不用額の主なものは国有林野森林整備事業費の 122 億 0547 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	20 年度(千円)	19 年度(千円)
利 益	146,934,174	164,013,134
(うち売上高)	23,123,364	23,975,363
損 失	174,716,716	187,759,055
(うち経営費)	44,869,230	46,493,263
損 失 金	27,782,541	23,745,920
〔前年度繰越損失金〕	369,788,248	346,042,327
〔翌年度繰越損失金〕	397,570,789	369,788,248

(ウ) 借 入 金

区 分	20 年度末(千円)	19 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	1,279,394,178	1,279,482,488

(エ) 主な業務実績

区 分	20 年度	(19 年度)
立 木 売 払 い	795 千 m ³	1,209 千 m ³
製 品 売 払 い	1,800 千 m ³	1,610 千 m ³
立 木 の 保 育	96 千 ha	97 千 ha
林 道 改 良	602km	587km
直 轄 治 山 事 業	1,644 か所	2,202 か所

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 1 件((453) : 326 ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項 2 件(132 ページ、386 ページ参照)を掲記した。

(17) 農林水産省所管 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計

この特別会計は、国が経営する普通保険等再保険事業、特殊保険再保険事業、漁船乗組員給与保険再保険事業及び漁業共済保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、漁船普通保険、漁船特殊保険、漁船乗組員給与保険、漁業共済保険及び業務の 5 勘定に区分して経理されており、その勘定別の 20 年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 漁船普通保険勘定

この勘定は、戦乱等以外の事故により、1,000 トン未満の漁船やこれに積載した漁獲物等が受けた損害及び 1,000 トン未満の漁船の運航に伴って生じた損害の賠償等について、漁船保険中央会が漁船保険組合に負う再保険責任のうち同中央会の負担分を超える額を再保険する事業に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20 年度	7,253,627	7,253,627	—	—
19 年度	7,589,515	7,589,515	—	—

歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
20年度	8,039,287	6,806,737	—	1,232,549
19年度	8,511,748	7,469,187	—	1,042,560

(イ) 損 益

区 分	20年度(千円)	19年度(千円)
利 益	7,506,748	8,463,775
(うち再保険料)	165,848	491,217
損 失	6,884,053	8,217,752
(うち再保険金)	291,594	755,678
利 益 金	622,694	246,023
〔前年度繰越利益金〕	10,271,315	10,025,292
〔翌年度繰越利益金〕	10,894,010	10,271,315

(ウ) 積 立 金

区 分	20年度末(千円)	19年度末(千円)
積立金現在額	10,524,436	10,895,828

(エ) 主な業務実績

区 分	20年度	(19年度)
(保険引受)		
件 数	388,531 件	396,982 件
再 保 険 金 額	38,596,333,846 千円	31,801,700,259 千円
(保険金支払)		
損 害 再 保 険 金 金 額	16,824 千円	52,713 千円
満 期 再 保 険 金 件 数	104 件	220 件
金 額	274,770 千円	702,965 千円

イ 漁船特殊保険勘定

〔 この勘定は、1,000トン未満の漁船が戦乱等による事故により損害を受けた場合に、漁船保険組
 合が負う保険責任を再保険する事業に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	47,097	47,097	—	—
19年度	301,698	301,698	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
20年度	269,223	—	—	269,223
19年度	437,495	216,000	—	221,495

(イ) 損 益

区 分	20年度(千円)	19年度(千円)
利 益	47,374	301,157
(うち再保険料)	17,558	17,295
損 失	795	216,618
(うち再保険金)	—	216,000
利 益 金	46,579	84,539
〔前年度繰越利益金〕	4,249,980	4,165,441
〔翌年度繰越利益金〕	4,296,560	4,249,980

(ウ) 積立金

区 分	20年度末(千円)	19年度末(千円)
積立金現在額	4,249,075	4,163,994

(エ) 主な業務実績

区 分	20年度	(19年度)
(保険引受)		
件数	317件	318件
再保険金額	34,457,382千円	34,554,663千円
(保険金支払)		
件数	—	1件
再保険金	—	216,000千円

ウ 漁船乗組員給与保険勘定

〔この勘定は、漁船の乗組員が抑留された場合における給与の支払について、漁船保険組合が負う保険責任を再保険する事業に関する経理を行うものである。〕

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	12,230	12,230	—	—
19年度	10,107	10,107	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
20年度	42,520	—	—	42,520
19年度	42,520	—	—	42,520

(イ) 損益

区 分	20年度(千円)	19年度(千円)
利益	12,048 (うち再保険料 3,259)	10,111 (うち再保険料 3,048)
損失	237	293
利益金	11,811	9,818
〔前年度繰越利益金	1,275,617	1,265,798〕
〔翌年度繰越利益金	1,287,428	1,275,617〕

(ウ) 積立金

区 分	20年度末(千円)	19年度末(千円)
積立金現在額	1,275,114	1,265,300

(エ) 主な業務実績

区 分	20年度	(19年度)
(保険引受)		
件数	209件	200件
再保険金額	579,380千円	537,599千円

エ 漁業共済保険勘定

この勘定は、中小漁業者がその営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失について漁業共済組合連合会が漁業共済組合に対して負う再共済責任等のうち、同連合会の負担分を超える額を保険する事業に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	8,135,429	8,135,429	—	—
19年度	7,832,189	7,832,189	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
20年度	8,085,026	7,771,568	—	313,457
19年度	7,793,333	7,394,966	—	398,366

(イ) 損益

区分	20年度(千円)	19年度(千円)
利益	15,603,710 (うち保険料 2,630,492)	16,639,334 (うち保険料 2,549,159)
損失	13,973,354 (うち保険金 2,703,879) (うち漁業共済組合連合会交付金 5,067,689)	15,300,470 (うち保険金 2,528,465) (うち漁業共済組合連合会交付金 4,866,501)
利益金	1,630,356	1,338,863
前年度繰越損失金	29,535,751	30,874,615
翌年度繰越損失金	27,905,394	29,535,751

(ウ) 主な業務実績

区分	20年度	(19年度)
(保険引受)		
件数	58,791件	60,935件
再共済金額	389,782,344千円	385,840,764千円
(保険金支払)		
漁獲共済保険金	—	2,128,465千円
養殖共済保険金	2,265,858千円	400,000千円
特定養殖共済保険金	—	—
漁業施設共済保険金	438,020千円	—
計	2,703,879千円	2,528,465千円

オ 業務勘定

歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	963,560	963,560	—	—
19年度	1,032,917	1,032,917	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用品額(千円)
20年度	1,013,325	963,559	—	49,765
19年度	1,048,502	1,032,916	—	15,585

(18) 経済産業省所管 貿易再保険特別会計

この特別会計は、外国貿易その他の対外取引において生ずる為替取引の制限その他通常の保険によつて救済することができない危険を保険する制度を確立することによつて、外国貿易その他の対外取引の健全な発達を図ることを目的とする貿易保険に対して、政府の再保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の20年度の歳入歳出決算、損益、異常危険準備金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	219,309,629	219,309,629	—	—
19年度	853,477,233	853,477,233	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
20年度	212,100,085	64,983,719	—	147,116,365
19年度	213,082,491	55,984,159	—	157,098,331

不用額の主なものは再保険費(歳出予算現額 1532 億 1759 万余円)の 1380 億 1195 万余円である。

(イ) 損益

区分	20年度(千円)	19年度(千円)
利益	91,496,164 (うち再保険料 27,737,525)	100,666,204 (うち再保険料 29,955,719)
損失	91,496,164 (うち再保険金 14,248,917)	100,666,204 (うち再保険金 3,690,473)

なお、20年度は、損益計算した結果生じた益金 184 億 2301 万余円を、予期せぬ保険事故が発生した場合の支払に備えるための異常危険準備金に繰り入れたため、利益金は発生していない。

(ウ) 異常危険準備金

区分	20年度末(千円)	19年度末(千円)
異常危険準備金現在額	481,756,360	463,333,346

(エ) 主な業務実績

区分	20年度	(19年度)
再保険引受件数	264,943 件	424,469 件
引受再保険金額	13,524,334,616 千円	13,686,846,638 千円
再保険支払件数	249 件	88 件
支払再保険金額	14,248,917 千円	3,690,473 千円

(19) 経済産業省所管 特許特別会計

この特別会計は、工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。)に関する事務に係る経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の20年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	307,274,559	307,267,894	3,314	3,351
19年度	292,007,505	292,003,987	3,517	—

歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
20年度	125,674,495	109,486,180	4,776,732	11,411,582
19年度	119,001,457	107,380,103	2,874,155	8,747,198

不用額の主なものは事務取扱費(歳出予算現額 1097 億 7318 万余円)の 110 億 6716 万余円である。

なお、特別会計に関する法律(平成 19 年法律第 23 号)第 8 条第 2 項の規定に基づき、20 年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額 1977 億 8171 万余円のうち、21 年度の予算総則第 13 条に定める金額 8 億 2000 万円を、21 年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 主な業務実績

区 分	20 年度	(19 年度)
(特許権)		
出願の受理	383,570件	395,521件
審査請求の受理	316,448件	377,893件
審査 <small>(注)</small>	348,333件	319,606件
(実用新案権)		
出願の受理	9,427件	10,044件
(意匠権)		
出願の受理	32,791件	36,390件
審査	35,219件	36,392件
(商標権)		
出願の受理	105,848件	138,791件
審査	217,769件	216,020件

(注) 特許権の審査は、出願を受理したもののうち、その後審査請求を受理したものについて行うこととなっている。

(20) 国土交通省所管 社会資本整備事業特別会計

この特別会計は、治水事業、道路整備事業、港湾整備事業、空港整備事業及び都市開発資金の貸付け並びに社会資本整備関係事業等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

なお、同特別会計は、特別会計に関する法律(平成 19 年法律第 23 号)により設置されたが、19 年度の末日において、同法により暫定的に設置された治水特別会計、道路整備特別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計及び都市開発資金融通特別会計に所属していた権利及び義務の全部又は一部を承継している。

同特別会計は、治水、道路整備、港湾、空港整備及び業務の 5 勘定に区分して経理されており、その勘定別の 20 年度の歳入歳出決算、損益、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 治水勘定(19 年度は治水特別会計治水勘定及び特定多目的ダム建設工事勘定)

〔この勘定は、国が施行する直轄治水事業、都道府県知事が施行する治水事業に係る負担金又は補助金の交付等に関する経理を行うものである。〕

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20 年度	1,396,032,541	1,390,023,431	893	6,008,216
19 年度				
〔治水勘定〕	〔1,251,903,323〕	〔1,251,010,326〕	〔7,254〕	〔885,741〕
〔特定多目的ダム建設工事勘定〕	〔223,333,807〕	〔223,301,496〕	〔593〕	〔31,717〕

歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
20年度	1,485,772,123	1,184,409,600	293,198,023	8,164,499
19年度				
〔治水勘定〕	〔1,298,897,329〕	〔1,035,331,179〕	〔254,169,410〕	〔9,396,739〕
〔特定多目的ダム建設工事勘定〕	〔228,466,313〕	〔185,595,695〕	〔41,202,400〕	〔1,668,217〕

翌年度繰越額の主なものは、河川整備事業費(歳出予算現額7067億8813万余円)の1608億7763万余円、砂防事業費(同1774億5231万余円)の418億9089万余円及び多目的ダム建設事業費(同1804億5906万余円)の405億5308万余円である。

(イ) 主な業務実績

区 分	20年度		(19年度)	
	直轄事業	補助事業	直轄事業	補助事業
河川改修	119河川	654河川	119河川	666河川
河川総合開発	14ダム	87ダム	14ダム	93ダム
砂防施設の整備	34水系	840流域	34水系	898流域
特定多目的ダム建設	30ダム	—	31ダム	—

イ 道路整備勘定(19年度は道路整備特別会計)

この勘定は、国が施行する道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業並びに道路の整備に関する事業についての国の負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けに関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	4,577,830,595	4,557,516,618	131,993	20,181,982
19年度	4,599,923,509	4,595,170,030	157,913	4,595,565
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
20年度	4,682,748,422	3,699,582,242	963,381,072	19,785,107
19年度	4,832,428,181	3,811,811,026	989,511,097	31,106,056

収納未済歳入額の主なものは、雑収入(徴収決定済額458億1845万余円)の186億4306万余円及び地方公共団体工事費負担金収入(同6006億7618万余円)の13億2772万余円である。翌年度繰越額の主なものは、地域連携道路事業費(歳出予算現額1兆2138億5341万余円)の2956億7574万余円、地方道路整備臨時交付金(同8552億2109万余円)の1960億9530万余円及び道路交通円滑化事業費(同6492億9894万余円)の1672億1449万余円である。また、不用額の主なものは、附帯工事費(同281億9762万余円)の60億5338万余円、受託工事費(同300億8937万余円)の46億8066万余円及び道路交通安全対策事業費(同6856億9053万余円)の20億1678万余円である。

(イ) 主な業務実績

区 分	20年度	(19年度)
(直轄事業)		
高速自動車国道の整備	11路線	11路線
一般国道の改築 (うち大規模バイパスの 新設)	166路線 (57か所)	163路線 (59か所)
共同溝の整備	19路線	16路線

区 分	20 年 度	(19 年 度)
(補助事業)		
一般国道の改築	275 路線	286 路線
地方道の改築	321 か所	303 か所
街路事業	567 か所	615 か所
土地区画整理事業	474 か所	510 か所

ウ 港湾勘定(19年度は港湾整備特別会計港湾整備勘定及び特定港湾施設工事勘定)

この勘定は、国が施行する港湾整備事業に関する経理及び港湾管理者が施行する港湾整備事業に
 対する負担金又は補助金の交付等に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20 年度	379,720,512	379,685,707	91	34,713
19 年度				
〔港湾整備勘定〕	〔351,903,740〕	〔351,305,095〕	〔 — 〕	〔598,645〕
〔特定港湾施設工 事勘定〕	〔8,817,037〕	〔8,817,037〕	〔 — 〕	〔 — 〕
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
20 年度	413,210,457	346,034,636	66,220,259	955,561
19 年度				
〔港湾整備勘定〕	〔370,790,463〕	〔311,223,300〕	〔57,406,904〕	〔2,160,257〕
〔特定港湾施設工 事勘定〕	〔8,821,984〕	〔8,197,223〕	〔584,341〕	〔40,420〕

翌年度繰越額の主なものは、港湾事業費(歳出予算現額 2737 億 1261 万余円)の 509 億 1223 万余円、
 離島港湾事業費(同 253 億 3538 万余円)の 47 億 6739 万余円及び沖縄港湾事業費(同 283 億 7008 万余円)
 の 36 億 4538 万余円である。

(イ) 主な業務実績

区 分	20 年 度	(19 年 度)
(直轄事業)		
港 湾 の 整 備	119 港	119 港
航 路 の 整 備	16 航路	16 航路
(補助事業)		
港 湾 の 整 備	244 港	243 港

エ 空港整備勘定(19年度は空港整備特別会計)

この勘定は、空港の設置、改良及び災害復旧並びに維持その他の管理に係る事業等に関する経理
 を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20 年度	630,795,025	630,647,213	486	147,324
19 年度	662,779,080	662,680,294	—	98,786
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
20 年度	723,246,068	584,186,055	128,515,729	10,544,282
19 年度	734,689,982	555,188,826	167,101,064	12,400,091

翌年度繰越額の主なものは、空港整備事業費(歳出予算現額 3827 億 9402 万余円)の 1162 億 5031 万余
 円、沖縄空港整備事業費(同 142 億 5042 万余円)の 56 億 9531 万余円及び北海道空港整備事業費(同
 119 億 8549 万余円)の 37 億 0087 万余円である。また、不用額の主なものは、空港等維持運営費(同
 1488 億 2277 万余円)の 53 億 3607 万余円、空港整備事業費の 22 億 4968 万余円及び関西国際空港株式
 会社出資(同 15 億円)の 15 億円である。

(イ) 借 入 金

区 分	20 年度末(千円)	19 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	936,712,272	922,152,954

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 年 度	(19 年 度)
(直轄事業)		
滑走路の新設及び延長	4 空港	4 空港
(補助事業)		
滑走路の新設及び延長	3 空港	3 空港

オ 業務勘定(19 年度は治水、道路整備、港湾整備、空港整備各特別会計の一部及び都市開発資金金融通特別会計)

この勘定は、治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定、空港整備勘定及び都市開発資金の貸付けの業務取扱いに関する人件費等の諸費、都市開発資金の貸付けに係る貸付金等に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20 年度	262,389,973	262,386,257	—	3,715
19 年度	—	—	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
20 年度	246,700,200	225,141,330	10,883,938	10,674,931
19 年度	—	—	—	—

(注) 都市開発資金金融通特別会計に係る経理、道路整備特別会計及び空港整備特別会計に係る経理の一部、治水特別会計において経理されていた治水及び特定多目的ダム建設工事の2勘定に係る経理の一部並びに港湾整備特別会計において経理されていた港湾整備及び特定港湾施設工事の2勘定に係る経理の一部は、本特別会計の業務勘定において経理することとされたため、歳入歳出決算の区分が異なり、20年度と19年度の対比はできない。

翌年度繰越額の主なものは、業務取扱費(歳出予算現額 2049 億 8969 万余円)の 105 億 1743 万余円である。また、不用額の主なものは、都市開発資金貸付金(同 254 億 2700 万円)の 62 億 9440 万円及び業務取扱費の 42 億 7272 万余円である。

なお、特別会計に関する法律第 8 条第 2 項の規定に基づき、20 年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額 372 億 4492 万余円のうち、21 年度の予算総則第 13 条に定める金額 33 億 1301 万余円を、21 年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 損益(都市開発資金の貸付けに係るもの)

区 分	20 年度(千円)	19 年度(千円)
利 益	669,168	991,454
損 失	489,206	798,125
利 益 金	179,961	193,329
〔前年度繰越損失金	2,263,384	2,456,713〕
〔翌年度繰越損失金	2,083,422	2,263,384〕

(ウ) 借入金(都市開発資金の貸付けに係るもの)

区 分	20 年度末(千円)	19 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	27,529,629	40,850,229

(エ) 主な業務実績(都市開発資金の貸付に係るもの)

a 貸付実績

区 分		20 年 度	(19 年 度)
(地方公共団体貸付)			
都市公共施設用地買取資金貸付	件 数	10 件	12 件
	面 積	82,018m ²	54,168m ²
	金 額	2,757,000 千円	3,038,000 千円
市街地再開発事業等資金貸付	件 数	2 件	4 件
	金 額	1,265,000 千円	651,500 千円
組合等土地区画整理資金貸付	件 数	13 件	13 件
	金 額	1,399,500 千円	775,748 千円
(都市再生機構貸付)			
都市開発資金貸付	件 数	3 件	6 件
	金 額	545,000 千円	545,000 千円
(土地開発公社貸付)			
特定公共用地等買取資金貸付	件 数	—	1 件
	面 積	—	10,609m ²
	金 額	—	50,000 千円
(民間都市開発推進機構貸付)			
都市開発資金貸付	件 数	8 件	2 件
	金 額	12,799,600 千円	367,800 千円

b 貸付金回収

	20 年 度	(19 年 度)
金 額	千円 23,548,527	千円 31,074,837

c 貸付金現在額

	20 年 度 末	(19 年 度 末)
金 額	千円 243,689,939	千円 248,472,366

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 75 件((467)：427 ページ、(468)：429 ページ、(469)–(482)、(485)–(488)：433 ページ、(490)(491)：437 ページ、(496)：441 ページ、(497)–(499)：442 ページ、(500)：443 ページ、(502)：446 ページ、(503)：448 ページ、(504)：449 ページ、(506)：450 ページ、(507)：451 ページ、(508)：452 ページ、(511)：455 ページ、(514)–(554)：459 ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項 10 件(132、469、473、477、481、484、489、494、508、512 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 3 件(522、524、527 ページ参照)を掲記した。

(21) 国土交通省所管 自動車安全特別会計

この特別会計は、国が行う自動車損害賠償保障事業、自動車検査登録等事務、自動車事故対策事業等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

なお、同特別会計は、特別会計に関する法律(平成 19 年法律第 23 号)により設置されたが、19 年度の末日において、同法により暫定的に設置された自動車損害賠償保障事業特別会計及び自動車検査登録特別会計に所属していた権利及び義務を承継している。

同特別会計は、保障、自動車検査登録及び自動車事故対策の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の20年度の歳入歳出決算、損益、繰越金、基金及び主な業務実績は次のとおりである。

(注) 自動車損害賠償保障事業特別会計において経理されていた保障勘定及び保険料等充当交付金勘定に係る経理は、本特別会計保障勘定において経理することとされたため、歳入歳出決算等の区分が異なり、20年度と19年度とを対比できないものがある。

ア 保障勘定(19年度は自動車損害賠償保障事業特別会計保障勘定及び保険料等充当交付金勘定)

この勘定は、自動車損害賠償保障事業(保有者が明らかでない自動車によって生命、身体を害されて損害賠償の請求をすることのできない被害者の受けた損害を国がてん補するなどの事業)等に関する経理、経過措置としての再保険事業等(自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業)に関する経理、保険料等充当交付金(保険契約者が保険会社に支払うべき自動車損害賠償責任保険の保険料の一部等に充てさせるため、政府が保険会社等に交付する交付金)の交付事業に関する経理を行うものである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	82,260,567	79,060,234	513,832	2,686,500
19年度				
〔保障勘定〕	〔72,813,273〕	〔68,232,022〕	〔668,246〕	〔3,913,004〕
〔保険料等充当交付金勘定〕	〔52,124,904〕	〔52,124,904〕	〔—〕	〔—〕
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
20年度	24,722,082	17,432,223	—	7,289,858
19年度				
〔保障勘定〕	〔8,637,306〕	〔5,759,905〕	〔—〕	〔2,877,400〕
〔保険料等充当交付金勘定〕	〔57,509,594〕	〔52,017,750〕	〔—〕	〔5,491,843〕

(イ) 損 益

区 分	20年度(千円)	19年度(千円) 〔保障勘定 保険料等充当交付金勘定〕
利 益	15,301,266 (うち前年度繰越支払備金 8,778,949) (うち賦課金 2,123,624)	15,860,037 (うち前年度繰越支払備金 7,992,910) (うち賦課金 2,591,777)
損 失	25,170,636 (うち再保険金及保険金 9,812,042) (うち次年度繰越支払備金 5,953,050)	7,935,038 (うち前年度繰越支払備金 7,458,304) 13,455,384 (うち次年度繰越支払備金 4,760,967)
利 益 金 (△損失金) (利益金又は損失金の処理)	△9,869,370 (翌年度に繰越利益として整理 1,182,372) (翌年度に基金を減額して整理 △11,051,742)	56,036,173 (うち再保険金及保険金 17,429,578) (うち次年度繰越支払備金 4,017,982) 2,404,652 (翌年度に繰越利益として整理) △48,101,135 (翌年度に基金を減額して整理)

(ウ) 繰 越 金

区 分	20年度末(千円)	19年度末(千円) (保障勘定)
繰越利益の額	115,376,593	(112,971,941)

(エ) 基 金

区 分	20年度末(千円)	19年度末(千円) (保険料等充当交付金勘定)
基金残額	40,899,661	(89,000,797)

(オ) 主な業務実績

区 分	20年度	(19年度)
保障金等の支払	2,500件	2,833件
金 額	2,994,711千円	3,775,560千円
〔経過措置としての保険契約及び保険金支払〕		
再保険及び保険関係の成立	163件	79件
金 額	737千円	764千円
再保険金及び保険金の支払	4,876件	8,597件
金 額	9,812,042千円	17,429,578千円
(保険料等充当交付金の交付)		
交 付 実 績 法 人 数	23法人	23法人
金 額	3,015,898千円	34,398,104千円

イ 自動車検査登録勘定(19年度は自動車検査登録特別会計)

〔この勘定は、自動車検査登録等事務(自動車の検査、登録等)に関する経理を行うものである。〕

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	50,002,582	50,002,582	—	—
19年度	57,357,035	57,357,035	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
20年度	43,177,947	39,608,482	462,955	3,106,509
19年度	45,323,324	42,926,793	359,186	2,037,343

(イ) 主な業務実績

区 分	20年度	(19年度)
自動車の検査	26,215千件	27,083千件
(うち有料分)	(26,159千件)	(27,025千件)
自動車の登録	16,485千件	17,895千件
(うち有料分)	(15,746千件)	(16,922千件)

ウ 自動車事故対策勘定(19年度は自動車損害賠償保障事業特別会計自動車事故対策勘定)

〔この勘定は、自動車事故対策事業(被害者保護の増進又は自動車事故防止対策に関する事業)に関する経理を行うものである。〕

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
20年度	14,935,114	14,935,114	—	—
19年度	19,965,957	19,965,957	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
20年度	15,727,950	14,477,939	—	1,250,010
19年度	15,728,149	14,485,253	510,000	732,895

(イ) 損 益

区 分	20 年度(千円)	19 年度(千円)
利 益	3,901,410 (うち利子収入 3,750,516)	8,199,165 (うち独立行政法人自動車事故対策 機構納付金 4,865,260) (うち利子収入 3,300,789)
損 失	14,477,939 (うち独立行政法人自動車事故対策 機構運営費交付金 8,105,149)	14,485,253 (うち独立行政法人自動車事故対策 機構運営費交付金 8,428,659)
利 益 金 (△ 損 失 金) (利益金又は損 失金の処理)	△10,576,528 (翌年度に基金を減額して整理)	△6,286,088 (翌年度に基金を減額して整理)

(ウ) 基 金

区 分	20 年度末(千円)	19 年度末(千円)
基金残額	722,894,556	729,180,645

(エ) 主な業務実績

区 分	20 年度	(19 年度)
自動車事故対策計画に基 づく助成	628 件 14,271,754 千円	567 件 14,220,900 千円

なお、この特別会計について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件(522 ページ参照)を掲記した。

第2 国税収納金整理資金の受払

国税収納金整理資金は、国税収入に関する経理の合理化と過誤納金の還付金等の支払事務の円滑化を図ることを目的として、国税収納金整理資金に関する法律(昭和29年法律第36号)に基づいて、昭和29年度に設置されたものである。この資金に国税収納金等を受け入れ、過誤納金の還付金等はこの資金から支払い、その差引額を国税収入その他の収入として国の歳入に組み入れることとしており、その受払の計算書を一般会計歳入歳出決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととなっている。

平成20年度国税収納金整理資金受払計算書についてみると、受入れ、支払は次のとおりである。

受 入 れ	徴収決定済額(千円)	収納済額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済額(千円)
20年度	57,306,197,451	56,185,781,796	188,545,236	931,870,418
19年度	63,880,865,882	62,703,710,667	176,289,569	1,000,865,645
支 払	支払決定済額(千円)		歳入組入額(千円)	
20年度	10,474,898,545		45,053,497,194	
19年度	10,189,358,257		51,779,325,802	

上記の歳入組入額の主なものは次のとおりである。

区 分	歳入組入額(千円)
一般会計各税組入金	43,489,390,210
交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)各税組入金	684,096,075
国債整理基金特別会計組入金	196,977,852
社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)組入金	682,500,000

なお、不納欠損額及び収納未済額の主なものは次のとおりである。

区 分	不納欠損額(千円)	(徴収決定済額)(千円)
消費税及地方消費税受入金	51,467,060	16,982,902,376
法人税受入金	50,288,308	11,551,664,039
源泉所得税受入金	34,364,654	14,316,060,977
申告所得税受入金	32,107,150	3,068,467,942
相続税受入金	15,061,768	1,584,025,056
消費税受入金	3,979,384	6,119,478
区 分	収納未済額(千円)	(徴収決定済額)(千円)
消費税及地方消費税受入金	368,687,824	16,982,902,376
揮発油税及地方道路税受入金	254,527,645	3,112,446,854

前記の収納未済額のほか、既往年度分の収納未済額が1兆5860億7568万余円ある。

第3 法律により設置されているその他の資金の受払

国税収納金整理資金のほか、法律により特に設置されている資金で、その増減及び現在額についての計算書を内閣が歳入歳出決算を国会に提出する場合に添付しなければならないこととなっているものは、決算調整資金及び貨幣回収準備資金の2資金である。

1 決算調整資金

この資金は、予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足が生ずることとな

る場合において、この資金からその不足を補てんすることにより、一般会計における収支の均衡を図ることを目的として、決算調整資金に関する法律(昭和53年法律第4号)に基づいて昭和52年度に設置されたものである。

平成20年度決算調整資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金の増減及び現在額は次のとおりである。

区 分	金 額(千円)
20年7月末資金現在額	—
20年8月1日から21年7月31日までの資金増 国債整理基金より受入れ	718,175,673
20年8月1日から21年7月31日までの資金減 一般会計へ繰入れ	718,175,673
21年7月末資金現在額	—

なお、上記の国債整理基金より受入れは、この資金に属する現金が20年度一般会計の歳入歳出の決算上不足を生ずることとなる額に不足していたため、決算調整資金に関する法律附則第2条第1項の規定に基づいて繰り入れられたものである。

2 貨幣回収準備資金

この資金は、政府による貨幣の発行、引換え及び回収の円滑な実施を図り、もって貨幣に対する信頼の維持に資することを目的として、貨幣回収準備資金に関する法律(平成14年法律第42号)に基づいて平成15年度に設置されたものである。

平成20年度貨幣回収準備資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金は国庫金と回収貨幣及地金に区分されており、その増減及び現在額は次のとおりである。

区 分	事 項	20年度(千円)	19年度(千円)
国 庫 金	年度首在高 (受入れ)	509,286,943	498,495,580
	貨幣発行高	227,350,000	217,800,000
	運用益	2,637,663	3,021,683
	地金売払代	2,602,372	2,932,921
	計	232,590,036	223,754,605
	(払出し)		
	貨幣回収高	171,023,621	174,141,040
	一般会計へ繰入れ (貨幣製造費分)	—	16,020,716
	一般会計へ繰入れ (年度末繰入分)	32,709,414	22,801,485
	計	203,733,036	212,963,242
	差引現在額	538,143,944	509,286,943
回 収 貨 幣 及 地 金	年度首在高 (受入れ)	185,617,882	177,671,396
	回収貨幣	10,548,416	12,995,576
	計	10,548,416	12,995,576
	(払出し)		
	貨幣材料	3,863,418	3,757,947
	地金売払	1,898,959	1,185,913
	その他	106,684	105,229
	計	5,869,062	5,049,090
	差引現在額	190,297,236	185,617,882
資 金 合 計		728,441,180	694,904,826

なお、上記の一般会計へ繰入れ(年度末繰入分)32,709,414千円は、貨幣回収準備資金に関する法律第12条の規定に基づいて、19年度の一般会計の歳入に繰り入れられたものである。

第4 債権及び債務

1 債 権

平成20年度債権現在額総計算書における債権の年度末現在額は、次のとおりである。

区 分	20年度末現在額(千円)	19年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
歳 入	9,298,601,219	9,484,620,106	△ 186,018,886
歳 入 外	116,450	185,112	△ 68,662
積 立 金	124,983,924,518	112,754,442,012	12,229,482,505
資 金	158,422,502,536	184,430,134,538	△ 26,007,632,002
計	292,705,144,724	306,669,381,770	△ 13,964,237,046

20年度末現在額を前年度末現在額に比べると、13兆9642億3704万余円減少している。

増加したものと及び減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

区 分	会 計	項	増加額△減少額(千円)
歳 入	一般会計	貸付金等回収金収入	△ 153,090,274
		公共事業費負担金	602,406,716
	年金特別会計 厚生年金勘定 食料安定供給特別会計 国営土地改良事業勘定	保険料収入	78,935,719
		土地改良事業費負担金収入	△ 677,575,633
積 立 金	年金特別会計 国民年金勘定 厚生年金勘定	運用寄託金債権	△ 318,319,629
		運用寄託金債権	12,547,802,135
資 金	一般会計 財政投融资特別会計 財政融資資金勘定	各税受入金債権	△ 734,308,645
		政府関係機関貸付金債権	△ 5,899,846,502
	地方公共団体貸付金債権	△ 3,930,752,902	
	特別法人貸付金債権	△ 15,660,720,578	
	外国為替資金特別会計	仮払金債権	217,782,465

2 債 務

平成20年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計は、次のとおりである。

種 別	20年度末現在額(千円)	19年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
予算総則で債務負担の限度額が定められているものに係る債務負担額	41,086,737	18,759,365	22,327,372
歳出予算の繰越債務負担額	4,305,552,494	1,892,145,519	2,413,406,974
財政法第14条の2第1項の規定に基づく継続費による債務負担額	345,397,877	322,394,887	23,002,989
財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為	6,788,770,819	6,613,717,811	175,053,007

種 別	20 年度末現在額(千円)	19 年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
法律、条約等で債務の権能額が定められているものに係る債務負担額(公債及び借入金に係るものを除く。)	290,121,666	134,825,000	155,296,666
公 債	680,509,177,999	684,395,697,135	△ 3,886,519,135
内国債	680,509,121,325	684,395,644,820	△ 3,886,523,495
外国債	56,674	52,314	4,359
借入金	57,566,124,088	57,158,949,550	407,174,537
政府短期証券	108,482,630,000	104,652,790,000	3,829,840,000
他会計への繰入未済金	1,074,621,929	1,069,912,074	4,709,855
予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額	47,497,305,063	48,899,444,028	△ 1,402,138,964
計	906,900,788,676	905,158,635,371	1,742,153,304

(備考) 外国債は明治 32 年から昭和 38 年の間に発行された英貨債及び仏貨債で、既償還未払額があり、起債地の法令等に時効の規定がないなどのため、国の債務として残っている。

債務の 20 年度末現在額を前年度末現在額に比べると、増加したものは、政府短期証券、歳出予算の繰越債務負担額、借入金等である。また、減少したものは、公債並びに予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額である。

公債について 20 年度末現在額を前年度末現在額に比べると、年度中に増加した額は 124 兆 9214 億 2241 万余円、減少した額は 128 兆 8079 億 4154 万余円で、差引き 3 兆 8865 億 1913 万余円減少している。なお、公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの借換えに係るものは、差引き 17 兆 3885 億 7974 万余円増加している。

年度中に増加したものと及び減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

増 加 し た も の		減 少 し た も の	
区 分	金 額(千円)	区 分	金 額(千円)
借換発行したもの	82,108,721,040	借換発行したものを償還したもの	74,103,161,973
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したもの	26,187,764,800	公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものを償還したもの	23,625,162,135
特別会計に関する法律第 62 条第 1 項の規定により発行したもの	8,597,652,500	財政融資資金特別会計法第 11 条第 1 項の規定により発行したものを償還したもの	17,305,003,983
財政法第 4 条第 1 項ただし書の規定により発行したもの	6,972,672,200	財政法第 4 条第 1 項ただし書の規定により発行したものを償還したもの	13,087,466,998

借入金について 20 年度末現在額を前年度末現在額に比べると、年度中に増加した額は 38 兆 3488 億 1896 万余円、減少した額は 37 兆 9416 億 4442 万余円で、差引き 4071 億 7453 万余円増加している。年度中に増加した主なものは、民間金融機関からの借入れ 21 兆 5736 億 0500 万円であり、減少した主なものは、民間金融機関への償還 21 兆 8218 億 6025 万円である。

また、20 年 4 月の外国貨幣換算率の変更等に伴い債務が増加したのは 986 億 4103 万余円、減少したのは 593 億 0318 万余円である。

(注) 主な外国貨幣の換算率の変更

米 貨	1 ドル	116 円→113 円
英 貨	1 ポンド	216 円→234 円
欧州連合貨	1 ユーロ	147 円→164 円
ス イ ス 貨	1 スイス・フラン	94 円→ 99 円

なお、他会計への繰入未済金の現在額には、本院の検査により計上されることとなった額が含まれている(本章の「第1節第4 個別の決算等」に掲記した「国の決算における債務の計上の状況」(906ページ)参照)。

第5 国庫金、国有財産及び物品

1 国庫金

平成21年3月末における日本銀行政府預金勘定残高は、次のとおりである。

種 別	21年3月末現在(千円)	20年3月末現在(千円)	差引き増△減(千円)
当座預金	149,999,399	150,000,455	△ 1,055
別口預金	317,910,821	301,359,627	16,551,193
指定預金	1,909,357,952	3,057,148,628	△ 1,147,790,676
小額紙幣引換準備預金	493	493	—
計	2,377,268,667	3,508,509,205	△ 1,131,240,538

一時的な資金不足を補うため、政府短期証券を発行した額は累計で414兆5222億6000万円であり、また、一時借入金をした額は累計で661兆1149億8400万円(財政融資資金等からの借入金)、国庫余裕金を繰り替え使用した額は累計で24兆5405億円である。

2 国有財産

平成20年度国有財産増減及び現在額総計算書における国有財産の年度末現在額は、次のとおりである。

区 分	20年度末現在額(千円)	19年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)	
土地	19,162,159,849	19,284,841,737	△ 122,681,887	
立木竹	6,794,975,190	6,742,757,084	52,218,105	
建物	4,519,404,466	4,546,188,962	△ 26,784,495	
工作物	6,470,774,298	6,330,656,225	140,118,073	
機械器具	54,433	54,438	△ 5	
船舶	2,048,124,301	1,827,503,639	220,620,662	
航空機	2,265,910,081	1,932,101,275	333,808,806	
地上権等	1,018,139	974,008	44,130	
特許権等	2,920,707	2,935,852	△ 15,144	
政府出資等	61,083,960,017	64,483,957,915	△ 3,399,997,898	
不動産の信託の受益権	19,735,462	15,703,985	4,031,476	
計	102,369,036,947	105,167,675,124	△ 2,798,638,177	
分類及び種類	行政財産	34,679,681,118	34,119,355,573	560,325,545
	公用財産	24,668,209,440	24,183,154,916	485,054,524
	公共用財産	715,680,144	708,350,204	7,329,940
	皇室用財産	483,379,108	482,270,492	1,108,616
	企業用財産	8,812,412,424	8,745,579,960	66,832,463
普通財産	67,689,355,828	71,048,319,551	△ 3,358,963,722	

20年度末現在額を前年度末現在額に比べると、年度中に増加した額は39兆5847億8981万余円、減少した額は42兆3834億2798万余円で、差引き2兆7986億3817万余円減少している。なお、年度中に増加した額及び減少した額の中には特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)の規定に基づく特別会計の統廃合等に伴い、国有財産の所属替等が行われたことにより増加した額19兆3034億3898万余円、減少した額19兆3006億1483万余円が含まれている。

そのほか年度中に増加したものと減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

増加したものの			減少したものの		
区分	事由	金額(千円)	区分	事由	金額(千円)
政府出資等	出資	16,072,677,907	政府出資等	出資	14,668,148,129
航空機	新造	303,093,256	政府出資等	出資金回収	992,108,504
船舶	新造	210,827,647	政府出資等	資本金減少	928,686,576
工作物	新設	174,447,402	建物	出資	186,533,013
建物	新築	127,377,408	土地	売却	131,178,728

政府出資等の出資については、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門が旧国際協力銀行の海外経済協力業務を承継したことによる増加額7兆3908億5578万余円、減少額7兆9445億7008万余円が含まれている。

また、平成20年度国有財産無償貸付状況総計算書における無償貸付財産の年度末現在額は、次のとおりである。

区分	20年度末現在額(千円)	19年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
土地	1,082,696,328	1,079,940,057	2,756,270
立木竹	755,545	755,209	336
建物	1,186,599	1,222,427	△ 35,827
工作物	4,048,692	4,017,187	31,505
機械器具	1,622	1,622	—
計	1,088,688,790	1,085,936,504	2,752,285

3 物 品

平成20年度物品増減及び現在額総計算書における物品の年度末現在額は、次のとおりである。

品目	20年度末現在額(千円)	19年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
電気機器	70,930,485	70,403,881	526,603
通信機器	626,799,114	611,713,266	15,085,847
工作機器	1,783,528	1,774,515	9,013
木工機器	3,655,543	3,581,431	74,112
土木機器	120,193,729	117,811,823	2,381,905
試験及び測定機器	415,178,166	364,209,130	50,969,036
荷役運搬機器	3,426,196	3,549,413	△ 123,216
産業機器	30,046,020	29,884,991	161,029
船舶用機器	16,063,670	8,687,130	7,376,540
車両及び軌条	652,165,656	651,858,432	307,224
医療機器	101,157,225	153,637,413	△ 52,480,187

品 目	20年度末現在額(千円)	19年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
特殊用途機器	89,029,507	78,919,388	10,110,118
雑 機 器	291,966,932	299,704,312	△ 7,737,379
防 衛 用 武 器	3,302,505,430	3,224,237,130	78,268,299
防 衛 用 施 設 機 器	170,446,607	162,270,975	8,175,632
防 衛 用 電 気 通 信 機 器	2,772,249,923	2,668,697,932	103,551,990
防 衛 用 航 空 機 用 機 器	1,011,230,469	1,019,689,179	△ 8,458,709
防 衛 用 船 舶 用 機 器	120,514,105	151,514,162	△ 31,000,056
防 衛 用 衛 生 器 材	39,670,612	37,646,161	2,024,451
防 衛 用 一 般 機 器	1,249,041,098	1,222,139,421	26,901,677
計	11,088,054,025	10,881,930,093	206,123,931

20年度末現在額を前年度末現在額に比べると、年度中に増加した額は5兆1673億2061万余円、減少した額は4兆9611億9667万余円で、差引き2061億2393万余円増加している。なお、年度中に増加した額及び減少した額の中には、特別会計に関する法律の規定に基づく特別会計の統廃合に伴い、物品の管理換が行われたことによるものが、それぞれ6213億9409万余円含まれている。

第6 財政融資資金の長期運用

平成20年度の財政融資資金の長期運用予定額に係る運用実績報告書における長期運用予定現額、本年度運用済額、翌年度繰越額及び運用残額は、次のとおりである。

区 分	長期運用予定現額 (千円)	本年度運用済額 (千円)	翌年度繰越額 (千円)	運用残額 (千円)
国(特別会計)	191,821,347	125,126,705	53,613,891	13,080,751
政府関係機関	6,541,200,000	5,238,300,000	—	1,302,900,000
独立行政法人等	2,182,021,569	1,949,819,114	58,577,386	173,625,069
地方公共団体	5,299,931,398	2,729,204,654	2,022,293,734	548,433,010
計	14,214,974,314	10,042,450,473	2,134,485,011	2,038,038,830

第7 政府関係機関及びその他の団体

1 概 況

会計検査院は、国の会計のほか、会計検査院法その他の法律の規定によって政府関係機関等の会計を検査している。

平成21年次の検査(20年10月から21年9月まで)において検査の対象としたのは次の会計である。

- ① 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計 222
 - ② 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計 1
 - ③ 国が資本金の一部を出資しているものの会計のうち 7
 - ④ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計のうち 34
 - ⑤ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計のうち 3
 - ⑥ 国が補助金その他の財政援助を与えた都道府県、市町村、各種組合、学校法人等の会計のうち 4,654
 - ⑦ 国若しくは①に該当する法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計のうち 334
- このうち、①から⑤までの明細は次のとおりである。

区 分	団 体 名																				
①国が資本金の2分の1以上を出資しているもの 222	(1) 政府関係機関 9																				
	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">(注1) 国民生活金融公庫</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">(注1) 農林漁業金融公庫</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">(注1) 中小企業金融公庫</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">(注2) 公営企業金融公庫</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">沖縄振興開発金融公庫</td> <td style="text-align: center;">(注3) 日本政策投資銀行</td> <td style="text-align: center;">(注1) 国際協力銀行</td> <td style="text-align: center;">(注1) 株式会社日本政策金融公庫</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(注1)(注4) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門</td> </tr> </table>	(注1) 国民生活金融公庫	(注1) 農林漁業金融公庫	(注1) 中小企業金融公庫	(注2) 公営企業金融公庫	沖縄振興開発金融公庫	(注3) 日本政策投資銀行	(注1) 国際協力銀行	(注1) 株式会社日本政策金融公庫	(注1)(注4) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門											
	(注1) 国民生活金融公庫	(注1) 農林漁業金融公庫	(注1) 中小企業金融公庫	(注2) 公営企業金融公庫																	
	沖縄振興開発金融公庫	(注3) 日本政策投資銀行	(注1) 国際協力銀行	(注1) 株式会社日本政策金融公庫																	
	(注1)(注4) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門																				
	(2) 事業団等 31																				
	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">日本私立学校振興・共済事業団</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">日 本 銀 行</td> <td style="width: 25%;">日本中央競馬会</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">(注5) 商工組合中央金庫</td> </tr> <tr> <td>関西国際空港株式会社</td> <td>日本たばこ産業株式会社</td> <td>預金保険機構</td> <td>東京地下鉄株式会社</td> </tr> <tr> <td>日本環境安全事業株式会社</td> <td>成田国際空港株式会社</td> <td>東日本高速道路株式会社</td> <td>中日本高速道路株式会社</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路株式会社</td> <td>本州四国連絡高速道路株式会社</td> <td>日本郵政株式会社</td> <td>日本司法支援センター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(注6) 全国健康保険協会</td> <td style="text-align: center;">(注3) 株式会社日本政策投資銀行</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(注7) 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社</td> </tr> </table>	日本私立学校振興・共済事業団	日 本 銀 行	日本中央競馬会	(注5) 商工組合中央金庫	関西国際空港株式会社	日本たばこ産業株式会社	預金保険機構	東京地下鉄株式会社	日本環境安全事業株式会社	成田国際空港株式会社	東日本高速道路株式会社	中日本高速道路株式会社	西日本高速道路株式会社	本州四国連絡高速道路株式会社	日本郵政株式会社	日本司法支援センター	(注6) 全国健康保険協会	(注3) 株式会社日本政策投資銀行	(注7) 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	
	日本私立学校振興・共済事業団	日 本 銀 行	日本中央競馬会	(注5) 商工組合中央金庫																	
	関西国際空港株式会社	日本たばこ産業株式会社	預金保険機構	東京地下鉄株式会社																	
	日本環境安全事業株式会社	成田国際空港株式会社	東日本高速道路株式会社	中日本高速道路株式会社																	
	西日本高速道路株式会社	本州四国連絡高速道路株式会社	日本郵政株式会社	日本司法支援センター																	
	(注6) 全国健康保険協会	(注3) 株式会社日本政策投資銀行	(注7) 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社																		
以上のほか、清算中のものなどが12団体ある。																					

区 分	団 体 名			
	(注8)			
	(3) 独立行政法人 93			
	国立公文書館	情報通信研究機構	酒類総合研究所	国立特別支援教育総合研究所
	大学入試センター	国立青少年教育振興機構	国立女性教育会館	国立科学博物館
	物質・材料研究機構	防災科学技術研究所	放射線医学総合研究所	国立美術館
	国立文化財機構	労働安全衛生総合研究所	農林水産消費安全技術センター	種苗管理センター
	家畜改良センター	水産大学校	農業・食品産業技術総合研究機構	農業生物資源研究所
	農業環境技術研究所	国際農林水産業研究センター	森林総合研究所	水産総合研究センター
	日本貿易保険	産業技術総合研究所	製品評価技術基盤機構	土木研究所
	建築研究所	交通安全環境研究所	海上技術安全研究所	港湾空港技術研究所
	電子航法研究所	航海訓練所	海技教育機構	航空大学校
	国立環境研究所	教員研修センター	駐留軍等労働者労務管理機構	自動車検査
	造幣局	国立印刷局	国民生活センター	通関情報処理センター
	日本万国博覧会記念機構	農畜産業振興機構	農林漁業信用基金	北方領土問題対策協会
	平和祈念事業特別基金	国際協力機構	国際交流基金	新エネルギー・産業技術総合開発機構
	科学技術振興機構	日本学術振興会	理化学研究所	宇宙航空研究開発機構
	日本スポーツ振興センター	日本芸術文化振興会	高齢・障害者雇用支援機構	福祉医療機構
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	労働政策研究・研修機構	日本貿易振興機構	鉄道建設・運輸施設整備支援機構
	国際観光振興機構	水資源機構	自動車事故対策機構	空港周辺整備機構
	海上災害防止センター	情報処理推進機構	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	雇用・能力開発機構
	労働者健康福祉機構	国立病院機構	医薬品医療機器総合機構	環境再生保全機構
	日本学生支援機構	海洋研究開発機構	国立高等専門学校機構	大学評価・学位授与機構
	国立大学財務・経営センター	メディア教育開発センター	中小企業基盤整備機構	都市再生機構

(注11)

区 分	団 体 名			
	奄美群島振興開発基金 日本原子力研究開発機構 郵便貯金・簡易生命保険管理機構	国立国語研究所 年金・健康保険福祉施設整理機構	医薬基盤研究所 年金積立金管理運用	日本高速道路保有・債務返済機構 住宅金融支援機構
	(注8) (4) 国立大学法人等 90			
	北海道大学	北海道教育大学	室蘭工業大学	小樽商科大学
	帯広畜産大学	旭川医科大学	北見工業大学	弘前大学
	岩手大学	東北大学	宮城教育大学	秋田大学
	山形大学	福島大学	茨城大学	筑波大学
	宇都宮大学	群馬大学	埼玉大学	千葉大学
	東京大学	東京医科歯科大学	東京外国語大学	東京学芸大学
	東京農工大学	東京芸術大学	東京工業大学	東京海洋大学
	お茶の水女子大学	電気通信大学	一橋大学	横浜国立大学
	新潟大学	長岡技術科学大学	上越教育大学	金沢大学
	福井大学	山梨大学	信州大学	岐阜大学
	静岡大学	浜松医科大学	名古屋大学	愛知教育大学
	名古屋工業大学	豊橋技術科学大学	三重大学	滋賀大学
	滋賀医科大学	京都大学	京都教育大学	京都工芸繊維大学
	大阪大学	大阪教育大学	兵庫教育大学	神戸大学
	奈良教育大学	奈良女子大学	和歌山大学	鳥取大学
	島根大学	岡山大学	広島大学	山口大学
	徳島大学	鳴門教育大学	香川大学	愛媛大学
	高知大学	福岡教育大学	九州大学	九州工業大学
	佐賀大学	長崎大学	熊本大学	大分大学
	宮崎大学	鹿児島大学	鹿屋体育大学	琉球大学
	総合研究大学院大学	政策研究大学院大学	北陸先端科学技術大学院大学	奈良先端科学技術大学院大学
	筑波技術大学	富山大学	大学共同利用機関法人人間文化研究機構	大学共同利用機関法人自然科学研究機構
	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構		
②法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められたもの 1	日本放送協会			

区 分	団 体 名			
③国が資本金の一部を出資しているものうち 7	中部国際空港株式会社 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構	日本電信電話株式会社 日本アルコール産業株式会社	首都高速道路株式会社 (注5) 株式会社商工組合中央金庫	阪神高速道路株式会社
④国が資本金を出資したものが更に出資しているものうち 34	北海道旅客鉄道株式会社 東京湾横断道路株式会社 西日本電信電話株式会社 株式会社かんぼ生命保険	四国旅客鉄道株式会社 関西国際空港用地造成株式会社 郵便事業株式会社 株式会社整理回収機構	九州旅客鉄道株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 郵便局株式会社	日本貨物鉄道株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社ゆうちょ銀行
⑤国が借入金の元金又は利息の支払を保証しているものうち 3	財団法人民間都市開発推進機構	独立行政法人農業者年金基金	(注2) 地方公営企業等金融機構	

(注1) 「国民生活金融公庫」、「農林漁業金融公庫」、「中小企業金融公庫」及び「国際協力銀行」(「独立行政法人国際協力機構」に承継された権利及び義務を除く)の4団体は、平成20年10月1日に解散して、各団体の権利及び義務は、同日に設立された「株式会社日本政策金融公庫」に承継された。

(注2) 「公営企業金融公庫」は、平成20年10月1日に解散して、同公庫の権利及び義務は、同年8月1日に設立された「地方公営企業等金融機構」に承継され、21年6月1日に「地方公共団体金融機構」に移行した。

(注3) 「日本政策投資銀行」は、平成20年10月1日に解散して、同行の権利及び義務は、同日に設立された「株式会社日本政策投資銀行」に承継された。

(注4) 「国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計」の総数においては、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門」を「独立行政法人国際協力機構」に含めている。

(注5) 「商工組合中央金庫」は、従来国が資本金の2分の1以上を出資している団体であったが、平成20年10月1日に「株式会社商工組合中央金庫」へ転換する際、国の出資の一部が特別準備金に充てられたことに伴い、国が資本金の一部を出資している団体となった。

(注6) 「全国健康保険協会」は、平成20年10月1日に設立された。

(注7) 「独立行政法人通関情報処理センター」は、平成20年10月1日に解散して、同センターの権利及び義務は、同日に設立された「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」に承継された。

(注8) 各法人の名称中「独立行政法人」及び「国立大学法人」は、記載を省略した。

(注9) 「独立行政法人国際農林水産業研究センター」は、平成20年4月1日に解散した「独立行政法人緑資源機構」の権利及び義務の一部を承継した。

(注10) 「独立行政法人森林総合研究所」は、平成20年4月1日に解散した「独立行政法人緑資源機構」の権利及び義務の一部を承継した。

(注11) 「独立行政法人メディア教育開発センター」は、平成21年4月1日に解散して、同センターの権利及び義務は、「放送大学学園」に承継された。

2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算

[1] 政府関係機関の収入支出決算

政府関係機関は、国が資本金の全額を出資している公法上の法人のうち、その予算の国会の議決に関して国の予算の議決の例によることとされており、また、決算を国の歳入歳出の決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととされている法人である。平成20年度末における政府関係機関は3機関であって、その収入支出決算等についてみると、次のとおりである。

(1) 沖縄振興開発金融公庫

この公庫は、次の業務等を行うことにより、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するなどして、沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的として設置されているものである。

- ① 沖縄における産業の開発を促進するために必要な長期資金の貸付けを行うなどの業務
- ② 沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金の貸付けを行うなどの業務

その資本金は20年度末現在で716億9199万余円となっている。

同公庫の20年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
20年度	27,374,557		
19年度	29,771,175		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
20年度	25,279,021	23,244,446	2,034,574
19年度	29,321,998	25,592,530	3,729,467

(イ) 損 益

科 目	20年度(千円)	19年度(千円)
経常収益	33,740,162	35,605,286
うち貸付金利息	26,960,963	28,517,133
経常費用	33,761,734	35,564,641
うち借入金利息	15,958,940	18,651,797
当期利益金(△当期損失金) ^(注)	△ 21,572	19,302
(利益金又は損失金の処理)		
翌年度に積立金として整理	—	19,302
翌年度に積立金を減額して整理	21,572	—

(注) この損失金は、米穀資金・新事業創出促進特別勘定(琉球政府が食糧管理特別会計から長期年賦支払で買い入れた本土産米穀の売渡代金を原資とする貸付け及び沖縄における新たな事業の創出を促進するために必要な資金の出資に関する経理を整理する勘定)において生じたものである。

(ウ) 借 入 金 等

区 分	20年度末(千円)	19年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	858,559,715	938,613,124
沖縄振興開発金融公庫債券等発行残高	143,376,000	123,296,500
積立金残高	1,737,915	1,718,612

(エ) 主な業務実績

a 貸付業務

区 分	20 年度	(19 年度)
貸 付 け 件 数	5,352 件	5,451 件
金 額	105,572,594 千円	89,115,709 千円
貸付金回収等 (うち貸付金償却)	157,040,487 千円 (3,260,697 千円)	161,412,012 千円 (3,703,965 千円)
年度末貸付金残高	75,546 件 1,115,587,868 千円	78,498 件 1,167,055,761 千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理
債権の開示基準を参考に公庫において
開示している債権

破綻先債権	4,514,327 千円	3,206,702 千円
延滞債権	35,303,631 千円	44,400,680 千円
3ヵ月以上延滞債権	128,205 千円	59,094 千円
貸出条件緩和債権	37,563,189 千円	43,624,520 千円
計	77,509,354 千円	91,290,997 千円

貸倒引当金	7,538,783 千円	6,441,177 千円
-------	--------------	--------------

(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、20年度においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もった額79億1018万余円の範囲内とされている。なお、19年度においては、当該事業年度末における貸付金残高(貸付受入金残高を控除)に6/1000を乗じて得た金額の範囲内とされ、貸倒引当金計上率は5.8/1000である。

b 出資業務

区 分	20 年度	(19 年度)
出 資 会 社 数	4 社	3 社
件 数	4 件	3 件
金 額	209,500 千円	70,000 千円
年度末出資金残高	44 社 52 件 2,996,800 千円	43 社 50 件 2,842,300 千円

なお、この公庫について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(585ページ参照)を掲記した。

(2) 株式会社日本政策金融公庫

この会社は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は^(注1)20年度末現在で2兆4521億6700万円となっている。

なお、同会社は、20年10月1日、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)附則第15条、第16条、第17条及び第18条の規定により、国が承継する資産を除き、解散した国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び^(注2)国際協力銀行(独立行政法人国際協力機構が承継するものを除く。)の一切の権利及び義務を承継して設立されたものである。

同会社の会計は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証

業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務及び危機対応円滑化業務の7勘定に区分して経理されており、その勘定別の20年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(注1) 同会社の20年度は、20年10月1日から21年3月31日までである。

(注2) 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行の20年9月30日現在における貸借対照表上の資産、負債及び純資産は次のとおりである。

- (1) 国民生活金融公庫の資産は7兆7270億9305万余円、負債は7兆3459億0705万余円及び純資産は3811億8600万円
- (2) 農林漁業金融公庫の資産は2兆8547億9806万余円、負債は2兆5358億8713万余円及び純資産は3189億1092万余円
- (3) 中小企業金融公庫の資産は6兆4471億9125万余円、負債は5兆3866億2016万余円及び純資産は1兆0605億7109万余円
- (4) 国際協力銀行の資産は9兆1303億9543万余円、負債は7兆2945億4575万余円及び純資産は1兆8358億4967万余円

ア 国民一般向け業務(国民一般向け業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
20年度	87,092,572		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
20年度	69,756,592	65,556,229	4,200,362

(イ) 損 益

科 目	20年度(千円)
経常収益	87,283,177
うち貸出金利息	82,365,443
経常費用	106,290,229
うち借入金利息	24,925,839
特別利益	285,757
特別損失	29,587
当期純損失	18,750,882
(損失金の処理)	
繰越利益剰余金として整理	△ 18,750,882

(ウ) 借 入 金 等

区 分	20年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	5,756,339,500
社債発行残高	1,239,189,465

(エ) 主な業務実績

区 分	20年度
貸 付 け 件 数	264,370 件
金 額	1,263,645,184 千円
貸 出 金 回 収 等 金 額	1,381,795,163 千円
(うち貸出金償却)	(36,123,510 千円)
年度末貸出金残高 件 数	2,579,842 件
金 額	7,190,817,770 千円

区 分 20 年度
上記のうちリスク管理債権の状況

破綻先債権	43,377,606 千円
延滞債権	163,890,284 千円
3ヵ月以上延滞債権	233,749 千円
貸出条件緩和債権	309,915,387 千円
計	517,417,027 千円
貸倒引当金	104,290,275 千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

イ 農林水産業者向け業務(農林水産業者向け業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
20 年度	58,675,617		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
20 年度	43,687,099	41,988,417	1,698,681

(イ) 損 益

科 目	20 年度(千円)
経常収益	39,331,569
うち貸出金利息	29,358,999
経常費用	40,693,616
うち借入金利息	25,581,799
特別利益	1,373,055
特別損失	11,009
当期純利益	—

(ウ) 借 入 金 等

区 分	20 年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	2,262,741,058
社債発行残高	139,904,508

(エ) 主な業務実績

区 分	20 年度
貸 付 け 件 数	6,995 件
金 額	142,581,933 千円
貸 出 金 回 収 等 金 額	200,636,838 千円
(うち貸出金償却)	(47,431 千円)
年 度 末 貸 出 金 残 高 件 数	209,060 件
金 額	2,721,183,667 千円

上記のうちリスク管理債権の状況

破綻先債権	1,287,814 千円
延滞債権	76,064,139 千円
3ヵ月以上延滞債権	3,864,888 千円
貸出条件緩和債権	24,843,901 千円
計	106,060,743 千円
貸倒引当金	21,237,551 千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

ウ 中小企業者向け業務(中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収入	収入済額(千円)		
20年度	64,950,440		
支出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
20年度	43,442,759	38,337,463	5,105,295

(イ) 損 益

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

科 目	20年度(千円)
経常収益	64,522,743
うち貸出金利息	51,579,369
経常費用	91,593,285
うち借入金利息	12,719,162
うち社債利息	15,364,715
特別利益	144,864
特別損失	8,850
当期純損失	26,934,528
(損失金の処理)	
繰越利益剰余金として整理	△ 26,934,528

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

科 目	20年度(千円)
経常収益	318,209
うち有価証券利息配当金	290,577
経常費用	577,967
うち社債利息	15,008
特別利益	398
当期純損失	259,359
(損失金の処理)	
繰越利益剰余金として整理	△ 259,359

(ウ) 借 入 金 等

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

区 分	20年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	2,821,337,000
社債発行残高	2,297,221,643

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

区 分	20年度末(千円)
社債発行残高	3,099,884

(エ) 主な業務実績

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

区 分	20 年度
貸 付 け 等 件 数	13,668 件
金 額	887,604,842 千円
貸 出 金 回 収 等 金 額 (うち貸出金償却)	845,171,642 千円 (31,028,448 千円)
年度末貸出金等残高 件 数	169,997 件
金 額	5,427,686,639 千円
上記のうちリスク管理債権の状況	
破 綻 先 債 権	54,219,099 千円
延 滞 債 権	458,308,686 千円
3 ヲ月以上延滞債権	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	153,114,568 千円
計	665,642,354 千円
貸 倒 引 当 金	165,002,086 千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

区 分	20 年度
貸 付 債 権 元 本 件 数	—
金 額	—

エ 信用保険等業務(信用保険等業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
20 年度	156,795,571		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
20 年度	464,294,272	434,066,303	30,227,969

不用額の主なものは、保険金(支出予算現額 4565 億 0647 万余円)の 294 億 2978 万余円である。

(イ) 損 益

科 目	20 年度(千円)
経常収益	91,873,195
うち保険料	90,020,461
経常費用	724,768,417
うち保険金	427,076,688
特別利益	18,750
特別損失	98
当期純損失	632,876,571
(損失金の処理)	
翌年度に資本準備金を取り崩して整理	632,876,571

(ウ) 主な業務実績

中小企業信用保険

区 分	20 年度
保 険 関 係 成 立 件 数	792,387 件
保 険 価 額	13,058,458,158 千円
保 険 金 支 払 件 数	56,076 件
金 額	426,598,529 千円
支 払 保 険 金 等 回 収 金 額	67,355,007 千円

オ 国際協力銀行業務(国際協力銀行業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
20年度	176,225,631		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
20年度	300,880,247	153,975,153	146,905,093

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額 2876 億 2549 万余円)の 1415 億 0324 万余円、業務諸費(同 57 億 0039 万円)の 23 億 3731 万余円及び社債発行諸費(同 15 億 3776 万余円)の 14 億 0770 万余円である。

(イ) 損 益

科 目	20年度(千円)
経常収益	97,740,078
うち貸出金利息	93,512,059
経常費用	77,810,480
うち借入金利息	24,392,602
特別利益	6,947,953
特別損失	39,181
当期純利益	26,838,369
(利益金の処理)	
翌年度に準備金として積立て	13,419,184
翌年度に国庫へ納付	13,419,184

(ウ) 借 入 金 等

区 分	20年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	4,019,847,000
社債発行残高	2,093,214,217

(エ) 主な業務実績

区 分	20年度
貸 付 け 件 数	246 件
金 額	1,785,083,588 千円
貸 出 金 回 収 等 金 額	1,095,333,608 千円
(うち貸出金償却)	(2,118,983 千円)
年度末貸出金残高 件 数	1,501 件
金 額	7,243,068,243 千円
上記のうちリスク管理債権の状況	
破 綻 先 債 権	26,908,261 千円
延 滞 債 権	110,674,791 千円
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	92,894,821 千円
計	230,477,874 千円
貸 倒 引 当 金	126,500,331 千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。さらに、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を計上している。

カ 危機対応円滑化業務(危機対応円滑化業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
20年度	598,754		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
20年度	24,422,205	428,242	23,993,962

不用額の主なものは、補償金(支出予算現額 144 億 1183 万余円)の 144 億 1183 万余円、支払利息(同 82 億 9585 万余円)の 79 億 5207 万余円及び社債発行諸費(同 15 億 9923 万余円)の 15 億 9721 万余円である。

(イ) 損 益

科 目	20年度(千円)
経常収益	909,172
うち貸出金利息	674,749
経常費用	4,341,006
うち借入金利息	600,749
特別利益	537
当期純損失	3,431,296
(損失金の処理)	
繰越利益剰余金として整理	△ 3,431,296

(ウ) 借 入 金 等

区 分	20年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	1,130,300,000
社債発行残高	299,884,745

(エ) 主な業務実績

区 分	20年度
ツーステップ・ローン	貸付け等 1,130,300,000 千円
	CP 取得 299,813,496 千円
貸出金回収等	金 額 —
年度末貸出金残高	金 額 1,430,113,496 千円
損害担保引受応諾額	貸付け等 195,291,800 千円
	CP 取得 —
補償金支払額	金 額 —
支払補償金回収	金 額 —
年度末貸出金残高のうちリスク管理債権の状況	
破綻先債権	—
延滞債権	—
3か月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
計	—
貸倒引当金	572,177 千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

(3) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

独立行政法人国際協力機構は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として設置されているものである(1027 ページ参照)。

独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は、20 年 10 月 1 日に、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 100 号)の施行により、旧国際協力銀行から有償の資金供与による協力の実施業務である海外経済協力業務を承継したものである。

同部門の資本金は 20 年度末現在で 7 兆 3908 億 5578 万余円となっていて、20 年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(注) 同部門の 20 年度は、20 年 10 月 1 日から 21 年 3 月 31 日までである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
20 年度	126,586,396		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
20 年度	57,063,734	37,966,108	19,097,625

不用額の主なものは支払利息(支出予算現額 367 億 1131 万余円)の 100 億 8010 万余円である。

(イ) 損 益

科 目	20 年度末(千円)
経常収益	130,102,347
うち貸付金利息	110,089,225
経常費用	37,153,991
うち借入金利息	25,928,755
臨時利益	33,469
当期総利益	92,981,824
(利益金の処理)	
翌年度に準備金として整理	92,981,824

(ウ) 借 入 金 等

区 分	20 年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	3,003,399,642
準備金残高	497,603,467

(エ) 主な業務実績

a 貸 付 業 務

区 分	20 年度
貸 付 け 件 数	1,221 件
金 額	395,500,575 千円
貸 付 金 回 収 等 金 額	342,395,082 千円
(うち貸付金償却)	(22,941,494 千円)
年度末貸付金残高 件 数	1,915 件
金 額	10,976,040,750 千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に機構において開示している債権

破 綻 先 債 権	—
延 滞 債 権	53,325,873 千円
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	—

区 分	20 年度
貸 出 条 件 緩 和 債 権	582,764,073 千円
計	636,089,947 千円
貸 倒 引 当 金	138,452,696 千円
(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、予想損失率を対象債権額に乗じたものを一般貸倒引当金の額として算定するものとされている。	
これに加えて、貸付金残高のうち、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権に対する貸倒引当金については、下記のように別途貸倒引当金を計上している。	
貸 倒 引 当 金	33,872,251 千円
(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、債権ごとに個別引当を行うこととされている。なお、公的債務削減措置が講じられているか又は講じられることが確実に認められる債権については、公的債務削減額を合理的に見積もることが可能な場合は当該債権の全額を直接償却することとされている。	

b 出 資 業 務

区 分	20 年度
出 資 会 社 等 数	—
金 額	—
年 度 末 出 資 金 残 高 会 社 等 数	15
金 額	134,585,715 千円

なお、この法人について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(649 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項2件(649、651 ページ参照)を掲記した。

[2] 事業団等の決算

国が資本金の2分の1以上を出資している事業団等(政府関係機関、独立行政法人、国立大学法人等を除く。)のうち、7法人の平成20年度決算についてみると、次のとおりである。

(事業団等)

(1) 日本私立学校振興・共済事業団

この事業団は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、次の業務を行うことにより、もって私立学校教育の振興に資することを目的として設置されているものである。

- ① 補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務
- ② 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による共済制度の運営

その資本金は20事業年度末現在で489億6911万余円(全額国の出資)となっている。

同事業団の会計は、助成、短期、長期、福祉及び共済業務の5勘定に区分されており、その勘定別の20事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 助成勘定

〔 この勘定は、学校法人に対する補助金の交付、学校法人等に対する資金の貸付けなど私立学校教育に対する援助に必要な業務に関するものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	609,868,524	618,718,697	負債	554,174,059	563,616,431
うち貸付金	591,571,903	600,645,123	うち長期借入金	436,250,185	449,973,344
うち破産更生債権 等	5,138,368	5,559,305	純資産	55,694,465	55,102,265
うち貸倒引当金 ^(注)	△ 7,783,485	△ 8,050,097	資本金	48,969,115	48,969,115
			資本剰余金	5,365,083	5,346,420
			利益剰余金	1,360,267	786,730

(注) 貸倒引当金に計上する金額は、金融庁作成の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」に基づいた「日本私立学校振興・共済事業団貸付債権自己査定基準」の定めるところに従って算出した金額とされている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	354,107,826	363,858,383
うち交付補助金	324,827,083	328,050,000
経常収益	354,401,476	363,989,098
うち補助金等収益	324,827,083	328,050,000
経常利益	293,649	130,714
臨時損失	288	1,922
臨時利益	389,991	95,963
法人税、住民税及び事業税	60	3,400
当期純利益	683,293	221,356
当期総利益	683,293	221,356
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	683,293	221,356
利益処分別		
助成金	100,000	73,171
長期勘定へ繰入	50,000	36,585
積立金	533,293	111,600

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
(補助事業)		
補助金交付法人数	617 法人	618 法人
補助金交付額	324,827,083 千円	328,050,000 千円
(貸付事業)		
貸付件数	84 法人 100 件	81 法人 87 件
貸付金額	55,487,900 千円	39,043,900 千円
貸付金回収等金額	64,982,056 千円	67,526,005 千円
事業年度末貸付金残高	1,421 法人 3,135 件	1,463 法人 3,291 件
貸付金総額	596,710,272 千円	606,204,428 千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準に準じて事業団におい て開示している債権		
破綻先債権	45,080 千円	—
延滞債権	5,403,666 千円	5,629,432 千円
3カ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	6,733,596 千円	6,924,026 千円
計	12,182,342 千円	12,553,458 千円

イ 短期勘定

〔この勘定は、加入者及びその被扶養者の病気等に関する短期給付を行う業務等に関する経理を行うものである。〕

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	85,668,874	75,247,281	負債	22,854,096	22,537,436
うち現金及び預金	36,507,865	44,207,356	うち未払費用	7,213,620	8,457,558
うち有価証券	22,736,382	5,215,997	うち支払準備金	9,101,757	8,808,958
			純資産	62,814,778	52,709,845
			利益剰余金	62,814,778	52,709,845

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	197,519,756	207,323,198
うち業務費	197,513,959	207,323,172
経常収益	207,922,224	207,980,200
うち掛金収入	192,769,681	192,248,205
経常利益	10,402,467	657,002
臨時損失	9,136,868	8,843,784
臨時利益	8,839,333	8,667,446
当期純利益	10,104,933	480,664
当期総利益	10,104,933	480,664
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	10,104,933	480,664
利益処分額		
欠損金補てん積立金	195,631	205,541
積立金	9,909,301	275,123

ウ 長期勘定

〔この勘定は、加入者の退職等に関する長期給付を行う業務等に関する経理を行うものである。〕

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	3,487,894,748	3,468,465,891	負債	51,286,431	783,940
うち長期性預金	1,127,035,468	1,021,776,135	うち未払費用	50,464,291	41,163
うち投資有価証券	1,686,487,291	1,702,413,605	純資産	3,436,608,317	3,467,681,950
うち長期貸付金	414,441,201	436,115,368	資本剰余金	△ 34,197,477	△ 34,197,477
			利益剰余金	3,470,805,794	3,501,879,427

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	487,142,563	412,447,496
うち業務費	428,027,860	410,916,623
経常収益	456,000,704	475,388,650
うち掛金収入	318,984,487	304,887,005
経常利益(△経常損失)	△ 31,141,859	62,941,153
臨時損失	42,776	1,630,361
臨時利益	111,002	21,717,526
当期純利益(△当期純損失)	△ 31,073,633	83,028,318
当期総利益(△当期総損失)	△ 31,073,633	83,028,318
(利益の処分又は損失の処理)		
当期未処分利益又は△当期未処理損失		
当期総利益(△当期総損失)	△ 31,073,633	83,028,318
利益処分額又は損失処理額		
長期給付積立金取崩額	31,073,633	—
長期給付積立金	—	83,028,318

エ 福祉勘定

この勘定は、加入者及びその被扶養者の健康の保持・増進及び日常生活の援助を目的として、福利及び厚生に関する業務を行うものであり、保健、医療、宿泊、貯金及び貸付の5経理に区分されている。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	966,324,646	951,773,265	負債	945,765,504	935,363,366
うち長期性預金	742,480,011	724,332,160	うち加入者貯金	784,214,738	764,510,510
			純資産	20,559,141	16,409,898
			資本剰余金	3,146,082	3,868,276
			利益剰余金	17,413,059	12,541,622

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	33,527,870	33,683,924
うち業務費	32,372,949	32,487,970
経常収益	37,711,691	37,900,970
うち掛金収入	6,887,476	6,853,407
うち保険患者収入	6,579,846	6,621,750
うち施設収入	9,521,318	9,736,415
うち貸付金利息	2,293,280	2,449,125
うち財務収益	9,111,099	8,756,303
経常利益	4,183,821	4,217,045
臨時損失	347,157	2,169,797
臨時利益	313,543	552,586
法人税、住民税及び事業税	964	10,921
当期純利益	4,149,243	2,588,913
当期総利益	4,149,243	2,588,913
(保健経理)	△ 203,396	△ 901,606
(医療経理)	1,271,731	△ 1,078,085
(宿泊経理)	△ 664,666	1,158,641
(貯金経理)	3,604,988	3,315,554
(貸付経理)	140,586	94,409
(利益の処分又は損失の処理)		
(保健経理)		
当期未処理損失		
当期総損失	203,396	901,606
損失処理額		
積立金取崩額	203,396	901,606
(医療経理)		
当期未処理損失		
当期総利益(△当期総損失)	1,271,731	△ 1,078,085
前期繰越欠損金	14,994,511	13,907,890
損失処理額		
別途積立金	—	△ 8,536
次期繰越欠損金	13,722,779	14,994,511
(宿泊経理)		
当期未処理損失		
当期総利益(△当期総損失)	△ 664,666	1,158,641
前期繰越欠損金	10,875,308	12,764,680
損失処理額		
別途積立金取崩額	—	730,730
次期繰越欠損金	11,539,975	10,875,308
(貯金経理)		
当期未処分利益		
当期総利益	3,604,988	3,315,554
利益処分量		
欠損金補てん積立金	3,516,868	3,321,698
積立金	88,119	△ 6,143
(貸付経理)		
当期未処分利益		
当期総利益	140,586	94,409
利益処分量		
貸付資金積立金	140,586	94,409

オ 共済業務勘定

〔この勘定は、短期勘定及び長期勘定における業務に係る事務に関する経理を行うものである。〕

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	16,385,738	15,491,530	負債	2,526,122	2,780,671
うち現金及び預金	6,765,099	5,870,966	うち退職給付引当 金	1,832,256	1,828,016
うち投資有価証券	4,000,000	4,000,000	純資産	13,859,616	12,710,858
			資本剰余金	2,962,980	2,963,605
			利益剰余金	10,896,635	9,747,253

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	3,900,928	4,075,294
一般管理費	3,900,928	4,075,294
経常収益	5,048,274	5,009,645
うち掛金収入	4,564,079	4,531,570
経常利益	1,147,346	934,350
臨時損失	651	3,180
臨時利益	2,063	234
当期純利益	1,148,757	931,405
当期総利益	1,148,757	931,405
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	1,148,757	931,405
利益処分数額		
別途積立金	81	△ 624
積立金	1,148,675	932,030

(備考) 20 事業年度の財務諸表は、21 年 10 月 21 日現在のものである。

なお、この事業団について検査した結果、不当事項 5 件((567)-(571) : 590 ページ参照)を掲記した。

(2) 日 本 銀 行

この銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うこと並びに銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的として設置されているものである。その資本金は 20 事業年度末現在で 1 億円(うち国の出資 5500 万円)となっている。

また、同銀行は、法令で定めるところにより、国庫金並びに通貨及び金融に関する国の事務を取り扱っている。

同銀行の 20 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	123,888,601,316	113,426,206,898	負債	120,973,246,772	110,202,429,342
うち国債	64,265,595,338	67,390,797,184	うち発行銀行券	76,897,777,593	76,461,554,544
うち貸出金	32,731,500,000	29,215,300,000	うち預金	27,922,827,226	14,276,374,328
うち買現先勘定	11,952,035,942	8,767,603,169	うち売現先勘定	10,371,380,875	12,059,868,222
			(注) 純資産	2,915,354,543	3,223,777,556
			うち資本金	100,000	100,000
			うち法定準備金	2,614,949,947	2,582,912,346

(注) 19 事業年度までは資本であったが、会計規程の一部変更(20 年 10 月 3 日)に伴い、20 事業年度からは純資産となった。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常収益	1,274,548,600	1,618,480,643
うち国債利息	648,399,324	682,006,485
うち外国為替収益	376,781,744	400,991,694
経常費用	835,519,278	931,166,340
うち外国為替費用	417,748,665	603,772,996
うち経費	227,396,254	220,141,077
経常利益	439,029,322	687,314,303
特別利益	289,087	1,482,237
特別損失	437,182	2,099,928
税引前当期剰余金	438,881,227	686,696,611
法人税、住民税及び事業税	138,589,828	45,944,598
当期剰余金	300,291,399	640,752,012
(剰余金の処分)		
法定準備金積立額	45,043,709	32,037,600
配当金	5,000	5,000
国庫納付金	255,242,689	608,709,412

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
銀行券発行高	128 億枚	128 億枚
主な金融調節		
(注) 国庫短期証券買入れ	20 兆 5102 億円	17 兆 9432 億円
長期国債買入れ	15 兆 4697 億円	14 兆 5147 億円
企業金融支援特別オペレーション	7 兆 4777 億円	—

(注) 21 年 2 月 9 日に、割引短期国債及び政府短期証券が国庫短期証券として統合発行されることとなったことに伴い、短期国債買入れから国庫短期証券買入れに名称が変更された。

(3) 預金保険機構

I 決算等の状況

この機構は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、次のような業務を行うことなどにより、もって信用秩序の維持に資することを目的として設置されているものである。

- ① 金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払等を行うとともに、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助等を行う業務、金融整理管財人の業務、及び金融整理管財人の管理に係る金融機関の業務を承継する銀行の設立、当該設立された銀行の経営管理等を行う業務

- ② 金融危機に対応するため必要と認められた場合において、金融機関の株式等の引受け等を行う業務
- ③ 住宅金融専門会社から財産を譲り受けてその処理等を行う会社を設立し、当該設立された会社に対して資金援助等を行う業務
- ④ 金融機関等の資産の買取り等を行う業務
- ⑤ 金融機関等が発行する株式等の引受け等を協定銀行に委託し、これに伴い必要となる財務上の支援を行う業務
- ⑥ 金融機関等又は組織再編成金融機関等が発行する株式等の引受け等又は協同組織中央金融機関からの信託受益権等の買取り等を協定銀行に委託し、これに伴い必要となる財務上の支援を行う業務
- ⑦ 預金等に係る債権の消滅手続の開始等に係る公告等を行う業務

その資本金は20事業年度末現在で54億5500万円(うち国の出資51億5000万円)となっている。

同機構の会計は、一般、危機対応、特定住宅金融専門会社債権債務処理、金融再生、金融機能早期健全化、金融機能強化及び被害回復分配金支払の7勘定に区分して経理されている。このうち、被害回復分配金支払勘定は、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成19年法律第133号)第26条の規定により、同機構が20事業年度から新たに上記⑦の業務を行うこととなり、これに関する経理を行うために設置されたものである。

同機構の勘定別の20事業年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

この勘定は、ペイオフコスト(金融機関が破綻した場合、預金者1人当たりの保険金の支払限度額は、無利息等の要件を満たす決済用預金を除き元本1000万円までとその利息等とされ、これを基に計算した保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用)以内の資金援助等の実施に関する経理を行うものである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
20事業年度	1,386,773,450		
19事業年度	1,164,560,592		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
20事業年度	2,138,148,672	1,365,841,734	772,306,937
19事業年度	1,399,917,675	1,175,071,792	224,845,882

不用額の主なものは、借入返済金(支出予算現額8461億円)の5746億円及び協定銀行貸付金(同4323億円)の1889億円である。

(イ) 損 益

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常収益	828,608,924	703,539,382
うち保険料収入	611,676,685	566,674,015
経常費用	361,326,847	148,656,259
うち資金援助事業費	257,715,021	1,805,736
うち国庫納付金	81,292,081	120,934,544
特別損失	83	201
当期利益金	467,281,993	554,882,921
(利益金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金の補てんに 充当	467,281,993	554,882,921
(繰越欠損金)	(1,377,784,263)	(1,932,667,185)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	20 事業年度末(千円)	19 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	63,200,000	56,500,000
預金保険機構債発行残高	1,080,000,000	1,580,000,000

(エ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度 千円	(19 事業年度) 千円
破綻した金融機関からの 買取資産(貸付金)の回収(注2)	1,365,189	354,071
事業年度末買取資産残高	9,563,288	10,928,477
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に機構において 開示している債権		
破 綻 先 債 権	1,987,950	2,868,131
延 滞 債 権	7,574,439	8,056,460
3 ヲ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	—	—
計	9,562,390	10,924,591
貸倒引当金	9,304,425	10,474,003

(注1) 貸倒引当金に計上する金額は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額とされている。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額とされている。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績に基づき算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額とされている。

(注2) 10年2月の預金保険法(昭和46年法律第34号)の改正が行われる前までは、預金保険機構が株式会社整理回収銀行に対して破綻した金融機関の資産の買取りを委託できるのは、信用組合に限られていたため、同機構は10年1月に破綻した株式会社阪和銀行の貸付金等資産2082億余円を直接買い取っている。

イ 危機対応勘定

この勘定は、金融危機対応会議の議を経て、内閣総理大臣の認定を受けて行う金融危機への対応業務の実施に関する経理を行うものである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
20 事業年度	1,235,133,997		
19 事業年度	348,111,253		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
20 事業年度	1,389,107,578	1,209,247,210	179,860,367
19 事業年度	444,392,505	347,991,179	96,401,325

不用額の主なものは、借入返済金(支出予算現額 5682 億余円)の 1731 億余円である。

(イ) 損 益

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常収益	95,122,181	19,711,244
うち取得株式等事業収入	94,962,906	19,688,698
経常費用	16,023,342	16,142,607
うち事業外費用	15,996,361	16,131,734
当期利益金	79,098,839	3,568,637
(利益金の処理)		
翌事業年度に積立金として整理	79,098,839	3,568,637
(積立金)	(26,733,939)	(23,165,302)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	20 事業年度末(千円)	19 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	1,041,300,000	328,400,000
預金保険機構債発行残高	800,000,000	1,600,000,000

ウ 特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定

この勘定は、旧住宅金融専門会社から譲り受けた貸付債権等の財産の管理、回収及び処分等を行う債権処理会社への助成金の交付、借入れに係る債務の保証、納付金の収納等に関する経理を行うものである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
20 事業年度	12,834,443		
19 事業年度	13,586,087		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
20 事業年度	13,409,776	12,854,953	554,822
19 事業年度	13,805,847	13,615,881	189,965

(イ) 損 益

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常収益	25,138,224	27,036,479
うち金融安定化拠出基金戻入	12,604,124	13,375,476
うち資産運用収入	12,278,250	13,416,429
経常費用	67,385,070	49,247,400
うち債権処理会社助成事業費	54,850,977	35,586,482
特別損失	7	84
当期損失金	42,246,853	22,211,005
(損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金として整理	42,246,853	22,211,005
(繰越欠損金)	(363,438,054)	(341,227,048)

(ウ) 金融安定化拠出基金

区 分	20 事業年度末(千円)	19 事業年度末(千円)
金融安定化拠出基金残高	908,796,037	909,121,912

(エ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度 千円	(19 事業年度) 千円
債権処理会社への業務推進助成金の交付	12,604,124	13,375,476

エ 金融再生勘定

〔 この勘定は、特別公的管理銀行に係る処理や一般金融機関からの資産の買取り等を行う特定協定銀行に対する貸付け等に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
20 事業年度	823,533,249		
19 事業年度	659,301,345		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
20 事業年度	1,248,430,629	831,051,686	417,378,942
19 事業年度	1,274,556,856	726,358,469	548,198,386

不用額の主なものは、借入返済金(支出予算現額 4898 億余円)の 3965 億余円及び資産買取事業費(同 382 億余円)の 162 億余円である。

(イ) 損 益

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常収益	147,632,941	302,229,749
うち特定協定銀行納付金収入	29,682,082	54,491,091
うち協定銀行納付金収入	90,446	65,947,363
経常費用	133,112,377	149,398,756
うち資産買取事業費	76,549,425	39,360,285
特別損失	—	6
当期利益金	14,520,563	152,830,986
(利益金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金の補てんに充当	14,520,563	152,830,986
(繰越欠損金)	(323,664,778)	(476,495,765)

(ウ) 借入金等

区 分	20 事業年度末(千円)	19 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	250,500,000	93,300,000
預金保険機構債発行残高	1,670,000,000	1,870,000,000

オ 金融機能早期健全化勘定

この勘定は、金融機関等の株式等の引受け等(資本増強)を行う協定銀行に対する資金の貸付け等に関する経理を行うものである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
20 事業年度	648,136,989		
19 事業年度	977,288,482		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
20 事業年度	740,492,731	555,151,734	185,340,996
19 事業年度	1,740,983,712	1,521,135,694	219,848,017

不用額の主なものは、協定銀行貸付金(支出予算現額 3303 億余円)の 1853 億余円である。

(イ) 損 益

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常収益	29,087,068	735,287,422
うち事業外収益	13,810,110	13,426,524
うち協定銀行納付金収入	5,980,146	711,120,067
経常費用	10,035,495	12,799,734
うち事業外費用	9,974,322	12,735,961
特別損失	—	11
当期利益金	19,051,573	722,487,675
(利益金の処理)		
翌事業年度に積立金として整理	19,051,573	722,487,675
(積立金)	(1,461,170,804)	(738,683,128)

(ウ) 預金保険機構債発行残高

区 分	20 事業年度末(千円)	19 事業年度末(千円)
預金保険機構債発行残高	1,000,000,000	1,400,000,000

カ 金融機能強化勘定

この勘定は、金融機関等又は組織再編成金融機関等の株式等の引受け等(資本増強)を行う協定銀行に対する資金の貸付け等に関する経理を行うものである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
20 事業年度	196,403,804		
19 事業年度	75,112,768		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
20 事業年度	12,070,185,159	190,341,543	11,879,843,615
19 事業年度	2,076,009,299	75,099,943	2,000,909,355

不用額の主なものは、協定銀行貸付金(支出予算現額 12 兆 0004 億円)の 11 兆 8477 億円及び借入返済金(同 691 億円)の 319 億円である。

(イ) 損 益

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常収益	561,438	571,804
うち協定銀行貸付金利息収入	311,849	343,980
経常費用	423,031	460,359
うち事業外費用	331,765	343,427
当期利益金	138,406	111,445
(利益金の処理)		
翌事業年度に積立金として整理	138,406	111,445
(積立金)	(557,786)	(446,340)

(ウ) 借 入 金

区 分	20 事業年度末(千円)	19 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	167,200,000	46,200,000

(エ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
協定銀行への資本増強の 委託	3 金融機関 121,000,000 千円	— —

キ 被害回復分配金支払勘定

〔 この勘定は、振り込み詐欺等の犯罪行為による被害者に対する被害回復分配金の支払等のため、
預金等に係る債権の消滅手続の開始等に係る公告等の業務に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
20 事業年度	474,203		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
20 事業年度	522,536	451,319	71,216

(イ) 損 益

区 分	20 事業年度(千円)
経常収益	14,203
うち被害回復分配金残余納付金	14,176
経常費用	200,897
うち一般管理費	200,319
当期損失金	186,694
(損失金の処理)	
翌事業年度に繰越欠損金として整理	186,694

(ウ) 借 入 金

区 分	20 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	210,000

(エ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度
主な公告の実施	
対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告	16 回
消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告	11 回
被害回復分配金の支払手続が終了した旨等の公告	9 回

II 金融機関の資本の増強のために使用された公的資金の状況

機構では、預金保険法、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第143号)等に基づき、直接又は協定銀行に委託して金融機関等の資本増強に関する業務を行っており、10年3月から21年3月までに、40金融機関(資本増強時の金融機関数)に対して計12兆5484億余円に及ぶ公的資金(政府保証を付して資金の借入れ又は債券の発行により調達した資金)を使用して資本増強を実施した。

このうち、20事業年度末現在までに計9兆4429億余円が返済され、同事業年度末における未返済残高は15金融機関(現在の金融機関数)で計3兆1054億余円となっている。

これらの状況を金融機関別に整理して示すと、次表のとおりとなっている。

表 公的資金による資本増強の対象とされた金融機関(平成 20 事業年度末現在)

(単位: 億円)

No.	金融機関名	資本増強時金融機関名	実施年月	資本増強額	返済額	残高
1	㈱りそなホールディングス	注(1)	平成 10 年 3 月	1,000	1,000	—
		①旧㈱大和銀行	平成 11 年 3 月	4,080	4,080	—
		①㈱りそな銀行	平成 15 年 6 月	19,600	347	19,252
		②旧㈱あさひ銀行	平成 10 年 3 月	1,000	1,000	—
			平成 11 年 3 月	5,000	4,000	1,000
		③㈱近畿大阪銀行	平成 13 年 4 月	600	—	600
計			31,280	10,427	20,852	
2	㈱新生銀行	④旧㈱日本長期信用銀行	平成 10 年 3 月	1,766	466	1,300
			平成 12 年 3 月	2,400	1,200	1,200
	計			4,166	1,666	2,500
3	㈱あおぞら銀行	⑤旧㈱日本債券信用銀行	平成 10 年 3 月	600	—	600
			平成 12 年 10 月	2,600	1,047	1,552
	計			3,200	1,047	2,152
4	中央三井トラス・ホールディングス㈱	⑥旧三井信託銀行㈱	平成 10 年 3 月	1,000	1,000	—
			平成 11 年 3 月	4,002	3,499	503
		⑦旧中央信託銀行㈱	平成 10 年 3 月	600	600	—
			平成 11 年 3 月	1,500	—	1,500
計			7,102	5,099	2,003	
5	⑧㈱北洋銀行		平成 21 年 3 月	1,000	—	1,000
6	⑨㈱千葉興業銀行		平成 12 年 9 月	600	—	600
7	㈱ほくほくフィナンシャルグループ	⑩㈱北陸銀行	平成 10 年 3 月	200	200	—
			平成 11 年 9 月	750	500	250
		⑪㈱北海道銀行	平成 12 年 3 月	450	100	349
	計			1,400	800	599
8	㈱西日本シティ銀行	⑫旧㈱福岡シティ銀行	平成 14 年 1 月	700	350	350
9	⑬㈱紀陽ホールディングス		平成 18 年 11 月	315	—	315
10	⑭㈱東日本銀行		平成 13 年 3 月	200	—	200
11	⑮㈱南日本銀行		平成 21 年 3 月	150	—	150
12	⑯㈱岐阜銀行		平成 13 年 4 月	120	—	120
13	⑰㈱豊和銀行		平成 18 年 12 月	90	—	90
14	⑱㈱琉球銀行		平成 11 年 9 月	400	340	60
15	⑲㈱福邦銀行		平成 21 年 3 月	60	—	60
16	㈱みずほフィナンシャルグループ	⑳旧㈱第一勧業銀行	平成 10 年 3 月	990	990	—
			平成 11 年 3 月	9,000	9,000	—
		㉑旧㈱富士銀行	平成 10 年 3 月	1,000	1,000	—
			平成 11 年 3 月	10,000	10,000	—
		㉒旧㈱日本興業銀行	平成 10 年 3 月	1,000	1,000	—
			平成 11 年 3 月	6,000	6,000	—
		㉓旧安田信託銀行㈱	平成 10 年 3 月	1,500	1,500	—
計			29,490	29,490	—	

(単位：億円)

No.	金融機関名	資本増強時金融機関名	実施年月	資本増強額	返済額	残高
17	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	㉔旧㈱三和銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	7,000	7,000	—
		㉕旧㈱東海銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	6,000	6,000	—
		㉖旧東洋信託銀行㈱	平成10年3月	500	500	—
			平成11年3月	2,000	2,000	—
		㉗旧三菱信託銀行㈱	平成10年3月	500	500	—
			平成11年3月	3,000	3,000	—
㉘旧㈱東京三菱銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—		
	計			22,000	22,000	—
18	㈱三井住友フィナンシャルグループ	㉙旧㈱さくら銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	8,000	8,000	—
		㉚旧㈱住友銀行	平成10年3月	1,000	1,000	—
			平成11年3月	5,010	5,010	—
		計			15,010	15,010
19	㉛住友信託銀行㈱	平成10年3月	1,000	1,000	—	
		平成11年3月	2,000	2,000	—	
		計		3,000	3,000	—
20	㉜㈱横浜銀行	平成10年3月	200	200	—	
		平成11年3月	2,000	2,000	—	
		計		2,200	2,200	—
21	㈱あしぎんフィナンシャルグループ 注(2)	㉝㈱足利銀行	平成10年3月	300	300	—
			平成11年9月	750	750	—
			平成11年11月	300	300	—
		計		1,350	1,350	—
22	㈱もみじホールディングス	㉞旧㈱広島総合銀行	平成11年9月	400	400	—
23	㉟㈱八千代銀行		平成12年9月	350	350	—
24	㊱㈱熊本ファミリー銀行		平成12年2月	300	300	—
25	㈱九州親和ホールディングス 注(3)	㊲旧㈱九州銀行	平成14年3月	300	300	—
26	㊳㈱関西さわやか銀行		平成13年3月	120	120	—
27	㊴㈱和歌山銀行		平成14年1月	120	120	—
28	㊵㈱関東つくば銀行		平成15年9月	60	60	—
	合	計		125,484	94,429	31,054

注(1) 旧㈱大和銀行は合併等により㈱りそな銀行となったが、旧㈱大和銀行が存続会社であることから㈱りそな銀行と同一法人として整理している。

注(2) ㈱あしぎんフィナンシャルグループは、子会社の㈱足利銀行が15年11月29日に特別危機管理銀行になったことにより、会社更生手続を経て17年12月26日に解散した。

注(3) ㈱九州親和ホールディングスは、子会社の㈱親和銀行(旧㈱九州銀行)が別の銀行持株会社の完全子会社として経営統合されることに伴い19年8月29日に解散した。

(4) 成田国際空港株式会社

この会社は、成田国際空港の設置及び管理を効率的に行うことなどにより、航空輸送の利用者の利便の向上を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化に寄与することを目的として設立されているものである。その資本金は20事業年度末現在で1000億円(全額国の出資)となっている。

同会社の20事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	944,639,317	948,156,029	負債	736,528,755	741,846,731
うち建物	322,206,742	335,163,841	うち社債	462,193,516	448,304,960
うち土地	272,418,277	268,388,837	うち長期借入金	196,553,000	207,267,800
			純資産	208,110,562	206,309,297
			うち資本金	100,000,000	100,000,000
			うち資本剰余金	52,000,000	52,000,000

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常収益	154,909,423	163,265,393
うち空港使用料収入	49,365,265	52,336,365
経常費用	143,622,892	144,186,315
うち営業原価	114,719,497	115,751,131
経常利益	11,286,530	19,079,077
特別利益	576,607	101,627
特別損失	4,452,610	3,756,148
法人税、住民税及び事業税	2,752,007	4,723,310
過年度法人税、住民税及び事業税	—	514,307
法人税等調整額	283,255	1,610,504
当期純利益	4,375,264	8,576,434
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	8,576,434	10,226,841
剰余金の配当	△ 2,574,000	△ 3,094,000
別途積立金の積立て	△ 6,002,434	△ 7,132,841
当期純利益	4,375,264	8,576,434
変動額合計	△ 4,201,169	△ 1,650,407
繰越利益剰余金(当期末残高)	4,375,264	8,576,434

(ウ) 主な業務実績

区 分		20 事業年度	(19 事業年度)
空 港 の 供 用	航空機発着回数	191,331 回	194,115 回
	航空旅客数	32,648,605 人	35,388,987 人
	航空貨物取扱数量	1,880,936t	2,224,077t
	航空燃料供給量	5,210,556kl	5,622,869kl

なお、この会社について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項2件(597ページ、601ページ参照)を掲記した。

(5) 東日本高速道路株式会社、(6) 中日本高速道路株式会社、(7) 西日本高速道路株式会社

これらの会社は、各会社ごとに定められた区域内の高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立されているものである。その資本金は20事業年度末現在で東日本高速道路株式会社525億円、中日本高速道路株式会社650億円、西日本高速道路株式会社475億円(各会社とも全額国の出資)となっている。

各会社の20事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

東日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	781,236,338	719,233,248	負債	649,260,623	589,918,877
うち仕掛道路資産	346,903,981	302,258,925	うち道路建設関係 社債	289,209,610	224,447,994
			うち道路建設関係 長期借入金	105,000,000	97,700,000
			純資産	131,975,714	129,314,370
			うち資本金	52,500,000	52,500,000
			うち資本剰余金	58,793,635	58,793,635

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常収益	857,348,437	927,360,994
うち料金収入	663,963,641	705,100,353
経常費用	851,341,091	919,843,790
うち道路資産賃借料	497,589,165	532,254,422
経常利益	6,007,346	7,517,204
特別利益	—	347,136
特別損失	96,002	294,210
法人税、住民税及び事業税	3,250,000	3,270,000
当期純利益	2,661,343	4,300,130
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	6,166,548	8,135,071
別途積立金の積立て	△ 2,115,227	△ 6,268,654
当期純利益	2,661,343	4,300,130
変動額合計	546,116	△ 1,968,523
繰越利益剰余金(当期末残高)	6,712,664	6,166,548

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度末	(19 事業年度末)
供 用	41 路線 3,483km	41 路線 3,447km
建 設	10 路線 379km	11 路線 414km

なお、この会社について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(607ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(612ページ参照)を掲記した。

中日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	1,298,426,542	1,183,161,075	負債	1,125,472,767	1,015,570,639
うち仕掛道路資産	854,287,728	775,462,584	うち道路建設関係 社債	573,528,720	433,814,238
			うち道路建設関係 長期借入金	352,940,000	352,646,000
			純資産	172,953,775	167,590,435
			うち資本金	65,000,000	65,000,000
			うち資本剰余金	71,650,292	71,650,292

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常収益	777,886,211	726,986,525
うち料金収入	557,720,978	604,342,180
経常費用	769,476,289	710,547,172
うち道路資産賃借料	439,043,889	466,497,399
経常利益	8,409,921	16,439,352
特別利益	239,139	447,050
特別損失	235,635	46,840
法人税、住民税及び事業税	2,420,000	7,170,000
法人税等調整額	630,085	△691,141
当期純利益	5,363,340	10,360,704
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	10,360,704	8,011,645
高速道路事業積立金の積立て	△ 6,467,073	△ 6,174,183
別途積立金の積立て	△ 3,893,631	△ 1,837,461
当期純利益	5,363,340	10,360,704
変動額合計	△ 4,997,363	2,349,058
繰越利益剰余金(当期末残高)	5,363,340	10,360,704

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度末	(19 事業年度末)
供 用	23 路線 1,751km	23 路線 1,714km
建 設	8 路線 419km	9 路線 455km

なお、この会社について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項 1 件(607 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件(612 ページ参照)を掲記した。

西日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	681,693,991	609,400,759	負債	549,990,525	480,906,280
うち仕掛道路資産	292,666,992	229,524,144	うち道路建設関係 社債	293,095,943	206,244,466
			うち道路建設関係 長期借入金	50,000,000	43,000,000
			純資産	131,703,465	128,494,479
			うち資本金	47,500,000	47,500,000
			うち資本剰余金	55,497,524	55,497,524

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常収益	791,126,862	904,823,425
うち料金収入	614,493,692	655,453,233
経常費用	785,678,858	897,099,456
うち道路資産賃借料	468,516,686	491,273,759
経常利益	5,448,003	7,723,969
特別利益	527,937	1,552,913
特別損失	198,535	639,188
法人税、住民税及び事業税	1,570,000	3,270,000
過年度法人税等	428,783	—
法人税等調整額	569,636	△ 119,636
当期純利益	3,208,985	5,487,330
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	8,045,485	10,729,558
別途積立金の積立て	△ 3,058,277	△ 8,171,404
当期純利益	3,208,985	5,487,330
変動額合計	150,708	△ 2,684,073
繰越利益剰余金(当期末残高)	8,196,193	8,045,485

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度末	(19 事業年度末)
供 用	49 路線 3,301km	50 路線 3,293km
建 設	9 路線 228km	9 路線 240km

なお、この会社について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項 1 件(607 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件(612 ページ参照)を掲記した。

[3] 独立行政法人、国立大学法人等の決算

国が資本金の 2 分の 1 以上を出資している独立行政法人、国立大学法人等のうち、31 独立行政法人及び 1 国立大学法人の平成 20 年度決算についてみると、次のとおりである。

(独立行政法人)

(1) 独立行政法人情報通信研究機構

この独立行政法人は、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究・開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行うことにより、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通及び電波の公平かつ能率的な利用の確保・増進に資することを目的として設置されているものである。その資本金は20事業年度末現在で1741億9682万余円(うち国の出資1709億1146万余円)となっている。

同法人の会計は、一般、基盤技術研究促進、債務保証、出資、通信・放送承継及び衛星管制債務償還の6勘定に区分して経理されており、その勘定別の20事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	124,606,546	134,151,588	負債	45,318,946	51,306,357
うち建物	19,529,500	19,828,798	うち運営費交付金 債務	3,902,974	4,930,478
うち土地	35,181,157	36,310,306	うち資産見返運営 費交付金	16,099,600	16,889,339
			純資産	79,287,600	82,845,231
			資本金 (注1)	85,104,064	85,104,064
			資本剰余金 (注2)	△ 8,093,234	△ 5,402,360
			利益剰余金	2,276,770	3,143,528

(注1) 20事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△19,792,377千円及び損益外減損損失累計額△1,617,374千円が含まれている。

(注2) 20事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金1,371,970千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	53,435,540	43,719,793
うち研究業務費	34,998,876	33,323,373
経常収益	53,060,944	42,034,398
うち運営費交付金収益	30,762,349	28,919,527
うち受託収入	14,822,507	5,591,486
経常損失	374,596	1,685,395
臨時損失	939,207	1,052,592
臨時利益	474,123	983,217
当期純損失	866,757	1,784,518
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,192,808	1,839,281
当期総利益	326,050	54,763
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	326,050	54,763
利益処分額		
積立金	326,050	54,763

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
安心・安全のための情報通信技術の研究開発等	15,432,623 千円	5,582,844 千円
大学や民間企業を結集した研究プロジェクトの推進等	14,304,445 千円	13,753,518 千円

イ 基盤技術研究促進勘定

〔 この勘定は、基盤技術研究の委託及びジャパントラストによる海外研究者の招へいに関する経理〕
 を行うものである。〕

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	7,980,986	8,070,074	負債	1,162,120	1,181,818
うち投資有価証券	6,509,987	6,608,503	うち未払金	1,151,056	1,174,289
			純資産	6,818,865	6,888,255
			資本金	61,591,000	58,731,000
			繰越欠損金	△ 54,772,134	△ 51,842,744

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	3,272,800	4,124,590
うち民間基盤技術研究促進業務費	3,232,082	4,095,448
経常収益	343,548	472,163
うち事業収入	28,363	45,595
うち財務収益	164,703	220,873
経常損失	2,929,251	3,652,427
臨時損失	68	308,992
臨時利益	—	173,540
当期純損失	2,929,389	3,787,946
当期総損失	2,929,389	3,787,946
(損失の処理)		
当期末処理損失		
当期総損失	2,929,389	3,787,946
前期繰越欠損金	51,842,744	48,054,798
次期繰越欠損金	54,772,134	51,842,744

(ウ) 主な業務実績

区 分		20 事業年度	(19 事業年度)
民間基盤技術研究促進業務	継続案件	15 件 2,988,864 千円	20 件 3,771,765 千円
	新規案件	3 件 72,684 千円	3 件 141,049 千円
海外研究者招へい業務		2 件 2,592 千円	3 件 5,585 千円

ウ 債務保証勘定

〔 この勘定は、特定通信・放送事業に対する支援及び情報通信インフラの高度テレビジョン放送施設整備事業に対する債務保証に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	6,222,879	6,156,047	負債	28,701	21,605
うち投資有価証券	5,304,722	5,758,332	うち未払金	26,240	19,293
			純資産	6,194,178	6,134,441
			資本金	3,233,500	3,233,500
			資本剰余金	2,386,650	2,386,650
			利益剰余金 ^(注3)	574,028	514,291

(注3) 20 事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金 389,378 千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	50,701	49,872
うち通信・放送事業支援業務費	45,725	45,386
経常収益	110,450	112,271
うち事業収入	110,449	112,271
経常利益	59,749	62,398
当期純利益	59,736	62,386
当期総利益	59,736	62,386
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	59,736	62,386
利益処分額		
積立金	59,736	62,386

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
事業年度末債務保証残高	1 者	1 者
保 証 額	152,000 千円	112,000 千円
保 証 料 収 入	1,520 千円	1,120 千円
利子補給金の支給	71 件	64 件
金 額	23,813 千円	24,943 千円

エ 出資勘定

〔 この勘定は、民間企業等への出資及び情報通信ベンチャーに対するテレコムベンチャー投資事業組合による間接出資に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	2,498,760	2,548,073	負債	1,724	1,678
うち投資有価証券	1,934,536	2,123,209	うち未払金	1,595	1,553
			純資産	2,497,036	2,546,394
			資本金	5,350,000	5,350,000
			繰越欠損金	△ 2,861,317	△ 2,825,511

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	57,636	32,660
うち財務費用	55,902	31,046
経常収益	21,831	13,548
うち財務収益	21,831	13,548
経常損失	35,804	19,111
臨時利益	—	22,517
当期純利益(△当期純損失)	△ 35,805	3,404
当期総利益(△当期総損失)	△ 35,805	3,404
(損失の処理)		
当期末処理損失		
当期総利益(△当期総損失)	△35,805	3,404
前期繰越欠損金	2,825,511	2,828,916
次期繰越欠損金	2,861,317	2,825,511

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
事業年度末出資残高	3 社	3 社
会社数		
金額	647,596 千円	837,051 千円

オ 通信・放送承継勘定

〔 この勘定は、基盤技術研究促進センターから承継した株式の処分及び貸付債権の管理・回収に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	18,707,455	18,879,459	負債	464,484	851,862
うち投資有価証券	18,093,317	18,082,381	うち1年内返済予定長期借入金	253,792	380,000
			純資産	18,242,970	18,027,596
			資本金	18,918,256	18,918,256
			繰越欠損金	△ 675,285	△ 890,659

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	58,641	70,254
うち通信・放送承継業務費	37,313	40,026
経常収益	274,039	284,447
うち財務収益	255,792	252,400
経常利益	215,398	214,192
当期純利益	215,374	214,170
当期総利益	215,374	214,170
(損失の処理)		
当期未処理損失		
当期総利益	215,374	214,170
前期繰越欠損金	890,659	1,104,830
次期繰越欠損金	675,285	890,659

(1)

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
貸付金回収金額	175,600 千円	322,728 千円
事業年度末貸付金残高件数	9 件	10 件
金額	352,490 千円	528,090 千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類		
一般債権金額	319,040 千円	489,840 千円
破産更生債権等金額	33,450 千円	38,250 千円
(注4) 貸倒引当金金額	39,697 千円	48,696 千円

(注4) 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により算定した額を、破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し算定した回収不能見込額を計上している。

カ 衛星管制債務償還勘定

〔 この勘定は、衛星管制業務のために借り入れた無利子借入金の管理・返済に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	418,598	1,081,690	負債	338,343	1,014,867
うち現金及び預金	317,466	85,781	うち1年内返済予定長期借入金	338,262	676,525
			純資産	80,254	66,822
			(注5) 利益剰余金	80,254	66,822

(注5) 20 事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金 16,226 千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	2,125	77
うち財務費用	2,046	—
経常収益	15,557	16,445
うち財務収益	15,557	16,445
経常利益	13,431	16,367
当期純利益	13,431	16,367
当期総利益	13,431	16,367
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	13,431	16,367
利益処分数額		
積立金	13,431	16,367

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
借入金返済額	676,525 千円	676,525 千円

なお、この法人について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件(617 ページ参照)を掲記した。

(2) 独立行政法人防災科学技術研究所

この独立行政法人は、防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、防災科学技術の水準の向上を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は 20 事業年度末現在で 589 億 0288 万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の 20 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	79,945,523	83,016,797	負債	12,421,824	10,549,146
うち機械及び装置	23,697,921	25,296,720	うち運営費交付金	893,303	949,753
うち土地	17,971,700	17,971,700	債務		
			うち未払金	1,639,341	1,497,636
			うち資産見返負債	7,493,341	7,658,901
			純資産	67,523,699	72,467,650
			資本金	58,902,884	58,902,884
			(注1)		
			資本剰余金	8,222,878	13,444,558
			(注2)		
			利益剰余金	397,935	120,207

(注1) 20 事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△31,986,705 千円及び損益外減損損失累計額△148,796 千円が計上されている。

(注2) 20 事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金 15,287 千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	10,476,942	9,644,283
うち研究業務費	9,627,733	8,837,874
経常収益	10,754,670	9,716,931
うち運営費交付金収益	7,489,196	7,525,089
うち政府受託収入	1,506,204	422,644
経常利益	277,727	72,647
臨時損失	—	53,839
当期純利益	277,727	18,807
前中期目標期間繰越積立金取崩額	6,657	16,999
当期総利益	284,385	35,806
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	284,385	35,806
利益処分額		
積立金	284,385	35,806

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度 千円	(19 事業年度) 千円
地 震 研 究	4,866,098	4,086,632
火 山 研 究	397,327	323,685
E-ディフェンス研究	2,243,488	2,317,420
そ の 他 災 害 研 究	1,991,840	1,984,277

なお、この法人について検査した結果、不当事項1件((572)：619 ページ参照)を掲記した。

(3) 独立行政法人家畜改良センター

この独立行政法人は、家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は20 事業年度末現在で482 億 2796 万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の20 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	48,091,987	48,855,203	負債	5,421,805	5,216,154
うち建物	13,104,113	13,818,755	うち運営費交付金	531,682	557,608
うち土地	25,483,275	25,483,275	債務		
			うち資産見返運営	1,862,466	1,746,413
			費交付金		
			純資産	42,670,181	43,639,048
			資本金	48,227,966	48,227,966
			(注1)		
			資本剰余金	△ 5,643,809	△ 4,673,943
			(注2)		
			利益剰余金	86,023	85,025

(注1) 20 事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△10,139,773 千円及び損益外減損損失累計額△3,671 千円が計上されている。

(注2) 20 事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金 2,731 千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	9,347,198	9,226,593
うち業務費	7,421,888	7,203,776
経常収益	9,346,564	9,236,218
うち運営費交付金収益	6,594,029	6,740,441
うち資産見返運営費交付金戻入	1,263,287	1,147,482
経常利益(△経常損失)	△ 634	9,625
臨時損失	11,418	479
臨時利益	13,051	4,612
当期純利益	998	13,758
前中期目標期間繰越積立金取崩額	17,765	27,198
当期総利益	18,764	40,957
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	18,764	40,957
利益処分額		
積立金	18,764	40,957

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
種畜貸付		
乳用牛(ホルスタイン種)	54 頭	58 頭
肉用牛(黒毛和種)	29 頭	42 頭
種畜配布		
乳用牛(ホルスタイン種)	19 頭	21 頭
肉用牛(黒毛和種)	163 頭	144 頭
種苗配布		
イタリアンライグラス	5,521kg	6,158kg
えん麦	6,964kg	2,912kg

なお、この法人について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(621 ページ参照)を掲記した。

(4) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

この独立行政法人は、農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験及び研究等を行うことにより、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間等において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究の促進に関する業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資するほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は20事業年度末現在で3161億3473万余円(うち国の出資3119億3355万余円)となっている。

同法人の会計は、農業技術研究業務、基礎的研究業務、民間研究促進業務、農業機械化促進業務及び特例業務の5勘定に区分して経理されており、その勘定別の20事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 農業技術研究業務勘定

この勘定は、農業及び食品産業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験研究等の業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	270,638,757	271,760,866	負債	17,852,853	16,332,160
うち建物	60,606,832	62,366,756	うち運営費交付金	2,204,036	1,467,374
うち土地	182,329,125	182,329,587	債務		
			うち未払金	4,545,328	3,512,853
			うち資産見返負債	9,907,602	10,172,803
			純資産	252,785,903	255,428,706
			資本金	261,512,313	261,512,313
			資本剰余金 ^(注1)		
			資本剰余金 ^(注2)	△ 11,020,219	△ 8,345,972
			利益剰余金	2,293,809	2,262,364

(注1) 20 事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△28,439,378 千円及び損益外減損損失累計額△258,973 千円が計上されている。

(注2) 20 事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金 593,029 千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	49,752,735	50,435,111
うち研究業務費	45,035,214	45,388,802
経常収益	49,927,431	50,694,830
うち運営費交付金収益	38,224,715	38,185,598
うち受託収入	9,280,002	9,981,609
経常利益	174,696	259,719
臨時損失	183,717	131,228
臨時利益	112,223	274,792
当期純利益	31,444	328,395
前中期目標期間繰越積立金取崩額	311,761	416,921
当期総利益	343,205	745,317
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	343,205	745,317
利益処分額		
積立金	343,205	745,317

(ウ) 主な業務実績

- 食料・農業・農村の動向分析及び農業技術開発の予測と評価
- 農業の競争力強化と健全な発展に資する研究
- 食の安全・消費者の信頼確保と健全な食生活の実現に資する研究
- 美しい国土・豊かな環境と潤いのある国民生活の実現に資する研究
- 研究活動を支える基盤的研究

イ 基礎的研究業務勘定

この勘定は、生物系特定産業技術に関する基礎的な試験研究の他への委託等の業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	2,704,576	2,880,059	負債	2,618,281	2,802,446
うち現金及び預金	316,410	310,804	うち運営費交付金	294,202	269,141
うち工具器具備品	2,002,230	2,208,981	債務		
			うち資産見返負債	2,054,134	2,256,068
			うち UR 対策事業	237,498	250,384
			運用利益金等負債		
			純資産	86,294	77,612
			資本金	1,506,791	1,506,791
			資本剰余金 ^(注3)	△ 1,458,226	△ 1,441,727
			利益剰余金	37,728	12,548

(注3) 20 事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△189,416 千円及び損益外減損損失累計額△444 千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	7,106,956	7,180,036
うち業務費	6,987,475	7,075,868
経常収益	7,095,790	7,169,907
うち運営費交付金収益	6,300,163	6,351,354
うち資産見返負債戻入	791,813	815,395
経常損失	11,165	10,129
臨時損失	238,810	286,010
臨時利益	275,547	307,788
当期純利益	25,180	11,253
当期総利益	25,180	11,253
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	25,180	11,253
利益処分数額		
積立金	25,180	11,253

(ウ) 主な業務実績

イノベーション創出基礎的研究推進事業

ウ 民間研究促進業務勘定

この勘定は、生物系特定産業技術に関する試験研究の政府等以外の者への委託等の業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	8,343,603	8,301,701	負債	13,529	13,145
うち有価証券	999,868	580,000	うち未払金	2,402	2,155
うち投資有価証券	7,228,698	7,199,399	うち賞与引当金	9,268	9,399
			純資産	8,330,074	8,288,555
			資本金	9,703,930	8,987,930
			(注4) 資本剰余金	△ 273	△ 273
			繰越欠損金	△ 1,373,582	△ 699,100

(注4) 20 事業年度末の資本剰余金は、損益外減損損失累計額分である。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	857,903	826,580
うち民間委託研究業務費	756,653	714,897
経常収益	183,272	216,534
うち研究支援事業収入	2,304	2,544
うち財務収益	180,965	213,919
経常損失	674,630	610,046
臨時損失	—	1
臨時利益	309	244
当期純損失	674,481	609,961
当期総損失	674,481	609,961
(損失の処理)		
当期未処理損失		
当期総損失	674,481	609,961
前期繰越欠損金	699,100	89,138
次期繰越欠損金	1,373,582	699,100

(ウ) 主な業務実績

- 民間研究促進業務に係る委託事業
- 民間研究促進を中心とした産学官連携のための事業

エ 農業機械化促進業務勘定

〔 この勘定は、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験研究等の業務に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	15,440,972	15,188,144	負債	844,620	673,212
うち建物	2,155,722	2,027,556	うち運営費交付金 債務	180,637	230,334
うち土地	10,161,500	10,161,500	うち未払金	360,046	158,148
			うち資産見返負債	278,822	261,993
			純資産	14,596,351	14,514,931
			資本金	15,298,698	15,298,698
			(注5) 資本剰余金	△ 755,136	△ 829,664
			(注6) 利益剰余金	52,788	45,897

(注5) 20 事業年度末の資本剰余金には、損益外減価却累計額△1,500,210 千円及び損益外減損損失累計額△718 千円が計上されている。

(注6) 20 事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金 3,151 千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	2,066,692	1,949,448
うち研究業務費	1,626,081	1,544,250
経常収益	2,077,793	1,969,913
うち運営費交付金収益	1,778,059	1,700,545
うち受託収入	105,097	96,627
経常利益	11,101	20,465
臨時損失	1,626	2,014
臨時利益	1,626	2,339
当期純利益	6,891	16,581
前中期目標期間繰越積立金取崩額	588	741
当期総利益	7,479	17,322
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	7,479	17,322
利益処分量		
積立金	7,479	17,322

(ウ) 主な業務実績

- 農業機械・装置等の開発
- 農業機械の検査、鑑定等

オ 特例業務勘定

〔 この勘定は、17 年度まで民間研究促進業務勘定にて実施していた出融資事業について、株式の処分及び貸付債券の管理・回収等の業務に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	2,108,081	2,421,240	負債	507,394	815,023
うち有価証券	701,210	1,099,279	うち一年以内返済 予定長期借入金	230,300	307,600
うち投資有価証券	1,199,783	897,322	うち長期借入金	274,750	505,050
			純資産	1,600,686	1,606,216
			資本金	28,113,000	28,113,000
			資本剰余金	817,080	817,080
			繰越欠損金	△ 27,329,393	△ 27,323,863

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	65,245	98,357
うち財務費用	23,875	38,478
経常収益	58,133	89,182
うち出融資事業収入	11,767	28,341
うち財務収益	41,859	36,658
経常損失	7,111	9,174
臨時利益	1,622	3,455
当期純損失	5,529	5,758
当期総損失	5,529	5,758
(損失の処理)		
当期未処理損失		
当期総損失	5,529	5,758
前期繰越欠損金	27,323,863	27,318,105
次期繰越欠損金	27,329,393	27,323,863

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
(出資事業)		
清算及び株式の売却 会社数	3 社	6 社
金 額	45,975 千円	128,909 千円
(融資事業)		
貸付金回収金額	157,560 千円	301,540 千円

なお、この法人について検査した結果、不当事項 1 件((573) : 624 ページ参照)を掲記した。

(5) 独立行政法人森林総合研究所

この独立行政法人は、森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は 20 事業年度末現在で 6929 億 9703 万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の会計は、研究・育種、特定地域整備等及び水源林の 3 勘定に区分して経理されており、その勘定別の 20 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 研究・育種^(注1)勘定

〔 この勘定は、森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布等〕
 〔 を行う業務に関する経理を行うものである。 〕

(注1) この勘定は、20 年 4 月 1 日に新たに設置されたものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	47,294,411	47,617,619	負債	2,760,660	2,669,903
うち建物	11,347,113	11,741,232	うち運営費交付金	227,915	62,157
うち土地	32,306,145	32,306,145	債務		
			うち未払金	728,659	1,010,294
			うち資産見返負債	1,370,113	1,425,523
			純資産	44,533,750	44,947,715
			資本金	49,587,179	49,587,179
			資本剰余金 ^(注2)	△ 5,356,862	△ 4,856,952
			資本剰余金 ^(注3)		
			利益剰余金	303,433	217,488

(注2) 20 事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△7,687,591 千円、損益外減損損失累計額△3,151 千円が計上されている。

(注3) 20 事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金 46,890 千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	11,805,606	12,228,192
うち研究業務費	10,668,429	11,046,966
経常収益	11,945,194	12,272,506
うち運営費交付金収益	9,789,839	10,045,918
うち受託収入	1,734,130	1,792,769
経常利益	139,588	44,314
臨時損失	53,643	65,105
当期純利益(△当期純損失)	85,944	△ 20,791
前中期目標期間繰越積立金取崩額	24,104	68,074
当期総利益	110,049	47,283
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	110,049	47,283
利益処分額		
積立金	110,049	47,283

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
森林の多面的機能に関する研究事業	4,509,005 千円	4,637,308 千円
林業生産及び政策に関する研究事業	1,380,658 千円	1,467,134 千円
林産物の利用及びバイオテクノロジーに関する事業	1,789,821 千円	1,928,335 千円
林木育種事業及び森林バイオ研究センターにおける研究事業	1,829,552 千円	1,843,995 千円

イ 特定地域整備等勘定^(注4)

この勘定は、同法人が独立行政法人緑資源機構から承継した中山間地域において水源林造成と一体として行う農用地等の整備、農用地及び土地改良施設等の整備並びに緑資源機構の廃止前に着手され地方公共団体への移管が完了していない林道の維持、修繕等を実施する業務に関する経理を行うものである。

(注4) この勘定の19 事業年度は、独立行政法人緑資源機構の林道等勘定である。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	457,054,113	504,004,428	負債	449,813,389	492,282,840
うち現金及び預金	7,431,352	15,466,894	うち資産見返補助 金等	250,393,322	279,126,240
うち林道建設仮勘 定	223,033,944	252,518,259	うち長期借入金	110,593,434	125,289,615
うち農用地整備建 設仮勘定	101,449,579	117,293,909	純資産	7,240,724	11,721,588
			資本金	2,324,198	2,462,769
			資本剰余金 (注5)	—	△ 176,965
			利益剰余金	4,916,525	9,435,783

(注5) 20 事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金 4,489,261 千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	70,588,203	39,498,004
うち林道整備譲渡原価	33,895,882	33,900,796
うち農用地整備譲渡原価	32,185,073	—
経常収益	70,845,063	39,873,478
うち農用地整備割賦譲渡収入	12,957,620	—
うち資産見返補助金等戻入	47,078,646	27,818,140
経常利益	256,860	375,474
臨時損失	17,912	22,259
臨時利益	11,049	4,001,519
当期純利益	249,998	4,354,734
前中期目標期間繰越積立金取崩額	177,266	—
目的積立金取崩額	—	426,442
当期総利益	427,264	4,781,176
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	427,264	4,781,176
積立金振替額	—	2,884,833
利益処分額		
積立金	427,264	7,666,010

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
特定中山間保全整備事業	3 区域 4,124,467 千円	2 区域 2,777,446 千円
農用地総合整備事業	6 区域 16,042,128 千円	7 区域 17,747,364 千円
既設道移管円滑化事業	26 路線 4,398,917 千円	—

(注6)
ウ 水源林勘定

この勘定は、同法人が独立行政法人緑資源機構から承継した森林所有者自らによる造林が困難な
奥地水源地域において行う水源林造成及び中山間地域において水源林造成と一体として行う森林整
備を実施する業務に関する経理を行うものである。

(注6) この勘定の 19 事業年度は、独立行政法人緑資源機構の造林勘定である。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	859,831,278	951,912,281	負債	200,806,127	207,783,651
うち現金及び預金	3,545,842	1,893,361	うち短期借入金	14,602,500	14,877,500
うち水源林	854,610,919	947,791,764	うち長期借入金	163,377,500	172,980,000
			純資産	659,025,150	744,128,629
			資本金	641,085,659	678,255,947
			資本剰余金	17,372,680	65,503,676
			^(注7) 利益剰余金	566,811	369,004

(注7) 20 事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金 263,600 千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	4,622,384	4,900,743
うち財務費用	3,884,432	4,134,985
経常収益	4,827,258	5,165,152
うち国庫補助金等収益	4,243,877	4,520,341
うち財務収益	164,770	246,195
経常利益	204,874	264,408
臨時損失	7,180	—
臨時利益	112	—
当期純利益	197,806	264,408
前中期目標期間繰越積立金取崩額	105,404	—
当期総利益	303,211	264,408
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	303,211	264,408
利益処分額		
積立金	303,211	264,408

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
水源林造成事業植栽	3,300ha	3,785ha

なお、この法人について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(628 ページ参照)を掲記した。

(6) 独立行政法人日本貿易保険

この独立行政法人は、対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に行うことを目的として設置されているものである。その資本金は20 事業年度末現在で 1043 億 5232 万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の 20 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	305,703,390	302,163,949	負債	40,344,635	35,350,260
うち有価証券	222,609,440	212,973,186	うち責任準備金	14,095,807	13,183,667
うち保険代位債権 等	239,785,583	239,280,668	うち預り金	11,881,825	10,485,435
うち貸倒引当金 ^(注1)	△ 210,049,251	△ 201,815,891	純資産	265,358,754	266,813,689
			資本金	104,352,324	104,352,324
			資本剰余金	140,657,563	140,651,545
			利益剰余金 ^(注2)	20,348,866	21,809,819
			うち繰越欠損金	2,774,920	—

(注1) 貸倒引当金は、独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令(平成13年経済産業省令第104号)第7条第2項及び附則第3条第2項の規定に基づき計上することとされている。

(注2) 20事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金24,584,740千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常収益	13,306,230	12,705,829
うち正味収入保険料	10,050,706	9,614,947
経常費用	11,407,550	11,432,832
うち事業費及び一般管理費	7,542,559	7,985,438
経常利益	1,898,680	1,272,996
特別利益	5,071,129	1,865,561
特別損失	8,430,763	86,847,106
当期総損失	1,460,953	83,708,547
(損失の処理)		
当期未処理損失		
当期総損失	1,460,953	83,708,547
前期繰越欠損金	2,774,920	—
損失処理額		
積立金取崩額	—	80,933,627
前中期目標期間繰越積立金取崩額	4,235,873	—
次期繰越欠損金	—	2,774,920

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
保 険 引 受 件 数	138,416 件	228,672 件
引 受 保 険 金 額	9,685,416,532 千円	9,463,334,203 千円
保 険 金 支 払 件 数	301 件	91 件
支 払 保 険 金 額	17,159,408 千円	3,799,649 千円

なお、この法人について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(630ページ参照)を掲記した。

(7) 独立行政法人産業技術総合研究所

この独立行政法人は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的として設置されているものである。その資本金は20事業年度末現在で2860億8612万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の20事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	359,633,729	365,820,959	負債	48,819,839	47,438,535
うち建物	137,985,197	144,608,973	うち運営費交付金	6,175,768	4,810,338
うち土地	111,416,704	114,447,042	うち資産見返負債	24,526,438	25,760,433
			純資産	310,813,890	318,382,424
			資本金	286,086,122	286,086,122
			(注1) 資本剰余金	6,741,227	13,269,039
			(注2) 利益剰余金	17,986,540	19,027,261

(注1) 20事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△90,934,235千円及び損益外減損損失累計額△237,447千円が含まれている。

(注2) 20事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金1,744,541千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	92,571,215	95,188,796
うち研究業務費	80,250,112	82,162,129
経常収益	91,481,949	94,644,508
うち運営費交付金収益	64,180,178	66,313,397
うち受託収益	19,845,324	21,712,741
経常損失	1,089,265	544,287
臨時損失	364,138	423,512
臨時利益	412,683	458,378
当期純損失	1,040,720	509,421
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,274,965	2,641,178
目的積立金取崩額	28,296	—
当期総利益	262,540	2,131,756
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	262,540	2,131,756
利益処分量		
積立金	—	1,923,512
独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けようとする額		〔主務大臣の承認を受けた額〕
研究施設等整備積立金	262,540	208,244

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度 千円	(19 事業年度) 千円
鉱工業の科学技術に関する研究及び開発	59,039,919	61,360,593
計量の標準の設定、計量器の検定、検査、研究及び開発等	7,541,295	7,535,756
地 質 の 調 査	7,087,305	6,859,850

(備考) 20事業年度の財務諸表は、21年10月21日現在のものである。

なお、この法人について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(633ページ参照)を掲記した。

(8) 独立行政法人造幣局

この独立行政法人は、貨幣の製造等を行うとともに、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うことなどにより、通貨制度の安定に寄与すること、勲章、褒章、記章及び金属工芸品の製造等並びに貴金属の品位の証明等であって、公共上の見地から必要とされるものを行うことを目的として設置されているものである。その資本金は20事業年度末現在で668億5726万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の20事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	106,657,405	112,389,620	負債	29,445,067	29,521,015
うち建物	13,488,369	14,725,144	うち退職給付引当 金	21,517,870	22,601,305
うち土地	45,686,849	45,807,490	純資産	77,212,338	82,868,605
			資本金	66,857,260	66,857,260
			(注1)		
			資本剰余金	△ 51,085	223,300
			(注2)		
			利益剰余金	10,406,164	15,788,044

(注1) 20事業年度末の資本剰余金には、損益外減損損失累計額△277,639千円が含まれている。

(注2) 20事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金9,527,664千円が含まれている。

なお、20事業年度において、独立行政法人造幣局法(平成14年法律第40号)第15条第1項の規定により、中期目標の期間の最後の事業年度である19事業年度末の利益剰余金157億8804万余円のうち、62億6038万余円を国庫に納付している。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常収益	29,162,987	28,172,392
うち売上高	28,609,579	27,487,365
経常費用	28,262,061	24,581,195
うち売上原価	22,028,288	17,926,471
経常利益	900,926	3,591,196
特別利益	2,411	1,075
特別損失	24,837	13,284
当期純利益	878,500	3,578,988
目的積立金取崩額	—	127,698
当期総利益	878,500	3,706,687
(注) (利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	878,500	3,706,687
積立金振替額		
目的積立金	—	4
利益処分額		
積立金	410,482	3,706,691
独立行政法人通則法第44条第3 項により主務大臣の承認を受けよ うとする額		
研修・研究・施設改善等積立金	468,017	—

(注) 20事業年度の利益の処分は、21年10月21日現在のものである。

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
貨 幣 の 製 造	1,091,220 千枚	1,120,080 千枚
勲 章、褒 章 の 製 造	28 千個	27 千個
金 属 工 芸 品 の 製 造	47 千個	88 千個
記 念 貨 幣 等 の 販 売	1,421 千セット	757 千セット

なお、この法人について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(637 ページ参照)を掲記した。

(9) 独立行政法人国立印刷局

この独立行政法人は、日本銀行券の製造を行うことなどにより、通貨制度の安定に寄与すること、官報及び法令全書等の刊行物の編集、印刷等を行うことなどにより公共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図るとともに、印紙、郵便切手等の公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うことなどによりその確実な提供を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は20 事業年度末現在で3008 億 0025 万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の20 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸 借 対 照 表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	436,385,434	452,329,920	負債	102,154,418	111,153,445
うち建物	37,358,033	39,170,077	うち退職給付引当 金	89,424,307	93,454,379
うち土地	189,923,637	190,112,883			
			純資産	334,231,015	341,176,474
			資本金	300,800,250	300,800,250
			資本剰余金 (注1)	△1,076,335	△172,797
			利益剰余金 (注2)	34,507,100	40,549,021

(注1) 20 事業年度末の資本剰余金は、損益外減損損失累計額分である。

(注2) 20 事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金26,076,577 千円が含まれている。

なお、20 事業年度において、独立行政法人国立印刷局法(平成14 年法律第41 号)第15 条第1 項の規定により、中期目標の期間の最後の事業年度である19 事業年度末の利益剰余金405 億4902 万余円のうち、144 億7244 万余円を国庫に納付している。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常収益	78,467,579	81,949,963
うち売上高	72,878,757	76,386,619
経常費用	69,991,678	71,874,263
うち売上原価	56,471,291	58,282,682
経常利益	8,475,901	10,075,699
特別利益	13,440	2,364,203
特別損失	58,818	16,064
当期純利益	8,430,522	12,423,838
当期総利益	8,430,522	12,423,838
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	8,430,522	12,423,838
利益処分額		
積立金	8,430,522	12,423,838

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
日本銀行券の売上	3,300,000 千枚	3,300,000 千枚
郵便切手の売上	2,805,972 千枚	3,289,676 千枚
旅券冊子の売上	3,850 千冊	4,686 千冊

なお、この法人について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(640 ページ参照)を掲記した。

(10) 独立行政法人国民生活センター

この独立行政法人は、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は20 事業年度末現在で91 億 6654 万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の20 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	20,511,397	9,733,041	負債	11,676,380	1,255,661
うち現金及び預金	11,108,568	802,895	うち運営費交付金	9,922,454	—
うち土地	6,340,000	6,340,000	債務		
			うち未払金	1,154,171	342,924
			純資産	8,835,017	8,477,379
			資本金	9,166,546	9,166,546
			資本剰余金 ^(注)	△ 335,680	△ 1,126,303
			利益剰余金	4,150	437,136

(注) 20 事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△1,070,427 千円及び損益外減損損失累計額△1,386 千円が含まれている。

なお、20 事業年度において、独立行政法人国民生活センター法(平成14 年法律第123 号)第11 条第3 項の規定により、中期目標の期間の最後の事業年度である19 事業年度末の利益剰余金4 億 3713 万余円を国庫に納付している。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	3,047,484	3,032,552
うち業務経費	2,450,676	2,306,720
経常収益	3,052,130	3,481,860
うち運営費交付金収益	2,855,037	3,263,478
うち業務収益	114,976	143,295
経常利益	4,646	449,308
臨時損失	498	209
臨時利益	2	50
当期純利益	4,150	449,148
当期総利益	4,150	449,148
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	4,150	449,148
前期繰越欠損金	—	12,012
利益処分額		
積立金	4,150	437,136

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
報道機関等を通じた苦情事例等に関する情報提供件数	59 件	33 件
全国消費生活情報ネットワーク・システムによる情報収集件数	938,720 件	1,049,765 件
商品テスト実施件数	80 件	68 件

なお、この法人について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(643ページ参照)を掲記した。

(11) 独立行政法人農畜産業振興機構

この独立行政法人は、主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は20事業年度末現在で309億5961万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の会計は、畜産、野菜、砂糖、でん粉、補給金等、肉用子牛及び債務保証の7勘定に区分して経理されている。なお、生糸勘定に区分して経理されていた輸入生糸の売買保管業務及び蚕糸業振興事業に対する補助業務等は、20年4月11日をもって終了したことにより、同勘定は廃止された。

同法人の勘定別の20事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 畜産勘定

この勘定は、国内産の指定乳製品及び指定食肉の売買保管業務等並びに国内産牛乳の学校給食用供給事業に対する補助業務及び畜産業振興事業に対する補助業務等に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	225,846,005	267,320,332	負債	195,009,158	232,916,764
うち現金及び預金	185,948,142	227,905,959	うち運営費交付金 債務	70,853	—
うち投資有価証券	29,793,569	29,290,655	うち調整資金	112,094,748	143,735,696
			うち畜産業振興資 金	70,046,070	82,334,546
			純資産	30,836,847	34,403,567
			資本金	29,966,262	29,966,262
			(注1) 利益剰余金	870,584	4,437,305

(注1) 20 事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金 869,987 千円が含まれている。

なお、20 事業年度において、独立行政法人農畜産業振興機構法(平成 14 年法律第 126 号。以下「機構法」という。)第 13 条第 3 項の規定により、中期目標の期間の最後の事業年度である 19 事業年度末の利益剰余金 44 億 3730 万余円のうち、35 億 6731 万余円を国庫に納付している。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	141,304,407	115,091,584
うち業務経費	125,059,831	81,575,620
経常収益	117,338,514	74,841,498
うち運営費交付金収益	376,113	664,445
うち補助金等収益	113,215,225	71,918,051
経常損失	23,965,893	40,250,086
臨時損失	501,625	257
臨時利益	24,468,116	40,543,839
当期純利益	597	293,495
当期総利益	597	293,495
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	597	293,495
利益処分額		
積立金	597	293,495

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
畜産業振興事業に対する 補助	49 事業項目 122,362,409 千円	33 事業項目 78,915,947 千円
学校給食用牛乳供給事業 に対する補助に係る供給 実績	381,875kl	384,487kl

イ 野菜勘定

この勘定は、指定野菜生産者補給交付金及び契約指定野菜生産者補給交付金の交付業務等並びに野菜農業振興事業に対する補助業務等に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	93,559,543	93,956,685	負債	93,266,403	93,544,882
うち現金及び預金	15,341,653	15,685,128	うち野菜生産出荷 安定資金	81,573,486	82,475,455
うち投資有価証券	69,031,727	71,278,529	うち野菜農業振興 資金	10,705,653	10,258,100
			純資産	293,139	411,802
			資本金	293,139	293,139
			利益剰余金	—	118,663

なお、20 事業年度において、機構法第 13 条第 3 項の規定により、中期目標の期間の最後の事業年度である 19 事業年度末の利益剰余金 1 億 1866 万余円を国庫に納付している。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	18,642,618	20,999,557
うち業務経費	18,240,899	20,639,906
経常収益	18,642,618	20,997,578
うち補助金等収益	17,230,602	19,502,779
うち財務収益	1,410,087	1,491,788
経常損失	—	1,979
臨時利益	—	1,979
当期純利益	—	—
当期総利益	—	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
指定野菜生産者補給交付 金の交付	16,420,697 千円	18,834,187 千円
野菜農業振興事業に対す る補助	6 事業項目 441,487 千円	2 事業項目 395,418 千円

ウ 砂糖勘定

〔 この勘定は、輸入に係る指定糖及び異性化糖等の売買業務、甘味資源作物交付金及び国内産糖交
付金の交付業務等に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	2,099,724	1,969,676	負債	58,308,890	44,651,029
うち現金及び預金	1,056,159	965,750	うち運営費交付金 債務	285,678	—
うち未収金	847,715	806,275	うち短期借入金	47,735,195	23,568,073
			純資産	△ 56,209,166	△ 42,681,352
			繰越欠損金	56,209,166	42,681,352

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	74,313,188	52,969,406
うち業務経費	73,677,012	52,203,654
経常収益	60,761,249	60,097,245
うち運営費交付金収益	876,016	1,352,855
うち糖価調整事業収入	49,589,722	51,644,538
経常利益(△経常損失)	△ 13,551,939	7,127,839
臨時損失	107	638
臨時利益	24,233	264,717
当期純利益(△当期純損失)	△ 13,527,813	7,391,917
当期総利益(△当期総損失)	△ 13,527,813	7,391,917
(損失の処理)		
当期未処理損失		
当期総利益(△当期総損失)	△ 13,527,813	7,391,917
前期繰越欠損金	42,681,352	50,073,270
損失処理額	—	—
次期繰越欠損金	56,209,166	42,681,352

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
輸入に係る指定糖の売買	1,339,610 t	1,397,665 t
国内産糖交付金の交付	対象数量 822,628 t	459,275 t
	交付金額 27,672,867 千円	25,256,898 千円
甘味資源作物交付金の交付	対象数量 1,516,787 t	1,170,573 t
	交付金額 26,003,265 千円	19,588,802 千円

エ でん粉勘定

この勘定は、輸入に係る指定でん粉等の売買業務、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付業務等に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	1,612,376	1,468,632	負債	3,002,541	984,787
うち現金及び預金	283,715	244,484	うち運営費交付金 債務	178,403	—
うち未収金	1,317,652	1,215,319	うち短期借入金	2,541,305	727,822
			純資産	△ 1,390,164	483,845
			繰越欠損金	1,390,164	—
			利益剰余金	—	483,845

なお、20 事業年度において、機構法第 13 条第 3 項の規定により、中期目標の期間の最後の事業年度である 19 事業年度末の利益剰余金 4 億 8384 万余円のうち、1 億 0757 万余円を国庫に納付している。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	14,177,291	6,865,872
うち業務経費	14,056,456	6,756,967
経常収益	12,405,756	7,349,718
うち運営費交付金収益	339,258	506,118
うちでん粉価格調整事業収入	11,994,634	6,842,938
経常利益(△経常損失)	△ 1,771,535	483,845
臨時損失	50	—
臨時利益	5,148	—
当期純利益(△当期純損失)	△ 1,766,436	483,845
前中期目標期間繰越積立金取崩額	376,272	—
当期総利益(△当期総損失)	△ 1,390,164	483,845
(利益の処分又は損失の処理)		
当期未処分利益又は当期未処理損失		
当期総利益(△当期総損失)	△ 1,390,164	483,845
利益処分量		
積立金	—	483,845
次期繰越欠損金	1,390,164	—

(ウ) 主な業務実績

区 分		20 事業年度	(19 事業年度)
輸入に係る指定でん粉等の売買		3,617,401 t	1,755,433 t
でん粉原料用いも交付金の交付	対象数量	148,613 t	145,278 t
	交付金額	3,857,256 千円	3,771,180 千円
国内産いもでん粉交付金の交付	対象数量	166,808 t	69,754 t
	交付金額	3,037,334 千円	1,206,656 千円

オ 生糸勘定

〔 この勘定は、輸入生糸の売買保管業務及び蚕糸業振興事業に対する補助業務等に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	(注2) 20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	(注2) 20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	684,306	684,489	負債	729	338,288
うち現金及び預金	683,980	684,163	うち未払費用	536	536
			純資産	683,577	346,200
			資本金	5,030,300	5,030,300
			繰越欠損金	4,346,722	4,684,099

(注2) 20 事業年度末は 20 年 4 月 10 日

なお、勘定廃止後における残余財産 6 億 8357 万余円を 20 年 10 月 15 日に国庫に納付している。

(イ) 損益計算書

区 分	(注3) 20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	—	894,760
うち業務経費	—	833,947
経常収益	—	1,820,352
うち運営費交付金収益	—	154,522
うち補助金等収益	—	1,430,518
経常利益	—	925,592
臨時損失	—	6,953
臨時利益	337,376	204,936
当期純利益	337,376	1,123,575
当期総利益	337,376	1,123,575
(損失の処理)		
当期末処理損失		
当期総利益	337,376	1,123,575
前期繰越欠損金	4,684,099	5,807,674
損失処理額	—	—
次期繰越欠損金	4,346,722	4,684,099

(注3) 20 事業年度は 20 年 4 月 1 日から 10 日まで

(ウ) 主な業務実績

区 分	(注4) 20 事業年度	(19 事業年度)
輸入申告に係る生糸の売 買	—	13,208 俵

(注4) 20 事業年度は 20 年 4 月 1 日から 10 日まで

カ 補給金等勘定

この勘定は、加工原料乳についての生産者補給交付金の交付業務及び輸入乳製品の売買保管業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	36,389,417	32,369,593	負債	4,697,976	5,225,274
うち現金及び預金	36,375,482	32,162,147	うち未払金	4,122,142	4,242,917
うち未収収益	13,485	73,173	うち退職給付引当 金	394,121	380,958
			純資産	31,691,441	27,144,318
			(注5) 利益剰余金	31,691,441	27,144,318

(注5) 20 事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金 25,653,258 千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	34,754,506	32,157,674
うち業務経費	34,218,008	31,869,150
経常収益	40,792,690	34,021,499
うち補助金等収益	18,492,180	19,064,103
うち輸入乳製品売渡収入	22,052,174	14,777,343
経常利益	6,038,183	1,863,825
当期純利益	6,038,183	1,863,825
当期総利益	6,038,183	1,863,825
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	6,038,183	1,863,825
利益処分額		
積立金	1,207,636	372,765
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第20条の3により農林水産大臣の承認を受けた額		
畜産勘定への繰入額	4,830,546	1,491,060

(ウ) 主な業務実績

区 分		20 事業年度	(19 事業年度)
生産者補給交付金の交付	対 象 数 量	1,844,029 t	1,961,398 t
	交 付 金 額	21,697,161 千円	20,692,758 千円
(注6) ホエイ及び調製ホエイ	買 入 れ	5,707 t	3,811 t
	売 渡 し	5,707 t	3,811 t

(注6) ホエイは、生乳を乳酸菌で発酵させるなどしてできた乳清を粉末状にしたもの

キ 肉用子牛勘定

この勘定は、肉用子牛についての生産者補給交付金及び生産者積立助成金の交付業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	625,460	636,662	負債	296,897	287,651
うち現金及び預金	131,351	109,199	うち運営費交付金	1,667	—
うち投資有価証券	249,229	249,075	債務		
			うち未払金	241,121	213,013
			純資産	328,562	349,011
			資本金	328,562	328,562
			利益剰余金	—	20,448

なお、20 事業年度において、機構法第13条第3項の規定により、中期目標の期間の最後の事業年度である19 事業年度末の利益剰余金2044 万余円を国庫に納付している。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	15,879,543	7,763,124
うち業務経費	15,789,430	7,663,795
経常収益	15,878,840	7,779,063
うち運営費交付金収益	151,858	175,138
うち業務財源受入	15,723,358	7,600,281
経常利益(△経常損失)	△ 702	15,939
臨時利益	702	4,509
当期純利益	—	20,448
当期総利益	—	20,448
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	—	20,448
利益処分額		
積立金	—	20,448

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
生産者補給交付金の交付	10,281,727 千円	2,158,678 千円
生産者積立助成金の交付	4,303,246 千円	4,258,055 千円

ク 債務保証勘定

〔 この勘定は、農畜産業振興事業団が乳業者等の借入金に対して行った債務保証契約に係る業務に
 関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	378,208	391,621	負債	2,002	1,949
うち現金及び預金	38,143	50,494	うち賞与引当金	61	67
うち投資有価証券	340,000	340,000	うち退職給付引当 金	1,911	1,850
			純資産	376,205	389,672
			資本金	371,650	371,650
			利益剰余金	4,554	18,021

なお、20 事業年度において、機構法第 13 条第 3 項の規定により、中期目標の期間の最後の事業年度である 19 事業年度末の利益剰余金 1802 万余円を国庫に納付している。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	1,565	1,378
うち業務経費	793	632
経常収益	5,165	5,134
うち財務収益	5,165	5,133
経常利益	3,600	3,755
臨時利益	954	1,758
当期純利益	4,554	5,513
当期総利益	4,554	5,513
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	4,554	5,513
利益処分類		
積立金	4,554	5,513

なお、この法人について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(646 ページ参照)を掲記した。

(12) 独立行政法人国際協力機構

この独立行政法人は、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行うことなどにより、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として設置されているものである。

なお、同法人は、20年10月1日に、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律(平成18年法律第100号)の施行により、旧国際協力銀行から有償の資金供与による協力の実施業務である海外経済協力業務を承継することとなり、また、機動的な実施の確保等の必要に基づき外務省が自ら実施するものを除く無償の資金供与による協力の業務を実施することとなった。

同法人の業務のうち、有償資金協力部門(977 ページ参照)で実施している上記有償の資金供与による協力の実施業務を除く業務に関する会計は一般勘定に区分して経理されている。

一般勘定の資本金は20事業年度末現在で833億3286万余円(全額国の出資)となっていて、20事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	140,144,730	106,752,582	負債	67,541,083	32,285,826
うち現金及び預金	66,868,302	37,362,258	うち運営費交付金	15,471,484	6,898,768
うち建物	34,912,011	34,190,424	債務		
			うち無償資金協力 事業資金	30,886,582	—
			純資産	72,603,647	74,466,756
			資本金	83,332,866	83,332,866
			(注1) 資本剰余金	△ 13,414,926	△ 11,225,025
			(注2) 利益剰余金	2,685,707	2,358,914

(注1) 20事業年度末の資本剰余金には、損益外減価却累計額△12,059,366千円及び損益外減損損失累計額△958,037千円が含まれている。

(注2) 20事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金2,294,366千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	154,630,258	157,899,702
うち業務費	143,265,244	144,834,553
経常収益	155,023,706	153,145,575
うち運営費交付金収益	144,475,171	148,122,292
うち無償資金協力事業資金収入	5,563,000	—
経常利益(△経常損失)	393,448	△ 4,754,126
臨時損失	66,655	16,132
臨時利益	—	6,716
当期純利益(△当期純損失)	326,792	△ 4,763,542
前中期目標期間繰越積立金取崩額	25,217	4,802,873
当期総利益	352,009	39,330
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	352,009	39,330
利益処分額		
積立金	352,009	39,330

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
技術協力の実施に関する業務		
技術研修員受入	8,685 人	8,878 人
技術協力プロジェクト調査団派遣	624 件	546 件
専門家派遣	4,142 人	4,744 人
機材供与	3,137,031 千円	3,030,337 千円
開発調査プロジェクト調査	148 件	200 件
無償資金協力事業に関する業務		
無償資金供与	12 件	—

なお、この法人について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(649ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項2件(649、651ページ参照)を掲記した。

(13) 独立行政法人国際交流基金

この独立行政法人は、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は20事業年度末現在で1129億7085万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の20事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	112,417,862	112,414,918	負債	3,390,347	2,261,116
うち投資有価証券	84,759,463	82,447,669	うち運営費交付金	1,022,779	382,479
うち建物	9,899,942	10,257,579	債務		
			うち未払金	881,410	878,407
			うち資産見返運営 費交付金	725,078	765,040
			純資産	109,027,515	110,153,802
			資本金	112,970,859	112,970,859
			資本剰余金 ^(注)	△ 2,901,029	△ 2,297,514
			繰越欠損金	1,039,837	507,970

(注) 20 事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△3,345,941 千円、損益外減損損失累計額△126 千円及び民間出
えん金 900,372 千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	17,235,717	17,816,129
うち日本語教育事業費	4,233,415	3,870,843
うち在外事業費	3,983,482	4,085,306
経常収益	16,703,952	16,539,829
うち運営費交付金収益	12,083,298	12,587,326
うち運用収益	2,145,868	2,105,373
経常損失	531,764	1,276,300
臨時損失	58,261	2,275
臨時利益	58,159	2,275
当期純損失	531,866	1,276,300
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	768,329
当期総損失	531,866	507,970
(損失の処理)		
当期未処理損失		
当期総損失	531,866	507,970
前期繰越欠損金	507,970	—
次期繰越欠損金	1,039,837	507,970

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
文化芸術交流事業		
海外公演	158 件	111 件
海外日本語事業		
日本語教育専門家派遣	106 件	112 件
海外日本研究・知的交流 事業		
知的交流会議	103 件	83 件

なお、この法人について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1
件 (654 ページ参照) を掲記した。

(14) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

この独立行政法人は、石油代替エネルギーに関する技術等及び鉱工業の技術に関し、次の業務を国際的に協調しつつ総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もって内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保等に資することを目的として設置されているものである。

- ① 民間の能力を活用して行う研究開発
- ② 民間において行われる研究開発の促進
- ③ これらの技術の利用の促進等

その資本金は20事業年度末現在で1293億5815万余円(うち国の出資1291億4267万余円)となっている。

同法人の会計は、一般、電源利用、エネルギー需給、基盤技術研究促進、鉱工業承継、石炭経過及び特定事業活動等促進経過の7勘定に区分して経理されており、その勘定別の20事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	11,222,809	26,291,769	負債	8,334,674	22,250,391
うち現金及び預金	5,535,715	21,783,446	うち運営費交付金	1,880,137	—
うち未収金	3,020,029	1,401,682	債務		
			うち未払金	4,757,895	20,144,706
			純資産	2,888,134	4,041,378
			資本金	2,603,327	2,603,327
			(注1) 資本剰余金	△ 228,842	△ 50,800
			(注2) 利益剰余金	513,648	1,488,851

(注1) 20事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△47,372千円及び損益外減損損失累計額△171,905千円が含まれている。

(注2) 20事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金16,912千円が含まれている。

なお、20事業年度において、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成14年法律第145号。以下「機構法」という。)第19条第3項の規定により、中期目標の期間の最後の事業年度である19事業年度末の利益剰余金14億8885万余円のうち、14億4967万余円を国庫に納付している。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	45,115,084	46,203,041
うち業務費	42,874,389	43,681,974
経常収益	45,591,779	46,749,493
うち運営費交付金収益	40,046,987	43,125,887
うち補助金等収益	3,884,417	2,705,288
経常利益	476,695	546,452
臨時損失	3,217	447
臨時利益	996	192
当期純利益	474,474	546,197
前中期目標期間繰越積立金取崩額	22,262	—
当期総利益	496,736	546,197
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	496,736	546,197
利益処分量		
積立金	496,736	546,197

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度 千円	(19 事業年度) 千円
バイオテクノロジー・医療技術開発事業	12,065,723	13,773,146
研究開発推進事業	7,937,577	9,063,987
ナノテクノロジー・材料技術開発事業	6,492,287	6,261,150

イ 電源利用勘定

この勘定は、発電に利用する技術の開発及び導入等の電源利用対策業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	4,230,446	16,974,628	負債	2,985,905	14,665,456
うち現金及び預金	3,421,148	15,795,463	うち運営費交付金債務	2,578,352	—
うち土地	243,862	253,096	うち未払金	274,253	14,411,240
			純資産	1,244,541	2,309,172
			資本金	936,457	936,457
			(注3) 資本剰余金	△ 249,532	△ 54,954
			(注4) 利益剰余金	557,616	1,427,669

(注3) 20 事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△51,773 千円及び損益外減損損失累計額△187,871 千円が含まれている。

(注4) 20 事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金 18,476 千円が含まれている。

なお、20 事業年度において、機構法第 19 条第 3 項の規定により、中期目標の期間の最後の事業年度である 19 事業年度末の利益剰余金 14 億 2766 万余円のうち、13 億 8523 万余円を国庫に納付している。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	10,862,382	18,993,253
うち業務費	10,252,508	16,522,492
経常収益	11,293,903	19,361,952
うち運営費交付金収益	10,671,526	18,709,438
経常利益	431,520	368,699
臨時損失	3,375	656
臨時利益	87,034	378
当期純利益	515,180	368,420
前中期目標期間繰越積立金取崩額	23,960	—
当期総利益	539,140	368,420
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	539,140	368,420
利益処分額		
積立金	539,140	368,420

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度 千円	(19 事業年度) 千円
新エネルギー技術開発事業	9,363,066	15,214,122

ウ エネルギー需給勘定

〔 この勘定は、石油代替エネルギーに関する技術の開発及び導入を行う業務、エネルギーの使用の合理化を促進するための技術の開発及び普及を行う業務等に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	39,849,166	78,831,659	負債	34,457,146	68,406,376
うち現金及び預金	24,074,023	58,946,363	うち運営費交付金	11,174,414	—
うち未収金	3,350,208	5,960,653	債務		
			うち未払金	11,795,613	56,268,409
			純資産	5,392,020	10,425,283
			資本金	5,524,325	5,524,325
			資本剰余金 ^(注5)	△ 391,702	△ 99,872
			利益剰余金 ^(注6)	259,397	5,000,830

(注5) 20 事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△86,235 千円及び損益外減損損失累計額△281,771 千円が含まれている。

(注6) 20 事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金 39,666 千円が含まれている。

なお、20 事業年度において、機構法第 19 条第 3 項の規定により、中期目標の期間の最後の事業年度である 19 事業年度末の利益剰余金 50 億 0083 万余円のうち、49 億 2013 万余円を国庫に納付している。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	147,319,218	159,753,233
うち業務費	141,508,316	155,731,064
経常収益	147,482,671	162,939,120
うち運営費交付金収益	88,377,480	98,441,727
うち補助金等収益	49,899,887	61,734,291
経常利益	163,453	3,185,887
臨時損失	5,311	2,048
臨時利益	20,561	21,849
当期純利益	178,703	3,205,688
前中期目標期間繰越積立金取崩額	41,027	—
当期総利益	219,730	3,205,688
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	219,730	3,205,688
利益処分額		
積立金	219,730	3,205,688

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度 千円	(19 事業年度) 千円
エネルギー使用合理化事業者支援事業	31,277,217	33,904,645
燃料電池・水素技術開発事業	20,487,854	19,388,401
新エネルギー技術開発事業	16,882,889	18,001,261

エ 基盤技術研究促進勘定

〔 この勘定は、民間において行われる鉱工業基盤技術に関する試験研究を促進するための業務に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	10,696,652	10,528,272	負債	217,127	222,804
うち現金及び預金	623,562	410,576	うち退職給付引当金	196,150	186,864
うち投資有価証券	9,994,545	8,992,090			
			純資産	10,479,525	10,305,467
			資本金	53,737,000	51,637,000
			資本剰余金	△ 3	△ 3
			繰越欠損金	43,257,471	41,331,529

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	2,297,269	482,637
うち業務費	2,124,830	306,806
経常収益	387,206	588,878
うち財務収益	179,640	203,483
経常利益(△経常損失)	△ 1,910,063	106,241
臨時損失	15,878	16
当期純利益(△当期純損失)	△ 1,925,941	106,224
当期総利益(△当期総損失)	△ 1,925,941	106,224
(損失の処理)		
当期末処理損失		
当期総利益(△当期総損失)	△ 1,925,941	106,224
前期繰越欠損金	41,331,529	41,437,754
次期繰越欠損金	43,257,471	41,331,529

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度 千円	(19 事業年度) 千円
基盤技術研究促進事業	2,112,160	295,358

オ 鉱工業承継勘定

〔 この勘定は、旧新エネルギー・産業技術総合開発機構が基盤技術研究促進センターから承継した
株式及び貸付金債権を承継し株式の処分等を行う業務に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	18,909,904	19,502,205	負債	889,519	1,609,111
うち貸付金	1,156,176	1,690,565	うち1年内返済予 定長期借入金	484,007	724,699
うち投資有価証券	16,698,158	15,590,781	うち長期借入金	295,042	779,050
			純資産	18,020,384	17,893,094
			資本金	18,392,932	18,392,932
			資本剰余金	42,183	42,183
			繰越欠損金	414,731	542,022

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	151,321	183,304
うち一般管理費	104,632	99,971
経常収益	272,881	279,995
うち財務収益	250,033	233,496
経常利益	121,559	96,690
臨時損失	9,561	8
臨時利益	15,292	21,181
当期純利益	127,290	117,863
当期総利益	127,290	117,863
(損失の処理)		
当期末処理損失		
当期総利益	127,290	117,863
前期繰越欠損金	542,022	659,885
次期繰越欠損金	414,731	542,022

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
貸付金回収金額	534,459 千円	1,110,952 千円
事業年度末貸付金残高件数	22 件	27 件
金 額	1,166,396 千円	1,700,855 千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類		
一般債権	1,056,195 千円	1,567,285 千円
貸倒懸念債権	99,980 千円	123,280 千円
破産更生債権等	10,220 千円	10,290 千円
貸倒引当金	76,826 千円	91,872 千円
〔(注) 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により算定した額を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し算定した回収不能見込額を計上している。〕		

カ 石炭経過勘定

〔 この勘定は、買収炭鉱に係る管理業務、債権管理・回収等業務、鉱害賠償のための担保管理等業務等に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末(千円)	19 事業年度末(千円)	区 分	20 事業年度末(千円)	19 事業年度末(千円)
資産	50,322,413	53,572,262	負債	3,341,652	4,099,336
うち投資有価証券	36,503,703	—	うち鉱害賠償担保預り金	1,681,381	1,702,877
うち破産更生債権等	18,693,780	20,693,662	うち退職給付引当金	1,176,905	2,003,208
			純資産	46,980,761	49,472,925
			資本金	47,664,108	64,117,327
			(注7) 資本剰余金	△ 247,152	△ 64,523
			繰越欠損金	436,194	14,579,878

(注7) 20 事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△27,655 千円及び損益外減損損失累計額△176,066 千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	1,865,330	5,296,810
うち一般管理費	1,228,120	1,319,336
経常収益	546,955	342,916
うち財務収益	502,954	320,726
経常損失	1,318,374	4,953,893
臨時損失	9,389	235
臨時利益	891,569	—
当期純損失	436,194	4,954,128
当期総損失	436,194	4,954,128
(損失の処理)		
当期末処理損失		
当期総損失	436,194	4,954,128
前期繰越欠損金	—	9,625,749
次期繰越欠損金	436,194	14,579,878

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
貸付金回収金額	2,290,612 千円	1,140,715 千円
事業年度末貸付金残高件数	38 件	50 件
貸付金総額	18,916,190 千円	21,206,802 千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類		
一般債権	222,410 千円	513,140 千円
破産更生債権等	18,693,780 千円	20,693,662 千円
貸倒引当金	8,962,382 千円	8,962,382 千円
〔(注) 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により算定した額を、破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し算定した回収不能見込額を計上している。〕		

キ 特定事業活動等促進経過勘定

〔 この勘定は、同法人が産業基盤整備基金より承継した、リサイクル設備等の設置又は改善を行う事業者の借入に係る債務保証業務に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末(千円)	19 事業年度末(千円)	区 分	20 事業年度末(千円)	19 事業年度末(千円)
資産	598,971	626,823	負債	17	19
うち現金及び預金	352,427	473,747	うち賞与引当金	13	15
うち破産更生債権等	299,270	299,270	純資産	598,954	626,803
			資本金	500,000	500,000
			利益剰余金	98,954	126,803

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	346	62,348
うち一般管理費	346	7,122
経常収益	5,506	5,948
うち財務収益	5,137	4,808
経常利益(△経常損失)	5,159	△ 56,399
臨時利益	93,795	—
当期純利益(△当期純損失)	98,954	△ 56,399
当期総利益(△当期総損失)	98,954	△ 56,399
(利益の処分又は損失の処理)		
当期末処分利益又は当期末処理損失		
当期総利益(△当期総損失)	98,954	△ 56,399
利益処分額又は損失処理額		
積立金	98,954	—
積立金取崩額	—	56,399

(ウ) 主な業務実績

区 分		20 事業年度	(19 事業年度)
事業年度末債務保証残高	事業 者	—	1 者
	保 証 額	—	445,500 千円
保 証 料 収 入	金 額	365 千円	1,008 千円

なお、この法人について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(646 ページ参照)を掲記した。

(15) 独立行政法人科学技術振興機構

この独立行政法人は、新技術の創出に資することとなる科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は20事業年度末現在で1938億8165万余円(うち国の出資1938億2455万余円)となっている。

同法人の会計は、一般及び文献情報提供の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の20事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

(ア) 貸借対照表

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人 (15) 独立行政法人科学技術振興機構

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	115,954,760	116,866,215	負債	50,692,060	49,479,426
うち建物	27,147,226	28,248,428	うち運営費交付金 債務	10,389,107	6,143,109
うち工具器具備品	15,311,106	18,019,505	うち資産見返運営 費交付金	33,925,504	36,253,397
			純資産	65,262,699	67,386,789
			資本金	99,747,560	99,747,560
			(注1) 資本剰余金	△ 35,211,840	△ 32,623,913
			(注2) 利益剰余金	726,979	263,142

(注1) 20 事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△14,712,116 千円及び損益外減損損失累計額△1,365 千円が含まれている。

(注2) 20 事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金 749 千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	102,995,773	102,769,006
うち業務費	99,830,103	99,458,786
経常収益	103,443,713	103,122,537
うち運営費交付金収益	90,926,021	87,219,325
うち受託収入	2,111,256	2,470,163
経常利益	447,939	353,531
臨時損失	3,665,031	8,659,527
臨時利益	3,717,546	8,604,561
法人税、住民税及び事業税	36,618	37,491
当期純利益	463,836	261,074
前中期目標期間繰越積立金取崩額	679	639
当期総利益	464,516	261,713
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	464,516	261,713
利益処分額		
積立金	424,088	223,664
独立行政法人通則法第44条第3 項により主務大臣の承認を受けよ うとする額		[主務大臣の承 認を受けた額]
業務充実改善・施設改修等積立 金	40,428	38,049

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度 千円	(19 事業年度) 千円
新技術の創出に資する研 究事業	59,166,770	59,578,773
新技術の企業化開発の推 進事業	18,585,215	17,966,458
科学技術情報の流通促進 事業	5,938,992	5,671,511
科学技術に関する研究開 発に係る交流・支援事業	3,069,308	3,954,143
科学技術に関する知識の 普及、国民の関心・理解 の増進事業	9,786,569	9,023,911

イ 文献情報提供勘定

この勘定は、科学技術に関する論文その他の文献(磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録されたものを含む。)に係る情報(専ら科学技術に関する研究開発に係る交流を促進するための情報を除く。)を抄録その他の容易に検索することができる形式で提供すること(国際協力を目的として我が国の科学技術に関する情報を外国に提供することを除く。)を目的として行う業務及びこれに附帯する業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	18,614,427	19,218,504	負債	943,495	1,340,774
うち建物	2,557,573	2,725,035	うち未払費用	302,520	392,540
うち土地	4,580,220	4,580,220	うち退職給付引当 金	281,036	489,996
			純資産	17,670,932	17,877,730
			資本金	94,134,090	94,134,090
			(注3) 資本剰余金	18,756	14,935
			繰越欠損金	△ 76,481,914	△ 76,271,295

(注3) 20 事業年度末の資本剰余金には、損益外減損損失累計額△10,192 千円が計上されている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	5,112,896	5,745,073
うち業務費	4,864,067	5,468,567
経常収益	4,750,918	4,922,880
うち科学技術情報売上高	4,468,443	4,600,161
経常損失	361,977	822,192
臨時損失	34,827	652
臨時利益	190,814	49,793
法人税、住民税及び事業税	4,628	4,640
当期純損失	210,619	777,691
当期総損失	210,619	777,691
(損失の処理)		
当期未処理損失		
当期総損失	210,619	777,691
前期繰越欠損金	76,271,295	75,493,603
損失処理額	—	—
次期繰越欠損金	76,481,914	76,271,295

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度 千円	(19 事業年度) 千円
科学技術に関する文献情 報の提供事業	5,112,896	5,745,073

(備考) 20 事業年度の財務諸表は、21 年 10 月 21 日現在のものである。

なお、この法人について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項 1 件(643 ページ参照)を掲記した。

(16) 独立行政法人日本学術振興会

この独立行政法人は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は20事業年度末現在で10億6358万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の20事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	8,384,605	7,376,164	負債	6,871,113	4,704,726
うち現金及び預金	5,606,943	4,748,989	うち預り補助金等	3,054,458	2,738,845
			うち未払金	2,277,853	678,339
			うち長期預り寄附金	807,520	811,190
			純資産	1,513,491	2,671,438
			資本金	1,063,587	1,063,587
			基本金	1,520	1,520
			資本剰余金 ^(注)	△ 222,273	△ 193,517
			利益剰余金	670,658	1,799,848

(注) 20事業年度の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△222,255千円及び損益外減損損失累計額△1,713千円が計上されている。

なお、20事業年度において、独立行政法人日本学術振興会法(平成14年法律第159号)第18条第3項の規定により、中期目標の期間の最後の事業年度である19事業年度末の利益剰余金17億9984万余円のうち、17億2053万余円を国庫に納付している。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	154,696,896	156,927,828
うち業務費	154,165,432	156,369,922
経常収益	155,289,008	158,648,568
うち運営費交付金収益	28,728,622	30,049,871
うち補助金等収益	125,295,461	127,476,276
経常利益	592,111	1,720,740
臨時損失	—	11,522
住民税	70	70
当期純利益	592,041	1,709,147
前中期目標期間繰越積立金取崩額	78,616	—
当期総利益	670,658	1,709,147
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	670,658	1,709,147
利益処分量		
積立金	670,658	1,709,147

(ウ) 主な業務実績

区 分		20 事業年度	(19 事業年度)
科学研究費補助事業	交付件数	40,126 件	39,478 件
	交付金額	123,622,567 千円	126,836,502 千円
特別研究員の採用		5,129 人	4,647 人

(備考) 20 事業年度の財務諸表は、21 年 10 月 21 日現在のものである。

なお、この法人について検査した結果、不当事項 1 件((574) : 657 ページ参照)を掲記した。

(17) 独立行政法人宇宙航空研究開発機構

この独立行政法人は、大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術(宇宙に関する科学技術をいう。以下同じ。)に関する基礎研究及び宇宙に関する基盤的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、平和の目的に限り、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は 20 事業年度末現在で 5444 億 0806 万余円(うち国の出資 5444 億 0194 万余円)となっている。

同法人の 20 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	715,772,914	712,316,928	負債	321,019,720	295,803,763
うち人工衛星	196,395,827	85,051,011	うち運営費交付金 債務	6,706,390	—
うち建設仮勘定	152,091,390	338,948,162	うち前受金	40,502,195	30,262,117
			うち資産見返負債	220,065,094	244,607,078
			純資産	394,753,193	416,513,165
			資本金 (注1)	544,408,060	544,408,060
			資本剰余金 (注2)	△ 181,872,815	△ 144,726,705
			利益剰余金	32,217,948	16,831,809

(注1) 20 事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△172,308,973 千円及び損益外減損損失累計額△109,460 千円が含まれている。

(注2) 20 事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金 13,531,063 千円が含まれている。

なお、20 事業年度において、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成 14 年法律第 161 号)第 23 条第 3 項の規定により、中期目標の期間の最後の事業年度である 19 事業年度末の利益剰余金 168 億 3180 万余円のうち、2 億 5486 万余円を国庫に納付している。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	211,604,317	237,031,478
うち業務費	175,917,801	181,264,443
経常収益	227,273,563	243,758,053
うち運営費交付金収益	86,171,876	101,435,994
うち受託収入	28,970,485	49,813,618
経常利益	15,669,246	6,726,575
臨時損失	287,525	3,071,587
臨時利益	280,741	13,828,304
法人税、住民税及び事業税	21,459	23,117
当期純利益	15,641,002	17,460,175
前中期目標期間繰越積立金取崩額	3,045,882	—
当期総利益	18,686,885	17,460,175
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	18,686,885	17,460,175
前期繰越欠損金	—	628,366
利益処分額		
積立金	18,686,885	16,831,809

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度 千円	(19 事業年度) 千円
衛星による宇宙利用に係る業務	40,807,425	44,995,754
宇宙科学研究に係る業務	19,179,847	28,383,387
国際宇宙ステーションに係る業務	34,603,004	15,635,657
宇宙輸送に係る業務	23,300,654	26,225,967
宇宙航空技術基盤の強化に係る業務	20,015,340	24,163,260

なお、この法人について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(659ページ参照)を掲記した。

(18) 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

この独立行政法人は、高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務等を行うことにより、高齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は20事業年度末現在で122億2758万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の会計は、高齢・障害者雇用支援、障害者職業能力開発及び障害者雇用納付金の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の20事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 高齡・障害者雇用支援勘定

この勘定は、高年齢者等の雇用に係る給付金の支給、高年齢者等の雇用に係る相談その他の援助、高齡期の職業生活設計に係る助言又は指導、障害者職業センターの設置運営等に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	13,417,935	20,074,430	負債	2,531,052	3,112,170
うち建物	3,735,054	3,796,961	うち運営費交付金	1,345,952	—
うち土地	6,181,468	6,181,468	債務		
			うち未払金	451,384	963,554
			純資産	10,886,883	16,962,259
			資本金	11,494,291	11,494,291
			(注1) 資本剰余金	△610,875	△502,539
			利益剰余金	3,466	5,970,508

(注1) 20 事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△743,327 千円及び損益外減損損失累計額△27,105 千円が含まれている。

なお、20 事業年度において、独立行政法人高齡・障害者雇用支援機構法(平成 14 年法律第 165 号。以下「機構法」という。)第 14 条第 3 項の規定により、中期目標の期間の最後の事業年度である 19 事業年度末の利益剰余金 59 億 7050 万余円を国庫に納付している。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	44,967,746	47,671,885
うち高齡者雇用支援事業費	35,393,531	38,218,991
うち障害者雇用支援事業費	8,750,312	8,600,527
経常収益	44,975,063	53,691,835
うち運営費交付金収益	15,338,682	21,817,259
うち補助金等収益	29,572,421	31,772,034
経常利益	7,316	6,019,950
臨時損失	3,850	50,091
臨時利益	—	247,368
当期純利益	3,466	6,217,227
当期総利益	3,466	6,217,227
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	3,466	6,217,227
前期繰越欠損金	—	246,719
利益処分額		
積立金	3,466	5,970,508

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
高齡者雇用支援事業		
給付金の支給	45,050 件	45,725 件
	29,563,312 千円	31,721,193 千円
障害者雇用支援事業		
障害者職業センターの設置運営	51 センター	51 センター

イ 障害者職業能力開発勘定

〔この勘定は、障害者職業能力開発校の運営等に関する経理を行うものである。〕

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	158,949	231,857	負債	152,508	110,055
うち現金及び預金	120,746	160,808	うち運営費交付金	72,645	—
うち工具器具備品	37,642	69,113	債務		
			うち未払金	32,969	33,267
			純資産	6,441	121,801
			資本金	30,117	30,117
			資本剰余金 ^(注2)	△ 25,806	△ 23,488
			利益剰余金	2,130	115,173

(注2) 20 事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△11,908 千円及び損益外減損損失累計額△376 千円が含まれている。

なお、20 事業年度において、機構法第 14 条第 3 項の規定により、中期目標の期間の最後の事業年度である 19 事業年度末の利益剰余金 1 億 1517 万余円を国庫に納付している。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	672,408	668,508
うち障害者職業能力開発事業費	548,894	548,909
経常収益	674,538	829,448
うち運営費交付金収益	667,765	823,816
経常利益	2,130	160,940
臨時損失	—	41,546
臨時利益	—	57,073
当期純利益	2,130	176,467
当期総利益	2,130	176,467
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	2,130	176,467
前期繰越欠損金	—	61,293
利益処分額		
積立金	2,130	115,173

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
障害者職業能力開発校の運営	2 校	2 校

ウ 障害者雇用納付金勘定

〔 この勘定は、障害者雇用納付金の徴収、障害者を雇用する事業主等に対する助成金の支給等に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	36,285,407	41,616,065	負債	35,648,074	40,973,634
うち現金及び預金	15,313,435	20,543,717	うち退職給付引当 金	1,459,278	1,382,706
うち金銭の信託	20,000,000	20,000,000	うち納付金関係業 務引当金	33,925,368	39,173,365
			純資産	637,333	642,431
			資本金	703,174	703,174
			^(注3) 資本剰余金	△ 68,492	△ 63,393
			利益剰余金	2,651	2,651

(注3) 20 事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△42,758 千円及び損益外減損損失累計額△1,539 千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	23,250,633	23,636,199
うち障害者雇用納付金関係事業費	22,502,654	22,874,869
経常収益	18,002,635	19,561,579
うち納付金収入	17,556,845	19,187,120
うち財務収益	260,810	244,871
経常損失	5,247,997	4,074,619
臨時損失	—	212,895
臨時利益	5,247,997	4,287,514
当期純利益	—	—
当期総利益	—	—
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	—	—
利益処分額	—	—

(ウ) 主な業務実績

区 分		20 事業年度	(19 事業年度)
障害者雇用調整金の支給	件 数	3,340 件	3,084 件
	金 額	6,024,253 千円	5,541,412 千円
報 奨 金 の 支 給	件 数	1,942 件	1,954 件
	金 額	4,728,619 千円	4,681,759 千円
助 成 金 の 支 給	件 数	26,031 件	24,194 件
	金 額	7,630,563 千円	7,751,158 千円

なお、この法人について検査した結果、不当事項1件((575)：664 ページ参照)を掲記した。

(19) 独立行政法人日本貿易振興機構

この独立行政法人は、我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は20 事業年度末現在で828 億9039 万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の20 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	90,403,456	91,874,301	負債	8,782,835	9,096,821
うち土地	30,638,302	30,638,302	うち運営費交付金 債務	1,637,234	793,519
うち建物	14,348,012	14,781,288	うち未払金	3,211,451	4,042,671
			純資産	81,620,621	82,777,480
			資本金 (注1)	82,890,395	83,590,395
			資本剰余金 (注2)	△ 2,273,171	△ 1,762,181
			利益剰余金	934,266	624,660

(注1) 20 事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△2,970,462 千円及び損益外減損損失累計額△4,160 千円が含まれている。

(注2) 20 事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金 33,189 千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	35,516,077	38,114,350
うち業務費	33,451,236	36,021,994
経常収益	35,910,836	37,945,890
うち運営費交付金収益	22,792,739	23,296,082
うち受託収入	5,693,855	7,666,378
経常利益(△経常損失)	394,758	△168,460
臨時損失	88,383	112,755
臨時利益	3,229	10,757
当期純利益(△当期純損失)	309,605	△270,458
前中期目標期間繰越積立金取崩額	33,189	386,637
当期総利益	342,794	116,178
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	342,794	116,178
利益処分数額		
積立金	342,794	116,178

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
対日投資案件発掘・支援 件数	1,279 件	1,259 件

なお、この法人について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(410 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(646 ページ参照)を掲記した。

(20) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

この独立行政法人は、次の業務を行うことなどにより国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設置されているものである。

- ① 鉄道の建設等に関する業務
- ② 鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務
- ③ 運輸技術に関する基礎的研究に関する業務

その資本金は 20 事業年度末現在で 946 億 0318 万余円(うち国の出資 936 億 0318 万余円)となっている。

同法人の会計は、建設、海事、基礎的研究等、助成及び特例業務の5勘定に区分して経理されており、その勘定別の20事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 建設勘定

〔 この勘定は、新幹線、都市鉄道線、民鉄線等の建設及び大規模な改良並びに当該鉄道施設の貸付又は譲渡等の業務に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	6,853,633,276	6,634,850,420	負債	6,555,602,042	6,336,272,491
うち割賦債権	1,907,217,419	1,982,323,264	うち資産見返負債	3,005,240,560	2,770,046,921
うち構築物	1,932,220,439	1,995,383,906	うち長期借入金	1,417,037,957	1,439,923,527
			純資産	298,031,233	298,577,928
			資本金	56,169,929	56,169,929
			(注1) 資本剰余金	236,778,127	238,589,794
			(注2) 利益剰余金	5,083,176	3,818,204

(注1) 20事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△5,676,963千円及び損益外減損損失累計額△777,351千円が含まれている。

(注2) 20事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金3,818,204千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	242,609,704	262,202,969
うち鉄道施設譲渡原価	75,945,379	94,810,980
うち減価償却費	81,434,047	81,294,343
経常収益	243,877,202	263,122,072
うち鉄道施設譲渡収入	96,962,759	117,269,346
うち鉄道施設賃貸収入	86,076,358	83,763,635
経常利益	1,267,498	919,102
臨時損失	2,526	70,420
臨時利益	—	114
当期純利益	1,264,971	848,796
当期総利益	1,264,971	848,796
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	1,264,971	848,796
利益処分別		
積立金	1,264,971	848,796

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
新 幹 線 建 設 (北陸新幹線ほか)	4 線 627km	4 線 627km
貸 付 線 貸 付 (九州新幹線ほか)	12 線 719km	12 線 719km
民 鉄 線 建 設 (みなとみらい21線ほか)	1 線 4 km 2 線 14km	1 線 4km 2 線 14km
都市鉄道利便増進事業 (相鉄・東急直通線ほか)	2 線 12km	2 線 12km

イ 海事勘定

この勘定は、国内海運事業者と費用を分担して国内旅客船及び内航貨物船を共同建造し、当該船舶を同法人と事業者との共有とし、事業者の使用管理させる業務等並びに高度船舶技術の試験研究及び実用化を促進するための技術支援業務等に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	241,409,278	244,997,388	負債	247,537,017	260,669,813
うち船舶未収金	32,054,742	38,035,924	うち鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	78,000,000	71,000,000
うち共有船舶	171,313,264	166,581,539	うち長期借入金	118,185,737	113,229,011
			うち引当金	6,745,873	7,047,352
			純資産	△ 6,127,739	△ 15,672,424
			資本金	38,267,000	30,316,000
			資本剰余金	4,810,621	4,810,621
			繰越欠損金	49,205,360	50,799,045

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	26,919,780	33,190,908
うち減価償却費	22,178,941	25,106,413
うち支払利息	3,172,308	3,947,197
経常収益	28,495,491	34,099,960
うち運営費交付金収益	6,765	27,744
うち船舶使用料収入	26,457,558	30,457,136
うち船舶共有契約解除等損失引当金戻入益	335,131	2,237,367
経常利益	1,575,710	909,052
臨時損失	25	564
臨時利益	18,000	208,571
当期純利益	1,593,685	1,117,058
当期総利益	1,593,685	1,117,058
(損失の処理)		
当期末処理損失		
当期総利益	1,593,685	1,117,058
前期繰越欠損金	50,799,045	51,916,104
次期繰越欠損金	49,205,360	50,799,045

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度		(19 事業年度)	
旅客船建造	2 隻	1,301 総トン	1 隻	199 総トン
貨物船建造	26 隻	47,850 総トン	30 隻	53,993 総トン
高度船舶技術実用化助成業務	3 件	45,370 千円	1 件	58,509 千円
技術支援業務	2 件	142,135 千円	1 件	50,000 千円

ウ 基礎的研究等勘定

〔 この勘定は、運輸技術に関し新たな発想に立った新技術を創出するための独創性、革新性のある基礎的研究を提案公募方式により行う業務等に関する経理を行うものである。 〕

ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	53,169,539	53,295,315	負債	53,123,883	53,241,478
うち現金及び預金	131,112	263,067	うち短期借入金	31,268,000	33,726,000
うち貸付金	52,994,000	52,994,000	うち1年以内返済 予定長期借入金	21,726,000	19,268,000
			うち未払金	80,376	214,090
			純資産	45,656	53,837
			資本金	66,251	66,251
			(注3) 資本剰余金	△ 46,963	△ 46,930
			利益剰余金	26,369	34,516

(注3) 20 事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△185 千円が含まれている。

なお、20 事業年度において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号。以下「機構法」という。)第18条第4項の規定により、中期目標の期間の最後の事業年度である19 事業年度末の利益剰余金 3451 万余円を国庫に納付している。

イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	921,989	1,343,275
うち研究業務費	277,827	312,498
うち支払利息	370,405	453,955
経常収益	948,359	1,133,623
うち運営費交付金収益	339,620	438,267
うち貸付金利息収入	476,112	560,226
経常利益(△経常損失)	26,369	△209,651
臨時損失	0	—
当期純利益(△当期純損失)	26,369	△209,651
当期総利益(△当期総損失)	26,369	△209,651
(利益の処分又は損失の処理)		
当期末処分利益又は当期末処理損失		
当期総利益(△当期総損失)	26,369	△209,651
利益処分額又は損失処理額		
積立金	26,369	—
積立金取崩額	—	209,651

ウ) 主な業務実績

区 分		20 事業年度	(19 事業年度)
基礎的研究業務	課題数	14 件	18 件
	金額	274,360 千円	343,371 千円
内航海運活性化融資業務	件数	4 件	4 件
	金額	52,994,000 千円	52,994,000 千円

エ 助成勘定

〔 この勘定は、新幹線、都市鉄道の建設等に対する助成及び日本国有鉄道に係る債務の償還等の業務に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	4,166,727,050	4,590,778,020	負債	3,512,998,961	3,890,728,588
うち割賦債権	3,820,370,548	4,227,350,654	うち未払金	10,582,436	10,775,143
うち他勘定長期貸付金	308,471,146	318,189,081	うち長期借入金	1,474,899,066	1,769,811,386
			うち他勘定長期借入金	1,639,237,849	1,699,379,233
			純資産	653,728,088	700,049,431
			資本金	100,000	100,000
			(注4) 利益剰余金	653,628,088	699,949,431

(注4) 20 事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金 216,334,404 千円及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第 18 条第 2 項積立金 437,273,826 千円が含まれている。

なお、20 事業年度において、機構法第 18 条第 4 項の規定により、中期目標の期間の最後の事業年度である 19 事業年度末の利益剰余金 6999 億 4943 万余円のうち、1191 万余円を国庫に納付している。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	793,472,588	822,140,835
うち鉄道施設譲渡原価	406,980,105	419,553,977
うち支払利息	194,409,298	213,415,868
経常収益	747,163,176	778,486,550
うち運営費交付金収益	247,037	332,450
うち鉄道施設譲渡収入	627,206,816	661,422,865
うち補助金等収益	118,612,872	115,801,336
経常損失	46,309,411	43,654,284
臨時損失	15	60
当期純損失	46,309,427	43,654,345
前中期目標期間繰越積立金取崩額	46,329,285	—
当期総利益(△当期総損失)	19,857	△ 43,654,345
(利益の処分又は損失の処理)		
当期末処分利益又は当期末処理損失		
当期総利益(△当期総損失)	19,857	△ 43,654,345
利益処分額又は損失処理額		
積立金	19,857	—
積立金取崩額	—	43,654,345

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
補助金交付業務	32,855,454 千円	39,219,481 千円

オ 特例業務勘定

この勘定は、日本国有鉄道の役員又は職員であった者等に係る年金の給付に要する費用等の支払、日本鉄道建設公団から承継した土地その他の資産の処分等の業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	3,431,651,578	3,503,392,417	負債	2,076,507,648	2,159,230,186
うち処分用資産	231,523,428	221,607,571	うち未払金	4,618,155	5,725,884
うち他勘定長期貸付金	1,639,237,849	1,699,379,233	うち引当金	2,067,871,270	2,152,850,258
			純資産 (注5)	1,355,143,930	1,344,162,230
			利益剰余金	1,355,143,930	1,344,162,230

(注5) 20 事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金 1,344,162,230 千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	117,954,202	53,123,135
うち処分用資産売却原価	1,031,569	7,597,547
うち共済年金追加費用	31,442,640	32,984,112
経常収益	129,490,651	555,268,413
うち処分用資産売却収入	1,141,698	333,015,299
うち財務収益	125,000,149	126,279,468
経常利益	11,536,449	502,145,277
臨時損失	554,749	25
当期純利益	10,981,699	502,145,252
当期総利益	10,981,699	502,145,252
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	10,981,699	502,145,252
利益処分額		
積立金	10,981,699	502,145,252

(ウ) 主な業務実績

区 分		20 事業年度	(19 事業年度)
土地の売却実績	件 数	17 件	50 件
	面 積	4 ha	32 ha
	金 額	1,141,698 千円	333,015,299 千円

なお、この法人について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項3件(666、668、670 ページ参照)を掲記した。

(21) 独立行政法人水資源機構

この独立行政法人は、水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は20事業年度末現在で90億6036万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の20事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	4,429,363,105	4,602,278,559	負債	4,320,879,812	4,496,012,230
うち割賦元金	841,320,543	942,346,889	うち資産見返負債	3,405,871,276	3,431,065,616
うち構築物	2,613,897,526	2,643,778,454	うち長期借入金	671,795,012	747,522,847
			純資産	108,483,293	106,266,328
			資本金	9,060,366	9,060,366
			(注1) 資本剰余金	△ 1,688,993	△ 1,491,430
			(注2) 利益剰余金	101,111,920	98,697,392

(注1) 20事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△1,603,443千円及び損益外減損損失累計額△1,227千円が含まれている。

(注2) 20事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金92,076,691千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	187,679,195	138,571,653
うち管理業務費	32,551,909	31,874,232
経常収益	190,147,167	143,034,789
うち補助金等収益	31,189,825	31,295,345
経常利益	2,467,972	4,463,135
臨時損失	—	20,695,230
臨時利益	—	20,695,230
当期純利益	2,467,972	4,463,135
前中期目標期間繰越積立金取崩額	6,567,256	—
目的積立金取崩額	—	363,086
当期総利益	9,035,228	4,826,222
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	9,035,228	4,826,222
積立金振替額		
施設整備積立金	—	132,808
経営戦略強化積立金	—	43,642
事業調整積立金	—	78,967
利益処分額		
積立金	9,035,228	5,081,640

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
ダム等の新築・改築事業	9 か所	8 か所
用水路等の新築・改築事業	6 か所	5 か所
ダム、用水路等施設の管理	51 か所	49 か所

なお、この法人について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(673 ページ参照)を掲記した。

(22) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

この独立行政法人は、次の業務を行うことにより、石油及び可燃性天然ガス(以下「石油等」という。)並びに金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的として設置されているものである。

- ① 石油等の探鉱等及び金属鉱物の探鉱に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務
- ② 石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務
- ③ 金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付けその他の業務

その資本金は20事業年度末現在で2477億8682万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の会計は、石油天然ガス、金属鉱業備蓄・探鉱融資等、金属鉱業一般、金属鉱業鉱害防止積立金及び金属鉱業鉱害防止事業基金の5勘定に区分して経理されており、その勘定別の20事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 石油天然ガス勘定

この勘定は、石油等の探鉱等に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源の開発を促進するために必要な業務並びに石油の備蓄に必要な業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	1,120,851,802	1,054,825,291	負債	877,395,336	802,262,575
うち未成工事支出金	140,163,097	119,974,480	うち運営費交付金債務	9,966,717	—
うち民間備蓄融資事業貸付金	692,739,500	647,239,800	うち民間備蓄融資事業借入金	693,379,500	649,140,400
			うち未成工事受入金	140,163,097	119,974,480
			純資産	243,456,466	252,562,716
			資本金	222,186,201	182,236,201
			(注1) 資本剰余金	△ 3,484,444	△ 3,177,476
			(注2) 利益剰余金	24,633,834	73,442,256

(注1) 20事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△3,267,838千円が含まれている。

(注2) 20事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金29,195,117千円が含まれている。

なお、20事業年度において、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成14年法律第94号。以下「機構法」という。)第13条第3項の規定により、中期目標の期間の最後の事業年度である19事業年度末の利益剰余金734億4225万余円のうち、394億0338万余円を国庫に納付している。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	101,505,764	127,228,646
うち受託経費	64,861,283	74,822,493
経常収益	91,646,815	194,575,428
うち運営費交付金収益	10,725,629	87,475,243
うち受託収入	64,573,187	74,606,602
経常利益(△経常損失)	△ 9,858,948	67,346,781
臨時損失	10,584	15,285
臨時利益	464,492	749,979
当期純利益(△当期純損失)	△ 9,405,040	68,081,475
前中期目標期間繰越積立金取崩額	4,843,757	—
当期総利益(△当期総損失)	△ 4,561,282	68,081,475
(利益の処分又は損失の処理)		
当期末処分利益又は当期末処理損失		
当期総利益(△当期総損失)	△ 4,561,282	68,081,475
利益処分額又は損失処理額		
積立金	—	68,081,475
前中期目標期間繰越積立金取崩額	446,577	—
次期繰越欠損金	4,114,705	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
(石油等の探鉱活動のための出資)		
出 資 会 社 数	14 社	9 社
(注3) 金 額	20,125,466 千円	12,639,570 千円
貸 借 対 照 表 計 上 額 会 社 数	20 社	14 社
金 額	66,858,353 千円	56,698,260 千円
(石油等の開発生産活動等に係る債務の保証)		
保 証 件 数	1 件	4 件
金 額	44,036,930 千円	61,959,497 千円
減 少 し た 保 証 債 務 件 数	8 件	1 件
金 額	72,001,015 千円	147,447,196 千円
事 業 年 度 末 残 高 件 数	21 件	28 件
金 額	236,988,102 千円	264,952,187 千円

(注3) 貸借対照表計上額は評価後の額であり、その評価方法は長期資金収支によることとなるが、この評価が困難である場合は、取得価額の2分の1を計上している。

イ 金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定

この勘定は、金属鉱物の探鉱に必要な資金の供給、金属鉱産物の備蓄に必要な業務等に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	50,361,134	44,018,959	負債	21,979,945	21,940,813
うち希少金属鉱産物	25,041,637	24,971,725	うち運営費交付金債務	27,422	—
うち長期貸付金	15,086,244	9,536,280	うち1年内返済長期借入金	8,914,858	8,354,107
			うち長期借入金	12,667,205	13,227,956
			純資産	28,381,189	22,078,145
			資本金	24,701,866	18,201,866
			資本剰余金 ^(注4)	3,584,400	3,595,978
			利益剰余金 ^(注5)	94,921	280,299

(注4) 20 事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△48,117 千円が含まれている。

(注5) 20 事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金 36,348 千円が含まれている。

なお、20 事業年度において、機構法第 13 条第 3 項の規定により、中期目標の期間の最後の事業年度である 19 事業年度末の利益剰余金 2 億 8029 万余円のうち、2 億 4395 万余円を国庫に納付している。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	749,720	894,160
うち業務管理費	237,840	183,934
うち債券利息	—	8,945
経常収益	808,293	958,473
うち運営費交付金収益	57,432	89,659
うち国庫補助金	407,189	368,065
経常利益	58,572	64,313
当期純利益	58,572	64,313
目的積立金取崩額	—	86,550
当期総利益	58,572	150,863
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	58,572	150,863
利益処分額		
積立金	58,572	150,863

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
(探鉱等のための資金の貸付け)		
貸 付 け 件 数	9 件	5 件
金 額	6,843,000 千円	2,890,000 千円
貸 付 金 回 収 金 額	1,178,930 千円	666,211 千円
事業年度末貸付金残高 件 数	25 件	16 件
金 額	16,379,280 千円	10,715,210 千円
(希少金属鉱産物の備蓄)		
備 蓄 鉱 種	7 鉱種	7 鉱種

ウ 金属鉱業一般勘定

〔 この勘定は、金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務及び金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付け等の業務に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	10,327,048	7,772,904	負債	9,400,567	6,473,101
うちたな卸資産	2,924,760	335,385	うち運営費交付金	526,181	—
うち長期貸付金	4,341,686	4,699,112	債務	—	—
			うち前受金	2,047,163	—
			うち長期借入金	4,414,710	4,808,886
			純資産	926,481	1,299,803
			資本金	898,755	898,755
			資本剰余金 ^(注6)	△ 48,134	△ 41,172
			利益剰余金	75,860	442,219

(注6) 20 事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△43,478 千円が含まれている。

なお、20 事業年度において、機構法第 13 条第 3 項の規定により、中期目標の期間の最後の事業年度である 19 事業年度末の利益剰余金 4 億 4221 万余円を国庫に納付している。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	5,743,807	6,396,339
うち業務費	2,361,534	2,079,905
経常収益	5,820,389	6,779,380
うち運営費交付金収益	3,325,663	4,270,525
うち国庫補助金	894,604	172,764
経常利益	76,582	383,040
臨時損失	722	—
当期純利益	75,860	383,040
当期総利益	75,860	383,040
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	75,860	383,040
利益処分額		
積立金	75,860	383,040

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
(鉱害防止のための資金の貸付け)		
貸 付 け 件 数	10 件	15 件
金 額	530,140 千円	688,280 千円
貸 付 金 回 収 金 額	932,800 千円	981,784 千円
事業年度末貸付金残高 件 数	198 件	215 件
金 額	5,229,252 千円	5,631,912 千円

エ 金属鉱業鉱害防止積立金勘定

この勘定は、採掘権者等が鉱業の用に供する特定施設について、その使用の終了後に必要となる鉱害防止事業に備えて積み立てている鉱害防止積立金の管理の業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	2,382,748	2,377,278	負債	2,349,555	2,352,071
うち有価証券	400,198	500,306	うち未払費用	9,423	9,467
うち投資有価証券	1,358,496	1,757,248	うち預り鉱害 防止積立金	2,340,132	2,342,604
			純資産 (注7)	33,192	25,206
			利益剰余金	33,192	25,206

(注7) 20 事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金 25,206 千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	19,190	18,818
鉱害防止積立金支払利息	19,190	18,818
経常収益	27,175	25,260
うち有価証券利息	24,487	24,723
経常利益	7,985	6,441
当期純利益	7,985	6,441
当期総利益	7,985	6,441
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	7,985	6,441
利益処分額		
積立金	7,985	6,441

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
(鉱害防止積立金の積立て)		
特 定 施 設 数 件 数	17 件	23 件
積 立 金 額 金 額	96,590 千円	70,824 千円
(鉱害防止積立金の取戻し)		
特 定 施 設 数 件 数	6 件	2 件
払 渡 金 額 金 額	99,062 千円	39,403 千円
事業年度末特定施設数 件 数	78 件	81 件

オ 金属鉱業鉱害防止事業基金勘定

この勘定は、休廃止鉱山に係る鉱害防止事業を、確実かつ永続的に実施できるよう、指定鉱害防止事業機関に行わせるために、その原資として採掘権者等から拠出金を徴収し、鉱害防止事業基金として運用する等の業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	5,200,700	5,116,373	負債	39,808	38,475
うち有価証券	599,886	659,908	未払金	39,808	38,475
うち投資有価証券	4,419,820	4,313,553	純資産	5,160,892	5,077,897
			資本剰余金 (注8)	5,033,716	4,960,281
			利益剰余金	127,175	117,615

(注8) 20 事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金 117,050 千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	69,251	67,745
鉱害防止業務費	69,251	67,745
経常収益	79,377	76,784
うち有価証券利息	78,414	75,993
経常利益	10,125	9,038
当期純利益	10,125	9,038
当期総利益	10,125	9,038
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	10,125	9,038
利益処分類		
積立金	8,941	8,472
独立行政法人石油天然ガス・金属 鉱物資源機構法第13条第6項に 基づき経済産業大臣の認可を受け て鉱害防止事業基金に組み入れた 額		
鉱害防止事業基金	1,183	565

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
(抛 出)		
事業年度末の休廃止鉱山 数	22 箇所	22 箇所
抛出金を徴収している休 廃止鉱山数	1 箇所	—
抛 出 金 徴 収 額	72,869 千円	—

なお、この法人について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項2件(646、675 ページ参照)を掲記した。

(23) 独立行政法人雇用・能力開発機構

この独立行政法人は、労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことにより、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は20事業年度末現在で7682億9201万余円(うち国の出資7679億4998万余円)となっている。

同法人の会計は、一般、財形及び宿舍等の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の20事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

〔 この勘定は、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の運営等、雇用促進融資に係る債権の管理及び回収などに関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	310,421,437	326,924,258	負債	83,117,032	74,589,764
うち建物	156,972,645	165,519,646	うち運営費交付金	6,076,055	1,262,331
うち土地	58,093,353	58,543,306	債務		
			うち未払金	14,837,903	16,120,479
			うち長期借入金	17,466,602	19,849,926
			純資産	227,304,404	252,334,494
			資本金	290,543,547	302,543,547
			資本剰余金 ^(注1)		
			資本剰余金	△ 66,164,654	△ 54,937,288
			利益剰余金 ^(注2)	2,925,511	4,728,235

(注1) 20 事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△59,244,959 千円及び損益外減損損失累計額△2,615,433 千円が含まれている。

(注2) 20 事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金 2,863,548 千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	103,462,324	112,068,629
うち業務費	92,829,581	100,220,227
うち一般管理費	9,154,661	10,288,034
経常収益	102,705,143	111,878,805
うち運営費交付金収益	69,546,996	75,164,857
うち補助金等収益	25,580,037	28,161,991
経常損失	757,180	189,823
臨時損失	20,015	3,829
当期純損失	777,195	193,653
前中期目標期間繰越積立金取崩額	746,085	286,726
当期総利益(△当期総損失)	△ 31,110	93,073
(利益の処分又は損失の処理)		
当期未処分利益又は当期未処理損失		
当期総利益(△当期総損失)	△ 31,110	93,073
利益処分額又は損失処理額		
積立金	—	93,073
積立金取崩額	31,110	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
公共職業能力開発施設等の運営	205 か所	205 か所
助成金の交付	71,464 件	63,149 件
金 額	12,216,715 千円	13,063,348 千円
福祉施設等設置資金貸付金の回収	1,932,528 千円	2,173,274 千円
福祉施設等設置資金事業年度末貸付金残高	338 件	372 件
金 額	10,681,515 千円	12,614,044 千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類		
一 般 債 権	5,519,402 千円	6,984,358 千円
貸 倒 懸 念 債 権	1,819,383 千円	2,866,438 千円
破 産 更 生 債 権 等	3,342,730 千円	2,763,247 千円
貸 倒 引 当 金	2,872,830 千円	2,949,363 千円

(注) 貸倒引当金は、一般債権については貸倒引当率を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。

イ 財形勘定

〔 この勘定は、勤労者の計画的な財産形成を促進するため、財産形成持家資金等の貸付け等の事業〕
 〔 に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	883,130,987	906,836,835	負債	899,705,654	928,386,058
うち財形融資貸付金	839,428,784	861,807,708	うち運営費交付金 債務	290,679	130,274
うち財形融資資金 貸付金	26,470,475	27,506,756	うち1年内償還債 券	163,255,580	162,246,331
			うち雇用・能力開 発債券	593,839,144	609,512,835
			純資産	△ 16,574,667	△ 21,549,223
			資本金	1,000,000	1,000,000
			繰越欠損金	△ 17,574,667	△ 22,549,223

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	11,378,772	10,961,516
うち財務費用	10,405,890	9,565,717
経常収益	16,353,328	15,865,592
うち運営費交付金収益	506,874	556,386
うち業務収益	15,747,504	15,180,179
うち補助金等収益	28,232	75,452
経常利益	4,974,555	4,904,075
当期純利益	4,974,555	4,904,075
当期総利益	4,974,555	4,904,075
(損失の処理)		
当期末処理損失		
当期総利益	4,974,555	4,904,075
前期繰越欠損金	22,549,223	27,453,298
次期繰越欠損金	17,574,667	22,549,223

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
財形融資貸付け 件数	2,554 件	3,449 件
金 額	56,773,910 千円	76,541,260 千円
同貸付金回収 金 額	79,177,675 千円	75,053,564 千円
事業年度末貸付金残高 件数	64,818 件	65,882 件
金 額	839,789,585 千円	862,193,351 千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基 準による分類		
一 般 債 権	839,419,446 千円	861,791,681 千円
貸 倒 懸 念 債 権	37,088 千円	58,461 千円
破 産 更 生 債 権 等	333,051 千円	343,208 千円
貸 倒 引 当 金	330,777 千円	351,120 千円

〔 (注) 貸倒引当金は、一般債権については貸倒引当率を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に〕
 〔 回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。 〕

ウ 宿舍等勘定

〔 この勘定は、移転就職者のための宿舍の譲渡又は廃止及びそれまでの間の運営等に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	476,851,370	479,551,589	負債	8,416,528	10,013,869
うち建物	184,567,008	195,477,711	うち前受金	2,560,515	2,810,357
うち土地	237,644,762	238,252,434	うち長期預り金	3,224,513	4,898,565
			純資産	468,434,841	469,537,719
			資本金	476,748,471	479,685,725
			資本剰余金 (注3)	△ 54,563,350	△ 43,840,859
			利益剰余金 (注4)	46,249,720	33,692,854

(注3) 20 事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△51,948,753 千円及び損益外減損損失累計額△2,614,596 千円が含まれている。

(注4) 20 事業年度末の利益剰余金には、前中期目標期間繰越積立金 23,321,684 千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	27,136,849	30,264,443
うち業務費	26,701,509	29,930,889
経常収益	39,732,697	40,636,496
うち業務収益	38,867,867	40,130,548
経常利益	12,595,848	10,372,052
臨時損失	38,981	882
当期純利益	12,556,866	10,371,169
当期総利益	12,556,866	10,371,169
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	12,556,866	10,371,169
利益処分数額		
積立金	12,556,866	10,371,169

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
雇用促進住宅	138,928 戸	140,772 戸

なお、この法人について検査した結果、不当事項 1 件((576) : 677 ページ参照)を掲記した。

(24) 独立行政法人労働者健康福祉機構

この独立行政法人は、療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は 20 事業年度末現在で 1498 億 5881 万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の 20 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	443,807,527	443,263,185	負債	292,798,106	294,137,764
うち建物	158,745,041	159,076,000	うち運営費交付金 債務	—	1,250,786
うち土地	72,925,623	74,852,959	うち退職給付引当 金	200,928,704	197,571,953
			純資産	151,009,421	149,125,420
			資本金	149,858,813	152,673,514
			資本剰余金 ^(注)	32,591,857	25,190,701
			繰越欠損金	31,441,249	28,738,794

(注) 20 事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△3,823,966 千円及び損益外減損損失累計額△3,340,049 千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	289,914,410	292,488,865
うち医療事業費	268,599,381	270,450,484
うち未払賃金立替払業務費用	17,070,646	18,151,003
経常収益	287,413,028	288,980,152
うち医療事業収入	254,461,712	255,233,868
うち運営費交付金収益	11,934,174	11,066,341
経常損失	2,501,382	3,508,713
臨時損失	201,071	1,349,774
臨時利益	—	153,816
当期純損失	2,702,454	4,704,672
当期総損失	2,702,454	4,704,672
(損失の処理)		
当期末処理損失		
当期総損失	2,702,454	4,704,672
前期繰越欠損金	28,738,794	24,034,122
次期繰越欠損金	31,441,249	28,738,794

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
労 災 病 院 等	32 か所	35 か所
入 院 患 者 延 べ 数	3,957 千人	4,134 千人
外 来 患 者 延 べ 数	7,117 千人	7,555 千人
未 払 賃 金 立 替 払 件 数	3,639 件	3,349 件
金 額	24,820,977 千円	23,417,150 千円
立 替 払 金 回 収 金 額	7,149,116 千円	6,781,630 千円

なお、この法人について検査した結果、不当事項1件((577):679 ページ参照)を掲記した。

(25) 独立行政法人国立病院機構

この独立行政法人は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は20 事業年度末現在で1437 億5827 万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の20 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	1,154,512,653	1,160,129,313	負債	828,341,475	866,449,182
うち建物	335,000,949	326,408,124	うち運営費交付金	—	1,391,061
うち土地	479,122,045	479,171,014	債務		
			うち長期借入金	541,903,258	589,773,957
			うち退職給付引当金	92,932,255	76,691,086
			純資産	326,171,178	293,680,131
			資本金	143,758,276	143,758,276
			(注)		
			資本剰余金	128,524,870	118,288,613
			利益剰余金	53,888,031	31,633,241

(注) 20 事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△10,151,813 千円及び損益外減損損失累計額△475,600 千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常収益	807,804,186	798,927,878
うち医業収益	740,893,053	731,184,138
うち運営費交付金収益	48,259,910	48,769,889
経常費用	768,566,034	770,005,334
うち給与費	432,643,251	437,016,739
臨時利益	213,680	365,915
臨時損失	9,455,838	5,396,422
当期純利益	29,995,994	23,892,037
当期総利益	29,995,994	23,892,037
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	29,995,994	23,892,037
利益処分量		
積立金	29,995,994	23,892,037

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
病 院 数	145 か所	146 か所
入 院 患 者 延 べ 数	16,404 千人	16,835 千人
外 来 患 者 延 べ 数	11,658 千人	12,215 千人

なお、この法人について検査した結果、不当事項 10 件((578)-(586) : 681 ページ、(587) : 684 ページ参照)を掲記した。

(26) 独立行政法人日本学生支援機構

この独立行政法人は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等(大学及び高等専門学校)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は 20 事業年度末現在で 1 億円(全額国の出資)となっている。

同法人の20事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	5,795,756,021	5,289,414,136	負債	5,738,369,395	5,220,012,714
うち貸付金	5,671,143,485	5,194,078,407	うち長期借入金	4,913,474,365	4,554,640,586
			純資産	57,386,626	69,401,421
			資本金	100,000	100,000
			資本剰余金 ^(注)	56,015,031	57,407,800
			利益剰余金	1,271,595	11,893,620

(注) 20事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△7,784,993千円及び民間出えん金64,125,727千円が計上されている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	140,010,142	117,380,905
うち業務費	137,304,370	114,633,869
経常収益	129,388,117	122,629,803
うち運営費交付金収益	18,632,239	21,011,847
うち補助金等収益	45,026,171	40,133,941
うち財源措置予定額収益	44,161,236	43,296,096
経常利益(△経常損失)	△10,622,024	5,248,897
当期純利益(△当期純損失)	△10,622,024	5,248,897
当期総利益(△当期総損失)	△10,622,024	5,248,897
(利益の処分又は損失の処理)		
当期末処分利益又は当期末処理損失		
当期総利益(△当期総損失)	△10,622,024	5,248,897
利益処分額又は損失処理額		
積立金	—	5,248,897
積立金取崩額	10,622,024	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
貸 付 け 件 数	1,109,676 件	1,036,595 件
金 額	892,496,155 千円	825,024,997 千円
貸付金回収等 (うち返還免除)	386,251,836 千円 (29,111,586 千円)	348,309,804 千円 (27,194,850 千円)
事業年度末貸付金残高 件 数	3,935,935 件	3,680,625 件
金 額	5,707,186,016 千円	5,200,989,476 千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基 準による分類		
一 般 債 権	5,479,252,677 千円	5,160,892,012 千円
貸 倒 懸 念 債 権	191,890,808 千円	33,186,394 千円
破 産 再 生 更 生 債 権 等	36,042,531 千円	6,911,069 千円
貸 倒 引 当 金	159,278,178 千円	137,750,280 千円

(注) 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により算定した額を、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については個別に回収可能性を勘案し算定した回収不能見込額を計上している。なお、20事業年度に貸倒引当金の算定基礎となる債権分類基準及び回収不能見込額の算定方法を変更しており、この結果、従来の算定方法と比較して、貸倒引当金繰入額が13,884,251千円増加し、同額の経常損失が増加している。

なお、この法人について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(685ページ参照)を掲記した。

(27) 独立行政法人中小企業基盤整備機構

この独立行政法人は、中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的として設置されているものである。その資本金は20事業年度末現在で1兆0942億0720万余円(うち国の出資1兆0932億0720万余円)となっている。

同法人の会計は、一般、産業基盤整備、施設整備等、小規模企業共済、中小企業倒産防止共済、工業再配置等業務特別、産炭地域経過業務特別及び出資承継の8勘定に区分して経理されており、その勘定別の20事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

この勘定は、中小企業者の事業活動に係る助言、中小企業大学校における人材育成、中小企業者の行う連携や事業の共同化等に必要な資金の貸付け及び創業・経営革新等の支援のための出資、助成等の各種業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	964,524,643	994,870,713	負債	24,912,416	26,619,481
うち現金及び預金	80,788,134	43,722,865	うち運営費交付金	—	4,152,737
うち事業貸付金	652,318,450	597,644,408	債務		
うち投資有価証券	147,931,747	198,180,356	うち資産見返負債	6,707,642	6,204,676
			うち長期借入金	5,944,046	6,082,324
			純資産	939,612,226	968,251,231
			資本金	935,276,187	935,276,187
			資本剰余金 ^(注1)	△ 4,930,486	△ 3,935,315
			利益剰余金	9,266,526	36,910,359

(注1) 20事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△5,132,961千円及び損益外減損損失累計額△36,233千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	60,893,527	34,182,922
うち経営基盤強化業務費	36,362,396	14,455,381
経常収益	33,228,130	25,939,806
うち運営費交付金収益	18,645,525	14,554,002
うち受託収入	4,421,696	2,282,166
経常損失	27,665,396	8,243,116
臨時損失	157,039	26,666
臨時利益	192,232	5,512,746
法人税、住民税及び事業税	30,662	36,294
当期純損失	27,660,866	2,793,330
目的積立金取崩額	1,271,897	2,826,112
当期総利益(△当期総損失)	△ 26,388,968	32,782
(利益の処分又は損失の処理)		
当期末処分利益又は当期末処理損失		
当期総利益(△当期総損失)	△ 26,388,968	32,782
積立金振替額		
目的積立金	1,793,735	—
利益処分額又は損失処理額		
積立金	1,793,735	32,782
積立金取崩額	△ 26,388,968	—

(ウ) 主な業務実績

a 貸付業務

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
貸 付 け 件 数	94件	79件
金 額	109,893,740千円	176,123,098千円
貸付金回収等	51,627,540千円	52,715,033千円
(うち繰上償還)	(6,682,883千円)	(9,056,013千円)
(うち貸付金償却)	(3,329,290千円)	(2,171,496千円)
事業年度末貸付金残高	3,583件	3,775件
金 額	712,715,186千円	654,448,986千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計 基準による分類		
一 般 債 権	593,005,596千円	537,087,033千円
貸 倒 懸 念 債 権	59,312,854千円	60,557,375千円
破 産 更 生 債 権 等	60,396,735千円	56,804,578千円
貸 倒 引 当 金	113,058,601千円	103,970,131千円

(注) 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

b 出資業務

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
出 資 会 社 数	36社	50社
金 額	9,214,345千円	16,350,751千円
事業年度末出資金残高	190社	183社
金 額	81,916,137千円	87,198,623千円

イ 産業基盤整備勘定

この勘定は、事業者が事業資金を調達するための金融機関からの借入れ及び発行する社債についての債務の保証等に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	33,327,967	34,813,334	負債	498,643	348,260
うち現金及び預金	7,568,491	9,079,218	うち退職給付引当金	167,650	166,841
うち投資有価証券	23,408,853	23,406,956	うち保証債務損失引当金	275,031	162,139
うち求償権	3,764,269	3,774,351	純資産	32,829,324	34,465,073
			資本金	29,880,487	31,790,506
			(注2) 資本剰余金	897,371	898,658
			利益剰余金	2,051,465	1,775,908

(注2) 20 事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△1,390 千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	225,214	153,822
うち経営基盤強化業務費	194,835	123,128
経常収益	490,827	569,946
うち債務保証料収入	38,256	46,444
うち財務収益	450,253	498,657
経常利益	265,613	416,124
臨時利益	9,971	54,140
法人税、住民税及び事業税	26	31
当期純利益	275,557	470,234
当期総利益	275,557	470,234
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	275,557	470,234
利益処分量		
積立金	275,557	470,234

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
増加した保証債務金額	17,500千円	17,500千円
減少した保証債務金額	3,139,729千円	2,431,259千円
年度末保証債務残高件数	97件	108件
金額	12,191,843千円	15,314,072千円

ウ 施設整備等勘定

この勘定は、地域における新事業創出等のための事業用地の造成、管理、賃貸及び譲渡等の業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	41,299,067	44,881,208	負債	6,561,243	11,068,859
うち現金及び預金	7,663,970	6,761,290	うち1年以内返済 予定長期借入金	2,717,891	360,706
うち建物	11,907,168	11,778,920	うち長期借入金	2,000,000	4,717,891
うち関係会社株式	9,608,578	9,560,778	純資産	34,737,824	33,812,349
			資本金	52,887,000	52,313,000
			資本剰余金	△ 120	△ 1,007
			繰越欠損金	18,149,054	18,499,643

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	2,227,935	4,195,018
うち経営基盤強化業務費	1,137,752	3,083,352
経常収益	2,270,903	4,553,852
うち不動産関係事業収入	1,986,336	4,191,739
経常利益	42,967	358,834
臨時損失	886	—
臨時利益	314,180	8,612
法人税、住民税及び事業税	5,673	4,722
当期純利益	350,588	362,725
当期総利益	350,588	362,725
(損失の処理)		
当期未処理損失		
当期総利益	350,588	362,725
前期繰越欠損金	18,499,643	18,862,368
次期繰越欠損金	18,149,054	18,499,643

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
土地の売却実績	3件	9件
面積	1ha	26ha
金額	331,000千円	2,587,002千円

エ 小規模企業共済勘定

この勘定は、小規模企業共済事業及び小規模企業共済契約者に対する資金の貸付事業に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	9,348,795,208	9,920,227,206	負債	10,323,612,625	10,580,332,859
うち信託資産	1,384,762,091	1,639,983,318	うち運営費交付金	—	239,789
うち貸付有価証券	1,681,122,507	1,902,426,916	債務		
担保預り運用資産			うち貸付有価証券	1,681,122,507	1,902,426,916
うち投資有価証券	4,949,724,207	5,052,044,197	担保預り金		
			うち責任準備金	8,566,050,615	8,606,085,624
			純資産	△ 974,817,417	△ 660,105,652
			資本金	15,518,000	15,518,000
			(注3)		
			資本剰余金	△ 11,335	△ 10,618
			繰越欠損金	990,324,082	675,613,034

(注3) 20 事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△11,061 千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	981,330,661	801,917,009
うち経営環境対応業務費	980,883,433	801,529,652
経常収益	666,613,378	621,611,877
うち運営費交付金収益	4,108,798	3,769,841
うち共済事業掛金等収入	521,283,041	518,878,069
うち資産運用収入	92,877,776	90,824,823
経常損失	314,717,283	180,305,132
臨時利益(△臨時損失)	7,438	△ 669
法人税、住民税及び事業税	1,203	905
当期純損失	314,711,048	180,306,707
当期総損失	314,711,048	180,306,707
(損失の処理)		
当期末処理損失		
当期総損失	314,711,048	180,306,707
前期繰越欠損金	675,613,034	495,306,327
次期繰越欠損金	990,324,082	675,613,034

(ウ) 主な業務実績

区 分		20 事業年度	(19 事業年度)
共 済 契 約	契 約 件 数	82,093件	91,730件
	事業年度末 契 約 件 数	1,635,636件	1,681,547件
共 済 金 の 支 払	件 数	55,040件	51,590件
	金 額	596,151,850千円	544,686,584千円
貸 付 け	件 数	145,010件	139,809件
	金 額	483,688,109千円	456,540,718千円
貸 付 金 回 収	金 額	465,122,074千円	433,460,509千円
	事業年度末貸付金残高	126,849件	123,675件
	金 額	419,800,050千円	401,234,015千円

オ 中小企業倒産防止共済勘定

[この勘定は、中小企業倒産防止共済事業に関する経理を行うものである。]

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	618,898,169	620,420,655	負債	571,494,479	573,027,281
うち事業貸付金	134,881,849	121,202,629	うち運営費交付金 債務	—	264,188
うち投資有価証券	365,728,973	329,123,578	うち倒産防止共済 基金	494,956,889	500,182,080
			うち完済手当金準 備基金	43,558,276	40,483,513
			純資産	47,403,689	47,393,374
			資本金	47,421,855	47,421,855
			(注4) 資本剰余金	△ 54,796	△ 44,402
			利益剰余金	36,630	15,921

(注4) 20 事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△50,595 千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	56,800,088	44,896,390
うち経営環境対応業務費	56,434,861	44,557,051
経常収益	59,975,761	51,557,221
うち運営費交付金収益	1,786,615	1,505,219
うち共済事業掛金等収入	46,172,685	43,905,175
うち倒産防止共済基金戻入益	5,225,191	260,696
経常利益	3,175,673	6,660,830
臨時損失	3,209,802	6,660,558
臨時利益	55,828	2,634
法人税、住民税及び事業税	990	854
当期純利益	20,709	2,051
当期総利益	20,709	2,051
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	20,709	2,051
利益処分額		
積立金	20,709	2,051

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
共 済 契 約		
契 約 件 数	26,923件	16,982件
事業年度末契約件数	293,158件	293,008件
貸 付 け		
件 数	16,441件	13,839件
金 額	69,132,800千円	48,649,150千円
貸付金回収等		
金 額	59,542,211千円	66,827,326千円
(うち貸付金償却)	(10,062,931千円)	(11,208,294千円)
事業年度末貸付金残高		
件 数	41,943件	44,405件
金 額	164,930,065千円	155,339,476千円
上記貸付金残高の独立行政法人会計基準による分類		
一 般 債 権	111,569,875千円	96,921,182千円
貸 倒 懸 念 債 権	23,311,973千円	24,281,446千円
破 産 更 生 債 権 等	30,048,215千円	34,136,846千円
貸 倒 引 当 金	51,767,314千円	54,894,802千円

(注) 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率を、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

カ 工業再配置等業務特別勘定

この勘定は、旧地域振興整備公団から承継した工業再配置の促進等に必要な工場用地等の管理、譲渡に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	34,413,410	53,800,606	負債	15,790,514	37,992,940
うち現金及び預金	11,103,528	17,971,075	うち1年以内償還 予定債券	7,200,000	21,900,000
うち割賦売掛金	11,325,110	11,559,612	うち地域振興整備 債券	7,100,000	14,300,000
うち販売用不動産	11,320,414	13,544,507			
			純資産	18,622,896	15,807,665
			資本金 ^(注5)	4,360,000	4,360,000
			資本剰余金	△ 8,383	△ 8,179
			利益剰余金	14,271,279	11,455,844

(注5) 20 事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△6,085 千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	5,204,323	6,272,692
うち産業用地業務費	4,854,521	5,890,819
経常収益	7,967,238	13,295,843
うち不動産関係事業収入	7,658,612	12,968,567
経常利益	2,762,915	7,023,151
臨時損失	—	14,827
臨時利益	60,393	850,348
法人税、住民税及び事業税	7,873	16,259
当期純利益	2,815,434	7,842,412
当期総利益	2,815,434	7,842,412
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	2,815,434	7,842,412
利益処分額		
積立金	2,815,434	7,842,412

(ウ) 主な業務実績

区 分		20 事業年度	(19 事業年度)
土地の売却実績	件 数	25件	54件
	面 積	106ha	102ha
	金 額	7,374,715千円	12,507,461千円

キ 産炭地域経過業務特別勘定

〔 この勘定は、旧地域振興整備公団から承継した旧産炭地域の振興に必要な土地の管理、譲渡等に
関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	24,349,927	35,068,831	負債	24,379,208	35,072,460
うち現金及び預金	11,902,761	6,346,166	うち他勘定借入金	6,100,000	—
うち割賦売掛金	5,630,420	5,975,208	うち長期預り補助 金等	10,620,138	11,863,137
うち破産更生債権 等	3,613,517	3,437,179	純資産 (注6)	△ 29,280	△ 3,628
			資本剰余金	△ 29,280	△ 22,121
			利益剰余金	—	18,492

(注6) 20 事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△8,967 千円及び損益外減損損失累計額△16,687 千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	2,596,410	2,968,599
うち産業用地業務費	2,334,069	2,710,516
経常収益	2,398,460	2,684,933
うち補助金等収益	1,350,216	99,144
経常損失	197,950	283,666
臨時利益	181,616	304,902
法人税、住民税及び事業税	2,158	2,743
当期純利益(△当期純損失)	△ 18,492	18,492
当期総利益(△当期総損失)	△ 18,492	18,492
(利益の処分又は損失の処理)		
当期末処分利益又は当期末処理損失		
当期総利益(△当期総損失)	△ 18,492	18,492
利益処分額又は損失処理額		
積立金	—	18,492
積立金取崩額	△ 18,492	—

(ウ) 主な業務実績

区 分		20 事業年度	(19 事業年度)
土地の売却実績	件 数	12件	17件
	面 積	28ha	44ha
	金 額	671,836千円	2,127,999千円

ク 出資承継勘定

この勘定は、旧産業基盤整備基金が行っていた出資事業により取得した株式を承継し、その管理、処分に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	7,956,638	8,021,048	負債	47,638	55,324
うち現金及び預金	5,156,533	4,377,132	うち退職給付引当 金	41,912	39,367
うち投資有価証券	1,991,882	2,840,335	純資産	7,909,000	7,965,724
うち関係会社株式	803,417	799,965	資本金	8,863,671	8,863,671
			繰越欠損金	954,671	897,947

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	106,260	47,091
うち経営基盤強化業務費	97,870	40,729
経常収益	46,092	390,440
うち財務収益	37,107	28,723
経常利益(△経常損失)	△ 60,167	343,349
臨時利益	3,451	655
法人税、住民税及び事業税	7	7
当期純利益(△当期純損失)	△ 56,723	343,996
当期総利益(△当期総損失)	△ 56,723	343,996
(損失の処理)		
当期未処理損失		
当期総利益(△当期総損失)	△ 56,723	343,996
前期繰越欠損金	897,947	1,241,944
次期繰越欠損金	954,671	897,947

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度末	(19 事業年度末)
出 資 残 高 会 社 数	24社	25社
金 額	2,795,299千円	3,640,301千円

なお、この法人について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(646 ページ参照)を掲記した。

(28) 独立行政法人都市再生機構

この独立行政法人は、次の業務を行うことなどにより都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的として設置されているものである。

- ① 機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務
- ② 都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務

その資本金は20 事業年度末現在で1兆0006億0095 万余円(うち国の出資9986 億0062 万余円)となっている。

同法人の会計は、都市再生及び宅地造成等経過の2 勘定に区分して経理されており、その勘定別の20 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 都市再生勘定

[この勘定は、賃貸住宅業務及び既成市街地整備改善業務に関する経理を行うものである。]

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	13,263,755,752	13,309,585,890	負債	12,587,973,342	12,520,874,400
うち土地	8,278,575,035	8,291,758,926	うち長期借入金	10,715,058,129	10,390,789,340
うち建物	3,341,268,252	3,349,613,395	うち都市再生債券	660,376,467	536,590,573
			純資産	675,782,409	788,711,489
			資本金	912,910,912	860,810,912
			資本剰余金	29,240,832	23,706,216
			繰越欠損金	266,369,335	95,805,638

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	689,922,879	888,308,378
うち賃貸住宅業務費	348,462,142	365,721,875
うち財務費用	231,009,418	239,421,736
経常収益	784,311,472	1,221,367,484
うち賃貸住宅業務収入	645,587,987	642,734,650
うち既成市街地整備改善業務収入	70,353,264	502,167,110
経常利益	94,388,593	333,059,106
臨時損失	27,762,888	21,671,758
臨時利益	1,736,598	703,206
当期純利益	68,362,303	312,090,554
宅地造成等経過勘定へ繰入	238,926,000	59,846,000
当期総利益(△当期総損失)	△ 170,563,696	252,244,554
(損失の処理)		
当期未処理損失		
当期総利益(△当期総損失)	△ 170,563,696	252,244,554
前期繰越欠損金	95,805,638	348,050,193
次期繰越欠損金	266,369,335	95,805,638

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
賃 貸 住 宅 業 務		
住 宅 の 供 給	3,238戸	3,948戸
賃貸住宅の事業年度末 現在管理戸数	763,947戸	767,069戸
既成市街地整備改善業務		
都 市 機 能 更 新	28地区	24 地区
土 地 有 効 利 用	27地区	34 地区
居住環境整備(市街地 再開発)	17地区	20 地区
整 備 敷 地 譲 渡	14.1ha	46.5ha

イ 宅地造成等経過勘定

この勘定は、市街地整備特別業務、公園特別業務及び分譲住宅特別業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	2,061,409,973	2,205,374,910	負債	2,101,041,067	2,444,300,554
うち土地	628,131,797	606,628,906	うち都市再生債券	1,091,189,564	579,917,836
うち建設仮勘定	320,572,187	350,643,078	うち長期借入金	372,911,685	479,713,667
			純資産	△ 39,631,094	△ 238,925,643
			資本金	87,690,038	87,690,038
			繰越欠損金	126,608,052	325,643,471
			評価・換算差額等	△ 713,080	△ 972,210

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	323,876,820	600,846,347
うち市街地整備特別業務費	227,202,204	315,055,718
うち分譲住宅特別業務費	35,151,435	33,499,679
経常収益	286,509,318	374,548,738
うち市街地整備特別業務収入	206,119,878	298,176,920
うち補助金等収益	52,044,982	47,894,287
経常損失	37,367,501	226,297,609
臨時損失	2,546,958	11,656,048
臨時利益	23,879	—
当期純損失	39,890,580	237,953,657
都市再生勘定より受入	238,926,000	59,846,000
当期総利益(△当期総損失)	199,035,419	△ 178,107,657
(損失の処理)		
当期未処理損失		
当期総利益(△当期総損失)	199,035,419	△ 178,107,657
前期繰越欠損金	325,643,471	147,535,814
次期繰越欠損金	126,608,052	325,643,471

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
ニュータウン整備		
大都市圏	46地区	51地区
地方都市	8地区	9地区
宅地の供給		
分譲	192.1ha	491.0ha
賃貸	72.9ha	63.8ha

なお、この法人について検査した結果、不当事項2件((588):690ページ、(589):691ページ参照)及び意見を表示し又は処置を要求した事項1件(643ページ参照)を掲記した。

(29) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

この独立行政法人は、高速道路に係る道路資産の保有並びに東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「会社」と総称する。)に対する貸付け、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団から承継した債務(以下「承継債務」という。)その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として設置

されているものである。その資本金は20事業年度末現在で4兆8552億9054万余円(うち国の出資3兆6445億6310万余円)となっている。

同法人の会計は、高速道路及び鉄道の2勘定に区分して経理されており、その勘定別の20事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 高速道路勘定

〔 この勘定は、高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け並びに承継債務等の返済に係る業務等に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	41,384,958,578	41,729,735,615	負債	34,298,460,991	35,339,162,555
うち構築物	28,663,954,110	28,851,472,542	うち機構債	20,056,850,169	19,415,077,147
うち土地	8,249,631,083	8,085,862,677	うち長期借入金	7,598,251,608	10,874,732,211
			純資産	7,086,497,587	6,390,573,060
			資本金	4,834,400,042	4,707,184,042
			資本剰余金	847,605,416	847,605,416
			利益剰余金	1,404,492,128	835,783,601

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	1,490,246,978	1,495,426,276
うち道路資産貸付業務費	906,224,013	894,145,976
うち財務費用	561,515,283	577,589,096
経常収益	1,783,315,923	1,890,362,322
うち道路資産貸付料収入	1,773,683,565	1,880,612,930
経常利益	293,068,944	394,936,045
臨時損失	2,671,021,604	3,726,614
臨時利益	2,946,661,186	7,579,709
当期純利益	568,708,527	398,789,140
当期総利益	568,708,527	398,789,140
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	568,708,527	398,789,140
利益処分額		
積立金	568,708,527	398,789,140

なお、臨時利益の主なものは、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)第4条第1項の規定に基づき、高速道路利便増進事業の実施に当たり、同法人の債務を国の一般会計に承継したことに伴う債務免除益2兆8908億5598万余円である。また、臨時損失の主なものは、同事業の実施により道路資産貸付料が減額される同法人の期間損益の適正化のため計上された同事業引当金への繰入額2兆6687億8112万余円である。

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
道路資産の年度末保有・ 貸付延長	9,988km	9,985km
会社からの債務引受額	441,827,000千円	609,079,000千円
機構債の発行による資金 の調達額	2,983,000,000千円	3,093,000,000千円
債 務 返 済 額 (注1)	7,184,873,484千円	4,590,977,643千円
年 度 末 債 務 残 高	31,463,557,184千円	35,223,603,668千円

(注1) 20 事業年度の債務返済額には、債務免除益から未払利息等を控除した債務承継額 2,880,468,326 千円が含まれている。

イ 鉄道勘定

この勘定は、本州と四国を連絡する鉄道施設の管理及び当該鉄道施設を鉄道事業者に利用させる業務等に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	285,653,797	294,698,581	負債	264,627,489	273,488,106
うち構築物	236,109,332	244,462,748	うち鉄道施設建設 見返債務	253,988,493	262,441,479
うち土地	32,827,179	32,827,179	純資産	21,026,307	21,210,475
			資本金	20,890,500	20,890,500
			(注2) 資本剰余金	△ 666,544	△ 105,270
			利益剰余金	802,351	425,245

(注2) 19 事業年度の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△1,403,061 千円及び損益外減損損失累計額△2,061,460 千円が含まれている。また、20 事業年度の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△1,964,335 千円及び損益外減損損失累計額△2,061,460 千円が含まれている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	9,109,169	8,904,709
うち鉄道施設利用業務費	9,096,193	8,898,114
経常収益	9,358,343	9,374,159
うち鉄道施設建設見返債務戻入	8,452,986	8,450,400
経常利益	249,174	469,449
臨時損失	272,322	334,924
臨時利益	400,253	1,132,550
当期純利益	377,105	1,267,075
当期総利益	377,105	1,267,075
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	377,105	1,267,075
前期繰越欠損金	—	841,829
利益処分量		
積立金	377,105	425,245

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
年度末保有延長	35km	35km

なお、この法人について検査した結果、不当事項1件((590):694 ページ参照)を掲記した。

(30) 独立行政法人日本原子力研究開発機構

この独立行政法人は、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もって人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は20事業年度末現在で8085億9449万余円(うち国の出資7921億7511万余円)となっている。

同法人の会計は、一般、電源利用及び埋設処分業務の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の20事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

なお、独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成16年法律第155号)が20年6月6日に改正されたことに伴い、埋設処分業務勘定が新たに設けられたが、当該勘定において未だ業務活動を実施していないため、貸借対照表、損益計算書及び業務実績について表示すべき内容はない。

ア 一般勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	271,383,653	269,904,391	負債	49,866,525	41,636,831
うち建物	78,719,475	80,677,302	うち運営費交付金	5,960,257	3,774,762
うち土地	67,505,188	67,571,291	債務		
			うち未払金	12,296,174	11,250,750
			うち資産見返負債	24,155,777	22,099,783
			純資産	221,517,127	228,267,560
			資本金	264,331,127	264,331,127
			(注1)		
			資本剰余金	△ 42,835,081	△ 35,966,175
			利益剰余金	21,081	△ 97,392
			(△繰越欠損金)		

(注1) 20事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△75,015,605千円及び損益外減損損失累計額△3,214,976千円が計上されている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	67,184,606	64,854,567
うち業務費	57,496,016	56,232,326
経常収益	67,333,367	65,203,847
うち運営費交付金収益	54,649,940	54,385,246
うち政府受託研究収入	4,813,134	4,094,962
経常利益	148,761	349,279
臨時損失	321,798	55,720
臨時利益	317,471	55,722
法人税、住民税及び事業税	25,960	24,912
当期純利益	118,473	324,368
当期総利益	118,473	324,368
(利益の処分又は損失の処理)		
当期未処分利益又は当期未処理損失		
当期総利益	118,473	324,368
前期繰越欠損金	97,392	421,760
利益処分額又は損失処理額		
積立金	21,081	—
次期繰越欠損金	—	97,392

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度 千円	(19 事業年度) 千円
我が国の存立基盤となるエネルギーの安定供給と地球環境問題の同時解決を目指した原子力システムの研究開発	11,290,459	11,448,281
量子ビーム利用の新たな領域の開拓により科学技術の進展と産業の振興に貢献するための研究開発	14,941,834	13,051,182
原子力利用の安全の確保と核不拡散に貢献するための活動及び共通的科学技術基盤の高度化	21,913,966	21,791,595
自らの原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理・処分	5,974,589	5,391,058
我が国における原子力研究開発の中核機関としての国内外との連携強化と社会からの要請に応えていくための活動	10,610,060	10,582,554

イ 電源利用勘定

〔 この勘定は、核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉の開発、核燃料物質の再処理技術の開発等の電源利用対策業務に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	488,032,854	506,349,933	負債	95,744,010	91,008,300
うち機械・装置	111,581,860	118,824,119	うち運営費交付金	13,262,634	16,554,559
うち建設仮勘定	167,788,132	172,366,624	債務		
			うち未払金	18,016,922	19,627,954
			うち資産見返負債	50,386,032	44,152,083
			純資産	392,288,844	415,341,633
			資本金	544,263,362	544,263,362
			(注2)		
			資本剰余金	△ 154,566,441	△ 131,914,438
			利益剰余金	2,591,923	2,992,709

(注2) 20 事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△147,691,134 千円及び損益外減損損失累計額△15,641,502 千円が計上されている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	111,612,288	101,525,855
うち業務費	99,065,898	88,840,145
経常収益	111,238,673	101,018,321
うち運営費交付金収益	93,196,364	83,410,528
うち政府受託研究収入	8,571,160	7,673,812
経常損失	373,614	507,533
臨時損失	1,041,305	1,901,430
臨時利益	1,042,021	186,007
法人税、住民税及び事業税	27,887	30,727
当期純損失	400,785	2,253,683
当期総損失	400,785	2,253,683
(損失の処理)		
当期末処理損失		
当期総損失	400,785	2,253,683
損失処理額		
積立金取崩額	400,785	2,253,683

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度 千円	(19 事業年度) 千円
我が国の存立基盤となるエネルギーの安定供給と地球環境問題の同時解決を目指した原子力システムの研究開発	73,539,560	73,466,599
原子力利用の安全の確保と核不拡散に貢献するための活動及び共通的科学技術基盤の高度化	2,089,326	2,426,734
自らの原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理・処分	24,368,197	14,210,449
我が国における原子力研究開発の中核機関としての国内外との連携強化と社会からの要請に応えていくための活動	9,051,270	8,681,144

なお、この法人について検査した結果、不当事項1件((591):697 ページ参照)を掲記した。

(31) 独立行政法人住宅金融支援機構

この独立行政法人は、一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の建設等に必要な資金の調達等に関する情報の提供その他の援助の業務を行うほか、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は20事業年度末現在で4057億円(全額国の出資)となっている。

同法人の会計は、証券化支援、住宅融資保険、財形住宅資金貸付、住宅資金貸付等及び既往債権管理の5勘定に区分して経理されており、その勘定別の20事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 証券化支援勘定

この勘定は、証券化の仕組みにより、民間の金融機関による長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援する業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	4,024,284,319	3,205,530,484	負債	3,687,148,554	2,950,735,500
うち買取債権	3,286,301,408	2,781,728,949	うち債券	3,202,424,262	2,653,272,760
			純資産	337,135,765	254,794,983
			資本金	357,300,000	271,300,000
			資本剰余金	△ 872,564	—
			繰越欠損金	19,291,670	16,505,016

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常収益	88,416,237	69,276,053
うち資金運用収益	86,931,405	68,322,180
経常費用	88,562,080	69,747,554
うち資金調達費用	60,904,318	47,666,956
経常損失	145,843	471,501
特別損失	2,640,810	2,825,947
当期純損失	2,786,653	3,297,449
当期総損失	2,786,653	3,297,449
(損失の処理)		
当期未処理損失		
当期総損失	2,786,653	3,297,449
前期繰越欠損金	16,505,016	13,207,567
次期繰越欠損金	19,291,670	16,505,016

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
買 取 り 件 数	31,616 件	38,806 件
金 額	684,752,780 千円	862,902,620 千円
買 取 債 権 回 収 等 (うち任意繰上償還)	180,180,321 千円 (105,994,524 千円)	128,609,946 千円 (73,263,997 千円)
(うち買取債権償却)	(276,882 千円)	(67,575 千円)
年度末買取債権残高 件 数	162,324 件	133,912 件
金 額	3,286,301,408 千円	2,781,728,949 千円
保 険 関 係 成 立 件 数	6,945 件	3,407 件
保 険 価 額	192,315,290 千円	89,413,880 千円

上記買取債権残高のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に機構において開示している債権

破 綻 先 債 権	1,688,483 千円	875,892 千円
延 滞 債 権	7,837,650 千円	3,754,030 千円
3 ヲ月以上延滞債権	5,044,938 千円	2,093,853 千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	6,118,696 千円	2,762,450 千円
計	20,689,769 千円	9,486,227 千円
貸 倒 引 当 金	10,069,458 千円	6,241,743 千円

(注) 貸倒引当金に計上する金額は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、個々の債権ごとに担保等による回収可能見込額を控除した額とされている。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、個々の債権ごとに担保等による回収可能見込額を控除した残額について、過去の一定期間における実績を踏まえた予想損失率に基づき算出した額とされている。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における実績を踏まえた予想損失率に基づき算出した額とされている(以下同様)。

イ 住宅融資保険勘定

この勘定は、民間金融機関の住宅ローンについて信用補完を行い、円滑な供給を支援する業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	34,772,853	32,629,556	負債	23,093,751	19,320,747
うち有価証券	30,225,671	30,612,817	うち保険契約準備金	22,432,600	18,733,170
			純資産	11,679,102	13,308,809
			資本金	18,000,000	18,000,000
			繰越欠損金	6,320,897	4,691,190

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常収益	5,574,075	3,077,223
うち保険引受収益	5,077,611	2,653,575
経常費用	7,150,491	2,993,728
うち保険引受費用	6,583,519	2,544,546
経常利益(△経常損失)	△ 1,576,415	83,494
特別利益	—	222,584
特別損失	53,291	—
当期純利益(△当期純損失)	△ 1,629,707	306,079
当期総利益(△当期総損失)	△ 1,629,707	306,079
(損失の処理)		
当期未処理損失		
当期総利益(△当期総損失)	△ 1,629,707	306,079
前期繰越欠損金	4,691,190	4,997,269
次期繰越欠損金	6,320,897	4,691,190

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
保 険 関 係 成 立 件 数	7,747 件	5,235 件
保 険 価 額	148,382,720 千円	82,567,675 千円
保 険 金 支 払 件 数	513 件	591 件
金 額	2,884,089 千円	2,429,794 千円

ウ 財形住宅資金貸付勘定

〔 この勘定は、財形貯蓄を行っている勤労者に対し住宅ローンを提供する業務に関する経理を行う〕
ものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	1,070,279,688	1,196,505,362	負債	1,032,915,080	1,164,940,924
うち貸付金	1,062,311,044	1,182,369,593	うち借入金	187,587,000	211,172,000
			うち債券	842,264,296	950,410,605
			純資産	37,364,608	31,564,437
			利益剰余金	37,364,608	31,564,437

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常収益	19,947,276	20,512,929
うち資金運用収益	19,910,710	20,464,652
経常費用	14,176,740	13,712,065
うち資金調達費用	12,673,726	11,998,551
経常利益	5,770,536	6,800,863
特別利益	29,634	—
特別損失	—	808,497
当期純利益	5,800,170	5,992,366
当期総利益	5,800,170	5,992,366
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	5,800,170	5,992,366
利益処分類		
積立金	5,800,170	5,992,366

(ウ) 主な業務実績

区 分		20 事業年度	(19 事業年度)
財形住宅資金貸付け	件 数	394 件	1,232 件
	金 額	6,806,540 千円	19,966,120 千円
財形住宅資金貸付金回収等	金 額	126,865,089 千円	123,645,928 千円
(うち任意繰上償還)		(66,825,984 千円)	(61,089,530 千円)
(うち貸付金償却)		(237,799 千円)	(103,370 千円)
年度末財形住宅資金貸付金残高	件 数	106,065 件	113,091 件
	金 額	1,062,311,044 千円	1,182,369,593 千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に機構において開示している債権			
破綻先債権		585,360 千円	453,457 千円
延滞債権		1,725,372 千円	1,595,672 千円
3ヵ月以上延滞債権		243,557 千円	265,322 千円
貸出条件緩和債権		4,271,586 千円	4,882,607 千円
計		6,825,878 千円	7,197,060 千円
貸倒引当金		2,594,304 千円	2,734,653 千円

エ 住宅資金貸付等勘定

この勘定は、民間では資金供給が困難な災害関連、密集市街地建替等に限定して融資等を実施する業務、団体信用生命保険(共済)業務、住情報提供業務等に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末(千円)	19 事業年度末(千円)	区 分	20 事業年度末(千円)	19 事業年度末(千円)
資産	2,024,218,883	1,906,774,662	負債	1,654,801,473	1,509,399,394
うち貸付金	516,900,653	301,207,775	うち債券	743,948,893	497,854,850
うち其他資産	368,740,187	490,729,502	うち保証債務	825,762,842	923,502,805
うち保証債務見返	825,762,842	923,502,805	純資産	369,417,410	397,375,267
			資本金	20,800,000	20,800,000
			利益剰余金	348,617,410	376,575,267

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常収益	235,859,671	251,547,146
うち保険引受収益	210,603,488	231,942,477
経常費用	264,050,328	265,723,678
うち保険引受費用	234,433,110	248,155,962
経常損失	28,190,656	14,176,531
特別利益	398,098	8,788,720
特別損失	165,299	—
当期純損失	27,957,857	5,387,811
目的積立金取崩額	21,620,110	14,789,576
当期総利益(△当期総損失)	△ 6,337,746	9,401,765
(利益の処分又は損失の処理)		
当期未処分利益又は当期未処理損失		
当期総利益(△当期総損失)	△ 6,337,746	9,401,765
利益処分額又は損失処理額		
積立金	—	9,401,765
積立金取崩額	6,337,746	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
住宅資金貸付け等	5,296 件	91,576 件
金 額	263,324,810 千円	711,008,747 千円
住宅資金貸付金回収等	160,835,330 千円	90,338,021 千円
(うち任意繰上償還)	(13,313,302 千円)	(6,390,166 千円)
(うち貸付金償却等)	(92,748,276 千円)	(20,027,418 千円)
年度末住宅資金貸付金等 残高	77,054 件	89,949 件
金 額	875,248,357 千円	772,758,878 千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理
債権の開示基準を参考に機構において
開示している債権

破綻先債権	26,798,587 千円	43,889,848 千円
延滞債権	148,585,850 千円	217,729,664 千円
3ヵ月以上延滞債権	595,918 千円	530,677 千円
貸出条件緩和債権	11,163,275 千円	13,125,711 千円
計	187,143,632 千円	275,275,902 千円
貸倒引当金	174,584,239 千円	258,958,137 千円

オ 既往債権管理勘定

この勘定は、旧住宅金融公庫が 16 事業年度までに申込みを受理した債権の管理回収業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	33,644,483,853	37,861,735,654	負債	34,172,935,600	38,380,502,932
うち貸付金	33,298,268,571	37,894,902,537	うち借入金	28,187,508,000	32,563,148,000
うち貸倒引当金	△ 689,173,150	△ 812,707,355	うち債券	5,697,345,359	5,403,070,462
			純資産	△ 528,451,747	△ 518,767,277
			資本金	9,600,000	9,600,000
			繰越欠損金	538,051,747	528,367,277

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常収益	1,121,279,475	1,329,186,645
うち資金運用収益	1,119,282,941	1,244,689,424
経常費用	1,142,619,008	1,505,105,037
うち資金調達費用	1,083,327,844	1,297,906,747
経常損失	21,339,533	175,918,391
特別利益	11,655,063	6,615,024
当期純損失	9,684,469	169,303,367
当期総損失	9,684,469	169,303,367
(損失の処理)		
当期未処理損失		
当期総損失	9,684,469	169,303,367
前期繰越欠損金	528,367,277	359,063,909
次期繰越欠損金	538,051,747	528,367,277

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
既往債権回収等金額	4,600,845,451 千円	4,326,693,430 千円
(うち任意繰上償還)	(2,582,694,730 千円)	(2,358,692,083 千円)
(うち貸付金償却)	(151,087,385 千円)	(71,407,072 千円)
年度末既往債権貸付金残高	2,700,671 件	2,994,997 件
金額	33,298,268,571 千円	37,894,902,537 千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に機構において開示している債権		
破綻先債権	216,258,132 千円	256,179,432 千円
延滞債権	836,246,734 千円	910,457,485 千円
3ヵ月以上延滞債権	109,052,344 千円	86,496,015 千円
貸出条件緩和債権	1,745,622,522 千円	2,023,528,684 千円
計	2,907,179,733 千円	3,276,661,617 千円
貸倒引当金	689,173,150 千円	812,707,355 千円

なお、この法人について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項2件(700、704ページ参照)を掲記した。

(国立大学法人)

国立大学法人東京大学

この国立大学法人は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は20事業年度末現在で1兆0035億5851万余円(全額国の出資)となっている。

同法人の20事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	1,307,983,961	1,307,642,406	負債	246,592,739	241,246,464
うち土地	893,214,752	894,962,279	うち資産見返負債	74,776,744	74,556,603
うち建物	208,159,303	215,769,243	うち国立大学財務・経営センター 債務負担金	46,121,299	50,997,117
			うち運営費交付金 債務	5,164,409	7,900,681
			純資産	1,061,391,222	1,066,395,942
			資本金	1,003,558,519	1,003,559,314
			資本剰余金 (注)	37,149,010	45,185,384
			利益剰余金	20,683,692	17,651,244

(注) 20事業年度末の資本剰余金には、損益外減価償却累計額△60,482,267千円及び損益外減損損失累計額△2,074,861千円が計上されている。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常費用	201,933,656	191,408,896
うち業務費	193,572,616	182,808,460
経常収益	205,982,052	195,180,755
うち運営費交付金収益	86,094,349	82,903,093
うち附属病院収益	37,361,079	35,323,828
経常利益	4,048,396	3,771,859
臨時損失	369,421	617,197
臨時利益	293,079	521,101
当期純利益	3,972,054	3,675,763
目的積立金取崩額	310,495	217,130
当期総利益	4,282,549	3,892,894
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	4,282,549	3,892,894
利益処分額		
積立金	—	2,382,170
国立大学法人法第35条において 準用する独立行政法人通則法第 44条第3項により主務大臣の承 認を受けようとする額		(主務大臣の承認を受けた額)
教育研究・組織運営改善積立金	4,282,549	1,510,723

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
(教 育)		
学 生 数	27,817 人	27,863 人
学 部 等 の 構 成	10 学部 17 研究科等	10 学部 17 研究科等
(研 究)		
受 託 研 究 受 入 件 数	1,066 件	1,087 件
金 額	26,670,836 千円	26,298,351 千円
共 同 研 究 受 入 件 数	1,214 件	1,008 件
金 額	6,289,731 千円	4,552,846 千円
寄 附 金 受 入 件 数	5,496 件	6,802 件
金 額	14,292,148 千円	13,392,285 千円
(そ の 他)		
附 属 病 院	2 か所	2 か所
入 院 患 者 延 べ 数	421,741 人	419,875 人
外 来 患 者 延 べ 数	826,773 人	812,092 人

(備考) 20 事業年度の財務諸表は、21 年 10 月 21 日現在のものである。

なお、この法人について検査した結果、不当事項 1 件((592) : 710 ページ参照)を掲記した。

3 日本放送協会の決算

日本放送協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、併せて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的として設置されているものである。その資本は平成 20 事業年度末現在で 5492 億 4152 万余円となっている。

同協会の会計は、一般、番組アーカイブ業務及び受託業務等の 3 勘定に区分して経理されている。このうち、番組アーカイブ業務勘定は、放送法(昭和 25 年法律第 132 号)の改正(20 年 4 月 1 日施行)により、同協会が 20 年 12 月から既放送番組等をインターネット等を通じて一般の利用に供する業務を新たに行うこととなり、これに関する経理を行うために設けられたものである。

同協会の勘定別の 20 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	823,513,543	785,303,341	負債	272,962,508	262,341,376
流動資産	186,497,052	187,204,816	流動負債	195,257,576	208,409,377
うち有価証券	81,598,362	100,494,977	うち受信料前受 金	119,828,120	117,371,977
固定資産	623,616,491	587,298,524	固定負債	77,704,932	53,931,998
うち建物	180,341,064	181,610,293	うち退職給付引 当金	33,399,214	26,374,394
特定資産	13,400,000	10,800,000	(注1) 純資産	550,551,035	522,961,965
放送債券償還積 立資産	13,400,000	10,800,000	承継資本	163,375	163,375
			固定資産充当資本	430,350,937	429,521,579
			剰余金	120,036,722	—
			積立金	—	55,703,063
			当期事業収支差金	—	37,573,946

(注1) 19 事業年度までは資本であったが、放送法の改正による企業会計原則の適用に伴い、20 事業年度からは純資産となった。また、19 事業年度の積立金及び当期事業収支差金は、20 事業年度では剰余金となった。

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常事業収入 (注2)	661,610,688	684,795,936
うち受信料	649,446,026	672,985,012
経常事業支出	628,888,819	641,676,596
うち国内放送費	272,652,656	259,859,423
経常事業収支差金	32,721,869	43,119,339
経常事業外収入	11,976,287	8,560,890
うち財務収入	9,563,702	6,009,144
経常事業外支出	15,583,555	15,485,709
財務費	15,583,555	15,485,709
経常事業外収支差金	△ 3,607,268	△ 6,924,818
経常収支差金	29,114,601	36,194,520
特別収入	1,670,323	4,192,868
うち固定資産売却益	1,293,239	3,112,524
特別支出	3,195,855	2,813,443
うち固定資産除却損	2,989,759	2,397,274
当期事業収支差金	27,589,070	37,573,946
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	27,589,070	37,573,946
資本支出充当	3,378,000	829,357
事業収支剰余金	24,211,070	36,744,588

(注2) 受信料については、20 事業年度から未収金に係る長期未収の認定基準の見直しに伴い計上範囲が変更されている。

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
(1 日平均放送時間)		
国内放送		
テレビジョン		
地上放送(総合放送及び教育放送)	45 時間 13 分	45 時間 24 分
地上デジタル放送(総合放送及び教育放送)	45 時間 12 分	45 時間 21 分
衛星放送(衛星第1放送、衛星第2放送及びハイビジョン放送) (注3)	48 時間 00 分	69 時間 13 分
衛星デジタル放送(デジタル第1放送、デジタル第2放送及びデジタルハイビジョン放送)	69 時間 04 分	69 時間 09 分
ラジオ(第1放送、第2放送及びFM放送)	66 時間 44 分	66 時間 40 分
国際放送		
テレビジョン		
世界のほぼ全地域向け放送 (注4)	4 月～9 月 23 時間 57 分 外国人向け 10月～2 月 23 時間 58 分 2 月～3 月 23 時間 10 分 邦人向け 10月～3 月 4 時間 43 分	23 時間 58 分
北米向け放送及び欧州向け放送	4 月～9 月 11 時間 47 分 10月～3 月 10 時間 33 分	12 時間 33 分
ラジオ(日本語放送、その他の言語による放送及び衛星ラジオ国際放送) (注5)	49 時間 25 分	4 月～9 月 65 時間 27 分 10 月～3 月 49 時間 49 分

(注3) ハイビジョン放送は、19年9月30日に放送を終了した。
 (注4) 世界のほぼ全地域向け放送は、20年10月から外国人向け放送と邦人向け放送に区分した。
 (注5) 19年10月1日に使用言語と放送時間について見直しを行うなどした。

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
(放送受信契約)		
事業年度末放送受信契約件数	38,202 千件	37,803 千件
受信料調定額	649,638,985 千円	672,985,012 千円
調定年度内の収納額	633,591,157 千円	627,107,571 千円
未 収 金	16,047,828 千円	45,877,441 千円
収納率(調定額に対する調定年度内の収納額の比)	97.53%	93.18%

イ 番組アーカイブ業務勘定

この勘定は、既放送番組等をインターネット等を通じて一般の利用に供する業務に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末(千円)	区 分	20 事業年度末(千円)
資産	231,400	負債	1,540,914
うち固定資産	147,305	うち流動負債	1,460,658
うち器具	102,972	うち一般勘定短期借入金	1,311,722
		純資産	△ 1,309,514
		欠損金	△ 1,309,514

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)
経常事業収入	50,720
視聴料収入	50,720
経常事業支出	1,416,979
うち既放送番組配信費	1,112,912
経常事業収支差金	△ 1,366,258
経常事業外収入	56,744
うち財務収入	56,644
経常事業外収支差金	56,744
経常収支差金	△ 1,309,514
当期事業収支差金	△ 1,309,514

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度
番組アーカイブ視聴料収入	98,763 件 50,720 千円

ウ 受託業務等勘定

この勘定は、同協会の保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸する業務及び委託を受けて、放送番組等を制作する業務等に関する経理を行うものである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	53,722	60,227	負債	53,722	60,227
流動資産	53,722	60,227	流動負債	53,722	60,227
未収金	53,722	50,064	うち一般勘定短期借入金	45,306	—
			うち短期借入金	—	36,000

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常事業収入	1,868,377	1,020,002
受託業務等収入	1,868,377	1,020,002
経常事業支出	1,576,781	816,112
受託業務等費	1,576,781	816,112
経常事業収支差金	291,595	203,890
経常事業外支出	50,678	45,787
財務費	50,678	45,787
経常事業外収支差金	△ 50,678	△ 45,787
当期事業収支差金	240,917	158,102
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	240,917	158,102
一般勘定への繰入れ	240,917	158,102

(ウ) 主な業務実績

区 分		20 事業年度	(19 事業年度)
保有する施設等の賃貸等 による業務収入	件 数 金 額	879 件 1,003,118 千円	1,042 件 982,314 千円

なお、この協会について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(715 ページ参照)を掲記した。

4 その他の団体の決算

国が資本金の一部を出資しているもの、国が資本金を出資したものが更に出資しているもの及び国が補助金その他の財政援助を与えたもので、平成21年次の検査において検査の対象としたもののうち、5団体の平成20年度決算についてみると、次のとおりである。

(1) 首都高速道路株式会社

この会社は、東京都の区に存する区域及びその周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものの新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立されているものである。その資本金は20事業年度末現在で135億円(うち国の出資67億4999万余円)となっている。

同会社の20事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	540,894,816	449,063,240	負債	509,912,928	420,070,624
うち仕掛道路資産	352,554,374	284,336,624	うち道路建設関係 社債	115,714,127	77,285,486
			うち道路建設関係 長期借入金	243,756,000	196,664,000
			純資産	30,981,888	28,992,615
			うち資本金	13,500,000	13,500,000
			うち資本剰余金	13,500,000	13,500,000

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常収益	305,444,462	443,401,675
うち料金収入	240,946,703	249,299,810
経常費用	302,953,201	442,151,198
うち道路資産賃借料	183,405,618	193,464,761
経常利益	2,491,261	1,250,477
特別利益	—	850,908
特別損失	100,000	500,000
法人税、住民税及び事業税	1,042,307	90,982
過年度法人税、住民税及び事業税	—	524,515
法人税等調整額	△ 640,318	—
当期純利益	1,989,272	985,888
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	985,888	1,006,727
別途積立金の積立	△ 774,113	△ 1,006,727
当期純利益	1,989,272	985,888
変動額合計	1,215,158	△ 20,839
繰越利益剰余金(当期末残高)	2,201,046	985,888

(ウ) 主な業務実績

区 分		20 事業年度末		(19 事業年度末)	
供	用	33 路線	295km	32 路線	293km
建	設	5 路線	28km	5 路線	29km

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項2件(718、721 ページ参照)を掲記した。

(2) 阪神高速道路株式会社

この会社は、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものの新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立されているものである。その資本金は20 事業年度末現在で100 億円(うち国の出資49 億9999 万余円)となっている。

同会社の20 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	265,632,718	254,257,274	負債	237,580,672	229,322,483
うち仕掛道路資産	145,594,597	138,270,797	うち道路建設関係 社債	66,784,438	44,220,043
			うち道路建設関係 長期借入金	97,651,500	103,961,500
			純資産	28,052,045	24,934,791
			うち資本金	10,000,000	10,000,000
			うち資本剰余金	10,000,000	10,000,000

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常収益	221,345,458	212,495,790
うち料金収入	170,373,452	178,356,735
経常費用	217,614,866	209,262,524
うち道路資産賃借料	131,399,577	139,999,555
経常利益	3,730,592	3,233,266
特別利益	1,000,547	1,977,301
特別損失	316,846	1,377,658
法人税、住民税及び事業税	1,008,709	1,302,479
過年度法人税等	288,328	—
法人税等調整額	—	26,724
当期純利益	3,117,254	2,503,705
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	2,851,747	1,132,393
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立 て	—	△ 39,035
別途積立金の積立て	△ 2,836,547	△ 745,316
当期純利益	3,117,254	2,503,705
変動額合計	280,707	1,719,354
繰越利益剰余金(当期末残高)	3,132,454	2,851,747

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度末		(19 事業年度末)	
供 用	20 路線	242km	19 路線	239km
建 設	5 路線	13km	5 路線	15km

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(718 ページ参照)を掲記した。

(3) 東日本電信電話株式会社

この会社は、地域電気通信事業を営営することを目的として設立されているものである。その資本金は20 事業年度末現在で3350 億円(全額日本電信電話株式会社の出資)となっている。

同会社の20 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	3,730,463,210	3,752,700,240	負債	1,636,327,765	1,702,049,399
うち機械設備	525,363,662	481,966,400	うち関係会社長期 借入金	649,338,701	605,148,044
うち市内線路設備	774,171,230	752,066,953	純資産	2,094,135,445	2,050,650,840
うち土木設備	645,278,299	673,734,898	うち資本金	335,000,000	335,000,000
			うち資本剰余金	1,499,726,749	1,499,726,749

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常収益	2,022,249,563	2,068,956,930
うち電気通信事業営業収益	1,825,790,864	1,868,925,288
うち附帯事業営業収益	127,201,117	133,834,929
経常費用	1,956,866,513	2,001,497,858
うち電気通信事業営業費用	1,789,250,847	1,827,280,345
うち附帯事業営業費用	127,043,995	130,487,465
経常利益	65,383,049	67,459,072
特別利益	57,595,302	178,548,079
特別損失	—	78,307,284
法人税、住民税及び事業税	27,707,770	13,781,332
法人税等調整額	17,718,115	57,039,290
当期純利益	77,552,466	96,879,245
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	215,403,579	152,024,334
剰余金の配当	△ 33,500,000	△ 33,500,000
当期純利益	77,552,466	96,879,245
(変動額合計)	44,052,466	63,379,245
繰越利益剰余金(当期末残高)	259,456,046	215,403,579

なお、特別利益はすべて土地等の売却に伴う固定資産売却益である。

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
事業年度末一般加入電話 数	17,959 千加入	19,539 千加入
(注1) 事業年度末 FTTH アク セスサービス契約数	6,290 千契約	4,962 千契約
事業年度末総合ディジ タル通信サービス回線数	2,983 千回線	3,338 千回線
(注2) 事業年度末 DSL アクセ スサービス契約数	2,058 千契約	2,410 千契約
事業年度末公衆電話機数	147 千個	157 千個
年間電報発信通数	7,506 千通	8,399 千通
事業年度末一般専用サー ビス回線数	160 千回線	175 千回線
(注1) FTTH(Fiber To The Home)	各家庭まで光ファイバケーブルを敷設すること	
(注2) DSL(Digital Subscriber Line)	メタリックケーブルを利用して高速デジタルデータ伝送を可能とする方式の総 称	

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(723 ページ参照)を掲記した。

(4) 郵便事業株式会社

この会社は、郵便の業務及び印紙の売りさばきの業務を営むことを目的として設立されているものである。その資本金は20事業年度末現在で1000億円(全額日本郵政株式会社の出資)となっている。

同会社の20事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。^(注)

(注) 同会社の19事業年度は、19年10月1日から20年3月31日までである。

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	2,050,151,470	2,149,599,690	負債	1,768,223,095	1,880,112,112
うち建物	664,450,439	703,264,700	うち退職給付引当 金	1,068,797,348	1,070,414,129
うち土地	634,083,136	634,098,453	うち預り金	399,586,083	440,424,858
			純資産	281,928,375	269,487,578
			うち資本金	100,000,000	100,000,000
			うち資本剰余金	100,000,000	100,000,000

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度(千円)	19 事業年度(千円)
経常収益	1,887,493,825	1,068,346,335
うち営業収益	1,865,282,645	1,053,676,079
経常費用	1,828,519,607	954,582,724
うち営業原価	1,724,671,023	893,647,302
経常利益	58,974,217	113,763,610
特別利益	1,822,153	211,296
特別損失	4,099,100	1,379,315
法人税、住民税及び事業税	23,353,833	43,108,013
過年度法人税等	3,530,760	—
当期純利益	29,812,677	69,487,578
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	69,487,578	—
剰余金の配当	△ 17,371,880	—
当期純利益	29,812,677	69,487,578
変動額合計	12,440,797	69,487,578
繰越利益剰余金(当期末残高)	81,928,375	69,487,578

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度) 19 年 10 月～ 20 年 3 月
普通郵便物取扱数	20,587,495 千通	12,199,855 千通
特殊郵便物取扱数	571,245 千通	315,865 千通
荷物取扱数	2,701,950 千個	1,347,513 千個

なお、この会社について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(726ページ参照)を掲記した。

(5) 日本下水道事業団

この事業団は、地方公共団体等の要請に基づき、下水道の根幹的施設の建設及び維持管理を行い、下水道に関する技術的援助を行うとともに、下水道技術者の養成並びに下水道に関する技術の開発及び実用化を図ること等により、下水道の整備を促進し、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は20事業年度末現在で12億7510万円(全額地方公共団体出資)となっている。

この事業団について、本院は、日本下水道事業団法(昭和47年法律第41号)第40条^(注)の規定等に基づき検査を実施している。

(注) 日本下水道事業団法第40条 会計検査院は、必要があると認めるときは、事業団につき、国の補助金が交付される事業を受託して行う業務に係る会計を検査することができる。

同事業団の会計は、受託業務及び一般業務の2勘定に区分されており、その勘定別の20事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 受託業務勘定

〔 この勘定は、地方公共団体等から国の補助金が交付される事業等の委託を受けて、終末処理場等の建設工事、下水道に関する技術的援助等の業務に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	94,446,473	94,401,132	負債	84,293,344	84,565,584
うち現金・預金	11,918,413	14,375,168	うち未払金	75,736,456	75,321,586
うち未収金	73,522,003	70,862,330	うち退職給与引当金	3,643,009	3,763,879
			資本	10,153,129	9,835,547
			利益剰余金	10,153,129	9,835,547

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度末(千円)	19 事業年度末(千円)
経常収益	158,392,584	148,378,842
うち受託工事収入	151,042,463	143,016,599
経常費用	158,075,003	148,468,594
うち受託工事費	145,810,250	138,223,310
特別利益	—	97,544
当期利益金	317,581	7,792
(利益の処分)		
当期末処分利益	317,581	7,792
当期利益金	317,581	7,792
利益処分額	317,581	7,792
積立金	317,581	7,792

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
終末処理場等の建設	483 か所	499 か所

イ 一般業務勘定

〔 この勘定は、下水道に関する研修、技術検定、試験研究等の業務に関する経理を行うものである。 〕

(ア) 貸借対照表

区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)	区 分	20 事業年度末 (千円)	19 事業年度末 (千円)
資産	7,403,758	7,140,646	負債	6,065,263	5,763,826
うち建物	3,084,423	3,320,361	うち試験研修施設 拡充資金	2,675,647	2,871,960
うち長期性預金	2,000,000	1,700,000	うち施設整備拡充 準備金	1,997,171	1,440,786
			資本	1,338,494	1,376,820
			資本金	1,275,100	1,275,100
			資本剰余金	63,236	101,654
			利益剰余金	158	65
			繰越欠損金	—	△ 72,969

(イ) 損益計算書

区 分	20 事業年度末(千円)	19 事業年度末(千円)
経常収益	2,263,178	2,406,068
うち試験研究受託収入	339,379	524,315
うち国庫補助金収入	396,589	405,054
うち受託業務勘定より受入	633,407	571,424
経常費用	2,263,085	2,333,033
うち試験研究費	401,010	581,545
うち一般管理費	877,777	902,434
当期利益金	92	73,035
(利益の処分)		
当期末処分利益	92	73,035
当期利益金	92	73,035
利益処分額	92	73,035
積立金	92	73,035

(ウ) 主な業務実績

区 分	20 事業年度	(19 事業年度)
試験研究テーマ数	30 件	39 件
(うち受託研究)	24 件	31 件
(うち固有研究)	6 件	8 件

なお、この事業団について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件(736 ページ参照)を掲記した。